昭和八年一月一日印刷
昭和八年一月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一

東京市芝區金杉新濱町十二番地
印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番
　　　　　　　　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）

明治三十三年八月三日印刷
明治三十三年八月八日發行

神宮司廳

顧問　從四位文學博士　黑川眞賴
顧問　正五位　本居豐穎
顧問　從五位　木村正辭
顧問兼校正　井上賴囶

編修總裁　正三位男爵　細川潤次郎
編修　正七位文學博士　佐藤誠實
副編修　松本愛重
助修　石井小太郎
助修　熊谷直一郎
助修　廣池千九郎
助修　加藤才次郎
助修　山本信哉
助修　馬瀬長松
助修　和田信二郎
助修　村尾節三
助修　石川岩吉

順田貫入

松平平學

此外東海林氏、數多有、

此外奇怪之姓名諸家ニ數多有、繁故略之、

松平備中守內
伊達遠江守內
松平下總守內
紀伊殿御內
松平大和守內

平平平平
東海村舍人
伊藤車戶二
宇知村條利九郎
旦來賀多右衛門
丁治泉
加留田多之右衛門
秦斧治
呉官治左衛門
李佐保之介

旦來、丁ハ紀州鄉名也、李氏呉氏ハ共ニ朝鮮人ノ末也、

大戶好津
鄉半太
西尾谷次
藤田十五兵衛
猿木梶磨
塵子田角摩
勾坂內藏卿
藤司逸平
嶋田嘉總

〔四方の硯雪〕京師の俗に、女兒あまたありて、男兒なき家には、すゑの子を、あぐりと名づくれば、かならず男兒をえ、よろこぶといふ、山田某といふ老儒このためしをこゝろむことありしと、其門人のかたりき、

〔翁草三十八〕一享保廿乙卯年、於江戸、大納言樣仰之由、諸大名の家來、怪姓名之分、書上候樣にとの儀に付、左之通銘々より書上る、

藤堂大學頭內　七里鎌倉兵衞
松平大隅守內　疋和田四方四五右衞門
　　　　　　　七寸五分刑部左衞門
　　　　　　　仁禮五膳吾
　　　　　　　谷谷谷谷
松平陸奧守內　八幡男也
　　　　　　　三方一所典膳
松平相模守內　古屋敷跡新九郎五左衞門
松平修理大夫內　竹下太郎八左衞門
　　　　　　　小助助助
酒井雅樂守內　一石八斗兵衞
牧野河內守內　入交彌六左衞門
鍋嶋攝津守內　嬉野白石社宗彌次郎
水野日向守內　大岡田村正九郎助之進
松平甲斐守內　穴山宮內兵衞

奥平信昌三男、爲₂菅沼大膳大夫養子₁、賜₂松平稱₁、

松平出羽守忠政

始は大須賀五郎左衛門、榊原康政の嫡男也、爲₂大須賀康高之養子₁、賜₂松平稱₁、

内藤仁兵衛忠政　　鳥居左京亮忠政

小笠原右近大夫忠政　　田中筑後守忠政

又

淺井備前守長政　　淺野彈正少弼長政

田中兵部少輔長政　　黒田甲斐守長政

又

酒井左衛門尉忠次　　松平左近將監忠次

戸田三郎左衛門忠次　　阿部四郎兵衛忠次

松平式部大輔忠次

又

大久保五郎右衛門忠勝　　本多中務少輔忠勝

酒井宮内少輔忠勝　　酒井讃岐守忠勝

是等時代同じき也、少しの前後有べけれども、大樣世を隔ざる人多かりしかば、分記し侍る、猶此外にも有しにや、あらば追考すべきのみ、

賢按、此時代、韻鏡を考て、人々名字を、五性に合せて付る抔と言事は、更になし、先祖より名乘來り候名乘字を、上下取替、或は人之名乘字の内を、好に從ひ付來る事故、如斯同名乘、多くありと見えたり、

かひにて、如意輪の御本ぞんをめしかへいて、御ぢそうを改易せらる、○中略そうをつみする習とて、度縁を召返し、げんぞくせさせ奉り、大納言の大輔藤井の松枝と云、ぞく名をこそつけられけれ、

〔法然上人行狀畫圖三十三〕安樂、死刑におよびてのちも、逆鱗なほやまずして、かさねて弟子のとがを、師匠におよぼされ、度縁をめし、俗名をくだされて、遠流の科にさだめらる、藤井の元彥云々、

〔玄同放言下〕姓名稱謂

古書を讀むに、時世は定かならずとも、人の姓名によりて、その時世も、大かたは推しはからる、ものになん、されば いにしへの人の名を、今より見れば、異なりとおもへども、當時はその名を同じうするもの、いと多なるも、今人の名に、某右衛門、某兵衛など、同鄉合壁に同名のもの多かるをもて、推してしるべし、大約六史に見はれたる搢紳に、同名多かる中にも、馬養カウヒは、巨勢朝臣馬飼書紀天武紀下伊與部連馬飼、持統紀、又文武紀四年六月條下作馬養、浦嶋子傳作者、藤原朝臣宇合、續紀卷八元正紀養老三年正月壬寅條下作馬養、其他作宇合、宇合卽馬養假字、俗讀爲乃記安比者非、小野朝臣馬養、續紀八元正紀文忌寸馬養、續紀十三聖武紀調連馬養、同上猪名眞人馬養、續紀八元正紀、猪名又作爲奈、粟田朝臣馬養、同紀船木直馬養、續紀卅三光仁紀この他猶あるべし、

〔鹽尻三十六〕一同時同名之類を、代醉編に多く擧侍る、我國とても、ふたりみたりは、同じ御代に聞え侍りけれど、近き世、神君御在世の時の如く、同じ名有事は、古しへの文にも見え侍らざるにや、好事の者に見せばや迚しるす、

酒井將監忠政　阿部四郎五郎忠政
松平與一郎忠政　伊奈筑後守忠政
森右近大夫忠政　本多美濃守忠政
松平攝津守忠政

聞るもあるは、往時喪亂の世、敗軍の將士、爰に隱れ、後世子孫の名も、自然とみやびやかに付たる歟、

〔兎園小説十二集〕古代の呼名

江州伊香郡金居原村百姓

梨之木

藤之棚

萬代

上之山

堂之坂

川端

同郡奥河並村百姓

大夫

右之村方は、山中にて炭燒を業に致し居候、往古は一村不殘、右樣の名を附居候由に候へ共、追々何次郎、何右衞門など、改名致し、當時宗門帳に、右六人の者、右樣之名を附居申候、

右村方にては、婦相果候夫は、何れも大夫と、年々宗門帳に相附居申候、如何成故と相尋候へば、夫相果候婦を、後家と申すも同じ事と申し居候、

右彥根家、富田甚右衞門殿の話なり、

〔乾坤辯說序〕此篇者、南蠻不留都我留國之人、忠庵所編述也、〇中略

時明曆己亥九月望日　　肥陽長崎　向井玄松序

〔平家物語二〕ざすながしの事

治承元年五月五日の日、天台ざす明雲大そうじやう、公請をちやうじせらる、うへ、藏人を御つ

皆人いひけり、

〔南嶺子 四〕近年、神道者といふもの出來て、その門弟となるものへ、命號をゆるし、又は官名の下つかさなきを名づけ、狩衣淨衣などをゆるす、○中略天子より命爵もなき人、何を以命と稱せんや、たとへば、米屋の太郎兵衞なれ共、神道の方にては、林玄蕃と名つき、豆腐屋の二郎七なれ共、神拜の時は、松川左京と號するなどの免狀をうけ、○下略

〔燕石襍志 一〕苗字

佐渡にては、女の名に、にさといふが夥ありとぞ、その故は知らず、又あさといふ名もおほかり、これは朝に生れたるに、 か名づくといふ、晝夕もこれにおなじ、男子にも、朝介、晝介、夕介など名告るもの多し、亦猿松、總郎、晩兵衞などいふもあり、亦伊兵衞が一子に、伊平、又多平が一子に、多兵衞と名告るものありとなん、その地の俗習便宜に任するものなれば、かくても紛るゝ事なきにや、

〔伊豫國順廻記 二〕前大保木山○新居郡氷見組中略

庄屋 文五郎

御弃地前よりの庄屋にて、一柳家時代の宗門改帳、幷大身鎗一本を藏む、其宗門改帳の內に、男女の名、常に異りたるを左に舉、

男名 千德、相德、𥝱德、宮鶴、松千代、國千代、若松、どよむし、石若、五郎丸、こばん、千立、つども、

女名 半六、へんろ、 よぶ、太郎、次郎、みやいち、さくま、びしや、宮松、きくいち、たまる、さるま、のこる、ひめ、じよろ、はないち、宮路、から松、わかま、さつき、ちよぼ、

右之外、右衞門、左衞門の門は、皆間の字に作る、門に作りたるはなし、右衞門左衞門は、官名なれば、舊は憚りて、間の字に書たる歟、

右の通りにて、女の中に、男名付たるもあり、男名の中に、女名に似たるもあり、又歷々の名の樣に

テハ、領主ト同然也、早々改名スベシト達シケル所、カレコレ迷惑ノ趣キヲ申、改名セズ、其後備後守、領內巡見ノ節、カノ村長ニ、直ニ申サレケルハ、其方ハ名ト吾名ト同然ナレバ、其方改名シテ然ルベシト申サレケレバ、村長答テ、私家ハ、往昔ヨリ代々備後ト申シテ、此村ニ住居致候故、村名迄、既ニ備後村ト申候、殿ハ幾代アトヨリ備後守ト仰セラレ候哉、其年數ハ存ジ申サズ候ヘドモ、當所ノ御領主ニナラレ候ハ、昨今ノ事ニ候、サレバ舊キ私方ニテ改ンヨリ新キ殿ノ御方ニテ御改メナサレ然ルベキヤニ存ジ候ト云、此村長、正直律義ノ一コク者ト云事、備後守、兼テ聞居ケレバ、今村長ガ答ヲ聞テ、莞爾トシテ、成程其方ノ申所尤也、我早速改メベキナレド、我ハ上ヨリ拜領ノ名ナレバ、此方心任セニハ改メ難シ、サレバ其方モ改ルニ及バズ、此方モ改ムベカラズ、其方ハ村長ノ備後、此方ハ領主ノ備後也ト申テ、スマセラレシト也、神君其事ヲ聞召サレ、備後守ガ寬仁大度ヲ賞シ給ヒケルト也、

〔蓑輪軍記下〕蓑輪城安中松井田落城之事
爰に那波無利之助と申者、手勢二百五拾餘人に而、秋間山を飛越、烏川を打渡、

〔常山紀談六〕尼子十勇士と世に唱へけるは、山中鹿之介、藪原炎之介、五月早苗之介、上田稻葉之介、尤道理之介、早川鮎之介、川岸柳之介、井筒女之介、阿波鳴門之介、破骨障子之介なり、

〔備前老人物語〕織田內府へ生駒萬兵衞といひし人、新參の時、ある人はじめてゑる人になりて、貴殿の名、三つの不審侍り、ま兵衞か、まん兵衞歟、まん兵ゑん歟、ゑかとうけたまはりたく存ずといひけり、その時萬兵衞申けるは、不審し給ふ所、餘義なし、なにやうにも、くるしからず、その人の腹中に虛實あればなり、腹空虛の時には、はねていふべき力あるまじければ、ま兵衞との給ふべし、又腹中充實して、酒氣など盛ならん時は、まん兵ゑんとはねらるべし、その本名は、生駒萬兵衞と申者也といひけり、かのとひし人々、又いふべき詞なかりしを、さはらずして、味ある返答なりと、

ちかくほんてうをうかゞふに、せうへいのまさかど、天慶のすみとも、かう和のぎしん、○義親平治のしんらい、○信頼これらは、おごれる事も、たけきこゝろも、みなとり〴〵なりしかども、○下略

〔古今著聞集 十六興言利口〕壬生二品家隆の家にて、ある人の子を男になす事侍り、隆祐朝臣○家隆子の子になして、やがてかの朝臣、加冠はしけり、名をば何とか付くべきなど沙汰しけるを、あつみの三郎爲俊といふ田舍さぶらひ聞て、進み出ていひけるは、此殿に、御一家は、みな隆の字をなのらせたまへば、い。へ。た。か。とや付け參らせらるべく候らんと、ゆゝしくはからひ申たりげにていふを、人々わらひのゝしる事かぎりなし、○下略

〔先哲叢談 五〕源君美、字在中、新井氏、小字勘解由、○中略入貢琉球人、得白石詩草歸、遂致之清、清翰林鄭任鑰、自寫作之序、此本復經琉球至日本、終落白石手、白石珍藏之、而序中指白石、書新堪、此勘堪香相近、蓋誤傳新井勘解由、而略稱之云、

〔吾妻鏡 十七〕建仁二年六月廿五日戊戌、尼御臺所、○源頼朝妻政子入御左金吾○源頼家御所、○中略於東北兵御所有勸盃、及數巡、召舞女微妙、有舞曲、知康候鼓役、酒客皆酣、知康進御前取銚子、勸酒於北條五郎時連、此間酒狂之餘、知康云、北條五郎者、云容儀、云進退、可謂拔群處、實名太下劣也、時連之連字者、貫錢貨儀歟、貫之依爲歌仙、訪其芳躅歟、旁不可然、早可改名之由、將軍直可被仰之云云、全可改連字之旨、北條被諾申之、

〔吉備烈公遺事〕公新太郎樣○池田光政ト申キ、諸侯、此コト如何候ラン、改ラルベキカト有シトキ、公其事ハ仰ラレズ、近頃江戸町ヲ通リ候ニ、カヂニ大和守、或ハ鏡磨モノヽ、何ノ大掾抔ト申名ノ候、サノミ辱クモ覺エ候ハズトゾノタマヒケル、

〔明良洪範 十五〕酒井備後守忠勝、領地ヲ賜ハリシニ、其領地ノ内ニ、備後村ト云村有テ、其村長ヲ備後ト云、郡奉行某、右村長備後方ヘ達シケルハ、領主ノ名ヲ備後守ト申スニ、其領内ノ者、備後ト申

ずるに、むかしより如斯ありしにや、古今著聞集〈巻十六興言利口ノ部〉壬生二品家隆の家にて、ある人の子を男になす事侍り、〇中略名をば何とか付けべきなど沙汰しけるを、〈貞丈云、エボシオヤガ、エボシ子ニ名ヲ付ルナリ、〉あつみの三郎爲俊といふ田舍さぶらひ聞て、進み出て言けるは、此殿が、〈貞丈云、此殿トハ家隆ノ家ヲサシテ云ナリ、〉御一家は、みな隆の字をなのらせ給へば、いへたかとや付參らせらるべけんと、ゆゝしくはからひ申たりげにいふを、人々わらひのゝしる事かぎりなし、爲俊が父圖書允爲弘聞て、いかに汝ふしぎをば申ぞ、殿の御名乘をしりまいらせぬか〇中略といはれて、さも候はず、殿の御名のりをば、かりうとこそしり參らせて候へ、世にも亦さこそ申候なれとぞ陳じたりける、〇中略是常に自他共に、カリウとのみ云習したるゆへ、爲俊が、イヘタカと云事をば、知らざりし也、名を音に唱ふることは、上古にはなかりし也、人丸を、ニングハンといはず、赤人を、シャクニンと云はず、是にて知るべし、時平大臣を、シヘイノオトヾと云ひ傳へたるは、延喜の頃よりの云習はし歟、さらば其頃より、音に唱る事ありし歟、

〔玉勝間 九〕人名を文字音にいふ事

人の名を、世に文字の音にて呼ならへる事、ふるくは時平大臣、多田滿仲、源賴光、安倍晴明などのごときあり、やゝ後には、俊成卿、定家卿、家隆卿、鴨長明など、もはらもじごゑにのみいひならへり、琵琶ほうしの平家物語をかたるをきくに、つねにはさもあらぬ、もろ〳〵の人の名ども、おほくはもじごゑに物すなるは、當時ことに、よの中にさかりなりしことなめり、

〔江談抄 二雜事〕天曆皇帝〈〇村上〉問手跡於道風事

天曆皇帝、召道風朝臣勅云、我朝上手誰人哉、申云、空海、敏行、時人難云、於大師御名、可奏音讀也、敏行ヲバ、猶止志由岐止奈牟(トシユキトナム)可奏云々、

〔平家物語 一〕祇園しやうじやの事

〔古事記仲哀中〕故建内宿禰命、率二其太子一、〇應神爲レ將レ禊、而經二歷淡海及若狹國一之時、於二高志前之角鹿一、造二假宮一而坐、爾坐二其地一伊奢沙和氣大神之命見二於夜夢一云、以二吾名一欲レ易二御子之御名一、爾言禱白之、恐隨レ命易奉、亦其神詔、明日之旦、應レ幸二於濱一、獻二易名之幣一、故其旦幸二行于濱一之時、毀レ鼻入鹿魚、既依二一浦一、於レ是御子、令レ白二于神一云、於レ我給二御食之魚一、故亦稱二其御名一號二御食津大神一、故於レ今謂二氣比大神一也、

〔續世繼四宇治の河瀬〕ためあきら〇高階爲章といひし人も、本はためのりといひけるを、白河院のためあきらとめしたりけるより、かはりたるとかや、おほちの高大貳は、なりのりといひしかども、このころ、そのすゑは、むねあきらなどいへるは、めしけるより、あらたまりたるとかや、

〔松の落葉四〕男女の名昔やうにつくはひがことなる事
近き世に、ふることまなびをし、いにしへぶりの歌よむをのこは、なに彥くれ麻呂といふやうなる、いにしへざまの名をつくなるは、いと〳〵心づきなく、さはすまじきことになん、名はまぎれぬための志るしなるに、なに彥くれ麻呂といへば、いにしへの人ときこえて、さにあらず、いとまぎらはしき事ならずや、志かつきてのち、名のをかしからずとて、たび〳〵かふるは、ことにわろし、その人は、これかかれかとまがふべし、

〔年々隨筆一〕いにしへの人は、某麻呂といふ名多し、自稱してまろといふも、まろはもとより自稱なるにつきて、人の名にもおほくつくか、人の名に多かるゆゑ、自稱ともなれるか、もとすゑは、志らねど、ひとつ根ざしの詞にはあるべし、近ごろまでは、天子の自稱のやうに心えをりつるを、學問の道あきらかになりて、今はさしもあらぬにや、牛飼は後々までも、丸といふ名つくうへに、天平勝寶の東大寺の奴婢籍にも、某丸といふ名多かり、

〔安齋隨筆前編一〕一人名唱以二字音一　世に名高き人の名をば、字音をもつて唱ふ、たとへば道風をば、タウフウ、俊成をば、シユンゼイ、定家をば、テイカ、家隆をば、カリウと唱る類也といふ說あり、按

古事記仁德天皇御段に、丸邇臣口子、書紀應神御卷に、壹岐直眞根子、仁德御卷に、茨田連衫子、又佐伯直阿俄能胡，履中御卷に、阿曇連濱子、雄略，御卷に、佐伯部仲子、又難波吉士赤目子、又倭子連、又水江浦嶋子、繼體，御卷に、筑紫君葛子、又目頰子、安閑，御卷に、稚子直、欽明御卷に、中臣連鎌子、又葛城山田直瑞子、敏達，御卷に、吉子金士、又大伴糠手子連、又物部贄子連、推古，御卷に、小野臣妹子など見えたり、さて右の名どもの中に、石押分之子、贄持之子、古事記書紀ともに之字あり、仁德，御卷の衫子の訓注に、莒(コ)呂(ロ)母(モ)能(ノ)古(コ)と見え、また阿(ア)俄(ガ)能(ノ)胡(コ)、又浦嶋，子、又中臣系圖に、鎌足公の祖父の名、方，子とも、加(カ)多(タ)能(ノ)子(コ)とも書る、これらによらば、すべて皆某之子と之をそへてよむべきかと思はるれど、又繼體，御卷なる、目頰子を、歌に梅(メ)豆(ヅ)羅(ラ)古(コ)どあれば、なべて之といふべきにもあらず、さて又推古，御卷に、阿倍臣鳥といふ人を鳥子ともあり、又敏達，御卷なる、糠手子連を、崇峻，御卷には、糠手連と見え、舒明，御卷に、中臣連彌氣とある人を、家系圖には御食子大連公と見え、又皇極，御卷に、巨勢臣德太とある人を、孝德，御卷には、德陀古ともある、これらをもて見れば、子といふことを、はぶきてもそへても、いへるも有しにや、

〔名字辨〕外國より歸化し人々も、其才其功などあれば、官位をもたまひしなり、かく官などたまひて後も、姓名はしも字音にいふべく、（續紀に、玄蕃頭從五位下袁晋卿、外從五位下李元環、正六位上沈惟岳、正六位上孟惠芝、正六位上張道光などあり、）こなたの姓をたまはりて後も、猶名は字音にいふべきと、（續紀に、高倉朝臣福信、難波連庚受、狛造千金、濱村宿禰晋卿、清海宿禰惟岳などおほかり、）姓はたまはねども、御國ぶりの名をしつきし人は、姓は字音にて、名は訓にいふべきもあるなりけり、（續紀に、遣法華寺判官從六位下余東人、正六位上辛男床、大初位上支母末吉足、答他伊奈麻呂、金五百依などあるがごとし、）

錄何ノ用ニ立ベキヤ、是大缺典也、今世ニモ、公家ハ猶古ヲ存シテ、常ニ名ヲ稱ス、家ニハ近衛九條等ノ稱有ドモ、一人ノ稱ニ非ズ、大臣納言等ノ官ハ、一人ノ官ニ非ズ、且自己ヨリ稱スルニ名ヲ稱セズ、家號又ハ官名ヲモ稱ベキ義ナシ、人ヨリ呼ニハ、官名ヲモ家號ヲモ稱スルナリ、公家ノミニ非ズ、賀茂ノ神主等モ、常ニ名ヲ稱スコト、公家ト同ジ、賀茂ニ詣シトキ、禰宜等ノ伺公スル番所ヲ見タリシニ、長キ板ニ、數多ノ禰宜ノ名ヲ書テ掛タル有、上ニ從五位下、正六位上等ノ爵位ヲ書シ、下ニ賀茂某抔ト姓名ヲ書セリ、彼等ハ家ニ苗字アリ、左近兵部抔ト云官名モ有テ、常ニ稱ルニハ、苗字ト權ノ官名ヲ唱ヘ、鴨脚民部、梨木左京ナド云ヘドモ、社頭ノ名籍ニハ、是ヲ不書、只位階ト姓名計リヲ書スルヲ、日本ノ古法ヲ失ハズ、中華ノ禮ニモ合ヘリ、又伶人ニモ苗字有、官名有テ、常ニハ是ヲ唱レドモ、音樂管絃ノ目錄ニハ、只姓名ヲ書コト、賀茂ノ神官ノ如シ、是古風ヲ存セルイミジキコトナリ、願クハ武家モ、カク有マホシキ也、凡諸侯以下ノ人、縣官ニ謁見シ、其外臣民ノ君上ニ謁見シ、士大夫ノ相見スルニ、苗字官名ノ下ニ、必名ヲ連テ稱スベシ、凡進物ノ目錄ニモ、貴賤トナク、必名ヲ書ベシ、國家ノ記錄、朝廷ノ文書ヲ始メ、士庶人、平日ノ書札ニモ、必名ヲ書スベシ、總ジテ平日ノ交ニ、自己ヨリ稱スルニハ、必名ヲ云コト、公家ノ如クナルベシ、如此ナラバ、吾人ノ名、世ニ通行ノ人ノ名ヲモ互ニ記臆シ、苟且ノ筆札ニモ、名存スベケレバ、歲月ヲ經テモ、其人體紛ルヽコトナカルベシ、今ノ世ニハ、名ヲ稱スルコトナキ故ニ、親戚朋友ノ交ニモ、一生其名ヲ知ザルコト多シ、凡天子ヨリ士庶人ニ至迄、名乘ノ外ニ、眞ノ名有コトナシ、世俗名乘ヲ實名ト云ニテ知ベシ、名乘ト云モ、自己ヨリ稱スベキ名目也、

〔玉勝間八〕男の名にも某子といへる事

中昔よりこなた、女名に某子といふこと、なべての例也、いにしへにもをり〳〵見えたり、さていにしへは、男の名にも子といへる多し、まづ神武天皇の御世に、石押分之子贄持之子といふあり、

然遂不可爲法、大抵國家、千餘年前、人文旣闢、禮樂文章、粲然大備、官制地名、至今有賴、皆先王遺風也、其後國陷戰爭、文敎掃地、詞令之間、名稱紊亂、可勝慨也哉、

〔斥非〕凡人有名有字、名者所自稱、字者人之所與、所以表德也、故人稱之、凡自稱者、除天子稱朕、稱予一人、諸侯稱孤寡不穀外、雖尊長於卑幼、貴者於賤者、師於弟子、皆稱名不稱字也、呼人者、唯父名子、君名臣、有名之、有不名、師於弟子亦然、惟古之師嚴、名其弟子、如孔子之於七十子可見矣、後世師道不嚴、不敢名弟子、他如尊長於卑幼、貴者於賤者、亦不敢輕名之、必度其高下、寧過於恭、勿失於倨、是謂有禮、夫稱呼者、禮之大節也、敬慢係焉、故君子愼之、倭儒乃忽之、言語書札、往往誤稱呼、常見末學書生、作書札及贈人詩若文、或題所與之名、或自書其字、皆爲失禮、華人弗爲也、

〔經濟錄九制度〕名ト云ハ、只今ノ名乘也、字ト號トハ、日本人ニ本來是ナシ、學者ニ字號アルハ私事也、古ハ公家武家庶人モ、常ニ名ヲ稱セシニ、近世ニ及テ、彼是ニ稱スル官名ヲ、常ニ稱スルナラハシニ成テ、何トナク名ヲ稱スルコト廢シテ、今ハ但公家ニノミ、古風ヲ不失シテ、常ニナヲ稱スルナリ、サレバ親戚朋友ノ間ニテモ、互ニ其名ヲ不知、朝廷ノ禮式ニモ、名ヲ稱スルコトナク、國家ノ記錄ニモ、名ヲ書スルコトナキ故ニ、官名計ヲ書付ケタルヲ見テハ、誰某ト云コト分明ニ知レズ、近世ノ風俗ニテ、官名ヲ父子代々、相襲スルコト多ク、又同族ノ中ニテ、昨日迄彼人ノ稱セシ官名ヲ、今日此人稱スルコトアリ、譬バ前ニ松本侯ヲ水野日向守ト名乘シニ、松本侯亡テ、結城侯又水野日向守ト稱スル類也、殊ニ松平氏ハ、諸侯以下ニ甚多ケレバ、一ノ官名ヲ彼方此方ニテ稱スレバ、其苗字ト其官名トヲ聞ル計ニテハ、誰ト云コトヲ辨ヘ知べキ樣ナシ、箇樣ノ類、名ヲ稱セズシテ、官名ヲ稱シ、朝廷ノ文書記錄等ニモ、ナヲ書セズシテ、官名ノミヲ書テハ、其年ノ內ニモ混亂シテ、知難キコトアリ、五年十年ノ久キ年月ヲ經テハ、決シテ誰某ト云コト知ザルベシ、如此ニテハ記

〔刊謬正俗〕名字類

吾國古、有名而無字、如紀寛（長谷雄字）三耀（三好清貫）文琳（文屋康秀）等、稍開其字、自中葉以還、尤失其義、至于今日、其弊不可勝言矣、或以官爲字、（如左右衛門左右兵衛大夫等是也）或以國爲字、或以號爲字、（如庵軒室齋等是也）孟浪胡亂、可厭之甚、如以官爲字、蓋起于僭、尤不可也、官是朝廷所置、可自命其字也哉、且如曰某兵衛某左衛門、亦非全官號、或以二官爲一人字、尤不可也、而至小夫賤隸、皆冒其號、不以爲怪、不可不革、若不能遽禁、則唯臨文曰某左、而口唱曰某左衛門、積以歲月、庶乎其化矣、噫又如以二郎三郎爲字、協古者伯仲之義、然如長曰十郎、次曰五郎、亦是倒置、或有重稱之者、（如以五郎三郎爲一人字是也）亦是胡亂、如庵軒等字、醫師髠徒、多用之、華僧如兀庵密庵、亦是字、然不可爲法、或既有假名寔名、而又單名而字之者亦甚繁、或有剪假名上一字爲名、而別字之者、是亦胡亂、變亂名字之義、不可從焉、或有厭假名之陋、而借音義同者代之、混漢人之字者、亦非正也、名字之說、持身大綱、紊亂敗壞、至於如此、可勝歎也哉、有志之士、須擇不忤于俗、不愆于古者、名以取其義、字以敬其名、庶乎其可矣、

〔刊謬正俗〕稱呼類

稱呼他人、或姓下用號若字、（如曰蘇東坡、蘇子瞻是也、）或單用號如字亦可、然稱他人名、决是不可、君前臣名、父前子名、師前弟子名、除此之外、無稱名之理、古詩有飯顆山前逢杜甫、不及汪倫送我情等句、皆對人稱名甚質矣、書牘序引中、不可用也、

古者尊則字之、後世則又有別號、然今人、或有名而無字、或有字而無號、如無字號、則單用姓某生某丈、隨宜用之、似亦無害、尹起莘發明中、稱程頤子、方孝孺明辨、稱蘇洵子、皆名下注子字、孟子雖有章子之稱、亦非今日之宜、不稱可也、

剪名置之號上、或屬之字上、皆釋門家習、如稱印月江、敝盧庵是也、今釋子以此稱士人、或剪名曰某公者非是、或有稱賴朝源公、時賴平公者、其稱似倒、然浮屠文字中、既有如曰景濂宋公者、亦是緇林舊習、

岡本文彌
都万一大夫
都大夫一中
松本治大夫
宮古路國大夫 都半中改、江戸へ出て一流をかたり出し、常磐津豐後掾と改、豐後ブシを弘む、
富本豐前大夫 享和文化の頃の人、一流をかたり出す、世に富本ブシと云、
岡本阿波大夫 後鳴戸大夫と改
鶴賀若狹掾

〔淨瑠理大系圖上〕當流竹本義大夫
東流元祖豐竹若大夫
二代目義大夫若竹政大夫

〔蜘蛛の糸卷追加〕天明中俳優
天明寛政の比は、藝道に名人多かり、俳優にも市川團十郎、六代目、後に向嶋白猿、中村仲藏、松本幸四郎、大谷友右衛門、中村助五郎、澤村宗十郎、嵐三五郎、二代目市川八百藏、市川門之助、女形に瀨川菊之丞、仙女の盛同富三郎、岩井半四郎、中村富十郎、同のしほ、小佐川常世、佐野川一松、山下金作、いづれも千金の役者なり、

〔諸藝目利講二〕いくさの講釋の上手は、浪華に梅龍、江戸の靜山は、まさりおとらぬ能辨にして、よく人を感ぜしむ、

〔只誠埃錄二百二〕當時おとしばなし流行する來由
近來江戸において、落語中興の祖は、立川談洲樓烏亭焉馬老人なり、

伊藤出羽掾

（大坂）山本河内掾

山本飛驒掾

（京角大夫事）山本土佐掾

（奈良）小林平大夫

（大坂阿波大夫事）岡本鳴渡大夫

（大坂）表具又四郎

岡本文彌

（いせ岡本市大夫事）木屋七大夫

（京）岸本平大夫

都越後掾

都大夫一中

（弟子）宮古路豐後掾（國大夫　中中改）

（弟子）宮古路文字大夫（又都千中に聟　後常磐津さ改）

（一中嫡子千朴改）都若大夫一中

（聟）都金大夫三中

（弟子）都秀大夫一中（千中改）

吾妻路宮古大夫（都金大夫三中改　入道而千朴）

都大夫一中（吾妻路宮古大夫改）

都三中（後盲人に成）

（清中改）都三中

（桂字改）都三中

都榮中

都桃中

（淨瑠理大系圖上）伊勢島宮内（正保貞和の比の人、一流をかたり出す、）

宇治嘉大夫（紀州の人（中略）後受領して、字治加賀掾藤原好澄さ改名、）

藝名

〔蜘蛛の糸巻追加〕春駒の上るり

天明二年寅の霜月顏見世に、中村座にて、〇中略豐前大夫妙音にて、櫻田治助妙作にて、吉原の遊女名寄の春駒、兩人〇岩井半四郎、瀨川菊之丞、の所作、奇々妙々いふべからず、〇中略扨右遊女名寄の文句にのりたるは、若紫、玉屋千山、丁子屋雛鶴、同九重、同もろこし、同丁山、同なゝ、里扇屋若松、同連山、同濃紫、玉屋花紫、同誰が袖、大文字屋かほる、同花扇、二代目若菜、わかなや白露、越前屋くれなゐ、同すがたの、松葉屋都路、同あげ卷、同瀨川、同龜菊、同すが原、同江川、同ときは木、同かたらひ、同春日野、同以上廿七人、いづれも時の名妓、みせにつかず、仲の町をはりたる遊女どもなり、

〔後は昔物語〕よし原女藝者といふもの、扇やかせんに始まれり、

〔そゞろ物語〕歌舞妓をどりの事

見しは今、江戶にはやり物しなゞゝ有といへども、よし原町のかぶき女にしくはなし、〇中略慶長のころほひ、出雲の國に、小村三右衞門といふ人のむすめに、くにといひて、かたちゆう容に、心ざまやさしき遊女候ひしが、〇中略此遊女男舞かぶきと名付て、かみをみじかく切、折わけに結、さや卷を指、きた北野のつしま對馬のかみ好と名付、今やうをうたひ、ふぢよのほまれ世にこえ、顏色無雙にして、袖をひるがへすよそほひを見る人、心をまどはせり、それを見しよりこのかた、諸國の遊女そのかたちをまなび、一座の役者をそろへ、舞臺を立をき、笛、たいこ、つゞみを打ならし、ねずみ鼠戶を立て、是を諸人に見せける、中にも名をえし遊女には、佐渡島正吉、村山左近、岡本織部、北野小大夫、出來島長門守、杉山主殿、幾島丹後守など、名付、是等は一座のかしらにて、かぶきの和尙といへるなり、

〔糸竹曲類纂一下〕都三中傳へし一中節の系圖あり、いぶかしき事もあれど、左に摸し出せり、常磐津系圖は、これによりて、作り添へしものなり、

相國、〇藤原賴通被賞中君、延久年中、後三條院、同幸此寺社、狛犬犢等之類、並舟而來、人謂神仙、近代之勝事也、

〔平家物語 一〕妓王事

京中に聞えたるしらびやうしのじやうず、ぎ王ぎ女とて、おとゝひあり、とぢといふしらびやうしがむすめなり、しかるにあねのぎわうを、入道相國〇平清盛てうあいし給ひしうへ、いもとの妓女をも、世の人もてなす事なのめならず、〇中略京中のしらびやうしども、ぎわうが、さいはひのめでたきやうをきひて、うらやむものもあり、そねむもののもあり、うらやむものどもは、あなめでたのぎわう御ぜんのさいはひや、おなじ遊女とならば、たれもみなあのやうでこそありたけれ、いかさまにも妓といふ文字を名に付て、かくはめでたきやらん、いざや我らもついてみんとて、あるひは妓一妓二とつき、あるひはぎふくぎとくなどつくものもありけり、そねむものどもは、なんでう名により、文字にはよるべき、さいはひは、たゞせん世のむまれつきでこそあんなれとて、つかぬものもおほかりけり、

〔當世武野俗談〕新吉原松葉屋瀨川

新吉原江戸町松葉屋半右衞門抱瀨川といふ傾城は、十ヶ年以來は、五丁町に並ぶ方なき全盛なり、〇中略寛文の頃には、小紫は能く和歌の道に達し、不斷敷嶋の道を尋ね、風雅にして心やさしく、世上こぞつて偏に石山寺の觀世音にて、源氏六十帖編集したる紫式部にも似たりとて、其名を小紫と號けしとなり、〇中略又嶋原の吉野は、初め浮船と名乘しを、或春郭櫻の花盛を見て、嶋原籠中の吟とて、

　こゝにさへさぞな吉野は花ざかり

と云ふ名句有りしゆゑ、これより世に吉野と呼ばれける、

〔相撲今昔物語八〕近世當時名高相撲

大木戶團右衞門〇元祿年中中略

兩國梶之助〇元祿年中略

谷風梶之助〇享保年中略

釋迦嶽雲右衞門〇明和年中略

小野川喜三郎〇天明年中略

鷲ヶ濱音右衞門〇中略

鬼面山谷五郎

〔萬葉集六〕冬十二月〇天平二年太宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首〇歌略

右太宰帥大伴卿、兼任大納言、向京上道、此日馬駐水城、顧望府家、于時送卿府吏之中、有遊行女婦、其字曰兒島也、〇一本作曰

〔大和物語下〕亭子のみかど〇宇多河じりにおはしましにけり、うかれめに、しろといふもの有けり、

〔古事談二臣節〕小野宮大臣〇藤原實資愛遊女香爐、其時又大二條殿〇藤原敎通愛此女、相府香爐ニ被問云、我與髯愛何乎、汝已通大臣二人、二條關白髯長之、故稱之、

〔古事談二臣節〕御堂〇藤原道長召遊女小觀音、觀音弟也御出家之後、被參七大寺之時、歸洛經河尻、其間小觀音參入、入道殿聞之顔赧面、給御衣被返遣之云々、

〔朝野群載三文筆〕遊女記

江口則觀音爲祖、中君□□□小馬、白女、主殿、蟹嶋則宮城爲宗、如意香爐、孔雀、三枝、〇枝或作枚神崎則河派姬爲長者、孤蘇、宮子、力余、小兒之屬、皆是倶尸羅之再誕、衣通姬之後身也、〇中略長保年中、東三條院、參詣住吉社天王寺、此時禪定大相國、〇藤原道長被寵小觀音、長元年中、上東門院、又有御行、此時宇治大

相撲名

講釋せんは、いとむつかしかりぬべし、菩提の道も疎ければ、西念淨蓮にても有るべからず、されば世の人のうへをみるに、金藏といふも貧に責められ、萬吉も不幸はのがれず、玉といふ下女、光もなく、かるとつけても尻重し、名はその人によらぬものかも、よしさらばたゞ闕市走女も覺よく、妻も娘もかきやすからむをと、此日人のもとへ消息の筆にまかせて、たゞ暮水とは書きはじめける、それだに人の味ひて、これは何の心にて、それは此語によるならむと、蛇に足をそへ、摺小木に耳をもはやして、自然とふかき字義にも叶はゞ、それも又をかしかりぬべし、

へちまとはへちまに似たで糸瓜哉

〔長春隨筆 坤〕市川海老藏は、○中略俳道に心をゆだね、大坂なる椎が本舊德翁才麿の門に遊びて、俳名を才牛と號し、

〔續近世畸人傳 五〕建凌岱

凌岱は、建部氏なれども、建の一字をもちう、はじめ俳諧を業とせる時、淺草門前に住、雷神のかたかたに、風神の袋負へる形ををかしとて、自涼袋と名乘しが、俳諧を止てのち、文字を凌岱とあらたむ、國風の歌文章には綾足と稱へ、畫には寒葉齋と號す、

〔享保集成絲綸錄 四十五〕慶安四卯年七月

一ゑこ名之異名を附候者有之候はゞ、早々可申上候、いにしへより相撲取候もの異名附候共、向後は其名堅可爲無用事、

〔百家琦行傳 二〕谷風梶之助

谷風は、生國奧州宮城野霞目村の農家の子なり、寬保三庚午年八月八日に產る、幼名與四郎と呼けり、幼稚の時より角抵をこのみ、十九歲にて初て秀の山と號り、後伊達が關森ゑもんと呼けり、○中略安永五年廿七歲、谷風梶之助と改名す、

又杖鏤子、是佛坊等の諸號あり、

〔近世奇跡考三〕榎本其角傳

寛文元辛丑年七月十七日生る、榎本は母方の姓と云、本姓は竹下、一に竹内と云、其爪庵の説也、○中略延寶二十歌仙、田舍の句合等に螺舍、あるひは螺子とあり、初名なるべし、一蝶たがかけの讃に、螺舍其角とあれば、後には號にもちゐし歟、つゞきの原に、麒角ともかけり、江戸鹿子、江戸圖鑑等に、龜鶴とあるは誤ならん、晉其角と稱せしは、易經に、「晉其角」とあるにもとづけり、寶晉齋は米元章が硯に鐫たる文字也、其硯を得て、寶晉の二字、寶井晉子と云によくかなへりとて、佐玄龍に扁額をかゝしめて、庵にかけ、則寶晉齋と號せしよし五元集に見ゆ、

〔俳家奇人談中〕服部嵐雪

服部嵐雪は、淡州小榎並村に出生す、幼名久馬助、○中略蕉門に遊て、俳名を治助といふ、後嵐雪といへるは、嵐の庭の雪ならではと思ひ寄り侍る愚さ、今更改んもをこがましと笑ふ事度々なり、○中略初に黄落庵、寒蓼堂の稱あり、後に雪中庵、一に不白軒、玄峯堂と號せしは、禪錄に、雪千山を埋む什麼孤峯不白なるといふ語によれるとぞ、

〔鶉衣〕自名つく說

遁世の奏、すでに定まりぬ、さてはうき世の名にもあらじ、さるべき二字にあらためばやと、名を思ひ、字をえらむに、今は父母も世にまさず、官路もいとひ離れたれば、忠孝の字義をとらむも、跡のまつりとやいふべからむ、よし又四書古文の拔書もあまねく人の取盡し、まして歸去來のことばなど、あらゆる隱者のむしり取て、骨ばかりに喰ひちらしたる、さらば博識の門に乞はゞ、意味深長の二字もなどあらざるべき、されども夫は耳遠ければ、名はいかにと問聞かむ人の、とみに心得ぬ顏の口をしく、ほね折の詮なき心地すれば、これは其書の誰が言なりなど、一人々々に

俳名

天明を盛、歷々たる名家、○中略狂歌師に、四方赤良、後に蜀山人朱羅漢江、○山崎景貫元の木阿彌、○金子正雄大屋裏住、○久須美孫左衛門鹿津部眞顏、○北川嘉兵衛宿屋飯盛、○石川雅望錢屋金持、○大坂屋甚兵衛右いづれも、おのれ○岩瀬京山十五六歲の時、見聞の名家なり、

〔百家琦行傳四〕朱樂菅江

菅江は武家なり、東武牛込に住して、姓は山崎、名は景貫、○中略遺人その面、蜀の關羽に似たるをもて、綽名して關公と云けるを、其まゝ用ひて關江と字せしを、後に一字あらためて漢江とも書し、常に龜戸天滿宮を信迎せしによりて、菅の字を用ひて、亦菅江と改めけり、

〔狂歌百人一首〕蘆邊田鶴丸、別號三蔵樓○歌略下同　紀乎佐丸　筆常持別號巴扇堂　豐年雪麿別號月花庵

少々道頼別號花廼屋　三陀羅法師別號千種庵　一寸法師別號瓢簞園

〔狂歌現在奇人譚初編上〕鬼外樓内成の傳

内成は、東都舟町に住して、氏は藤井、俗稱を勘次郎といふ、蜀山翁より福廼屋といふ號をおくられければ、五老先生また鬼外樓と號られたり、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕新撰狂歌集に、前大上戸朝又、宇治茶大臣などは、酒の歌、茶の歌なれば、それに附てさる名を書るにて、其讀人の常に用ゆる戲名には非ず、又池田正式が、布留田造、平群實柿なども一時作り設し名なり、後世のごとき、名を作りて用ひたる者はなく、皆實名を書り、誹諧師も、宗匠は僧形なれば、字音に呼ぶ名をつけれ共、俗體の者は、名乘を用ること連歌の如くなりしに、後世常の人も宗匠めける名をつくことは、大かた談林よりこのかたのことなり、是を俳名と呼、

〔俳家奇人談中〕松尾桃青

松尾忠左衛門は、伊賀上野藤堂何某の近臣なり、○中略深川に庵を結ぶに、みづから芭蕉を植て樂しむ、是より世に擧て芭蕉庵と稱す、泊船堂、無名庵、養虫庵、瓢中庵の諸號あり、初の名を宗房といへり、後桃青と改む、

手爾乎波の學びに通じて、詞の本末一卷をあらはす、妻も同じくざれ歌をたしみ、狂歌の名を智惠の內子と號、

　祭の和樽

和樽は鈍々亭と號、狂歌の大人也、

　杏華園蜀山人

蜀山人は太田氏、名覃、字子耜、號南步、後に南畝と改む、通稱直次郎、晚年七左衛門と改む、から倭のふみにわたり、博識なり、生質狂歌を好み、朱樂菅江の門に遊び、狂名寐惚先生、また四方の赤良と云、

〔江戶作者部類〕山東京傳

江戶京橋銀座一丁目の家主岩瀨傳左衛門本姓は灰田也の長男にて、實名を傳藏と云、名は田藏、字は伯慶、後に名を醒、字を酉星と改め、山東庵と號し、醒々老人と稱す、嘗て畫を北尾重政に學びて、畫名を北尾政演といひけり、

式亭三馬

三馬は、板木師菊池茂兵衛の子也、名は太助、○中略戲作は寬政八九年の頃より名を著はして、初は西宮新六板にて、二冊三冊の臭草紙を作り、又洒落本とか云、誨淫の小冊を綴て印行したり、みづから云、吾は唐來子の才を慕ひ、烏亭子に忘形の友とせられしより、三和焉馬の一字を取りて、三馬と號するとぞ、

爲永春水

　實名を越前屋長二郎と云

〔蜘蛛の糸卷〕文墨の名家

名覃、字子耜、南畝と號し、又蜀山と號す、杏花園、石楠齋、遠櫻山人等は、別號也、通稱太田七左衞門〈初日ニ直次郞〉といふ、牛込に居住し、後駿河臺に移る、初め狂名を四方赤人(ヨモノアカヒト)といひ、後赤良(アカラ)と改む、

〔歌俳百人集〕俵の船積

船積は田原氏、大湊舍と云、天明の頃、狂歌の大人にて、そのかみ上手の名を取し人也、

荻廼屋裏住

裏住は久須美氏、通稱白子屋孫左衞門、江戸の產也、〇中略 狂名を窓雪院大屋の裏住と改め、四方〇大田覃の門下と成、

三陀羅法師

三陀羅は千秋庵と號す、神田お玉ヶ池に住し、狂歌をもつて世にしらる、

六樹園飯盛

飯盛は石川氏、名雅望、字五老、狂名宿屋のめしもり、通稱ぬかや七兵衞、後に五郎兵衞とあらたむ、

烏亭焉馬

焉馬は、中村氏、名英祝、通稱和泉屋和介、初號野見てうなごんすみかね、別號桃栗山人、柿發齋、一號淡洲樓、本所相生町に住ゐして、家業足袋職なり、幼年より狂歌を好み、〇中略 狂名と號し、をかしき名をつけたるは、此人を始とす、

大木戶黑牛

黑牛は越前敦賀の產にして、幼き時東都に來たりて、〇中略 狂歌を好み、其頃の大人濱邊の黑人が門人となり、狂名大木戶の黑牛と號す、芝高輪に住しゆへ、師家よりかくとなづけしよし也、

元の木網

木網は名正雄、幼名喜文、後に通稱金子喜三郞といふ、武州松山の產なり、狂歌を以て世に名高し、

戲號

〔日知錄二十三〕變姓名

古人變姓名、多是避仇、然亦有無所爲而變者、范蠡適齊爲鴟夷、子皮之陶爲朱公、第五倫客河東、自稱王伯齊、梁鴻適齊、姓運期、名耀、

〔台記〕久安三年四月廿二日乙卯、今夜始千手供二壇、〈八〇三〇祈〉又於持佛堂千手御前、余〈〇藤原頼長〉禮拜千八十遍、〈同祈〉此記書八三者、是公春也、

〔通語十〕檻泉三箇、左壑右洄、理債逐人、得一莖禾、屈直委心、寄半行書、奢者不久、板木作土、水驚樹春、自古爲都、欲求其郡、從和仲、欲知其國、問長沮、

〇按ズルニ、是ハ中井積德大坂浪花西成郡津國ノ隱語ナリ、

〔戲作者小傳〕風來山人

名は國倫、字は士彝、鳩溪と號し、紙鳶堂、又天竺老人と戲號す、通稱を平賀源內といふ、初め森羅萬象といひしが、後其號を門人森嶋中良〈竹杖爲輕〉に讓る、又院本に福內鬼外の名あり、

戀川春町

姓は源、名は格、通稱倉橋壽平といふ、狂歌を好みて、其名を酒上不埒、又壽山人と號す、戲作に戀川春町と名のる、駿州小嶋侯の家臣にして、小石川春日町に邸あり、戀川といふは、住居する地名によれる也、

喜三二

秋田侯の士、通稱平澤平格といひ、明誠堂と號す、戲名喜三二、又龜山人といふ、狂歌に手柄岡持の名あり、誹諧に月成、狂詩に韓長齡、また天壽といふ、晩年仕を辭して、剃髮して後、苦なき人となりしと戲れて、自ら平荷と名づく、

四方山人

匿名

つみて、梅の花のいみじく咲たるにつけて、もてきたる、ゑにやあらんと、急ぎ取いれて見れば、へいだんといふ物を、二つならべてつゝみたる成けり、そへたるたて文に、けもんのやうにかきて、進上へいだん一つゝみ、例によりて進上如件、少納言殿にとて、月日かきて、みまなのなりゆきとて、（下略）

○按ズルニ、なりゆきハ、行成ノ字ヲ倒置セルナリ、

〔朝野群載十三〕評倭歌策

従四位下和歌博士紀朝臣貫成問（江匡房作）

和歌得業生従七位上行信濃目花園朝臣赤恒對

〔河海抄一〕序

こゝに愁に、わかんどをりのすゑをうけて、はるかに惟光良清（二人名見源氏物語）が風をまたふいやしき翁あり、（中略）紫のふでの跡にそむる志をあらはさむとす、（中略）

河海抄巻第一　　　　　　　　　　正六位上物語博士源惟良撰

〔文會雜記一上〕一蘐門松ノ文章ハ、小宮山杢之進（士事）下カゝレテ、李江晉ト作者名ヲセヲレタリ、李ノ字ノ中ニ木ノ字アリ、江ノ字ノ中ニ工ノ字アリ、晉ハ進ノ聲ヲカリタリ、甚ダ器用ノ人ナリ、

〔政事要略八十四〕又曰、（闘訟律）投匿名書告人罪者、徒三年、謂絶匿姓名、及假人姓名、以避己作弃置之、

〔日本書紀十五顯宗〕穴穗天皇（安康）三年十月、天皇父市邊押磐皇子、及帳内佐伯部仲子、於蚊屋野、爲大泊瀨天皇（雄略）見殺、因埋同穴、於是天皇與億計王（仁賢）聞父見射、恐懼皆逃亡自匿、帳内日下部連使主（使主此云於瀰）與其子吾田彥、竊奉天皇與億計王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字曰田疾來、尚恐見誅、從玆遁入播磨國縮見山石室、而自經死、天皇尙不識使主所之、勸兄億計王、向播磨國赤石郡、倶改字曰丹波小子、就仕於縮見屯倉首、吾田彥至此不離、固執臣禮、

作名

或人嘆曰、風信之候、止於二十四番、今汝二十四歲而終、其名之不吉、可以嘆焉、嗚呼人之壽夭、何係名字之吉凶哉、昔有以百年爲名者、然其人早夭、有以老成爲名者、然其壽不長、豈其然哉、

〔類聚名物考人物十八〕作名　つくりな

名を隱して、かまへて作名をもて名のる事有、貴人高官の人、或は時に憚有る人のなすわざ也、揚名といへるも作名なれども、是は少しくその意異にして、我名をかへて云ふにはあらず、〇中略

元謙光　兼明親王は、醍醐天皇の第二皇子、源姓を賜る也、源兼明親王の作名也、座右銘の作者に書れたり、是は卽ち源を元、兼を謙、光を明に替へたる也、この例西土にも有、朱子晦庵の參同契の注に、作者を鄒沂と書れたるも、朱熹の音を借て替たる也、或は啓蒙翼傳には、朱子、名を人に托すれ共、鄒沂は人の姓名也とも云り、但し陳獻章字は白沙が集には、讀朱晦庵注參同契詩あり、されば其の比も、朱子の作名といふ也、

海内清　うんのうちきよ

西三條實隆公逍遙院殿のかへ名也、物にわざとたはぶれに書給ふに有事也、

秋篠月清　あきしのゝつききよ

後京極良經公のかくし名也、揚名に書出されしが、あまり面白き名なれば、人もおぼえて、やがて御家集をも、月清集とぞいへりける、

〔本朝文粹十二銘〕座左銘幷序　前中書王〇兼明親王

東漢崔子玉、作座右銘、大唐白樂天、述其不盡者、作續座右銘、本朝愚叟元謙光、拾其遺云座左銘云爾、〇下略

〔大鏡五太政大臣伊尹〕このおとゞ、一條攝政と申き、これ九條殿一男におはします、いみじき御集つくりて、とよかげとなのらせ給へり、

〔枕草子七〕頭辨行成〇藤原の御もとよりとて、とのもづかさ、ゑなどやうなる物を、しろきしきしにつ

レハコトアル文也、此御名イカヾアルベカラント申タリケレバ、九條殿〇藤原實經モチキサセ給ヒテ、アマチク御尋アリケレドモ、サル事アリト申ス人モナカリケルニ、教綱バカリコソオボエテ、サル事侍リ、モトモサラルベキ事也ト申シタリケレ、大才ノ人モ、オノヅカラミオヨバヌ事アリ、チカラオヨバザル事也、

〔續古事談〕一王道后宮〕皇嘉門院〇崇德后ノ御名ハ聖子也、聖子ノ上ノ作ハ、ハラムト云フヨミアリ、王子ヲハラムト付ケ奉レリケルヲ、或人難ジテ云ハク、聖ノシタノツクリハ、王ニハ、アラズ、壬ト云フ文字也、壬ニハ、ムナシト云フヨミアリ、ムナシキ子ヲ、ハラミタラム、此御名ハヾカリアリト云ヒケル程ニ、タヾナラヌ御事ニテ、御産ノ月ニ成リテ、御祈ナニクレトヒシメク程ニ、水ヲオホラカニウマセ給ヒニケリ、カヽル事ハサノミコソハ侍ルニ、ハタシテムナシキ子ナリケリ、イトフシギノ事ナリケリ、

〔平家物語〕二ざすながし附一行あじやり事

この明雲〇天台座主と申は、〇中略まことに無雙のせきとく、天下第一のかうそうにておはしければ、君も臣もたつとみ給ひて、天王寺六せうじのべつたうをもかけ給へり、されども陰陽のかみあべのやすちかゞ申けるは、さばかりの智者の、明雲と名乘給ふこそ心えね、うへには日月のひかりをならべ、下たに雲有とぞなんじける、

〔臥雲日件錄〕文安三年十二月十九日、幼府君新安名字曰義成、幷加階從五位上、〇中略予聞鹿苑相公、〇足利義滿戊戌之歲誕生、君子曰、戊戌二字、皆從戈字、蓋武威定天下之兆也、果如其言、今幼君名字義成、二字亦皆從戈字、必與鹿苑相公同武德乎、

〔鵞峯文集〕七十九哀悼〕西風涙露下

汝一名春信、故取梅花報春信之義、自稱梅花洞主、汝存時、人皆以爲梅者百花之魁、其名固當、汝沒時、

云々、

〔神皇正統記継體〕継體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總別の皇子、その子大迹王、其子私斐王、その子彦主人王、その子男大迹王と申すは、この天皇にまします、〇中略應神御子おほくきこえたまひしに、仁德賢王にてつたへまし〻かど、御するゑたえにき、隼總別の御末にて、かく世をたもたせ給ふこと、いかなるゆゑにかおぼつかなし、仁德をば大鷦鷯尊と申す、仁德の御代に、これ兄弟たはふれて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりとあらそひたまふことありき、隼の名にかちて、すゑの世をうけつぎたまひけるにや、もろこしにもか〻るためしあり左傳に見ゆ名をつくることも、つ〻しみおもくすべきことにや、それらおのづから天命なりといはゞ、凡慮のおよぶべきにあらず、

〇按ズルニ、本書繼體天皇ヲ以テ隼總別皇子ノ裔トセルハ誤ニテ、若野毛二俣王ノ裔ナルコト帝王部踐祚篇不爲太子而踐祚ノ條ニ辨ゼリ、

〔源平盛衰記三十〕大神宮行幸願附廣嗣謀叛幷玄昉僧正事
同〇天平十八年六月ニ、太宰府觀音堂造立供養アリ、玄昉僧正導師タリ、高座ニ上テ啓白シ給ヒケルニ、俄ニ空搔曇雷電シテ、雲高座ニ卷下シ、導師ヲ取テ天ニ騰、次年ノ六月ニ、彼僧正ノ生シキ首ヲ、興福寺ノ南大門ニ落シテ、空ニ咄ト笑聲シケリ、此寺ハ法相大乘ノ砌也、此宗ハ玄昉僧正ノ渡シタレバ、廣嗣ノ惡靈玄昉ヲ怨テ、角シケルコソ怖シケレ、此僧正入唐ノ時、唐人其名ヲ難ジテ云、玄昉ハ還テ亡ト云音アリ、日本ニ歸渡テ、必事ニ逢ベキ人也、只唐土ニ留給ヘカシト云ケレ共、故鄉ヲ戀シカリケレバ、歸朝シタリケルガ、角亡ケルコソ不思議ナレ、

〔續古事談一王道后宮〕宜秋門院〇後鳥羽后ノ御名ノサダメアリケル時、兼光中納言、任子ト云フ御名ヲタテマツラレタリケルヲ、靜賢法印申シテ云ハク、白氏ノ遺文ニ、任子行トイフ文アリ、シカモカ

〔日本書紀神代一〕一書曰、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、

〔日本書紀神代二〕有美人、名曰鹿葦津姫、亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫、

〔古事記上〕天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、娶其姨玉依毘賣命、生御子、〈中略〉若御毛沼命、亦名豐御毛沼命、亦名神倭伊波禮毘古命、〈神武〉

〔日本書紀敏達二十〕四年正月甲子、立息長眞手王女廣姫爲皇后、是生一男二女、其一曰押坂彥人大兄皇子、更名麻呂古皇子、〈中略〉是月立一夫人、春日臣仲君女、曰老女君夫人、更名藥君娘也、〈中略〉次采女伊勢大鹿首小熊女、曰菟名子夫人、生太姫皇女、更名櫻井皇女、與糠手姫皇女、更名田村皇女、

〔日本書紀皇極二十四〕元年正月辛未、皇后卽天皇位、以蘇我臣蝦夷爲大臣如故、大臣兒入鹿、更名鞍作、自執國政、威勝於父、

〔塵添壒囊抄二〕人依名有吉凶事

人ハ名ニ依テ吉凶アリト申ハ、實ニサルベキ歟、尤モ可然事歟、一切ノ事、名字ニヨル事アルベキ也、仲尼既ニ車ヲ勝母ノ里ニ返シ、渴ヲ盜泉ノ水ニ飢給ヘリ、誰カ是ヲ不辨ト云ハン、名詮自性ト云フ、サレバ玄昉僧正入唐シテ、淄州知周大師ニ逢テ、法相宗ヲ習ヒ給シニ、唐人、ゲンハウト云同臘ノ牢ニ祥テ亡ルト云訓アリト難ジタリシガ、歸朝後、筑紫觀世音寺ヲ供養セラレケル時、空ヨリ雷鳴下テ、玄昉ヲ提ゲテ雲中ニ入リケルガ、頭ヲ興福寺唐院ニ落ス、是太宰少貳藤原廣繼ガ所爲也ト云々、松浦鏡ノ宮ト云ハ、廣繼ヲ祝フ社也、益信僧正ニ、本覺大師ト云諡號アリケルヲ、ハクト反トゾアリシガ、果シテ山門〈延暦寺〉ノ訴訟ニ、四大師ノ外ニアルベカラズトテ、ハガレ給フ、仍テ南都ヨリ、慈惠僧正ノ大師號ヲ、四大師ニ餘トテ、ハギ奉ル、〈中略〉又古ヘ有圓ト云ケル僧ハ貧道至極ニ成テ、飢餓ノ愁ニ沈テ、嚴因供奉ヲバ、諸人呼誤テ、ゲニン供奉ト云シガ、遂ニ人ノ下人ト成ト

一人有數名

上人〇源空大谷庵室ニ緣行道シ給ケルガ、折節候ケル摩訶部ノ敬佛、カクハリノ淨。阿。彌。陀。佛。ヲ呼出シテ、〇中略甘精死タラバ骸ヲモ隱シ、首ヲモ取テ來給ヘト被仰ケレバ、カクハリノ淨。阿。坂本ニ走越テ、八王子山ノスソ、早尾坂ノ邊ヲ見廻スニ、死人ノ多事算ヲ散セルガゴトシ、〇中略淨。阿。彌。ハ泣々首ヲカキ落シ、童ガ直垂ニ裹マセテ、檜笠ノ下ニ引隱シ、童相具シテ大谷ノ庵室ニ來レリ、

〔豫章記〕相州藤澤ノ道場ハ、一遍上人ノ御建立ノ地也、一遍ト申ハ、先祖通信ノ孫、別府七郎左衞門通廣ノ子、智眞坊ト云也、故不斷申通ジケル通治〇河野モ、ユカリノ色ノ藤澤ニ參テ、落飾ノ由ヲ望申ケル、〇中略此時迄隨逐シケル者、久万太郎左衞門尉通賢ナルガ、倩案ズルニ、如此已斷タルヲ繼、興漸廢事ハ、併是藤澤ノ上人ノ御指南故也、吾以不肖身此便ヲ仕事、願天之幸也、我上人ノ御弟子ト成テ、結緣分ノ上ニテ大恩奉報バヤトテ、鬢髮拂去テ、名ヲバ万阿彌陀佛ト賜ケレバ、二人禿丁黑衣ヲバ著作錦衣故鄕へ歸ケル、

〔觀念寺文書〕くわんねんじにきしんしたてまつるしたぢ
あわせて五たんていれば、ありとくつねみやうのうち、あざな、ごたんばたけ、にいのまご四郎やしきなり、〇中略
けんむ五ねん六月二日　にいのもりやすのごけみ。あ。み。だ。ぶ。花押

〔遊行歷代圖〕元祖一遍〇智眞上人中略　二祖他阿、眞敎上人、元祖御弟子、號大上人、〇中略　三祖中聖他阿、智得上人、元祖御弟子、元量阿、號中聖、〇中略
四祖他阿、呑海上人、二祖御弟子、元有阿、〇中略　五代他阿、中國上人、三祖御弟子、師阿、〇中略　六代他阿、一鎭上人、二祖御弟子、元與阿、〇中略　七代他阿、託何上人、三祖御弟子、元宿阿、〇中略

〇按ズルニ、本書載スル所、五十代快存上人享保十年七月入院ニ至ルマデ、世々他阿ヲ以テ其稱トセリ、

〔古事記上〕大國主神亦名謂大穴牟遲神、牟遲二字以音亦名謂葦原色許男神、色許二字以音亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國玉神、宇都志三字以音幷有五名、

宮にひざまづきて、名字を問はれんとき、佛號を唱へしめんために、阿彌陀佛名をつくべしとて、みづから南無阿彌陀佛とぞ號せられける、これ我朝の阿彌陀佛名のはじめなり、

〔愚管抄 六〕建永の年、法然房と云上人ありき、まぢかく京中を住所にて、念佛宗を立て、專宗念佛と號して、たゞ阿彌陀佛とばかり申べき也、それならぬこと顯密のつとめはなせそといふ事を云出し、不可思議の愚癡無智の尼入道によろこばれて、この年のたゞ繁昌に世には榮昌してつよくおこりつゝ、その中に、〇中略東大寺の俊乘坊〇重源は、阿彌陀の化身と云こと出きて、わが身の名をば、南無阿彌陀佛と名のりて、萬の人に、上に一字おきて、空阿彌陀佛、法あみだ佛など云名を付けるを、誠にやがて我名にしたる尼法師おほかり、はてに法然が弟子とて、かゝる事どもし出たる、誠にも佛法の滅亡うたがひなし、

〔源平盛衰記 十九〕文覺發心附東歸節女事

左衞門尉渡ハ、僧ヲ請ジ、剃髮、三聚淨戒ヲ受持テ、俗名ニ付タリシ渡ト云文字ニテ、渡阿彌陀佛トゾ申ケル、生死ノ苦海ヲ渡テ、菩提ノ彼岸ニ屆カン事ヲ志、渡阿彌陀佛トモ云ケルニヤ、遠藤武者モ入道シテ、在俗ノ時ノ盛遠ノ盛ヲトリ、盛阿彌陀佛ト云ケリ、失ニシ女ノ骨ヲ拾、後園ニ墓ヲ築、第三年ノ間ハ、行道念佛シテ、不斜弔ケルトゾ承ル、去バニヤ夢ニ、墓所ノ上ニ蓮花開テ、袈裟聖靈其上ニ座セリト見テ、サメテ後歡喜ノ淚ヲ流シケリ、其後盛阿彌陀佛、日本國ヲ修行シテ、求法ノ志最苦也、斯リシカバ智者ニナリ、盛阿彌陀佛ヲ改テ文覺ト云、

〔法然上人行狀畫圖 二十〕河内國に天野の四郎とて、强盜の張本なるものありけり、人をころし、財をかすむるを業として、世をわたりけるが、としたけて後、上人の化導に歸し、出家して敎阿彌陀佛と號しけり、

〔源平盛衰記 九〕堂衆軍事

房官十人　乘₂院御馬₁有₂居飼₁

嚴勝大進上座雅信孫
任尊參河上座長玄弟子
教賢大夫都維那兵衛佐隆教子云々
章尊侍從公法橋靜玄弟子
祐賢上總上座法眼顯眞弟子
證念相模寺主法橋寛實弟子
覺經三位都維那前駿河守俊雅子
靜緣中納言上座宗緣弟子
行賢大藏卿寺守下野前司有國子
實暹備前公皇后宮亮顯憲子

次有職非職廿人

覺朝辨阿闍梨木工權頭季兼息
俊遍宰相阿闍梨民部少輔延俊息
祐尊法橋長尊弟子中納言阿闍梨
實信大夫阿闍梨大納言公經息、
源輝侍從阿闍梨法印靜賢弟子
信玄亮公大宮權亮成隆息
範耀參河公
寛昭伯阿闍梨伯大夫顯章息
隆遍辨阿闍梨權右中辨光房朝臣息
任性中納言阿闍梨上野守信盛息
直賢大夫阿闍梨雅賴弟子左京大夫脩範猶子
範賢右衛門督阿闍梨中納言成範息
顯性三位公三位阿闍梨長賢弟子
隆暹

已上非職

寛經大夫阿闍梨甲斐守宗賢息
隆信大納言阿闍梨土御門內府息
任雅中納言賴祐男
成守大納言阿闍梨大納言成親息
行守大夫阿闍梨前和泉守隆行息
覺緣大夫公法橋宗緣子

已上有職

〔榮花物語十九御裳著〕四月〇治安三年十日御堂に万燈會せさせ給はんとおほして、〇中略其日になりて、〇中略世の中の聖ども、さながらまいりたり、かものまつりの一でうの大路にだに、いできての丶しる、せんあみだ佛といふほうしばら、こゑをさ丶げての丶しる、

〔榮花物語二十五嶺の月〕その日〇萬壽二年七月十一日になりぬれば、ゐんの御くるまに、さうぞくせさせ給、〇中略御さきにそうばかりさきだて丶、あみだのひじりのなむあみだ佛と、くもくざうはるかにこゑうちあげたれば、さばかりかなしきことのもよほしなり、

〔法然上人行狀畫圖十四〕大佛の上人俊乘房、〇重源、俗名源渡、又一の意樂をおこして、我國の道俗、炎魔王

〔尊卑分脈卜部四〕兼好左兵衛佐、以俗名爲法名

〔半陶藁二〕德源字說

羈人見譽、出于平公垣屋氏之華族、實女中大丈夫也、少而留心念佛三昧、入知恩上人淨土之社、上人命以法諱、今見譽是也、

〔貞丈雜記二人名〕一天台宗の寺の僧の名に、民部卿兵部卿式部卿などゝ云は、是を君名と云也、他人より云には、民部卿の君、兵部卿の君などゝ云也、畢竟は喚名也、かの僧、民部卿式部卿の官に任じたるにはあらず、狩野家の繪師などの民部卿などゝ云も是に同じ、僧に准じたる也、其根元を正せば、攝政關白の子の僧になりて、法印になりたるをば殿法印と云、攝政關白をば殿と稱する故也左大臣の子の僧正になりたるをば、左大臣の僧正と云、式部卿の子の法印になりたるをば、式部卿の法印と云類、皆父の官を以て稱する也、後代に至ては父の官に拘らず、百姓商人の子にても、天台の僧にだになれば、兵部卿治部卿などゝよぶ事になりたり、

〔類聚名物考姓氏八〕僧の官名をもて呼名とする事

僧の名に官名を用ゐて、よび名とするは、寛平法皇〇宇多の御時より初るといひ傳へたれども、これもさだかなるしるしなし、まづ今も大少納言宰相中將、あるは八省のかみの治部卿宮內卿などゝいふの類ひ、いと多し、

〔源平盛衰記九〕山門堂塔事

近來行人トテ、山門〇延曆寺ノ威ニ募リ、切物苛物責ハタリ、出擧借上、入チラシテ、德附公名附ナンドシテ、以外ニ過分ニ成リ、大衆ヲモ事共セズ、師主ノ命ヲ背キ、加樣ニ度々ノ合戰ニ打勝テ、イトゞ我慢ノ鋒ヲゾ研ケル、

〔山槐記〕治承三年十月十日甲午、今日院宮御年十一、母故仁操僧都女、仁和寺覺法親王御弟子、爲御受戒、令向東大寺給、〇中略

合壹段大者在桑村郡恒光名内、二郎太郎入道屋敷、但餘田也、○中略
右件田地者、越智氏女あかせが重代相傳爲田地間、依有要用、買人觀念寺長老仁永放手、所奉沽却
明白實也、○中略
延文元年十月十五日　　越智氏女あかせ花押

〔日本書紀崇峻二十一〕三年、是歳度尼大伴狹手彥連女善德、狛夫人、新羅媛善妙、百濟媛妙光、○中略善光等、
鞍部司馬達等子多須奈、同時出家、名曰德齊法師、

〔續日本紀元正九〕養老七年二月丁酉、勅僧滿誓、俗名從四位上笠朝臣麻呂於筑紫令造觀世音寺、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年十月庚午、大尼法戒准從三位賜封戸、大尼法均准從四位下、

〔明匠略傳日本上〕弘法大師
一大師、諱空海、漢號金剛遍照、梵曰縛日羅駄都鍐、日本越號五筆和尚、授賜大僧正、追諡弘法大師、○中
略俗姓佐伯氏、母夢見從天竺聖人來入我懷中、妊經十二月生、仍號貴物、

〔僧綱補任抄出上〕嘉祥二年己巳
今年三月廿八日、左近少將良峯宗貞出家、三十五遍昭僧正也、

〔法然上人行狀畫圖三〕久安六年九月十二日、生年十八歲にして、西塔黑谷の慈眼房叡空の廬にいたりぬ、○中略まことにこれ法然道理のひじりなりと隨喜して、法然房と號し、實名は源光の上の字と、叡空の下の字をとりて、源空とぞつけられける、

〔法然上人行狀畫圖二十八〕爲守、ふかく上人の勸化を信じ、偏に極樂の往生をねがひて、二心なく念佛しけるが、おなじくは出家の本意をとげばやと思けるに、關東の免許なかりければ、在俗の形ながら法名をつき、戒をうけ袈裟をたもつべきよし、上人にのぞみ申入ければ、その志を哀みて、○中略尊願といふ法名をくだされにけり、

〔吾妻鏡十七〕正治三年(○建仁元年)六月廿八日丙午、藤澤四郎清親、相具四人貴盛婕妤(母女房、號板額)參上、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年三月八日癸丑、御所御鞠、人數如例、(○中略)爰有自京都下向舞女、(號微妙)盃酌之際被召出之、歌舞盡曲、

〔徒然草下〕此太秦殿に侍りける女房の名共、一人はひざさち、一人はことづち、ひとりははうはら、一人はおとうしと付られけり、

〔大江俊矩記〕文政三年六月廿八日壬子、今夕八木東啓女米、(日本諱貞子、二十歲、初名ヤツ、十八、予縮之)爲客分引取、内密婚姻取結了、

〔古文零聚一〕大中臣氏女讓玉熊丸狀案
山しろのくに上かつらの庄は、おほなかとみの氏女、さうでんの所也、(○中略)
正中三ねん三月八日　おほなかとみの氏女判

〔禮記曲禮一〕男女非有行媒、不相知名、非受幣、不交不親、

〔觀念寺文書〕沽却進渡田畠地立劵文事
合六段者(在吉田郷内三嶋神領勢與國万名内頭部里廿二坪東寄、○中略)
右件田畠地者、相互依有要用、買人三島致圓御房、代錢六貫文仁加本證文、永代沽却進候處實也、(○中略)
元德貳年六月十八日　平氏女花押

〔古文零聚一〕はりまの國やの、例名は、さうでんのりやうにて候へども、のちのうだの院御時、とうじへよせられ候て、としひさしくなり候へば、いまはそせうをもさゞめ候べく候、(○中略)
けんぶ五年四月廿九日　ふぢわらのうちの女判

〔觀念寺文書〕沽却伊與國觀念寺田畠地立劵之事

撲こそといふはした者の名あり、袖こそといふ女も物に見ゆ、

〔續世繼 四 宇治の河瀨〕白河院の御世に、○中略賀茂の女御と世にはいひて、うれしき、いはひをとて、あねおとうと、のちにつゞきてきこえしかど、それはかの社のつかさ重助がむすめどもにて、女房にまゐりたりしかば、御目ちかゝりしを、○下略

〔宇治拾遺物語 十四〕いまはむかし、白河院の御とき、北おもてのさうしに、うるせき女ありけり、名をば六とぞいひける、

〔長秋記〕大治四年七月六日壬午、自女院有召、本院○白河御霍亂云々、七日癸未、御氣色暫減、御音不聞、又不令知人顏、所食纔水許也、女房なつとも、爲忠妻いはひを、宇賀茂女御兩院、資遠大夫尉資盛安藝守等許、候臥內奉助起居、

〔台記〕康治元年六月七日戊辰、依恒例欲奉拜北斗、心懶停了、後聞僕○藤原賴長姉妹去三日死去、靈驗揭焉事也、抑件姉妹者同父異母也、內有得選、名曰況、字曰不劣、

〔台記〕康治二年十一月七日己未、進士宗廣妾、名見ウハナリウチ上成打、

〔台記別記〕久安五年十一月六日甲申、使故尼上侍女榮染入內紅衣、十三日辛酉、佐加由留爲尼、垂了

〔平治物語 二〕常磐註進幷信西子息各被處遠流事

爰ニ左馬頭義朝ノ末子、九條院雜仕常磐ガ腹ニ三人アリ、

〔源平盛衰記 十九〕文覺發心附東歸節女事

文覺ガタメニ、內戚ノ姨母一人アリ、○中略娘一人アリ、名ヲバアトマトゾ云ケル、去共衣川ノ子ナレバトテ、異名ニハ袈裟ト呼、

〔源平盛衰記 三十五〕巴關東下向事

成清、アレハ木曾○義仲ノ御乳母ニ、中三權頭ガ娘、巴ト云女也、

つれなかりければ、よみて送ける、

我といへばつらくもあるかなうれしさは人に随ふ名にこそ有けれ、入道殿きかせ給て、秀歌には返事なし、とくゆけとて、つかはされける、

〔宇治拾遺物語一〕いまはむかし治部卿通俊卿、後拾遺をえらばれけるとき、秦兼久、行向ひて、おのづから歌などやいると思て、うかゞひけるに、治部卿いでゐて物がたりして、いかなるうたかよみたるといはれければ、はか〳〵しき候はず、後三條院、かくれさせ給てのち、圓宗寺にまゐりて候しに、花のにほひは、むかしにもかはらず侍しかば、つかうまつりて候しなりとて、

こぞみしに色もかはらずさきにけり花こそものはおもはざりけれ、とこそ仕りて候しかといひければ、通俊卿よろしくよみたり、たゞしけれけりけるなどいふ事は、いとしもなきこと葉なり、それはさることにて、花こそといふ文字こそ、めのわらはなどの名につべけれとて、いともほめられざりければ、ことばすくなにてたちて、侍どもありける所に、この殿は、大かた歌のありさましり給はぬにこそ、かゝる人の撰集うけたまはりておはするは、あさましきことかな、略○下

〔空穂物語忠こそ〕右大じん橘の千かげと申すおはしけり、略○中御めには一世の源氏、かたちきよらなる名とり給へるが、十四さいなるをば給てすみたまふ程に、十六さいといふとしの五月五日に、たまひかりかゞやきたるをとこの、いとをかしげなるをうみ給へり、なをばたゞこそといふ、

〔類聚名物考姓氏八〕こそ　何こそ

女の名に何こそといふ名あり、或人は糞(クソ)の意にていやしめて付ともいへり、古今集の作者にはすでにくそといへる名も有、うつは物語にたゞこその君といふあり、その外、金葉集にも相

ニ八重ト云半物立テリ、

〔榮花物語 四 見はてぬ夢〕そのとし〇正暦三年のうちに、はせでらにまいらせ給ぬ、〇東三條院藤原詮子御ともには、〇中略としごろさぶらへるも、さらぬも、あま十人ばかりさぶらふ、みゆきとてわらはにてさふらひしが、御ともにあまになりにしかば、りはだとつけさせ給へり、わらはべとしごろつかはせ給はざりしも、いまぞおほくまいりあつまりたれば、ほめき、すいき、はなこ、玄きみなど、さま／＼つけさせ給へり、

〔榮花物語 八 はつ花〕中ぐう〇一條中宮藤原彰子の御ありさまとり／＼にみえさせ給、〇中略いにしへのきさきは、わらはつかはせ給はざりけれど、いまの世は御このみにて、さま／＼つかはせ給、やどりき、やすらひなどいふが、ちゐさくはあらぬが、かみながうやうだいおかしげにて、かざみばかりをぞきせさせ給へる、

〔榮花物語 十六 本のしづく〕一品宮〇三條皇女禎子内親王の御かたのわらはべ、おかしき、やさしき、ちいさき、大きさ、めでたきなど、さま／＼つけさせ給へり、

〔源氏物語 五 若紫〕すゞめの子を、いぬきがにがしつる、ふせごのうちにこめたりつるものをとて、いとくちおしと思へり、

〔源氏物語湖月抄 五 若紫〕いぬき　犬公（イヌキ）孟上東門院の上童に此名あり、榮花物語に見えたり、あてき、なれきなどあり、きは公（キミ）の字也、師いぬきみと云事也、

〔類聚名物考 姓氏 八〕き　何き

童女の名に何きといふは、君の略語なりといへり、落窪物語にあてき、源氏物語の犬きなどの類也、

〔十訓抄 十 一〕宇治入道殿にさふらひける、う。れ。し。さ。こ。そと云はした物を、顯輔卿けさうしけるに、

む也と、いまたくみいだしたる事也とぞ、ほりかはの右のおほいどの○藤原顯宗はかたり給ひしと、
大宮のおほいどの子○顯宗俊家のあかし給ふとて、故一條殿のおほせられける也、故將仰もうつくとぞ侍ける、又或人云、兼房朝臣は、かなにててうとかきたりけるとぞしりたりけん物を、
○按ズルニ、寵俗ニ籠ニ作ル、魏鍾繇ノ宣示帖等ニ見エタリ、齋藤彥麻呂ノ傍廂ノ說ハ誤ナラン、

〔傍廂 前篇〕籠

古今集の作者の中に、女の名籠(ロウ/アナ)また寵(チヨウ/メグム)又襲(シフ/カサヌ)とも三處ばかりありて、異本まちまちにてしれがたき名なり、さる故に、古人考へ得たる事をきかず、思ふに、この女の父か、夫か、兄か、內藏寮の頭、助、允などの官の時に、內へ參りたる女にて、よび名を內藏といひしを、草書にて寵とかきしを寫しひがめて、上の三字のごとくなりしならん、この女の常陸國へまかりける時に、藤原公俊によみてつかはしける時の歌に、
朝なげに見べききみとし。。。。。。たのまねば思ひたちぬる草まくらなり。。、とある二句に公俊の名あり、四句にさして行く所の常陸の國名あり、結句にみづからの名を入れしなるべし、すべて女のよび名はさらぬもあれど、大かたは父か夫かの官名をよばるゝが多し、

〔袋草紙 二〕一諸集人名不審

後拾遺

涼(スヾシキ)

涼ハ女房名也、通俊卿自嘆云、古今集ノ女寵、向後人、定(サダメテ)訓ニ迷テ、唯稱涼歟云々、

〔今昔物語 二十八〕御導師仁淨云ニ合半物被返語第十四

今昔朱雀院ノ天皇ノ御代ニ、仁淨ト云フ御導師有ケリ、○中略其レガ御佛名ニ登ケルニ、藤壺ノ口

〔柳營譜略 乾〕東照大權現宮

寶臺院殿 稱二西郷局一、於〇桐〇之〇方〇、台德公忠吉卿之御母堂、

長勝院殿 稱二小督局一、於〇万〇方〇、秀康卿之母堂、

〔以貴小傳〕小督の局、名はお〇ま〇ん〇の御方、永見志摩守小野吉英が女にて、第二の御子結城どの、〇徳川秀康御母うへなり、

〔忠利宿禰記〕明暦三年七月八日、今夜御局お〇つ〇る〇に、名を右近と被レ下、仰渡大夫典侍殿也、珍重、

〔年山紀聞 三〕ふるき女の名

伊勢齋宮寮頭藤原相通といひしもの、妻を、藤原の小忌古曾と云けるよし、小右記に見えたり、

水戸城下吉田社の文書のうちに、字男と云女の名あり、假名には、あさをとこと書たり、今の世にては、おかしき名なるべし、

〔續日本紀 六元明〕和銅七年十一月戊子、大倭國〇中略有智郡女四比信紗、并終身勿レ事、旌二孝義一也、

〔續日本紀 十七孝謙〕天平勝寶元年四月甲午朔、授二從四位上藤原朝臣吉日從三位、從五位上藤原朝臣袁比良女、藤原朝臣駿河古並正五位下、无位多治比眞人手婆賣、多治比眞人若日賣、石上朝臣國守、藤原朝臣百能、藤原朝臣弟兄子、藤原朝臣家子、大伴宿禰三原、佐伯宿禰美努麻女、久米朝臣比良米並從五位下、

〔日本後紀 八桓武〕延暦十八年正月乙丑、典侍正四位上和氣朝臣廣虫〇卒、從三位行民部卿兼攝津大夫清麻呂姉也、

〔奥儀抄 五〕人名

寵、女の名也、或人云、これはうつくとよむ、かの人かたちのめでたくて、君のおぼえにてはべりければ、うつくとはいかゞかくべきと議しけるに、おぼえなるによりて、寵とかきてうつくとはよ

人讀爲₂入聲₁非也ト云リ、ゲニモ輟耕錄ニ、平韻ノ詞曲ニ入韻ヲ通押セルヲ擧テ、中州呼₂入聲₁如₂平聲₁ト云ハ、方音ニテ紛ルトミエタリ、其詳ナルハ此方ニテ知レヌコトナレバ、昔ヨリ讀來リシ如ク、ア戎ト讀テ、人ノ耳ヲ驚サヌガヨシ、阿難尊者ヲ屋難尊者、阿彌陀佛ヲあッみた佛トハ云レヌ也、和讀要領ニモ、義ニ與ヌコトハ、人ノ聞ヲ驚サヾルガヨキト云、

〔燕石襍志 一〕苗字

婦女子の名に、御の字を稱する事、三代實錄卷之八第六張藤原朝臣御康あり、是より已前には所見なし、

〔難波江 三〕女の名におの字を冠らしむる事

孝○岡本保孝云、○中略曲亭馬琴ノ燕石雜志卷一ニ、三代實錄卷八ナル藤原朝臣御康ヲ始メナルヨシニイヘドイカヾアラン、原文ヲ攷フルニ、コノ處上下、多ク女房ノ名アレド、此外ハミナ某子トアリ、其中ニ御井子ト云アリ、モシコレモ御康子ナドヽアリタルヲ、子ノ字落タルニハアラヌカ、コレハトマレカクマレ、馬琴ハ御井子ヲモ引出ベキコトナラズヤ、今ヨリハ其讀シカト定メカヌレバ、シバラク谷川伊勢ノ兩氏ニ從ヒ、太平記ヲ始トナスベキナリ、

〔太平記 二十 二〕佐々木信胤成₂宮方₁事

其比菊亭殿ニ、御妻トテ眉目貌無₂類、其品賤カラデ、ナマメキタル女房アリケリ、

○按ズルニ、下ニ引ク所ノ薩戒記女房名事ノ文ニ依レバ、御妻ハ上臈女房ノ名ニシテ、妻ト云フ名ニ御ヲ加ヘタルニ非ズ、御康御井子モ同一ナリ、

〔視聽草 二集 七〕小野於通略傳

○於通は播州網干の生れにして、池田輝政の家臣垣川喜太郎某が妻となり、女子一人ありしが、後に離別せり、於通は才智發明なるに、夫喜太郎はさもなきにより、恥辱のみ多かりし故、離別せりとかや、

郡之昔、點此所構家屋、男子者、〇中略女子者、有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上八人、
男女子宅並鶩、

〔有職問答五〕一御方、君達、若君事、東西南北ニ分テアリ女房ノ品一向俗語候、攝家淸花ノ餘流迄チ可ㇾ稱歟、
此次第、家々により、上中下遂目御座候哉、

〔仁和寺諸堂記〕威德寺　白河院御寵人東御方、俗號祇園女御、件人建立、〇下略

〔吾妻鏡十八〕元久二年六月廿三日己酉、今度合戰之起、偏在彼重成法師之謀曲、所謂右衞門權佐朝政、於畠山次郎有遺恨之間、彼一族巧反逆之由、頻依讒申于牧御方、遠州(北條時政)室、〇下略

〔皇胤紹運錄〕伏見院——道熙法親王 青蓮院〇、母東御方〇、三位殿實明卿女、
　——僧聖珍 東大寺東南院〇、母廣義門院西御方〇、改尊實、靑蓮院、

〔皇胤紹運錄〕後伏見院——慈眞法親王 母對〇御〇方〇實明卿女、

〔總見記五〕武田信玄來歷事附結婚姻和睦事
同年〇永祿十一年十二月、信長公ヨリ結入レノ御進物アリ、〇中略同契約ノ御息女菊ノ御方へ、厚板薄板緯白織紅梅各百端宛、合四百端〇中略進ゼラル、

〔柳營譜略乾〕東照大權現宮
良雲院殿 〇下山之御方〇信吉卿之母堂

〔搜海一得下〕今婦人ノ名ニ、阿ノ字ヲ冠ラシムルコトハ、タトヘバ政子ト云チ、おまさト云ガゴトシ、太平記ニ、高師秋ガ、菊亭殿ニ在シ阿才ト云女ヲ奪シ事アレバ、四五百年以降ノコトヽ見エタリ、今ノ淸ニテモ、女ヲ呼ブニ阿ヲ付ルト云、日知錄ニ、隋獨孤后、謂雲昭訓爲阿雲、今閭巷之婦、亦以阿挈其姓也ト、姓チ挈トハ、タトヘバ源氏ノ女ハお源ト云、藤氏ナレバお藤ト云ナリ、又此類ノ阿ヲ、韻會小補ニ音屋トシ、字彙補ニ阿葛切トシテ入聲ニ呼、今ノ儒生、蒙求ヲ說、開卷第一義ニ、阿戎ヲ屋戎ト讀テ、初學ノ聞ヲ悚ス、是モ日知錄ニ、阿字、今南

異子女王、並從四位下、從四位下伴宿禰友子從四位上、無位源朝臣登姬從四位下、從五位上菅原朝臣閑子、甘南備眞人伊勢子、並正五位下、從五位下田口朝臣館子、菅原朝臣勢子、並從五位上、外從五位下賀陽朝臣始子、無位源朝臣高子、橘朝臣常子、藤原朝臣繼子、藤原朝臣商子、藤原朝臣榮善子、百濟王香春、笠朝臣遠子、並從五位上、從六位上江沼臣河子從五位下、

〔建内記〕嘉吉元年十月十七日庚戌、今日予(○藤原時房)息女(九歲、號算子、又號阿千也、)於靈雲庵(安樂光院門前也、)作喝食、

〔德川家譜 四尾張〕光友

―女子　名定子、初名滿君、○中略

―女子　名直子

〔大和物語 上〕亭子のみかど、○宇多いまはおりゐ給ひなんとするころ、弘徽殿のかべに、伊勢のごのかきつけゝる、○下略

〔本朝文粹 一雜詩〕慰小男女　菅贈大相國(○菅原道眞)

往年見窮子、京中迷失據、○中略徒跣彈琴者、閭巷稱辨御、(俗謂賣女爲御、蓋取夫人女御之義也、藤相公兼辨官、故稱其女也、)

〔大和物語 上〕故式部卿の宮の、いではの御に、まゝちゝの少將、すみけるをはなれて、○下略

〔平家物語 六〕葵のまへの事

中宮(○高倉后平德子)の御かたに候はれける女房のめしつかひける上童、思はざる外、れうがん(○高倉)に、しせきする事有けり、○中略此人女御きさき共もてなされ、國母仙院ともあふがれなんずとて、其名をあふひのまへと申ければ、○下略

〔吾妻鏡 二〕養和二年(○壽永元年)六月一日庚子、武衛(○源賴朝)以御寵愛妾女(號龜前)招請于小中太光家小窪宅給、

〔吾妻鏡 九〕文治五年九月廿七日甲申、二品(○源賴朝)歷覽安倍賴時(本名賴義也)衣河遺跡給、○中略賴時掠領國

人勾子、又云、春日日狐臣女曰二糠子一と見えたり、女に子の字を付る事の始なるべし、

〔松の落葉四〕男女の名昔やうにつくはひがことなる事

女の名、歌よむ人は、なに子といふを、みやびたりとこゝろえて、たれも〳〵、なに子くれ子とぞいふなる、いにしへにこそ、さやうの名はみゆれ、今の世はなべてのふりにあらねば、わろきことゝ、なに彥くれ麻呂のごとし、しかのみならず大同弘仁のころよりは、皇后内親王女王のみ名、なに子くれ子といふにさだまれるやうになりぬれば、下ざまの人は、心してさる名はつくまじきことぞかし、さていやしき女は、むかしはなにめといへる多し、たゞし此ごろのに同じきもあり、おもひいづるまに〳〵、ひとつふたついはん、續日本紀に、八重、古今和歌集に、まち、後撰集に、そで、大和物語に、むつなどなり、かくいにしへに例あれば、かうやうの名つくとて、何のさとびたることかあらん、

〔薩戒記部類二〕典子　憲子　言子　理子　倫子　具子　堯子　以子　幸子　因子　辰子　勝子　藤子　僚子

凡女人名字、不レ可レ憚二舊人一歟、雖レ然女院國母内親王等、無二何可レ除條一可レ宜申候而撰之處、此名字等無レ憚、但先例内親王參宮參院等之類、不レ相二憚之一也、

〔日本書紀七景行〕四年二月、是月天皇聞二美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有二國色一、則遣二大碓命一、使レ察二其婦女之容姿一、

〔古事記下雄略〕一時天皇遊行、到二於美和河一之時、河邊有二洗レ衣童女一、其容姿甚麗、天皇問二其童女一、汝者誰子、答白、己名謂二引田部赤猪子一、

〔日本書紀十四雄略〕十三年三月、狹穗彥玄孫齒田根命、竊奸二釆女山邊小島子一、

〔三代實錄三清和〕貞觀元年十一月廿日辛未、授二正四位下源朝臣全姬從三位、無位爲子。女王、意子。女王、

〔吾妻鏡十六〕建久十年〇正治元年三月五日丁酉、故將軍〇源頼朝姫君、〔號二乙姫君一字三幡〕自二去比一御病惱、御溫氣也、

〔德川家譜尾張四〕宗春
　─女子　名富。姫。
　─女子　名補。誦。姫。

〔古事記中開化〕其美知能宇志王、娶二丹波之河上之摩須郎女一、

〔古事記傳二十二〕郎女は、書紀景行卷に、郎姫此云二異羅菟咩一と見え、天智卷に伊羅都賣、續紀廿二に、藤原伊良豆賣などもあり、此等に依て訓を定むべし、又舒明紀に、郎媛、孝德紀に娘などもあり、さて男に郎子、女に郎女と云、伊羅は、伊呂兄伊呂弟などの伊呂、又入彥入姫などの入など、皆同言にして、親み愛しみて云稱なり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、以二石凝姥一爲二冶工一、〇中略石凝姥、此云二伊之居梨度咩一、

〔古事記傳八〕伊斯許理度賣命、〇中略度賣は、老女を云稱と見えて、書紀に姥と書り、〔此字字書に老母也と有〕例ば記中に、春日建國勝戶賣、沙本大闇見戶賣、志理都紀斗賣などあり、又戶邊とも通し云こと、書紀の己凝戶邊にて知べし、

〔古事記中開化〕日子坐王、娶二山代之荏名津比賣、亦名苅。幡。戶。辨。一、〔此一字以レ音〕

〔古事記傳二十二〕苅幡戶辨、〇中略戶辨は斗賣と同じ、

〔播磨風土記揖保郡〕飯盛山、讚伎國宇達郡飯神之妾、名曰二飯盛大。刀。自。一、此神度來、占二此山一而居之、故名二飯盛山一、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字六年十月己未、夫人正三位縣犬養宿禰廣刀。自。薨、〇中略夫人者、讚岐守從五位下唐之女也、

〔貞丈雜記二人名〕一女の名に子の字を付る事、上代よりの事なり、日本紀欽明天皇紀に云、遣二靑海夫

〔續日本紀元明四〕和銅元年三月庚申、美濃國安八郡人國造千代妻如是女、一産二三男一、給二稻四百束乳母一人一、

〔東大寺奴婢籍帳〕東大寺大宅可是麻呂口口籍帳案〇天平勝寶元年中略

婢飯虫咩年卅四

婢伊蘇賣年卌三〇中略

婢多比賣年八十九〇中略

婢白刀自賣年十八

〔續日本紀光仁三十一〕寶龜二年五月壬寅、授二正六位上小野朝臣小野虫賣從五位下一、

〔古事記上〕於レ是須佐之男命、以下爲二人有中其河上上而、尋覓上往者、老夫與二老女一二人在而、童女置レ中而泣、爾問下賜之汝等者誰上、故其老夫答言、僕者國神大山上津見神之子焉、僕名謂二足上名椎一、妻名謂二手上名椎一、女名謂二櫛名田比賣一、

〔古事記傳三〕高御産巣日神、〇中略日は書紀に産靈と書れたる靈字よく當れり、凡て物の靈異なるを比こ云、〇中略比古比賣などの比も、靈異なるよしの美稱なり、

〔古事記傳五〕比賣は比古に對て、女を美て云稱にて、比は産巣日などの日の意なり、〇中略賣は女なり、

〔日本書紀神武三〕庚申年八月戊辰、天皇當レ立二正妃一、改廣求二華冑一、時有レ人奏之曰、事代主神、共二三嶋溝橛耳神之女玉櫛媛一所レ生兒、號曰二媛蹈韛五十鈴媛命一、是國色之秀者、天皇悅レ之、

〔東大寺要錄一〕延暦僧錄文

仁政皇后菩薩諱安宿媛、尊號天下照眞天皇、

出家尼名光明子沙彌

已上下﨟

右衞門佐 重光女、方子、　讃岐 頼兼女、頼子、

下仕　なるてふ　はなさく

上雜仕　さゆりば　はつはな

雜仕　あげまき　さゝなみ

〔將軍德川家禮典附錄三〕元文二年四月十六日

一御七夜之節、贈物有之女中之人數名前、

御本丸老女

豐岡　八嶋　浦尾

同表使

藤野　岩野　春野　深野

西丸老女

梅園　瀨川　瀧津

同表

平尾　富尾　幾田　野遊

〔日本書紀神代一〕猿女君遠祖天鈿女命、(アメノウズメノ)則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、

〔續修東大寺正倉院文書二〕御野國加毛郡半布里大寶二年戸籍〇中略

戸主妻敢臣族岸臣都女。年卅五正女　兒力良賣。年廿四正女　次志多布賣。年十六小女

次乎志多布賣。年十四小女　戸主妹咋賣。年卅七正女　安倍妻石部小都賣。年廿二正女

兒根都賣。年十三小女　次古賣。年三緑女

下了、已上所注送如此、

輔子號二大納言局一、五條坊時綾御乳母也、藏人頭重衡朝臣妻、前大納言邦綱卿之女、

房子號二新大納局一、源大納言定房卿、

衡子號二少將局一、藏人頭重衡朝臣養女、

方子號二辨局一、故兵部大輔顯方女、

領子號二輔局一、御坊院時綾御乳母也、故權中納言顯時卿女、大理時忠室、

賴子號二別當局一、源中納言雅賴女、

秀子號二伊豫局一、故遠江守成景女、

職子號二甲斐局一、前伊賀守雅亮女、

〔吾妻鏡 八〕文治四年正月廿二日戊午、比企藤內朝宗妻、御臺所官女、號二越後局一、今曉男子平產云云、

〔玉葉〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣良經長女有二入宮事一、名立子、生年十八、與レ余(藤原道家)同腹、母權中納言能保卿女、○中略

人々交名

女房

一車　近衛政子、太政大臣忠雅女、　春日通子、內大臣通親女、

二車　按察資子、大納言資賢女、　中納言季子、從三位定季女、

三車　帥經子、權中納言親經女、　治部卿顯子、從三位顯兼女、

四車　兵衞督能子、從三位季能子、　大貳長房朝臣女、長子、

已上上臈

五車　辨行房朝臣女、行子、　少納言公輔朝臣女、輔子、

六車　佐兼資女、廣子、　播磨仲基朝臣女、仲子、

七車　加賀仲基朝臣女、基子、　芹川以實女、以子、

八車　口爲成女、成子、　口口秀康女、季子、

九車　うれしき爲子、爲重女、　ひさしき光子、光季女、

巳　蔭子　正六位上源朝臣伊子、中將、

　　蔭子　正六位上藤原朝臣達子、乎度女乃、
亥　蔭子　正六位上藤原朝臣兼子、佐々禮石、
　　蔭子　正六位上藤原朝臣知子、松加江、

〔今昔物語 三十〕會平定文女出家語第二
今昔、平ノ定文ト云フ人有ケリ、字ヲバ平中ト云ケリ、極タル色好ミニテ、色好ミケル盛ニ、平中□□ニ行ニケリ、中比ハ□ニ出テノミナム色ハ好ケル、其ノ時ニ后ノ宮ノ女房達、其ノ日□□ニ出タリケルニ、平中此レヲ見テ、色好ミ懸リテ假借シケルニ、返テ後ニ平中消息ヲ遣タリケレバ、女房達車也シ人ハ數有シヲ、誰カ御許ニ有ル消息ニカト云セタリケレバ、平中此ナム書テ遣タリケル、

　モヽシキノタモトノカスハミシカドモナカニオモヒ□□□□□□□

此レハ武藏ノ守ノ□□ト云フ人ノ娘ニテナム有ケル、其ノ人ナム色濃キ練ヲ著タル、其レヲ假借スル也ケリ、然レバ其武藏ナムコノ返事ハシテ云ヒ通シケル、此ノ武藏ハ、形有樣微妙キ若人ニテナム有ケル、

〔女院小傳〕宣陽門院、親子 後白川女、母從二位高階榮子、元丹後局、相模守平業房妻也、〇下略

〔平家物語 六〕小がふの事
主上〇高倉は、れんぼの御涙に思召しづませ給ひたるを、申慰め參らせんとて、中宮〇平徳子の御方より、小督と申女房をまゐらせらる、

〔山槐記〕治承四年三月九日辛酉、後聞先有女除目事云々、藏人左衛門權佐光長奉行此事、光長示送曰、上卿藤中納言成範 宰相通親朝臣 仰詞ハ只藤原輔子、藤原領子、源房子、源頼子、可爲典侍、平衡子、高階秀子、藤原方子、源職子、可爲掌侍、上仰作了、除位事不仰候、但折紙ニハ注付テノヒキ 以外記內覽、不奏、淸書、直召外記被

正六位上紀朝臣忠子　式部　上日无　夜无

右從去六月迄于十一月上日幷夜如件、

永承二年十一月五日　　　女史從五位上安部朝臣長子

今案等第法夏上等四疋 百廿日 中等三疋 八十日 下等二疋 卌日 冬上等六疋　中等四疋　下等三疋　式書

文御乳母并三位各五疋

博士命婦　得選 五位三疋 六位二疋 女史謂之博士命婦

〔續世繼 二 たまづさ〕堀川のみかどは、○中略 さ月の比、つれ〴〵におぼしめしけるにや、歌よむをとこ女、よみかはさせて御らんじける、○中略 女は周防内侍、四條宮の筑前、高倉の一宮の紀伊、前齋宮のゆり花、皇后宮の肥後、つのきみなど、ところ〴〵の女房、われも〳〵とかへしあへり、

〔中右記〕寛治八年 ○嘉保元年 正月廿九日辛丑、聞内女房兵衛命婦任子、立 號綱 一日已卒去、是依月來所惱也、

〔台記別記〕久安六年正月十九日、臺盤所日給、

子	蔭子	正六位上源朝臣行子、少將、
	蔭子	正六位上藤原朝臣信子、大夫、
丑	蔭子	正六位上藤原朝臣忠子、少納言、
	蔭子	正六位上藤原朝臣顯子、近江、
寅	蔭子	正六位上藤原朝臣憲子、越後、
	蔭子	正六位上藤原朝臣資子、丹後、
卯	蔭子	正六位上藤原朝臣保子、辨、
辰	蔭子	正六位上源朝臣成子、北殿、

午	蔭子	正六位上藤原朝臣口子、信乃、
	蔭子	正六位上藤原朝臣經子、大進、
未	蔭子	正六位上藤原朝臣範子、筑前、
	蔭子	正六位上藤原朝臣盛子、肥後、
申	蔭子	正六位上藤原朝臣實子、洞院、
	蔭子	正六位上藤原朝臣能子、大納言、
酉	蔭子	正六位上藤原朝臣敎子、堀川、
戌	蔭子	正六位上藤原朝臣賴子、右衞門督、

女なり、小式部内侍は、和泉式部の女なり、伊勢大輔は、伊勢祭主輔親の女なり、淸少納言は、淸原元輔の女なり、相模は、相模守公資の妻なり、周防内侍は、周防守繼仲の女なり、紀伊は、紀伊守重經の妹なり、

〔朝野群載五朝儀〕内侍所

勘申殿上女房日夜事

一番上

正四位藤原朝臣芳子　上日六十三　夜无　上等

從五位上源朝臣繁子　源典侍　上日卅七　夜卅七

從五位下藤原朝臣賴子　宰相典侍　上日无　夜无

從四位下源朝臣義子　小馬小侍　上日七十九　夜六十一　中等

正五位下藤原朝臣業子　小將掌侍　上日七十九　夜六十七　中等

正六位上平朝臣親子　侍從内侍　上日六十三　夜五十七　下等

從五位上藤原朝臣義子　小大輔命婦　上日百七　夜十三　上等

從五位下藤原朝臣善子　宮内命婦　上日无　夜无

二番上

正五位下藤原朝臣經子　宰相御乳母　上日廿日　夜廿四　上等

從五位上藤原朝臣　式部御乳母　夜无　上日无　上等

一番下

從五位上藤原朝臣孝子　小將命婦　上日百六　夜百六　上等

二番下

江記云、赤染は赤染時用女也、依歷右衞門志尉等號赤染衞門、實兼盛女也云々、

〔玉勝間四〕小大君

三條院女藏人左近を、小大君ともいへり、そは小大進といふ名を、はぶきていへるなれば、こだいの君とよむべし、こおほきみとよむはひがこと也、此人小大進なる證は、榮花物語見はてぬ夢の卷に、あるはなくなきは數そふといへる歌のよみ人、東宮女藏人小大進とあり、東宮は三條院也、

〔源氏物語玉の小櫛一〕紫式部が事

紫式部といふ名は、實の名にはあらず、すべて女房に、式部、少納言、辨、右近などいふたぐひ、みないはゆる呼名(ヨビナ)也、こは初學のためにまづいふ也、此の實の名は世につたはらず、すべて古名高かりし女房、おほくは實の名は見えず、撰集どもにも、よび名をしるされたり、さて式部といふに、紫、和泉、小式部などあるは、式部といふが、あまた有て、まぎるゝ故に、わかむため也、そは或は其姓、或は父、また夫などの官、母の名など、たよりにまかせてよべりしなり、清少納言、江侍從などは、清原大江の姓也、和泉式部は、和泉守道貞が妻也、小式部は、和泉式部が子也、伊勢、大輔は、伊勢、祭主輔親の女なり、大貳、三位は、太宰、大貳成章の妻也、さて紫式部も、もとは姓によりて、藤式部といへりしと也、そはとうしきぶとよむべし、江侍從もごうじゝうとよむべし、清少納言などの例なり、ふぢしきぶ、えのじゝうなどは、よむべきにあらず、男にても江帥、藤大納言、在中將などのたぐひ、みなこゑによめり、

〔傍廂前篇〕寵

すべて女のよび名は、さらぬもあれど、大かたは父か夫かの官名をよばるゝが多し、小兒もしりたる百人一首の中なる女のよび名は、伊勢は、伊勢守繼蔭の女なり、右近は、右近の少將季繩の女なり、和泉は、和泉守道貞の妻なり、大貳三位は、太宰大貳成章の妻なり、赤染右衞門は、赤染時用の

氏さごろもの心にて、名を付るなり、さぶらふ名、うへわらはにてはよき也、大がいかくのごとし、さりながらこのうちにても、上下の事は、はからひて名をつくべし、あながちかみより、二位三位などには、せんげなければども、位の名をつくることは、執柄より下へは、名にははからひてつくる也、たゞ又ひがし殿南殿などいふは、たかきいやしきにも有、去ながらたかきにては、御所のがうなどにもおとらざる也、御所のがうは、北の政所よりは心あるやうなり、いづれもそまつには申べからず、人のおしてはからひには有べからず、仙洞ゑつへいまでは、わか君御所などのがうあるべし、大臣家など成とも、御所のがうはあるべからず、心あるべし、人によるべきなり、政所ばくわんばくの御母なり、

〔光臺一覽二〕内侍の中の上臈を、勾當内侍と申候、諸寺の沙汰武家の執奏、古より此局なり、長橋坊に居住なさる故長橋殿と申なり、長橋辭退あれば、典侍の官に上りたまふなり、この外に御下の局とて御座候、是は下鴨、松尾、稻荷等之社司の女なり、名は越前、三河、大輔など、被召なり、此頭たる女中を、御代々いつにても伊豫と被召通例なり、

〔古老口實傳〕一神職氏人召仕從女之名字事、榊葉、木綿志手、有怖事也、仍代々禁制之、件兩名者、齋宮女孀之定名也、是神代古風傳也、故神職人一切禁之、

〔十訓抄一〕其比條○一は、源氏物語作れる、紫式部(越前守爲時女)　赤染右衛門(大隅守時用女)　和泉式部(大江雅致女)　小式部内侍(道貞親王女)　小大君(重明親王女)　伊勢大輔(輔親女)　出羽辨(出羽守季信女)　小辨(越前守懷尹女)　馬内侍(左馬頭時明女)　高内侍(高階成忠女)　江侍從(匡衡女)　新宰相(參議廣業女)　兵衛内侍(信濃守隆信女)　中將(道雅女)　などいひて、やさしき女房どもあまたありけり、

〔袋草紙三〕和歌ハ好テ有無益事　大江公資、大外記所望者也、○中略以相模爲妻之比也、公。資。依。爲相。模。守。號相模、本名ハ乙侍從云々、

〔袖中抄十九〕ゑびすのみよりいだすち

一條、二條、三條、近衛、春日、これらは上の名也、大宮、京極、これらは中なり、高倉、四條などは、小路のうちにもおとりたるなり、中らふの成あがりも、小路の名は付也、

大納言局　中納言局　左衛門督　帥　按察使　ゑもんのかみ

これらは上らふの付名也、此うちにも、あせちなどは、いさゝか心ありてさがりたるなり、

一位局　二位局　三位局

これらはずいぶんの事也

小ざいしやう　小督　小ひやうゑのかみ

これらはずいぶん、中らふ小上らふかけたる名也、

中將　少將　左京大夫　宮内卿　しんすけ　左衛門佐

これらは中らふの中にも、隨分の人のなる也、總じて小の字を添てつくるは、あがりたるなり、

しゝう　少納言　小辨　國々の名

これらは下らふの名なり、しゝう少納言は、中らふかけたる名也、左右なくはつくべからず國名は大かたなり、

伊豫　はりま　たんご　周防　越前　いせ

これらは國名にてもすぐれたる名也、内裏などにても、中らふかけたる名なり、

丹後　をはり　みまさか　越後　びんご　ぶんご　加賀

これらなどは、中程の國名也、大かた國名は、このほかおほし、相はかりてつくべし、

總じて新大なごん、權大納言など添たる、執したる官なり、唯又しんすけ、いままゐりなどいふは、はじめたる人の名を、むずといひにくきをいふ也、新三位などは、しんをそへたれども、唯三位よりは聊劣りたる也、又小少將小辨などはしつしたるなり、此外うへわらはなどは、いろ／＼の源

中少將などいふ也、左衛門のかみ、小かみは、小上らふかけたる名なり、
下らふ
侍従、小辨、少納言なとは、下らふながら、中らふかけたる名なり、
うへわらは
これらは國名、よせある名などをつく也、さぶらふ名などあるべし、
とじ
これも內裏などのとじおなじ事也
此ほか
北のまん所
このかうは、執柄家にても、內裏より內々のせんじあり、
御だい
大かた北のまむ所などおなじ程の事也、このかうは、せんげなどなし、
御かた〳〵の名の事
北東御かたは上なり、南西は聊方角にては、おとりたる也、かた名とむき名とは、かた名はあがりたるやうに申傳へたるなり、
むき〳〵の名の事
かた名などゝおなじ
たいの事
一のたいは上也、つま二のたいなどは、いさゝかおとりたるなり、
こうちの名の事

泉殿　春日殿　坊門殿　高倉殿　大宮殿　京極殿　堀川殿

小上臈

四條　五條　六條、大納言　按察　民部卿　中納言　左衞門督　帥　別當　宰相　兵衞督

刑部卿　治部卿　大藏卿　宮內卿　兵部卿

中臈

督殿　大貳　卿殿　中將　辨　少將　左京大夫　右京大夫　權大夫　左衞門佐　右衞門佐

侍從　少納言　兵衞佐　大進　大輔　少輔　佐

下臈

伊豫　播磨　讚岐　美濃　尾張　武藏　肥前　伊賀　越前　相模　美作　甲斐　備中　備

後　筑前　下野

〔女房の官しなの事〕執柄家

大上らふ

かけほの親王大臣の御娘など、この名にかうす、

むき名

上らふの名也、北の政所などはいはれずして、唯ならぬ人の名なり、

一のたい　御つま

これも上らふのかうする名也

小上らふ

これも小路の名、又二位三位大中納言とかうするなり、

中らふ

する事もあるべし、そののちまた玄んざあれば、それをいま御まゐりとも云べし、

一末のものといふ女、くわん、をさな名をよぶべし、ひでう同じ、

一はしたものげすの事、源氏のもくろくのうちつけべし、をさな名もあるべし、まちの名もつくる事有、さふらうをそへてつくるは、すこしあがるなり、そへぬは、こそをそゆるなり、はしたものよりおとりたらば、源氏のもくろく、こうななどつくる事、ゆめ〳〵有べからず、

一をさな名は、上中下によらずつくるべし、

一中らふのつく〳〵らゐも、さんぢうなり、一條殿、二條殿、三條殿、れんせい殿、かすが殿、堀川殿、高倉殿、ばうもん殿、大納言殿、權大納言殿、京極殿、大みや殿、新大納言殿、此次は民部卿どの、あせち殿、そち殿、中納言殿、玄んちう納言殿、別當殿、さゑもんのかみどの、うゑもんのかみ殿、さい玄やうどの、兵衞のかみ殿、大藏殿、ぢぶ卿殿、ぎやうぶ卿どの、くないきやう殿、左京大夫殿、右京大夫殿、大江殿、中じやう殿、ぬひどの、此次はだいぶどの、うだいぶどの、玄んだいぶどの、べん殿、少將殿、じゞうどの、さゑもんのすけ殿、うゑもんの助殿、少納言殿、せう殿、大玄んどの、たゆふのすけどの、

をさな名少々

ちや〳〵　あちや　か丶　と丶　あこ　むか　あと　こ丶　ちやち　つま　あや　よ丶

この類なり

一下臈のつく國名、伊豫、はりま、さぬき、みの、をはり、三河、備中、たんごさ、はうき、美作、

〔薩戒記部類二〕女房名事

上臈

東御方　南御方　西御方　廊御方　對御方　御妻　一條殿　二條殿　三條殿　近衞殿　冷

み名づくる事にはなりたり、されば今世に婦人の名にさへあれば、呼名にも子の字をつくべきと思ふはかたよれり、まして字音の名に子の字をつけて、たとへば楊子席子とやうにいふは、かたはらいたきわざなりけり、

〔禁秘御抄下〕女房

上﨟〇中略　禁中無小路名、仍雖最上號大納言、

下﨟　諸侍賀茂日吉社司等女也、皆稱候名也、不及國名、但其中宿老者、或賀茂祭爲命婦渡後、或國名チモロヒ、或侍名モ有也、

〔禁秘御抄階梯下〕女房

候名按ひさしき、うれしき、ゆりはな、久、龜鶴抔樣、皆候名也、

國名按陸奥常陸等之類也、

峯記承元三三廿三、立子入太子宮、歸家之後、定女房等名、殿名候名、上中﨟有殿名、下﨟無殿名、久安記云、上中下﨟、皆有候名、上中﨟有召名、下﨟無召名、雖中﨟除公達及藏人五位之外無召名、王大進者、依爲乳母有之、按、殿名又小路名ト云、大宮殿三條殿坊門殿抔也、候名見上、召名、按察、大進、少進、大貳、少貳、小辨、左衛門、少將之類也、

〔大上﨟御名之事〕一さるべき人々の召つかふべき女房のしだい、上らうをさな〳〵をよぶべし、たとへばちや〳〵、あちや、五しなどよぶたぐひ成べし、唯上らうともいふべし、

一こ上らふ、じやうらふに、ちがひめなし、さつき、さかづきとう、じやうらふのつぎ、

一中らふ、くわん、あるひは町の名、又をさな名をよぶなり、じゞう、せうしやう、さいしやう、かすが、れんせい、ほりかは、大みや、一條、二條、このたぐひなり、

一御しもともいふ、是までは上から帯をせざるなり、

一下らふ、くわんの名をつけべし、しんざにゐるを、御いままゐりと名づけ、名のなきをもて、なと

女子名

古事類苑

姓名部十

名下

〔名字辨〕婦人の名、ふるくは某刀自、某女、某子、某虫などいふぞおほかる、庶人には、某女といふ名多く見ゆ、されども名によりて、尊卑のけぢめありしにはあらず、續紀に、夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自、從四位上和氣朝臣廣虫、從四位下久米連若女などいとおほかり、又無位の人にも、藤原朝臣數子、紀朝臣若子などあり、さはいへど皇女たちは、皆某子といへば自尊、某女といふは自卑きがごとし、さて字音によむ名も、一字名も、又三字四字のも、又男の名とひとしきも、又今世とをさをさかはらぬもあるなり、續紀に、河上忌寸妙觀、藤原朝臣延福、藤原朝臣慈雲、岡上連綱、藤原朝臣影、忍海連致、安倍小殿朝臣堺、武生連朔、藤原朝臣長蛾子、縣犬養橘宿禰三千代、橘朝臣古那可智、曾禰連伊賀牟志、石上朝臣國守、刑部勝麻呂、熊野直廣濱、水海毗登清成、高市花、縣犬養宿禰八重、忌部宿禰止美、吉備朝臣由利など見ゆ、又呼名と名のりとは別なり、思ひまがふべからず、名のりの事、末にいふべし、台記別記に、久安六年の臺盤所日給簡の圖あり、それに蔭子正六位上源朝臣行子、少將、次々に皆蔭子正六位上とありて、藤原朝臣信子、大夫、藤原朝臣忠子、少納言、藤原朝臣顯子、近江、藤原朝臣憲子、越後など、十三人の名、上に一列にありて、又下に是も蔭子正六位上とありて、藤原朝臣遠子、乎度女乃、藤原朝臣兼子、佐々禮石、藤原朝臣知子、松加波と一列にあり、古の婦人に、紫式部、清少納言、或は紀伊丹後などいふは、皆呼名なり、かくて後にいたりては、ひたすらに某子との

古事類苑

姓名部十

名下

御諱、相憚之事、

當御代〇孝明如㆓令條㆒皇祖以下御三代、可㆑有㆓減畫㆒事、

右之通、昨日被㆓仰出㆒候事、

右之趣、爲㆓同役諸役所心得㆒申觸、後院幷北御殿當番へ廻章申渡、

〔憲法類編二十一國法〕戊辰〇明治元年十月九日御布告

惠〇仁孝御名字

統〇孝明御名字

睦〇今上御名字

右三字、御諱ニ付、名字等ニ相用申間布儀ハ勿論、刻本等ニハ闕畫可㆑致候事、

壬申〇明治五年正月廿七日第二十四號御布告

御名睦字、自今闕畫ニ不㆑及候事、

但惠統二字、可㆑爲㆓同樣㆒事、

〔法令全書〕第百十八號〇明治六年三月二十八日布

御歷代御諱、幷御名ノ文字、自今人民一般相名乘候儀、不㆑及㆑憚事、

但熟字ノ儘相用候儀ハ不㆓相成㆒候事

當御代、如令條皇祖以下御三代、可有減畫事、

右一紙被渡候、向々自議奏去文政元年五月被觸候通被告示之、但彼時、院中藏人上北面以下自院傳觸示よし、今度後院之輩へは、從當役可觸之旨也、（非職人、上北面、主典代、廳官所衆、下北面、取次、北殿北面、）又輪門本願寺、其外無住内々門跡有無住共、外樣門跡比丘尼等は、從御世話々々可達、同役より被示之、（右觸方、文政元年之例見合、）後刻所司代へ申達、別紙之通被仰出、一同へ相觸旨爲心得申達由、（僧尼も觸示由）又外ニ九所添之、

御諱相避、且臨文減畫之義、去文政二年十一月、先役より御先役へ申進候次第も有之候、其節には、

惠　秊　智　英　遐

右五字相避候義申進候得共、當御代にては、

御皇祖以下之御諱

秊　惠　紒

右三字被避之候、其許御心得ニ猶又申進置候事、

八月

別段以演說令申、紒ノ字皇統、御系統之類ハ、不缺末畫、爲此分之由、淸宣申述之、各承知自跡可返答之

皇統之字、不缺末畫歟、是有禁忌之故、今案且有存其說人有之歟、仍殿下申伺之處、皇統之時ハ、偏ノ糸、如此可減被命、

一今日、稻葉出羽守位記宣旨口宣案相調所司代へ達之、（越智ノ智字、不減旁、前文爲心得令申候、）

〔取次日記〕嘉永元年八月六日、左之通議奏衆御達、書面御附衆被爲見、

但又後櫻町院（智仁）雖非皇祖御受讓之御次第、且格別被尊重之間、一同憚之候哉之事、

仁孝天皇御代

同上

光格天皇、上皇にて御在世之間、奉對上皇如元避之候哉之事、

崩御後不伺改哉之事

但天保二年、院御會始、鶯契遐年御題、減畫有無兩樣、無減畫方々、

當殿下　齊信公　尚忠公　忠熙公（此外兩端之趣候事）

當御代〇（孝明）

箏　惠　紗

右令文之通可心得哉、昨年自議奏相伺治定之事、

但諸向者、文政度可從令文觸示有之候事、故、更不及觸示哉之覺悟ニ而、別段觸示ハ無之候事、

右ニ付、當春正月式にも智積院不令減畫候事、兩局心得相尋候處、是又令條之通御三代相避候覺悟之旨申候事、

御諱減畫一件、殿下答命之趣、委細橋本へ申入置候、猶被觸示方、宜有勘考、其上可相示武邊へも申達候、且武家官位姓名之字ニ付、此節取調居候間、兩三日中可被申示樣申入置之、

五日

一御諱之儀、議奏伺定今日可被申渡、昨日示合之處、今日御德日如何、諸向ハ後日可被仰出歟、但武家官位口宣之內、姓（越智）名有之間、今日不達候而者、不都合候間、昨日分被申渡樣示合可然哉、殿下申入之處、其分可然被命之、議奏申入之、

一御諱相避之儀、如別紙殿下昨日被伺定、諸向被觸示之旨、議奏（廣橋）被示、御諱相憚之事、

丘の字ありとて、それを避ん事あるべからず、我國にて此にならふ輩は、事の現非をも正さず、目なれぬ新奇なる事を好む輕薄の情より、本孔子を尊敬する心にてなすにはあらで、人に奇を誇らんとてなすわざなれば、か丶る類の事は、厭ふべく笑に堪へぬ事也、

〔一條家番所日記〕文政元年五月十八日乙卯、近衞左府樣御使中川三河介御順達如左、

御諱相避且臨文省末畫之儀、爾來各覺悟之事候、雖然、至中古而有不避之輩、自今以往、不拘異說、從國史職員令、幷唐六典之文、一不可犯國諱之由、更被仰出候事、

十九日丙辰、上孝〇仁御諱字末畫可憚義ニ付、諸席江被仰渡如左、

上御諱字、私名字ニ相用候事は、堅可相憚義、且日用筆記文通等ニ、無據相用候節は、末畫可相省義は勿論之事候處、今般改而被仰出候間、自今以後、彌以前文之通可相心得旨、御當職より御傳達有之候事、

但末畫相省候分は

上御諱　惠

仙洞格〇光御諱　兼

右之通相認可然候事

但草字も可准之候事

〔三條實萬傳奏日記〕嘉永元年八月二日

文政元年、更被仰出可從國史職員令唐六典等之文事、

皇祖以下

光格天皇御代

桃園院遐仁　後桃園院英仁　當今

白髪部、爲眞髪部、山部、爲山と見えたるは、先帝の御諱は白壁、延暦の御諱は山部なれば也、又此時山邊の姓をば改められず、此はヤマノベと、ノの詞をそへて唱ふる姓なれば、避ざる事と見ゆ、又淳和天皇の御諱を大伴と申せしより、大伴の姓を改めて、伴となしたる事も有、か丶れば、古は、二名は偏諱せざる事明らか也、又職員令に、治部省、卿一人、掌國忌諱云云事、義解云、諱避也、言皇祖以下名號、諱而避之也とある、これにて五世すぐれば、諱ざる事も明らけし、此は全く唐制にならはれたるもの也、但文字の畫を缺く事も、顔眞卿も碑帖などに、民を民などあるを見れば、唐より此法はありつれど、皇朝にては、此を用ひられざりし事と見えて、今もたま〳〵存する金石などの遺文に、其例ある事なし、されば二名を偏諱し、文字の畫を缺くなどは、皇朝の制に無き事なれば、此を犯したりとて、不敬なりとてとがむべき事ともおもほえず、ことに今の世には、諱の事正しき制令も無く、官家の公文などには、さくる事は無き法なれば、あながちに事を好みて、下より其法を始めん事はあるまじき事也、又清國の學者の新意にて、孔子の名をさけて、丘字を口口などかける事のあるを見て、それにならふ人も世にあり、この孔子の名を避くといふ事は、心得ぬ事也、名をいむといふは、もと人情の上より出たる事にて、其死したる人のまぢかき世には、其名をいふに忍びざるよりいむ事也、されば禮に、舍故而諱新といふ事あり、鄭玄が注に、故謂高祖之父當遷者也といひ、王肅が注に、故謂五廟諱者とも見ゆ、五世すぐれば其名をいまざる事、聖人の定め也、禮は人情に本づきたるものなれば、五世以前の祖を輕慢せんとにはあらねど、おのづから人情遠ざかるま丶に、五世以上をばいまざる事也、此にて聖人諱之の法を立たる本意明らか也、さるを清國の學者、此意にくらくして、みだりに千載の下より、孔子の名をさけんとするは、聖人の禮を制したる意に甚そむける事也、されば明國までは、孔子の名を避くといふ事は無りし也、たゞ文辭の上にて、其人をさしいはん時、孔丘など書んは不敬なるべけれど、他の文辭の上にて

石云、云、未嘗作開母、始經後人校定、漢書直作啓母、在武帝時、詔或作開母也、餘碑皆不見有避諱之文、魏晉而下、至於北朝、所錄諸碑字多別體、不能勘定其何者爲避諱字、如戊戌字、缺筆作戊戌、其體至唐宋間用之、且遼碑中、如涿州石經幢記、戊尙作戊、當由別體流傳、後人好奇、相沿用之、故避諱至唐宋碑文、始確有可按、唐列祖諱、在諸碑中、惟開成石經爲最備、今總紀于前、凡經中虎字、皆缺末筆作虎、琥號虢虣饕澎篪褫、皆同、避太祖諱、淵字皆缺筆作渕、婣字亦作婣、避高祖諱、世字皆缺筆作廿、泄作洩、紲作絏、棄作弃、勩作勚、葉作葉、渫揲鞢諜堞偞、皆改從云、民字缺筆作巳、氓作甿、岷作岻、泯昏緡痻碣愍蝁、皆改從氏、避太宗諱、亨字皆作亨、避肅宗諱、豫字皆缺筆作豫、避代宗諱、适字皆缺筆作适、避德宗諱、誦字皆缺筆作誦、避順宗諱、純字皆缺筆作紃、肫作肫、避憲宗諱、恒字皆缺筆作恒、避穆宗諱、湛字皆缺筆作湛、甚作甚、椹作椹、避敬宗諱、乃若高宗諱治、中宗諱顯、睿宗諱旦、元宗諱隆基、文宗諱涵、皆不缺筆者、天子事七廟、自肅至敬七宗、而高祖太宗創業之君不祧、元宗以上則祧廟也、故不諱、（冊府元龜、寶歷元年正月、元宗祧遷不諱、）文宗今上也、生則不諱、（左傳、文公宣公卷內、昂字不諱、）成城皆缺末筆作成城、此爲朱梁補刻避諱、（穀梁、襄昭定哀四公卷、及儀禮士昏禮皆然、）其散見于各碑者、仍以次拈出之、○下略

〔安齋隨筆前編七〕一忌君諱字省點畫　近頃儒學の徒、文を著すに、家を家とし、康を康とし、吉を吉とし、宗を宗とし、重を重とし、治を治とするは、將軍家（○德川氏）の御諱を憚て、點畫を省くと也、是近世渡來の書に倣へる也、然れ共朝廷先王の御諱、近く今皇の御諱の字をば憚らず、一を知て二を知らず、左を知て右を知らずと云べし、豈儒と云はんや、

〔時文摘紕〕今の世の人、清國の人の文に、缺畫をなせる事あるを見て、それにならひて弆齊など書く事あり、此は謹愼の事なれば、尤むべき事にはあらねど、皇朝には別に諱之の法ある事を考へずして、みだりに淸人の所爲にならふはいかゞあらん、今考に、續日本紀に延暦四年詔曰、臣子之禮、必避君父諱、比者先帝（○光仁）御名、及朕（○桓武）之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓

本紀一部には、諱を避る制なく、却て御名を以、國郡の名、官職の名、姓氏の名とせられしあり、是を御名代(ミナシロ)と云、續日本紀より避諱の制ありて、今日に至る、但し江家次第に、六典を引きて、闕畫の沙汰ありしかども、行はれしにはあらず、然るに近世朝廷に闕畫の事行る、故實にはあらざるなり、此事何の年よりと云事を知らず、おもふに陽明家(〇近衛家)に、六典を上木せられて、普く翫ばれしより始りけるにや、往昔六典を知らざるにはあらず、和漢制度差別ある事、仰ても猶餘ある事也、一度闕畫行れてより、避諱の事、兩途に分る、又をのづから偏諱せるに至る、歎ても猶歎べき事也、東都(〇江戸幕府)には幸に未だ此制あらず、中古以來、公武制を殊にす、京都に拘らずして、後來此制なからん事を希のみ、

〔文用例證　中〕諱ノ字ヲ缺畫シテ書スル例ハ、容齋隨筆ニ、蜀本石經、皆孟昶時所刻、其書淵世民三字皆缺畫、蓋爲唐高祖太宗諱也、マタ知不足齋叢書十三集ノ相臺書塾刊正九經三傳沿革例ニ、石經考異ヲ引テ曰、唐太宗、諱世民、若單言民則闕斜鉤而作巳、若從偏傍則闕上畫而作氏、如庚盤之不昏作昬、呂刑之泯泯棼棼、マタ清朝ニ至テ、天子之諱ヲ書スルニ皆缺畫ス、譬バ康熙帝ノ諱ヲ玄曄ト云、曄ノ字ヲ缺畫シテ𣅺ト書ス、又清人著述ノ書、ミナ夫子ノ諱ヲ缺畫ス、

〔金石萃編　四十二〕等慈寺塔記銘

附攷碑文避諱字

古者臨文不諱、漢法邦字曰國、盈字曰滿、恒字曰常、啓字曰開、徹字曰通、弗字曰不、詢字曰謀、奭字曰盛、驁字曰俊、欣字曰喜、術字曰樂、秀字曰茂、莊字曰嚴、炟字曰著、肇字曰始、隆字曰盛、佑字曰福、保字曰守、炳字曰明、纘字曰繼、志字曰意、宏字曰大、協字曰合、皆臣下所避、以相代也、但用改字、未嘗缺畫、至本書見經傳者、未嘗改易、其見于書冊者、如說文遇諱字直書上諱、而本字不書、今漢碑中、有開母廟石闕銘、因避景帝諱改啓爲開、漢諱之見於碑文者祇此、(漢書武帝紀、元封元年春正月、行幸緱氏、詔曰、朕用事華山、至于中嶽、見夏后啓母

年前也、吉利死丹の宗、如此の處、切支丹と書改之、常憲院殿〇徳川綱吉御諱之字を憚て改之、

〔憲教類典一之十〕元文二丁巳五月廿八日

竹千代樣〇徳川家重幼名と奉稱候ニ付、竹之字之名者改可申事候、尤何レも心付可申儀ニ而者御座候へども、大目付心得物語申候儀、本多中務大輔殿被仰聞候、苗字抔者替不及申儀者勿論に御座候、右之段御觸ニ而者無之、寄々御物語通達申候趣之事、

〔嘉永明治年間錄一〕嘉永五年九月朔日、將軍家十二男長吉郎君生ル、

長吉郎御母於口の方、杉三之丞養女、實は紀伊殿家老水野土佐守娘也と云ふ、此時人名、長の字を諱べき旨觸達あり、

〔飯山文存二〕伴林光平傳

伴林光平、稱六郎、河內志紀郡人、初爲一向僧、名周永、年十八、聞近江僧大觀在大和、往師之、觀沒後、到京師學儒、一日舟下淀川、舟中有因幡客、粗通國學、與之論佛言屈、論儒亦屈、乃請爲弟子、客以其僧難之、因請、客曰、盟而後可、曰舟中倉卒、何以爲盟、請改名光平可乎、蓋光字爲本願寺世諱、一向僧不敢犯也、客奇而許之、

缺畫

〔古今要覽稿姓氏〕爲字不成

文書の內、御諱の字にあへば、其字を書しながら闕畫して、他字に替るに及ばずと云事は、唐の制なり、西土にて漢の世には、諱に替て行ふべき字を豫め定しを、唐に及て斯の如く改しは、尤簡易の法、從べき事なり、是を爲字不成と云ふ、六典に見えたり、夫より以來今にいたるまで因循せり、西土に在ても、二名を偏諱せよと云る制は聞えざれど、世々偏諱せるは、其俗の禮に過たるにて、盟て學ぶべからざる事なり、皇國律令格式の設、偏に唐の制度によりて取捨せられし所なり、然るに此闕畫の事のみ行れざるは、固より皇國の俗に從て、訓を以避よとありし故なり、それも日

納言賜雜任折紙（左衛門右兵衛等尉）一人橘吉實、一人平吉眞等也、件名字福光園院殿下名（眞實）同訓也、雖宣下由返答、納言重被命云、遠國之輩不可苦歟、但猶不可然者、雖何字可被改之云々、如何、予曰、件兩名共不可叶、以實字改貫字、以眞字改貞字可宜歟、其字之體、相似之故也者、貫首諾之、

〔薩戒記〕正長二年三月廿二日戊辰、山科宰相（家豐）來臨、被尋問除目中永顯官擧書樣作法等、談云、依柳營御改名、（○將軍足利義宣改名義敎）敎字有憚、仍我改家豐、民部卿敎有卿改行有、內藏頭敎右朝臣改豢右、中將持敎朝臣改持俊、右少將敎具（民部卿息）改行具、右少將敎倚改行倚云々、

〔親長卿記〕文明十年三月一日、言國朝臣息叙爵事申之、名字敎康云々、予申云、敎字、普廣院殿（○足利義敎）御字也、將軍御字、不可付名字之由、有申置之人不審、返答云、尋或仁之處、不可苦云々、此上者不及是非奏聞勅許、其後予重申云、古來將軍御名字被下之外、無名乘之人、自然自武家有御不審者、無先例之分、可被申歟如何、仍重談合之處、伺武命云々、不可然之由有仰云々、

〔雍州府志六土產〕齒牙藥　丹波康賴之孫俊雅、任近江掾、其子俊通、爲侍醫、（○中略）二十五世孫賴元、有敎子、山城州人賀茂玄泰、依與賴元爲親族、養其子傳醫術、是號兼康、（○中略）近世避御諱（○德川家康）稱金保、在京師者以兼康稱之、

〔人見雜記〕伊藤元助（○仁齋）初は元吉と字せしが、常憲廟（○德川綱吉）の世になり、御名の字を避けて、助にはなりしよし村越忠左いへり、

〔閑散餘錄下〕伊藤仁齋先生、初ノ名ハ維貞、時ニ兵部大輔貞維朝臣ナル人アリ、其名ヲ避ケテ維楨ト改ム、

〔閑散餘錄下〕徂來、名ハ雙松ソノ頃憲廟（○德川綱吉）ノ世子德松君トイヘルアリ、早世シタマヘリ、ソノ諱ヲ避テ、字ヲ以テ茂卿ト稱セリ、

〔海錄一〕寬永二乙亥年十月、吉利死丹宗門無之旨、起請文案文を以て被仰出候、是則島原一揆の二

御諱也、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年六月乙丑、大和國葛上郡人從八位上桑原史年足等、男女九十六人、近江國神埼郡人正八位下桑原史人勝等、男女一千一百五十五人、同言曰、伏奉去天平勝寶九歲五月二十六日勅書、偁、內大臣〇藤原鎌足太政大臣〇鎌足子史之名、不得稱者、〇中略望請依勅一改史字、因蒙同姓、於是桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戶、史戶六史、同賜桑原直姓、船史、船直姓、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年正月己巳、左京人右馬寮權大允清友宿禰眞岡、散位同姓魚引等、賜姓笠品宿禰、非其願也、公家避贈太政大臣橘氏之名、〇仁明母后橘嘉智子父清友耳、

〔大鏡三太政大臣實賴〕これたゞひらのおとゞの一男におはします、小野宮のおとゞと申き、〇中略おとゞの御わらはなをばうしかひと申き、さればその御ぞうは、うしかひをば、うしつきとのたまふ也、

〔神皇正統記一條〕攝政〇藤原兼家病により、嫡子內大臣道隆にゆづりて出家、猶准三宮の宣をかうぶらる、執政の人出家のはじめなり、そのころ出家の人なりしかば、入道殿となん申ける、よりて源の滿仲出家したりしをも、はゞかりて新發とぞいひける、

〔陸奧話記〕賴義朝臣、〇中略拜爲陸奧守兼鎭守府將軍、令討賴良、〇中略俄有天下大赦、賴良大喜、改名稱賴時、同太守名有禁之故也、委身歸服、

〔中右記〕天永三年十一月廿六日己巳、爲隆談云、後二條殿〇藤原師通御時、被作印之時、御名上字、依可被用、被作師字、而大殿〇藤原師實上字、又師字也、同字可有憚歟如何、被尋申處、大殿御返事云、全不可有憚、只可被用師字也、昔被用先祖印、常事也、以之思之、同字不可有憚者、此事尤有興、仍所記置也、

〔康富記〕應永八年五月十二日庚子、今日右大辨高橋秀職出家、〇中略子息大學助範職、本名光職、二條殿、〇滿基御名字讀故改之、

〔薩戒記〕應永卅三年十月十七日丁丑、依當番、自早旦參候院、〇中略貫主羽林被示合予〇中山定親云、三條

〔日本書紀神代講述抄〕右ハ延佳本名延貞、避二御名一(後西院御名貞仁)改レ佳、神主、日本紀ヲ抄セムト書ツメラレケレド、○下略

〔續史愚抄後光明〕母壬生院光子元繼ツグ子、依二主上御名字同訓一改名云、○中略

同○寛永十九年十二月十五日、立親王、御歳十、御名字紹ツグ仁

〔八水隨筆〕仙洞樣○中御門御名慶仁御在位の時は、京にて末々のものまでも、改年の御慶とはかゝず、御諱をさけて吉兆嘉瑞などゝ書し、江戸のものは、それに氣もつかず、隱居すれば慶庵の慶齋のと付し人も多し、その氣からは中村吉兵衛、澤村宗十郎、○徳川吉宗ノ名ヲ避ケズ何の心かあらん、是をさへすて置て、竹之丞が卯左衛門、萬藏が龜藏○徳川家治幼名竹千代及ビ重好幼名萬次郎ノ名ヲ避クもまた何事ぞ、

〔白石問答〕勳位　　野宮前黄門定基卿答

至二承平一將門官逆ノ時、藤原忠文賜二節鉞一候へ共、不レ屬二其戰一自二途中一歸洛候ヲ、無二其賞一候、天㦽○依二御諱一(中御門御名慶仁)用二古字一純友陷二西府一候ヘドモ、海賊ノ儀ニ候へバ、小野好古モ大功ナガラ勳位ノ沙汰マデハ不レ及類ト存候、

○按ズルニ、六書通ニ慶ノ古文㦽トアリ、本書愁字ハ蓋シ㦽ノ誤寫ナルベシ、

〔三代實錄三十陽成〕元慶元年二月廿二日甲子、掌侍從五位上春澄朝臣高子、改二名洽子一以レ觸二中宮諱一○清和后藤原高子也、閏二月七日己卯、正五位下安倍朝臣高子、改二名基子一外從五位下葛木宿禰高子、改二名賀美子一以レ觸二中宮諱一也、十三日乙酉、從五位下源朝臣高子、改二名雅子一以レ觸二中宮諱一也、

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿三年六月甲子、散位正五位下小倉王上表曰、○中略伏請依二去延暦十七年十二月廿四日、友上王賜レ姓故事一同蒙二清原眞人姓一又繁野名語觸二皇子一改レ繁曰レ夏、○中略謹以申口許之、

〔百一錄〕寶永四年四月廿九日、儲君御方、○中御門有二親王宣下一上卿二條内大臣、勅別當德大寺大納言、奉行頭中將經慶卿改二經敬一儲君御諱慶仁、依レ避之也、　五月朔日、隆慶卿改二隆賀一季慶朝臣改二季通一依レ避二

仁官符、件名字訓、通二條院御諱〇守仁、仍外記來、前之時、懸右食指於笏、外記警屈立、大理被仰可跪之由、外記跪披、笏候盛仁事、若有沙汰哉之由被問、而申旨不分明、仍可相尋大外記之由被仰、仍稱唯經本路、問大外記、歸參申云、爲自上被下之文、被印可宜也、上卿被命曰、相尋沙汰之有無也、然者可印之由示之返給、〇中略請印之、

〔平戸記〕寛元三年三月八日癸卯、今日被行小除目云々、〇中略中務丞清原行眞、中務丞名字行眞者、後白河院御法名也、如何、云職事云上卿、執筆等不存知歟、又執柄無御覺悟歟、不審々々、後聞經數日、此沙汰出來、遂被改了云々、

〔正安三年大嘗會記〕從五位上和氣幸良近江權大掾、俄改名、元ハ敦眞、渉後朱雀院御諱之訓、漏叙位之間、改名之上ハ可被叙之由申沙汰了、

〔釋日本紀十六秘訓〕世人多古點ヨヒト、爲避御諱字、(後宇多)引合可讀ヒト也、下皆效之、

士俗古點クニヒト、爲避後嵯峨院御諱、可讀ヒト也、下皆效之、

大伴連遠祖爲避淳和御諱(大伴)可讀トモ、下皆效之、

〔古今要覽稿姓氏〕避諱

草子物語の讀法にすら、後嵯峨院御名邦仁(クニヒト)を憚て、國人の字をクニタミと讀、後宇多院御名世仁(ヨヒト)を憚て、世人の字をヨノヒトと云、或はヨビトと濁り、靈元院御名識仁を憚て、里人と云ふ詞をさけ、桃園院御名遐仁(トホヒト)を憚て、詠歌に問人(トフヒト)と云へる詞をよまざるも、皆偏諱せざる證なり、

〔薩戒記部類二〕釋奠詩書樣事　應仁卅一二十一

抑詩書樣等之事、依無故實、相尋大内記爲清朝臣、注送之趣如此、

仲春釋奠聽講論語同賦

民興於仁詩一首〇中略

今日題、民興於仁、略件於字之時、興仁也、是崇光院御諱也、今日詩多載彼兩字、尤不可然云々、

見不安于懷、自今以後、宜勿更然、昔里名勝母、曾子不入、其如此等類、有先著者、亦卽改換、務從禮典、主者施行、

神護景雲二年五月三日〇又見續日本紀

〔續日本紀三十八桓武〕延暦四年五月丁酉、詔曰、〇中略臣子之禮、必避君諱、比者先帝御名、及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部〇光仁御名爲眞髮部、山部〇桓武御名爲山、

〔日本後紀十四平城〕大同元年七月戊戌、改紀伊國安諦郡爲在田郡、以詞渉天皇諱〇安殿也、

〔十駕齋養新錄十一〕避諱改郡縣名、

漢文帝、名恆、改恆山郡曰常山、光武叔父趙王、名良、改壽良縣曰壽張、殤帝、名隆、改隆慮縣曰林慮、

吳大帝孫權、立子和爲太子、改禾興縣曰嘉興、景帝孫休立、避諱改休陽縣曰海寧、

隋文帝父名忠、改中牟縣曰內牟、雲中縣曰雲內、中鄉縣曰眞鄉、煬帝名廣、改廣州曰番州、廣潤縣曰靈武、

唐高祖、名淵、改長淵縣曰長水、湹淵縣曰湹水、太宗、名世民、改萬世縣曰萬歲、富世縣曰富義、興勢縣曰興道、

〔類聚國史二十八帝王〕大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡爲新居郡、以觸上諱〇嵯峨也、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年七月癸巳、天下諸國、人民姓名、及郡鄉山川等號、有觸諱者、皆令改易、

〔權記〕長保六年〇寬弘元年七月廿日壬寅、有陣定、改元事也、寬弘云々、初以寬仁被定、而左大辨申、仁字爲當時諱〇一條御名懷仁可避歟云々、

〔百練抄五鳥羽〕天永三年十月十三日、遷幸大炊殿之由奉幣宣命、改大炊御門字爲洞院、炊字從火之上、大炊爲廢帝〇淳仁諱字之故也、

〔山槐記〕仁安二年六月廿五日辛卯、今日列見也、〇中略權少外記物部宗言覽文、大理見之、有威儀師盛

二名不偏諱、宋武公名司空改司空爲司城、是其證也、○中略

嫌名

衞桓公名完、楚懷王名槐古人不諱嫌名、故可以爲名、

按嫌名之有諱、在漢末之間、晉羊祜爲都督荊州諸軍事、及莅荊州人爲祜諱名、室戸皆以門爲稱、改戸曹爲辭曹、此諱嫌名之始也、

〔廿二史箚記八〕唐人避諱之法

唐人修諸史時、避祖諱之法有三、如虎字淵字、或前人名有同之者、有字則稱其字、如晉書公孫淵稱公孫文懿、劉淵稱劉元海、褚淵稱褚元回、石虎稱石季龍、是也、否則竟刪去其所犯之字、如梁書蕭淵明蕭淵藻、但稱蕭明蕭藻、陳書韓擒虎、但稱韓擒、是也、否則以文義改易其字、凡遇虎字、皆稱猛獸、李叔虎稱李叔彪、殷淵源稱殷深源、陶淵明稱陶泉明、魏廣陽王淵稱廣陽王深、是也、其後諱世爲代、諱民爲人、諱治爲理之類、皆從文義改換之法、

〔日本書紀孝徳二十五〕大化二年八月癸酉、詔曰、○中略王者之兒、相續御宇、信知時帝與祖皇名、不可見忘於世、而以王名輕掛川野、呼名百姓、誠可畏焉、凡王者之號、將隨日月遠流、祖子之名、可共天地長往、如是思故宜之、

〔續日本紀元明六〕和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱、○成務御名改因居地、賜之國造人姓、除人字、

〔享祿本類聚三代格十七〕勅頃者百姓之間、曾不知禮、以御宇天皇及后等御名、有著姓名者、自今以後、不得更然、所司或不改正、依法科罪、主者施行、

天平勝寶九年五月廿六日

〔享祿本類聚三代格十七〕勅入國問諱、先聞有之、況於從今何曾无避、頃見諸司入奏名籍、或以國主國繼爲名、向朝奏名、可不寒心、或取眞人朝臣立字、以氏作字、是近冒姓、復用佛菩薩及聖賢之號、每經聞

者不限死生、時有可諱之事者、此司部○治申發令諱耳、穴云、諱避也、隱也、忌也、

〔禮記曲禮〕卒哭乃諱、禮不諱嫌名、二名不偏諱、逮事父母、則諱王父母、不逮事父母、則不諱王父母、君所無私諱、大夫之所有公諱、詩書不諱、臨文不諱、廟中不諱、夫人之諱、雖質君之前、臣不諱也、婦諱不出門、大功小功不諱、入竟而問禁、入國而問俗、入門而問諱、

〔唐律疏議十職制〕諸上書若奏事、誤犯宗廟諱者杖八十、口誤及餘文書、誤犯者笞五十、

疏議曰、上書若奏事、皆須避宗廟諱、有誤犯者、杖八十、若奏事口誤、及餘文書誤犯者、各笞五十、

即爲名字觸犯者、徒三年、若嫌名及二名偏犯者不坐、嫌名謂若禹與雨、丘與區、二名謂言徵不言在、言在不言徵之類、

疏議曰、普天率土、莫匪王臣、制字立名、輙犯宗廟諱者、合徒三年、若嫌名者、則禮云、禹與雨、謂聲嫌而字理殊、丘與區、意嫌而理不別、及二名偏犯者、謂複名而單犯、並不坐、謂孔子母名徵在、孔子云、季孫之憂、不在顓臾、即不言徵、又云、杞不足徵、即不言在、此色既多、故云之類、

〔韓文六論說〕韓辯

愈與李賀書、勸賀擧進士、賀擧進士有名、與賀爭名者毀之曰、賀父名晉肅、賀不擧進士爲是、勸之擧者爲非、聽者不察也、和而倡之、同然一辭、皇甫湜曰、若不明白、子與賀且得罪、愈曰、然、律曰、二名不偏諱、釋之者曰、謂若言徵不稱在、言在不稱徵是也、律曰、不諱嫌名、釋之者曰、謂若禹與雨、丘與蓲○註略之類是也、今賀父名晉肅、賀擧進士、爲犯二名律乎、爲犯嫌名律乎、父名晉肅、子不得擧進士、若父名仁、子不得爲人乎、夫諱始於何時、作法制以敎天下者、非周公孔子歟、周公作詩不諱、孔子不偏諱二名、春秋不譏不諱嫌名、康王釗之孫、實爲昭王、曾參之父名晳、曾子不諱昔、周之時有騏期、漢之時有杜度、此其子、宜如何諱、將諱其嫌遂諱其姓乎、將不諱其嫌乎、漢諱武帝名徹爲通、不聞又諱車轍之轍爲某字也、諱呂后名雉爲野鷄、不聞又諱治天下之治爲某字也、

〔日知錄二十三〕二名不偏諱

る、かの逮事父母、則諱王父母、不逮事父母、則不避王父母といふは、年幼にして、父母を知に及ばざれば、祖父母の諱はさけざるよし禮記見ゆるは、庶人のことにて、天下の通禮にはあらざるなり、

〔槐記〕享保十五年四月廿七日、或人某ニ問シニ、天子ノ御諱ヲサクルコトハ、古今通法ナリ、大臣ノ名ヲ避ルコトモ、コレアルコトニヤ、東鑑ニ、判官義經ガ、後京極良經ノ名ヲ避クルコト侍リ、是ハ如何ト申ス、仰ニ、天子ノ諱ハ、一文字ヲ犯スコトモ禁法也、大臣ノ諱ハ、其家ノ子孫家族ハ、子々孫マデモ避ルコト是其常也、又訓ヲサクルト云コトアリ、タトヘバ文字ハ違テ、訓同ジケレバ、是ヲサクルコト又其法也、判官義經、後京極良經、其例ナリ、外樣ノ人ニ同訓同字ヲツクコト、儘多キコト也、奏狀達書等、數名ヲ並ベタルトキ、太政官ニテ讀上ルコトアリ、其トキニ同ジ訓ナレバ、カヘテヨミ上ルコト、執筆ノ故實ナリト云傳ヘタリ、

〔隨意錄六〕如君陳君奭君牙、則以諸侯在王官者也、後世臣人、或以君王等字爲名字者、豈不亦僭乎、我方近世有名之士、而稱君美君嶽之類、亦多有焉、予嘗以爲不恭矣、宋政和中、凡世俗以君王聖三字爲名字、悉令革而正之、明正德中、詔禁官民名字有天字者、悉令更之、此皆可謂善令也、釋氏或妄以日月爲名、則最無忌憚也、

〔十駕齋養新錄七〕政和禁聖天等字命名

政和八年五月、戶部幹當公事李寬奏、欲望凡以聖爲名字者並行禁止、奉聖旨依、閏九月給事中趙野奏、陛下恢崇妙道、寅奉高眞、凡蔆俗鑒君皇聖三字爲名輕者、悉命革而正之、然尙有以天字爲稱者、竊慮一當禁約、依奏能改齋漫錄容齋續筆云、政和中、禁中外不許以龍天君玉帝上聖皇等爲名字、

〔令義解一職員〕治部省

卿一人掌本姓、○中略諱謂避也、言皇祖以下名號、諱而避之也、及諸蕃朝聘事、○註略

〔令集解四職員〕釋云、皇祖以下御名避、古記同之、伴案、假令名有春日王者、春日山者、稱東山耳、跡云、諱

〔名字辨〕或書に、皇上御名、世以偏諱、記曰、二名不偏諱、稽此國典、桓武朝廷延曆四年詔曰、臣子之禮、必避君諱、比者先帝御名、及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部、爲眞髮部、改山部爲山云々、光仁御名白壁、是避訓也、桓武御名山部、避部不避山、已不偏諱、又陽成朝元慶元年四月、參議大江朝臣音人、奉勅議曰、古者臨文不諱、而今猶爲諱、二名不偏諱、今亦不偏諱云々、起桓武帝迄崇光帝、連々不諱、有臣下同字者、證此於左、但不竭細密、只擧兩三、按源尊氏、掌握天下、驕奢日長、然當時猶有同字者、鹿苑院相國以來、不許觸犯片字、雖執柄家、承彼許以得一字爲榮、況於凡庶乎、蓋偏諱彼名、豈不偏諱皇上御名乎、以是後光嚴帝以降、無同字者歟、未考其證、只享德二年、源義成、以避皇嗣〇後土御門成仁之御名改義敎、然藤原成冬、以得義成當時之字不改、彼是不一、時勢可知、續而後陽成帝〇御名和仁、後改周仁、受禪、卜部兼和改兼見、明正帝〇興子受禪、平時興改時庸、後西院帝〇良仁踐祚、藤原敎良、同宗良、源俊良、藤原隆良等、改輔條景豐等字、始見偏諱、寶永四年以來、立皇嗣則避、以是可知偏諱非朝廷全盛之故實、起武臣奢侈之餘矣とありて、桓武天皇より北朝崇光院まで、歷朝の大御名と臣下の名と、同字の例を擧たり、たとへば桓武山部鼓吹權大令史漢部松山、平城安殿秋篠朝臣安人、嵯峨神野巨勢朝臣野魚、藤原朝臣葛野麻呂、淳和大伴藤原朝臣大津、安倍朝臣大家、仁明正良忠仁公之黨、良藤原朝臣正雄、文德道康朝原宿禰良道、百濟宿禰康保など、次々に載たり、此論誠にさかるべし、後醍醐天皇の大御名の一字を源尊氏がたまはりし事、太平記に見えたり、是らよりぞ偏諱のことはおこりけんかし、

〔古今要覽稿姓氏〕避諱不及曾高

天子の御諱をさくるは、皇祖より以下をさくべくして、曾高に及ざるよし職員令見ゆ、西土にては、父より高祖にいたり、いみて稱せざるなり、これは五世にして親竭るといふ義によれるならん、禮記曲禮に、捨故而諱新といふこと見えて、註に、故は高祖の諱、新は新死者之諱とあるにて知ら

の制度おはしまして、上の御名、及先帝の御諱に觸る丶ものは、百官の姓氏、諸國の郡縣、及人民の姓名を改め易へさせ給ひにけり、抑平城の朝元明のはじめより、稍漢學聞けしかば、これらの事も、すべて漢法に倣はせ給ひしならん、そが中にいとも異なりと見奉るは、仁明のおん時に、贈太政大臣橘朝臣清友公嵯峨天皇皇后、橘朝臣嘉智子父、仁明天皇外祖父、の爲に、姓の橘字さへ諱ませ給ひし事あり、○中略唐山にて名を諱むよしは、春秋左氏傳桓公六年九月、その他の史にも多く見えたれども、名は諱めども、姓に觸る丶を諱むことなし、況至尊、その外戚の爲に諱み給ふ事は、和漢に例あるべくもあらず、

〔燕石襍志 一〕苗字

曲禮に、名子者、不以國、不以日月、不以隱疾、不以山川とあるは、平人のうへをいふにあらず、異朝の法に、天子の諱に等しき文字ある物はみなその名をあらためらる丶故なり、秦の始皇帝の諱政とまうせしかば、正月を端月と唱へ、漢の呂后の諱雉とまうせしかば、雉を野雞と改められたるたぐひ是なり、天朝には、上代に天子の諱の文字を避るといふこと聞えず、もしさる制度あらば、天地日月なども、かならずその唱を改めらるべし、中葉より唐山の法則にならはせ給ひて、淳和天皇の御一名を大伴とまうせしかば、大伴氏を伴と呼ばせ給ひしかど、只大字のみを避て、政正同音なりとて、正月を端月とする如く、嚴密なる制度に及ばず、亦染殿大后、わかくおはしまし丶とき、撫子御（ナデシコノゴ）とまうせしかば、後に撫子（ナデシコ）花を改めて常夏（トコナツ）と唱へたるよし、袖盛抄大鏡裏書等を引て、榊原玄輔老人いひけり、國史筆を絶て後は、またさる制度聞えず、後醍醐院の建武のころ、正成義貞朝臣には、その功遙におとりたりける高氏ぬしに、天子御諱の一字を賜りて尊氏と唱へしめ給ひしは、つや／＼こ丶ろ得がたき事也、士をなづけんとの御謀略なりとも、先王の善政にはそむかせ給ふなるべし、中興の御志、得遂給はらざりけるもうべならずや、

戸欲被許納、是日太上天皇勅答曰、○中略 太上天皇諱、惟仁 此勅書年月日下注惟字、先是勅參議從三位大江朝臣音人、令議太上天皇送天皇之書可注御諱將否、音人奏議言、謹案禮經、君前臣名、父前子名、故周公告文王、皆稱武王名、又云、見似目瞿、聞名心瞿、夫父者子之天也、故其禮節之相去、如天地之懸隔、豈有父爲子稱其名乎、夫天子之禮、雖與庶人異、而至于父子之間、未有差別、昔太公家令有人臣之語、漢祖善之褒賞、是則爲太公未登尊位也、雖然漢祖以之被短於世耳、又案諸家書儀、父母與子書、皆云爺告孃告、遂无注其名者、然則書御諱事、未知攸據也、謹案勅命、古今於勅書、只書御畫日、又無注御諱、見之者可知誰書、論之物情、理不可然、謹案摯虞決疑要注云、古者臨文不諱、而命猶以爲諱、嫌名不諱、而今猶以爲諱、二名不偏諱、孔子母名徵在、言徵不言在、言在不言徵、今亦不偏諱、若據孔聖之前蹤、唯注御諱之一字、隨禮隨俗、儻得其宜哉、於是勅從之、

〔有德院殿御實紀附錄 五〕先代よりして、御名の事を御諱と稱し、さりぬべき人々に御名の字賜る時も、御諱下さるゝと申けるに、諱とは君父の死後にいたり、臣子より稱する事にて、みづからの名をいふべきにあらずと仰ありて、享保九年十二月朔日、大納言殿惇信院殿德川家重○に、御名まゐらせられしときより、たゞ御名を進らせらるゝと稱し、さるべき人々に賜はる折も、御名の一字賜ると稱することに、永くさだめられしとなん、

〔玄同放言 下〕姓名稱謂

諱名之制、これを六史に攷ふるに、書紀廿八孝德天皇の大化二年八月癸酉の詔に見えたり、しかれどもこの御字には、なほ嚴密の制度おはしましゝにあらず、續紀六元明天皇の和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱、成務御諱改因居地賜之としるされし、これぞ名を諱むはじめにはありける、かくて桓武天皇の延曆四年五月丁酉、續紀廿八平城天皇の大同元年七月戊戌、嵯峨天皇の大同四年九月乙巳、淳和天皇の弘仁十四年四月壬子、平城以下類史廿八仁明天皇の天長十年七月癸巳、續後紀二歟朝そ

諱、王褒洞簫賦、幸得諡爲洞簫兮、李善註、諡者號也、號而曰諡、猶之名而曰諱者矣、

〔日本書紀 三神武〕神日本磐余彥天皇、諱彥火火出見、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、

〔古事記傳 十八〕書紀に、諱彥火火出見とあるは、心得ぬ書ざまなり、○中略是を諱としも書れたるは、漢國の史どもに、某帝諱某と云例に倣てなれども、甚く事たがへり、皇國の上代の天皇たちの大御名は、諱と申すべきに非ず、凡て尊むべき人の名を呼ことを忌憚るは、本外國の俗なり、名は本其人を美稱ていふものにて、上代には稱名にも多く名てふことをつけたり、大名持などの如し、されば後世萬事、漢國の制に因たまふ代に至てこそ、天皇の大御名をば諱と申すべきなれ、上代のは、何れの御名も諱と申べきに非ず、仁賢紀に、諱大脚と記して、註に自餘諸天皇、不言諱字、而至此天皇獨書者、據舊本耳とあり、此大脚を諱と書るも非なり、さて自餘天皇には諱を言さずとあれば、此神武天皇の彥火々出見てふ御名も、古書には諱とはあらざりしを、撰者のさかしらに、然書れたること著し、さて上代には名を忌こと無ければ、伊美那と云も古言に非ず、諱字に就て設たる訓なり、又此字を多多乃美那と訓るも古書にあらず、是は稱名、諡などに對へて、唯何となき常の名と云意にて設たる訓なり、

〔日本書紀 十四雄略〕四年二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應導、

〔日本書紀 十五仁賢〕億計天皇、諱大脚、更名大爲、自餘諸天皇、不言諱字、而至此天皇獨自書者、據舊本耳、

〔續日本紀 二十一淳仁〕天平寶字二年八月庚子朔、授正四位下諱平城宮御宇高紹天皇○光仁正四位上、

〔續日本紀 三十二光仁〕寶龜四年正月戊寅、立中務卿四品諱○桓武爲皇太子、

〔日本後紀 二十四嵯峨〕弘仁六年七月壬午、立夫人從三位橘朝臣諱嘉智子爲皇后、

〔三代實錄 三十一陽成〕元慶元年四月廿一日壬辰、先是去三月二十九日、今上奉表請、太上天皇○清和御封

〔大鏡 五 太政大臣兼家〕太政大臣兼家のおとゞ、○中略 正暦元年七月二日うせさせ給ひにき、御年六十二、出家せさせ給ひてしかば、のちの御いみなゝし、

〔伊呂波字類抄 伊人事〕諡 イミナ 諡號 諱

〔類聚名義抄 五言〕諱 不斥 イミナ イムカタル シコナ 禾スル ナイフ

〔倭訓栞 前編三伊〕いみな 諱をよめり忌名の義なり生るに名といひ、死るに諱といふ、さるに續日本紀に、先帝御名、及朕之諱と見えたり、崩後に御名と稱するは、異邦の史にもあれども、在位に諱といふは、心得がたし、西土にもこれを犯せしもの多し、よて張世南が游宦紀聞に委く辨せり、

〔四季草 秋草上 姓名〕一貴人の御名乘の事を、御諱といふは誤也、人の存生の時の名をば名と云ひ、死したる時は、其人の存生の時の名をば憚りいみていはず、諡をいふ也、これ子たる者は、父の名をいみ、臣たる者は、君の名をいむを禮とする也、故にいみ名と云ふ也、此事唐の書にも見えたり、ちかくは字彙にも、生曰名、死曰諱と見えたり、是を知らぬ人は、貴人のいまだ存生にて在るに、御諱といふ人あり、是死人と同じくする也、いま〳〵しき事にて甚無禮也、

〔授業編 十〕名字號

子生レテ、父コレニ名ヲ命ズ、左傳申繻ガ言詳ラカナリ、諱ハ死後ニ生時ノ名ヲ諱ユヱニ諱ト云、禮記ノ檀弓ニ卒哭而諱トアリ、サレバ名諱ハ一ナレドモ、其義ヲ委シクイヘバヤヽ長シ、字彙ニ生曰名、死曰諱トアルガ、俗ニ云手短ナレバ、初學ハ先ヅ左樣ニ心得オクベシ、

〔日知錄 二十三〕生而曰諱

生曰名、死曰諱、今人多生而稱人之名曰諱、金石錄云、生而稱諱、見於石刻者甚衆、因引孝宣元康二年詔曰、其更諱詢、以爲西漢已如此、蜀志劉豹等上言、聖諱豫覩、許靖等上言、名諱昭著、晉書高顥言、范伯孫恂、恂率道名諱、未嘗經於官曹、束晳勸農賦、場功畢、租輸至、錄社長、台間師、條牒所領、注列名

歸佛無諡

〔先哲叢談續編三〕栗山潛鋒
義公捐館舍、肅公命潛鋒暨中村篁溪、掌殯葬之諸儀、公謂二人曰、寡人欲諡先公以義如何、二人對曰、諡法制事合宜曰義、見義能終曰義、君公之言、極是也、於是諡議竟定焉、

〔古學先生碣銘行狀〕先生、諱維楨、字源佐、號仁齋、姓伊藤、〇中略寛永丁卯〇四年七月廿日生、寶永乙酉〇二年三月十二日卒、年七十九、葬于小倉山先塋之次、私諡曰古學先生、

〔鈴屋翁略年譜〕九月〇享和元年十八日より、こゝちわづらひ給ひけるが、やうやくにあつくなりて、廿九日小の曉、身まかり給ひぬ、十月二日、かねて定置給ひつる、山室山の嶺の墓所に葬めまゐらす、〇中略さて又大人の諡を、秋津彥美豆櫻根大人と稱へ申す、平常に手馴し給ひける、櫻木にて造りたる笏の形したるものを靈牌として、諡を書つけて、家に祀り參らす、〇中略これらの事どもは、かねて言おき給へるおもむきの有しゆゑなりとぞ、

〔烈公行實〕萬延元年秋八月十五日夜、〇中略薨于正寢、〇中略納言公請幕府、獲允、日夕奔赴、居喪哀戚、追慕無已、命群臣議諡、僉曰、〇中略公夙秉忠誠、深慮夷狄之爲患、震耀威武、以揚英烈、衰俗改觀、後人慕仰、謂宜諡烈公、納言公曰、善、諡號於是乎定矣、

〔新安手簡附錄〕土肥源四郎書白石先生門人
先師諡號ノ義モ、搢子存寄候ハ、門人ノ私諡、苦カラヌコトヽ申ナガラ、白石コト、生存ノ日、朝廷ノ官爵是有ル者ニ候ヘバ、却テ私諡ヲ議シ候テハ、僭犯ノ樣ニモ相成ベク候、只々平日ノ稱號ニ因リ、白石勿齋等ノ號ヲ用ヰ申ベキコトヽ存ジ、相止申候、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶八歲五月乙卯、是日太上天皇〇聖武崩於寢殿、　壬申、是日勅曰、太上天皇出家歸佛、更不奉諡、所司知之、

〔續日本紀十八孝謙〕寶字稱德孝謙皇帝出家歸佛、更不奉諡、因取寶字二年百官所上尊號稱之、

〔德川家譜七高松〕賴重

元祿八年乙亥四月十二日、卒于高松、年七十四、葬于佛生山盤若臺、諡曰源英、

〔先哲叢談一〕林忠、一名信勝、○中略私諡文敏、

林恕、一名春勝、○中略私諡文穆、

林戇、一名信篤、○中略私諡正獻、

〔鵞峯文集七十七哀悼〕西風淚露上

先考、○林信勝題敬吉墓碑、曰於乎林左門之墓、蓋其效延陵季子之法乎、朱文公誌長子塾壙、曰亡嗣子壙記、今余聊倣之、題其小碑、曰嗚呼亡嗣子慇之墓、未及刻其履歷、野節坂亨等與戇胥議、私諡曰穎定先生、節作其議、余曾私諡先妣、曰順淑孺人、諡先考、曰文敏先生、先考才德高齡、不可無諡、先妣其配也、奉諡無妨也、靖沒時、野節請諡、余亦預議其事、使孤憲立碑、曰貞毅先生、爲子尊父之禮不爲過也、汝年少、余若議諡、則溺於愛之過也、故不肯許之、且夫張橫渠沒時、門人請諡之、程明道欲從其議、尊其德之故也、司馬溫公不從之者、追思張子素志也、自大夫以下無諡者古之法也、雖士庶隱者、私諡之者、漢世以來之例也、張子好古禮、故溫公不許之、然則余不諡汝、協汝之志乎、節戇等固請諡之者、稱汝才也、故余自不諡、使彼等諡之者、斟酌舊禮也、不知汝靈謂何、本朝之古、天子之外、任太政大臣者有諡、所謂忠仁公、○藤原良房昭宣公、○藤原基經貞信公○藤原忠平之類也、及佛法大行、天子相國、皆混僧徒、故桓武以後無諡、衆家以來、有入道之稱、僅以院號代諡號、是以中古漫不授院號、今世雖凡夫俗女、死則有院號、皆僧徒貪施物之所爲也、姑舍是、本朝諡號、中絕六百餘年、其間唯藤師賢、諡文貞公而已、師賢子長親、好儒學、行三年喪、事見新葉集、想夫長親追古禮爲之也、以惺窩先生○藤原肅之德、其子不奉諡者、非無遺恨、余與靖議奉諡考妣者、孝哀之過、人以爲僭、亦不辭其罪也、今諡汝者戇與節、亦可不辭其罪乎、

〔水戶義公行實〕貞享十三年十二月六日甲子、曉晏然薨于西山、○中略參議公議儒臣曰、諡之曰義公、

今日贈故太政大臣藤原朝臣正一位、封甲斐國、諡曰仁義公、〇又見扶桑略記、

〔台記〕久壽二年四月四日庚辰、聞太政大臣〇藤原實行疾病由、使憲雅問之、其次示曰賜諡者、死後之榮也、勿辭官職、就中法住寺太政大臣〇爲光閑院太政大臣〇公季乍居職薨、宜從彼例、頃之歸來曰、年過七旬、身受重病、不得存命、至于今日、猶爲希有、抑見諸儒之失者、君與我也、我將死、今唯在君、嗚呼哀哉、

〔南方紀傳上〕元弘三年癸酉六月廿三日、師賢薨、諡文貞公、

〔新葉和歌集十六雜〕花山院贈太政大臣、百首歌讀てをくりたりける返事に、

中務卿尊良親王

戀しさもいかにせよとてわかの浦になれし千鳥の跡をみすらん

返し　文貞公

君だにも戀なるわかの友ちどりいかにねをなく恨とかえる

〇按ズルニ、諡號ハ生前太政大臣ト爲リシモノニ限リテ、出家入道シタルモノニハ之ヲ稱セザルヲ以テ例トス、然ルニ藤原師賢ハ、贈太政大臣ニシテ、且ツ既ニ出家セシコトハ新葉和歌集ニ見エタリ、蓋シ特例ナリ、ナホ帝王部諡號篇出家不上諡ノ條ヲ參看スベシ、

〔柳營譜略乾〕

義直卿

慶安三年庚寅五月七日、於江戸逝去、御年五十一、葬尾州建中寺、御諡源敬公、

賴房卿

寛文元年辛丑七月廿九日、於水戸逝去、御年五十九、葬水戸太田鄕常福寺、諡源威公

〔西山遺事一〕同〇寛文十年庚戌正月二十二日、靖伯公御諡也、御諱綱方、御年二十二、薨じ給ふ、

略また太政大臣といへど、出家しつるはいみななし、

○按ズルニ、本書ニいみなト云ヘルハ諡ノコトナリ、

〔日本書紀二十九天武〕五年八月、是月大三輪眞上田子人君卒、天皇聞之大哀、以壬申年之功、贈内小紫位、仍諡曰大三輪眞上田迎君、

〔續日本紀三文武〕大寶三年十二月癸酉、諸王諸臣、奉誄太上天皇、○持統諡曰大倭根子天之廣野日女尊、

〔公卿補任元正〕養老四年庚申

右大臣正二位藤原朝臣不比等　八月三日薨、○中略諡曰文忠公、

〔大鏡二太政大臣良房〕太政大臣良房のおとゞは、○中略うせ給ひての御いみな、忠仁公となづけ奉る、

〔日本紀略宇多〕寛平三年正月十三日癸亥、太政大臣從一位藤原朝臣基經、薨于堀河第、　十五日乙丑、以勅命贈故太政大臣藤原朝臣正一位、封越前國、爲越前公、諡曰昭宣、

〔大鏡三太政大臣忠平〕太政大臣忠平、○中略のちのいみな貞信公となづけたてまつる、

〔大鏡三太政大臣實頼〕太政大臣實頼、○中略天祿元年五月十八日うせさせ給ひにき、御とし七十一と申き、御いみな清愼公也、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕太政大臣伊尹のおとゞ、○中略天祿三年十一月一日にうせ給ひにき、御歳四十九、御いみな謙德公と申き、

〔大鏡五太政大臣兼通〕太政大臣兼通のおとゞ、○中略後の御いみな、忠義公と申き、

〔日本紀略九一條〕永祚元年七月廿日、詔贈故太政大臣藤原朝臣○賴忠正一位、封駿河國、爲駿河公、諡曰廉義公、

〔大鏡五太政大臣爲光〕太政大臣爲光のおとゞ、○中略のちの御いみな、恒德公と申き、

〔日本紀略十四後一條〕長元二年十月十七日壬寅、太政大臣從一位藤原朝臣公季薨、年七十三　廿二日丁未、

諡

國にも後代にも相傳ふる所なれば、いかにも然るべき字こそあらまほしけれ、文と昭との二字のうちをもて、宜しく撰み下さるべき由を、申させ給ふべき草を參らせたれば、老中の人々、其由を答へ申されしに、勅して文昭の字をぞ賜らせ給ひたりける、前代の御廟號をも、當代の御名の字をも、某が撰みし所を、禁裏にも仙洞にも取用させおはしまし、某又御廟の御鐘銘をも撰び參らせし事ども、誠に辱き事どもなり、

〔類聚名義抄 言五〕諡 音益又神至反イミナマウス中欲シヅカナリ又呼迦反笑 謚 正

〔段註說文解字 三上 言〕謚行之迹也、周書謚法解、檀弓、樂記、表記注、皆云、謚者行之迹也、謚迹疊韻、从言益聲、按各本作下從言兮皿闕上、此後人妄改也、攷玄應書引說文、謚行之迹也、從言益聲、五經文字曰、謚說文也、諡字林也、字林以諡爲笑聲、音呼益反、廣韵曰、謚說文作謚、六書故曰、唐本說文無諡、但有謚、行之迹也、據此四者、說文從言益、無疑矣、自呂忱改爲諡、唐宋之間、又或改爲諡、遂有改說文而依字林、屬入諡笑皃於部末者、然唐開成石經、宋一代書版、皆作謚不作諡、知徐鉉之書不能易天下是非之公也、近宗說文者、不能攷知說文之舊、如汲古閣刊經典、依宋作謚矣、而覆改爲諡、可歎也、今正諡爲謚、而刪部末之諡笑兒、學者可以撥雲霧而覩靑天矣、神至切、古音在十六部、

〔倭訓栞 前編四十五 於〕おくりな　謚をよめり、死後に贈るの名也、宇多帝以後は、謚を奉らず、

〔玉勝間 九〕いまだ世にある人のことに謚をいへる誤

太平記に、村上彦四郎義光(ヨシテル)が、大塔宮にいつはりかはり奉りて、みづから死なむとする時の詞に、我は後醍醐天皇の第二の皇子云々といへり、其時は後醍醐のみかどは、いまだ世にまし〳〵しほどなるに、いかでか後の御謚をば申さむ、しるせる人のひがこと也、此たぐひ、からぶみにもあり、史記の田齊世家といふくだりに、齊國の人の歌に、嫗乎采芑歸乎田成子とうたへるよししるせり、成子といふは、田常といふ人の謚なるを、これも其人のいまだ存在しほどのこと也、左傳にも、此たぐひありしやうにおぼゆるを、そは忘れたり、

〔令義解 七 公式〕天皇謚 謂謚者、累生時之行迹、爲死後之稱號、卽經緯天地爲文、撥亂反正爲武之類也、

〔大鏡 一 後一條〕太政大臣になり給ぬる人は、うせ給ひてのち、かならずいみなと申ものありけり、○中

然之由被仰之、關白被注進、後台德院、仁壽、龍德、三號也、於仁壽は爲殿名、不可然之由仰也、此外一向不及御沙汰、右府注進、廣運、明昭、景福、三號之中、景福者漢代之殿名也、廣運キ丶不宜、明昭可然歟、但惇信可然之由有仰、一同宜之由被申之、武家兩傳奏花山院前大納言、千種前大納言、兩人共宜之由申之、雖然殊にハレニ覺召之間、今兩三號可撰進之由有仰、各退出了、抑嚴有ノ有ノ字ノ事、必院號等非可用呉音、ユウトヨマンニ有何難哉之由存之、雖然勅諚之上、不及申所存者也、後人猶能々可加了簡者也、　十九日丁未、院號之事引勘之、及晩景以書狀談合平中納言之許之處、龍光、萬憲、文憲等可然之由有返答、　廿日戊申、院號字、注折紙持參之、認樣如先日、

龍光　毛詩卷第十　蓼彼蕭斯、零露瀼々、既見君子、爲龍爲光、

萬憲　同　文武吉甫、萬邦爲憲、

文憲　同第十八　不顯申伯、王之元舅、文武是憲、

右分注折紙令懷中、午下刻許參內、右府無程被參、於記錄所邊言談移時、及未斜漸御對面、種々院號之事有御沙汰、所詮先日所注進之嚴有ニ被定了、有ノ字、漢音ノ事、今日サシテ無被仰旨被定、此號今一、爲餘分明昭ノ字ヲ被加了、清書之事、被仰關白之由有仰、申下刻退出、今日關白三號注進、右府又三號注進也、　廿五日癸丑、午刻召之間參內、關白右府同被參、頃之於御學問所御對面、被仰云、先日被定、故大樹院號之字、於明昭者、名將之字聲相似不可然、若有俗難歟、今一號可爲何字哉、各可申所存、關白無指語、右府公、文憲可然歟、仰云、尤可然、卽被定文憲了、嚴有文憲兩號可被遣之由也、各退出、　六月十七日甲戌、從勸修寺大納言有書狀、故大樹院號之事、被用嚴有之由也、

〔折たく柴の記下〕九月〇正德三年廿八日に、文昭廟の御鐘銘を撰み參らす、〇中略去年かくれさせ給ひし後、傳奏より御院號の事、いづれならむにも、思召ところに任せらるべき由をうち〳〵の御氣色なりとて、其字二つ三つ記して參らせられたりしを、詮房朝臣、某に見せらる、御院號の事は、外

書經上八廿夏書胤征篇曰、先王克謹天戒、臣人克有常憲、百官修輔、厥后惟明明、

文昭院殿　家宣公、（御誕生壬寅年、薨御正德二辰年、）祐天大僧正、七十六歳ニ而御引導、賓忠履信、武烈文昭、　毛詩、

魯頌泮水篇曰、允文允武、昭假烈祖、

〔閑散餘錄下〕台廟（○德川秀忠）ノ謚號、尙書ノ禹貢ニ本ヅク、台ハ我ナリ、コノ時ハ延知切ニテ夷ノ音ナリ、シカルヲ胎ノ音ニヨメルハ、初メ林家ノ人々ノヨミ違ヘタルガ例トナリテ、誤ヲ襲ヘルナリト、友人伊藤希卿、師說ナルヨシ物語リセリ、此類ノ事、世上ニ尙多カルベシ、

〔基熙公記〕延寶八年五月十二日庚子、辰刻參內之處、於番衆、千種亞相（武家傳奏）談云、大樹（○德川家綱）去八日令薨去給之由告來、　十六日甲辰、午下刻許、右大將勸亞相兩人來臨、爲御使、其旨趣者、今度大樹薨逝之間、院號之事、被申上之間可撰進、台德院之時如此、於大猷院者、康道公被撰定云々、　十八日丙午、辰下刻許、注院號申詞、遣右大將許、且又以狀遣勸修寺大納言許、右大將許ヘ遣申詞之由示了、申詞如此注中高檀紙、以小鷹檀紙裹之如普通、

院號之事、台德大猷之兩號、出尙書歟、且爲佳蹤之間、引見之處、嚴有惇信等字、可然覺候、樗櫟材不堪其器、唯可在群議矣、

從右大將、可奏達之由有返答、

抑此號之事、尙書皐陶謨云、日嚴祇敬六德、亮采有邦、武成云、惇信明義、依此語嚴有惇信兩號撰之了、此外數多雖撰出、昨日平中納言談合之處、少々不快之事等有之間省之了、且又兩號之切之事、如此號不可及切沙汰歟、雖然若爲人問付切了、嚴有（無形）惇信（晉）共以無指難歟、（○中略）及未刻、從御所有召、則着衣冠參內、於車寄邊關白被來會、同道行記錄所方、頃之右相府被參、暫之後有御對面、（御學問所）被仰云、院號之事、前ニ不尋仰關東、只一號被定遣之間、殊可被撰用之由也、且又予所注進之嚴有（ゲンユウ）ノ字、大概人ノ名ニアリテハ、ゴオンニウトヨム歟、ユウトハ難讀カランカ、於惇信ハ無殊難、可

融院のきさき也、

〔愚管抄四〕三條院の御子、〇敦明東宮にたて給ひたるは、小一條院なり、〇中略東宮の、一條院の御子に、後一條後朱雀など出き給にしうへは、我御身、もてあつかはれなんと思召て、東宮を辭して、院號を申て、小一條院と申ておはしましける、

〔和漢名數歴世〕足利十三世　尊氏（等持院）義詮（尊氏之子、寶篋院）義滿（義詮之子、鹿苑院、北山殿、被贈太上天皇號）義持（義滿之子、勝定院）義量（義持之子、長得院）義敎（義滿之子、號普廣院、赤松滿祐弑之）義勝（義敎之子、號慶雲院、墜馬而夭、時十歳）義政（義敎之子、慈照院、稱東山殿）義尙（義政之子、常德院）義稙（義政之弟、曰義視、是義稙之父也、義政養爲子、號惠林院）義澄（義稙之弟、政知之子也、又義政養子、號法住院）義晴（義澄之子、萬松院）義輝（義晴之子、三好弑之、號光源院、〇下略）

〔國朝舊章錄八〕御當家御代々御院號出所

安國院殿　家康公（御誕生壬寅年、御薨元和二辰年）　觀智國師、七拾六歳ニ而御引導、無量壽經（治國利民之文也）天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、國豐民安、兵戈無用、崇德興仁、務修禮讓矣、

台德院殿　秀忠公

書經上五十五　夏書禹貢篇曰、祗台德先、不距朕行矣、　高宗說命二十四曰、命之曰、朝夕納誨、以輔台德、　禹貢晉書天文志曰、天有三台、德刑三公、

大猷院殿　家光公

書經下百廿二　周書君陳篇曰、爾克敬典在德、時乃罔不變、允升于大猷、惟予一人、膺受多福、其爾之休、終有辭於永世矣、　毛詩巧言篇曰、秩秩大猷、聖人莫之、

嚴有院殿　家綱公

書經上二十二　虞書皐陶謨篇曰、日宣三德、夙夜浚明有家、日嚴祗敬六德、亮采有邦、翕受敷施、九德咸事、俊乂在官、百僚師師、百工惟時、撫于五辰、庶績其凝、

常憲院殿　綱吉公

院號

者、不知有何說歟、直方曰、余從邦俗耳、此邦自古無字號、何必背邦俗之爲、假令余之彼西之邦、亦以名直方、通稱五郎左衞門居、故雖弟子、直稱曰直方先生、稻葉默齋、墨水一滴云、斯文源流、以剛齋爲直方先生號誤矣、弟子野田德勝、號剛齋、（或云、直方、號峯松軒、此蓋一時名軒耳、非自表之號、）

〔常照愚草〕一法體の人、軒號院號之事、大かたの人をば軒號院號斟酌候事也、讃州（○細川持常）を慈雲院と申候し事は、發心の體にて、然も其仁體一かどの儀にて候つる間、院號常に申したる儀也、軒號も同前ながらも、院號よりはあさく候はん哉、仍て兩號の候事、常式は其憚可在之、（○中略）諸人なき跡に、寺院號を稱する事、其例數多在之、

〔孝經樓漫筆四〕院號

我國むかし佛法に歸し、剃髮しても、度を賜ざれば法名を稱する事あたはず、但出家の人は房號有、後禪宗我國に弘通し、授るに、戒名を以てし、また道號を受しむ、塔頭を立はじめ、院號寺號を稱す、塔頭なしといへども、貴介は是に准じて、寺院の號を以てす、是より末々士庶といへども不憚、私に院號を稱す、

〔久昌寺法式〕一以香火寺名、爲創建主號、乃本朝中古之風、而名卿巨公之稱也、然近世僧徒不論士庶、謾授院號、是大訛也、向後堅禁之、且夫院號之下加殿字、乃叢林禪徒所傳謬、而甚無義理、向後縱雖有官爵者、有故稱院號、不得加殿字、

〔稱呼私辨〕院號、其始非天子不稱、中古藤原氏執柄時、兼家公號法興院、是其始也、至足利尊氏號等持院、武家稱院、是其始也云、

〔日本紀略一九一條〕正曆二年九月十六日壬子、戌刻皇太后宮（○圓融后藤原詮子）落飾爲尼、（○中略）停皇太后宮職、爲東三條院、年官年爵封戶如元、

〔愚管抄三〕一條院御母は、東三條院と申す、女院の始は、この女院也、これは兼家のむすめにて、圓

られたる也けり、

〔淇園文集初編墓碑二〕富士谷成章墓誌銘

成章、字仲達、初號層城、後又改用其宅地名號北邊、實某弟也、

〔三哲小傳〕平宣長の大人、字は中衛、常のよび名は本居舜庵、號を鈴の屋のうしといふ、

〔鈴屋集五長歌〕天明二年の冬、家のうちに高き屋を造りて、又の年の三月九日の日、友だちをつどへて、はじめて歌の圓居しける時によめる、

をとめらが、ま手にまきもつ、さくゝ鈴の、五十鈴のすゞの、鈴の屋は、しこのしきやの、丸木屋の、を屋にはあれど、〇中略

鈴の屋とは、三十六の小鈴を赤き緒にぬきたれて、はしらなどにかけおきて、物むつかしきをり〳〵引なして、それが音をきけば、こゝちもすが〳〵しくおもほゆ、そのすゞの歌は、

とこのべにわがかけていにしへしぬぶ鈴がねのさや〳〵、かくて此屋の名にもおほせつかし、

〔蒹葭堂雜錄一〕蒹葭堂、名は孔恭、〇中略一時庭中に井を穿に、不圖蘆根を得たり、是則ち浪速の蘆なり、是よりして蒹葭堂と號すとぞ、

〔蒹葭堂雜錄一〕大雅堂、名は無名、字貨成、九霞と號す、或は九霞山樵の字を省きて霞樵とも書り、姓は池野、俗稱秋平、京師の人なり、

〔翹楚編〕治憲公文學の御風雅にて、御學問所を稽古堂と稱し、(中略)御號を鷹山と稱し、御園を紫霞園と名づけられ、隱居まし〳〵て、城南三御丸に住居し給へば、御號を南亭と稱、

〔先哲叢談五〕佐藤直方

直方、無字號、或謂曰、山崎闇齋、子之師也、淺見絅齋、三宅尙齋、則子之友也、而皆以號稱、子獨無可尊稱

ヤラ荷ヒタルゾ、不審サヨト有シ所ヘ、吉田六左衞門御弓仕リタリトテ差上ルニ、御心ニ叶ヒケル故、早々召出サレ、只今城下ヲ見ルニ、馬ニテ弓程ノ物ヲ荷ヒ來リシハ汝ナリヤトノ事ニ、私ニテ候ト答ニ、家來ハ持ザルカ、自身馬上ニテ荷ヒタルハ如何ト尋子給ヘバ、サレバ御調度ノ第一ニシテ、御手ニ取ラルヽ器故、爭デ下々ニ持セ申スベキト申上シカバ、別シテ感賞有テ、雪ヲ荷ヒタル形氣面白ケレ、號ヲ下サルベシ迚、雪荷ノ二字ヲ給ヒシ故、以來雪荷ト云一流ヲ立ル、吉田一族ノ内ニテ、弓ノ上手也、

〔桃源遺事三〕西山公、御諱光圀、○中略日新齋、又常山と稱せられ、或は卒然子、又梅里と號せらる、梅里は、吳の泰伯之墓地之名也、素より泰伯を御慕ひ遊れし故と聞し、

〔閑散餘錄下〕徂徠ノ號ハ、總州ニ往來ノ里トイヘルアリ、ソノ地名ヲ以テ號トセリトナン、

〔先哲叢談六〕物茂卿

徂徠之在胎也、母彌月、夢過歲首以松枝插門、寤而生徂徠、故名雙松、後有所避、以字行、徂徠號取之詩魯頌徂徠之松、一說其少時好雷、故自號蘇雷、而上總有往來里者、因改書爲徂徠字、署三河物茂卿者、其先三河荻生人、物部守屋後也、本集有擬家大連檄文、及送守秀緖序、秀緖與余同姓、系大連、故以其字氏之言、雙松字、未審何所諱、或曰、避德松君、或曰、徂徠之仕於柳澤侯也、侯與酒井侯爲姻、酒井侯之先雅樂助正親、追號雙松院、因避其名、

〔鈴屋集〕寶曆十四年の秋、はま町といふ所へ家をうつして庭をのべ、または畑を作りて所もいささかかたへなれば、名をあがたゐといひて住始ける、

〔うけらがはな七〕賀茂翁家集の序

そも／＼大人の遠つおやをたづぬるに、賀茂のあがたぬし成助のすゑにて、○中略眞淵といへるみ名は敷智の郡の名よりおもひよりてつきたまへりとぞ、あがたゐとは、うつせみの世にませし時、庭を田ゐのさまに作りて、かも氏のかばねにも、よしあればとて、みづから家の名におほせ

に、おしなべて某屋とはかくゆゑに、今はかへりて卑き號となりて、先祖より傳はりたるをもいとひて、屋字を谷にかへなどすめり、さてかのもろこしの某堂某齋のたぐひは、物しり人風雅人なども、商人もかはることなくて、同じさまにつく事なるを、御國にても、まねびてつく人多き、それをばあき人の家の號に同じとて、いとふことなきは、からめきたるにまぎるればなるべし、しかるに近きころ、古のまなびするともがらは、その某堂某齋のたぐひは、からめきたるをうるさがりて、皇國ことばもて、つけむとするに、かの松屋藤屋のたぐひは、さすがにさけむとする故に、つくべき號なくて思ひわぶめり、或は某の屋と、のもじを添て分むとすれども、木草などのうちに、みやびたる名は數おほからねば、こゝにもかしこにも、同じことのみいでくめり、そも〳〵もろこしのは、多く二字をつらねてもつくる故に、いかさまにも心にまかせて、めづらしくつくべきを、皇國言は、二つかさねては、長くなりてよびぐるしければ、かにかくにつけにくきわざなりかし、

〔本朝高僧傳淨禪四十一〕京兆南禪寺沙門英文傳

釋英文、號景南、生于常州、〇中略稍長上洛、拜東福大方用和尙爲師、前夜方夢文關西至、因名英文、後自號景南、

〔本朝高僧傳淨禪四十三〕京兆南禪寺沙門桂悟傳

釋桂悟、號了庵、嗣法眞如大疑信公、〇中略朝廷聆其名、召問法要、皇情大喜、特燕宸翰、大書了庵二字賜之、

〔本朝畫史中品中世名〕僧雪舟、諱等楊、又稱備溪齋、或稱米元山主、氏小田、備之中州赤濱人也、

〔明良洪範二十三〕或時六左衞門ニ、弓ノ事仰セ仕ラレシ、冬ノ事ナリシニ、早速削リテ、雪中ニ自身肩ニ打カヽゲ、馬ニ乘蓑笠著テ登城シケル、秀次公矢倉ヨリ御覽有テ、賤シカラヌ武士、馬上ニ何

の、臣下より尊稱する所以なり、白虎通に、帝者諦也、象可承也、又徳象天地稱帝といふにてあきらけし、夏の代にいたりては、十干を以て號をたつ、また文祖藝祖といひ、神宗皇祖といふは廟號なり、（日知錄）代移りて、有天下號といふは、夏といひ、殷といひ、周といふ類なり、これ前代にわかち、いさをしをあらはし、後世に示す所以なり、戰國の世に及び、秦惠王の時、處士に寒泉子と號する人あり、又樗里子、或は鴟夷子など自ら號せしぞ、今世別號の權輿なるべき、（學山錄）その他周茂叔に濂溪、程氏兄弟に、明道伊川等の號あれども、敢てその名を指さずして、居地を以て號するもあり、あるひは死後に、門人その師を尊びて設けたる號もあり、みな自分設くる所の號にあらず、宋末に至り、別號の稱盛れり、（同上）皇朝にても、文字に携はる人は、號ある人もあり、然るに後世のことにて、古には所見なし、その號は美稱なればにや、人に對していふは倨傲に近ければ、卑賤に對するは別なり、同輩以上の人には憚るべきことなり、

〔玉勝間〕八某屋(ナニヤ)といふ家の號の事

近き世、商人の家の號、おしなべて某屋といふ、それにいろ〳〵のたぐひあり、まづ酒屋米屋などいふたぐひは、其物をうるよしにて、こはふるくもいひしことにぞ有けむ、又大和屋、河内屋、堺屋、大津屋などのたぐひは、先祖の出たる國里の名也、又えびす屋、大黒屋などは、福神といふをもて、いはひたる也、又松屋、藤屋、桔梗屋、菊屋、鍵屋、玉屋、海老屋、龜屋などいふたぐひ、木草の名、うつは物の名、あるは魚鳥の名などもてつけたるは、風流たるをこのめるにて、これも中原康富記に、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭也、予依爲分配、早朝南都下向、天蓋大路、龜屋著之、史員職行秀等同宿也とあるを見れば、そのかみもはやく有しこと也、この龜屋は、旅人やどす家にや有けむ、さてこのたぐひの號は、もろこしの國にて、某堂、某亭、某軒、某齋などいふと同じこゝろばへなり、さる故に、むかしは商人のみならず、然るべき者も好みてつけたりと見えて、伊勢の御師といふものなどにも某屋大夫といふが多く有也、そはもと風流たるを好みてつけたる物なるを、あき人の家

別號

也、公從之自參自悟、苟徹本源、流出胸襟、蓋天蓋地、則横川亦古源之所以爲源也耶、一咲是爲字說、

〔鵞峯文集二十二〕字二子說癸卯季秋

去歲孟秋朔、字愨曰孟著、今歲季秋朔、字戇曰直民、共當其冠歲、聊摹古禮也、

〔鵞峯文集說二十二〕國義說

加能越侯菅君諱綱利、求字於余、綱者幕府之御賜言不容易、利者世家之通稱、可以推廣焉、乃以國義應焉、取諸大學傳所謂國以義爲利也、利者四德之一、而物之遂也、義者四端之一、而事之宜也、利與義共配秋、萬物收成之時也、易所謂利者義之和也、事物各宜而得其文之和也、君施政撫民、先齊其家、以教國人、而物遂事宜、而西成平秩、則國以義爲利也、昔晉文侯字義和、爲北方之伯、藩于周室、克昭其祖視其師、寧其邦、用成其德、可以景慕焉、爲君所庶幾也、乙巳季冬辰

〔先哲叢談三〕二山義長字伯養、

伯養妻垂水氏、名三、字省君、

〔近世畸人傳四〕池大雅附妻玉瀾

妻町子は、祇園林百合子が女也、中略○柳里恭の號の玉の一字をもらひて、玉瀾と號す、

〔文用例證中〕字ヲ姓名ノ上ニ書スル例、宋文憲集序ニ、順治九年歲在壬辰、卽墨後學天近周日燦書于浦陽縣治之二思堂中、コレ天近ハ日燦ガ字ナリ、譬バ平安後學原臧伊藤長胤ト書スルヤウナルモノナリ、

〔伊呂波字類抄奈人事〕號音號

〔古今要覽稿姓氏〕號別號

號は人君の成德を表し、いさをしをあらはし、臣庶に號令し示すものなり、白虎通上代に伏羲、神農、燧人といひ、黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜といふ如きこれなり、同上、堯といひ、舜といふは名にて、號にはあらざれども、帝を加へて稱するもに

〔年山紀聞 六〕字

爲章按するに、これらの說〇上文萬葉集及玉海によれば、今の世に俗名といふを、古くは字といへり、唐山の風にはかなはざらめど、本朝の故實なれば、此說をも用ふべし、

〔吾妻鏡 二〕治承五年〇養和元年正月廿一日戊辰、惡僧張本戒光、字大頭八郞房中信忠之箭、

〔絕海錄 上偈頌〕成山號有序

城平督上人、淸脩謹愿、克服師訓、寔抱道之士也、一昨胥會於高城客舍、請曰、古以字稱、敬其名也、幸辱之字、予辭不獲、因進之曰、世有至德要道、君子貴焉、衆人棄焉、苟棄焉、則小道蔽之、敗德隨之、所謂至者要者、於是乎替、君子觀其然、則痛自鞭勵、督之責之、進之道德、而必至其成而止爾、今觀子之師所以命子者、其旨至矣、字之成山、其可乎、山者艮也、畫也止也、皆亦欲其有成功而止夫至善之域也、因贈禪詩一章、以規以祝、

崇大雖闢化工力、功虧一簣不完全、六年苦行得何道、雪嶺高寒壓五天、

〔心田詩藁〕賀齋棠字句詩幷序

諺曰、命名者、謂之師長、稱字者、謂之朋友也、群玉稱首、易名而號𢍁、又字而曰齋棠、蓋以召叔世而有召公之德也、命名者爲誰哉、南朝帝王之族、西阜法幢之主也、不亦美乎、命字者誰哉、南涯双桂肯翁大禪匠也、不亦榮乎、〇中略嗟乎双桂者、天下之大老、而命以其字者、以足爲天下之士也、〇下略

〔半陶藁 二〕古源字說代作

龍吟派下、有其名曰淸者、籍于洛之瑞龍侍客局云、〇中略公初字某、就余求易字、隨辭隨請、不得已以古源稱之、古曰源淸者流淸、夫達磨一宗、四七唱前、二七和後、流眞指之蓬、浮單傳之葉、爾來洞水濟水、派派相續、浸爛盡乾坤、是公之所普而遍也、吁時方叔末、衆濁獨淸者、余於古源視之、抑乃祖大明國師、塔下有一淸泉、喚曰龍吟水、水之名天下也、谷簾南泉、可以抗衡、公親出其一派、則淸云源云、皆君家舊物

又云藤慶者、道明大納言字云々藤文者、右衛字云々藤賢者、有國字云々式大者、惟成字云々

〔今昔物語十七〕依夢告従泥中掘出地藏語第五

今昔、陸奥ノ前司平ノ朝臣孝義ト云フ人有リ、其家ニ郎等ニ仕フ男有ケリ、實名ハ不知ズ、字ヲバ藤二トゾ云ケル、

〔今昔物語十九〕讃岐國多度郡五位聞法卽出家語第十四

今昔、讃岐國多度郡□□ノ鄕ニ、名ハ不知源大夫ト云者有ケリ、

〔今昔物語二十四〕播磨國郡司家女讀和歌語第五十六

今昔、高階ノ爲家朝臣ノ播磨守ニテ有ケル時、指セル事无キ侍在ケリ、名ハ不知ラ、字ヲバ佐太トゾ云ケル、守モ名ヲバ不呼テ、佐太トゾ呼ビ仕ヒケル、

〔今昔物語二十八〕傅大納言得烏帽子侍語第四十三

今昔、傅大納言ト云フ人御シキ、名ヲバ道綱トナム云シ、家ハ一條ニナム有シ、其ノ家ニ世ノ□者ニテ、物可咲ク云テ、人咲ハスル侍有ケリ、字ヲバ内藤トゾ云ヒケル、

〔今昔物語三十〕平定文假借本院侍從語第一

今昔、兵衞ノ佐平ノ定文ト云フ人有ケリ、字ヲバ平中トナム云ケル、品モ不賤ズ、形チ有樣モ美カリケリ、氣ハヒナニトモ、物云ヒモ可咲カリケレバ、其ノ比、此ノ平中ニ勝レタル者、世ニ无カリケリ、

〔陸奥話記〕散位平國妙者、出羽國人也、驍勇善戰、常以寡敗衆、未曾敗北、俗號曰平不負、字曰平大夫、故加能云不負、

〔玉海〕安元三年治承元年、四月廿日己丑、依奉射神輿給獄所輩、

平利家、字平次同家兼、字平五田使俊行、字雖波五郎藤原通久、字加藤田同成直、字早尾十郎同光景、字新次郎

〔文德實錄八〕齊衡三年四月戊戌、散位外從五位下氷宿禰繼麻呂卒、繼麻呂、字宿棠、左京人、

〔文德實錄十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、春城字連城、右京人也、

〔桂林遺芳抄〕一入學吉書事

一字事上古樣

凡如漢朝、於字(アザナ)者上置姓之一字、下置別字也、

聖廟御字者、菅三、三善淸行、字三耀、文屋康秀、字文琳、紀長谷雄、字紀寬、藤道明、字藤階、橘澄淸、字橘上、平惟長、字平昇、源扶義、字源教等也、

　此外有姓字不取也

藤菅根、字右生、橘廣相、字朝凌、田口忠臣、字達音、春淵良規、字朝江等也、例兩樣繁多也、近代之樣者、依堂監相計、用藤槐菅寮等也、委細尙註省試之段畢、〇中略

一寮省之試事〇中略

延喜十六年八月廿八日試、行幸朱雀院、御題高風送秋詩、以鐘爲韻、七言六韻及第四人一九月廿一日判藤原高樹、字藤原童

近江大江維時、字大江二春淵良規、字朝二藤原春房、字藤原蕃

　已上四人不作開韻及第云々

登省記曰、康保二年十月廿三日、行幸朱雀院、御題於藏人所被行之、

　飛葉共舟輕勒七　澄　陵　氷　興　齊

及第一人　橘倚平、字橘宣、式部丞、飛驒守是輔等、

〔大日本史百三十四列傳〕三善淸行、字耀三、按本書淸行、字三耀、配其姓以爲字、菅原道眞、字菅三、其他紀寬、橘能之類皆然、故今去其姓、以從單稱、

〔源氏物語二十一乙女〕あざなつくることは、ひんがしの院にてし給、

〔江談抄二雜事〕古人名幷法名事

の中に怪名造字一則有、この怪名もこの類ひにちかし、さかしそれは奇字をもて名とせるなれば、同じとは云べからず、

〔古今要覽稿 姓氏〕あざな　字

あざなは、皇朝いふ所と西土稱する所と趣を異にす、〇中略日本紀に、改字曰丹波小子、また字島郎と見え、萬葉集に、字曰石麻呂などを見るに、當今の假名のごとし、故に讀曰那蓋與名同と（日本書紀通證）いふ、また一時の戲れに出たるあだなをも、字といふこともあり、（類聚名物考）

〔日本書紀 十五仁賢〕億計天皇、諱大脚、（オホシ）〇註略字嶋郎、弘計天皇（顯宗）〇同母兄也、

〔日本書紀 二十五孝德〕天豐財重日足姫天皇四年六月庚戌、輕皇子、〇中略升壇即祚、于時大伴長德（字馬飼）〇連、帶金靫立於壇右、

〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲二年五月丙午、勅、〇中略頃見諸司入奏名籍、〇中略或取眞人朝臣立字、以氏作字、〇中略其如此等類、有先著者、亦卽改換、務從禮典、

〔日本靈異記 上〕凶人不孝養妳房母以現得惡死報緣第卅三

大和國添上郡有一凶人也、其名未詳、字曰瞻保、是難波宮御宇天皇（孝德）〇之代、預學生之人也、

〔日本靈異記 中〕罵僧與邪婬得惡病而死緣第十一

聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原之狹屋寺尼等發願、於彼寺備法事、請奈良右京藥師寺僧題惠禪師、（字曰依網禪師、俗姓依網連、故以爲字、）奉仕十一面觀音悔過、時彼里有一凶人、姓文忌寸也、（字云上田三郎矣）

〔日本靈異記 中〕憶持心經女現至閻羅王闕示奇表緣第十九

利苅優婆夷者、河內國人也、姓利苅村主、故以爲字、

〔萬葉集 十六有由緣幷雜歌〕傳云、有大舍人土師宿禰水通、字曰志婢麻呂也、於時大舍人巨勢朝臣豐人、字曰正月麻呂、與巨勢斐太朝臣（名字忘之也、嶋大夫之男也、）兩人、並此彼貌黑色、〇下略

といふ名見ゆ、又天應元年四月には、一本に石麻呂と作り、延暦三年四月には吉麻呂と作り、又文德實錄嘉祥三年十一月には、右麻呂と作り、是等は皆石麻呂を誤しなるべし、或人云、此古麻呂は、石麻呂の誤かといふ說もあれど、字を記べきにあらず、別人ならんといへり、されど天武紀なる、夫人氷上娘をも、此萬葉集には、藤原夫人、註に、字曰氷上大刀自也とあり、此外有娘子、字曰櫻兒也、又有遊行女婦、其字曰兒島也、豐前國娘子、字曰大宅、などある、皆實は字と云ものにはあらざるなり、

〔類聚名物考 姓氏八〕名字　な　あざな

字の事、必しも人ごとに有にはあらず、たまゝゝ字ある人あり、漢の書に見えし小字といふものに似たり、楊雄が子の小字を童鳥といひしが如きなり、これをすべて名とのみいひて、阿牂那(アザナ)とはいはず、後世に到りては、儒者は必字つくる事となれり、源氏物語にも見えたり、されども漢の法と異なるも有、文屋康秀の字は琳なるを、文琳といひしが如く、或は袴垂といふ盜人の有しなどは、あだなといふが如きに似たり、

〔類聚名物考 姓氏八〕諢名　ゑこな　俗云　あだな　あざな

あざなといふに二ッのわかち有、名字とて、漢ざまに儒生のつけるは、名をいふまじきが爲につくこと也、これは俗にいふ阿太奈(アダナ)にて、實名に對へて他名(アダ)なればいふなり、萬葉に、遊行女婦之字也といへるが如き是也、あるは盜人の名に袴垂、または大殿小殿などもいひ、伐株の僧正、堀池の僧正、强盜法印などいへるが如き、一時のたはぶれ秀句などによて、名付おほするをいふなり、是はたはぶれより出たる事なり、されども此類又多し、その初をいはゞ、神代に古事記上火照命を海佐知毘古といひ、火袁理命を山佐知毘古といふが如きも、字(アザナ)といふに似たり、又同じ火袁理命を、鹽土翁が詞には、虛空津日高ともいへるも同じ意也、又案に、唐人紀事の中に、小名錄一卷有、そ

郎、萬葉集に字仲郎といふあり、龍行を字といふ事、いと古よりありこし也けり、玉葉に、字伊豫内侍、字辨内侍などいふ事のみゆるは、今はよび名といふにや、十訓抄に、南都の鋳師に、字和博士講遠といふ人あり、宇治拾遺物語に、ぬす人の大將軍保輔が、保昌朝臣に、あざな、はかまだれといはれ候といへるは、今時のすまひのつくなのりといふ物、またぬす人ばくち打のつく、あだ名といふものに似たり、字はやがて、その異名のうつれるにて、本義ならんかし、又日本紀には、億計天皇、〇仁賢諱大爲、字島郎とありしよな、彼紀は漢風にかきたる所多かれど、こゝはその例にもあらで、自餘天皇、不言諱字、至此天皇、獨自書者、據舊本耳とあるは、はやく此紀よりもさきに、去か漢風なる史もありしなりけり、こは文飾にて實にあらず、いにしへ王たちの御名、かならずしも一つに限らざりける物なれば、億計、大爲、島郎、みな御名なり、諱にも字にもあらず、おもひまがふ事なかれ、

〔善庵隨筆 二〕今ノ俗名トイヘルモノ、吾日本ニテ、古ヘ字トイフモノニ當ル、萬葉集第十六、本朝世紀、奥羽軍記等ニ載スル所證スベシ、本朝世紀康治二年記曰、六月十三日戊戌、源頼盛、字檜垣三郎、源惟正、字辻三郎、忽企合戰云々、中古文政行ハレシヨリ、搢紳家モ、文アレバ漢土ニ擬シテ、名ノ外ニ字トイフモノ出來ス、左レドモ爵位官職ト實名ニテ通用スレバ、人毎ニ字アルニモ非ズ、好事ノ上ヨリ私ニ文詞上ニ稱セシマデナリ、故ニ鎌倉時代ノ頃マデハ、民間ニテ、ヤハリ今ノ俗名ヲ字ト稱セシコト、古文書等ニ毎々見ユ、慶元以來、文人學士ハ、必ズ俗名ノ外ニ、唐人同樣ニ字アルコトナレバ、今更ニ古ノ例ヲ用ヒテ、俗名ヲ字トモイヒガタシ、左レバトテ俗名俗稱ノ字ハ、和漢トモ所見ナシ、因テタヾ稱口口口ト書キタラバ、當リサハリ無カルベシ、

〔名字辨〕萬葉集十六に、〇中略土師宿禰水道、字曰志婢麻呂、又吉田連老、字曰石麻呂などあれど、いづれも字と云ものにはあらざるべし、續紀寶龜七年正月、九年二月、十年二月などに、吉田連古麻呂

衞尉憲清法師也とあり、又同書に、名字時連五郎と見えたるなどを思ふに、おほよそ八百とせのむかしよりは、すべて正しき氏のほかなる氏、正しき名のほかなる名をひとつにつらねて、あざなとも名字ともいひしにぞありける、されど事のよしを考ふれば、中頃よりの名字は、その人のすみ所の庄名のなによりて、氏のやうなるものをものして、しかいひしぞ多き、さるは同じ氏のあまたになりて、まぎらはしきゆゑにぞありけん、高綱が氏は源にて、近江の佐々木にゐつれば、佐々木四郎高綱といへるにてしるべし、むかしは郡のうちに某名といふありき、かゝればあざなと名字とは、わきていふぞ正しかるべき、たれもさおもへばにやあらん、今の世には、名字とは、氏のほかなる氏をのみいへりしか、わきていはんには、名のほかなる名をあざなといふべし、今昔物語に、字太郎介、又は京大夫などいへるは、今の世のあざなと同じいひざまなり、

〔年々随筆三〕いにしへは、中書王、儀同三司などやうに、めでたき文人といへども、その道の人ならぬは、字といふ物はつくる事なかりつとみえて、すべてきこえず、源氏物語少女卷に、夕霧のおとゞの六位にておはしましゝ頃、字つくる事を、二條の東院にてし給ふ事ありて、そのさはふいかめしげにみゆるは、身のほど／＼につきて、うるはしうしてつく事なるべし、さるは此君大學の衆になり給ひつる故に、字もつき給ふにこそありけれ、しかるを今の世は、よろづそゞろきて、けふ書よみそむるより、やがてつくなる、打聞ば物々しく博士めきて、その實はまだ難波津淺香山のほどなるは、戯だちてをこがましき事也、かくてから國の字は、みな二字なるを、皇國のは、多くは一字にて、菅三文琳などやうに、姓を加へて二字なり、ゆゑある事なるべし、しかればかの難波津も、一字こそつくべきに、さる故實はしらずして、なほ二字をのみぞつくなる、そも／＼あざなといふ義は、いかなる事ならん、此から流のを除て、實名ならぬ名のりを、みな字といふめり、今昔物語に、字太郎介、字澤股四郎などいふがみえたるは、今時の俗名のさま也、日本靈異記に、字上田三

隱居、人間書札、卽以隱居代名、此自稱字之始也、

〔松の落葉 一〕字(アザナ) 名字(ミヤウジ)

いにしへは、名をいふを、いむことはなかりしかば、神の御名など、ひとはしらに、かずくヽ申もありつれど、あざなはなし、からぶみのわたり來て、よろづのこと、からのふりのうつれる世になりて、そのかたのがくもんする人は、名をいふをなめしとして、あざなつくる事なりき、されどそのあざなのやう、もろこしのとはことにて、其人の氏かばねのもじによりてつけるを、高野天皇○稱德の御心にかなはずして、神護景雲二年のみことのりに、或取眞人朝臣立字、以氏作字云々、自今以後、宜勿更然とあり、これはひたぶるに、からのやうにせまほしくおぼしよりたるにて、御國こゝろにあはぬみことのりなれば、しばしこそあれ、つひにはみな人またがひたてまつらず、なほ氏かばねによれり、氏によれるは、菅原のおとゞの君の御字菅三、三善淸行の字三耀のたぐひぞ、かばねによれるは、氷宿禰繼麻呂の字宿禁といひしたぐひなり、此繼麻呂の字は、文德實錄八卷に見えたり、高野天皇のみことのりは、續日本紀の二十九卷にあり、さてのちは、からぶみまなびする人ならでも、たゞしき名のほかにつくる名をあざなとて、をのこもをんなも、なべてつくる事となれりき、そのあざなのやうは、今の世に、名字にあざなをつらねいふに似たり、今昔物語に、姓は文忌寸、字は上田三郎と云、其人の妻あり、姓は上毛野公、字は大橋の女と云とあるをみるべし、たゞしこれは氏姓によらざれど、同物語に、源宛といふもの・字を田源二といひ、藤原秀郷の字を田原藤太といへり、そののちも梶原平三など、平氏にて、氏によりて字つきたれば、氏姓によりてつくるならひは、後鳥羽院の御代までも、ひたぶるにはやまざりき、さて又名字といふもの、日本書紀の顯宗天皇の卷に、帳內日下部連使主云々、使主、遂改名字曰田疾來(タトク)とかきたまへるは、正しき名のことなるに、中むかしには字(アザナ)にまがへり、東鑑に、以景季令問名字給之處、佐藤兵

〔伊呂波字類抄安人事〕字名アサナ

〔書言字考節用集四人倫〕字アザナ

〔倭訓栞前編二阿〕あざな　字をよめり、交名の義なり、人に交るより呼べる名なればなり、字を阿三那と譯せしは、中山傳信錄に見え、梵語に惡刹那といふ事、俱舍論に見ゆ、是は文字の字なり、學生入學の時、文章院の堂監が書くだす名籍にあざなを書り、よて儒者たるもの、必ずあざなつくといふ事、源氏の抄に見えたり、後世の俗、諱名をも左かいへり、宇治拾遺にも見えたり、よてあだなの義なりともいへり、

〔禮記註疏七〕幼名冠字、〇中略 疏正義曰、冠字者、人年二十、有爲人父之道、朋友等類、不可復呼其名、故冠而加字、

〔玉勝間二〕あざ名といふ物の事

あざ名といふもの、かの文琳、菅三、平仲などのたぐひのみにもあらず、古より正しき名の外によぶ名を字アザナといへること多し、中むかしには、今のいはゆる俗名をも字といへることあり、其外にも田地の字、何の字、くれの字などいふも、皆正しく定まれる名としもなくて、よびならへるをいへり、いづれも漢國人の字とはこと〳〵也、そが中に、今の俗名をいへるは、漢人の字と、こゝろばへ似たり、

〔好古日錄末〕字

金石錄曰、唐薛收碑、文字殘缺、其可讀處々、以唐史校之、無甚異同、唯收之卒、謚曰懿、而史不書爾、又收之子元超、據唐史及此碑、皆云名振字元超、蓋唐初人、多以字爲名爾、國朝菅三文琳紀寬ノ類、名トイハズシテ字ト云、唐初ノ人ノ、字ヲ以テ名トスルニ倣テ、名ヲ字ト云ナラム、

〔日知錄二十三〕自稱字

漢書註、張晏曰、匡衡、少時字鼎、世所傳與貢禹書、書上言衡敬報、下言匡鼎白、南史陶弘景、自號華陽

〔筆のすさび 三〕一通稱之説　記事の文に、近代の人、諱之れざるは、何某右衛門、何某兵衛とかくべきは論なし、之かるを文字俚なりとて、彌三郎を單に彌と稱し、又太郎を又、平右衛門を平とかきしあり、學びがてらに一話を記するごときはいふにたらず、記錄史志の類ならば心あるべし、太郎次郎は、通用にそへて稱するなれば、はぶきてもよしとせば、彌又は、親も三郎、子も三郎なれば、其子を彌三郎、又三郎などゝいふにて、彌も又も同じく通用の稱なり、其人の名にはあらず、平右衛門源兵衛は、もと平氏の右衛門、源氏の兵衛なり、されば是れも名とはいひがたし、今時稱謂みだれて、かゝるけぢめもなければ、せんかたなく何某右衛門、何某兵衛とかくの外なし、

〔秋齋閑語 一〕壺井翁撰述の書に、壺井安義智著とあり、いかなる書式にや、安を字とはいかゞ、常に安左衛門と名のられし故にや、近代二字の姓を一字に切て書事はまゝあり、是以姓を私に切はいかゞなれ共、唐人風に一字姓にしたき心より書なるべし、可然事共不覺、いはんや名の字を切は、一向論に及ばず、察するに山崎嘉右衛門、朱熹に習て字似たるゆゑか、山崎嘉と書れしに元づいて、安と書れしものか、壺井翁程の達人も、かゝる誤あるにや、

〔日知錄 二十三〕古人二名止用一字

晉侯重耳之名見於經、而定四年、祝他述踐土之盟、其載書止曰晉重、豈古人二名、可但稱其一、與昭二年、莒展輿出奔吳、傳曰、莒展之不立、晉語曹僖負羈稱叔振鐸、爲先君叔振、亦二名而稱其一也、

〔言成卿記〕慶應二年十一月三十日、今日賀茂臨時祭、〇中略韓神曲了、才男召人長、召立云、マツリゴトモオウチギミ藤原朝臣陳其子細ハ、予と新相公等同官同位、扨可召其下﨟之間、陳光卿、諱片字ヲ加召云々、昨冬北祭、久世宰相中將、梅溪宰相中將、同官同位、下﨟可召梅溪之間、マツリゴトモオウチギミ源朝臣善、久世ハ通熙、梅溪ハ通善、依之諱片字、上字同訓者、下字善召云々、今晩予ハ言成、新宰相ハ陳光マギレナキ間、上字陳ト召云々、今晩如此、舊例可尋、

又云、古人名、唐名相通名等、三善清行、居逸 田忠臣、達音 紀長谷雄、發昭 源順、具瑺 慶保胤、安澤、法名心覺、江擧周、達幸 藤明衡、安蘭 江匡房、滿昌

〔大日本史 列傳百三十四〕三善清行、○中略 按江談抄、清行、又名居逸、清行居逸、音訓相近、猶呼ニ紀長谷雄ヲ爲ニ紀發昭、田忠臣爲ニ田達音ニ之類也、

○按ズルニ、居逸ハ、キヨユキト讀ムベシ、逸ヲユキト云フハ、四質ノ韻、開轉喩母四等ニ屬シ、也行ノ定位ナレバナリ、四質ノ字ノ韻ヲキト云フハ、筆築ノ築ヲツキト云ヒ、一匹ノ匹ヲヒキト云フ例ナリ、又行ヲイキト云ハズシテ、ユキト云フハ、敏行ヲトシユキト云フ等ノ例ニ依ルナリ、

〔秇苑日渉 二〕反名

此方人、多是雙名、國諱頗煩、古人或有ニ取ニ上下二音ニ呼ニ之者ニ謂ニ之反名ニ

〔年山紀聞 三〕反名

公卿補任云、大伴宿禰旅人、天平二年十月朔、任ニ大納言ニ、改ニ名淡等ニ、

今按、名をあらためられしとあるは誤なり、旅人を淡等とも、多比等ともかゝれたるは、史を不比等とかき、馬飼を宇合など書れたる類にて反名なり、此反名の事、その比はやりたりと見ゆ、万葉第五、天平元年十月七日に、大伴淡等謹状とあり、二年と元年の字にも心をつくべし そのうへ續日本紀聖武紀に、旅人薨とあれば、始終あらためられぬ事明らかなり、反名といふ事を知らぬ人の所爲なるべし、又安積覺字覺兵衛より文の次で、中古にも、紀長谷雄を發昭とかき、三善清行を居逸と書申されて候、

〔古今著聞集 序〕于時建長六年應鐘中旬、散木士橘南袁、憗課ニ小童ニ猥叙ニ大較ニ而已、

○按ズルニ、古今著聞集ハ、橘成季ノ著ニシテ、コヽニ南袁トアルハ、成季ノ反名ナリ、

賀能啓、〇中略今我國主、願先祖之貽謀、慕今帝之德化、謹差太政官右大辨正三品兼行越前國大守藤原朝臣賀能等、充使、奉獻國信別貢等物、

〔唐書東夷列傳二百二十〕日本、古倭奴也、〇中略建中元年、使者眞人興能、獻方物、眞人蓋因官而氏者也、興能善書、其紙似繭而澤、人莫識、

〔異稱日本傳上一〕眞人興能、按日本後紀曰、延暦二十三年三月壬辰、遣唐大使從四位上藤原葛野麻呂、副使從五位上石川道益等、葛野、訓若近、興能音、然未詳、紳鏡抄曰、葛野、或曰賀能、式部大輔藤原敦光曰、賀能、乃葛野之反名也、反名者取上字假名之初與下字之初若終連爲名、稱之曰反名、匡房反名萬歲、通憲反名民輪、猶葛野稱賀能也、據此觀之、則興能蓋賀能也、

〔玉勝間六〕吉備大臣の名

吉備大臣の名は眞吉備にて、然ゑるしたる書共もあるを、續紀などに眞備とあるは、もろこしの國にて、吉字をはぶきて書給ひしを、歸り參り給ひて後も、なほそのまゝに物には書給へりしなるべし、それもわたくしにはあるべからず、おだし國人にあひ給はむ時などのために、おほやけにも申てなるべし、すべてもろこしに渡り、あるは韓國の客にあふ時など、名をもじをかへなどもして、からめきてかきたりし例、おほく有し也、

〔玉勝間八〕又吉備大臣の名

政事要略に、貞觀格を出していはく、右檢太政官去天平神護二年九月十五日格偁、大納言正三位吉備朝臣眞吉備宣、奉勅者と見え、一代要記などにも眞吉備とあり、ちかきころ、此大臣の母君を葬り給へる墓誌を掘りいでたるには、眞備とあり、眞備とあるをも、まきびとよむべきなり、

〔江談抄二雜事〕古人名唐名相通名等事

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年九月、遣小德高向博士黑麻呂於新羅、而使貢質、遂罷任那之調、黑麻呂、更名玄理、

○按ズルニ、玄理ハ、書紀集解孝德天皇紀大化元年六月庚戌ノ條ノ旁訓ニクロマロトアリ、本ヅク所アリシナラン、或ハクロマサト訓セルハ、後世ノ讀法ニ似テ、當時ノ名ノ如クナラズ、大化二年ノ黑麻呂ノ註ニ、更名玄理トアルハ、其文字ヲ、或ハ玄理トモ作ルト云フコトニテ、改名ニハアラザルベシ、此人ハ推古天皇十六年ニ玄理トアリシニ拘ラズ、大化二年三年ニ、黑麻呂ニ作リ、大化五年白雉五年ニハ、又玄理ニ作レルニテ知ルベシ、此ハ日本書紀ノ書法ニテ、神代紀ノ月神ノ本註ニ、一書云、月夜見尊、月讀尊トアルガ如シ、皆書法ノ異ナルヲ云フナリ、サテ玄ヲクロト云フハ字音ニテ、舌內聲ノ字ノ韻ハ、リルロ等ト呼ブナリ、平群大和國郡名ヲヘグリト云ヒ、訓覔安藝國高島郡鄕名ヲクルベキト云ヒ、胡滿大伴宿禰ヲコマロト云フガ如シ、又理ハ、ロノ音ニ當テタルモノニテ、マノ音ヲ省キタルナリ、宇合ヲ馬養ニ當テタルガ如シ、

〔續日本紀三十稱德〕寶龜元年三月丁卯、初問新羅使來由之日、金初正等言、在唐大使藤原河清、學生朝衡等、屬宿衞王子金隱居歸鄕、附書送於鄕親、

〔唐書二百二十列傳東夷〕日本、古倭奴也、○中略開元初、粟田復朝請、從諸儒授經、詔四門助敎趙玄默、卽鴻臚寺爲師、獻大幅布爲贄、悉賞物貿書以歸、其副朝臣仲滿、慕華不肯去、易姓名曰朝衡、

〔大日本史百十六列傳〕阿倍仲麻呂、○中略按古今集鈔曰、唐朝賜姓朝名衡字仲、未知孰是、且唐人王維等贈詩、朝或作鼂、又按文苑英華、載包佶送日本國聘賀使晁臣卿東歸詩、李白集、稱日本晁卿、晁與鼂通、臣卿蓋仲麻呂字也、

〔日本紀略桓武〕延曆廿二年三月丁巳、詔曰、入唐大使贈從二位藤原朝臣河清、銜命先朝、修聘唐國、旣而歸舳、迷津漂蕩、物故於他鄕、可贈正二位、河清、贈太政大臣房前之第四子也、本名清河、唐改爲河清、

〔性靈集五〕爲大使與福州觀察使書一首

唐名　反名

今人の名告に、必反字をもて、吉凶をいひて、とかくいふ事有、古へはなけれども、中古よりは似たる事あれども、今いふが如くにはあらず、今歸納字の事をいふは、その反たる字を名に用るにはあらず、中世のは、その反り字を、すぐに一名の樣に用ゐたる事有也、されども多くは見えず、たまさかの事也、阿彌陀を網田と書、史を不比等と書、馬養を宇合と書、旅人を淡等と書たるが如き、音訓相交へてかきたるさま、反名のよりて出たる故なるべし、

〔老牛餘喘初篇下〕實名

凡人の實名本字ハ名告ト可書、今從俗、をつくるに熟字を用ひ、又よしある字を用ふる事もあれど、大かたは韻鏡を考へて、反切して其人の性にかなふ字をつくる事世の常なり、おのれ思ふに、字音もてよばむには、さもこそあらめ、訓をもて唱ふるものにしあれば、字音は反切して性にかなへども、訓の音は、性にかなはぬが多かれば、益なき事なり、通稱に用ふる名頭といふ物も、字音もてよぶ名に用ふるはかなへども、訓を用ふるはかなはず、たとへば富繁(トミシゲ)の音は、水性にはかなへども、その訓はかなはざるがごとし、よておもふに、音もて唱ふる名頭は、性にかなひて、下には兵衛にても衛門にても、又は太郎次郎などにても、かゝはらぬがごとく、實名も、よみはじめの音だに性にあはゞ、たとへば火性に、貞の字を用ひても、サダと訓ては性にあはず、タヾと訓ば、かなふがごときこれなり、下はかゝはらずして有なむ物なり、これは世にしたがふ中の誤をすこしく正せるなり、まことは五行といふ事もなし、相生相剋もなし、えかれども久しく世の風となれゝば、さても有なむ、

〔言繼卿記〕天文二年九月十七日丁巳、從廣橋字切之事被申候、注遣了、光盛切經、光信切句、光親切均、光敦切足、光英切京、等也、切字注迄付候て遣了、

〔日本書紀二十二推古〕十六年四月、小野臣妹子至自大唐、唐國號妹子臣曰蘇因高、

○按ズルニ、蘇因高ノ解ハ茁字篇修姓ノ條ニ在リ、

出たる事也、日本へ文字も切韻の學も、いまだ渡らざりし世には、名乘字を反して名付けたる人はなし、然れども名乘に因て、凶事に逢ひたりといふ事は、古書に見えず、物いまひする事、何の益もなき事也、〇中略 そのうへ、主人貴人の御一字を賜はりて、我家の通り字と合せてつくる時、反り字が凶なりとて、二字ともに改むる事はならぬ事也、凡そ人の身の上の吉凶は、名乘や判などに因る事にはあらず、我一心よりして吉をも凶をも招く也、武士たるもの、忠義の二を忘れずば、何事か恐ろしからむ、およそ名乘は、元服の日、烏帽子を著せて給ふ人より申受る事也、或は故ありて、主人貴人の御一字を申受くる事もあり、然るに今世は、陰陽師、又は出家などを賴みて、名乘字を反させてつくるゆゑ、かの陰陽師出家などは、えぼし親に當る也、歴々の武士たる人、かれらがえぼし子となる事、口をしき事ならずや、

〔貞丈雜記人名二〕頭註　字をかへすといふ事は、二字の音を一ッにして、一字の音にする事也、たとへば貞丈の二字をかへせば長ヂヤウとなる也、韻鏡と云書を以て字をかへす也、其かへしやうは韻學者の知る事なり、

義朝、切堯ノ字トナル、又朝義ノ切トシテ、サカサマニカヘセバ智ノ字トナル、堯モ智モ吉字也、然レドモ源義朝ハ、父爲義ヲ弑シテ、其後家僕長田庄司ガ爲ニ弑サレタリ、名乘ノ字、吉トテモ心正シカラズ、身直ナラネバ、ワザハヒニ逢也、名乘字ノ吉凶ニヨラヌコト也、

〔撈海一得上〕今ノ人、名ヲ翻切スルハ俗ナル事ナレド、昔ヨリ有シニヤ、羅浮子ノ説ニ、崇德帝仁平元年、詞華集ヲ撰バル詞花ノ二字、邪ニ反ルト云テ難ゼシ、又日次ノ記ナドニモ、名ヲ反ス事アリト東見記ニ見エタリ、後世其事盛ニナリ、今ハ天下ノ人、反切セデハナラヌ風ニナリタルハ、イツノ頃ヨリニヤ、僧玄昉明雲僧正ナドハ、反切ニ關ニハアラズ、

〔類聚名物考姓氏八〕反名　かへし名

〔經濟錄九制度〕近世ノ俗ニ、名ニ吉凶有ト云テ、韻鏡ニテ反切スルコトヲ貴ブ、是ニ因テ反切シテ吉ナル字ヲ擇ブ、故ニ人ノ名多ク同ジ、士庶人ハ衆多ナレバ、同名多キコト云ニ不足、諸侯ハ海內ニ三百人ニハ過ザル數ノ中ニ同名アリ、且吉凶ヲ云ニ因テ、一生ノ間ニ、幾度モ名ヲ改ル者多シ、常ニ稱スル假名ヲ改ルニハ、君上ニ請テ許ヲ得テ改ム、名ヲ改ルハ請事モナク、自由ニ幾度モ改ム、是何カ成惑ゾヤ、愚昧ノ至リ、義理ニ背ケルコト也、願クハ上ヨリ令ヲ出シテ、韻鏡ニテ反切スルコト丶、隨意ニ名ヲ改ムルコトヲ嚴禁セラルベシ、名ヲ反切スルコトハ、異國ハ勿論ナリ、日本ニテモ七八十年來ノコト也、是義理ヲ害シ、人ヲ愚ニスル大惡俗也、此事ヲ禁止セラレバ天下ノ大幸ナラン、上ニ云ヘル如ク、名ヲ通行スル風起ラバ、人々自然ト同名ヲ避ントスベシ、韻鏡ニテ反切スルコトヲ禁ゼラレバ、名ニ用ル字廣ク成テ、遠キ字ヲモ求ムベキ故ニ、同名少カルベシ、然レバ名ヲ行フコトヲ命ゼラレンニハ、反切スルコトヲ必ズ禁止セラルベシ、

〔四季草秋草姓名上〕一名乘字を反すといふ事、上古には曾てなかりし也、日本には上古文字なし、人の名のりも口にていふのみにて、文字に書く事なし、文字にかく事なければ、名乘字を反すといふ事もなし、人皇十六代の帝、應神天皇の十五年、（卽位より十五年也）百濟國より王仁といふ博士をめされけるに、十六年に、此方へ渡り來り、皇子兎道稚郎子、これを師として諸の書籍を學び給ひし由、日本紀に見えたり、これ日本にて、文字を讀み書きするの始也、是より前に名乘字といふ物はなき也、切韻（文字の音を反す事也）の學は、西域（天竺の事）より唐へ渡り來るといへば、日本へ渡り來りしは、人皇三十一代敏達天皇の御代、二たび佛法の渡り來し時（是より前三十代欽明天皇の御時佛法わたる）よりも、猶後にわたりしなるべし、夫より以前は、切韻の學なきゆゑ、文字の音を反すといふ事なければ、名乘字を反すといふ事もなし、古代の書に、名乘字を反す事曾て見えず、中古盛にはやり出たる事也、何ゆゑ名乘字を反すぞといふに、文字に五行の相生相剋の理をつけ、性に合ひ不合の吉凶を撰ぶ物忌ひより

法のやうになれるは、上をまなべばなり、詞花集の比よりと聞ゆ、異國には、齊の明帝の、ことのほかに物をいまふ性にて、人の名をかへしたる事有、それは唐音にて、ひゞきのかよへるをにくめばさもあるべし、此國にては、和訓にてよむなれば、かゝるさまたげもなし、唯占術の一つになりて、人のまどへるなり、韻鏡といふ物は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書のやうに覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、韻鏡にのせたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞なれたる字を一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶をさだむべきやうなし、一音の字多き内には、あしき義の字も有べけれども、とにかくに書面に見えたる字の義をのみされるは、易の辭などのやうに心得たるにや、此故に今の世には、とほり字の同じくて、うまれしやうの同じき人は、皆同じ名のりなり、名乘のおこなはれぬ世なればこそ、かくにてもまがひなけれ、昔のごとく、姓と名乘にて世におこなはゞ、一萬の人のあつまりたる都にては、同名の人の四百も五百もあるべきなり、

〔斥非〕近時韻鏡之書、盛行于世、則有反切人名之事、其法於人之二名者、以上字爲切母、下字爲韻、從韻鏡歸成一字、因視其字美惡、美則已、惡則改其名、以爲所歸之美惡、而終身之吉凶禍福係焉、此事不知起於何時、始於何人、毋論中國、雖我大東、自古迨吾國初、實所未有也、蓋自寛永間以來也、在今日則自王公以下至庶人、未有不反切其名者也、已不學其事、則必仰人、於是問諸能者、稱從之、諸知反音者、因言其吉凶、猶卜師也、故儒者若浮屠中、有業此以致富者焉、夫中國人多一名、固無以反切、此方人必二名、雖有一名者、則千萬人中一人耳、故可以反切、好事者、因制之法、以欺愚俗也、此事若巫祝陰陽之徒爲之、則固其所也、不足責也、苟爲儒而讀聖人之書、聞中夏之道者、豈宜不知其非哉、如不知其非、是至愚也、知其非而爲之、是誑人也、至愚可羞也、誑人可惡也、有一於此、不可以爲儒矣、噫世之反切人名者、亦何知韻鏡之所以爲韻鏡乎、

〔韻鏡指要錄〕反切人名

韻鏡ニテ人ノ名ヲ反スト云コト、中夏ニハセザルコトナリ、我邦近世ノ俗弊ニテ杜撰セルヨシ、韻鏡索隱ニ辯ジ畢レリ、然ルニ是ニ似タルコト、中夏ニモナキニシモ非ズ、近歲新渡ノ書ニ、音學五書ト題セル兩套ノ書アリ、明ノ亭林顧炎武ガ作ナリ、其中南北朝ノ比、人名ヲ反切シ、正反倒反シテ、歸字ノ義ヲ以テ戲弄セルコトアリ、是ヲ反語ト云、其語ニ曰、南北朝人作反語、多是雙反、韻家謂之正紐倒紐、史之所載、如晉孝武帝作清暑殿、有識者以清暑反爲楚聲、楚聲爲清、聲楚爲暑也、宋明帝多忌、袁粲舊名遠愍、爲隕門、隕門爲袁、門隕爲愍也、劉悛舊名劉忱、爲臨讐、臨讐爲劉、讐臨爲忱也、○中略上件ノ反語トハ、別ニ二字ヲ設ケテ、之ヲ反シテ其名ニ當ツ、楚聲ヲ以テ清暑ヲ評スル等ノ如シ、又正反倒反シテ二音ニ當ツ、我邦ノ切名ハ、直ニ其名ノ兩字ヲ反シテ、一歸字ヲ得テ辯論ス、大ニ別途ニシテ同軌ナルニ非ズ、然ノミナラズ我邦ニテ、人ノ五性ヲ論ジ、歸字ノ五行ニ當テヽ、相生相剋ヲ是非スル等、皆是兒戲ノ如ニシテ、中夏アル所ニアラズ、假令反語ノ彷彿タルアルモ、彼土ニシテ作スダモ常經ノ法則ニアラズ、一時ノ戲弄ナルノミ、何ゾ此ノ如キノ醜陋ヲ效ハンヤ、況ヤ我邦杜撰スル者ニ於テヲヤ、有識ノ者、惑フコト勿レ、

〔韻鏡易解大全三〕同○名乘歸納字用捨門

凡考名乘等、以十五納音可知其人姓、其姓與歸納姓、考剋生之時、以剋爲凶、以生爲吉、此吉之中有二、一歸字爲能生、其人爲所生、二其人爲能生、歸字爲所生、依其人柄、用不有口傳、次就撰歸納字、皇帝鬼神麒麟鳳凰龍虎等類、依人可禁之、至尊字故、無位無官人、可必有恐矣、如普通可用類、櫻梅桃李楊柳梧桐松竹柏椿等、及珍寶珠玉金銀錢財等、幷長久榮昌等、或吉瑞生類等字、宜用之也、又撰取平聲字爲最第一、若平聲中無相應字可撰取上聲字、若無之則可降去聲、無去聲則可撰用入聲也、

〔南留別志三〕一名乘を反すといふ事、何者のしはじめたる事なる、今の世には、王公大人の定れる

けをかけられて、近習の人數にくはへられなどして、程なく中將になされにけり、つゝむとすれど、をのづからもれきこえて、人のくちのさがなさは、そのころのもてあつかひにて、なるとの中將と申ける、なるとのわかめとて、よきめののぼる所なればか、ゝる異名をつけたりけるとかや、

〔徒然草上〕公世の二位のせうとに、良覺僧正と聞えしは、きはめて腹あしき人なりけり、坊の傍に大なる榎の木の有ければ、人榎木の僧正とぞいひける、此名しかるべからずとて、彼木をきられにけり、其根のありければ、きりくひの僧正といひけり、いよ〳〵腹立て、きりくひを掘すてたりければ、其跡大なる堀にて有ければ、堀池僧正とぞいひける、

〔徒然草上〕柳原の邊に、强盜法印と號する僧ありけり、たび〳〵强盜に逢たるゆゑに、此名をつけにけるとぞ、

〔赤松記〕則祐の御子を上總介義則法名圓齊と申、御せいちいさく御座候て、京童は、赤松三尺入道殿と異名に申ける、

〔常山紀談四〕東照宮と武田の兵と、大天龍にての戰に、近藤傳次郎手おひて、渡邊半藏守綱を見かけ、手おひたるぞ、つれて退けよといふ、心得たりとて、手に提げたる首を投すてゝ、傳次郎を肩にかけ、三里あまり引退てたすけゝれば、東照宮聞召、味方一騎討るれば、敵千騎の强みといふ事あり、味方をたすけたるは、七度の鎗を合せたるよりもまされり、今より後、鎗半藏といふべしと仰あり、○中略

又一說に、永祿五年九月、參河の八幡にて、今川氏眞と三河の軍、戰ありて利あらず、二手にわかれて引退、敵急に追かくる、半藏守綱、石川新九郎、返し合せ、三度鎗を合す、後には半藏一人十度に及て、小返しして、又三度鎗を合す、矢田作十郎、足をいたみ引かねたるを、半藏肩にひきかけて退きけり、これより鎗半藏と人にいはれしといへり、

またばこそふけ行かねもつらからめかへるあしたの鳥のねぞうき、藏人はしり歸て此よし申たりければ、さてこそなんぢをばつかはしたれとて、大將大にかんせられけり、それよりしてこそ物かはの藏人とはめされけれ、

〔平家物語六〕新院ほうぎよの事

このやうえんは、ゆうにやさしき人にておはしけり、あるときほど〻ぎすのなくをきいて、

きくたびにめづらしければほと〻ぎすいつもはつねのこ〻ちこそすれ、といふ歌をよふてこそ、はつねの僧正とはいはれ給ひけれ、

〔源平盛衰記十九〕文覺發心附東歸節女事

文覺道心ノ起ヲ尋レバ、女故也ケリ、文覺ガ爲ニ、内戚ノ姨母一人アリ、其昔事ノ緣ニ附テ、奥州衣川ニ有ケルガ、歸上テ故鄕ニ住、一家ノ者ドモ、衣川殿ト云、若ク盛ン也シ時ハ、ミメ形人ニ勝レ、心バヘナドモ優ニヤサシカリケルガ、今ハ盛過テ世中モ衰ヘ、寡ニテ物サビシキ住居也、娘一人アリ、名ヲバアトマトゾ云ケル、去共衣川ノ子ナレバトテ、異名ニハ袈裟(ケサ)ト呼、

〔源平盛衰記十七〕新都有樣事

去程ニ治承四年六月二日、都ヲ福原ヘウツサレテ、既ニ八月ニモ成ニケリ、〇中略舊都ニハ皇太后宮ノ大宮〇藤原多子八條中納言長方卿バカリゾ殘留給ヘル、長方卿ハ世ヲ恨ル事御坐テ、供奉シ給ハズ、只一人留給タリケレバ、京童ハ留。守。ノ。中。納。言。トゾ申ケル、

〔愚管抄五〕さて義仲は、松殿〇藤原基房の子〇師家十二歲なる中納言、八歲にて中納言になられて、八歲の中納言と云異名有し人を、やがて内大臣になして、攝政長者になり、又大臣の闕もなきに、實定の内大臣を、暫とてかりてなしたれば、世にはかるの大臣と云異名又つけてけり、

〔鳴門中將物語〕彼少將は、隱者なりけるを、あらぬかたにつけてめしいだされて、よろづに御なさ

繼母ニハ値タリ、過ガタカリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ貲ノ直垂ニ縄絃ノ足駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ、高平太ト云テ笑シゾカシ、其ヲ耻シトヤ思給ケン、扇ニテ顔ヲ隠シ、骨ノ中ヨリ鼻ヲ出シテ、閑道ヲ通給シカバ、又童部ガ先ヲ切テ、高平太殿ガ扇ニテ鼻ヲ挾タルゾヤトテ、後ニハ鼻平太鼻平太トコソイハレ給シカ、

〔平家物語三〕燈籠の事

すべて此大臣〇平重盛は、めつざいしやうぜんのこゝろざしふかうおはしければ、たうらいのふちんをなげき、六八弘誓の願になぞらへて、東山のふもとに四十八けんの精舎をたて、一けんに一づつ、四十八のとうろうをかけられたりければ、〇中略それよりしてこそ、此大臣をとうろうの大臣とは申けれ、

〔平家物語五〕月見の事

まつよひの小侍従と申す女房も、この御所〇太皇太后藤原多子にぞ候はれける、そも〳〵此女房を、まつよひとめされける事は、ある時、御前より、まつよひ帰るあした、いづれかあはれはまさるとおほせければ、かの女房、

まつよひのふけ行かねのこゑきけばかへるあしたの鳥はものかは、と申たりけるゆゑにこそ、まつよひとはめされけれ、大將〇藤原實定この女房をよび出て、むかし今の物語どもし給ひて後、〇中略さる程に、夜もやう〳〵あけ行けば、大將いとま申しつゝ、藤原へぞかへられける、ともに候藏人をめして、侍従が何と思ふやらん、あまりに名ごりをしげに見えつるに、なんぢ歸て、ともかくもいふてこよとのたまへば、藏人はしりかへりかしこまつて、是は大將殿の申せと候とて、

物かはときゝみがいひけん鳥のねのけさしもなどかかなしかるらん

女房とりあへず

同取之、追放之、○中略敦頼依此事、號裸ノ左馬助、

〔續世繼五はなのやま〕その少將のこに、光家とかきこえ給ひけるを、大臣殿の御子にし給て、殿上したまへりける、侍從におはしけるをば、かのこしゝうとぞ人は申ける、おやはかくれて、このあらはれたるとかなるべし、

〔平家物語一〕我身のえい花の事

そも〳〵このしげのりのきやうを、さくらまちの中納言と申ける事は、すぐれてこゝろすき給へる人にて、つねは吉野の山をこひつゝ、まちにさくらをうゑならべ、その内に屋をたてゝすみ給ひしかば、來る年の春ごとに、見る人さくらまちとぞ申ける、さくらは、さいて七か日にちるを名ごりをしみ、天照大神にいのり申されければにや、三七日まで名ごりありけり、君も賢王にてましませば、神も神德をかゞやかし、花もこゝろありければ、廿日のよはひをたもちけり、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

別當惟方ハ、元來信頼卿ノ親シミニテ、契約深カリシカ共、一日舍兄左衞門督ノ諫言、肝ニソミテ被思ケレバ、加樣ニ主上○二條ヲ盜出シ進ラセラレケリ、此人ハ生得勢少サク御坐ケレバ、小別當トゾ申ケル、ソレニ信頼ニ與シテ、院○後白河内ヲ押籠奉ル中媒ヲナシ、今又盜出シタテマツル中媒ケレバ、時ノ人中小別當トゾ云ケル、大宮左大臣伊通公ハ、此中ハ中媒ノ中ニテハアラジ、忠臣ノ忠ニテゾアラン、光頼ノ勇ニ依テ、忽ニ誤ヲ改メ、賢者ノヨクンヲ以テ、忠臣ノ擧動ヲナセバトゾ宣ケル、

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

西光ハ、天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道○平清盛ヲハタト睨返シテ、○中略御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ、叙爵ヲダニモ賜ラズ、シカモ

みじき人々ひが事よみて、終には異名さへつき給ひにき、ちかく德大寺の左大臣〇實定は、無明の酒を、なもなきさけとよみ給へりしかば、なゝしの大將といはれ、五でうの三位入道〇藤原俊成は、この道の長者にていますを、しかれどふじのなるさはをふじのなるさとよみて、なるさの入道、名なしの大將とつがひて、人にわらはれ給ひしかば、いみじきこの道の遺恨にてなん侍し、おの〳〵是ほどの事しり給はぬにはあらじ、思わたり侍りけるにこそ、

〔宇治拾遺物語十一〕これも今はむかし、ならに藏人得業惠印といふ僧あり、鼻おほきにてあかゝりければ、大鼻の藏人得業といひけるを、のちさまには、ことなしとて、鼻藏人とぞいひける、なほのち〳〵には、鼻藏々々とのみいひけり、

〔宇治拾遺物語十三〕今はむかし、兵衞佐なる人ありけり、冠のあげをのながゝりければ、世の人あげをのぬしとなんつけたりける、

〔源平盛衰記三十三〕太神宮勅使附緒方三郎責平家事

日數積ツテ月滿ヌ、花御本男子ヲ生、隨テ成長、容顏モユヽシク、心樣モ猛カリケリ、母方ノ祖父ガ片名ヲ取テ、是ヲ大太童ト呼、ハタシテ野山ヲ走行ケレバ、足ニハアカヾリ常ニ分ケレバ、異名ニハ皸童トモ云ケリ、此童ハ烏帽子著テ、皸大彌太ト云、

〔十訓抄一〕京極太政大臣宗輔公は、蜂をいくら共なく飼給て、何丸か丸と名を付てよび給ければ、召に隨て、格勤者などを勘當し給けるには、何丸、某さしてことの給ければ、其まゝにぞふるまひける、出仕の時は、車のうらうへの物見にはらめきけるを、とまれとの給ければ、とまりけり、世には蜂飼の大臣とぞ申ける、不思議の德おはしける人也、

〔古事談一王道后宮〕保延五年四月廿五日、齋王令入本院給之後、次第使左馬助藤敦賴、與肥前權守俊保同乘退出之間、於一條大宮馬部數十人圍之、先敦賴引落自車、〇中略不殘冠襪一物剝取之、又車等

かねてよりおもひしことぞふし柴のこるばかりなる歎せんとは、といふ歌を、年比よみても
ちたりけるを、おなじくはさりぬべき人にいひむつびて、忘られたらんに讀たらば、集などに入
たらんも、いうなるべしと思ひて、いかゞありけん、花園の左のおとゞ〇源有仁に申そめてけり、其後
おもひのごとくやありけむ、此うたをまいらせたりければ、大臣殿もいみじくあはれにおぼし
けり、かひ〴〵しく千載集に入にけり、世の人ふし柴の加賀とぞいひける、

〔本朝世紀〕康和元年九月九日戊申、此日參議正三位行備前權守藤原朝臣長房薨、〇中略寬治六年九
月七日、兼太宰大貳、在任之間、嘉保元年、彥山衆徒有訴訟事、太以蜂起、初赴任之時、所相從之郎從不
幾、然間事發倉卒、成敗之間不知所爲、遂電上洛、所謂都督也、世以之稱半大貳、

〔今昔物語十五〕播磨國賀古驛敎信往生第廿六
嫗答テ云ク、彼ノ死人ハ此レ我ガ年來ノ夫也、名ヲバ沙陀敎信ト云フ、一生ノ間彌陀ノ念佛ヲ唱
ヘテ、晝夜寤寐ニ怠事無カリツ、然レバ隣リ里ノ人皆敎信ヲ名付テ、阿彌陀丸ト呼ビツ、

〔十訓抄一〕詩歌につけて、異名などつけらるゝ事有、治部卿能俊は、白川院鳥羽殿の御會に月のな
かなる月をこそ見れとよみて、天變の少將といはれけり、中納言親經卿は、鳥羽殿詩歌合に、月自
家山送我來と作て、山送の辨とぞ付られける、かやうの事、能可心得、同異名なれども、さむるうつ
つの少將、待宵の小侍從など付られたるは優に覺ゆかし、

〔今物語〕小侍從が子に、法橋實賢と云もの有けり、いかなりける事にか、世の人、是をひきがへるとい
ふ名をつけたりける、法眼をのぞみ申て、
法の橋のしたに年ふるひきがへる今ひとあがりとびあがらばや、と申たりければ、やがてな
されにけり

〔無名秘抄〕九條殿、〇藤原兼實いまだ右大臣と申せし時、人々に百首歌よませ給ふこと侍き、その度い

ルガ、父ガ時ヨリ氏タエテ、有カ無カニテ御坐ケルカト、下臈徳人ノ聟ニ成テ、舅ノ徳ニ右ノ中將ニ成給タリケリ、此モ五節ニ絶ヌル父云ニ及バズ、祖父ノ代マデハ家繼ゾカシ、左曲ノ右中將トゾ拍子タル、貧キ者タノシキ妻ヲマウクルハ、左ユガミト云事ナレバ、角拍子ケル也、花山院入道太政大臣忠雅ノ、十歲ニテ父中納言忠宗卿ニ後レ給ヒ、孤子ニテオハセシヲ、中御門中納言家成卿ノ播磨守ノ時、聟ニ取テ花ヤカニモテナサレケレバ、是モ五節ニ、播磨米ハ木賊カ、椋ノ葉カ、人ノ飴(キャウ)ヲ付ルハトゾ拍子タリケル、

〔榮花物語二花山〕ことしは天元五年になりぬ、三月十一日、中ぐう(〇藤原賴忠女、圓融后藤原遵子、)たち給はんとて、おほきおとゞ(〇賴忠)いそぎさわがせ給、これにつけても、右のおとゞ(〇藤原兼家)あさましうのみ、よろづきこしめさるゝほどに、きさきたゝせ給ぬ、(〇中略)一のみこ(〇一條)おはするにようご(〇兼家女藤原詮子)をおきながら、かくみこもおはせぬにようごの、きさきにゐ給ひぬることゝ、やすからぬことに、世人なやみ申て、すばらのきさきとぞつけたてまつりたりける、

〔江談抄三雜事〕源道濟號船路君事

源道濟爲藏人之時、號藤原賴貞、荒武藏是也、稱船路君云々、此人不腹立之時、甚以優也、而性甚惡人也、仍不可向之、船路者天氣和順之日、甚以優也、風波惡之時、人不可堪之、故稱船路君、

〔日本紀略十一一條〕寛弘二年五月三日庚戌、今日修行聖人行圓、供養建立一條堂、件聖人、不論寒熱著鹿皮、號之皮聖人、

〔古事談二臣節〕濟時大將ヲコウハイノ大將ト云故ハ、女子女御(〇三條皇后藤原娍子)ヲ后ニタテント被申ケルヲ、勅許アルゾト被存テ無左右下庭上被拜舞畢、然而無立后、仍空キ拜ノ大將ト世人云ケリ、而不知案內ノ人、紅梅ト知也、

〔今物語〕待賢門院の女房加賀といふ歌よみあり

鐘一ツヲ與テ、御邊ノ門葉ニ、必將軍ニナル人多カルベシトゾ示シケル、秀郷都ニ歸テ後、此絹ヲ切テツカフニ、更ニ盡事ナシ、俵ハ中ナル納物ヲ、取レドモ〳〵盡ザリケル間、財寶倉ニ滿テ、衣裳身ニ餘レリ、故ニ其名ヲ俵藤太トハ云ケル也、

〔今昔物語二十八〕左京大夫□□附異名語第廿一

今昔村上天皇ノ御代ニ、舊宮ノ御子ニテ、左京ノ大夫□□ト云人有ケリ、長少シ細高ニテ、極クアテヤカナル樣ハシタレドモ、有樣妻ナム鳴呼也ケル、頭ノ鐙頭也ケレバ、纓ハ背ニ不付ズシテ、離レテナム被振ケル、色ハ露草ノ華ヲ塗タル樣ニ青白ニテ、眼皮ハ黑クテ、鼻鮮ニ高クテ、色少シ赤カリケリ、脣ハ薄ク色モ无クテ、咲バ齒ガチナル者ノ斷ハ赤ナム見エケル、音ハ鼻音ニテ高カリケリ、物云ヘバ一内響テゾ聞エケル、歩ビハ背ヲ振リ尻ヲ振テゾ歩ビケル、其ノ人殿上人ニテ有ケルニ、責テ色ノ青カリケレバ、□□ノ殿上人、皆此レヲ青經ノ君トゾ付ケルヲ咲ヒケル、

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼等拍子附忠盛卒事

村上帝ノ御宇、左中將兼家ト云人アリ、北方ヲ三人持タレバ、異名ニハ三妻錐ト申ケリ、或時此三人ノ北方一所ニ寄合テ、妬色ノ顯レテ、打合取合髮カナグリ、衣引破リナンドシテ、見苦カリケレバ、中將ハ穴六借トテ、宿所ヲ捨テ出給ヌ、取サフル者モナクテ、二三日マデ組合テ息ツキ居タリ、二人ノ打合ハ常ノ事也、マシテ三人ナレバ、誰ヲ敵共ナク、向フヲ敵ト打合ケルコソ咲シケレ、是モ五節ニ拍子ヲカヘテ、取障ル人ナキ宿ニハ、三妻錐コソ揉合ナレ、穴廣々ヒロキ穴カナトハヤシケリ、太宰權帥季仲卿ハ、餘ニ色ノ黑カリケレバ、人黑帥トゾ申ケル、藏人頭ナリケル時、ソレモ穴黑々黑キ頭哉、如何ナル人ノ漆塗ラント拍子タリケレバ、季仲卿ニ並デ御坐ケル、基高卿ノ舞レケルニ、此人餘ニ色ノ白カリケレバ、季仲卿ノ方人ト覺シクテ、穴白々白キ頭哉、如何ナル人薄押ケント、拍シ返シケル殿上人モオハシケリ、右中將家繼ト云人、祖父ノ代マデハ時メキタリケ

異名

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月九日己酉、下妻四郎弘幹、(號惡權守)

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年五月廿九日丙辰、有評定、鶴岡職掌、常陸國國井住人惡別當家重、依博奕之科被解神職、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十二月廿七日庚辰、武田伊豆入道光蓮、令義絶次男信忠(號惡三郎)之由、申入御所幷前武州御方先訖、

〔江濃記〕土岐殿事
頼藤弟惡源太頼遠、數度高名比類ナシ、オゴリノアマリニ、康永ノコロ、院ノ御所ノ御幸ニ參會、狼藉シテ身ヲ失ヒシカバ、(○下略)

〔甲陽軍鑑二〕一丹波國赤井と云男、七歳にて人を伐、赤井惡右衛門と名をよばれ、

〔日本書紀十三允恭〕七年十二月壬戌朔、讌于新室、(○中略)天皇即問皇后曰、所奉娘子者誰也、欲知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姫焉、弟姫容姿絶妙無比、其艷色徹衣而晃之、是以時人號曰衣通郎姫(ソトホリイラツヒメ)也、

〔日本書紀二十二推古〕三十四年五月丁未、大臣(○蘇我馬子)薨、仍葬于桃原墓、大臣則稲目宿禰之子也、(○中略)家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年正月壬子、平城舊宮處、水陸地卅餘町、永賜高岳親王、親王者、天推國高彥天皇(○平城)第三子也、大同年中、未少登儲貳、世人號曰蹲居太子、

〔今昔物語二十四〕北邊大臣長谷雄中納言語第一
今昔北邊ノ左大臣ト申ス人御坐ケリ、名ヲ信(マコト)トゾ云ケル、嵯峨天皇ノ御子也、一條ノ北邊ニ住給ケルニ依テ、北邊ノ大臣トハ申也、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事
龍神ハ是ヲ悦テ、秀鄉ヲ樣々ニモテナシケルニ、大刀一振、卷絹一、鎧一領、頸結タル俵一、赤銅ノ撞

〔貞丈雜記人名二〕一惡源太、惡七兵衞、惡四郎などの惡の字は、自分に付たるにはあらず、惡事ある人を他人より名づけてよびならはしたるなり、古き書に、惡の字をそへて惡何がしとあるは、皆その人の惡事ありし故と知るべし、

〔玄同放言人事下〕姓名稱謂

不祥の名は、よになきにしもあらねど、いと酷しとおもふは村岡惡人なり、類聚國史八十七刑法部桓武天皇延暦十七年二月壬子朔、美濃國人村岡連惡人、配流淡路國、以停留群盜、侵犯百姓也、この惡人も、惡名を賜ひしにあらざるか、おのづからなる名にしあらば、その酬罰、名詮自性ならずや、保元建保の間、惡左府、惡七別當、源爲朝家臣惡右衞門督、惡源太、惡七兵衞、惡禪師など、みづから如此名告れるにあらず、時人その暴惡非義を憎みて、惡字を被せしなり、又天正中に、赤井惡右衞門あり、こは自稱なるべし、又按ずるに、源義平ぬしの外に、惡源太と呼ばはれし武士あり、江濃記に、土岐氏の事を記し丶段に、伯耆十郎頼藤、正慶中ノ人ナリ頼藤弟惡源太頼遠、數度高名比類ナシ、オゴリノアマリ、康永ノ比、院ノ御所ノ御幸ニ參リ會ヒ、狼藉シテ身失ヒシカバ、其弟周崔坊入道頼明ニ、美濃ノ守護ヲ給ハルといへり、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

爲朝、〇中略手取ニセントテ懸給ヘバ、須藤九郎家末、惡七別當以下、例ノ二十八騎續キタル、

〔平治物語一〕信西子息闕官事附除目事并惡源太上洛事

爰ニ義朝ガ嫡子鎌倉惡源太義平、母方ノ祖父三浦介ガ許ニ在ケルガ、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

平家ノ方ヨリ越中次郎兵衞盛嗣、上總五郎兵衞忠光、同惡七兵衞景淸、〇中略櫓ヨリ下合テ防戰ケレバ、〇下略

賜醜名

嶋鳥、向新羅境、〇下略

〔三代實錄 二十二 清和〕貞觀十四年十一月廿三日己丑、節婦武藏國橘樹郡人巨勢朝臣屎子、叙位二階、免戸内租、表於門閭、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字元年七月庚戌、分遣諸衛、掩捕逆黨、〇中略黃文改名多夫禮、道祖改名麻度比、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足改姓乃呂志、等、並杖下死、

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年九月己丑、詔曰、〇中略清麻呂〇和氣等波、奉侍留奴止所念天己姓毛賜氏治給之可、今波穢奴止之氏退給留依奈毛、賜弊利之姓方取氏、別部止成給氏、其我名波穢麻呂止給比、法均我名毛廣融賣止還給止詔布御命乎、衆諸聞食止宣、

〔續日本紀考證 九〕廣融賣　融當依下本永正本金澤本堀本及類聚國史作虫、下傚此、大日本史註云、紀略託宣集及後紀延曆十八年文云、廣虫改狹虫、未知孰是、

〇按ズルニ、和氣廣虫ノ流刑ニ處セラレシ時、還俗セサセラレテ別部狹虫ト名ヅケラレシ事、日本後紀ニ見エタリ、然レドモ續日本紀ニハ、其時ノ詔ヲ擧ゲテ、法均我名毛廣融賣止還給トアリテ、原名ニ復セシメシニ止マリシガ如シ、法均ハ尼タリシ時ノ名ナリ、然ラバ狹虫ハ、其後更ニ之ヲ貶セシモノカ、又按ズルニ、廣融賣ヲ諸本廣虫賣ニ作レリ、然レドモ此ニ據リテ遽ニ融ヲ以テ虫ノ誤トスベカラザルガ如シ、續日本紀ヲ檢スルニ、舊刊本ニ融ニ作レルモノヲ、一本ニ虫ト爲セルモノ多シ、佐味朝臣融麻呂、忌部首融麻呂、船連融麻呂、小野朝臣、小野融女、若湯坐宿禰子融ノ融ノ如キ、一本ニ皆虫トアリ、說文ニ據ルニ融、炊氣上出也トアレバ、融モムシト訓シテ、互ニ通ゼシナラン、又我邦ノ書ニハ、蟲ヲ虫ニ作レルモノ多シ、支那人ニ依リシナリ、隸辨、虫ノ字ノ註ニ、唐扶頌後漢靈帝光和六年德及草虫、按說文、虫讀若虺、卽虺字也、佩觿云、蛇虫之虫爲蟲豸、其順非有如此者、他碑蟲皆用虫、トアルニテ知ルベシ、

醜名

┃條 從五下、紀伊守、
源光 右大臣、左大將、正二、
　┃靜 正五下左少將
　┃淨 左少將
　┃與 從五下
　┃賢 左少將
源劬 從四上

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、

〔源平盛衰記 十五〕宇治合戰附賴政最後事
渡邊黨ニ省、連、至、覺、授、與、競、唱、列、配、早、清、進ナンドヲ始トシテ、各一文字聲々ニ名乘テ、三十餘騎、馬ヨリ飛下々々、橋桁渡テ戰ケリ、

〔太平記 十七〕瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事
義助義顯、三千餘騎ニテ、敦賀ノ津ヲ立テ、杣山へ打越給フ、瓜生判官保、舍弟兵庫助重、彈正左衞門照、兄弟三人、種々ノ酒肴ヲ舁セテ、鯖並ノ宿へ參向ス、

〔雲萍雜志 二〕ある國の一宮の社司に、化名して羊の大夫といへるあり、妾腹の子を務といひ、後妻の子を轄といへり、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化五年三月甲戌、坐蘇我山田大臣而被戮者、〇中略高田醜(此云之渠)雄、〇下略

〔續日本紀 二十三 淳仁〕天平寶字五年四月乙亥、外從五位下稻蜂間連仲村賣、親族、稻蜂間首醜麻呂等八人、賜姓稻蜂間連、

〔三代實錄 十七 淸和〕貞觀十二年二月十二日甲午、先是、太宰府言、對馬島下縣郡人卜部乙屎麻呂、爲捕鸕

一字名

〔名字辨〕一字の名もふるくあり、續紀に津守連通、石川朝臣樽、紀朝臣家、鴨朝臣助、車持朝臣益、船連葉、小野朝臣老、山田史銀、吉備朝臣泉、土師宿禰位などみえたり、是より前にも後にも、なほおほかり、

〔日本書紀崇峻二十一〕二年〇用明七月、物部守屋大連資人捕鳥部萬、〈萬名也〉將二一百人一守二難波宅一、

〔續日本紀二十九稱徳〕神護景雲三年六月乙巳、正五位下吉備朝臣泉、爲二左衛士督一、

〔皇胤紹運錄〕嵯峨天皇

―源信　左大臣正二位、號二北邊大臣一、能吹二龍笛一、工二畫圖一、母廣井氏、
―源弘　大納言正二位、號二廣幡一、母上野氏、
―源常　左大臣正二位、號二東三條一、母飯高氏、

○按ズルニ、信等ノ兄弟ニ源寛、源明、源定、源鎭、源生、源澄、源安、源清、源融、源勤、源勝、源啓、源賢、源繼等アリ、皆一字ヲ以テ名トセリ、

〔皇胤紹運錄〕仁明天皇

―源多　右大臣正二
　―淵　正五下、豐後守、藏、宮内大輔、
　―進　從四下、藏、出雲丹波信乃但馬等守、
　―任　從五上、治部大輔、
　―漑　從五下、美作伯耆等守、
　―清
―源冷　三木、從三、左衛門督、
　―通　從五上、越中介、

〔季連宿禰記〕元祿十四年二月廿三日辛巳、左少史亮仲來云、行事官相續、一昨日廿一日自津國高槻令上洛云々、實名章純、呼名織部、近日養父故季雄之忌中過明之間、忌中限以後、來廿五日可召具、其日一級之事、可申上之間可執給云々、

〔先哲叢談後編一〕谷時中、名素有、字時中、通稱大學、

〇按ズルニ、通稱ハ假名ナリ、

〔類聚符宣抄八〕任符事

但馬介藤原朝臣忠憲召名註忠制

備中權介弓削宿禰秋佐召名無宿禰字

右民部卿中納言宣、件人等召名、未改正之間、且印其任符、

仁和元年三月五日　　大外記高丘五常奉

〔類聚符宣抄八〕任符事

能登權目從七位下日下部造好長

右被中納言在原朝臣宣偁、件好長、去仁和元年八月廿九日、召名誤注正六位下日下部宿禰好長、改正之間、宜依件令給任符者、

仁和二年二月十五日　　大外記大藏善行奉

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年五月九日辛卯、澁谷五郎重助、不預關東御擧、令任官事、可被申止召名之旨、重有沙汰、是父重國、石橋合戰之時、雖奉射武衛、依寛宥之儀、被召仕之處、重助者、猶令屬平家、背度度召、畢而平家赴城外之日、留京都、從義仲朝臣、滅亡之後、爲廷尉〇源義經專一之者、條々科被優精兵一事之處、結句令任官、訖旁不可然之由、有其沙汰、今度重國、又渡豐後國之時者、雖有先登之功、先立于參州〇源範賴上洛之條、同以不快、則被仰遣此條々云云、

は名のりといふ、

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一人々名字、官途受領實名不レ可レ攘、但假名官法樣一度之儀者、遂言可レ攘事、

〔平家物語十一〕つぎのぶさいごの事

平家の方より越中の次郎兵衞、〇盛嗣舟のやかたにすゝみ出、大音聲をあげて、そも／＼以前名乘給ひつるとは聞つれ共、海上はるかにへだゝつて、其けみやうじつみやう、ふんみやうならず、けふの源氏の大將軍は、たれ人にてましますぞ、名乘給へといひければ、〇下略

〔吾妻鏡十六〕建久十年〇正治元年八月廿日庚辰、尼御臺所、〇源頼朝妻政子御二逗留于盛長入道宅一、〇中略尼御臺所還御、令レ獻二彼狀於羽林一、〇頼家給、以二此次一被レ申云、昨日擬レ被レ誅二景盛一、楚忽之至、不儀甚也、凡奉レ見二當時之形勢一、敢難レ用二海內之守一、倦二政道一而不レ知二民愁一、娛二倡樓一而不レ顧二人謗一之故也、又所レ召仕一、更非二賢哲之輩一、多爲二邪佞之屬一、何況源氏等者、幕下一族、北條者、我親戚也、仍先人頻被レ施二芳情一、常令レ招二座右一給、而今於二彼輩等一無二優賞一、剩皆令レ喚二實名一給之間、各以貽二恨之由有二其聞一、所詮於レ事令二用意一給者、雖二末代一不レ可レ有二濫吹儀一之旨、被レ盡二諷諫之御詞一云云、

〔安東郡專當沙汰文〕元弘元年辛未十一月二註之一大餠不足事、盛光〇假名守吉奉行之時、申下二ヶ度廳宣、兩使中一志初王大夫殿、文棟神主、相二向于在郡一、雖レ被レ問二答子細於丁部等一、前專當吉貞〇能光假名出狀之上者、不レ可二增進一之由雖レ申之、〇下略

〔長元物語〕長曾我部千王殿、〇中略御元服、宮內少輔ト代々假名也、

元親公、〇中略假名彌三郎殿ト申、

〔維山文集四十一碑誌〕本多道喜居士碑銘

居士、姓藤原、氏本多、諱正重、假字三彌、自呼二左衞門尉一、參河國產也、

ニカナハズ、松岡恕庵ナドハ、名ヲ元達トシテ、此方ノ假名俗稱ヲカヌ、字ヲ成章トシテ、此方ノ實名名乘ヲカヌラレシナリ、東涯トハ俗ニイフ、アチラコチラナリ、サレバ平居ノ書狀手紙ノトリヤリニ、自身ノ方ヨリ元達ト稱スルコト、亦漢土ノ式ニアハズ、東涯恕庵ノ二先生ハ、博識ノ大儒ナレバ、杜撰ナルコトノアルベキヤウハナケレドモ、上ニイヘル如ク、邦域ノ異ニシテ、俗尙稱謂ノ相違アレバ、何トシテモ不都合ナリ、サレバ名字ニテ實名假名ヲカヌン事ハ、トニモカクニモ穩ヤカナラザレバ、世上一般ノ實名假名ニテ俗用ヲ辨ジ、別ニ詩文ノタメニ、漢土人ニ擬セル名字ヲ命ジオクガヨシトイフ人アリ、此モ名ノ二ツアルハ、イカヾトイヘバ、實ニイカヾナレドモ、ヤム事ナクバ其說ニ從フベキ、ニヤ、

〔類聚名物考姓氏八〕名字　な　あざな

假名と實名とあり、假名は俗の呼名なり、實名はすなはち名なり、俗に名告(ナノリ)といふ、是二字なる多き故に、すなはち二字ともいふ也、物に多く見えたり、

〔類聚名物考姓氏八〕假名　俗名　呼名

今思ふに、假名はかりの名にて、實名に對ていふことなり、これは古へはなきを、後世の俗の習はしに出たり、故に今も公家堂上の家には、この事なし、武家士庶の間に有事也、たとへば和田小太郎義盛といふが如き、和田は氏、小太郎は假名、義盛は實名也、女にもこれに似たる有、或は宣旨などいふも實名にはあらで呼名也、僧にも有、宰相あるは民部卿などゝいふが如き、官にはあらで、假名にて、實名は、また別に有也、この外にも工商のたぐひに、長舟石堂なども假名也、相撲にも鬼勝、または岩鬼といふが如きは、氏に似てみな假名也、

〔類聚名物考姓氏八〕二名　三名

今の人名二ツ有、呼名實名也、たとへば源內善長といふが如き、源內は呼名にて、善長は實名、俗に

假名 實名

〔鷲峯文集七十五哀悼〕記亥兒事

去年（〇萬治二年）己亥六月九日己亥、余宜人產レ男、以二年與一レ日同二支干一、故名レ之曰二亥兒一、

〔實久卿記〕弘化三年閏五月十六日庚子、今日皇女御七夜也、巳刻許駿河自二長橋一使被レ來、御名一紙被レ渡之、予皇女御前持參披二露之一、和宮（宸筆仁孝、檀紙三折、）也、和（賀壽、別紙四折、）

〔運歩色葉集景〕假名

〔運歩色葉集志〕實名

〔下學集下態藝〕假名（ケミヤウ）　實名（ジツミヤウ）

〔四季草秋草上姓名〕一實名といふは名乘なり、古代は名といひしを、後に名乘といひ、實名といふ也、後代に何太郎何次郎、或は何右衞門何兵衞などゝいふを名といひ習はしたる故、名乘の事を實名と云ひたる也、

〔授業編十〕名字號

サテ吾邦ニアリテモ、縉紳侯伯、スベテ尊貴ノ御上ハ余ガ論ズルトコロニ非ズ、士庶ノ上ニテイハヾ、實名ト云アリ、假名ト云アリ、實名ヲ名乘トモイフ、漢土ノ名ニヤ擬スベキ、假名ハ俗名トモ俗稱トモイフ、漢土ノ字ニヤ擬スベキ、然レドモ邦域異ナルヨリ、稱謂モ相違アレバ、トクトハ符合シガタシ、何レニモ學事ニタヅサハラヌ尋常ノ人ハ、右ノ實名ト假名ト二ツニテ事スメドモ、僅ニ學事ニアヅカル人ハ、右ノ實名假名ノ外ニ、名字號ノセンギアリテ事多キヲ、詩文ニ用ル名字ヲ以テ、假名實名ヲカヌル人アリ、此ニ余ガ論説アリ、タトヘバ伊藤東涯ノ名ハ長胤、字源藏トセラレシハ、長胤ノ名ヲ以テ邦俗ノ名乘實名トシ、源藏ノ字ヲ以テ邦俗ノ假名俗稱トセリ、名ハ自ラ稱スルトコロ、字ハ人ノ方ヨリ稱スルトコロナレバ、平日ノ書狀手紙ノトリヤリニ、人ノ方ヨリ源藏（東涯ノ書牘ニ、源臧ハ源藏トモ書セリ、）又ト稱スルハヨケレドモ、自身ノ方ヨリ源藏ト書スルハ、漢土ノ式

〔總見院殿追善記〕御輿○織田信長柩の前轅は池田小新、後轅は羽柴御次丸○秀勝昇之、御位牌は相公○信長第八男御長麿、○下略

〔豐鑑四〕文月○文祿二年の比にや、先に若君の有し腹に、男君○豐臣秀頼誕れ給ふ、二なき祝なれば、はじめの君、餘りかしづき給ふにより、命もみじかくおはしける、にやとて、御ひろいとなづけてそだて給ふ、

〔玄桐筆記〕十二の御歳、淺草川御遊被遊候事、御行實に見えたれども、猶も書付申候、威公○德川頼房淺草川へ御成有て、お長、○光圀此川游ぐべき歟と御尋あり、游で見可申と御答あり、

〔桃源遺事三〕西山公、御諱光圀、○中略御幼名は長丸、後千代松君、

〔日本書紀二神代〕一書曰、狹野尊○神武亦號神日本磐余彥尊、所稱狹野者、是年少時之號也、

〔日本書紀三十持統〕高天原廣野姫天皇、少名鸕野讃良皇女、

〔續日本紀四元明〕日本根子天津御代豐國成姫天皇、小名阿閉皇女、

〔大和物語上〕本院○藤原時平の北のかたの御おとうとのわらは名を、おほつぶねといふ、いますかりけり、

〔續世繼五みかさの松〕仁和寺法親王○覺法をば、師子王の宮とぞよには申し、御母の童は名にやおはしけん、

〔愚管抄二〕信清○藤原のおとゞの女に、西の御方とて院○後鳥羽に候をば、卿二位子にしたるが腹に、院の宮、生まゐらせたるを、すぐる御前と名付て、卿二位が養ひまゐらせたる、初は三井寺へ法師になしまゐらせんとて有ける、猶御元服有て、親王○頼仁にておはしますを、もてあつかひて、○下略

〔豐鑑一〕城之助信忠の息三法師、主○織田秀信を、信長の跡として、柴田○勝家丹羽○長秀をば三介信雄、美濃國を三七信孝、かく定て各國に歸らんとす、

〔山槐記〕久壽三年〇保元元年三月二日、大理殿忠雅〇藤原二男、祇王爲弟子、始被渡宮法印最雲七條河原房、

〔源平盛衰記四十〕維盛出家事

與三兵衞申ケルハ、〇中略童名ヲバ松王ト呼レケルモ、二歳ノ時、母ガ懷テ參タリケレバ、此家ヲバ小松ト云ヘバ附クルナリトテ、松王トハ召レケリ、

〔今物語〕安貞のころ、河内國に百姓有けるが子に蓮花王といひけるわらはありけり、

〔曾我物語三〕九月十三夜、名ある月に、一まんはこわう、庭にいでゝ、ちゝの事をなげきし事、

そも〳〵いづのくにあかざは山のふもとにて、くどうさゑもんのせうすけつねにうたれし、かはづの三郎が子二人あり、あにをば一まんといひて五つになり、おとゝをはこわうといひて三つになりにける、

〔常樂記〕正中三年丙寅四月廿一日、長井孫二郎童名玉王他界、十四

〔甲陽軍鑑九上〕一夫信玄公、稚時の御名を勝千代殿と申、子細は、御父信虎公、二十八歳の時、駿河くしまといふ武士、今川殿をかろしめ、結句甲州を取て、己が國に仕らんとて、遠駿の人數を引ぐして、甲州飯田河原まで來り、しかも六十五日あまり陣をはり居、其時甲州御一家の衆、悉身構をして、武田御家、既に滅却せんと仕る所に、信虎公の家老荻原常陸守と申大剛の武士、武略をもつて信虎公勝利を得給ふ、敵の大將くしまを討取たまひたる、其日の其時誕生有故、勝千代殿と、信玄公稚名をつけ申、

〔言繼卿記〕天文二年七月十八日己未、靑門御筆詩歌、二枚織田虎千代十一才、三郎舍弟、遣之、則禮とて來、自愛々々、

〔松平記五〕一廣忠は、靑木筑後守女に目をかけて、もうけたまふ子也、童名千代殿と申也、

一家康御童名、竹千代殿と申、

爰に本朝人皇百八代の帝、後陽成院の御宇に當つて、太政大臣豐臣秀吉公といふ人あり、〇中略あるとき母、懷中に日輪入給ふと夢み、すでにして懷妊し誕生しけるにより、童名を日吉丸といひしなり、

〔東照宮御實紀附錄十四〕城將塙團右衞門直之が、蜂須賀阿波守至鎭が手へ夜討せし時、至鎭が家人稻田九郞兵衞、生年十五歲にて大功ありしかば、御感狀を下され、其比近臣へ仰せ有しは子に名をつくるも心得のあるべき事なり、九郞兵衞はわづか十五なるを、いらぬおとならしき名を付しは、さん〴〵の事なり、何丸。とか何若。とか付ば、今度の働もわきて奇特に聞ゆべきに、をしき事なり、人々もかねて心得置べき事と仰諭されしとぞ、

〔平治物語二〕常盤注進、幷信西子息各被處遠流事

爰ニ左馬頭義朝ノ末子、九條院雜仕常盤ガ腹ニ三人アリ、兄ハ今若。トテ七ツニナリ、中ハ乙若トテ五、末ハ牛若トテ今年生レタリ、

〔太平記二〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

去年〇元德元年ヨリ佐渡國ヘ流サレテヲハスル資朝卿〇日野ヲ斬奉ベシト、其國守護本間山城入道ニ被下知、此事京都ニ聞ヘケレバ、此資朝子息國光中納言、其比ハ阿新殿トテ、歲十三ニテヲハシケルガ、父卿召人ニ成給シヨリ、仁和寺邊ニ隱テ、居ラレケルガ、父誅セラレ給ベキ由ヲ聞テ、今ハ何事ニカ命ヲ惜ベキ、父ト共ニ斬レテ冥途旅伴ヲモシ、又最後御有樣ヲモ見奉ベシトテ、母ニ御暇ヲゾ乞レケル、

〔南留別志一〕童名に、箱王、春王、鬼王などいへる、古は三世王五世王などの姓を賜はるは、多くは元服して賜はれるなるべし、童部の時は、いまだ諸王なれば、何王と稱したるが、凡人の家にも移りたるならんと思はる、

今日車ヲ遣ケル牛飼ハ、木曾〇源義仲ガ院參ノ時、車遣テ出家シタリシ彌次郎丸ガ弟ニ、小三郎丸ト云童也、西國マデハ假男ニ成テ、今度上タリケルガ、今一度大臣殿ノ車ヲヤラント思フ志深カリケレバ、鳥羽ニテ九郎判官〇源義經ノ前ニ進出テ申ケルハ、舍人牛飼トテ下臈ノハテナレバ、心アルベキ身ニテハ候ハネ共、最後ノ御車ヲ仕バヤト、深ク存候、御免有ナンヤト泣々申ケレバ、何カハ苦カルベキトテ免テケリ、

〔東寺文書十一〕正和五年正月十一日寄進田券文〇中略

市若丸〇依二幼稚一不レ及二判形一

〔觀念寺文書〕伊豫國御家人新居三郎五郎入道□□□□知行分諸鄕散在得恒名幷各別相傳田畠等內、觀念寺寄進、次養子龜千與丸、幷甥御房丸、夜叉丸、龜鶴丸養女等讓狀目錄事、

合

一桑村觀念寺寄進御灯油田寄進狀別紙在レ之

一甥龜鶴丸讓狀別紙在レ之

一養女觀喜女同讓狀前

一養子越智龜千與丸

一甥夜叉丸

一甥御房丸〇中略

延元二年丁丑十二月廿七日　沙彌圓心花押

〔言繼卿記〕天文十七年

老母六十二予〇中略四十二阿子十二長松丸六阿茶々三若子二

〔太閤記一〕秀吉公素生

つるは、わらは名は、まちをさぎみときこえしは、九でうどの師〇藤原輔のいみじうおもひきこえ給へりし、

〔口遊序〕竊以、左親衞相公殿下〇藤原爲光第一小郎君〇小名松雄誠信年初七歳、天性聰敏、毎至耳聰目視莫不習性銘心、及今年〇天祿元年秋、以門下書生爲師、讀李嶠百廿詠矣、

〔徒然草下〕たづのおほいどの〇藤原基家は、童名たづ君なり、鶴を飼給ひけるゆゑにと申は僻事なり、

〔元服法式〕元服次第

一元服以前は、をさな名とて、何若丸。何千代丸などゝ、名のる也、元服の日、何太郎何次郎などゝ、名を改る也、これをゑぼし名と云、

〔四季草秋草上姓名〕一古は小童にをさな名あり、わらは名とも云ひ、元服已前の名也、何丸何千代丸などゝ云ふ名也、是貴賤ともに同じ、元服の日、何太郎、何次郎と名のりて、實名を付くるなり、今世は赤子の時より、何太郎、何次郎、何之丞、何之助などゝ名づくる也、何太郎、何次郎はえぼし名とて、元服の日より名のる、是古風也、助丞などは官名の字也、

〔貞丈雜記二人名〕一をさな名に、牛若丸、犬房丸などゝ云丸は、本は麿の字也、麻呂の二字を一ッにしたる字也、まろとは男の事なり、依之男子の名にはまろと云也、上古はおさな名に限らず、成長の人にも麿の字付たり、人麿、蟬麿、仲麿、田村麿の類也、太郎次郎の郎の字も男の事也、麿と同意也、

〔小右記〕寬仁三年二月十六日甲辰、千壽丸、於家侍所令加元服、名號爲時、

〔玉勝間十二〕童名に某丸といふ事

同記〇小右記に、寬仁三年二月十六日、千壽丸、於家侍所令加元服、名號爲時とあり、童名に某丸といふ事、そのかみも有し也、

〔源平盛衰記四十四〕大臣殿舍人附女院移吉田幷賴朝敍二位事

原是善 驚異問曰、君家何許、姓氏爲誰、兒曰阿呼、小字無姓無家、唯欲父事相公爾、

〔古今著聞集二釋教〕吏部王記曰、○中略 昔本元興寺僧、有童子名阿古、少而聰悟、

〔大鏡六内大臣道隆〕帥殿○藤原伊周 の御一服の十六にて中納言になりなどして、よの中のはかなものゝ、といはれ給ひし、殿の御童名は阿古君○隆家 ぞかし、

〔江談抄三雜事〕近衛舍人得名輩

尾張安居童名安居、不改用、調云々、

〔源氏物語二帚木〕かくれたらん所にだに、なをゐていけとの給へど、○源氏 いとむつかしげにさしこめられて、人あまた侍めれば、かしこげにと聞ゆ、いとおしと思へり、○小君 よしあこだになすてそとの給て、御かたはらにふせ給へり、わかくなめかしき御ありさまを、うれしくめでたしとおもひたれば、つれなき人よりは中々あはれにおぼさるとぞ、

〔故實拾要九〕童名

是堂上諸家中ノ息、元服以前ノ童名、攝家ハ何君ト君ノ字ヲ被附也、或長君常君ナド云也、清華以下ノ諸家ハ、何丸ト丸ヲ被附也、藤丸鈴丸ナド云也、

〔大鏡七太政大臣道長〕太政大臣道長、○中略 男君二所と申は、今の關白左大臣賴通のおとゞと聞えさせて、○中略 是を宇治殿と申、わらは名は、たつぎみなり、今一所は、たゞ今の内大臣にて左大將かけて、敎通のおとゞと聞えます、よの一の人にておはしますめり、これは二條殿、御わらはなせや、○せや一本作こせ 君、○中略 男君は大納言にて春宮大夫賴宗ときこゆ、御わらは名、いは君、今一所はおなじ大納言中宮權大夫能任と聞ゆ、今一所中納言長家、御わらはな、こわか君、今一所は馬頭にて、顯信とておはしき、御わらはな、こけ君なり、

〔榮花物語一月宴〕ないしのかみ○村上尙侍藤原登子 のおほんはらからの、たかみつのせうしやうときこえ

古事類苑

姓名部九

名中

幼名

〔書言字考節用集四人倫〕小字(ヲサナナ)

〔類聚名物考姓氏八〕小字　わらはな　童名　小字　乳名

これは幼少なる時の名也、今俗には若名といへり、唐人紀事の中にも、小名錄一卷有て、古今の人の幼名を出せり、又宋にも小字錄有、玄かれば小名小字は、かよはしても互に云なるべし、

〔類聚名物考人物十八〕童男名

およそ古への人に名付しさまは、おほくは魚鳥、または物によせていへる事多し、猶その外になにの事とも、今にして思ひわきがたきものもおほくあり、中比よりは、何丸などいふぞおほき、西土の書に、少名錄少字錄などいふ物も有り、

〔廣益俗說辨後編四〕幼兒に賤名をつくる說

俗間に、幼兒のよくそだつまじなひとて、犬牛猪などの字をよぶことなり、

今按るに、日本にかぎらず、異邦にもこれあり、司馬相如、小名犬子、揚雄子、小名童烏、其餘袁虎、桓豹、白象、狗兒、見于小名錄仙鶴、見于侍兒小名錄などのたぐひなり、

〔梅城錄〕惟昔化兒菅氏家○中略

文集云、會春晨景淑、獨憑南軒遊目、俄有髫髮兒、弄花于庭、肌肉玉雪、襦綉芳菲、年纔五六歲、相公○菅

古事類苑

姓名部九

名中

譬へば顏回字子淵、(阮籍莊論曰、逝顏之川、迴顏之淵、)仲由字子路(按、由與路近、子路爲一名也、然不載諸爾雅、疑取由之字、以爲一名耳、)の如し、

〔日知錄二十三〕以姓取名

古人取名、連姓爲義者絕少、近代人命名、如陳王道、張四維、呂調陽、馬負圖之類、牓目一出、則此等姓名、幾居其半、不知始自何年、嘗讀通鑑、至五代後漢、有虢州伶人靖邊庭、胡身之註曰、靖姓也、優伶之名、與姓通取一義、所以爲謔也、(靖邊庭、亦見宋史田欽祚傳、)考之自唐以來、如黃幡綽、雲朝霞、(唐書魏謩傳、)鏡新磨、(五代史伶官傳、)羅衣輕(遼史伶官傳、)之輩、皆載之史書、益信其言之有據也、嗟乎以士大夫而效伶人之命名、則自嘉靖以來然矣、

〔急就篇一〕石敢當

衞有石碏(千弱反)石買、石惡、鄭有石癸、石楚、石制、皆爲石氏、周有石速、齊有石之紛如(紛扶云反)其後亦以命族、敢當言所當(當一作向)無敵也、

豫權介通淸ト稱、是ヨリ通字ヲ名乘也、其故ハ明神一夜、密通ノ義ヲ以テ云爾、卽大通智勝理顯然タリ、然ルヲ今諸ハ是ヲ名乘事、太以テ不ㇾ可ㇾ然也、

〔保曆間記〕光明峯寺入道關白藤原道家ノ三男于時號三寅、御前賴經ト申ハ、聊先將軍源賴朝ノ緣類ニテ御坐ケレバ、此人ヲ將軍ニ定テ、公家ヘ申ス、同承久元年六月廿五日請ジ下シ奉ル、

〔愚管抄六〕二歲なる若公藤原賴經祖父公經の大納言がもとに養ひけるは、正月寅日の寅の歲寅時生れて、誠にもつねのをさなき人にも似ぬ子の、占の宿曜にもめでたく叶ひたりと、それを終に六月廿五日に、武士ども迎に上りて、下しつかはされにけり、

〔秦山集雜著甲乙錄二〕予保井春海年及六十、徘徊武江、談皇都故事、故人皆號都翁、近年中、神書號曰都翁、訓曰津々泥、春海之名、取伊勢物語鴈鳴菊花開之歌也、

〔伊勢物語下〕むかし男、いづみの國へいきけり、中略ある人、住吉のはまとよめといふ、

鴈なきて菊の花さく秋はあれどはるのうみべに住吉の濱

〔日本書紀二十九天武〕十年十二月癸巳、柿本臣猨、中略授小錦下位、

〔日本書紀二十九天武〕十四年五月辛未、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、至自新羅、

〔玄同放言三上人事〕姓名稱謂

天武持統の朝廷より、文德淸和の朝廷まで、緣ㇾ氏取ㇾ名たるもの多かり、その類をいはゞ、都努牛飼都努は角なり、角によりて牛を名させり、柿本猨以上書紀柿本建石、橘諸兄、諸兄は、諸枝なるべし、蓑笠麻呂、以上續紀船小楫、山邊何鹿、何鹿は丹波國の郡名なり、イカルカの略辭なれば、山に緣あり、石川毛比、毛比は水なり淡海三船、石川淨濱、加茂大川、石川魚麻呂、林山主、以上殘缺後紀橘枝子、橘千枝、橘百枝、橘時枝、橘末茂、橘枝主、以上續後紀船湊守、石川橋繼、御船賀祜、賀祜は櫂也、以上類史、南淵永河、文德實錄柿本枝成、橘信蔭、橘三夏、以上三代實錄この他猶あるべし、近來狂歌師の狂名といふもの、これに近し、氏に緣りて名を取る事は、唐人の名に緣りて字せしに本づきたる歟、

生而白髮、長而愛民、

〔日本書紀 推古 二十二〕元年四月己卯、立厩戸豐聰耳皇子、爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉、橘豐日天皇〇用明 第二子也、〇中略 父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名謂上宮厩戸豐聰耳太子、

〔袋草紙 四〕紫式部ト云名有二說、一此物語〇源氏 ニ紫卷ヲ作、甚深之故得此名、一一條院御母之子也、而上東門院〇一條后藤原彰子 ニ令奉トテ、吾ユカリノ物ナリ、アハレト思食セト令申給之、故ニ有此名、武藏野ノ義也、

〔十訓抄 二〕上東門院の御方に、琴引人の今まいりしたりけり、院紫式部に、此女房に琴ひく由はなれぬ名つけよと、仰ごと有けるに、いはこすとつけたりければ、殊にほめさせ給けり、ことぢのさきに緒のあたる所は、いはこすと申によりて、思よられけり、彼名をばしれる人、いと稀也、

〔豫章記〕親經〇河野氏 ニハ、女子一人計ニテ、相續者ナキ故、賴義ノ末子ヲ聟取、家ヲ令續、賴義ノ子四人有、〇中略 四男三島四郎親淸ト號家ヲ繼、〇中略 又親淸ニモ長子無リケレバ、女中親經之女、氏神三嶋宮ヘ參籠有テ、家ノ事ヲ祈請セラル、其比迄ハ家督タル人社參ニハ、丑時諸社燈明、悉消シテ參リ玉ヘバ、明神三階迄御出有テ、御對談有シ事也、如其女中參勤有テ、心中ノ趣、具ニ申給ヘバ、明神モ下ラセ玉フ、就中長子無テハ、誰ニ家ヲバ可令續仰有ケレバ、明神御聲ニテ、親淸ハ異姓他人也、努努不可爲種姓有ケル、女中然ラバ我身ヲバ何トテ男子トハ成玉ハヌヤ、サリトテハ子孫御絕可有哉ト申給ヘバ、明神モ道理ニ攻ラレテ、然バ今一七日伺候有レトテ、神ハ上ラセ給ケリ、御託宣ニ任セテ、又七箇日、御社籠有ケル、第六日ニ當夜半ノ程ニ、長十六丈餘ノ大蛇之身現、御枕本ニ寄給フ、本ヨリ大剛ナル女中ナレバ、少モ不騷、其時ヨリ御懷妊有テ、男子一人出來給フ、其形常ノ人ニ勝テ、容顏微妙、御長八尺、御面兩脇、鱗ノ如ナル物有、小跼テ脊溝無也、面前異相成ヲ耻テ、人ニ向事ヲ愼、常ニ手ヲ插頭給ヘバ、河野ノ物耻ト申傳タリ、烏帽子手形有事、此謂也、河野新大夫ト云、後伊

力足制十千軍衆、故賜稱號四十千健彥、因負姓稱負、

〔日本書紀 七 景行〕二十七年十月己酉、遣日本武尊令撃熊襲、○中略於是日本武尊、抽裀中之劒、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之吾有所言、時日本武尊、留劒待之、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇○景行之子也、名日本童男也、川上梟帥亦啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人、不勝我之威力、而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賊陋口、以奉尊號、若聽乎、曰聽之、卽啓曰、自今以後、號皇子應稱日本武皇子、言訖乃通胸而殺之、故至于今稱曰日本武尊、是其緣也、

〔古事記 中 仲哀〕大鞆和氣命、亦名品陀和氣命、○註略此太子之御名、所以負大鞆和氣命者、初所生時、如鞆宍生御腕、故著其御名、

〔日本書紀 十 應神〕譽田天皇、足仲彥天皇○仲哀第四子也、○中略初天皇在孕、而天神地祇授三韓、既產之宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后○神功皇后爲雄裝之負鞆、肖此云阿叡、故稱其名謂譽田天皇、上古時俗、號鞆謂褒武多焉、

〔古事記傳 三十〕此は謂大鞆別尊と云べきを、亦御名と紛らかして、謂譽田天皇と誤りたる傳なり、又右の文の次に、一書に、上古の時、俗號鞆謂褒武多焉とあるは、かの譽田天皇は傳へのまぎれにて、大鞆別なることを辨へずして推當に注せられたるひがことなり、いさゝか上代より鞆は登母とのみこそ云れ、さらに褒武多と云しことは無きをや、

〔新撰姓氏錄 右京皇別 下〕酒部公

同皇子○神櫛別命三世孫、足彥大兄王之後也、大鷦鷯天皇○仁德御代、從韓國參來人、兄曾々保利、弟曾々保利二人、天皇勅有何才、白有造酒之才、令造御酒、於是賜麻呂號酒看都子、賜山鹿比咩號酒看都女、

〔日本書紀 十四 雄略〕七年七月丙子、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、○中略汝膂力過人、自行捉來、蜾蠃答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇、奉于天皇、○中略仍改賜名爲雷、

〔日本書紀 十五 清寧〕白髮武廣國押稚日本根子天皇、大泊瀨幼武天皇○雄略第三子也、母曰葛城韓媛、天皇

以由縁爲名

〔日本後紀 十二 桓武〕延暦廿三年四月己酉、從五位下田中朝臣八。月。麻呂、爲右衞士佐、

〔日本後紀 十二 桓武〕延暦廿四年二月乙卯、賜十。二。月。王、小十。二。月。王等三人室原眞人、

〔文德實錄 六〕齊衡元年三月癸巳、賜下野國節婦秦部總成女爵二級、○中略 總成女者、秦部正。月。滿之妻也、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年五月十一日甲申、右京人外從五位下備後介平群臣春。雄、兄中務少錄正六位上平群臣秋。雄、從父弟无位平群臣秋。常春。常等四人賜姓朝臣、春雄自言、祖出自都久宿禰矣、

〔古事記 上〕大穴牟遲神、○中略 故其八上比賣者雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣、而其所生子者、刺挾木俣而返、故名其子云木俣神、亦名謂御井神也、

〔日本書紀 二 神代〕有美人、名曰鹿葦津姫、○中略 皇孫○瓊瓊杵尊 因而幸之、卽一夜而有娠、皇孫未之信曰、雖復天神、何能一夜之間、令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室、入居其內、而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當焦滅、如實天孫之胤、火不能害、卽放火燒室、始起烟末生出之兒、號火闌降命、是隼人等始祖也、火闌降、此云褒能須素里、次避熱而居生出之兒、號彥火火出見尊、次生出之兒、號火明命、是尾張連等始祖也、凡三子矣、

〔日本書紀 二 神代〕一云、○中略 豐玉姫從容語曰、妾已有身矣、當以風濤壯日出到海邊、請爲我造產屋以待之、是後豐玉姫果如其言來至、謂火火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不聽、猶以櫛燃火視之、時豐玉姫化爲八尋大熊鰐、匍匐逶蛇、遂以見辱爲恨、則徑歸海鄕、留其女弟玉依姫持養兒焉、所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者、以彼海濱產屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時兒卽生焉、故因以名焉、

〔新撰姓氏錄 河內國神別〕襷多治比宿禰

火明命十一世孫殿諸足尼命之後也、男兄男庶其心如女、故賜襷爲御膳部、次弟之男庶、其心勇健、其

以歳時爲名

以前貢於東大寺賤等歴名如件、謹以解、

天平勝寶元年十一月三日

〔續日本紀 二十三淳仁〕天平寶字五年正月戊午、授正六位上御間名人黒女外從五位下、

〔續日本紀 二十八稱德〕神護景雲元年正月己巳、授正六位上高屋連赤麻呂、秦忌寸蓑守、○中略並外從五位下、

〔續日本紀 三十稱德〕神護景雲三年十月甲子、授正六位上伊福部宿禰紫女外從五位下、

〔古事記 中應神〕有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、

〔續日本紀 五元明〕和銅四年十二月壬子、從五位下狛朝臣秋麻呂言、○下略

〔東大寺奴婢籍帳〕奴婢籍帳 ○天平勝寶二 中略 無印

正月 ○年廿六 中略　九月 年五 中略○

右卅四人嶋宮奴 ○中略

十二月万呂 年八　六月万呂 年四 中略○　五月万呂 年二 中略○

右六十六人官奴 ○中略

秋女 年四 中略○

右卅九人嶋宮婢 ○中略

十月女 年二

右五十一人官婢 ○中略

天平勝寶二年三月三日

〔續日本紀 三十九桓武〕延暦五年正月乙巳、授正六位上賀茂朝臣三月從五位下、

〔續日本紀 四十桓武〕延暦十年七月己卯、故少納言正月王男、藤津王等言、○下略

以金石爲名

〔日本書紀 天智二十七〕十年正月癸卯、大錦上中臣金連、命宣神事、

〔續日本紀 孝謙二十〕天平寶字二年七月丙子、正六位上阿倍朝臣乙加志、授從五位下、正六位上額田部宿禰三富、〇中略山田史銀、並外從五位下、

〔十訓抄 四〕堀河院御時、中宮の御方に、半物に、砂金と云て、雙なき美女ありけり、

以器物爲名

〔日本書紀 景行七〕二年三月戊辰、立播磨稻日大郎姫、〇註略爲皇后、后生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、一書云、皇后生三男、其第三曰稚倭根子皇子、其大碓皇子、小碓尊、一日同胞而雙生、天皇異之、則誥於碓、故因號其二王曰大碓小碓也、

〔日本書紀 孝德二十五〕白雉元年、是歲遣倭漢直縣白髮部連鐙、難波吉士胡床、於安藝國、使造百濟船二隻、

〔續日本紀 元正九〕養老七年正月丙子、授正六位上石川朝臣枚從五位下、

〔續日本紀 聖武十一〕天平六年正月己卯、授正六位下當麻眞人鏡麻呂外從五位下、

〔續日本紀 稱德二十六〕天平神護元年正月己亥、正四位上文室眞人大市、〇中略授從三位、〇中略正六位上土師宿禰冠、外從五位下、

〔續日本紀 光仁三十四〕寶龜八年正月癸亥、授正六位上忍海倉連甑、外從五位下、

〔續日本紀 光仁三十五〕寶龜十年正月甲寅、授吉彌候刀、外從五位下、

以色爲名

〔日本書紀 天武二十八〕元年七月壬辰、將軍吹負、屯于乃樂山上、時荒田尾直赤麻呂、啓將軍曰、〇下略

〔東大寺奴婢籍帳〕東大寺大宅可是麻呂□□籍帳案〇天平勝寶元年中略

奴黑人年十二〇中略

右卌九人、大倭國添上郡大宅鄕戶主大宅朝臣可是麻呂戶賤、〇中略

婢黑刀自賣卅一〇中略

右十二人、未除本籍、

遲花の故事は、此多治比古王の生坐し時の事なるを、此水齒別命の御名も多治比云々と申せるから、此御事に誤り傳へたるなるべし、姓氏錄丹治宿禰條にも、書紀の如く云れど、彼は書紀に依てなるべし、抑書紀姓氏錄を誤として、後なる三代實錄にしも依れるはいかにと云に、此命は河内の多治比に都坐せれば、本より彼處に居住給ひて、其地名なることはいちじるしければなり、

〔續日本紀二文武〕大寶二年正月乙酉、從五位下當麻眞人橘。爲齋宮頭、

〔續日本紀九元正〕養老七年十二月丁酉、放官婢花。從良、賜高市姓、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年二月戊申、從四位下藤原朝臣楓麻呂、爲太宰大貳、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年十月壬戌、授從六位上賀茂朝臣萱草。從五位下、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕昔者有娘子、字曰櫻兒。也、

〔台記〕康治二年十二月八日庚寅、菖蒲丸六歲著袴、今度事、依永保三年入道殿、康和四年攝政殿等例、所行也、是余〇藤原賴長庶長也、余無嫡子、然而禮六十以前、不能立嫡、余以五月生、因名菖蒲若、以賞菖蒲之月故也、於五亦可爲假此兒又以五月生、又名菖蒲、是又爲假、兼又可爲類、所以取父之號、若字者避父名也、

〔今物語〕安貞のころ、河內國に百姓有けるが、子に蓮花王。といひけるわらはありけり、

〔源平盛衰記十六〕菖蒲前事

鳥羽院ノ御中ニ、菖蒲前。トテ世ニ勝タル美人アリ、

〔吾妻鏡四〕元曆二年〇文治元年五月一日癸未、故伊豫守義仲朝臣妹公字菊。自京都參上、

〔本朝高僧傳四十淨禪一〕京兆妙心寺沙門宗舜傳

釋宗舜、號日峯、姓藤、城州嵯峨縣人、母源氏、素有賢行、嘗詣法輪寺、禱男子於虛空藏菩薩、期以百日、期滿夜、夢有一高僧、出自堂中、持菊花而授、寤即有娠、及產顏貌非凡、小字曰菊夜叉、

以植物爲名

犬。万呂（年五十七〇中略）

右六十六人官奴（〇中略）

飽。女（年卅九〇中略）　眞魚。女（年十〇中略）

右卅九人嶋宮婢（〇中略）

天平勝寶二年三月三日

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶五年六月丁丑、陸奥國牡鹿郡人外正六位下丸子牛。麻呂、（〇中略）賜牡鹿連姓、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、流陸奥國新田郡百姓弓削部虎。麻呂、妻丈部小廣刀自女等於日向國、

〔鷲峯文集二十二說〕犬松說

動物以爲名者、夔龍熊羆之類、不少、植物以爲名者、曰楷曰篙曰松曰柏之類猶多、狛郎幼弟、其名犬松、岐嶷可愛、乃祝之曰、假守夜之能、以守其家業、則今日狛犬童子、爲他日遂就之韓盧乎、睎群木之長、以高一藝之才、則唯今一寸小松、爲後來吹萬之靈籟乎、犬松犬松、吾期汝遠大、丙午五月朔

〔日本書紀十二反正〕天皇初生于淡路宮、（〇中略）於是有井、曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花、落有于井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞歯別天皇、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年二月廿一日丁卯、左中辨正五位下丹墀眞人貞峯等、賜姓多治眞人、先是貞峯等上表曰、（〇中略）私檢古記、檜隈廬入（〇記以下五字、據一本補、）野宮御宇宣化（〇化原作和、據一本改、）天皇皇子、加美惠波皇子、生十市王、十市王、生多治比古王、此王生產之夕、忽多治比花、飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、

〔古事記傳三十五〕書紀、此命（〇反正）御段に、天皇初生于淡路宮、於是有井、曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花落在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞歯別天皇とあるは、事のまぎれたる傳なり、其は三代實錄十二に、丹墀眞人貞峯等上表曰云々、（〇中略）とあるに依るに、多

〔日本書紀十九欽明〕三十一年七月、是月遣許勢臣猿。與吉士赤鳩。發自難波津、控引船於狭狭波山、而裝飾船、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二
昔欽明天皇（註略○）御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好嬢、乘路而行時、曠野中遇於姝女、其女媚牡馴睇之、牡睇之言何行、稚嬢之答言、將覓能緣而行女也、牡心語言成妻耶、女答言聽、即將於家交通相住、比頃懷任、生一男子、（中略）故其令相生子名號岐都禰（キツネ）、亦其子姓負狐直也、

〔日本書紀二十敏達〕元年四月、是月（中略）以蘇我馬子宿禰爲大臣、

〔日本書紀二十四皇極〕元年二月戊申、詔大臣曰、（中略）以難波吉士水。鷄。可使於百濟、（水鷄此云俱比那）

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月辛巳、詔東國朝集使等曰、（中略）讚屋鮒。魚。（鮒魚、此云擧能之盧、）（中略）奉順天皇、朕深讃美厥心、（下略）

〔日本書紀二十八天武〕元年七月壬子、於是近江將犬養連五十君、自中道至之留村屋、而遣別將廬井造鯨。率二百精兵衝將軍營、

〔續日本紀四元明〕和銅二年正月丙寅、授正六位上大私造虎。從五位下、

〔續日本紀十聖武〕天平元年四月乙丑、筑前國宗形郡大領外從七位上宗形朝臣鳥。麻呂、奏可供奉神齋之狀、

〔日本靈異記中〕力女捔力試緣第四
聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有一力女、爲人大也、名爲三野狐。（是昔三野國狐、爲母生人之四繼孫也、）

〔東大寺奴婢籍帳〕奴婢籍帳（天平勝寶二無印）（中略）
堅魚（年卅八）（中略）　虫。万呂（年廿）（中略）　眞鯖。（年卅四）（中略）
右卅四人嶋宮奴（中略）

正十九年辛卯、秀吉公年五十に超て子なし、此秋初て男子を設け玉ふ、(月日未詳)大に悦んで其名を捨君と稱し、鶴松丸、又八幡太郎に改む、然るに其年八月五日夭す、

以形體爲名

〔古事記 仁德下〕爾口子臣之妹、口日賣仕奉大后、

〔古事記 履中下〕此天皇、娶葛城之曾都毘古之子、葦田宿禰之女、名黑比賣命、生御子市邊之忍齒王、

〔古事記傳 三十八〕忍齒は近飛鳥宮段に、此王の御事を云るに、御齒者如三枝押齒坐也とあれば、其に因れる御名なり、

〔古事記 反正下〕水齒別命、(中略)御齒長一寸、廣二分、上下等齊、既如貫珠、

〔古事記傳 三十八〕如貫珠とは、色の白く美麗くして、玉の如くなるを云なるべし、貫とは並びたるさまに因て云ならむ、さて水齒別と申す御名は、如此御齒の美麗く坐るに因て、負賜へるなり、

以動物爲名

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃下〕長背連

高麗國主鄒牟王(一名朱蒙)之後也、欽明天皇御世、率衆投化、貌美體大、其背間長、仍賜名長背王、

〔續日本紀 聖武九〕神龜三年正月庚子、天皇臨軒、授正六位上多胡吉師手外從五位下、

〔日本書紀 仲哀八〕八年正月壬午、幸筑紫、時岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、(中略)參迎于周芳沙磨之浦、

〔日本書紀 仁德十一〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、(中略)初天皇生日、木菟入于産殿、明旦譽田天皇(應神)喚大臣武内宿禰語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當昨日臣妻産時、鷦鷯入于産屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子、與大臣之子、同日共産、并有瑞焉、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、是平群臣之始祖也、

〔日本書紀 武烈十六〕十一年八月、(仁賢)〇太子(武烈)〇思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人、向影媛宅期會、影媛會奸眞鳥大臣男鮪、(鮪此云茲寐)

忌のごときあれば、さも有べし、伊尹はあまりにや、禪家には、古德の號を付人、あまた聞ふるが、さらずともとおぼゆ、

〔續日本紀 三文武〕大寶三年正月丙申、從七位下茨田足嶋、衣縫造孔子、並賜連姓、

〔續日本紀 二十五淳仁〕天平寶字八年正月己未、從五位下阿倍朝臣子路、爲左少辨、

〔山槐記〕治承三年正月十日己巳、今夕左衞門權佐光長嫡男 ○註略 加首服、右中辨經房朝臣猶子也、仍於彼辨亭 勘解由小路南、萬里小路東、有此事、○中略 今夜光長相具冠者可參關白殿 ○藤原基房 云々、依先例可獻名簿云々、書樣事示合予、○藤原忠親

蔭孫正六位上藤原朝臣長房

治承二年正月十日

定長可清書云々、長房者故人名也、參議大藏卿長房也 近代名字盡了、當世之人、多取故人名、件名無反音云々、

〔江次第抄 三正月〕東堅 以三子爲東𦆅、アツマハラハ 按舊簿、多以紀朝臣季明、阿閉宿禰友成爲其名、中古以來以季明定爲其名、不似尋常事也、

〔總見記 八〕勢南御出馬所々合戰事同秀吉武勇事

扨モ此度木下ガ働、信長公大ニ御感ノタマヒケルハ、今日 ○永祿十二年八月二十七日 藤吉ガ手ヲ負ナガラ門ヲ破テ責入タル樣、誠ニ古ノ朝伊名三郎義秀ガ勇力ニモ劣ルマジキ剛ノ者ナリトゾ褒仰ラレケル、藤吉是ヲ忝存ケレバ、是ヨリ頓テ義秀ノ名乘ヲ打返シ秀義ト名乘ル、サリナガラ義ノ字ハ、公方樣 ○足利義昭 御諱ノ字ナレバ、憚アリトテ文字ヲカヘ、木下藤吉郎秀吉ト名乘ケルハ、此時ヨリノ事也ケリ、

〔人見雜記〕豐臣秀頼公幼名捨君

天正十九年八月五日早生せし捨君あり、三歲の由、妙心寺に葬る、然ば秀頼と異なり、萩泰祠云、天

かし三郎にあたらせ給ひしは、從三位して、宮内卿兼平。の君と申てうせ給ひにき、さるは御母いとあてにおはす、みつよしの式部卿のみこの御むすめにて、かへす〴〵もやむごとなくおはすべかりしかど、この三人の大臣たちを、よの人三平と申き、

〔大鏡五太政大臣兼家〕大入道殿〇兼家、中略、女院の御母北方の御はらの君達みところ〇道隆、道兼、道長、の御ありさま申侍らん、昭宣公〇藤原基經の御きんだち三平〇時平、仲平、忠平、とは聞えさすめりしに、此三ところをば三道とやよの人申けん、えこそうけ給はらずなりしかどとてほゝゑむ、

〔閑散餘錄下〕仁齋〇伊藤氏ニ五人ノ男子アリ、五子トモニ才學有テ、家聲ヲ落サズ、長。胤字ハ原藏。東涯ト號ス、又別ニ慥々齋ト號ス、長。英、字ハ重藏。梅宇ト號ス、初メ周防ノ德山毛利侯ニ仕ヘ、後備後ノ福山阿部伊勢侯ニ仕フ、長。衡、字ハ正藏。介亭ト號ス、高槻ノ永井飛驒侯ニ仕フ、長。準、字ハ平藏。竹里ト號ス、筑州ノ久留米有馬玄蕃侯ニ仕フ、長。堅、字ハ才藏。蘭嵎ト號ス、紀伊侯ニ仕フ、五子ノ次第此ノ如シ、東涯ハ長子ナルユヘ、京都ノ家ヲ承テ、仕途ニ就ズ、第四人ハ、右ノ如ク各々儒業ヲ以テ、諸侯ニ祿仕セリ、五人ノ中、東涯ト末子ノ蘭嵎二人、經術文章、特ニスグレタル故ニ、京都ノ諺ニ、五藏ノ頭尾ト稱セリ、五藏トハ五人同ジク、字ニ藏ノ字アルガユヘナリ、

以古人名爲名

〔玄同放言三上人事〕姓名稱謂

儒佛名號をもて名と、せしは、〇中略、圓融院の御字に、藤原朝臣伊尹公〇日本紀略六、あり、一條院の御字に、藤原朝臣伊周卿〇同書十、あり、伊周は、伊尹周公旦を一字づゝ取り給ひしなり、是より先き藤原諸葛〇三代實錄光孝紀、あり、漢の孔明が復姓を取れり、又花山の朝に、大江匡衡あり、漢の匡衡を取れるなるべし、

〔閑田耕筆二〕續日本紀大寶三年下に、衣縫造孔子といふ名あり、〇中略、唐人の名を付たる類は、藤原伊尹公、同相如の類、尚有べし、相如は彼にても藺相如をうらやみ、司馬相如とつき、公孫無忌、魏無

〔續修東大寺正倉院文書(二)〕御野國加毛郡半布里大寶二年戸籍　無印

下々戸主島○手　年卅五 正丁
嫡子山寸　年十九 小 〇中略
次百足○　年十四 小子
次小足○　年四 小子 〇中略
戸主弟小島　年卅四 正丁
嫡子大庭○　年十六 小子
次小庭○　年十二 小子
次廣庭○　年十 小子
戸主弟多都　年卅七 正丁
嫡子金寸○　年十八 少丁
次小寸○　年十六 小子
○　年十四 小子
次古猪○　年十 小子
次猪○手　年一 緑兒

〔續日本紀 十七 聖武〕天平勝寶元年五月戊辰、從七位上陽侯史令珍、正八位下陽侯史令珪、從八位上陽侯史令璆、從八位下陽侯史人麻呂、並授外從五位下、四人並是眞身之男、各貢錢千貫也、

〔皇胤紹運錄〕陽成天皇　諱貞明、治八年 母皇太后高子、長頁卿女、
　元良親王　三品兵部卿 母主殿頭藤遠長女
　　佐材王○　從五上
　　佐時王○　從五上、中務大輔、 母神祇伯藤邦隆女、
　　佐頼王○　從四上、大舍人頭、山城守、 母延喜(醍醐)第八内親王、
　　佐兼王○　從五上
　　源佐藝○　從四上 母宇多第七内親王誨子
　　源佐平○　中務大輔 刑部卿
　　源佐親○

〔大鏡 二 太政大臣基經〕御おのこゞ四人おはしき、太郎左大臣時平○、次郎左大臣仲平○、四郎太政大臣忠平○といふに、ゑげきがけしきことになりて、まづうしろの人のかほうち見渡して、それぞこのいはゆるおきなが、たからのきみ、貞信公におはしますとて、あふぎうちつかふかほもち、ことにを

上のは、下に平字なり、

〔玄同放言 三上人事〕姓名稱謂

取父祖片名以名子孫事、こは延喜天暦の年間より、その萌見えたり、しかれども藤氏に、時平、兼平、忠平、仲平のごとき、兄弟その名に、ひとしく平字を命け給へるのみ、父祖の片名を取り給ひしにはあらず、平家には貞盛繁盛あり、これも兄弟なり、圓融花山のおん時に、源氏に、滿仲、滿季、滿快、滿重あり、是も亦兄弟なりき、爾後頼信、頼義、義家、義親、平家には正度、正衡、正盛、忠盛に至りて、父祖の片名を取ること恒になりぬ、唐山にも父祖の名を嗣ぐこと稀にあり、さりとてこの土のごとくにはあらず、語は日知錄卷廿三に見えたり、文多ければ載せざるなり、本書に就きて見るべし、しかはいへども、よに人の弟子たるもの、その師の片名を取りて、おのが名とし、或は亡師の名號を受けつぐ事、ふるくは和漢に所見なし、〇中略淨土宗の擧字、日蓮宗の日字は、これらを濫觴とすべし、それより又おし移りて、巫醫百工、及文人墨客まで、各その師の名號を一字、わが名に受けつぐなるべし、

〔日本書紀 四孝昭〕二十九年正月丙午、立世襲足媛為皇后、〇註略后生天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇〇孝安

〔日本書紀 四孝安〕日本足彦國押人天皇、觀松彦香殖稻天皇〇孝昭第二子也、母曰世襲足媛、尾張連遠祖瀛津世襲之妹也、

〔古事記 中孝元〕比古布都押之信命、娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣(那毘二字以音)生子、味師內宿禰(此者山代內臣之祖也)又娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣生子、建內宿禰、

〔日本書紀 四開化〕稚日本根子彦大日日天皇、大日本根子彦國牽天皇〇孝元第二子也、母曰鬱色謎命、穗積臣遠祖、鬱色雄命之妹也、

慶長五年庚子十一月二十八日、生于駿河府中、小名五郎太、

光友

寛永二年乙丑七月二十九日、生于尾張、小名五郎太、

綱誠

承應元年壬辰八月二日生、小名五郎太、

〔鵞峯文集哀悼七十七〕西風涙露上

先考〇林信勝以天正十一年癸未八月生、歷六十一年、汝〇林信春以寛永二十年癸未八月生焉、先考初得孫、特喜其同干支、生三日、而先考以其幼名又三郎名之、

〔天保武鑑二〕植村

榮政新六郎　出羽守　後改家存

依台命〇德川家康家之御一字拜領、傳子孫用之、

家次―家政―家貞―家言〇下略

〔浚明院殿御實紀附錄二〕竹本次左衞門長景は、御氣色にかなひたる小納戸なりしが、病もて死せしとき、其ゆかりある女房の御かたはらに候したるに、次左衞門が子は直に父の名に改めよと仰有りしかば、とみにつたへしに、忌はつる日、次左衞門と改めけり、

〔閑散餘錄下〕徂徠先生、俗名ヲ總右衞門ト稱セルコトハ、曾祖父ノ名ヲ襲ヘルナリ、

兄弟名用同字

〔古事記傳二十〕嵯峨天皇の御子たちの御名は、〇中略皇男のは、みな良字を下におかる、其中に源朝臣と云姓を賜へるは、みな皇子のは一字、皇女のは某姫と云、次に淳和天皇の御子たちのも同じさまにて、此は多く上に恒字をおかれ、仁明天皇の御子たちのは、下に常字をおかれ、文德のは、上に惟字をおかれ、淸和のは、上に貞字、陽成のは、上に元字、光孝のは、上に是字、醍醐のは、下に明字、村

ノ始トシテ、十八ヶ村十八番目也、其子通秀、太郎ト云、得能冠者ト號ス、其子通純(得能太郎)又文永年中、六波羅吏部ヲ討伐シテ、阿波國富田庄ヲ賜、次男通村、(得能太郎)(彌)三男信綱、四男通方、又通村子通綱、(得能又太郎)任備後守、(○中略)通信三男通末、(河野八郎、見上隨兵衆人也、)同四男通久、(河野九郎左衛門尉、母北條時政女、○中略)通久之子、嫡子ハ通時、(河野四郎ト云フ)次男通續、(河野彌太郎、母工藤祐經女、)藏人ト云、後上野介ニ任ズ、其子通有、(河野六郎、任對馬守、母井門三郎長義女、)(○中略)通有子七人アリ、嫡子通忠、(八郎ト云、童名千寶丸、母江戸太郎女、)十四歲時、父同蒙古ノ戰、毎度究高名之上被疵、彌進出射答矢、河野柚木谷ニ御館アリ、柚木谷殿ト號ス、福生寺ト云ハ其跡也、其子通貞、(對馬三郎、母別府七郎左衛門入道女、)元亨年中、將軍(○足利尊氏)方ニ參テ忠節ヲ致、越後國上田庄小栗山鄕ヲ賜ル、通有次男通茂、(九郎、母通久女、)柏谷ニ居住シテ柏谷殿ト云、三男通種、(四郎左衛門、母ハ通久女、)其子通時、(太郎左近將監、任彈正少弼、)建武年中、爲與州大將一族等相催シ、國中凶徒ヲ退治シ、當國(玉生庄井)由並中山等所々給之、通種次男通任、(四郎)先代(○北條時行)蜂起時、於當國討死、通有四男通員、(五郎左衛門、母ハ通久女、)同五男通爲、(七郎左衛門尉、母同上、)同六男通里、(八郎左衛門、母同上、)同七男通治、(九郎左衛門、母同上、)後通盛ト改、

〔蜷川親俊日記〕天文七年五月廿日壬辰、東鄕帶刀左衛門子(二歲)親俊名ヲ可有之由、連々懇望候間同心候、則召具帶刀來、三荷兩種持參、彼子祖父豐後ヲバ松千世、親名ヲバ鶴千世ト申候、然者二人名ヲトリ候テ松鶴ト名付、

〔總見記十二〕御曹司御元服事附江州所々軍事同善祥坊降參事
元龜三年壬申正月、歲旦ノ拜禮常ノゴトシ、今月信長公三人ノ御曹司、岐阜ニ於テ御元服アリ、嫡男ノ若君奇妙御曹司、十六歲ニナラセ給フ、是ヲ織田勘九郎殿信忠ト申奉ル、後ニ秋田城之介殿ト申ス是也、次男ノ若君ハ茶筅丸トテ、勢州ノ國司ナリ、元服有テハ北畠三助殿信雄ト云、常眞公是ナリ、三男ノ若君モ同日ニ御元服、是モ勢州ノ內ノ領主、神戶三七郎信孝ト名ノラセ給フ、

〔德川家譜(三尾張)〕義直

たりければ、男子にてぞ有ける、母かたのおほぢ、そだてみんとてそだてたれば、いまだ十さいにもみたざるに、せい大きう、かほながゝりけり、七歳にてげんぷくせさせ、母かたのおほぢを大。大夫と云間、是をば大。太とこそつけたりけれ、

〔中臣氏系圖〕輔親─輔隆─輔經─親定。─親仲─親隆。─能隆─隆通─
　├隆世。─定世─定忠。─親忠
　├隆泰─隆直。─蔭直
　└隆蔭。─┬經蔭
　　　　　└隆實

〔宮司近代系圖〕長任。─長則─長藤
　└長泰─長基─長昌─長盛

〔尊卑分脈卜部四〕兼延。─兼忠─
　├兼親─兼政─兼俊─兼康─兼貞
　└兼國─兼宗─兼時─兼友─兼衡

〔尊卑分脈藤原十一〕公季。─實成─公成─實季─公實─實行─公敎
　└實國─公時─實宣─公光─實冬

〔源平盛衰記十八〕文覺賴朝勸₂進謀叛₁事
文覺ハ、渡邊黨ニ遠藤左近將監盛光ガ一男、上西門院ノ北面ノ下﨟也、○中略十三ニ成ケル年、一門ニ遠藤三郎瀧口遠光ト云者呼寄テ、元服セサセテ烏帽子子トス、父盛光ガ盛ヲ取、烏帽子親遠光ガ遠ヲ取テ、盛遠ト名ヲ付、父ガ跡ヲ追テ上西門北面ニ參、遠藤武者盛遠トゾ云ケル、

〔豫章記〕通信ノ子數多有、嫡子者、得能冠者通俊、母者新居大夫玉氏女、後ニハ四郎大夫ト云、是得能

郎太郎忠房ト改名ス、

〔日本書紀孝安四〕二十六年二月壬寅、立姪押媛爲皇后、○中略后生大日本根子彥太瓊天皇、○孝靈

〔古事記傳二十一〕大倭根子日子賦斗邇命、御名意、根子は尊稱にて、景行天皇の御子にも、倭根子命と申すあり、凡人にも記中に、難波根子、書紀神功卷に、山背根子など云名見えたり、天皇は大倭國所知看(シロシメス)を以て、倭根子とは申奉るなり、故此御號、是を始として、孝元開化の二御世、又淸寧元明などの御名にも稱奉れり、光仁より仁明までの御諡號には皆是あり凡て御代御代の天皇の御通號となりて、詔命などにも、みな倭根子天皇と申し奉ることなり、

〔古事記孝靈中〕此天皇、○中略娶春日之千千速眞若比賣(チヽハヤマワカヒメ)、生御子、千千速比賣命、

〔日本書紀孝元四〕七年二月丁卯、次妃河內靑玉繫女、埴安(ハニヤス)媛、生武埴安彥命、

〔古事記開化中〕日子坐王、○中略娶春日建國勝戶賣之女、名沙本之大闇見戶賣(サホノオホクラミトメ)、生子、沙本毘古(サホビコ)王、次袁邪本(ヲザホ)王、次沙本毘賣(サホビメ)命、

〔古事記垂仁中〕此天皇、○中略娶其沼羽田之入日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣(アザミノイリビメ)命、此女王名以音生御子、○中略阿邪美都比賣(アザミツヒメ)命、

〔日本書紀舒明二十三〕二年正月戊寅、娶吉備國蚊屋(カヤ)采女、生蚊屋皇子、

〔大鏡三太政大臣實賴〕たゞとしの君○實賴子齊敏の御おのこゞ、御おほぢ、どの〻みやのおとゞ○實賴御子にし給ひて、さ。ね。すけとつけたてまつり給ひて、いみじうかなしうし給ひき、このおとゞの御名の文字なり、さねもじはといふほども、あまりざえがりたりや、

〔平家物語八〕をだまきの事

たとへば、昔ぶんごの國、あるかた山里に女有き、ある人のひとり娘、おつともなかりけるがもとへ、をとこよな〱かよふ程に、年月もへだゝれば、身もたゞならずなりぬ、○中略絲なくさんを去

ふりと、ことなりとて、何のわろきことかあらん、さるをみくにのふりをはなれて、からのによりたる一もじの名も、これかれと見えまらがへり、そはいみじきひがごとする人どもになん、

〔唐律疏議十職制〕諸府號官稱、犯祖父名、而冒榮居之、○中略徒一年、○註略

疏議曰、府有正號、官有名稱、府號者、假若父名衞、不得於諸衞任官、或祖名安、不得任長安縣職之類、官稱者、或父名軍、不得作將軍、或祖名卿、不得居卿任之類、皆須自言、不得輙受、

〔和漢三才圖會九官位〕名音明　諱音誨　字音自

按字本朝所謂名乘、而多用二字、上爲父字、下爲母字、取用其一字、以爲子孫世世通字、如賴光賴家義家等是也、今多用張氏之韻鏡、考二字輕重、相生相剋、及歸納之音訓用之、唯名用代代同名、庶子新名、

〔名字辨〕父の名をわかちて、其子どもがつき、

たとへば源爲義の子に、義○朝爲○朝、又義朝の子に、賴朝○義○經、又平經盛の子に、經○政敦盛○など有がごとし、

父祖の名をわかちて、子孫がつきしはつねの事なり、

たとへば源仲政の子に、賴政○、孫に仲○綱、又平時政の子に、義時○、孫に政○村など有がごとし、

〔二判問答〕一累祖名字、令飜頭用之條、可爲如何哉、冷泉爲尹卿、政爲卿、字替其例候、不替字者、可有憚哉、

一字相替之上者無子細、二字共同字者不審、

〔刊謬正俗〕名字類

公諱諱于國、私諱諱于家、古之制也、本國自中世以降世仍父祖之名、截其一字用之、稱曰通字、如足利氏世以義字冠名是也、

〔島津家譜〕天正八年八月、○中略相良勢ツキ、○中略島津○忠平ノ幕下タルベキ旨降ズルニ依テ令赦免、義陽○相耳則嫡子四郎太郎ヲ指上セ、元服シテ一字ヲ所望ス、依テ家○字○ノ忠ト云字ヲ授ケ、四

〔續日本紀八 元正〕養老二年正月庚子、詔授正六位上大伴宿禰首從五位下、

〔東照宮御實紀附錄三〕甲州士の內にも、山縣三郎兵衞昌景が武略忠節は、わきて御心にかなひけるにや、一年本多百助信俊が男子設けしに、兎鈌なればとて心に應せぬよし聞しめし、そはいとめでたき事なり、信玄が內の山縣は大なる兎鈌なり、かの魂精の拔出て、當家譜第の本多が子に生れ來りしなるべし、大切に養育すべしと仰付られ、その子の幼名をも本多山縣とめされ、台德院殿○德川秀忠の御伽にめし加へらる、

〔白石小品〕武家官位ノ事

源太郎、平二、豐三、橘四、神五、紀六、長七、春八、藤九、田十、江太、野二、中三、丹三、宗四、菅五、宮六、高六、淸七、菩八ナド聞エシハ、皆其姓ト其行第ヲ合セテ稱セシ也、

源太ハ源姓、平二ハ平姓ナリ、其他豐原、橘、大神、紀、長谷部、春原、藤原、田口、大江、小野、中原、丹治、惟宗、菅原、宮道、高階、淸原、三善等ノ諸姓、悉クニカゾフルニ違アラズ、

〔古事記傳二十〕大槪古の王等の御名は、○中略御母の名に因れりと見ゆるもあり、孝靈天皇の御子、千々速比賣命は、御母千々速眞若比賣なり、孝元天皇の御子、建波邇夜須毘古命は、御母波邇夜須毘賣なるが如し、

〔松の落葉四〕祖のあざなをつぐ事

今の世に、たとへばおやのあざな三左衞門といへば、子もうまごも、そのあざなをつくなるは、みくにぶりにして、いとよきならはしになん、𛀁かすれば其家のすぢ、よくわかれて、まぎらはしからず、神武天皇は彥火火出見尊のうまごの君にして、神日本磐余彥火火出見尊と申しゝも、さるみこゝろ𛀁らひにこそ、中ごろよりのちも、人の名つくに、とほりもじとて、ふたもじのうち、一もじは、さき〳〵のによりて、ものすなるも、いにしへよりのみくにぶりに𛀁たがへるにぞ、から國の

以姓氏爲名

〔續修東大寺正倉院文書十一〕戸主智緣年伍拾漆歲〇中略
從父兄出雲臣族祖父年陸拾貳歲　老丁〇中略
女出雲臣族孫賣年貳拾捌歲　丁女
〔古事記傳二十一〕繼體天皇の御子、茨田大娘女は、御母茨田連氏の女、用明天皇の御子當麻王は、御母當麻藏首氏の女なる、これらは御母の姓を取るか、〇中略さて又やゝ後には、其乳母の姓を取て、御子の御名とせられし御制も有りき、文德實錄に、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱と見えたる、此は嵯峨天皇御名神野と申せるは、御乳母の姓なりしことに就て云るなり、抑此制は何れの御世より始まりしにかあらむ、上代よりも、希々には此例も有つるか、詳ならず、欽明天皇の御子たちなどよりして、姓と思はるゝ御名の多く見ゆるは此例か、桓武平城などの御子たちの御名は、男女みな此なり、さて彼の嵯峨天皇の御名の外に、乳母の姓を取られたる證の物に見えたるは、天武天皇、初大海人皇子と申せしに、その崩りましゝ時に、大海宿禰蒭蒲といひし人の第一に誄奉りしことの見えたるは、御乳母の氏族と聞え、孝謙天皇、御名阿倍と申せるに、阿倍朝臣石井といふ御乳母見え、平城天皇、初御名小殿と申せるに、安倍小殿朝臣堺と云御乳母見え、桓武の皇女、朝原内親王の御乳母に、朝原忌寸大刀自と云ふが見えたる是らなり、
〔文德實錄一〕嘉祥三年五月壬午、故老相傳、〇中略天皇〇嵯峨誕生、有乳母、姓神野、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、
〔尊卑分脈五藤原〕不比等傳
内大臣鎌足第二子也、一名史、齊明天皇五年生、公有所避事、便養於山科田邊史大隅等家、其以名史也、
〔續日本紀一文武〕三年十月辛丑、遣直大貳粟田朝臣眞人於山科山陵、並分功修造焉、

〔源平盛衰記 四十二〕屋嶋合戰附玉蟲立扇與一射扇事

金子十郎家忠、〇中略組ヤ〳〵ト云處ニ、家忠ガ弟ニ、金子與一引儲テ、有國ガ首骨ヲ志テ射タリケルニ、〇下略

以等親爲名

〔玄同放言 下人事〕姓名稱謂

六親をもて名とせしものは、坂本吉士長兄、皇極紀額田部連甥、孝德紀百舌鳥長兄、同紀佐々貴山君親八、續紀聖武紀文室眞人古能可美、光仁紀、古能可美、兄也、この他巨勢臣人、天智紀多治比眞人家主、聖武紀あり、

〔日本書紀 三神武〕八月〇戊午年乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、猾此云宇介志是兩人、菟田縣之魁帥者也、

〔古事記 中安寧〕和知都美命者、〇中略有二女、兄名蠅伊呂泥、亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命、弟名蠅伊呂杼也、

〔古事記傳 二十一〕兄は伊呂泥(イロネ)と訓べし、〇中略弟は伊呂杼(イロド)と訓べし、

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年正月壬午、授大伴宿禰祖父麻呂從五位下、

〔東大寺奴婢籍帳〕奴婢籍帳 天平勝寶二無印

兄万呂〇年卅三中略

右卅四人嶋宮奴〇中略

妹女〇年卅七中略

右五十一人官婢〇中略

天平勝寶二年三月三日

〔續日本紀 三十四光仁〕寶龜八年正月癸亥、授從五位下大野朝臣姉從五位上、

〔續日本紀 二十五光仁〕寶龜十年正月庚申、授從六位上大伴宿禰弟麻呂從五位下、

〔日本後紀 八桓武〕延暦十八年十一月戊申、從五位下橘朝臣眞甥爲少納言、

せし時に、内大臣になし奉り給ひて、○下略

〔今昔物語二十五〕平維茂罰藤原諸任語第五

今昔、實方中將ト云フ人、陸奥守ニ成テ、其ノ國ニ下タリケルヲ、○中略其ノ國ニ平維茂ト云者有ケリ、此ハ丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ、武藏權守重成ト云ガ子、上總守兼忠ガ太郎也、其ヲ曾祖伯父貞盛ガ、甥幷甥ガ子ナドヲ皆取リ集テ養子ニシケルニ、此ノ維茂ハ甥ナルニ、亦中ニ年若カリケレバ、十五郎ニ立テ養子ニシケレバ、字ヲ餘五君トハ云ケル也、

〔保元物語一〕新院召被爲義事附鵜丸事

爲義、○中略四郎左衛門賴賢、五郎掃部助賴仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、源九郎爲仲以下、六人ノ子共相具シテ、白河殿ヘゾ參ケル、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

足利又太郎ハ、○中略鐙蹈張弓杖ツキテ申ケルハ、只今宇治川ノ先陣渡セルハ、昔朱雀院御宇承平ニ、將門ヲ討、勸賞ニ預リシ、下野國住人俵藤太秀鄕ガ五代ノ苗裔、足利太郎俊綱ガ子ニ、又太郎忠綱、生年十七歲、童名王法師、○下略

〔源平盛衰記三十七〕熊谷父子寄城戸口幷平山同所來附成田來事

熊谷父子、城戸口ニ攻寄テ、大音揚テ云ケルハ、武藏國住人熊谷次郎直實、同小次郎直家、生年十六歲、○下略

〔吾妻鏡三〕壽永三年○元暦元年三月五日甲子、去月於攝津國一谷被征罰平家之日、武藏國住人藤田三郎行康、先登令討死訖、仍募其勳功賞、於彼遺跡、子息能國可傳領之旨、今日被仰下、御下文云、件行康、平家合戰時、最前進出、被討取其身訖、仍彼跡所知所領等無相違、男小三郎能國可令相傳知行之由云云、

の名を分てること、億計王と弘計王との例の如し、大小の意なるべし、

〔古事記 中垂仁〕此天皇、〇中略娶山代大國之淵之女、苅羽田刀辨、〇中略又娶其大國之淵之女、弟苅羽田刀辨、

〔古事記 中景行〕此天皇、娶吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女、〇中略又娶伊那毘能大郎女之弟、伊那毘能若郎女、自伊下四字以音

〔日本書紀 十五清寧〕二年十一月、依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室、見市邊押磐皇子子億計、〇仁賢弘計、〇顯宗畏敬兼抱、思奉爲君、奉養甚謹、以私供給、

〇按ズルニ、古事記ニ億計ヲ意富祁ニ作リ、弘計ヲ袁祁ニ作ル、億ト云ヒ意富ト云フハ大ノ義ニテ、弘ト云ヒ袁ト云フハ小ノ義ナリ、

〔續修東大寺正倉院文書 三〕御野國加毛郡半布里大寶二年戸籍

下々戸主彌蘇 年五十二 正丁〇中略　戸主弟目里 年卅七 正丁〇中略　目里弟小目里 年卅二 兵士

嫡子廣 年十一 小子　次小廣 年九 小子〇中略

下々戸主安多 年六十五 廢疾　嫡子志比 年卅一 正丁　次小志比 年卅 正丁

次身麻呂 年卅三 兵士　次小身 年卅一 正丁

〔菅家文草 四〕詶藤十六司馬對雪見寄之作、〇詩略

詶藤六司馬幽閑之作、〇詩略

〔大鏡 六内大臣道隆〕内大臣道隆、〇中略男君達は太郎君、故伊與守知仁のぬしの女のはらにぞかし、大千與君、それは祖父おとゞ〇藤原兼家の御子にゝたてまつり給ひて、道頼六郎君とこそは申しか、〇中略今一所は小千與君、〇母異道頼弟伊周とて、後ほかはらの大千與君にはこよなくひきこし、廿一におは

字をつけて、さて成長て元服をもえたらむ時に、實名と共にこそ、太郎次郎三郎などはつくる例なりけれ、

〔燕石襍志一〕苗字

海嶋なる人の名は、今將聞わきがたきもあれど、亦おのづからいにしへに稱へり、伊豆の大嶋の居民に、東四郎太郎三郎、これにて一人の名也或は百太郎二郎など呼びなすものありとぞ、是は一男を太郎、二男を二郎とのみ呼べば、毎人にして紛るゝから、住處の地名などに、祖父又父の名を被て、東の四郎が一男を東四郎太郎、又それが三男なれば、東四郎太郎三郎と呼ぶと聞ゆ、

〔茅窻漫錄中〕郎字

此邦の人、太郎二郎など名づくる事、古今常例なり、其始は日本紀に、皇極帝四年、蘇我入鹿を、君太郎といふよりこと起りて、光孝帝の三子を太郎二郎三郎と稱し奉るも、唐朝の例に倣ひたまふにや、唐太宗は、高祖の二男にて二郎と稱し、玄宗は睿宗の三男にて三郎と稱するがごとし、後世多く其例に倣ひて、源頼義の三子は、太郎二郎三郎と稱し、佐々木兄弟五人、太郎定綱より五郎義清まで皆おなじ、漢土も五郎六郎は、唐朝より俗をなす事、隋唐嘉話に見えたり、○中略大抵唐朝より專らにいひし事と見ゆ、此邦も其頃は唐朝と數往來せしゆゑ、彼土の稱呼にならひ、遂に俗をなせりと覺ゆ、源氏物語に、大殿の太郎君といひ、次郎三郎、肥後國の大夫監にすかされてなど書きたるも、滋野貞主を滋二と稱し、在原業平を在五と稱するも、其例皆おなじ、

〔古事記中開化〕此天皇、○中略娶丸邇臣之祖、日子國意祁都命之妹意祁都比賣命、意祁都三字以音生御子日子坐王、○中略日子坐王、娶山代之荏名津比賣、亦名苅幡戸辨、此一字以音生子大俣王、次小俣王、○中略又娶其母弟袁祁都比賣命、

〔古事記傳二十二〕意祁都比賣命、○中略此比賣の弟、袁祁都比賣と云あり、是意と袁とを以て姉妹

ふも、みな故あることなり、

〔阿邪名呼名考〕阿邪名

そもこの太郎次郎八郎十郎などいへることは、そのもとは必ず定りたる字（アザナ）のごとくにはあらで、今世に長男次男八男十男といへるがごとき意にて呼びそめたるものにて、さやうに用ゐたるはた多く書どもにみえたり、そは世繼物語さま〴〵の悦の巻に、只今の大殿は三郎にこそはおはしましけれ云々、一條の右大臣殿は、九郎にぞおはしける、○中略などやうに用ゐたる猶あまたみえたり、さればかの字を太郎とも何太ともいへるは、その父の第一男なる義、次郎とも何二ともいふは次男、三郎何三は三男、十郎は十男、餘一郎とも與一ともいへるは十一男、餘三は十三男、與五郎與八は十五男十八男のことなるを、十一郎十八郎といはずして、餘一郎餘八郎としもいへりしは、十餘一郎十餘八郎の義にして、その十の字を省きたるものなり、されば餘一餘二と書くべきを、古より與一與二とかけるもあるは、たゞ音の同くて、かきよき文字を借用ゐたるものにて、異なる義あるにはあらずなむ、今のなべての世の人は、さることゝしも心得ぬげに、兄なる子にも、與一、與三、何十郎、何五郎など號け、弟には何太郎ともつくる類も、まれ〳〵あるは、むげに物え辨へぬ人々のことにしあめれば、いかゞはせむを、さる分際にはあらで、かの太郎次郎の次第など、よく心得ためる人々のなか〳〵に、餘一郎をば、何太郎の異稱とや思ひとれる、愼一郎守一郎といふやうなる名も聞ゆる中に、わが太郎子をも、一郎などなづくる類も出來にけるは、何も昔の跡をばよくもたどらで、古のことをたゞ等閑に思ひすぐせる心ぐせにて、いと淺ましく口惜しきことなりかし、○中略

この太郎次郎などいふ字をしも、今俗間の人々は、生るすなはち號ることゝ思ひためれど、綵子の名などには、いと似つかずなむ有ける、故むかしの人々は、いと幼きほどは、まづふさはしき幼

曰、湘東於兄弟次第七、故呼爲七官、剪燈新話、同郡有趙氏子者第六、注第六姓兄弟之行也、唐德宗、呼陸贄不名、而以兄弟之行呼之曰陸九、又曰、此皆六娘子之所種植也、注六娘稱姉妹之行也、或曰、趙子於姓兄弟行在第六、敬其妻疑亦稱爲六娘也、如元二、魏三十六、歐陽九等皆然、蓋稱兄弟者、不必限親兄弟、凡再從三從、皆泛稱兄弟、而推年最長者爲一、隨其齒而數之也、

〔貞丈雜記人名二〕一太郎は、總領の子也、次郎は、二男也、三郎は三男也、今の世には、總領の子を何次郎、何三郎と名付、二男三男に何太郎と名付るもあり、あやまり也、

一小太郎の事、源平盛衰記源氏勢揃の條、河越太郎重頼、同小太郎茂房、熊谷次郎直實、子息小次郎直家、又宇治合戰の條、足利太郎俊綱が子に、又太郎忠綱、これらを以考るに、何太郎何次郎となのる人の子をば、小太郎小次郎又太郎などゝ名のりしとぞみゆ、又源氏勢揃條、土肥次郎實平、子息彌太郎遠平とあり、實平は二男なれば次郎といふ、其次郎の總領なれば彌太郎と云歟、總領家の太郎に對して、彌の字を付たるなるべし、又石橋合戰の條、權頭季定子息荻野五郎季重、同彥太郎、同小太郎とあり、是は本文順を書違たる歟、荻野五郎が子小太郎成べし、小太郎が子彥太郎なるべし、權頭季定が曾孫なる故、彥太郎とはいひしにや、

〔三養雜記三〕餘一

むかしは第一の子を太郎、つぎを次郎といひ、それより三郎四郎と、十郎まで名つけ十一人めより餘一餘二と、次第に名くることなり、十は成數なれば、十郎よりは、あまりといふ意なるべし、盛衰記に、金子十郎家忠の弟金子與一、那須十郎資隆の弟那須與一なり、餘を與に作るは假借なり、平維茂を餘五將軍といふも、十五郎たる故なり、源義經は第八子なるを、九郎判官といへるは、八郎爲朝の成行よからざれば、八郎をいみて、九郎と云たりとかや、曾我兄弟の兄を十郎、弟を五郎といふも、わけあることなり、むかしは兄弟の排行正しかるうちに、たま〳〵みだれたりとおも

以輩行爲名

諸國定海人及山守部と見えて、此等の部の民を定賜て、其業々を奉仕るを、大山守命には、此部部を統領ることを任し賜ふなり、○中略さて大山守と申す御名は、海人部山部山守部を領せる中の一に就て負賜へるなり、御自山を守給ふ由には非ず、山守の督なる由なり、大は御名に就たる稱言なり、

〔古今著聞集 九武勇〕右大將○源頼朝高麗國を責めし時の追討使に、あまの、式部大夫遠景むかひけり、大將家のきり物にて、次官藤内といはれし藤内は是也、

〔駿臺雜話 三〕阿閉掃部

秀康卿越前に封せられ給ひし後、阿閉掃部とて、武功の譽ありし者を、厚祿にて召抱られけり、

〔白石小品〕武家官位ノ事

大太郎、小太郎、孫二郎、彦三郎、又太郎、餘次郎、先次郎、後三郎ナド聞エシハ、其比ニハ太郎ヨリ次第ニカゾヘテ、十郎ニ至リヌレバ、又トモ餘トモ加ヘヨビテ、太郎ガ子ヲ小太郎トイヒ、其子ヲ孫太郎トイヒ、又其子ヲ彦太郎トモイヒ、大トイヒ、先トイヒ、後トイフガ如クニ稱シタレバ、人ノ召名(メシナ)ト云モノモ、近代ノ如ク、其義ナキコトニハナカリシナリ、

〔日知錄 二十三〕排行

兄弟二名、而用其一字者、世謂之排行、如德宗德文、義符義眞之類、起自晉末、漢人所未有也、水經注、昔平侯王譚、不同王莽之政、子興生五子、並避亂隱居、光武即帝位、封爲五侯、元才北平侯、益才安憙侯、顯才蒲陰侯、仲才新市侯、季才唐侯、是後人追撰妄說、東漢人二名者亦少、

單名以偏旁爲排行、始見於劉琦劉琮、此後應璩應瑒、衛瓘衛玠之流、踵之而出矣、陳球傳、二子瑀琮、弟子珪、若取偏旁、又不當與父同也、

今人兄弟行次、稱爲一大、不知始自何時、漢淮南厲王常謂上大兄、孝文帝行非第一也、

〔釋親考 附輩行說〕梁武陵王紀聞侯景陷臺城、湘東王將討之、謂僚佐曰、七官文士、豈能匡濟、胡三省

世になりての後、人の名の由緒をもしらで、おのが事好にまかせて、杜撰につきし也、源は杜撰なれど、三百年來、世あまねくつく事なれば、今においては子細なし、

〔年山紀聞三〕市人稱官名

本朝にても、末の世には、冶工筆工のたぐひまでも、官名を稱する事になりぬ、もろこしも同じ事なり、陸容菽園雜記曰、吏人稱外郎者、古有中郎外郎、皆臺省官、故僣擬以尊之、今人稱郎中、鑷工稱待詔、磨工稱博士、師巫稱太保、茶酒稱院使、皆然、此艸率名分不明之舊習也、國初有禁、

〔松の落葉一〕何右衛門何左衛門といふ事

今の世の人のあざなに、何右衛門なに左衛門といふ事のよしを考るに、こはみかどにて左衛門右衛門などのあまたありて、まぎらはしきを、平氏の右衛門をば平右衛門、藤原氏にて内舍人かけたる左衛門をば、藤内左衛門などいひてよびつるにて、左衛門右衛門はもと官なれど、かくつらねて字のやうにいひなしたるがはじめにて、のち〳〵はしもざまにて、その官ならぬ人にもいへるなり、甲陽軍鑑に、そも〳〵男が四十五十にあまり、赤口關左衛門、寺川四郎右衛門など、官途受領まで仕る侍が云々といへり、赤口寺川は今名字といふものにて、それをもつらねいふさま今の世と同じ、たゞし官途受領といへるをみれば、朝廷に申てなり、わたくしにものせるにはあらず、かゝれば今の世のならひにしたがふとても、むげにいやしきものつくる民、あき人などのあざなには、こゝろしてつくまじき事なりかし、

〔日本書紀十應神〕四十年正月甲子、任大山守命、令掌山川林野、

〔古事記中應神〕於是天皇、問大山守命、與大雀命、詔、○中略大山守命、爲山海之政、大雀命、執食國之政、以白賜、

〔古事記傳三十二〕此職は、下文に、此之御世、定賜海部山部山守部と見え、書紀にも五年秋八月、令

兵衞、藤氏は藤兵衞、橘氏は吉兵衞也、橘ト吉、同意也、右衞門、左衞門も是に准じ知べし、又太郎の人は太郎兵衞、二男は次郎兵衞、此外もおして知べし、清原氏ハ清兵衞、三善氏ハ善兵衞、文屋氏ハ文兵衞などゝ云也、

一何大夫と云名は、五位になりたる人の名也、五位のくらゐになりたる人を、大夫と云也、タイウト、スミテ云也、ダイブト、ニゴルハ又別也、されば、すべて五位の人を諸大夫と云也、諸大夫ト云フトキハ、ダイブトニゴル也、たとへば源氏の人、五位に成たるは源大夫也、平氏は平大夫、藤原氏は藤大夫、橘氏は橘大夫、吉大夫も同前、橘と吉、同音也、清原氏は清大夫、三善氏は善大夫などゝ云也、又太郎の人は太郎大夫、次郎の人は次郎大夫などゝ云なり、

一伊織、小膳、多門、多宮、要人、藏主、左膳、右膳、藤馬、求馬、久馬などゝ云名を、東百官と云、禁裏の官名に似たる故、百官と云成べし、京都の官名にあらざる故、東とは云なるべし、平親王將門、下總の國に都を立し時、定たる官名也と云は誤り也、古書に東百官の名付たる人見えず、近代關東の武士の名に、左門、伊織、藤馬、平馬などゝいふ名あるによりて、東百官といひ習したるを、將門の定し官名なりと附會したる也、官名に似たるやうなるゆへ、東百官といふなるべし、

〔年々隨筆三〕今の俗名は、成功のなごりなるにつきておもふに、衞門兵衞丞允の外に、爵をもうられつとみえて、今昔物語に、田舍人、榮爵かはんとて、京へのぼりて、河原院にやどりて、女を鬼にとられし事みえたり、今某大夫となのるは、その餘波なり、又諸寮の次官もうられつるか、某助となのる人もあり、某進は京職修理大膳の判官、某内は内舍人、これらは除書に常みゆ、内舍人は、かならず衞府を帶せし物にて、藤内左衞門、源内兵衞などいふを、時としてはこれをはぶきて、藤内、源内とばかりもいひしなるべし、これらみな成功の遺風にて、今もなのる也、某藏といふは、佐々木源三、梶原平三などのやうに、三を言便に三(サウ)といひし餘波にて、藏とかくは轉訛なるべし、諸院の藏人になりし事もあるにや、土岐十郎藏人など太平記にみえしにや、もし此類か、某作某吉は、亂

内舍人に成たるを云、源氏の者の成たるをば源内と申、平氏は平内、藤内、善内など申候、みな其姓を付てよび侍るなり、位署には内舍人某と書べき也、平内左衞門など申は、内舍人より左衞門尉になりたるを、もとの官を付てよぶ也、太郎など申仁の左衞門尉に成たるを、太郎左衞門など申もおなじ事也、勘解由左衞門、彈正左衞門など皆同事なり、勘解由判官、彈正忠などより左衞門尉に成たる事也、

〔白石小品〕武家官位ノ事

足利殿ノ代盛リ迄ハ、御家人ノ官位、古ノ制ヲ存セラレキ、サレバ其比迄ハ太郎左衞門、三郎兵衞、四郎兵衞ナド聞ヘシ輩、皆々四府ノ尉ニシテ、六位セシモノ共、其字ヲ、昔武士ノ字トイヒシハ、今ノ代ノ名ト云フ事ノ如シ、其官ニアハセテ呼シナリ、左右ノ衞門大夫、左右ノ兵衞大夫ナド聞ヘシハ、皆コレ叙留ノ輩ナリ、中略〇又其代ノ人、タトヘバ監物太郎、藏人次郎、左近太郎、右馬次郎ナドイヒ、相模太郎、隱岐次郎、武藏五郎、陸奥六郎ナドイヒシモ、皆是其父ノ官途シ受領セシコトヲ其家ノ面目トシテ、其子ヲカクハイヒシ也、權太郎、介八郎ナドイヒシモ、其父其國ノ權守、其國ノ介ナドニナサレシガ子息等ニテ、源内、平内、藤内、橘内ナドイヒシハ、ミヅカラ内舍人トナサレシ輩ナリ、

〔南留別志三〕一源内、平内、藤内は内舍人なり、太郎作、五郎作は、さくわんなるべし、

〔四季草秋草上姓名〕一百官名とて、中務、式部、治部、民部、刑部、大藏、掃部、織部、主水、外記、内記、大學、藏人などの名をつくるも、右にいふごとく、官名をぬすみたる也、世俗に是らの類をば百官名といひ、何左衞門、何右衞門、何兵衞などは、官名にあらずと心得たる人もあり、をかしき事也、

〔貞丈雜記二人名〕一今の世、何兵衞、何右衞門何左衞門などを、百官名にてなしと心得たる人有、あやまり也、兵衞、右衞門、左衞門は、皆官の名也、源氏の人、兵衞の官になりたるを、源兵衞と云、平氏は平

皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇、繞于朕頸、又大雨從狹穗發、而來之濡面、是何祥也、

〔日本書紀 二十三 舒明〕二年正月戊寅、立寶皇女爲皇后、后生二男一女、一曰葛城皇子、

〔日本靈異記 中〕好於惡事者以現所誅利鋭得惡死報緣第卌

橘朝臣諸樂麻呂者、葛木王之子也、

以國名爲名

〔豫章記〕河野系圖

伊但馬 當國西南土佐境有館、以處爲名也、

〔續日本紀 三 文武〕慶雲二年十二月癸酉、无位山前王、授從四位下、丹波王、阿刀王、並從五位下、

〔續日本紀 四 元明〕和銅二年正月丙寅、授正六位上調連淡海從五位下、

〔續日本紀 十一 聖武〕天平六年正月己卯、授正五位下播磨王正五位上、

〔續日本紀 十九 孝謙〕天平勝寶七年十二月丁未、以從五位下佐伯宿禰美濃麻呂、爲越前守、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字元年閏八月癸亥、從五位下出雲王、尾張王、賜姓豐野眞人、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年七月己丑、正五位下布勢朝臣尾張麻呂、爲攝津守、

以外國名爲名

〔續日本紀 三 文武〕慶雲元年二月乙亥、從五位上村主百濟、改賜阿刀連、

〔續日本紀 十七 聖武〕天平勝寶元年四月甲午朔、授正六位上佐伯宿禰靺鞨從五位下、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年三月癸巳、從五位下矢集宿禰大唐、爲能登守、

以地勢爲名

〔日本書紀 十四 雄略〕五年六月丙戌朔、孕婦果如加須利君言、於筑紫各羅島產兒、仍名此兒曰島君、

〔續日本紀 一 文武〕四年正月癸亥、有詔賜左大臣多治比眞人嶋、靈壽杖及輿儓、高年也、

〔續日本紀 四十 桓武〕延曆九年十二月庚戌、授下總國猨嶋郡主帳正八位上孔王部山麻呂外正六位上、

〔日本後紀 八 桓武〕延曆十八年四月庚寅、正六位上大伴宿禰峯麻呂、爲遣新羅使、

以官職爲名

〔官職難儀〕源内平内など云は、いかゞえたる官にか候ぞ、

〔臥雲日件錄〕文正二年六月廿六日、雲章來回話、民部卿爲華岳南禪入道送二十緡曰、十佛弟子士佛也、士字言十一佛也、予以爲、十佛士佛爲父子、今問之則師弟子耳、

〔本朝醫考中〕九佛

九佛、和州人也、始遷洛陽、專施醫術、

十佛

十佛者、九佛之子也、〇中略

士佛

士佛者、十佛之子也、諱慧勇、號健叟、醫術通神妙、〇中略曾侍寶篋院〇足利義詮鹿苑院〇足利義滿勝定院〇足利義持三相公、特爲鹿苑相公所寵遇、相公呼彼稱士佛、以士字從十從一、而亞十佛之謂也、

〔倭樂傳記二〕四座幷喜多座の始等之事

觀世大夫は、伊賀の服部一黨の者也、足利將軍東山殿〇義政に仕へて、觀阿彌と云同朋也、渠に仰て猿樂の業を學び始め勤しむ、其子世阿彌、其子音阿彌と續て、同朋にて是を相勤、

以地名爲名

〔日本書紀三神武〕其年〇甲寅冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、〇中略行至筑紫國菟狹、菟狹者地名也、此云宇佐、時有菟狹國造祖、號曰菟狹津彥、菟狹津媛、

戊午年六月、天皇獨與皇子手研耳命帥軍、而進至熊野荒坂津、〇中略時彼處有人、號曰熊野高倉下、

十有二月丙申、皇師遂擊長髓彥、〇中略長髓、是邑之本號焉、因亦以爲人名、

〔古事記下允恭〕此天皇娶意富本杼王之妹、忍坂之大中津比賣命、生御子〇中略輕大郞女、

〔古事記下顯宗〕天皇娶石木王之女難波王、

〔日本書紀六垂仁〕二年二月己卯、立狹穗姬爲皇后、　五年十月己卯朔、天皇幸來目居於高宮、時天皇枕皇后膝而晝寢、於是皇后既無成事、而空思之、兄王所謀適是時也、卽眼淚流之落帝面、天皇則寤之語

延慶元年戊申十二月十四日

父僧審算判

子息次女明王御前

〔太平記三〕主上御夢事附楠事

主上〇後醍醐笠置ヘ臨幸成テ、〇中略當寺ノ衆徒成就房律師ヲ被召、若此邊ニ楠ト被云武士ヤ有ト御尋有ケレバ、近キ傍リニ左樣ノ名字付タル者アリトモ未承及候、河内國金剛山ノ西ニコソ、楠多門兵衛正成トテ、弓矢取テ名ヲ得タル者ハ候ナレ、是ハ敏達天皇四代ノ孫、井手左大臣橘諸兄公ノ後胤タリトイヘドモ、民間ニ下テ年久シ、其母若カリシ時、志貴ノ毘沙門ニ百日詣テ、夢想ヲ成ジテ設タル子ニテ候トテ、稚名ヲ多門トハ申候也トゾ答申ケル、

〔太平記十五〕將軍都落事附藥師丸歸京事

二月二〇建武二年日將軍〇足利尊氏曾地ヲ立テ、攝津國ヘゾ越給ヒケル、此時熊野山ノ別當四郎法橋道有ガ末ニ藥師丸トテ、童體ニテ御伴シタリケルヲ、將軍喚寄給テ、〇下略

〔太平記三十六〕清氏叛逆事附相模守子息元服事

相模守〇細川清氏ハ、氣分飽マデ侈テ、行跡尋常ナラザリケレ共、偏ニ佛神ヲ敬フ心深カリケレバ、神ニ歸服シテ、子孫ノ冥加ヲ祈ラントヤ思レケン、又我子ノ烏帽子親ニ可取人ナシトヤ思ケン、九ト七トニナリケル二人ノ子ヲ、八幡ニテ元服セサセ、大菩薩ノ烏帽子子ニ成テ、兄ヲバ八幡六郎、弟ヲバ八幡八郎トゾ名付ケル、此事聽テ天下ノ口遊ト成ケレバ、將軍〇足利義詮是ヲ聞給テ、是ハ只當家ノ累祖伊豫守賴義、三人ノ子ヲ、八幡太郎、賀茂次郎、新羅三郎ト名付シニ異ズ、心中ニイカ樣、天下ヲ奪ハントト思フ企アル者也ト、所存ニ違テゾ思ハレケル、

〔關八州古戰錄十三〕北條氏忠受佐野名迹ノ事

佐野ノ舊臣等ガ人質ノ爲、毘沙門丸ヲ小田原ヘ召ヨセ、城中ニ留置シガ、〇下略

そぎてとりていぬ、〇下略

〔平治物語 三〕牛若奥州下事

牛若ハ、鞍馬寺ノ東光坊阿闍梨蓮忍ガ弟子、禪林坊阿闍梨覺日ガ弟子ニ成テ、遮那王トゾ申ケル、

〔平家物語 一〕妓王が事

ゑらびやうしのじやうず、一人出來たり、加賀の國のものなり、名をばほとけとぞ申ける、年十六とぞきこえし、

〔吾妻鏡 九〕文治五年二月廿一日癸巳、筥根兒童等、依召去夜參著、是爲勤仕來月三日鶴岳舞樂也、童形八人、増壽、筥熊、壽王、閉房、楠鶴、陀羅尼、彌勒、伊豆石丸等也、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年五月廿六日丁酉、多賀二郎重行、被收公所領、是今日、江間殿〇北條義時息童金剛殿〇北條泰時歩行而令興遊給之處、重行乍令乘馬、打過其前訖、

〔吾妻鏡 十三〕建久三年八月十四日甲寅、於鶴岳廻廊外庭、放生會相撲内取手被召決云云、藤判官代爲奉行云云、〇中略

八番　小中太　千手王

十五日乙卯、鶴岳放生會舞樂也、〇中略

舞童

左　金王〇中略　彌陀王

右　夜叉　觀音

〔東寺文書抄 二〕讓渡相傳之私領地幷下人事〇中略

下人　生年九歳、字愛德女、

右件元者、依爲相傳之私領、次女字明王御前、讓渡進處、在地明白也云々、

九年改名廣相者、而博覽者如何、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年五月丙戌、是日有制、爲諸名神度七十人、各爲名神發願誓念、其得度者、皆以神字被於名首、

〔日本紀略 一九條〕永延元年九月廿五日乙酉、於眞言院、童子五十五人剃頭受戒、名字附諸社片字、來廿七日、可被遣佛舍利使之故也、

〔尊卑分脈 源氏 十二〕頼義
- 義家　七歳春、於祖神社壇(○石清水宮)依加首服、號八幡太郎云々、
- 義綱　父於賀茂社令加首服之故也、號賀茂次郎、
- 義光　平日仕三井寺、號新羅三郎、於園城寺新羅明神社壇加首服之故也、

〔續世繼 五 みつくき〕のりながの御わらはなは、文殊君と聞えき、

〔宇治拾遺物語 一〕今はむかし、丹後國に老尼ありけり、地藏菩薩は、あかつきごとにありき給ふことをほのかにきゝて、曉ごとに地藏見たてまつらんとて、ひとよかいまどひありくに、博打のうちほうけてゐたるが見て、尼公は、さむきに何わざ志給ぞといへば、地藏菩薩のあかつきにありき給ふなるに、あひまいらせんとて、かくありくなりといへば、ぢざうのありかせ給ふみちは、我こそ志りたれば、いざ給へ、あはせまいらせんといへば、あはれうれしきことかな、ぢざうのありかせ給はん所へ、我をゐておはせよといへば、われにものをえさせ給へ、やがてゐて奉らんといひければ、此きたるきぬたてまつらんといへば、いざたまへとて、となりなる所へゐてゆく、あまよろこびていそぎ行に、そこのこに、ぢざうといふ童ありけるを、それが親を志りたりけるによりて、ぢざうはと、とひければ、おやあそびにいぬ、いまきなんといへば、くはこゝなり、地藏のおはしますところはといへば、あまうれしくて、つむぎのきぬをぬぎてとらすれば、ばくちはい

〔類聚名物考 姓氏 八〕怪名
古しへ阿彌陀釋迦、あるは沙彌法師などいへる類ひを付るは、異なる好なれども、又人の好める所歟、後には此事停止せられし事、國史に見えたり、此事唐に起れる歟、唐人紀事のうち、小名錄一卷あり、古今人物の幼名をえるせり、その中に維摩迦葉などいへる名見えたり、是らを美て付しにや、

〔廿二史劄記 十五〕元魏時人多以神將爲名
北朝時人、多有以神將爲名者、魏北地王世子、名鍾葵、元叉本名夜叉、其弟羅本名羅刹、孝文時、又有奄人高菩薩、尒朱榮子一名叉羅、一名文殊、梁蕭淵藻小名迦葉、隋時漢王諒反、其將有喬鍾葵、隋末有賊帥宋金剛、唐武后時、嶺南討擊使上二閣兒、一曰金剛、一曰力士、卽高力士也、

〔續日本紀 三十文武〕慶雲元年正月癸巳、授正六位上文忌寸釋加從五位下、

〔續修東大寺正倉院文書 四〕下政戶六人部久知良戶口十一〇中略
寄人嶋阿〇〇彌〇〇多〇〇 年廿三正丁　次无〇〇量〇〇壽〇〇 年十九少丁

〔享祿本類聚三代格 十七〕勅、〇中略頃見諸司入奏名籍、〇中略用佛菩薩及聖賢之號、每經聞見、不安于懷、自今以後、宜勿更然、〇中略主者施行、
神護景雲二年五月三日

〔公卿補任 陽成〕元慶八年甲辰
參議從四位上橘廣相〇中略本名博覽　貞觀九二月十一、文章博士辭而不就改博覽爲廣相、
首書云　貞觀十十十一、若狹守峯範奏官云、以佛菩薩及聖賢名號爲人名者、既有格制、而舍利弗別號博覽比丘、望請改爲廣相者、許之、　十五年六月廿三日、前若狹守從五下峯範言、秩滿歸京、嬰病況不堪向國辨百姓訴、請遣文章博士從五位下橘朝臣博覽、相代辨糺、勅宜遣博覽代父辨之、　今案、貞觀

以神佛號及佛語爲名

三郎元信と申、弘治二年正月、義元の御妹聟に關口刑部少輔殿と申て、今川御一家御座候、其聟に元信を被仰付、義元の姪聟に御成被成候、御官途有、松平藏人元康と御改名被成、淸康の康の字を御付被成候、

〔松平記 二〕一同〇永祿五年二月、家康と改名ある、駿河と手ぎれなされ候故也、

〔蒲生氏郷記〕永祿十一年戊辰、氏鄕十三歲鶴千代ト申時、〇中略信長公時々御感アリ、依之爲聟君、信長公彈正忠ノ字ヲ賜、號蒲生忠三郎敎秀、後改賦秀、〇中略其後筑前守秀吉公感ジ、高名神妙也トテ、同名ニナシ、號羽柴飛驒守ト、然シテ秀ノ字憚有トテ、秀鄕ノ鄕ヲ取テ號氏鄕ト、任參議從四位、

〔東照宮御實紀附錄 二〕小栗又一忠政、はじめ庄次郎といひしが、此戰〇姉川役の時年わづか十六歲なり、敵兵一人御側近く伺よるを見て、御物の信國の鎗取てわたりあふ内に、御勢どもあつまり來て、遂に敵を討とりぬ、君〇德川家康庄次郎が、年若けれど心きゝたるを賞せられ、今日の功一番鎗にも越たりとて、その鎗を給はりけり、その後も度々の御陣に、一番鎗を入しかば、又一かと仰有て、名を又一と改めしとぞ、又大塚甚三郎某は、敵と鎗を合せしに、己が鎗折ければ、敵の鎗取てその敵突伏しを御覽じ、又ない働を仕たるぞ、又内／＼と仰有て、是もこれより又内と改稱す、大久保荒之助忠直も、敵の鎗取て奮戰せしかば、荒が事を仕たると仰られて、金の御團扇を賜ひしより、荒之助と改稱す、

〔先哲叢談 續編 二〕田止邱

磐鴻笠澤筆塵云、田麟、字一角、與長崎僧玄光論辨聲律、爲之說破、不能發口、世之所傳、儒釋筆陣是也、林鷲峯、讀其答問、嗔筆鋒萎弱、曰、麟一角、今當作犀、自是而後更名犀、

〔日本書紀 孝德 二十五〕白雉五年二月、遣大唐押使大錦上高向史玄理、〇中略判官大乙上書直麻呂、宮首阿彌陀、〇中略田邊史鳥等、分乘二船、

九月三日　　左大史小槻雅久上

〔宣胤卿記〕永正四年正月六日、中納言方到來宣下、

獻上

宣旨

請特蒙天恩、因准先例、改本名實枝、可爲實胤之由、被下宣旨事、(實枝中ニ改本名了、如此後日書改之、藤原ト朝臣トハ必アルベシ、依上卿下知ニハ官姓名戸書也、)

仰依請(副ニ歟狀)

右宣旨、早可令下知給之狀如件、(改名事、近代不及宣下、存古儀歟)

十二月廿七日　　右少辨伊長奉

進上　中御門中納言殿

〔言繼卿記〕天文十三年六月二日乙巳、今日三條大納言實世卿改名實澄云々、世人云、世ヲ捨テスミニナラルヽト申云々、將シテ室ヲ失ヒ、十日頃遁世とて嵯峨二尊院へ出奔也、

〔大友記〕石松源五郎名ヲ返事

長尾ノ城ニ、秋月人數サシ籠ケル所ニ、石松源五郎ツメカケ、每度攻合ケルニ、一度モヲクレヲ不取、其忠功ニヨツテ、マダ郎等ナレドモ、ヤカタノ御前ニ召出サレ、隼人ニナシ玉フ、其後秋月トセメ合ケルニ、石松隼人ト名乘ケレバ、秋月勢、扨ハ源五郎ハ向ハザリケルゾ、一當ニ追散シテ寄カクル、石松爰ヲセンドヽ戰ケレドモ、敵事トモセズ打テカヽレバ、石松支ヘカチ引退ク、サテモ石松、今度一戰ニウチ負シ事、隼人ニ名ヲ替シ故ナリトテ、下サレケル名戾シ、元ノ源五郎ニ成ニケル、カクテ重テ秋月ト戰シニ、件ノ源五郎ト名乘テ、ツイテイリケレバ、秋月勢フミトメズ、忽ニ敗軍ス、サレバ人ニ知レタル名ヲバ、替ベキ事ニアラズトコソ皆人云ケリ、

〔松平記〕一去程に竹千代殿御成人之間、今川殿御前にて元服被成、義元一字を付被申、松平次郎

〔大日本史八十九皇子列傳〕按日本紀略、萬多初名茨田、延曆二十三年改今名、然據倭名類聚抄、河内茨田郡、注萬牟多、萬多茨田、音訓相同、蓋改字而非改名也、

○按ズルニ、當時人名ノ用字、略定例アリ、故ニ文字ヲ改ムルハ、卽チ名ヲ改ムルナリ、

〔文德實錄六〕齊衡元年八月戊辰、陸奧國驛上奏、鎭守將軍從五位下伴宿禰三宗卒、○中略三宗元名健宗、當伴健岑配流之時、惡避其相涉、改爲三宗、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年二月廿九日癸酉、參議從四位上行太宰大貳淸原眞人岑成卒、○中略岑成本名美能、至于十年六月、賜姓淸原眞人、改名爲岑成、

〔三代實錄二十一清和〕貞觀十四年五月七日丙子、掌渤海客使少内記都言道、自修解文、請官裁偁、姓名相配、其義乃美、若非佳令、何示遠人、望請改名良香、以遂穩便、依請許之、

〔吾妻鏡六〕文治二年閏七月十日辛卯、義經者、與殿三位中將殿良經依爲同名、被改義行之由云云、

十一月廿九日壬申、可搜求義行改義顯事、去十八日、於院殿上有公卿僉議、○下略

〔吾妻鏡十九〕承元三年八月十三日甲戌、知○親元朝○字也、與美作藏人朝親、名字著到時混亂、間改之、自京都歸參、

〔親長卿記〕長享三年○延德元年九月一日、參内、○中略仰云、可被改御諱字、可尋例云々、三日、節會方、召内膳仰之、次雅久宿禰、御改名勘例到來、予尋云、就御改名有宣下否事、無其儀云々、

帝王被改御諱字例事

元正天皇御諱氷高、後被改飯高、

崇光院御諱益仁、後被改興仁、

稱光院御諱躬仁、後被改實仁、

貞和四年十一月廿八日、量實記曰、大相國被談曰、御改名事、御本名益仁者、大殿祓中有益人之間、仍及御改名、可被宣下歟之由雖有議上、就御改名事、强不然之旨有沙汰、只被改許也、

十二月

〔官中秘策二十二〕改名之事

一御老中年寄江罷越、名改之子細ヲ演、窺内意ヲ、御用番之御老中江可参旨御差圖、其節心安御旗本衆同道、改名貳色程書付持参、演其趣、被得其意候、追而可被聞旨御挨拶、其後年寄御老中江罷越、今朝申入候旨ヲ演説、他日留守居被召呼、名改候儀御仲間江被仰談候、勝手次第改可申旨被仰聞、幷此方ゟ書上候何之何、右兩様之内、勝手次第可被致候、小紙ニ書付被遣、則爲御禮老中初如例参上、嫡子名改父在府、爲御禮参上、在府之時ハ不及御禮勤、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年五月丁卯、授正六位上藤原朝臣執弓從五位下、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年八月庚子朔、授從五位下藤原朝臣眞先從五位上、

〔續修東大寺正倉院文書一〕天平寶字二年詔書草

勅　天平寶字二年八月一日

從四位下藤原御楯本名千尋

從五位上藤原眞先弓取

○按ズルニ、續修東大寺正倉院文書ニ載セタル藤原眞先、續日本紀ニ在ルモノト同人ニシテ、原名弓取ナルヲ知ル、而シテ續日本紀ナル藤原執弓ハ、位階ニ就キテ之ヲ考フルニ、卽チ弓取ニシテ、ユミトリト讀ミシモノカ、若シ當時人名ヲ逆讀スル例アリトスルトキハ、藤原惠美朝臣執棹續日本紀、天平寶字七年正月壬子等ニ見ユ、眞先ト同シク押勝ノ男ナリ、ノ執棹モサヲトリト讀ムベク、又中臣朝臣楫取ト云フアリ、同書天平寶字三年七月庚辰ニ見ユ、合セ考フベシ、中臣丸連張弓續日本紀天平十八年四月癸卯ニ見ユ、道公張弓續日本紀寶龜元年四月壬子ニ見ユ、ノ張弓モユミハリト讀ムベキカ、尾張宿禰弓張ト云フ人、續日本紀延曆元年十二月庚戌ニ見ユ、

〔日本紀略桓武〕延曆廿三年正月戊寅、改茨田親王名、爲萬多、

改名事

右去二月十一日、下左右京職五畿内諸國符偁、檢案内、太政官去延暦十七年二月九日、下諸國符偁、大納言從三位神王宣、奉勅、如聞頃年改名者衆、其計多端、或避見課而入不課、或除无蔭以附有蔭、如此輩類、其姧繁多、不聽改名、無由作姧、自今以後、不得輙改、如主典已上、依有相諱、必可改替者、所司覆勘其由、得實然後聽之、不得濫縱改替浪成姧詐者、然則改名之禁、元責成姦、相諱之替、聽在得實、斯乃所由存之、不可以越經頃間内外諸司、寄言相諱、頻繁改正、尋求本末、事必不然、至如百姓好要國驗、國司不覆、直稱有實、研勘籍帳、或亦空虚、加以國主國繼等名字、勅禁已久、若有斯類、須隨即止、而猶不遵行、每以請改、既煩抄符、還增猥籍、職國承知、自今而後、一准上行之、不得輙以相聽越經上官、

延暦廿三年三月廿二日

〔類聚符宣抄七〕改名

太政官符式部民部兩省外

應改名字筑前權守從五位上藤原朝臣成周事今請改周字爲房字

右得成周今月二日奏狀偁、謹檢史籍、件周字、音訓所說、左右多疑、若不相改者、恐有所悔乎、望請天恩因准傍例、早停稱周之有疑、將給爲房之無悔者、右大臣宣、奉勅依請者、省宜承知、依宜行之、符到奉行、

權左中辨　　　　左大史

長德二年六月十七日

〔憲法部類三〕享保四亥年十二月廿四日、左之御書付平岡一郎右衛門被相觸候、

名改之儀、同役相番、其外近き親類、又者近き緣者など指合候名、先祖之名等に而、無據存寄有之者各別、左も無之候者、名改之願申出候義、向後可被差扣候、

右之趣、寄々可被相達候、以上、

宣旨

（職事仰詞無藏人字）藏人正五位下平朝臣親賢申、請改本名爲親守事、仰依請、

右宣旨奉入如件

正和四
三月十一日　　左衛門督藤原判奉

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事

諸人改姓改名事（或仰辨官）

一下辨官宣旨

臨時事

同改姓改名事（或仰外記）　同改名事

一下官事

諸人改姓改名事

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符

不可輙聽百姓改名事

右被大納言從三位神王宣偁、奉勅名以召實、不可輙改、如聞頃年改名者衆、其計多端、或避見課而入不課、或除無蔭以附有蔭、如此輩類、其姧繁多、不聽改名、無由作姧、自今以後、不得輙改、如主典以上、依有相諱、必可改替者、所司覆勘其由、得實然後聽之、不得濫縱改替浪成姧詐、

延曆十七年二月八日

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符

改名

〔御日記 六十〕元和八年十二月廿六日、立花宗茂子、千熊麻呂元服、公〈〇徳川秀忠〉召千熊麻呂、以御諱字賜千熊麻呂、稱忠茂、敍従四位下、任左近將監兼飛驒守、

〔武藝小傳 五刀術〕神子上典膳忠明

由台徳大君〈〇徳川秀忠〉命、言上剣術之事、台徳大君甚賞精妙、賜諱字、號忠明、其芳譽遍海內、寛永五戊辰年十一月七日、於江戸卒、

〔西山遺事 一〕同〈〇寛永〉十三年丙子七月六日、武州江戸の御城にて御元服、大猷公〈〇徳川家光〉御諱の一字を賜ひて、徳川左衛門督光圀と稱せらる、御歳九歳、

〔厳有院殿御實紀 七〕承應三年正月十二日、松平犬千代首服加へられ御名〈〇徳川家綱〉の一字給はり、正四位下少將に敍任し、加賀守綱利〈後改綱紀〉と稱す、

〔基長卿記〕正德二年十二月十二日、巳刻參院、今宿、爲關東〈江〉御用、松平紀伊守參院、若君名字、院〈〇靈元〉御定被願申、依是被定遣、御治定、字家繼、被染宸翰〈仙洞宸翰也〉被下、仍而召紀伊守被渡了、

〔文恭院殿御實紀附錄 三〕千住の邊に御放鷹ありし時、餌まき孫右衛門といふが、鳥飼の事、殊に高手なりしが、渠に宣ひしは、今日は殊更に鶴を手に入度と仰られしに、孫右衛門、平生傲言の者なりしが、今日は某力をつくし候はんには、たやすく御手に入べしと放言せしが、果して御手に入たり、公〈〇徳川家齊〉大に悦ばせ玉ひ、げに高名空しからずとて賞し玉ひ、此ごろ歌舞伎役者に、歌右衛門といふが世に上手なるよし、汝も歌右衛門と名乗べしと命ありて、その名を拜領せしと、後までも人々に誇れりとぞ、

〔名目抄 諸公事言說〕改名〈カイミヤウ〉

〔傳宣草 上〕改名事

奉入

〔中國治亂記〕同年〇天文十一年五月七日ニ、義隆卿〇大内敗軍也、此時八杉ノ浦ヨリ舟ニ乘リ、阿陀加江ト云處ニテ、義隆ノ養子ノ家督大内新介稙持ハ、舟ヲ乘沈メテ逝去ス、〇中略去ル天文八年六月十九日、十六歳ニテ左兵衛佐正五位ノ下ニ任ジ、初メハ稙持ナリシヲ、公方〇足利義晴一字ヲ賜ハリ晴持ト改名シ、今年十九歳、花質紅顔美麗ニテ、比類ナキ兒ナリケルヲ、惜ヌ人コソナカリケル、

〔相州兵亂記〕四景虎小田原ヘ寄來事

上杉景虎、〇中略其年〇永祿四年五月、北國ヲ通リ、上洛シテ京公方光源院殿義輝公〇足利ヘ出仕ヲイタシ、〇中略御諱ノ一字ヲ被下、輝虎ト改名シテ、アジロゴシ、狀ノ裏書ヲ御免アリ、

〔總見記〕十七近衞信基御元服并信長公御加冠事

同〇天正五年後ノ七月六日、大臣家〇織田信長御上洛、二條新造ノ御所御移徙、同月十二日、近衞殿下前久公ノ公達ノ御方御元服、加冠ノ儀、大臣家ヘ御所望ナリ、往古ヨリ禁裏ニ於テ御元服、通例ノ事ニ候間、當時最其例然ルベキノ由、大臣家再三御辭退候トイヘドモ、頻並ニ御所望默止ガタク、是ニ依テ是非ニ不及、大臣家御加冠ナサレ、公達今日御元服、御一字ヲ進ゼラレ、信基ト名付ラレ、其儀式嚴重ナリ、

〔毛利家記〕一隆景、〇中略最前秀吉公ヘ爲人質、能良源五郎、金山孫市、兩人ヲ差上サセ給ヘドモ、是ハ輕々シキ者共ナレバトテ、四郎殿元綱ヲ小早川ト名乘セ給ヒ被差上、御元服ノコト、秀吉公ヘ被仰シニ、藤ノ字ト秀ノ字ト被進、小早川藤四郎秀包ニ成ラセ給ヒシ、

〔參松傳〕十四福釜康親

同〇慶長十年七月、從五位下筑後守、東照君賜諱字、

〔元寛日記〕二元和七年二月十五日、奧平美作守信昌之孫、松平攝津守忠政之子、今日於御前〇德川秀忠元服、賜御諱字、號松平飛驒守忠隆、拜領左文字大刀、

服サセラレテ、新田左兵衛佐義興トゾ召レケル、

〔南方紀傳下〕明德四癸酉年九月廿一日、北畠親能叙爵、義滿賜滿一字、改滿泰、

應永二乙亥年九月十九日、義滿給諱字於攝家以下諸臣、稱烏帽子子、

應永五戊寅年三月、師嗣公〇二條家男道忠、賜義滿諱字、改滿基、

〔康富記〕文安六年〇寶德元年四月十四日甲子、今夜今小路殿御元服也、於二條殿有其儀、右府〇二條持通爲御加冠、名字之事、近來鹿苑院殿〇足利義滿勝定院〇足利義持御字被申請之、今度又被申、仍令付成冬〇足利義政初名義成ノ一字ヲ與ヘシナリ給、

〔新撰長祿寬正記〕義就〇畠山方ノ衆徒、進出テ申ケルハ、〇中略此義就ハ古德本ノ實子ナリ、元服ノ時ニモ、政長ニ下字ヲ給シカドモ、義就ハ各別ニテ、上字ヲ給シナリ、

〇按ズルニ、足利義政ノ二字ヲ上下ニ分チテ、二人ニ予ヘシヲ云フ、

〔中國治亂記〕子息政久〇尼子民部少輔ト申セシ時、去ル永正十年九月六日、大内〇義興ト合戰、時ニ安世城ニテ流矢ニ當テ、廿六歲ニテ早世ス、父經久大ニ歎息シテ、嫡孫晴久ヲ修理大夫ニ任ジ、初ハ詮久ト號シケルヲ、公方〇足利義晴ヨリ一字ヲ賜ハリ、晴久ト改名シテ、則チ出雲屋形ヲ令繼、

〔相州兵亂記四〕加島合戰之事

原美濃守、〇中略是ハ下總國千葉ノ侍ナリシガ、父原能登守友胤ト云者、小弓ノ御所合戰ノ比、總州ヨリ牢人シテ甲州へ行キ、信虎〇武田ヲ賴ミ奉公シテ、度々高名シテ討死ス、其子美濃守、父ニ勝リテ大剛ノ者ナレバ、信虎烏帽子子ニシテ虎胤ト名ヅク、

〔甲陽軍鑑九上〕一勝千代殿、十六歲の三月、〇天文五年甲府へ勅使たつて、甲州武田源信濃守大膳大夫と被成させ給ふ、又公方萬松院義晴〇足利公より、上野中務少輔御使者として、晴と云字を下さる、晴信公と云々、

勢三郎ト被召、我烏帽子子ノ始ナレバ、義ノ字ヲサカリニセントテ、義盛ト付給ヘリ、

〔源平盛衰記 四十〕維盛出家事

與三兵衞申ケルハ、〇中略九ト申シヽ年、君ノ御元服ノ次デニ、忝クモ聽テ本ドリヲ取上ゲラレ進ラセテ、盛ノ字ヲバ御代ニ附奉レトテ、君ツカセ給ヌ、重〇平維盛父重盛名字ノ字ヲバ松王ニ賜フトテ、重景トハ付サセ給ケリ、

〔愚管抄 六〕千萬御前、元服せさせて、實朝と云名も京より給りて、建仁三年十二月八日、やがて將軍宣旨申くだして、〇下略

〔吾妻鏡 三十九〕寶治二年五月廿八日己亥、左親衞〇北條時賴妾〇幕府女房男子平產云云、今日被授字寶壽云云、

〔北條九代記 八〕伊具入道被射殺附諏訪刑部入道斬罪

正嘉元年二月二十六日、相州時賴入道ノ嫡子正壽丸、七歲ニシテ、將軍家〇宗尊親王ノ御所ニオイテ元服アリ、武藏守長時以下、一門御家人參リツドフ、親王將軍家、スナハチ宗ノ字ヲ下サレテ、時宗ト號セラル、

〔太平記 十三〕足利殿東國下向事附時行滅亡事

諸卿議奏有テ、急足利宰相高氏卿ヲ討手ニ可被下ニ定リケリ、〇中略忝モ天子ノ御諱ノ字ヲ被下テ、高氏ト名ノラレケル高ノ字ヲ改メテ、尊ノ字ニゾ被成ケル、

〔太平記 三十三〕新田左兵衞佐義興自害事

奧州ノ國司顯家卿、陸奧國ヨリ鎌倉ヘ責上ル時、義貞ニ志アル武藏上野ノ兵共、此義興ヲ大將ニ取立テ三萬餘騎ニテ、奧州ノ國司ニ力ヲ合セ、鎌倉ヲ責落シテ、吉野ヘ參ジタリシカバ、先帝〇後醍醐叡覽有テ、誠ニ武勇ノ器用タリ、尤義貞ガ家ヲモ可興者也トテ、童名德壽丸ト申シヲ、御前ニテ元

〔日本書紀神代一〕素戔嗚尊、略○中勅之曰、吾兒宮首者、卽脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神、

〔古事記上〕爾伊邪那岐命、告桃子、汝如助吾、於葦原中國所有宇都志伎此四字以音靑人草之落苦瀨而患惚時可助、告賜名號意富加牟豆美命、自意至美以音、

〔日本書紀神武三〕天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人乘艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故卽奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎檣末、令執而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名、爲椎根津彥、椎此云辭毗、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、略○中于時勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣、

〔日本書紀垂仁六〕五年十月、卽發近縣卒、命上毛野君遠祖八綱田、令擊狹穗彥、略○中天皇於是美將軍八綱田之功、號其名謂日向武日向彥八綱田也、

〔古事記下顯宗〕此天皇求其父王市邊王之御骨時、在淡海國賤老媼參出曰、王子御骨所埋者、專吾能知、亦以其御齒可知、御齒者如三枝押齒坐也、爾起民掘土、求其御骨、卽獲其骨而於其蚊屋野之東山、作御陵葬、略○中故還上坐而召其老媼、譽其不失見置知其地、以賜名號置目老媼、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年八月甲子、以紫微內相藤原朝臣仲麻呂任太保、勅曰、略○中禁暴勝强、止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中、汝卿良尙、故字稱尙舅、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年三月丁卯、大納言正三位藤原朝臣眞楯薨、略○中寶字四年、授從三位、更賜名眞楯、本名八束、

〔平治物語三〕牛若奥州下事

義經略○中上野國松井田ト云所ニ被一宿ケルニ、家主ノ男ヲ見給ニ、大剛者ト覺ケレバ、後平家ヲ被責上ケル時、語ヒ具シ給ヘリ、伊勢國目代ニ連テ上野ニ下ケルガ、女ニ付テ留レル者ナレバ、伊

內府樣江
　御大刀一腰　銀馬代
御臺樣江　紅白縮緬三卷　御肴代金三百疋
御簾中殿江　干鯛一箱
　右二條齊敬殿より
公方樣江　昆布一箱　干鯛一箱　御樽一荷
內府樣江　干鯛一箱
　右二條前左大臣殿より　治孝公也
公方樣江　二種一荷　同前
內府樣江　一種　同前
　右二條左大臣殿より　齊信公也
公方樣江　干鯛一箱　白銀壹枚
　右御同人御簾中より
例　享保十三申九月廿八日
　享和元酉年四月朔日　公家衆一統節
同日使者御暇、於柳間時服貳、老中出席被下之、
二條殿ハ足利中比ゟ武家昵近故、代々將軍ゟ被遣之、
〔古事記上〕速須佐之男命、宮可造作之地求出雲國、爾到坐須賀（此二字以音、下效此、）地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯而、其地作宮坐、故其地者、於今云須賀也、○中略於是喚其足名椎神告言、汝者任我宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神、

九郎どのへ

是は管領細川右京大夫勝元朝臣之御子江、御一字被下候御内書也、是より政元と名乘給ふ也、

〔殿中年中行事〕正月十四日、○中略國人一揆中ニハ、御酒一獻、但元服アッテ御一字ヲ被申時者、三獻アリ、御一字被下樣者、折紙ニ名乘計被遊テ、御酒已前ニ、公方樣有御持、直ニ被下之、參而給三度頂戴仕テ後懷ニ入テ、其後御酒ヲ被給也、正月元服ノ方々依有之令記錄也、

〔柳營秘鑑〕一御一字頂戴之家々但至庶子ハ無御例

松平加賀守　松平兵部大輔　松平幸千代　松平大隅守

松平陸奥守　松平安藝守　松平大炊頭　松平相模守

松平大膳大夫　松平筑前守　松平信濃守　松平阿波守

松平甲斐守　上杉民部大輔　松平庄次郎

右元服加冠之節、於御前御一字官爵被下之、御盃之上、御腰物拜領被仰付、

一御一字被下之　細川越中守○下略

〔光臺一覽〕三五家中、二條家は代々將軍家の有職御師範之家として、堂上に御門弟も少く候也、其御親睦に依て、二條家には東照宮以來關東の御諱字を一字充、御用ひ被成御事なり、

〔類例略要集〕御一字二條殿江被進之御禮物　文政七申年四月廿八日

御字被遣候御禮

公方樣江

眞御大刀康光

金壹枚

二條齊敬殿使者
隱岐播磨守

賜名

俗稱、俗稱者、乃字之謂也已、元服而名、謂之爲諱、是逆乎古也、且其名之也、非敢有取焉或徒以文字音韻、對其性之五行、乃考相生相克、以擇其文字、不敢問之於五名、是古之所無焉、抑不知刱於何時、漢京房、有吹律定人姓之說、其亦似焉、是固妄也、非古也、又或有其家系相襲文字、以犯其父祖二名之一字、猶楚子世用熊字、長狄種用如字然也、而字之與名、亦不問相屬、東方之俗、亦古昔之人、則不然也、其生而所名、皆時有所取焉、乃以爲諱而已、予田○家虎之生也、先人名以虎、然是所謂俗稱也、比元服也、自名曰信、後乃顧之、我則信州人也、不可以名信、乃代以眞、而後復顧之、眞字六經之所無焉、則不可以名焉、乃頗惑乎所以名、而乃又顧之、予之生也、先人名以虎、然則從古之道、而宜以先人所名爲名也、於斯乎以虎爲名、乃字曰嘯叔、後或謂予曰、吾子之字、嘯叔不是、嘯者意氣不伸也、無乃不可乎、予以爲然、乃代以叔貔、蓋予之生也、先人名以虎者、不知何所取焉也、蓋亦將有所取焉、古人以虎爲名者、唐虞有伯虎、八元之一也、周有召虎、宣王之相也、鄭有罕虎、秦有鍼虎、楚有穀於菟、於菟亦虎也、是皆賢良也、非我之所跂及也、魯有陽虎、是則姦慝、固非可數也、戰國以降、亦稱虎者衆矣、我誰比擬乎、亦非敢有所比擬也、但書曰、如虎如貔、吾竊取乎斯、乃欲勇猛于學焉耳、

〔山陽遺稿十〕中川祿郎名字說

江薩摩村有中川生、生之在母腹也、其大父指於腹曰、是必男也、吾名之曰祿、既生果男矣、呼小字祿郎、及壯數更其名字、無適定也、謁余定之、余曰、不有定之於未生者乎、而誰敢間焉、

〔言成卿記〕文久三年正月十三日庚申、新誕男孫七夜云々、從家公賜呼名云々、二男丸云々、如形内祝云々

〔御加冠拔書解〕武家書札之書御内書文に云

任先例、諱政一字遣之候、彌可期繁榮候、謹言、

八月四日　義政判

右之趣可被相觸候

十二月

十二月十五日

一竹千代樣江御名被進候に付、月次御禮無之、

一御本丸西丸殿中、熨斗目半袴著用、

一公方樣〇德川吉宗 西丸江被爲入、於御座間三御所樣〇吉宗家重家治御對顔、御名被進、御式相濟而、竹千代樣には、紅葉山御宮江御參詣、西丸御駕籠臺より大紋行列に而被爲成、御幣帛御頂戴、御拜相濟而還御、

一御名可奉稱家治公旨被仰出之、

一御名被進候に付、大納言樣〇德川家重より竹千代樣江、守家之御刀被進、竹千代樣より大納言樣江、眞長之御大刀被進之、

一御本丸西丸詰合之布衣以上へ、吸物御酒被下之、御本丸より御供之布衣以上之面々江も被下之、

〔大峯文集説類二〕名字説

古者生而名、冠而字名有五、有信、有義、有象、有假、有類、而字則取與名相屬耳、老子以耼字、配名與字、孔子以尼丘、配名與字、鯉之伯魚、賜之子貢、由之子路、推而可知矣、且其名之也、亦皆非深考而後名也、臨時乃有取焉爾、取於其耳之耼、取於禱尼丘之山、取於君之賜鯉魚、皆是類也、取於其生與父同物、乃以名同、取於戰時生、乃名成師、取於獲長狄僑如、乃名僑如、取於徵蘭、乃名蘭、或取於手理有字、乃以名之類、亦可見也、然又不以國、不以官、不以山川、不以隱疾、不以畜牲、不以器幣、若或以是物名焉、則有偏廢焉、而漢以來、則似不然焉、而多以意名、且字之與名、不必相屬者有焉、今我東方之俗、生而所名、謂之爲

〔鵞峯文集說二十二〕名姪說乙巳仲冬朔

法令謂之憲、四書六經所載、皆是先王之法言、而聖賢之敎令也、不可不守焉、古不云哉、發慮憲憲敏也、目與心應之謂也、汝祖以之、又不云哉、博聞爲憲、汝考以之、予視汝猶子、汝視予猶父、汝視愨㦤猶兄、愨㦤視汝猶弟、則名汝曰憲、猶邁過之於遠、朱鑑之於鉅鉉乎、憲乎憲乎、吾期汝聿念其祖無忝所生也、

〔文會雜記一下〕一春臺〇太宰 三平〇宇野ニ名ヲ恒有ト付ラレタリ、獲麟解ニヨレリ、文章軌範ナドニハ不常有トアリ、覺ソコナヒト君修モ思テ、韓文ヲ見ルニ恒有トアリ、初テ春臺ノ讀書精密ヲ知ルト君修語ケル、

〔將軍德川家禮典附錄三〕元文二丁巳年五月廿八日

一若君樣〇德川家治 御名、竹千代樣と公方樣〇德川吉宗より被進候、公方樣思召にも、此度之儀、御十分之儀に思召候、權現樣御名にも候得者、外之御名を可被進と被思召候得共、御代々御名之儀、達而被進候樣にと、年寄共老中申上候に付、老中列座にて、出仕之面々へも、於席々左近將監申達之、

〔將軍德川家禮典附錄三〕元文五庚申年十二月十二日

一左之書付、大目付御目付江渡之、來ル十五日、竹千代樣、御名被進候に付、爲御祝儀、翌十六日、熨斗目半袴著用、西丸江總出仕、夫より御本丸江可被罷出候、尤老中右京大夫能登守、幷若年寄中江可被相廻候事、

但隱居幼少病氣之面々は、老中右京大夫能登守宅江、以使者御祝儀可申上候事、

一在國在邑之五萬石以上之面々は使札、其外は可爲飛札事、

但在國在邑之隱居部屋住拾萬石以上は可爲使札、其外は可爲飛札候事、

一右に付、御祝儀獻上物には不及候、

一右に付、十五日月次御禮無之候間、不及出仕候、

剋北條殿相具童形參給、則將軍家〇源頼朝出御有、御加冠之儀、武州千葉介等、取脂燭候左右、名字號太郎頼時、

〔親長卿記〕文明十年四月廿一日、言國朝臣息改名事、予可注給之由、自先日比申之、無沙汰催促之間、今日注付之、實言定言也、實言通大臣之名字、定言可然之由仰了、其分治定、

〔親長卿記〕延德四年二月廿九日、今日聞鷹司前關白〇政平公若公有首服事、御名字兼敎云々、〇後聞改名兼輔明〇近衞家御庶流有此御名字、殊准大臣也、誰人勘申哉不審、殊一代將軍御名字〇足利義敎人々不付之、旁無故實事也、　三月九日、前藤中納言云、御方御所御名字如何、兼敎、先日子細予示之、返答云、申此趣之由、自中御門大納言許申之、〇若公禁色昇殿一級上﨟也仍被勘改云々、

〔相州兵亂記一〕公方管領不和事

永享十年六月、公方〇足利持氏ノ若公天王丸殿、御元服アルベシトテ、御祝儀ノ用意善盡シ美盡セリ、管領〇上杉憲實又諫言ヲ以テ被申ケルハ、代々ノ公方ノ御元服アリシ時、皆京公方ヘ御使有、一字御申下サル、先規ニマカセ御使可有、某ガ弟ニテ候上杉三郎重方ヲ罷ノボセサムラハント被申上ケレドモ、此條曾テ御承引ナクシテ、御名字ヲモ則自ラ義久ト御名乘被申テ、彼御祝儀トシテ國人ドモヲ、名字ヲ指テ被召ケル、

〔甲陽軍鑑十下〕信虎牢人の次年、廢府にて男子一人持て候、〇中略武田の上野守と名乘、當年廿五歳になる、此上野守十六歳の時まふけたる子、我等名を付候に、信玄〇幼名勝千代にあやかるやうにとて、勝千代と付候、

〔鵞峯文集二十二〕明英說

乙巳仲冬吉辰、勿齋藤君嫡子義兒求名於余、以其漸成長也、君家世隨國俗、以明字爲通稱、故擇翻切善者三箇以應之、就中明英定爲其名、

ましけり、ならびひとしからずとつけられたまへる名にぞ、このもじは侍るなり、

〔藤原家傳下武智麻呂〕藤原左大臣、諱武智麻呂、左京人也、○中略天武天皇卽位九年歳次庚辰四月十五日、誕於大原之第、義取茂榮、故爲名焉、

〔續世繼四ふしみの雪のあした〕あふみのかみ有佐といひし人は、後三條院のまことには御子ときこえしかど、さぬきのかみ顯綱のこにてこそやまれにしか、有佐といふ名も、みかどの御てにて、あふぎにかゝせ給て、母の內侍にたまへりける、

〔台記〕康治元年六月十九日庚辰、靑侍初參請名、于時尙書第七卷在前、因之名以寬、命篤也、歡子之追遙集跡也、

〔沙石集四〕上人ノ子持タル事

一信州鹽田ノ或山寺ニ上人アリ、三ノ腹ニ三人ノ子ヲ持リ、初ノ腹ノ子ハ、マメヤカニ忍ケレバ、上人ノ子ト云ヒケレドモ不審ニ覺テ、名ヲバ思ヒモヨラズト付タリ、次ノ腹ノ子ヲバ、時々ニハ我坊ニモ忍々ニ通ケレバ、ヒタスラニ疑ノ心モ薄クシテ、名ヲバサモアルラムト付ク、後ノ妻ハ打絕我坊ニ置テ疑心ナカリケレバ、名ヲバ子細ナシト付ク、是ハ當時ノ事也、

〔平治物語三〕牛若奥州下事

遮那王○中略承安四年三月三日ノ曉、鞍馬ヲ出テ、東路遙ニ思立、心ノ程コソ悲ケレ、其夜鏡ノ宿ニ著、夜更テ後、手ヅカラ髮取上テ、懷ヨリ烏帽子取出シ、ヒタト著テ打出給ヘバ、陵助、早御元服候ケルヤ、御名ハ何ニト問奉レバ、烏帽子親モナケレバ、手ヅカラ源九郞義經トコソ名乘侍レト答テ、打連給テ、○下略

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月九日己酉、巳剋男子御產也、○中略次有御名字定、千萬君云云、

〔吾妻鏡十四〕建久五年二月二日甲午、入夜江間殿○北條義時嫡男童名金剛、年十三、元服、於幕府有其儀、○中略時

敵にわが名をおぼえさせん爲也とぞ、戰世には武備あまりありて文備なし、その名の野なる、心ざまの猛きさへ推てしらる、

〔磨光韻鏡下〕韻鏡索隱

反切者、古人創制、以音註于文字、諸韻書所載是也、〇中略近世慢爲反切名諱、而偶歸空圓、則倣有往來寄韻等例、牽强以求字、徒是兒戲耳、曷知古人依方音而反切成異、是以後人立變例也、未聞華人反切名諱、況反切書目乎、雖本邦古未有此之陋、第近世之流弊也已、倘名欲必美、則須撰其字義、奚以論反切爲、矧本邦之俗、呼名諱用和訓、男女共爾、故字音與訓音、七音所屬不同軌、生剋何之是何之非、亦復以爲人有局賦五性也、未見聖經可據、恐是後世杜撰也、今時道俗、多拘于反切、而其名陋固、或二名不成義者亦不尠、遂爲大方君子之所笑、

〔日本書紀二神代〕一云、〇中略豐玉姬謂天孫曰、妾已有娠也、天孫之胤、豈可產於海中乎、故當產時、必就君處、如爲我造屋於海邊以相待者、是所望也、故彥火火出見尊、已還鄕、卽以鸕鷀之羽葺爲產屋、屋甍未及合、豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬、光海來到時、孕月已滿、產期方急、由此不待葺合、徑入居焉、〇中略旣兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、言訖乃涉海徑去、

〔古事記中垂仁〕爾天皇詔之吾殆見欺乎、乃興軍擊沙本毘古王之時、〇中略其后〇沙本毘古王妹沙本毘賣姙身、於是天皇不忍其后懷姙及愛重至于三年、故廻其軍不急攻迫、如此逗留之間、其所姙之御子旣產、故出其御子置稻城外、令白天皇、若此御子矣、天皇之御子所思看者可治賜、〇中略亦天皇命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、爾答曰、今當火燒稻城之時、而火中所生、故其御名宜稱本牟智和氣(ホムチワケ)御子、

〔大鏡七太政大臣道長〕右大臣不比等のおとゞは、實は天智天皇の御子なり、されどかまたりのおとゞの二郎になり給へり、このふひとうのおとゞ、御名のもじよりはじめて、なべてならずおはし

これに名といふは、いはゆる名乘實名也、某右衞門某兵衞のたぐひの名のことにはあらず、さて又其人の性といふ物にあはせて、名をつくるはいふにもたらぬ愚なるならひ也、すべて人に火性水性など、性といふことはさらになきことなり、又名のもじの反切といふことをえらぶも、いと愚也、反切といふものは、たゞ字の音をさとさむ料にこそあれ、いかでかは人の名、これにあづからむ、

〔年々隨筆 三〕此ごろ此江戸人の名には、をさ〳〵つかぬもじをつき、又輔、祐などかならず書くまじきもじをかき、あるは阿畑、根住などやうに、人の名ともきこえぬ事をぞなのるなる、おろかにつたなき事、いふばかりもなくて、いと〳〵わろきならひ也、

〔燕石襍志 一〕苗字

往古は、人の名も今には同じからで、或は文字の音をもてしるし、或は文字の音と訓とをもて併せしるし、その人の隨意記しにければ、文字の數も定らず、五十四代仁明天皇の御代より、今の代の人の如く、多くは文字の訓を取て、二字を用ひることにはなりぬと、神皇正統紀にしるされたり、將安康雄略以降、三公百官、草木魚鳥をもて名とするありけり、その十が二三をいはゞ、雄略より、推古の間、大臣に眞鳥、馬子等あり、仁賢天皇の四年、鮪臣謀反によつて誅に伏す、元明天皇の和銅元年四月、從五位下柿本猨卒、孝謙の御時に、柿本枝成、文德の御時に、橘百枝、南淵永河、淸和の御時に、卜部乙屎麻呂、下野の屎子等あり、みな是國史に載る所也、この餘、木兎、魚養、犬養、堅魚、眞鯨等、勝ていふべからず、亦數十代の御代を經て、正親町院の永祿の比より、諸國の武士等に、奇異なる名おほかり、その十が二三をいはゞ、山中鹿介、幸盛、秋宅庵介、寺本生死介、尤道理介、薮中荊介、小倉鼠介、山上猨右衞門、以上尼子家臣この餘、朝倉家の十八村黨、河野家の十八森黨、大內家の十本杉黨、吉見家の八谷黨、尼子家の九牛士、里見家の八犬士、枚擧に遑あらず、こはみな軍陣に臨て、名告るとき、

申せる、三には美稱て付奉れるなり、王等のみならず、凡人の名ども、大方此三種なり、さて此三色の例を一二づゝいはゞ、垂仁天皇の御子、火中に生坐し故に、本牟智和氣御子と著られ、景行天皇の御子、雙生坐るを、父天皇異坐て、碓に誥し給へりし故に、大碓命小碓命と申し、應神天皇は生坐し時に、御腕に鞆のごとくなる御肉の坐ける故に、大鞆和氣命と申し、仁德天皇と建内宿禰の子と同日に生坐て、木兎と鷦鷯との祥ありしに因て、其祥を相易て、御子を大鷦鷯、建内宿禰の子を木兎と名け坐し、清寧天皇は生坐ながら、御白髪坐ける故に、白髪命と申し、反正天皇は御歯の奇びに坐しに因て、水歯別命と申しゝが如きは、由縁の物名を取て著け奉れりし證例なり、又聖德太子は厩の戸にして生れまし、故に、厩戸と申し、天武天皇の御子大伯皇女と申しゝは、備前國の大伯海にして生坐し、故の御名なる、是等も處名ながら、猶由縁に就きたるなり、次に開化天皇の御孫、沙本毘古王の沙本に坐し、此王、垂仁天皇を弑せ奉らむと謀ける時に、天皇の大御夢に、沙本の方より暴雨降來と見坐しゝこと見ゆ、應神天皇の御子、宇遲能和紀郎子の山代の宇遲に坐し、仁賢天皇の御子春日山田郎女の春日に坐し、書紀繼體ノ巻に、勾ノ大兄ノ皇子の此皇女を娶問坐る御歌に、春日の春日の國にくはし女をありと聞て云々、雄略天皇の大后、若日下王の河内の日下に坐る、天皇此后の御許に、日下に幸行しゝ事見えたり、又此天皇長谷宮に坐しゝ故に、大長谷若建命と申し、安康天皇は石上穴穗宮に坐る故に、穴穗命と申しゝ、類は皆居地名を以申せる證例なり、又舒明天皇の御子、蚊屋皇子は、吉備國の蚊屋采女が腹、天智天皇の御子、伊賀皇子は、伊賀采女が腹より生坐る、此等は御母の本郷の名を取れる御名と聞えたり、

〔玉勝間十四〕今の世人の名の事

近き世の人の名には、名に似つかはしからぬ字をつくこと多し、又すべて名の訓は、よのつねならぬがおほきうちに、近きころの名には、ことにあやしき字、あやしき訓有て、いかにともよみがたきぞ多く見ゆる、すべて名は、いかにもやすらかなるもじの訓のよく志られたるこそよけれ、

不以國、不以官、不以山川、不以隱疾、不以畜牲、不以器幣、內則、凡名子不以日月、觀此則名字之義、各有深意、今按、所謂名者今之實名也、俗或曰名乘、字者今之假名也、俗或云俗名、（凡平生對人稱呼者、是爲字也、）國人命名、不顧其義如何、徒合兩字以自命、殊無意義、顧名思義之義、何在哉、有志之士、須擇二字相適者、或剪截經書中字樣以自命名可矣、

〔禮記 二 內則〕子生、（中略）○三月之末、擇日剪髮爲鬌、男角女羈、否則男左女右、是日也、妻以子見於父、（中略）○夫入門升自阼階、立于阼西鄉、妻抱子出自房、當楣立東面、姆先相曰、母某敢用時日、祗見孺子、夫對曰、欽有帥、父執子之右手、咳而名之、妻對曰、記有成、遂左還授師、子師辯告諸婦諸母名、妻遂適寢、夫告宰名、宰辯告諸男名、書曰、某年某月某日某生而藏之、宰告閭史、閭史書爲二、其一藏諸閭府、其一獻諸州史、州史獻諸州伯、州伯命藏諸州府、夫入食如養禮、

世子生、則君沐浴朝服、夫人亦如之、皆立于阼階西鄉、世婦抱子升自西階、君名之乃降、適子庶子見於外寢、撫其首、咳而名之、禮帥初無辭、

凡名子、不以日月、不以國、不以隱疾、大夫士之子、不敢與世子同名、

〔隨意錄 七〕名字之制、初生之時、父名之爲名、冠而名之爲字、漢世以來、或舍其幼名而改名者亦有焉、凡冠以後、自己稱名、自他稱字、禮也、然尊貴之於卑賤、則皆呼其名也、我方之俗、初生所名以爲俗名、而自他與稱之、冠而所名、以爲實名、俗謂之名乘、若有所敬、則稱其實名、而其謂之名乘者、何謂也、予（○塚田虎）按、我方古言、謂告曰能留、如萬葉集曰家農禮名農禮、告家告名之謂也、故後人之言、亦初相見曰名能留、則告名也、斯名自己告之義、乃俗謂之名乘者、方言訓乘曰能留、假字耳、字素當爲告名、爲名告逆也、不知者、不爲謂實名曰名乘、可笑也、

〔古事記傳 二十〕凡て古の御代々々の王等（皇子皇女男王女王等を、古は凡て王と云へり、）の御名に、種々の色あり、今茲に其大概をいはゞ三種なり、一には由緣に就て諸物名など以てつけられたる、二には居地名を以

の方より名を折紙に書て、大刀刀などそへて參らせらる、をさな名は、或は松竹鶴龜などの齡久しきもの、又は百千萬の多き數、四季の名物などの名をとる事定法なし、をさな名は、何麻呂と名づくる事本也、後に元服して男になりたる時、何太郎、何二郎、何三郎など、名を付也、源氏は源太郎、平氏は平太郎など云なり、是をゑぼし名といふ、其時實名をもつくる也、をさな名、何太郎何次郎などいふ名をつくるは非なり、

〔徒然草上〕人の名も、めなれぬ文字をつかんとする、益なき事也、何事もめづらしきことをもとめ、異說をこのむは、淺才の人のかならずある事なりとぞ、

〔元服法式〕元服次第〇中略

一元服以前は實名なし、元服の日、加冠の人の名のり字を申受て、家の通り字ある人は、その通り字と、とり合せて實名をつく也、又主君の御一字を拜領して、名乘る事も有、〇中略

一主君へ御字の儀、願ひ置たらば、主君の御館へ出仕して、御字御腰物等給る也、公方樣より御字拜領の事、折紙に被遊候て、御大刀又は御腰物にそへられ候て、御盃頂戴の時に、直に被下候を、一ツに取ていたゞき、御字をば左の手に持退出候、御腰物そへられ候事は、まれの儀に候、先御大刀計に候、御腰物そひ候時は、大刀のおびとりの間にとりそへ退出候、

一公方樣へ御字申請る事、兼日申上候時、下の字、何と申字と申上、二字ともに御筆を染られ被下候事も有之、只御一字計御筆を染られ被下候事通法にて候、御字の折紙は引合也、御字を上におき、下の字は、我家々に定る字を付く事勿論也、

〔刊謬正俗〕名字類

禮郊特牲、冠而字之、敬其名也、鄭玄註云、重以未成人之時呼之、冠義、已冠而字之、成人之道也、左傳、申繻曰、名有五、有信有義有象有假有類、以名生爲信、以德命爲義、以類命爲象、取於物爲假、取於父爲類、

命名

〔基熙公記〕延寶七年十一月廿二日癸丑、新院〇後西院より姫君へうつぼ物語等白銀等拜領、御使平松前中納言、女房姫君等對面、此序姫君名之事、若於江府可被定歟之由、此中風聞之間、令平中納言勘之、重而可書進之由有領狀、　廿四日乙卯、從平中納言有文、姫君名字撰給、房一、穩一、定一、常一、繁一、常、殊宜之間令治定了、

〔宗建卿記〕享保十九年四月四日、内々殿下〇近衞家久以宗建右被申上之條令言上後、殿下以紙面被附宗建被申願、來廿一日、御息被加元服之故也、

名字事

右家熙元服之時、勅撰賜宸翰、元祿年中、家久加首服、内々注進賜御點、今度任祖父例宸筆願存候、〇中略

名字事、若於御尋者、所存者、左之名字之内、被任叡慮於宣下者、猶以可長存候由也、

内前　稙久　基前　内前二字有勘物、古文内前行、略之

廿一日、關白殿下若君有御元服事、〇中略大夫殿御名字内前、去十九日、勅撰被染宸筆、殿下御參被申出之了、是陽明〇近衞家近代例也、

〔大江俊矩記〕文政元年九月廿四日己未、太田勘解由先日賴越名乘字幷華押之事考遣、今日八太郎へ渡遣了、

誠久　歸納　受〇華押略

中庸云、至誠無息、不息則久、

〔御產の規式〕小兒に名をつくる事

一小兒に、をさな名を付る事は、七夜につくる也、名のなき程は、若子とよび、主人の子をば若君とよぶ也、名は父の心にまかせて、何なりとも付らるゝなり、又家により、定りたるをさな名あり、父

兼藤謹切嗣良常切房通遙切　此三注ニ折紙、和長卿進ㇾ之、

御書拝見候、御名字事、三內、奥尤可ㇾ然存候、下通字、御先祖度々御佳例候、藤字事、攝家無ㇾ例候間、難ㇾ被ㇾ用之由、故御所被ㇾ仰候御書所持候、其外又存旨候、尊不ㇾ能ㇾ左右ㇾ存候、猶可ㇾ被ㇾ仰談ㇾ候哉、內々（土佐御方御所御元服時、御談合、）

可ㇾ得ㇾ御意ㇾ候、恐々謹言、

二月十九日　乘光

御返事
平松少將殿

四月卅日、今夜一條若公九才御元服也、○中略一御名字和長卿注進、房通

〔國師日記〕元和六年九月五日、御城江被ㇾ爲ㇾ召、出仕大炊殿、上野殿、對馬殿、御奏者にて御對面、若君樣、

御國樣御名乘字、切可ㇾ申上ㇾ由被ㇾ仰出ㇾ、

家忠　如ㇾ此引合、一重ニかき、上包シテ上候、　忠長　如ㇾ上

公之字　章之字

右御意に入、則書付阿備州江渡候而、傳奏江被ㇾ爲ㇾ見候樣にと御諚候、

若君樣御名乘家忠　如ㇾ此引合一重ニかき上包シテ阿備州江渡ス　御國樣御名乘忠長　如ㇾ上

右阿備中殿江渡退出、又備州御望にて右のごとく書て渡候、是は內證、先傳奏江見せ申度由也、御官位若君樣者大納言、御國樣は宰相也、

六日、於ㇾ御城ㇾ御年寄衆對談、先日之若君樣御名乘、花山ノ元祖ニ在ㇾ之由、傳奏衆之申上由也、則御名乘七ッ書付、字切ヲ見テ掛ㇾ御目ㇾ候、家光岡ノ字ニ切ル、御意ニ入、則書付ル、大高一重二ッ折ニシテ書之、御國樣ノモ先日ハ引合ニ書候而、大高ニ同前ニかきなおす也、かきやうも同前也、大高ハ御前ㇾ方出ル、御右筆衆持て出ル、停書也、

兼長兼頼冬頼（此三字事、惡左府已來、頼長二字、不可用之由庭訓之條、無了見候也、）

兼冬經冬（此兩字、反切字攻也、是不了見候、）

右前件字、如是之條、前五字之內、可爲如何候哉、雖新字於無其字者、可被用事候哉、藤字事、可爲如何候哉、攝家無其例之段雖無紛、難得之時不可似被用不吉例歟、

又就無其字、雖不吉例、可被申武家御字歟、然者此等字如何、

積嗣（切置）積冬（切冬）積房（切張）積忠（切中）積良（此字武家御字、打反同訓之間、不可然候歟、仍不可注進存候也、）

今日令物詣、只今芳問令披見候、彼御名字事、端五內者、內冬內良、尤可然存候、室町殿御字五內、端四各宜存候、其內房字、無庶幾之由、就他事先日大納言殿仰候シ歟と存候、兩端可被申談候哉、及黃昏候間、馳筆申候、恐惶謹言、

二月六日　乘光

嗣良（後普賢寺關白、本名耳嗣也、打反不庶幾、丞相名字、打反用之事、於他家者連綿、於攝家モ未無其例、先日注內、房耳有之、殊先祖字打反事無例事也、其旨令演說了、）

兼藤（藤字於攝家無例、不可用之定、土佐房冬、元服之時、後妙華寺殿承了有御狀、其時大藏卿勸進內、房藤有之故也、凡諸家藤字、多不快也、當家ニハ經藤房藤長、）

一內字事、一條殿流、內實內嗣不快也、芬陀利華院關白（內經）嘉例也、

一室町殿御字事、政房不吉也、於兵庫有横死、敎房公、又難謂吉例之由、大納言殿演說勿論也、依之房字無庶幾也、

十九日、一條殿御狀到來、

若公御名字事勘進候、此內申談候へども、程にまいらせ候、此方の心中、いづれもにて候、さりながら取分、初後二之間歟と存候、○中略謹言、

十九日　房家

中御門殿

禮記曰、農乃登穀、天子嘗新、

権中納言兼大藏卿菅原和長

十八日癸亥、申詞進伊長朝臣許、使俊永也、

御名字、重勘上內、可爲何字哉事、

持字、高倉宮御名字、以仁也、其訓既相通、可謂不快、何致撰用也、

定字、是又其訓通、康仁太子諱之間、可有其憚之由存之、

登字、奉稱一人之所、其訓頗有俗難、三字共叵計申、猶可撰申之由可被仰下耶、

管見所窺定、有魯魚迷哉、宜在時誼矣、

四月九日癸未、基規朝臣來云、昨日午刻宣下、〇中略御名字知仁云々、內々以元長卿、一條前關白江御談合云々、彼前關白、內々被擧申候歟、古來俗難、殊以龜山院皇子不及讓位、頗可謂不快歟、不足言之、

〔宣胤卿記〕永正十四年二月六日、大藏卿狀到來、

一條殿名字事、先度承尊意之已後、猶以雖勘試候、此五字之外、不及了見次第候、先度申談候御字共者、如是之難共候間、是又不及力候、御家字於難得者、室町殿御字、可被申請候哉、是又無力次第候歟、仍此一紙註調候、可得尊意候也、誠恐謹言、

二月六日　和長

中御門殿

嗣良常切　嗣平錫切　兼藤施切　內冬農切　內良孃切

已上此外者無字于勘之候

房忠此字雖宜候、二條名字、打返之間、於加冠人者、不可然候、難用存候、

御名字勘進內、可被用何字哉事、

知字、龜山院皇子御名字也、既非吉例、何被用同字耶、

恭齊兩字、其訓頗可有俗難、殊齊字反音神也禮部韻曰、神靈妙不測云々、最有憚者乎、

明字、聖代及度々、爭被棄置之、但近代不避仁字之上者、用捨叵計申焉、

誠字、後三條院皇子御名字實仁也、雖爲同訓可被宥用哉、禮記曰、禮不諱嫌名者、其謂之歟、仍對實字、不可諱誠字、則禹與雨之類也、此外強而被採用者、雖存子細可爲恭字歟、猶宜在聖斷矣、

三月十四日己未、從禁裏以頭辨伊長朝臣、御名字重勘進內、可計申由被仰出候間、從是可申入之由、令對面令返答、

勘文

御名字事

持(モチ)仁

玉篇曰、持、直之切、握也、

孝經曰、道者扶持萬物、

定(ヤス)仁　耶(ヤ)須(ス)也

廣韻曰、定、徒徑切、安也、

禮部韻曰、定、安也、

毛詩曰、共武之服、以定王國、箋曰、定、安也、

登(モロ)仁　毛(モ)呂(ロ)也

廣韻曰、登、都滕切、成也、衆也、

禮部韻曰、登、衆也、熟也、

廣韻曰、恭、九容切、恭敬也、
毛詩曰、賓之初筵、温温其恭、
禮記曰、中庸篇君子篤恭、天下平、

齊仁　多太也

玉篇曰、齊、在奚切、美貌、
毛詩曰、人之齊聖、注曰齊正、
禮記曰、中庸篇齊明盛服、非禮不動、所以修身也、

誠仁　佐祢也

玉篇曰、誠、時征切、實也、信也、
韻會曰、伊川程氏曰、無妄之謂誠、
禮記曰、中庸篇誠者、天之道也、誠之者、人之道也、

正明

禮部韻曰、正、之盛切、中正、正者無邪也、君也、長也、定也、平也、正直曰正、又當也、
毛詩注曰、關雎篇君臣敬則朝廷正、朝廷正則王化成、
禮記曰、官職相序、君臣相正、國之肥也、
廣韻曰、明、武兵切、光也、照也、通也、
毛詩曰、明明上天、照臨下土、
禮記曰、君者、所明也、非明人者也、注曰、明猶尊、

權中納言兼大藏卿菅原和長

十八日甲午、若宮御名字、申詞以後、示遣甘露寺、申詞如此、

給御敎書之由、菅中納言在治申之、○中略元長自御所申出高檀紙、書御名字、諱仁、二字計也、

〔陰德太平記〕三丹比松壽丸元服附明人相人相事

永正八年、丹比松壽丸、十五歲ニ成給ヘバ、元服可有トテ、此由母公ヨリ佐藤ノ某ヲ京都ヘ上セ、舍兄毛利備中守興元ノ許ヘ宣ヒ送ラル、興元、吾ヲ少輔太郎ト稱シケル間、松壽丸ハ、少輔次郎ニテゾ有ベキ、實名ハ元ノ字ハ當家ノ字ナレバ不及云、下ノ字ハ、東福寺ノ彭叔和尚ヘ尋子候ヘト宣フ、佐藤頓テ惠日山ヘ立越、吉侍者ヲ以テ、實名幷ニ本卦ノ事ヲ申入タリケレバ、和尚、韻經及周易ヲ考ヘテ、實名ハ元就ト可被稱、又本卦ハ師ノ卦、上六ニ充テ候、上六ハ、大君有命、開國承家、小人勿用トアリ、如何樣、名大將ト成テ、數箇國ヲ切隨ヘ給フベシ、但今庶子ニ生レ給タリト雖、宗領家相續シ給ベキ本卦ニテ候トゾ被答ケル、斯テ佐藤、吉田ヘ下リ、云々ノ由反命シタリケレバ、頓テ松壽丸殿元服有テ、丹比少輔次郎元就ト稱シ給フ、

〔尙通公記〕永正九年二月十六日壬辰、頭辨伊長朝臣來、有勅問之事、若宮○後奈良御名字事也、菅中納言長○和勘進之也、加愚案可申入由令返答、勘一叢、

御名字事

知仁(トモヒト)

廣韻曰、知、陟離切、覺也、欲也、

禮記曰、序其禮樂、備其百官、如此而后、君子知仁、注曰、知仁知禮樂所居也、又中庸篇曰、舜其大知也與、好問而好察邇言、

廣韻曰、仁、如鄰切、仁賢、

恭(ウヤ)仁　字哉也

禮記曰、仁者、右也、道者、左也、仁者、人也、道者、義也、

將定親卿參執柄可申談之由申之由、中將所語也、

十九日癸未、今日巳刻、御名字治定、御叙爵宣下也、○中略 關白直衣持基公參內、被申彼御名字事、被染宸筆、貞治鹿苑院殿、應永普廣院殿○足利義教 如此、關白於議定所有御對面、中山宰相中將定親卿參仕申次之、關白直給之、令持向室町殿給、御名字、關白被計申之、但大藏卿爲淸卿、以儒卿之謂、如反音注進之、去十六日、中山宰相中將、參執柄有評定、大外記業忠、參關白有淸撰、且如管領被候、被仰談之諛仰歟、以義勝被治定者也、反字凝也、永堅也、成定也、 此二字、先年於執柄被撰之其內也、今度爲淸卿成上勘文、只儀式許云々、於勘文者、字釋載之、於宸翰者、只義勝二字也、以立紙一有之、紙一令書御

〔親長卿記〕文明四年八月十一日、晝以後參內直衣 新大納言敎秀 廣橋大納言綱光 等祗候、各下姿條談奏聞、○中略

一親王御名字事、高平、雅明、通堯、前菅大納言益長草進也、○中略

親王御名字事、高平可然、雅明事、爲親王御名字之由予出之、引見御系圖之由依仰、於御前引之、醍醐天皇御子雅明也、仍被定高平了、

〔親長卿記〕文明十二年十二月八日、親王宣下、依御名字勘進遲々延引、可爲十三日云々、 十二日、依若宮御名字事方々尋之、勅問 巨細在別、 十三日、御名字猶未定、令治定者、可進勘文之由、菅中納言在治被重勅問、及晩頭御返事到來、勸修寺大納言申送云、秋樂々餘醉之間、直可奏聞云々、予持參、昨日御申詞、今日重申詞等持參、昨日只御名字許、被注申詞、料紙各申了、各此々沙汰之了、各書進了、今度注引勘文事、如昨日之由各被申、

勅問人數

禪閤御輕服勝仁、貞高、英仁、二條太閤御輕服英仁、勝仁、九條前關白政基貞高、英仁、關白政家勝仁、西園寺前內大臣實遠貞仁、

勝仁、小人之俗難有之、不謂之由禪閤被申、兩三人擧奏之間、可爲勝仁○後柏原云々、

仰官宣旨用意幷勘者了

抑御名字事、奉行職事、可仰勘者歟之由存之處、傳奏直申之處、臨勅問之期、申奉行之條不得其意、可

義敏 切斷 齊也、劑斷也、劑分劑也、
義繁 切元 元、善之長也、
義勝 切凝 水堅也、結也、成也、定也、嚴整之貌、
義種 無形
義豐 切豣 獸、似豕、
義富 切鼽 仰鼻也
義清 無形

義行 中將云、九郎判官〇源義經没落之後、一旦稱之由有或說云々、予〇藤原時房申云、然者不思寄事也、朝敵不可然、

義敏 此反字、分際ヲ定タル樣ナリ、可有憚歟、

義繁 此反字、尤可然、但新田先祖義重、可爲如何候哉、無益歟、可有評義歟、故道孝禪門名字、初義重、後義敎也、義敎先御代爲御名字、又以義重之同訓可爲御名字事、不可有憚哉、同可有御沙汰之由申之、

義勝 者、一色故六郎早世之名也、可憚之由先御代有仰、今更難被用之、

義種 志波故修理大夫名字也、有何事哉、無難候人也、然而如何、

義豐 先御代及御沙汰了、豣ハ唐人ノ食メル獸ナリ、好雨、クサク穢ラハシキ獸トテ、不被用之、然者難被擧歟、

義富 者、反字之訓ハスキレ鼻歟、難用之、

義清 者、武家逸見小笠原等元祖歟、無其難之人歟、不知之、被相尋之、可有御沙汰哉、

所詮只今八之內、五者已有子細歟、義繁義種義清三之內、猶可有評定哉之由申了、今日中山宰相中

東宮切韻曰、理政事而至成功、謂之仁、

爾雅曰、大平之人、仁也、

成(マサ)仁

東宮切韻曰、陸法言曰、成、市征反、就也、平也、善也、

尙書曰、地平天成、

緒仁

玉篇曰、緒、似呂反、

東宮切韻曰、事也、錄也、

毛詩曰、纘禹之緒、

右勘申如件、

應安四年三月日　　　　正三位行勘解由長官菅原朝臣高嗣

十二日丙申、裏書云、

余申詞如此、注折紙、

御名字事

昭字成字、字訓共以不相叶引用書之義、緒字無殊難乎

廿四日戊申、御諱被用緒字云々、愚意之所存、無相違歟、

〔建內記〕嘉吉元年八月十六日庚辰、月輪中將家輔朝臣、爲殿下〇二條持基御使來、武家御名字事、任鹿苑院殿〇足利義滿御例可被計申由、有其沙汰之間、雖有斟酌、任佳例申沙汰也、仍爲清卿撰申內、可有清撰、難心得之段、先度事舊了、可被如何哉、此內可申寮見之由承之、

義行切姪　身長好毅

陸法言曰、居譋反、高也、
公羊傳曰、子以母貴、母以子貴、

祝

王仁胊曰、之育反、求永貞也、
左傳曰、杜預曰、祝上壽也、

祺

東宮切韻曰、巨基反、福祥巨孫納言云、吉祥也、
爾雅曰、麻杲云、毛詩壽考惟祺、祺吉也、微之先見也、

右勘申如件

貞和二年二月十八日　　勘解由長官藤原朝臣在成

〔後深心院關白記〕應安四年三月十日甲午、頭中將宗泰朝臣、爲勅使來云、宮〈○後圓融〉御名字、在之勘文可被用

何字乎、可計申、答、加思案上可申之由、

頭書云

勅問人々　關白　前相國　内大臣　藤中納言云々

勘文如此、字訓相尋、勘者所注付也、

勘申

御名字事

昭〈テル〉仁

廣韻曰、昭、上遙反、日明也、著也、
左傳曰、五色比象昭其物、

右擇申如レ件、

治承三年四月十七日　　豐前守成光

余〇藤原兼實 案之、先年三位中將元服之時、兄長光勸二進名字一、不レ書二右狀年號署所等一、今以如レ此、不レ知二是非一、又署所不レ書レ姓、頗不審也、

〔百練抄十四〕貞永元年十一月廿四日庚午、當今〇四條 同胞妹親王宣旨也、御名字暐子、式部大輔爲長卿擇申、

〔園太曆〕貞和二年二月廿日、法皇〇花園 皇女、今夜立親王事候、御名字課二在成卿一之處、如レ此注進候、何字可レ被レ用候哉、須レ申二入萩原殿一候處、每事省略、一向可レ令二計沙汰一之由蒙レ仰之間、不レ能二遼遠伺申一候、此內舊字候やらんと不審に候、貴子、後深草院第一皇女に候、但內親王名字、用二舊字一之條例候歟と思給候、就二是非一如二抄物一引勘之條、只今計會事候間、きと申合候也、

被二仰下一候旨畏承畢

內親王御名字事、在成卿勘文、令二拜見一畢、祺字は崇明門院御諱候、貴子は保明太子妃貞信公〇藤原忠平女に候歟、而後深草院皇女御名字被二採用一候歟、於二內親王御名字一は、强不レ被レ憚候、可レ在二時宜一候歟、祝字、元釋神妙に候歟、若未レ被レ用者、今度被レ用候條、可レ爲二何樣一候哉、以二此旨一可レ被二計披露一給候、公賢誠恐頓首謹言、

二月廿日

大宮宰相殿

勘申

御名字事

貴

之、可被用何乎、但今日親王宣旨延引、

入夜新大納言使清職示曰、明日可被下親王宣旨御名字、早可定申者、申曰、擇申三字、皆有難、重擇申可宜歟、十八日己亥、饗儀了參內、〇中略更聞光頼朝臣來曰、只今新大納言參入、可用壽字之由所申也、余〇藤原頼長答曰、壽者、衞宣公之子、遇殺者名也、見桓十六年左傳非無其忌、如何、光頼退告大納言、大納言曰、夜及深更、不能奏鳥羽、勘例統子內親王宣旨後改名、依彼例今夜用壽字、後日改名、何事之有乎、余即著陣、光頼朝臣下親王名、余結申、光頼曰、可爲內親王、余稱唯卷之、召左大辨下之、大辨退下、次光頼來、仰以侍從藤原朝臣成通爲內親王別當之由、即仰左大辨、不召立、又示成通卿、次成通、公敎、重通、公能等卿、進射場奏慶、此間余參鳥羽北殿奏慶、土佐守季行朝臣別當傳奏、是大將慶也、此間曉鐘頻報、次昇堂、家司職事申慶了、余退出東三條大將饗三獻間、新大納言奉院宣、送親王名字勘文曰、依閑下定申本勘申、依壽諱不被用、依仰重擇申也、見件勘文、載姝擇好三字、申曰、禮儀中間、不能勘文書、但姝擇無殊難歟、如此事、被問太政大臣、被用被定申趣可宜歟、廿九日庚戌、頭光頼朝臣來曰、內親王改壽子爲姝子〇鳥羽皇女者、示可書下之由、即書檀紙授之、

〔兵範記〕久安五年十月十六日甲子、今日左府〇藤原頼長若君、十二、信雅朝臣女腹、女院宮仕督殿、有所々昇殿事、依入道殿御沙汰也、〇中略

今朝大學頭維順朝臣、注獻御名字、

實家　家敎

皆不被用之、左府有御議定、被奉定師長云々、

〔玉海〕治承三年四月十七日乙巳、此日小童加首服、〇中略同刻成光朝臣、令進名字勘文、須持參也、而依頓病自路頭歸家云々、

良經　經通　家通

頌

聖主在上、人頌其德、以此文字爲其義、名者定爲天子之裏者歟、

基 信西

文選曰、基不察余之中情兮、反信讒濟怒、是屈原之詞也、此文不吉歟、若是以爲東三條院御名同音之字、擇申歟、抑後宮以從草合字、爲名之人、贈后茂子、茨子等、於皇胤吉例也、至其御身者、平生不備后位、吉否之間、可在御定、

多

訓釋雖無吉、多子之義、可謂宜歟、

頌

破字云、頁公子、然則公子之義、不叶帝子之心歟、

八日癸亥、以成通卿、雅教、信西師安、所對之書、奏法皇羽○鳥、曰、從衆議將用多子、他小學生、多持多字、其書以鄙生不上、以清奏也、手書報詔曰、尋了名字事、人々多字無難之由令申侍者、可被用件字侍事歟、如此事者、無治術侍事也、以他事不被抑計侍事也、端書曰、只打聞侍に、めでたくこそ覺侍、巳剋使親佐、親佐、成佐弟、問基子訓於成佐、對曰、王逸楚辭註云、基、君也、加之勘楚辭云、基不察余之中情云々、其文勢似訓基爲君、因之先師春宮亞相師頼讀作君、復言、先師平生常言、汝若有撰貴女名者、以基頌等字、就中基字音同東三條院御名詮子、可謂吉例焉、臣今至於此、故守先師之命而已、　九日甲子、今日女子多子、年九叙從三位、位本無自昨日修除家中、大炊御門北、高倉東方一町亭、右大將閑居、敷砂、今朝余出巡檢、午剋右大將來、余示依衆議將用多字之由、對曰、諾、未剋範家來、先日招之使憲親衣布賜女子名字、書多子二字於檀紙一枚、公親書之、無禮紙、曰、非可奏此書、爲令知汝賜之、

〔台記〕久壽元年八月十七日戊戌、新大納言送書、傳法皇羽○鳥命曰、永範朝臣擇申內親王名字勘文遣

女以多字可為勝、何況又說文重夕為多云々、付之重夕者、專夜之儀也、彌可為最吉、

右三字之中、隨管見所及、注申之狀、如件、

久安四年八月七日　　前備前權守源俊通

御名字勘文拜見返上之、愚案之所及、多字優候歟、名字多可用平聲云々、又親王幷婦人名、訓未憶之字不用云々、是出□□□□□□□□□□□□公御前、不可讀聲、可讀訓之故云々、而近代間訓不憶字等見候如何、就中多字、万佐留(マサル)云訓候歟、彌神妙覺候、子細只今參入可令言上候之狀、如件、

八月七日　　大外記中原師安請文

荃 蘭荃一物也

左傳

鄭文公有賤妾、曰燕姞、(姞名 燕姓)夢天使與己蘭(蘭香草)曰、余為伯儵、余而祖也、(伯儵南燕祖也、)以是為而子、(以蘭為汝子名、)以蘭有國香、人服媚之如是、(媚愛也、欲令人愛之如蘭也、)既而文公見之、與之蘭而御之、

久安四年八月七日　　散位孝善

多

玉篇曰、旦何反、(旦字日下有一、何字人可也、日下一人可也、反音既佳歟、)

說文曰、重夕為多、(后妃有王寵、與御重夕、尤可優美、)

毛詩序曰、螽斯、后妃之子孫衆多也、

螽斯之篇、述后妃子孫衆多也、大姒為文王之正后、生聖子武王、子孫衆多而周祚長久也、

多

夫婦之義、以愛為先、文既重夕、情同專夜、加以子孫衆多、后妃至德也、又反音旦何、旦日一、何人可、我朝日本為號、既日下有一人可也、尤叶其宜矣、

如此事、計申條尤見苦侍、仍不申侍也、女子名字床上之可被計仰候、自其殿可被仰候、付御使令申候也、以此旨可被申、謹言、

八月七日　　賴業

日記賜預了、大治之比抄出、件日口失之條、日記未見歟、重爲引檢遣召了、未持來之間、自以遲引、名字勘文一見了返奉之、字作幷所引之文、皆以神妙、不具、謹言、

荎多頎三字之中、於多字者、雖無指釋、連多子之時、頗可宜歟、名實賓之故也、

適蒙仰不參仕候之條、極恐思給候、所勞之條、境節申限不候者也、

昨日所下給候之御名字勘文一通、謹以返上之、先度如此沙汰候之條、且面目無極、且怖畏不少候者也、幼少之昔、雖志鑽仰、强仕之今、都以廢忘、疾逐年侵、性經日慵候之故也、就中於如此事者、不知子細候、雖計申候者也、但廻愚案、荎字與東三條院御名（〇圓融后藤原詮子）同音、雖可爲吉例、本文屈原詞、頗不快候歟、多字宜候歟、字作重夕、孝武本紀、天子如郊拜泰壹、朝朝日、夕夕月云々、頎字作頁公也、然則公子之義、不叶皇胤之心候歟、偏不申候者、又依有其恐、如形所令言上也、且所勞之間、委不能引勘候也、以此旨可然之樣、可令言上給候者也、雅敎誠恐謹言、

八月八日　　民部權大輔雅敎上

修理大夫殿

荎字

訓不分明、委可被尋問、

頎字

似無其難、

多字

勘申
御名字事
荃
唐韻曰、此緣反、香草也、
王逸楚辭註曰、荃、君也、
李善文選註曰、香草也、以諭君也、人君被芬香、故以香草爲諭、
多
玉篇曰、旦何反、衆也、重也、大有也、
說文曰、重夕爲多、
子夏詩序曰、螽斯后妃子孫衆多也、
鄭玄詩箋曰、君其子孫衆多、將日日以盛、
尙書曰、成周既成、周公作多士、
頌
玉篇曰、似用反、形容也、頌其盛德、
公羊傳曰、什一行而頌聲作矣、何休曰頌聲者、大平歌頌聲、帝王之高致也、
文選序曰、頌者、所以游揚德業褒讃成功、
毛詩正義曰、王功既成、德流兆庶、下民歌德澤、卽是頌聲作矣、又曰、頌之言容、天子之德、光被四表、格于上下、無不覆燾、無不持載、此之謂容、於是和樂興焉、頌聲乃作、
右勘申如件
久安四年八月七日　式部權少輔藤原朝臣成佐

玉篇曰、胡耿反、說文曰、幸而免凶也、
如淳漢書註曰、天子車駕所至、民臣以爲僥倖、故曰幸、
右勘申如件
久安四年七月十六日　　　　　　　式部權少輔藤原朝臣成佐

能子
專子
幸子
右件名字、不當國母后宮貴女名人等候、但能子延喜女御也、右大臣定方女然而就吉凶非名人候歟、幸子優候歟、男女親王名、近代强不避候歟、盛章敦保敦方等是也、況於女御更衣哉、元撰名字之時、避帝王皇宮攝籙大臣名人刑人等候云々、宜以此旨令言上給、師安恐惶々々、
七月十六日　　　　　　　大外記中原師安請文
如此事不勘侍、仍難申進止侍、但古女御名無所覺侍、幸字ハ一切人吉字知侍ハ、幸字打聞侍に、吉侍者歟、於深事者、不知給侍也、屋外夜前御返事遲々、
十七日壬寅、名夫人曰幸子、密問吉日於陰陽師、申今日吉由、仍名之、書幸子二字於一紙授夫人、京極大北政所、延久三年八月廿日名也、承保元年六月廿五日、叙從三位、本無位叟知非叙位日名之豫名之、
〔台記別記〕久安四年八月七日壬戌、依爲無憚之日、成佐獻女子名字勘文、依疾不來、以書獻之、卽問名於禪閤、攝政殿下、侍從中納言成通卿、大外記師安、駿河守雅教、前少納言俊通、前能登守孝能、前肥前介賴業、蔭孫菅原登宣、又泰親問、釋信西、問嘉事於法師、專可忌之、是以知余、告其名於泰親、問信西、不受余命、故不稱使也、各所對續載狀左、又權中納言公能卿所對不詳、

〔中右記〕元永二年五月廿八日癸酉、雜色相逢云、皇子〇崇德降誕、六月十四日己丑、大學頭敦光朝臣來談云、若宮御名可擇申、依有院宣所撰申也、件勘文內々所見合也、顯仁、此字又予〇藤原宗忠披見云、顯仁反音傾音也、顯勝也、十六日辛卯、巳時許參院、候北面之間、大學頭敦光朝臣、進若宮御名勘文、頭辨奏聞、則以頭辨被仰下、親王宣旨、來十九日也、件日御名字、雖一日被沙汰、當日時刻推遷也、仍兼日一定也、此勘文、心閑見定可申者、披見之處、顯仁爲仁也、爲ハ平聲成也、此二字之中、顯仁勝也、就中反音傾也、仍顯仁勝之由奏了、頭辨又爲御使參左府了、後聞左府顯仁宜之由被申云々、已叶愚案也、

〔台記別記〕久安四年七月十三日戊戌、夫人〇藤原賴長妻名字、可擇獻之由、使親隆朝臣仰式部權少輔成佐、成佐有疾、仍不召仰、十六日辛丑、親隆朝臣獻成佐擇進名字、令見菅登宣、無官六位以智者故也、所對不分明、令見公能卿、又內覽禪閤〇賴長父忠實、問師安、皆以爲可用幸子、卽申禪閤曰、古者女御內親王等名可避歟、西宮文、女叙位所后之外不可避由所見也者、御返事載之、同師安返事同載、勘申御名字事、

能

玉篇曰、奴登反、工也、善也、廣雅曰、能任也、周禮八統四曰、使能、鄭玄曰、多材藝也、

師古漢書註曰、能本獸名、爲物堅中而强力、故人之有賢材者、皆謂之能、

專

唐韻曰、職緣反、政也、誠也、

杜預左傳註曰、專自建也、

賈逵國語註曰、專猶擅也、

禮記曰、君專席而酢焉、

毛詩正義曰、夫人專夜、

幸

今上（實綱朝臣擇申）
善仁　守成
院（明衡朝臣擇申、後三條院東宮、）
貞仁　有成　博時
貞尊不宜由、公卿等申之、（能長實綱等）
陽成院　華山院　三條院云々（井貞字）
故院仰曰、還可為例、明衡曰、帝王三人、被用貞字、可謂無耻辱、
後三條院　後冷泉院（義忠朝臣擇申）
親仁　尊仁　能成
後朱雀院　後一條院（匡房朝臣擇申）
敦成　敦良　敦仁
三條院
一條院（齊光爲擇申）
華山院（同上、或說輔正云々、）
圓融院（維時擇申）
冷泉院（在衡爲擇申）
維時擇申、故慶賴親王名、仍在衡卿擇申由、見九條記、
村上
朱雀院（等可尋之）
寛明

謹件收納天平六年正税雜充用之狀具注如件、仍付守從五位下勳十二等多治比眞人多。夫。勢進上以解、

天平六年十二月廿四日　　守從五位下勳十二等多治比眞人俠。世。

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年正月庚子、踏歌歌頭女孺忍海伊。太須。〇中略授外從五位下、

〔續日本紀二十三孝謙〕天平寶字五年六月己卯、賜外從五位下忍海連致。〇中略從五位下、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年七月丙子、正六位上山田史銀。授外從五位下、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年十二月壬寅、外從五位下山田史白。金。〇中略賜姓連、

〔江家次第十七〕當代親王宣旨事

藏人頭奉仰、仰上﨟博士、令勘申御名字、兼日示氣色、當日仰之、

博士進勘文、江家不注年月日

三以下注本文并音訓、有井重紙、懸紙用檀紙、

勘申御名字事

――某書――某――反――也

――同上某――反――也

右勘申如件

年月日官姓名

頭以文刺奏之

於定被用嘉名〇中略

今宮正家朝臣擇申

宗仁　尊明　後又慶仁

〔延喜式 二十二民部〕凡勘籍之徒、或轉蝮部姓注丹比部、或變永吉名爲長善、如此之類、莫爲不合、

〔日本書紀 二十四皇極〕元年十二月甲午、初發息長足日廣額天皇〈舒明〉喪、是日小德巨勢臣德太代大派皇子而誄、四年六月戊申、中大兄〈○天智〉使將軍巨勢德陀臣、以天地開闢、君臣始有、說於賊黨、令知所起、

○按ズルニ、德太德陀、音讀相通ゼリ、

〔日本書紀 二十八天武〕元年六月、大伴連馬來田、弟吹負、並見時否、以稱病退於倭家、

〔日本書紀 二十九天武〕十二年六月己未、大伴連望多薨、

○按ズルニ、馬來田望多、音訓相通ゼリ、

〔日本書紀 三十持統〕四年二月己酉、以直廣肆藤原朝臣史(フヒト)爲判事、　十年十月庚寅、假賜正廣參位右大臣丹比眞人、資人一百二十人、〈○中略〉直廣壹石上朝臣麻呂、直廣貳藤原朝臣不比等並五十人、

〔續日本紀 八元正〕養老四年八月癸未、是日右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、

〔懷風藻〕贈正一位太政大臣藤原朝臣史五首〈○詩略〉

〔續日本紀 二文武〕大寶元年正月丁酉、以守民部尚書直大貳粟田朝臣眞人爲遣唐執節使、〈○中略〉參河守務大肆許勢朝臣祖父爲大位、〈○位恐誤字〉

〔續日本紀 三文武〕慶雲四年三月庚子、遣唐副使從五位下巨勢朝臣邑治等、自唐國至、

〔續日本紀考證 二〕祖父〈或作邑治、邦訓通〉

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年八月癸亥、是日以從四位下多治比眞人縣守爲遣唐押使、〈○中略〉正六位下藤原朝臣馬養爲副使、

〔續日本紀 九聖武〕神龜元年四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合爲持節大將軍、

〔大日本史 百十四列傳〕宇合或作馬養、尊卑分脈曰、歸自唐、改名宇合、宇合、馬養、音訓相通、

〔東大寺正倉院文書 十五〕尾張國收納〈○中略〉正税帳天平六年十二月史生從八位上丹比新家連石麿

不定名之用字

百官名の類に、相馬百官と俗呼する、その百官名の類に、諫　勇人　勇馬　武人　五百人　夷
則　意氣揚　射居　直郎　正郎　肇　一　朔　首　一馬　初馬　隼太　波門分　春門　八
箭　端衛　獏象　半象　判司　逸身　平三　平格　平作　亭　唱　十一　得馬　篤磨　兎
毛　兎也　外也　外衛　登輔　登身佐　東作　收　修　音人　男女介　男也　雄也　轍
叶　協　員磨　算馬　一馬　數枝　算衛　鼎　鉗音キン　縑　珂土里　佳磨　薫　可也　可
聞　可聞　屯　糺　環　丹解　田面　但見　湛　巽　達　太衛　泰佐　泰輔　圓面　其母
其也　外箭　十十八　都守　都賀夫　務　勉　司　職　積　半　央馬　直人　波江　並
雙　並重　轉　宇衛　宇治衛　昇　升　登　騰　織人　音也　藏紀　藏司　競　久馬人
九三二　九六二　九二三　族　箭辭　舍　彌嗣　矢格　眞　信　匡　速　眞澄　忠一
刑馬　景司　慶三　原造　元作　此面　延象　江守　營輔　營二　新　宛　恰　湊　集馬
中　充　淳　安積　亞良夫　左右馬　作馬　左治衛　左協　三九二　極人　究　潔　競
欣正　舊馬　舊直　舊質　勇馬　往來　佑輔　標　惠　貢　水門　水嘉善　滿　三二二
主米　首令　鎮　靜馬　下枝　島圖　圓象　衛守　衛佐　衛夫　永丞　弘　弘人　廣人
廣紀　守度　護戸　索人　百紀　物面　最平　門司　物集女　千也　清紀　箭正　專直
清　澄　以上名字名ども、字はよめて惑ふものあり、兒童の爲、こゝにあらましを誌す、

〔羅山文集七十　隨筆〕本朝古人名、改其文字者、藤原不比等、初曰史、藤原馬養、初曰宇合、橘廣相、初曰博覽、又大枝大江、凡河內押河內、山城山背、近江淡海、大和養德、耶摩堆之類猶多、皆是鄉音之近者、或訓或聲、假借之也、又阿部仲滿、一云仲麻呂、藤原仲滿、一云仲麻呂、麻呂二字、與滿一字、通用呼之歟、又大己貴神、大汝神、大穴持神、皆一而其字不同、亦借訓也、忌曰由機、次曰須岐、後人改云悠紀主基、而忌與齋、共訓曰由機、推上項之例、而可知倭語之用字、庶乎舉一而明三也、然則雖百千可以例焉、

覺 義 吉 彥 角 介 加 庫 久 源 元 近 郡 嘉 金 吟 九 五 岩 菊
國 幾 由 權 光 磯 江 其
　牙音木性の字なるゆへ、水性火性によし、
忠 藤 太 重 理 利 林 二 六 通 治 猪 丑 仲 竹 嶋 蝶 當 侍 多
　舌音火性の字なるゆへ、木性土性によし、
與 宇 乙 一 伊 友 幸 喜 安 熊 和 由 好 恒 鄉 虎 酉 寅 圓
　喉音土性の字なるゆへ、火性金性によし、
新 淸 佐 勝 四 七 三 千 十 小 淺 善 宗 總 甚 作 次 庄 市 常
正 政 松 秋 石 晴 春 積 種 增 辰 才 眞
　齒音金性の字なるゆへ、土性木性によし、

〔韻鏡諸抄大成 六〕勝復之事

先祖ヨリ用ヒ來リタル字、其人ノ性ニアハザルアリ、假令バ木性ノ人ニ、齒音金ノ文字ヲ父字トナス時、名乘ノ父字ヨリ其人ノ性ヲ克ス是凶ナリ、然ドモ此文字ヲ父字ニセネバナラズトアラバ、此父字ニ生ゼラル、所ノ唇音ノ文字ヲ母字ニ用レバ、母字ヲ父字ヨリ生ズルヲ以テ、父字ノ氣、自トヨハリテ、其人ノ性ヲ克スル事カナハズ、其上此母字ヨリ其人ノ性ヲ生ズルナリ、是負ベキ所ノ者、復テ勝ト云ヲ以テ、勝復ト云ナリ、例シテ云ハヾ、木性ノ人ノ名乘ニ數敷（カズノブ）ト云ガ如シ、是數ノ字ハ齒音ニシテ金ナリ、此金ヨリ性ノ木ヲ剋ス、然ドモ數ノ字、先祖ヨリノ通リ字ナルヲ以テ父字ニ用フ、故ニ母字ニ敷ノ水字ヲ用テ、父ノ金氣ヲ奪フナリ、是ヲ以テ其人ノ木性ヲ克スル事アタハザルナリ、

〔日用重寶記 二〕名字俗名の事

信々　直々　或々　仁々　知々　隆々　修々　廣々　明々　末々　適々　象々　誠々　申々
薰々　時々　幸々　村々　玄々　平々　泰々　有々　利々　寛々　秋々　尋々　自々
鄕々　忠々　枝々　朗々　興々　作々　將々

〔韻鏡諸抄大成 六〕丈夫依レ性可レ名字之事

水性ノ人　福　木　峯　茂　彌　武　民　八　門　丈　萬　判　伴　卯　馬　名　平　兵
富　以上唇音ノ字ニシテ水ナリ、故ニ水性ノ人ニ比和シテ大吉ナリ
菊　玉　江　義　龜　五　元　嘉　久　九　牛　金　角　吉　加　勘　彥　源　以上ハ牙音ノ字ニシテ木ナリ、故ニ水性ノ人ニハ、水生木ト生ズルヲ以テ、武士藝者ニ吉ナリ、
宗　二　松　四　市　庄　助　辰　勝　七　孫　次　千　小　善　佐　常　新　尙　作
淸　甚　十　三　增　以上ハ齒音ノ字ニシテ金ナリ、故ニ水性ノ人ニハ金生水ト生ズルヲ以テ、農商職ノ人ニ吉ナリ、
〇按ズルニ、此下ニ、火木金土性ノ人、及ビ女子ノ五性ニ由リテ用キルベキ名ノ字アレド、今略ス、

〔名謂反切樞要〕変名頭字

左衞門　右衞門　兵衞　助　介　丞　太郎　次郎　藏　內　等は、面々の心にまかすべし、姓にかまはず反切する事もなし、又左に記す頭字も、名より體を生ずるも、體より名を生ずるも、又姓と比和するもよし、可レ隨レ所レ望也、
茂　平　半　文　八　門　彌　萬　伴　卯　兵　武　梅　馬　芳　百　滿　米　房　邦
包　品　麻　豐　福
唇音水性の字なるゆへ金性木性によし、

古
是(コレ)　惟維期之伊自此時比實云穴栗右兄

江
枝(エ)　條柯族朶
江(エ)　兄柄柯

天
光(テル)　照昭
手(テ)

安
明(アキラ)　正章信明昆昭光行高在顯彌曜諦著
顯(アキ)　秋晃彌明朗章曉著昭詮在亮信鑑
厚(アツ)　敦重篤淳涼訪
有(アリ)　在茂滿光存順照
相(アフ)　會合遇遭
赤(アカ)
肖(アユ)
似
朝(アサ)
脚(アシ)　足

左
眞(サネ)　實修尙猶誠信核眞學子人
貞(サダ)　定見體信
鄕(サト)　里隣吏誠
逆(サカ)　酒
前(サキ)　鋒
澤(サハ)

幾
淸(キヨ)　潔淨聖諦舜
木(キ)　樹材奧甲城規起林紀貴息置來鮮藝
公(キン)　君后林
菊(キク)

由
行(ユキ)　足隨于往曲將門致征元憾康之章至如順幸通由以適雪舒起爲促時運

妙
目(メ)

美
見(ミ)　親子覽身三鑒實緒觀相后皆臣親瞻省現鑑
光(ミツ)　舜滿明充仞實泉盈苗三水並看師溢
道(ミチ)　通途廉路達方逕陸徑盈充滿
峯(ミネ)　岑嶺
宮(ミヤ)

之
重(シゲ)　滋繁薫成惠殷蕃芝茂枝爲兄以包成誠
嶋(シマ)
鹽(シホ)

比
平(ヒラ)　衡位佌枚均成敦行
廣(ヒロ)　弘博熙尋寛泰宏汎恣
秀(ヒデ)　英末標季穎淑愷末以下六字或抄末注之如何
久(ヒサ)　尙之淹
人(ヒト)　仁者
彥(ヒコ)　孫位

毛
本(モト)　職元幹基資初舊意臺躬苞下
諸(モロ)　衆度諸庶師
守(モリ)　護衞盛積
茂(モチ)　以用望住蔚將持庸式後申荷殖時賞
百(モモ)

世
關(セキ)
瀨(セ)　灘

寸
介(スケ)　祐輔相助佐亮弼爲傅棟毗甫延脩右資昌將副扶方翼高伴
澄(スミ)　純有在角栖淸處維隅住
末(スエ)　標季穎愷淑
菅(スガ)
椙(スギ)
鈴(スズ)

〔姓名錄抄〕俗名

義(ノリ)儀(ヨシ)　良(スケ)々(ヨシ)　高(スケ)々(タカ)　方(スケ)々(マサ)　信(サチ)々(ノブ)　成(シゲ)々(ナリ)　孝(ナリ)々(タカ)　令(ノリ)々(ヨシ)　敎(タカ)々(ノリ)　住(モチ)々(スミ)　甚(タチ)々(タツ)　覺(アキ)々(タツ)　盛(シゲ)々(モリ)　經(ノリ)

經(ツネ)　行(ツラ)々(ユキ)　章(アキ)々(ノリ)　信(アキ)々(タダ)　陳(ツラ)々(ノブ)　能(ヨシ)々(ムネ)　在(アリ)々(アキ)　惠(シゲ)々(サト)　吉々　方(ツネ)々(ミチ)　助(スケ)々(ヒロ)　永(ナガ)々(ヒラ)　之(ヨリ)々(ユキ)　任(タダ)々

實(ミツ)々(ミチ)　平(ヒラ)々(タカ)　至(ヨシ)々(ユキ)　能(ノブ)々(タカ)　業(ナリ)々(ノリ)　資(スケ)々(ヨシ)　業(マサ)々(ノブ)　眞(サネ)々(マサ)　形(ノリ)々(カタ)　君(スヱ)々(キミ)　元(チカ)々(モト)　通(ユキ)々(ミチ)　右(アキ)々(スケ)

棟(スケ)々(ムネ)　茂(シゲ)々(タカ)　正(マサ)々(タカ)　土(ノリ)々(カネ)　順(マサ)々(トシ)　識(ノリ)々(トシ)　節(トモ)々(トキ)　慶(ナカ)々(ヨシ)　智(トモ)々(サト)　爲(タメ)々(ヨシ)　理(マサ)々(ヨシ)　由(ヨシ)々(ユキ)　標(タカ)々(スエ)　信(トキ)

與

吉ヨシ　艮善義好愛珍嘉淑令美寔賀理可慶能榮至由資德穀克與　儀懿綏徽佳休熙若順承蕪宜喜賢功子命麗時備敬典悅純

淀ヨド

世ヨ　代與

賴ヨリ　依資緣倚由自錄　仍方賢形因寄從

米ヨネ

太

高タカ　隆孝堯尊學教古楚貴章舉山　喬渉愼應標幸卒崇生考等

任タフ　堪能塔　妙純

種タネ　胤殖　子

忠タヽ　陟正理齊直恕只賢政公渡濟格　位匡江唯糺位蕭產尹藏唯資身

子但紀　兄帝孫

爲タメ

妙タヘ　絶

武タケ　高健　嵩竹

篁タカムラ

瀧タキ

旅タビ

足タリ

田タ

鷹タカ

曾

園ソノ

津

純ツク　序續次月柔　誠弟嗣繼槻

經　常恒庸方慣　綱昔維英尋

綱ツナ　純　繩

椿ツバキ

鉤ツリ

積ツム

束ツカ　冢　墓

圓

津

連ツラ　行貫陣　列綿宜聯

禰

禰　根子

奈

中ナカ　仲　衆

成ナリ　平爲作音絡生齊業也登　周濟低枚均就得尙有忠

永ナガ　長修度　脩榮良

並ナミ　方甫濤比濤　波秘南濵

直ナホ　尙猶仍　庭如君脩

多ナ　聲命　稱名

夏ナツ

繩ナワ

羅

良ラ

武

宗ムネ　致統棟陳梁　胸旨齊順至

村ムラ　邑

馬ムマ

虫ムシ

宇

敬ウヤ　禮　恭

氏ウヂ　姓　內

浦ウラ　上

海ウミ

牛ウシ

魚ウヲ

爲

居ヰ

乃

則ノリ　憲範規乘章似德法猷政知紀典象孝式位儀經義敎刑度度　令纏昇期明書述朝藝彝軌稚仙考言代記永化至以宥載　備所別修演正房　總言誠董布謹政

宇ノキ

後ノチ

野ノ

信ノブ　重陳序延舒順命叙暢書　述伸申圓展惟宣遙攄將

久

國クニ　邦一弟乙　州郡訓

倉クラ　藏庫　椋位

黑クロ　玄

阿クマ　限　曲

葛クズ

桑クハ

也

安ヤス　泰寧保康懽定息叱式易烈　綿行勵連惇綏逸穩綠休豫

山ヤマ

屋ヤ

末

正マサ　雅昌綿齋公匡將當政允董齋理　精均縎藏繩方尹幹鴨賢蔚睿

全マタ　完全復又　增加也

麿マル

希マレ

松マツ

間マ　眞

計

毛ケ

不

房フサ　總

文フン　書　牧

福フク　富

藤フヂ　淵

古フル　舊　雨

深フカ

冬フユ

船フネ

生フ

故云健部、また姓氏錄に、建部公云々、日本武尊之後也、など見えたる建部も、みな多祁流倍（タケルベ）と呼べるなるべし、

〔續近世畸人傳五〕津田一淸

一淸は、訓じて、ねずみととなふ、

〔伊呂波字類抄名字伊〕家（イヘ） 宅 彌（イヤ） 最（同） 今（イマ） 末（イマよ）

〔伊呂波字類抄名字波〕春（ハル） 治 玄 晴 霽 明 闇 流 遠 立（已上ハル）

○按ズルニ、本書伊呂波ノ下、必ズ名字ノ條アリ、今僅ニ一二ヲ錄シテ、他ハ總テ省略ニ從フ、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕人名錄

伊 彌（イヤ）最末 最（イト）糸 今（イマ）末 家（イヘ）宅舍屋 岩（イハ）石 市（イチ） 入（イル） 磯（イソ） 稻（イナ） 活（イク）生 池（イケ）

波 春（ハル）治齊玄明晴 晴（ハル）霽 橋（ハシ）階端 原（ハル）腹 早（ハヤ）隼 花（ハナ） 濱（ハマ）

仁 新（ニヒ）

保 穗（ホ）部無之

土 友（トモ）共類丈具奉備那與俱寬朋朝伴寅公知倫叔僚比等誠郡義肥智 年（トシ）利俊敏聰檢明裁歲智逸鋭照詮信章季曉順 遠（トホ）圓通捨在茂寬右 節（トキ）論時辰說秋晉祝候 宗國長朝釋刻解 富（トミ）福 豐（トヨ） 德（トク）得 虎（トラ） 融（トホル） 鳥（トリ）取

知 親（チカ）近幾元周凡愼庶隣前愛懷味用身躬子實見恒敬信眞浮邇允 千（チ）

奴 主（ヌシ）

遠 男（ヲ）雄緒尾臥統濟臣水 大息興居起 岳（ヲカ）岡 乙（オト）音 長（ヲサ）酉

和 綿（ワタ）

加 方（カタ）象堅覽朝固耳賢命名擊議 廉（カド）門 兼（カヌ）包懷說 影（カゲ）陰景蔭晷 金（カチ） 數（カズ）員算算憲每和量計 穎（カヒ）柄 河（カハ）川 苅（カリ）瓜褐 鎌（カマ） 勝（カツ）遂葛 風（カゼ）吹 香（カ）馨芬芳鹿 神（カミ）上 鴨（カモ） 梶（カヂ）

〔比古婆衣　三〕建内宿禰の名の唱

建内宿禰の名は、兄を味師内宿禰と稱へる味師に對へたる美稱にて、多祁志宇智宿禰と稱ひしなるべし、其はまづ古事記に、兄の名を味師とあるを、書紀には甘美と書き、姓氏錄には味と一字に書るをおもふに、宇麻志の志は、甘美の活言なる事著し、弟の名も同じさまに相對へて、多祁志と唱へるに、建字を當て書るなり、書紀などに武字を書るも同じ、かくて其兄弟の名の、味、建、といふに、内の宿禰と引合せて呼べるなり、古事記仁德天皇の御歌に、建内宿禰の事を、宇知能阿曾とよみ給ひ、神功紀に見えたる、熊之凝が、御軍人に向ひて唱へる歌にも、于地能阿曾といへるをも證とすべし、

〔比古婆衣　三〕倭建命の御名の唱

倭建命の御名、ヤマトタケルと稱し奉たりしなるべし、其は古事記に、此命熊襲建兄弟を殺し給ふ時、〇註略弟建が言に、於西方、除吾二人、無建强人、然於大倭國、益吾二人、而建男者坐祁里、是以吾獻御名、自今以後、應稱倭建御子云々、故自其時稱御名謂倭建命云々、〇註略と見えたるによりて知られたり、〇中略さて此皇子の御名、書紀に日本武、また餘古書どもに倭武とも書きて、その武字は、例にタケ、またタケシなどこそは訓め、タケルとはよむまじきがごと思ふ人もあるべけれど、書紀に梟帥と書るを、既く古事記に、建字を用ひられたるにも准へ知るべく、また猛字も武字と同じ義として、つねにタケ、またタケシなどよめど、書紀に五十猛神と書るなど、おもひ合すべし、さて又タケルてふ稱の義は、記傳に、威勢ありて、猛き者を云ふ稱なりと說はれたるがごとし、〇中略さて景行紀四十三年、此命の崩給へる處に、日本武尊、化白鳥云々、因欲錄功名、即定武部也、と見えたる武部を、古訓にタケルべとあり、又出雲風土記に、出雲郷、所以號健部者、纒向檜代宮御宇天皇〇景行勅、不忘朕御子倭健命御名、健部定給、爾時神門臣古禰、健部定給、即健部臣等、自古至今、猶居此處、

上千乘

此類多し、今しばらく藤氏上代の人名のみ、其一二を記す、菅家の祖宇庭を、ウチニハと讀むが如し、

熊谷入道蓮生は、れんせいとよむべし、

宇都宮入道蓮生は、れんしやうとよむべし、

借名漢音吳音によみ來れる事の多し、其宗家に聞べし、惠果ケイクハ惠心エシン等の如し、

〔玉勝間八〕後鳥羽天皇の御諱のよみ

後鳥羽天皇の御諱尊成、歷代編年集成に、タカヒラと假字附けり、成平也といふ意なるべし、

〔尊卑分脈五藤原〕愛發又ノリ

〔玉勝間十二〕愛發といふ名のよみ

藤原愛發といふ人あり、此名いかによむにかといぶかしかりしに、越前國の地名をとれる名にて、愛發關、あらち山などいふところなりけり、

〔玉勝間十三〕平城天皇の御名

平城天皇の御諱、はじめには小殿と申せしを安殿と改め給へり、○中略さてこは阿傳と字音に讀み奉る也、紀の國の在田郡は、もと安諦郡にて、書紀續紀に、阿提郡とも書れたるを、この天皇の御名に渉るをもて、大同元年に、在田郡とは改められき、

〔玉勝間十四〕人の名の和字の事

人の名に和字を加ズとよむは誤也、これは加都にて、都は清音なり、此言は、かてかつかつるど泛用て、物を和合こと也、萬葉歌に、醬酢爾蒜都伎合而とある、此合而なり、

〔古事記傳二十二〕建內宿禰、建內は多祁宇智と訓べし、世に此名を武之內と之を添てよむは、古書にならず、後世竹ノ內など云地名のあるにならへるみだり言なり、古に建之と云る例あることなし、

〔東野州聞書〕一寶德四年七月廿二日、於常光院承條々、○中略
作者ノ讀やうの口傳　俊生　山上憶良　額田王○中略
置始東人名のりは口傳　懷此字は、名のりには、やすと讀、猶よみあり、○中略
一享德元年八十六、於常光院尋習條々、○中略
朝光　朝忠　國章此字、名のりによつて、あきらと讀也、　平祐擧　平公誠　輔昭　平忠依　源寛信朝臣　高向
年春　弓削嘉言　大江喜言　石川良女　高岳相如　三統元夏　源致方　慶滋保胤　統理
參議玄上　扶朝朝臣　孚子内親王　輔臣　治部卿仲統　北邊左大臣　惟宗成長

〔叙岳要記上〕推古天皇十四年丙寅、以三位三津氏百枝、爲大藏卿、○中略
私云、大外記中原師重云、百枝二讀也、一ニハ百枝、一ニハ百枝、然者不可讀枝云々、建保六年夏聞之、

〔南留別志一〕一名乘に、純をすみ、茂をもちとよめるは音なり、○中略
一朝の字を、或はあさ、或はともとよむ事は、或は公武にてかはり、或は上下にて異なりとやらんいふは、僻事なるべし、義朝の子、朝長あり、おき所上下ありともかはるまじ、公家武家といふ事は鎌倉以後の事なり、

〔南留別志拾遺〕朝をともと讀む事は、朝廷もおほやけも同じ意なりとて、公の字の訓を用ゐたるなるべし、公は公共の意にて、ともとよめる也、

〔野宮問答〕一忠助と書きたる名乘を、忠覽と讀み申事は、元來忠覽にて候得共、障りこれあり、忠助と字を替へ候へ共、たゞみといふ事、上に御存知の實名故、よみを改めずして、忠助をたゞみといひ付申候、

〔鹽尻一〕昔人名倭訓　昔人の名、倭訓傳をえらずして、妄に稱はいと俗なり、　合間　董文　愛發
發生　乙叡　訓儒　巨勢麿　主復　在公　眞能守　仁道　直作　弟藤　五百城　三成　玄

舍人天武子　阿保平城子　人康仁明子　敦實宇多子　代明醍醐子　常明醍醐子

他戸光仁子

大臣

木菟履中御宇　圓安康御宇　蝦夷皇極御宇　赤兄天武御宇

不比等藤原古人傳云、此名有由緒、奈良比比止之加良須、無僻覽之儀也、　武智麻呂南家

諸兄橘氏　永手藤原　眞吉備吉備公　魚名藤氏　是公藤氏　内麻呂藤氏

三守藤氏　常嗣源氏　良相藤氏　多源

納言以下

廣庭安倍　宇合藤　毛人安倍　家持大伴　子老大中臣　今毛人佐伯

古佐美紀　乙叡藤氏　眞夏藤氏　入鹿多　眞道菅野　五百枝春原

愛發藤、越前愛發山此字也、又アラチ、　鹿取　篁小野　長良藤　定源

善縄春澄　音人大江　廣相橘　長谷雄紀　有實藤　玄上藤

自明源　好古橘　朝成藤　義懷藤　誠信藤　佐理藤

齊信藤　朝綱大江　湛藤　直源　公材橘　友于在原

等源　言鑒尾張　斂久狛部　傳説三船　義忠儒者　公資大江

積善高階　佐世藤　清公菅原　齊名紀　孝標菅　逸勢橘

懷忠　令尹　明義中原　朝光　擧周大中臣　諸葛中納言

秘樹橘　五常六位外記史經暦者也、文屋五典、明德三年除目、故應[illegible]中文此例也、　直幹

奉時小野　希　巨城　允亮　護良大塔宮　允明

源信　旅人　文信藤氏鎭守府將軍　越雄藤氏

〔源平盛衰記三十六〕鷲尾一谷案内者事
御曹司〈○源義經〉ハ、〈○中略〉去バ汝ヲバ鷲尾三郎ト云ベシ、名乘ハ我片名ニ、父ガ片名ヲ取テ經春ト附ベシ、片岡ト同名ナレ共、多キ人ナレバ、事カケジ、

〔松屋筆記三十七〕名の片字
照光記、建久七年五月五日の條に、水手結文、令請印云々、持來更卷懸紙令封、封了持來、書名片字返給了云々、

〔倭訓栞前編三十〕み　名に相をよむは藤良相あり、みるの義也、

〔藤戒記部類二〕名字讀
藤宿奈麻呂〈後改名良繼、太宰帥大錦上比羅夫之子〉　藤濱成〈一名濱足、參議麻呂一男〉
大納言大伴旅人〈一名多比等、大納言贈從三位安麻呂一男〉　中納言同家持〈旅人男〉
右大臣清原夏野〈本名繁野〉
源勤　同舒
藤原永手〈權中納言始參議〉　同牛養　阿倍沙彌麿　大中臣子老〈右大臣清丸二男〉　中臣清丸〈中〉
納言美麿七男　知太政官事刑部親王〈從三位〉　但馬權守橘逸勢　藤原愛發　宇合　輔相　常
行　眞楯　魚名　御楯　眞夏

〔諱訓抄〕帝王
定省〈宇多〉　寛明〈朱雀〉　懷仁〈一條〉　居貞〈三條〉　敦成〈後一條〉　敦良〈後朱雀〉
體仁〈近衛〉　順仁〈六條〉　懷成〈廢帝〉　茂仁〈後堀川〉　秀仁〈四條〉　豐仁〈光明〉
幹仁〈後小松〉　實仁〈稱光〉　成仁〈後土御門〉
親王

し、あしおとどもしてくづれ出るを、うへの御つぼねのひんがしおもてに、み丶をとなへてきくに、まる人のなのりには、ふとむねつぶるらんかし、又ありともよくきかぬ人をも、此をりにき丶つけたらんは、いかゞおぼゆらん、なのりのよしあし、き丶にく丶、さだむるもをかし、

〔花鳥餘情三夕顔〕なだいめんはすぎぬらん、たき口のとのゐ申はいまこそは、亥一刻に、内竪、時のふだを奏す、其後侍臣のなだいめん有、なだいめんとは名謁をいふ、殿上に御とのゐせる侍臣、たがひに名を問れて、なのる事也、此次に瀧口のとのゐ申あり、とのゐ申といふも名謁と同じ事也、

〔神皇正統記仁明〕第五十四代第三十世、仁明天皇、諱は正良、是よりさき御諱たしかならず、多は乳母の姓などを諱に用ひられき、是より二字たゞしくましませば、のせたてまつる、

〔古事談三僧行〕文範卿云、餘慶僧正ヲ驗者ト云ヘドモ、被犯人妻云々、僧正聞此事ノ後、向彼卿宅之處、得其意、稱所勞不出合、僧正猶大切ニ可申事有ト被申ケレドモ猶不出會、其時僧正呪而只投出ト被申ケルニ、主忽悶絶シテ屛風ノ上ヲ打越テ倒出、僧正サコソハトテ被歸畢、三ケ日猶悶絶ス、因之一門子息等獻二字於僧正、仍被免、後存命云々、

〔蔭涼軒日錄〕長享二年正月晦日、陳外郎話云、大内息次郎相公、賜二字義興、義字賜者、世所稀也云々、

〔類聚名物考姓氏八〕片名　かたな

二字ある名の一字を片名といふ、今俗に左衛門といふを、左衛とも、或は衛門とも書をも、また片名といふ也、

〔源平盛衰記三十三〕太神宮勅使附緒方三郎責平家事

日數積ツテ月滿ヌ、花御本男子ヲ生、隨爲成長容顏モユ丶シク心様モ猛カリケリ、母方ノ祖父ガ片名ヲ取テ是ヲ大太童ト呼、

後世に至りて、うぢかばねの類ひおこり、字號の屬、生ずるは、文華の盛なるなり、たゞ又諡といふことあり、崩後に改め名づく、神武と申、綏靖と申奉るこれなり、今の俗稱は假名あるひは呼名ともいふ、これ保元平治の比よりやはじまりけん、某郎などいふこと多し、これ通稱にて、伯仲をわかつに數の序次を以てす、これにむかへて實名といふ稱はおこれり、また名乘ともいふ、名乘は、もと人に對して我名を唱ふることなり、古事記萬葉集に、名告ナノリと傍訓し、東鑑に名謁ともかけり、皆人に對して我名をなのる義なり、のりは、のりことなどののりにて、言語にあらはすなり、さればわが名をなのることよりして、つひに實名を名のりといふことにはなりたり、さてその名、後には家々の通り字ありて、代々同字を用ゆ、古にも淳和天皇の御子たち、多く上に恒字を置れ、仁明天皇の御子たち、下に常字を置、文徳のみこ、上に惟字を置れし類、又清和天皇を惟仁と申せしより始まりて、醍醐天皇を敦仁、一條天皇を懷仁など申すより、以後皇子たち、凡て某仁とつけらるゝことにはなれり、通り字のはじめ、これらに本づけるならん、また尊上の人、卑賤の者に名の一字をあたふること、源平盛衰記、北條九代記等に見え、當世に至りては恒例となりぬ、また女の名、古代は男子と同じく、某命といひ、中古は某子といひ、後世は於の字をつく、於は阿にかよひて助辭なり、これ婦女の名は簡易なれば唱よき爲にいひつけしにや、

〔十訓抄　一〕天智天皇、世につゝしみ給事ありて、筑前國上座郡朝倉と云所の山中に、黑木の屋を造ておはしけるを、木丸殿と云、圓木にて造故也、〇中略さてかの木丸殿は、用心をし給ひければ、入來の人、かならず名のりをしけり、

　朝倉や木の丸殿に我をれば名のりをしつゝ行はたが子ぞ

是天智天皇の御歌也

〔枕草子　三〕殿上のなだいめんこそ、猶をかしけれ、御前に人さぶらふをりは、やがてとふもをか

也、たとへば、宇治山の喜撰を、基泉と同人也ともいひ、或は別人といふが如きも有、又は西行法師を、中比は圓位上人ともいひしを、初は佐藤兵衞憲清といひしが如し、僧正遍照をも、俗にては良岑宗貞といへるが如きも有、これいさまぎらはし、此にはその中にとりて傳への異にして、名二ツ有をもはらのせたり、神代紀に、八千矛の神に七名有が如きをいふ也、別號といへるに似たり、

〔類聚名物考姓氏八〕本名

今案に、本名といふ事、西土にも有、然れども今俗に云とは、その意異なり、俗の意は、今假名有に依て、その本體の名をさして本名と云、本は假の反對なり、西土のは、もとの名にて、今改めて稱する所の名にむかへて本名と云、古今と云に似たり、唐の顏眞卿の撰び書る、浪跡先生玄眞子張志和の碑に云、玄眞子、姓張氏、本名龜齡、東陽金華人と有、次下に改名志和、字子同と有にむかへて、昔の名龜齡とはいへる也、

〔類聚名物考姓氏八〕名告　なのり　名謁東鑑　名乘俗借字

今思ふに、奈乃利(ナノリ)は、我名をのりて人にいふ故なり、古事記の雄略天皇紀に、名告と見え、萬葉集にも見えたり、告を乃里(ノリ)といふは古語也、東鑑には名謁と書しは、義をもて書る也、我名を告て、人に謁るの意也、

〔古今要覽稿姓氏〕な　名

人の名は、往古よりしてあり、渾沌初てひらくる時に、國常立尊、國狹槌尊と申奉る、すなはち御名なり、西土にてもまたしかり、少昊の名を摯といひ、帝堯の名を放勳といへるこれなり、たゞし太古にては、子孫といへども、御名を憚るところなく、後に西土の制を移させ給ひしより、憚りて御名を稱せず、委は松迺落葉にみえたり人の天地間にあること、名の別つべきものなかるべからず、たゞ人のみにあらず、天下にあらゆるもの、大は高山大河、小は禽虫魚鱗に至り、一として名なきはあらず、

むにも、いとよろしき稱呼なるを、さる事のきこえぬは、くちをしき事也、朝夕にめなれ口なれためる唐詩選などをもみよ、王大、高五とあるは輩行、高都護、杜少府などあるは官名にて、今時の名と、もはらおなじきを、唐人の名のるは雅にて、こゝにて物するは俗なるやうあらましや、今時の漢文をみるに、稱呼の妄なる事、いふべくもあらず、

〔善庵隨筆二〕漢土ニ小字トイフモノアリ、今古奇觀ニ、小名宋金郎、官名宋金トアリ、官名トハ、公邊ニ用フル表向ノ名ニテ、實名トイフガ如シ、小名トハ、民間ニ呼習ハシタル平生ノ通名ナリ、コレ證トスルニ足ルヤウナレドモ、他書ニ載スル小名小字ハ、大抵幼少ノ時ノ子供ノ名ナリ、又侍兒小名錄ニ載スル小名ハ、此方ノ人、タトヘバ家ニ居ルトキノ名、女子ナレバ阿松トカ、阿梅トカイヘルガ、諸侯方ニ奉公スレバ、別ニ名ヲ賜テ、尾上トカ、岩藤トカ改ム、ソノ奉公中ノ名ヲ小名トイフ、カク一定セザレバ、一ヲ取テ證トシ用ヒガタシ、

〔類聚名物考姓氏八〕名字　な　あざな

およそ古人の名、今の心よりは、わきまへがたきもの多ければ、よみうる事さへかたきをや、されば字合を乃支阿比と訓が如く、舍人親王を伊敝比止と申が如き、みなよくも思はぬ、後世の心より出し僻よみなり、又訓にてのみは訓ざるも有、德足の如きは、止古多利と音訓相交へてよむなり、この類ひは長良多良の如き、良をば音にいふ、一條禪閣兼良公をば、加禰羅と訓を、加禰與之ともよむべきよしもいへり、これらよく思ひわきまへでは、僻事のまじれるものなれば、書このむ人は、必おろそかにはすべからぬ事ぞかし、

〔類聚名物考姓氏八〕別名　一名

これは名二ッ有をいふ、たとへば同人異名有人あり、又は名をかへし人を物に志るしたるに、二所三所に見えしに、二三の名有て、その人は異ならざるも有、又は傳への異にして二名有もある

ついでのまゝによぶ事也、十郎より上は、餘一餘二などぞいひけらし、今昔物語に、○中略貞盛ガ甥、弁甥子ナドヲ、ミナ取集メテ養子ニシケルニ、此維茂甥子ナルニ、亦中ニモ年若カリケレバ、十五郎ニ立テ養子ニシケレバ、字ヲ餘五君トハ云ケル也とあり、眞田與一、淺利與一などいふもこれか、これら必しも十餘子とはみえざなれど、餘五のやうなる子細ありもやしけん、その程すでに曾我十郎は兄にて、五郎は弟なるたぐひあれば、この與一も、輩行のみだれたるにもあらんかし、成功とは、上條にいへるごとく、物をいたして、四府の尉、諸司の三分になりて、その官名をなのる也、かくてその族々に、太郎、二郎、兵衞、衞門ありて、他氏他族と參會しても、さらぬをりも、何事につけてもまぎらはしき故、その上に姓の一もじをそへて、藤太郎、源二郎、淸兵衞、宗左衞門などやうに名乘たる物にて、今時の名はこの姿なり、さてもなほ、おなじ名の多かるほどに、居所の地名をそへてよぶ、新庄にすむ藤太郎は新庄藤太郎、山田にをる源二郎は山田源二郎也、これすなはち今の名苗字也、元弘建武よりは、成功の事は絶えはてたれど、代々に官申たる家は、父祖のなのりしまゝに名のりもゑつらむ、さらぬ者も借上して、兵衞、衞門とつきもしたらむ、亂世にて、誰とがむる者もなきゆゑなり、應仁以後にいたりては、何事も蕩き蹤うしなひはてつる世なれば、上の一もじを姓といふ事も、下は輩行官名とも何ともゑらで、たゞ人の名は、かうやうの物ぞと心えて名のりじほどに、上の一もじ、姓ならぬもいできたる也、されば世の中のうつり來しにゑたがひて、成功の實もうせ、輩行の序もみだれて、そのかみのやうに、うるはしくこそあらねど、きと由緒ある事にて、今においては、うけばりたる名乘に、これを置ては何かはあらん、ゑかるを此頃の學者たち、さるゆゑよしはゑらずやあらん、世に俗名と稱れば、ひたすら俗なりと心えて、歌よ消息よと、人のがりやるにも、これをいみさけて、人の實名書ちらすこそ、さもこちなく、うたてき事なれ、そも〳〵これは皇國の學するともがらのみにもあらず、儒者とある人たちの漢文にかゝ

ルト云フベキヤ、然レドモ世上一同ニ、字ト云フモノツクコトニ非ズ、書ヲ讀ムモノヽスルコトナレバ、古ヘヲ推シテ、本ヲタヾサヌト云フコトモアルマジキコトナリ、愚意本唐山必シモ強ヒテ引キアハセズトモ、交名ハ交名ニシテ、姓ヲ冒ムルコトヲ忘レタルコトハ、流風ナレバ是非ニ及バズ、名乘ヲ本トシテ、字ハ本邦ノ風ニハ無シトスベキナリ、モシ書ヲヨムモノ字ヲツクナラバ、名乘ガ實名ナルユヱ、此レニ緣ヲ取リテ字ヲツクベシ、韓吏部ハ交名、紀右衞門ト云フガ如シ、愈ハ實名ナリ、此方ノ名乘義方ト云フガ如シ、退之ハ字ナリ、此方ニハ無キコトナリ、此通リニテ平易ナルニ似タリ、

〔日本書紀通證一 叢書〕今按、神代紀、多以名證其德、曰尊曰命曰彥曰姬、皆美稱也、皇代紀、有以地名稱者、有以職業稱者、有據一時之事者、大鷦鷯、日本武之類、其餘概當以之求焉、欽明紀曰、帝王本紀、多有古字、撰集之人、屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、帝王本紀者、推古紀所謂天皇紀、而厩戶太子所撰定者也、古字者、謂皇子古名字也、親王所自述既如斯、宜也其難解乎、至臣庶、則稱僻之名尤多矣、不可悉曉也、又如網田爲阿彌陀、史爲不比等、馬養爲宇合、旅人爲淡等、皆通用音訓也、後世反名、蓋出乎此、○註略 又古者不必字、偶稱字、顯宗紀、改字曰丹波小子、仁賢紀字嶋郎、亦似所謂小字、揚雄子、小字童烏之類、而讀曰那、ナ與名同、程郊倩曰、字郎是名、古人誠有之、如韋應物即名應物、孟浩然即名浩然是也、無阿柴那之訓、アザナ阿柴那、交名也、交人之稱也、或謂阿柴那梵語、然字梵云乞叉囉、乃文字也、此間文字、亦讀云那、見天武紀、周禮、掌書名於四方、註古曰名、今曰字、後世儒士、或字之、阿柴那、見源氏談抄、云阿柴爲儒者必有之、然亦與西土法少異、如菅原道眞字三、文屋康秀字琳、三善淸行字輝之類、又如字治拾遺云、字袴垂、似所謂諱名、ヒコナ又有假名實名之稱、假名俗呼也、實名即名也、實名多二名、故謂之二字、○註略 又名麻呂者多矣、對人自稱亦曰麻呂、或作麿、二合字、如榊類、或作滿、與圓訓義通、俱出後世、或曰、男子通稱、猶周代子路子貢之類、如物類咋猛呼爲稻春兒麻呂、鎌呼爲加摩麻呂、猶有扇子刀子之稱、或曰、自謙之辭、古人有小屎糠虫、後世紀貫之、幼名阿古久曾、蓋同意、

○按ズルニ、滿ヲマロト云フハ音ナリ、與圓訓義通ト云フハ、恐ラクハ誤ナラン、

〔年々隨筆 三〕今時の俗名といふものは、人の實名はかりにも他より呼べきものならねば、輩行と成功との二ツをもて稱へし物也、其輩行といふは、兄を太郎といひ、つぎを二郎といひ、三郎、四郎、

左衞門、二郎右衞門ト稱スルモアリ、今喜右衞門ノ喜ヲ名トスル時ハ、姓ヲバ名トスルナリ、或ハ太郎左衞門、二郎右衞門ハ、名ヲ太トシ二トスベキヤ、又ハ太郎ノ子、小太郎、或ハ又太郎、或ハ新太郎、ソノ子孫ソノ子彌太郎ナリ、左衞門ノ子、小左衞門ト云、孫彥彌モ同ジ、右衞門、兵衞、大夫、此ニ準ズ、次郎ノ嫡子ハ、次郎太郎ト云、小四郎左衞門、平六兵衞、小平六ト云モアリ、北條四郎時政ノ子、義時ヲ小四郎ト云モ然リ、然類上ノ字ヲ摘テ、何トテ名トセラルベキヤ、名乘義方ヲ字トスルコト訝カシ、喜右衞門ハ交名ナレバ、實名ハ名乘義方ナリ、實名ヲ字トスルコト從ガヒガタシ、又三ツニ、小名與次ナルニ、晝ヲソヘテ名ヲ舉トスルコト訝カシ、ソノマヽ與次ヲ實名トスルニモ非ズ、上ノ一字ヲ切取テ、又晝ヲ添ル時ハ、今又作爲スルナリ、況ヤ與ノ字、本ハ餘ノ字ニテ、兄弟ノ次第、十ニ餘リテ十二番目ノ子ヲ餘次ト名ヅク、那須余一ハ十二番目ノ子ナリ、故アリテ十一トナル、餘ヲ略シテ余トシ、終ニ轉ジテ與トナリタルナリ、此レヲ名トスルコト、イブカシキコトナリ、小名千代丸、三四郎、牛之介、何ト名ヲ稱センヤ、又四ツニ、忠助ヲ書カヘテ、中輔ヲ字トスルコト訝カシ、忠助ハ本中原ナル人、介ナラバ如此稱スベシ、何之介ハ、或ハ受領ノ介ヨリ轉ジ、何之丞進ハ、百官ノ下ヅカサヨリ轉ズ、何內ハ、昔シハ內舍人ナル人ノツキシ名ナリ、何平ハ、兵衞ノ轉ズルナリ、交名ナレバ、師又ハ賓ノツケタル字ニモ非ズ、況ヤ書カフルコト作爲ニワタル、太郎、二郎、衞門、兵衞、大夫ヲツキタル人、イカヾ書カフベキヤ、又五ツニ、源兵衞ノ源ヲ名トスルコト、前ニ云如ク、姓ヲ名トスルナリ、ソノ外ミナ前ニ詳ナリ、ソレノ緣ヲトリテ、字ヲ子澄トスルコト訝カシ、茂介ノ茂ヲ、音ノ通ズル懋ニ書カヘテ名トスルコト、此レ又作爲ナリ、太郎兵衞、二郎介、ソノ外前ニ云如キヲイカヾ字ノ緣ヲトリ、イカヾ音ノ通ズル字ニ書キカヘンヤ、名乘長英ナルヲ字トシテ、名ヲ俊トスルコト、字ハ名ニヨリテコソツクベケレ、字ヨリシテ名ヲツクル訝カシ、此七ツ、何レモ一同ニ例ヲ推シテ行ナヒガタキニ似タリ、或ハ古ヘハ古ヘノコト、今ノ稱スル所ニヨリテ義ヲ取

唐禮ニ從フ、紀寛（紀長谷雄）文琳（文屋康秀）ノ類ノ字アリ、然レドモ文字ヲ好ム人ノミニシテ、公家武家、一同ニ然ルニハ非ズ、此方ニテハ字ハ無クテモ事カケヌコト乎、ソレヨリ已來、世ニ字ツク者ナシ、近世天下一タビ治テ、文化漸ク盛ナリ、故ニ書ヲ讀ムモノ字ツク、然レドモ字ノ稱シヤウ一ナラズ、何レモ鴻儒ノセラルヽコトナルユエ、黄口敢テ議シガタシ、但私ニ愚見ヲ記シテ子姪ニツグルノミ、凡ソ世ノ字ヲ稱スル人、名乘ハ信定ニシテ、名ハ瑞、字ハ溫夫ナルアリ、此レ一ナリ、又交名喜右衛門、名乘義方ナルヲ、名ハ喜、字ハ義方トスルアリ、此レ二ナリ、又小名與次ナルヲ、名ハ譽、字ハ彥聲トスルアリ、其說ニ、內則ニ云如ク、小兒ノ時、父ノ名ヅケタルガ實ノ名ナリト、此レ三ナリ、又交名忠助、名乘維弼ナルヲ、名ハ維弼、字ハ中輔トスルアリ、此レ四ナリ、又交名源兵衛ナルヲ、名ハ源、字ハ子澄トスルアリ、此レ五ナリ、又交名茂介ナルヲ、名ハ懋、字ハ伯德トスルアリ、此レ六ナリ、又名乘長英ナルニ、此レヲ字トシテ、ソレニ緣ヲ取テ名ヲ後トスルアリ、此レ七ナリ、愚謂此七條、共ニ世上一同ノ通例トシガタシ、疑フベキナリ、先一ツニ、名乘ト名ト二ツアルコト訝カシ、吾邦凡ソ事訓ヲ以テ行ハルヽ、人モ實名ハ名乘トテ、訓ヲ以テ稱スルナリ、瑞ノ字ノ類、名乘ノ訓ニヨマレヌ字ヲ用ルコト、本邦ノ風ニ非ザルニ似タリ、又二ツニ喜右衛門ト云ハ、喜ノ字、本ハ紀ノ字ニテ紀姓ナリ、初兄弟ノ次第ニテ、太郎次郎ト云、或ハ姓ヲ上ニ冒フリテ、源太平二郎、紀次郎ト云モアリ、平藏ハ平三ナリ、唐ノ人、李三郎、杜五郎ト云ガ如シ、六位ノ衛府ニナレバ、左右ノ衛門兵衛、ソレ〳〵ニ又其姓ヲ上ニ冒ムラシメテ、紀姓ナレバ、紀右衛門ト稱スルナリ、唐ニテ韓吏部、杜拾遺ト云ガ如シ、ソレ故此方ニテモ交名ト云ナリ、源平藤橘ヨリシテ、菅原ノ菅、大江ノ江、淸原ノ淸、中原ノ中、丹治ノ丹、惟宗ノ宗ノ類、後ニ橘ヲ吉ト書カヘ、菅ヲ勘トシ、江ヲ鄕トシ、中ヲ忠トシ、宗ヲ捴トスルナリ、ソノ後物數奇次第ニ交名ヲツキテ、吉兵衛、忠右衛門ト云ヒ、紋太郎、無理之介ト云フニイタル、本ハ姓ナルコトヲ知ラヌヤウニナリ來ルナリ、又人ニヨリ太郎二郎ナルモノ、太郎

るべからざる由、ある有職の人の仰せられき、

何人の仰にかと、重ねて問返し難かりし故に、其人の名をばつゐに承らざりき、口惜き事なり、

此事を思ふに、たとへば御水尾院の御諱政仁を、まさひと、は申さで、ことひと、申し、今の仙洞〔○靈元〕の御名を、識仁としるして、のりひと、は申さで、さとひと、申の類なるべし、

さては將軍家の御名など撰申さんには、心得あるべき事也、我國に傳はるのみにもあらず、異朝の後の代までもしるし傳ふべければ、いかにも經書の文字を取用うべし、たゞに經書の字を取用ひんのみにもあらず、唱へまゐらする所も、心得あるべきよしを申き、

今按するに、室町殿の代々の御諱に、讀得がたき事ありとぞ覺ゆる、寶篋院殿の御諱を義詮と申き、詮の字を敎(ノリ)と唱る人あれど、普廣院殿を義敎(ヨシノリ)と申まゐらせしかば、いかで其祖考の御諱に同じき唱の名をば付させ給ふべき、又詮の字を昭(アキ)と唱る人あれど、靈陽院殿を義昭(ヨシアキ)と申まゐらせしかば、是も先祖の御諱におなじきとなへの名は付させ給ふべからず、拾芥節用等を見るに、詮の字の訓に、敎と昭との外に、別の訓も見えぬは、寶篋院殿の御諱は、必らず別なる訓のありしを、世の人其傳を失ひしなるべし、（追て拾芥抄を考るに、詮の字さしと訓す、寶篋院殿の御諱、よしさしと申せしにや、猶たづぬべし、）

大塔宮の御諱を護良としるして、もりよしと世には云傳へたれど、實はもりながと申まゐらせき、是等また同時の事なれば、義詮のとなへ、必らず世に云傳るがごときにあらじ、

是等の事を思ふに、先師の傳へし所、誠に誣すとすべし、

右は名の字に、定まれる字なきのみにもあらず、唱る所も定れるとなへなき證の三ツなり、

〔本邦名字說〕凡ソ物必名アリ、飛潛動植器物ニ到ルマデ皆名アリ、況ヤ人ニ於テヲヤ、人ノ名アルハ自然ナリ、宇宙ノ間、凡ソ人類、スベテ名ナクンバアルベカラズ、但周ノ世、文ヲ尙テ、元服シテ字(アザナ)アリ、其後襲ヒ來テ皆然リ、本邦古ヨリ字ナシ、中葉遣唐使アリテヨリ、唐ノコトヲ見習ヒ事多ク

義訓の吉凶を論ずる事にのみ成りしかば、俗に名乗字を歸すといふ事なり人の名、尙々むかしにも似ず、あさましき事には成りたるなり、

右は名の字に、定れる字と云ことはあらざる證の一ッなり、

前に申せしごとくに、古には人の名の字、定れる文字はなかりき、末の世に至りては、自から儒家の人々の家に、抄し置れし所の文字もありしにや、文和の初め、御光嚴帝の御名字を撰ませられし時に、成の字を房フサと訓ずる事、名字抄にみえたるよし、菅三位在成卿の申せし事をしるせしものあり、

洞院大相國公賢〇藤原の御記に見ゆ、後光嚴帝は、九十九代にあたらせたまふ、此頃は太平記の代にてありしなり、

されど今は、名字抄などいふものも、世には傳はらず、節用集、〇中略拾芥抄、〇中略などいふものに、人の名字を集め置し、世に廣く行はるゝほどに、世の人皆これらの書を據となして取用ひる事に成りたり、油小路故大納言隆眞卿ののたまひしは、近代の人の名、殊に淺ましきものに成りたり、拾芥等の書に抄出せし所は、いかなる事を據となして、僻る字多く集め置きけん、心得られず、周公の撰ませ給ひしといふ、爾雅の字を取用ひたらんには、然るべき文字いくらもありなんとぞ、

隆眞卿の説は、某君美〇新井に神書を授けし人、まのあたり承はりしよしを申しき、此卿は近代の有職の人にておはしき、

いはれある事とこそ覺ゆれ

右は近世の人の名の字よからず、又人の名に定れる文字あるまじき證の二ッなり、

又師〇木下順庵にて候し者の、某に竊に傳へ候しは、天子の御名は、凡人の名に、となふる所と同じか

道號戒名等、若懸切則可用反切等例、故今云等也、

〔人名考〕本朝の人の名漢字を用ひられしより此かた、或は文字の音を以てしるし、

鬱色雄命など云類なり、後代にて不比等、武智麻呂などの類また同じ、

或は文字の訓を以てしるし

大彥命などいふ類なり、後代にも入鹿、鎌足などの類またおなじ、

或は文字の音と訓とを以て併せしるし

吉備津彥の類は、上二字は音なり、下二字は訓なり、後の代にも藤原の長良など、上は訓なり、下は音なり、

其人々の意の欲する儘にしるしければ、文字の數も定らず、

不比等を不比登としるし、馬養を又字合としるし、長谷雄をまた發昭としるせし類は、一人の名を、或は音にてもしるし、或は訓にてもしるせしなり、古より本朝の人々の名をつきしにも、異朝の如く五ツのいはれありと見えて、是等の事、悉く考て呈せむと思ひ、草按をば立置しものあり、事長ければこゝにはしるさず、

五十四代の帝、仁明天皇の御時より、始て今の代の人の名の如く、多くは文字の訓をとりて、二字を用る事にはなりたり、

此事は神皇正統記に見ゆ

されば昔の人の用ひし處は、定れる文字もあらず、多くは聖經賢傳の文字を取用ひて、皆々意義ある事共にてありし、世の末ざまになるに隨ひ、文字やゝ磨れしより、世の人多くは、古人の名に用ひし文字のみを取用ひ、己が名とするほどに、その名とする所、意義もなく、自から文字も定れる樣にはなりたり、ましてや近き代にて、西域二合の法に倣て、二字を合て一字となし、其一字の

り、其名たゞひ賛たる言には非るも、貶けたる意は賛たるものなり、故名を呼は尊みなり、然るに漢國にては、人の名を呼を不敬とするは、反の差なり、皇國にても後になりては、人の名を呼を不敬とするは漢のうつりなり、後のならひを以て、古を疑ふことなかれ、

〔倭訓栞前編十九〕なのり　日本紀に稱、又言をよめり、實名をいふ、名を告の義也、名告の字、古事記に見ゆ、なのるを體にいふ也、源氏にもなのりする人と見えたり、新千載集に、

　九重やちかき守りのまとゐしてなのるを聞ば夜は更にけり、こは時まうしの事也、

〔名字盡〕名乘とは、夫人間の一心、魂の本性也、其ゆへに、是木火土金水の五行に合、名のるもの也、父祖の名乘をかたどるときは、上一字か下の一字を取る、是を通字といへり、

〔貞丈雜記二人名〕一名といふは、名乘の事也、字といふは、常によぶ名の事也、然れども日本には、あざなといふ物なし、唐人にばかりあざ名はある也、今日本にて、何太郎、何次郎、何兵衞、何左衞門、其外百官名の類は、字といふ物にはあらず、是をあざなと心得たる人あるはあやまり也、いにしへ文屋康秀が字は、文琳といひ、平貞文が字は、平仲、曾禰好忠が字は、曾丹といひける由古書にあり、是もたま〳〵の事にて、其比おしなべて、人々字ありしにはあらず、名と字の二ッをわけて、くはしく云ふ時は右の如し、後世には、それまでの吟味もなし、名字といふ時は、たゞ人の名の事也とばかり心得べし、物の本を知ざれば、まよふ故記之、

〔韻鏡易解大全三頭註〕名字

倭邦間、誤有氏云名字者、今名字者、例如史記世家云孔子名丘字仲尼已上名與字、如次當倭國實名及假名也、又在家、以實名多云名乘、故目錄云名乘分別等也、又如子孫忌諱祖父等存日名云之諱也、如韓退之諱辨述矣、倭朝却用先祖名字、示不忘其恩澤也、又世有詩人歌人等、假名實名外、稱風流號之輩、云之齊名、又門人稱先生、不敢直穢其名字、如以處稱儒家呼周茂叔於濂溪川名先生、佛家稱隋智者於天台山名大師等也、或儒稱氏、云程先生等、釋呼德云清涼師等、如是等類甚多、或又有廟號謚號、又有

帝王部ニ詳ナリ、蓋シ人臣ノ院號ハ、藤原兼家ヲ法興院關白ト稱セシニ起ル、法興院ハ其建ツル所ノ寺ノ名ナリ、後世ニ至リテハ、此ヲ以テ殆ド諡ト爲シ、平人トイヘドモ、死後必ズ之ヲ稱シ、或ハ生前ニ剃髪シテ、某院ト稱スルモノモアリ、

女子ノ名ハ男子ニ異ナリ、某賣ト云ヒ、某姫ト云ヒ、某刀自ト云ヒ、某子ト云フ、其尊稱ニハ某前ト云ヒ、某御前ト云ヒ、某方ト云ヒ、某御方ト云ヒ、某御ト云フ、後世ハ專ラ假名ノ二字トナリテ、對稱ニハ、上ニオノ字ヲ加フ、而シテ女子ハ、中古ニ在リテハ、喚名ノミヲ傳ヘテ、實名ノ明ナラザルモノ多シ、其中ニテ實名ノ傳ハレルハ、多クハ貴女ナレドモ、貴女ニ在リテモ疑モナシ、是レ女子ハ、人ニ對シテ、己ガ名ヲ告ゲザリシニ由レルナラン、

僧ノ名モ、大ニ常人ニ異ナリ、僧トナルトキハ必ズ姓氏ヲ棄テ、從前ノ名ヲ改メテ、二字ヲ用キテ音讀ス、支那人ニ倣ヒシナリ、

〔伊呂波字類抄〕奈人事 名ナ ナツタ

〔段注說文解字〕二上口 名自命也、略○註 从口夕、夕者冥也、冥不相見、故以口自名、故从夕口會意、武幷切、十一部、

〔運歩色葉集〕那 名乘 名人

〔下學集〕下態藝 名字 名乘二字同

〔書言字考節用集〕四人倫 名 名乘

〔倭訓栞〕前編那 十九 な 名は生也、成也、春秋說題にも名成也と見えたり、周人多く名は用、字は諱を用う、又那摩は名の梵語なるよし、俱舍論に見えたり、日本紀に字もまたなとよめり、あざなとは訓せず、弘決に、西方風俗、稱名爲尊、此方風俗、避名爲敬ともいへり、

〔古事記傳〕三十九 まづ名は、名と云言の本の意は、爲なり、爲とは爲りたるさま狀を云、其は常に人と云も、爲りたる形狀と云事、又物の形な理と云も同意にて、名と云も、もと其物のある狀なり、○中略 もと其人のある狀其行狀容貌由緖、外くさぐさ、を賛稱て、負けたる物にて、名を呼は尊みな

外戚大臣ノ爲ニ其姓ヲ改メシコトサヘアリ、後世ニハ又文字ヲ缺畫スルコトアレドモ、儒生輩ノ支那人ニ倣ヒテ、私ニ行ヒシニ起ル、

唐名、又反名ト云フ、蓋シ遣唐使ノ彼土ニ往來セシ時、我方ニテ命ゼシ名ヲ以テ鄙俗ト爲シ、其名ノ字ノ音ニ近キモノ等ヲ以テ、之ニ代ヘシニ起リシナラン、而シテ唐名ニハ其名ノ半分ヲ寫スモノアリ、全分ヲ寫スモノアリ、半分ナルハ、匡房ノ訓マサフサナルヲ、滿昌ノ二字ヲ以テ、マサノ二聲ヲ寫シ、明衡ノアキヒラナルヲ、安蘭ノ二字ヲ以テアラノ二聲ヲ寫セルガ如シ、全分ナルハ、淸行ヲ居逸ト爲シ、忠臣ヲ達音ト爲セルガ如シ、

字ハ、アザナト云フ、古クハ二郎三郎ノ如キ假名ヲ字ト稱セシガ、中世ニ至リ、大學生ニハ字ヲ命ズルコトアリ、別ニ一箇ノ文字ヲ擇ビ冠セシムルニ姓ノ一字ヲ以テシタルモノ多シ、德川幕府ノ時ニハ、儒學ノ大ニ行ハルヽニ隨ヒ、文墨ニ從事スルモノハ、名ノ外ニ、字及ビ號ヲ以テシタリ、然レドモ禪僧ノ字、及ビ號ハ、是ヨリ前ニアリ、又俳家ニ俳名アリ、俳優ノ輩ニ藝名アリ、

諡ニハ國風漢風ノ二種アリテ、天皇皇后ニ係レルハ、載テ帝王部ニ在リ、人臣ノ諡ハ、中世ヨリ生前太政大臣タリシモノニ限レルコトニテ、古來數人ニ過ギズ、藤原不比等ガ右大臣ヲ以テシ、藤原師賢ガ權大納言ヲ以テ諡ヲ賜ヒシハ特例ナリ、又剃髮セシモノハ、諡ナキヲ以テ例トス、德川幕府ニ至リテハ、尾張水戶二藩ノ如キハ、私ニ諡ヲ制シ、儒者ニモ門人子弟ノ輩ノ私ニ諡ヲ贈リシモノアリ、而シテ將軍ハ、薨後ニ院號アレド、朝廷ヨリ賜ヒシ所ナレバ、中世ノ諡ニ似タリ、抑ゝ院トハ周牆アルモノヽ謂ニテ、官廨及ビ浮屠ノ所居ノ稱ナリ、凡ソ天皇脫屣ノ後ノ御所ヲ後院ト稱ス、故ニ天皇ニ諡ヲ上ラヌ世トナリテハ、平生ノ御所號ヲ以テ某院ト稱シ奉リシガ、後ニハ前皇后ニモ院號ヲ上ルコトアリ、是ヲ女院ト稱ス、此類並ニ

古事類苑

姓名部八

名上

名ハ彼此ヲ甄別スル所以ニシテ、凡ソ宇宙ノ間ニ在ルモノ、一トシテ名アラザルハナシ、而シテ人ニ在リテハ、姓氏ヲ以テ其族ヲ分チ、名ヲ以テ其人ヲ分ツ、

人ノ始テ生ルヽヤ、之ニ名ヲ命ズ、童名幼名是ナリ、冠笄ニ及ビ、改メテ更ニ名ヲ加フ、是ヲ實名ト云ヒ、又名乘(ナノリ)ト云フ、而シテ上古ハ文字ノ音訓ヲ問ハズ、純然タル國語ヲ用ヰシガ、後ニハ多ク支那ノ熟語ヲ用ヰルニ至ル、

實名ノ外ニ假名アリ、又喚名(ヨビナ)ト云フ、此名ハ輩行ヲ以テスルアリ、太郎二郎ノ如シ、加フルニ姓氏ヲ以テスルアリ、善太郎藤二郎ノ如シ、官制ノ大ニ紊ルヽニ及ビテハ、官名ヲ以テ假名トスルアリ、善右衞門藤兵衞ノ如シ、然レドモ女子及僕從ノ官名ヲ以テ假名トスルコトハ、中世ヨリ起リテ某中納言某少納言ナド云フ、

名ヲ擇ブニ嘉名ヲ以テスルコトハ古ヨリアリ、後世ニハ其字ノ反切ノ吉凶ヲ判シテ之ヲ命ズルアリ、又名ヲ賜フコトモ、古ニ起リテ、別ニ名ヲ命ズルアリ、己ノ偏名ヲ賜フアリ、又父祖ノ名ヲ襲フコトモ古キコトニテ、偏名ヲ用ヰルト、全名ヲ用ヰルトノ別アリ、名ノ上ノ一字ヲ累世襲フモノヲ通字ト云フ、

名ヲ避クルコトハ、上古ニハ絕エテ無カリシカド、中世ヨリ起リテ、天皇或ハ皇子皇女、及ビ

古事類苑

姓名部八

名上

〔諸家紋鑑〕

御當家之御紋　德川
三州之松平

尾張大納言殿
紀伊中納言殿
水戸宰相殿
一橋中納言殿
德川右衛門督殿

松平讃岐守
松平越後守
松平越前守
松平出羽守
松平肥後守
松平隱岐守
皆葵也

尾張
紀伊
水戸
サヌキ
ダイカク

松平攝津守

上ニ同
松平左京大夫
松平大學頭
松平大炊頭
松平雅樂頭

松平左京大夫

松平大學頭
松平大炊頭
松平雅樂頭

左巴
小山
一番 結城左近将監
二番 土肥右馬助清平
二番 山下孫三郎秀忠
二番 沼田彌太郎

號角巴
三番 杉原

九豊前七郎朝達

右京大夫勝元被官
香河五郎次郎和景
越後
長尾

伊勢平氏
關

二番 西田三郎左衛門
三番 河内

〔雲上明覽下〕

近衞

九條

日野

〔見聞諸家紋〕

佐竹和泉入道

藤氏上杉

推屋

〔織文圖會二〕奴袴之類

久我家 龍膽多須岐 大五寸

〔西園寺家車圖〕大臣車

〔春日權現驗記繪卷〕

〔藥師寺緣記〕

〔竹崎五郎繪詞〕

太宰少貳三郎左衞門尉景資旗

菊池次郎武房旗

竹崎五郎兵衞尉季長旗

薩摩國守護下野守久親旗

〔前九年合戰繪卷〕

宗任陣中楯

光貞陣中楯

〔後三年合戰繪卷〕

〔堀川夜打繪卷〕

土佐坊正尊幕

黄櫨染 桐竹鳳麟 大サ竪八寸横六寸五分程

赤色 院著御 大サ四寸 後陽成院御文歟

定紋丸の內打違の鷹の羽也、淺野殿へ被₂呼出₁候節、鷹の羽の紋、遠慮して、丸に橘に改られし也、母方の紋之由、

りし時、番士のうちに、か丶る紋をそめし幕の有しかば、其名をとはしめしに、小林源五郎正壽とて、朝比奈が子孫にて、古へより數世、この紋を用ひ來れりと申し丶をもつて玄るべしと仰有りければ、出羽守、いよ〳〵感服してまかでけり、

〔嬉遊笑覽 五〕明石○猿若勘三郎が母は、中村姓にて、紋は角の内銀杏の葉と云へり、後これを用ふる事は、加賀見遠淸が、江戸砂子標識にいへり、菱川が畫に、勘三郎芝居の、やぐらの幕紋丸の内に舞鶴をかけり、今の鶴の丸とは形ことなり、昔は幕の紋にも鶴を付たるが、堀川百首題狂歌、安井了忠、舞にしも舞たる鶴は其家の紋ぞと人のいばら左衞門、といへるは、舞師の紋をよそへたる歌と聞ゆ、鶴はよくまふものなれば、舞々が紋に用ひしなるべし、勘三郎が鶴の紋も、それらの流にや、朝比奈が鶴の丸の紋は、中村傳九郎が狂言よりなるべし、

〔古今役者大全 六〕師弟分派系譜之凡例

一中村前傳九郎紋は[illegible]なり、中村本家の紋、銀杏葉なれども、其外猿若と號せし役者は、皆[illegible]を用ゆ、

〔賤のをだ卷〕紋付とて、歌舞伎役者の紋所を集め、ひらにならべて板行にして、其中に一ッ紋を別に封じ張付て、扨紋一ッを何錢と定めて、戶々家々に持步行、或は巡廻して、心々にその紋所に印を付遣はすなり、紋所二ッも三ッも一人にて付るものは、皆紋所主付て、かの張付たる封を開きて、其紋所にあたりたるもの勝にて、其品を得たり、始はきせるたばこ入樣の物なりしが、後は反物裃袴地の類を出したり、樣かはりたる三笠付の類なり、御改正後は、こと〳〵く其類は皆停止せられたり、

〔配所殘筆 奥書〕淺野氏眞先主也、素行子○山鹿甚五左衞門義以壯年之時、千石にて召抱られ、其後願にて牢人也、其頃者牛込早稻田に借地して住居也、諸大名旗本諸家中に數門人有り、

雜載

御前王子權現の紋は、劍かたばみに菊を用るなり、是はむかし紋を附たるが劍かたばみにて有しをもて、牛の御前の神紋となせしとぞ、菊は後に何ぞ由緒ありて付たるにや、

〔貞丈雜記五裝束〕紋を丸の內に畫事、永正年中、立雪齋が畫し諸家紋に、紋の外に丸を畫たる多く見えたり、家の紋の外に丸を畫く事、時により人の好みにもよる事にや、室町殿の紋は、五七の桐にて丸なし、是も諸家紋にみえたり、宗五大雙紙に、公方樣御腰物は、御目貫、丸の內つぶ桐燒付、又云、公方樣御打刀は、御目貫前の如く丸に桐やきつけ、又御劍は、御目貫、丸の內桐燒付と見えたり、これをみれば、丸なき紋も、好みによりて丸を用る事もありしなるべし、諸家紋に、島津氏の紋十如此なり、何頃より歟、丸の內に、筆勢もなき十文字になりしなり、

〔諸家系圖纂五十坂上四〕田村氏家譜

家紋　桐　菊　車前草　卷龍　左三巴有二因緣一而近代交二用之一、

蝶　梅鉢　此二紋者、庶子用レ之、

澤瀉　有二所緣一、家臣用レ之、

〔皇都午睡三編上〕元來江戶の作事は、○中略土藏多きこと、町家うら〱に有うへ、河岸端は大方土藏にて建續きたり、○中略往來の正面と裏手川の方とに、家號、又は店印、定紋などをしつくるにて置あげて、立派にあやどる、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕有馬出羽守純珍、御前に出し時、朝比奈三郎義秀が紋は、何なるかと御尋ありしかば、鶴の丸とうけたまはりしと申けるに、そは中村勘三郎といへる俳優が、はじめて朝比奈が狂言せしとき、おのが紋をつけしより、あやまりて世人皆鶴の丸を朝比奈の紋と覺えたるなり、朝比奈が紋は、草合とて稻束を打ちがへしものなりし、その圖をかゝしめて下されしかば、出羽守甚だ感佩し、初て承りぬと申て退きしに、なほしばし留め玉ひ、我さきに日光山に參

ヨリ、家ニ傳ヘテ如此歟、

〔雅筵醉狂集 雜〕泉州堺の地主、三村明神と申て、住吉の大神と御同體也、三ッ茄の折枝、御紋ゆゑ、そのなすびを繪がゝせて、贊をのぞみければ、

明神は墨のえながら御紋こそみつむらさきのなすびなりけれ

〔常陸國賀茂大明神由緒書〕一當社者先方佐竹様御造營、宍戸四郎義利承而野田三郎奉行成就、棟木書之、且亦御本社破風五本骨扇之御紋于今御座候事、

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕寶暦年中、金紋之箱、紫菊御紋附之幕、御簾、御紋附の挑灯等、從禁裏御所御免被仰付、

〔筆のまに〳〵 下〕神の紋所

祇園の氏子は、木瓜を喰ぬといへるは、神の紋なればなりと、是も元來織田信長、京都の仕置をなし給ふとき、祇園の社を建立なす故に、則其家の紋を以て、屋根の瓦など、其外奉納の品々に、織田の紋を附られし由、今も御寄附とて、神社佛閣にも葵の御紋あるに等しく附たり、みな瓜の紋なり、織田は瓜の紋ゆゑ、其形ち瓜の切口に似たれば、木瓜と心得たりといふ、をかしき話なり、瓜にはあらず、窠なり、和訓ホノスとよむ、ほのすとは、鳳凰の巣といへる事にて、鳳凰は鳥の王なれば、天子の御顔ばせを鳳顔とも龍顔ともいふ、御車を鳳輦といひ、御所を鳳闕といふ、斯る尊きもの成故に、裝束の地紋などに此紋あり、大刀にスガルの大刀といふあり、柄頭に鳳凰あり、是鳳の巣を出たる形ちなりとぞ、扨また都て神の紋といふ事、元來なかるべし、然ども當時神佛の紋所には、卍巴輪など、其神の紋となして用る事、是等はいづれよりか書始め、いづれより書終るといへる所知れ難し、是神の德は始めもなく終りもなし、環の端なきが如く、どこしなへに虚然として、誠心を以て祭る時は、來格あるに象る所にやあらん、爰にをかしき一話あり、本所總鎮守の牛の

も、詳に見れば劒には非ず、佛家に用る所の獨鈷と云物を、八ッ打ちがひたる形也、獨鈷の頭晝かきては三角にて、劒の鋒に似たり、故に誤て輪鋒と喚ぶ也、出羽國の羽黒山の不動袈裟に、此紋を金にて打て付るも獨鈷にて作りたる紋なるが故なるべし、是を神の紋とするは、かの神と佛とをアヘマゼにする兩部の神道にて用る也、　孜字をも俗に神の紋也と云、異俗佛事編に、按華嚴十地品、十地菩薩の胸臆に有卍字、又云、如來の胸に大人相あり、其形孜字の如し、此れを吉祥海雲と名づくと云々、飜譯名義集云、按卍字、本非字、大周の長壽二年、主上(則天皇后)權に制此文、著於天樞、音之爲萬云々、是又佛家に用る字なれば、神の紋と云も、兩部神道の俗説也、神をも人間のごとくに心得て、紋を定ることをかしけれ、武家の定紋替紋とて、二ッも三ッも用る事ある故、神にも輛輪鋒孜字の三ッを神の紋と定しなるべし、神の紋と云ふ事、令式國史、其外正しき古書には曾て見へず、唯後代の俗事なり、

〔遠碧軒記(上神祇)〕伊勢内宮の紋は、屋形なり、外宮の紋は、車の輪なり、神に紋ある事不審、俗説か、云不足、祇園天王の紋は、木瓜なり、吉田に六月廿三日に毎年神事なり、其内に木瓜大明神と云一社あり、此素盞烏尊と云、されば祇園なるべし、今智恩院の内に、瓜生石と云石あり、此所が根本牛頭天王の降下の地にて、此石上に一時に瓜のつる出て、瓜なる奇瑞ありたるといふ、それによつて瓜生石と云、○中略祇園の木瓜は、きうりの事なり、今はもつくわと心得て、ぼけの事とおもひ、くはの紋を云ふ、あやまりなり、

〔秦山集(雜著甲乙錄九)〕經晃曰、内宮御紋五簞者、櫻花也、又有屋形御紋圖、上古屋形也、蓋皆非口外之事、外宮有小車御紋、又有倭文御紋、鵜鶘也、其説未詳、倭文地名、產織絹、(重遠問、延經曰、御衣有鵜鶘御紋、)

〔古老口實傳〕一神宮者、桐竹(神御衣文也)幷小車文形、不用衣裳文也、

〔熱田神社問答雜錄〕問神宮袍ノ紋ハ何ゾヤ、答桐竹也、是蓋神衣之紋ニシテ、昔神宮申下シ著セシ

神社用紋

〔賤のをだ巻〕昔は女の、帽子と云ものをかぶりて歩行たり、〇中略扨其ぼうしをとむる針を銀にて物好に拵ひ、最負のかぶき役者の紋所などをうたせてさしたり、

〔洞房語園異本考異〕中の町の茶屋近江屋半四郎方に、二代目高尾が所持たる盃とて、持傳へしあり、七合入の朱の大盃に、三つ楓と九曜の比翼紋の蒔繪をゑたり、此九曜は北國の君の御替紋なり、

〔嬉遊笑覧二器用中〕西鶴大鑑に、えびす橋筋に、根本浮世楊枝とし、芝居若衆の定紋をうちつけ置しに云々とあり、其頃の俳諧集に野郎の紋やうじ付合の句、往々見えたるよし、柳亭子いへり、思ふに紋の模を作り、楊の木の軟かなれば、その模を打たるものと見ゆ、

〔安齋隨筆後編十〕一鞆繪(トモヱ)輪鋒(リンボウ)玆字(コンジ)を神の紋とす　上古弓射る人、左の腕に鞆と云物を著、革を以て作り、其形圓にして、腕に當る所は平にして、腕に卷く革ありて緒を付く、是弓弦の腕を彈くを防ぐ器なり、〇中略伊勢の神寶に獻せらるゝ鞆は、鹿の皮にて作て、白きに紋を黑く畫く、延喜式の兵庫寮式に見たり、上古鞆張と云工人有て鞆を作りしが、後代は其工人絶てなきに依て、神寶の鞆を木にて形を作り、黑く塗て、銀泥にて紋を畫く、今如此し、さて其紋に、古今ともに卽ち鞆の形を三つ寄せて圓く畫くなり、鞆の形は、左の圖の如し、

鞆の形如此なり、此形を似せて、如此して、是を三つよせて圓く畫けば、三ツドモヱの紋となるなり、鞆の繪なるゆへ、トモヱと名付るなり、右に云如く、神寶の鞆に、此繪を畫く故、俗に鞆繪を神の紋と云習はせるなるべし、然れども伊勢神宮に獻せらるゝ神寶種々あれども、外の神寶には鞆繪を畫く事なし、武家の紋と稱するがごとく、鞆繪を神の紋と云は俗說なり、　輪鋒をも俗に神の紋也と云、此紋見たる體は、劍を十六柄集め、柄を內に向け、鋒(キツサキ也)を外へ向け圓く並べ、輪のごとく置たるやう見ゆる故、輪鋒と名付くれど

今ノ婦女ノ小袖ノ模樣ノ如ク、各其人ノ欲スルニ從ヘルナルベシ、必義アル事トセンハ鑿ナリ、

〔太平記 九〕山崎攻事附久我畷合戰事

尾張守〇名越高家ハ、元ヨリ氣早ノ若武者ナレバ、今度ノ合戰、人ノ耳目ヲ驚ス樣ニシテ、名ヲ揚ンズル者ヲト、兼テ有増ノ事ナレバ、〇中略黄瓦毛ノ馬ノ太ク逞キニ、三本唐笠〇家紋ヲ金具ニ磨キタル鞍ヲ置キ、〇下略

〔伊豫吉田御家系譜〕村信公〇伊達氏

同年〇寶暦七年三月五日、御在所御乘船、四月五日、御著府、右御參府ヨリ、竹ニ雀御紋所、只今迄御武器計御附被成候處、遠州樣ヘ被仰達、御召物其外迄も、外筐御附被成候樣相極、

〔御家舊記〕一同〇寛文八年、御船印日ノ丸、公義御船印ニ相成候故、此方樣〇宇和島伊達氏御船印、九曜ノ丸ニ改ル、

〔雲萍雜志 三〕予〇柳澤里恭がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用に玄のびて夜行などせらるゝ、折などは、提灯に替りたる紋を玄るしてともせしが、その事流布して、誰も誰もかはり紋をつけざる者なし、これはもと、人にその人と玄られまじき爲の用意なりとぞ、されば公卿武家に限るべし、旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らするためなり、農人町家までも今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫商賈などには、紋はなきはづなり、羽織といふものは、道服にて禮服にあらず、これに紋をつくることゝ、いよ〱いはれなしとおもひぬ、世の中のうつり行ありさま、多くはみなかくのごとし、

〔御家舊記〕同〇貞享四年、御家中〇宇和島伊達氏挑灯爲相印、面々定紋之上ヘ、割九曜附之、

〔八水隨筆〕金華先生、鬼の首をてうちんの紋に付けられしを、徂徠先生の見給ひて、金華が、物ずきの俗なると笑はれしと也、

〔寛永諸家系圖傳二百六十一〕柳澤
幕紋、一階傘、
〔萬世家譜一上〕山名主殿
代々三ッ引に、下に山の字旗紋付來候處、神君上意に三山は唱へ惡し、二引に可致旨、依之旗紋、二ッ引に山の字付申候、
〔白石子筆話上〕一龍紋の儀ニ付、御尋之趣申達候得者、曾而旗紋などに龍を付申候儀憚候義相覺不申候、决而俗說と奉存候、追而其旨書付、差上可申旨、有增に被申聞候、
〔海人藻芥〕家々文事、各當家ノ文ヲ車輿ノ網代以下ニ付之、或杉障子ノ緣ノ繪、或ハ唐紙障子ノ文等、一切ノ家中家具ノ蒔繪以下ニ、皆家ノ紋ヲ付ル也、
〔羽倉考二〕菊紋等愚考六條
凡衣服器物等ニ紋ヲ附ル事ハ、至リテ近世ノ事ナルベシ、一條院以來、小袖ヲ著スト雖、紋ノ事ハ記錄等ニイマダ見及バズ、タヾ車ノ紋アリト雖、家ニ依テ定マリアル事ニハ非ズ、建久ノ比ヨリ、陣屋ノ幕ニ紋ヲ附テ、各其陣屋ノ標トシ、後世ニ至リテ、小袖ナドニモ之ヲ用フルナルベシ、仍テ近世マデモ、猶幕ノ紋ト稱セラルニヤ、塵添壒嚢抄ニ、武士ノ幕ノ紋ノ字ト記セリ、此抄ノ比マデモ幕ヨリ外ノ物ニハ附ザルト見エタリ、又袍直衣以上ノ綾ニ、草木虫鳥ナドヲ織事モ、上代ニハ定マリタル事ナキ故歟、令式等ニハ不載、中古以來、如此ノ事マデモ、流例ニ從フヲ故實ト爲來ル故ニ、攝籙ノ袍ハ雲立涌、太閤ノ袍ハ雲鶴ナドヽ定マリテ、文樣ノ大體員數モ極リアル樣ニ爲リ來レドモ、必ズ此外ハ袍ノ紋ニ用キズト云ニハアラザルベシ、然シテ中古以來ノ諸抄、文ノ形狀、及用フル人、用フル時ナドヲバ記シタレドモ、本ヨリ先例ニ從フバカリノ事ナレバ、何ナル義ヲ以テ、此紋ヲ用フルナド云事ハ、百分ノ一二ニ不過、仍テ僻案而已ニシテ所見ナシ、其初ヲ思フニ、

〔寛永諸家系圖傳三十八〕石川

朝成

二頭左巴を旗幕の紋とす

〔寛永諸家系圖傳四十九〕太田

家紋桔梗、幕紋鏑矢、

賴政鵺を射る時、その勸賞として、勅して鏑矢を給ふゆゑ幕の紋とす、

〔寛永諸家系圖傳五十四〕多田

正行幕紋丸内可字、昌繁幕紋一葉葵内六星、

〔寛永諸家系圖傳百三十六〕小栗

幕紋角の内に月下立波、

〔寛永諸家系圖傳百五十四〕鳥居

旗の紋鳥居、幕の紋竹に雀、

〔寛永諸家系圖傳百九十四〕伊藤

景秀

吉良氏につかふ、此ゆゑに吉良より幕の紋茗荷の丸をさづく、

幕紋巴、

〔寛永諸家系圖傳二百五十三〕田口

越後の長尾謙信關東に發向のとき、古主眞壁にしたがふ、このとき小山家吉次が幕の紋を見て、うたがふて其故をとひあらためむ事をこふ、これによりて幕のすそ一幅、黒色にそむるなり、

家中たりといふ共、由來を尋ねとがむる、其上ほまれなくして異様をこのみ、分際に過たる紋のさし物をば、見る人あざける故、身に應じたるをさしたり、

〔伊達成實記上〕八森相模ハ、〇中略政宗公ノ御指小旗ノ紋ヲ、其身ノ小旗ノ紋ニ仕候故、深ロ惜被レ思召、小國へ被二遣上一、郡山民部少輔ニ被二相渡一、相模妻子共ニ死罪ニ被レ行候、

〔寛永諸家系圖傳百十七〕竹中

康忠

孫七郎、後に七九郎と號す、生國同前、〇三河

東照大權現、三州岡崎に御座のとき、隣國さわぎたちて、たゝかひやむ事なし、康忠本より射藝を得たる故、其名を矢にきざみ、數百の敵をふせぐ、その矢にあたりて、疵をかうふり、命をおとすもの數十人、敵その精兵鍊士の器量を感じて、はなつところの矢六十三をとりあつめ、又疵をかうふり死するものをしるして、我が陣におくる、大權現、これを御覽じ、其武勇を感じ給ひ、御諱の康の字を給はり、其上旗文に六十三の字をつけ、〇下略

〔奥羽永慶軍記十五〕三春合戰附新地駒ケ嶽落城事

政宗ハ、〇中略三春ノ軍、心許ナク、斥候ヲ以テミセ給フニ、三春三里來テ、相馬義胤陣ヲトリ、纛馬ノ幔幕引テ、大旗小旗翻シテ扣タリ、次ニ蘆名盛重ト打見得テ、巴ニカタバミノ紋也、岩城常隆ハ橘子ニ月ノ幕ヲ引、

〔諸家系圖纂三十八桓武平氏〕鳥居

旗紋、華表、　幕紋、竹雀、

〔諸家系圖纂四十九藤原〕井伊　家紋橘、旗幕紋井桁、

〔寛永系圖七〕戸澤　旗紋段筋　幕紋鶴丸、九曜星、

河小嶋ハ八ノ字、下總ノ境ハトモヘ、是ハ千葉ノヅウトカヤ、サヽリンドウハ石川、モッカウハ熊谷、車ハ伊勢ノ外宮ノ宮方榊原ガ紋也、鳥居ノモンハ八幡ノ神職宮崎ノ法印ガ紋也、七星ハ望月、梶ノ葉ハ諏訪ノホウリ、三タウシハ皆岐ノ八郎、宮原モ是ヲ打、矢ハヅグルマハ服部、松ニ月ハ天野藤內、帆カケ舟ハ熱田大宮司、山城ガスナカシ、水ニカリハ小串五郎、粟飯原ガカヤクノモン、ヒシツルハ南部ガモン、庵ノウチノ二頭ノマヒ鶴ハ天智天皇ノ後胤葛山備中守、御所モ是ヲ打、扇ニ月ノ書タルハ常陸ノ佐竹ガモン也、地黑菱ハ板垣、松皮ニ釘貫ハ阿波ノ三好ガモン也、一宮ハ日雲也、左巴ハ下枝ノ紋、マヒ達鴈ハ榊置ノモン、根引松ハ常葉ノモン、下條ハ梶ノ葉、折野ハ木瓜、坂西ハ丸ノウチニマツカハ、ノモン也、山中ハ日扇、溝口ハ井桁、但三葉ガシハヲ打事モ有、高畠ハ違カブラ矢、松尾ハ丸ノ中ニマン字、二木ハチギリヲ打、松岡ハ瓜ノモン也、赤澤ハ松皮ニ十文字、遠州ノ小笠原、松皮菱ニ、水落九曜星ハ標葉也、山邊西牧ハ梶ノ葉ヲ打、犬耳平瀨嶋ハ一黨甃、後聽ハマヒチガヒノ鶴ヲウツ、其外幕ノ數々、當世ハヤル國々ノ作リ名字ノ幕ヅクシ、ウラホウタヒニ立ナラブ、

〔豆相記〕綱成者、相州甘繩城守、又字上總介、地黃四方旗、書八幡二字以爲紋、無暴虎憑河之悔、臨事而懼、好謀而成、故攻而無不破、戰而無不勝、世人呼號黃八幡矣、

〔勢州四家記〕一伊勢の國司は、村上の源氏、北畠なり、〇中略幕之紋は、割菱也、

一工藤の一家とは、工藤左衞門尉藤原祐經の後胤也、〇中略幕紋は、三引兩なり、

一關の一黨とは、六波羅太政大臣平清盛公の後胤也、〇中略幕紋は、上羽の蝶也、

〔北條五代記一〕小田原北條家旗馬衣るしの事

見しは昔、北條氏直公時代、關八州の武士の旗、家々に傳ふる紋をあらはし、さし物は、其身一代にかはると見えたり、おもひ〳〵のさし物、品樣々の紋あり、去程に、我指物に似たる紋あれば、他の

レ同ジ、竹ニ雀ハ上杉殿御兩家、九トモヘハ長尾ガ紋、水色ニ桔梗ハ土岐ノ紋、齋藤ガナデシコ、鹿ハ富樫之介、伊勢國司北畠殿ノワリビシ、大內介ガカラビシ、甲斐武田トワカサノ守護ハ武田ビシ、半月ニ丸ビシハ興津左衞門、越前ノ織田ト、由佐ノ河內守ガ瓜ノ紋、秋元モ是ヲ打、朝倉ガ三ツモッカウ、飛驒國司姉小路殿ハ日光月光、月ニ九エウハ千葉之介、八エウハ上總介、三引兩ハ三浦之介、小山ハ左巴也、朝比奈モ是同ジ、但遠江ノ朝比奈ハケンビシ也、宇都宮ハ右巴ナリ、行方岡部モ是ヲ打、永井ト那波ハ三星ニ一文字ニテ、昔ノ因幡守廣元ガ末葉毛利ノ一家ニテ、一品ト云字ノ表體也、三文字松河ハ赤松ト小笠原、四ツ目結ハ佐々木判官、十六目結ハ本間四郎、海老名ハ庵ニ瓜ノモン也、松ニ鶴ハ高井左衞門、サンキニサルハ渊西ガモン、牛ノ尾ガヘフチツル、楠浦加、月ニホシ、極樂寺ガ水車、三本杉ハ狩野介、但タカノ羽ヲ打事モ有、山中ガサガリフジ、メヒキカゴハ松田ガモン、葛西ハカシハ、大石ノ源左衞門ハイテウノ木、五フン筋ハ結城七郎、但トモヘヲ打事モ有、永樂ノ錢ハ三河ノ國水野ガ紋、中條ハサヽノ丸、アシナシスハマ小田ノ大輔、シヽニボタンハ多田ノ三郎、萩ノ矢モ是ヲウツ、カブラ矢ハ武藏國ノ住人太田源次郎也、十六葉ノ菊ノモンハ野田福王ガモン也、團ニ菊ハ兒玉タウ、簗田ハアホヒ、ワチガヒハ高家ノモン、タテツナハ二階堂、同六郷モ是ヲ打、シユロノ丸ハ富士ノ大宮司、キボタンハ杉ガモン、內藤備前ガリウゴニテマリ、楠藥師寺ガ菊水、小山ノ藥師寺ガトモエノ紋、久下ハ一番ト云文字、アゲハノテウハ伊勢守、ヒロナリモ是ヲ打、マヒサキハ御櫛ノモン、北條殿三ウロコ、同横井モ是ヲ打、大極入道ハ巴ノモン、結方佐伯モ是同ジ、神保ガ藤ノ丸、椎名ガヲモダカ、大戶羽尾ガ飛ツバメ、十文字ハ島津左馬頭、一文字伊東六郎、鷹ノ羽ハ菊池モン、熊野鈴木ハ稻ノ丸ニ榊也トヒナリ、鱸ハマナ板ニマナバシ、三河鈴木ハ藤ノ丸、大スナガシハ、泉安田、三本カラカサ名越ノ紋、小モンノ皮ハ秩父ドノ、カリガネハ安倍ドノ、八ツボシハ飯塚、スミヲシキニ三文字ハ伊豫ノ國ノ河野一黨、備前コジマハ品ノ字、駿

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

屛ノ上ヨリ見越セバ、是コソ大將〇新田義貞ノ陣ト覺エテ、中黑ノ旗三十餘流、山下風ニ吹レテ、龍蛇ノ如クニ翻リタル其下ニ陣屋ヲ雙テ、油幕ヲ引、爽ニ粧タル兵二三萬騎、馬ヲ後ニ引立サセテ、一勢一勢並居タリ、無動寺ノ麓、白鳥ノ方ヲ向見上タリケレバ、千葉、宇都宮、土居得能、四國中國ノ兵、コヽヲ堅メタリト覺エテ、左巴、右巴、月ニ星、片引兩、傍折敷ニ三文字書キタル旗共、六十餘流木々ノ梢ニ翻テ、片々タル其陰ニ、甲ノ緒ヲ縮タル兵三萬餘騎、敵近付カバ、横合ニカサヨリ落サント轡ヲ雙テ磬タリ、又湖上ノ方ヲ直下タレバ、西國北國東海道ノ、船軍ニ馴タル兵共ト覺テ、龜甲下濃ノ瓜ノ紋、連錢、三星、四目結、赤旗、水色、三鱗、家々ノ紋畫タル旗三百餘流、鹽ナラヌ海ニ影見エテ、漕雙ベタル舷ニ、射手ト覺エタル兵數萬人、掻楯ノ陰ニ弓杖ヲ突テ、横矢ヲ射ント構ヘタリ、

〔太平記十七〕義貞軍事附長年討死事

追手ノ大將新田義貞、脇屋義助、二萬餘騎ヲ卒シテ、今路西坂本ヨリ下テ、三手ニ分レテ押寄ル、一手ハ、義貞、義助、江田、大館、千葉、宇都宮、其勢一萬餘騎、大中黑、月ニ星、左巴、右巴、丹兒玉ノウチハノ旗、三十餘流連リテ、糺スヲ西ヘ打通リ、大宮ヲ下リニ被押寄、

〔大塔物語〕村上滿信者、九月〇應永七年三日屯兵擧旗打立、相隨人々誰々、千田讃岐守、飯沼四郎、〇中略都台其勢五百餘騎、打出屋代城篠井岡取陣、〇中略各相分十一手方々取陣、思々旗笠驗、幕文社優、一文字、二文字、二引兩、三引兩、木合、輪違、亂文、菱形、龜甲、連錢、裙濃、蝶丸、鶴丸、三葉柏、二本唐笠、三本松、天蓋、揉嵐耀夕日之景、旐亘爲體、桔梗苅萱女郎花不異靡野風、

〔長倉追罰記〕同年〇永享七年十月廿八日、結城宇都宮相續、籌ヲイバクノ中ニ廻シ、長倉遠江守開陣畢、彼ノ遠江守名ヲ日本ニ上、譽ヲ八州ニ振、此時某打メグリ、次第不同ニウチナガスマクノモンヲゾカゾヘケル、御所ノ陣カトヲボシクテ、梢ノ冬ノナカ空ニ、桐ノマンマク二引、御一家モミナコ

御旗ニテ候ヘバ、御文付テ候間、他人ノ爲ニハ無用ニ候、御中ノ人々、是ヘ御入候テ、被召候ヘカシト云テ、同音ニドツト笑ケレバ、○下略

〔太平記 七〕先帝船上臨幸事

長年ガ一族、名和七郎ト云ケル者、武勇ノ謀有ケレバ、白布五百端有ケルヲ旗ニコシラヘ、松ノ葉ヲ燒テ煙ニフスベ、近國ノ武士共ノ家々ノ文ヲ書テ、此ノ木ノ本、彼ノ峯ニゾ立置ケル、

〔諸家系圖纂 五十 楠〕楠氏系圖

正成

主上○後醍醐賜御盃時、自採菊花一英、詔正成曰、菊有千歲功、則浮之於盃上賜正成云々、飲之三盃、則以此花爲旗紋、菊水旗是也、

〔太平記 十六〕兵庫海陸寄手事

須磨ノ上野ト鹿松岡鵯越ノ方ヨリ、二引兩、四目結、直違、左巴、倚カヽリノ輪違ノ旗、五六百流差連テ、雲霞ノ如ニ寄懸タリ、

〔太平記 十六〕新田殿湊河合戰事

楠○正成已ニ討レニケレバ、將軍○足利尊氏ト左馬頭○尊氏弟直義ト一處ニ合テ、新田左中將ニ打テ懸リ給フ、義貞是ヲ見テ西ノ宮ヨリアガル敵ハ、旗ノ文ヲ見ルニ、末々ノ朝敵共ナリ、湊河ヨリ懸ル勢ハ、尊氏義直ト覺ル、是コソ願フ所ノ敵ナレ、○中略是義貞ガ自當ルベキ處也トテ、二萬三千餘騎ヲ左右ニ立テ、將軍ノ三十萬騎ニ懸合セ、兵刃ヲ交ヘテ、命ヲ鴻毛ヨリモ輕ゼリ、○中略兩方ノ勢共、今ハイツヲカ可期ナレバ、四隊ノ陣一處ニ舉テ、敵ト敵ト相交リ、中黑ノ旗ト二引兩ト、巴ノ旗ト輪違ト、東ヘ靡キ、礒山風ニ翩翻シテ、入違ヒタル計ニテ、何レヲ御方ノ勢トハ見エ分カズ、新田足利ノ國ノ爭ヒ、今ヲ限リトゾ見エタリケル、

物ノモント云ニ、文ノ字ヲ用ル常ノ事也、アヤトヨム、アヤハ即モンナレバ、子細无ケレ共、委ク云バ、糸篇ノ紋ノ字ヲ用ベシ、物ノモンヲバ織出セルガ故ニト云々、抑幕紋事、不可有際限歟、頗荒涼ノ至リナレ共、隨見及註之、但シ桐塔等ノ易知字ヲバ不及申ニ、
木瓜　輪違　瓜紋　三鱗形〈又色子方〉　四目結　〈斯同〉　巴　角巴　杏葉　桒穀〈或楮〉葉　中黒
棕櫚丸〈又棕櫚〉　裙紺　引兩筋　菱　澤瀉　松皮菱　輪子〈又輪鼓〉　鮫具〈又鉸具〉　蝶圓　舍
又廬　直違　傍折敷　團扇〈又打敷〉　唐傘〈又唐笠〉　帆懸船　蓏〈又瓜〉　酢漿　玳瑁〈龜甲〉

〔三内口決〕一幕事
尋常に用候幕は、家紋等、公家武家之差別無之候、

〔曾我物語八〕やかたまはりの事
みちにて十郎〈○曾我祐成〉申やう、わどの〈○祐成弟時致〉は、やかたへかへり給ふべし、二人つれては、人もあやしく思ひなん、すけなりばかりゆきて、やかたのあんない見てかへらんとて、たちばかりもたせ、やかた／＼をめぐりけり、思ひ／＼のまくのもん、こゝろ／＼のやかたのもだひ、なか／＼ことばもおよばれず、こゝに二ツもつかうのまくうちたるやかたあり、たがまくやらん、これはわれらがいへのもんなり、御てきとなりほろびぬ、いとうとなのるものなければ、此まくうつべきものなし、たれなるらんとふしぎにて、たちよりまくのものみより見いれければ、かたきさへもん〈○工藤祐經〉がやかたなり、

〔豫章記〕抑當家幕紋事、先祖三並、夷國退治ノタメニ、日本ヨリ大將ニテ被渡ケル時、〈○中略〉其時幕ノ紋一瓶也、

〔太平記十七〕千劒破城軍事
城ノ大手ニ、三本唐笠ノ紋書キタル旗ト、同キ文ノ幕トヲ引テ、是コソ皆名越殿ヨリ給テ候ツル

好色萬金丹元祿七年印本に、男だての出たちをいふ條に、釘抜の眞鍮紋、あれたる駒の中形小紋といふ事あり、前に白綸子足踏の條に引たる一代男に、紋所は、銀にてほの字切りぬかせ、五所の光りと見えたれば、女は銀の薄がね、男は眞鍮の薄金にて、紋所をつけし事ありしなるべし、今もたまたま小兒の羽織などにあり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕箕山が大かゞみ、近代は、○中略大紋處すたれて、成ほど小き紋を付、又二ッ紋をも用ゆ、所詮時々の風儀なれば、常住の格に定めがたし云々、かくいへるは、延寶中の流行なり、又云、鹿子紋處風流なり、自然に著すべし、鹿子の小ちらしなり、ぬひ紋處また風流なり、成ほど小くして、二ッ紋などよろし、○中略鹿子紋は、紋所を鹿子にしたるなり、萬治寛文ころの繪に見えたり、衣食住記、享保初より天明に至る、六十餘歳の人の記なり、○中略又云、安永天明、衣服の紋處、大く二寸三寸に變る、其頃はやり物をよせて、三寸紋、五寸模樣に日傘、こはだの鮓に、花が三文とあり、

〔當世武野俗談〕菱屋おりつかるた名譽

兩國橋向、本所一ッ目近所、茶屋町寄合茶屋にて、菱屋小左衞門と云ふもの有り、かれが父は、常憲院樣○德川綱吉御代御出頭たりし、柳澤松平甲斐守殿氣に入り、定紋花菱の小袖上下をゆるされ、其家の名も菱屋と名乘りけり、

〔浪華の風〕前にいへる豪家の內、舊家と稱せる平野屋平兵衞抔、家風も古來よりの風儀を堅く守りて崩さずといふ主人の傍向にて召仕ふ年若のもの、丁稚と稱する分抔、今以て不斷に振袖を著せり、予○久須美祐雋も見及びし事ありしに、木綿ものにて、定紋と思しき紋を染出せり、何となく古風存して、ゆかしく思はる、

〔塵添壒囊抄三〕幕紋事

武士ノ幕紋ノ中ニ、文字雖ㇾ知多シ、定テ字可ㇾ有歟、

〔貞助雜記〕一御紋御著用之諸大名、人の子に名字をわけられ候はゞ、其人も御紋著用あるべく候歟の事、名字を被ㇾ分御方の可ㇾ依ㇾ御存分ㇾ候歟、又は被ㇾ仰出ㇾ次第にもよるべき歟、近比も畠山殿の名字を被ㇾ分、御紋著用ありて、御供に參勤の例、連綿在ㇾ之、

〔秦山集雜著甲乙錄三〕公方家御服紋五所也、衣服本无ㇾ紋、衣服有ㇾ紋、中古事也、故熨斗目无ㇾ紋、是亦近年著ㇾ紋、

〔賤のをだ卷〕一羽織も世々に轉變したり、延享寬延の比は、〇中略紋所もくづし紋にして、色々工夫物好に付たり、其比世に鳴たる俳諧の紀逸といふが、高點の句に、身代のくづしはじめは紋所、といふ句有たり、

〔增鏡十三秋のみ山〕年かはりて正中元年といふ、やよひの廿日あまり石淸水の社に行幸し給ふ、〇中略右大將實衡西園寺〇松がさねの下かさね鶴のまるををる、〇中略西園寺の隨身もおなじにしきなれど、松をむすびて鶴のまろを白と黃とにうちてつけたる、山吹よりはにほひなく見ゆ、

〔增鏡十三秋のみ山〕卯月〇正中元年十七日、賀茂の社に行幸なる、〇中略けふの使は、德大寺中將公淸なり、〇中略もえぎの下襲、御家の紋のもこうを色々におりたりしにや、近比のつかひにはにず、いといみじくきらめき給へり、

〔寬永諸家系圖傳二百八十九〕羽太

家紋、鶴丸、　衣服紋、藤丸、

〔雍州府志四寺院〕極樂院　此院內、一老稱ㇾ上人、〇中略其餘十八家者、不ㇾ剃ㇾ髮携ㇾ妻子、〇中略平定盛、〇中略剃ㇾ髮爲ㇾ僧、今十八家其裔、而所ㇾ著之衣、定盛曾平生所ㇾ著狩衣之袍直爲ㇾ衣、至ㇾ今存ㇾ其遺風ㇾ也、各々衣上有ㇾ紋、是俗體家々之紋也、

〔柳亭記下〕薄金(ウスガネ)の紋所

帶の時、上に著する裝束を袍と云、此袍は綾を以て織なり、其綾に樣々の織紋あり、天子のめす黃櫨染といふは、桐竹鳳凰麒麟の織紋あり、麴塵の御袍には、唐草に鳥の織紋あり、赤色の御袍には、唐草に窠の內に菊の紋あり、〇註略又臣下の袍には、或は浮線綾の丸、或はくつはからくさ、或は輪無、或は輪違等の紋あり、此外家々に定りて用る紋あり、これを定紋といふ、各家の紋なり、右は公家の事也、武家の紋は、旗幕の目じるしなり、是は保元平治の合戰の頃よりはじまりし事歟、後には旗幕ならでも、衣服にも紋付る事になりしなり、宗五記に云、公方樣御服と申は、織物色御不定紋白きあや、又はあ、やつむぎを、地をいろ〳〵に染て、御紋むらさきなどに付候云々、是は東山殿義政公時代の事なり、御紋不定とあるを見れば、其頃は衣服には、家の紋にかぎらず、何紋にてもつけしなり、後世には必家の紋の外には付ぬ事になりしなり、

〔名目抄 衣服〕異文諸家大臣已後著之、家々之說不同、西園長子唐草、三條大龜甲、久我菱歟、當流藤柄檜、

〔三條家裝束抄〕一冬袍はしゞら地の綾文緣家用之、輪無は當家大炊御門中院黨日野勸修寺等用之、轡唐草は西園寺德大寺花山院四條以下多用之、夏冬無差別、大臣以後異文袍定レル事也、當家は壯年の時雖任大臣、暫輪無用之也、宿老之後用龜甲、大龜甲遠文居之、大サ七寸計なり、八條大相國〇藤原實行被用此文、依而當家用之、他家異文袍、西園寺は長命唐草、大炊御門龜甲、閑院藤柄檜、自餘只今不覺悟、追而可尋記。。又異文袍は與地なり、裏普通物なり、冬袍は裏有之、平絹なり、强張調之、色の事、四位已上は稱黑袍、フシカネにて染之、面はフクサ張なり、夏の袍は文同上、薄物織之無裏、色又同上、餠ノリにて强張之、

〔隨兵日記〕一大將まづ鎧ひたゝれに、我家の紋をぬひものに織付著すべし、

〔道照愚草〕うら打著用之事、〇中略紋之事は、家々の紋を付候方も候、大略松竹梅鶴龜などを付候、いさうなる紋などは不付候、

衣服畫紋

經房卿、此一家ハ、三待ノ間、勸修寺也　日野氏、松鶴、

平家、竹ニ雀、或穀葉又葵ニ雀、

〔飾抄下〕文車

仁安二二十五、殿記曰、殿久我被仰曰、車文如何、侍從同様如何、故入道殿雅定不御之時、予中宮權大夫出仕之時、令違袖、予本定紋、ツモタカ、鵜、又物見予緑青紋金青然者爭不違哉、袖中ニ鶴ヲ作テ令起如何、被仰曰、不可然、此一家通文不吉也、

〔尊卑分脈藤原十一〕實季——公實
　　　　　　　　　　　　　　　└通季〇中略

嚴親春宮大夫公實卿記云、當家車文鞆繪也、先公始而被用也、相傳于予、當家正嫡一人可用者、所讓通季也、

〔愚管抄六〕公經の大納言は、この立坊〇仲恭の春宮大夫になりて、いみじく候はるゝに、大方その人は、閑院の一家の中に、春宮大夫公實の嫡子に立、ともゑの車などつたへたりける、中納言左衛門督通季のすぢ也、

〔伯家部類下〕當家紋之事

白川父子ノ車文、菖蒲子白梅唐墻、已上今出川亞相本借受書寫了、建久十年業資王記、梅丸長物見、文保元年廳始之記云、資清王車紋、長物見白梅書之、

〔海人藻芥〕家々文事、〇中略裝束ノ紋ニ、家ノ紋ヲ付ル家門モ多之、僧中ニモ、家門ニ隨テ紋ヲ付クル段子細ナシ、但僧中法服ノ紋マデ、如家門紋ナラズトモ有ナン、且ハ片腹痛キ事ニモアリ、

〔四季草秋草衣服中〕一家の紋の事

紋といふは、衣服に五所に付るをのみ紋といふにはあらず、すべて物の模様を紋といふなり、束

葉七ツ有リ、

〔海人藻芥〕車之事

紋車、家々紋、網代組付、又袖ニモ繪書之、

〔門室有職抄〕車文事

院御車文、中ハ大八葉、袖ハ唐草、上ハ白、此晴儀之御車也、

一ノ人ハ、上ハ白シテ、袖ハ牡丹、

花山院、幷中御門左府、杜若、

中院源氏、通親之黨也上ハ龜甲、中ハ大顏、袖ハ杜若、中ハ鶴、

實家卿、柄書、閑院黨也

泰行卿、大酢漿ト杜若トフシマゼタリ、物見ニ文ヲ指セリ、

實禎卿、篠圓、

公繼卿、御簾ノ雲繝、德大寺左府實能之時、此文ハ出來云々、

公房卿、磐篠、閑院也

兼仲卿、大酢漿、中院也

親雅卿、杏葉、勸修寺也

實明卿、菊、閑院也

季經卿、文同、諸大夫也

隆房卿、鶯圓、諸大夫也

高三位、滋小葉、諸大夫也

成□卿、鷄冠圓、

兼良卿、菱中ニ牡丹、

信清卿、龜甲、

家賴卿、袖菱子、中ハ八葉也、勸修寺氏也

宗輔卿、龍膽、

公時卿、瑩、閑院也

經家卿、澤瀉、諸大夫也

季能卿、文同、諸大夫也

親能卿、蝶飛散、

六波羅黨、蝶圓、

知光卿、二フヂニ立涌雲、後成黨也

車輪紋

ノ紋、是等ノ事ヨリ四目ヲ用キ來リ候カ、モトハ只イヅレニテモ目結ニ候ヲバ、後ニ四ツ目結ニ極リ候樣ノ事ニ成リ行タルト見エ申候、是等ノ事、猶外ノ家ノ紋ニモ是有ルベク候ハンカ、

〔甲子夜話 二〕中川氏ノ家紋ニ、此ゴトキ紋アリ、彼家ニハ轡クヅシ、又クルストモ云ト聞ク、予竊ニ思フ、彼先瀨兵衛ノ頃ハ、南蠻寺盛ニ行ハレテ、瀨兵衛モ此宗ナリシト云、然バコノ紋ハ、彼ノ崇奉スル所ノ十字聖架ナルベシ、今轡クヅシト謂ハ、忌諱ヲ避ルナルベシ、又クルスト云モ、ギリスノ蠻語轉ゼシニヤ、一日此コトヲ松平冠山(因幡鳥取ノ支侯)ニ語レバ、曰ク吾家ニコノ紋ヲ用ルコト、由緒詳ナラズ、傳ル所ハ、天王ヨリ拜領セシ紋ナリト云、世上ニハ祇園守ト云ナレド、思ニ中川ノ紋ノ類ニテ、恐クハ十字ナラン、天王ノ王ハ、主ノ字ナリシモ計ガタシ抔話リテ、一咲シテ止ヌ、又思ニ兩氏ノ紋、イカニモ蠻物ノ象ヲナセリ、薩ノ轡紋モ、ヤハリ十字ト見エタリ、封內霧島山ノ絕頂ニ建ル、天ノ逆鉾ト云モノ、コレ亦彼徒ノ立シ十字ナルベシト或人云シハ、ゲニモトゾ思ハルレ、

〔南行雜錄 五〕宇喜多和泉守三宅朝臣宗能像贊
竊按、和泉之前司能家家牒、世居乎百濟國、甫兒時兄弟三人、泛船來于備前一島、始厝新第、旗幟皆書兒字、爲紋矣、仍其所曰兒島焉、

〔鹽尻 十二〕車大八葉小八葉龜甲蟹甲　車の大八葉小八葉と云は、此紋輪有より起る、慶長六年に、宮內少輔幸綱、奥書せし車輪圖一卷、官庫に有、夫を考ふれば、八葉とは、靑蓮花の八葉を摸して、九曜の星は、これを丸くかきなせし物にや、九條關白經敎公の車の輪樣一卷あり、是には九曜をかけり、又龜甲の紋は、世の人普く知る所なり、蟹甲紋と云は、人しらず、此輪樣をいふなり、

〔翁草 五〕八葉の車は、輪の葉八ツ有り、常より大形成を大八葉、小さきを小八葉と云、七葉は、輪之

ゆゑに、いはふに鏡の餅をもつて、そのうへに菱餅三つをくはふ、此嘉例によりて、丸餅ならびに菱餅を家の紋とす、

〔寛永諸家系圖傳百二十〕伏屋

家紋、三刺串團子、

〔寛永系圖十四藤原〕曾我　家紋、丸之内竪ニ引起波、義晴之時、賜桐之紋於元助、

〔寛永諸家系圖傳十三〕小栗

家紋、立波、

〔寛永諸家系圖傳百九十六〕松田

家の紋、丸の內に三浪、

〔諸家系圖纂十一清和源氏〕宍戶系圖

家紋

家譜舊記云、以鞱爲軍幕幷衣裳之紋、今見其紋、世俗所謂洲濱也、相傳云、洲濱之似六字、以家政之先出自六孫王也、

〔寛永諸家系圖傳百七十八〕石尾

家紋、もとは橘村、今は蔦の丸

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕土屋

家紋、丸之內石疊、

〔諸家系圖纂六十二秦姓〕鵜殿秦姓　家紋、圓內三石疊、

〔新安手簡二〕高綱、三目結、盛衰記本文ノ如クニ候、此事ハ殊勝ニ存ジ候、本ノママ用ヰ候、盛綱、藤戶ノ直垂モ、盛衰記ニハ黃スマシト候、平家物語ニハ、シゲ目結ト候ヒシカト覺エ申候、佐々木ノ家

家紋、左巴三頭、

〔寛永諸家系圖傳七十八〕曾根

家紋、丸の内に三巴、

〔關八州古戰錄二十〕小田小山成田等始末事

政種、○小山小山家重代ノ旗幕ヲ氏鄕へ相讓レリ、蒲生家今マデハ、翔鶴ト松皮菱ヲ衣紋トシケルガ、此後ヨリ三頭ノ左鞆繪ヲ用ヒラレタリ、

〔寛永諸家系圖傳百九十六〕松田

家紋、筋違、

〔寛永諸家系圖傳百二十一〕矢頭

家紋、輪違、

〔寛永系圖十五〕嵯峨源氏源邊　家紋、三輪抜、

〔寛永諸家系圖傳二百三十〕筑紫

家紋、寄懸、源八幡太郎義家これを給ふ

〔諸家系圖纂二十清和源氏〕上田小笠原族、家紋釘貫、

〔寛永系圖十八〕村上源氏有馬赤松之族也　家紋、釘抜左巴、

〔寛永諸家系圖傳百七十二〕矢部

家紋、丸餅、

〔寛永諸家系圖傳二百四十四〕市橋

家紋、丸餅、或菱餅三、

つたへ稱す、先祖敵城と數年せめた、かひ、つひに敵城をおとす、ときに正月一日なり、かるが

タリ、サラバ神代ノムカシヨリ、柄ニハカナラズ繪カクモノニヤ、マサシキ物ヲバイマダ見ネド、近比大神宮ニ進ラセラレシ、御柄ノ圖ヲバ見ル事ヲ得タリキ、ソノ形モソノ繪カキシモノモ、共ニ世ニイフ柄繪トイフ物ニハ似テケリ、世ニトモヱトイフモノハ、水ノウヅマク形ナレバ、巴ノ字ヲ用フトイフナリ、サレドモフルキ物ニ、皆柄繪トシルセリ、但シ吉部秘訓ニ圖セシ所ハ柄繪カキシ物ニハアラズ、

〔日本書紀通證 四〕今按、○中略一書曰、今所獻伊勢神財柄、其形如瓢、黑漆以銀粉畫巴紋、表裏各一也、巴訓爲登毛惠、江次第所謂柄繪也、出雲風土記如畫柄是也、

〔安齋隨筆 後編十〕一巴の字訓　俗に巴の字を、トモヱと訓を付たり、其故を知りたる人なし、○中略貞丈按するに、柄繪の形如此、巴の字の形、相似たるが故に、其字形に據て、トモヱと訓を付たるなり、字の形に據て訓を付たれば、巴の字より外にはなし、正訓には非ず、俗訓也、

〔承久記 上〕一院○後鳥羽彌御心タケクナラセ給フテ、先トモヱノ大將○西園寺公經ヲウタバヤト被仰ケレバ、公卿殿上人ロトシテ物モ不被申、

○按ズルニ、西園寺家紋柄繪ノコトハ、車施紋ノ條ニモアリ、

〔宇都宮系圖〕家紋、左巴、

賴朝卿之時、右陣小山、左陣宇都宮也、故以左巴爲紋、

〔寛永系圖 十二 清和源氏〕土方　家紋、左巴、

〔寛永系圖 八〕林系圖　源姓、家紋左巴、一引龍、

〔寛永諸家系圖傳 百九〕山田

家紋、二頭の右巴、

〔諸家系圖纂 三十九 桓武平氏〕柘植　家紋、三頭左巴、

〔寛永諸家系圖傳 二十九〕板倉

下白くせり、その後衣服にもこれを紋と玄たれど、あまり美麗に過ぎたれば、上下の白きところを丸に直し、黄紫紅を三引のさまになして用ひしなりと聞えあげしかば、松原が常に諸家に交はり何事も習熟しければこそ、かゝること尋しにも速に答へれと仰ありて、御感を蒙りしと、今も彼が家にいひ傳へたり、

〔鹽尻十一〕立花家岩城家大岡氏紋ノ名　諸家中世以來家紋あり、其中に立花は祇園守、岩城は滿月を代々紋とせり、是名を知らざる人多し、大岡氏の紋は、七本そこばこかや、此類多きあり、按るに、今いかきの樣見ゆる、

〔尊卑分脈藤原十一〕公實

┌通季西園寺一流祖

通季卿傳○中略　西園寺家文非巴輛繪、公宗卿建武二年被誅之時、彼家錯亂以後用巴輛繪文之由、見後押小路殿忠公御記○下略

〔好古小錄下〕諸器物ノ紋ニ、巴ヲ用ユル者、古昔ヨリ多シテ、其形今ト異ナリ、古昔畫ク巴ノ形ハ、多ハ首尖リテマロカラズ、古寫舞樂ノ畫、大鼓ノ巴紋、神祇官瓦、及醍醐寺、法勝寺、最勝寺ノ瓦ノ巴、鹿苑寺ノ洪鐘ノ巴紋、皆其首尖リタリ、

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

抑五節ト申ハ、○中略五人ノ仙女舞事、各異節也、サテコソ五節ト名付タレ、彼舞ノ手ヲ摸ウツシツヽ、雲ノ上人舞トカヤ、其時拍子ニハ、白薄樣、厚染紫ノ紙、卷上ノ糸、輛繪トモヱ書タル筆ノ軸ヤトハヤス也、○下略

〔秦山集雜著甲乙錄六〕巴紋、水渦之象、防火之章也、

〔本朝軍器考四弓矢〕須佐能平命ノ御子磐坂日子命國巡行マス時ニ、出雲國惠曇エトモ郷ニ至マシテ、國ノ形畫鞆ノゴトクアルカナトノタマヒシヨリ、カクハ名ヅケシヨシ彼國ノ風土記ニハ見エ

今世衣服の紋といふ事出來し後に、丸の內にさま〳〵形を書なせるに依て、かやうの事も思ひよれるにや、古へ旌旗幔幕の紋にては、此意かなひ難しといふべし、

〔老談一言記　一〕岩松萬次郞殿物語に、家に七ヶの秘事あり、是はさて秘事にてはなけれども、庶流にて、嫡流たるよしいふ間、秘する也、たとへば御當家御紋、三田町白とて、二田町は黑、三田町は白し、是新田の二ッ引の紋なり、岩松は中ぐろ也、是は三田町白の中を合せたる物にて、中ぐろの紋也、〇中略七ヶの秘事、かやうの類也、

〔太平記　十五〕主上自山門還幸事

同〇建武二年二月八日、義貞朝臣豐嶋打出ノ合戰ニ打勝テ、則朝敵ヲ萬里ノ波ニ漂セ、同降人ノ五刑ノ難ヲ宥テ、京都へ歸給フ事ノ體ユヽシクゾ見ヘタリケル、其時ノ降人一萬餘騎、皆元ノ笠符ノ文ヲ書直シテ、著タリケルガ、墨ノ濃キ薄キ程見ヘテ、アラハニシルカリケルニヤ、其次ノ日五條ノ辻ニ高札ヲ立テ、一首ノ歌ヲゾ書タリケル、

二筋ノ中ノ白ミヲ塗隱シ新田々々シゲナ笠符哉

〔諸家系圖纂　三十四桓武平氏〕正木家譜

家紋九曜星、三引兩、

〔有德院殿御實紀附錄　十七〕ある時、小姓岡村丹後守直純をもて、大目附有馬出羽守純珍に仰ありけるは、釘拔松河黃紫紅といへるは、三浦家の紋なるよし、いかなる子細あることにか、阿部豐後守信峯が家人松原左大夫留守居役を勤むは、何事となく老練の者にて、諸家にも廣く往來すと聞けり、汝が申すごとくにして彼に尋ぬべしとなり、出羽守うけたまはり、其夜松原がもとに赴き、かくと申けるに、松原も諳記すべきにあらざれば、つぎの日、三浦志摩守義理が家にもとひ、又諸家をも尋たるに、三浦が先祖平六左衞門義村が、常に用ひし幕、五布の內の中、三布を黃紫紅にそめ、上

ロハ、胡曹抄ニ（桃華蘂葉ノ中ニ胡曹抄アリ）天子御袍ノ文、竹桐御兩鳳トアリ、是ヲ權記ニ考ルニ（藤原行成卿ノ御記錄ナリ）天子御袍ノ文、竹桐五靈鳳ト書シタリ、是五ハ御、兩ハ靈ニテ、二字共ニ、其字音ヲ借リタル假名書ナリ、（胡曹抄以下ノ文ハ、野宮定基卿ノ御勘物ニアリ、）ト見エタリ、抑一引兩、二引兩ハ、日精月精ノ二靈ナリト有レバ、全ク一ツ引靈、二ツ引靈ナリ、日精月精ヲ靈ト云フ事ハ、天照大神ヲ大日靈貴ト云ヒ、月讀尊ヲ月精靈貴トイフガ如ク、靈トハ日月精靈ノ事ニテ、其靈ノ字ヲ兩ト字畫ノ省略ニテ借リ用キタルモノナリ、去レバ實ニハ一ツ引靈、二ツ・引靈ナリ、〇中略且日精ヲ大中黒トテ、一文字引ハ⊖字ノ形象、二ツ引兩ヲ二文字引ハ冃字ノ形樣ナリ、是モ亦上ニ云ヘル軍器考ニ引レタル、日月ノ謂ヒニテ、考ヘ察スベキ事ナリ、

〔倭訓栞中編二十一比〕ひきりやう　引兩と書り、二ツ引の事なり、鎌倉若宮八幡の神庫を開きて寶器を見しに、二引兩の旗あり、二引兩は、足利氏の旗號なり、相傳ふ、是源義家の旗なりとみゆ、義昭將軍の書に、引兩筋とも見えたり、二ツ引兩、三ツ引兩などは、重ね云なるべし、一說に、源賴朝卿石橋山合戰の後、下總國府に至り兵を招く、此時大將の陣營幕なし、千葉介常胤、己が白幕に墨紙を粘して二ツ引兩とす、此吉例たるにより、引兩幕を用らる、

〔類聚名物考武藝四〕一引兩　ひとつひきれう（中黒と云）　二引兩　ふたつひきれう

ひきれうの事、一引兩は新田家の紋にて、卽ち中黒と云へり、二引兩は足利家の紋にて、その元は幕の紋より出て、中の幅を黒くし、上下白きを新田家に用ゐ、中の幅を白くして、上下黒きを二引兩といひ、足利家の紋といへる也、後は衣服の紋に用うる事ともなれり、れうとはその義未詳、龍の象也ともいひ、料の字をも書ども、まづは兩字を用ゐ來れり、此外に三浦等は三引も有也、或說にいふ、兩家の系譜に云傳へしは、日月の御紋を朝廷より賜はりしを、日月の古字を用ゐる紋とす、⊖日字如此、中黒と云、⊜如此なるは月の字の形也といへり、今案に、是さる事にもせよ、是は

□□童名不動丸、或源太、從四位下陸奧守、號金迦羅殿、鎭守府將軍、

〔太平記十八〕瓜生擧旗事

瓜生判官保、足利尾張守高經ノ手ニ屬シテ、金崎ノ責口ニアリ、○中略折節陣屋ヲ雙ベテ居タリケル、宇都宮美濃將監ト、天野民部大輔ト寄合シテ、四方山ノ雜談ノ次ニ、家々ノ旗ノ文共ヲ云沙汰シケル處ニ、誰トハ不知、末座ナル者、二引兩ト大中黑ト何レガ勝レタル文ニテ候覽ト問ケレバ、美濃將監、文ノ善惡ヲバ暫置ク、吉凶ヲ云者、大中黑程、目出キ文ハ非ジト覺ユ、其故ハ前代○北條氏ノ文ニ、三鱗形ヲセラレシガ滅ビテ、今ノ世二引兩○足利氏家紋ニ成リヌ、是ヲ又亡サンズル文ハ、一引兩○新田氏家紋ニテコソアランズラメト申ケレバ、天野民部大輔勿論候、周易ト申文ニハ、一文字ヲバ、カタキナシト讀デ候ナル、サレバ此御文ハ、如何樣、天下ヲ治メテ、五畿七道ヲ悉敵無世ニ成ヌト覺エテ候ト、文字ニ付テ才覺ヲ吐ケレバ、○下略

〔旗紋引兩之字義〕太平記十四卷新田足利確執奏狀ノ段○中略以上一文字ヲ一引兩ト云ヒ、二文字ヲ二引兩ト云ヘルノ證ナリ、○中略白石軍器考ニ云、新田大中黑ハ、日ノ字ニ象リ、足利ノ二引兩ハ、月字ニ象レリ、其本兩家ハ、嫡男ト二男家ナル故ニ、日月ノ二象ヲ分ツテ、旗ノ文ト成シタル由見エタリ、但シ如何ナル故ヲ以テ、日月ノ字ヲ用テ、嫡家ト二男家ト分ツテ、旗ノ文ト爲タルト云事ハ記サレズ、猶可尋明事ナリ、

右一ツ引兩、二ツ引兩ト云事、引兩ノ義詳ナラズ、或說ニ云、橫ニ黑ク引タルヲ龍蛇ノ形象ニトリ、上天騰蛇ノ勢ニ據レリト云フ義ニテ、一ツ引龍、又二ツ引龍ノ謂ヒヲモテ、引龍ノ龍ヲ兩ニ書クハ、假字ノ借字ナリト云ヘリ、○註略然レドモ此引龍ト云フコト、舊記ノ據ルベキ事ナケレバ、信用シガタキモノ也、謹デ考ルニ、○大塚嘉樹引兩ノ兩字ハ、靈字ノ義ニテ、引靈ナリ、其據ルトコ

家紋、七曜、

〔寛永諸家系圖傳二百五十二〕蒔田

家紋、八曜子持筋、

〔奥州相馬系圖〕義胤

幕紋、繋馬、　家紋、九曜星、

〔寛永系圖〕平氏　佐久間　家紋、圏内三引、九曜、

〔改撰諸家系圖前編十〕保科氏

正直○中略

天正十年壬午九月、正直居高遠城時、藤澤次郎頼親、構城壘於伊奈郡箕輪以叛、正直再三遣使於頼親曰、汝疾可從大神君、○德川家康頼親不諾、於是正直、率兵進攻箕輪城、三日而遂陷城、先是家紋梶葉也、此時九曜星下、見翻翻旗上、喜軍爲佳瑞、急發兵得大利、仍家紋用以九曜、

〔鵞峯文集七十二行狀〕故江府令朝散大夫親衞校尉石谷叟行狀

西郷屬邑有石谷村、政清生于此、村有八幡神祠、其傍有九石、政清敬神之餘、象其石、以九曜星爲家紋、

〔傍廂後編中〕月に星九曜

伊東家の月に星九曜、俗に十曜と云ふ、斯の如き文は、もと千葉の文にて、中は月にて、めぐりに九星あり、今俗に十曜と云ふ、伊東祐親が懇望にて、頼朝卿口入なれば、常胤斟酌に及ばず、ゆづりたる古文、人の志る所なり、さるを伊東家は、その時讓り受けたるまゝにかはる事なきを、中々に本たる千葉家にては、誤りて◎と⁂と、ふたつになしたるは、いつの頃よりの誤ならん、月に星九曜のひとつを二にしたるなり、

〔見聞諸家紋〕二引兩　源姓　八幡太郎

以雛形爲紋

家紋、輪寶、

〔寛永諸家系圖傳百五十四〕鳥居

家の紋、丸の内に鳥居、

〔寛永諸家系圖傳二百八十二〕宮崎

家紋、鳥居の上に鳩、

〔寛永諸家系圖傳二百八十三〕雨宮

家紋、日の丸、

〔諸家系圖纂三十三桓武平氏〕平氏大須賀君島之系圖幷神鎭守家紋之事

昔有下總國葛飾府千葉郡一人國主、國種千葉之花樹、其花盛時、必天女各降來、而遊覽于園、使天衣懸置于松枝、其容貌輝於邊、其國主欲留之嫁之、故使天女之羽衣竊藏之、然天女各見花了欲歸、一女無天衣不得歸、則相止爲夫妻、多子孫、是故改其所名千葉、其松名天羽衣松、亦謂天人腰懸松、或號千年之松、其天衣有月星之紋、故相傳爲家紋、亦以薄秋鹿雌雄幷用云、

幕之紋用之、但白地也、薄鹿共可爲墨繪也、

〔東照宮御實紀附錄二〕三五郎〇野中重政に御盃を下され、信國の御刀を引る、盃に三日月を蒔繪にしたれば、向後これを吉例として、三日月をもて紋とせしめらる、

〔萬世家譜一下〕打越治右衞門

關原戰場にて、景勝之幕を取申候、右幕之紋、則家之紋に仕、丸之内一ニ三星附申候、

〔寛永諸家系圖傳二百四十二〕戸田

家紋、六星、

〔寛永諸家系圖傳二十七〕大須賀

家の紋、瓶子、
〔寛永諸家系圖傳百四十四〕永井
家の紋、井桁
長井　家の紋、十六のむさし、
〔安齋隨筆前編八〕一景淸家紋　尾張國海東郡馬嶋村明眼院に白山神社あり、社内に古き鐙あり、相傳て惡七兵衞景淸が鐙也といふ、其鐙の圖を尾張の人持たるを乞て寫しぬ、其鐙に車輪の紋の金物あり、其後或人の談しは、信濃國に景淸の建立したりし古寺あり、堂に車輪の紋付たる金ものありといふ、此事寺を見し人に直に聞かず、人傳に聞し事なれば、郡村の名も寺の名も委しく尋られず、詳ならず、されども景淸が紋、車輪にてある事は、彼鐙の紋に符合せり、
〔寛永諸家系圖傳百十三〕知久
祐起
家傳にいはく、室町將軍家の君達之義より、錦の母衣、ならびに旗をたまはる、書狀これあり、彼旗の紋車輪、これによりて家の紋とす、
〔寛永諸家系圖傳百九十三〕佐藤
家紋、片輪車、或ハ傘、
〔寛永諸家系圖傳二百八十七〕榊原
家紋、車、
〔安齋隨筆後編十四〕一保田家の紋、おほすながしと云、其形〇圖略如此、是は蛇籠のくひ計付るなり、古は〇中略ゆるやかごに、くひを打し形を附しなり、
〔寛永諸家系圖傳二百九十四〕春日

のを墨にて書たればゞ矢はず計を二ッならべて付たるも知らず、

〔寛永諸家系圖傳五十五〕仙石

家紋、永樂通寶、

〔寛永諸家系圖傳百二〕山中

當家紋、丸の内に裏錢、

〔寛永諸家系圖傳百七〕水野

家紋、丸内二本澤瀉、永樂錢、

監物忠善家傳にいはく、先祖軍功あるを以て、參内の時、永樂錢を捧る故、永樂錢を以て家紋とす、

〔寛永諸家系圖傳二百四十七〕松浪

家紋、丸内鷹、

〔諸家系圖纂六十大宅〕大宅氏武内大臣末葉、家紋竹笠、

〔寛永諸家系圖傳八十二〕伊澤

家紋、菅笠、

〔寛永諸家系圖傳百九十四〕波多野

家の紋、丸の内に二前箸打違、

〔諸家系圖纂二十梶〕梶川系圖

正治〇中略

宿主賀出頭、角切折敷ニ菱ノ餅ヲスヱ進ズ、正治悅喜、則爲家紋、

〔寛永諸家系圖傳二百三十二〕宇佐美

〔寛永諸家系圖傳九〕松平

主殿頭忠房、家紋丸の内に開扇、

〔寛永諸家系圖傳二十四〕丹羽

家紋、九本骨の檜扇、

〔寛永諸家系圖傳九十七〕淺羽

家紋、十二本骨扇に、日の丸、或は菊、

〔明良洪範續十三〕正綱〇長澤松平ノ家紋ハ、浮線綾ノ三蝶ノ舞テ、八重菊ヲ吸フ形也、然ルニ伊豆守信〇綱養子ノ後、右衞門大夫實子出生シケル、後年豆州ニハ段々御取立、養家ヲバ右ノ實子ニ相續仰付ラル、是松平備前守家也、豆州ヲバ別段ニ成サレケル故、備前守方ハ家元ナレドモ、時ノ勢ニテ伊豆守總領家ノ如クニ有シ故、家人ドモ、ヤヽモスレバ爭ヒノ事有ケル、右ニ付、豆州ノ紋所ハ、三蝶ヲ扇子ニカヘ、開キタル扇ヲ用ヒラル、之ハ最初扇ヲ開キシヨリ、立身有シ故事ヲ含ミ、養家ノ三ツ蝶ニ准ジ、三ツ扇ヲ付ラレシニヤ、

〔葵御紋考〕紀伊殿庶流松平左京大夫にては、三鍬形を以て、神君〇徳川家康より讓られ給へる御紋也とて、殊に重く取扱はれ、家士といへ共、故なくしては猥に賜はらず、此御紋は、神祖南龍君江、〇國祖賴宣卿、御咄の時、或夢に、織田右府、豊臣太閤、予と三人、一席に天下の事務を論せし時、各鍬形の兜を著せしかば、汝忘るゝ事なかれと、上意より附傳ふる所と云々、

〔寛永諸家系圖傳二百八十五〕大草

家紋、十文字の轡、

〔嘻龍工隨筆〕梶原が紋は、矢筈なりと云ふに、繪に書たるなどを見れば、矢の羽を二ツならべて付たり、武士の紋は、もと幕の紋にて、機の具のりうご、ちきり或はくぎぬき、つるまきなど、手軽きも

賴義三男、○中略賴義夢參詣於園城寺新羅大明神社、其路次奉見高祖六孫王於湖水邊、取菱葛以綴衣持之、御手招賴義曰、汝當生子、今是衣授其子、賴義纒頭之、拜賀之後、王者立爲八尺龍神入御水中、賴義覺以深信仰、遙向近江國方再拜、旣而妻室懷胎、以夢日生義光、賴義大悅、則以有菱之文衣爲其生衣、從是當流以菱爲家之紋、

〔寛永系圖十〕多々良姓大内　山口在周防吉敷郡　家紋唐菱俗謂之大内菱

〔中國治亂記〕大内ハ、代々渡唐ノ使僧ヲ遣シ、アヤ錦ニ至ルマデ家紋ヲ織セ、大内菱トテ、唐ヨリモ色々ノ織物數十艘渡リ、○下略

〔見聞諸家紋〕松皮菱　武田○中略從四位下伊豫守鎭守府將軍○中略

永承五年、後冷泉院依勅、奥州安倍賴時攻、是時詣住吉社、祈平伏夷賊、于時有神託、賜旗一流鎧一領、昔神功皇后、征三韓用也、神功皇后鎧脇楯者、住吉之御子、香良大明神之鎧袖也、此裾之紋割菱也、三韓歸國後、鎭座於攝津國住吉、以奉納于寶殿、今依靈神之感應于源賴義賜之、可謂希代也、賴義三男新羅三郎義光、雖爲季子、依父鍾愛傳之、卽旗楯無是也、旗者白地無紋、鎧有松皮菱、故義光末裔當家爲紋、

〔新增犬筑波集〕都より甲斐の國へは程遠し

おいそぎあれや日もたけだ殿

ふしんばを今日わり菱のひしめきて　わり菱は、武田の紋なり、

〔諸家系圖纂六清和源氏〕小笠原系圖

貞宗

或時詔而被尋下弓法之奥儀、不能固辭、奉傳鳴弦矢叫等之秘術、謂弓馬之家、謂天性之達、叡感之餘、小笠原可爲日本武士之定式之旨、下賜御手判、被任正三位、剩以王之一字、可定家之紋旨叡勅

器の世に傳はらぬにても知りぬべし、さらば其頃は何をもて徽號に用ひさせ給ひしと云に、五七の桐などをや用ひさせ給ひけん、五七の桐は、八幡殿巳來、新田足利は申までもなく、其支流の家々（〇姓略）等にても多く用ひ來れる事、今猶しかるにて察すべし、さらば桐を用ひんからに、必新田の累葉とかぎるべきにもあらず、又いかに世をはゞからせ給ふとても、さらに其ゆかりなき徽號を用ひさせ給ふべくもあらざめれば、かた〴〵其よせなきにあらず、今松平と稱する家々に、多く桐を家紋とせるは、恐らくは其名殘なるべし、しかはあれど、いまだ芳樹公巳來、たしかに桐を用ひさせ給へる確證を得ざれば、推定めては云がたし、試に是をいへるのみ、當家にて葵章を今の如く用ひさせ給ひしは、永祿年中、德川御復姓このかたの御事也、（延其巳前の物等に、たしかに葵章の附たるを、未見聞及ばず、御復姓の御時、徽號は古に復させ給ひけん事、もとより其理なればなり、）考（〇葵御紋考）に云、永祿年中、東照宮、德川の御本姓に復させ給ひしかば、是迄秘させ給ひし葵とも御家紋となし給ひ、御代々御一同の御紋と定め、不竊御榮昌の御瑞祥に定めさせ給ひしなるべし、又大成記を引て云、東照宮に、朝廷より菊桐を給はらんと有し勅答に、家傳の葵の紋を用ひ、某に相應なりと有り、家傳との上意、千古萬世を貫くべし、酒井本多等よりさゝげしなどいふは、おぼつかなしといへるは、ともに考へ得たりといふべし、

〔幕朝故事談〕御三卿樣（〇德川氏）も、御賄料三萬石の時は、御紋菊輪なり、十萬石御分國の時に至り、御三家樣（〇德川氏）の通の御紋に成るなり、御紋の小なるは、德廟（〇德川吉宗）よりなり、紀伊國流なり、御次男樣方は鐵砲角の内に葵也、外輪は隅きり角なり、

〔安齋隨筆後編十〕一カタバミの文　同草子（〇枕草子）に、もんは、あふひかたばみ云々、カタバミは昔より用る文なり、餝抄にも、車の文にも、面掛（オモガイ）（馬具）にも、カタバミの文付ること見えたり、（文枕草子に、草はと云段に、かたばみ、あやのもんにても、こともの よりは、をかしとあり、）

〔諸家系圖纂（一清和源氏）〕義光

今のごとく丸に改めさせらるゝ事、何れの時といふべきか、殊に夫迄は何の御紋なりと云ふ事明らかならざれば、御當家の御紋、清康君より始まれるやうに思はれて、其以前わかちがたし、又後の儀による時は、東照宮の御代、初めて附けさせらるゝと見えたれば、神君の御時迄、御紋なかりしやうにて、同じ本多の家にての二說、猶いまだ詳ならずといふべし、○中略

三州岡崎能見鄉の松應寺は、瑞雲院殿（贈大納言廣忠卿）の御廟所なり、此御廟所は、東照宮の御造營なり、此瑞籬の內外共に、劒銀杏の御紋を附けさせらる、○圖略

御當家にて、此御紋用ゐさせらるゝ事、諸書に未見えず、然るに天文中、御造營の御玉垣其外に附けさせらるゝこと、其故よしあるべき歟、按ずるに銀杏に夷朝の訓あれば、四夷を悉く征せられ、各御旗下に朝せしむるの御祝兆にて、銀杏を愛し給へば、御父靈を御崇信の時附けさせられしにや、○中略又按に葵の御紋は、種々の說あれば、劒銀杏は御家の御替紋にて代々遠く附けさせらるゝ故に、御尊父の御靈前、幷神さり給ひし御靈屋前に植ゑさせ給ひけるにや、

〔葵號考〕由良が家は、義貞朝臣の後裔にして、代々丸の內に三葉葵を家の紋とす、卽其先由良國繁が家臣柿沼長門守、天正中の覺書に、御旗大中黑、地白、幕三田町白、內幕は地萌黃、上の田町に桐菊丸の內三葉葵、是は御先祖義貞公より御代々御附被成候、又御家事記に、上野國新田庄、古目貫髮搔小刀之柄、葵の丸の紋有之、仍葉葵の丸者、元來新田家の徽號にして、當家にはじまりしにあらざるをさとるべし、扨義重公は、八幡殿の御孫にて、式部大輔義國君の嫡子たるを以て、丸の內に一文字を用ひて徽號とす、是いはゆる中黑の紋なり、○中略義重公には、二葉葵をもまじへて用ひさせ給ひけむことは、猶後世の副紋の如くなりけむかし、○中略往昔芳樹公、（親氏公）御本國上野國新田庄世良田庄を去て、諸國を經歷し、三河國加茂郡松平村に入らせ給ひし時、足利家をはゞかり、御本國德川世良田等の御稱號は、ふかくつゝませ給ひしかば、○註略まして葵章の紋つきたる什

移二岡崎一、文明十一己亥年七月十五日、夜攻二安祥一、此時酒井五郎親清父子三人、率二來四拾餘人一、而丸盆水葵三、如二鼎置一之各引渡、以二熨斗勝栗昆布一、盛二葵葉上一祝言申、泰親悦曰、自今以後、親清之可二家紋一旨依レ之丸之内三葵爲二酒井定紋一、此時三河三分一領之云、又云其後又奉レ之、〇中略

謹按ずるに、酒井氏其始渡邊黨成べし、三河國には一類多し、其後境村に住て、染戸を業とせしより本姓をはぶきける歟、多門氏の譜にも、酒井多門と一姓にて、三星を家紋とせるにて、渡邊成を知べし、其後親氏君入聟となり給ひし後、酢漿草を本紋と定められし、此事末に出すべし若本文のごとく、泰親君より酒井江葵を賜りなば、其以前は泰親君何を御家紋となし給へるや、いぶかしき事也、

三河國岩津妙心寺は、崇岳院殿信光入道の開基、長澤の祖備中守親則の菩提所と定め、母堂眞常院殿も同葬なり、然るに當寺尊牌に五七の桐を附けさせらる、右尊牌古彫往古物にして、慶長以後の物とは見えず、然れば其頃は桐をも御紋とせられしにや、〇中略

其後立葵をも用ゐ給ひしにや、本多家譜に云、所譜本多縫殿介正忠、先祖山城加茂社職也、依以二立葵一爲二家紋一、岡崎二郎三郎淸康君、被レ攻二吉田城主牧野傳藏、田原御出勢之節、正忠奉レ迎レ入二伊奈城一、進二御酒一、獻二御肴一之節、池中之水葵葉盛レ之、次郎三郎君、御二覽之一曰、三之葵者、正忠之家紋也、今度之合戰、正忠最初參二味方一、而後爲二勝利一、爲二吉例一、依レ被レ爲レ給受之旨仰、差二出之一、御滿悦而則爲二御家紋一云々、仍岡崎隨念寺御自讃御畫像、被レ給二立葵之紋一、于今存、右葵取之池名、花池申傳、

此趣正忠之男、助大夫忠俊女、高力土佐守正長室、同攝津忠房母、言上同斷也、

〔江[illegible]〕又或本多家譜云、世俗曰、立葵之紋、本多家度々依二武功一、神君御所望、御請曰、無レ憚之由、然者可レ藥計附御意有レ之、三葉之葵御附流布、亦當時自二賀茂社一有二葵獻上一、又本多元賀茂之社職云々、家譜之本、幷藩翰譜等同レ此、此條前文に見る時は、淸康君の時より、御紋に立葵を用ゐ給へるにや、然るに

が母に、伊奈の本多の事、尋仰られしに、三河國の本多は、伊奈を以て嫡流とす、されど昔より當國に其數多き本多の人々、伊奈の本多の外に、一城をも領し候ものはさぶらはず、二郎三郎どのゝ御時に、祖父にて候者にこそ、紋をば望ませ玉ひし御事も候つれと申しゝといふ、忠房の母は、正忠の孫にて、忠俊が娘なりき、ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき目貫髮搔小刀の柄に、葵の丸の紋あり、これに因て思ふに、葵の丸は、初より新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一說なればこゝに附す、

〔紳書三〕神祖〇德川家康、中略、御旗は、白地に三ッ葵の丸也、一說に、御家人本多、此は城州愛宕郡賀茂の社務職也しかば、葵を以て紋とす、公御もらひ有之、御紋とせられしかば、本多は立葵を用ひて、御紋にわかつと、一說に、三州矢作の領主島田平藏が紋なり、

〔渡邊幸庵對話〕權現樣御紋は、かたばみ也、葵の御紋は、本多家立葵の葉を御貰、かたばみの如くに被成御付候也、此葵を金印に被仰付、夫にて御紋の形押申候、常に戶田左門氏鐵の姉に御預置也、依之予が方へ傳り申候とて見せ被申候、金はインス也、被遊御付候御紋の恰好、廻りの輪は、輪にあらず蔓葵也、

〔葵御紋考〕御紋の事は、御家の御秘要なれば、容易に論判議定すべき所にあらず、然るに古より葵の御紋につきては、本多酒井の兩家より、捧るの二つをのみ是非の論有て、他の評に及ぶ者なし、予嘗見古書にくらし、何ぞ能此事の實證を得べき、但諸書に散在せるを見るに、諸說の異儀紛々として分明ならず、〇中略家紋は貴賤共に最要なり、既に諺にも、一子の爭ある時、其胞衣を水上に浮洗ふとき、家紋現出すと云り、されば猥に附紋するものに非ず、況や御當家の御紋の事をや、〇中略玆に於て猥にしるす事にはなりぬ、

關氏藏書云、應仁之頃、實熙〇藤原上洛之時、自其國中小士奉送之、故任三河守賜口宣、〇中略信光家督後

御氏子として八幡太郎と稱す、當社の神紋を摸して、柄紋を御旗の紋とし給ふ、御次男義綱は、賀茂社の御烏帽子子に擬へ、賀茂の次郎と稱し、ひとつ葵を、旗の紋とし給ふ、御三男義光をば、三井寺の新羅明神の烏帽子子に擬へ、新羅三郎と云、彼神衣の紋を以て割菱を紋とし給ふ、

義家の御裔新田家、大中黑の御紋は、根本幕なり、柄繪は御家の秘紋として、德川家へ傳へ玉ひし、親氏公、三州加茂郡入御の後、勢盛んに御子數多生れさせ給ひし、郡名により加茂の朝臣と稱し、御家の柄繪の御紋を、葵に書なし給ひて、御一流の御旗幕に付させ給ふ、是今の葵柄繪の御紋なりと云々、丸は大權現御末年の時より付させ給ふよし、葵柄繪如此、○圖略共秘說也、努々不許他見他聞者也、

〔明良洪範十七〕天正十三年二月九日、由良信濃守ガ嫡男成繁ハ秀吉公ノ臣也、○中略由良家紋三葉葵ナル故、登城ノ諸士、神君○德川家康ノ御公達ト思ヒ、皆下馬シテ通リシト也、○中略抑此三葉葵ノ御紋ニ諸說有リ、新田左中將義貞朝臣已來、三葉葵ノ紋也シニヤ、義貞ノ兜ニ三葉葵ノ紋付テ有リ、今ニ由良信州ノ家ニ傳來シテ有リト、横瀨釆女云リ、

〔藩翰譜四上本多〕忠次が、祖父縫殿助正忠、最初に御方に組みして先陣し、牧野兄弟、既に討たれて、吉田の城に向ひ玉ふに、正忠、城の東門を攻め破て城を落す、爰よりまた田原の城に向ひ玉ふには、正忠おのが伊奈の城に迎へまゐらせ、御酒奉て賀しまゐらす、

家に傳ふる所は、此時御肴を進むとて、池なる水葵の葉に盛りてまゐらせしに、次郎三郎殿、○德川家康祖父清康御覽有て、立葵は正忠の家紋なり、此度の戰に、正忠最初御方に參りて勝軍しつ、吉例なり、賜らんと仰ありて、これより御家紋とはなされたり、されば岡崎隨念寺に、自讃し玉ひし御畫像に、立葵の紋を畫がゝれき、今にありと申なり、また德川殿○家康の御時、高力攝津守忠房

見れば、帽額と書して、元御簾の紋といへり如何、予曰、もつかうとは、根本は帽額窠子といふ事にして、翠簾の帽額みすの上緣の如くして下を縫付す、一幅の絹をもつかうと云、是又今世水引共云なり、紋は、繪がくに四ッ花形の窠の紋なり、但し紋にはちいさく竪長に書、是木瓜なり、扨古人用の證は、朝倉氏先祖、日下部高清太郎入道射を能す、源頼朝卿所領を賜ひ、且御簾の紋を下し給る、是より三ッもつかうを家の紋とするよし、朝倉氏系譜に見えたり、是を以て證とすべし、

〔寛永諸家系圖傳二百九十八〕柳生

家の紋われも香　添紋笠

〔諸家系圖纂十四桓武平氏〕高力

家紋　横木瓜

〔諸家系圖纂二十紀〕堀田家紋木瓜

〔諸家系圖纂五十六日下部〕姓日下部家紋三木瓜

〔諸家系圖纂二十四伴〕伴氏系圖

資直

裏書云、建武二年、尊氏筑紫へ働ノ時、多々羅濱ニテ菊池武俊大軍ニテ寄來ル時、味方散々ニテ危カリシ時、伴資直、同高兼、同兼弘、同資家等、以謀御紋ノ旗ヲ作リ、方々ノ御方ヲ靡キ、伴氏ノ輩先登シテ、尊氏勝利ヲ得ラル、故ニ感有テ、二引兩ノ御紋ト、此御旗ヲ賜ル、伴家ノ紋木瓜ト合付ル事是始也、

〔寛永諸家系圖傳百五十五〕神田

家の紋、木瓜の內に菊、

〔鹽尻二十九〕一葵の御紋家紋〇德川　源尾敬公、御相傳の御說に曰、源頼義の御嫡男義家を、石清水の

家紋、水色桔梗、

家傳にいはく、土岐の家紋、本は白色也、其後水色をもちゆ、むかし土岐の氏族、秋の頃野原にて合戰の時、桔梗の花をとりて甲にさし、勝利をうるゆゑ、子孫吉例として、桔梗の花を水色の中におきて定紋とす、

〔鵞峯文集十七記事〕記太田道灌軍扇團扇事（代太田攝津守資次）頃聞常陸國府中總社明神庫內、藏古團扇、傳稱我家先祖太田左衞門入道道灌軍配之團扇也、懇請借見之、〇中略於是新製其扃、撤金以飾之、繪家紋桔梗於其間、謹藏之、而返納神庫、

〔寛永系圖七〕平姓　杉原　家紋、藤丸、

〔寛永系圖七〕豐臣姓　木下　家紋、胡馬〇獨樂　面高、

〔葵御紋考〕王氏を出で源氏を賜ひ、臣に列し給へるは、嵯峨、仁明、文德、淸和、光孝、宇多、醍醐、村上、花山、三條、順德、後深草等ましますといへ共、御紋は皆笹輪龍膽なり、

〔寛永系圖十八〕村上源氏　一尾　家紋久我ヨリハ龍膽　今地扇之丸

〔寛永諸家系圖傳三十八〕石川

家紋、丸の內に龍膽、

〔筑紫軍記四〕一條康政卿被挾家臣出奔之事

元親先祖ハ、秦ノ始皇帝ノ末孫、本朝ニ來服シテ朝廷ニ仕ヘケレバ、秦氏ト稱ス、十五代ノ裔孫、川勝秦大臣廣隆、（聖德太子ノ臣）其末流秦能俊、始テ土佐ノ國ニ下リ、長曾我部江村ノ庄廾枝鄕野田吉原ヲ給領ス、此時綸命ヲ蒙テ參內シケリ、則尊盃ヲ頂戴ス、其盃中ニ鳩酢草一葉浮ブ、是ヲ拜シテ家ノ紋トス、

〔鹽尻六〕モッカウノ紋木瓜ト書翠簾帽額ノ事　或問もつかうの紋、木瓜と書、吾子家の紋の傳を

政の紋は、齒朶の葉の丸なり、旗にもその紋あり、

〔先哲叢談後編三〕鷹見爽鳩

鷹見氏、本姓曰金澤、其先世遠州人金澤某、又始仕于田原侯、曩祖兜鍪之世、屢有勳功、嘗見白鷹啣鹿角架於諸楓樹上而結巣焉、以爲瑞、捕得之、以奉神祖、因賜之姓、曰鷹見氏、當時之人、皆榮焉、○中略鷹見氏、併給楓葉鹿角一雙、以爲紋、表其得之也、子孫相沿、至爽鳩時不改云、

〔寛永諸家系圖傳八〕松平

外記忠實家紋、一葉の蒲荷、

〔寛永諸家系圖傳十三〕松平支流長澤流

清須家紋、四丁子、　正信家紋、丸內竹葉、

〔諸家系圖纂十七藤原〕長井藤原、家紋罌麥、

〔諸家系圖纂二十五大藏〕秋月

家紋唐菱、常用撫子花、

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕伯耆南條氏系圖平氏、家紋夕顏、

〔見聞諸家紋〕桔梗、但幕者無紋水色、　土岐頼光四世孫、國房之末、國房者、紅政之叔父也、

童名文殊丸正四位下攝津守鎭守府將軍

土岐氏、本出于源姓、故其爲紋者、一變白色、乃以爲水色、昔時准用焉、是亦所以貴其先也、有野戰時、取桔梗花、插于其甲、以大得利矣、因爲之例、遂置之水色之中、以爲之定紋也、然不記其年月、又其不知何人始爲之也、源頼光爲紋、末裔用之、故不得堅取其說、暫依其所聞、以書寫而已、

〔明智系圖〕家之紋、水色桔梗華、

〔寛永諸家系圖傳五十二〕土岐

候節、柏の木を纏に用ゐるによつて、家の紋に可レ仕旨上意に候、今以柏の折枝を紋に仕候、

〔陰德太平記四十七〕大友宗麟再攻二佐賀城一附大友八郞戰死事

此時大友家、杏葉ノ紋付タル幕ヲ城中へ取ケルヨリ、吉事ノ例ヲ思、卽龍造寺家ノ紋ニ、杏葉ヲ用ヒケルトカヤ、

〔寬永諸家系圖傳六十五〕大森

家紋、丸の內銀杏葉三、

〔秋齋間語二〕或人杏葉の紋の事を問ふ、予〇上田秋成答曰、通方卿の飾抄には、杏葉とかゝせ給ひ、惟仲の記には、堯葉と書たり、藪、中園、高丘の三家に付給ふは俗間に用るめうがに似て、葉中に花蘂數點あり、武門にて鍋島黨の紋とする是なり、國家に付給ふはかざり抄のていに似たる歟、元來此紋、杏の葉にてはなし、古來通文といふ物あり、花にては唐花、葉にては此紋なり、たれが著してもくるしからぬ由にて、むだ紋たゞ紋など云是なり、鎧具足にも、かけ通しの緖を射切られまじきために、金物にて是を作り、緖の覆ひとす、是通用の具足にて、ぼたん、櫻、四ツ目ゆひ、その外わが家の紋につけても、名はきやうやうと申由申ければ、彼人尤と同じ、野宮家の御說も其通りなりと申ぬ、

〔寬永諸家系圖傳二百五十四〕津輕

家紋、牡丹丸、

〔寬永系圖四〕源姓諏訪

家紋、白地用二三葉之黑梶一、其初梶葉數片雖レ有レ之、一家末裔、嗣二他氏一者多矣、此時取二一葉一以與レ之、故今唯存二三葉一而已、

〔遠碧軒記上人倫〕大和國宇多の近所に、山部寺と云有り、この所に〇中略賴政の具足、并旗系圖あり、賴

事三ヶ年、康平治暦、其間十二年也、合戰討勝、首級得一萬五千餘、天喜年中上洛、爲褒美依勅命、五七桐紋免許、故當家〇足利氏御紋五七桐、二引兩云々、桐者根本安家之紋也、八幡殿、貞任御退治以後、御上洛之時、依被望申下賜此桐紋云々、

〔碧山日錄〕長祿四年九月廿一日甲午、南帝之孫大塔太子、嘗聚凶賊據笠置之嶮、將軍尊氏、奉詔出師三瓶原、將軍未出師之時、入海住山禮解脫之像、尋欲見上人隨身之具、衆僧出之、中有木屐一雙、以桐木所造也、將軍喜曰、予前夜夢、以桐屐掛天下、乃分其片屑著之甲衣之上、遂平敵、以執天下之柄也、自是以桐葉爲家紋、且表屐二齒爲二劃、謂之二引兩云、

〔挾物之記〕はさみ物とは、方四寸の板、本也、〇中略花にも櫻花などは立まじき也、〇中略桐の葉には御紋〇將軍足利氏なる故に立ず、

〔寬永系圖八〕一色　源姓家紋五三桐亦二引龍

〔羽倉考二〕藤丸ノ文之事

中古以後ノ事ナレバ、藤氏ヨリ出タルナルベシ、中古以來、月卿大略藤氏ナレバ、其姓ノ名ニ依テ藤ノ丸ヲ用ヒ、其後多キニ從フテ、諸氏混ジテ用フルト見エタリ、

〔宗長手記〕越年〇大永二年は薪酬恩庵傍捨密下爐邊六七人あつまりて、田樂の鹽噌のついで、誹諧たびたびに、〇中略

藤原うぢのもんはふぢなし〇下略

〔寶永落書〕紋、蛇の目あがり藤、　加藤遠江守

渕はなし元じめ共はあがり藤蛇の目もこはき加藤遠州

〔諸家系圖纂二十橘〕山中、家紋橘、　和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜於浮杯之橘、勅曰、橘者是菓物之長、則爲汝姓、故紋圖之、

〔太平記二十五〕藤井寺合戰事

京勢由斷シテ、或ハ物具ヲ解テ休息シ、或ハ馬鞍ヲオロシテ休メル處ニ、譽田八幡宮ノ後ロナル山陰ニ、菊水の旗一流ホノ見エテ、ヒタ甲ノ兵七百餘騎、閑々ト馬ヲ歩マセテ、打寄セタリ、スハヤ敵ノ寄タルハ、馬ニ鞍オケ、物具セヨトヒシメキ色メク處へ、正行眞前ニ進デ喚テ懸入ル、

〔牛馬問二〕橘諸兄公、官職を辭し、山城の國井手の里に致仕し給ひ、此玉川のやまぶきを殊に愛し給ひ、此景色を直衣に繡し、常に附著有しとなり、其後胤、是をもて家の紋と定め、水に山ぶきをかかせける、子孫の人、山ぶきを菊とおもひけるや、いつとなく菊水となせり、是河陽侯正成の先祖也、

〔安齋隨筆後編六〕一楠家の紋　楠が家の紋は、菊花三ツありて、傍下に流水の形あり、永正七年、立雪齋が畫し見聞諸家紋と云書に見たり、或說に、楠は井手左大臣諸兄公の末孫也、彼公井出の里に住玉ひ、井手の玉川岸の山吹を愛し玉ひしゆゑ、山吹の花の川水に流るゝ形を、楠家の紋に付たるなり、菊の花にはあらずと云へり、此由來さもあるべきがごとくなれども、出所不詳、右諸家紋には菊花なり、太平記にも、楠が旗を菊水の旗と記したり、太平記は楠正成正行などが存生の時の人の書し物なれば、山吹を菊とは書違へまじき事なり、山吹と云は、理を好む人の附會ならん、

〔諸家系圖纂紀二十〕菅谷紀氏(中略)家紋、龜甲之内根菊、旗紋紀之一字書、

〔寬永諸家系圖傳六十五〕江川

家紋、菊井、

〔見聞諸家紋〕源姓　八幡太郎　童名不動丸、或源太、從四位下陸奧守、號金迦羅殿、鎭守府將軍、後冷泉院依勅、父賴義隨兵、奧州之安倍貞任誅、其弟宗任爲降人、攻戰間九ヶ年、其後藤武衡家衡與、攻戰

家紋、梅の折枝三連の上羽蝶、

〔寛永諸家系圖傳四十七〕大河内

家紋、三連の蝶の内に十六葉の菊、

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕宗系圖

家紋　四目結　蛇目　二引兩

〔太平記五〕時政參籠榎島事

鎌倉草創ノ始、北條四郎時政、榎島ニ參籠シテ、子孫ノ繁昌ヲ祈リケリ、三七日ニ當ケル夜、赤キ袴ニ柳裏ノ衣著タル女房ノ端嚴美麗ナルガ、忽然トシテ時政ガ前ニ來テ告テ曰、汝ガ前生ハ、箱根法師也、六十六部ノ法華經ヲ書寫シテ、六十六箇國ノ靈地ニ奉納シタリシ善根ニ依テ、再ビ此土ニ生ル事ヲ得タリ、去バ子孫永ク日本ノ主ト成テ榮花ニ可誇、但其擧動違所アラバ、七代ヲ不可過、吾所言不審アラバ、國々ニ納シ所ノ靈地ヲ見ヨト云捨テ歸給フ、其姿ヲミレバ、サシモ嚴シカリツル女房、忽ニ伏長二十丈計ノ大蛇ト成テ、海中ニ入ニケリ、其跡ヲ見ニ大ナル鱗ヲ三ツ落セリ、時政所願成就シヌト喜デ、則彼鱗ヲ取テ、旗ノ紋ニゾ押タリケル、今ノ三鱗形ノ紋是也、

〔寛永諸家系圖傳二百五十二〕川田

家紋、波に蓑龜、

〔寛永諸家系圖傳二百五十八〕椿井

家紋、裏菊、或は蝶、

〔諸家系圖纂廿三桓武平氏〕遠藤家紋、龜甲、

〔寛永諸家系圖傳二百四十七〕松風

家紋、三龜甲、

上杉家モ勸修寺ノ流ニテ、家ノ紋竹ニ雀ナリ、伊達モ山陰中納言流ニテ、家ノ紋竹ニ雀ナリ、

〔寛永諸家系圖傳百二十三〕堀越

家紋、丸の內波千鳥、

〔寛永系圖五〕平姓伊勢家紋、始折入菱、後向合蝶、

貞盛〇中略

唐皮鎧以相向蝶爲紋、自是改折入菱紋、用相向蝶紋、

〔諸家系圖纂二十清原〕清原家譜

武俊右馬允、自平家賜蝶御紋、

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕織田津田系圖

織田氏之紋　上羽蝶平氏累代之紋

〔寛永系圖七平氏〕　家紋揚羽蝶、

〔寛永諸家系圖傳十八〕大島

某

童名西扇丸　生國伊豆

家傳にいはく、西扇丸、幼稚にして倭歌をこのむのよし叡聞に達し、あるとき召れて參內す、時に三の胡蝶飛來て、禁廷の梅花にとゞまる、是何ぞやと勅問ありければ、西扇丸、蝶なりと勅答申す、勅使のいはく、三あるものは其數半なるを、いかむとしてか、重とは申ぞと難じければ、一つある鳥も千鳥といふなれば三つあるとてもてふといはまし、と詠じければ、はなはだ叡感あつて、梅樹と三蝶を以て家紋とすべきの勅諚により、日の丸をあらためて、梅と蝶とを以て紋とす、〇中略

〔寛永諸家系圖傳十三〕松平

家紋、一鷹羽、

〔寛永系圖十六〕清和源氏 淺野〇中略 家紋、丸之内打違鷹羽、

〔寛永系圖十九〕村上源氏 久世 家紋、圈内竪鷹羽二本、

〔寛永諸家系圖傳百十〕山田

家紋、丸の内に白鳩二、

〔源平盛衰記三十六〕熊谷向大手事

熊谷〇直實ハ褐鎧直垂ニ、家ノ紋ナル、鳩ニ寓生ヲゾ縫タリケル、

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕直實

法名蓮生、源頼朝卿、石橋山戰敗之時、隱伏木之内、直實、取葛蔦而覆頼朝之上、其後有鳩、出于木中而去、敵見之謂無人也、引兵而歸矣、頼朝感直實之忠、葛蔦爲家紋、

〔寛永諸家系圖傳百二十四〕小川

家紋、一文字尾長鳥、

〔寛永諸家系圖傳二百六十四〕石原

家紋、結雁金、

〔寛永諸家系圖傳百十七〕柴田

家紋、丸の内に二雁、

〔寛永諸家系圖傳三十〕花房

家紋、三雁金、

〔會津陣物語四〕杉原彦左衛門物語覺書條々

ニ載テ賜ヘ貞秀、是ヲ榮トシテ家ノ紋トス、是ヨリ家ノ庶子ハ、檜扇ニ鷹羽ヲ畫クト也、
〔寛永諸家系圖傳百五十六〕山口
家の紋、獅子に牡丹丸、
〔又續南行雜錄〕一和田氏ノ紋ハ、獅子ニ牡丹也、〇中略
以上元祿三年庚午四月七日、熊野本宮神官竹坊内記口語也、
〔寛永諸家系圖傳百五十〕小幡
家の紋、立竹に虎、
〔相馬系圖〕重國信太小次郎、此代ヨリ相馬ト云、〇中略
家紋、繋馬也、
〔寛永系圖八〕近藤　藤原姓、家紋鹿角丸、
〔寛永諸家系圖傳二百五十三〕稻田
家紋、月兎、
〔寛永諸家系圖傳六十三〕石河
家紋、二連鶴、
〔明良洪範續七〕遠江守守行、〇南部持氏公ノ御味方トシテ馳參リ忠戰ス、其後在國シ、秋田ト南部、合戰有シ時、戰場ニテ酒宴シケル時、何方ヨリカ鶴二羽飛來リテ、守行ノ持居タル盃ノ中ニ、舞遊ビシ鶴ノ影二ツ明ラカニ移リケル、其日ノ合戰勝利ヲ得タリシ故、吉事トシテ、夫ヨリ二ツ鶴ヲ定紋ニセシト也、本家ノ紋ハ割菱也、
〔蔭凉軒日錄〕明應二年五月廿三日、中村皆木大河原者兄弟三人之流也、皆木者號ニ中村、大河原者不ㇾ號ニ中村、紋亦與ニ中村ニ相替也、皆木者與ニ中村ニ同紋也、中村皆木者鷹羽紋也、大河原者龜甲也云々、

以動物爲紋

〔諸家系圖纂三十六桓武平氏〕土屋
家紋、三石疊、後改爲井字、
〔寛永諸家系圖傳七十〕松平
若狹守康信、家紋丸內利文字、
〔寛永諸家系圖傳五十四〕伊丹
家紋、上藤丸に加字、
〔寛永諸家系圖傳六十八〕村上
家紋、上の字、
〔寛永諸家系圖傳七十九〕內藤
家紋、七葉下藤丸の裏に內の字、
〔寛永諸家系圖傳八十四〕青木
家紋、輪の內に生の字、
〔寛永諸家系圖傳百十三〕屋代　室賀
家紋、丸の內に上の字、　室賀の紋同前
〔寛永諸家系圖傳百九十三〕佐藤
家の紋、藤丸の內に佐文字、
〔改選諸家系圖前編十九〕形原　家紋、蔦、六丁子、利、郎是三字、
〔奧州會津四家合考七附錄〕義光與政宗自捩手向會津事
堯恒ガ次ニ貞秀ト云者アリ、此時ヨリ檜扇ニ眞羽ヲ輸テ紋トス、元ハ獅子ニ牡丹ナリ、彼ガ替ヘタル子細ハ、貞秀勇名アリ、故ニ建久ノ比、後鳥羽院被召之時ニ、朝鮮ヨリ獻鷲羽、帝羽二枚ヲ檜扇

頗ニ積テ實檢ニ及ベリ、神祖〇德川家康功勞ヲ賞給ヒテ、其狀ヲ家紋ニセヨト命ゼラルヽヨリ、コノ如シト云ヘリ、

〔諸家系圖纂二十四越智〕越智稻葉系圖

新居〇玉澄、中略、姓改橘、二三代過、兄弟別而稱高市、〇中略後醍醐天皇、臨幸山門時、引率八十三騎馳參、此時賜三十八紋、井門一族是也、

〔寬永諸家系圖傳二百二十三〕都筑

家紋、卍字、

〔寬永諸家系圖傳二百五十二〕細田

家紋藤丸のうちに卍、

〔寬永系圖十四藤原〕大久保

家紋左巴、添紋鳥居、稱大久保、後改上藤丸内大文字、

〔寬永諸家系圖傳五十四〕中川

家紋、藤丸内大文字、

〔安齋隨筆後編五〕一梶原氏家紋　源平盛衰記卷三十五義經院參の條に云、大文字三箇書たる直垂に黑糸威鎧は、同國住人梶原平藏景時子息景季生年二十三と名乘る、　土佐國主山内氏家臣大庭源之助と云者、家に古き幕あり、先祖の幕なりと云傳ふ、其幕の紋、大ノ字ノ下に二ノ字を小く書たり、太如此の紋なり、梶原と大庭とは同家なり、故に名乘に兩家共に景ノ字を付なり、ゆゑに幕ノ紋に太を付るなるべし、彼源之助家は庶流なる故、㚑を用ずして㚑の代に、大ノ下傍ニ二ノ字を用るなるべし、二ノ字を大キにして大二、如此しては二箇引兩に似たれば、太如此したる歟、

〔寛永諸家系圖傳二百十三〕加藤
家紋、丸の内九字、
〔寛永諸家系圖傳二百八十三〕加茂宮
家紋、丸の内に九字、
〔寛永諸家系圖傳三十四〕島津
家紋、十文字、
〔寛永諸家系圖傳三十六〕野々山
家紋、丸内十文字、

〔島津國史一得佛公〕十字家紋者、一縱一横、交午如十字形、以爲器服章幟、而後世名之曰十文字紋、往往見於公族家譜、又按大玄公舊譜、元祿十三年、菊池藤助、對林祭酒曰、昔淸和天皇、賜六孫王源姓、及升降龍家紋、升降龍云者、畫二抹以象之、所謂二疋龍者是也、島津氏家紋、蓋二疋龍之變樣云、藤助、少受學於林道春、仕寬陽公爲儒職、而對林祭酒云々、其說蓋有所據、故錄之以備異聞、然言二疋龍象升降龍、則二抹皆應竪畫、而後世圖其樣者、並作橫畫、字亦作二引兩、豈本同而末異者歟、抑原自有兩樣歟、又後世畫十字家紋者、皆於圈中爲十字形、嘗觀武庫所藏得佛公○島津忠久甲冑十字紋、眞鍮爲之、形如大錢、貼十字於其中、徵與今世圈中十字異、然亦不可謂全無圈也、而島津系圖島津譜略、止云十字家紋、豈其略言之乎、抑別有所據乎、以上二說、並俟後考、

〔寛永系圖十七藤原〕小出
家紋、額二八字、

〔甲子夜話二〕小出龜之助トテ、二千石當時御使番ナル人、予モ相識ニテ武邊者ナリ、此人ノ家紋、額ノ中ニ二八ト文字アリ、予其故ヲ問ニ曰、我ガ先祖、某ノ處地名忘ニ於テ、首十六ヲ獲テ、其邊ナル祠ノ

家紋一二

〔諸家系圖纂二十四越智〕越智稻葉系圖

通信〇河野四郎 ○中略

中比ハ家之紋思々也、自此時折敷中上三文字專用之、

〔南海治亂記十七〕老父夜話記

豫州老父又語曰ク、○中略大野ハ元河野ノ別種也、故ニ家ノ紋、折敷ニユリ三文字也、

〔豫章記〕賴朝卿天下ヲ打靜給ヒ、鎌倉由井ノ濱ニテ大酒宴有ケルニ、諸侍座ノ位定テ評可被申、然者先初ヲバ御定可有トテ、賴朝小折敷ヲ御取寄有、座牌ヲ定メ給ヲ、先一文字ヲ被遊、我前被置、北條殿ノ前ニハ二文字、河野殿ノ前ニハ三文字ヲ被書被置ケレバ、兎角云人モナカリケリ、抑當家幕紋事、先祖三並、夷國退治ノタメニ、日本ヨリ大將ニテ被渡ケル時、三番目タリシ、其時幕ノ紋一鄹(スハ)也、伊豫皇子、御下向之時ノ例也、異國ニテ似タル紋共有テ紛ケレバ、河野殿ノ船ニハ、折敷ヲ角違ニ插、船ノ先ニ被立ケルニ、其影白々ト海水ニ移リタルニ、三文字見エタリ、奇異ノ想ヲナス處ニ、其船ヨリ日本軍得利、早歸朝有シ故ニ、幕ノ紋ニモ用之、其三文字、波ニ移リタル體ニテ、縮三文字也、折敷モ只四方ナル折シキ也、其後定ラザリシニ、今由井濱ノ座位、天下三番ナリケレバ、名譽トテ先祖ノ吉例起タリ、但此紋ハ角折敷ニ正三文字、折敷緣有、五納懸ニテ一端ニ二帖也、十枚也、一帖五枚ヅヽ有バ、五枚折敷共云、總領計ナルベシ、其外ハ二納或ハ三納也、其一帖十枚ナルベシ、

〔陰德太平記六十三〕久留島屬信長卿事

武慶、○村上中略、子供ニ向、汝等能聞ケ、○中略往昔能島、久留島、因島、信濃ヨリ豫州ヘ下リシ時、久留島ハ三男也シカ共、果報愛度ガ故、河野ノ聟ニ成テ、風早郡一萬貫賜リヌ、因茲紋モ亦河野家側折敷ヲ免サレテ、三文字ヲ加ヘタリ、吾先祖ハ、沖ノ島々ヲ僅ニ知行シテ、紋モ圓形ニ三文字也、

以文字爲紋

〔寛永諸家系圖傳百十四〕蜂須賀

家紋卍字、先祖柏の丸たりといへども、至鎭よりまんじにあらたむ、

〔寛永諸家系圖傳百十六〕牧野

家紋丸の內に三葉柏、先祖忠節ありし時、みことのりありて、十六葉の菊をたまはる、秀吉の時にいたりて、朝廷の御紋たるにより、三葉柏にあらたむ、

〔太平記九〕足利殿著御篠村則國人馳參事

去程ニ、足利殿〇尊氏篠村ニ陣ヲ取テ、近國ノ勢ヲ被催ケルニ、當國〇丹波ノ住人ニ、久下彌三郎時重ト云者、二百五十騎ニテ最前ニ馳參ル、其旗ノ文笠符ニ、皆一番ト云文字ヲ書タリケル、足利殿是ヲ御覽ジテ、怪ク覺シケレバ、高右衞門尉師直ヲ被召テ、久下ノ者共ガ笠璽ニ、一番ト云字ヲ書タルハ、元來ノ家ノ文歟、又是ヘ一番ニ參リタリト云符カト尋給ケレバ、師直畏テ、由緒アル文ニテ候、彼ガ先祖武藏國ノ住人、久下二郎重光、賴朝大將殿、土肥ノ杉山ニテ御旗ヲ被揚テ候ケル時、一番ニ馳參ジテ候ケルヲ、大將殿御感候テ、若我天下ヲ持タバ、一番ニ恩賞ヲ可行ト被仰テ、自ラ一番ト云文字ヲ書テタビ候ケルヲ、頓テ其家ノ文ト成テ候ト畣申ケレバ、サテハ是ガ最初ニ參リタルコソ當家ノ吉例ナレトテ、御賞翫殊ニ甚シカリケリ、

〔山內首藤系圖〕俊通

俊通、白一文字黑一文字爲家紋、

〔諸家系圖纂二十二大江〕毛利家系譜

家紋、一文字三星、

〔寛永系圖八〕柴田　源姓、家紋、藤丸內一文字、

〔寛永諸家系圖傳二百六十四〕石原

守行

家紋元來雖レ爲二割菱一、秋田與二南部一相戰之時、於二軍中一雙鶴下舞得二勝利一、後改二割菱一作二舞鶴紋一、

〔鹽尻 八〕信長ノ紋　信長天文三年甲午五月廿七日生二尾張一、母六角高頼女、(實ハ政頼女也ト云)童名吉法師、家紋上羽蝶(斯波家紋也)後ニ信秀、改二窠紋一、前將軍義昭、賜二桐及引兩紋一云々、

〔諸家系圖纂 三十六桓武平氏〕梶川(傳稱出レ自二織田族一)

家紋初一重菊、後改二角折敷中ニ菱一、

〔諸家系圖纂 四十五藤原〕伊達(藤原家紋三段頭、至二晴宗一改以二竹雀一爲レ紋、)

〔諸家系圖纂 五十九滋野〕海野

幸恒 ○中略

家之紋洲濱、自二此代一改二六連錢一、

〔寛永諸家系圖傳 五十七〕德山

家紋地扇の丸　先祖の家は桔梗なりといへども、秀現時にいたりて、地扇丸にあらたむ、

〔明良洪範 七〕天正十三年二月九日、由良信濃守ガ嫡男成繁ハ、秀吉公ノ臣也、嫡孫新六郎高久ハ、中納言秀次ノ小姓ト成テ、江州ニテ五千石給ハル、秀吉公他界ノ後關東ヘ下リ、初テ出仕セシニ、由良家ノ紋三葉葵ナル故、登城の諸士、神君(○德川家康)ノ御公達ト思ヒ、皆下馬シテ通リシト也、此事風說專ラナリケレバ、之ニ依テ由良家ニ緣有ル近藤石見守石川等、不敬ノヨシヲ意見シテ、水葵ニ改メケル、

〔萬世家譜 二〕佐橋内藏助

御上洛之時、物頭家之紋、書上ゲ被二仰出一、甚兵衛、丸之内三ッ星と書上候得ば、御紋に紛れ可レ申候にて、丸之内六ッ星に可レ仕旨被二仰付一候、

改紋

いへども、祖翁植宗父子內亂出來る故に、實元猶豫して越後へ行ず、終に信夫郡に寓居して、實元一旦の約を思ひ、竹に雀の幕を用ひ、子孫に傳へしとぞ、其後兄晴宗、かの紋の幕を所望しければ、實元これを晴宗に與へし故、今政宗に至り、永く竹に雀の紋を用るといへり、或云、景勝の養父輝虎入道謙信は、長尾六郎爲景の子なりといへども、關東の管領上杉憲政の令子となりぬ、かの上杉家は勸修寺の流にて、世々竹に雀の紋を用ゆ、又伊達家も中納言山蔭卿の後裔にて、これも家の紋竹に雀也、玄かるを今度の軍に、伊達家の幕を奪取て、永く其紋を上杉家に用るといふは非なり、

〔諸家系圖纂二十七 宇多源氏〕吉田

佐々木族也、○中略 家紋三瓣、自佐々木賜三目結、

〔深谷記〕未年矢野左馬尉うち申候覺、○中略 左馬尉、○中略 脇道を雜兵四十人餘りにて通り候處を、中村拾右衛門、言葉をあはせ、馬より突落候を、家來市左衛門則押首をとり申候、○中略 上杉様○謙信 に差上申候、其時之御褒美に、杉田因幡に、已來上野村永拾五貫文之處被下、其上紋所被下候、

〔諸家系圖纂三十六 平氏〕織田津田系圖

織田氏之紋 ○中略

瓜之紋　舊記脫而不詳、或傳曩祖依軍忠、從朝廷雖賜瓜之紋、中比恐憚闕之處、彈正左衛門勝久、征越前國逆亂、令歸陣時、被賞勳功、御前熟瓜賜之、幷可備家之紋之旨奉嚴命云々、又或記、依軍陣而見武衛、瓜切目吉事賜于信秀云々、案伊勢守信安、大和守遂勝等、前角瓜之紋傳依有之不審可考、

〔言成卿記〕慶應二年正月三日、町人禮來、少將令面會云々、

〔諸家系圖纂十 清和源氏〕南部系圖

高田出雲掾、自家公賜當家紋著用來云々、

御判

永祿十一年十月廿四日

父　織田彈正忠殿

〔諸家系圖纂〕三十八桓武平氏　高力

桐　高力氏、累代仕三公方、而十六騎內也、依在三州、近頃賜二桐紋一、

〔鎌倉大草紙〕憲實○上杉兄弟も、先祖代々の寺○伊豆國清寺なれば、此寺にかくれ、其後船にて西國へ赴、周防國へ行脚あり、爰にその頃、中國の大内殿○義興威勢を中國九州までふるひける、○中略憲實入道、此所へ來りけるこそ幸なれと大に喜て、憲實入道を雲洞庵高岩主長棟庵主と稱し、長門國深川大寧寺と申、會下寺にうつしおき、馳走渇仰して、則大内殿は、憲實の養子になり、上杉山の内の系圖を繼、篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て、憲實を御父とて崇敬限りなし、

〔深谷記〕越後の長尾中納言景虎公、平井ニ御著被成、上杉管領氏乘公と御對面被成、見信被仰候者、我等は末世次無御座候と被仰候、上杉様は、御子餘多御持被成候よし承候、何れ成とも一人被下ぬかと被仰候、上杉様、無御數體、尤にて候と被仰候、さらばとて、物事紋處書を指添、次男へ被遣候、我家は竹にとまる雀、貴殿は竹に飛雀と被仰候、

〔類聚名物考〕武藝四　竹に雀の紋

或說に云、政宗福島城へ旗を進る處に、柳川の城兵、政宗の本陣こうりと云所へ押寄、雜兵を追拂ひ、西村仙右衞門、及び三間勘解由左衞門、政宗の竹に雀の紋付たる幕を奪取て大に手柄とす、蓋彼文は、當時伊達上杉兩家共に用て、其故を尋るに、元來上杉家の定紋なりしを、伊達時宗の弟、同兵部大輔實元の母、上杉貞實の女也、しかるに貞實令嗣なき故、孫の伊達實元歲十六、氣質純直なるに依て、これを養子とし、越後の國を讓らんと、諱字及び宇佐美長光の大刀、竹に雀の紋の幕を贈りて是を契約す、爰において天正の比かとよ、伊達實元越後へ行んと支度すと

酒引受ケルニ、空中ヨリ大ナル蜘蛛一ツ下ツテ盃中ニ入ニケリ、經基少モ不レ嫌、其マヽニ呑レケレバ、天盃ナルガ故、毒蟲ナガラモノマレケルコソ、武士ノ行迹ニハカヒ〴〵シケレト叡感不レ斜シテ、三引領ノ御紋ヲゾ下シ賜ハリケル、

〔陰德太平記三十三〕畠山安見不和事

翌年〇永祿三年二月四日、公方御參內ノ時、長慶〇三好修理大夫ニ任ジ、子息孫次郎義長ヲ筑前守ニ任ジ、松永彈正ハ少弼ニゾ轉ジケル、同四年正月、義長ヲ御相伴衆ニ被レ加、其後桐ノ御紋ヲ被レ下、松永ニモ同ク御紋ヲ下賜ハリケリ、

〔京都將軍家譜下義輝〕永祿四年二月朔日、義長出仕、將軍家〇足利義輝賜二御紋一、此時松永彈正少弼同賜二御紋一、

〔理齋隨筆六〕永祿四年、將軍家、三好筑前守義長、松永彈正少弼に御紋を賜りし事あり、これ御紋賜はるはじめか、

〔細川兩家記〕一永祿四年辛酉三月廿九日、御所樣〇足利義輝三好方へ御成を被レ申候、是は今度長慶修理大夫、同息筑前守義興、御字幷御紋の桐被レ下、御相伴衆に成被レ申候御禮と風聞也、家の面目、天下の聞、不レ可レ過レ之と申候也、

〔重編應仁後記九〕藥師寺騷動事

同〇藥師寺與次ハ、今度兄與一ヲ討タル忠賞トテ、公方家ヨリ御感狀ニ桐ノ御紋ヲ下サレ、〇下略

〔總見記七〕信長依二大忠一賜二御感書一歸國事

今度勳功ノシルシナキコトヲ、將軍家〇足利義昭思召シ煩ルヽニ依テ、古今無雙ノ御感狀トシテ、三通ノ御內書ヲ書キ下シ玉ハリ、今日ニモ早々罷歸リ、在國休息可レ仕由被二仰下一、〇中略

今度依二大忠一、紋桐引兩筋遣レ之候、可レ受二武功之力一祝儀也、

宗重

傳聞文永年中、禁裏回祿事、急宗重率二士卒一到二禁中一速救レ之、時敍二三位一任二中將一賜二十六葉唐菊御紋一、是因二回祿之忠功一也、

〔南行雜錄 一〕當國ノ古市ハ淸原氏也、紋ハ五カイデ也、又自二內裏一何レノ御代カ、十六葉ノ菊ノ御紋ヲ被レ下候間、楓ト菊ト紋也、

〔武德大成記 二十四〕大神君上洛之事

二十二日、〇慶長十六年正月神君〇德川家康ヘ勅セラレ、曩祖新田義重ニ鎭守府將軍ヲ贈ラル、先考廣忠ニ大納言ヲ贈ラル、コレヨリサキ帝〇後陽成密ニ傳奏廣橋大納言藤原兼勝、勸修寺大納言光豐ヲ以テ、神君ヘ詔有ケルハ、今度太政大臣ニ任ゼラレ、菊桐ノ紋ヲ賜ルベシトアリケレバ、神君辭讓シ玉ヒケルハ、相國ハ則闕ノ官ナレバ、輙詔ニ應ジ難シ、願ハ曩祖義重ト父廣忠トニ贈官ヲ賜ベキヤ、菊桐ハ禁中ノ御紋ナリ、其上足利家ニ玉リ、代々用キ來事久シ、今是ヲ賜リ足利家ニ後レ、新田家ノ榮ニ非ズ、家傳ノ葵ノ紋ヲ用テ、某ニ相應也ト奏セラル、帝御感アリテ則贈官ノ詔アリ、

〔伯耆之卷〕同〇元弘三年三月十五日の夜、長年〇名和を間近く被レ召、勅定有けるは、被レ召二御代一者、於二汝所望一者可レ依レ請、今度遁二凶徒之難一事、海上之故也、今亦御在所船上山也、丸〇後醍醐者船、汝者水、有二三心相應之謂一、旁以レ舟爲二吉事一、更自今改二汝紋一、水に船を可レ仕とて、御手自忠顯に敎て、帆懸船を書せ被レ下けり、

〔豫章記〕高市ノ始、親類中ニ、各別ニ弓馬ノ名ヲ得タル者有、後醍醐天皇、山門御臨幸ノ時、最前ニ馳參供奉仕リタリシ勳功ニ依テ叡感ニ預リ、三。八。十ト云紋ヲ給リ、幕ニ付、名ヲ擧ケル、井門一族是也、其時八十三騎ニテ參タリシ故也、

〔陰德太平記 三十九〕吉川元春元長被レ敍二四位一事

經基〇吉川庭上ニ坐シケルニ、〇中略是ハ聞ユル勇士也トテ、忝モ天杯ヲ被レ下ケル、經基三度頂戴シ、

仙闕、賜菊花紋、世所希、今日御前拈起著、濟香吹滿老禪衣、按其家系曰、洞院山科右大臣實雄公之孫一品大納言實敎、龜山帝寵而爲子、賜以菊花紋、敎生季雄、雄生實遠、遠生明宏也、故香偈揚之云、

〔見聞諸家紋〕宇津木

根本龜甲內桐也、長祿年中、取獻神璽之時、父彈正令討死ヨリ賜菊、

〔江氏家譜〕元就

永祿三年、正親町院、御卽位之料、因元就獻納之、綸旨口宣、女房奉書等、〇中略

菊桐御紋勅許事

菊桐御紋勅許ノ綸旨等紛失乎、元就公へ從正親町院勅許ノ由云傳、古キ御什書箱ニ、菊桐御紋一文字三星ノ御紋ヲ交ヘ高蒔繪也、輝元公秀就公御具足箱ニ、菊桐蒔繪、右孰モ于今有之、又宗瑞樣御隱居御屋敷御門今在沙麓山天樹院ニモ、菊桐御紋有之、勅許ナクシテ非可被用儀、雜書雖難用、引書和漢合運ニ永祿四年、元就賜菊桐御紋、〇中略永祿頃、中院內大臣通爲公、在加賀國、久我大納言敦通卿へ被送書、于今在久我家、其文曰、大禮無爲被遂行之、珍重候、內辨左相、宣命晴口口無相違候哉、可預御憐察候也、兼又藝州元就隆元任官、並賜菊文之由、誠希代之事也、又御侍讀誰人候哉云々、

〔籾井家日記〕一八上氷上御先祖事

御卽位〇正親町ノ節ハ、屋形秀治公モ氷上御館殿モ御上洛ナサレ候、〇中略御門ヨリモ、御劒幷ニ御詠歌ノ御短尺マデ銘々拜領アラレ、〇中略其上ニ秀治公宗高公ヘ桐ノ御紋ヲ下サレ、則兩家ヘ桐ノ御旗ヲ頂戴ナサレ候、後マデ屋形ニモ氷上殿ニモ、天賜ノ御旗トテ御進メ候ハ是ナリ、又元就公ヘモ菊桐ノ兩紋ヲ下サル、尤官位昇進アラレ、叡慮斜ナラズ、

〔諸家系圖纂〕十清和源氏保田氏系圖

賜紋

ミドリ　黄糸
總地紺
倭文ナリ
黄赤糸
ミドリ　黄糸

一予〇多田義俊 謹で按するに、倭文はわが國の物なり、神宮の御裝束、古例のまゝ、菊の文なり、朝家菊の御文を用給ふは、是に據るべし、餘は倭文にあらず、重て按ズルニ、桐の文は吳服より取、菊は倭文よりとり給ふ成べし、壺井義知〇義 裝束文飾推談に、寛平の帝の菊の御詩あれば、是より御文と成たるならんとの說は甚いぶかし、

〔好古小錄下〕諸器物ノ紋ニ巴ヲ用ユル者、古昔ヨリ多シテ、其形今ト異ナリ、〇中略 菊花ヲ紋ニ用ルコト、何レノ時ニ始コトヲシラズ、滋賀宮及平城宮ノ花頭瓦皆菊花ヲ用レバ、其ヨリ來ルコト久シ、此等ノ紋、モト何ノ意アルコトヲシラズ、

〔碧山日錄〕應仁二年七月十六日甲戌、客曰、彥㵎明窓和尙、住南禪、翌日謁塑興、拈香語曰、曾聞吾祖侍

類ヲ不聞、或說ニ、承平五年菊花ノ宴アリテヨリ、特ニ此花ヲ賞セラレテ、朝家ノ花ト爲ト云リ、然レドモ花ノ宴ハ菊ニ限レルニハ非ズ、櫻ニモ有レバ藤ニモ有リ、是タヾ花ノ好ヲ賞セラレタル計ニテ、南殿ノ櫻橘、中殿ノ庭ニハ梅萩ノ賞翫ニ異ナラズ、案ズルニ、菊ハ仙洞ノ花ナルベシ、何ニトナレバ、赤色ノ御袍ハ、主上皇太子モ著御シ、一ノ上モ著スル事アレドモ、太上天皇ナラデハ、尋常ニハ著御シ給ハザル事、桃花蘂葉、逍遙院裝束抄等ニ見エタリ、此袍ノ文窠ノ內ニ菊唐草八葉菊ナドナリ、又指貫ノ文モ、仙洞ハ八葉菊ナル事、逍遙院裝束抄ニ見エ、小直衣ノ文モ、菊、菊唐草、菊ノ枝、袙モ八葉菊ナル由、無名裝束抄ニ見エタリ、總ジテ仙洞ノ菊ノ文ヲ用ヒ給フ事ハ、十分ノ九ツニ過ギ、自餘ノ人ノ菊ヲ用フル事ハ、十分ノ一ツニモ足ラズ、蓋菊ハ爾雅ニモ、傅公、延年ト名ヅケ、費長房ガ災ヲ消シ、酈縣ニ壽ヲ得タル類、人口ニサヘ傳ヘテ、古來神仙ノ草花トス、太上皇ヲモ亦仙洞碧洞ノ名ヲ添ヘ、或ハ藐姑射ノ山ニ比シテ、同ジク仙靈ノ號ヲ假レリ、是位ヲ去リ世ヲ遁レ給フヲ、山ニ入塵ヲ脫スルノ義ニ取レリ、然レバ仙洞ノ袍等ノ文ニ菊ヲ用ヒ給フハ、大ニ據ドコロアリ、是ヨリ轉ジテ萬物ニ、菊ヲ以テ仙洞ノ標トスルニヤ、後鳥羽院、劒ヲ好ミテ自鍛冶ヲ爲シ給フニモ、菊花ヲ刻ミ給ヘリ、其後終ニ混ジテ、御在位ノトキモ、猶菊ヲ標トシタマフト見エタリ、

桐ノ紋之事

是ハ鳳凰ヨリ轉ジタルト見エタリ、凡麟鳳龜龍ノ四靈ハ、各其類ノ長ナレバ、古來至尊ニ比シ來レリ、故ニ黃櫨染ノ御袍ニモ、鳳凰ヲ織レリ、鳳凰ハ梧桐ニ棲ミ、竹實ヲ食フガ故ニ、桐竹ヲサヘ加ヘタリ、此御袍、必御在位ノ服御ナレバ、其綾ヲ以テ、後世御紋ト爲ナルベシ、

〔宮川日記上〕廿一日丁亥、〇延享三年二月、中略、外宮御衣のきれ所望せしかば、甚いたし難き事ながら、無據よしにて、五品、十神主よりめぐまる、〇中略、

菊桐御章

一衣類之儀、有合ニ可被用候、小身之面々は、熨斗目、又は定紋著不致候而も不苦事、
附又ものは右に准じ可申事〇中略
右之趣堅可被相守候以上
十二月
〔享保集成絲綸錄四十三〕享保八卯年二月
山名左内と申浪人、葵御紋縫に仕、衣類ニ附、其外巧成仕方共ニ而、僞取込候品々有之付、舊臘死罪に罷成候、就夫葵御紋付衣類之事、只今迄心得違候哉、末々之男女等、致著用候者も有之、左樣には有之間敷儀候間、向後拜領仕候者之妻子は格別、其外は一切著用仕間敷候、且又御用之外、葵御紋染、又は縫紋織物蒔繪諸道具等至迄附候事、自今堅可爲無用由、町中江も相觸候條、此旨も可被存候、
但御三家、幷御紋御免之大名より誂候は格別ニ候、
以上
〔百一錄〕享保八年二月廿八日、葵紋不可附衣著幷什物等之有觸事、町中計、
〔享保集成絲綸錄四十九〕天和三亥年九月
覺
一御用達候諸町人、挑燈或は通之箱長持等に御紋を付來候、自今以後は、御用と申字を書付、御紋を付申間敷事、
〔羽倉考二〕菊ノ紋之事
當時ハ天皇院宮ヲ初メ奉リテ、親王又ハ近キ源氏ニ至ルマデ、菊ヲ王家ノ紋ト定メテ、衣服ハ云ニ及バズ、宮室器財ノ屬マデ、菊花ノ紋ヲ用ヒ給フ、此事中古以前、曾所見ナク、異朝ニモイマダ其

用ㇾ候、

六月

寺社奉行江

右之趣、葵御紋相用候大名江可ㇾ被二相達一候、

〔天明集成絲綸錄二十八〕明和五子年六月

諸寺社神事佛事開帳等、其外平生共、葵御紋附候品者、向後御女中樣方よりも容易御寄附無ㇾ之、御三家始、其外大名よりも菩提所等は格別、其外江者寄附無ㇾ之筈候、是迄御寄附、并寄附之分は、什物ニ致置、平生は勿論、神事佛事開帳等之節も、相用候儀可ㇾ爲二無用一候、尤葵御紋相用候面々、靈牌等有ㇾ之寺院江相納候膳具、其外打敷等御紋附候品、其人之法用ニ相用候儀者不ㇾ苦候、

右之趣、諸寺社江可ㇾ被二申渡一候、

〔天明集成絲綸錄三十一〕安永九子年八月

寺社奉行江

葵御紋附之儀ニ付、先達而書付帳面を以被二申聞一候內、城州東山淨土宗一心院本堂本尊前ニ掛有ㇾ之候、葵菊之紋、緣ニ附有ㇾ之候額之儀、以來は什物ニ致置、相用申間敷旨、京都町奉行とも申渡候由、然處右一心院は、知恩院宮菩提所ニ而、前御門主尊胤親王染筆奉納之儀ニ而、年來相用候處、今更取置候而は、尊胤親王染筆之譯も不二相立一候ニ付、何卒是迄之通、被二差置一度旨被二申立一候趣、久世出雲守より申越候ニ付、右者是迄之通、被二差置一候樣ニと出雲守江相達候、尤知恩院宮を始、此以後之例ニは不ㇾ成、其外之例ニは、猶更難二相成一候、則右之趣出雲守江茂相達候間、是又可ㇾ被ㇾ得二其意一候、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十六未年十二月

覺

涌寺般舟院等之外ハ、一切被差止候旨被仰出候事、

但格別由緒有之社寺ハ、由緒書ヲ以テ可伺出候事、

〔法令全書〕第二百八十五　六月十七日布〇明治四年

菊御紋禁止ノ儀ハ、兼テ御布告有之候處、猶又向後、由緒ノ有無ニ不關、皇族ノ外、總テ被禁止候

尤御紋ニ紛敷品相用候儀モ、同樣不相成候條、相改可申候事、

但從來諸社ノ社頭ニ於テ相用來候分ハ、地方官ニ於テ取調可申出事、

第二百八十六　六月十七日布

皇族家紋、雛形ノ通被定候事、

雛形　十四葉一重裏菊〇圖略

〔享保集成絲綸錄〕三十六寬文十二子年十二月

覺

一葵之御紋〇徳川家紋、下同、付候、切鼻紙袋匂袋之類、辻賣振賣仕間敷候、誂候者有之者、各別之事、〇中略

十二月

〔舟橋方古書寫〕延寶八申年正月三日左之通被仰出候

一葵御紋、梅發御紋ニ而も、玄いら熨斗目、著用在之間敷事、〇中略

右之通被仰出候

〇按ズルニ、此ハ越中國富山藩〇前田氏ニテ、發布セシ法令ナリ、

〔天明集成絲綸錄〕二十八明和五子年六月

大目付江

諸寺社神事佛事開帳等、其外平生共、葵御紋附候品、寄附之儀、菩提所者格別、其外江者、向後可爲無

みゆるゆゑ、内衣に染小袖をなし、素袍に家紋をつけ、小袖にも紋附る事には成來れるなり、

〔豐太閤大坂城中壁書〕御掟追加〇中略

一衣裳之紋、御赦免之外、菊桐不ㇾ可ㇾ付ㇾ之、於二御服拜領一者、其服所持之間は可ㇾ著ㇾ之、染替、別之衣裳に御紋不ㇾ可ㇾ付候事、〇中略

右條々於二違犯之輩一者、可ㇾ被ㇾ處二嚴科一者也、

文祿四年八月三日

隆景〇小早川
輝元〇毛利
利家〇前田
秀家〇浮田
家康〇徳川

〔法令全書〕第百九十五　三月〇明治元年二十八日

一提燈又ハ陶器、其外賣物等エ御紋ヲ畫キ候事共、如何ノ儀ニ候、以來右之類御紋ヲ私ニ附ケ候事、屹度可ㇾ禁止旨被二仰出一候事、

但御用ニ付、是迄被ㇾ免之分モ、一應伺出可ㇾ申事、

右之通被二仰出一候條、末々迄不ㇾ洩樣可ㇾ申達事、

〔法令全書〕第八百二　八月〇明治二年二十五日布太政官

親王家ニテ菊御紋用來候處、向後十六葉之分ハ不ㇾ相成、十四五以下、或ハ裏菊等品ヲ替ヘ、御紋ニ不ㇾ紛樣可ㇾ致旨被二仰出一候事、

第八百三　八月二十五日布太政官

社寺ニテ、是迄菊御紋用ヒ來ル者不ㇾ少候處、今般御改正相成、社ハ伊勢八幡上下賀茂等、寺ハ泉

るべし、

〔四季草秋草衣服中〕一家の紋の事

紋といふは、衣服に五所に付るをのみ紋と云にはあらず、都て物の模樣を紋といふなり、○中略武家の紋は旗幕の目印也、是は保元平治の戰の頃より始りし事か、後世に至り旗幕ならで、衣服に紋付る事に成し也、

〔倭訓栞前編二十五比〕ひようもん　家紋の起りは、いつの時なるをしらず、蜻蛉日記に、菊の紋するゝてといふ事見えたれど、今の定紋などの義に非ず、中世武門盛なりしより、幕の紋にて家々を分てば、是より始りて家々の定紋となれる成べし、又秘文あり、又通文といふ事、花にては唐花、葉にては杏葉(イチヤウ)などをいふ、むだ紋たゞ紋ともいへり、誰が著しても苦しからぬ也といへり、されば西土の花號にあたれり、其幕の紋は、推古紀に、旗に繪くと見えたるが濫觴なるべき、又宗五記といへる書に、公方樣御服と申は織物にて、色御紋不定、白き綾又は綾つむぎを、地を色々に染て、御紋紫などに付ると云々、是は東山義政公時代の事也、御紋不定とあるを見れば、其比は衣服は、家紋に限らず、何の紋にても付し也といへり、

〔玉勝間五〕車の紋の事

園太曆に、車の文の事さたあり、かのころまでは、今の世のごとく、家々の家紋といふものはなかりしやうに聞えたり、然れども車の文のこと、人々大略定めてつけゝるやうに聞ゆ、

〔見聞諸家紋後付〕定紋と號し、無貴賤、家々の紋を衣服調度に附る事、近世の事ならんかし、古しへは無尊卑、內衣は皆白小袖白袷白帷子を著せしことなり、○註略家紋の事、堂上には車にはじまり、見海人藻芥武家は旗幕の紋や始ならん、衣服に定紋と號し附る事は始をしらず、義滿將軍以來の事にやあらん、素袍の袖を切て、長上下の制あり、又袴の裾を切て、麻上下の制出來ぬれば內衣顯に

起原

山名家ノ紋、代々桐也、添紋七葉ノ根篠也、自鹿苑相公〈○足利義満〉賜篠作之御大刀、故以篠爲添紋之旨申傳候、又明德年中、山名一族之中、企叛逆、其時先祖宮内少輔〈○時熙〉對公方樣御味方申候、叛逆之一族之紋惑故、宮内少輔旗之蟬〈仁〉結付篠葉、故其已後、以篠爲添紋、兩說申傳候、

〔寛永諸家系圖傳 九十五〕小笠原

家紋、松皮、　副紋、十文字、

〔鹽尻 五〕堀田家平野家系圖

紀姓堀田系圖　紋は立木窠　秘紋三段頭

〔寛永諸家系圖傳 十六〕酒井

家紋、丸内鳩酸醬草、　裏紋、澤瀉、

〔雲萍雜志 三〕予〈○柳澤里恭〉がいとけなき時までは、〈○中略〉提灯に替りたる紋をまるしてともせしが、その事流布して、誰も〳〵かはり紋をつけざる者なし、

〔倭訓栞 前編 二十五 比〕ひようもん　平家物語に狂紋と書り、大雙紙に素襖にいへり、今家紋のかへ紋を、ひようもんといふは、此義なるや、或は表紋の字にて、物につけて表する也ともいへり、されば物見に出るあまたの車をわかつに、紋をもてせるより始るともいふ、

〔秋齋閒語 二〕古來通文といふ物あり、花にては唐花、葉にては此紋〈○杏葉〉なり、たれが著してもくるしからぬ由にて、むだ紋、たゞ紋など云是なり、

〔橘窻自語 廿〕紋所をつくることは、もとは車の紋よりおこれりといふこと、人々さたすることなりしが、車戸記に雜色當色赤色狩襖袴、以縮撰車文押とみえ、十寸鏡に德大寺公濟、もえぎの下襲、御家の紋のもかう云々あり、參考するに車の紋よりといふこと分明なり、

〔紳書 四〕一紋は蓋の紋と車の紋とが起りなるべし、巡察彈正が梶に蝶の紋つくるも車なりしな

〔諸家系圖纂二十四越智〕通信折敷ニ三文字、爲二家紋一ト

〔葵御紋考〕關氏藏書云、○中略文明十一己亥年七月十五日、○中略泰親悅曰、自今以後、親清之可二家紋一旨、依レ之丸之内三葵、爲二酒井定紋一、

〔淺倉敏景十七箇條〕一朝倉名字中を初、年の始の出仕、表著可レ爲二布子一候、并各同名定紋を付させらるべく候、○下略

〔四季草秋草中衣服〕一家の紋の事

家々に定りて用る紋ありこれを定紋といふ、各家の紋なり、

〔貞丈雜記三小袖〕一家の定紋といふ物は、本は旗幕などに付るしるし也、素襖直垂小袖などには、家の紋付る事もあり、外の紋付る事もあり、

〔葵御紋考〕旗幕の紋は、正紋の外をも附しことなり、

〔葵御紋考〕親氏君、入聟となり給ひし後、醬草を本紋と定められし、

〔寛永系圖三源姓〕松平

本紋葵

代紋、酸漿草并桐、祖父信一曰、葵之御紋、當時有レ憚、以二酸漿草并桐一代レ之、松平家用二酸漿草一子細有レ之、桐之紋、依レ乘二取江州箕作城一、自二信長公一賜二桐紋之御羽織一、是又吉例之由、依二信一定レ之、一門之内、右以二兩種一爲二代紋一也、

〔寛永諸家系圖傳十二〕松平

萬助忠政　家紋葵、別紋九曜、

〔諸家系圖纂十一清和源氏〕山名系譜

義顯　山名主殿頭

古事類苑

姓名部七

家紋

家紋ハ單ニ紋トモ云フ、又其用ニ從ヒテ定紋、正紋、本紋、代紋、別紋、添紋、秘紋、裏紋、むだ紋、たゞ紋等ノ數稱アリ、抑ヽ家紋ハ、衣服輿車旗幕等ノ紋ヨリ起リシモノニシテ、一種ノ標記ナリ、而シテ家紋ニハ文字ヲ以テスルアリ、動植物ノ象アリ、器用ノ形アリ、或ハ二種以上ヲ配合シテ用キルモノ等アリテ一ナラズ、諸家各ヽ其紋ヲ定メテ、子孫之ヲ襲用ス、而シテ葵ハ德川將軍ノ家紋タルヲ以テ、往時ハ之ヲ用キルコトヲ許サズ、菊桐ハ皇室ノ御章ナルヲ以テ、今ニ至ルマデ現ニ之ヲ禁ゼラル、而シテ商家店頭ノ暖簾ヲ始メ、其他家屋若クハ商業用ノ器物等ニ毎家一定ノ商標ヲ附スルコトハ、産業部ノ商買篇ニ在リ、

名稱

〔書言字考節用集 六服食〕紋所(モンドコロ)

〔廣韻 上平〕紋 綾也

〔深谷記〕未年、矢野左馬尉、うち申候覺、〇中略 上杉樣、〇中略 其時之御褒美に、杉田因幡に、〇中略 紋所被下候、

〔先哲叢談 後編三〕鷹見爽鳩

我邦中世以降、文武諸家、車服旗幟、各有標記、以圖代文、日月星辰、以至動植諸物、從其所好、各家子孫、奉相沿之、應仁而後、車服之制屢改、標記之用、率在衣服、貴賤通用、帛褐並施、通稱曰紋、

古事類苑

姓名部七

家紋

神事佛事におろかにして、氏寺をなやますべき人なれば、我ともなはすとの給て、あがらせ給にける、

〔保元物語 二〕左府御最後附大相國御歎事

十三日〇保元元年七月ニ、木津ヘ入給フ、〇藤原頼長御心地モ次第ニ弱リテ、今ハ限リニ見ヘ給ヘバ、柞森ノ邊ヨリ圖書允俊成ヲ以テ、興福寺ノ禪定院ニ御坐ス、入道殿〇頼長父忠實ニ、此由申タリケレバ、郎迎ヘ參ラセ度ハ思召ケレ共、餘ノ御心ウサニヤ有ケン、何トカ入道ヲモ見ント可レ思、我モ見ヘン共不レ思ヤソレ俊成ヨ、思テモ見ヨ、氏長者タル程ノ者ノ、兵杖ノ前ニ懸ル事ヤ有、左樣ニ不運ノ者ニ對面セン事ヨシナシ、音ニモ不レ聞、増テ目ニモ見ザラン方ニ行ト云ベシト、〇下略

〔續古事談王道后宮一〕後三條院ハ、春宮ニテ、廿五年マデオハシマシテ、心シヅカニ御學問アリテ、和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ、天下ノ政ヲヨク〳〵キヽオカセ給テ、御卽位ノ後、サマザマノ善政ヲオコナハレケルナカニ、諸國ノ重任ノ功ト云事、長ク停止セラレケル時、興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ、國ノ重任ヲ關白太二條殿〇藤原教通マゲテ申サセ給ケルニ、事カタクシテ、タビ〳〵ニナリケレバ、主上逆鱗ニオヨビテ仰ラレテ云ク、關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハンゾトテ、御ヒゲヲイカラカシテ、事ノ外ニ御ムヅカリアリケレバ、殿、座ヲタチテイデサセ給フトテ、大聲ヲハナチテノタマハク、藤氏ノ上逹部、ミナマカリタテ、春日大明神ノ御威ハ、ケフウセハテヌルゾトイヒカケテ、イデ給ケレバ、氏ノ公卿、マコトニモ一人モノコラズ、ミナ座ヲタチテ、殿ノ御トモニイデケレバ、事ガラオビタヾシクゾアリケル、主上コレヲキコシメシテ、關白殿、幷ニ藤氏ノ諸卿ヲメシカヘシテ、南圓堂ノ成功ヲユルサレニケリ、殿ノ御威モ君ノ御心バヘモアラハレテ、時ニトリテ、イミジキ事ニテナムアリケル、

〔春日權現驗記四〕知足院殿〇藤原忠實天下の執柄として、生前の榮花をきはめ給しかば、すでに四旬の齡をすぐして、いたづらに九夜のやみをまつことを恐れて、功成ぬれば身去りぞかんとおぼしたりければ、出家のいとまを申さむとて、春日の社にまゐらせ給たりけるに、十一二ばかりなる兒童、俄に氣だかき姿になりて、〇中略この童の申樣、我は是春日第三神也、此度見參は、殊に嬉く侍り、〇中略さても二人の男子をもち給へば、二人ながら氏長者につらなり給べし、忠通公、世の政すなほにて、手跡うつくしく、詩歌管絃、巧みにおはしませば、世によき人と申べし、然れど道心のおはせねば、我心にはいたくもかなはず、おとゝ、賴長は、全經を業として、政務きりとほしにして、人の善惡をはかり知こと、掌を指すがごとし、されば末代にはあり難き人にてあるべけれども、

勅定者、

〔歌林四季物語一月卷〕廿五日〇正月の、北野のたいさくけんさくのことはじめは、菅原の氏人、第一のかんだちめのなし給ふ事なるべし、

〔古事談三僧行〕宗頼卿、爲家長者之時、勸修寺八講捧物、引牛車云々、

〔尊卑分脈藤原十〕家保善勝寺長――家成善勝寺長――隆季善勝長――隆房善勝長

――隆衡善勝長――隆親嫡家號四條、善勝長、

〔公卿補任後花園〕嘉吉二年壬戌

權中納言正三位藤隆盛六世孫〇隆親　正月五日叙從二位、後日被書入之善勝寺長者、

〔保曆間記〕清盛ハ、桓武天皇ノ御末葉、讃岐守正盛ガ孫、刑部卿忠盛ガ嫡子也、義朝ハ、淸和天皇ノ御流、伊豫守賴義四代ノ孫也、各源平ノ長者也、

〔大鏡七太政大臣道長〕不比等大臣は、山階寺を建立せしめ給へり、それによりかのてらには、藤氏をいのり申に、このみてら、ならびに多武峯春日大原野吉田に、れいにたがひ、あやしきことといできぬれば、御寺の住僧禰宜おほやけにそうし申て、その時藤原氏長者殿うらなはしめ給に、御つヽしみあるべきは、年あたり給殿ばらたちのもとに、御物忌とかきて、一の所よりくばらしめ給、

〔愚管抄四〕當時氏の長者にて、大二條殿〇藤原敎通おはしけるに、延久のころ、氏寺領國司と相論ごとありけるに、大事に及て御前にて定のありけるに、國司申かたに裁許あらんとしければ、長者の身、面目をうしなふうへに、神慮またはかりがたし、たヾ聖斷をあふぐべし、ふして神の告をまつとて、すなはち座をたヽれにけり、藤氏の公卿、舌をまき口をとぢてけり、其後山しな寺に、如本裁許ありければ、衆徒さらにまた長講はじめて、國家の御祈しけりと、親經と申中納言儒卿こそ、さいかくの物にてかたりけれ、

賀日、先例多被渡長者印、〔略〕〔中〕殿下出御、公卿四條大納言、予、〔藤原資房〕吉田中納言、二條中納言、侍從宰相、新宰相等參著、次覽吉書、〔略〕〔中〕次被渡印辛櫃朱器臺盤等、

〔資季卿記〕仁治三年三月廿四日、參左府殿下、〔藤原實〕北政所御產氣近々、若觸穢者、朱器臺盤難被渡、仍明日於氏長者、可給宣下之由自殿被申云々、

氏助

〔續日本紀一文武〕二年九月戊午朔、麻績豐足爲氏上、无冠大贄爲助、進廣肆服部連佐射爲氏上、无冠功子爲助、

〔姓序考〕氏上

〔倭訓栞前編四宇〕うぢのをさ　文武紀に、氏上の副を助ともいへり、

氏上の助と云者もありし由なれど、其は考べきよしあることなし、

氏人

〔運歩色葉集宇〕氏人〔ウヂ〕

〔書言字考節用集四人倫〕氏人〔ウヂヒト〕

〔延喜式十一太政官〕凡平野祭者、桓武天皇之後王、改姓爲臣者亦同及大江和等氏人、並預見參、

〔西宮記臨時六〕諸社遷宮事

凡氏社事、氏人承行云々、

〔日本紀略三村上〕天曆元年九月五日丙辰、今日勸學院〔藤原氏學館〕椎木、無故折、令占云、氏公卿可愼云々、

〔榮花物語八初花〕あたらしきみこ〔後一條〕の御よろこびに、氏のかんだちめひきつれて拜したてまつり給、藤氏ながら門わかれたるは列にもたち給はず、

〔中右記〕永久六年〔元永元年〕二月晦日、今夕有陣定、秉燭之間參內、左大臣、右大臣、右大將、藤大納言、治部卿、帥中納言、左大辨參仕、先安樂寺〔在太宰府〕別當所望、僧三人理非事、人々被定申、本依氏人〔菅原氏〕擧狀補來也、而山大衆奏狀中、又可成延曆寺三人由申請也、如此之間、人々不被一決、重又相互被尋問、或

孫物部馬古連公

此連公、難波朝〇孝徳御世、授大華上氏印大刀、賜食封千烟、奉齋神宮、

〔鹽尻九〕傳來ノ刀劍　昔諸姓の大氏に大刀を賜ひ、小氏に小刀を賜りし、是を氏印と稱す、天孫本紀

後世家に傳へし刀劍は此類なるべし、世久しく本故を忘れし家々多し、

〔日本書紀二十七天智〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠、〇中略氏上民部家部等事、〇中略其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上、賜干楯弓矢、

〔日本書紀通證三十二天智〕舊事紀曰、氏印大刀、古語拾遺曰、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀是也、

〔古語拾遺〕至于淨御原朝、〇天武改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、

〔本朝世紀〕康和元年六月廿八日己亥、關白從一位內大臣藤原師通公薨、〇中略嘉保元年三月九日、詔爲關白、十一日、得氏長者印、

〔百練抄七近衞〕久安六年九月廿六日、入道大相國、〇藤原忠實取藤氏長者印、并朱器大盤、渡左大臣、〇忠實子賴長此間喧嘩多端、

〔江次第抄二〕大臣家大饗

藤氏一大臣　藤氏一大臣者、謂氏長者也、用朱器臺盤、此朱器等者、閑院左大臣冬嗣公御物、在勸學院、關白初任之時渡之、正月大饗用此器也、

〔鹽尻十〕台記氏長者朱器臺盤〇中略

按るに、朱器臺盤は、氏長者の饌器たるもの、今世士庶用之、これ後世古禮を失せる歟、

〔後中記〕仁治三年三月廿五日丁未、今日左相府〇二條良實內覽并藤氏長者事、可有宣下云々、〇中略御拜

孝重無相傳文等、況明友年來之職、代々與奪也、然依宣旨任文貢、以嫡々相承、前伯又重成給補任了、

〔玉海〕治承二年正月五日庚子、此日叙位儀也、余(〇藤原兼實)始奉執筆、(〇中略)召頼業於篋前、問叙位之間雜事、頼業令申事等、

一王氏爵事

往昔第一親王擧之、中古以來、諸王之中、爲長者之者擧之、年來神祇伯顯廣王所擧也、而出家之間、今年有違亂、其故者顯綱王(顯廣嫡男)依爲位階上臈上擧狀、仲資王(顯廣二男、即顯綱弟也、)當時依父讓執務彼氏事、又稱爲神祇伯上擧狀者、兩人共擧事、古今未聞、然而外記不能進止、臨期奏事由、可左右云々、愚案依神祇伯、不可擧王氏爵、仲資王申旨、可謂濫吹歟、王氏被下宣旨所擧申也、何有自由之論哉、

〔江次第抄(二正月)〕今案治承二年三年、叙位不叙王氏爵、依顯廣仲資相論也、

〔玉海〕治承四年正月五日戊午、此日叙位議也、余(〇藤原兼實)候執筆、(〇中略)次叙王氏、(名簿在硯上、付短册、不加封也、)余先取笏奏曰、王氏爵、此四五年來不被叙、是則正親正顯綱、與神祇伯仲資、(已上兩人共、顯廣王入道子也、顯綱兄、位階上臈也、)王氏之長者相論、其事未決之故也、而今上擧狀、(顯綱狀也、)若被宣下歟、不然自由上擧、頗以不穩、叙否之間、可在勅定者、仰云、可問外記、余召通親問外記、外記申云、可擧王氏之由未被宣下、但去秋奉幣使之時、顯綱王、可爲王氏之長者由被仰了、加之父顯廣王、在俗之時、雖不蒙可擧氏爵之勅宣、以爲王氏之長者、年來上擧、隨又所被叙來也、但此上左右、可有御定者、余奏此由、勅云、共有何事哉、且又可計奏者、余申云、古昔親王、公家宣旨擧之、雖然顯廣之時、年來上擧狀、又被叙畢、今不可異彼例、何況奉幣之時、五位之王、備其役、積年不被叙者、尤不便歟、但今夜不被叙、追宣下之後雖被叙、又何事之有哉、左右之間、可隨勅定者、重仰云、顯廣之時、不蒙公家殊宣旨上擧狀、任彼例可叙之者、仍叙畢、

〔先代舊事本紀(五天孫)〕弟宇麻志麻治命十六世孫物部耳連公

犯太白、荊州占曰、月行太微中、君政不行、貴人失勢、奪權若所由成刑、奏覽本密奏 去夏勸學院橡不俸、攝政令占曰、長者及辨別當可愼、或曰、件藤件年不攣、無動寺律師實寛語曰、去比多武峯廟木主自裂、申長者無所驚怖、先例有此恠時、必有祈禱、今無其事、遂有此凶、○中略

別記、受長者印事、禪閤授之

廿七日庚子、上皇○崇德 使敎長卿賀長者事、又藤大納言、宗輔 顯親師能等朝臣來賀、又大相國○藤原實行 右相府○源雅定 送使示賀、上書法皇奏昨日事、恐喜相交、難辨善惡之狀、手書曰、昨日事尤可喜悅、來月二日、必可參云々、禪閤曰、法皇手書曰、攝政不義、公之所爲、可謂得理、

〔顯廣王記〕長寛三年○永萬元年 二月廿六日乙巳、祈年穀奉幣、○中略 伊勢使王兼綱、中臣權少祐親賴、忌部大隅前司孝重、　十二月十日乙酉、今日月次祭事、右少辨平信範、催忌部明友云、有所勞不可行也、仍明友未時參入、○中略 抑明友、爲孝重被押氏長、于今十八ヶ年也、今差進明友之處、上卿仰行事辨云、今日使孝重有訴申旨、代初之使也、以位上﨟長者以孝重可差進之處、進明友之條、無其謂云々者、彼申狀非其理、可尋沙汰歟、孝重參八省、奉襄官幣了、辨以消息被觸此由、抑進發先有其尋、可被申子細者、僕申云、今日使依爲初度、以官人大祐明友所差進也、當官之例、爲先官人之故也、孝重申旨、旁其理不候、中臣中雖有位階上﨟其員、以官人爲長者、卜部又以如此、而孝重妄稱長者之由、歷沙汰之後、左右可給事歟、加之代始初度奉幣、無故破却差文、被改使條、頗其憚可候歟、以此旨可言上給者、此間孝重明友口論、互及放言云々、然問請文參著、披見之後、任差文以明友入宣命進發了、其後及戌剋明友申云、次男史明茂、大理無左右給檢非違使則定了、尋由緒答依女事云々、然而明友不留進發了、此事如何、神祇官人、直給檢非違使之條、古今未聞先例、況依女事哉、私被處重科、主人所行、人不可難、及獄斷之條、不能官人所爲事歟、退之左右歟、兼又孝重明友相論事、以孝重申文下明友、如明友陳狀者、儻有明文、其故孝重賜宣旨、明友訴申、仍賜改定宣旨了、如其狀者、明友理也、此上明友帶相傳讓狀文書等、

藤氏長者（○忠實長子忠通）をとり返して、東三條におはしまして、左府（○忠實子賴長）次に朱器臺盤わたされにけり、

〔本朝世紀〕久安六年九月廿六日己亥、今夜宇治入道相國（○藤原忠實）幷左大臣（○忠實子賴長）被渡東三條、卽以左大臣、可爲藤氏長者之由被定行、稱攝政（○賴長兄忠通）讓給、被渡朱器大盤及氏印、散位藤有成朝臣、爲本所使、給祿退出、其間事、喧花多端、又驚耳目歟、（○又見百練抄）

〔台記〕久安六年九月廿六日己亥、鷄鳴後參西殿、（禪閣（藤原忠實）居處）頃之乘輿出御、余（○忠實子賴長）次乘車從之、（兼長同車）棹船渡河、於東岸禪閣移車、余連車、此間降雨、比至二子陵邊天曙、過此陵未至櫃川、見禪閣御車、右邊有一鹿、再見之、忽然不見、奇問僕從、各答不見、疑春日明神、守禪閣歟、辰時入洛、自京極北行、近年禪閣上洛、御高陽院（○忠實女、鳥羽后藤原泰子、）所御之土御門宮、仍陪從上下皆存其由、至口條御車西行、入御東三條、左右奇之、無知所以、寢殿與東對之間、渡廊爲御所、禪閣使仲譽申高陽院曰、依疾急不能參向、侍東三條者、報命曰、御惱何事乎、多所不審、白晝參入、不可見苦者、今間可參者、重被申可渡御之由、此間左衞門尉爲義（五位撿非違使）依召參入、奉仰屯兵御倉町、巳時天顏快晴、禪閣大說之、未時許、禪閣曰、攝政（○忠實長子忠通）於我不孝、我心深怨、而年來忍之無報、今媚諂（○媚諂二字恐誤）暗可讓攝政之由數度、（十許度云々）非唯無許諾、亦有不義之報命、是以將絕父子之義、攝政者天子所授、我不得奪之、氏。長。者。我。所。讓。無。有。勅。宣。然則取長者官授爾、何有所怖憚矣、余且諫且辭、禪閣不聽、卽召仲行賴賢仲賢等、仰可取出長者官、（○官恐印誤、下同、）渡庄劵、朱器臺盤、權衡等之由、賴賢言、此物所納之倉鎰、置攝政殿下下家司宅、爲之如何、禪閣作色曰、早破鏁、卽仲行等率向、須臾賴賢來言、試覓倉邊、自得舊鎰、可以開此倉鏁、禪閣說曰、天授印爾也、此間賀陽院渡御、持參朱器等、戌時有成朝臣、持來朱器等、授祿謝之、先之禪閣上書法皇（○鳥羽）曰、攝政不從愚臣之命、不孝尤甚、是以既絕父子義、仍授長者官於左大臣（○賴長）畢、戌時報書到來曰、攝政不孝不可盡、人傳迺者、攝政法性寺邊家、麋鹿亂入破障子、又狐白晝入來、追禁不去、（予今猶如此）去夜曉、月入太微中、

〔職原抄下〕藤氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、

〔標註職原抄下〕氏長者の宣下にて補せらるゝは、諸氏みなその例也、然に不及宣下して補する例、藤氏は鎌足公に始る、鎌足の子孫、南北京式の四家に別れたる內、北家代々攝關たりしゆゑに、おのづから長者の號、この一家に歸して、宣旨をまたず長者たりしなり、

〔公卿補任圓融〕天延二年

關白正二位藤兼通　二月八日、爲氏長者、

〔公卿補任圓融〕貞元二年

關白正二位藤賴忠　十一月十一日、詔令關白萬機、同日幷爲氏長者、

〔公卿補任一條〕正曆六年〇長德元年

關白正二位藤道隆　四月三日、依病危急重辭關白、返隨身、渡長者印於右大臣、〇藤原道兼

〔公卿補任一條〕正曆六年〇長德元年

關白藤道兼　四月廿七日、關白巨細雜事、同廿八日、爲氏長者、

〔本朝世紀〕康和元年十月六日甲辰、前關白內大臣〇藤原師通、此年六月二十八日薨、後家、渡氏長者印契等於左大將家、〇藤原忠實

〔公卿補任堀河〕承德三年〇康和元年

權大納言正二位藤忠實　十月六日、爲氏長者、

〇按ズルニ、藤原氏長者ハ舊例更ニ宣下ノ儀ナキヲ以テ常トス、其之アルハ忠實ノ子忠通ニ始マレリ、事ハ上文勅定氏上ノ條ニ見ユ、尙ホ藤氏長者ノ條ヲ參看スベシ、

〔愚管抄四〕知足院殿、〇藤原忠實、中略、藤氏長者は、君のしろしめさぬ事なりとて、久安六年九月廿五日に、

〔百練抄十後鳥羽〕建久七年十一月廿五日庚子、停關白前太政大臣職、〇藤原兼實以前攝政藤原朝臣、〇藤原基通可爲氏長者幷關白之由被宣下、

〔壬生家文書〕曆應三年七月十八日、今日源氏長者幷奬學院別當事被宣下、〇源通冬職事藏人左少辨宗光、上卿春宮大夫冬信卿也、氏長者事、別被宣下哉否之由、宗光相尋候間、如然候由返答了、此事正應以下、大略被宣下也、口宣二枚獻上候、早々可令下知依御狀如件、

七月十八日　　左少辨宗光奉

進上　春宮大夫殿

曆應三年七月十八日　宣旨

左衛門督源朝臣〇通冬

宜爲氏長者

藏人左少辨兼左衛門權佐春宮大進藤原朝臣宗光奉

曆應三年七月十八日

左衛門督源朝臣

宜爲奬學院別當

藏人左少辨兼左衛門權佐春宮大進藤原朝臣宗光奉

〔泰平年表台德院〕慶長十年御上洛、〇中略四月七日、東照宮御辭職、同十六日、二條城に於て將軍宣下、內大臣征夷大將軍正二位右近衛大將元の如し、兼淳和奬學兩院別當源氏長者、牛車を許されて、隨身兵仗を賜る、

〔公卿補任仁孝〕文政六年

關白從一位藤政通　三月十九日詔、同日氏長者、內覽隨身兵仗、牛車等宣下、

〔日本書紀 三十持統〕八年正月丙戌、以正廣肆、授直大壹布勢朝臣御主人與大伴宿禰御行、増封人二百戸、通前五百戸、並爲氏上、

〔續日本紀 四元明〕慶雲四年九月丁未、正五位下大神朝臣安麻呂爲氏長、

〔續日本紀 六元明〕靈龜元年二月丙寅、從五位下大神朝臣忍人爲氏上、

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年九月乙未、以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長、

〔公卿補任 後白河〕久壽三年〇保元元年

關白從一位藤忠通　七月十一日、依宣旨、更爲藤氏長者、

〔愚管抄 四〕左大臣〇藤原頼長は、またはらまきとかやきて、おちられけるを、誰がやにかありけん、かほにあたりて、ほゝをつよく射つらぬかれにければ、馬より落にけり、小家にかき入てけり、此日やがて、藤氏の長者は如元と云宣下ありて、法性寺殿〇頼長兄忠通に返し付られにけり、上の御沙汰にて、かくなることのはじめなり、

〔保元物語 二〕關白殿歸復本官事附武士被行官賞事

同十一日〇保元元年七月夜ニ入テ、關白殿〇藤原忠通本ノ如ク氏長者ニ成セ給フ、去久安ノ比、富家殿〇忠通父忠實ノ御計ヒトシテ、左大臣〇忠通弟頼長ニ成給ヒシガ、今本ニ復セシゾ目出度カリシ、

〔公卿補任 後白河〕保元三年

右大臣正二位藤基通　八月十一日、詔爲關白氏長者、

〔類聚大補任 七安德〕攝政內大臣從二位藤基通

治承三年十一月十六日、任內大臣、爲關白藤長者、

〔豫章記〕爲綱、風早大領伊豫權介、其子親孝、北條大夫氏長者ト云、蒙勅裁、朝廷候、孝靈天皇ヨリ四十二代、功名先祖ヲモ欺クホド也、仍テ如此被召ケル也、

勅定氏上

施藥院崇親院等、別當勾當等事、仰二別當一辨一

興福寺法性寺龍蓋寺等、別當供僧三綱等、

〔日本書紀天武二十九〕十年九月甲辰、詔曰、凡諸氏、有二氏上一未レ定者、各定二氏上一、而申二送于理官一、

〔日本書紀天武二十九〕十一年十二月壬戌、詔曰、諸氏人等、各定下可二氏上一者上而申送、亦其眷族多在者、則分各定二氏上一、並申二送於官司一、然後斟二酌其狀一而處二分之一、因承二官判一、唯因二少故一、而非二己族一者、輙莫レ附、

〔標註職原抄別記下〕其眷族多在者、則分各定二氏上一とは、喪葬令に別祖氏宗といふ事ありて、義解に別祖者、別族之始祖也、氏宗者氏中之宗長也と見ゆ、これを漢土に擬ていへば、氏宗は大宗の如く、別族は小宗の如く、皆一家よりわかれて數族となれるなり、さる氏々には、その一族々々の內にて、氏上を定めよといふ事なり、因承二官制一云々とあるは、氏上を官判にて定る事にはあらず、こは族多かる者は、一族々々にて氏上を定め、此を理官に申せば、理官に於て此一族には氏上あるべし、此一族にはなくても事缺まじければ、彼氏上に攝しめて、こなたをば氏上を除くべしなど斷りて、さて奏を經て勅を聞て定むるなり、

〔令義解四繼嗣〕凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、若无二嫡子一、及有二罪疾一者、立二嫡孫一、○中略其氏宗者聽レ勅、

〔令義解二戸〕凡應レ分者、家人奴婢氏賤不レ在二此限一田宅資財、其功田功封、唯入二男女一、謂不レ依二財物之法一、男女嫡庶、並皆均分也、摠計作レ法、○下略

〔令集解十戸〕釋云、其氏賤者、不レ入二財物之例一、氏家人奴婢者、轉入二氏宗之家一耳、或云、繼嗣令云、氏宗聽レ勅、假令諸氏氏別、以二其中長者一、勅定爲二氏宗一、故此氏賤不レ入二均分之限一、則充二氏宗之家一、假如甲元爲レ宗、丁子後爲二宗者一、甲子不レ可レ得之、丁子爲二宗之故一、擧二一反レ三、從レ之可レ知、在二釋背一、

〔日本書紀天武二十九〕五年六月、物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年、從二車駕一入二東國一、以レ有二大功一、降レ恩賜二內大紫位一、因賜二氏上一、

次叙橘氏
　橘朝臣某（氏是定擧也、其人在座可請益不封、）
　　頭註
　　欲叙源氏爵之時、大臣之中、有源氏者、先可請益、可請益於第一人歟、
〔江次第抄正月二〕叙王氏　西宮云、一親王、擧四世以上依巡、
　治承二年、後法性寺關白（○藤原兼實）記云、賴業申云、王氏爵、往昔第一親王擧之、中古以來、諸王之中、爲長者之者擧之、（○中略）
叙源氏　西宮云、長者擧弘仁御後、隔三年、
　今案、尻付或書氏字、或註弘仁御後、天曆御後、天長御後、源氏長者、擧奬學院學生也、
叙藤氏　西宮云、長者擧同源氏、有四門、
　今案四門、謂南北式京也、藤氏長者、擧勸學院學生、叙爵則專可在北家歟、勸學院、閑院左大臣（○冬嗣）所建立也、
叙橘氏　是定者、中納言橘澄淸、以中關白（○藤原道隆）爲是定、令知學館院學生事、以來擧氏爵也、
〔西宮記臨時一〕諸宣旨
　施藥院使（氏長者宣、賜官符、式部、近代宣旨、）
　勸學院別當（長者、召有官辨別當仰下、）
　奬學院（辨別當宣旨、六位長者宣、）
　學館院（近代氏定）
〔傳宣草下〕一藤氏長者仰下事
　勸學院別當事（召有官別當仰之）

出還增浮宕之類、宜依令條聽附籍帳、但冒名假蔭、依法科罪者、如聞外土之民姧附京畿、多遁課役、無懷土心、右大臣宣、奉勅宜依延曆十九年十一月廿六日格、嚴加禁止、有司許容不糺、依法科責、但隱首色不獲止有可附者、氏中長者、覆實加署申所司、所司申官、待報而後附帳、

齊衡二年三月十三日

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁制外國百姓姧入京戶事

右齊衡二年三月十三日格偁、延曆十九年十一月廿六日、下民部省騰勅符偁、都鄙之民、賦役不同、附除之事、損益已異、今聞外民挾姧、競貫京畿、非唯增口貪田、實亦冒名假蔭、如不改轍、何絕詐僞、自今以後、一切禁斷者、如聞外土之民、姧附京畿、多遁課役、無懷土心、右大臣〈○藤原良房〉宣、奉勅宜依延曆符嚴加禁止、但有隱首色不獲已可附者、氏中長者、覆審加署申所司、所司申官、待報符而後附帳者、〈○中略〉左大臣宣、奉勅宜重下符勤加檢錄、若戶主隱而爲人所告、有司忍而不勤督察、依法科處、不曾寬宥、

寬平三年九月十一日

〔江家次第二正月〕叙位〈○中略〉

次叙王氏〈在一筥、書從五位下之次、故實資大臣說、可書於正四位上云々、件名簿、在第一筥中上頭、橫置之、〉

王〈某御後〉若孫王者叙四位

次叙源氏〈書於兵部下〉

源朝臣某〈某御後、或只註氏、或弘仁御後、或天長御後、或天曆御後、〉

次叙藤氏〈以下次第下行書之、或公卿、無名簿以詞被申、〉

藤原朝臣某〈氏〉

藤原氏長者、擧勸學院學生、

〔西宮記臨時二〕維摩講師事

先例以其僧可爲講師由被奏事云々、是延喜例云々、

氏長者、上卿宣旨仰外記、勅、外記作請書、令署氏公卿名、

〔三中口傳五〕一法會儀事○中略

氏長者原氏○藤始行法成寺御誦經事

置誦經物於堂內○中略

氏長者法成寺始被行誦經事

件時不設殿上人座、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宜布告天下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流幷繼嗣歷名、若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、

〔令集解職員六〕大同元年十月十三日官符云、應令貢氏女事、右檢令條、諸氏氏別貢女、皆限年卅已下十三已上、而中間停廢、略無遵行、今被右大臣宣偁、奉勅凡件女者、氏之長者、擇氏中端正女貢之、其十三已上之徒、心神易徙、進退未定、宜採女年卅已上卌已下時無夫者、或貢後適人、必令貢替、又官途怱忙、獨難取捨、緩急之事、當有援助、宜長者相輔令得仕進、自今以後、立爲恒例、○又見類聚國史

〔類聚三代格七〕太政官符

應停止左右京五畿內隱首括出附帳事

右太政官去大同元年八月八日符偁、太政官去延暦十九年十一月廿六日下民部省騰勅符偁、都鄙之民賦役不同、除附之事損益已異、今聞外民挾姧競貫京畿、隱首括出二色是也、非唯增口貪田、實亦買名假蔭、如不改轍何絕詐僞、自今以後、一切禁斷者、右大臣宣、奉勅今禁隱首頗弃人民之胤、復斷括

無所勤、左大臣〇藤原道長依氏長者、獨勤其祭、雖不被闕怠、恐非神明之本意歟、是亦可謂神事之違例、小臣〇藤原行成以藤氏末葉、爲思氏祭所申也、

〔台記〕久壽元年九月七日丁巳、今日招左大辨、仰下春日社預二人、本六人也、而關白殿〇藤原忠通長者間、加一人爲七人、余〇忠通弟頼長長者後、仰曰、宜任舊爲六人、但非可解却本預、一人闕時、不可補替者、其後預信春、有罪解却、祐房有聟死去、三人替補二人也、有貞祐政

〔二十一社記〕平野社、〇中略祠官も長者の宣にて補之、藤氏長者、春日等祠官を如被補也、

〔保元物語〕二左府御最後附大相國御歎事

左大臣殿〇藤原頼長失セ給ヒテ後ハ、職事辨官モ故實ヲ失ヒ、帝闕モ仙洞モ、朝儀廢レナントス、世以テ惜ミ奉ル、誠ニ累代攝祿ノ家ニ生テ、萬機内覽ノ宣旨ヲ蒙、器量人ニ超、才藝世ニ聞ヘ給ヒシガ、如何有ケン、氏長者タリナガラ、神事疎ニシテ、威勢ヲ慕レバ、我不朋由、春日大明神ノ御託宣有、神慮ノ末コソ恐シケレ、

〔海人藻芥〕鹿島社春日社者、時ノ關白御計也、是言氏長者也、梅宮勸學院同之、

〔年中行事歌合〕十二番　右　梅宮祭〇中略

梅宮は、是定などいひて、大臣の管領する社にて侍るにや、これは橘氏の人、氏神にて渡らせたまふとぞ承る、

〔廿二社本緣〕平野事

當社和、源氏乃長者管領之、正統是神主ヲ云也等乃祠官毛、長者乃宣氏仁補寸之、藤氏乃長者乃、春日等乃祠官毛如シ被加補、以之思仁之乎、源氏乃氏神也、

〔古老口實傳〕一神聖禁戒、千經所說、禮是心基也、故天下怪異、聖朝御藥、不可不愼者也、因玆古人傳云、其國主、其氏長者歟者、齊念宜專謹愼之誠也、禮亂則神明已散、思之思之、

職掌

之、但聽拜祖兄及氏上者、

〔令義解喪葬九〕凡三位以上、及別祖氏宗、(謂別祖者、別族之始祖也、氏宗者、氏中之宗長、卽繼嗣令聽勅定是也、)並得營墓、(謂墓之言墓也、言冢塋之地、孝子所思墓者、)以外不合、雖得營墓、若欲大藏者聽、

〔續日本紀元明六〕和銅七年二月丁酉、以從五位下大倭忌寸五百足、爲氏上、令主神祭、

〔標註職原抄別記下〕神祭とは、氏神の祭の事也、氏神の祭を掌るは、氏上の職なり、

〔令集解神祇七上〕仲冬上卯相嘗祭(釋云、大倭社、大倭忌寸祭、宇奈太利、村屋、住吉、津守、大神社、大神氏上祭、)

〔今書下〕古擧先祀者、各合其氏姓之親而享焉、故謂之氏神、而其中有宗子、宗子者、其宗所同長故謂之氏長、且國社亦必多用其神子孫爲祭主、假如大和三輪社、卽以大神氏、河內經津主之祠、卽以矢作氏、據姓氏錄、二氏各其所祀之後也、武藏有出雲社焉、蓋亦同、其國造之先所由出、其餘率是類也、

〔令集解神祇七上〕釋云、伊謝川社祭、大神氏宗定而祭、不定者不祭、卽大神族類之神也、以三枝華餝樽而祭、大神氏供、此云鎭靈和靈祭、

〔九條年中行事二月〕卯日大原野祭事

祭日平旦、神祇官裝束神殿、(○中略)藤氏六位以下次第著到、(○中略)了就直會殿座、(○中略)此間饗祿、藤氏后宮所儲、氏后不在之時、氏長者儲饗、但祿事可勘前例、

〔江家次第五二月〕大原野祭

居膳(所司井后宮居膳、此日饗祿、藤原氏后儲之、氏后不在之時、氏長者儲之、)

〔權記〕長保二年正月廿八日丙午、早旦參內、(○中略)當時所坐藤氏皇后東三條院、(○圓融后詮子)皇后宮、(○圓融后遵子)中宮、(○一條后定子)皆依出家、無勤氏祀、職納之物、可充神事、已有其數、然而入道之後、不勤其事、(○中略)我朝神國也、以神事可爲先、中宮雖爲正妃、已致出家入道、隨不勤神事、依有殊私之恩、無止職號、全納封戶也、重立妃爲后、令掌氏祭可宜歟、又大原野祭、尋其濫觴、在於后宮之所祈、而當時二后、(○圓融后遵子、一條后定子、)共

誰ゾト問ニ、北野ノ長者菅宰相在登卿ノ領知也ト申ケレバ、軈テ使者ヲ立、此所ヲ可給由ヲ所望シケルニ、菅三位使ニ對面シテ、枝橋ノ事御山庄ノ爲ニ承候上ハ、子細アルマジキニテ候、但當家ノ父祖代々此地ニ墳墓ヲトテ、五輪ヲ立、御經ヲ奉納ジタル地ニテ候ヘバ、彼墓ジルシヲ他所ヘ移シ候ハン程ハ、御待候ベシトゾ返事ヲシタリケル、

〔尊卑分脈菅四〕菅氏

在宣應永廿七六十五薨、長者、參議、大學頭、從二、

〔拾芥記〕延德元年十一月十八日壬申、長者長坂、〇坂恐誤字氏神出仕也、和長〇菅原氏予〇菅原爲學同參向、第二大內記在數朝臣〇菅原氏依父重服不參、長者衣冠持笏、和長以下布狩衣也、〇中略先參祓殿、於河邊列立、長者次第洗手祓之、參向氏神、

越智氏長者

〔河野系圖〕爲綱風早大夫

宗綱寺町判官代、依乞成庶子、

親孝北條、雖二男申成氏長者、

〔諸家系圖纂二十四越智〕爲綱

親孝大夫號北條氏長者

親經北條大夫、從五位下、氏長者

〔豫章記〕後醍醐院元亨三年癸亥、三島宮回祿、于時氏長者通盛、〇越智氏大祝今治孝經云々、

禁制

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年六月乙酉、制勅五條、諸氏長等、或不預公事、恣集己族、自今以後、不得更然、其一〇中略宜告所司嚴加禁斷、若有犯者、科違勅罪、〇又見類聚三代格

待遇

〔日本書紀二十九天武〕八年正月戊子、詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣、及百寮者、除兄姉以上親、及己氏長以外莫拜焉、

〔續日本紀一文武〕元年閏十二月庚申、禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原朝廷〇天武制、決罰

寛平五年十月廿九日

〔海人藻芥〕北野社別當職者、竹内門跡、○曼殊院代々相續也、又有氏長者、

〔山槐記〕仁安二年三月廿九日丁卯、彈正大弼從四位下行菅原貞衡死去、年七十二、氏長者也、

〔吾妻鏡六〕文治二年六月十五日辛酉、安樂寺別當安能僧都、○中略當寺務事、付權門不可濫望之由、稱有證文、進永久起請、保延宣旨狀等云々、今日參著關東也、○中略

安樂寺別當濫望人儀絕狀

爲安樂寺別當濫望、背氏舉、依起大衆義絕事

右背父命者、非子道、背氏舉者、非氏人、然者在般子在眞、不可爲子也、嚴實子是綱、不可爲氏人、天神御起請有限、任氏舉次第所補任也、今背氏舉、起大衆之輩、公家可禁、別氏人、可儀絕之狀如件、

永久六年正月十二日

氏長者式部大輔菅原在良

〔玉海〕文治三年八月四日壬申、此日北野奉幣、十列如常、○中略使雅樂助忠頼、但件男有輕服事、雖除服猶爲假日數之內、而北野社、服假之人不憚參入云々、仍使闕如之間、約出件男之處、服假有實口、猶依不參問、遣在茂○菅家長者之處、申云、假日數過了者、除服了輕服之人供奉神事、當社例也、仍以奉行職事令取幣、

〔百練抄十四〕文曆元年二月十四日癸未、今日未刻、北野宮神殿禮殿小社廻廊、拂地燒亡、十七日丙戌、造營事、菅氏長者大藏卿爲長卿、給長門國可致其沙汰之由被仰下了、

〔菅原氏系圖〕公頼

｜在雅 修理大夫、從二、長者、延文二七廿四薨、八十二、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

越後守師泰ガ惡行ヲ傳聞コソ不思議ナレ、東山ノ枝橋ト云所ニ、山庄ヲ造ラントテ、此地ノ主ヲ

高階氏長者

〔諸家系圖纂〈五十八〉伴〕大伴宿禰
國道
從四位上參議按察使、本是大伴、依淳和天皇諱、止大字爲伴朝臣、于時參議國道、爲氏長者、

〔類聚三代格〈一〉〕太政官符
應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大神社神主事〈坐大和國城上郡登美山〉
正六位上高階眞人仲守〈○此十字據享祿本類聚三代格補〉
右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠峯等解狀偁、件社坐大和國城上郡登美山、〈○中略〉件仲守、天性清廉、堪爲神主、望請早被補任、令掌神事、但待氏長擧、被補其替、相替之限、一依格制、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多、宣奉勅依請、
元慶五年十月十六日

〔類聚三代格〈一〉〕太政官符
應充行宗像神社修理料賤代傜丁事
從良賤十六人正丁、在筑前國宗像郡金埼、充行傜丁八人、大和國城上郡四人、高市郡二人、十市郡二人、
右得彼社氏人從五位下守右少辨兼大學頭高階眞人忠峯等解狀偁、件神坐大和國城上郡之內、與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也、〈○中略〉唯筑前社、有封戶神田、大和社、未預封例、因茲忠峯等始祖太政大臣淨廣壹高市皇子命、分氏賤年輸物、令修理神舍、以爲永例、〈○中略〉望請進件賤爲良、將令備調庸、其代永請隨近傜丁、以充修料、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衞大將皇太子傅陸奧出羽按察使源朝臣能有宣、奉勅依請者、仍須件傜丁、待彼氏高階眞人長者、幷神主等共署申請充之、〈○中略〉

進上按察大納言殿

宣旨一枚

橘氏申請、以正二位行權大納言藤原朝臣定行氏爵事、副下本解、

右宣旨、謹奉入如件、

十二月廿二日　　按察使判

大外記局

遣職事請文案

賜預

宣旨一枚

橘氏申請、以正二位行權大納言藤原朝臣定行氏爵事、

右宣旨、依請可令下知之狀如件、

正月五日　　按察使判

〔公卿補任後醍醐〕文保三年

右大臣正二位藤原房實　後七月廿八日任、十月廿九日被下官次宣下、橘氏是定也、

〔諸家傳九條〕政基

延德元長享三年八月十九日、更爲橘氏是定、（前關白久令諮詢件事之後、關白冬良（一條）追舊據依懇望擧奏之處、今辭之、仍歸本風、申請彼前關白之由見申文、）

〔實隆公記〕長享三年〇延德元年十二月十三日丙申、抑橘氏是定宣下、去八月宣旨也、今日到來、以外事歟、

〔公卿補任孝明〕文久二年

權大納言從二位藤道孝　十月十六日爲橘氏是定

〔南留別志三〕一伴系圖に、氏長者あり、藤氏源氏にはかぎらぬ事なり、

俊賢（長和四年十二月五日、氏人等擧之、被下宣下、日不分明、于時參議、）
大二條關白（寬仁元年十二月廿八日、左大臣仰大外記小野文義曰、宣令件卿定行橘氏爵事者、于時中納言、）
京極殿（治曆元年十二月廿三日、左大臣須仰大外記中原師平云、宣令件大臣定行氏爵事、于時右大臣、）
土御門右大臣（承保三年正月五日、權大納言源顯房卿仰少外記惟宗賴經云、宣令件大臣定行彼氏爵事、關白左大臣辭退替、）
堀川左大臣
花園左大臣（天治元年十一月十五日、權大納言能俊卿、仰大外記中原師遠云、宣令件大臣定行彼氏爵事、去保安二年故左大臣退替、于時內大臣、）
宇治左大臣（久安三年三月廿九日、被下是定宣下云々、于時內大臣、）
六條攝政殿（保元元年十月廿八日、權大納言藤原重道仰大外記中原師業云、宣令件權大納言定行彼氏爵事者、于時權大納言、）
關白殿（平治元年十二月二日、被下橘氏是定宣旨、于時權大納言、）

已上大外記賴業注進、相違以政注文、事太多々、可尋之、

〔玉海〕壽永三年（〇元曆元年）十月廿八日癸未、此日橘以政（橘氏長者）余（〇藤原兼實）問云、散位之人、有勤所帶是定之例哉、申云、宇治左大臣（〇藤原賴長）是也、此例甚不可然、又仰云、可擧誰人之由令存哉、申云、可隨仰、但大將殿（〇兼實子良通）令當仁給歟云々、此事異儀事也、然而此男爲尾籠之人、仍爲聞所申所問也、但隨重仰可上擧狀之由仰含畢、

〔傳宣草上〕橘氏是定

獻上
　宣旨
　橘氏申請、以正二位行權大納言藤原朝臣定行氏爵事、（副歎狀）仰依請、
右宣旨、早可令下知給之狀如件、
　十二月廿日　　　　　　　　　　左衛門權佐光經奉

散位從五位下橘朝臣親良
散位從五位下橘朝臣以實
散位從五位下橘朝臣
散位從五位下橘朝臣淸成
從五位下行隼人正橘朝臣淸定
前筑前守正五位下橘朝臣以政
正二位大納言源朝臣定房宣、奉勅、宜令件大臣定行彼氏爵事者、
同年五月廿三日　　大外記兼越中權守淸原眞人賴業奉
功過別當仰言様
正六位上橘朝臣國貞
安元三年六月五日
被是定右大臣宣云、件人宜爲梅宮功課別當者、
同年同月同日　　別當正五位下行少納言兼侍從長門權守平朝臣信季奉
代々是定例　參議橘恒平朝臣卒去以後
中關白(藤原道隆)寛和六年宣下、大納言、栗田關白(藤原道兼)永延二年宣下、中納言、御堂(藤原道長)長德元年宣下、大納言、宇治殿(藤原賴通)長和四年宣下、大納言、大二條殿(藤原敎通)寛仁元年宣下、中納言、堀川右大臣(藤原賴宗)長久三年宣下、大納言、京極殿(藤原師實)治暦元年宣下、右大臣、土御門右大臣(源師房)承保二年宣下、右大臣、九條相國(藤原信長)同四年宣下、內大臣、堀川左大臣(源俊房)嘉保元年宣下、左大臣、花園左大臣(源有仁)天治元年宣下、內大臣、宇治左府(藤原賴長)久安三年宣下、內大臣、六條攝政(藤原基實)保元二年宣下、大納言、當時關白(藤原基房)平治元年宣下、中納言、
已上以政注進狀
御堂正暦四年八月廿二日、權中納言保元卿仰大外記滋野善言云、宜令件卿定彼氏爵事、之(于時權大納言氏人事、內大臣兼國非退、)

正六位上惟元

右人、當年爵、所請如件、

保元三年正月六日　右大臣正二位兼行皇太子傅藤原朝臣

〔玉海〕安元三年六月五日癸酉、午刻筑前守橘以政持來橘氏是定宣旨、吉服束帶也豫家司少納言信季參入、亮聞、衣冠、若可著吉服歟、但事雖爲社事、已非致齋者、何事之有哉、入宣旨狀於覽筥覽之、余〇藤原兼實依疾厚不出賓筵、仍使人傳之、見訖返給、又進夾名二通、一通社司已下、一通學館院司、留文返給筥了、又進功過別當名簿、任先例信季書下、出返給了云々、此外條々事等問以政、其後退出了、此是定事、去三四月之比、關白〇藤原基房以書狀被示送云、橘氏是定事、頻讓申如何々々、申左右可隨仰之由了、去四月十三日、氏人進擧狀、五月廿三日改下宣下、今日持來也、以政申云、依吉日今日所持參也、是先例也云々、又云、代々例大外記書副消息、遣宣下云々、今度以使部送宣旨、不副書狀、仍難遣尋不給流、不能執論、所請取也云々抑此一族爲橘氏是定由來者、氏公卿絕之後、無人于行氏爵事、仍寬和之比、中關白道隆爲大納言之時、蒙宣旨所行也、其所以者、攝津守中正之妻者、中納言橘澄淸女也、即道隆、道兼、御堂〇藤原道長等之外祖母也、依彼昭穆行此爵事云々、

擧狀宣旨等案

橘氏

請以右大臣〇藤原兼實被令定行氏爵事狀

右氏人之中、無公卿之時、隨氏族申請被下宣旨、令定行氏爵事者例也、爰於舊風、爲中納言橘澄淸卿女嚴子之外流、依非無昭穆請申關白〇藤原基房之處、已以如件、仍錄事狀、謹請處分、

安元三年四月十三日　散位從五位下橘朝臣

散位從五位下橘朝臣政光

之由、被非無所忌、因之不修祓、但致齋如常、

〔台記〕久安四年正月三日壬戌、申刻橘氏大夫七人（清仲、定元、正遠、清則、以長、定仲、定輔、此外雖六位來、令退出、先例六位不來之故也、）來在侍所、皆束帶、戌刻余（〇藤原頼長）著冠直衣出賓筵、使家司頼方（五位、依四位皆申障也、束帶、）命大夫等云、今年可給氏爵之人、宜擧申文者、頼方歸來云、大夫皆申云、周愷（清仲子）當爵運、余問云、故京極大殿故殿下（〇頼長曾祖父師實）是定之。。。後、初被擧之日、（治暦二年）大夫等擧梅宮別當、（謂功課別當）周愷非別當、違彼例如何、大夫等陳云、爵運不可依別當之職、彼時別當當其運、故擧申歟、今別當不當運、是以不擧、何爲守先例可失道理乎、余諾之、卽仰頼方云、以外記大夫景佐可令書名簿、（治暦二年、京極殿始經營之日、外記大夫俊光書之、爲守彼例、雖非殊勝能書、以外記大夫景佐令書之、）頼方退令書之、入覽筥持來、（檀紙二枚有懸紙）卽書名二字、了卷之加懸紙、（不封、但紙加封云々）使頼方召大外記師安朝臣、（候參入）卽來遠居、（於里第雖五位參之時、揖之、）稱唯進來、給名簿退出、次召頼方返給筥、入內宜、橘氏大夫等退出、今日依治暦二年正月三日（京極殿初是定之後初擧爵）例所行也、彼三日也、今日自當吉日、（去年問陰陽師）相合先例盛設、治暦二年正月三日御暦云、依殿下御例、去年設饗可令擧、而依無日次、今日出侍所令申也、今案殿下者、宇治殿（〇頼通）也、依尋宇治殿是定後被擧爵之日記、不得之、是以依京極殿例所行也、不設饗、（〇中略）

名簿書樣

橘氏

正六位上周愷

右件人、當氏爵之運、仍所請如件、

久安四年正月三日　內大臣正二位藤原朝臣頼長

〔兵範記〕保元三年正月六日丁卯、今夕叙位儀也、殿下（〇藤原忠通）令參內給、橘氏爵申文、以氏擧狀成御申文、加御名字、付外記被上了、是定右大臣殿（〇忠通子基實）御沙汰也、

橘氏

橘氏是定事

〔職原抄下〕學館院別當

橘氏之中補之、此號長者、○中略於氏爵者、是定人擧之、是定人者、擇其人被下宣旨也、近代九條流被傳之、仍他人不望之、依之橘家、皆屬彼家云々、

〔標註職原抄下〕是定は、氏爵を定る人のことなり、橘家に外戚の緣ある王卿に是定を仰らる、その例、中關白道隆を始とす、玉葉に中關白爲大納言行之、其故者、攝津守中正之妻者、中納言橘澄清女也、卽道隆道兼御堂等之外祖母也、依彼昭穆行此爵事云々と見え、江家次第旁書に、依中關白例、九條流被傳之とあり、

〔貞丈雜記四官位〕學館院と云は、橘氏の學文所也、後世堂上衆に橘氏絶てなし、依之橘氏の長者なし、後世九條殿、學館院別當に成給ふ也、梅宮の社家どもは橘氏にて、九條殿に付隨て、官位の願をたのみ申也、依之九條殿は、おのづから橘氏の長者の如くに成たる也、九條殿は藤原氏なり、

〔江次第抄二正月〕叙橘氏　是定者、中納言橘澄清、以中關白○藤原道隆爲是定、令知學館院學生事、以來擧氏爵也、

〔台記〕久安三年三月廿九日壬辰、藏人辨光房來、○中略右大將使人問曰、此文下辨乎、下外記乎、只今光房來下之者、開見、橘氏申請以余○藤原賴長爲是定之文也、對曰、可下大外記師安者、按治暦元年十二月廿三日二東記三十日癸巳、師安來曰、昨日橘氏是定宣旨下了、承保三年、○土御門右府外記書消息、副宣旨遣氏人許、今度可同之由在之、予諾、戌刻散位橘以長非長者來曰、師安書副消息、給是定宣旨者、西宮十六卷臨時二裏書、召外記仰氏院云々、今案依氏院顚倒無人、賜氏人歟、　四月一日甲午、辰二點參官、白重有文冠表袴政了著侍從所、有御前食了退出、○中略勘故京極殿師實○藤原御記、是定後以吉日行公事之由不見、因之今度不擇日、京極殿治暦元年十二月二十三日爲是定、見二條關白(藤原敎通)記、不見京極殿御記、　四日丁酉、依梅宮祭可修由祓、假故而是定後、初修

のなり、寛元四年十月十三日葉黄記に、自関東時頼使安藤左衛門光成上洛、関東申次、可爲相國之由是定、とある是定もこゝの義におなじ、

〔令集解四治部〕卿一人掌本姓穴云、本姓、謂成云、諸第爭訟時、問定是、譬猶刑部、○中略事

〔本朝世紀〕天慶八年八月三日丙寅、今日八幡宮言上解文、○中略其解文在左、石清水八幡宮護國寺

三綱等謹言上、○中略

右今月一日、是定宮寺來十五日恒例御願御放生會色衆行事之式日也、

〔春記〕長曆二年十二月廿三日乙酉、參御前、申請御導師事等、明日可被行御佛名也、但依御物忌、於簾中定是、　同日○上略

〔公事根源四月〕梅宮祭

この社は、仁明天皇の御母、橘太后○嘉智子の祖神なり、承知年中に、初めて御門より祭を奉らる、橘氏の祖神なるべし、是定といひて、攝家の人の、管領する社にて侍るにや、そも〳〵この是定の一の人の家に傳りし事は、橘氏の公卿絶えて後、五月五日の叙位に、氏の爵の事を行ふべき人なきによりて、寛和の頃、中關白道隆、大納言と申侍りし時、宣旨をかうぶり給ひて、氏の爵の事を申し行ひ侍りしなり、中關白、粟田關白、○道兼御堂關白、○道長、以上三人並藤原氏、この三人の母は、攝津守藤原中正とかいひし人の女なり、かの中正の室は、中納言橘澄淸卿の女なり、中關白には外祖母なり、かやうの由緒侍るによりて、是定は藤原の家に相傳し侍るとかや、

〔西宮記臨時二〕定橘氏之爵人事

雖不橘氏、以橘氏外戚王卿、依氏擧被下宣旨外記氏院、

〔傳宣抄下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事

〔倭訓栞前編四宇〕うぢ　万葉集に、宇治川を氏河と書り、よて八十氏河など屬けり、又是河と書る所あり、前漢地理志にも其事見え、後漢書李雲傳の五氏來備の註に、是と氏と通ずるよし見えたり、橘氏の祖神梅宮を、攝家の人の管領するを是定といふを、西宮記には氏定とあるも同じ義なりといへり、

〔後漢書列傳四十七〕李雲傳
桓帝延熹二年、〇中略立掖庭民女亳氏、爲皇后、數月間、后家封者四人、賞賜巨萬、是時地數震裂、災異頻降、雲素剛、憂國將危、心不能忍、乃露布上書、移副三府、曰、臣聞皇后天下母、德配坤靈、得其人、則五氏來備、不得其人、則地動搖宮、史記曰、庶徵、曰雨、曰暘、曰燠、曰風、曰時、五者來備、各以其序、庶草繁廡、是與氏古字通耳、

〔南留別志の辨〕日本書紀に氏上あり、氏長者の起りなり、橘氏にて是定といふは、氏上を音をかりて書けるならん、

〔段註說文解字十二氏〕氏亦作是、見夏書、禹貢曰、西頃因桓是來、鄭註云、桓是、隴阪名、其道般桓旋曲而上、故曰桓是、今其下民、謂阪爲是、句絕謂曲爲桓也、各本譌、今校訂如此、據此則桓是卽隴阺、亦可作隴氏、昭々然矣、古經傳氏與是多通用、大戴禮、昆吾者衞氏也、以下六氏字、皆是之叚借、而漢書漢碑、叚氏爲是、不可枚數、故知姓氏之字、本當作是、叚借氏字爲之、人第習而不察耳、姓者統於上者也、氏者別於下者也、是者分別之詞也、其字本作是、漢碑尙有云姓某是者、今乃專爲姓氏字、而氏之本義、惟許言之、淺人以爲新奇之說矣、

〔標註職原抄別記下〕是定とは、橘氏に限ていふ稱にはあらず、いづれの氏にても、その氏族の事を執行ふ長者の稱なり、康富記寶德元年十二月十一日の件に云、王氏御申文事、第一親王、爲是定可被申請也、〇中略かく王氏にも是定あり、然るを此抄に、橘氏にのみのたまへるは、王藤源の諸氏は、公卿以上の長者ありて、是定宣下の事なき故に、おのづから是定の事に及ばれざるも

〔台記〕久安三年四月十七日庚戌、以以長可補學官院別當之由仰親隆、所謂橘氏長者是也、年來正遠爲長者、件人不經藏人、先蹤多經藏人者爲長者、又以長父祖爲長者、又淸則(藏人)正遠爲上臈、然而勘例、更不依位上下、是故改補之、不經奏聞、(但今度當奏法皇〈鳥羽〉有可許、)日來有日憚、昨廢務、因及今日、戌剋以長申慶、是先例云々、不申他所云々、

補院別當書樣(依先例)

散位從五位下橘朝臣以長

被是定內大臣宣偁、件人宜令補任院別當者、

久安三年四月十七日　別當民部權大輔藤原朝臣親隆奉

以下家司送以長宅、以長給祿、

後日(六月)招範家令奏曰、學官院別當、憤近例以是定宣補之了、而見天曆御記、以勅宣可補之由所見也、(所宛篇、康保四年三月廿二日、)早可被下宣旨、又其次以以長可爲檀林寺別當之由同可被宣下、此事見同御記、(所宛篇、康保三年十月廿五日、)範家仰曰、檀林寺別當、代々以納言參議補之、更無定氏、今上御時、所宛以公能卿補了、學官院、天曆御時、以勅宣補之、然而其後無所見、忽難宣下歟、余(○藤原賴長)申曰、檀林寺事者、余所奏誤也、學官院事、天曆御記明白也、被下宣旨何難之有乎、則檀林寺不可知行之由仰以長、　廿二日乙卯、早旦以長來、(依初申氏院事、著束帶、)覽橘淸資(六位)名簿、申曰、爲功課別當者、予許之、返給名簿、(予不裝束、不出寢座、)依吉日初申也、

〔倭訓栞〕(前編十三世)せちやう　是定のよみ也、橘家衰微の後、長者の號ありといへども、唯學館院の領を知ばかりにて、氏爵に於ては、是定は其人を撰み、宣旨を下さるゝをいふ、近代九條家に傳へらる、よて橘家は皆其家に屬せり、西宮記には、氏定と見えて、氏と是と通ずるわけは、うぢの下に見えたり、江家次第に、中納言橘澄淸、以中關白爲是定、令知學生事と見え、職原抄に於氏爵者、是定之人擧之、是定者、擇其人被下宣旨也と見えたる、此義なり、

人頭左中將基繼朝臣、此日關白左大（兼孝）奏慶、

〔言成卿記〕文久三年十二月廿三日、今朝關白左大臣（二條齊敬）○宣下、詔書、（附隨身兵仗如元）一座宣旨、長。者。宣。下。等、

〔公卿補任今上〕慶應三年

攝政從一位藤齊敬　十二月九日辭攝政內覽氏長者隨身兵仗等、

〔公卿補任今上〕慶應四年

左大臣正二位藤道孝　二月二日爲氏長者、

橘氏長者
橘氏是定

〔職原抄下〕凡稱氏長者、（略○中）橘氏者、昔橘家有昇納言已上之人、仍爲長者、而其一家衰微之後、雖有長者號、只知學館院領計也、

〔標註職原抄下〕橘氏者、昔橘家、有昇納言已上人云々、公卿補任の所見、諸兄左大臣、氏公右大臣、峯繼澄清中納言、これらをさすなるべし、

〔職原抄下〕學館院別當

橘氏之中補之、此。號。長。者。

〔尊卑分脈四橘〕橘氏

左大臣諸兄（氏長者 從一位）—奈良麿（長者 參議）—嶋田麿（長者）—直材（長者）—峯範（長者）—廣相（長者 參議）—公材（長者）—好古（長者 大納言）

—敏政（長者）—則隆（長者 中納言）—成任（長者）—以綱（長者）—廣房（長者）—以長（長者）—以政（長者）—以經（長者）—以良（長者）

—以實—知宣—知仲—知茂

—以隆（長者）—以材（長者）—以季（長者）—以基（長者）—以盛（長者）

—知嗣（長者以隆朝臣、依服令籠者、宜被補長者、）—知顯—知任—知兼—知季—知興（長者）

—知尚（長者）

—知繁（長者）

以上外記宣旨三通、籠一懸紙、

左少辨藤原朝臣元長傳宣、權中納言藤原朝臣廣光宣、奉勅宜令關白右大臣爲藤氏長者者、

文明十一年二月卅日　修理東大寺大佛長官主殿頭兼左大史小槻宿禰雅久奉

〔親長卿記〕長享二年八月廿八日、申刻許、有宣下事、内大臣（〇冬良公一條）令蒙關白詔給、上卿中御門中納言、（宣胤）職事藏人左少辨宣秀云々、條々

關白宣下　藤氏長　隨身兵仗　牛車

一座事　官次事（關白内大臣、可令列前左大臣上）

〔戴恩記上〕ある時秀吉公、いつも御參内の時、御裝束めしかへらるゝ御中やど、施藥院にて曰、（〇中略）おもはずに貴き身には成ぬれども、父なければ氏姓なし、草かりの成のぼりたる身なれば、いにしへのかまこの大臣の御なをよすがにて、藤原氏をやのぞみゝんと申されしかば、いとやすき事なりとて、近衞殿（〇前久）より其御はからひ有ける時、玖山公（〇九條稙道）聞召、五攝家ともに、いづれも今甲乙はなけれども、氏の長者とせらるゝ事は、當家にきはまりたる事なり、近衞殿の御まゝにはなるべからずと、とがめさせ給ふに、物知の申さるゝ事なれば、子細あるべしと德善院僧正玄以に仰付られて、大德寺にして、兩家の御相論を聞し召したまふ、

〇按ズルニ、本書ニ氏の長者とせらるゝ事は、當家にきはまりたる事なり、トイヘルハ誤リナリ、

〔續史愚抄後陽成〕慶長五年十二月十九日己丑、准后前關白、（兼孝、前左大臣、）有關白氏長者及内覽、牛車兵仗准后等如元、左大臣（去十五日還任、或作十六日、）等宣下、（氏長者、天正十三年後、被置之、關白者、文祿四年後補也、）上卿萬里小路大納言、（充房）奉行藏

從二位行權大納言藤原朝臣宗繼宣、奉勅關白太政大臣、〇一條兼良宜如舊爲藤氏長者、左右近府生番長各一人、近衞各三人爲隨身、乘牛車出入宮中者、

文安四年六月十五日　大外記淸原眞人業賢奉

局務束帶宣旨兩通、被持參申一條殿、以家司藤原幸房朝臣、右中辨衣冠、被進上之、其後有御對面云々、官務宣旨氏長者後日可成進云々、

〔康富記〕享德三年七月一日辛亥、今夜關白宣下也、〇中略上卿召大外記、宗賢仰條々宣下事、外記稱唯退、

仰詞、令左大臣〇鷹司房平爲關白與、以關白左大臣令爲藤氏長者與、以左右近衞府生各一人、近衞各四人、令爲關白左大臣隨身與、

次召權辨、藤氏長者事、同被宣下之、辨於床子仰官務長興宿禰、〇中略

正二位行權大納言藤原朝臣持季宣、奉勅關白左大臣藤原朝臣、宜爲藤氏長者者、

享德三年七月一日　大炊頭兼大外記博士主水正下總守淸原眞人宗賢奉〇中略

權右中辨藤原朝臣經茂傳宣、權大納言藤原朝臣持季宣、奉勅宜令關白左大臣爲藤氏長者者、

享德三年七月一日　修理東大寺大佛長官左大史兼備前介小槻宿禰長興奉

〔親長記〕文明十一年二月卅日丁巳、今日關白宣下、幷小除目被行之、近衞右大臣殿、近衞政家〇令蒙關白詔給、〇中略亥刻上卿著仗座、〇中略上卿召辨、左少辨元長進軾、仰氏長者事、辨退去、著床子座、召左少史盛俊仰之、次上卿召外記、大外記師富朝臣進軾、仰關白氏長者兵仗牛車等事、外史稱唯退去、〇中略

正三位行權中納言藤原朝臣廣光宣、奉勅關白右大臣、宜爲藤氏長者者、

文明十一年二月卅日　掃部頭兼大外記造酒正博士中原朝臣師富奉〇中略

司爲有久氏、舁印辛櫃傳諸大夫中經範業、(藤氏諸大夫、先例役之、)二人舁之、置御座間簀子(東西行)退、次予參進於簀、予跪指笏解封幷結緒、取放蓋、打仰(天)置傍、先取印、昇長押膝行覽、退如元返納之、次取細金覽之如初、主人令取御手給、有御覽被返下、參進給之、如元返納之、覆蓋結緒、(封結也)次拔笏退、次本役諸大夫一人參進、舁之退出、給下家司、券辛櫃紛失之間、不及御覽、次覽朱器、取入辛櫃蓋、下家司二人(爲有久氏)舁之、入中門持參砌下、予參進跪簀子、指笏取朱器一口、(花形)昇長押膝行覽之、退歸如元置之、次取又一口、覽之如初、其後返置之後拔笏退、下家司舁之退、次年預下家司忠直(束帶)覽葛權衡、持參砌下、御覽了退出、(此什器例入櫃蓋覽之、近代不然、令持手者也、)次又有吉書、(先受長者印給也、後御覽吉書者也、)予參進申事由、(下略)

〔量實記〕康安元年十一月九日丙辰、左大臣殿、(道嗣公○近衛)今日令蒙關白詔給、(中略)子剋許、上卿坊城中納言、(俊冬卿)參著仗座、職事藏人右中辨行知、進奧座、(其詞云、以左大臣爲關白、詔書令作、以關白左大臣爲藤氏長者、官中雜事、先觸關白左大臣令奉行、)次上卿移著端座、召官人令敷軾之後召內記、大內記秀長參軾、上卿仰詔書事、(中略)以職事藏人右中辨奏聞之、(中略)被返下之後、上卿復仗座、返給宮蓋於內記、次上卿召辨、左中辨進軾、上卿仰之、辨歸著床子、傳予云、以關白左大臣爲藤氏長者、官中雜事、先觸關白左大臣令奉行、兩條如此、正笏居上奉之、微唯如例、(中略)

今夜宣下五箇條、關白、氏長者、內覽、牛車、兵仗等也、官方宣下藤氏長者內覽兩條、外記方關白氏長者牛車兵仗等也、近衛殿代々御例、此五箇條同時定、可謂邂逅歟、但近者元德二年、堀河古關白殿五箇條被宣下了、

〔康富記〕文安四年六月十五日乙亥、關白宣下幷條々宣下也、上卿權大納言宗繼卿、職事頭右大辨資綱朝臣、官方左中辨敎忠朝臣、局務大外記業忠眞人、小外記中原康顯、(少內記)大內記菅原在治等參陣、關白事被載詔書、兵仗事見勅書、氏長者牛車等事、召大外記被宣下也、氏長者事、召左中辨被宣下、(中略)依命宣旨兩通、予染禿筆了、(中略)

詳不悟覺之由申之、重仰云、日次事、重日定不可然、所申有謂、於拜賀日者、重日不可有憚也、今夜早可被下關白詔書之由、可被申内裏也、關白詔書後、後日被申拜賀之例、近衞入道殿下、并禪定太閤御例也、兼被渡長者印、後日拜賀、又有先例者也、○中略殿下出御、公卿四條大納言、予、吉田中納言、二條中納言、侍從宰相、新宰相等參著、次覽吉書、官方、(權左少辨親賴)藏人方、(頭中將通行朝臣、不結申、忘却歟、)外記、(師宗覽宣旨)政所、(經俊不結)又官方(左少辨時繼)家司經俊、政所吉書之外、毎度先申事由、次被渡印、辛櫃、朱器臺盤等、文章博士經範朝臣相具參中門外、(實者、宣旨到來以前參上歟、)經俊相逢先申事由、歸出取目錄、插杖覽之、次家司二人、(宮内少輔俊國、治部少輔資宣、)舁唐櫃、經賚子、置御座間長押下、經俊參進、置笏開封、置唐櫃蓋於長押上、取出印并細金、置之、依御氣色、舁長押、被寄御座前、自取上令御覽給、次納覆蓋、經俊退歸之後、本役人又舁出之、次下家司二人、入朱器於長櫃蓋、持參砌下、持參蒭斤各覽之、○中略今日勅答、(今度返給御隨身云々)上卿吉田中納言、口使忠氏朝臣云々、藏人次官顯雅奉行之、關白詔書、并藤氏長者事、土御門大納言奉行云々、中務輔不參之間、被下外記、先例多クハ勾勘奉行也、

〔勘仲記〕正應二年四月十三日壬戌、申斜自近衞殿兼俊奉書到來、可有宣下事、○中略

正二位行權中納言兼左衞門督藤原朝臣兼敎宣、奉勅關白右大臣(○藤原家基)宜爲藤氏長者者、

正應二年四月十三日　　彈正少弼兼大外記大隅守中原朝臣師顯奉

右中辨藤原朝臣兼―傳宣、權中納言藤原朝臣兼敎宣、奉勅宜令關白右大臣爲氏長者者、

正應二年四月十三日　　修理東大寺大佛長者左大史兼隱岐守小槻宿禰秀氏奉

廿一日庚申、酉刻著楚々束帶、參關白殿、御拜賀事爲申沙汰也、○中略自前長者(○藤原師忠)被渡朱器臺盤、家司不相副、(下家司許也)仕丁釜殿舁之、事々次第聊爾也、渡目六三通、尋取卷加一懸紙、插杖參進覽之、(一通庄目六、一通大饗朱器目六、一通節供朱器目六等也、)御覽了返給、如元所給下家司忠直也、覽申之儀如政所吉書作法、次下家

〔百練抄十後鳥羽〕文治二年三月十二日庚寅、以右大臣（○藤原兼實）可為攝政氏長者之由被仰下、

〔吾妻鏡六〕文治二年五月十八日乙未、前攝政（○藤原基通）御家領事、去月之比、被下委細勅答、帥中納言（○藤原經房）奉書、今日所到來鎌倉也、

去月廿日御消息、今月四日到來、即令奏聞候畢、攝政家餉事、令申給之旨聞食畢、藤氏長者ヲモ退可申定之由雖令申給、依被御辭退、同時被宣下畢、忽被分取家領之條、為前攝政尤以不便、入道關白之時モ、氏長者之外事、不付攝錄歟、當時攝政、皇嘉門院御領等有知行、不可似入道之時事也、於思食事不憚可被仰之由令言上給先畢、仍如此所被仰遣也者、依院宣執啓如件、

五月五日　經房

〔玉海〕文治三年正月十三日乙卯、此日余（○藤原兼實）長者之後、氏寺（○興福寺）參賀也、須去年行此禮也、而依僧正所勞延及今日也、

〔玉海〕文治四年正月廿七日癸亥、此日余（○藤原兼實）氏長者之後、始參詣春日御社、

〔百練抄十二順德〕承久三年七月八日庚寅、權大納言通具卿參入、左大臣（○藤原道家）止攝政、前關白（○藤原兼實）可為攝政氏長者之由、被下詔書、

〔百練抄十三後堀河〕安貞二年十二月廿四日、前攝政（道家）被下關白詔、即為氏長者、

〔後中記〕仁治三年三月廿五日丁未、今日左相府（○二條良實）內覽、幷藤氏長者事、可有宣下云々、可候吉書之由、內々有其告、仍秉燭之間、著束帶參一條殿、先是左府渡御云々、此間以兼教朝臣有被仰合事、內覽幷藤氏長者事、日時宣下、可被遂建仁例歟、長者事無宣下可宜歟之由、大外記師兼令申、然者今夜被下關白詔書之條、如何可計申者、予（○藤原資賴）幷新宰相共讀藏、凡藤氏長者、舊例更無宣下之儀、宇治左府（○藤原賴通）之後、法性寺殿（○藤原忠通）御還補之時、始出來事歟、抑廿九日重日也、關白詔書事、可有其憚歟、今日日次殊吉也、今夜尤可被宣下也、但御拜賀日、先例多被渡長者印、今度何樣可候哉、只今先例

〔春日權現驗記三〕知足院殿、〇藤原忠實長者にておはしける時、永久二年十月のころ、常陸國司鹿島の宮を造營して、御社のありさまを記錄して、國司かよひける殿中の女房のもとへつかはしたりければ、殿下御覽じて、御扇をかの女房に給はせけり、〇中略國司これをみて一首をそへて、鹿島の宮にたてまつりけり、

千とせまでかけてぞまもる氏人のかみべといます君のたまづさ

〔台記〕久壽二年九月廿八日壬申、一昨日、禪閤〇藤原忠實召泰親、占內覽遲々事、占申曰、依神事違例、氏神成祟、〇中略乃今旦奉白妙幣及馬一匹於春日、用吉服、使憲忠、有告文、

維久壽二年歲次乙亥九月乙巳朔廿八日壬申、吉日良辰仁、掛毛恐岐春日大明神乃瑞乃廣前爾、從一位藤原朝臣賴長、恐美恐美毛申給波久止申久、謬以庸昧之陋質天、苟爲氏族之長者利、登台階天、年久具執政柄天日積禮利、是則宗社乃靈貺、累祖乃餘慶能延天所及奈利、

〔台記〕久壽二年十二月十一日甲申、子刻衣冠、吉服詣北野、奉白妙幣、一串權寺主相圓申祝、次菅登宣、讀祭文了、押御殿隔子內、余通夜寶前、讀心經、藤氏長者、不具御前舞人等、密々〇此間恐有脫字神社未聞先例、而依恐誣告、不知例有無、不問日吉凶所參也、

〔吾妻鏡一〕攝政內大臣基通

治承三年十一月十六日、任內大臣、元二位中將爲關白氏長者、

攝政內大臣師家

壽永二年十一月廿一日、任內大臣、元大納言爲攝政幷氏長者、

〔玉海〕壽永三年三月廿三日壬子、光長參送云、廣季只今入來云、賴朝奏條々事於院、〇後白河其中下官〇藤原兼實可爲攝政氏長者之由令申了之由、自廣元之許廣季子男也所示送也云々、卽其正文可經御覽之由、廣季令申云々、

内道隆永祚二　右内イ道兼長德元　右道長同年　内賴通寬仁元

左敎通康平七　左師實承保二　内師通寬治八　太忠實康和元

忠通保安三

或本掌中曆氏長者

大織冠鎌足　淡海公不比等　房前參議不比等男　眞楯房前二男

內麿右大臣　閑院冬嗣内麿一男　忠仁公○忠平　長良

昭宣公○基經　貞信公○忠平　九條殿○師輔　大入道殿○兼家

後入道殿○道長　宇治○賴通　二條○敎通　大殿○師實

後二條○師通　富家○忠實　法性寺○忠通　賴長

基實　基房

〔尊卑分脈五藤原〕大織冠鎌足改中臣姓、始爲藤原朝臣、

―不比等○氏長○

　―武智麿南家祖○氏長者○

　―房前北家祖○氏長○

〔諸家知譜拙記一〕淡海公○氏長者始○諱不比等、又史、

〔公卿補任宇多〕寬平九年

大納言從三位藤時平　六月十九日、任右大將、同日轉左大將、今日爲氏長者、

〔公卿補任醍醐〕延喜九年

權中納言從三位藤忠平　四月九日任大夫、督等如元、同日爲氏長者、

〔殿曆〕天永三年四月十四日、吉田祭延否條、以頭辨被問民部卿俊明、中納言宗忠卿之處、兩人申云、氏社祭、以長者神馬爲宗、又見次第、而穢已發長者○藤原忠實家也、可被延引也者、以此趣奏院○白河延引也、

またまへるやうに思て書せ給へるが如し、されども百練抄に、取二藤原長者印一云々とある取字を以ておもふに、長者は一家の私物なりとして、忠通の關白になりたまへる時、やがて其印をば、忠實のかたへ奪取て、賴長に渡したまへるさまなり、もとより天氣忠通公に關したれば、たとへ忠實いかやうにこしらへ奏したまふとも、宣下あるべきにあらねば、賴長の長者になりたまへるは、宣下にはあらざりけむ事明らかなり、さて此左大臣殺され給ひて、長者の印、忠通公へかへる時に、藤原長者如レ元といふ宣下ありつらむ事、理にかなへれば、愚管抄のかた正しかるべし、准后ふとおぼえたがへて、本文には記し給へるなるべし、

〔百寮訓要抄〕攝政關白は、○中略藤原氏の長者にて、代々昔より家に管領申來也、

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下二外記一宣旨

臨時事

藤氏長者事、舊例仰辨歟

一下二辨官一宣旨常事左辨官宣凶事右辨官宣

臨時事

藤氏長者事

〔西宮記臨時二〕定二藤氏爵一人事

氏一人定レ之

〔江次第抄正月二〕大臣家大饗

藤氏一大臣　藤氏一大臣者、謂二氏長者一也

〔二中歷公卿一〕藤氏長者

左緒嗣承和元年始爲二長者一
中良房同十一
內基經貞觀十五
右良世寛平三

大時平寛平九
中忠平延喜九
左實賴天曆三
右伊尹安和三

右賴忠天延三
內兼通天祿三
左賴忠貞元二
右兼家寛和二

神祇權少祐正六位上大中臣朝臣
大祐正六位上大中臣朝臣作名
權少副正六位上大中臣朝臣
散位從五位下大中臣朝臣公忠
從五位下行神祇少副大中臣朝臣作名
祭主權大副從五位下大中臣朝臣輔親

〔仲資王記〕建久五年六月十二日、裏書云、阿波國忌部久家、還補氏長者下文、依官人致貞申狀今日成之了、件忌部者、大祀之時、職掌荒妙御衣之氏云々、致貞度々爲御使、存子細之由所申也、

〔職原抄下〕藤原氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣賴長公、非攝關爲長者宣下之例、初於此乎、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

氏長者の始は氏上なれば、勅にて補せらる丶事、いはむも更なるを、藤氏これを私物として、攝關なれば、宣旨に及ばず氏長者なりと定しを、中古の人、故實にうとかりしゆゑに、皆ゑかならむと思へりしにや、○註略此抄に賴長公、非攝關爲長者宣下之例、初於此とか丶せたまへるは、准后○源親房さばかりの博識なるを、それすら猶あやまり給へりけむとおもはれたり、愚管抄に、宇治左府の事をいへる件に、頸をつよく射拔れにければ、馬より落にけり、此日やがて藤氏長者は如元さいふ宣下ありて、法性寺殿にかへし附られにけり、上の御さたにてかくなる事の始なりさあるは、此抄さはたがへり、此抄にては、百錬抄に、久安七年(七年六年誤)九月廿六日、入道大相國取藤原長者印、并朱器大盤、渡左大臣、此間喧嘩多端さあり、又入道大相國は忠實公なり、左大臣は賴長公なり、此時法性寺忠通公、關白になり給へるゆゑに、氏長者印もともに彼方にわたるべきを、忠實公より、次郎の左大臣賴長公を長者に補せらるべきよし、公家に請て、宣下給りて、長者に

中臣可多能祜大連公（○中略○氏上○）

右大連、供奉池田宮御宇淳名倉太玉敷天皇（○敏達）之朝廷、

中臣可多能祜大連公生三男、

一門 一男小德冠前事奏官兼祭官中臣御食子大連公（○中略○氏上○）

右大連、供奉小治田（○推古）并岡本（○舒明）二朝廷、

二門 次小德冠前事奏官兼祭官中臣國子大連公（○中略○氏上○）

右大連公、供奉岡本朝廷、

〔除目大成抄 六〕氏擧

齋宮主神中臣正六位上大中臣朝臣惟理 氏擧

寛弘元

大中臣氏

請被特蒙天裁齋宮寮主神司中臣大中臣惟盛辭退替以正六位上

右謹檢古實、件寮主神司職、中臣、忌部、卜部、三ヶ氏之中、以中臣爲長官、以齋部爲判官、以卜部爲主典、供奉神事、式文已明也、仍有其闕之時、各氏長者薦擧其人、隨即被拜任、是已流例也、仍件惟盛擧任之後、從職已經十ヶ年、而今依辭退之狀、本系所僉議、替人惟理、尤當其仁、仍任例擧奏如件、望請天裁、惟盛辭退之替、以惟理被改任、將令供奉神事、謹請處分、

寛弘元年十二月七日

擧生正六位上大中臣朝臣宣範

春宮坊前帶刀正六位上大中臣朝臣輔隆

散位正六位上大中臣朝臣作名

安藝掾正六位上大中臣朝臣宣輔

正六位上縫殿助大中臣朝臣作名

中臣氏長者
忌部氏長者
卜部氏長者

次に淳和奬學兩院別當の宣旨、官務持いづる、其度ごとに、亂箱に砂金一裹づゝ入て賜はる、

〔泰平年表東照宮〕慶長八年二月十二日、伏見城に於て、將軍宣下、征夷大將軍淳和奬學兩院別當源氏長者牛車を許され、隨身兵仗を賜る、當代年錄に、(中略)征夷大將軍は、賴朝以來、武將の任に候へば、室町代々御補任にて、他家より望申事不叶、(中略)信長秀吉天下を取給へども、本朝の掟にまかせ、終に任ぜず、然るに室町公方(足利義昭)浪人の後、御子もなし、家康公大和にて、御扶助御介抱被成候、八ヶ年以前、御果の時分、室町代々の重寶を家康公へ御讓被成、何卒此號、御相續被成下候樣、賴申候よし遺言なされ、御果の後、室町代々の例に任せ、贈官并諡號靈陽院殿と申て、衣笠の下等持寺にて御追善あり、箇樣に何もの御望の號不叶して、自然と内府公に渡し、無左右御補任、目出度御事申計なし、

〔實久卿記〕天保八年九月二日丁丑、今日登城也、○中略左大史以寧宿禰、宣旨持參、入箱候廣廂、左少將義周朝臣、宮原也出向取之、昇上段、覽大樹公、○德川家慶同公披見之、征夷大將軍、兩院別當、源氏長者、兩宣旨、以上四通、○下略

〔言成卿記〕慶應二年十二月四日、明五日、德川中納言慶喜、一橋黄門事也征夷大將軍右大將淳和奬學別當權大納言宣下、昨三日被仰出、去月廿七日御内意云々勅使武傳、飛鳥井中納言、野宮中納言、親王使三卿新源中納言通富、准后使堀川新三位云々、著座公卿日野新大納言、光愛廣橋大納言胤保等有之云々、是風聞云々、不慥云々、於二條城請勅使云々、勅使以下衣冠單、雜色供網代輿先麻上下、箱打物雅俗打交云々、併風聞不慥云々、急卒亂世、可歎々々、如踐薄氷、　五日、今日德川慶喜、征夷大將軍大納言正二位右大將淳和奬學兩院別當宣下云々、消息宣下云々、御使以下、○中略各衣冠單參向云々、於柳營束帶歟、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀○中略

同本系云

黑田大連公生二男

中臣常磐大連公○中略○氏上○

右大連、姓賜中臣連姓、磯城島宮御宇天國押開廣庭天皇○欽明之代、特蒙令譽、恪勤供奉者、○中略

中臣常盤大連公生一男

同〇永正十六年九月廿七日、爲源氏長者、補淳和奬學兩院別當給、

〔公卿補任後柏原〕大永四年甲申

權大納言從二位源義稙　氏長者奬學院幷淳和院別當、四月九日、於阿波國薨、此事無風聞、仍不任替、大永七年四月比、內々奏聞、

〔公卿補任後奈良〕天文五年丙申

權中納言從三位源晴通　十一月廿二日、奬學院別當、

天文廿二年癸丑

權大納言正二位源晴通　淳和奬學院別當、四月八日、俄出家云々、

〔東照宮御實紀五〕慶長八年二月十二日、征夷大將軍の宣下あり、禁中陣儀行はる、上卿は廣橋大納言兼勝卿、奉行職事は烏丸頭左中辨光廣、辨は小河坊城左中辨俊昌なり、陣儀終て、勸修寺宰相光豐卿、勅使として巳一點に伏見城に參向あり、上卿奉行職事はじめ月卿雲客は轅、其他大外記官務はじめ諸官人は轎にのりてまゐる、みな束帶なり、雲客以上は、城中玄關にて轅を下り、其以下は第三門にて轎を下る、この時土御門陰陽頭久修、御身固をつかふまつりて後、紅の御直垂めして、午刻南殿に出給ふ、〇中略副使出納左近將監中原職忠、征夷大將軍の宣旨を亂箱に入て、小庇の方より持出て官務にさづく、官務これを捧てすゝむ、大澤少將基宥、請取て御前に奉る、御拜戴有て、宣旨は御座の右に置、基宥亂箱をもちて奥にいる、永井右近大夫直勝、その箱に砂金二裹入て基宥に授て、基宥これを持出て官務にさづく、官務拜戴して退く、次に源氏長者の宣旨は、押小路大外記師生持參し、基宥受取て御前に奉り、箱は基宥とりて奥に入、直勝砂金一裹を入れ、基宥これを持出て大外記に授け、大外記拜戴して退く、其さま上におなじ、次に官務、氏長者の宣旨持出、次に大外記右大臣の宣旨持出、次に大外記官務、牛車宣旨持出、次に隨身兵仗の宣旨、大外記持出、

〔足利家官位記〕勝定院殿　義持

應永十九年十月廿二日、爲奬學院淳和院等別當、同十三日、爲源氏長者、

〔薩戒記部類二〕應永廿五年正月十六日、有應永廿五御記中、

源氏爵事、前内相府、（足利義持）御出家候後、氏長者事、可爲何樣哉之由沙汰出來、故鹿苑院大相國、（足利義滿）御出家之年、（應永二年）無其沙汰、自後年久我前右大將入道（于時納言通宣）爲氏長者申任之、雖不得其意、只追彼例、於當年者、無沙汰可然歟之由、一位大納言計申、仍院又被仰可然之由云々、

〔公卿補任稱光〕應永卅五年（戊申）

權大納言正二位源淸通　三月十八日、奬學淳和院兩別當宣下、

〔薩戒記別記〕永享四年十二月九日甲午、今日有宣下事、左大臣源朝臣、（足利義敎）爲淳和奬學兩院別當、又爲氏長者、又被聽牛車、

〔公卿補任後花園〕永享十三年（辛酉○嘉吉元年）

權大納言從二位通淳　十二月日、補淳和院別當、

散位

前内大臣正二位源淸通　十一月二日氏長者、十二月廿三日、補奬學院別當、

〔足利家官位記〕慈照院殿　義成（後改義政）

享德二年十二月廿九日、爲源氏長者、同日補奬學院淳和院等別當、（共非陣儀）

〔親長卿記〕文明十五年十二月廿三日、室町殿、（足利義尚）源氏長者、幷奬學淳和等兩院別當宣下也、去十五日、自勸修寺大納言許申送頭辨、今日可宣下云々、上卿大略大納言（永享享德）也、今度無人體、（各未拜賀、或未着陣、）仍下知海住山了、

〔足利家官位記〕惠林院殿　義稙

〔傳宣草下〕源氏長者附淳和奬學別當

元應元年十一月三日　宣旨

太政大臣○源通雄

宜爲源氏長者

藏人頭中宮亮藤原成隆奉

元應元年十一月三日　宣旨

太政大臣

宜爲奬學院別當

藏人頭中宮亮藤原成隆奉

謹獻

口宣二枚

太政大臣可爲源氏長者幷奬學院別當事、

右可令下知給之狀如件

十一月三日　春宮大夫判奉

權右中辨殿

〔海人藻芥〕奬學院淳和院者、源家相續之處、久我相國具通公鹿苑院殿義滿○足利へ、永ク去進セラレ畢、

〔足利家官位記〕鹿苑院殿　義滿

同○應永三年正月十四日、爲源氏長者、同十六日、爲奬學院淳和院等別當、

〔公卿補任後小松〕應永三年丙子

權大納言正三位源通宣　九月日淳和院別當

旨云々、

奬學院別當　源氏公卿爲第一之人稱之、爲納言之時、多兼奬學淳和兩院、任大臣日、以淳和院與奪次人、於奬學院者猶帶之、是流例也、但兩院別當事、中院右大臣〇源雅定之時、永可付彼家由、有鳥羽院勅定云々、然者他流人、縱雖爲公卿之上首、不可及競望事歟云々、

淳和院別當見上

〔標註職原抄下〕中院右大臣は雅定公也、村上帝の皇子具平親王の子孫也、親王の子源師房以來、この流繁昌して華族の號を失はず、これに依て長者も西宮記の如きは、弘仁御後に屬たる人のみの定なれど、氏族の盛衰につきて、その例のまゝに行はれず、つひに崇德帝の保延六年十二月に、此公始て兩院別當になり玉へり、これ帝の叡慮より出たる事にあらずといへども、鳥羽上皇の寵臣たるに依て、上皇の勅定にて、永く所補たるよし、久我家の系譜に見ゆ、兩院別當が卽長者也、因にいふ中院家、後世久我と稱す、

〔百寮訓要抄〕奬學院　是も源氏の人の管領也

別當　源氏の大臣大納言、これに補す、

淳和院　同上

別當　源氏第一の人是に補す、源氏の長者と云、

〔貞丈雜記官位四〕一淳和院奬學院の別當の事、此二ッの院は、源氏の學文所の名也、源氏の長者たる人、其學文所の支配するを別當と云、將軍家は源氏の長者たるによりて、淳和奬學兩院の別當になり給ふ也、

〔公卿補任後醍醐〕文保三年〇元應元年

太政大臣從一位源通雄　十月十八日任、十一月三日爲奬學院別當、幷源氏長者、

也、此御申文可レ被レ進歟、近年神祇伯、被レ出二件申文一之條、只近年也、親王無二御座一之時、尤此分也、幸可レ被レ進二御申文一之條、叶二本儀一歟、此事内々、昨日申二談執權按察殿一了、又局務淸少納言等所二談合一也、所詮可レ被レ任二御意一歟之由、親王御方申入了、○中略晩參二按察殿一、有二御對面一、自二李部親王一被レ申、王氏爵御申文事、近年神祇伯資益王被レ出レ之、是無二親王御座一之時儀也、第一親王可レ被レ出事本儀也、但任二近例一可レ被レ略歟、就レ與二行可一レ被レ獻歟、可レ被二計申一之由仰レ之、都護卿被レ仰云、此事近代之伯獻レ之者略儀也、復二舊規一可レ有二御申一之條、道之再興目出之由可レ申云々、御體可レ爲二何樣一哉被レ仰之間、予兼草案一通懷レ之、取出奉レ見了、名字益久王之書樣、如レ此之由申レ之、近代不レ加レ封、只重二裹紙一卷レ之由申之、十二日丁亥、王氏御申文、予令二淸書一、内々以二折紙一付二女中一、令レ申二御署一了、卽有二御署一被二返下一了、兩通今夜付二進局務一了、王氏、

無位益久王寛和御後

右朔旦冬至爵所レ請如レ件

寶德元年十二月十二日　　二品行式部卿貞常親王

〔貞丈雜記官位四〕一源氏長者と云は、源氏の內にて官位高き人を源氏長者と云、源氏のみに限らず、藤原にも橘にも平にも、官位高き人を何氏の長者と云也、是も天子より御免ある也、

〔西宮記臨時二〕定二源氏爵一人事

不レ給二親王一、源氏王卿中、以二觸二弘仁御後一之人一給二宣旨一、重明親王、參議等○人名源氏例也、

〔玉勝間十一〕源氏長者

西宮記に、定二源氏爵一事、王卿中、以下觸二弘仁御後一人上爲二長者一、重明親王參議等是也、彼時有二上臈源氏公卿一と見えたり、等卿はもとより弘仁の御後なるを、重明親王は延喜○醍醐の御子におはすれども、御母ぞ融大臣の御孫、昇大納言の御女におはしければ、これ弘仁の御後に觸たるなり、

〔職原抄下〕源氏長者　爲二奬學院別當一之人、卽爲二長者一、而近例爲二前大臣一有、爲二長者一之人、○源定實仍被レ下二宣

〔西宮記臨時二〕定王氏爵人事

第一親王、依宣旨定申孫王爵、以自解申、

〔小右記〕長元四年三月一日戊申、傳關白〇藤原頼通御消息云、式部親王〇敦平依王氏爵事前日有被問之事、已可被尋問口入之人歟、將可被留王氏爵之是定歟、今年可有朔日敍位、以他親王可令是定歟、〇下略

〔年山紀聞二〕王氏の是定

今按、橘氏是定をのみ沙汰して、王氏にも是定の人ある事を世の人志らず、

〔倭訓栞前編十三〕せぢやう　是定のよみ也、〇中略小右記に、王氏是定とみゆ、職原抄に、凡稱氏長者、王氏源氏藤氏橘氏有此號、王氏者往古之例、親王爲其長とみゆ、されば、是定は氏の長者たるをいふにや、

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事

橘氏是定事〇中略

氏々爵是定事源氏、橘氏、王氏、

一外記總臨時御諸司事等、外記所奉也、

臨時事

是定氏々爵事

〇按ズルニ、是定ノ事ハ、下文橘氏是定ノ條ニ詳ナリ、

〔康富記〕寶德元年十二月十一日丙戌、王氏御申文事、第一親王爲是定可被申請也、當時親王御一所

らぬ勢ひなれば、天智天皇の御代に、諸氏の內にて、宗長たる者を氏上として、其一族を掌らしむること出來にけり、○中略註天智紀三年春二月己卯丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠位階名、及氏上民部家部等事云々、○中略とある其證なり、この後引續き、その御さたどもありしと、おもはれて、○中略天武の御代までも、なほ氏上の事、かくの如く次々にさたありけり、○中略註さるは氏族の事は、いみじく重きゆゑありて、允恭天皇の御代に、探湯(クガダチ)をさへ行はせたまへる如く、紛亂やすき事どもおほかれば、氏上なくては、族中の庶事治めがたきに依てなりけり、

大小氏上

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、宣○中略氏上民部家部等事、○中略其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、

〔日本書紀天武二十九〕十一年十二月壬戌詔曰、諸氏人等、各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、並申送於宮司、

〔姓序考〕氏上

持統朝廷八年春正月乙酉朔丙戌、布施朝臣御主人云々、大伴宿禰御行云々、並爲氏上とあるは、大氏の氏上なり、天武朝廷五年六月、物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年、從車駕入東國、以有大功、降恩贈內大紫位、因賜氏上とあるは、小氏の氏上なり、物部連雄君は、自是以前の紀には、舍人朴井連雄君とみえしにて、こは物部朴井連(後に物部榎井連と云に同氏なり)なれば、物部の別家なり、

王氏長者王氏是定

〔職原抄下〕凡稱氏長者、王氏源氏藤氏橘氏有此號、王氏者、往古之例、親王爲其長、近代爲王氏之者、第一稱之、

〔標註職原抄下〕王氏者云々、西宮記に、定王氏爵事、一親王依宣旨定之とあり、これ往古の例也、玉葉治承四年(○四年恐二年誤)正月の件に、王氏爵事、往昔第一親王擧之、中古以來諸王之中、爲長者之者擧之、年來神祇伯顯廣王所擧也、これ此抄に近代といへるに當る、

初見

ゆゑに、姓戸を重くせり、されば大臣は臣姓の中の長者、大連は連姓の中の長者といはんが如し、やう〳〵後に至ても、なほ此制みだれず、同宗の中、第一の人を宣旨にて氏上と定め、一氏中の事を行はしめ玉ひしかば氏上たる人、氏人を率て朝廷に奉仕したりき、これに仍て氏上は誠に氏中のいとおもき者なりき、然るに選官の制いよ〳〵盛になり、恪勤の勞、臨時の功によりては、宗中の長者をこえて拔擢せらるゝ者もありなどして、いつとなく氏長の勢むかしにかはれり、されども藤原橘の如きには、なほ長者の稱のこりしからに、此抄にかく殊に載られたる也、まことは長者といふこと、藤原橘にかぎるにはあらず、いづれの氏にもありし也、

〔日本書紀二十七天智〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣増換冠位階名、及氏上、民部家部等事、

〔續日本紀二文武〕大寶二年九月乙丑、〇乙丑當作己丑、詔甲子年、〇天智三年定氏上時、不所〇不所恐所不誤載氏、令被賜姓者、自伊美吉以上、並悉令申、

〔姓序考〕氏上

天武朝廷十年十一年に、諸氏の氏上を定め給へれど、なほ是より以前にも、氏上を定め給へることのありしにや、文武紀第二に、大寶二年九月乙丑詔に、甲子年、定氏上時不所載氏、令被賜姓者、自伊美吉以上、並悉令申とみえし甲子年は、天智朝廷三年なるべけれど、書紀にこのこと見えざれば、脱せしにやあらん、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

推古孝德の御代の比より、冠位官職の事ども、やう〳〵盛になり、臣連二造の職を代々にせし道廢れて後、姓カバネはたゞ徒らに氏に屬たるもののみなりはて　終に天武天皇の御代に至り、あまたの姓どもを混じて、たゞ八色に定給へり、〇中略かく姓によりて仕奉る義の廢たるまゝに、姓はいたづらなるものになれゝども、おのづからまた一氏一氏を統るものはなくてえあ

けぢめならめ、〇中略さてこの氏上といふものぞ、後の氏長者なりける、〇中略註如此氏上の定れるから、各氏のすぢみだるゝことなく、氏人のことゞゝ、小氏大氏に附貫せれば、大氏の氏上に詔あれば、氏人どもみなうけ給はり傳へて、其事をなすなべに、ことゝほりやすくみだるゝことなし、故太古はなすこと少くて、よくことのとゝのひし也、さはいへど氏上、又氏人の成稜、つぎゝゝに強大なりて、大命にたがひぬることゞもの出來しかば、部曲氏人を除れし、部曲氏人を除れても、猶氏上のことは後世までも傳はれり、されど其本源のを〇のを間恐有誤脱うしなひしかば、氏上の人の氏人を統領せることもうせしなるべし、さて氏上は職位あるものゝうけもたるものにもあらず、かならず其系統を尊みぬるにや、文武紀第一に、戊戌年九月戊午朔、以无冠麻積豐足爲氏上、无冠大贄爲助、進廣肆服部連左射爲氏上、无冠功子爲助とあるにて知るべし、〇中略註故氏上は、太古治道の基にて、是にあらざれば、治道の趣知り難し、凡て姓は尊卑の階級を定る者にせられ、氏は其人人の系統を糺し、皇神蕃皇別、神別、諸蕃、の三種を正しく定められし者は、たゞ其職業をむねとせさすべくて、氏上を置るゝ者也、其由は雄略朝廷元年八月、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造とあるは、秦人の戸數をかぞへ云もの也、又十五年秦氏分散、臣連等、各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦酒公以爲憂而仕天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏、賜於酒公、仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、〇中略とあるものは、秦氏の人々は、絲綿絹を織成て貢進れるの職なり、故機具の總號を波多と云は、秦氏より出でし號なるべし、如此氏々には其職業ありしこと、太古の法則なりしを知るべし、

〔標註職原抄〕下長者とは、氏中にて官位譜第一の人をいふ、天智紀三年の件に氏上あり、その他續紀、中臣系圖等に見えたる氏上、共に後の氏長者の事也、長者の稱の所見は、後紀延曆十八年十二月の件に、宗中長者とあり、これ始なるべし、太古は職を家に傳へて、官を朝に受るの制なかりし

の氏人はいと多かりしを思へ、是になずらへて小氏にも十、二十の人はありしなるべし、其下にまた部曲の人あり、是には姓はなく、たゞ阿倍某といへるのみなり、其趣をいはんに、部曲の阿倍長田某と云人々を、みな阿倍長田朝臣某と云人、氏上なれば管領り、大氏の阿倍朝臣某と云人、大氏の氏上なるには、阿倍某といへる部曲の人々、其外小氏阿倍長田のごとき氏上よりして、各部までをも統領ることなり、少故の事は、小氏の氏上、大氏の氏上とはかりて、ことをたゞしをさめ、大故のことにあらざれば、朝廷にまをすことなし、さるから上古は朝廷は閑寂なりし、各國も諸氏の人々領り、天皇の御料地の御田をも作り、今諸國に、御田三田など云號のあるは、みな御料地なり、男は弓弭、女は手末の貢を進れり、然るに天武朝廷四年二月己丑、詔曰、甲子年、諸氏被給部曲者、自今以後除之などみえて、つぎつぎに諸氏の部曲を除て公民とせられしから、朝廷はいとこと多くなりゆかせ給へる、さて大氏小氏のことは、天智朝廷三年春二月己卯朔丁亥、天皇命皇大弟、宣増換冠位階名、及氏上民部家部等事云々、其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、○中略こゝに大氏小氏のけぢめ正しくみえたり、又持統朝廷四年四月丁未朔庚申の詔に、以其善最功能、氏姓大小、量授冠位とあるは、氏の大小を云れし也、氏上はことに重きものにせられしことは、天武朝廷八年春正月壬午朔戊子、詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣、及百寮者、除兄姉以上親、及己氏長以外莫拜焉、又文武紀第一に、丁酉年閏十二月庚申、禁正月往來、行拜賀之禮、依浄御原朝廷○天武制決罰之、但聽拜祖兄及氏上者、とみえしにて、天武紀に氏長といへるは、氏上とひとつなることを知れ、如此重きものにせられたれど、混亂たることもありしにや、天武朝廷十年九月丁酉朔甲辰、詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上、而申送于理官、十一年十二月庚申朔壬戌、詔曰、諸氏人等、各定可氏上者、而申送、亦其眷族多在者、則分定氏上、並申送於官司、然後斟酌其形而處分之、因承官判、唯因少故、而非己族者、輙莫附とみえたれば、こゝに正しく改糺給へるならん、眷族多在者、則分定氏上とあるは、阿倍氏物部氏の如く、分家の多き氏々にて、これぞ大氏小氏の

は、氏上の人の居處を云しならめ、富者の如く云も、氏上の人なれば也、

〔令義解 繼嗣四〕凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、〇中略其氏宗者聽勅、

〔令義解 喪葬九〕凡、〇中略別祖氏宗、(中略)氏宗者、氏中之宗長、即繼嗣令聽勅定是也、並得營墓、

〔令集解 喪葬四十〕釋云、別祖、謂別氏如祖耳、氏宗、依繼嗣令聽勅定耳、跡云、別祖、謂假土師給秋篠姓之類、古記云、別祖、謂本同族、今別姓也、假令藤原內大臣、橘右大臣之類、始別一身也、子孫不合、一云、雖不作別姓、更加姓字、亦同、假令高岡連、椎野連、葛井連、大縣史、依網朝臣、大養德宿禰等之類是、一云、雜戶、陵戶、官戶、家人、奴婢、訴良得免、亦合聽爲後表故也、氏上、謂氏別氏上也、或云、別祖、給別姓也、假改物部、爲石上之類也、在釋背

〔姓序考〕氏上

氏上は、姓にかゝばれることならねど、是をいはざれば、このきこえがたきことゞものあれば、さし置がたくして其由を云り、氏上は、宇遲乃加美と訓べし、氏とは源平藤原秦などのたぐひのものを云り、其氏に大氏小氏のけぢめあり、そを云は、阿倍氏孝元天皇皇子大彥命之後は大氏なり、是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿部陸奧、阿倍安積、阿部信夫、安部柴田、安部會津、安倍猿島、阿倍久努、阿倍小殿、和爾部等はみな小氏なり、〇中略小氏は大氏にしたがへるもの也、されど小氏にも氏上はあなり、大氏衰へぬれば、小氏のさるべき人を以て大氏を繼ことあり、大同元年春正月壬午、左京人正七位上阿部小殿朝臣眞直、從五位下阿倍小殿朝臣眞出等、賜姓阿倍朝臣とみえしは、阿倍小殿氏より大氏の阿倍になれる也、又弘仁三年二月辛亥、左京人阿倍長田朝臣節麻呂、從七位上阿倍長田朝臣高繼等八人、賜姓阿倍朝臣とあるも同例なり、俗言に云は、大氏は本家、小氏は分家なり、阿倍の大氏は、大同のころは衰へたれど、氏人に、家守、東人、小笠、象主、弟當、宅麻呂、犬養、眞勝、益成、鷹野、兄雄等是には父子兄弟もあるべけれど十餘人あるに、眞直高繼等の十人を加へられしにて、外の

〔倭訓栞前編四字〕うぢのをさ　天智紀に、氏上をこのかみとよみ、天武紀に氏長と見ゆ、今の氏長者なり、宇文周の時の宗長に近し、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、○中略若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、

〔古史徴一夏〕宗中長者とは、所謂氏の長者にて、此を古くは氏上といへりき、後世に源氏長者、平氏長者など云は、卽これなり、

〔類聚國史四十後宮〕大同元年十月壬申、勅凡貢氏女、事明令條、皆限卅已下十三已上、今須氏之長者、擇氏中端正女貢之、

〔春日權現驗記三〕知足院殿○藤原忠實長者にておはしける時、○中略永久二年十月のころ、常陸國司、鹿島の宮を造營して、○中略一首をそへて鹿島の宮に奉りけり、

千とせまでかけてぞまもる氏人のかみべといます君のたまづさ

〔標註職原抄別記下〕氏長者

加美部は、兄部をふるくコノカウベと訓る、カウベに同じ、さるは兄部は、子の上部の義なるを、子乃の二言を略きて、カウベとのみいふは、卽この歌なるカミベにて、ウはミの音便なり、但その兄部は、市里にての長者なれど、賤民ゆゑに氏なければ、氏乃加宇倍といはずして、子乃加宇倍といへるのみ、すべて人を子といふ例は、萬葉の歌に見えて、いとふるし、これを以て氏のかうべの長者たるを辨ふべし、

〔姓序考〕氏上

氏長者は、氏長の者と云義なるを、漢土に長者といふもの、をるなべに、そにまがへて、長者とつゞけいふことになれるは、上古にうときこと、いふべし、今も諸國に、長者屋敷跡とてある

ルモノ僅ニ十ノ一二ニ過ギズ、名家右族ノ中ニハ、或ハ其名ヲ有スルモノアリト雖モ、而モ甚ダ顯ハレズ、是ヲ以テ其氏爵ノ如キ、王氏ハ第一親王ニ依リ、橘氏ハ藤原氏ニ賴リ、總ニ薦擧ニ預ルコトヲ得ルノミ、而シテ之ヲ薦擧スルモノヲ氏ノ是定ト稱ス、是定トハ、氏人ノ敍爵ヲ定ムルモノヽ稱ナルガ如シ、然レドモ二氏ノ外、所見ナキヲ以テ、未ダ其義ヲ詳ニスルヲ得ズ、鎌倉幕府ノ頃、諸氏猶ホ氏長者ト稱スルモノアリシガ、足利氏ノ時ニ及ビテハ、殆ンド其跡ヲ絕チ、只僅ニ藤原氏ノ攝關タルモノト、源氏ノ征夷將軍タルモノトノミ之ヲ稱セシガ、德川氏ヲ經テ、明治ノ維新ニ際シ、二職ノ停廢ト共ニ、永ク其名ヲ絕ツニ至レリ、

名稱

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠位階名、及氏上(コノカミ)民部家部等事、

〔日本書紀通證天智三十二〕氏上(コノカミ)族長也、天武紀作氏長、至文武天皇有助、後世呼藤原長者、源氏長者、卽此、

〔姓氏解下〕日本姓尸

氏上ハ族長ナリ、宇文周ノ時、ソノ代北ノ九十九姓ニ宗長アリ、氏上ハコレニ似タリ、〇中略後世ノ氏長者ハ、コノ遺制ナルベシ、

〔古今要覽稿姓氏六〕氏上といふことみゆ、日本紀に氏長と見え、姓氏錄に戶主〇戶主、尸主誤とえるさへれたるは、氏々の中にて上たる人といふことなるべし、誰々を氏上とす、氏上を定むなどいふにて推はかららる、これ後世長者といふに同じ意なるべし、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年九月乙未、以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長、

〔類聚名物考姓氏九〕氏長　うぢのかみ　氏長者　氏上　戶主　かばねぬし

氏の長は、その一姓にての中に、一の族をいふなり、左傳に楚の望族などいふの類ひなり、日本紀に氏長と書、續紀に氏上と書るを思へば、その意たがはず、又戶主をかばねぬしと訓り、是もその意にて、姓氏錄に見ゆ、後世は氏の長者といへり、

古事類苑

姓名部六

氏上

氏上ハ、一ニ氏長ト云ヒ、又氏宗ト稱ス、後ニ謂ユル氏長者ニシテ、之ヲウヂノカミト云ヒ、ウヂノヲサト云ヒ、舊クハ又ウヂノコノカミトモ云ヘリ、卽チ氏中ノ宗長ニシテ、常ニ其同族ヲ率ヰテ朝家ニ奉仕シ、專ラ祖神ノ祭祀、氏人ノ敍爵等ヲ掌ル、

天智天皇ノ朝、宣シテ氏上等ノ事ヲ定メ、其大氏ノ氏上ニハ大刀ヲ賜ヒ、小氏ノ氏上ニハ、小刀ヲ賜ヒ、伴造等ノ氏上ニハ楯弓矢ヲ賜ハシム、事ハ載セテ日本書紀ニ在リ、是レ氏上ノ國史ニ見エタル始メナリ、然レドモ中臣系圖ニ載スル所ノ延喜本系帳ニハ、欽明天皇ノ時、既ニ常盤大連ヲ以テ氏上ト稱セシコトアレバ、其由テ來ル所モ亦甚ダ遠キヲ知ルベシ、天武天皇ノ朝、勅シテ天下ノ萬姓ヲ改メ、分チテ八等ト爲シ、各賜フニ大小刀ヲ以テシ、以テ大小氏上ノ別ヲ明ニシ、又百寮ニ詔シテ、正月ノ節、特ニ氏上ヲ拜スルコトヲ得シム、氏上ヲ待遇スルノ法、始メテ是ニ見ユ、

大寶ノ制、凡ソ氏宗ノ繼嗣ハ必ズ勅ヲ待テ後定メシメシガ、特ニ藤原氏、世々政權ヲ握ルニ及ビテハ、攝關タルモノ、常ニ宣旨ヲ待タズシテ氏長者ト稱シ、私ニ氏印ヲ授受セシカバ、遂ニ近衞天皇ノ朝ニ至リ、藤原忠實、其子忠通ノ氏長者ヲ奪ヒテ、之ヲ其次子賴長ニ與ヘ、以テ天下ノ大亂ヲ釀セリ、此時ニ當リテ、古ニ謂ユル諸氏ノ長者ナルモノ漸ク衰替シテ、其存ス

古事類苑

姓名部六

氏上

子爲源氏、近改爲藤氏、是誰子分候哉、俊通父祖無知人、出自二條殿御流分、新作系圖、申九條殿〈政基公〉令書與給云々、以外歟次第也、非譜第、無才無藝、無威無好、依何事可列雲客哉、父俊通〈九條殿諸大夫〉始被叙三位、賓直始而被補六位藏人、過分之至極也、朝家零落、歟而有餘者乎、

〔中右記〕寛治五年十一月十二日、春日祭也、使左少將藤忠教依爲新大納言〈○忠家〉之養子、自花山院被出立、次第大略存先規歟、但隱座瓶子右少將顯實朝臣〈○從四位上〉取之、萬人爲奇怪、是五位之所役也、近代無此事、但日記之家若是有先例歟、然而近代頗無由事也、人以有不得心氣、

〔續世繼〈三 二葉の松〉〕當代〈○高倉〉は、一院〈○後白河〉の御子、御母は皇后宮滋子ときこえさせ給、贈左大臣平時信のおとゞの御女なり、〈○中略〉いままた平の氏の國母、かく榮えさせ給ふうへに、同じ氏の上達部、殿上人、近衞づかさなど多くきこえ給、此氏の然るべく榮え給ふ時のいたれるなるべし、たひらの氏のはじめは、一つにおはしましけれど、にきの家と、世のかためにおはする筋とは、久しくかはりてかた〲聞え給を、いづ方もおなじ御世に、みかど后おなじ氏に榮えさせ給める、

となし、人によりて、昇殿をゆるされしこと、粟田左大臣在衡公、中納言にて始て昇殿をゆるされしこと禁秘御抄に見えたり、古は堂上地下といひしは、今の奥近習なり、端の堂上の如し、たとへば中納言にても、昇殿をゆるされざりし間は、猶地下なり、今の制は、堂上地下と家柄さだまりて、堂上は御元服の節、代々昇殿をゆるされ、地下は一切昇殿することなし、又堂上は、禁裏仙洞をはじめ御車寄より昇降せられ、其餘は諸大夫間より昇降するなり、

地下の事

今の制は、堂上の外、兩局諸大夫諸國宮司社家、上階して公卿補任に載せらるといへども、皆地下なり、

〔宣胤卿記〕永正四年正月四日、内藏頭言綱（吉田）兼滿等來、前内府（○藤原實隆）折紙到來、

改年吉兆、逐日重疊、毎事令任賢慮候條珍重候、早以面賀可申述候、抑資直敍爵還昇事、可被下知之由候、文章可爲如例候哉、可載如舊之由事候歟、大底土代任預候者爲悦候、舊草不引勘之間、不審之事候、期面賀候也、

判

中御門殿

如仰嘉祥――――抑資直敍爵還昇事、御下知文章、可爲如常候歟、於藏人者、昇殿事不及沙汰候間、不可被載如舊之由候哉、只藤原資直、所被聽昇殿也、可被下知之狀如件、此分候哉、猶期參賀候、

宣胤

抑資直（元六位藏人極﨟）昇殿事、自敍爵以前、所及御沙汰也、可爲堂上列之由、去々年、殿下（○藤原尚經）被執申之處、殿上人等一同憤申、去年捧訴狀（殿上人連署）然勅答不可爲堂上列、如久我諸大夫、聽昇殿可爲地下分之由被仰云々、本人者、猶成鷹揚之思歟、今度御沙汰又如何、資直父、始爲源康俊（一條殿諸大夫久任父）

堂上地下

一藤野宮　一藤大宮　一清伏原　一藤押小路　一藤裏松
一藤勘解由小路　一源梅溪　一藤池尻　一藤武者小路　一藤桂
一源田向　一藤山本　一藤交野　一藤薗池　一藤芝山
一平長谷　一藤町尻　一菅若江　一源龜谷　一源葛岡
一源愛宕　一藤町口　一藤滋岡　一藤風早　一源東久世
一源小澤　一源佐々木　一藤中川　一藤細野　已上二十九家

〔光臺一覽　三〕諸家之中、平。と。申。衆。中。は、花園、園家橋本、三條家園池、同外山、日野家星岡、同池尻、勸修寺家芝山、同穗波、同岡崎、同堤、同今城、園家石山、同六角、同高野、同岩野、同七條、四條町尻、同櫻井、同壬生、園家中園、同高岡、同藤谷、四條家梅園、園家樋口、同堀川、四條裏辻、三條家岩倉、源家愛宕、源家小倉、四條久世、源家梅溪、源家植松、源家五辻、源家竹内、同大宮、三條家大原、四條錦織、源澤、同藪、同東久世、四條家武者小路、三條家梅小路、勸修寺家西大路、□水無瀬、園山野井、四條家冷泉上、四條家冷泉下、同富小路、同綾小路、源藤井、四條家八條、同四條庶子、家高橋、武者小路庶子藤原源家の庶流、家筋に依て役も無之故、平。と。申。なり、此五十軒の昇進は、つよきは從五位下侍從より中少將を申、散三位にて宰相の缺を待、大中納言にも任じ、正二位申家も有、これは此中の第一なり、次は右のごとく任じて、中納言極老に正二位に叙し、病重之砌、中納言を辭し、大納言に任じ、病氣急とて翌日辭退して、前大納言となり、明後日逝去の披露あり、是此中の第二の格なり、第三は、中納言至極に正二位申て果る家、第四、宰相にて極に從二位申なり、又第二の格の大納言の通りに中納言を申格なり、是等皆堂上にて通言に、三日之大納言、三日之中納言等といへり、其餘は三位つまりなり、

〔山田落穗〕昇殿幷地下堂上の事
昇殿は清涼殿の殿上をゆるさるゝをいふ、古は今の堂上のごとく、代々家つきにて昇殿するこ

半家　新家　平家

一藤 廣橋正三位參議　一藤 富小路從二位左衛門督　一源 竹内正三位非參議　一清 舟橋正三位少納言
一安倍 土御門從二位左兵衛督　已上十家

右名家羽林ノ外也、此中ニモ名家ニ同准ノ家モアリ、大中納言ヲ先途トシ、或ハ散二位三位ヲ先途トスル家モアリ、然ドモ中少將辨官ヲ經歷セザル輩ハ、暫名家羽林外ニ記侍也、家業モコヽヲ以テ分別スベシ、

〔多々良問答四〕一三家、はん家、名家、諸大夫家、銘々被仰出度候、(職原抄ノ奥ニ、大底被載候歟、家ノ勝劣、卒爾ニ難申述候、)

〔職原圖解〕半家、

高倉〇藤原註略　富小路二條家　五辻宇多源　竹内〇清和源註略　高辻菅原　東坊城同　五條同　唐橋〇同註略　舟橋〇清原註略　土御門〇安倍註略　吉田〇卜部註略　藤波〇大中臣註略　西洞院〇平註略

〔故實拾要十一〕新家、

藤葉川、同町尻、同押小路、同石山、源植松、〇中略源五辻、平石井、藤豐岡、同三室戸、同外山、同高野、同交野、

〔職原抄支流〕新家、

一藤 松殿　一藤 藪内　一藤 堀川　一藤 樋口　一平 平松　一平 冷泉下
一藤 日野西　一藤 藤谷　一藤 櫛笥　一藤 東園　一源 久世　一藤 華園
一藤 裏辻　一源 岩倉　一藤 七條　一藤 梅園　一源 千種　一源 鹽小路
一安 倉橋　已上十九家

右新家也、當代各本家ヨリ別レテ家ヲ立ル輩ヲ新家ト號スル也、私曰、新家ハ代々ニ出來侍ル也、此外新家、又左ニ記之、此新家内ニテ、松殿ハ清華也、斷絕ス、〇中略

新家

は、諸大夫は、座をよしあるきむだちにはゆづりて、下にこそ。ゐ候しか、諸大夫の上居このみはじめ候事も、顯季の三位のゑ出したる事にこそ候めれ、

〔職原抄通考 十六〕隆房大納言、（父權大納言隆季卿、是顯季曾孫、而小松內大臣重盛室兄也、又隆房卿者、重盛之妹聟也、旁以振威勢、既昇進如公達之家乎、又山科家者、隆季卿弟實敎卿祖也、然自四條流相分、鷲尾、西大路、櫛笥、又別流出油小路、園池等云々、）初任近衛將、（永萬二年六月任少將、蓋系圖所見、自是以前、父隆季卿弟宗門成親以下任近衛將、蓋此流依斷絕、此書以隆房卿爲初例歟、）

〔光臺一覽 三〕名。家。十。六。軒。と申は、勸修寺、萬里小路、甘露寺、小川坊城、淸閑寺、葉室、（以上勸修寺家）日野、烏丸、中御門、（勸修寺家）廣橋、竹屋、勘ヶ由小路、柳原、三室戶、日野西、裏松、（以上日野家）此十六軒なり、右之本家は日野勸修寺也、眞夏冬嗣の御流也、此中に、竹屋、中御門、三室戶、勘ヶ由小路、日野西、裏松は家弱し、餘は各本家並として等同なり、頭之辨を兼て大納言に任じ、極老從一位に叙する也、

〔故實拾要 十一〕名家日野流

藤日野、（先祖勝光公、從一位左大臣、贈左府二代有之、）同廣橋、（從一位內大臣二代、准大臣四代有之、）同烏丸、（從一位准大臣三代有之、○中略）藤柳原、（從一位四代、贈准大臣一代有之、○中略）

名家勸修寺流

藤勸修寺、（內大臣一代、准大臣二代有之、）同淸閑寺、（內大臣二代有之、）同萬里小路、（內大臣四代、准大臣二代有之、）同甘露寺、（從一位三代有之、）同葉室、（從一位一代有之、）同中御門、（從一位三代有之、）同小河坊城、（從一位二代有之、）

名家兩家庶流

藤竹屋、同日野西、（此家任侍從、）同裏松、同勘解由小路、（○中略）藤芝山、同梅小路、同池尻、同穗波、（○中略）藤高倉、（准名家、裝束之家也、○中略）平西洞院、同平松、（○中略）藤富小路、平長谷、（○中略）源竹內、（新羅義光後胤）

〔職原抄支流〕羽林名家之外幷ニ家業極位極官

一藤 高倉（大納言 正二位）　一菅 高辻（大納言 正二位）　一菅 五條（大納言 正二位）　一源 五辻（左馬頭 正三位）

〔官職秘抄上〕少納言、可然公達、若名家諸大夫、堪公務之輩任之、

〔職原抄下〕諸大夫者、六條修理大夫顯季餘流、此號四條、隆房大納言、初任近衛將以來、昇進多如公達之家、又稱名家者、大藏卿爲房餘胤兩流、號勸修寺、葉室、參議有國子孫、又有兩流、號大福寺、日野、（但此流儒門也）中納言親宗子孫平氏等是也、經歷侍中辨官、昇大中納言、多執院中權、故振威勢、頻有鷹揚之思歟、然而累代爲執柄家家司職事、不遁名家之號、此外南家式家菅江之儒、或昇進、或沈淪、而登用之時、準名家被召任流例也、又源平兩家武士中、源氏者、賴義義家後胤、平家者、正盛忠盛等餘流、（於今者斷絶）自古諸大夫一列也、憖又候執柄及諸大臣家輩、六位時補侍中、五位已後、參院上北面、剩聽院內昇殿、家々、不可勝計、加之官外記、醫陰、伊勢齋主（○齋主恐祭主誤）等、諸大夫一列也、且正本系、且隨行狀、有其沙汰事也、

〔職原抄通考十六〕和名抄曰、四位五位、爲大夫位階云々、以是按之、諸大夫者、以四位五位爲先途之類、依多其品、總謂諸大夫歟、（○中略）名家者、儒門之號也、（○中略）然於此以非儒門、勸修寺、葉室家稱名家、及於上卷准大臣篇、以定房公爲名家者、各後附會、而所不辨名家諸大夫之差也、既源准后以光賴卿（大納言篇）顯賴卿（別當使篇）爲諸大夫、且刑部少輔篇、曰名家五位、及諸大夫五位任之、可見令相分而書之者、凡諸大夫者、補攝家家司職事之輩後胤也、勸修寺、葉室、四條、平氏等流之類也、大福寺日野家、正名家必矣、菅江儒亦同、不敢及昇進沈淪之沙汰也、然登用之時、准名家被召任流例也者、是何意謂乎、妄說甚者、可得知焉、

〔大槐秘抄〕よき諸大夫と、あやしのきむだちとは、はるかに絶席したる者にてなん候ける、然るを白河院のおほむ世に、御めのとに顯季卿が子孫をひきあげさせおはしましゝあひだに、なまきんだちは申にも及ばず、つみゆりたる人どもゝ、くびかきつめられて候し故に、いづれもいづれも、たゞ同じ事のいま少しなりよきにて、へしふせられて候なり、然ればひとつにかゝるべき事とはしろしめすまじとおぼゆる事にてなむ候、見し代まで、五節などの殿上の座に

右大概前ノ羽林家ニ同ジ、但新家也、仍昇進不定也、

〔海人藻芥〕名家者、日野、勸修寺、平家也、

〔職原秘抄〕名家ト云ハ、昔ハ武家ノ輿力ノヤウナル者ニテ、內舍人ナドノ內ヨリモ、文學カ歌學カ、何ニテモ一藝ニ勝ルヽ名ニヨリテ、家ヲ立テ直參ニナル、其家ヲ名家ト云、其次ガ諸大夫家也、諸家ハ源平藤橘菅江淸ナレドモ、今ハ江家ト橘氏トハ絕テナシ、

〔公武大體略記〕一名家

諸家の中に、先祖より近衞司を經て、少將中將より昇進し、武官を兼、劒笏を帶するをば羽林次將といひて、敍爵の始に侍從に任ず、又文筆を面として儒道を學び、辨官を經て萬事を奉行するを名家と稱して、敍爵の始に、五位に敍して大夫と號す、

〔倭訓栞前編三十一〕めいか　公家にいふは、左右の辨官藏人を經歷して、次第に昇進の家々也、名は功の意、有職才名をもて登庸あるをもて呼り、

〔三代實錄十七貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、〇中略善繩、性周愼謹朴、不以己所長加人、昔者爲文章博士之時、諸博士每各名家、更以相輕、短長在口、亦弟子異門、互有分爭、善繩謝遣門徒、恬退、因此終不爲謗議所及

〔漢書藝文三十〕漢興有齊魯之說、傳齊論者、昌邑中尉王吉、少府宋畸、御史大夫貢禹、尙書令五鹿充宗、膠東庸生、唯王陽名家、師古曰、王吉、字子陽、故謂之王陽、傳魯論語者、常山都尉龔奮、長信少府夏侯勝、丞相韋賢、魯扶卿、前將軍蕭望之、安昌侯張禹、皆名家、張氏最後而行於世、

〔漢書列傳六十二〕太史公、仕於建元元封之間、愍學者不達其意而師誖、乃論六家之要指曰、〇中略法家嚴而少恩、然其正君臣上下之分、不可改也、名家使人儉而善失眞、師古曰、劉向別錄云、名家者流、出於禮官、古者名位不同、禮亦異數、孔子曰、必也正名乎、然其正名實、不可不察也、

〔職元秘抄〕羽林家ハ、中將少將ノ唐名ヲ羽林ト云故ニ、此武官ヲ兼ル家ヲ云、コノ羽林家ノ中ニモ、宰相中將ヲカクル家少シ、大ニ規模ニスルコト也、頭中將カクル家モ少シ、正親町、中山、園、姉小路、今城、油小路等也、

〔光臺一覽三〕羽林廿七軒は、川鰭、滋野井、河野、姉小路、山本、風早、四條、押小路、山科、油小路、四辻、鷲尾、櫛笥、持明院、園、東園、松木、正親町、中山、淸水谷、野宮、高倉、難波、千種、源庭田、源六條、源飛鳥井、右の家々なり、此家筋にも本家庶子の品あれども、右の家々、今は大方本家並にて、昇進も同格なり、○中略此二十七軒を羽林家と申は、羽林は中少將の唐名也、諸家之中、宰相中將に任ずる家是計家と稱せり、右の內、六條千種は村上源氏、庭田は宇多源氏也、餘は藤氏にて、三條家、四條家、園家と申者也、職原抄に、諸大夫の家と書れしは、是等の家流也、

〔故實拾要十一〕羽林家

藤正親町、從一位五代有之同中山、內大臣一代、准大臣一代有之、同鷲尾、同園、贈左大臣一代、是依爲外祖也、同油小路、同松木、稱中御門、右大臣三代、內大臣一代、准大臣一代有之、同姉小路、同東園、同大宮、同西大路、源庭田、從一位一代有之

右自先祖歷近衞司、自中少將昇進シテ兼武官、劒笏ヲ帶スル家々也、是ヲ羽林家ト云、○中略

藤河野、同四條、○中略同四辻、同小倉、同武者小路、○中略藤野ノ宮、同飛鳥井、從一位三代有之、歌鞠道ノ家也、同淸水谷、當時和歌所也同山科、此家代々任內藏頭、不任侍從、裝束ノ家也、同藪、同今城、稱中ノ冷泉、補藏人頭、同持明院、同橋本、源岩倉、藤園池、同藤谷、源村上六條、內大臣一代有之藤滋野井、同冷泉、上ノ冷泉ト云、歌道ノ家ナリ、同難波、此家中絕ノ家也、故大納言無之、鞠道ノ家ナリ、○中略藤水無瀨、稱坊門、守後鳥羽院之御靈、同七條、同中園、同冷泉、稱下ノ冷泉、大納言二代有之、同裏辻、源千種、同久世、同梅溪、藤櫛笥、○中略藤樋口、源綾小路、中納言四代有之藤堀河、同山本、○中略藤河鰭、從二位參議、二代有之、同梅園、同花園、○中略

羽林家庶流

源田向、同東久世、同愛宕、藤風早、

清。望。官。

謂内外三品已上官、及中書黄門侍郎、尚書左右丞、諸司侍郎、幷太常少卿、秘書少監、太子少詹事、左右庶子、左右率、及國子司業、

〔陰徳太平記　三〕丹比松壽丸元服附明人相二人相一事

輝元卿ハ、〇毛利氏從二位中納言ニ升任シ、清華ノ家ニ附セラル、是。武。家。清。華。ニ。列。ス。ル。始。也、

〔時慶卿記〕文祿二年十月五日、禁中御能外樣内々不レ殘參勤、攝家淸華親王門跡御參、〇中略攝家同門跡一座敷、淸花一座敷、新。公。家。ハ外樣番所ニテ、雲上ハ下壇ノ次間、〇下略

大臣家

〔職元秘抄〕大。臣。家。ハ、大臣マデ成家也、

〔故實拾要　十一〕大臣家

源中院、從一位內大臣四代、准大臣一代有レ之、藤西三條、從一位右大臣公條實條二代也、從一位內大臣四代有レ之、藤正親町三條、太政大臣二代、內大臣六代有レ之、

右。三。家。ヲ。大。臣。家。ト。號。ス。、

〔光臺一覽　三〕閑院家の三軒は、三條西、中院、正親町三條也、此内にて三條西は家强し、淸花に左のみ不二相替一、中院は中、正親町三條は一弱く候、三軒ともに、大納言先途に前を懸、大臣の缺を待得て、右大將を兼ずして内大臣に任ずる家也、〇中略内大臣に任ずる人は、大將を不レ兼ば、内府に任せず、閑院家は、大將を兼ずして、内府に任ずるをこそ規模なれと論所也、〇中略右の閑院家迄は、樣々家々に申立候故、攝家淸花大臣家と部わけして申候、此外を諸家と申候、

羽林家

〔類例略要集〕公家衆に家業ある事幷羽林名家半家新家

百三十六家の堂上方に、羽林名家の二ありて、羽林は武家の如く、少將中將よりのぼり、名家は大中少の辨よりすゝまるゝ也、半家新家は、共に本家に准じ昇進ありて、數百年、各官位昇進改變なし、

清華トハ、華族之公達ノ通稱候、大臣拜任之人者、清華勿論候、然處不經大將家候、雖然清華一列、不及異議候、

閑院ノ三家(三條、西園寺、德大寺)、久我、花山、大炊御門、

以上是ヲ稱三家、閑院ノ三家ハ又別也、

洞院斷絶也、庶流菊亭、今現在候、

此外皇子王孫、賜姓昇進候人々、此等ヲ清華ト申候、

〔光臺一覽 二〕花族の公達とは、清華九家、閑院とて、大臣家三家の衆を云なり、

〔書言字考節用集 十數量〕七清華(セイグハ)(久我、花山院、德大寺、西園寺、大炊御門、轉法輪、菊亭、)

〔故實拾要 十一〕清華

源久我、相國八代有之、(贈相國一代、合九代也、)藤花山院相國三代有之、同西園寺相國六代有之、同德大寺相國五代有之、(但此家代々不諂聖廟、依爲時平公流家儀等迄一切不諂也、聖廟トハ北野天滿天神也、)同大炊御門相國二代有之、同轉法輪相國五代有之、同今出川相國無之、

右七流ヲ號清華家、又華族ノ公達ト稱ス、○中略

源廣幡(此家廣幡親王ノ子孫也、准清花、新家昇進不定也、)

〔光臺一覽 三〕清華と申は、轉法輪、三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、醍醐、久我、廣幡、九軒なり、此中三條、菊亭、大炊御門、三家は格高し、花山院、德大寺、西園寺、醍醐は中なり、此七軒は藤原なり、久我、廣幡は格ひきし、親王家の落の庶子にて源姓なり、○中略攝家の内にこそ凡人なれ、清花も花族の公達と稱せられて、いや高き御家也、志かし今日にても、親王家男子方多くて、大納言を申、大將をかねて大臣にいたる人は、皆清華と申もの也、それ故何時增申べきも清花は志れ不申候、

〔唐六典 二吏部〕凡京司有常參官○中略

廻候之間、如此令沙汰之、於巨細者、追可申入之由被申候、此上事可被如何候哉、又菅氏輩狀如此、猶可被計申事、卽參長橋局、下委招出伯二位申云、此仰更以無其隱候歟、於攝家准后幷大將重職之人、乍云家禮之者殺害之條、就隱便可有罪科歟否事、御尋事舊了、在數朝臣、科條無極者、殺害事、爲沙汰之外事、不可及是非之叡慮事歟、其段被治定、爲有御罪科之分治定者、被定其科可爲分歟之由被仰下者、其時可申所存、爲私なにとやうに罪科あるべきなどは難申之由申了、今日御會也、以便宜可申入云々、

〔史記高祖本紀八〕六年、高祖〇漢五日一朝太公、如家人父子禮、

〔職原抄下〕公達者、三家等華族也、稱三家者、中院、具平親王子孫源氏也、本云土御門流、雅定大臣以後、有中院號、閑院、九條右大臣師輔公十一男公季大臣子孫也、彼大臣號閑院太政大臣、當時雖爲三流、總云閑院也、花山院、京極關白(師實)息家忠大臣、稱花山院右大臣、仍其子孫云花山院也、此外大炊御門流、家忠大臣弟經實大納言子孫也、雖別流、世存花山院一家之由、以此三流爲華族公達也、但當時雖皇子皇孫、賜姓昇大臣大將、若執柄息中、雖不遂先途、令相續將相者、卽又清華勿論事歟、近代依無其人、三家頻成英雄之思者也、將又雖不至將相、經歷近衞次將、昇納言已上家々、又公達之列也、於不放埒之輩者、隨分皆稱雄乎、

〔書言字考節用集十數量〕英雄三家(エイユウノサンケ)閑院、久我(コガ)、花山院、

〔海人藻芥〕三家者、久我、花山、閑院也、〇中略清花、花族、英雄ト者、三家ノ人々云也、

〔公武大體略記〕一三家、閑院、久我、花山院、凡執柄家に次て三家と云、凡家とも稱し侍事、公家中において、取分規模の流也、〇中略此三胤の正嫡たるにおいては、官加階の昇進、弱年なれども、傍親に超越して前途に滯らず、太政大臣則闕の官にものぼり侍る、頗拔群の佳名也、されば大臣家を清花と號す、

〔三內口決〕一攝家清華事

〔職原抄下〕凡公達諸大夫之號、起二於執柄事一也云々、執柄一門、及可レ然人々子孫、謂二之公達一、縦雖レ累二代家禮之人一、不レ失二其名號一歟、

〔職原抄通考十六〕公達者花族清花等之通稱也

〔增註職原抄四〕公達ハ、三公ニ達スルト云義也、〇中略清華ノ家ヲ云ヘリ、又清華ノ子息ヲモ云トナリ、

〔職原抄通考十六〕今按、諸羽林家、或屬二攝家一、有レ受二諸政作法其家禮一之人一、謂二之家禮一、雖レ然依二正本系一、不レ失二公達家名號一、或又依レ人不レ受二其家禮一有レ之、

〔安齋隨筆後編二〕一家禮　貞丈云、諸家の公家衆、公事の法式故實を習はんがために、攝家方へ親しく付したがひ、出入して官仕せらるゝを家禮と云も、子の父を敬する如く、攝家を禮する故也、

〔中右記〕康和四年正月廿日丙子、內大臣有二大饗事一、〇中略尊者〇源俊房進二寄南階一揖讓之間、主人〇源雅實居二階西頭一被レ揖、是家禮之貴、異二他之尊者儀一、見者感淚、爲二尊者一爲二家主一、共一家之面目歟、

〔台記〕久安三年六月五日丁酉、今日右大將實能卿、供二養德大寺遊堂一、〇中略未一刻、余〇藤原賴長行向、〇中略主人語曰、先レ之遣二公親朝臣於導師法親王法覺廬一、告レ可二早速一之狀、未四刻、法親王來臨、余起入二簾中一、依レ致二家禮一也、

〔台記〕仁平四年〇久壽元年正月七日庚申、未刻、伴二兼長隆長一、參內著陣、〇中略宣命使〇藤原兼長賴長子卷レ文拔レ笏揖、〇中略自二本路一昇レ殿復座、余〇藤原賴長已下雖レ列昇殿、此間宣命使降レ殿、依二家禮一也、

〔親長卿記〕明應五年正月廿五日、自二伯二位許一有レ使、在數〇菅原氏事、昨日被レ仰二九條一之處、被レ申二子細一、猶可レ被二計申一候之由有レ仰云々、仰詞注二折紙一菅氏之輩訴狀寫留之、在判在數朝臣殺害事、以外之次第、不レ可レ然之由條々被レ仰之處、准后申詞、彼朝臣事、依二緩怠一自二去年十月一不レ可レ向レ顏之由申合候之處、押而令レ經

後董左少將實長、侍從公保、下仕四人、○註略藏人頭雖無先例、于時無英雄、因被催仰、○中略左中將雅通朝臣、故顯通卿之子、故能俊卿之外孫、於人不卑、加之被聽禁色、然而去年奉仕家成卿前驅之後、永失英雄之名、因不用、

〔續世繼六みやぎ野〕大納言實定と申なる、つかさも辷し給て、こもり給へるとかや、さばかりの英雄におはするに、人をこそこえ給べきを、人にこえられ給ければ、くらゐにかへて、こえかへし給へる、いとことわりときこえ侍り、

〔平治物語一〕光頼卿參內事幷許由事附淸盛六波羅上著事

光頼卿、○中略荒海ノ障子ノ北、萩ノ戸ノ邊ニ、弟ノ別當惟方ノ御坐ケルヲ招寄宣ケルハ、○中略我等ガ曩祖勸修寺內大臣、○高藤三條右大臣、○定方延喜ノ聖代ニ仕ヘテヨリ以來、○中略當家ハ差ル英雄ニハアラザレドモ、偏ニ有道ノ臣ニ伴テ、讒佞ノ輩ニ與セザリシ故ニ、○下略

〔玉海〕文治元年十月十五日甲子、此日法皇、○後白河相具競馬參詣八幡、○中略拂曉、定能卿問送云、可勸三衣宮幷金銀幣等之役云々、件事役、大將可勸其替也、先例擇英雄之人云々、今此卿當其仁、可謂幸人、依無他人、

〔枕草子十〕君達は

頭辨　頭中將　權中將　四位少將　藏人辨　藏人少納言　春宮のすけ　藏人兵衛佐

〔枕草子春曙抄十〕君達は、執柄大臣などの息を申す、華族とも淸華ともいへり、近代は中院、閑院、花山院を三家といふ、是淸華也、三條、西園寺、德大寺、これを閑院といふ也、其外菊亭、大炊御門、久我、轉法輪等も淸華也、但淸少の比は、いまだ三家などもさだまらざりし比なるべし、

〔台記〕久安三年六月五日丁酉、今日右大將實能卿、供養德大寺邊堂、○中略未一刻、余○藤原頼長行向、衣冠乘檳榔車、前駈束帶八人、藏人五位六人、八位二人、後從上達部二人、公隆、敎長、公達三人、忠兼朝臣、光宗、憲雅、

〔官職秘抄上〕大納言、○中略非華族公達幷諸大夫不任之、

給重盃五重許、○註略 舞人前二人、殿上四位用清華人所衆二人、執瓶子相從、

〔北史列傳四十七〕韋修、字叔德、○中略 少年平和温潤、素流之中、最爲規檢、以名家子、○中略 歷任清華、

〔眞俗交談記〕資實云、○中略 懷承記云、赤衣仕丁云々、退紅者紫歟、然者赤衣仕長如何、予云、○中略 清華家人用赤仕長云々、

〔源平盛衰記七〕成親卿流罪事
去承安二年七月廿一日ニ従二位シ給シ時モ、○藤原成親 資賢兼雅ヲ越給キ、資賢ハ、古人ノ宿老ニテ御坐キ、兼雅ハ、清花英才ノ人ニヤ越ラレ給モ不便也トゾ人々申ケル、

〔長門本平家物語三〕土佛因縁事
成親卿、○中略 去承安二年七月廿一日從二位し給時も、すけかた、兼まさを越給き、すけかたは、古人おとなにてましく〵き、兼雅は、清華の人なりしに、こえられ給しは不便なりし事なり、

〔書言字考節用集四人倫〕英雄家エイユウケ 清華家、云爾

〔台記〕康治二年十二月八日庚寅、菖蒲丸六歳 著袴、○註略 是余○藤原頼長 庶長也、○中略 役家司職事八人、維順朝臣、秦兼朝臣、已上四位家司 忠能、職事 頼方、家司 政業、職事 頼佐、職事、已上六位 本、取盛憲盤、職事、取信範、非家司職事、取湯盤、皆是撰英雄也、頼方昨補家司也、是無雙英雄故也、於信範者、依事闕俄勤之、不補家司職事也、忠能以下六人皆五位、事了下簾、憲俊退、權大納言○藤原宗輔 舍之、依爲英雄也、且又與兒爲親昵也、外戚爲親昵、

〔人物志〕英雄第八
夫草之精秀者爲英、獸之特群者爲雄、故人之文武茂異、取名於此、是故聰明秀出、謂之英、膽力過人、謂之雄、此其大體之別名也、

〔台記〕久安二年十一月十三日、參内在五節所、○中略 裏書、○中略 扶持余○藤原頼長 童女下仕之殿上人、自一院特催之、依仰余搦掃中、其人用英雄、 前童頭左中將經宗朝臣、白綾不左中將爲通朝臣、特文

花族 清華 英雄 公達

〔名目抄人體〕花族

〔晉書九十三列傳〕王遐、字桓子、簡順皇后父驃騎將軍述之從叔也、少以華族仕至光祿勳、

〔北史四十列傳〕韓麒麟、昌黎棘城人、○中略麒麟以新附之人未階臺官士人沈抑、乃表請守宰有闕、宜推用豪望、增置吏員、廣延賢哲、則華族蒙榮、良才獲敍、懷德安土、庶或在茲、朝議從之、

〔文選十序〕王文憲集序　任彥昇

公諱儉、字仲寶、○中略生自華宗、世務簡隔、魏志曹植上疏曰、華宗貴族、必應斯舉、

〔職原抄上〕少納言三人、○中略近代可然之諸大夫任之、花族又任之、

〔日本後紀十三平城〕大同元年二月甲寅、從三位行皇太子傅大伴宿禰弟麻呂上表言、臣幸遇昌運、見列貴班、如狗伏砌、于今卅有餘年、遂位昇三品、職參八卿、又東宮之傅、忝當此選、績門華族、聖恩難測、○下略

〔源平盛衰記五〕澄憲賜血脈事

爰ニ行歩ニ不叶老僧、若ハ花族ノ修學者、此事イカヾ有ベキ、日來ハ一山ノ貫首○天台座主明雲タリトイヘ共、今ハ流罪ノ宣旨ヲ蒙給ヘリ、横ニ取ノボセ奉ル事、違勅ノ咎難遁カト樣々僉議アリ、

〔源平盛衰記二十八〕宗盛補大臣并拜賀事

壽永元年九月四日、前右大將宗盛、大納言ニ成返給テ、ヤガテ十月三日内大臣ニ成給テ、大納言ノ上臈五人ヲ越給ヒキ、中ニモ德大寺ノ左大臣實定ハ、一ノ大納言ニテ、才學人ニ勝レ、花族ノ家ニ傳リ給ヘリ、被越給ケルコソ不便ナレ、

〔玉海〕建久三年二月一日甲辰、定長卿來語、日吉臨時祭之間事、左内兩府申狀、同下官案、公卿使四位舞人不可然、以四位爲使、五位可勤舞人云々、而御定云、公卿爲使、可有四位舞人四人云々、使三位中將忠經、四位舞人、派宗、親能、通宗、敎成等朝臣、五位舞人、公定、忠行、師經、今一人忘却、華族與近臣被組交云々、

〔江家次第六三月〕石清水臨時祭

近衞殿、兼實號九條殿、至道家使其長子敎實號九條殿、貞永攝政、良實號二條殿、仁治爲關白、實經號一條殿、實治攝政、及此兼平攝政、號鷹司殿、其子孫各相代爲攝關、世稱五攝家、或曰、分攝家爲五、出於時賴之心、分其勢也、

【光臺一覽三】御攝家と申は、執柄家とも申、御家門とも申て、○中略往古は御一人一家にて有之候得ども、段々に御家分れ、近九二一となりたまひ、又近鷹と二家に分れ、都合〆近九二一鷹司と五軒にとくと分れたまふは、公家御衰微之砌、平時賴、後に最明寺と申せし人、御家門の權勢を弱まさん爲に、斯く五軒に極められし御事なり、

頭註、後深草院建長四年、兼平攝政、此流鷹司家也、此時可爲永々五流旨、時賴上表而被定處也、

【薩戒記】應永卅三年十二月廿七日丙戌、早旦參入道內相府殿、（足利義持）姉小路、萬里小路、稱歲末禮、近來諸人所群參也、巳刻入道殿令出座、於會所謁給之由、左中將雅兼朝臣告申人々、先借中、○中略此後、俗中、前關白○九條滿敎、關白（二條持基）以上小直衣、上括也、右大臣、衣冠○一條兼良、前內大臣、（洞院滿季）參進時、令內府立前、依攝家歟、如何、內大臣、○近衞房嗣、四條大納言入道、○隆直、三條大納言、○正親町三條公雅、權大納言、○正親町實秀、右大將、○久我清通、德大寺大納言、○實盛、藤大納言、○清閑寺家俊、萬里小路大納言、（時房）此人不守位次、頗謙退、先令大炊御門大納言、西園寺中納言、花山中納言、三位中將等進前了、依敬清華歟、大炊御門大納言、○信宗、中御門大納言、○宣輔、三條中納言、○三條西公保、中院中納言、○通淳、西園寺中納言、○公名、葉室中納言、○宗豐、花山院中納言、○持忠、中略、各構見參了退出、此事每年之儀也、然而不能勞記、今日聊注之、此後予向所々、於有由緒之所者勿論、只就當時之權勢、到門々戶々、遂從之至、爲之如何、

【戴恩記上】ある時秀吉公、○中略藤原氏をやのぞみみんと申されしかば、いとたやすき事なりとて、近衞殿○前久より其御はからひ有ける時、玖山公○九條稙道聞召、五攝家ともにいづれも今甲乙はなけれども、氏の長者とせらるゝ事は當家にきはまりたる事なり、近衞殿の御まゝにはなるべからずとことがめさせ給ふに、○下略

- 忠通
  - 基實（近衞一流祖）— 基通 — 家實
    - 兼平（鷹司殿）
  - 兼實（九條殿一條殿二條殿等祖也）— 良經 — 道家
    - 敎實（九條殿）
    - 良實（二條殿）
    - 實經（一條殿）

〔海人藻芥〕執柄家者、近衞、九條、二條、一條、鷹司、以上此五流也、

〔公武大體略記〕一執柄家、（近衞殿、鷹司殿、九條殿、二條殿、一條殿、○中略）以上五ヶ所の家門を執柄家と稱す、仍鷹司家を近衞家に接稱して、攝家の御次第を、近九二一と世俗の名目に申習せり、

〔職原抄下〕公卿諸臣中、又分別之者有四等、先一人者、當時兩流也、法性寺入道關白（○藤原忠通）後胤、近衞九條是也、近衞流、又分爲二、九條流、又分爲三、雖其一族、不被遂先途者、諸大臣家、不可有差別、又雖未遂先途、被受其家督之人、優恕無異儀、又父被見在之時者、雖末子猶加其禮云々、

〔增註職原抄四〕法性寺、攝政太政大臣忠通也、父攝政關白忠實、母右大臣顯房女也、世號法性寺殿、忠通五代孫攝政關白太政大臣兼經、是近衞始祖也、一說、忠通子基實、基實子基通、曰之近衞流、忠通第九子、曰攝政關白兼實、是九條始祖也、世號後法性寺殿、近衞流爲二者、近衞祖兼經之弟曰攝政關白兼平、是鷹司始祖也、九條流爲三、九條祖兼實之子良經、良經之子攝政關白道家、道家第八子攝政關白良實、是二條始祖也、世號普光園院、又道家第十一子攝政關白實經、是一條始祖也、

〔職原抄通考十六〕二條者、普光園關白良實公、四條院御代、仁治三三補關白立其家、（○經時ノトキ北條氏）一條者、同舍弟圓明寺攝政實經公、後深草院寬元四正、補關白、（時賴ノトキ）鷹司者、稱念院兼平公、後深草院建長四十補攝政立家、（時賴ノトキ）

〔本朝通鑑四十七後深草〕建長四年十月甲寅、詔左大臣藤兼平攝政、爲氏長者、賜隨身兵仗、先是藤基通號

攝家

家格

搢紳家ニ、攝家淸華等ノ稱アリ、所謂家格ニシテ、卽チ其家ノ等級ナリ、而シテ官位ノ昇進ハ、家格ノ高下ニ隨フモノナリ、又武家ノ家格ノ如キハ、官位部中、武家ノ項ニ散見セリ、

〔書言字考節用集十數量〕五攝家ゴセツケ〈近衞、九條、二條、一條、鷹司、〉

〔保元物語二〕左府御最後附大相國御歎事
左大臣殿〈〇藤原賴長〉失セ給ヒテ後ハ、職事辨官モ故實ヲ失ヒ、帝闕モ仙洞モ、朝儀廢レナントス、世以テ惜ミ奉ル、誠ニ累代攝祿ノ家ニ生テ、萬機內覽ノ宣旨ヲ蒙、器量人ニ超、才藝世ニ聞ヘ給ヒシガ、如何有ケン、氏長者タリナガラ、神事疎ニシテ威勢ヲ募レバ、我不朋由、春日大明神ノ御詫宣有、神慮ノ末コソ恐シケレ、此左府未弱冠ノ御時、仙洞ニテ通憲入道ト御物語ノ次ニ、入道、攝家ノ御身ハ、朝家ノ御鏡ニテ御坐セバ、可有御學文由進メ申ケリ、依之信西ヲ師トシテ讀書有テ、螢雪ノ功ヲゾ勵給ケル、

〔三內口決〕一攝家淸華事
攝家ト申候ハ、攝政家ト云心候、元來ハ近九之二流ニテ候、近衞ヨリ出タルヲ鷹司ト稱シ、九條ヨリ別レタルヲ二條一條ト申候、是ヲ攝家ノ五流ト號候、〈攝家ハ子細アリテ、五流ヲ爲限、諸家ハ力量次第立家候、〉近衞ハ、系圖之面雖爲宗領、名記無之、九條ハ雖爲庶流、峯關白〈〇道家〉月輪禪閤〈〇兼實〉後京極攝政〈〇良經〉之御記、〈〇道家ノ玉蘂、兼實ノ玉海、良經ノ殿記、〉是ヲ三代ノ正記ト號シテ、爲天下之鏡、然間九條ハ正嫡ト見エ候哉、雖然諸家之用ヒハ、五流無差別候、但二條之一流ハ、南朝御出奔之後、光嚴院、被開聖運、當代之御一流、被用正統之事者、二條〈〇普光院攝政良基公〉一家之勳功也、

〔尊卑分脈藤原五〕

一兼經〈〇近衞殿〉

貞氏まで、九代を經て、貞氏の御息足利治部大輔尊氏等持院贈左大臣殿の御時、御世をしろしめされ、其御次征夷大將軍義詮をば寶篋院贈左大臣殿と申也、其御次太政大臣准三后義滿公（法名天山道義）をば鹿園院殿と申奉りき、其御次内大臣義持公（法名道詮）をば勝定院殿贈大相國と申奉る、其御次征夷大將軍義量と申奉りしは、御世を早せさせ給ふて、内府に先立まいらせ給、長德院殿と申侍る也、かくて去ぬる應永卅五年戊申正月十八日、義持將軍、御薨逝之間、青蓮院門跡にてましくけるが御還俗あり、普光院殿贈大相國義教公、（法名善心道恵）御猶子の儀にて御相續有て、其年の夏、年號を正長と改元せらる、又普光院殿の若君、征夷大將軍義勝と申奉るは、御年十歳と申侍りし、嘉吉三年癸亥七月廿一日にかくれさせ給ひて、慶雲院殿と申奉る、公方樣御一腹の兄にて渡らせ給間、則御世を繼せおはします、しかれば等持院殿より今七代に渡らせ給、又關東の主君に、等持院殿の御息、左兵衞督基氏瑞泉寺殿と申を下し參らせて、左兵衞督持氏長春院殿まで五世也、公方樣の御先祖左馬頭義兼の御息、遠江守義純と申は、畠山の曩祖也、義純、泰國、時國、家國、義深、基國、長禪寺殿滿家、眞規寺殿持國、光孝寺殿義勝迄、九代也、義純舍弟近江守義胤は、桃井の始也、足利左馬助義繼と申は、吉良の始也、上總介長氏は、今川の始、尾張守家氏は、斯波石橋のはじめ、次郎義顯は澁川の始、四郎賴氏は石塔の始、足利陸奥守泰氏の息、宮内卿律師公深は、一色の始也、公深、範氏、直氏、詮範、滿範、義貫、義直迄、七世也、律師義辨は、上野の始、法印賢寶は、小俣の始也、已上兄弟三人は出家なり、六郎基氏は、加子の始、以上七人は、左衞門佐泰氏の息也、亦新田、山名、里見等の先祖に、義重と申は、足利義兼の御伯父也、又仁木、細川の先祖に、足利矢田の判官代義淸と申は、義兼の舍弟也、又新田總領大館次郎家氏と申は、新田大炊助義兼の曾孫なり、家氏より今大館兵庫頭敎氏迄、六代歟、此外大井田、森、大島、竹林、牛澤、鳥山、堀口、一井、得川、世良田、江田、荒川、田中、戸賀島、岩松、吉見等、何も御當家の累葉也、

〔續日本紀淳仁二十三〕天平寶字四年八月甲子、勅曰、○中略得大師○藤原押勝奏、偁、○中略伏願廻臣所給大師之任、欲讓南北兩左大臣者、宜依所請、南卿○武智麻呂贈太政大臣、北卿○房前轉贈太政大臣、庶使酬庸之典、垂跡於將來、事君之臣、盡忠於後葉、普告遐邇、知朕意焉、

〔家傳下武智麻呂〕藤原左大臣、諱武智麻呂、○中略以宅在宮南、世號曰南卿、

〔大鏡七太政大臣道長〕不比等のおとゞの男子四所を四家となづけて、みな門をわかち給へりけり、その太郎左大臣武智麻呂をば南家となづけ、二郎房前をば北家となづけ、御はらからの宇合の式部卿をば式家となづけ、そのおとゞの麻呂をば京家と名づけ給ひて、これを藤氏の四家とは名づけられたるなりけり、この四の家より、あまたのさま〳〵の國王大臣公卿、おほくいで給ひて、さかえおはしましゝ、しかあれど北家のすゑ、いまにえだひろごり給へり、

〔大鏡裏書〕南圓堂事

堂之壇ツキケルガ、イタウクヅレケルニ、翁ノイデキテ、此歌ヲウタヒテツカバ、ヨモクヅレジトテ、ウタヒダシタリケル、

フダラクノ南ノキシニダウタテヽ今ゾサカエン北ノフヂナミ、其翁ハ春日ノ明神トゾ申ツタヘタル、其後北家ハナガクサカユナリ、

〔公武大體略記〕一武家

征夷大將軍源義政、御先祖は淸和天皇の御孫經基の王をば六孫王と申き、彼經基の王、天德五年六月十五日、源朝臣の姓を給はせ給ひき、其御子攝津守滿仲をば、多田の滿仲と號、其子左馬頭賴信、其子伊豫守賴義、其子伊與守義家をば八幡太郎義家と號す、次男甲斐守義綱をば賀茂次郎と稱し、三男義光をば新羅三郎と號して、各子孫あり、當代弓馬の道の御師範に參り侍る、小笠原、其外武田佐竹などは、皆新羅三郎の末葉なり、然るに義家の子に、義國、義康、義兼、義氏、泰氏、賴氏、家時、

彈正申ケルハ、我等此體ニテ敵ニ打合タリトモ、當ノ敵ヲ討事ハサテ置、敵ノ馬ニ被當倒、犬死センハ一定也、イザヤ敵ヲ謀リ、當ノ敵ヲ討取、冥途ノ土產ニセントテ、五人ノ者ドモ芝居ニ坐シ、刀ヲ拔、手ニ手ヲ取組、差違タル眞似ヲシ、皆俯ニ伏ニケリ、敵ドモ十四五騎、馬ヨリ飛デ下リ、我先ニ首ヲ取ント走掛ル、近々ト寄テ、傍ニ拔置タル大刀取、寢ナガラ拂切ニ切ケレバ、敵五人何レモ諸膝ナギ被落、一度ニ尻居ニ伏ス、各カツハト起上テ、仰天シタル敵ドモヲ四方ヘ追散シ、心ヨシト高聲ニ云テ、一度ニドツト笑、敵ノ首ヲ面々ノ膝ノ上ニ抱、腹切タリ、名譽ノ討死也、イカナル者ヤ名ヲ知バヤト、母衣ヲ掛テ死タル武者アリ、是ヲマクリタレバ、村上源氏具平親王二十三代ノ孫、淡河彈正定範ト書付ル、扨ハ先日淡河ノ城ニテノ手立、今ノ討死ノ次第、無雙ノ勇士ト各感ジケル、

〔唐宋八家文讀本十七蘇洵〕蘇氏族譜引

情見於親、親見於服、服始於衰、而至於緦麻、而至於無服、無服則親盡、親盡則情盡、情盡則喜不慶、憂不弔、喜不慶、憂不弔、則塗人也、吾所與相視如塗人者、其初兄弟也、兄弟其初一人之身也、悲夫一人之身、分而至於塗人、吾譜之所以作也、其意曰、分至於塗人者勢也、勢吾無如之何也、幸其未至於塗人也、使其無至於忽忘焉可也、嗚呼觀吾之譜者、孝悌之心、可以油然而生矣、

〔書言字考節用集十數量〕藤氏四門（トウシノシモン）淡海公（不比等）四子、分爲四流、嫡武智丸、號南家、次房前、稱北家、三宇合、號式家、四楓丸、稱京家、

〔今昔物語二十二〕淡海公繼四家語第二

今昔、淡海公ト申ス大臣御マシケリ、實ノ御名ハ、不比等ト申ス、〇中略四人ノ御子ノ太郎ノ大臣ハ、祖ノ御家ヨリハ南ニ住ミ給ケレバ、南家ト名付タリ、二郎ノ大臣ハ、祖ノ御家ヨリハ北ニ住給ヘレバ、北家ト名付タリ、三郎ノ式部卿ハ、官ノ式部卿ナレバ、式家ト名付タリ、四郎ノ左京ノ大夫ハ、官ノ左京ノ大夫ナレバ、京家ト名付タリ、

〔本朝書籍目錄〕帝紀

雜氏本紀

〔南留別志〕一いにしへに系圖をたからとするは、本領といふ事あるゆゑなり、今の系圖は虚文なり、

〔鹽尻一〕譜牒ノ重ズベキ事　譜牒の重ずべき事、何士普が家規に詳なり、異邦に、清明三月節句其祖を祭る時、本家支流皆會し、各帶する所の系圖を出して其族長に見せしむ、若收藏疎にして、物に穢し、文字を廢毀する事あれば、懲誡して改めしむ、又不肖の輩、己が家系を他に賣、或は自ら贋りて、庶を以て嫡子とし、支流を紊亂するものあれば、下臣に告て刑に處と見へたり、げにも家譜は、其氏姓本源を記し、祖父の實事を編し、後世の證とするものなれば、家々重貴とすべき事なり、故に我國古へ、勅して諸家の譜牒を召て、是を治部省に聚さしめ、中務省に呈し、圖書寮に藏しむ、家にも亦是を記して藏め、子孫に傳へし、氏上嫡家支庶をすべて、各其家を保しめ、高卑紊れざらしむ、戰國に及んで、本支の分を失ひしより妄作のもの多く、あらぬ人の裔など書間々あり、

〔南海治亂記十七〕老父夜話記

讃州ニテ、故キ物ノ譬ニハ、島田寺ノ過去帳ノヤウナド雜人ノ口スサビ也、○中略此寺ハ綾公世々ノ氏寺ニテ、過去帳ノ傳來久シ、綾氏ノ系圖、不分明トキハ、此過去帳ニ倚テ糺明ス、故ニ寺ノ恰劑トシテ、經論ヨリモ大事ニスル也、

〔毛利家記二〕輝元卿朝鮮ヘ渡ラセ給フベキナレバ、秀元卿ニ系圖ヲツラセ給ハントテ、滿願寺ノ春盛法印ニ吉日良辰ヲ撰セ給ヒ、二月○文祿元年二日ニ系圖ヲツラレテ、賀ノ御祝夥シキアリサマニテゾアリシ、

〔別所長治記〕大村合戰

其注蕭望之傳云、近代譜諜、妄相託附、乃云望之蕭何之後、追次昭穆、流俗學者、共祖述焉、但酇侯漢室宗臣、功高位重、子孫嗣緒、具詳表傳、長倩鉅儒達學、名節並隆、博覽古今、能言其祖、市朝未變、年載非遙、長老所傳、耳目相接、若其實承何後、史傳寧得弗詳、漢書既不敍論、後人焉所取信、不然之事斷可識矣、蓋南齊書本紀、敍述先世、以望之爲何六世孫、識其附會不可信耳、師古精于史學、於私譜雜志、不敢輕信、識見非後人所及、唐書宰相世系表、雖詳贍可喜、然紀近事則有徵、溯遠胄則多舛、由於信譜牒而無實事求是之識也、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕葛城朝臣

葛城襲津彥命之後也、日本紀、續日本紀、官符改姓、並合、

〔古史徵一夏〕姓氏錄の左京皇別下、葛城朝臣の條に、官府改姓と云書名見ゆ、〇中略改姓ありし事を記せる書なりしにや、

〔釋日本紀十五述義〕私記曰、〇中略案王子枝別記云、文武天皇、少名珂瑠皇子、天武天皇皇太子、草壁皇子尊之子也、持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午十六日也立爲皇太子云々、

〔弘仁私記序〕世有神別記十卷、天神天孫之事、具在此書、發明神事、最爲證據、然年紀夐遠、作者不詳、

〔本朝書籍目錄〕神事

神別記　十卷日本紀私記曰、天神天孫事、具在此書、

〔本朝書籍目錄〕帝紀

神別記　十卷

氏族

神別雜氏記

〔釋日本紀十五述義〕私記云、〇中略愚按、氏族略記云、藤原宮、在高市郡鷺栖坂北地、

忰小野一郎義ハ、父と違ひ學問手跡共出來不ㇾ申、藝名菊川幸吉と申、猿若町羽左衛門芝居笛吹ニ出居候處、右職業モ捗々敷無ㇾ之、當時ハ相止候由、其上喜右衛門儀、永々眼病相煩、迚モ小野一郎ニ書籍相讓候而モ無詮存候哉、病中追々賣拂、喜右衛門儀ハ、去巳〇天保四年七月十二日病死致し候由、然ル處、同人病死ヲ不ㇾ存者ヨリ、系譜等之義相賴來候節ハ、小野一郎義、喜右衛門賣殘置候諸家系譜、其外少々之書ものヲ引書ニ致し、調候得共、手跡モ出來不ㇾ申候間、小普請組室賀壹岐守支配宮岐弓太郎父隱居祖山、幷御先手淺野中務少輔用人之忰名前不ㇾ知、右之者共ニ相賴認貰、小野一郎受候謝禮之内より、壹枚ニ付七八文ヅヽ相拂候由、此節ハ、賴來り候ものも無ㇾ之歟、甚困窮ニ相暮罷在候由ニ御座候、

右風聞承糺候處、書面之趣ニ相聞申候、此段申上候以上、

六月〇天保五年四日　　隱密廻り

〔同志夜話　五〕今川氏親に從仕しける、鈴木平兵衛家元ハ、掃部助吉行子也、〇中略鈴木家說曰、孝昭天皇五十三年、紀伊國に化人有、岩基隈の北新御山において、十二所權現をあがめ奉る、是を新宮と云、垂迹の始、權現龍蹄に乘り給ひ、千尾の峯に降臨、奉幣の司氏人をめさる、于ㇾ時漢司府將軍、〇中略三男基行、御秣として稻をすゝむ、依ㇾ之穗積姓を賜、〇中略三男基行を鈴木と號す、〇中略近世稻基麻呂と云人を僞作し、鈴木氏へ相續したる系圖有、不ㇾ可ㇾ信、

〔隨意錄　五〕往年朝政、督諸侯大夫士家譜、或有ㇾ不ㇾ辨其族譜者、則麾下某者、善爲之作其系譜、其所由來、足以取ㇾ信矣、彼方亦有ㇾ似焉、明袁鉉者、積ㇾ學多藏ㇾ書、然貧不ㇾ能自養、游吳中富家、爲ㇾ之作族譜、研究漢唐宋元以來顯者、爲其所ㇾ自ㇾ出、初見ㇾ之甚信、徐考ㇾ之、乃多鉉僞作者、明劉昌懸笥瑣探云、

〔十駕齋養新錄　十二〕家譜不ㇾ可ㇾ信

顏師古云、私譜之文、出于閭巷、家自爲ㇾ說、事非經典、苟引先賢、妄相假托、無ㇾ所ㇾ取ㇾ信、寧足ㇾ據乎、漢書眭孟傳注

同人三男　千葉右馬之助

此縫殿右衛門、大三郎儀、逆心ヶ間敷巧事致シ候儀ハ無之候得共、一分之樂に可致と、縫殿右衛門は大炊助、大三郎は左兵衛佐、大内藏は駿河守、右馬之助は千葉上總介、又は能登守と官名を附、系圖之末江、縫殿右衛門書記置、大三郎儀は、右體之儀を差留不申、不屆至極に付、兩人共に遠島、大内藏、右馬之助儀は、若年故、何に而も巧事之咄承候儀無之由申候得共兩人共に、官名を附、系圖に記置可申由、縫殿右衛門申聞候處、若年とは乍申不差留、縫殿右衛門に任せ置候段不埒に付、本多左京江相渡、徘徊不仕樣に可申付哉と相伺、其通被仰渡候事、

〔市中取締類集 書物錦繪九ノ九十〕午○文政五年 五月十四日伊勢守殿御直御渡○中略

一此度、先祖書調ニ付、追々被仰出候通、萬石以上以下、御目見以上之面々、先祖書取調罷在候處、燒失又は書繼モ不致、等閑打捨置、書留も無之、不相分、當惑致候者モ有之候由、然る處、牛込拂方町ニ罷在候浪人田畑喜右衛門ト申もの、諸家系譜之儀、委敷鍛錬致し、右喜右衛門へ、追々手寄候而、家譜穿鑿爲取調、喜右衛門儀ハ、都而書上之認振迄も心得罷在、右故、萬石以上以下共、家譜取調申付候者不少、仲ニハ清書ヲモ申付候者モ有之由ニ而、弟子共四五人モ有之、取調出來之上ハ、過分之價ヲ貪、其外筆耕料類ミ、身分ニ寄、格外之直段ニ而、夫々取調遣候由之事、

〔市中取締類集 書物錦繪九ノ九十一〕被仰付候風聞書

隱密廻リ○中略

牛込拂方町利八店浪人田畑喜右衛門倅
小野一郎
四十五位(中略)

一右喜右衛門義ハ、幼年之節ヨリ、系譜之義ヲ相好、儒業モ相應ニ出來致し候哉、文政六巳年中同人編集之書籍、學問所へ留置候由ニ而、松平伊豆守殿御差圖ヲ以、銀拾枚頂戴仕候儀モ有之由、一體喜右衛門儀、困窮モノニ付、諸家ヨリ被相頼、系譜調遣し、謝禮受、右ニ而暮方致し罷在候由、同人

切なれば、其儀は御用捨被下かしと被申けるぞ尤也、龜五郎被申けるは、當時出頭の主殿頭なれば、是を借し給はり、御役の種、御立身の爲なるべし、さすれば御先祖江之孝養にも相成べしと、さまざま進め申されければ、其理に服して、然れば大切之品なれど、誠に御言葉に隨ひ御借し可申なり、御覽之上は、早々御返し被下候樣にと賴て、右の系圖を渡されける、龜五郎にも甚悅び、急ぎ直に神田橋へ參りける、殊之外主殿頭殿悅び被申ける事限りなく、龜五郎へは、色々の音物を送ける、先我先祖は其むかし藤原姓なり、末にして佐野一家之もの末絶之砌、先祖上州にありて母方之田代を名乘り、此時に源の姓に改る事といふ、子なき事を悲み、田沼大明神江深く立願して、一人の子を設けたりしゆゑ、則明神の一字を願ひ、田代の田の字を付て、田沼氏と號す、其子田沼七郎源の直行と云て、足利八代之武將義政公に仕へたり、其後二十六代にして田沼龍助、其子市左衞門忰良助、○意次既に侍從に任せられ、主殿頭になると、吁詐八百を受て家の系圖を作るは、平賀源内といふ者の作なりと聞し、然るに善左衞門方に而者、龜五郎方江いろ／＼返しくれ候樣申遣けれども、一向其儀知り不申、取次致たる覺なしと言て、一向に構はず、時に善左衞門、無念止時なく、もしや役替等もありやせんかと、今日か明日かと待けれども、更に何の沙汰もなく月日を送りける、○下略

○按ズルニ、此後善左衞門ハ、田沼氏ノ系ヲ絶タントシテ、意次ノ子意知ヲ殿中ニ刺セリ、

〔德川禁令考後聚例書三十八〕其身幷忰共江官名を附系圖に書記置候もの御仕置之事

延享三寅年十二月御仕置之例

本多左京下屋敷ニ罷在候
浪人　本多縫殿右衞門
同人總領　同　大三郎
同人次男　同　大內藏

以テ前ト符合セズ、如何トナレバ、己レガ記憶ノ壯ナルニ任セテ、寫本ヲ設ケズ、徒ニ臆記スルニ依テ年月ヲ隔ル則ハ先ニ書スル所ヲ悉ク遺忘スルユヘンナリ、如此諸人ヲ誑カシテ、其口ヲ餬ヒ、遂ニ元祿戊辰年〇元年ニ至テ、七十歲ニテ病死ス、

建部賢雄
建部賢明著〇本文前出、故略、

〔續武家閑談十九〕澤田源內傳〈僭稱二六角中務氏郷一〉

高敎〇本村 按するに、右建部兵庫賢雄、同隼之助賢明が記す所尤委し、〇中略 抑本朝近世の史譜に委しきは、姬路の侍從式部大輔忠次朝臣、右少將攝州大守義行朝臣、嶋原城主主殿頭忠房朝臣、淺羽三左衞門成儀、小林彥太郞正甫、〇初遠山信春と云 予が實父根直利がごとき、彼澤田が僞系妄作を信せず、殊に小林正甫が重編應仁記の始に是を辨ず、尙鴻儒室氏鳩巢先生の僞系辨、誠に明らかにして誣べからざるものなり、

〔天明度田沼盛衰輪廻記〕田沼主殿頭出生之事

番町御厩谷新御番佐野善左衞門といふ士あり、其昔佐野源左衞門常世六代之孫にして、佐野刑部國吉といふて、上州片岡之郡に住居して、足利二代義詮公に奉公して、常世より二十七世之孫、佐野善左衞門藤原正意とて、代々筋目正しき家柄也、小身とはいへども、佐野系圖持來る也、然るに田沼家は大身といへども系圖なくして、主殿頭〇意次是を聞及び、上州片岡郡佐野の鄕に、むかし田沼大明神といふ祉あり、是佐野國善の建立なり、〇中略 主殿頭思ふやうは、若佐野家の系圖あらば、我系圖を作るによき種にも可成と思ひ寄り、夫より御小納戶にて佐野龜五郞とかやいふ士ありける故、主殿頭、此仁を呼入て、種々馳走饗應して、右の系圖の事聞れければ、其儀に候はゞ、新御番佐野善左衞門方、本家なれば、あの方にこそ有之段被申ける、然らば貴殿御取合にて、系圖少々の間、借用申度とたのまれける故、先々善左衞門江咄見んとて退散いたされたり、然るに明日早く龜五郞、善左衞門かたへ來りて、委細の事を咄賴ければ、善左衞門被申けるは、佐野家に大

以テ、其系圖ヲ眞ノ六角正嫡、佐々木源兵衛尉義忠ニ賜テ虛實ヲ御尋有ケルニ、悉ク僞作ノ姦操タル由被申シニ依テ、其姧曲忽ニ顯ハルヽノミナラズ、義忠又正統ヲ亂ス事ヲ怒テ、其舍本多美濃守忠相ヲ以テ、具ニ此事ヲ上ニ啓シ、彼レガ身ヲ賜テ禁遏ヲ加フベキ由、久世大和守廣之ニ訴ヘ申サレケレバ、狼狽シテ夜中ニ江州ニ逃上リ、名ヲ六角兵部氏鄉ト改メ、暫クハ世ノ變ヲ窺居ケルガ、遠國ニシテサノミ咎ル人モ無カリケレバ、猶モ姧謀未ダ止マズ、〇中略猶其矯ヲ蔽ヒ隱サンガ爲、昔將軍義滿公ノ世、應永年中ニ、特進亞槐三台藤原公定卿ノ撰セラレシ尊卑分脈系圖ノ中、要ヲ摘テ諸家大系圖十四卷ト號シテ世ニ行ハルヽヲ本トシ、佐々木家ノ譜中ニ、新ニ多クノ名諱ヲ僞作シ、己レガ本姓澤田氏、外祖和田氏、從弟ノ畑氏、及ビ此姧謀ニ與スル者ハ、皆私ニ一流トナシ、又織田、朝倉、武田、豐臣ノ系中ニモ、彼虛名ニ忘說ヲ書添ヘ、其餘諸氏ノ家傳ヲ拾ヒ集メテ、眞僞ヲモ正サズ悉ク書載セテ、全部卅卷ト作シ、更ニ大系圖ト名ヅケテ梓ニ鏤バム、此外倭論語、足利治亂記、淺井日記、異本關原軍記、異本勢州軍記等、皆彼レガ一世ニ姧シク虛說ヲ註スル所ナリ、如此僞書世ニ流布シテ後、智アル人ハ更ニ是ヲ信ゼズトイヘドモ、言ヲ巧ニシテ詐ルガ故、讀ム者半ハ惑ハサレテ、實ニ其人義實、義秀、義鄉有ト思ヘリ、是ニ由テ定賴朝臣ノ子孫ハ、皆庶流也ト思ヒ、或其家二ツニ分レタリト云フ、其外種々ノ誤說出來レリ、〇中略一年京都ニ於テ、官職ヲ矯リ冒ス輩ヲバ、悉ク捕テ死刑ニ處セラレシカバ、源內大ニ驚キ懼レ、忽ニ大輔ノ號ヲ停テ、深ク其身ヲ隱シ、密ニ人ノ家譜ヲ造テ渡世ノ營トス、蓋世系ノ詳ナラザル人ハ、彼レニ賄シテ家傳ヲ求ルニ、己レガ小智ヲ以テ妄ニ名諱ヲ僞作シ、虛說ヲ註シテ是ニ與ル故、記ス所多ハ正史實錄ニ背ク、若其事ヲ二次議スルニ及ンデハ、前後相矛盾スル事多シ、乃余從弟同氏昌孝、十郎左衛門在京ノ序ニ家傳ヲ記サシメ、是ヲ火災ニ失シテ再ビ書セシムルニ、其事蹟、悉ク相違セリ、又幕下ノ士井戶甚助ト云フ人モ、始メ家系ヲ註セシメ、後ニ東海寺和尙某ニ據テ、又同譜ヲ書セテ是ヲ試ルニ、其記ス所、皆

然處近世寛文比、氏郷名乘者有、○中略四方ヲ遊歷シテ謂、吾父祖前江州大守源氏綱ヨリ出、無紛佐佐木家正統也、僞自六角兵部號、氏郷名乘、剩佐々木六角家世系ヲ僞記、己ガ名其末書載、是云立テ諸侯ヘ仕ン事求、終僞事不可達ガ故、身ヲ售事不成シテ、幾許年月送空ス、然テ後晩年ニ到テ、京都僦房潛居、奴婢二三人ヲ仕テ、古家貴種人ノ世ニ落魄シテ沈淪タル眞似ヲシスマシ、私ニ中務大輔號、不識者欺レテ憐ヲ起シ、惠施者モ有、又識之者、爪彈ヲシテ是惡、或是笑嘲ル、○中略元祿ノ初、終氏郷房中病死ス、行年七十、○中略氏郷所記刊本、江源武鑑二十卷、大系圖三十卷、倭論語十卷、寫本淺井日記二卷、關原軍記六卷、勢州軍記二卷等、氏郷所記也、大概彼書中、己ガ先祖ト稱スル者、事迹ヲ作テ、實ラシク書載置、是ヲ證據ニシテ、己ガ僞ヲ蔽隱サン爲也、不亦大奸乎、

〔大系圖評判遮中抄〕六角佐々木末流　建部賢明撰

凡大系圖廿卷ハ、佐々木ノ姦賊六角中務氏郷ガ古傳ニ僞補スル所也、蓋此者ハ、本近江國ニテ、種姓モ知ザル凡下ノ土民也、父ハ澤田喜右衞門トテ、○中略萬ヅ才覺有ケレバ、後ニ忍○武藏ノ縣令ト成サル、是ヨリ先キ本國ニ在シ時、同邑ノ百姓和田勘兵衞ガ娘ニ成トイヘル女ヲ娶テ子ヲ生ズ、其名ヲ喜太郎ト云フ、下種ノ子タリトイヘドモ、容貌自然ニ優ナリシカバ、稚ヨリ是ヲ青蓮院尊純法親王ニ奉テ禿童トナル、○中略山伏ノ妻ト成テ、僞テ諱ノ字ヲ賜レリト云テ、名ヲ尊覺ト號ス、父甚ダ是ヲ責テ、速ニ其名ヲ改メシム、是ニ於テ還俗シテ澤田源内ト號シ、○中略己レガ才智ヲ以テ卑賤ヲ蔽ヒ隱シ、貴族ト號シテ身ヲ立ント欲シ、竊ニ六角佐々木ノ正統ト稱シ、名ヲ近江右衞門義綱ト改メ、僞テ定賴朝臣ノ長子ニ大膳大夫義實ト云フ名ヲ作リ、其子修理大夫義秀、其子右兵衞督義郷三世ヲ、新ニ佐々木ノ系中ニ建テ己ガ父祖トシ、義賢朝臣承禎ヲシテ、義秀ガ後見ナリトス、○中略承應二年比、源内江府ニ來テ、佐々木正統、近江右衞門義綱ト名乘リ、中山市正信正ニ屬シテ、水戶侯賴房卿ニ奉仕セン事ヲ請ヒ、彼ノ僞譜ヲ獻ズ、卿卽チ東叡山宿坊ノ吉祥院ノ沙門某ヲ

平姓の人、服部氏を相續したるにや、覺束なし、是のみならず、近世系圖作りといふもの有て、家の系圖に猥りに僞作して、其祖を誤る人多し、是淺羽氏にはじまる、松下重長、相つひで諸家の系圖を僞作す、又たゝら玄信といふ盲人あり、諸家の系圖を記臆して、望にまかせ妄作し侍る、〇中略

關八衛門といふ人、二山義長門人にて、よく玄信が事を知りて語りけり、玄信、或は佐々木鑑眞共いふ、幾度も姓名を變じたる者といへり、

〔先哲叢談三〕二山義長、字伯養、

有瞽者佐々木玄信者、善記諸家系譜、而至其不可得詳、則牽合附會以欺世、一日過伯養、談及譜、伯養問曰、荊妻垂水氏也、傳言、昔者垂水某者、仕伊勢國司、既失其名、且未知爲何世人、則其跡絶不可考、豈不遺憾哉、玄信曰、此垂水廣信也、廣信稱河內守、伊勢垂水人、初仕其國司、後事後醍醐天皇、諫疏不聽而去、廣信好學、始奉伊洛說、所著有嘉文亂記六十五卷、嘗勸藤藤房讀朱子集註、事載長濟草、今爲子誦讀焉、乃誦者歷々可聽、伯養驚且喜曰、吾子記憶、誠出天性、非由此余何以得知之、請再誦余將錄之、玄信又復誦、伯養隨而筆之、以爲得明證、當此時、京師藤井懶齋撰國朝諫諍錄、伯養以與懶齋爲久要、故致之懶齋、以載諫諍錄、迨後永井貞宗本朝通紀、寺島良安倭漢三才圖繪、載垂水廣信、此邦始讀朱註事、蓋皆本諫諍錄也、而所謂垂水廣信、古今無其人、嘉文亂記、及長濟草、亦未聞有其書、是本出玄信一時妄語、而伯養信之、海內遂唱犬吠之說、此日夏高繁(高繁恐繁高誤)兵家茶話所辨也、

〔貞丈雜記書籍十六〕一江源武鑑、又大系圖、又和論語、鎌倉實記、義經勳功記等の類、皆僞書也、故實の考に用べからず、

〔重編應仁記十〕此比洛陽客語曰、傳聞佐々木高賴一男、近江守近綱、一名氏綱云、永正十五年七月九日卒去、其弟彈正少弼定賴、家督繼、其子大膳大夫義賢入道承禎至云、氏綱無子孫事、古記既明白也、

〔古史徵 一夏〕今世に、其祖の詳ならぬを合さむとして、系圖家といふ徒に訛べて、强て祖々の名を作り設け、或は他氏の祖を取り入れて、我が祖となす徒も多在、〇中略其は眞の道を知らず、幽冥の畏き理を知らざる故とは云ながら、甚もはかなくおぞましき事なりけり、

〔文會雜記 四〕國初ハ、文盲沙汰ノ限ナル事ニテ、庄內ノ大夫水野明卿ノ語リシハ、彼家ノ先祖、系圖ヲ書出シノ時、一家中ニソレヲ書ク人ナクテ、系圖作リニ托シテ書上クレタリ、今見レバ、違ヒモアレ共、ハヤ官ヘ出タルモノ故、取返シ書改ガタシト語レリ、

〔續武家閑談 十九〕本朝姓氏辨　松平康懿識

近世系圖者ト云者アリテ、多ク諸家ノ系圖ヲ妄作シテ、眞ヲ亂ルモノアリ、譬バ紀州ニ保田庄司アリ、何人ノ妄作セルニヤ、新羅三郎義光ノ末、安田三郎義定ノ後胤トス、紀州ノ保田、關東ノ安田、其出自違ヒアルコトヲ不知、或ハ江州ノ人ヲバ、皆佐々木一族トシ、濃州ノ人ヲ土岐ノ族トシ、尾州ノ人ヲ斯波武衞ノ後裔ト妄作ス、想フニ江州ニ、藤、橘、伴、菅原、中原、平有、源氏モ宇多帝ノ後胤ノミナラズ、淸和嵯峨ノ御末モ有、然バ曷ゾ佐々木家ニカギランヤ、美濃尾張モ皆同ジ、其妄作可惡ノ甚キモノ也、近來或人、安保氏ノ系圖ヲ作ル、平城帝ノ皇子阿保親王ノ後裔ト僞作ス、安保ハ武藏ノ七黨、丹ノ庶流ナルヲ不知ニヤ、歷名補任ニ、諏訪信濃守神忠卿、古押譜ニ源忠卿トアヤマル類モ不少、其餘ノ諸家ノ系傳記錄ニ至テ、僞妄ノ說ヲナシテ人ヲ欺ク者多シ、實ニ天下ノ大賊也、今世ノ人、正史實錄ノ正趣ヲ不知、其妄說ヲ信ズルモノ、不明ノ至也、井澤長秀ガ曰、近世ノ系圖ハ、子ヨリ親ヲ生ズルトイヘルゾ格言ナルベシ、松井康懿ハ、傳次郎ト稱ス、父三郎左衞門康共以來、舊記ヲ好ンデ、氏譜ニ委シキ人ナリ、

〔兵家茶話 九〕伊賀人柘植甚八、彌平兵衞宗淸が末也、〇中略宗淸、〇中略柘植を爲氏、柘植の號是よりはじまる、宗淸子孫繁昌、服部氏も宗淸の末となん、　家傳

按るに、〇中略伊賀服部氏は秦氏にて、融通王の末也、〇中略近世平氏とし、宗淸が末とする事、中葉

に退きたまひたる時、執政のいはく、本朝通鑑全部をもたせ參られて、此書成功し侍まゝ、梓行の命を下すべきよしの御事につけて、各位へ知らせ奉るべきとの上意にさぶらふと申されければ、おの〳〵珍重のよし御しきだい有けり、とばかりして、西山公、一二卷を電覽ましましたれば、本朝の始祖は、吳の太伯の胤なるよし書たるにおどろきたまひて、そも〳〵これはいかなる狂惑の作爲ぞや、後漢書以下に、日本を姬姓のよししるしたるは、往昔吾國亡命のもの、あるは文盲の輩など、かしこに渡りて杜撰の物語せしを、彼方のものは、まことにさなむと意得て、書傳へたるなり、吾國にはおのづから日本紀古事記等の正文あり、それにそむきて、外策志傳によりて、神皇の統をけがさんとす、甚かなしむべし、むかし後醍醐帝の御時にや、魔僧ありて、此流の說を書しをも禁制まし〳〵て、其書を焚すてられしとかや承る、かの厩戸皇子の頃は、學問未熟にありしすら、日出處天子、日沒處皇帝と書て、同等に抗衡せられしぞかし、吳の太伯の裔といはゞ、神州の大寶、長く外國の附庸をまぬかれがたからん、されば此書は、吾國の醜を萬代に殘すといふべし、はやく林氏に命じて、此魔說を削り、正史のまゝに改正せらるべし、さは侍らぬかとのたまへば、尾紀の兩君もうなづかせたまひ、執事の人々も、御確論に伏せられて、梓行をとゞめられ侍りぬ、

〔集義外書十四〕朋友問、日本には、氏筋を中國にて御座候に、近世は武士の氏筋は、大かた亂てしられず候、名乘度氏を名乘ても、誰とがむる人もなし、本より氏系圖ありて名乘人といへども、度々の亂世に其系圖、いづちへか行てしられぬゆゑに、氏なき人が今名乘もたゞすべき樣なし、近年氏系圖つり出し候は、學文者を賴み候へば、何方へつりつゞけ候はんもまゝにて候、大系圖とてあるも、其大系圖こそはあれ、その系圖へ飛入者は、誰ともしれざる有、日本の士民の姓と、天神の姓と、多はみだれ侍り、〇下略

末ノミ世知食スト云心ニヤ、

〔異稱日本傳上一〕夫一犬吠虚、千犬吠聲、從晉書此言出後、史多同然一辭、何其不詳乎、聽者不察、引以爲口實、何其惑乎、自天地開闢之初有我國、而號曰大日本豐秋津洲、我君之子、世世傳統、所謂天照大神之神孫也、吳始自太伯、世之相後、數千萬歲、日本何爲太伯之後哉、〇中略不求其端、不訊其末者、率爾曰、吳國風斷髮文身、我俗亦斷髮、吳服而多吳音、則太伯之後也、此豈非傳會之說乎、或以官人蠻染齒、爲文身之義、甚大謬也、男子以倍子鐵漿染齒者、起於鳥羽院天皇、事具惠命院僧正記、釋圓月、作日本史獻于朝、以太伯爲始祖、故有議不行、見蕉了子抄、源親房公神皇正統記、闢傳會之說爲太備矣、〇中略恐亦觀明茅元儀武備志日本考、曰天村雲命之後也、此又虛妄之言也、世法錄等、以爲徐福之後、福乃負耒耜來者也、豈爲帝王之祖哉、嗚呼異邦人、山海阻深、不能見我傳記、惟所據者口說也、宜乎失事實矣、

〔本朝高僧傳三十三〕上州吉祥寺沙門圓月傳

贊曰、慧濟禪師、〇圓月資性天啓、覃思祖宗、〇中略曆應年中、撰日本記、豎已鋟梓、有勅不行、於今操觚之士、憾不見之矣、

〔羅山文集問對三十六〕太伯

聞太伯可謂至德、則仲尼之語也、後世執簡者、以本邦爲其苗裔、俗所稱東海姬氏國之類、何其誕哉、本邦元是靈神之國也、何故妄取彼而爲祖乎、嘗有一沙門修日本紀、以太伯爲我祖神者、時天子怒其書、朝儀、遂火其書、實乎否乎、

〔西山遺聞下〕本朝通鑑御論の事

一嚴有公(〇德川家綱)の御治世、(年月忘れたり、鐘に閲合すべし、)西山公、(〇德川光圀)宰相中將にも任じたまひける頃、尾州侯(光友卿)紀州侯(光貞卿)と共に、朔日(年月可尋)御登城ましく、御對面御よろこび申をはりて、御休所

海ノ中ニ有レバ、此ヲ東海ト云、〇中略

時神龜三年丙寅三月上旬大臣入唐

野馬臺之詩并序、野馬臺詩、梁寶誌和尚所作也、野馬臺陽焰也、臺謂國也、言倭國人道輕薄雖在而如亡、猶如陽焰起、春臺故指本朝曰野馬臺也、昔寶誌和尚行道之日、化女忽照來、與和尚倶語、恰如舊相識、一人去、一人來、如此一千八人也、皆言其本國之始終也、和尚怪之、以千八女作文字、乃成倭字、爰知是倭國神也、和尚記其語、作十二韻詩、以貽將來矣、嗚呼誌公是觀音大士、不知自作和國之讖、守中古聖武皇帝朝、吉備公入唐、唐人以其本國之讖出野馬臺詩、使之讀、乃而爲試其智力、文字交錯也、平直不書之、匪神助不可讀之、於是吉備公默禱佛天及本神社、俄而有蜘蛛墮其紙上、漸步曳絲、遂認其跡讀之、不謬一字、唐人稱書之、

〔塵添壒囊抄七〕磤馭盧嶋事附秋津嶋事、蜻蛉事、野馬臺事、野馬臺文事、寶誌和尚入滅年記事、倭面國事、東海姫氏國事、〇中略

本朝、我朝、日域、野馬臺ナンドモ申メリ、但野馬臺、唐ヨリ名クル名也、日本和訓ヲ音ヲ借テ申セル也、マトバトハ同響ニテ通、麼字ヲ麼トモヨム也、喩ヘバ雨ヲ下米ト云、硯蘇松利ナンド云類ヒ多ク侍ルニヤ、或ハ日本法度无キ國也、馬野ニ放タルガ如シトテ、野馬臺ト名付ク共云フ、此義信ゼザレ共、何篇ニモ唐シヨリ申出セル名ナリ、吉備大臣ノ唐ニテ讀給ケン文ヲ野馬臺ト云、日本成行ベキ末ノ事云ル也、然レバ國ノ名トハ覺タリ、是ハ寶誌和尚トテ、權化ノ人ノ作ラレケル文也、此和尚圓寂、蕭梁天監十三年甲午歳也、我朝ニハ繼體天皇八年甲午ニ當ル、然此文吉備大臣讀奉ラン爲、其時作ルト云ハ大ナル誤リ也、長谷寺緣起等ニモ其由載タリ、此事唐玄宗皇帝開元二十二年甲戌也、本朝ニハ聖武天皇天平六年ニ當レリ、既彼和尚入滅以後二百十餘年後也、大ニ違ヘリ、若其時如今讀惡キ樣ニ書成シケルニヤ、又野馬埵共書ケリ、又倭奴國共倭面國共、東海姫氏國共、扶桑國共云ハ、是皆唐ヨリ云ヘル名共也、〇中略東海姫氏國ト申ハ、天照大神御

〔日本書紀纂疏上一〕晉書傳曰、男子無大小、悉黥面文身、自謂太伯之後、蓋姬氏周姓、周大王之長子吳太伯、讓國逃荊蠻、斷髮文身、以避龍蛇之害、而吳瀕東海、本朝俗、皆黥面椎髻、故稱太伯之後、則名國曰姬氏、然吾國君臣、皆爲天神之苗裔、豈太伯之後哉、此蓋附會而言之矣、

〔古抄本下學集後附上〕野馬臺詩海藏祖註

始―定―壤―天―本―宗―初―功―元―建
終―臣―君―周―枝―祖―興―和―法―主
谷―孫―走―生―羽―祭―成―終―事―衡
塡―田―魚―膾―翔―世―代―天―王―翼
孫―子―動―戈―葛―百―國―氏―石―扶
昌―微―中―干―後―東―海―姬―司―爲
白―失―水―寄―胡―空―爲―遂―國―喧
龍―遊―窘―急―城―土―茫―茫―中―鼓
牛―喰―食―人―黃―赤―與―丘―青―鐘
膓―鼠―黑―代―雞―流―異―竭―猿―外
丹―盡―後―在―三―王―英―稱―犬―野
水―流―天―命―公―百―雄―星―流―鳴

野馬臺讖註者　日本人記之

野馬臺ト者、カゲロウ也、日本ヲ云也、讖者、未來ノ事ヲ驗テ有文ナレバ云也、東海トハ、唐土ヨリ日本ハ東ナレバ云也、海中ノ島ナレバ云也、姬氏者日本ノ國王、唐土ノ文王武王トハ姬氏也、彼ノ王ノ氏出、日本ノ國王ト傳テ御座ヲ云、姬氏國、東海姬氏國トハ、日本秋津島ハ、唐土ヨリ東ノ

系譜僞作

〔弘仁私記序〕世有神別記十卷、天神天孫之事、具在此書、發明神事、最爲證據、然年紀夐遠、作者不詳、夐遠視也、霍正反、自此之外、更有帝王系圖、天孫之後、悉爲帝王、而此書云、或到新羅高麗爲國王、或在民間爲帝王者、因茲延暦年中、下符諸國、令焚之、而今猶在民間也、諸民雜姓記、或以甲後爲乙胤、或以乙胤爲甲後、如此之誤、往々而在、苟以曲見、或無識之人也、諸蕃雜姓記、田邊史、上毛野公、池原朝臣、住吉朝臣等祖、思須美和德爾人、大鷦鷯天皇(仁德)御宇之時、自百濟國化來、而言、己等祖是貴國將軍上野公竹合也者、天皇矜憐、混彼族訖、而此書云、諸蕃人也、如此事觸類而多也、新撰姓氏目錄者、柏原天皇(桓武)御宇之時、若狹國人申新本系事、因茲令諸國獻本系、撰此書、而彼主當人等、未辨眞僞、抄集誤書、施之民間、加以引神胤爲上、推皇裔爲方、尊卑雜亂、無由取信、但正書目錄、今在太政官、今此書者、所謂書之外、恣中新意歟、故雖迎禁、聽不及也、如此之書觸類而夥、夥多也、蹐駮舊說、眩曜人看、蹐駮差雜駮、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輙假有識之號、以爲述者之名、謂借古人及當代人之名、即知官書之外、多穿鑿之人、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏、遍々在民間、多僞少眞、無由刊謬、是則不讀舊記、日本書紀、古事記、諸民記等之類、無置師資之所致也、博士爲師、弟子爲資、

〔日本後紀十七平城〕大同四年二月辛亥、勅倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至如魯王吳王高麗王漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輙謂實錄、宜諸司官人等所藏皆進、若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科、

〔神皇正統記應神〕異朝の一書の中に、日本は吳の太伯の後なりといふといへり、かへす〳〵あたらぬことなり、むかし日本は三韓と同種なりといふことのありし、かの書を桓武の御代に燒すてられしなり、天地ひらけてのち、素戔烏尊、韓の地にいたりたまひきなどいふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならんこと、あながちくるしみなきにや、それすらむかしよりもちひざることなり、天地神の御末なれば、なにしか代くだれる吳の太伯がのちにはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人、多くこの國に歸化しき、秦の末、漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝にも人の心まち〳〵なれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、

〔晉書九十七〕倭人在帶方東南大海中、中略○男子無大小、悉黥面文身、自謂太伯之後、

いろ〳〵懇望し候へば、中々やすき事候間、一通も殘らずわたし候はんと直に申送候間、依藤支證と同心して、八幡の岩の坊に預け置候間、被官の內にて候、くり山がいのへか兩人に、一人のばせ候はでは、取出候事ならず候間、まち候へと申されて延引候、其後ほどなく依藤死去、彼跡むざと成來候まゝ、中々申出し候はで置候、〇中略

天正拾六年八月吉日　　因幡守入道定阿判　八十四歲書之

〔新井家系〕家系附錄序說

當家の系圖、上西入道〇義重以來、累代其世次を親ら記し置れし家譜一軸、相傳ふ、此軸法華經一部八卷を一卷になせし程の卷物也と云ふ、幷に古來の文書記錄、少しの紛失なく、多年兵亂の中に秘藏せしに、十四代昌純の時、享祿年中、橫瀨雅樂助が逆謀によりて、昌純生涯に及び、彼一軸を手に携へ、其餘舊記古物共に、一時の灰燼となりぬ、當家陽九の厄、此時に極りしに、程なく和議調りて、昌純が弟卍丸、再び金山の屋形と稱せらる、されど先世の書記、隻字も傳はらざりしが、幸に一族西谷が家より、略系一卷を呈せり、これを古系圖と云ふ、其後かの系本に據りて是を修補し、加るに後事を以てして、別に一編を作りて家に藏む、これを巨細系圖と云ふ、今に於て當家の事實を考へ見るべきもの、纔に此二本のみにして、つぶさに歷世の遺美を聞く事を得ず、

〔西山遺聞〕下續本朝人物志の事

一相馬家火事之節、系圖を腹に入燒死たる家老の姓名、奧山立庵に承屆け、續本朝人物志に、今井新平可書加よし被仰、御意覺書、按ずるに此時今井新平に命ぜられて、續本朝人物志といふ物えらばせられしと見えたり、

〔古史徵一夏〕古く榮たりし氏人のいたく衰へたるから、祖の靈に恥見せじとて、系圖を燒亡ひたりなど云ことも、をり〳〵聞ゆるは、いとも〳〵あはれなる眞心ながら、實の道の理を知らぬ失にて、いと〳〵あぢきなし、

燒亡散佚

一本可書給之旨、予所望之間、以狀仍遣料紙之間、一本淸書給候、於朱點以下者、予沙汰也、于時建武元年六月廿日、（雨降）彼大卿予共在京、勘解由小路屋同宿程也、此系圖、無左右不可許外見者也、

祠部員外郞俊基判

〔毛利家記 六〕長州秀就ヲ何トゾ取立、當家往昔ニカヘル後榮モアレカシト、秀元思召、世間ノ目ニモ心有ハ、如三齋見給シニ、秀就一圓此御恩ヲ思不給、結句幕府ヨリ諸家ノ系圖可被差出旨、被仰出シ時、秀就數十代傳タル系圖ヲ書替差上給シ、是ハ輝元ヨリ秀元、秀元ヨリ秀就ト、系圖ヲ鈎給シヲ書替テ、輝元ヨリ秀就トツリ給シコトハ如何、如此ヘダテ給フト云ヘドモ、秀元卿ハ其レニモ構給ハズ、沙汰ノ限ナル儀ハ、サルコトナレドモ、是ヲ云ンハ狂人走レバ、不狂人モ走ナルベシトヲオワシマシ、兎ニモ角ニモ毛利ノ家サヘ續ナラバト、此儀ヲ心ニ掛サセ給ヒシ也、

〔幸充日次記〕延享元年十二月朔甲辰南部家譜
抑南部之家者、其先淸和天皇皇子興于貞純親王、基于六孫王經基、其後裔新羅三郞義光、其子刑部三郞義淸、甲州始而居住稱武田、又其孫信濃三郞光行、則爲南部家鼻祖矣、光行甲州巨麻郡南部居住、從是而號稱南部、文治年中、奥州合戰之節、光行甚有軍功、因是右幕下賴朝卿、被恩賞數郡、從夫已來、至于今、五百五十餘歲、及當城主修理大夫而三十三代、以血脈相續、寔希世家、可爲珍重者歟、于時所持傳家譜、經數百年而甚蟲惑、因欲書改、且予詞書幷和歌二首、乞望書加、予所嘗見舊記、固有其旨趣、仍不得辭、術所乞擧其一二而已、（設香公卿作云々）

〔日本書紀 二十四皇極〕四年六月己酉、蘇我臣蝦蛦等臨誅、悉燒天皇記國記珍寶、船史惠尺、卽疾取所燒國記、而奉中大兄、

〔赤松記〕我々家の事は、前に申ごとくにて候間、代々有之候得共、左樣の支證系圖、伊井にて失て無是非候、左候所に、おもひよらず我々家の古き支證ども、とくてうの依藤太郎左衛門持候よし承、

俗非俗、今是其時也、概神代以來、侍凡下區別有之、然本侍者、得替所帶、追從土民、爲賣身命、賣於系圖、依無爲方、薙髮易服、僞作沙門、心非沙門、敬富祐者、跪恩顧之輩、移僧房、或住本宅、値遇下賤、傾笠諂唉、是謂偪下者、凡下之者、抑留税賦、蔑如公道、弃於農業、習於武藝、買系圖、自稱侍、○中略終蒙天罰、自業自滅、是謂借上者、是以天下無安、國家不穩、噫嘻、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年二月己卯、典膳正六位下雀部朝臣眞人等言、磐余玉穗宮繼體○勾金椅宮御宇天皇安閑○御世、雀部朝臣男人、爲大臣供奉、而誤記巨勢男人大臣、眞人等先祖巨勢男柄宿禰之男有三人、星川建日子者、雀部朝臣等祖也、伊刀宿禰者、輕部朝臣等祖也、乎群宿禰者、巨勢朝臣等祖也、淨御原朝庭天武○定八姓之時、被賜雀部朝臣姓、然則巨勢雀部、雖元同祖、而別姓之後、被任大臣、當今聖運、不得改正、遂絕骨名之緒、永爲無源之氏、望請改巨勢大臣、爲雀部大臣、陳名長代、示榮後胤、大納言從二位巨勢朝臣奈氐麻呂、亦證明其事、於是下知治部、依請改正之、

〔中臣氏系圖〕嘉曆三年六月七日、終功畢、於二門者、以總官御本摸之、至一門三門者、以延喜本系圖之、抑系圖之中、無子孫之俗、無名譽之僧、無貴寵之女、少々略之、所以除筆紙之煩也、以二員以後宮司注大司事者、顯一員之名者也、以朱爲祭主血脈之事者、所以賞其職也、是皆達于本成意巧、不可有外見之、次一三兩門者、延喜六年比、老壯幼稚相交之間、官途昇進、豫不可記之、全以之不可本矣、其後相續之人々者、就子孫之指南、少々實錄之、所以釋古知新而已、

正慶元年七月廿五日、終書功畢、本權禰宜有俊之本也、但系圖立之樣、不思樣之間、少々改之、摸諸家之系圖、以當家岩出爲系圖之最前了、抑中氏系圖、五六本雖令所帶、皆不思樣之間、爲中書馳筆了、不可許外見者也、

祠部員外郞俊基判

如此予以自筆令中書之處、此系圖一本、可令書寫之由、岩田權大卿、師□卿強被命之間、有淸書之志、

告する風俗なること、書等に數𛀙らず記して、至誠なる眞心なるを、漢說にいはゆる名利なりなど云る徒のあるぞ、中々に表方を飾る、かの國風の虛心とこそ思はるれ、今の世人も眞心なる田舍人などは、むかしの在狀なるもあるを、宜しげなる人のさりげなくてあるは、漢意に變化たるなり、またゞ心あるきはの人は、裏は古意なりながら、世のさがのすべなさに愼めるも有べし、

系譜讓與

〔鎌倉大草紙〕信元、〇武田、中略、信長の一男伊豆千世丸とて、土屋の娘の腹に生れし子を養子に定て、系圖幷代々の御感書手次證文、不殘相傳也、

〔鎌倉大草紙〕憲實、〇上杉、中略、其後船にて西國へ赴、周防國へ行脚あり、爰にそのころ、中國の大內殿、威勢を中國九州までふるひける、都には武衞細川畠山の三家ともに末になり、其家いづれも二ツにわかれ合戰あり、一人して天下の御後見も難叶、大內は大名にて威勢もありければ、天下の御後見を望、一度都にのぼり、公方の執事とあふがれ、政道を輔佐せん事願ひけれども、三家の外は執事の例もなし、かなふまじとて、多年望を空しして過しける時、憲實入道此所へ來りけるこそ幸なれと、大に喜て、憲實入道を雲洞菴〇菴一本作院、高岩長棟菴主と稱し、長門國深川大寧寺と申會下寺にうつしをき、馳走渴仰して、則大內殿は、憲實の養子になり、上杉山の內の系圖を繼、篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て、憲實を御父とて崇敬限りなし、其後大內殿、都へ上り、上杉は關東管領の家なれば、それをつぎて、京都の執事職も子細有まじきよし申上ければ、公方よりも禁中へ奏聞ありければ、尤其寄ありと御免ありて、大內左京大夫義興、初て上杉より請て京管領に任せられ、御後見、望のごとく叶ひける、

〔相州兵亂記〕四上杉敗北幷龍若最期之事

憲政、景虎ヲ養子ニシテ、上杉重代ノ大刀、天國、幷系圖ヲ渡シ、關東ノ管領ヲ讓リ玉フ、

系譜賣買

〔文正記〕文正元年丙戌、躁動史序

八耳太子〇聖德、未來記曰、吾當入滅之后七百餘載、君臣失道、父子違禮、殺君殺親、立邪立非、僧者非僧、

子、一條次郎忠頼、同三郎兼信、兄弟二人ト名乘テ進ミ出ツヽ、木曾ト一條ト魚鱗鶴翼ノ戰ヲゾ並タル、

〔太平記十〕長崎次郎高重最後合戰事

高重、今ハトテモ敵ニ被見知ヌル上ハト思ケレバ、馬ヲ懸居、大音揚テ名乘ケルハ、桓武第五ノ皇子、葛原親王ニ三代ノ孫、平將軍貞盛ヨリ十三代、前相模守高時ノ管領ニ長崎入道圓喜ガ嫡孫、次郎高重、武恩ヲ報ゼンタメ討死スルゾ、高名セント思ハン者ハ、ヨレヤ組ント云儘ニ、〇下略

〔大塔物語〕長國、究竟早態之兵成、件金筒丸、柄中抑取捧中、凸所由良々々頷、凹所飛良々々渡、不嫌堀谷踊越、罡越、擧大音名乘梟者、遠聞音、近見目、忝清和天皇御苗裔、新羅三郎末孫、小笠原次郎長淸、其子兵庫頭政長、次男坂西次郎長國、生年廿一歳也、而内心入鷲窟、鶯螢雪之勤、外嗜弓馬之道、不遑帷幄之籌、文武二道之珍重男、倚會哉々々、暧懸、〇下略

〔館林盛衰記〕長尾但馬守館林へ寄事

五十有餘の武者、〇中略高聲に被申けるは、戰場にのぞむ人毎に、討死を不志といふものなし、然ども今日の合戰に、我一人死せんずる也、子細は兼て覺えつらん、是は清和天皇の後胤、足利氏の末流、粟屋十郎が末孫に、小曾根玄蕃允正好なり、諸野因幡守〇秀氏はおはせぬか、出合給、大刀打し、敵味方のねぶりを覺させ申べしと、勢ひあたりをはらつて扣給ふ、

〔別所長治記〕神吉ノ城攻

六尺餘ノ男、昔甲猪頭ニキ、黒皮威ノ腹卷ニ、三尺餘ノ大長刀ヲ提、高聲ニ名乘ケルハ、鎌倉權五郎景政ガ末葉、梶原十右衛門入道冬〇冬一本作道庵ト云者也、〇中略東國武者ハ、今日始テノ見參也、寄手手ナミヲ見ヨトテ、橋ノ行桁ヲ走リ渡ル、

〔古史徴一夏〕上世より世人事さある時は、祖の名を顯はし、また其功しかりし事蹟をも稱て名

家人等也、馬ニ乗ナガラ御前近參候狼籍也、奇怪也、罷退ト云カケテ暫シ堅テ態ト馬ヲゾ射タリ
ケル、
義家ニ三代ノ孫子、左馬頭義朝ノ三男、前右兵衛權佐源賴朝爰ニアリ、東國ノ奴原ハ先祖重代ノ

〔源平盛衰記 二十七〕信濃横田川原軍事

上野國住人西七郎廣助ハ、火威ノ鎧ニ白星ノ甲著テ、白葦毛ノ馬ノ太ク逞ニ、白伏輪ノ鞍置テ乗タリケリ、同國高山ノ者共ガ、笠原平五ニ多討レタル事ヲ安カラズ思テ、五十騎ノ勢ニテ河ヲ渡シテ磬ヘタリ、敵ノ陣ヨリ十三騎ニテ進出ヅ、大將軍ハ、赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、黒糸威ノ鎧ニ鍬形打タル甲著テ、連錢葦毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乗タリケリ、主ハ不知、ヨキ敵ト思ケレバ、西七郎、二段計ニ歩セヨリ、和君ハ誰ゾ、信濃國住人富部三郎家俊、問ハ誰ゾ、上野國住人西七郎廣助、音ニモ聞ラン、目ニモ見ヨ、昔朱雀院御宇、承平ニ將門ヲ討平テ勸賞ヲ蒙リタリシ、俵藤太秀鄕ガ八代ノ末葉、高山黨ニ西七郎廣助トハ我事也、家俊ナラバ引退ケ、合ヌ敵ト嫌タリ、富部三郎申ケルハ、和君ハ軍ノアレカシ、氏文讀マント思ケルカ、家俊ガ祖父下總左衛門大夫正弘ハ、鳥羽院ノ北面也、子息左衛門大夫家弘ハ、保元ノ亂ニ、讃岐院ニ被召テ、仙洞ヲ守護シ奉キ、但御方ノ軍サ破テ、父正弘ハ陸奥國へ被流、子息家弘ハ奉被伐ケレドモ、源平ノ兵ノ數ニ嫌レズ、正弘ガ子ニ布施三郎惟俊、其子ニ富部三郎家俊也、合ヤ合ズヤ組デ見ヨトテ、十三騎轡並テヲメキテ蒐、〇下略

〔源平盛衰記 三十五〕粟津合戰事

木曾、赤地錦鎧直垂ニ、薄金ト云冑(ヨロヒ)著テ、射殘シタル護田鳥尾ノ矢負テ、歩ハセ出シテ名乘ケルハ、清和帝ニ十代ノ後胤、六條判官爲義ニハ孫、帶刀先生義賢次男、木曾左馬頭兼伊豫守、今ハ朝日將軍源義仲、生年三十七、甲斐ノ一條ト見ルハ僻事カ、雜人ノ手ニカケンヨリ、組ヤ組トテ轡ヲ並テ踉蹡タリ、一條次郎忠賴モ、同流ノ源ニ伊豫守賴義ノ三男、新羅三郎義光ガ孫、武田太郎信義ガ嫡

先ニト逃ケレバ、重盛彌勇ミテ、大庭ノ椋木許迄責付タリ、義朝是ヲ見テ、惡源太ハナキカ、信頼ト云大臆病人ガ待賢門ヲ早被レ破ツルゾヤ、アノ敵追出セト宣ケレバ、承候トテ被レ懸ケリ、續兵ニハ鎌田兵衛、○中略已上十七騎、轡ヲ雙ベテ馳向、大音聲ヲ揚テ、此手ノ大將ハ誰人ゾ、名乘レ聞カン、角申ハ清和天皇九代後胤、左馬頭義朝嫡子、鎌倉惡源太義平ト申者也、生年十五歲、武藏大藏ノ軍ノ大將トシテ、伯父帶刀先生義賢ヲ討シヨリ以來、度々ノ合戰ニ一度モ不覺ノ名ヲトラズ、年積テ十九歲、見參セントテ、五百騎ノ眞中へ割テ入、西ヨリ東へ追マクリ、北ヨリ南へ追廻シ、竪樣横樣、十文字ニ敵ヲ颯ト蹴散シテ、○下略

〔平家物語四〕宮の御さいごの事

足利が其日のしやうぞくには、○中略大おん聲をあげて、むかしてうてき將門を亡ぼして、けんしやうかうぶつて、名を後代にあげたりし、俵藤太ひで鄕に十代のこうゐん、下野國の住人あしかがの太郞としつなが子、又太郞たゞつな、生年十七さいにまかりなる、かやうにむくはんむゐなる者の、宮に向參らせて、弓を引矢をはなつ事は、天の恐れすくなからず候へ共、たゞし弓も矢もみやうがの程も平家の御上にこそとゞまり候はめ、三位入道殿○源頼政の御方に、我と思はん人々は、より合や、げん參せんとて、平等院の門のうちへ責入々々戰けり、

〔源平盛衰記二十一〕高綱賜二姓名一附紀信假二高祖名一事

兵衛佐殿、○源頼朝又射殘シ給タリケル箭ヲ取テ番ヒ、旣ニ引カントシ給ケルニ、佐々木四郎高綱、矢面ニ塞リテ、大將軍タル人ノ、左右ナク弓ヲ引、矢ヲ放事侍ラズ、御伴ノ者共、一人モアラン程ハ、輕輕敷事有ベカラズ、郞等乘替其詮也、トク〳〵延給へ、定綱、高綱兄弟御身近侍リ、可レ禦レ矢仕、但姓名給ラント云ケレバ、佐殿、子細ニヤ、暫高綱ニ預給フト宣ヘバ、佐々木姓名ヲ給テ、弓矢取テ番ヒ、坂ヲ下ニ向テ、大音揚テ名乘、清和帝ノ第六皇子貞純親王ノ苗裔、多田新發意滿仲ノ後胤、八幡太郎

氏ハ二人ノ主トル事ナケレバ、宣旨ナリトモエコソ内裏ヘハ參ルマジケレトテ、打過ケレバ、〇下略

〔保元物語〕二白川殿義朝夜討被寄事

四郎左衛門、〇中略大炊御門ヲ西ヘ向テ防ケルガ、爰ヲ寄ルハ源氏カ平家カ、名乘レキカン、角申ハ、六條判官爲義ガ四男、前左衛門尉賴賢トゾ名乘ケル、河向ニ答テ云、下野守殿〇源義朝ノ郎等、相模國ノ住人、首藤刑部丞俊通子息瀧口俊綱前陣ヲ承テ候ト申セバ、扨ハ一家ノ郎等ゴザンナレ、汝ヲ射ニアラズ、大將軍ヲ射ル也トテ川越ニ矢二ツ放ツ、〇中略安藝守〇平淸盛ハ、二條川原ノ東堤ノ西ニ向テ引ヘタリ、其勢ノ中ヨリ五十騎計先陣ニ進ンデ押寄タリ、爰ヲ堅メ給ハ誰人ゾ、名ノラセ給ヘ、角申ハ安藝守殿ノ郎等ニ、伊勢國ノ住人故市伊藤武者景綱、同伊藤五伊藤六トゾ名乘ケル、八郎是ヲ聞、汝ガ主ノ淸盛ヲダニ、アハヌ敵ト思ナリ、平家ハ柏原天皇〇桓武ノ御末ナレドモ、時代久ク成下レリ、源氏ハ誰カハシラヌ、淸和天皇ヨリ爲朝マデハ九代也、六孫王〇經基ヨリ七代、八幡殿〇義家ノ孫、六條判官爲義ガ八男、鎭西ノ八郎爲朝ゾ、景綱ナラバ引退ケトゾ宣ヒケル、

〔保元物語〕二白河殿攻落事

相模國住人大庭平太景能、同三郎景親、眞前ニ進ンデ申ケルハ、八幡殿、後三年ノ合戰ニ、出羽國金澤ノ城ヲ責給シ時、十六歲ニシテ、軍ノ眞前懸、鳥海三郎ニ、左ノ眼ヲ甲ノ鉢付ノ板ニ乍被射付當ノ矢ヲ射返テ、其敵ヲ取シ鎌倉權五郎景正ガ末葉、大庭平太景親トゾ名乘タル、

〔平治物語〕二待賢門軍附信賴落事

左衛門佐重盛、五百餘騎ヲバ大宮面ニ殘シ置、五百餘騎ニテ押寄テ呼リ給ケルハ、此門ノ大將軍ハ信賴卿ト見ルハ僻目歟、角申ハ桓武天皇苗裔、太宰大貳淸盛ガ嫡子、左衛門佐重盛、生年二十三ト名乘懸ケレバ、信賴返事ニモ不及、ソレ防ゲ侍共トテ引退ク、大將ノ引給間、防侍一人モナシ、我

揚言系譜

一俊宣──二俊泰──三俊永──四大膳大夫俊直──五坊官慶忠──六兼坊快俊──俊記──兼坊忠快

（俊永）──俊定──俊孝

（快俊）──七山城守俊祇──主税助俊眞──匡英

（俊祇）──石見俊光──俊尚

右之系圖、關白へ懸御目、何代とは如何樣にかぞへ可申哉と申上候へば、慶忠快俊入て、山城守迄七代と書可申由御意也、仍而右一二三付の通、山城迄七代と書付出候也、

〔古事記崇神中〕此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎、而坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國亦安平、是以驛使班于四方求謂意富多多泥古人之時、於河內之美努村見得其人貢進、爾天皇問賜之汝者誰子也、答曰、僕者大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘賣生子、名櫛御方命之子、飯肩巣見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白、

〔保元物語一〕官軍方々手分事

基盛、大和路ヲ南へ發向スルニ、法性寺ノ一ノ橋ノ邊ニテ、馬上十騎計、直甲ニテ物具シタル兵、上下二十餘人、都へ打テゾ上リケル、基盛、是ハ何レノ國ヨリ何方へ參スル人ゾト問ケレバ、此程京中物忩ノ由承ル間、其子細ヲ承ラントテ、近國ニ候者ノ上洛仕ルニテ候ト答、基盛打向テ申ケルハ、一院〇白河崩御ノ後、武士共入洛ノ由、叡聞ニ及ブ間、關々ヲカタメニ罷向フ也、內裏へ參人ナラバ、宣旨ノ御使ニ打連テ參ジ給へ、不然バエコソ通シ申マジケレ、角申ハ桓武天皇十代ノ御末、刑部卿忠盛ガ孫、安藝守淸盛ガ次男、安藝判官基盛、生年十七歲トゾ名乘タル、大將ト思敷者ノ、〇中略身不肖ニ候へ共、如形、系圖ナキニシモ候ハズ、淸和天皇九代ノ御末、六孫王七代末孫、攝津守賴光ガ舍弟、大和守賴信ガ四代後胤、中務丞賴治ガ孫、下野權守親弘ガ子ニ、宇野七郎源親治トテ、大和國奧郡ニ久住シテ、未武勇ノ名ヲ落サズ、左大臣殿〇藤原賴長ノ召ニ依テ、新院〇崇德ノ御方ニ參也、源

北小路石見との書付、尤に候へども、何も先祖委細に被書付候間、左樣に御書付候而、明日中に御越可被成候、

近衛殿諸大夫先祖何――より、北小路山城守迄何代に成申候、後水尾院御代に被召出候、

月日　北小路石見名印

三番頭當所

右之通書中に申來、某披見、夕飯後、日向同道出京、先ふや町へ參、主公へ得御意候處、近衛殿伺公窺可申との事尤に候と御申候故、卽刻伺公、今大路治部に逢、昨日關白御參內、日向迄俊光義御尋、雖有窺御機嫌候、次に御違も御座候はゞ、得御意度由申上候へば、卽刻御對面、先祖書、今晚中に指越候樣にと、非藏人奉行衆より申參候由に而、書付可申上と存候、俊宣より諸大夫に成候者計、かぞへ候へば、山城守迄七代、俊宣より嫡子之筋、坊官入候而も、山城守迄七代に候、いづれの方をかぞへて、七代と心得可申哉と窺申候へば、御思案被遊候而、嫡脈之通、坊官も入て、山城迄を七代と心得候て、書付可申由御意也、仍而、

近衛殿諸大夫、從三位大江俊宣ヨリ、北小路山城守迄七代に成申候、山城義、後水尾院御在位之時、東御所御執奏ニテ、元和年中ニ被召出候、以上、

八月廿四日　北小路石見俊光

松尾山城殿

吉見肥前殿

佐々下總殿

右之書付懸御目候へば、此通可然候間、此通ニ而、奉行へ可遣之由關白仰也、○中略

近衛殿諸大夫北小路大江

一家督初而御目見、隱居、分地、官位、加階昇進死去、并付歳次男、厄介、家來等、新知被召出候儀、

一御名代、御使、御手傳、其外廉立候御用、

一減知、御役御免、其外御咎等之儀、

右之分、年月日委細ニ認候事、

右之外其邸宅御成等之儀、又は格別なる拜領物御譽等、不依何事其家々之美目に存候儀は認可申事、

但御門番、火之番等、通例之儀は認に不及、事繁不相成樣に、緊要之儀計簡易に認可申候、

此御書付取調之上、此部中江可認入候、

〔一話一言十七〕系圖調

年々拾五枚　御書院番水谷伊勢守組　高林彌藏

同　御小性組石川壹岐守組一郎養父　大久保酉山

同　新御番小野飛驒守組　木部猶存

小普請組渡部平十郎支配　高木喜次郎

五人扶持　同戸田中務組主入郎養父　大林新次郎

三人扶持　御持頭宅間與左衛門組同心　小田又藏

三人扶持　屋代太郎養子　屋代小太郎

右寛永以來、系圖調御用書物相勤候樣、可被申渡候旨、御書付を以、堀田攝津守殿被仰渡、頭々宅において申渡候由、

未三月廿六日寛政十一己未年也

〔大江俊光記〕元祿十三年八月廿四日、日向渡、山城肥前下總三番頭より、日向へ文、近衛殿諸大夫家

査覈系圖

與余之世家而附之、庶幾齊家治國、本枝百世之、永傳無窮也、

寛永十八年辛巳某月某日　從四位下右近衞少將兼陸奥守藤原朝臣忠宗序

〔鳩巣小説 下〕一脇坂淡路守殿、只今ヨリハ二代モ前ノ人ニテ候、〇中略此淡路守殿歌人ノ聞ヘ有之候、寛永年中日光ヘ系圖獻上ノ時分、其身ノ親父ヨリ主マデ二代計リ書申サレ、末ニ一首ノ歌ヲソヘテ納被申候、大猷院様〇徳川家光殊ノ外御感ナサレ、其通ニテ日光ヘツカハサレ候ヨシ、風流ノコトヽ申傳候由、其歌ニ、

北南ソレトモシラズ紫ノ、由緒バカリノ末ノフジ原、藤原ノ末ト被致候ハンヤ、但末ノ藤原カトテ其時分吟味ニテ究申候、此頃新井氏京都近衞攝政公ヘ侍ヲ越申ニ付、殊ノ外吟味ニテ、私モ相談ニ入申候、夫ニ付此咄申サレ候、

〔續武家閑談 十九〕高敦〇木村按するに、〇中略寛永十一年、大猷公〇徳川家光大小名御旗本の系圖を太田備中守資宗、民部卿法印道春に命じ、是を撰ましめ、日光山東照宮へ御奉納の折柄、清泰院〇徳川家光養女、前田光高妻、の御方の御吹擧にや、彼左兵衞〇佐々木義治子名家たるを以て、其系譜を倍臣といへども、是を召寄せて御奉納の列に加へらるゝよし、室直清、予に物語す、

〔憲教類典 二之四〕寛政元癸酉年

諸大名系譜御改ニ付、御書付諸家系譜差出候覺、

一古キ家筋之分は、誰よりと被相達べく候、其以前は書出ニ不及候、

一延寶元年以後、万石以上ニ相成候分は、先祖之由緒、并連綿いたし候代々之儀不殘認可被差出候事、

但分知は家元延寶八年迄は八万石以上ニ而、本家譜代分知、或は家元譜代分流と認候而、遠祖迄委細書出し候にも不及候、

中臣朝臣安則等之祖、次檪手子大連公、是神祇大祐大中臣本扶等之祖也、先祖之後、度々相承、勘造圖牒、或別祖之後、倒錯不明、或名號之字、相違難辨、芝艾雙生、涇渭混流、因茲申下上宣、鳩集先後本系、及家々古記、戸々門文等、始從去寬平五年、十四載之間、實錄粗畢、仍集爲卷、名曰新撰氏族本系帳、總造一卷、以寫四通、一通准例送納省庫、三通各分授置三門、但或偏好遠遊、流宕不歸、或追尋世業、耕種聊生、如此之類、非無兒息、生長草萊、分離親族、勤雖弋釣、恐有遺脫、假令雖漏此帳、來首不虛、搜實處分、不必確執、苟所以不弃人之心也、于時延喜六年歲次丙寅焉、

系圖略之

以前檢案內、去貞觀五年十一月三日、勘造件帳、進官已畢、而先帳歷年、後生未載、爰被上宣、具所撰錄、加以此氏供奉神事、良有以矣、苟非其人、恐致咎祟、望請准例、被踏官印、依件分納、將爲後鑒、仍錄事狀、中上如件、謹解、(件本系、去延喜三年、構作既畢、而以今年更勘署進官、)

延喜六年六月八日

從五位上行神祇大副大中臣朝臣安則

少副正六位上大中臣朝臣良臣

散位正六位上大中臣朝臣氏彝

正六位上行大祐大中臣朝臣本扶

從七位上守少祐大中臣朝臣奥生

少典謚正七位上大中臣朝臣有總

右衞門權少尉正六位上大中臣朝臣三江

散位從六位上大中臣朝臣勝來

學生正七位上大中臣朝臣利世

〔羅山文集序四十八〕伊達氏家譜序(代陸奥守忠宗)

故先考、嘗校舊譜、以修於系圖一軸、以爲家藏、方今有鈞命、使列國主及群士各獻其家譜、太田備中守資宗奉之、民部卿法印道春副焉、余亦聞其命降、於是繕寫家藏之舊本、且補其所不足、以先考之行業

〔古史徴一夏〕新進本系とは、桓武天皇の御世に、詔令せて奏進しめ給へる諸家の本系帳と云るなり、

〔類聚三代格七〕太政官符

應令諸國郡司譜圖諜一紀一進事

右得式部省解偁、檢案内、件圖諜、經數十年一進、或五六年間頻進、因茲短祚早死者、子孫懷漏圖之憂、數好改換者、官司有勘會之煩、望請下知諸道、令進件圖諜、以一紀爲限、務存實錄、不致假濫、但依去弘仁二年二月廿日詔書、應進譜圖之狀、三年九月四日下知諸國訖、而諸國所進圖諜、零疊年限不同、如此之國、始進圖年、計其程限、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

天長元年八月五日

〔三代實錄清和七〕貞觀五年三月十一日癸酉、詔令近江國坂田郡穴太氏譜圖、與息長坂田酒人兩氏同卷進官、

〔三代實錄陽成三十九〕元慶五年三月廿六日甲戌、是日制、令五畿七道諸國諸神社祝部氏人、本系帳三年一進、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀

大中臣氏人等解申進新撰氏族本系帳事

夫本系者、所以立祖宗、分昭穆、正濫吹、表後生之書也、爰自居々登魂命以往、本記雖存、朴略不詳、從太祖天之兒屋根尊以來、父子相承、兄弟載錄、凡厥條分支別之類、必以編次、不失故實、就中殊有立功名者、名下繫其行事、降至廿一世之孫可多能祜大連公、總生三男、第一男御食子大連公、第二男國子大連公、第三男糠手子大連公、分爲三門、子孫稍衆、御食子大連公生八男、其第一男内大臣鎌足、初爲藤原朝臣、同大臣舍弟八郎垂目連、是散位大中臣氏彝等之祖、次國子大連公、是神祇大副從五位上大

藝侯謀不朽之意最盛、而淨書諸士系譜一部、納之於嚴島神祠、自製藏收系譜記云、其記實使臨川代作之、當時王侯文學之盛、可以欽賞、今時之公伯若此之類、極希者何也、上固無君主措意於此、下素無臣子留志於此、上下偸安、互喜因循、貴賤客嗇、迭悅盧揑、不思報祖先之誠、覆苗後之意、

〔日本書紀三十持統〕五年八月辛亥、詔十八氏、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、伊(伊恐衍)平群、羽田、上進其祖等纂記、

〔弘仁私記序〕凡厥天平勝寶之前、感神天皇(聖武)年號也、世號法師天皇、毎一代使天下諸氏、各獻本系、謂譜牒爲本系也、永藏秘府、不得輙出、今存圖書寮者是也、雄朝妻稚子宿禰天皇(允恭)御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難决、因坐甘橿丘、令探熱湯定眞僞、今大和國高市郡有釜是也、後世帝王、見彼覆車、毎世令獻本系、藏圖書寮也、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀

大中臣氏人等解申進新撰氏族本系帳事〇中略

同本系云、〇中略案依去天平寶字五年撰氏族志所之宣、勘造所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾、本末中良布留人、稱之中臣者、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宜布告天下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流幷繼嗣歷名、若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、凡厥氏姓、率多假濫、宜在確實、勿容詐冐、來年八月卅日以前、總令進了、便編入錄、如事違故記、及過嚴程者、宜原情科處、永勿入錄、凡庸之徒、總集爲卷、冠蓋之族、聽別成軸焉、

〔新撰姓氏錄序〕皇統彌照聖明、〇桓武生而叡哲、〇中略思切正名、遒降絲綸、撰勘本系、緗帙未畢、鳳輿登遐、天朝〇嵯峨至明、紹脩前業、〇中略爰勅中務卿四品臣萬多親王、〇中略臣等歷探古記、博觀舊史、文駁辭蹐、音訓組雜、〇中略新進本系、多違故實、〇下略

〔改選諸家系譜〕改選諸家系譜序

勝國之初、天下爪分、豪傑并起、其勝敗存亡、史之所記、最爲多矣、雖然其大者固可得而知之、其小者猶可得而知之、而至其世譜族籍、則泯々乎、猶未可得而知之也、吾竊恨焉、非唯吾竊恨之、天下亦以爲恨、我鄕關翠軒、其恨之之尤者也已、翁姓松下、名重長、號關翠軒、慶和間、年十八、從軍于攝、故列侯諸將、勝敗功績、目視之、手記之、非唯其大者、小者可得而知之、雖其世譜族籍、亦能得而知之、譬之猶登泰山而辨衆山、向白日而計秋毫矣、翁遂著諸家系譜若干卷、翁於是始不恨也、翁卒後、門人藤田子、家得而藏之、譬而校之、所其遺漏、從而增之、如前田、松井、柳澤、戶田、奧平、永井、堀、森、靑木、植村、新莊等、其先不審、如織田、本多、大久保、內藤、水野、其支流繁不可辨、皆得而正之、昭々爲悉、書成名曰改選諸家系譜、無慮一百餘卷、吾聞之喜而不寐、遂喜而識其端、時享保庚子〇五年初冬、靑山隱士平一鷗叙、

〔先哲叢談 續編 七〕田臨川、名革、字士豹、一名高通、字鳳翼、號臨川、初通稱立革、後更半藏、寺田氏、自修爲田、安藝人、仕于本國、

寶永中奉侯命、撰安藝諸士系譜、享保八年告成、又命撰三備諸士系譜、十六年告成、辛丑元旦有詩云、花柳欣然一畝宮、身安心靜坐春風、架頭族譜三千卷、遲日要收輯錄功、蓋記當時之實也、按辛丑享保六年也、自注云、頃歲奉敎、編輯諸士系譜、故句中及之、

夫士之仕也、非苟私其祿、以榮其身、將上盡忠於君主、中報德於祖先、下垂裕於後昆、故其爲君者、訪求其士之賢、禮待其士之能、宜錄祖先之功績、詳其所在、而後表諸將來、以勸厲於後裔、是乃系圖譜牒之所以不可廢也、寬永中官命林文穆等、輯著諸家系圖傳、自是而後、爲斯擧者、若新井白石藩翰譜、谷田博古改撰諸家系圖等、往々而出、藝侯命藝備之封內、出其所弆藏、俾臨川輯錄之、自甲午始、迄癸卯畢、凡經十年全成、題曰藝藩諸士系譜、總三百六十四卷、附錄十二卷、目錄六卷、侯喜賞賜金若干、當時侯伯傳稱其擧、以爲諸藩未曾有之盛典矣、

旦ニ暮千載一哉、蓋國史家乘備矣、顧又不レ無二瑕瑜一、識者病レ諸、土橋某者、嘗抄二諸家記傳一、撰二知譜拙記若干卷一、爾後某氏補焉、而尙未也、速水房常、夙游二壺井鶴叟之門一、最明二國史一、頃仍二土橋氏之舊一、更復爲二增補一、以傳二諸世一、其所二以拾レ遺正一レ誤者勤矣、書成屬二余一言一、固辭不レ可、乃志二其結撰之歲月一而以還レ之、

延享乙丑冬十一月　右亞相加州權別駕宣季書

〔諸家知譜拙記　一〕凡例

一此書、貞享年間、土橋氏定代者、撰述上梓、以傳二諸世一、爾後星霜數遷、享保中、或人增補、而尙謬誤不レ少、是以曾祖方巾齋、考二索諸家系譜一、抄二錄其官階薨卒年齒等一、以備二便覽一、

〔改正增補諸家知譜拙記　五〕跋

諸家知譜拙記、延享二年印行、寶曆四年、明和二年增補、又今年補正既訖、

文政三年二月　速水常忠

〔先哲叢談　二〕堀正意、字敬夫、號二杏菴一、〇中略寬永中來二江戶一謁二台德大君一、〇德川秀忠拜二衣服及酒食賜一、且奉レ旨入二弘文院一、與レ諸家系圖傳編修、別自撰二武家系圖若干卷一、

〔萬家系譜〕劣每恨本邦無二諸子傳一、欲レ撰二一史一、而有二志未一レ暇、是故云二系譜一、云二舊記一、雖レ有二片言半辭一、觸レ目落レ耳者、謄二書收于茲一經レ年矣、是亦其一也、記レ之暫俟二他日一、

寬文丙午〇六年孟春望　如松子〇黑川道祐

〔諸家系圖纂目錄〕諸家系圖纂凡例

一凡本館〇水戶彰考館修史、譜牒不レ明、則事實殊晦、故廣騰遠搜、多得二諸家秘本一、而從レ得便錄、姓氏無レ統、混淆紛亂、不レ便二考索一、故今輯爲二一部一、以レ姓統レ氏、以レ氏分レ稱、名曰二諸家系圖纂一、〇中略

元祿五年歲次壬申五月穀旦　丸山可澄謹識

〔著舊得聞〕丸山可澄、兼テ系譜ノ學ニ精シ、諸家系圖纂、花押藪以下ノ著述、數部アリ、

〔羣書一覽二氏族〕諸家系圖　十四卷

首卷に、本朝皇胤紹運錄とあり、天神七代、地神五代の系圖、本朝帝王系譜、國常立尊より後陽成院までをしるし、その〳〵親王皇女等の御系をつまびらかにしるせり、奥書に云、右帝王系譜、自室町殿被書之時、中書也、但小書等以他本書之、未終書寫之功、時長享二曆季冬清書、翌年季春中旬進之、亞槐藤原宣胤、又天正十九年辛卯十月十日梵舜在判、

第一卷のはじめに、編纂本朝尊卑分脈圖、特進亞槐藤公定撰と有て、淸和天皇よりしるしはじめたり、

第二卷　陽成院　光孝天皇　宇多天皇

第三卷　醍醐天皇より崇光院に至る

第四卷　源氏系圖　平氏系圖　橘氏系圖

第五卷　新編纂本朝尊卑分脈系譜雜類要集卷之第三と有て、藤氏の系圖をのせたり、

第六卷　同第四卷にして、藤氏系圖の二也、

第七卷より第十三卷に至るまで、雜類要集、次々の卷と見えたり、卷末に、天正十九年梵舜の奥書あり、

〔鹽尻二〕藤公定卿正二位大納言所撰の編纂本朝尊卑分脈圖に曰藤原魚名ノ流貞直ノ□□當流系圖、父子之次第、分流之相承、說々皆不同、本々不一揆、仍其實難糺決者也、或任舊本、或以家記注載之、但猶不辨其可否、重博可尋決是非矣といへり、凡そ系譜の事、家々所傳不等、妄に此を以彼を非とする事なかれ、唯博く實記を求て尋ぬべき也、

〔諸家知譜拙記一〕增補知譜拙記序

吾東方開國而來、文武之臣、率世其祿云、乃昭穆姓氏之分、閥閱官階之品、苟非文之徵、烏能使後死者

一。其人其樣、而樣皆特出于各人之嗜好、如好詩則李白觀瀑、好國雅則小倉山莊、家有見山之樓、則富士峯之類、侯用意之織悉懇到可見已、鄰之不肖以濫吹亦辱在贈中、其陶介彈琴圖、蓋爲鄰癖子琴而作也、局之開也、二侯愍其優待甚至、暑時之冷麪紫神散、參葉湯、寒時之葛湯、湯餅、淨手湯、或以園蔬、或以時果柿柑、以時慰勞之、凡法書名畫、四時花卉、珍奇之物、有所致則出示之、此堅田侯之殊遇也、枇杷葉湯于夏、醴羹湯腐于冬、佳茗之日給、風雨或少縮散限、此宮川侯之恤且恕也、其待校讐、必茶之果之、別業花時、必借而遊焉、又必盃尊盤俎果餌以饗之、則二侯不有所異也、其同者固同、其異者豈異乎哉、發乎待人之渥則一也、爾鄰有感于此、因併錄、

〔泰平年表大御所〕文化九年十二月十九日、寛政諸家系譜御用相勤候ニ付、八丈縞十端松平伊豆守、御刀山城國廣、代金十五枚、堀田攝津守、同肥前國忠廣、代金十三枚、堀田豐前守於御前拜領之、同廿三日、系譜掛大目付、御目付、奧御右筆組頭、奧御右筆、其外系譜調方出役、御目見以上已下共、於席々拜領物有之、寛政系譜御用之中は、寛永の時、諸家の系圖編集有之譯は、寛永十八年、太田備中守資宗總宰にて、林道春、其子春齋、編集の事を奉り、手傳は五山の碩學、其外は林家書生相交り、是を勤、是時家々より譜を奉る、万石以上、巳下は御目見以上計りなり、同二十年編集卒業、帙三百八十卷、是を寛永諸家系圖と云、其後寛政十一年正月十七日、堀田攝津守正敦朝臣、願により寛永以來の系圖書次御用被仰付、堀田豐前守正穀朝臣は、正敦朝臣に差副御用相勤べしとの仰を蒙り、右懸り大目付壹人、御目付二人、奧御右筆組頭壹人、奧御右筆六人被仰付、是等は系譜撰の事にはあづからず、諸家の譜調進の事抔取扱ふ爲なり、諸家に命令下して新に系譜を奉る、此時兩邸に調所を設けられ、攝州御役屋敷にも書院二間、豐州やしきは表居間なり、御旗本の内、兩御番、新御番、大御番、小普請、又は兩御番の隱居部屋住の悴等、文筆有之者御撰、系圖書次取調御用被仰付、御目見以下席よりは、數十人御撰、手傳に被仰付、年々人數相増、卒業の年に至ては四十八人なり、但兩邸に頭取二人ヅヽを置れ、諸事を取扱ふ、其外にも訂正、校定、日記方、清書方、家譜方などいふ役あり、享和三年の春、寛永譜書次の儀を止め、重修の體に改作也、文化九年十月に至りて、重修系圖皆出來、成帙一千五百三十卷、是を寛政重修諸家譜と名付らる、序文は正敦朝臣也、凡例目錄十卷を副らる、同十一月廿一日、羽目の間に並べ、御老中方御見分相濟、奧へ相廻し上覽の上、紅葉山御書庫へ收めらる、同十二月廿八日、寛政譜副本書寫御用被仰付、御用濟の内より右出役被仰付、此度御殿にて淨書御用相勤、尤右見廻御用、西丸新番組頭壹人、西丸御小性組壹人被仰付、是迄の出役なり、同十二年十月、副本淨書皆出來に付、羽目の間に並べ、御老中方御見分有之、後日日光山御神庫へ御納に相成、

〔尊卑分脈一〕編纂本朝尊卑分脈圖

特進亞槐藤公定撰

之不過小出入、而其大體則豈容異軌哉、古者有賜姓命氏之典、而今無其事、今無其事而有其意者、二譜之謂矣、向則譜牒之晦者、待此而明、明者待此而確、氏姓閥閲、一展瞭然、藏在秘府、爲萬世不刊之典、宗庶以辨、政作以維、民志以定、世族保恩、國體益鞏、德澤之流、不可概量、臣等叨董其役、與有榮耀焉、於是摘其大要、辨諸簡端、文化九年壬申十一月、攝津守從五位下臣堀田正敦謹序、

〔輪池叢書三十七〕寛政重修系譜竟宴

ながうた　　守躬

年月をふる河のべに、たつ杉の、ふたつの家に、人みなの、いゆきかよひて、もの丶ふの、やそうぢがはの、かみつせに、みをさかのぼり、しもつせに、こぎたみくだり、しば舟の、しばしもおちず、あしひきの、やまとのみかは、ことさへぐ、から國までも、ふみのその、ことばのはやし、ふみわけて、つくりいだせる、巻々は、いくらばかりぞ、春されば、花さきを丶る、もの丶かず、十さいひつ丶、いつ丶にも、あまりにけらし、たまだすき、かけのよろしく、おほみ代に、たえたるをつぐ、いにしへの、ためしをさへも、しづたまき、くりかへしつ丶、かしこくも、いまのうつ丶に、あひにけるかも、

反歌

つがの木のいやつぎ〳〵につたへきていまぞひらくる家々のふみ〇中略

詩畫各一幅、共一匣、畫則堅田侯〇堀田正敦賜畫人狩野與信寫、而詩則宮川侯〇堀田正穀自題、乃二侯之所賜鄕也、先是寛政十一年己未、有命重修列侯元士譜牒、越十有四年、今茲壬申〇文化九年十一月始成、計千五百三十卷、爲五十六函、與其事者、前後六十餘員、而二侯爲之總裁、開局於私第以延之、就局者、朝而入、暮而散、孜々不怠、十餘年如一日、而二侯參贊之餘、躬自率勵、或與之對校、日夕不已、雖病不能朝、而力可以勉、則未嘗廢視事也、及其成也、官賜物各有差、而二侯亦特置酒以饗、遍有贈遺、宮川侯以詩以視、堅田侯以畫、或亦以視、詩則侯之喜纂修功竣而賦者、皆侯自書、各幅全同、畫則不

るしてまゐらす、志かるべき由を仰下されしかば、これより諸家の事どもたづねきはめて、七月十一日に至て草を起し、十月に至て稿を脱す、事は慶長五年に始りて延寶八年に至る迄、八十年の間、始封襲封、及び廢除等、凡三百三十七家、その書たる正編十卷、附錄二卷、凡例目錄ともに一卷、通計十三卷を分ちて廿冊となし、みづから淨寫功終りぬれば、明る壬午の二月十九日に進呈す、これよりさき書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰譜と題せらる、

〔寛政重修諸家譜　一〕寛政重修諸家譜序

寛永十八年、命備中守臣太田資宗、輯諸家系譜、使臣林信勝等分任著述編摩之役、書成、名曰寛永諸家系圖傳、凡姓氏門閥之故、皆取正於此、自時厥后、歷祼將二百、其承襲與替、褒貶與奪、宜陸續追書、而未之遑、是以臣正敦不自揣、敢請成其書、幸蒙俞旨、以臣總裁其事、使豐前守臣堀田正穀副之、乃選臣僚吏胥曉文墨有識幹、及其子弟可任使者五十餘名、請以爲屬、分曹從事、臣建言之初、志專在繼舊譜、既而開局校勘、見諸家頃所進譜牒、間有與舊譜不吻合、蓋文書碑板、散逸於當年者、後嗣訪獲、而後始備、則知向之踈繆、亦理之固然、於是寛永以前之紀載、有不能盡推卸諸舊譜者焉、乃請而改體例、或刪補、或兩存、名以寛政重修諸家譜、創局於寛政十一年己未、斷手於文化九年壬申、書成一千五百三十卷、繕寫上進、臣正敦謹序之曰、天下之人、孰無姓系、而止是諸家何也、以爲大府之治具也、譜牒之編尙矣、自萬多親王撰姓氏錄、繼起者數十家、莫非所以辨宗庶維政化定民志、降迄中葉、王綱解紐、禍亂相承、豪傑未必出於世家、於是乎有起於卒徒、而位極人臣者、有據一州一郡、名器世系、或出其自爲、無命於上、無統於前、至是譜牒大壞、眞假錯雜、天厭喪亂、生我神祖、智謀勇果之夫、蟬聯景附、輔成鴻業、時際慶元、大兵龍擾、德懷威懾、莫不投戈崩角、霧消爝熄、天地開朗、於是論功行賞、上之有胙土析珪之寵、下之至尺効寸勞、甄錄弗遺、若夫迷方梗化之類、亦來斯受之、刮垢滌汗、皆涵濡江海之宏量、藩衞磐石之丕基、人心悅服、宇內密如、夫然後命成舊譜、梳理融會、列於令用、故新譜之於舊譜、雖不能一切遵奉、要

す、寛永十八年二月七日、將軍家〇徳川家光あらたに台命をくだしたまひて、諸家の系圖をあつめあましむ、資宗これを奉行す、民部卿法印道春これにそふて、そのあむべきおもむきをしめす、こゝにをひて諸大小名御譜代御近習御番衆等、およそ恩祿をかうふるもの、大小となく、みな其家譜をさゝぐるもの數千人なり、道春をよび子春齋、件の家譜をみて其眞僞をわきまへ、其新舊をただす、且又仰によりて漢字假字兩字をつくらしむ、其事繁多なるゆへに、十九年三月十日、かさねて台命くだりて、僧錄金地院元良長老、尾州の法眼正意、水戸の書生卜幽了的、おなじく其事にあづかる、高野山見樹院立詮を乞ひ、御右筆大橋重政、小嶋重俊、倭字の事にあづかる、且又京都五岳の僧侶十七人をめして、江戸にきたらしむ、こゝにをひて、諸家の系譜をわかちくばる、道春春齋は、清和源氏の部をつかさどる、立詮これに屬す、元良をよび五岳衆は、藤原氏の部をつかさどる、重政これに屬す、正意は、諸氏の部をえらび、水戸の書生は、平氏の部をあむ、重俊これに屬す、其外草案をつくり、淨書にあづかるもの數十人におよべり、年を經て全編をなす、其系譜にくはしきあり、あら〳〵しきある事は、おの〳〵獻ずる所の家本長短あるによりてなり、漢字倭字、都合三百七十二卷、其名を題して寛永諸家系圖傳といふ、かくのごときの大部なる事、本朝のむかしより、いまだきかざるところ也、誠に太平御一統の御時にあらずば、いかでかこゝにいたらんや、諸家其官祿をしる時は、御恩のあつき事をわすれず、其勳功をのする時は、先祖のつとめをおもふべく、しかれば忠孝の道、無窮の德とともに、千萬世の後まで、たれかあふぎたてまつらざらんや、

寛永二十年癸未九月吉日　從五位下太田備中守源資宗〇又見羅山文集

〔折たく柴の記上〕庚辰の年〇元祿十三年十二月十一日に、國初より此かた、その封祿萬石以上の人々の事まで、進講のいとまあらむをり〳〵に、いかにもしるしてまゐらせよかしなど仰られしに、明けの年辛巳の正月十一日に、其事を以て仰下さる、同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例をし

幕府發氏族志

村主、甲賀村主、鞍作村主、播磨村主、漢人村主、今來村主、石寸村主、金村村主、尾張次角村主、是其後也、爾時阿智王、建今來郡、後改號高市郡、而人衆巨多、居地隘狹、更分置諸國、攝津、參河、近江、播磨、阿波等國、漢人村主是也、（○中略）また苅田麻呂の條に、姓氏錄曰、犬養男、從三位苅田麻呂、帝天平寶字八年、特賜人忌寸などあり、（○中略）政事要略卷二十六に、姓氏錄云、多米宿禰、出自神魂命五世孫、天日鷲命也、四世孫小長田、稚足彥天皇（諡成務）御世、仕奉大炊寮、御飯香美、特賜嘉名、負朕御多米、六世孫三枝連男、倭古連之後、天渟中原瀛眞人天皇（諡天武）御世、改賜宿禰姓、また東大寺要錄末寺章部に、姓氏錄第十一云、神護景雲三年、右大臣中臣朝臣清麻呂、加賜大字、厥後延曆十六年、定成等四十八人、同賜大字、同十七年、船長等卅七人、加賜大字、自餘猶留、爲中臣朝臣とある、この文どもも、今の姓氏錄に見えざるを以て、全本なり、云事の非說を辨ふべし、

〔日本紀略（嵯峨）〕弘仁十年四月庚戌、勘本系使中務卿萬多親王、中納言藤原朝臣緒嗣等、奏曰云々、伏據舊記、判定訛謬者、許之、

〔實隆公記〕文龜二年六月十五日丙辰、今日日本紹運錄、終書寫功、廿一日壬戌、帝王紹運錄、愚本終書功了、廿三日甲子、禁裏紹運錄御本、近代分依仰書繼之、所々僻字等、同直進上之、

〔水戸本本朝皇胤紹運錄〕奧書　本云

文龜壬戌（○二年）林鐘中旬、申出禁裏御本、（西山内府公（藤原滿季）筆、銘後小松院宸筆云々、）凌炎署之病眼、終書功者也、不可外見矣、

權大納言藤（○判）（實隆）

〔寛永諸家系譜傳（二）〕寛永諸家系圖傳序

本朝諸家の系圖、世に傳はる事久し、鹿苑院殿（○足利義滿）の時に、大納言藤原公定うけたまはりて、分脈圖をえらび、嫡子庶子の本末をわけて世におこなふといへども、なをいまだつまびらかなら

所抄、其意爲備指掌、亦用心之勤矣、其偶存者、後世之幸也といひ、また一本に、第一帙とある下の書入に、此書稱抄者當矣、今所傳姓氏錄者、廼古之目錄也、可惜全書亡佚、其悉委不可得而考也とも云るは、上件の旨を辨へず、姓氏錄抄と題せる本もあるを見て、抄略本の傳はれると思ひ惑へる言なりかし、全書にも抄字を添て題すること、中世人の常なれば、元無りし抄字を後人の書添たることゝ論なきものをや、（そは表にも序にも、新撰姓氏錄とのみ有て抄といはず、大かた凡ての書に抄と云ことは、天暦あたりより後に始れる事にて、抄と云ずとも有べき書をも、然いふ倣(ナラヒ)となむ成れりける、）此は吾が徒の中にも、然思ひ惑へる人の多かれば、いとも貴き寶典の幸にかく全くて傳はれるを、略本なりと思ひ貶さむことの憤ろしくて、辨へたるになむ、

〔氏族考下〕今世に傳はれる姓氏錄は、抄略本にして、○中略其抄略本なる證は、太子傳玉林抄四卷に、新撰姓氏錄第十一卷云、金村連、是大和國城上郡椿市村阿部等祖也、また九卷に、姓氏錄第八卷云、高橋朝臣、本系阿部朝臣同祖、大彥命之後也、孫盤鹿六獦命、大足彥忍代別天皇（諡景行）御世、賜姓膳臣、十世之孫、小錦上國益、天渟中原瀛眞人天皇（諡天武）御世、改高橋朝臣姓、三世孫五百足男、從八位上犬養裔孫、從五位上祖麻呂、從七位下石畠等也とも、又坂上系圖に、姓氏錄第廿三卷曰、阿智王、譽田天皇（諡應神）御世、避本國亂、率母幷妻子、母弟廷興德七姓漢人等歸化、七姓者、第一段（古記、段欠）（公、字高等、一云員姓、）是高向村主、高向史、高向調使、評首、民使主首等祖也、次季姓、是刑部史祖也、次皀郭姓、是坂合部首、佐太首等祖也、次朱姓、是小市佐奈宜等祖也、次多姓、是檜前調使等祖也、次皀姓、是大和國宇太郡佐波多村主、長幡部等祖也、次高姓、是檜前村主祖也、天皇矜其來志、號阿智王爲使主、仍賜大和國檜隈郡鄕居之焉、于時阿智使主奏言、臣入朝之時、本鄕人民、往往離散、今聞編在高麗百濟新羅等國、望請遣使喚來、天皇卽遣使、大鷦鷯天皇（諡仁德）御世、擧落隨來、今高向村主、西波多村主、平方村主、石村村主、飽波村主、危寸村主、長野村主、俾加村主、茅沼村主、高宮村主、大石村主、飛鳥村主、西大友村主、長田村主、錦部村主、田村村主、忍海村主、佐味村主、桑原村主、白鳥村主、額田村主、牟佐

參議海、恐綜覈疎訛、撰緝謬違、謹詣闕奉進、伏增谷冰、謹白、

弘仁六年七月廿日

中務卿四品臣萬多親王

右大臣從二位兼行皇太弟傅勳五等臣藤原朝臣園人

參議從三位行宮内卿兼近江守臣藤原朝臣緒嗣

正五位下行造東大寺長官臣阿部朝臣眞勝

從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平

從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣穎人等上表

〔古史徵一夏〕今本に、新撰姓氏錄序とある下に、此者第一卷之序也、不載官書目錄、而載此卷、又抄姓氏錄文、註於此卷、是皆爲備指掌也と云る文のあるは、後人の書入なること論なし、然れどもいと近き世の所爲とも見えず、（一本に掌也の間に、私所爲の三字あり、○中略）抄姓氏錄文、註於此卷、是皆爲備指掌也とは、此書入れたる人の心に、此錄の文の約なるを見て、全書には非ずて目錄なりけむを、各々姓の下に錄せる文は、姓氏錄の本書より抄て、指掌に備へむ爲に、撰者たちより後の人の私に註せる物ぞと非心得したる物なり、其は新撰姓氏錄抄とも題せる本の傳はるをも思ひ合せての說なるべし、（また新撰姓氏錄目錄と題せる本のあるも、然る非心得しつる人の所爲と見えたり、）抑この錄文は約なれども、抄略したる本の傳はれるには非ず、元來の全き書なることは、各々姓々の下に錄せる文と、上に引りし桓武天皇紀十八年の詔命に、令載始祖及別祖等名、勿列枝流幷繼嗣歷名、とあるに熟く符るを以て知べし、此錄の成れる事は、もはら桓武天皇の御心より出たる御舉なれば、此詔命の如く錄さむには、今傳はる本の如くならずば、得有まじき物なるを以て、抄略本に非ざること知られたり、（○註略）然るを見林本の後序に、同人の言るは、惜乎、氏族之書不多傳、幸新撰姓氏錄抄、得存于今、惟憾其所存者、抄書而非完本也、藤原朝臣定房藏之、大內氏得之、其所來尙矣、雖未知何人

氏族志、高宗顯慶中、改爲姓氏錄、許敬宗等、以其書不叙武氏本望、奏遣禮部侍郎孔志約等、比類升降、以后族爲第一等、士卒以軍功致位五品、豫於士流、謂之勳格、當時耻焉、

〔新撰姓氏錄序〕皇統彌照聖明、(○桓武)生而叡哲、自體性仁、成被日出之崖、德光月臨之域、停烽廢闕、文軌爲一、慮周品物、思切正名、迺降綸綍、撰勘本系、紬帙未畢、鳳輿登遐、天朝、(○嵯峨)至明、紹脩前業、至聖承擧、垂脊後謀、爰勅中務卿四品臣萬多親王、右大臣從二位兼行皇太弟傅臣藤原朝臣園人、參議正四位下行右衞門督兼近江守臣藤原朝臣緒嗣、正五位下行陰陽頭臣阿倍朝臣眞勝、從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平、從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣穎人等、追慕前志、推弘此文、開書府之秘藏、尋諸氏之苑丘、臣等歷探古記、博觀舊史、文駮辭蹐、音訓組雜、會釋一事、還作楯矛、構合兩說、則有抵牾、新進本系、多違故實、或錯綜兩氏、混爲一祖、或不知源流、倒錯祖次、或迷失己祖、過入他氏、或巧入他氏、以爲己祖、新古煩亂、不易芟夷、彼此謬錯、不可勝數、是以雖欲成之不日、而猶十歲於茲、京畿本系、未進過半、今依見進、以類詮矣、(○中略)又有諸姓漏本系、而載古記、則抄古記以爲附、本系之與古記違、則據古記以刪定、今按之中、證引古記、則雖文駮、而不必改、所以存其文、取辭達也、

〔新撰姓氏錄〕上新撰姓氏錄表
臣萬多等言、臣聞陰陽定位、裁萬物以先人倫、叡聖正名、叶五音而甄姓氏、是以因生之本自遠、胙土之基增崇、沿帝道而汚隆、襲王風而興替者也、伏惟國家降天孫而創業、横地軸以開邦、一統架宗、環八洲以御辨、五運無代、跨億載而期圖、高門接軫、甲姓聯衡、枝葉寔繁、派流彌衆、旣而德廣所覃、占雲靡輟、情願編戶、星陣相尋、或擬丘陵而挺峻、或飛軒蓋以騰華、又有僞會冒祖、妄認膏腴、證神引皇、虛託黻冕、先朝(○桓武)鑒其假濫、留慮根源、昧旦臨軒、仄景忘膳、今臣等謹奉綸言、追逐前旨、徒勤三絶、空淹四時、矧夫才非博物、識謝通贍、何以温知本枝、抑揚諸聞、然書府舊文、見進新系、讎校合之、則總以入錄、其未詳者、則集爲別卷、年肇神武、人兼倭漢、凡一千一百八十二氏、幷目卅一卷、名新撰姓氏錄、譬如窺井談星、取

勘系所

勘王世所

勘撰氏族志

同本系云、〇中略案依去天平寶字五年撰氏族志所之宣勘造所進本系帳云、〇下略

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年八月丁未、直勘系所書手三人、准勞叙階有差、一等二階、二等一階、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年三月庚戌、勘王世所言、氏姓之中、身住外處者、或未被人知、至於對問、以能說家譜者即爲是眞、鎮言系譜者、因謂之僞、无人證引、只據文書、伏恐姧濫之輩、妄入宗枝、忠慤之人、空漏皇胤、望請仰所所司、若有如此之色、遂令言上、更加搜索、以糺眞僞者、依請、仰五畿內諸國令言之焉、

〔新撰姓氏錄序〕勝寶年中、時有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶氏、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本之神胤、時移人易、罕知而言、寶字之末、其爭猶繁、仍聚名儒、撰氏族志、抄案弗半、逢時有難、諸儒解體、輟而不興、

〔菅家御傳記〕天夷鳥命十二世孫鸕濡渟命、飯入根命子磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世、勅定出雲國造、鸕濡渟命弟、曰甘美乾飯根命、甘美乾飯根命子、曰野見宿禰、〇中略

右日本書紀、續日本紀、氏族志抄、新撰姓氏錄、菅原本系帳所載、

〔古史徵一夏〕谷川士淸云、唐太宗、修氏族志、高宗改爲姓氏錄と云り、書名はいかにも是に倣はれたると聞えたり、〇中略釋紀に引る私記に、案氏族略記云、藤原宮、在高市郡鷺栖坂北地と云ることあり、よく似たる書名なりけり、

〔琅邪代醉編四十〕譜諜

章俊卿曰、禮書曰、方周盛時、宗族之法行、〇中略司馬遷修史記、採世本世系、而作帝紀、採周譜國語、而作世家、人乃知姓氏之所出、晉賈弼、有姓氏傳、甄析士類、無所遺缺、賈希鏡撰姓氏要狀、賈執作姓氏英賢、齊宋譜牒之學寖興、〇中略武德中、李守素、亦明姓氏、謂之族譜、正觀中、太宗命高士廉、徧責譜牒、質諸史籍、考其眞僞、辨其昭穆、第其甲乙、進忠賢、退悖逆、先宗室、後外戚、右膏粱、左寒畯、分爲九等、號

撰氏族志所

皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾、本末中良布留人、稱之中臣者、復舊之由、惟其義也、

〔尊卑分脈五藤原〕天兒屋根尊藤原大中臣中臣卜部齋部等氏上祖也

本系帳云、興登魂尊、娶玉主命之女許登能麻遲媛命所生、

〔本朝月令四月〕同日申〇上松尾祭事

秦氏本系帳云、正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫胸形坐中部大神、戊辰年三月三日、天下坐松日尾、又云日埼岑、大寶元年、川邊腹男、秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹女、秦忌寸知麻留女、始立御阿禮乎、知麻留女之子、秦忌寸都駕布、自戊午年為祝、子孫相承、祈祭大神、自其以降、至于元慶三年、二百三十四年、

〔年中行事秘抄四月〕中酉日賀茂祭事

秦氏本系帳云、又云、鴨上社號別雷社、下社號御祖也、戶上矢者、松尾大明神是也、以秦氏奉祭二所大明神、而鴨氏人為秦氏之聟、秦氏為愛聟、以鴨祭讓與之、故鴨氏為禰宜奉祭、此其縁也、〇又見本朝月令

〔政事要略二十六〕多米宿禰本系帳云、天皇〇成務御躬為國大猷、然之時供御大飯已不聞食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅、小長田命、作備御飯進御之時、平吉聞食、即垂詔偁、仕奉御飯甚有香美、平服聞食、故召小長田命者、特賜嘉名、朕御多米負賜、被詔定多米連也、爾時賜大猷政、亦任御田之職、口天皇御贖之政掌以仕奉也、

〔菅家御傳記〕贈正一位菅原太政大臣諱道眞、參議從三位行刑部卿是善古人四男曰清公、仕至文章博士從三位、清公長男曰是善三男、母大伴氏也、〇中略

右據菅家文草後集、三代實錄、公卿補任、菅原本系帳家記等記之、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀

大中臣氏人等解申進新撰氏族本系帳事〇中略

門文

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀
大中臣氏人等解申進新撰氏族本系帳事
夫本系者、所以立祖宗分昭穆、正濫吹表後生之書也、〇中略因茲申下上宣、鳩集先後本系及家々古記、戸々門文等、始從去寛平五年、十四載之間、實錄粗畢、

〔中臣氏系圖〕裏書中臣糠手子大連公生二男〇中略
右太政官齊衡三年十一月廿日下民部省符偁、神祇大副兼内藏頭從五位上中臣朝臣逸志、少副從五位下中臣朝臣稗守等解偁、〇中略糠手子大連公、是逸志稗守等祖也、而逸志祖父正五位下中臣朝臣道城〇城一本作成等弟幷三人、爲守舊貫、不請大字、而左京戸中臣朝臣萬麻呂、同眞萬、乙長、都太美、奈美高、天足、大繼、船守、清主、吉公、廣成、系麻呂、宗嗣、清貞、右京戸中臣朝臣安成、同屎麻呂、全黒、財主、眞鷹、堅魚麻呂、鳥耳、繼縄、弟氏、福成等廿五烟、被貫兩京、混雜逸志等戸、於是始自去仁壽元年、于今六箇年、勘造本系、而門文未進、其身不參、僞參進者、冒名不實、叜恐如此之輩、後代成爭、望請依實除帳、以絶濫吹之姧、若有後日愁申之輩者、隨彼延暦十七年六月廿六日符、依實被行、謹請官裁者、大納言正三位兼行右近衞大將藤原朝臣良相宣、奉勅依請者、省宜承知、依宣行之者、(中略)以上、延喜本系載之、

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年九月甲寅、詔曰、〇中略明久淨岐心以天仕奉平氏氏門方絶多末方須治賜止勅御命乎、諸聞食止勅、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀
大中臣氏人等解申進新撰氏族本系帳事
夫本系者、所以立祖宗分昭穆、正濫吹表後生之書也、〇中略因茲申下上宣、鳩集先後本系及家々古記、戸々門文等、始從去寛平五年、十四載之間、實錄粗畢、仍集爲卷、名曰新撰氏族本系帳、總造一卷、〇中略
同本系云、〇中略案依去天平寶字五年撰氏族志所之宣、勘造所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、

本系帳

寄山地四至、東限丹生川上、南限阿帝川南横峯、西限應神山星川神勾、北限吉野川、御犬口代奉飯地、美乃岡、美津乃加志波、波麻由布、飯盛器止寄給支、又此乃伴犬、甘藏、吉人、三野國在、別牟毛津止云人乃兒、犬黑比止云人、此人乎奉寄、此人等者、令今丹生人止云姓賜奉、別犬黑比止云者、彼御犬二伴率引、弓笶手取持、大御神坐、阿帝川乃下長谷川原爾、犬甘乃神止云名乎得氏、石神止成氏在、今、彼兒花乎自十三世祖時、于今大贄人止仕奉氏、丹生人召姓賜侍、和銅三年、十二世祖、彼年籍勘仕奉、丹生眞人安麻呂、天平十二年籍、十三世勘仕奉、丹生眞人仕奉、此人等子孫今侍仕奉、

延曆十九年九月十六日

〔江談抄雜事三〕伴大納言本緣事

被談云、伴大納言者、先祖被知乎、答云、伴氏文大略見候歟、被談云、氏文ニハ違事ヲ傳聞侍也、〇下略

〔神宮雜例集二政印事〕一神服機殿政印事

左辨官下伊勢大神宮司

應早令注進當宮機殿印字樣事

右得祭主神祇權大副大中臣親隆朝臣、去五月十二日請文偁、〇中略使權禰宜荒木田神主忠頼、五月十日申文云、神服機殿神部等同日注文云、抑件印、當初神服麻續兩機殿、共以所被造進歟、於彼麻續機殿印者、于今見在也、至于當機殿印、并延曆式正文、神部等氏文、機殿古沙汰文書者、中頃神部近春隨身逃脫之由、先條如言上、所申傳也、〇中略

嘉應二年八月廿七日　大史小槻宿禰

少辨藤原朝臣

〔源平盛衰記二十七〕信濃橫田川原軍事

富部三郎申ケルハ、和君ハ軍ノアレカシ、氏文讀マント思ケルカ、〇下略

〔政事要略 二十六〕中卯新嘗祭事

高橋氏文云、六鴈命七十二年之秋八月受病、同月薨也、

〔本朝月令 六月〕同日（○十一日）神今食祭事（見儀式）

高橋氏文云、太政官符神祇官、定高橋安曇二氏、供奉神事御膳行立先後事、右被右大臣宣偁、然共如聞、先代所行神事之日、高橋朝臣等、立前供奉、安曇宿禰等、更無所爭、（○中略）官宜承知、以爲永例、爲越岐行、延暦十一年三月十九日、

〔年中行事秘抄 六月〕一日內膳司供忌火御飯事

日本紀景行天皇五十三年秋八月丁卯朔、子細同高橋氏文、仍不抄之、

高橋氏文云、天皇五十三年八月、行幸伊世、轉入東國、冬十月、到上總國安房浮嶋宮、爾時磐鹿六雁命從駕仕奉矣、（○又見本朝月令）

〔文車遠響 一〕丹生祝氏文

丹生津比賣及高野大明神仕丹生祝氏

始祖天魂命、次高御魂命、（大伴氏祖）次速魂命、（中臣氏祖）次安魂命、（門部連等祖）次神魂命、（紀伊氏祖）次最兒坐之宇遲比古命、別豐耳命、娶國主神女兒阿牟田刀自生兒、小牟久君（我）兒等、紀伊國伊都郡侍丹生眞人（乃）大丹生直、丹生祝、丹生相見神奴等三姓始、丹生都比賣（乃）大御神、高野大御神、及百餘大御神達（乎）命奉仕、神奴小牟久首（我）兒、丹生麻呂首、次兒麻布良首、丹生祝姓賜、即子安麻呂始、自豐耳至安麻呂十四世、安麻呂兒、丹生祝伊賀豆之子孫、石床、石垣、石淸水、當川、敎守、速總、裝麻呂、身麻呂、乙國、諸國、友麻呂、古公、小牟久兒、丹生麻呂、娶佐夜造乙女古刀自生兒、小佐非直（我）子孫、麻呂、廣椅、丹生、相見、字胡閉大津、古佐布、秋麻呂、志賀、上長谷、屋主、美麻貴天皇御世、（○崇神）天道根命（○此下恐有脫文）國主御神、其子座之大阿牟太首、並二柱進物、紀伊國黑犬一伴、阿波遲國三原郡白犬一伴、品田天皇、（○應神）奉

尊、其三曰弘計王、更名來目稚子、其四曰飯豐女王、亦名忍海部女王、其五曰橘王、一本、以飯豐女王列叙於億計王之上、蟻臣者、葦田宿禰子也、

〔晉書列傳四〕杜預、字元凱、〇中略既立功之後、從容無事、乃耽思經籍、爲春秋左氏經傳集解、又參攷衆家譜第、謂之釋例、

氏文

〔藻鹽草十七人事雜物〕文

もの丶ふのやそうぢ文。これいかにぞや、尋て可尋、

〔倭訓栞中編三宇〕うぢぶみ　氏文の義、今いふ系圖也、

〔夫木和歌抄三十二雜〕文

六帖題　正三位知家卿

武士のやそうぢぶみはかたがたに行わかれたるあとぞみえける

〔古史徴一夏〕釋紀または年中行事秘抄などに引たる高橋氏文と云物あり、岩鹿六鴈命の裔の高橋氏の事を記せる文なるが、甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文てふ事の見えたるを思ふに、古はかゝる文の多かりしと聞ゆ、藻潮草てふ歌書に、人事部といふ部に、氏文と記して、其下に、もののふのやそうぢ文、これはいかにぞや、重て可尋とばかり見えたり、氏文てふ物を知ざりしと聞えて、これはいかにぞや云々と云へれども、此は扶木抄に、物部の八十氏文はかたがたに行別れたる跡ぞ見ける、とあり、此歌に依ても、古く氏文てふ物の多かりし事は知られたり、〇中略信友が説に、神宮雜例集、嘉應二年左辨官下伊勢大神宮司書に、神部等氏文ともあり、氏文といふ稱、なほ彼此ものに見え、また源平盛衰記に、西七郎廣助とべの三郎家俊と戰はむとする時に、廣助遠祖の名を顯はし、祖の功を稱へ上て名告せるに、家俊が對て、わぎみは軍のあれかし、氏文よまむと思ひけるかとて、又同じさまに言擧して名告し趣を記せり、〇註略かくて高橋氏文の遺文、また盛衰記なる諍言を按ひ合すに、遠祖より繼々の氏人の名を連ね書せるは素よりにて、代々の祖の事蹟をも委曲に書せる物と通えたり、本系帳系圖など云も同じ物ながら、族の次第を系け圖きたる方を主とし、氏文とは氏の出自の由緒を始めて、代々の事蹟を書けるを主とせるなるべく所思ゆ、

今禰宜從五位下荒木田神主茎貞

（羅山文集五十五題跋）京都將軍家譜跋

寬永十八年八月廿八日、依鈞命、撰鎌倉將軍家譜、進覽之了、於是又撰京都將軍家譜、九月五日起筆、同廿九日終其功、凡所校見之舊記殆卅部、其餘及所聞說者亦有之、胤參已乾、鼓雪未降、唯吹燈對月、到鷄鳴以草之、每晝淸書之、十月六日進覽之、

（羅山文集五十五題跋）織田信長譜跋

信長譜一卷、奉鈞命撰之、想夫及足利氏之失其鹿、天下共逐者最多、諸國英雄相爭、今粗附於此譜中、見者考之而可也、信長其有掎角之勢者乎、寬永十八年十一月上旬起筆、十二月七日進呈之、

（羅山文集五十五題跋）豐臣秀吉譜跋

右秀吉譜三卷、奉台命撰著之、其所考檢、則近世之雜記、及中華朝鮮之事記、且其所聞說亦有之、去冬享月十六蓂起毫、閱錘二十二日終功焉、寬永十九年仲春下旬、

（中山世譜）直溫嘗聞、琉球國舜天王之父朝公者、我爲朝也、然中山傳信錄琉球國志略共曰、朝公未足決其果爲朝也否、但其國所撰中山世譜、載爲朝公云、直溫欲讀之久矣、適乞輪池先生讀之、尙質王命按司向象賢、用番字著中山世鑑、尙貞王命總宗正尙弘德等、改漢字重修世鑑、曰中山世譜、雍正三年、命紫金大夫加授法司品銜現任國司臣蔡溫、參考諸書、正誤補欲焉、其書首載琉球與地名號會紀、幷與圖及歷代國王世統總圖等、卷一歷代總記歷代總論、卷二中山萬世總論彙此系譜等、今略其首尾、翻刻二編、備同志便覽耳、

天保三年十一月日　　源直溫

（書言字考節用集四人倫）譜第（フダイ）本朝俗世系不絶、數代附屬其家曰譜第、出續日本紀、

（日本書紀十五顯宗）弘計天皇中略○母曰荑媛、荑此云波曳、譜第曰、市邊押磐皇子娶蟻臣女荑媛、遂生三男二女、其一曰居夏姫、其二曰億計王、更名島稚子、更名大石

譜圖

〔延喜式二十八兵部〕凡軍毅者、○中略其勘譜。圖。譜。牒。之事、先移式部省、待返移然後補之、

〔說文解字三〕譜、籍錄也、从言、普聲、史記从並、博古切、

〔品字箋譜聲五十五〕譜、說文籍錄也、又世系亦謂之譜、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略淸麻呂練於庶務、尤明古事、○中略奉中宮○桓武母高野新笠后敎、撰和。氏。譜。奏之、帝甚善之、

〔本朝書籍目錄〕氏族

和氣譜　和氣淸麿撰

〔皇字沙汰文乾〕伊勢天照皇大神宮禰宜譜圖帳

皇大神乃天磐門閉給天隱坐時仁、高天原闇天、天八百萬神達愁祈、于時天兒屋根命、夢悟天俙久、天香山立流彌津加之木枝乎曳折天、一夜刺生、神乃事留隨者、八百萬神達、天安河原留神集集給天、件木枝乎曳折天、各刺立支之中、國摩大鹿嶋命二男大狹山命兒天見通命刺生、此時禰己之己上枝波留天拔門加作流八尺鏡懸介、中枝波天明玉加作流八咫曲懸介、下枝波天乃香豆比女加作留眞蘇乃木綿著氐、荒木田神主等加遠祖天見通命、木綿葛乎鳥繦懸氐令捧持、忌部遠祖太玉串命、種々幣帛捧天、天石門前跪坐天、天手力男命、天石門乃左方居、右方天乃於須女居天、常世國永鳴鳥儲、天日影葛乎諸命爲蘰天、大中臣遠祖天兒屋根命神祝詞申止之其无流安哉之加利留、給天、天石門乎開坐支、于時奉始眞坂木留木綿著天號玉串供奉、神世禰宜天見通命、大狹山命子也、

兒天布多田岐命、此命纏向珠城宮御宇天皇○垂仁御世禰宜、

右依神祇官仰事、禰宜不絕供奉譜圖帳、勘造進上如件、以解、

延喜七年九月十七日

大內人正六位上荒木田神主茎安

前禰宜從五位下荒木田神主德雄

國多胡郡辨官符碑文銘曰、太政大臣二品穗積親王、左大臣正二位石上尊、此文系圖有、布留社あり、

〔桜井家日記 一〕丹波家七頭七組事

當國（〇丹波）ノ巨細ハ、元ト内裏ノ悠基御領ト申ニテ、大昔ヨリ庄司下司ノ家ニテ國中ヲ治メ、弓矢ヲ磨キ來ルユヱ、（〇中略）第一家ノ系圖ヲ大事ニ致シ、先祖代々ノ筋目ヲ急度立來リ申ユヱ、他國ノ如クニ、カセモノヽ仕上ゲテ人司ニナルハナク候、家々ニ先祖代々ノ系圖ヲ持申候、丹波士ト昔ヨリ云モ、一カタナラヌ物筋ノ家々ユヱニテ候、信長モ假和儀ノ時、人々ノ先祖ヲ一々聞カレ、舌ヲマキ感心致サレ候、

〔宮川舍漫筆 二〕系圖の奇驗

予（〇宮川政運）次男を從弟なる加藤家を繼しめたり、此家の系圖は、小身には珍敷委しき系圖にて、神代は天兒屋根命より引、大織冠の末裔にして、いと細密なる事、筆に盡しがたし、この系圖につきて一ツの話あり、予叔父なるもの、至て貧しき折、出入の町醫師高木貞庵といへる者ありしが、文政のはじめ、此醫師系圖を見て、殊の外懇望にて、金子貳兩金にて預りし處、其翌年醫師來り、昨年御預の品、まづ返上いたし度よし、叔父がいはく、我家大切の品に候まゝ、何れ其内金子調達の上受取べしと答ければ、醫師、金子はいつにても宜敷、御系圖は返上いたし度候、其子細は、手前家内の者、昨年より兎角病人勝にて、種々手を盡し、其上懸成る事ながら、家相又は方位にてもあしきにやと、卜者井上東馬といへる者に占はせし處、（此卜者は、あづま橋向にて高名の者也、）これは何か有間敷品の障のよし申聞候處、さし當り他所よりの品は、御系圖より外に心當りの品も無之候儘、右故御返し申度といへるに任せ請取候處、不思議なるかな、其後彼醫師方の病人も全快せし由にて、右の醫師禮に來りしと云、叔父方にては、金子返金になれば、此方こそ禮をいふべきを、向方よりの禮は、おかしと噺されける、

嫡男、前左馬頭義朝ガ末子ニテ候ケリ、何ニモシテ平家ヲ滅シ、父ノ本望ヲ達セント思ハレケルコソ懼ケレ、

〔川角太閤記〕四鎌倉被成御見物、則若宮八幡へ御立寄被成候時、社人御戸を開き申候へば、左りに頼朝の木像あるを御覽付られ、御言葉には、頼朝には天下友達に候よ、〇中略氏系圖においては、多田の滿仲の末葉なり、無殘所系圖なり、秀吉は恥敷は候へど、存は昨今迄の草刈わらんべなり、或時は草履取など仕候故、氏も系圖も持不申候へど、秀吉は心たまらざる目口かはき故、ケ樣罷成候、御身は天下取筋にて候へば、目口かはき故とは不存候、生れ付果報有故なりと御えやれ事被仰候と承り候、

〔難太平記〕我等が先祖は、當御所の御先祖には兄のながれのよし、寶篋院殿〇足利義詮に申されて、系圖など御目にかけられたる人ありき、御意大きに背て、後に人に御物語有し也、

〔駿府政事錄〕一慶長十六年九月十六日、吉田神龍院梵舜、進藤原系圖一卷、

〔泰平年表〕東照宮慶長十六年九月十六日、吉田神龍院梵舜、藤原系圖を獻す、　十九年七月九日、飛鳥井中納言家の系圖、歌道宗匠日記御覽に備ふ、　十月廿九日、板倉伊賀守取次にて、妙覺寺より曆林問答抄、西宮抄、諸家系圖、〇中略本國寺より太子傳差出す、

〔梵舜日記〕慶長十九年十一月四日、藤原系圖道家所質物左兵衞ヨリ依遣、周慶彌兵衞以兩人種々申遣借寄申也、今度前將軍家康公就御上洛、系圖七冊書可遣候由、傳長老依申、予先年書寫之本可上候由間、不及了簡可進上候、用意申付也、及暮傳長老へ令談合處、一段可然候由被仰候間、其通相定候由也、　六日、藤氏系圖七冊、桐箱入進上也、傳長老ヲ以上申了、一段御氣色入義也、

〔東路のつと〕九月〇永正六年廿五日、〇中略はま川並松別當にして、
　色かへぬ松はくれ行秋もなし、その日九月盡なるべし、〇中略此別當、俗長野姓石上也、並松、上野

源氏は、清和天皇より當代〇光林まで、平氏は、桓武天皇より東大夫胤頼までの系圖をのせたり、編者つまびらかならず、

藤原系圖　一卷

藤原氏代々の系圖なり、嵯峨の吉田素庵の作といへり、

武家系圖　二卷

卷首に、本朝武家大系圖と題せり、

上卷　國常立尊より神武天皇に至る　清和源氏系圖

源家　斯波　澁川　石堂　一色　加子　石橋等の系圖

源家　新田系圖　源家小笠原　南部系圖　其餘源家系圖等

平家　清盛系圖　其餘平家系圖等

下卷　藤原氏系圖　橘氏系圖　小野氏　在原氏　清原氏　紀氏　大中臣氏　卜部氏　菅原氏　大江氏　安陪氏　和氣氏　中原氏　小槻氏　丹波氏　賀茂氏等の系圖

本朝武家評林大系圖　五卷

卷之一　清和源氏　卷之二　平家　卷之三　宇多源氏

卷之四　藤原氏　卷之五　源家足利將軍系圖

此書は武家評林に附刻せり

〔平治物語　三〕牛若奥州下事

牛若〇源義經ハ、鞍馬寺ノ東光坊阿闍梨蓮忍ガ弟子、禪林坊阿闍梨覺日ガ弟子ニ成テ、遮那王トゾ申ケル、十一ノ年トカヤ、母ノ申事ヲ思出シテ、諸家ノ系圖ヲ見ケルニ、ゲニモ清和天皇ヨリ十代ノ御苗裔、六孫王ヨリ八代、多田滿仲ガ末葉、伊豫入道賴義ガ子、八幡太郎義家ガ孫、六條判官爲義ガ

夜に及て道春御前に於て是を讀む、

〔羅山文集五十五題跋〕神代系圖跋

右神代系圖、并二十二社、諸國一宮、三十神名、奉仰寛永十八年八月下旬、考舊記以撰集之、九月廿四日進覽之、

〔羅山文集五十五題跋〕本朝王代系圖跋

本朝王代系圖大綱、奉鈞命撰之、卽是編年錄首卷也、歷代事蹟、皇家族胤者、具錄之於各篇也、故別記正統嫡派及顯著者、以明一部大綱也、神武以來、皇統一種、百世綿々、雖中華及異域、未有如此之悠久矣、美哉、然其間父子相繼、兄弟相及者順也、或有母后臨朝、皇女踐位者、或有弟先於兄、叔後於姪者、或有從兄從弟代立、而爲兩胤、遂分爲南北者、因是朱線亂雜、而世系難考也、而今發揮舊系、專督朱繩、以寸以咫以尺、而曲之直之、昂之低之、長之短之、以成焉、朱線明而次第不亂、次第明而禪繼易見矣、古來帝譜、未有如此擇而精者也、寛永二十一年十月十四日、進呈編年錄四冊、自神武至持統時此冊亦成、故副獻之、

〔和氣系圖〕此和氣系圖は、僧圓珍が家の系圖なり、おのれ○伴信友さきに都にありける時、或人の寫しもてりときゝて、中人たてゝ、かりてうつしたりき、其本書は、圓珍がものなりしを、三井寺の唐院の庫にひめをさめてありとぞ、繼紙を横に竪ざまに長く書くだしたるが、いとふるび墨きえて、字のさだかならぬところおほきに、紙のくちたるや虫ばみさへありて見わきがたきを、からくしてまねび摹しとれるものなりといふを、つぎ〳〵にうつし傳へたるものなりとぞ、さるは景行天皇の皇子、武國凝別皇子の苗裔のすぢ〳〵を、ひろくつりしるしたれば、古事考ふる證ともなりぬべくおもはるゝに、書ざまさへにめづらしければ、うつしたるなりけり、○中略

系圖　承和初從宅口於圓珍所

列傳事、宜宛史生一人、令給其事、又裝紙隨請宛行者、

貞觀六年八月二日　　權大外記上毛野澤田奉

〔菅家御傳記〕寛平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道眞奉勅修撰、至是功成、史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷、

〔本朝書籍目錄〕帝紀

帝王系圖　二卷 神武以降、至白川院、記代々君臣事、中原□撰、

〔秋風抄下雜〕帝王系圖をかき侍るとて、〇かき以下一本作ひらきておもひつゞけける、

入道前攝政〇藤原道家

神代よりいま我君につたはれるあまつひつぎの程ぞひさしき

〔本朝書籍目錄〕氏族

帝王系圖　一卷 菅爲長撰

帝王廣系圖　百卷 基親卿撰

帝王系圖　一卷 直宿禰兼抄

〔宣胤卿記〕長享二年十二月二日辛卯、自室町殿〇足利義熙被仰、帝皇系圖、日々書寫、無他事、晚二階堂政行朝臣狀、自江州到來、彼御系圖朱引事也、申遣經師良椿法橋之處、申子細、三年二月四日癸巳、經師良椿法橋、系圖持來、自室町殿被仰下帝皇系圖也、朱引所々相違、十五日甲辰、經師良椿來、室町殿仰系圖、朱引相違所々仰含之、廿六日乙卯、經師來、先日御系圖持來、又相違所令改直、三月十一日己巳、去年自室町殿書寫事被仰、帝皇系圖朱曳等周備之間、早可披露之由、以書狀遣二階堂、政行朝臣江州遼遠、使者往反難治之間、求便宜之處、淸三位入道常盤依召明日可參江州云々、仍今日遣彼宿所了、

〔泰平年表東照宮〕慶長十九年十一月十日、仙洞より、〇中略、神皇系圖、南光坊〇天海院使として持參す、

系圖

事の見えたるを思ふに、古はかゝる文の多かりと聞ゆ、○註略纂記といふ記の狀も、大かた然る狀の記にぞ有けむ、大系圖の卷首に、新編纂圖云々とある纂圖てふ號も、御紀に纂記とあるに倣へるならむかし、此を以ても書紀の今本どもに、纂記とあるは誤なること炳焉し、

〔段注説文解字 十三糸〕系釋詁曰、纂繼也、此謂纂即繼之假借也、近人用係爲預集之係、

〔下學集 下器財〕系圖ケイヅ 圖與畜同字也

〔書言字考節用集 七器財〕系圖ケイヅ 字彙、系者連也、繼也、緒也、

〔説文解字 十二系〕系、繫也、从糸、丿聲、凡系之屬皆从系、胡計切

〔倭訓栞 中編計七〕けいづ　系圖と書り、書法あり、朱を引あり、墨を引あり、又寸法ありて、男子を專に記し、女子は无が如にして、名をだに書ぬものなりといへり、

〔續日本紀 八元正〕養老四年五月癸酉、先是一品舎人親王、奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷、

〔弘仁私記序〕清足姫天皇 ○元正 負扆之時、淨御原天皇(天武)之孫、日下太子之子也、世號飯高天皇、扆戸牖之間也、負扆者、言以其所居名之、今案、天子御座之後也、親王 ○舎人 及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、并帝王系圖一卷、今見在圖書寮及民間也 養老四年五月廿一日、淨足姫天皇年號也 功夫甫就、獻 ○獻字原無、據釋日本紀補、 於有司、今圖書寮是也

〔秦山集 雜著甲乙錄五〕續日本紀曰、奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷、今有紀無系圖、蓋收釋日本紀者是也、當附刻本書者也、

〔釋日本紀 四〕帝皇系圖 ○系圖略

〔本朝書籍目錄〕氏族

帝王系圖　一卷 舎人親王撰

〔類聚符宣抄 六〕被右大臣宣偁、以刑部大輔滋野朝臣安成、少外記善淵愛成等、預造纂天皇系圖大臣

天下ノ諸氏及ビ歸化ノ諸蕃ニ勅シテ、各〻其本系帳ヲ進メシメ給ヒ、陽成天皇ノ元慶五年ニハ、諸國神社ノ祝部氏人ノ本系帳ヲ三年ニ一進セシムル制ヲ定メ給ヘリ、後世德川氏ノ時モ、諸侯ヲシテ各〻其家譜ヲ獻ゼシメ、或ハ吏員ヲ置キテ、麾下ノ士ノ系圖ヲ査覈セシメタリ、又古ハ勘王世所アリテ、皇胤ノ系統ヲ明ニシ、撰氏族志所ヲ設ケテ、氏族ノ譜牒ヲ編修セシム、孝謙天皇ノ朝、勅シテ名儒ヲ聚メテ氏族志ヲ撰バシメ給ヒシガ、果サズ、桓武天皇ノ朝、亦勅シテ諸氏ノ本系ヲ編纂セシメ給ヒシカドモ、中道ニシテ崩御アリ、嵯峨天皇ニ至リ、前業ヲ紹ギ、萬多親王等ニ勅シテ、之ヲ大成セシメ給フ、名ケテ新撰姓氏錄トイフ、蓋シ唐太宗ノ氏族志ヲ修シ、高宗之ヲ改メテ姓氏錄ト爲シヽニ倣ヒシモノナルベシ、後世德川幕府モ亦屢〻諸家ノ系圖ヲ編纂セシム、寛永諸家系圖傳、寛政重修諸家譜ノ如キ是ナリ、其他私撰ノ氏族志アリ、藤原公定ノ尊卑分脈、土橋氏ノ諸家知譜拙記、及ビ水戸藩ノ諸家系圖纂ノ如キ是ナリ、

名稱

〔日本後紀 八桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅、天下臣民、氏族已衆、○中略欲據譜牒、多經改易、○下略

〔史記 十三三代世表〕大史公曰、○中略余讀諜記、（索隱曰、諜音牒、牒者、記系謚之書也、下云稽歷譜牒、謂歷代之譜牒也、）黃帝以來皆有年數、稽其歷譜諜、終始五德之傳、○下略

纂記

〔日本書紀 三十持統〕五年八月辛亥、詔十八氏、○註略上進其祖等纂記、

〔釋日本紀 十五述義〕纂記

〔古史徵 一夏〕持統天皇紀に、五年八月辛亥、詔十八氏、○註略上進其祖等纂記と見えたる、纂記を部岐夫美と訓べし、即いはゆる系圖と聞えたり、今本に基字に誤りて、オキツキアミと訓るは非なり、今は字も訓も釋紀に據りて正しつ、さて系圖なも此に據て部岐夫美と訓べし、字書に系者、連也、繼也、緒也と見え、また圖書者文籍也とも有ればなり、○中略釋紀または年中行事秘抄などに引たる、高橋氏文と云物あり、岩鹿六鴈命の裔の高橋氏の事を記せる文なるが、甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文てふ

古事類苑

姓名部五

譜牒 家格圖

譜牒ニ、纂記、系圖、譜圖、氏文、門文、本系帳等アリ、纂記ハ、早ク持統天皇ノ朝ニ見エ、系圖ハ、元正天皇ノ養老四年ニ、舍人親王ガ、日本書紀ト共ニ系圖一卷ヲ撰ビテ奏上シ給ヒシヲ始トシ、宇多天皇ノ寬平四年ニ、菅原道眞、亦類聚國史ト共ニ帝王系圖三卷ヲ奏上セリ、譜圖ハ、和氣清麻呂ノ和氏譜ヲ最舊トシ、皇字沙汰文ニ載セタル皇大神宮禰宜譜圖帳ニ據リテ、粗、其體裁ヲ窺フコトヲ得ベシ、氏文ハ、其氏祖ノ由緒、及ビ代々ノ事蹟ヲ記シヽモノニテ、政事要略、本朝月令等ニ引ケル高橋氏文、及ビ文車遠響ニ載セタル丹生祝氏文等アリ、門文ハ、其一門ゴトノ系譜ヲ明セルモノニシテ、而シテ門文ヲ總べ集メテ、其本系ヲ明ニセルモノハ、卽チ本系帳ナリ、

抑、我國ハ上ニ一系ノ天皇アリテ君臨シ給ヒ、下ニ同宗ノ臣民アリテ隷屬ス、故ニ古ヨリ特ニ姓氏譜牒ノ事ヲ重クシ、允恭天皇ノ朝ニハ、姓氏紊亂シテ尊卑辨ジ難キニ由リ、盟神探湯ヲ以テ其眞僞ヲ定メシメ給ヒシ事アリ、其後歷朝ゴトニ、天下ノ諸氏ヲシテ各、其本系ヲ獻ゼシメ、之ヲ圖書寮ニ藏ム、後世武人ノ戰陣ニ臨ミ敵ニ向ヒテ、其祖先ヲ揚言スル如キモ、亦姓氏ヲ重ズルノ意ニ外ナラズ、其他臨時ニ譜牒ヲ進獻セシムル事アリ、持統天皇ノ五年ニハ、大三輪以下ノ十八氏ニ詔シテ、其家ノ纂記ヲ上ラシメ給ヒ、桓武天皇ノ延曆十八年ニハ、

附家格

古事類苑

姓名部五

譜牒 家格附

殊事、只以言好之義也、故自由之讀也、何後の京極殿可申事、有其煩哉、玉かつま（かゐらのあ巻）に、愚管抄に、後の京極殿との、ゝ字をそへて書たり、これ後の京極と申しゝ證也とあり、和長卿の御說の證とすべし、さて實定公をも、後の德大寺殿と申べき也、其證は、隆信朝臣集の詞に、のちの德大寺の左大臣、大納言と申しゝ時云々に、（皆稱九代抄、新古今の條後ノ德大寺左大臣、）とあり、又續世繼（こけの衣巻）に、のちの二條殿の御子には云々と云り、すべて、のちとよまん事論なし、

雜載

也、

〔勢州軍記 上〕勢州諸家第一

北畠一家者、木造御所也、號油小路也、是顯能公之子息、北畠中納言顯俊卿、始守木造城、爲副將軍、其子中納言後通卿、始奉後小松院、居住於壹志郡木造、爲國司之與力、

〔飛州軍覽記〕飛驒國司滅亡之事

國司姉小路賴綱朝臣ハ、小鷹利ノ城主也、先祖代々公家ヨリ出テ、當國ノ國司タリ、建武年中、後醍醐天皇、南朝ニ皇居ノ時、當州ノ國司ニ定メ給フ、四代目ニシテ參議藤原尹綱朝臣ハ、小島ノ城ニ居タリ、此國司一國ヲ治テ繁榮ナレドモ、南朝ノ宮方日々ニ衰テ、足利尊氏、天下ヲ奪フ、然レドモイマダ一統セズ、依之暫クハ無事ナリシトイヘドモ、義滿ノ時ニ至テ、〇中略應永十八年八月十三日、小島落城シテ、國司尹綱ヲバ朝倉ノ家人井上新兵衞討之、凡國司四代年數八十三年也、

〔常照愚草〕一帝皇をば、後鳥羽院など、後と申也、攝家をば後成恩寺殿など、ノチと申也、

〔玉勝間 六〕後京極のとなへ

後京極攝政は、つねには後字、音にてごとよむを、同じ愚管抄に、後の京極殿との、字をそへてかきたり、

〔梅園日記 一〕大臣稱號後字

樋口殿記云、臣下ニ後トヨムハ、後京極、後德大寺、後成恩寺バカリ也、有職玉の枝云、後といふは、天子の號計にて候哉、答、其通りにて候、然れども後德大寺、後京極、是は古へよりごとよみ來る故、其通りよみて不苦候、其外は後と讀たるがよく候、後成恩寺殿などよみ申候、顯秘錄に、後京極、後德大寺は、音に後と唱ふ是は其人品德義を賞美してなり、〇中略年山紀聞云、和長卿日記云、凡儒中ノ故實者、天子之追號、後字用音讀、大臣稱號之時、後字用訓讀、是通法之故實也云々、又大臣稱號之內、後京極殿之一號、人皆後字用音歟、是無

計也云々、

新大卿申云、冷泉事、誠五代、已爲家嫡被稱號畢、兼繁不可稱號之條、可存知也、然者當時居住北小路猪熊也、又此御亭北小路室町也、相兼兩方之上者、可號北小路大副云々、

入道殿重被仰云、於冷泉之稱號者、家嫡之外不可稱號也、所詮北小路之稱號、可有其謂之由被仰了、

大卿又申云、條々得其意候、可爲北小路云々、問答之旨趣如此也、云冷泉之稱號、云家之文、家嫡之外、雖子孫不可稱號也、

〔豫章記〕同(正平)廿三年、(貞治六年也)爲山方退治、仁木方大將ニテ、宇和喜多兩郡ヘ被馳向、(○中略)四月、大田陣落ス、聽テ鎮西ヘ注進ス、通直可有御渡海事定矣、(○中略)同(○閏六月)八日、花見山城ニ攻陣取、西園寺、山方衆相加ルノ間、其勢雲霞ノ如シ、

〔歷名土代〕從五位下
藤實淸(豫州西園寺)(實淸一本作實光)永祿三七十八、同日左少將、同八、〻出家、

〔陰德太平記(四十九)〕豫州西園寺公廣土州發向附大友勢豫州渡海之事
元龜三年ノ春、豫州ニ御坐ス西園寺公廣ヨリ、軍士數千差遣シ、土州幡多郡內所々ヲ切取ラントスル事度重リヌ、一條兼定朝臣ヨリ、此由大友宗麟ノ許ヘ被仰遣テ、急ギ援兵可被渡トゾ賴給ケル、

〔土佐軍記(上)〕一條殿之系圖
抑光明峯寺道家公と申は、九條殿にて御坐す、道家公三男實經公より分れて、一條家と言、實經公より十代妙華寺殿敎房公の二男房家公、土佐へ下向有之、土佐一條殿と言て、國司に侍り給ふ、土佐國侍は、此御所にて下知につき、此房家公の嫡子を房道公と號、京一條殿冬良公と申て、逝去有て、男子なければ、道房公を養子にして、京一條殿の家をつぐ、其弟房冬と號、土佐一條殿と是を云

〇中略

四月廿一日　　判

中納言入道覺源返事
委細被仰下候畏入候、號事、甘露勿論候、葉室前中納言返狀、數日不出候、一昨日出候、如此承候、尤本望之由申入候き、仍今はひしと存定たるげに候、

〔雲上明覽下〕四條家

四條　山科　西大路　鷲尾　油小路　櫛笥　八條

〔雲上明覽下〕水無瀨家

水無瀨　七條　町尻　櫻井　山井

〔山科家雜掌言上文書〕山科家雜掌重友謹言上、右子細者、山科鄕之內、東西庄之事、爲當家名字之地、譜代知行之段、勿論也、〇中略

文龜二年十月日

〔海人藻芥〕四流源氏者、久我、堀川、土御門、三條坊門也、是皆兄弟四人之流也、

〔臥雲日件錄〕康正二年十一月廿七日、赴北野中院儀同三司徹堂通公禪門七年忌請、先詣北野廟、遂到中院、卽與主人對面、〇中略問中院之先、則曰、當家四流之一也、一曰久我、一土御門、一堀川、一曰中院、皆源家也、延喜之子中書親王、謂之前中書親王、村上天皇之子中書親王、謂之後中書親王、上代不能文書者、不可有中書親王之號也、所謂四流、出於後中書親王者也云々、

〔吉田家日次記〕貞治五年十二月十九日丙寅、今日入道殿、被仰新大卿、(兼繁宿禰)云、副官事珍重也、就其居所事、於當流者、參大以來于今冷泉也、於一條家者、此二三代爲一條也、而爲一條之條、其理又不叶歟、又於冷泉者、當家家嫡之外無其例、故兼繼宿禰(參大弟改世)號京極畢、於冷泉者、兼熙副官之後可稱號也、向後庶子、不可稱號之上者、今又不可叶也、所詮北小路歟、又室町歟之間、可被稱號、兩小路之間可有

此人事、本來勘解由小路、又異名廣橋也、近代一向號廣橋也、普廣院殿〇足利義敎御代、日野總領遺跡、及横入之御沙汰、暫時號日野了、其後違時宜、即被默之、歸住廣橋宿所了、其後一向蟄居之間、稱號之樣、久敷不及沙汰、今度仗議御點、日野中納言之由、被染勅筆之處、右大辨宰相資親卿申所存之間、被尋仰之間、廣橋之一流、昇進猶勝也、父祖之跡也、非嫌存也、日野之稱號、强不限資親卿也、鹿苑院殿〇足利義滿御代、被經御沙汰、如資藤卿號日野了、廣橋之流、初者號日野、雖人數不審其後姉小路、勘解由小路等稱之、所詮久〇久字恐誤家稱號、只依時多號在所歟、簡要者、日野廣橋兩號、只可在叡慮之由申入了、且中山宰相中將定親卿勅問之時、日野之號、不可限一人之由申入云々以上今日演說之分、大概記之、黄門又云、御當流ニモ或號勘修寺、或號坊城、依時不同歟、强不限一人歟云々、

〔大日本史氏族八〕日野家、出自右大臣內麻呂長子刑部卿眞夏、七世孫式部大輔資業、始稱日野、按本書(尊卑分脈)先是眞夏孫家宗、剏日野法界寺、據此日野、蓋因地命族也、

〔海人藻芥〕勸修寺者、內大臣高藤公後胤也、當時朝庭ニ仕フル輩多之、經任卿子孫、中御門ト號ス、甘露寺、吉田、勸修寺、中御門、又號長谷、萬里小路、九條、葉室、土御門、當時頗斷絕歟坊城、

〔雲上明覽下〕勸修寺家

甘露寺　葉室　勸修寺　萬里小路　清閑寺　中御門　坊城　芝山　池尻　梅小路　岡崎
穗波　堤

〔園太曆〕貞和四年四月十九日、藤長卿談稱號事、
抑稱號事、商量勸修寺前大納言候之處、返狀如此候、此上者、可用甘露寺之由相存候、且新中納言可號吉田之由奉之、旁無益候、仍決定此寺號也、〇中略
洞院返事不審候處、悅承了、御稱號事、勸修寺前大納言狀、加一見返進候、如此事被談御一族治定、更不可有子細候歟、如彼卿申、誠葉室にも可有御回答候哉、勸修寺號之時も、彼卿回答候ける樣承候しと覺候、

〔雲上明覽下〕御子左家

冷泉兩家　藤谷　入江

〔榮花物語三十四暮待星〕民部卿〇藤原長家御子のだいふの君とて、いとうつくしうものし給ひつるもうせ給ぬれば、〇中略民部卿殿も、いみじう覺しなげく、みこひだり殿とて、大みやなる所をいとおもしろくつくりてぞものせさせ給ける、

〔拾芥抄中末諸名所〕御子左三條坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿傳領之、

〔倭訓栞中編二十五美〕みこひだり　拾芥抄に、御子左は、三條坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿傳領之とみゆ、卽前中書王也、もと源姓を賜はり、左大臣なりしを、圓融院の時、親王としたまへり、長家卿は、御堂關白道長公六男、俊成卿の曾祖父也、體源抄に、御子左馬頭兼實卿とも見ゆ、榮花に御子左の書たまへる後撰二十巻と見えたり、小倉宮と稱す、

〔尊卑分脈藤原六〕法成寺關白道長公六男

長家御子左流一流祖權大納言民部卿——忠家——俊忠——俊成御子左流——定家——爲家——爲氏御子左流

爲世御子左流——爲通——爲定——爲遠——爲衡

〔東野州聞書〕一御子左の家と申は、爲定、爲遠、爲衡也、俊成をば五條三位と申、定家は京極と申、爲家を中院と申、爲氏を冷泉と申、爲世を二條と申也、

〔海人藻芥〕日野家者、參議有國後胤、當時仕朝家者、東洞院、裏松、柳原、町、廣橋、北小路、武者小路等也、

〔雲上明覽下〕日野家

日野　廣橋　柳原　烏丸　竹屋　日野西・勘解由小路　裏松　外山　豐岡　三室戸　北小路

〔建內記〕嘉吉元年十月九日壬寅、日野中納言兼鄉卿

〔雲上明覽下〕花山院家

中山　飛鳥井　難波　野宮　今城

〔海人藻芥〕中御門、園、持明院、是一流也、

〔雲上明覽下〕中御門家

中御門　持明院　園　東園　壬生　高野　石野　石山　六角

〔安樂行院記〕大藏卿通基建立也、但於根本草創者、爲父基賴本願、當初去康和年中、爲廊內持佛堂、建立一宇草堂、其時以彼院字號持明院、其後迭年序、不及周備、而去保安三年、基賴逝去之後、彼通基朝臣、天治年中、更揚虹梁之構、終成風之功、奉安置西方九品聖容矣、大治五年、遂供養演齋筵云々、其時供養日、鳥羽院臨幸之由、雖有記錄之說、未及分明勘決也、其後以持明院號、爲一家之稱號、以彼佛閣之、令改稱安樂行院了、改彼寺年月無分明所見也

〔薩戒記〕應永卅三年八月廿八日己丑、傳聞今日爲御不豫御祈、內近臣七人、參詣七佛藥師、去年御惱之時有此事、仍有沙汰云々、○中略

法雲寺號鎌倉法勝寺北也、中御門宰相宗繼卿去年同勤之

九月九日己亥、後聞平座公卿、中御門中納言宣輔一人參仕、參議不參、

○按ズルニ、宗繼ハ中御門家ニテ、宣輔ハ勸修寺家ナリ、

〔二水記〕永正十五年四月十三日、巳一點有陣宣下、天台座主之義也、上卿中御門中納言、　五月廿七日、中御門前大納言、近日上洛、十三四年迄在于伊勢國、

○按ズルニ、中御門中納言ハ宣季ニテ、中御門前大納言ハ宗綱ナリ、共ニ藤原氏ナレドモ、宣季ハ勸修寺家ナレバ、其流異ナレリ、

〔海人藻芥〕御子左、斷絕冷泉、是一流也、

間出入參候、六間南方、東上北面、各令候給、陽明御衣冠、花山直衣、

〔二水記〕永正十五年三月十三日、外樣申沙汰也、御室禮臺盤所如去年、陽明〇近衛尚通花山院、轉法輪、三條、御相伴也、

〔薩戒記〕應永卅三年四月七日辛未、明日平野祭也、〇中略出車被仰右中將親賴朝臣、件御敎書表書云、權中將殿ト書之、不知其人之由返答、返遣御敎書、又二條中將殿ト書之、又返送之、仍辨示送云、貴下不候二條家門哉、答云、所祗候彼家門也、辨云、然者何不號二條中將哉、中將云、雖家禮號其家門稱號事未知給、於于今者、枉可書賜鷹司新中將〇親賴朝臣、號鷹司中將、歟云々、辨云、所望之上者、所書遣也云々、頗比興事、不足注之也、

〔臥雲日件錄〕康正三年五月廿二日、雲章來、話次及二條攝政之事、蓋雲章之祖也、雲章曰、東福本願旦那光明峯寺〇藤原道家有四男、一嗣九條家、二男二條、三男一條、四男爲鎌倉將軍、然二條不孝子也、其後九條早世、一條子、皆自二條嗣之云々、

〔兼香公記〕元文元年九月十六日丁未、九條二條當家〇一條等見家傳、中世室町家、甚用二條家、仍昇進異于兩家、近年九條家、零落之體也、予亭自峯殿下各別被思食、却而蒙勘氣、二條殿一代、當職〇內覽不絕、九條當家早世多、如何、陽明家、有經平公一代、雖然陽明家雖稱嫡流、彼家信尋公爲相續、予亭昭良公爲相續、其後陽成院宮也、二條家、何等之故如此歟、只可任氏神助事也、

〔海人藻芥〕閑院者、三條、西園寺、德大寺、今出川、洞院等也、此外末葉數輩也、不可勝計云々、

〔雲上明覽下〕閑院家、

正親町　滋野井　姉小路　清水谷　四辻　小倉　河鰭　阿野　橋本　花園　裏辻　梅園

山本　大宮　武者小路　風早　押小路　高松　園池　藪　西四辻　中園　高丘

〔海人藻芥〕花山院、中山、是一流也、

京極宮相續之事、東宮御受禪之後、二宮御降誕候者、御相續可被仰出候事、

京極宮家領之儀、御相續相極候迄（茂）、唯今迄之通、其儘被差置候事、

〔有栖川家系〕後陽成天皇第七皇子

第一世第一代　好仁親王（二品彈正尹、始聖護院、）

後水尾天皇第六皇子

一品式部卿第二代　良仁親王（〇後西院）號花町又桃園、（〇中略）

後西院天皇第二皇子

一品式部卿第三代　幸仁親王、號有栖川、（〇下略）

〔親王家系圖〕閑院殿

東山天皇

直仁親王（閑院宮祖、寶永七八十二親王家御取立、享保三正十二稱閑院、）

〔海人藻芥〕執柄家者、近衞、九條、二條、一條、鷹司、以上此五流也、

〔雲上明覽下〕御攝家方

近衞殿（陽明御殿ト云）

九條殿（陶化御殿ト云）

鷹司殿（楊梅御殿ト云）

二條殿（銅駄御殿ト云）

一條殿（桃華御殿ト云）

〔宇槐雜抄〕保延二年十二月十三日丙午、今日予（〇藤原賴長）慶申也、（〇中略）參近衞殿（爲申慶於一條殿、賴長祖母藤原全子〇）

保延三年八十五、參近衞殿、

〔二水記〕永正十四年三月廿三日、攝家申沙汰之御返有之、近衞殿（〇尚通）花山院殿（〇政長）西園寺祇候、小御所爲御座敷、午時出御、（北御妻戸間爲御座敷、一帖、御引直衣垂纓、）陽明（〇近衞尚通）前左府（〇花山院政長）西園寺中納言等、自妻戸

親王家稱號

〔宣胤卿記〕永正十四年二月七日
（折紙也）於㆓禁裏㆒御一獻可㆑（申沙汰）爲㆑來十一日獻料、兼日早々可㆑被㆑付㆓進勾當局㆒候也、

二月　　　　尙顯

武者小路殿（緣光卿）　冷泉殿（下殿）（曉覺）　冷泉殿（宗清）　飛鳥井殿（雅俊卿）　中御門殿（宣秀卿）　東坊城殿（和長卿）
中山殿（康親卿）　姉小路殿（濟繼卿）　四條殿（隆永卿）　三條殿（公兄朝臣）　日野殿（内光朝臣）　高倉殿（永家）　中院殿（通世）　葉室殿（賴繼）　柳原殿（資定）　阿野殿（季時）

以上稱號一行也

〔伏見宮系譜〕人皇九十八代崇光天皇皇子榮仁親王、號㆓伏見殿㆒、
應永八辛巳年七月、舊居爲㆓修覆㆒、暫移㆓于嵯峨洪恩院㆒、（小河禪尼山莊）自㆑是又移㆓于有栖川㆒、（勘解由小路武衞山莊）仍號㆓有栖川殿㆒、
同十六己丑年六月、還㆓于伏見舊居㆒、故復號㆓伏見殿㆒、自㆑是以來、代々有㆓伏見殿之稱㆒、

〔貞常親王記〕康正二年十月□□、從㆓内御使源黃門來㆒、故院（○後崇光）被㆑用異紋以下之事、其儘永世當家可㆑用、且永世伏見殿御所ト可㆑稱、叡慮之旨傳申、

〔桂宮系譜〕桂宮　稱㆓八條、常盤井、京極、桂㆒、
正親町院帝第一宮　陽光院贈太上天皇誠仁親王第六御子
智仁親王　一品式部卿
母新上東門院晴子、勸修寺贈内大臣藤原晴右公女、○中略
公仁親王　二品上總太守
明和七年七月十三日爲㆓家主代㆒、
同日勅命之旨、傳奏廣橋大納言兼胤卿、姉小路前大納言公文卿被㆓仰渡㆒、

むかしより勅授にて、今は私に姓とも氏ともいはんは、いとも忌憚べき事なり、

〔過庭紀談 三〕堂上方ノ、近衞、一條、二條、九條、鷹司、花山、德大寺ナド云ヘル類ヲ氏ト心得テ、藤原定家氏冷泉、藤原房嗣氏近衞、藤原敎平氏鷹司ナド丶書キシ書アリ、是レ藤原ヲ姓ト思ヒ、二條鷹司ノ類ヲ氏ト思ヘルナリ、是亦誤ナリ、アレハ各其家號ナリ、氏ニハアラズ、堂上方ニテハ、今トテモ其義明ラカニテ、御自身ニモ、近衞一條二條ナド云ヘル類ヲ氏トハサラ〳〵心得玉ハズ、唯其家ノ號ナリト云コトヲ御存知ナリ、

〔昔傳拾葉 上〕一代稱號の事

公家にて家名を稱號と云、武家にては名字といふ、遙に降り工商の家にては何屋と云の類なり、されば其號に一代號有、代々の稱號あり、たとへば九條殿御家にて申さば、兼實公より以來、都て代々九條殿と號す、縱其主は他所に住居ありとも、稱號はかはる事なし、此家極まらざる以前に此號有、いはゆる九條右大臣師輔公、同大相國伊通公の類也、これは當時の御住所を指して申も有り、又何となくふと稱號を付けさせ給ふもあり、是皆一代の號也、此事諸家に有り、三條大納言通冬といへば、三條家と心得人もあれど、是は中院也、太秦の内府信淸公、衣笠内府家良公など申も皆同事也、たとへ又諸家極りても、其家一代々々にて別名ある事あり洞院太政大臣公守公を山本と號し、久我の内府通基公を愛宕といふの類、家々に多き也、されば家さへ極まらば、あなたこなたと別名は有間舗事なれど、深き御いはれあるにや、さま〳〵の別名をつきたまふ也、

〔二判問答〕一廷尉、以小路名可稱號事不可有子細哉、同官數輩時、輙爲分別其人、稱居所事連綿歟、所謂六角判官、京極判官、七條判官、赤松光範堀川、姉小路、高倉等、如此仍始可號事、不可有巨難哉、

廷尉、呼小路名連綿也、始可號事、又不可有巨難歟、但可依事也、

諸軍勢、大將ノ前後ニ馬ヲ早メテ、白鳥ノ前ヲ打過ケル時、見物シケル女童部、名和伯耆守長年ガ、引サガリテ打ケルヲ見テ、此比天下ニ結城、伯耆、楠、千種頭中將、三木一草トイハレテ、俺マデ朝恩ニ誇タル人々ナリシガ、三人ハ討死シテ、伯耆守一人殘タル事ヨト申ケルヲ、○下略

〔折たく柴の記〕中七月○寶永六年己丑三日、前代○德川家繼御誕生の事おはします、すなはち世良田をもて稱しまゐらせらる、これは俗忌により、御稱號を改められし所なるべし、俗忌に、丑の年の人は、他姓を稱するの事あり、

〔基熙公記〕寶永六年七月九日、若君○德川家繼誕生、世良田ナベ松ト名付、

〔有德院殿御實紀附錄〕四此安左衞門○山川忠義といへるは、性質健固なる人にて、○中略市人等恐る、事大方ならず、○中略山川白酒といふを商ふ者も、この人の苗字を呼事を恐れ、招牌にも山川の字をば削りさりしとなり、

附稱號

稱號ハ、苗字ノ類ナリ、中古以降、居住ノ地、又ハ所領ノ地等ヲ以テ、姓氏ノ外ニ之ヲ稱セシニ起リシコト、猶ホ苗字ニ異ナラズ、而シテ稱號ハ、特ニ其人ヲ尊敬スルヨリ起リシモノナレバ、親王家搢紳家等ニ限レルガ如シ、

〔書言字考節用集〕四人倫稱號シヤウガウ句會、名號曰二稱號一、

〔鹽尻〕一和俗家の稱號を名字と呼　和俗、家の稱號を名字と呼、是を近世名と字との事と心得、あたらぬ事として、苗字などゝ書は、却て誤れるにや、是は中頃、武家出身せし者、其郷里本貫の名田の字を呼しより名字と云、天野北條等のごとし人の名ゝ字にてはなし、たとへば居所を以て呼も同じけれど、是は其人を尊んでの事なり、一條殿、九條殿、鎌倉殿等なり、公家衆の稱號、花山院、德大寺なんど申も、花山院氏、德大寺氏と云事、更になし、近世名字に氏を添て、武田氏長尾氏なんど、云も、古書にはなき事なり、この頃は又これを姓と書く、林家の學士を姓は林など記せり、いざや姓氏は、

レシニ非ズ、佐々木ヨリ又分レテ、黒田、京極、朽木、松下、木村、橋本、三井等、其外色々ノ諸氏トナル、タトヒイクツニ分レテモ、皆ヤハリ同前ニテ、氏ヨリ氏ノワカレシニテ、姓ヨリ氏ニ分レシニ非ズ、ソレ故段々右ニ云如ク、源平藤橘ノ類、皆ヤハリ氏ナル故ニ、佐々木佐渡守源某ナドヽ、氏ヲ二ツアゲテ書クベキ様、決シテ無シ、モシ又源平藤橘ノ類ハ、彌氏ニハ非ズ、姓ナリト思ハヾ、猶サラ男子ノ姓ヲ稱スルコト、元來曾テ無キ法ナル上ヘ、氏ト姓トヲ連ネテ題署スルコト、ナホサラ決シテ無キコトナリ、問フ、然ラバ今世間ノ人、物茂卿(○徂徠)ヲ始メ、今ノ氏ヲサシオキテ、源平藤橘ノ類ノ本氏ヲ書ク人多シ、ソレハ苦シカラズヤ、曰大ニ非ナリ、一旦分レテノ後ハ、昔ノ姓氏ヲ題署スルコト、是亦決シテセヌコトナリ、今ノ苗字ヲ題署スベシ、太宰氏、(○春臺)姓ト氏トヲ分ケテ説ヲ立テシハ、ツガモ無キ妄説ナレドモ、今ノ氏ヲ書セヨト云ヘルハ甚好シ、モシ又他姓ヲ冒セシ人復姓スルハ、是レハ格別ノコトニテ、幾代タチタリトモ復姓スベシ、其外ハ今ノ氏ヲステヽ、昔ノ氏ヲ書キ稱スルハ非ナリ、

〔鹽尻　六〕近世武家姓氏

飯尾は三善の姓なり、(肥前守爲規、右衛門尉爲定等の一流なり、明應の頃の人、)多賀は中原姓、(豐後守高忠)松田は藤原、(右京亮秀知等)上野は源姓、(陸奥守信忠等)和田は源氏、(伊賀守惟政等)宇喜田は三宅姓、(直家等)柴田は平家、(修理亮勝家等)山中は橘氏、(山城守長俊等)田中は橘氏、(筑後守吉政等)堀尾は在原氏、(帶刀長吉晴等)高橋は大藏姓、(右近將監元種等)瀧川は源氏、(又姓異り、家譜に是は下總守雅利の一流也、)菅沼は源氏、吉田は源、佐々木族、大塚は平、鈴木は穗積、(但遠江井伊谷人、鈴木三郎大夫重好は源氏なり、永祿の頃の人なり、此一流は源氏か、)二郎右衛門元景は、遠江國井伊谷人なり、宮崎は藤原、塀和は源氏、藥師寺は橘氏、芳賀は清原氏、佐治は平氏、布施は三善氏、舟田は平家、右は近世武家の姓氏、實錄に依て記之、此外石田三成は藤原、大谷吉隆は高階氏なりし、

〔太平記　十七〕山門牒送南都事

之、イツ、ソタトイハレンズラム云々、

〔續近世畸人傳　五〕熊斐

熊代彥之進、初は神代と云、後改む、名は斐、字淇瞻、號は繡江、世間俗名をいはず、熊斐をもてしらる、

〔貞丈雜記　九書札〕一書狀に、人の名を片苗字に書くを、うやまふ禮とする事、古はなき事也、近代のはやりこと也、古は貴人の名には、一向苗氏をば不書、其次少うやまふ人は、苗字をば二字共に書て、一體の文言脇附等にて、うやまふ禮はある也、書札の法に、人の名を切て、たとへば一行めの下に細と書、二行めの上に川と書き、細川と云苗氏を二ッに切て書く類を忌む也、然るに今は上書にわざ〳〵人の苗氏を切て一字を書く事、古法にも背き、その上無禮なる事也、又下輩へ遣す時は、我苗氏を片苗氏に書く事有、かやうの事も、今は世上一統、法式の如くなりたれば改がたし、是非なく當世に隨て書べし、古法は、如此にあらずといふことは知り置べし、

〔伊豫國順廻記　三〕周敷村周敷郡　百姓　平太

今の醫師吉元隆平の父にて、闇齋派の學者なり、寬政の頃、大洲侯に聘せられ、每年兩度づゝ、其城下に至り、二三ヶ月程逗留す、家老加藤玄蕃よりの手簡に、吉平太樣と、氏を省字して書きたり、敬信有りしものとは見ゆ、

〔南留別志　二〕姓ありて苗字なきは京貫の人なり

〔南留別志の辨〕いにしへは姓と氏とのみあり、苗字は近き世に始れり、苗字なき世には、諸國も苗字なし、苗字始りてよりは、京貫の人もあるなり、

〔南留別志　二〕今の世には、苗字を姓とさだむべきなり、姓のしれぬ人あるゆゑなり、

〔過庭紀談　三〕問フ、然ラバタトヘバ、佐々木氏ノ人ニ附テ云ハヾ、源ハ唯其本氏ト云ハンヤ、曰然リ、本姓ハ源氏ニテ、後分レテ今姓佐々木氏ニナリタルナリ、氏ヨリ氏ノ分レシナリ、姓ヨリ氏ニ分

河內日下里、在生駒山麓、國風之所稱、日下、一作草加、又作孔坂、方音皆訓久作嘉、故自修爲孔、於文詞用之、

〔先哲叢談續編九〕滕鳳湫

鳳湫、久野氏、本出自藤姓、故於文詞、去艸爲滕、嘗見細井廣澤、談及我土氏族、廣澤又以出自藤姓、自修爲滕、既行之、先是安藤東野、與物徂徠相謀、於文詞上一切爲滕、無作安藤者、鳳湫又沿時習也、

〔先哲叢談續編十〕高芙蓉

芙蓉、自少壯、有故屢變姓名、而於文詞、以生于高梨郡、〇本書上文、爲甲斐國高梨郡、然本國原無此郡名、可疑、修爲高氏、至其晚暮、歸復本姓、僅二年逝、故無知其舊姓者、概謂高芙蓉、

〔本朝文鑑二賦〕硯賦〇賦略　北〇北村季吟

〔多々良問答四〕一姓を位に附、官に附て呼事候、たとへば、藤宰相、菅三位などやうに稱之如何、

此事自然ニ書附タル人ヲ喚來候、無別之法樣候歟、

〔類聚名物考姓氏九〕姓と官職とをとりて稱號とする事

その人の姓に、官職をとりそへて稱號とする事は、上古にはなかりしかども、中古よりこの事出來たり、たとへば菅三品とは、菅原氏の三位なればなり、大和物語に野大貳と見えしは、小野好古は、太宰大貳なりしかばいふの類ひいと多し、

〔隣女晤言一〕苗字と字、一字づゝよぶ、

今俗に、菱善、近五などいふたぐひに、家名と俗名とを一字づゝよぶ事、中昔よりの事なり、康富記云、今夜飯新許會、可出之三首、內々受指南云々、此飯新は、足利の家臣飯尾新左衞門尉なり、いにしへの曾丹〇丹後掾曾禰好忠もそのたぐひなるべし、

〔袋草紙三〕曾丹ハ丹後掾也、而始ハ號曾丹後掾、其後ハ號曾丹後、末ニ事舊テ號曾丹也、此時好忠歎

〔本朝麗藻〕暮春於右尙書菅中丞亭同賦閑庭花自落以心爲韻〇詩略　江以言〇大江氏

〔古事談〕六亭宅諸道 江帥匡房〇大江 者、極相人也、

〔作文大體〕口云、詩、菅家江家二流在之、是則本朝兩家也、

菅家、菅原氏御事也、江家、江氏之事也、云大江氏是也、

〔大和物語〕上〇野大貳、好古〇小野 すみとも〇藤原 が、さわぎの時、うての使にさゝれて、少將にてくだりける、

〔大和物語〕上〇良少將、義方〇眞岑 兵衞佐なりける比、監の命婦になむすみける、

〔紫式部日記〕淸少納言〇淸原氏 こそ、したりがほにいみじう侍りける人、さばかりさかしだち、まなかきちらしてはべるほども、よくみれば、まだいとたへぬことおほかり、

〔先哲叢談〕續編三 原雲溪

雲溪、小笠原氏、修爲笠原氏、後再修爲原氏、近世自物蘐園〇荻生徂徠 服赤羽〇服部元喬 輩、以李王修辭說、風靡一時、鼓動之士、效其所爲、斷截複姓、修爲單者極多矣、至今操觚之徒、概以爲其事自正德享祿之間始矣、其實既在元祿寶永之間、以雲溪爲之發端、

〔先哲叢談〕六 物茂卿

署三河物茂卿者、其先三河荻生人、物部守屋後也、

〔先哲叢談〕七 藤煥圖〇中略 號東野、

東野、本姓瀧田氏、幼爲孤、乃來江戶養於安藤氏、因冒其姓、又修爲藤、

〔先哲叢談〕後編七 井金峩

名立元、字純卿、〇中略 井上氏、自修爲井、

〔先哲叢談〕續編八 孔生駒

本志、門豹遺風、謂西門豹也、抱朴子外篇、秦西以過厚見親、謂秦西巴也、晉書孫惠傳、竊慕墨翟申包之誠、庾信詩、始知千載內、無復有申包、謂申包胥也、庾信詩、學異南宮敬、貧同北郭騒、謂南宮敬叔也、

〔日本書紀推古二十二〕十六年四月、小野妹子、至自大唐、唐國號妹子臣、曰蘇因高、

〔釋日本紀十四述義〕私記曰、今案、海外記第一云々、遣大禮小野臣妹子於大隋、以鞍作福利為通事、隋人號妹子臣、曰蘇因高、又案隋書又如此、今此書記大唐、可謂史之誤歟、師說然也、右尙書藤侍郞、菅內史大儒、共同之、

○按ズルニ、蘇因高ハ、小野妹子ナリ、小ハ私兆切、蘇ハ素姑切ニシテ、倶ニ齒音心母ニ屬スレバ、蘇ヲ以テ小ニ當テタルナリ、又因ノ音ヲ妹ノ訓ニ當テ、高ノ音ヲ子ノ訓ニ當テタルナリ、因ハ舌內聲ナレド、イモト讀ムコトハ、伊丹ヲイタミト云ヒ、文ヲフミト云フト同ジ、

〔懷風藻〕正五位下中宮少輔葛井連廣成二首

五言奉和藤太政〔○藤原不比等〕佳野之作一首〔○下略〕

○按ズルニ、萬葉集五卷ナル梅花歌ノ作者ニ、阿氏、土氏、山氏等アルモ此類ナリ、

〔文華秀麗集上遊覽〕江樓春望應制一首〔○詩略〕　野岑守〔○小野氏〕

〔經國集賦一〕小山賦〔○賦略〕　石宅嗣〔○石上氏〕

和石上卿小山賦〔○賦略〕　陽豐年〔○賀陽氏〕

〔經國集十梵門〕七言送伴秀才入道一首〔○詩略〕　惟春道〔○惟良氏〕

扈從梵釋寺應制一首〔○詩略〕　清夏野〔○清原氏〕

同前〔○詩略〕　三春上〔○三原氏〕

〔扶桑集〕傷藤進士呈東閤諸執事〔○詩略〕　菅丞相〔○菅原道眞〕

陶彭澤〔○詩略〕　善相公〔○三善清行〕

アヅカル人ハ、姓氏ノ重複シテ、雅馴ナラザルヲ嫌ヒ、是ヲ截斷シテ一字姓トナシ用ル事、コレモ蘐園〇荻生徂徠ノ學オコリテヨリ諸州ニ多シ、京師ニテモ宇士新ナド、其義ヲ然リトシ、自身ノ宇野氏ノ上一字ヲ摘テ宇氏トス、一時其弟子輩、ミナ其義ニ從フ、士新、地名ニオイテハ、修シアラタムル事ヲ誡メテナサズ、姓氏ニアリテハ、右ノ如キハ其見識、二人ニ出ルニ似タリトイフ人モアリ、〇中略複姓ヲ修シテ單姓トスルサヘモ、輕薄ニシテ謂レ無キ事ナルヲ、一向ニ他ノ字ヲカヘ用ル人アリ、其輕薄更ニ甚シ、タトヘバ朝比奈氏ノ晁氏ト稱シ、鷹見氏ノ雍氏ト稱シ、十河ヲ何トシ、長谷川ヲ張トスル類ナリ、余〇江村北海ガ撰セル日本詩選ニモ錄セル、越後ノ五十嵐俊明、中年ニアリテ、或人ノ說ヲ信ジ、吳俊明ト稱ス、吳ト五ト吾邦ニテ音同ジキ故ナリ、老後其非ヲサトリテ、五十嵐氏ニ復ス、但シ三字姓ハ、文事ニ用ヰルニハ實ニ雅ナラザレバ、朝比奈ヲ朝、長谷川ヲ長トカ谷トカセンハ、時ニトリテハユルス方モアルベキカ、又自家ノ姓氏ヲ俗ナリトシ、少シノヨリドコロモナキ文字ニカヘテ、漢土メキタリト喜ブ人モアリ、其輕薄益々甚ダシ、要スルニ祖先ヨリ承クルトコロノ姓氏ヲ、自分ノ意ニ任セ、アチコチトナブルハ、理義ニ於テ害アル事ナリ、

〔名字辨〕そも〳〵今世のからまなびをむねとする人の、藤原某、大江某などを、藤某、江某とかくさへあるを、芝(シバ)を司馬(シバ)、長田を張とやうに、いとからめかしてかける人のあるは、いかなる心ぞや、おのれひとりのたはぶれごとのやうおもふめれど、外國より歸化し人の、才もなく功もなくて、姓もたまはらで有し人の裔ならんと思はるゝは、先祖までをはぢしむるわざならずや、

〔十駕齋養新錄十二〕古人姓名割裂

漢魏以降、文尙駢儷、詩嚴聲病、所引用古人姓名、任意割省、當時不以爲非、如皇甫謐釋勸、榮期以三樂、感尼父、庾信詩唯有丘明恥、無復榮期樂、白樂天詩、天敎榮啓樂、人恕接輿狂、謂榮啓期也、登鳳別碑、司馬慕藺相、南容復白珪、謂藺相如也、楊巨源詩、不同蘧玉學知非、謂蘧伯玉也、朱君山墓誌、魚山

當世の公(ラホヤケ)にて、見遁にしておくも妨あるまじと覺ゆ、

〔隨意錄　六〕我方複姓者、文墨之士、多省二一字一、書以爲二單姓一、斯古之所レ無焉、蓋亦倣二宋人一與、南宋費袞、梁谿漫志云、今之稱二複姓一者、皆從二省文一、如二司馬一則曰レ馬、諸葛則曰レ葛、歐陽則曰レ歐、夏侯則曰レ侯、鮮于則曰レ于、如レ此之類甚多、相承不レ已、

〔秇苑日涉　一〕姓氏

至二近世一、二字若三四字氏族、皆省爲二一字一、其字不レ雅馴一者、取二偏旁若通音字一易レ之、藤原氏也、省曰レ藤、安藤齋藤遠藤近藤族也、皆省曰レ藤、又省曰レ滕、源流不レ辨、婚姻何別、

〔先哲叢談　後編　一〕凡例

一所レ標姓氏、皆從二其人所二自稱一、雖レ然我邦姓氏、複者多而單者少矣、其複者至二三四字一、或不二雅馴一、文人之癖、尙レ雅斥レ俗、自脩爲レ單、若二南部爲一レ南、盆田爲二田之類一、截二去一字一、今就二二者一言レ之、南則混二南條南川等一、田則混二田村田中等一、無レ所レ取レ信、又至二其好レ奇者一、不二啻去一レ複爲レ單、去二字偏冠一、若二藤爲一レ滕、源爲二原之類一、汎濫尤甚、至二百歲之後一、無レ知二其人之爲一レ誰、著姓名族、紊レ倫失レ實、殆不レ可レ解、夫姓者、統二祖先所二自出一者也、氏卽族也、族者別二子孫所一レ由分者也、豈可レ犯二名分一亂二世系一哉、人弗レ思耳、

〔時文摘紕〕今の世の人の複姓を、心にまかせてきり、又字を手と改め、藤を滕と改め、或は我國に無き司馬諸葛などを、姓とする人もあるは、皆兒戲の類にて、其非は論をまたざる事なるを、此俗習元祿享保の頃より始りて、今にては久しくなるまゝに常となりて、此を怪み思ふ人も無く、輕俊の子弟の少し文筆の趣を解したる者どもは、かゝらでは雅ならずと思ふ人さへ多きは、笑ふに堪ぬ事也、

〔授業編　十〕姓氏

學事ニタヅサハラヌ人ノ上ニテイヘバ、姓氏ノ長キモ短キモ其通リナレドモ、僅ニ詩文ノ業ニ

如是足以惑人、尤非所以爲實錄而示後人也、夫名與字者、人之所獨也、宜擇佳者、姓氏者、宗族所同也、不可得而改也、雖中國複姓、如百里、端木、石作、新垣、高堂、東方、赤草、諸葛、古野、何異於我複姓也、漢魏以來、有夷人進於中國者、猶不敢改其本姓、如鮮于、斛律、斛斯、賀蘭、賀若、宇文、耶律之類、可見矣、今我複姓雖可厭、而係乎國俗、傳自祖宗、則吾末如之何、嘗因其素所稱爲直、先儒有山崎闇齋、伊藤仁齋二先生、皆書複姓、其徒亦如之、予〇太宰純初未知其是、且傚世之操觚者流、時單人之複姓、近日乃覺其非、遂左祖夫二先生云、

〔刊謬正俗〕姓族類

國人多複姓、或至三字四字者多、不雅馴、今或剪截書之、以混漢姓、無謂尤甚、如三耀〇三善清行三統〇三統理平、昔日已有其例、是亦非也、今且就村田氏言之、剪上字則混田中田邊、除下字則混村井村上、將何所取信也哉、中華多複姓者、白石、南宮、西野、西鄕、北野、中野、薄野、坂上、古野氏、及代北、大野氏、皆著于姓譜、與國人姓氏相類、何以此爲嫌、夫姓所以分祖、而玩弄變遷而可乎哉、

改姓雖非、而猶有說、拓跋之爲元、禿髮之爲源、革夷而從華、敬之爲文、愼之爲眞、避諱而省文、尙可也、今人俗書啓狀、直用複姓、至于詞章著述、則剪截錄之、使一身有二姓者何哉、且俗書中、與卑幼、則自姓剪下一字、與尊長、則他姓截一字、以爲敬者、亦獨何哉、甚而至依倣假僞、加旁除冠、欲以類似漢姓、如長谷氏之爲張、十河氏之爲何、將欲爲留侯之裔乎、抑欲爲平叔之冑乎、可怪之甚也、

〔病間長語三〕姓を修することは、古もありと見えたり、文琳菅三など稱したるを見て知るべし、複姓もその儘に用て、見苦からぬもあれども、あまり不雅なるは、辭を脩する上からは、これも脩したきは人情なり、然ども實錄傳記に用ゆべきにも非ず、太宰氏〇純名などは、他の稱する所に拘らず、一概に、三字は三字、四字は四字にせしもきこえたることなり、姓を脩するは、あしゝと云ふは、己の所見にて、他はこの脩したるが、我姓なりと云はゞ、是非なきことなり、かほどのことは、かの

國持外樣衆
佐々木六角〇中略　佐々木京極中務大輔
外樣衆
新田大嶋左衛門佐　伊勢仁木左馬助
新田岩松兵庫頭〇中略　山名宮田五郎
丹波仁木兵部少輔　四條上杉中務少輔
佐々木京極加賀守〇下略
〔文安年中御番帳〕公方樣御番衆
二番
遠山神野左京亮〇中略　遠山明智大藏少輔
三番
遠山安木孫太郎〇中略　武田下條甲斐守
遠山櫛原駿河入道
五番
大館横田修野亮
外樣衆次第不同
赤松上月大和入道〇中略　山名草山與次郎

修姓

〔斥非〕此方人、大抵皆複姓、雖有單字者、則百中一二耳、至有連三字四字者、乃夷狄之俗也、今之操觚者流、稱人自稱、醜其複姓、不拘上下、摘其一字以爲稱、是學中國而私擬其風俗、則其意固不惡也、然此事、於文詞中爲之猶可、如題姓名而單其複姓、則相亂者甚多、當時尙不可的知其人、況數十百年之後乎、

〔永享以來御番帳〕一番五ヶ番著到於御前注之

土岐揖斐太郎　土岐厚駿河守

土岐本庄福壽丸○中略

二番

土岐深坂次郎　土岐小柿式部少輔

土岐稲木四郎○中略

三番

土岐外山近江守　土岐肥田瀬宮内少輔

土岐冬利五郎　土岐外山孫四郎

土岐稲保刑部大輔　土岐金峯孫三郎○中略

四番

土岐肥田瀬伊豆守　土岐石谷孫九郎

土岐肥田中務少輔○中略　土岐長澤治部少輔

五番

佐々木大原備中判官○中略　佐々木鏡民部少輔

佐々木岩山美濃守

永享比ヨリ至文正三職○中略御相伴衆、

佐々木黒田備前守高光

佐々木鞍智駿河守高信

文明十二三年比御相伴衆

戴仲培曰、複姓多北人、而中國望族、不可以義通者、豈因所居而增、諸葛則諸縣之葛、申屠則屠原之申、母胡〈常作胡母〉則母丘之胡、閭丘則頓丘之閭、所謂同門而異戶也、〈代醉〉凌氏曰、里氏之居相城者爲相里、〈續詳〉此類甚多、吾國藤氏之望極多、其出伊勢者、曰伊藤、其出加賀者、曰賀藤、適與諸葛相里同義、亦何以複姓爲嫌、

〔貞丈雜記人名二〕一足利殿時代の御番帳に、土岐厚駿河守、〇中略新田大嶋左衞門佐など、云名あり、是等は同氏多き內、分れ出たる家々にて、各外に氏を附て、本の氏と今の氏を二ッ重ねたる也、〇中略又佐々木大原備中判官と云もあり、佐々木大原は氏を二ッ重ねたる也、

〔異本曾我物語一〕助親〇伊藤心ひそかに思ふむねありければ、兄〇助繼のため、忠あるよしにて、後家にも子〇助繼子金石にも、勝れて孝養精誠をぞ盡しける、〇中略金石にも心やすき乳母をつけてやしなひつゝ、遺言にたがはずして、十三年と申しゝには元服させ、宇佐美宮藤次郎助經と名乘らせ、娘の万劫にめあはせて、次のとしの秋、ひき具して上洛す、

〔太平記十三〕龍馬進奏事

其比、佐々木鹽冶判官高貞ガ許ヨリ、龍馬也トテ、月毛ナル馬ノ三寸計ナルヲ引進ス、

〔太平記十四〕將軍入洛事附親光討死事

結城大田判官親光ハ、此君ニ貳(フタゴヽロ)ナキ者也ト深ク憑マレ進ラセテ、朝恩ニ誇ル事、傍ニ人ナキガ如也ケレバ、〇下略

〔武家儀式〕御評定著座次第

延文三年十二月三日

佐々木信濃五郎左衞門尉

佐々木岩山六郎左衞門尉

複苗字

必以歸復本姓、爲學中第一之急務、其立志之確、雖似可貴、蓋於吾邦習俗、殆若不察省時勢之緩急與世變之處置者、自達士論之、不免其狹隘局量之譏、迂齋初年著再嫁說養子論、辨駁之、沿從師說、○佐藤直方至晩年大異其趣、不求備於人、婦女再嫁者、士夫出贅者、惡之不至已甚矣、

〔吉益東洞先生行狀〕先生諱爲則、字公言、安藝人也、其先出清和帝、姓源氏、管領政事畠山長政之裔孫也、世襲封河內紀伊、二州五畿、悉屬麾下、曾祖高政之時、盡亡其封國、獨保河州高屋城、高政病而卒、其子政慶、幼弱不得立、傳之弟昭高、○中略十八年、○天正熊野諸城皆降、政慶無置身之地、潛行走河州、匿於吉益半笑齋家、半笑齋者、畠山之族也、世業金瘡產科、有名于世、謂之吉益流也、政慶憚誅、遂冒其姓、以醫自隱、○中略元和五年、幸長○淺野之子長晟、移封藝州、畠山之族、始徙廣嶋、政慶不往而死、其子政光、遂移廣嶋、居山口街、於是安藝侯、使人勸出仕焉、政光善繼父志、不肯仕、以醫爲業、至是復其姓、曰畠山道庵、以寛文十二年而死、妾谷氏、生子男二人、長曰俊長、始五歲、以故家人悉皆散、二子幼不能自存、以國泰寺主僧爲親戚、收養之、由是俊長出家、爲浮屠氏、妾谷氏養重宗於其父家、重宗者、先生之父也、及其長、娶豫州松山侯臣中野氏之女、以元祿十五年五月某日、生先生於廣陵城下也、○中略先生曰、我不能興吾家、今以醫隱、何汚本姓、復改吉益氏、

〔常憲院殿御實紀附錄下〕村上主殿正邦は、小性をつとめ、寵眷を蒙り、しば〳〵加恩あり、本氏河合なれば、舊に復し度よし願ひけるに、上意○綱吉に、村上は本氏に非れども、年頭となへ來り、家門も繁榮せし事なれば、これを嘉號と心得て、改めまじと仰られしなり、

〔南留別志二〕藤原惠美押勝といへるは、姓を二つかさねたるなり、備前の王藤內、又安藤といふも同じ事なり、小河の系圖の內に、小河垣谷とかさねてなのるあり、苗字をかさねたるためし、昔はあるなり、

〔刊誤正俗〕姓族類

トヲ叙聞ニ達セラレ、十二月九日勅許アリ、口宣案、長橋局ノ奉書到來ノ由、本月上旬、義昭ヨリ御敎書、及ビ大刀一腰ヲ添テ、遠州引間ヘ贈ラル、御敎書ノ文ニ曰、改年之吉兆、珍重々々、更不可有休期候、抑德川之儀、遂執奏候處勅許候、然者口宣、幷女房之奉書、申調差下之候、尤目出度候、依而大刀一腰進之候、誠表祝儀計候、萬々可申通候也、正月三日、義昭德川三河守殿（是ハ神祖、御累祖ノ御稱號、德川ニ復シ給フト雖ドモ、去冬將軍義昭ニ達セラレ、十二月九日勅許アリテ、今春口宣、引間ニ來ル、）

〔武德編年集成十〕永祿十二己巳年正月、御當家、近代ハ松平ト稱セラルト雖、神君（○德川家康）累祖ノ稱號德川ニ復シ玉ウコト日アリ、此由去冬始メテ將軍義昭卿ヘ達セラル、幕府ヨリ近衞前久公ニ據テ、叙聞（○正親町）ニ達セラレケル所ニ、乃舊臘九日勅許有テ、口宣案、長橋ノ局ノ奉書等到來、今三日義昭卿ヨリ、是ヲ遠州濱松ヘ贈リ、御內書ヲ投ゼラレ、大刀一腰ヲ賜フ、（○中略）

傳稱ス、應仁以來朝廷柳營、在レドモ無ガ如ニシテ、邂逅ニ聘禮ヲ捧ル牧伯ハ、禁闕幕府共ニ、恩澤甚厚ク、聊ノ事ニモ口宣ヲ賜リ、女房ノ奉書ヲ傳奏ヨリ柳營ヘ遣スコト、是全ク衰世ノ風儀ニシテ、治世ノ恒例ニ違ヘリ、必シモ古風且後來太平ノ世ノ格ヲ以テ論ズベカラズト云々、

〔鳩巢小說上〕一中山道信州蘆田ノ宿ヲ下レバ、右ノ方町離レニ、高山ノハゲ山アリ、夫ヨリツヾキテ成出タル丸山平山ニ成笠山アリ、是ハ古ヘ蘆田下總守居城ノ地也、其嫡流、後ニ加藤宗月ト苗字ヲ改、一伯殿代ニ越前ヘ來リ住セリ、（○中略）宗月嫡子ヲ加藤內膳ト云テ、越前ニ有シガ、後ニ公方樣ヘ御目見モ仰附ラレ、又本姓蘆田ヲ名ノリ、越前ニテ城代ヲ勤候由、

〔先哲叢談後編五〕稻葉迂齋

迂齋父正則、自冒他姓、舊稱鈴木氏、至其解褐侯國、應請復本姓於其家長、而家長親戚皆謂、與父兄宗家異、其稱呼殆似不可、遂未果、後享保辛丑年（○六）冬、固請歸復本姓、自是稱稻葉氏、（○中略）

山崎派諸儒、維持禮法、處人甚嚴、若淺見絅齋、三宅尙齋、嚴排冒他姓、不少假、故入其門、先有冒異姓者、

朝成略○中

石河氏を改て、小山と稱す、略○中

本氏にかへりて、石河となのる、

政康略○中

〔寛永諸家系圖傳二百十二〕加藤

正次略○中

信長につかへしときは、竹本と號す、略○中永祿十一年、參州にいたり、大權現家康○德川に謁見し奉る時、鈞命をかうふり、竹本をあらため、ふたゝび加藤と稱す、

〔創業記考異一〕永祿九年十二月廿九日、公家康○從五位下ニ叙シ、參河守ニ被任、又是ヨリ勅命ヲ以テ、德川氏ニ替リ給フ、

○按ズルニ、家康ノ遠祖義季ハ源義家ノ曾孫ニシテ、德川四郎義季ノ孫教氏ニ至リ亦德川ト稱スト稱ス、家康ハ是ヨリ先松平ト稱セシガ、是ニ至リ舊ノ苗字ニ復セシナリ、而シテ大三川志、武德編年集成等ニ、此ヲ以テ永祿十一年ノ事トセルハ誤ナリ、

〔御ゆどの丶上の日記〕永祿十年正月三日、こん衞殿より藤宰相して申され候、德川じよしやく、おなじくみかはのかみくせん、頭辨におほせられて、けふいづる、おなじく女ばうのほうしよもいづる、

〔歷名土代〕從五位下

源家康三川國松平、號二德川一、永祿九十二廿九、同日參川守、同日左京大夫、

〔大三川志八〕永祿十一年十二月、是ヨリ先キ御曩祖ノ御稱號、德川氏ニ復シ玉フト雖ドモ、此冬源義昭ヘ此事ヲ達シ給フ、十二年正月、將軍義昭、近衞關白藤原前久ニ依テ、德川氏ニ復シ給フコ

同年〇延享五年六月十二日、名字玉造と御改被下、御一字御腰物被下、信英與名乘、
右は秀宗公〇伊達宇和島藩主伊達氏御幼少之時、玉造郡〇陸奥國御住居に付、以其御由緒玉造と御改被下、

改苗字文字

〔陰德太平記十六〕吉川先祖之事
吉河(キツカハ)三郎經義、法名本無、此人駿河國吉河ノ邑ニ被居住、故ニ吉河ヲ稱號トス、始吉香(キツカ)、或ハ木河(キカハ)、或ハ吉河ナド、時ニ依テ書タリシガ、後ニ吉川ヲ用ヒ來レリ、自是代々以吉川稱之、

〔改選諸家系圖前編十〕酒井氏
廣親〇中略
參河尾張之堺有川、名坂井、其邊號坂井郷、德川親氏君、壯歲經歷諸州時、僑居坂井邑、嘉吉二年壬戌、爲坂井五郎左衞門聟、其後同三年癸亥十二月、生廣親、以坂井爲氏、〇中略後改坂井爲酒井、

〔寛永諸家系圖傳五十三〕土井
始は土居と號す、利勝にいたりて、土井とあらたむ、

〔寛永諸家系圖傳百十二〕片桐
はじめは片切たりといへども、爲眞代より、片桐にあらたむ、

〔寛永諸家系圖傳百四十三〕喜多見
はじめ木田見の字を用ひ、また北見の字をもちゆ、

〔武藝傳統錄下〕水野流居合
木戸彌治右衞門正勝、法名自證院、寛政八丙辰年十二月廿六日死、正勝木戸ヲ城戸ニ改、

復苗字

〔豆相記〕氏盛、〇中略號伊勢新九郎、〇中略氏盛假今川葛山士卒、而攻取於豆、弊殺狩野伊東等門族、移豆韮山城、改伊勢歸北條、而既爲豆大守矣、時長祿二戊寅年也、

〔寛永諸家系圖傳三十七〕石川

〔陰德太平記七十四〕吉川廣家陷二岩石城一事

翌二十六日、○天正十六年六月壹岐守、於二小倉一廣家ニ饗膳ヲ被レ勸ケルニ、旨酒酣、興熟シテ後、壹州、廣家ニ向、先年某甲ガ氏、森ノ字ヲ改、毛利ニ仕候シ事、偏ニ廣家御吹擧ニ依テ、輝元、御許容候ツル、此御恩、禮謝センニ難レ悉二言端一候、

〔藩翰譜九下毛利〕伊勢守藤原高政は、豐臣太閤の家人なり、初め森勘八郎とぞ申ける、太閤未だ筑前守にて、毛利右馬守輝元と戰ひ、天文十年六月、羽柴毛利中直りして、互に人質を取替さる、毛利は叔父の藤四郎元綱に、桂民部大輔付て出しければ、秀吉は此高政が兄弟をぞ出されける、高政が弟兵橘某と云 輝元、高政兄弟に向て、兩家の好みを合せたる始に、和君兄弟我が許に來れるに、和君等が名字と、輝元が名字と、唱ふる所の同きこそ怪しけれ、然るべくは、我が名字まゐらせて、和君等と、永く兄弟の契結ばんと思ふは如何にと云ひければ、高政兄弟、森と云ふ文字を改て、毛利とは書きたりけり、

〔明良洪範十六〕小西飛驒守ハ、元內藤飛驒守ト云テ、太閤秀吉公ノ臣也、博學ナル故ニ、朝鮮陣ノ時、小西行長ニ副ヘテ遣ハサレ、文事ヲ司ドラシム、合戰大明ニ入テ和義トナル時、小西行長、己ガ名ヲ異國ヘ傳ヘン事ヲ量リ、內藤ヲ改メサセテ小西ト名乘ラセ、大明ヘ使者ニ立タリ、是ニ因テ小西ノ名、大明迄トヾロケリ、

〔鵞峯文集七十二行狀〕故江府令朝散大夫親衞校尉石谷叟行狀

叟姓藤原氏石谷、諱貞清、○中略其○西郷行晴十七世孫行清、產二於西郷一○遠江地名乃改二二階堂一稱二西郷氏一○中略今川義元、爲二駿河國主一兵威壓二遠州一政清屬二其麾下一爲二西郷十八士之長一戸塚氏亦其一也、戸塚氏娘、奉レ侍二東照大神君一○德川家康誕二台德公一○德川秀忠時、號二西郷女君一世稱二寶臺院一是也、政清避レ憚之、改稱二石谷氏一、

〔伊豫吉田御家系譜〕辰三郎○吉田藩主伊達村豐子、中略、

改苗字

〔寛永諸家系圖傳二百十一〕加藤
正方〇中略
清正につかへ、同姓をゆるされて、片岡をあらためて加藤と號す、
〔豆相記〕延元二年九月、先帝〇後醍醐第八宮、〇義良親王關東下向之時、時行〇北條高時子扈從矣、兵船五百餘艘、自伊勢國大湊、既令出船渡海之時、於遠天流灘遇于逆風、見伊勢國吹寄、〇中略時行寓居勢州矣、〇中略改名字號伊勢二郎時行、時行生行氏、行氏生時盛、時盛生行長、行長生氏盛、迄于氏盛未改伊勢氏、所以號伊勢新九郎、
〔南海治亂記一〕南北帝御和平記
豫州ノ宮方、土居、得能モ漸々ニ衰テ、兩家ヲ合テ一家トシ、得居ト稱號シテ、近世マデ相續セリトカヤ、
〔總見記十四〕越前國兵亂注進事
同キ〇天正二年十一月下旬ニ至テ、桂田ハ、濃州岐阜ヘ御禮ニ參ル、其時朝倉式部大夫景鏡、同孫三郎景健、溝江大炊助長逸モ同道ス、景鏡景健ハ、朝倉ノ苗氏憚有リトテ、土橋式部大夫、安居孫三郎ト改名シ、三人トモニ、本領安堵忝由御禮ヲ申上ゲ、種々進物ヲ獻上ス、
〔寛永諸家系圖傳二百二十三〕進藤
某
源次郎
織田信長の叔母をめとる、あるとき信長の命にそむく、かるがゆゑに織田上野介、ひそかに源次郎に謂けるは、乙部氏をあらため、進藤と稱べしとなり、これ信長の思ふところをおそれてなり、

一藤原姓　松平飛驒守秀行（蒲生飛驒守）
一源姓　松平右衛門佐忠之（黒田右衛門督）
一源姓　松平阿波守至鎮（蜂須賀長門守）
一藤原姓　松平肥前守忠直〇鍋島
一源姓　松平安藝守光晟（淺野岩松丸）
一藤原姓　松平豐後守光廣（加藤豐後守）
一藤原姓　松平左兵衛督信平（池田左兵衛督）
一源姓　松平肥後守正信（保科肥後守）
一源姓　松平美濃守吉保〇柳澤
一藤原姓　松平豐後守家俊（本莊安藝守家俊）
一越智姓　松平出羽守清武（越智下總守清武）
一源姓　松平河内守清定（池田河内守清定）

已上二十九家

〇按ズルニ、本書ニハ一々、其家紋略傳及ビ賜號年月等ヲ記入シテアレドモ、今之ヲ略ス、

〔法令全書〕正月〇明治元年二十七日
徳川慶喜、反逆ニ附テハ、松平之苗字ヲ稱シ居候族ハ、向後大小名共、速ニ各本姓ニ復シ候樣、御沙汰候事、

二月九日
一以來松平稱號被止、本氏可稱之事、
但本姓松平唱來候者ハ、如舊可相心得事、

〔續視聽草 六集 九〕賜松平號家

松平之御家號を賜ひし家々

一菅原姓　久松三郎太郎 松平因幡守勝元
　　　　　久松源三郎 松平源三郎勝俊 又康俊
　　　　　松平隱岐守定勝 ○久松
一藤原姓　戸田孫六郎 松平丹波守康長
一源姓　松井左近將監忠次 松平周防守康親
一平姓　奥平右京大夫 松平右京大夫家治
一平姓　松平攝津守忠次
一源姓　奥平下總守 松平下總守忠明
一源姓　依田常陸介 松平常陸介信蕃
一大須賀 平姓 榊原 源姓　大須賀五郎左衛門 松平出羽守忠政
一菅原姓　前田肥前守利常 松平肥前守利常
一源姓　松平陸奥守家久 ○島津
一平姓　中村一學 松平伯耆守忠一
一藤原姓　堀越後守 松平越後守忠俊
一大江姓　毛利長門守秀就 松平長門守秀就
一藤原姓　松平陸奥守政宗 ○伊達
一藤原姓　山内土佐守 松平土佐守忠義
一源姓　松平三左衛門輝政 ○池田

〔藩翰譜十上木下〕肥後守豐臣家定は、尾張國の住人杉原平入道道松助左衛門が男、豐臣太閤家北政所の御兄なり、年若き時より豐臣家へ仕へ、家號を賜て木下とは名乘りけり、

〔藩翰譜十上宗〕十八年〇天正の春、義智仰を承り、家人柳川下野守調信等を引具し、自ら彼國〇朝鮮に渡て、兎かく擯へし程に、信使來聘すべきに極て、同七月、彼使具して都に上り、殿下〇豐臣秀吉に參る、關白の御感淺からず、頓て侍從になされ、羽柴の號を賜る、

〔寬永諸家系圖傳二百十六〕堀

直政〇中略

織田信長につこふ、堀左衞門督秀政が從弟たるをもつて、秀政につけらる、〇中略秀吉越前國北庄の城をもつて、秀政が勳功に報じたまふ、秀政もまた、直政が忠節をかんじ、本姓源氏をあらため、藤原堀氏をさづく、

〔寬永諸家系圖傳乙一〕今川品川

高久〇中略

今川氏は、一人の外、稱號をゆるされざるにより、台德院〇德川秀忠殿鈞命にて、品川と稱す、

〔柳營秘鑑一〕御一字頂戴之家々

一御稱號〇松平計被下置　　　松平土佐守

從先規御稱號御一字不被下家々

佐竹右京大夫　　藤堂大學頭　　宗對馬守

島津　　鍋嶋　　蜂須賀　　黑田

一御稱號被下之家々は、御一字被下置之節、其時々改被下之也、又は不及其義家も有之、など御稱號御免無之内は、自氏を用る事有之、

賜苗字

三注則按、今時官醫の中に、苗字名のらぬは、意安法印、施針庵東暦など也、〇中略醫者にはことごとく名字を除きたると、友人の物語なり、

又按猷廟(〇徳川家光)の日光山御成の供奉姓名を書きたる古文書を見たりしに、

〔憲法類編 二十三 第二 民法〕僧侶苗字ノ事

六年四月九日教部省第十六號布達

苗字之儀ハ、各其原由モ可ㇾ有ㇾ之處、諸宗僧侶之內、往々釋竺浮屠等ヲ以苗字ニ相用候者有ㇾ之、不都合ニ候條、右等之分、早々改稱可ㇾ爲ㇾ致候事、

六年四月十四日教部省第十八號布達

當省第十六號布達、僧侶苗字云々之儀、取消シ候事、

〔鹽尻 七〕一稱號を諸家に賜るは、秀吉巳前にはなしとかや、唐土に而も周の世までは、帝王の姓を臣下に給ふ事はなし、漢高祖、婁敬に劉氏を賜はりしより、唐の全□□遂に法となし給ひしとぞ、」

賢按、信長の姓を秀吉に賜ひしにや、豐臣の先は平の秀吉とあり、

〔源平盛衰記 三十六〕鷲尾一谷案內者事

御曹子(〇源義經)ハ、如何ニ汝ガ居處ヲバ何クト云ゾ、年ハイカニト問給ヘバ、歲ハ生年十七、居所ハ山鼻ガ指覆、鷲ノ貌ニ似タリトテ、鷲尾ト申附テ候、〇中略去バ汝ヲバ鷲尾三郎ト云ベシ、〇下略

〔寬永諸家系圖傳 二百七十一〕万年

家傳にいはく、後鳥羽院の御宇、文治年中、万年の號を宣下せられ、〇下略

〔寬永諸家系圖傳 二百二十〕西山

本は飯賴と稱す、武田信玄の命により、飯賴をあらため、西山と號す、昌茂、甲州西山の庄を領知するゆへなり、

剃髮稱苗字

劉一水	彭城仁左衛門祖	陳潛明	西村七兵衛祖
何毓楚	何仁右衛門祖	劉焜臺	彭城久兵衛祖
愈惟和	河間八平次祖	魏之琰	鉅鹿淸兵衛祖
樊玉環	高尾兵左衛門祖	馬榮宇	中山太左衛門祖
徐敬雲	東海德右衛門祖	陸一官	陸一藏祖
王心渠	王喜右衛門祖	陳燮山	矢島專助祖
盧君玉	盧草拙祖	何海庵	何吉郎右衛門祖
張三峯	淸川榮左衛門祖	周辰官	周權左衛門祖
薛性由	薛市左衛門祖	鄭崇明	吉嶋總左衛門祖
楊一官	楊藤平祖	吳宗圓	吳平左衛門祖
陳九官	陳彌吉祖	鄭次官	鄭長左衛門祖
薛八官	薛久三郎祖	莊七官	莊甚兵衛祖
陳一官	穎川八郎太祖	蔡三官	蔡長次郎祖
俞二官	井手武兵衛祖	吳泰官	吳兵藏祖
黃二官	黃安右衛門祖		

〔南留別志　一〕一入道したるもの丶、姓氏を名のる事はなき事なり、入道は僧なるゆゑ、官も僧官なり、國初の頃までは、醫師の苗字をのぞきたるなり、寛永の頃より、苗字をいひいで、元祿の頃よりは、院號も苗字をつけて名のる、大かたは玄關につめたる、文官男に問ひつめられたるより、名乘初めたるなるべし、

〔南留別志拾遺〕一入道したるもの丶、姓氏を名のる事はなき事なり、○中略

玄甫、善蕃語、爲和蘭大通事、雅好外科、師歸化蕃醫澤野忠庵、與忠惠交善、

〔鳩巢小説 中〕先日深見新右衛門、故主薩摩ノ大守ノ家來、郭氏家譜傳來候ヘドモ、讀不申候間、和點イタシ吳候ヤウニ申來リ候處、新右衛門老人、目ナドアシク候間、私點附吳候ヘト、無餘儀賴マレ候ユヱ、紙百枚バカリ細眞ニテ書申モノ、點イタシツカハシ申候、メヅラシキ家譜ニテ候、唐郭子儀ノ家譜ニテ候、郭子儀ハ、汾陽王ニ封ゼラレ候テ、郭汾陽トテ、汾陽王子孫、薩摩ヘ參候テ、只今薩摩殿家來ニ、汾陽庄右衛門ト申モノ嫡流ニテ候、汾陽ト書候テ、カハミナミト讀申ヨシ、珍ラシキ苗字ニテ候、御聞ナシオカルベク候、

〔鳩巢小説 下〕一武林只七、見義人錄本姓孟氏、祖父二寛、朝鮮ノ役ニ、爲援兵大明ヨリ朝鮮ヘ來ル時、吾兵ノ爲捕ラハレ、壽ヲ以テ終、武林ハ大明ニテ鄕里ノ名也、醫ヲ業トシテ、次庵ト稱ス、

〔先哲叢談 五〕高玄岱、中略○號天漪、

天漪祖高壽覺、西土人也、父大誦、號一覽、爲長崎譯者、一覽改稱姓高、爲深見、蓋高氏出自渤海、渤海倭讀深見、故以稱焉、

〔事實文編 十四〕穎川入德碑銘　安東省庵

翁姓陳、諱明德、字完我、明抗州人也、中略○吾慶安年中、航海來長崎、每投藥餌、起死回生、崎人留而不歸、居年餘、有國法、華人來者不許留、已留經年不許歸、厥後强胡猾夏、翁絕念於鄕國、遂改姓名、號穎川入德、蓋從其國俗云、

〔長崎實錄大成 十〕日本住居唐人之事

高壽覺	深見	陳九官	穎川官兵衛祖
林公琰	林道榮祖	歐陽雲臺	陽總右衛門祖
陳冲一	穎川藤左衛門祖	林楚玉	林仁兵衛祖

子息孫左衛門尉、高畠織部、中河滑六、國侍ニ長九郎左衛門尉、其外名アル侍共、都合其勢三千餘騎入置給フ、

〔嚴島道芝記〕一社家供僧内侍幷諸役人神人之名
長。監物同○佐伯某

冒母黨苗字

〔諸家系圖纂〕十九藤原内藤總系圖
本多藤四郎依母姓號本多

〔寬永諸家系圖傳〕百九十六藤井
勝重略○中
いとけなふして父吉政におくれ、稱號をわきまへす、このゆゑに母氏をとりて藤井と稱す、

〔寬永諸家系圖傳〕二百二十二齋藤
幸保略○中
幸保、病者たるゆゑ、父信忠○が命により、櫻井をあらため、母氏ををかして齋藤と號す、

冒巨族苗字

〔織田信長譜〕天正二年十二月、信長執奏、以秀吉任筑前守、河尻與兵衛任肥前守、塙九郎左衛門、改號原田備中守、簗田左衛門太郎、改號別喜右近、右筆武井夕庵、任二位法印、友閑任宮内卿法印、既而歸岐阜、信長謂、今所領之地、猶未能大封功臣、他日併呑四國、則可使功臣據古昔豪士之家、以富之、故向謂丹羽稱惟住、謂明智稱惟任、今又改塙號原田、改簗田號別喜、皆是九州豪士之稱號也、

歸化人用苗字

〔豐鑑〕一長濱眞砂信長鷹狩を好み、日每に狩に出給ふに、一日もおこたらず、わら沓をわれととりはく樣にて物せしが、かしこさ人に勝れぬれば、次第にときめき、ずさなどを持て、木下藤吉郞となんよばれし、其比信長の心に叶ひのゝしる柴田修理亮勝家、丹羽越前守長秀とかやいひしかば、其人の名字を一字づゝたまはらんとて、丹羽の羽に柴田の柴をそへ、羽柴筑前守と改給しと也、

〔皇國名醫傳〕後篇上西玄甫

載姓字爲苗字

盛重〇中略

同〇天正十三年、根來寺破却の後、盛重、遠州濱松の御城下にいたり、大權現〇徳川家康に拜謁するとき、盛重は、元根來寺の法師なり、今よりのち根來と稱すべしと嚴命あるにより姓とす、

〔宗氏家譜　一〕判官公〇平知宗、中略、

公避ニ源氏之難一、姑冒ニ其乳母之姓一、曰、我惟宗氏也、因又稱ニ之惟宗判官一、從是世爲ニ惟宗姓一〇中略

彌次郎左衞門尉公〇重宗、中略、

寛元四年、公襲ニ封一、〇中略　公始立ニ宗氏一、

公借ニ氏外族一、始立ニ宗氏一、姓惟宗如レ故、

〔高階氏系圖〕惟眞〇高新五郎 ― 惟範 ― 惟長

- 惟重 ― 重氏〇高左衞門 ― 師氏〇高右衞門
- 師重〇高右衞門 ― 師泰越後守
  - 師直武藏守

〔太平記　十四〕節度使下向事

左馬頭直義朝臣、不レ斜喜デ、軈テ鎌倉ヲ打立テ、夜ヲ日ニ繼デ被レ急ケリ、相隨フ人々ニハ、〇中略高武藏守師直、越後守師泰、〇下略

〔吾妻鏡　一〕治承四年五月十五日丙寅、今日戌剋、檢非違使兼綱、光長等、相率隨兵、參ニ彼三條高倉御所一、〇以仁王居所、中略、此間長兵衞尉信連、取ニ大刀一相戰、光長郎等五六輩、爲レ之被レ疵、

〔大日本史　百六十〕長谷部信連、〇中略平氏滅後至ニ鎌倉一、源頼朝錄ニ其舊功一、收爲ニ家士一、補ニ安藝檢非違使所一、賜ニ能登大屋庄一、〇中略子孫世居ニ能登一、以レ長爲レ氏、

〔末森記〕サテ能登國七尾城ニハ、一國ノ人數、過半籠タマヒ、本丸ニハ利家卿舍兄前田五郎兵衞尉、

し山の流をくむとてかつら川と名のられしを、始て櫻田の御館に召出されぬとか、

〔日本敎育史資料洋學九〕桂川先生墓表

先生名國瑞、字公鑑、號月池、○中略本姓森島氏、爲和州蟹幡村人、曾祖日賢君、受外科方於松浦藩醫嵐山翁、松浦侯、令嵐山從長崎和蘭客學外科方、日賢君從之、嵐山愛日賢君之神穎曰、傳吾道之流、必於汝乎在、遂命姓桂川、以桂川上流經嵐山而下也、

以佛語爲苗字

〔倭樂傳記二〕四座幷喜多座の始等之事

金剛大夫をば坂戶家と云、圓滿より六代目の弟の家にて、大和の內坂戶四百五拾石を領す、天正の頃の金剛は、小牧合戰に、三好秀次軍に隨ひ、敗走の時は唯一人、秀次の供して討死す、其子なくして、千葉家の者を以て名跡に立る故、金剛が家は、千葉の支流と世に言傳ふ、

〔雲萍雜志一〕羯摩乘親は、きはめて面打の上手なりけれども、ひと丶せに一つは打ず、性酒をこのみて、酔て舞ふことを樂しむ、

以寺號爲苗字

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

大將軍ニハ、大佛陸奥守貞直、同遠江守、普恩寺相模守、○下略

〔日次日記〕觀應二年五月十五日、楠木使者兩人、神宮寺將監入道○下略

〔陰德太平記一〕細川政元生害附細川澄之自害事

高國ハ義植卿○足利ニ相從テ西國ニ在ケレバ、阿州ノ細川讃岐守之勝入道慈雲院ノ孫ニ六郎澄元トテ、器量骨柄世ニ勝レ、文才武藝群ニ出ケルヲ、此人コソ吾家ヲ興隆スベケレトテ、藥師寺與一元一ヲ使トシテ、阿州ヘ下シ、養子ノ約束ヲゾセラレケル、

〔寛永諸家系圖傳二百八十六〕根來

先祖は霜姓なりといふとも、盛重が時にいたりて、根來とあらたむ、

吉善上高樹、人呼爲浪精、

〔外國竹枝詞〕日本

日出天皇號至尊、五畿七道附庸臣、空傳歷代吾妻鏡、太閤終歸木下人、

隋時致書、自稱日出處天子、國中稱天皇、以尊爲號、有五畿七道三島、附庸國百餘、吾妻鏡紀本國君臣事蹟、吾妻島名也、木下人爲平秀吉、萬曆中纂奪倭國、自號太閤王、

〔東照宮御實紀附錄四〕氏井孫之丞某、渡邊忠右衞門守綱二人は、池田が士卒を射しに、守綱鎗を落しければ、孫之丞敵の中へかけ入り、敵を突ふせ、其鎗を取てかへり、守綱にかへしければ、この働武藏坊辨慶にもまされり、今より氏を武藏と改むべしと仰有て、あらためしなりとぞ、

〔鹽尻六〕物加波藏人姓名　德大寺家に、物加波遠江守といふ諸大夫あり、是は待宵の小侍從と和歌贈答して、物かはと君がいひけん鳥の音の、と讀しゆゑに、物かはの藏人と實定卿よび給ひしもの、裔也、彼物かは藏人姓名は、新拾遺集に藤原經尹とあり、

〇按ズルニ、物加波藏人ノコトハ名籍異名ノ條ニアリ、

〔雲上明覽下〕德大寺前內大臣實堅公、諸大夫物加波左馬權助、物加波主稅權助、

〔先哲叢談續編四〕林道榮

鎭臺牛込蔭鎭、招致道榮、遇待不薄、一日置酒、與劉東閣陪侍其座、偶分杜詩東閣官梅句賦詩、即應聲云、鎭臺明府賞官梅、梅蕋枝々春氣催、不學餘香衣袂著、醉恩深似訪花回、蔭鎭賞歎不已、其詩播聞治下、由是時人呼官梅氏、後遂改氏官梅云、

〔雍州府志六土產〕龍腦丸　半井宅、元在烏丸正親町北今施藥院地、家有大井、隔其中間、半用製藥之料、半充雜用、依之有半井之號、曾和泉國界、和氣氏有半井春蘭軒者、是亦同出自、

〔養生法下〕桂川氏は、そのかみ平戶の嵐山甫安にしたがひ、長さきにて蘭人の外科を學ばれ、あら

名字無レ之、幸此所柳一本有レ之間、一ノ柳ヲカタドリ、一柳ト名乘可レ替ト御申候ヘバ、河野殿、忝ト被レ仰、其ヨリ一柳ヲ御名乘被レ成候由承申候、

以器物爲苗字

〔東照宮御實紀附錄六〕樽屋藤左衛門といふは、水野右衛門大夫忠政が七男彌大夫忠頼が子なり、はじめは彌吉康忠といふ、長篠の役に酒樽を奉りしかば、織田右府長〇信におくらせられ、右府大に喜び樽とよばれしより、氏を樽と改め、遠州町々の支配を命せられしが、〇下略

〔當世武野俗談〕山彥鳥羽が三絃

山彥源四郞は、江戶節三絃の元祖なり、尤も名人にして、山彥と云ふは三味線の名なり、源四郞は十寸見を名乘る、渠が家に山彥と名附けし三味線有りし故、名字と號、

以由緒爲苗字

〔源平盛衰記 三十三〕大神宮勅使附緒方三郞責二平家一事

惟義ニハ兄弟三人有ケルガ、次郞ハ死ニヌ、太郞名生三郞、尾形ト云二人ガ中ニ、此三郞ハ蛇ノ子ノ末ヲ繼ベキ驗ニヤアリケン、後ニ身ニ蛇ノ尾ノ形ト鱗ノ有ケレバ、尾形ノ三郞ト云、

〔鹽尻 十〕平岩氏稱號、平岩氏は、三州坂崎の鄕人五郞左衛門某、鄕中に大なる岩、平かなるありしより、平岩と稱號せり、其子新右衛門親重、家を興し、其子從五位下主計頭親吉、大身となると云ふ、按るに、天文の頃、北條家に、平岩隼人正重吉といふ勇士あり、上杉朝成を組留めしものなり、是其同姓か、平岩平石共にひらいはと讀む、古しへよりの稱號のやうに見え侍る、

〔總見記 四〕木下藤吉郞出身由來事

抑此藤吉郞ハ、イカナル者ゾト尋聞クニ、〇中略其母或時、懷中ニ日輪ノ入ト云夢ヲ見テ、卽胎娠シタリケルガ、大樹ノ下ニテ出產ス、其故ニ稚名ヲ日吉ト云ヒ、氏ヲ木下ト號スト云ヘリ、

〔兩朝平攘錄 日本四〕秀吉幼微賤、不レ知二父所一レ出、其母爲二人婢一得レ娠、生欲レ棄レ之、有二異徵一不レ果レ棄、及レ長勇力踰捷、不レ事二生業一、初以レ販レ魚、醉臥二樹下一、信長出獵、吉驚起衝突、欲レ殺レ之、復以二吉舌辯一留レ之養、爲名二木下人一、秀

以植物爲苗字

子孫襲寳焉、

〔諸家系圖纂橘二十〕楠氏系圖

正俊 鎮河内國金剛山麓七郷、館邊多楠、故地下人稱楠殿、――正康――正成

〔太平記三〕主上御夢事附楠事

主上、〇後醍醐、中略、當寺ノ衆成就房律師ヲ被召、若此邊ニ、楠ト被云武士ヤ有ト御尋有ケレバ、近キ傍ニ、左樣名字附タル者アリトモ未承及候、河内國金剛山ノ西ニコソ、楠多門兵衛正成トテ、弓矢取テ名ヲ得タル者ハ候ナレ、

〔諸家系圖纂十四桓武平氏〕柘植、

宗濤、戲折柘植一枝指地曰、此枝蕃茂、則可構草庵于此地、翌年柘植一枝、大蕃茂、而開花爛熳、宗濤甚奇之、即賦和歌、以柘植爲氏、柘植稱號自是始、

〔諸家系圖纂二十四越智〕一柳譜 越智姓

伊豆守直末公、五代目前之御祖父ハ、本國伊豫國之御住人、則河野殿御末之由、然共如何成子細之御座候哉、豫州迄御牢人被成、上方ヘ御上、ソレヨリ美濃國所緣有之由ニテ、被爲越岐阜近所之西野村ト申所ニ、カリニ被成御座候由、其時迄モ御名字、河野御名乘候由、其時代美濃一國之主ハ、土岐殿ト申候由、其時河野殿、或人ヲ御タノミ被成、取次ヲ以、土岐殿ヘ御出入被成候由、土岐殿モ、河野ハ古ノ系圖侍ト被仰、常々御敬ヒ、詞ニテモ懇ニ被仰候由、然共河野殿ハ、今時アサマシキ牢人ノ身トシテ、河野ノ名字ヲケガサンモ、不入儀ト思召候故、土岐殿ヘ御出仕ノ折節ハ、某ニモ名字ヲ御カヘ被下候樣ニト被仰上候由、然共此儀サシテ御承引無之由、亦有時、土岐殿、鞠ヲケサセ御見物候折節、河野被仰分ハ、折々申上、私名字之儀ハ、如何被成被下候トノ御事候ヘバ、土岐殿、毬ノカヽリニ柳ヲ植置候テ有之ヲ御覽被成、其方ニ名字ヲ附替候ハント存候得共、河野ニ附替可申

以動物爲苗字

此中の內、案內者にて、土佐へ下りて、宗我部と云所に居住して、長宗我部と氏を改、

〔寬永諸家系圖傳 二百三十三〕伊東

時信〈○中略〉

伊豆國伊東の庄に居住す、このゆゑにはじめて伊東と號す、

〔維山文集 四十二 碑誌〕佐河田壺齋碑銘

佐河田喜六昌俊、姓高階、出自高市皇子六世之孫峯緒、承和年中、初賜高階姓、其後省曰高、其先食邑於下野國足利庄足次鄕早河田村、早或作佐、故以佐河田爲氏、

〔百家琦行傳 二〕三組町與三右衞門

湯島三組町といへる處に、與三ゑもんと云者ありし、〈○中略〉小石川邊の御官第へ御抱になりにけり、與三ゑもん、元來氏素性もしれぬ者なりければ、住居したる町の名を氏とし、三組町與三ゑもんとて、今猶その子孫殘りけるとぞ、

〔駿府政事錄 六〕慶長十九年九月三日、於三之丸、御能五番、〈○中略〉金春左吉、〈大鼓名譽〉鷲仁右衞門、〈狂言名譽〉但鷺自往昔寶生座、右兩人、從今日觀世座可罷成候旨、被仰出云々、

〔先哲叢談 後編 三〕鷹見爽鳩

鷹見氏、本姓曰金澤、其先世遠州人金澤某、又始仕于田原侯義祖、兜鍪之世、屢有勳功、嘗見白鷹啣鹿角、架於諸楓樹上而結巢焉、以爲瑞捕得之、以奉神祖、〈○德川家康〉因賜之姓曰鷹見氏、當時之人皆榮焉、

〔先哲叢談 後編 八〕龍草廬

十二世祖、正五位下左衞門佐善則、仕後崇光王貞成于伏見月宮館、方其王子彥仁降誕日、善則爲之禱鳩嶺、〈○石淸水〉之神、通七日夜矣、夢中神告、以彥仁享福事、而歸途現視登龍之瑞、無何彥仁、以稱光帝崩入踐祚、是爲後花園帝、王喜曰、是善則忠誠所致也、以視登龍之瑞、卽令其姓爲龍、且賜以寶劒一口、因

て、以來忠功をはげますにをいては、かさねて賞をあてをこなはるべき者也と云々、

〔總見記 一〕織田氏家傳事

其家傳ヲ尋子見ルニ、信長ヨリ十八代ノ先祖、權大夫平親實ト云人、始メ江州津田ノ郷ニ住セラレシガ、其後越前ノ國織田ノ庄ニ移リ、織田大明神ノ神職トナル、後ニ出家シテ覺盛ト號ス、是則當氏織田ノ曩祖也、〇中略或時彼武衞〇源高經ノ末孫織田大明神へ參詣ノ時、親實ノ曾孫モ當社ノ神職ニテ出迎タリケルニ、其時ノ神職ノ子息某ト云才器利發ニシテ他ニ異ナル兒ニ見エシカバ、武衞是ヲ愛シ武士ニシテ召仕ハレケリ、卽チ在名ヲ稱シテ織田氏トナシ給ヘリ、

〔總見記 六〕同國〇近江京極家同淺井氏由來事

扨又、京極家ハ、佐々木四郎高綱ノ子孫ニテ、〇中略其家ヲ京極ト號ス、京極六角ノ稱號ハ、皆在京ノ宅地ノ名也、

〔土佐軍記 一〕三韓爲日本屬國事附長曾我部先祖事

此時ノ國守細川ノ某、其威輕シテ、諸士下知ニ不隨、其外吉良大平本山ナンド云ル領主有ケレドモ、其比ハ兵革打續テ、政道モ妄也シカバ、國人アヘテ不信之、是ニ由テ長岡郡二十枝江村郷ノ庄司、今度元勝ノ著岸アル由ヲ聞テ大ニ悅ビ、此所守護ナフシテ、近郷ノ亂妨狼籍甚シ、爰ニ留リ玉ヘ、守護ニ仰ギ奉ルベシトテ、江村郷ノ領主江村備後守ガ養子トシテ、長岡郡曾我部ニ城ヲ築テ入オキ、則在名ニヨツテ、氏ヲ曾我部ト改ケリ、然ルニ同國香美郡ニモ曾我部ト云所アツテ、領主ヲモ曾我部某ト申ケレバ、各郡名ノ上ノ一字ヲ添テ、長曾我部香曾我部トゾ申ケル、

〔土佐軍記 上〕長宗我部先祖之事

元弘の時、一宮〇恒良親王の臣、秦武文久武とて、二人の臣下ありしが、一宮、越前金ケ崎の城にて御自害の後、浪人して長〇長氏の臣下となる、中の內は、根本土佐の者也、是も浪人して長の臣下となる、

なり、是よりして宇野播磨權守則景と申、其弟二人あり、第二は宇野新大夫則連、其弟得平三郎これなり、是は佐用庄の內得平名といふをとりたるにより、則得平と名乘るに、今出井分と申は此所なり、

〔勢州四家記〕工藤の一家とは、工藤左衞門尉藤原祐經の後胤也、先祖工藤治郎左衞門尉親光、足利尊氏卿へ仕へ、子孫繁昌して、勢州安濃郡長野に居住し、名字を長野と號せり、

〔豆相記〕上杉氏、姓藤原、左大臣冬嗣苗裔也、兄與弟號東管領、執柄異他、威名赫如矣、兄者住山內、故號山內、弟者居扇谷、故號扇谷、

〔北條五代記一〕關東天文亂の事

問ていはく、上杉殿の系圖は、いつの時代よりはじまり、源平藤橘、いづれの氏にてわたり候ぞ、老士こたへて、上杉殿は藤原氏なり、御先祖を尋るに、宗尊親王、一年鎌倉へ御下向の時、御介錯として、勸修寺の重房公、御供有て下向の時、丹州上杉の庄を賜はり、武家に下り、修理大夫を、左衞門督に任せらる、

〔北條五代記六〕百姓氣なげをはたらく事

聞しは昔元龜二年の秋、北條氏政と佐竹義重ひたちの國にをいて對陣のみぎり、○中略百姓御まへに參候す、一人申けるは、それがし岩井の百姓にて候が、味方每夜草に臥候を兼て存する故其心がけ有て、竹鑓一挺支度いたし、今夜の夜討に味方の中へくはゝり、さんをみだしたゝかふ時に、敵とそれがしたがひに鑓くみ、それがし左のかいなを一鑓つかれ候へ共、敵をつきふせ首取て候と申、氏政聞召、百姓として氣なげのはたらき奇特の旨、直に御はうび有て、○中略此度の勳賞に、百姓を黜じ侍とし、在名を用ひ岩井を名のり、官は兵庫助になし下さる、今日より岩井兵庫助と名付べし、其上岩井の郷を領知し、永代子々孫々他のさまたげ有べからず、御はたもとに罷有

範頼筑紫に著陣ありて、豐後の國府に在陣し、隣國に殘る平家の黨類誅し給ふ、肥前國牛尾山の別當志しを源氏に通す、此時肥前の侍藤原季家、高木宗家、草野永平等戰功をつくして、各下し文を給はる、後關東の御家人と成、皆地頭職となれり、文治年中、季家に龍造寺村の地頭職を給り、即龍造寺を以氏とせらる、

〔寛永諸家系圖傳 百四十六〕佐久間

先祖は三浦の一族なり、源賴朝のとき、房州佐久間を領す、故に氏とす、

〔武藤系圖〕經重

於少貳一門、號武藤藏人大夫、居住於筑前國三笠郡筑紫村、故號筑紫、

〔山内首藤系圖〕俊通

俊通始居住相模山内、以其地爲家名、號山内刑部丞、

〔鵞峯文集 七十二 行狀〕故江府令朝散大夫親衞校尉石谷叟行狀

叟姓藤原、氏石谷、諱貞淸、其家譜謂、出自大織冠鎌足公十二代遠江守爲憲、歷九世至信濃守行光、仕鎌倉幕府以統廳務、住二階堂邊、因爲家號、而世其職、其七世之孫因幡守行秋、養姉子西鄕行晴繼其家、西鄕者遠州地名也、其十七世孫行淸、產於西鄕、乃改二階堂稱西鄕氏、

〔南行雜錄 五〕宇喜多和泉守三宅朝臣宗能像贊

竊按、和泉之前司能家家牒、世居乎百濟國、甫兒時、兄弟三人、泛舶來于備前一島、始厝新第、旗幟皆書兒字、爲紋矣、仍其所曰兒島焉、中年立姓稱三宅、而有武名、諸孫瓜葛乎備之縣鄕邑、而號宇喜多、

〔赤松記〕第二丹波守季房の御子のとき、播磨の國佐用庄赤松谷といふ所にながされ給ひて、其子孫住給ふ、かくて五代目を則景と申、此人宇野といふ所を知行し、宇野名字の元祖なり、此時關東に下り給ひて、北條との緣者となりて、建久四年七月四日、佐用庄地頭職を賴朝の御下文御拜領

以國名爲苗字

〔北條五代記〕〔一〕伊豆早雲平氏茂由來之事
聞しはむかし、いせ新九郎氏茂といふ侍、遠國より來て、伊豆の國を切て取よし、いひ傳ふといへども、多說有ていづれ知がたし、〇中略此人の先祖を尋るに、むかしいせの國に、伊勢いせのかみ平氏貞といふ侍あり、小松內大臣重盛公より十五代の後胤たり、國の名をあざなの上におく事、侍の名譽といへり、

以地名爲苗字

〔菊池傳記〕〔三〕菊池武經滅亡事
日向國高知保に、甲斐大和守親宣、同民部大輔親直といふ者あり、
〔閑田次筆〕〔一紀實〕世にことなる苗字稱號などは、大かた鄕里の地名なり、和田の親族に、朝比奈の三郎といふは、人よく其名を知れり、こは和名抄安房國の郡名に朝夷と書て、あさひなとよめる有、そこを領せられしにや、
〔筆のすさび〕〔三〕在名　庶人は在名を名乘ることをゆるされず、然るを姓を禁ずといふはしからず、源太郎平二郎、皆姓なり、誰も咎められし人なし、秩父熊谷〇並武藏地名などは在名なり、これには禁あり、今座頭盲目に在名といふ格あるにてもしるべし、
〔新安手簡〕〔一〕江戶等家系ノ事、丸山殿へ御尋ヰ合セラレ下サルベク候、新田家ノ祖、義重ヲ新田ト稱シ候ハ、タシカニ上西門院ノ御料ニ、新田ノ庄ヲ開カレ候テ、其庄官ニナシ下サレ候樣ニ見エ候ガ、越前淺倉ノ祖、黑丸入道ナドモ、一條家ノ黑丸ノ庄ヲ預ラレ候ヒショリ、彼國ニ竊據シ候事ハ、一條ノ裝束抄ノ內ニモ見エ候、
〔尊卑分脈〕〔六藤原〕宗圓
宇都宮座主　宇都宮小田等祖
〔肥陽軍記〕〔一〕澁殿九州下向之事

善右衞門と申もの、亡父之名乘高三と家名に唱へ替、高三善右衞門と名乘差出し相續仕、○中略

嘉永三戌年九月四日　宿屋町 月行事 高三善右衞門印
大和屋松之助印

奉行所宛

以官職爲苗字

〔尊卑分脈 藤原九〕利仁——叙用
齋藤號起ニ叙用、依レ補ニ齋宮頭一號ニ齋藤一也、

〔尊卑分脈 藤原九〕景道
依レ爲ニ加賀介一號ニ加藤一

〔那須系圖〕資朝
屬ニ源頼義朝臣、本姓之藤原氏、養父姓守部合、守藤稱、其後上洛、依ニ軍忠一任ニ主馬首、依レ之又孫々稱號
號ニ首藤一、

〔寛永諸家系圖傳 二百三十三〕伊東
爲憲○中略
木工の助の工の字と、藤原の藤の字をあはせて、はじめて工藤と號す、

〔鶯峯文集 七十碑誌〕朝散大夫紀伊權守鍋島君碑幷銘
賴平曾孫經資、任ニ太宰少貳一子孫相繼、以ニ少貳一爲ニ家號一、

〔窻のすさみ追加 上〕同國、○薩摩左近丞氏と云姓有、○下略

〔嚴島圖會 三〕棚守將監屋敷
當家は大宮の棚守職にして、舞方を兼司り、往々從五位下に叙せることありき、本の氏は佐伯にて、苗字を野坂と呼けるに、いつのころよりか、その職名を用ひける、

明暦二年丙申九月九日

大旦那豫州宇和庄永長郷。
法花津清原朝臣清家金三郎信行

〔松の落葉 一〕大中臣藤井宿禰　松の屋

おのが家、藤井氏なることは、世々つたへきつる家の書どもにも見えて、さだかなり、めうじはなし、今の世には、おしなべて氏のほかに、めうじあれど、まれ〳〵には、かく氏のみなる家もありけり、

以人名爲苗字

〔温知柳營秘鑑 六〕本阿彌家の事

本阿彌家の元祖、妙本と云者也、本姓菅原氏也、松田を以名字とす、相州鎌倉に居住し、天性刀劒を上る術を得たり、足利將軍尊氏命に依て、京師に來る、鎌倉の松葉ヶ谷日靜上人は、尊氏の叔父也、是へ歸して法名を授られ、妙本阿彌と號す、是に依て、本光此業を用る、文明年中赤松氏有故に付て、將軍義敎大に怒り、此ときに本阿彌淸信を獄舍に入、時に日親上人と獄屋に入、互に獄舍の內にて彼說し日親上人の說法に歸依し、其後二人ともに獄舍を出る、淸信入道して、日親上人に法名を得て、本光と號す、元祖妙本此本光、何れも本字を付て、刀業に秀たる故に、松田と不號して、以來本阿彌氏と稱により、これより光の字を以て一族の冠字とす、今の三郎兵衞家也、

〔倭樂傳記 二〕四座幷喜多座の始等之事

觀世大夫は、伊賀の服部一黨の者也、足利將軍東山殿〇義政に仕へて、觀阿彌と云同朋也、渠に仰て猿樂の業を學び始め勤しむ、其子世阿彌、其子音阿彌と續て同朋にて是を相勤、其子俗にして、觀世三十郎と號し、猿樂と成て今春が聟と成、いよ〳〵藝術熟し、子孫相續す、

〔嘉永撰集類集附錄三十八〕乍恐口上

一私名前、先年より御武鑑江相列候義に付、御尋に御座候、

此段私元祖は、近江國浪人佐々木五郎兵衞高三ッと申、〇中略前書五郎兵衞高三病死後、同人悴

賤人不稱苗字

〔源平盛衰記三十四〕東國兵馬汰并佐々木賜₂生唼₁附象王太子事
高綱、〇中略馬ナシトテ留ベキ事ニモ非ズ、如何セント案ズル程ニ、抑是ハ君ノ御大事也、後ノ御勘當ハ左右モアレ、盗デ乘ント思テ、御厩小平ニ心ヲ入、〇下略

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月十五日、京都飛脚下著、申云、〇中略關東分宜旨御使、今日同到著云々、仍相尋之處、自₂葛西谷山里殿邊₁召₂出之₁、稱₂押〇押一本作₂狎₁松丸₁、季康所₂從₁云〇下略

〔貞丈雜記四役名〕古も中間は、苗氏をなのらざりし也、武雜書札に、天文二年七月六日の首注文を記したるに中間彦六と有て苗氏なし、其外侍には苗氏を書たり、

〇按ズルニ、上古ニ於テハ、東大寺奴婢籍帳ニ、奴人足、又ハ婢飯虫咩ト見エタル如ク、賤民ハ姓氏ヲ稱セザリシナリ、而シテ中古ノ書ニ、卑賤ノ者ノ名ノミ擧ゲテ苗氏ヲ記セザル者往々アリ、苗氏アレドモ錄セザルカ、又ハ素ヨリ是ナカリシカ詳ナラズ、

〔皇都午睡三編上〕江戸にて、〇中略御公儀へ差上る諸書付人別帳にも、何町何兵衞支配借屋何屋何兵衞など、上方の如く家號をしるさず、唯何丁何兵衞店何兵衞と計りにて、筆數のすくなきを是とす、苗字を唱ふる町人も多くあれど、公儀へは通らず、よく〳〵由緒ある家ならでは、苗字を呼ことなし、夫故家名やら、苗字やら、通名やらわからぬ面白き呼名まゝあり、上方の料理屋の通名の如し、必竟は上へ通らぬことゆゑ、出たらめの付次第なるべし、

以姓爲苗字

〔南留別志一〕田中、大石、田口、三枝、山邊、巨勢、服部、石川、滋野などの類、苗字なれ共、姓なるべし、内藤、齋藤の類もあるなれば、別に姓を求むるは僻事なるべし、

〔吉田灌社寺舊記〕法花津浦分〇伊豫國東宇和郡
一山王權現宮一社〇中略
奉₂棟上₁一字金輪聖王天長地久御願圓滿〇中略

千坂仲内は、黒川郡の大肝煎なり、寶暦十年より、父半左衛門につぎて其役をつとめしに、何事にも父の意に背かず、〇中略安永五年七月、領主より仲内が持高の内十石を祿にあたへ、足輕小人組拔となし、苗字帶刀をゆるし、妻をも稱美せり、

〔伊豫國巡廻記 一〕安知生村新居郡神戸郷氷見組

庄屋隱居 菅五郎兵衛

今の庄屋長右衛門が父なり、いとけなき時より讀書を好み、周敷村の平太吉本氏と云儒者に從ひ、闇齋派の道學を受、平太は、大洲の城主より禮遇厚く、度々迎られて其府にゆくに、平太大洲にて用られし事、周敷村の條下に出、五郎兵衛も每に隨行す、長ずるに及て闇齋學に不安、京都に遊びて、皆川文藏、佐野少進等を師とす、少進薦めて菅家內塾の都講カクトウとす、御醫師山名修軒、五郎兵衛と同時に京にあり、前にしるせるは、修軒が話をしるせるなり、高辻大納言胤長公も、五郎兵衛をよく過せられ、薨ずるに及て遺物を分たる、自筆竹亭夏日の詩、井唐法帖等、雜掌川瀨圖書、近藤兵部が贈狀目錄等あり、〇中略皆傳へて其家にあり、五郎兵衛、のち家に歸り、庄屋役を勤る事二十餘年、隱居して御城下町にゆき教授す、文政十二丑八月十三日、左之通被仰付、

安知生村庄屋長左衛門親 五郎兵衛

年來志篤儒學致修業候段相達候、依之其身一代限苗字帶刀被成御免三人扶持被下置候、折々學問所江罷出、御用筋可相勤なり、

五郎兵衛、わかき時、放達にして名教に不拘、是を以て世の謗を得たり、然れ共、親に事て孝、母の喪に遭て居喪私書の著述あり、文章を好み、皇朝の學にも、其大略に通ず、田畝の中より、斯る人出る事稀なり、因て表して周敷村の平太、土居村の信之等が如く、この編集の內に入、

〔法令全書〕九月〇明治三年十九日布

自今平民苗氏被差許候事

此段私儀は浪人者にて、古來より木村と苗字相名乘來、帶刀致、當時之相撲年寄仲間加入致罷在、行司職業之義は、私幷式守伊之助兩人共、先祖より細川越中守樣御家來、吉田追風より免許貰請候儀にて、伊之助先祖も、其砌より式守と苗字相名乘、帶刀致、是又浪人者にて、其外之行司共は、一切帶刀仕儀は無御座候、尤身分之儀に付、御願之儀有之節は、御奉行所樣へ御願申上候儀に御座候、

右御尋に付奉申上候以上

文政十亥年十一月晦日

深川永代寺門前仲町
忠兵衛店
相撲行司　庄之助
家主　忠兵衛
五人組　藤八
名主傳次煩ニ付代　藤助

御番所樣

〔市中取締書留〕寅〇天保十三年十二月十四日

越前守殿御渡

覺

書面名主理左衞門外貳人、伺之通、其身一代苗字差免、市中名主共上席可被申渡候事、

〔近世畸人傳　二〕內藤平左衞門

此人篤實類なくて學を好めり、されば是のみならず、人を救ひ、あるひは道橋を造り、慈悲を行ふこと多ければ、領主〇陸奥白川も賞し給ひて、苗字帶刀をも免され、士に准へらるゝといふ、

〔孝義錄　十七陸奥〕孝行者千坂仲內

之町人同樣に御座候哉、心次第苗字相名乘、帶刀いたし不ㇾ苦ものに御座候哉、且總髮等に相成候儀も、常人之心次第にて、不ㇾ苦ものに御座候哉、
一相撲取之内に而、町方住居いたし、諸侯方、又者陪臣より扶持方宛行等有ㇾ之候得ば、苗字相名乘、帶刀いたし、且町人共召抱置候ものは、帶刀は不ㇾ相成候哉、〇中略
右ヶ條書之趣、於ㇾ御在所表ㇾ少々見合度儀有ㇾ之候に付、江戸表之振合承知仕度、乍ㇾ御六ヶ敷ㇾ相知候儀に候はゞ、其筋内々御問糺、御附札に而御記被ㇾ下候樣御賴可ㇾ被ㇾ下、率ㇾ賴候、以上、
　亥十月
相撲取共、諸侯方抱に相成候ものは、都而帶刀致し、抱に不ㇾ相成分は、浪人者に而、平日脇差計帶、尤旅行致し候歟、祝儀不祝儀等有ㇾ之節は、帶刀致し候、苗字之儀は、諸侯方家風に寄、其屋敷限に付ヶ候儀も有ㇾ之、其外は名乘計に而、苗字は無ㇾ之、住居幷總髮に相成候儀、是又取極候儀無ㇾ御座ㇾ候、
　但、陪臣町人之抱に相成候儀者無ㇾ之候、
〔相撲行司家傳〕去亥十一月中、町御奉行筒井伊賀守樣御番所へ、庄之助被ㇾ召、相撲行司年寄身分之義御尋有ㇾ之、委細書面を以可ㇾ申ㇾ立旨被ㇾ仰渡ㇾ候、其節差上候書附之寫、
　　乍ㇾ恐以ㇾ書附ㇾ奉ㇾ申ㇾ上候〇中略
一相撲取名乘之外に苗字名乘候事
　此段名乘之外、苗字を名乘候儀は無ㇾ御座ㇾ候、尤御屋敷方御抱に相成節、其御屋敷御家風に寄、苗字御附被ㇾ成候儀も有ㇾ之候得ども、取極候儀は無ㇾ御座ㇾ候、其外之者ども、名乘計にて、苗字は無ㇾ御座ㇾ候、〇中略
一行司苗字名乘帶刀致候儀幷職業之義に付願出候節之事

右體之者、醫師共之門弟に相成候得ば、領主役所に而吟味之節は百姓同前之取扱には候得共、苗字は、爲相名乘候筋、可有御座候哉、

下ヶ札

書面在町之醫師、御手醫師之門弟ニ候迚、吟味等之節、苗字を御取用には不及哉ニ存候、

一前條之者共、苗字名乘候而も、帶刀は不及致心得に御座候、他領等江罷越候節、若帶刀致候はゞ、差留候而、宜御座候哉、

但手醫師之門弟に相成候共、俗醫に而罷在候得ば、苗字は不爲名乘候心得に而、宜御座候哉、

下ヶ札

書面在町之醫師、帶刀は不相成筋ニ有之候、俗醫之分、苗字は吟味等之節に無之候共、爲相名乘不申方と存候、

一往古より醫師に而、鄕中に罷在、苗字相名乘、帶刀致來候者、いつ頃より右之趣差免候儀と申儀も不相分候得共、仕來之儀に付、其儘に而、差置候而も苦ヶ間敷哉、併帶刀致候儀は、差留候筋に御座候哉、

下ヶ札

書面仕來に候共、鄕中に居候醫師、帶刀は御差留候方と存候、

〔德川禁令考 四十九 文武藝術〕文政十亥年十月

相撲取身分之儀に付、松平周防守殿より問合

覺

一相撲取一派之職業有之、町方住居いたし罷在候もの、脇差を帶、縱者何風何川何ノ山など唱名有之、實名も有之候、右之類、常之町人同樣、町御奉行所御支配を受候哉、御奉行所之御取扱は常

成候得ば、苗字名乘來候而、不ㇾ苦儀に御座候哉、

下ヶ札

御書面、總髮剃髮等に而、醫師致候者、御領分在町に而も、苗字名乘不ㇾ苦儀と奉ㇾ存候、〇中略

右之通御問合申度奉ㇾ存候、以上、

二月〇中略

一俗醫に候得ば、苗字等名乘候筋無ㇾ之、著服は上下十德之類、著不ㇾ苦候哉、

下ヶ札

御書面、私に苗字を名乘候は、强而差構も無ㇾ之、御領主御役所に而取扱は、苗字を御認無ㇾ之方に可ㇾ有ㇾ之候、上下著候儀も、醫業に付、私に著し步行苦間敷、御領主役所江罷出候節は、羽織袴歟、或は白衣抔之御取扱に而、可ㇾ然哉に御座候、〇中略

午十月

右之趣心得に奉ㇾ伺候以上

十月　　鳥居丹波守内　伊藤安右衞門

〔德川禁令考四十九文武藝術〕年月闕

百姓より醫師に相成候者苗字其外之儀に付阿部播磨守より問合

播磨守領分在町百姓共之內、病身等に而、無ㇾ據醫師に相成度旨願出候得ば、糺之上、相違も無ㇾ之候得ば申附來候、右之者剃髮等に相成、自苗字相名乘十德著用致候而も、差留候にも不ㇾ及候哉、但名主宿所に而、吟味有ㇾ之候節は、苗字相除、取扱候筋に御座候哉、

下ヶ札

書面本文幷但書共、御書面之通に而可ㇾ然存候、

行ニハ、八柏大和守、其他御返事、合川、深堀、〇中略都合二千餘人、八口内口ニ差向ラル、

〔德川禁令考御用達町人四十九〕文政四巳年十二月

水戶殿屋形江立入候用達町人江苗字帶刀差免候儀に付懸合

水戶殿屋形江立入候用達町人共之内、夫々身分段取有ㇾ之、扶持方等被ㇾ給、屋形用向に而は、仕來之通、苗字爲ㇾ相名乘、裏附上下役肩衣被ㇾ差免ㇾ候、内用向相達候町人共江は、重立候用向申附候節は、帶刀差免爲ㇾ致、幷非常驅附之節、帶刀差免、屋形用挑燈相渡被ㇾ置候ものも有ㇾ之候處、右之内には、段取之次第を不ㇾ辨、差免有無に不ㇾ拘、屋形江立入候得ば、一體之儀と相心得、新古其筋合等無ㇾ差別、自分に而肩衣を著用致し、屋形江立入候向も有ㇾ之哉に被ㇾ聞ㇾ受候、其外屋形江不ㇾ立入ㇾ町人共之内、屋形立入之樣申成、同樣に致し步行候者も有ㇾ之候由に付、此度屋形立入候町人共之分は、差免有無之次第、聢と取究、猶更心得違不ㇾ致樣、夫々被ㇾ申ㇾ渡度候、右者水戶殿屋形之儀には有ㇾ之候得共、御支配下町人共之儀に付、屋形用達之分者、其町所名前、幷身分段取之譯等、以來は御奉行所江相達候樣可ㇾ致候哉、又者相達候に不ㇾ及方ニ可ㇾ有ㇾ之候哉、不取締無ㇾ之樣致度、此段御問合申候樣、役人共申候、以上、

十一月

下ケ札

書面之趣、用向相達候迚、御料所者勿論、他領之もの共江、苗字爲ㇾ名乘、帶刀爲ㇾ致候儀は、堅ク可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ旨、享和元酉年之御書附有ㇾ之候間、奉行所に而は、難ㇾ承ㇾ置筋ニ有ㇾ之候、

〔德川禁令考文武藝術四十九〕寬政十午年十月

醫師苗字帶刀之儀甲斐庄武助江問合

領分在町に罷在候醫師之儀、百姓同樣之儀には候得共、俗醫は格別、總髮剃髮等に而、醫師之形に

赤埴　粟飯原　飽浦　旭　愛甲　秋鹿　饗庭　畦籠　渥美　英保　葦室　青襲　縣　漢部
漢人　漢主　吾孫子　佐海　向坂（勾坂を正とす）　寒川　五月女　三枝　雜賀　猨山　雀部　鷺
鴙　彭城　鮭延　敦來石　北　岐蘇（木曾とも）　蓍座　來海　行明　城所　鏡　私市　纐纈　米
多比　和布刈　夫婦木　飥受（又毛受とも）　毛馬　女鹿　宮道　三善　三池　三宅　三谷　三幣
御諱　御宿　御子左　御子神　御手洗　癸生川　水口　明珍　箕曲　瓶尻　身人部　滿
王野　椹　信太　信夫　信樂　階戶　設樂　宍戶　宍草　宍粟　執行　委支　榛葉　七五
三　神在　神宮司　四至・內　四戶　森藤　春日　鹽飽　新發田　新納（にいろとも）　下斗女　下
間　日向　日夜　日夏　日出山　比企　土方　仁杉　枚方（牧にあらず、木へん也、）　兵主　晝飯　極月
晦　百元　最上　方代　物集女　十　妹尾　迫田　東海林　鷲見　砂金　勝（此一字、かつと訓名字にあり、）
集堂　酒々井　周參見　陶　村主　下濃　墨俣　角南　首藤

〔名字抄〕東海林（訓シヤウジ）

龜田侯（○岩城）老臣に、東海林左右兵衞あり、又庄內領大庄家に、東海林隼人あり、○中略又富士八湖のうちに、東海林の湖あり、

〔奥羽永慶軍記 三〕山北前田氏斷絶ノ事

赤尾津ガ一子二郎、羽川ガ一子金剛丸ヲ大將トシテ、加勢ノ人々ニハ打越孫二郎、○中略潟保治部大夫、川口、轟木萬鐵地等カリ催シ、

〔奥羽永慶軍記 三〕南部先祖ノ事幷晴繼病死ノ事

此光行（○南部）ニ、男子數多アリ、○中略六男破切居六郎實長ナリ、

〔奥羽永慶軍記 十二〕小野寺秋田ト合戰ノ事

嫡子藤太郎、（○小野寺義道）イマダ若年タルヲ大將トシテ隨逐ノ者ニハ、一門西馬音內茂道、○中略軍奉

間 間人 塙 初鹿 見田 薤山 錦織 西大音 西牟田 新納 入戸野 壬生（野州播州の地名は、

みぶさ訓、） 釋迦牟尼佛（丹波の地名） 贄 千屋 秀眞 秀實 八月朔日 平群 戸次 日置 綜村

背評 徳山（今さく山さ云の） 富樫 豊浦 得重 百々 都甲 十時 利根 等々力 敏馬 問叶

又門叶さも 福當 迹見 井石 鞆 千役湊 千夫 長南 温井 額田 沼間 沼垂 怒借屋

扎 臣 小槻 小俣 小宅 小車梅 小柳筒 岡宅 愛宕 飯富 息長 麻殖 度會

吾河 藁科 十八女 亘 四月朔日 神去 神主 神三郡 神門 神足 神丸 開田 印

牧 香美 香母 上林 上遠野 上有智 鷄冠 風吉 川鰭 葛野 可兒 交野 甲良

賀來 各務 蕪坂 春遂 春部 門眞 唐牛 掃守 膳部 戒重 戒能 歌枕 鹿伏兎（んに

べさも訓有） 梯 十七夜 余語 依網 與謝 妙見 丁野 丁子 四十住 丹比 高階 高任

玉置 團 多藝 多治比 田母神 田麥俣 小鳥遊 日日（朔日晦日の義にや） 副田 十河 素

曾 都築 柘植 十字 綴 子子子 中吉 納所 長砂 長狹 楢下 滑川 行方 隨分

附 樂世 宗像 八道 陸路 人首 牟禮 鉾久 打宅 生形 有動 碓氷 臼杵 海上

浮穴 牛奥 殖月 善知鳥 漆間 野邊 野一色 大佛 大角集 凡河内（おほちは、かた言也、今は大河

内さ稱す、） 鉅鹿 生長 多門 乙訓 印具 及川 石生 下石 種田 老馬 邊分 十二佛

饒石川 久地樂 百濟 栗穀谷 栗栖 日下 日下部 草叢 朽網 眞繼 功力 神代（神稻）

さも 七寸五分 坂戸（觀世なり） 榑 山家 月見里 安福 八祐 八國生 藪原（信州の方言） 眞神

眞崎 曲直瀬 猿尾 松任 萬里小路 益城 魚井 馬渡 結解 劒持 儀俄 祈答院

檢見川 文室（ふんなすみてよむべし） 福富 久我 近衛 惟任 譽田 木作 許斐 來臨 牛糞 五

大院 五器所 五間 小長谷 小早川 外山（金春なり） 結崎（金剛なり） 金萬 狛 狛人 頴娃 鹽

治 勅使河原 朝来 飛鳥井 有栖川 安曇 安宅（加州の地名は、あたかゝ） 足利 下米宮 阿子島

苗字讀方

衆、御めに御かけ候、御同苗の人、御入候はねば、申次御めにかけ候、

〔淺井三代記十五〕姉川合戰の事

右近、〇坂井氏が一族同苗のものども、口惜くや思ひけん、百餘騎引返し戰ひしが、枕をならべて討死し、殘り少なになりければ、〇下略

〔古抄本下學集下後附〕人名字

五十嵐　吾孫子　四月一日　樂々熊　十二神島坂東人也　神樂師　七五三　七七五分　不知山　越前人也　八相山　五十子　海老名　上達部公家之子息言也　五十君　葉太　埴谷上總內人　大類　兒玉　刑部　私市　土師　土生　塀和京人　芳賀坂東人　植女或五月女、宇都宮人、　只懸仁田庶子、　椀三州人　汙津字　宮人　塙奧州人　牧　飛鳥井　鳥神山　常石　日下　小藏　陶器所　結城　葛西　村主　足利　新田　澁河　大館　殖杉　富樫　逸見　武田　小笠原　本馬　江馬　奈須　甲斐　織田　遊佐　神保　譽田　隅田　安富　柿屋　大多垣　氏江　富田　若宮　加治　箕浦　射場　富島　多治見　宇佐美　蜷川　猪俣　飯尾　土肥　難波　妹尾　浦上

〔日用重寶記二〕名字俗名の事

俗間今名字と云ものは、中興の祖、居地の所名を名字とし、在名多ければよめ難るあり、たとへば木曾街道を行ば、信州に藪原の驛あり、やぶはらと讀べき字なれども、やごはらといはざれば、所の通用なし、よみ誤を知ながら、用便にまかす、此類何程もあるべし、唯難字の分のみを一ッ二ッ志るす、難字になくとも、字はしれてよみまぎらはしき分計出す、

忌寸　忌部　伊秩　伊香　伊自良　一口　一萬田　一風迫　一戶　一噌　今城　今治　新　比叡　櫟原　諫早　家所　揖斐誤りえびと呼　五十字　五百籠　射越　印具　土師　土生　祝部　榛澤　塀和　頓宮　纐纈　安口　喰代　番長　波々伯　埴生　馬喰田　圓鏡寶則生也　麓

書、書曰二荻生總右衛門物茂卿校一、書法允當、

〔家號軒滴上〕序

今世に云苗字は、家名にして、遠く今昔物語、および義經記等に見ゆれば、古き世よりいひ來りしものと先輩の說にも見えたり、憲〇本多忠憲按ずるに、名字の二字、古史舊書に見えしは、日本書紀欽明紀曰、與二任那日本府吉備臣一闕二名字一往二赴百濟一、倶聽二詔書一、下略この文によりて見れば、欽明天皇のころより、名字といへる事あるにはあらざるにや、右の紀は、一品舍人親王、養老元正天皇四年五月癸酉、功なりて奏し奉られし紀なりと世にはいひ傳ふ、さあれば朱鳥大寶和銅の年間より、粗名字といふ事を用る故に、此書紀にかくはしるされしものにぞあるべき、將其むかしの苗字は、あらかじめ家祖の出たる其地名をすぐに稱して、おの／＼わかてり、今は敢て其定にもあらず、さま／＼なりき、

〔大日本史氏族一〕按、及二後世一、搢紳皆有二家號一、以別二其族一、而國郡武士、亦倣レ之、各因二其居地一以爲二稱號一、俗謂二之名字一、而子孫相承、以爲二名號一、則與レ氏無レ異、世竟因稱曰二氏族一、故今亦適宜用二其稱一、然古者氏姓、必受二之天子一、而所レ謂名字、皆出二於私稱一、不レ可レ與二古氏一相混一、讀者宜レ辨二別一焉、

〔成氏年中行事〕立春ノ御祝、〇中略立春ノ朝ヨリ、終日終夜御機嫌可レ然時者、被レ申立一人之歡喜不レ可レ過レ之、翌日、或子息、或同名、以二親類一、御引出物進上、亭御禮ニ被レ參時、有二御對面一、御盃幷御重寶之御劔御馬等被レ下之、公私目出度祝也、

〔朝倉敏景十七箇條〕一朝倉名字中を初、年の始の出仕、表著可レ爲二布子一候、幷各同名定紋を付させらるべく候、

〔宗五大雙紙〕奏者の事

一もの披露の事、〇中略極月晦日、畠山殿より御進上の馬のはな皮十間、懸二御目一候、それは彼御名字

〔燕石襍志　一〕苗字

名はいとたときものなれば、人のやがて呼ざらん爲に、唐山には字して、これを互に呼べるなり、天朝には字の制度なし、私には字えたるもありけり、(菅家を菅三とまうし、文屋康秀を文琳といへる是なり、○中略)今按するに、玉海に、安元三年四月二十日宣旨、依奉射神輿給獄所輩とある條に、田使俊行、(字難波五郎)藤原成直、(字早尾六郎)など見え、又奥羽軍記に、字荒川太郎、字斑目十郎など見えし、この難波早尾荒川斑目など稱するは、後世にいふ苗字なり、苗字の字は、則字の義なること思ひあはしつ、五郎六郎など稱するこそ世々に異なれ、其難波と稱し、早尾と稱する字は、子孫へ傳るをもて苗字といへり、人の子たるもの、父を同苗と唱るにて、その義審なり、俗說辨に、今の苗字といふものは、姓氏にあらず、家號なりといへれど、苗字の字に心づかざるなり、かゝれば此にて字と稱するは、唐山の字とおなじからず、士に苗字といひ、市人に家號といふ、亦これ故あり、

〔秇苑日涉　一〕姓氏

氏則不必受之天子、人々有之、後世子孫、傍支別屬、則或以地、或以事、各自命氏、俗謂之苗字、苗字卽族也、(通雅曰、別姓則爲氏、別氏則有族、族無不同氏、氏有不同族、故八元八凱、出于高陽氏高辛氏、而謂之十六族、是氏有不同族也、商氏條氏徐氏之類、謂之六族、陶氏族氏之類、謂之七族、宗氏崋氏之類、謂之戴族、向氏謂之桓族、是族無不同氏也、蓋古以國爲氏號、故旁支謂之族、自漢以後族卽一姓矣、)今人狃秦漢以來沿襲之俗、通呼氏族爲姓、假令如余、氏源、族本二瀨、中世改爲村瀨、則世俗呼源爲本姓、又以二瀨爲本姓、是源與二瀨爲二姓也、姓者萬世不易、豈可有二乎、氏族則否、蓋中世以來、不復聞賜姓、至今唯搢紳世家、存朝臣宿禰等二三姓、而士庶固不得稱之、是以世俗遂混姓與氏族、總謂之郞寔、或謂之苗字、郞寔卽氏也、苗字卽族也、後人例以通稱係族、以名係氏、未詳其所始、蓋古者庶民、有名無姓氏、今則無不有氏族者、而多不過源平藤原三氏、意南北騷亂之間、竊冒權門甲族之姓氏、以自衒者、蓋不尠矣、其弊陵夷以至今、非復一日之故、此亦時勢之所使然、而如其稱謂、不得執古而不從今矣、如徠翁、氏物部、族荻生、名茂卿、通稱總右衛門、其校晉

乘、伊勢名字參候、

〔新撰長祿寛正記〕紀州當國牢人等、相語和州泉州近國之軍勢幷惡黨等、〇中略御敵片岡名字者、其外數十人打捕之、

〔貞永式目抄三〕名字ト云ハ、名乘ヲ云也、今武家ニハ、稱號在名ヲ名字ト云ヘリ、理ニカナハヌ事ナレドモ、誤ヲ以テ誤ニ就テ、云習ハセル事也、サレバ面ムキノ物ニハ、名字ヲカヽズ、在名タル故也、一色ト云フハ、參川ノ一色ト云處ヨリ出タレバ也、細川ト云モ、參川ノ細川ヨリ出ル故也、二階堂ト云フハ、關東ニ二階堂ト云フ堂ノ傍ニ居ルニヨテ也、コレ皆稱號在名ヲ以テ、名字トハイヘル也、

〔南留別志五〕苗字といふ事は、室町家の比より起れり、鎌倉の代には、それ〴〵の住所に𛀙たがひて、和田ともいひ、三浦とも稱し、朝比奈ともなのりしを、太平記の比より、あらぬ國に住みながら、仁木細川佐々木などいひたり、是よりしておのづからに姓はかくれゆきたるなり、

〔玉勝間二〕苗字

藤原源などは、世に同じ氏の人、數𛀙らずおほかれば、その內を苗字して分ざれば、いとまぎらはしきまゝに、つねにその苗字をのみよびならひて、むねとなれる、これおのづから必𛀙かるべきいきほひにして、今は此苗字ぞ姓の如くなれりければ、姓の𛀙られざらん人などは、苗字を正しく守るべきわざなりかし、さてこの苗字の苗字は、よしなきことなり、こはもと名字なりけむを、然書ては、名又あざなにまぎるゝ故に、かきかへたる物なるべし、名字とかゝむもあたれるにはあらざれども、中昔には、名をも、又姓と名とをつらねても、ひろく常に名字といひつれば、姓の小分をも同く然いひならへりしなり、又今の人、おのが子のことをも、父の事をも、同苗といふ、これももと同名にて、同姓のよしなり、

却て近俗の附會歟、

〔吾妻鏡九〕文治五年八月九日丙申、勇士二騎、離馬取合、行光見之、廻轡問其名字、藤澤次郎清近、欲取斂之由稱之、

〔西山上人傳報恩抄六〕今は名字の比丘世にひろまりて、衣服行儀をとゝのふるを僧といひて、歸敬することゝ、なりぬる故に、〇中略

名字ノ比丘トハ、善見律曰、雖未具戒、亦入比丘數、是爲名字比丘、

〔末法燈明記〕答、〇中略正像末法、所有行事、廣載諸經、内外道俗、誰不披諷、豈貪求自身之邪活、隱蔽持國之正法乎、但今所論末法、唯有名字比丘、此名字、爲世眞寶、更無福田、設末法中有持戒者、既是恠異、如市有虎、此誰可信、

〔翻譯名義集一七衆弟子〕沙彌、〇中略最下七歲至年十三者、皆名驅烏沙彌、若年十四至十九、名應法沙彌、若年二十已上、皆號名字沙彌、

〔武政軌範〕政所沙汰篇

一執事人體事

先代〇北條氏之時者、以二階堂名字之人被補之、當御代、〇足利氏佐々木京極大和守等、亦任之云々、

〔成氏年中行事〕一同廿三日、〇正月鶴岡御社參日限雖不相定、依爲廿日比、廿餘日ニ如此記之、御幣ノ役、幷御劍之役ノ方ヘハ、以御使被仰出、彼兩役ハ御一家、其外ニハ上杉名字被勤之、其外ハ里見名字被勤、御劍之役御沓之役ハ、名字不定、多分海老名名字也、

〔成氏年中行事〕一若君姫御所樣、御誕生之時、〇中略依御吉例、里見名字被參、御臍ノ緒ヲツギ被申、

〔宗五大雙紙〕公方樣御成の樣體の事

一御車の時は、〇中略つのぎは佐々木名字の衆、子細候て古へより參附られ候、御先は赤松名字の

一まんは、十三さいになりにける、〇中略ひそかにげんぶくして、まゝちゝのみやうじをとり、そがの十郎すけなりとなのりけり、

〔倭訓栞前編三十〕みやうじ　今家號を名字と呼ものは、中古名田の字をもて稱する故也、苗字と書は非ずといへり、名田は東鑑に見えて、もと史記平準書に出、名字は安東郡專當沙汰文に、御田の名附丁部等の名字と見えたり、儀禮疏にいふ名號の名も、亦姓氏を指ていへる也、一説に、延喜式に負名氏といふ事見えたれば、此義也といへり、又姓氏錄に、中臣志斐連云々、更加名字號志斐連と見えたるは、家號を稱する始め成べしともいへり、

〇按ズルニ、安東郡專當沙汰文ノ當時宮中注進之分本御田名附幷丁部等名字事ノ條下ニハ、鶴三郎、河路宮內、中跡部半四郎、河路石若四郎等トアリテ、名又ハ姓名ヲ擧ゲタリ、倭訓栞ニ此ヲ引キテ、單ニ姓氏ノ事ニ爲シヽハ誤ナリ、

〔鎌倉大草紙〕成氏も以專使京都へ申されけるは、憲忠事、不義逆心の間、無據退治いたす所也、京都へ奉對、毛頭不義を不存、京方の御領分、一所もいろひをなし不申、殊に足利の庄は、御名字の地にて候間、御代官を被下、可有御成敗之旨、再三被申上けり、

〔名字盡〕名字とは、夫先祖の出、所生の氏をしらすの名字也、故に子々孫々まで替事なく、家に傳ものゝ也、名字は住國の在名をたいしなのる、

〔貞丈雜記二人名〕一苗氏と云はうぢ也、〇中略名字と云ふは別の義也、是は氏の事ばかりに限らず、すべて人の氏も實名もおしこめて云ふ詞也、舊記の內には、苗氏の事を名字と書きたるもあり、

〔鹽尻二十四〕一姓氏錄ノ第二帙第十一局、中臣志斐連云々、雄略の御代、東夷を討て、其功績を賞し給ふとて、更に加名字號暴代連云々、稱號を以て名字といふ事、是を據とすべし、今書苗字者、

古事類苑

姓名部四

苗字 稱號附

苗字ハ姓氏ノ類ナリ、中古以降、居住ノ地、又ハ所領等ヲ以テ、姓氏ノ外ニ之ヲ稱セシニ萌シ、終ニ平常姓氏ヲ稱セズシテ、專ラ之ヲノミ用キルニ至レリ、然レドモ其間ニハ、苗字ヲ稱セズシテ、仍ホ姓氏ヲ以テ稱セシ者モナキニアラズ、而シテ苗字ノ種類ヲ擧グレバ、官職地名動植物ノ名ヲ以テスル等、率ネ姓氏ニ同ジ、後世ニ至リ、卑賤ノ者ヲシテ苗字ヲ稱スルヲ得ザラシメシハ、上古奴婢ノ制ノ遺レルナルベシ、姓氏ニハ二字三字ナルヲ截チテ、一字ト爲スアリ、或ハ其偏傍ヲ除クアリ、此例苗字ニモ亦コレアリ、要スルニ支那ノ風ニ倣ヒテ、雅馴ヲ求ムルニ外ナラズ、今修姓ノ條下ニ、姓氏ト苗字トヲ並ベ擧ゲタリ、

〔書言字考節用集 十姓氏〕名氏（ミヤウジ）又作二苗氏一

〔貞丈雜記 二人名〕一苗氏（ミヤウジ）と云は、うぢ也、たとへば伊勢細川畠山などの類也、苗氏といふ子細は、稻麥などの生へ初の時を苗（ナヘ）と云、其如く、先祖は其家々の苗の如し、其先祖の名乘り始たる氏なる故苗氏と云也、

頭註　苗氏ト云字、古代之書ニハ見エズ、中古以來ノ事也、先祖ノ子孫ヲ苗裔ト云ニヨリテ苗氏ト云也、

〔曾我物語 四〕十郎げんぶくの事

古事類苑

姓名部四

苗字 稱號附

〔鎌倉大草紙〕享德四年閏四月、〇中略芳賀伊賀守、紀清兩黨の兵を引率して、宇都宮總領彌三郎明綱は、小山時政が甥なれば、是を賴、宇都宮の家を絕さじとて、成氏へ降參いたさせけり、

〔書言字考節用集十數量〕鎭西九黨少貳、大友、惟任、惟住、秋月、島津、菊池、原田、松浦、

〔武家職號〕鎭西九黨

大友、秋月、惟任、惟住、戶次、山澄、菊池、原田、松浦、

〔太平記卅九卷〕賴義、〇中略終ニ軍ニ討勝、貞任ヲバ頸ヲ取リ、宗任ヲバ虜テ上洛ス、〇中略宗任ハ筑紫へ被流タリケルガ、子孫繁昌シテ今ニアリ、松浦黨トハ是ナリ、

〔梅松論下〕三月三〇建武三年日、〇中略一色禪門、仁木右馬助、兩大將として、九州の輩、松浦黨を先として、肥後の菊池へ發向す、

〔鹽尻三十三〕一僧に姓を蒙らしめて呼しは柿本紀僧正眞濟なり

〔隨意錄三〕僧素不可稱姓氏、而魏晉之僧、或稱父祖姓、或依師爲姓、其以釋爲姓者、始乎道安、是不通之稱也、釋迦是梵言、以音譯爲釋迦字耳、釋字固非彼佛之姓氏也、若因爲其弟子、以爲之姓氏、則孔門之徒、皆可以孔爲姓乎、

〇按ズルニ、釋迦ハ姓ナリ、此書、釋字固非彼佛之姓氏也ト云ヘルハ誤ナリ、

ノ東宿ニ著ニケリ、

〔太平記十九〕追奧勢跡道々合戰事

上杉民部大輔舍弟宮内少輔ハ、相模國ヨリ起リ、○中略武藏相模ノ勢ヲ催ルヽニ、所存有テ國司○北畠顯家ノ方ヘハ付ザリツル、江戶、葛西、三浦、鎌倉、○中略武藏ノ七黨、三萬餘騎ニテ馳來ル、

〔太平記三十一〕新田起義兵事

新田武藏守義宗、左兵衛佐義治、閏二月○正平七年八日先手勢八百餘騎ニテ、西上野ニ打出ラル、是ヲ聞テ國々ヨリ馳參ケル當家他門ノ人々、○中略兒玉黨ニハ、淺羽、四方田、庄、櫻井、若兒玉、丹ノ黨ニハ、安保信濃守、○中略西黨、東黨、熊谷、太田、平山、私市、村山、横山、猪俣黨、都合其勢十萬餘騎、○下略

〔書言字考節用集十數量〕野州兩黨紀氏、清原、

〔關八州古戰錄十一〕宇都宮廣綱卒去附紀清兩黨事

當家○宇都宮重代ノ輔翼、紀清兩黨ト呼ビ傳ヘタルハ、常陸國中里ノ益子、下野國眞岡ノ芳賀、是ナリ、益子ハ、竹内大臣ノ苗裔、大納言紀古佐美ノ十五世、紀八郎貞賴、始テ常州信太郡ヲ賜リ、信太庄司ト稱シテ、子孫連綿シ、今ノ益子紀四郎重綱ニ至リ、四萬三千石ノ所知ヲ領セリ、芳賀ハ、清見原天皇○天武ノ皇子舍人親王ノ九代、藏人清原吉澄ノ男大監物高重、花山院ノ勅勘ヲ蒙リ、野州ニ配流セラレ、芳賀郡ニ住シテ、奕葉ヲ傳ヘ、今ノ伊賀守高綱ニ至テ五萬石餘ノ分限タリ、

〔太平記十九〕追奧勢跡道々合戰事

國司○北畠顯家新田德壽丸、相模次郎時行、宇都宮ノ紀清兩黨、彼是都合十萬餘騎、十二月○建武三年二十八日ニ、諸方皆牒合テ、鎌倉ヘトゾ寄タリケル、○中略清ノ黨旗頭芳賀兵衛入道禪可モ、元來將軍方○足利尊氏ニ志有ケレバ、紀清兩黨ガ、國司ニ屬シテ上洛シツル時ハ、虛病シテ國ニ留リタリケルガ、清ノ黨千餘騎ヲ率シテ馳加ル、

常陸の國の住人中宮三郎、同國の住人關の次郎、村山黨には、山口の六郎、仙波の七郎、轡を雙べて懸入れば、〇下略

〔源平盛衰記三十七〕平家開城戸口并源平侍合戰事

信濃國住人村上次郎判官代基國ト名乘リテ、一時戰テ出ヅ、此等ヲ始トシテ、〇中略吉田黨ニハ、小澤、横山、兒玉黨、猪俣、野與、山口ノ者共、〇中略入替々々、劣ラジ負ジト戰ケレ共、〇下略

〔承久軍物語二〕上皇、〇後鳥羽胤義をめされて、當時鎌倉中に、義時と一味すべきもの、たしかにいかほどあらんとか思ふと御尋ありければ、〇中略こ玉黨に、庄の四郎兵衞と申もの、同じく御まへに候けるが、〇下略

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

入江蒲原ノ一族、横山猪俣ノ兩黨、此外武藏相模伊豆駿河上野五箇國ノ軍勢、都合二十萬七千六百餘騎、九月〇元弘元年廿日鎌倉ヲ立テ、〇下略

〔太平記十〕長崎次郎高重最後合戰事

長崎モ、ヨキ敵ナラバ組ント懸合テ是ヲ見ルニ、横山太郎重眞也、サテハアラヌ敵ゾト思ケレバ、重眞ヲ弓手ニ相受ケ、甲ノ鉢ヲ菱縫ノ板マデ破著タリケレバ、重眞二ツニ成テ失ニケリ、〇中略同國〇武藏ノ住人庄三郎爲久、是ヲ見テ、ヨキ敵也ト思ケレバ、續テ是ニ組ントス、大手ヲハタゲテ馳懸ル、長崎遙ニ見テ、カラ〳〵ト打笑テ、黨ノ者共ニ組ムベクハ、横山ヲモ何カハ嫌フベキ、合ハヌ敵ヲ失フサマ、イデ〳〵己ニ知セントテ、〇下略

〔太平記十四〕節度使下向事

左馬頭直義朝臣、不斜喜テ、軈テ鎌倉ヲ打立テ、夜ヲ日ニ繼テ被急ケリ、相隨フ人々ニハ、〇中略武藏七黨ヲ始トシテ、其勢二十萬七千餘騎、十一月〇建武二年廿日、鎌倉ヲ打立テ、同二十四日、三河國矢矧

〔蘆名家記 一〕關柴合戰之事
大鹽ニハ右ノ如ク、穴澤一黨三瓶大藏ヲ指置レケリ、
〔結城戰場物語〕五番に奥州勢、秋田、古堀、伊達、信夫、あい河、黑川、鹽竈黨をさきとして、都合其勢一萬餘騎、さきを論じて押寄、
〔勢州四家記〕一當昔伊勢國は、四家に分て守護せり、南五郡は國司領也、北八郡は、工藤の一家、關の一黨、其外北方之諸侍守護之故に、國司家と工藤家と戰ひ、工藤家と關家と戰ひ、關家と北方諸侍と戰ひ、朝暮兵亂止事なし、
〔菊池傳記 五〕井芹一黨被誅附甲斐宗立兄弟叛逆事
其頃阿蘇家人にて、宗運が與力に井芹黨と號し、七十餘人の兵あり、
〔關岡家始末〕伊賀國ハ服部黨大名ニテ、北郡ニ威ヲ振ヒ、國中偏從ヒ、信樂ノ多羅尾等モ相從ヒケル、○中略伊賀國ニ於テ、氏則ニ相從フ黨ハ、荒木一黨、山田家、太田ノ一黨、粟等也、
〔書言字考節用集 十數量〕武藏(ムサシノ)七黨(タウ) 丹治、私市、兒玉、猪股、西野、横山、村山、
〔武家職號〕武藏七黨
丹治、兒玉、猪股、私市、西野、横山、都築、
〔關八州古戰錄 八〕那須七黨沙汰附降參峯黑羽城等軍事
下野國那須家ニ於テ、黨ノ七騎ト稱スル旗下アリ、○中略其中ニ大關太田原ハ元同姓ニシテ、武藏七黨ノ一員、丹治黨ノ餘流ナリ、宣化天皇ノ王子上殖葉王ノ苗裔、正三位中納言丹比縣守ノ六世家義、醍醐天皇ノ朝、和州謚田庄ヲ賜フ、其嫡孫武廷、始テ關東エ下リ、武藏國加地鄉ニ居住ス、是ヨリ丹黨起レリ、
〔保元物語 二〕白河殿を攻め落す事

乍﹅提、賴光ニ走懸ケル、賴光件ノ大刀ヲ拔テ、牛鬼ノ頸ヲカケズ切テ落ス、〇中略其形ハ尙破風ヨリ飛出テ遙ノ天ニ上リケリ、今ニ至ルマデ渡邊黨ノ家作ニ破風ヲセザルハ此故也、

〔園太曆〕觀應三年〇文和元年十月二日、今日聞、攝州邊物忩、吉良、石塔等黨類、已攻二入吹田邊一之由風聞、天下又騷動歟、

〔太平記七〕船上合戰事

主上〇後醍醐隱岐國ヨリ還幸成リテ、船上ニ御座アリト聞エシカバ、國々ノ兵ドモノ馳參ル事引モキラズ、〇中略淺山二郎八百餘騎、金持ノ一黨三百餘騎、大山ノ衆徒七百餘騎、都テ出雲伯耆因幡三箇國ノ間ニ、弓矢ニタヅサハル程ノ武士共ノ參ラヌ者ハ無リケリ、

〔明德記上〕山名播磨守滿幸ハ、分國勢一千七百騎、廿九日〇明德二年十二月ノ宵ヨリ峯ノ堂ヲオリ下リ、〇中略丹後ノ守護代ヲ小葦ノ次郎左衞門尉、同平次右衞門尉、土屋黨ヲ引具シテ、〇中略方々ノ責口ヘ思々ニ打立ケリ、

〔富樫記〕去ル長享元年甲戌秋八月上旬ノ比、忝クモ高賴追討ノ宣旨ヲ下サレ、將軍家〇足利義尙勅ヲ蒙リ江州南ノ郡ニ發向ス、御供ノ人々誰々ゾ、武衞、細川、畠山、土岐、山名、赤松黨、〇中略一騎モ不レ殘打立リ、

〔相州兵亂記一〕箱根早河尻合戰事

搦手ノ軍勢、足柄山ヲ越テ、相州西郡マデ押寄ト聞エシカバ、上杉陸奥守ヲ大將軍トシテ、二階堂一黨、宍戶備前守、海老名上野介、安房國ノ軍兵ヲ指添テ、西郡ノ敵ニ被二押向一所ニ、〇下略

〔江濃記〕雲州佐々木由來有事

昔佐々木四郎高綱、〇中略光明寺と云寺におこなひすましてゐたりしが、〇中略佐々木黨、此國を知行する事、むかしより今にたえず、

千葉、上總、三浦、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾、

〔太平記十〕三浦大多和合戰意見事

慧性、時ノ聲ニ驚テ、馬ヨ物具ヨト周章騒處ヘ、義貞義助ノ兵縱横無盡ニ懸立ル、三浦平六是ニ力ヲ得テ、江戸、豐島、葛西、河越、坂東ノ八平氏、○中略ヲ七手ニナシ、蜘手輪違十文字ニ不餘トゾ攻タリケル、

〔太平記二十九〕師冬自害事附諏方五郎事

父民部大輔是ヲ爲誅伐下向ノ由ヲ稱シテ、上野ニ下著シテ、則左衛門藏人ト同心シテ武藏國ヘ打越、坂東ノ八平氏、○中略ヲ付順フ、幡州師冬是ヲ被聞候テ八箇國ノ勢ヲ被催ニ、更ニ一騎モ不馳寄、○下略

〔源平盛衰記三十四〕東國兵馬汰幷佐々木賜生唼附象王太子事

鎌倉殿○源賴朝ノ侍所ニテ評定アリ、○中略能キ馬共ヲ渡シテ、宇治勢多ヲ渡シテ、高名アルベシトゾ被議ケル、斯リケレバ大名小名、黨モ高家モ、面々ニ其用意アリ、

〔源平盛衰記二十七〕信濃横田川原軍事

西ノ七郎、二段計ニ歩セヨリ、和君ハ誰ゾ、信濃國住人富部三郎家俊、問ハ誰ゾ、○中略俵藤太秀郷ガ八代ノ末葉、高山黨ニ西七郎廣助トハ我事也、家俊ナラバ、引退ケ、合ヌ敵ト嫌タリ、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年八月十三日辛卯、六波羅飛脚參申云、去五日、四天王寺執行一族上座覺順、引率二百餘人、欲保天王寺之間、渡邊黨相戰之間、覺順已下九十三人被討取訖、

〔太平記三十二〕直冬上洛事附鬼丸鬼切事

河内國高安ノ里ヨリ賴光ノ母儀オハシテ、○中略我右ノ手ノ臂ヨリ切ラレタルヲ差出シテ、是ハ我手ニテ候ケルト云テ差合、忽ニ長二丈計ナル牛鬼ト成テ、酌ニ立タリケル綱○渡邊氏ヲ、左ノ手ニ

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年六月四日辛酉、石河兵衞判官代義資參著關東、可致朝夕官仕之由申之、是去養和元年、爲平家所被生虜之河内源氏隨一也、近年者又爲義仲被襲、太失度云々、而依武衞〇源賴朝被執申之、免勅勘、去三月二日、右兵衞尉如元之由、被宣下云云、

〔言成卿記〕文久三年二月三日、初卯宇多源氏人、〇庭田、綾小路、五辻、大原、慈光寺、神事云々、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年〇元久元年十一月四日壬戌、伊勢國三日平氏跡、新補地頭等募武威、停止大神宮御上分米之由、本宮訴申之、

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事
御前〇鳥羽ノ召ニ依テ、忠盛ノ舞ケル時ニ、サハナクテ、俄ニ拍子ヲ替テ、伊勢平氏ハ、眇(スガメ)ナリケリトハヤシタリケリ、目ノスガミタリケレバ取成ハヤサレケル、最興アリテゾ聞エシ、

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事
忠盛ハ、桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ハ無下ニ打下テ、官途モ淺ク、近來ヨリ都ノ住居モ踈々敷、常ハ伊賀伊勢ニノミ居住セシ人ナレバ、此一門ヲバ、伊勢平氏ト申ケルニ依テ、彼國ノ器ニ准テ、忠盛右ノ目ノ眇(スガメ)タリケレバ、伊勢平氏ハ、スガメ成ケリトハ拍子(ハヤシ)ケルニコソ、

〔吾妻鏡十八〕元久三年〇建永元年七月一日庚辰、伊勢平氏等、蜂起之時、朝政朝臣、爲大將軍、相催近國御家人、發向之處、〇下略

〔新撰長祿寛正記〕重忠ノ時、伊勢平氏ニ與力シテ、安房國長狹郡東條片海市川村ニ被配流テ、配所ニテ生ズル子、今ノ日蓮上人是也、

〔書言字考節用集十數量〕坂東(ハンドウノ)八平氏(ヘイシ)上總、千葉、三浦、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾、

〔武家職號〕坂東八平氏、

その御母は子祇贈二位讃岐守としとほと、あひぐしたまへりければ、としつなのきみ、御こにておはしけれど、けさやかならぬほどなりければにや、なほとしとほのぬしの子の定にて、たちばなのとしつなとてぞおはせし、のちになほ殿の御子とて、藤原になりたまひき、

〔源平盛衰記十三〕行家使節事

新宮十郎義盛、折節在京ニ侍レバ、被召テ使節ヲ可被仰含カト、可然トテ、義盛ヲ召、〇中略速ニ東國ニ罷下テ、同姓ノ源氏、年來ノ家人ヲ催上候ベシトテ、〇下略

〔袖中抄十九〕ゑびすのみよりいだすち

みちのくのえびすの身よりいだすちのこと、うぢなれや逢ぬこひかな

顯昭云、おくのえびすは、わが子、人の子さだめんとするには、ち、が血と、子の血とを合に、我子なれば、親子のちひとつにあひぬ、こと人の子なれば、血ひとつにならずといへり、さてことうぢなれやあはずとはよめる也、

〔尊卑分脈源十二〕頼親大和源氏祖

舍兄頼光朝臣卒去之後、世人加武將四天王之內、住大和國豐島郡、總而以當流號大和源氏、永承五正廿五、依興福寺訴、配流土佐國、

〔源平盛衰記二十四〕頼朝廻文附近江源氏追討使事

十一月〇治承四年十一日ニ、先近江源氏追討ノ爲ニ、〇中略古京ノ軍兵七千餘騎、路次ノ者共駈具シテ一萬餘騎ニ及ベリ、

〔源平盛衰記二十八〕頼朝義仲中惡事

同年〇壽永二年三月ノ比ヨリ、兵衞佐〇源頼朝ト木曾冠者〇源義仲ト中惡キ事出來レリ、甲斐源氏武田太郎信義ガ子ニ、五郎信光ガ讒言ニ依テナリ、

〔十訓抄十一〕或人云、本より其道々の家に生れぬればさる事也、さなき類も、ほど〳〵に付ては、能は必有べき也、中にも、氏をうけたる者、藝をろかにして氏をつがぬ類、有道にあらざる類、能によりて道にいたる德もあれば、氏をつがんがため、道にいたらんがために、彼も是も共にはげむべし、

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

右中將家繼ト云人、祖父ノ代マデハ時メキタリケルガ、父ガ時ヨリ氏タエテ、有カ無カニテ御坐ケルカド、下﨟德人ノ聟ニ成テ、舅ノ德ニ、右中將ニ成給タリケリ、

〔十訓抄十一〕賴政三位は、多田滿仲が末にて、武藝其氏を繼りといへども、和歌の浦波、立をくれざりけり、

〔大友記〕大友由來之事

大友豐前守左近將監能直ト申ハ、右大將賴朝公之御息也、〇中略大友ハ氏タリトイヘドモ、能直正ク賴朝ノ御子ナルニヨッテ、ミナモトノ氏ヲクダサレ、義直ヨリ源氏ニナリタマヒケリ、

〔陰德太平記六〕大友先祖事

其比豐後國ニ於テ、大友義鑑、權威ヲ振ヒケル間、九州ノ諸士、彼ガ號令ヲ不レ受ハ無リケリ、其先祖ヲ尋ルニ、左近將監能直ヲ大祖トス、彼能直ハ、右大將賴朝卿ノ御子息ニテゾ有ケル、賴朝卿、刀禰ノ大友四郎大夫經家ガ女ヲ妾トシテ、刀禰ノ局ト稱セラレ、男子一人誕生シケルヲ、一法師ト號シ、齋院次官親能ニ賜ッテ養子トス、是ハ經家ガ室ト親能ガ室トハ、兄弟ナルニ因テ也、サレバ經家ハ平氏也、親能ハ藤氏也、賴朝卿ノ源氏ニ合セテゾ、世ニハ大友三姓トハ稱シケル、

〔續世繼四ふしみの雪のあした〕大將殿〇藤原賴通長子通房のほかのきみたちは大殿〇賴通子師實次のひとつ御はゝにおはしましき、ふしみのすりのかみとしつなときこえし人も、ひとつ御はらにおはしき、

邦人不レ曉二其意一、以二阿毎一爲レ姓、〈○中略〉本朝風、天子無レ姓、天子孫子、稱二王氏一、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

依二神祇官解一、太政官下二符左右京五畿內諸國司一、告二知散齋致齋及諸可レ忌之事一、〈○中略〉其忌語〈○中略〉宍稱レ菌、〈○宍人姓亦同〉

〔帝王編年紀四〕五年乙亥、賜二姓於諸國百姓一、

〔皇代記行〕十三年癸未五月、賜二姓諸國百姓一、〈○又見二皇年代略記一〉

〔萬葉集雜歌七〕石上乙麻呂卿配二土左國一之時歌三首幷短歌

父公爾、吾者眞名子叙、妣刀自爾、吾者愛兒叙、參昇、八十氏人乃手向爲等、恐乃坂爾、幣奉、吾者叙追、遠杵土左道矣、

〔奧義抄中之下〕ものゝふのやそうぢがはのあじろ木にいざよふなみのゆくゑしらずも

ものゝふとは、たけきものといへども、たゞおとこをなべていふにこそ、やそうぢがはとは、人の姓はやそあるなり、さればやそうぢといふ、うぢがはといはんとて、やそとはつゞくる也、やそうぢ人などいふも、八十氏の人也、

〔袖中抄十九〕ものゝふのやそうぢがは

ものゝふのやそ宇治河のあじろ木にいざよふ波の行ゑしらずも

顯昭云、ものゝふとは、人の總名也、人の姓はおほかれば、八十氏といふ也、百姓といふもおほかる數也、八十といふは、陰の數の滿也、是を略して、ものゝふといはねど、やそうぢ人ともいふ也、〈○中略〉

思ひやれやそうぢ人の君がためひとつ心にいのるいのりを、私云、人ノ姓八十ありとさだむべからず、たゞおほかるをやそうぢといふ也、

和學者ニ問ルベシ、後漢書辰韓傳云、諸小別邑、各有渠帥、大者名臣智、次有儉側、次有樊秖、秖或作濊、次有殺奚、次有邑借、皆其官名、三國史記、東國通鑑同之、

臣智(サミチ)　臣(サミ)　朝臣見下文

險側(ケンヌ)　縣主(ケンシユ、アガタヌシ)

樊秖(ハンテイ)　直(アタイ)

殺奚(サイケ)　佐伯(サイキ)　日本紀景行五十一年、有諸國佐伯、可以爲一證、

邑借(ムラシ)　連(ムラジ)

朝臣　釋云、帝王相親之詞也、言我身隨添之臣也、

幹按ニ、元臣智ヨリ來ル者、訓ハ吾ニ隨ヒソフノ意ナレドモ、文字ハ朝ニ在テ、親ニ朝臣トイヒ、疎ニ臣ト云、

宿禰　釋云、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄、宿禰之義、取於少兄也、按ニ、隋書高麗傳云、其官有大々兄、次大兄、次少兄、

又釋云、或說、帝王相親、云曾古爾禰與、

眞人(マヒト)　辰韓所謂麻立干也、麻立干ハ新羅ノ王號ナルヲ以、本邦皇別ノ姓トス、

首　韓語ノ大人ヲト也　私記云、於比止、

造　御奴

史　文人

村主及忌寸未考

〔北史九十四倭國〕倭國、在百濟新羅東南水陸三千里、○中略至開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩鷄彌、遣使詣闕、

〔異稱日本傳上一〕今按、○中略倭王、姓阿每者、無稽之言也、蓋天訓阿每、我天神初主號天御中主尊、異

雜載

ざらむかぎりは、心にまかせてとかわたくしにすべき物にはあらず、まことに其姓にはあらずとも、中ごろの先祖、もしはおほぢ父の世よりなのり來てあらんは、なほさても有べきを、おのがあらたに物せんことは、いと〳〵あるまじきわざになむ、姓とられざらんには、たゞ苗字をなのりてあらんに、なでふことかはあらん、すべて古をこのまむからに、よろづをあながちに古めかさむとかまふるは、中々にいにしへのこゝろにはあらざるものをや、

〔秇苑日涉一〕姓氏

至近世、二字若三四字氏族、皆省爲一字、其字不雅馴者、取偏旁若通音字易之、藤原氏也、省曰藤、安藤、齋藤、遠藤、近藤、族也、皆省曰藤、又省曰滕、源流不辨、婚姻何別、中略自允恭天皇時、嘗正姓氏之濫、以分疏涇渭、歷世革弊防姦、或定八等姓、或籑三部氏、弘仁中、區別皇胤臣族蕃部之三系、詳見姓氏錄、百官系譜、舉藏之圖書寮、若綱之在網、有條而不紊焉、中世禁廢防弛、氏族之濫、亦已甚矣、且有逃諱避仇、隨母假養寄冒之類、紛然無復可考、至今日、雖有明物察倫之主、恐無如之何而已、

〔隨意錄三〕儒生及書畫之生、不稱其父祖之姓氏、而好稱不可知之姓者、往々有焉、甚則稱劉及諸葛者有之、我方豈有此姓乎、書家某、初稱源姓、後又稱平姓、可笑矣哉、

〔番外雜書解題附錄五撰者小傳〕澤田鱗、字は文龍、東江と號す、通稱は文藏、本姓は源、はじめは平林氏を稱す、東江が落款に、平鱗とも、源鱗ともあるはこの故なり、又玉島山人といへり、書を以て鳴る、寛政八年丙辰八月十五日歿す、

〔銜口發〕姓氏

國朝諸姓、其元三韓ノ官名、及其言語ニ出ルモノ多シ、此亦上古此邦ニテモ、韓ノ官職ヲ用ルノ一證トスベシ、天智帝御宇、唐風ヲ以、韓制ヲ止メ玉ヒテ其事傳ラズ、天武帝御宇、萬姓ヲ改メ混ジ玉シトキ、文字ヲカヘラレ、今ノ如クナリタリトミユ、今諸書ニ散見スルモノ一二ヲ擧グ、倘博古ノ

べきにもあらざるから、おのづから姓はうづもれ行て、世々をへては、みづからだにしらずなれるなり、さて後になりのぼりて、人めかしくなれる者などは、姓のなきを物げなくあかぬ事に思ひては、あるは藤原、あるは源平など、おのがこのめるをみだりにつくることいと多し、すべて足利の末のみだれ世よりして、天の下の姓氏、たゞしからず、皆いとみだりがはしくぞなれりける、その中に、近き世の人のなのる姓は、十に九つまでは源藤原平なり、そはいにしへのもろ／＼の氏氏は絶て、此三氏のかぎり、多くのこれるにやと思へば、さにはあらず、中昔よりして、此三うぢの人のみ、つかさ位高きは有て、他のもろ／＼の氏人どもは、皆すぎ／＼にいやしくのみなりくだれるから、其人は有ながら、其姓はおのづからかくれゆきて、をさ／＼しる人もなく、絶たるがごとなれるなり、又ひとつには、近き世の人は、古のもろ／＼の姓をばしることなくして、姓はたゞ源平藤橘などのみなるがごと心得たるがから、おのが好みてあらたにつくも、皆これらのうちなるが故に、古のもろ／＼の姓はきこえず、いよ／＼源平藤は多くなりきぬるなり、又古の名高くすぐれたる人をしたひては、その子孫ぞといひなして、學問するものは、菅原大江などになり、武士は多く源になるたぐひあり、すべて近き世は、よろしきほどの人々も、たゞ苗字をなんむねとはして、姓はかへりておもてにはたゝざるならひなる故に、おのが心にまかせて物するなり、さて又ちかき年ごろ、萬葉ぶりの歌をよみ、古學をする輩は、又ふるき姓をおもしろく思ひて、世の人のきゝもならはぬふるめかしきを、あらたにつきてなのる者はた多かるは、かの漢學者のからめかして、苗字をきりたちて、一字になすと同じたぐひにて、いとうるさく、その人の心のをさなさのおしはからるゝわざぞかし、いにしへをしたふとならば、古のさだめを守りて、殊にさやうに姓などを、みだりにはすまじきわざなるに、かの禍津日前の探湯をもおそれざるは、まことに古を好むとはいはるべしやは、そも／＼姓は、先祖より傳はる物にこそあれ、上より賜はら

紊亂姓氏

む親の替べからぬと同じ理なるをや、然れど此は非事の中にも、やごとなき眞心の備むべきかたも有を、今かく學問の道の開たる世にも、なほ心おそく漢好する徒ありて、丹波氏なる人の、私に劉氏を稱(ナノ)りなどする人も有と聞ゆるは、劉氏を何ばかりの貴姓と思ふらむ、高祖劉邦と云るは、もと泗上の亭長にて、父祖は名もなき賤者なるものをや、然るを丹波氏を賜へる事は、本の賤しき蕃の汚穢を禊ぎ祓ひ賜ふと云べき、身にも餘れる大御惠なるを、神と皇との然る恩賴を思はず、其先祖に賜へる姓を己が心とうち止て、いやしく穢き本國の姓に復るわざにて、勅に違ひ、先祖の心に背きて、名を亂る所爲とこそ所思(オボ)ゆれ、然る人はさも思はねばこそ、痛(アナ)かしこ、

〔刊謬正俗〕姓族類

春秋左氏傳曰、天子因生以賜姓、胙之土而命之氏、本國大姓、有皇(王族)神(臣族)蕃(外國之姓)之別、而源平藤橘四姓最盛、其屬姓支流、不可殫計、至今彌增、或稱地名、或稱祖父名、或冒外家姓、或自造姓、紛糾擾雜、統紀不明、夫姓所以分族也、而可乎哉、

〔廣益俗說辨雜類十九〕百姓といふ說

今按るに、(中略)允恭天皇の御宇、諸臣に勅して、湯をさぐり神に誓はしめて、姓氏をたゞさる、其後萬多親王、姓氏錄を輯られしまでは、猶いまだ一千一百八十二氏ありしが、世くだり人おとろえて、己が姓氏を取うしなひ、源平藤橘の四姓ならでは、なきやうに覺え、我こそ其人の季なりと僞り、系圖などを妄作し、みづからあざむき、他にてらふもの多しとなん、

〔玉勝間二〕姓氏の事

今の世には、姓(カバネ)のしられざる人のみぞおほかる、さるはいかなるしづ山がつといへども、みな古の人の末にてはあるなれば、姓のなきはあらざなる事なるを、中むかしよりして、いはゆる苗字をのみよびならへるまゝに、下々なるものなどは、ことごとしく姓と苗字とをならべて、なのる

立たるなどは、殊に甚をかしくぞ所思ゆる、此事かの國籍にも笑ひ記せる中に、五雜俎といふ籍に、與其遠攀華冑、牽合附會、孰若闕所不知、以俟後之人、故家譜之法、宜載其知者、而闕其疑者、漢高祖、其祖第呼豐公、名字不傳也、蓋尙有古之遺意焉と謂へるは、實然る言なりけり、王とある者すら斯在しかば、況て末々に至りては、系統を重みするなど云ことは、然しも聞えざるに、古く投化參來れる蕃人どもの、某帝若干世孫、某王若干世孫など名告り來つる中にも、皇國の系統を重みする國風なる由を遠音にきゝて、皇國風にへつらひ欺けるには非かと疑ひ無にしも非ず、彼國人も、心あるきは、系統亂がはしく、氏族を重みせざる國風を心に歎たる事は、宋太宗と云ける王が、皇朝の御系統の無窮に傳はらせ賜ふ由を聞て、歎息きて、世祚遐久、其臣亦繼襲不絶、此蓋古之道也と云て、羨み奉れる、また彼五雜俎に、夷狄之中、極重氏族、如契丹、唯耶律氏與蕭氏、世々爲昏姻、天竺則以剎利婆羅門二姓爲貴種、其餘皆爲庶、庶姓雖有功、亦甘居大姓之下、其他諸國、莫不如是、故唐以後之重門地、亦跖拔氏倡之也、禮失而求之四夷、殆謂是耶、と云るをも思ひ合すべし、さて諸蕃人の子孫ども、彌益々に皇國風に化て、終には天之御中主神を始祖に標し、漢高祖命など皇國風に稱たるは、淺ましく可笑き事には有れど、怜むべき事にこそ、〇中略さて今かく古學の行はれて、其を學ぶ人の中に、其遠祖の蕃種なることを自鄙み耻て、神別皇別の貴姓を羨み稱る徒もありと聞ゆれども、此は眞の道の本を思はざる非事なり、然るは諸蕃の人の投化參來つる事の本は、韓神の蕃招し給ふ御心と、常世の國々の事執り坐ます大名牟遲、少名牟遲神の御心にて、皇國に歸せ賜はでは得有らぬ幽き契の有て、歸せ賜へると所思ゆれば、其鄙しき國を放ちて、皇國人と成し賜へる恩賴を辱なみ貴み、よく其出自を守り、神の御國に忠ならむことを思ふべき事なるに、何のみづから耻らひ卑むる事のあらむ、殊に私に先祖を替る所爲にて、道を學ぶ者の心ともおぼえず、幽冥の可畏き謂を辨へざる僻事なりかし、假令人わろく女々しからむも、吾を生成たら

請特蒙天恩因准先例叙京家氏爵狀

右季永、謹檢案內、藤原氏爵者、南北式京四門之流、次第被抽賞、古今不易之例也、爰京家之者、親父奉後給爵之後、漸及三十餘年、今春之運、方當其仁、望請天恩因准先例預榮爵者、將知氏族之貴矣、季永誠惶誠恐謹言、

康和三年正月五日　　蔭子正六位上藤原朝臣季永

〔標註職原抄別記下〕此京家より氏爵を請へる文なり、京家は左京大夫麻呂の後なり、麻呂は宇合の弟にて、淡海公〇藤原不比等の四男なり、麻呂また藤原氏の別族にて、その官左京大夫なりしゆゑに京家さいふ、季永その子孫として、父奉後、爵を賜はれる後、漸く三十餘年に及て、今春の運、既にその巡に當たれば、從五位下に叙せむ事を請へるものなり、これらの狀共を長者の許に取集め、理にかなへるを奏して叙せらるゝ也、さるは六位以下は、卑位なるゆゑに、重を承け、祭を行ふも先祖の爲おもてぶせなれば、五位以上にのぼり、氏系をして絕ざらしめ、氏族をして貴からしめむとてなりけり、

〔古史徵一夏〕敎子なる西原晁樹が云るは、皇國人の神世より姓族を重みしける事は、他に對ひて名告するに、吾者某命之子、某命之子某とやうに長々と名告り、中昔の軍籍物語書などにも、多くかく狀に告れる由を記し、其餘古き書どもにも、人の上につける一事のいさゝけ事を記すにも、まづ姓尸を嚴重に記せるは、皇國人は素より姓系を大切にし、出自を重みしける習にて、漢國人の此事に麤略なるとは異なりと云るは、然る言なるに就て、なほ思ふに、漢國も要々しき書等には、姓系を重みすべき物なる由を賢げに敎へ誨したるも有れど、たゞ其理をこそ事々しく論へれ、素より王の系統さへ定まらず、上古より然しも姓系を重みする論に及ばざる國なるを、次々に王統かはりて、其かはるごとに、戎人の心ながらに、然すがにその出自の鄙賤を耻らひて、古く聞え高き者どもの名を探ね、巧み僞りて己が祖となし、彼名高かりし唐と云し世に、老聃を祖に

〔日本後紀 十七 平城〕大同四年二月辛亥、勅、倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至如魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輙謂實錄、宜諸司官人等所藏皆進、若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科、

〔弘仁私記序〕世有神別記十卷、（天神天孫之事、具在此書、）發明神事、最爲證據、然年紀夐遠、作者不詳、（蓋遣視也、自此譌正反、）自此之外、更有帝王系圖、（天孫之後、悉爲帝王、而此書云、或到新羅高麗爲國王、或在民間、爲帝王者、因茲延暦年中、下符諸國令焚之、而今猶在民間也、）諸民雜姓記、（或以甲後爲乙胤、或以乙胤爲甲後、如此之謬、往々而在、苟以曲見、或無識之人也、）諸蕃雜姓記、（田邊史、上毛野公、池原朝臣、住吉朝臣等祖、思須美和德兩人、大鷦鷯天皇（仁德）御宇之時、自百濟國化來而言、己等祖、是貴國將軍上野公竹合也者、天皇矜憐、混彼族訖、而此書云、諸蕃人也、如此事、觸類而多也、）新撰姓氏目錄者、（柏原天皇（桓武）御宇之時、若挾國人、申新本系事、因茲令諸國獻本系、撰此書、而彼主當人等、未辨眞僞、抄出謬書、施之民間、加以引神胤爲上、推皇裔爲下、尊卑雜亂、無由取信、但正書目錄、今在太政官、今此書者、所謂書之外、恐中新意歟、故雖迎禁闕、不及耳也、）如此之書、觸類而夥、（夥多也）踳駁舊說、眩曜人看、（踳駁差雜貌）或以馬爲牛、或以羊爲犬、輙假有識之號、以爲述者之名、（謂借古人及當代人之名）即知官書之外、多穿鑿之人、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏、遍在民間、多僞少眞、無由刊謬、是則不讀舊記、（日本書紀、古事記、諸民記等之類、）無置師資之所致也、（博士爲師、弟子爲資、）

〔續日本後紀 十六 仁明〕承和十三年三月庚戌、勘王世所言、氏姓之中、身住外處者、或未被人知、至於對問、以能說家譜者、即爲是眞、錯（○錯原作鎭、今改）言系譜者、因謂之僞、无人證引、只據文書、伏恐奸濫之輩、冒入宗枝、猷（○猷原作豈、今改）忝之人、空漏皇胤、望請仰所司、若有如此之色、速令言上、更加搜索、以糺眞僞者、依請、仰五畿内諸國令言之焉、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年七月十七日戊子、左京人右大史正六位上丈部谷直忠直、弟式部少錄正六位上丈部谷直永世、男女合九人、賜姓春淵朝臣、忠直自言、大日本根子彦國牽天皇（○孝元）之後、與安倍朝臣同祖也、今檢姓氏錄、阿倍朝臣之別、无丈部谷直、但後漢孝靈皇帝後、坂上大宿禰等之氏族、有姓丈部谷直者也、

〔朝野群載 四 朝儀〕蔭子正六位上藤原朝臣季永誠惶誠恐謹言

〔古事記序〕定境開邦、制于近淡海、〇成務正姓撰氏、勒于遠飛鳥、〇允恭雖步驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頹、照今以補典敎於欲絕、

〔日本書紀十三允恭〕四年九月己丑、詔曰、上古之治、人民所得、姓名勿錯、今朕踐祚、於茲四年矣、上下相爭、百姓不安、或誤失己姓、或故認高氏、其不至於治者、蓋由是也、朕雖不賢、豈非正其錯乎、群臣議定奏之、群臣皆言、陛下舉失正枉、而定氏姓者、臣等冒死、奏可、　戊申、詔曰、群卿百寮、及諸國造等、皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、（盟神探湯、此云區訶陀智、或泥納釜煮沸、攘手探湯泥、或燒斧火色、置于掌、）於是諸人各著木綿手繦、而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以故詐者愕然之、豫退無進、自是之後、氏姓自定、更無詐人、

〔弘仁私記序〕雄朝妻稚子宿禰天皇〇允恭御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難決、因坐甘橿丘、令探熱湯、定眞僞、今大和國高市郡有釜是也、後世帝王、見彼覆車、毎世令獻本系、藏圖書寮也、

〔釋日本紀十二述義〕盟神探湯

天書第八曰、四年冬十月、立壇請神、幷設盟釜、天子命力者、使天下所共知虛者一人投入釜中、舉其死骸、殉于四民人、投實一人、以釜示之、百姓大恐、其驗、未向盟釜、皆悉定矣、

〔古事記下允恭〕於是天皇、愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過、而於味白檮之言八十禍津日前、居玖訶瓮、（玖訶二字以音）而定賜天下之八十友緖氏姓也、

〔日本紀竟宴和歌集〕得雄朝嬬稚子宿禰天皇〇允恭　式部卿是忠

甘樫乃、岳乃久可太知、支與介禮波、爾己禮留多見毛、可波禰數末之彌、

〔新撰姓氏錄序〕皇極握鏡、國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞說、天智天皇儲宮也、船史惠尺、奉進燔書、至庚午年、編造戸籍、人民氏骨、各得其宜、自茲以降、歷代帝王、隨時改正、聯綿不絕、

補間、南曹等奏聞不可叶由申切了、度々爲寺門當職可執申由頻申間、附南曹處分辭退南曹、雖然及大訴間、今日附長橋局令奏聞了、

〔大乘院寺社雜事記〕文明十三年十二月六日、三條公躬卿、放氏之間、辭大納言畢、續氏事色々計略、自越智申寺門歟之由、中納言被語之、同番代事、中納言沙汰不可然由、東院僧正令申間、驚入辭退之由、同被相語了、東院僧正は、一昨日下向、在京無益事也、近日准后〇足利義政御隱居間、御沙汰事被止之了、旁以不運事也、田那部庄事は、所務被居中途歟云々、三條故公綱卿息女、自御臺御罪科之間、彼息女之領知共、被返附公躬卿了、總領ニ附者也、

〔親長卿記〕文明十四年四月十九日、及晩詣三條前大納言公躬許、先日來臨之禮也、續氏事、種々廻計略之由相語之、

削減氏字

〔續日本紀七元正〕靈龜二年九月癸巳、正七位上山背甲作客小友等二十一人、訴免雜戶、除山背甲作四字、改賜客姓、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年八月甲午、從五位下中臣熊凝朝臣五百島、除中臣、爲熊凝朝臣、

〔續日本紀二十五淳仁〕天平寶字八年七月丁未、大學大允從六位上殖栗占連咋麻呂、訴請除占字、許之、

〔續日本紀三十七桓武〕延曆元年十一月丁未、式部史生正八位下倭漢忌寸木津吉人等八人言、吉人等、是阿智使主之後也、是以蒙賜忌寸之姓、可注倭漢木津忌寸、而誤記倭漢忌寸木津、姓字繁多、唱道不穩、望請除倭漢二字、爲木津忌寸、許之、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆五年十二月乙卯、陰陽助正六位上路三野眞人石守言、己父馬養、姓無路字、而今石守獨著路字、請除之、許焉、

釐正姓氏

〔新撰姓氏錄序〕允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨、盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、

ヶ所還補之處、無故爲嗷訴、剩可及放氏之沙汰之由注進、理不盡之義、神慮更雖不有相違、及寺門愁訴之間、昨日先被上表申候、此段以面被申了、此子細可有注進之由可申旨候、恐々謹言、

十二月十五日

柚留木殿

〔公卿補任後土御門〕文明十三年辛丑

權大納言從二位藤公躬正月廿五日任、(中略)月日辭、依南都訴放氏之故云々、

〔實隆公記〕文明十三年三月十七日辛卯、內々有被仰出之事、可參向當局之由被仰附之間、參候下姿之處、新大納言○藤原公躬知行、當國○山城田邊鄕、南都訴訟、及重々之義、公躬卿、放氏之由言上、事書等卽令拜見、勅答可爲如何之哉、遍可申入之旨也、仍所存之趣、大概申入之、巨細不遑顧、

〔親長卿記〕文明十三年八月六日、自春日兩總官許有書狀、就田邊鄕事、新大納言公躬卿事、來十日可放氏云々、存無益之由、昨日南曹辭退之由申遣了、次昨日之時申關白殿○藤原政家了、

十月九日、依南都訴訟、田邊鄕事新大納言公躬卿放氏云々□□□之事歟、

〔宣胤卿記〕文明十三年

權大納言藤公躬、文明十三十月八日放氏、就三條同辭官、依放氏也、

〔大乘院寺社雜事記〕文明十三年十月八日、山城國相樂郡田那部庄事、三條○公躬與東院僧正相論、三條如元令安堵了、去六月以來、東院在京、色々以寺門事書等雖訴申入、未及披露歟云々、隨而夜前、學侶六方蜂起、三條公躬卿、令放氏了云々、爲事實者、卒爾之放氏歟、

〔後法興院記〕文明十三年十月十日、就山城國田邊鄕事、自興福寺進事書、三條新大納言公躬卿、以由緒之儀申給云々、依是爲寺社之沙汰、去八日令放氏之由也、此事連々自南都雖進事書、南都傳奏未

可ㇾ有₂御披露₁也、恐々謹言、

十二月十四日　尋尊

日野殿

十六日

一藤澤名事、及₂大訴₁上者、公方へ辭退申入旨、廣橋書狀藤堂書上云々、自₂柚留木方₁學侶六方可ㇾ致₂注進₁云々、珍重、

廿七日

一藤澤名遵行等、國へ可ㇾ下由仰付之、

藤澤名事、就₂南都訴訟₁廣橋家雜掌辭狀、幷自₂南都₁書狀案文等、封₂裹遣之候、如ㇾ此候上者、可ㇾ被ㇾ令₂南都返₁之旨、嚴密可ㇾ被ㇾ申₂付堀江加賀入道₁之由候也、恐々謹言、

十二月廿四日　信久判

一井出雲入道殿

平右馬新左衞門尉殿

越前堀江鄕藤澤名事、及₂寺社大訴₁之間、廣橋家御書狀如ㇾ此候、寺門面目、不ㇾ可ㇾ過ㇾ之候哉、仍當年年貢事、廣橋家被ㇾ致₂沙汰₁分候者、員數等注給、自₂此方₁堅可ㇾ申₂進候₁、於₂其許₁者、急可ㇾ被ㇾ沙₂汰南都₁由、嚴密可ㇾ被ㇾ申₂附堀江加賀入道方₁候、千萬御無沙汰候者、可ㇾ爲₂御越度₁之旨、學侶集會評定候也、恐恐謹言、

十二月十九日　供目代敎弘

甲斐千菊殿

就₂藤澤名事、衆議之旨、被ㇾ一₂見申候、爲₂忠節₁故一位仲光卿以來、爲₂御恩₁數代知行候、今度被ㇾ加₂數

事、六方衆、已令下知社家之由、去夕盛深僧正示送之間、此趣以藤中納言申入之處、神妙之由種々有叡感、　廿三日壬申、傳聞藤中納言、又被放氏云々、仲光續氏も暫可閣之由、衆徒重令下知云々、　三月廿九日丁丑、傳聞藤中納言、今日令續氏云々、　五月十三日己未、自新院〈○後光嚴〉有御書、仲光續氏事、重猶可仰遣之趣也、忩可仰遣之由令申入了、　十六日壬戌、仲光續氏事、盛深僧正返報令到來之間、付藤中納言令申入了、　六月一日丁丑、傳聞左大辨宰相宣方朝臣仲光等、昨日續氏云々、

〔後深心院關白記〕應安六年八月七日丙子、隆圓僧都申送云、昨日六方衆若輩群集評議、二條前關白〈○良基〉事、及嗷議候、下知社家之由、其聞候云々、放氏事歟、丞相以上、未聞事也、況攝關之臣放氏、前代未聞之珍事也、　八日丁丑、太閤放氏必定云々、未曾有之事歟、　廿九日戊戌、傳聞太閤續氏事、付兩門跡幷寺務、雖被披露、衆徒更不許諾云々、希代之珍事也、　七年四月十七日壬子、頭右大辨長宗朝臣、爲勅使來云、議奏事、如元可令存知者、申畏奉之由了、後聞議奏敷奏等、今日皆被仰之、日來人數不相替、但太閤藤中納言等、爲放氏之時分之間不被仰之云々、

〔諸家傳二條〕良基
應永七年十一月八日　御續氏事、自南都申之云々、去年放氏申畢、然而如見參可入申之由、大殿被仰之間入申畢、

〔大乘院寺社雜事記〕寬正六年十二月十四日
一藤澤名年貢事、廣橋方ニ可致其沙汰旨、代官堀江令申之、仍自學侶、甲斐方ニ以書狀申遣之云々、
六方同前、自御房中當名事、廣橋方問答書狀遣之、次放氏事、傳奏幷關白殿〈○藤原持通〉ニ注進申了、
當寺社領越前國堀江鄉ノ內藤澤名事、依神訴、去年正月、以御判如元被返付了、寺門五ヶ名、神訴隨一之處、去八月以來、又申給綱光卿之間、無力可及次第大訴、仍彼御事、來十八日、於神前可放氏由、寺門一决之由承及候、尋尊事、當御領奉行事候間、驚存候間、さと注進申入候由、可然樣

時光朝臣、未續氏候乎、然而只可附置にて候やらん、若又他人歟、御沙汰之樣、承存させ候、〇中略

三月八日　　公清

廿二日、今日頭中將隆家朝臣、送御教書云、百首和歌、今月中可詠進云々、時光朝臣未續氏、俄奉行歟、

〔公卿補任 後光嚴〕應安四年辛亥

權中納言正三位藤忠光 十二月日、放氏、

〔後深心院關白記〕應安四年十二月十三日壬辰、裏書、申刻許、自印覺僧正許、門主沒落事、告示之、〇中略傳聞藤中納言、忠光〇幷仲光被放氏云々、是神木在洛間、大禮事、猶有沙汰之條、不可然云々、　十五日甲午、興福寺衆徒送事書、一乘院新門主事、早可致計沙汰之趣也、被下勅書、忠光卿放氏事、早仰遣門徒宿老等、可致秘計之由被仰下者、効驗太難不定候、如盛深僧正、可仰談之由令申入御返事了、　十九日戊戌、忠光卿續氏事、仰遣盛深僧正許、返報到來、六方成集會之處、神訴悉無落居者、續氏難儀云云、集會狀幷僧正返報進院、以平宰相申入此子細之處、早速仰遣之了條神妙、無左右不可領狀之條被思食儲、重猶可仰遣之由被仰下之、　廿日己亥、被下勅書、兩人續氏事、委細被仰下、重可仰遣之趣也、卽可仰遣盛深僧正許之由、申入御返事了、　廿六日乙巳、藤中納言以下續氏事、訴訟不蒙一々裁許者、續氏難儀之由、滿寺集會、已申切之由、去夜盛深僧正申送之間、此子細申入仙洞了、勅答云、此上誠無力次第歟、於訴訟篇目者、公家裁許、無所殘之由被思食、訴訟相殘篇目何事哉、可相尋之由被仰下、　五年正月十二日辛酉、仲光續氏事、重猶可廻籌策之由、先日以勅書被仰下之間、仰遣盛深僧正幷隆圓僧都許了、昨日六方成集會云々、左右到來、所詮雖向後爲寺社不可有不忠之由、書出告文者、續氏事可下知社家云々、卽招仲光仰談之處、明旦卽可書遣之由申之、此子細付藤中納言申入畢、藤中納言續氏之時も、書遣告文云々、　十五日甲子、亥仲光告文、文章不足之間、續氏難儀之由、六方衆會云々、此由盛深僧正示送之間、仲光又書直遣之云々、余又相副書狀遣之、　廿一日庚午、仲光續氏

早可任先規致同心訴被停止天龍寺供養儀幷令斷絕禪室興行子細狀〇中略綺已迫喉、不可廻踵、若有許諾者、日吉神輿、入洛之時、春日神木、同奉勸神行、加之或勸彼寺供養之奉行、或致著座催促之領掌、藤氏月卿雲客等、供養以前、悉以被〇〇〇放氏、其上猶押而有出仕之人者、貴寺幷山門、放遣寺家社家、之神人公人等、臨其家々、可致苛法之沙汰之由、不日可被觸送也、〇中略仍牒送如件、

康永四年八月日

〔公卿補任光明〕貞和元年乙酉

中納言正二位藤資明（七月十九日神木歸坐日、於宇治御旅所放氏、同廿四日續氏、）

〔園太曆〕貞和三年七月（〇七月下恐脫三日二字）右中辨長顯朝臣、爲勅使入來、依神木事、法勝寺御八講、可爲何樣哉之由被仰下、所存卽付彼朝臣申入了、申詞彼朝臣注付、

法勝寺御八講間事、依神木動座、或以天台兩門僧侶被遂行之、或被行御經供養之條、兩樣先蹤、共以雖爲分明、康永四年、南都率分沙汰行事辨、〇〇〇令放氏、頗及朝議之煩歟、後勘非無用意、然者參供養之條、何事之有乎、

〔公卿補任光明〕貞和三年丁亥

中納言從二位藤隆蔭（七月十二日放氏、九月五日續氏、）

〔愚管記〕延文二年二月十一日丙辰、春日神主經員申云、只今（子刻）爲學侶衆徒沙汰、甘露寺前中納言、（藤長）幷南曹辨（左大辨歟）頭辨、放氏候了、爲御不審馳申之由申之、事之子細、相尋使者之處、申不存知之由、追可尋記、

〔園太曆〕延文二年二月十三日、今日聞左大辨宰相兼綱、甘露寺前中納言藤長、頭左中辨時光等、放氏之由風聞云々、實事以外事也、三月九日、前內府送狀、〇中略

被放氏事々、楚忽沙汰、忿々可續氏之由可被仰哉之旨申了、南都事書、昨日參申長者許、事書幷申次口房朝臣に付申詞、昨夕於長者見候歟口讀之、

興福寺學侶衆徒僉議曰

寺社造營之要脚、諸關停廢之御沙汰、不慮朝議、滿寺驚歎之間、忽致大訴、奉驚天聽之次第、言上先畢、凡攘災招福之基、專在佛法之御歸依、護國利民之道、不如寺社之御興隆者歟、而佛閣之回祿、凉燠遙阻、神祠之造替、年紀已過、然而恰云袷云、基趾未復、爲朝爲寺、營作難被閣者乎、且緈之停滯、儀之參差、雖顧民力之漸衰、奉恨御歸依之猶疎、仍被添合期料所、可給不日之造功之旨、遮擬訴申之處、剩召返以前之御寄附、忽礙向後之營作之條、三千衆徒難休、四社之神襟幾許乎、就中如先度言上、可有三合炎旱之御恤者、須被忩一寺造營之終功、神明佛陀之御納受、息災安穩之御祈禱、何加旃哉、所詮關務片時難閣、一旦停滯、公平之失墜也、早廻佛神尊崇之叡慮、被改關務停止之勅定、爲全寺社造營之料足、被賜寺門安堵之院宣者、將呈枌楡四社之玄應、彌致幸社義民之丹祈矣、仍群議如斯、

康永三年七月日

廿五日、入夜別當送狀云、興福寺雜掌類英送狀寺訴事、今日之所詮續氏事、無子細之、不可有相違云云、仍使者領狀、遣飛脚於南都了、　廿八日、今日方々說、大理續氏無相違云々、關白〈○藤原師平〉被送狀、親名朝臣、今日午剋上洛、此問卿答次第、可參申之旨仰了云々、入夜入來謁之、所詮多々訴以下狀帶之、衆徒頻雖申子細、重有問答、不可有子細體也、　廿九日、今日及晚春日神主師俊送狀云々、大理卿續氏事、今夜丑剋致沙汰了、　卅日、別當卿入來、續氏事、無相違自愛、且又今度諸方別致秘計、不知所謝之由、示之謁之、

〔太平記 二十四〕依山門嗷訴公卿僉議事

延暦寺牒　興福寺衙

雖不可有子細、於今者定致其沙汰歟、中々可爲輕忽之基歟、猶又可被仰歟、可計申者、如此事何度も被仰之條、不可有子細事也、且爲知勘責も院宣度數、可爲詮要者、可被仰哉之由申了、

大理卿送狀、放氏間事也、殊驚承候間、御沙汰事々、殊可存知之旨報畢、

只今道信僧正、如此申給候、迷惑仰天仕候、諸關停止、院宣執筆之故云々、非私力之所及候、爲之急速被經御沙汰候樣、殊可令加御詞給候哉、夜陰密々可參入言上候、隆蔭誠恐頓首謹言、

七月十一日　隆蔭上

前右馬權頭殿

社頭金堂木作等假殿、可令料理之由加下知候、是則可爲神訴之間如此候、及沙汰了、

此事就御奉行已奉放氏了、返々驚歎入候、始終定落居候歟、然而仰天之間、又馳申入候、恐惶敬白、

七月十一日　覺信

大宮殿

春日神主師俊送狀、大理卿放氏事也、殊驚聞食之由仰了、

今夜寅刻擧侶衆徒、令參向社頭僉議、就造營料所事、寺門依失面目、右衞門督隆蔭卿令放氏候云云、次同時移殿被料理了、此事等驚存候之間、爲御不審忩馳申入之由、可有御披露候、恐々謹言、

七月十一日寅刻　春日神主師俊

謹上前左馬權頭殿御宿所

廿日、入夜大宮宰相入來、爲別當卿使、廳務條々、并放氏之上可上辭狀歟之由談之、放氏之上、官位帶之儀不可有之歟、然者不及辭表哉、廳務又偏可聞也、不可及用捨哉之由報了、爲大理放氏事、無先規云々、　廿四日、大藏卿爲勅使入來謁之、仰云、興福寺訴事、寺家兩使事書、仲房奏聞、然者可被仰勅答之趣被仰合也、申云、可被執仰武家之旨申上之者、御物惜無由歟、早可被執仰之旨被仰之、抑隆蔭卿

氏者、可被改寺務之由、嚴密被仰下之間、經譽僧正、有仰天之氣云々、放氏事、心中殊令祈念、祈事仰遣神主許了、　廿三日癸未、別當僧正來令口謁、放氏事、種々示之、自上嚴密卽被仰下、相府若不候者、早速落居難叶歟、近日可有昇進之由、其聞候折節也、能樣可相計之旨示之、法通寺庄、日來沙汰之外、廿果永可避與之由返答、此上可奔走之由示之、此段雖不可然、早速爲落居相計者也、明曉下向者、公卿可續氏之由懇懃示之、　廿五日乙酉、入夜參仙洞、放氏之間、自去暮不出現也、被召御前、放氏事、未申左右歟、嚴密被仰下、經譽被仰大乘一乘兩院了、〇中略退出向大炊御門前內府許對面、放氏事、可昇進之折節、殊歎存之旨被命、暫閑談出、　廿八日戊子、自經譽僧正許、續氏之由、申入御所云々、深更經譽使者進御所云云、今日午剋、續氏之由申入、冬方祗候御所告送也、心中喜悅、早速落居、冥慮之至也、心中有祈念事、無相違、神慮彌有憑、添懇念之心者也、

〔公卿補任花園〕正和四年乙卯

參議正四位下藤賴定五月廿五日被放氏、六月三、續氏出仕、

〔公卿補任花園〕正和六年丁巳〇文保元年

大納言正二位藤師信五月卅日、依和泉國宮里保事、興福寺訴放氏、六月十二日續氏、宮里保被返付

〔園太曆〕康永三年七月十日、今日師俊狀到來、昨日未刻狀也、實豐卿、延原庄所務致妨之間、先日雖令放氏、向後不可成妨之由、以請文種々歎申之間、只今未刻續氏了云々、

〔公卿補任光明〕康永三年甲申

權中納言從二位藤隆蔭七月十日放氏、同廿八日續氏、

〔園太曆〕康永三年七月十一日、大藏卿爲勅使入來、仍不能對面、以春宮大夫問答、仰云、諸關停止事、構書院宣、可放氏隆蔭卿之旨及沙汰云々、此事不可說也、就武家申請被下院宣了、就中非興福寺一方、山門園城寺東大寺等、皆同時被止了、一兩噯々、此何事に候哉、可被仰寺務幷一乘院之由、別當申請、

十三日、戌剋條々寺訴、裁報遲々之間、奉入神木於金堂了、同夜節會出仕ノ參議三人、敎經、資高、宗冬、幷御齋會ノ出仕兩人、右宰相中將冬季光泰、放。氏。。了、二月一日、衣笠宰相冬良、鷹司宰相宗嗣、右兵衞督長相、左中辨俊光、權辨顯家、左少辨爲行、藏人治部大輔雅俊、已上七人、放。氏。。了、爰四月廿一日、龍花院務事、如元被返付大乘院之由被下綸旨之間、同日申刻、奉歸座神木了、同廿二日、資高、敎經、宗冬、冬良、宗嗣、長相、俊光、顯家、爲行、已上九人、繼。氏。。了、於自餘三人者、依御齋會講師事猶抑留之、八月廿一日、光泰等繼。氏。。了、依寺訴訟、令延引時節佛事、同八月五日、三藏會始行、

〔春日若宮神主祐春記〕正安三年五月十九日、自衆徒以中綱舜與、物部庄民事、長者宣如此候、得其意、可被申候云々、酉刻於金堂假殿、學侶幷六方參テ、放。氏。事。在。之、其式如去七日、社司秦長祐家祐春許也、其故は新日吉に出仕人々內兩人也、吉田前中納言經長卿、頭大藏卿經繼朝臣、　七月三日、今夜亥刻、自衆徒以中綱相緣正有、依不忠事、公卿放氏候き、而一昨日院宣長者宣、種々被仰下候間、繼氏候了、可被存知其旨云々、　四日、正預廻文、

放氏之公卿殿上人前七人、悉被續氏了、早令存知之由、去夜子刻、自衆徒被觸送候間、卽令參詣御寶前、此由令啓白了、可存知給候、恐々謹言、

七月四日　執行正預祐家

謹上權官御中

追申、若宮神主殿、同可有御存知候、謹言、

〔吉續記〕乾元元年十月廿日庚辰、依法通寺事、去夜放氏之由、自別當僧正許告送、迷是非者也、去年放氏之時、張本之事無沙汰之間、積習如此、致自由之企之由申入御所、嚴密可有沙汰、別當僧正可上洛之由有其聞、急可上洛之由被申殿下（○藤原兼基）云々、　廿一日辛巳、不出仕、放氏之間謹愼也、別當僧正今日令參洛云々、今曉康春下遣南都、申遣方々也、　廿二日壬午、別當僧正參御所、放氏事、近日不續

家使者、欲遂其節之處、衆徒蜂起、追上使者云々、依此事放氏、頗理不盡之張行歟、可恐者也、

〔公卿補任伏見〕正應五年壬辰

參議正三位藤敦經（元日節會外辨上首）正月十三日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、元日節會出仕之故也、）籠居、四月廿一日、神木御歸座、後日被免衆勘、令續氏之間出仕、

藤冬良（白馬節會外辨上首）二月一日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、白馬節會出仕之故也、）籠居、四月廿一日、神木御歸座、後日衆勘優免、令續氏之間出仕、

同冬季 正月十三日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、御齋會出仕之故云々、）籠居、

從三位同宗冬 正月十三日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、元日節會出仕之故也、）籠居、

同宗嗣 二月一日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、踏歌節會出仕之故也、）籠居、四月廿一日、神木御歸座、後日被免衆勘、令續氏之間出仕、

同資高 正月十三日、依南都衆勘、被放氏、（神木御歸座以前、元日節會出仕之故也、）籠居、四月廿一日、神木御歸座、後日被免衆勘、令續氏之間出仕、

〔伏見院御記〕正應五年正月十四日丁未、今曉資高卿申云、神木乘夜遷御金堂、且御齋會講師、被召延曆寺僧之條、殊以鬱憤、仍出仕之仁冬季卿、幷奉行人光泰朝臣等放氏、且又節會出仕之仁、敦經、宗冬、資高等、同放氏之由、只今乘尋法眼加送云々、早旦關白（藤原忠教）以狀申之趣同前、加之經守又申同趣、白馬節會、冬良宗嗣等卿雖出仕、被免之條如何、今日申刻許、大番等騷動裝武具、頗之靜謐、未知其故、或云、奉振神輿云々、或云、武家聊有騷事云々、今夕召忠源法印、山門事、有仰含之旨、今日御齋會竟、辨光泰、被放氏之間、忽闕如何、仰顯家之處、不待彼參事了云々、中宮權大夫（通重）一人行事云々、有先例云々、

〔興福寺略年代記〕正應五年

性譽

御齋講師、可為乘尋法眼之處、衆徒抑留之間、不及參勤、爰以延曆寺永源法師為講師、自式日被始行之間、衆徒彌鬱憤了、但內論義被略之、於番役者、他寺僧侶、不可勤仕之條、誠是後證者歟、至講師事者、承和元年、三會定置以後、依无此例可被改行之由、滿寺訴申之、正月十四日、慈信辭別當、正月

然之由有勅答、仍嚴密被仰下之間、可書進之由今日申領狀云々、恐衆徒之威、背長者之仰、太不叶道理、顧私之條、不可然歟、末代之法、莫言々々、深慶衾宣旨事、尤可思慮歟、然而隨勅命已宣下了、乍居其職、如此事不可申子細之條、爲君爲臣、不可不存者也、　十六日辛卯、不出仕、今日別當僧正（○興福寺別當權僧正宗懷）送狀云、去夕衆徒、放氏之由告之、凡迷是非者也、尋其旨趣、云多武峯事、云衾宣旨奉行、此等之阿黨云々□□□□之難不能左右歟、　十七日壬辰、自殿下（○藤原兼平）被仰云、內々可參云々、仍密々所參也、召具峯使者、有御問答、子細重々仰含了、張本可召進、龍蓋寺在家可遣返、此等之趣被仰含者也、放氏事、種々被仰寺家之由被仰下、其後退出、　廿九日甲辰、予（○藤原兼仲）衆勘事、民部卿（○源雅言）爲奉行、被進院宣於長者許云々、其趣云、

兼仲被放氏事、所存候哉、若以浮說及此沙汰者、不便事候歟、被尋究無指證者、可計免之旨可被仰遣歟之由、院宣所候也、以此旨可令申沙汰給、仍執達如件、

九月廿九日　　　　　　　　民部卿雅言

右大辨殿

十月十日甲寅、酉刻自南都別當僧正消息到來、去夜亥剋、繼氏之由告送、自殿下又被仰下、早速神妙之由被仰下者也、予今度無其誤之處、或云引級多武峯、或云衾宣旨奉行、求吹毛之難、行放氏之儀、雖迷是非、謹愼之、予閉蓬華止拜趨了、衆徒等閒披、併神鑒之至歟、心中喜悅之外無他、近日多武峯事、爲南都潤色被仰下事等奉行也、無私曲宣旨奉行事、縱雖爲衆徒爭不宣下、王事靡盬爲之如何、　十五日己未、早旦參院、續氏之後、始所出仕也、

〔勘仲記〕正應二年二月廿六日丙子、昨日右大辨雅藤朝臣、爲興福寺衆徒被放氏云々、件濫觴者、宿院領內犬丸名、關東平金吾禪門（○北條貞時）領多々、近年寺主名主寺僧、不濟年貢之間、以使者可遂檢注之由、下知武家云々、武家申上長者、（○藤原師忠）長者又被仰合兩院家寺務等、就領狀被下、政所御使、相副武

放氏
續氏

世利、〇中略是以檢法爾、皆當死刑罪、由此氏理波法末爾岐良比給倍久在利、然毛慈賜止爲氏一等降氏、其等我根可婆禰替氏、遠流罪爾治給止布宣布天皇大命乎衆聞食止宣、

〔續日本紀 三十稱德〕寶龜元年四月癸卯、從五位上弓削宿禰牛養等九人、賜姓弓削朝臣、外從五位下弓削連耳高等卅八人宿禰、外從五位下美努連財刀自、及正八位上矢作造辛國、賜姓宿禰、未經歲月、皆復本姓、

〔續日本紀 三十三光仁〕寶龜六年二月辛未、先是天平寶字八年、以弓削宿禰爲御清朝臣、連爲宿禰、至是皆復本姓、

〔續日本紀 三十四光仁〕寶龜七年三月辛卯、勅前日改弓削宿禰復弓削連、但故從五位下弓削宿禰薩摩、依舊勿改、

〔續日本紀 三十四光仁〕寶龜八年九月丙寅、內大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、〇中略歷職內外、所在無績、太師押勝起宅於楊梅宮南、〇中略于時押勝之男三人、並任參議、良繼位在子姪之下、益懷忿怨、〇中略欲害太師、於是右大舍人弓削宿禰男廣、知計以告太師、卽皆捕其身、下吏驗之、良繼對曰、良繼獨爲謀主、他人曾不預知、於是强劾大不敬、除姓奪位、

〔尊卑分脈 七藤原〕顯隆大治四正十五薨——顯能保延五七三卒三十三
賴佐被放氏、故說方——說光不列氏人
重方母同說方 養和元八廿九出五十九——惟賴重方爲子、列氏人

〔樂所補任〕仁平元年
左近府生　狛光弘四月日、依酒狂企自害、仍永放狛姓、停止出仕、取一家親族證判畢、

〔勘仲記〕弘安七年九月十五日庚寅、今日顯相談云、興福寺與多武峯合戰事、當時兩方之次第、截長者宣、可被仰關東、可書進之由、被仰南曹辨經賴朝臣之處固辭、仍內々有御奏聞、乍居其職、申子細、不可

奪姓

朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神之敎、道鏡復喚清麻呂、募以大臣之位、〇中略往詣神宮、〇中略於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輙望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣必續皇緒、汝勿懼道鏡之怨、吾必相濟、淸麻呂歸來、奏如神敎、天皇不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流于大隅國、尼法均還俗、爲別部狹虫、流于備後國、

〔日本書紀顯宗十五〕元年五月、狹狹城山君、韓帒宿禰、事連謀殺皇子押磐、臨誅叩頭、言詞極哀、天皇不忍加戮、充陵戶兼守山、削除籍帳、隷山部連、

〔續日本紀孝謙十九〕天平勝寶六年十一月丁亥、從四位下大神朝臣杜女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名從本姓、杜女配於日向國、多麻呂於多褹島、

〔續日本紀孝謙十七〕天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神杜女、主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、

〔續日本紀孝謙二十一〕天平寶字元年八月戊寅、勅故從五位下山田三井宿禰比賣島、緣有阿嬭之勞、褒賜宿禰之姓、恩波枉激、餘及傍親、而聽人悖語、不奏丹誠、同惡相招、故爲蔽匿、今聞此事、爲懸寒毛、凶㾭已深、理宜追責、可除御母之名、奪宿禰之姓、依舊從山田史、

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年九月乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗泄、〇中略勅曰、太師正一位藤原惠美朝臣押勝幷子孫、起兵作逆、仍解免官位、幷除藤原姓字、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年五月丙申、縣犬養〇養下一本有宿禰二字姊女等、坐巫蠱配流、詔曰、〇中略丈部姊女乎波内都奴止爲氏、冠位擧給比、根可婆禰改給比治給伎、然流物乎反天逆心乎抱藏氏、己爲首氏、忍坂女王、石田女王等乎率氏、掛畏先朝乃依過氏棄給氏之、廚眞人廚女許爾竊往乍、岐多奈久惡奴止母止、相結氏謀家良久、傾奉朝庭、亂國家氏、岐良比給氏之、氷上鹽燒我兒、志計志麻呂乎天日嗣止爲牟止謀氏、掛畏天皇大御髮乎盜給波利氏、岐多奈伎佐保川乃髑髏爾入氏、大宮内爾持參入來氏、厭魅爲流己止三度

貶姓

其末流上州奥平郷に住せしより、平氏と稱し、奥平と號す、然れども本姓は源氏なり、又佐竹修理大夫義隆は、岩城定隆の男なり、然れば今の佐竹は平氏なるべしと云、定隆は從三位左中將義宣の弟にして、岩城の養子となれり、然れば義隆本姓平氏に非ず、

是等の類多し、能々系圖を改むべし、

〔鹽尻五十二〕一我國古へ、姓につきたる尸（朝臣宿禰連の類也）あり、是を以て姓の高卑を成せり、されば官人罪あれば、尸を卑したまふ事あり、

〔日本書紀十三允恭〕二年二月己酉、立忍坂大中姬爲皇后、（中略）初皇后隨母在家、獨遊苑中、時闘鷄國造、從傍徑行之、乘馬而莅籬、謂皇后嘲之曰、能作園乎、汝者也、（汝此云那鼻苔也）且曰、壓乞戸母、其蘭一莖焉、（壓乞此云異提、戸母此云覩自）皇后則採一根蘭、與於乘馬者、因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、（蠛此云摩愚那岐）時皇后結之意裏乘馬者辭无禮、卽謂曰、首也、余不忘矣、是後皇后登祚之年、覓乘馬乞蘭者、而數昔日之罪以欲殺、爰乞蘭者頽搶地、叩頭曰、臣之罪、實當萬死、然當其日不知貴者、於是皇后赦死刑、貶其姓謂稻置、

〔日本書紀通證十八〕今按、古昔賜姓、猶如官爵、以甲乙黜陟之、蓋本邦重族望也、

〔續日本紀四十桓武〕延暦十年正月己巳、典藥頭外從五位下忍海原連魚養等言、謹檢古牒云、葛木襲津彥之第六子、曰熊道足禰、是魚養等之祖也、熊道足禰六世孫首麻呂、飛鳥淨御原朝庭（天武）辛巳年、貶賜連姓、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、（中略）清麻呂爲人高直、匪躬之節、與姉廣虫共事高野天皇、（孝謙）並蒙愛信、（中略）此時僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、號曰法王、太宰主神習宜阿蘇麻呂媚事道鏡、矯八幡神敎言、令道鏡卽帝位、天下太平、道鏡聞之、情喜自負、天皇召清麻呂於牀下曰、夢有人來、稱八幡神使云、爲奏事請尼法均、

景國者、鎭守府將軍利仁四世修理少進景通〇註略三代孫也、父景遠者、爲二大學頭大江通國猶子一、改二藤氏於大江一云云、

〔鹽尻三十一〕一異姓相續諸家大概

近衞信尋公後陽成院皇子　一條昭良公信尋公ノ弟　正親町季秀源重保男

持明院基定吉眞義明男

以上藤氏

庭田經資藤原公有男　白川雅陳藤原永孝男　廣幡豐忠久我通名男

以上源氏

東坊城盛長藤原爲康男

以上菅氏

武家大概

保科正之秀忠公男、今至二正信一平朝臣ナ復二松平一、　岩城貞隆〇佐竹源義重男也、岩城氏、本姓平、

上杉長尾氏、元平家、輝虎以米、冒二藤原氏一、　久松〇元菅原、定勝賜二松平一、故冒二源氏一、〇中略

右一萬石以上諸家也、其他ハ暫略レ之、

〔鹽尻二十七〕一或問、久松氏は、菅家苗裔にして、尾州知多郡阿古屋の邑の產、久松彈正左衞門道定の孫なり、今源氏を稱す、是は久松因幡守康元等、大神君〇德川家康の異父弟なりし故、源の姓を稱するか、予曰、不レ然、道定の玄孫左京進定氏男子なし、故に一色滿貞の二男を以て其女に配し、家を續しめ、一色左衞門尉詮定と號す、其子範勝、又久松民部大輔と稱せし、康元は詮定の七世佐渡守定俊子也、然ども詮定以來、實に淸和源氏なる者なり、又奧平氏は、兒玉黨にして平氏なりと聞ゆ、然るに是も源氏を稱するは、彼祖赤松則景の二男氏行、母方の族兒玉左衞門尉某が養子となりて、

裏書
清大夫吉景、播磨國御家人志婆三郎大夫惟宗守兼之子ナリ、播磨國司三位基隆、伊與國司兼帶之時、國務奉行人トシテ、當國住人骨繩口口院本主島中隣選之聟ニ成テ、留住シテ吉景ヲ生ズ、本姓ハ惟宗ヲ准（〇准字恐誤）ニ築紫人清原氏ニ被養テ清原ニ改姓ス、其後當國案主大夫ヘ被養越智ト改姓、越智氏ニ改姓之間、在廳トシテ著案主所座、然間見田大夫時光之ムコニ吉成ヨリ成ル、

〔尊卑分脈（八藤原）〕季綱―實兼―通憲（逹諸道才人也、通九流八家、依入位家、不遂儒業、不經儒官、長門守高階經敏、爲子改姓、）

〔尊卑分脈（四中原）〕師遠―師元―清定（爲平相國清盛公子改姓、任木工助、）

〔尊卑分脈（十一藤原）〕公明（大炊御門）―實忠―公齊―實連（改姓於源、號經資、子孫在彼流、（宇多源氏）母有資卿女、）

〔尊卑分脈（四源）〕時實―有資（世人號鈴虫中納言、後深草龜山伏見三代郢曲御師）―經資

〔源平盛衰記（二十）〕八牧夜討事
此ニ當國（〇伊豆）住人ニ、加藤太光胤、加藤次景廉トテ、兄弟二人アリ、是ハ、
都ヲバ霞ト共ニ出シカド秋風ゾ吹白川ノセキ
ト云秀歌讀タリシ、能因（〇橘氏）入道ニハ四代ノ孫子也、彼能因ガ子息ニ、月並ノ藏人ト云ケル者、伊勢國ニ下テ、柳ノ馬入道ガ聟ニ成テ儲タリシ子ヲ、加藤五景貞ト云キ、後ニハ使宣ヲ蒙テ、加藤判官トゾ云ケル、其子共也ケレバ、加藤太、加藤次ト云、

〔吾妻鏡（十二）〕建久三年四月十一日壬子、若公（七歲、御母常陸入道姊、）乳母事、（〇中略）被仰長門江太景國畢、（〇中略）此

〔帝王編年記村上十六〕天曆八年、淨藏〇三善氏加持直八坂塔傾亂行之後事也、有子息二人、一人者出家修驗者、一人者幼少昇殿寵幸者也、爲式部大輔大江朝臣子、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應糺正僧子假蔭出身事

右右大臣宣偁、奉勅、僧或有子、多事假蔭、違敕犯法、理合改正、但爲有所思、特從寬宥、以往假冒、更莫追論、自今以後、息子之僧、一切還俗、以懲將來、親姻隣保、藏而不告、科違勅罪、不聽蔭贖、

延曆十七年九月十七日

〔扶桑略記後朱雀二十八〕長元十年〇長曆元年正月七日甲辰、關白左大臣藤原朝臣賴通、取式部卿敦康親王女嫄子女王、爲養子、令參內、母中務卿具平親王女也、三月一日、女御藤原嫄子立中宮、

〔百練抄堀河五〕寬治三年十月四日、諸卿定申源隆子薨事、右大臣(源顯房)室件人雖爲當今外祖母、前中宮〇白河后源賢子改姓爲藤氏、仍令諸道勘申之、就所養不可有錫紵、但廢朝三ヶ日之由被定了、凡爲人養子之者、本生傍親服不可著之由、僉議了、

〔尊卑分脈二〕醍醐天皇━━盛明親王━━則忠━━道成

基成爲藤實綱子改姓

〔長秋記〕大治四年九月廿一日、資遠男忠任、兵衛尉忠盛養子、改源爲平、

〔奧州新居系圖〕別宮越智

貞吉四代祝大夫、別宮大夫、

義信案主大夫

吉景淸大夫、但養子、本播州住人也、

吉長淸太郞大夫

吉成淸次郞大夫

〔類聚大補任〕建久二年三月廿八日宣旨云

一可停止大神宮權任禰宜已下、經廻他國、常住京都、幷同氏人等任京官事、

一可加炳誡、大神宮已下諸社氏人等、不勤番直事、

抑已上二所大神宮司等、於正禰宜者爲長番、於權官者皆有結番歟、而正禰宜、背式條幷永曆符、結小番、權官以下、偏不勤其役、或移住外國、或經廻上都、或不改本姓、或亦稱他姓、各忘嚴制、濫望京官、自今已後、全守舊符、莫違新制、若尙不拘嚴禁者、任寶龜八年符、收其位記、宜停從社務、其外諸社司、各可直本社事、幷違犯之科亦同、

冒母姓

〔新撰姓氏錄河內國皇別〕額田首

早良首同祖、平群木菟宿禰之後也、不尋父氏、負母氏額田首、

〔大神宮諸雜事記一〕天德二年十二月、祭主神祇少副從五位下大中臣朝臣公節任三年、同三年九月廿三日亥時、內裏燒亡、同年十月、中務宮燒亡、天下旱魃疾癘熾也、仍公家驚御天、下宣旨於神祇官陰陽寮、被卜食之處、勘申云、若異姓人供奉神事咎歟、因之巽方大神、依其違例御祟歟者、而間本官幷大中臣氏人等奏狀云、祭主公節朝臣、旣橘氏人也、卽附公節之自筆消息具也、又宮司氏高、是淸原氏豐之男子也、氏高之母前宮司邦光之女子也、仍請母方姓、號大中臣氏之由也、以如此異姓之輩、被補任祭主宮司之故、天下不靜也、被始置祭主職之後、於大中臣氏之外、以他姓者、未被補任之例乎者、依件奏聞、以天德四年十月三日、公節、宮司氏高等之輩務停止之後、以同十一月十日、永停止了、○又見中臣氏系圖

○按ズルニ、母姓ヲ冒シヽモノニシテ、後ニ本姓ニ復セシモノハ、復姓ノ條ニ詳ナリ、參看スベシ、

養子冒姓

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年正月戊午、從五位下石津王、賜姓藤原朝臣、爲大納言從三位仲麻呂之子、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延暦七年十一月庚戌、播磨國揖保郡人外從五位下佐伯直諸成、延暦元年籍、冒注連姓、至是事露改正焉、

〔三代實錄 五 清和〕貞觀三年六月廿一日甲子、宣詔伊勢國司幷大神宮司云、豐受宮禰宜正八位上神主河繼、同宮大內人外從八位下神主眞雄、同宮副大內人外少初位下神主伊勢雄等、一祖之後、分爭歷年、或告冒名、或云假姓、尋其端緒、互有是非、並須摘其疵瑕、正其罪法、然而事行擬代、咎在先民、既似疎遠、誠非姧伏、加以發覺以來、多經恩蕩、神主同職、子孫相仍、稽之律條、既非還正之類、求之圖系、猶見同姓之因、所諍之覺、同自先祖而發、實非末孫之過、周道如砥、既往不咎、況秋荼已厭、國憲有常、所犯事條、非可追究、宜令共保所帶之姓、依舊得供神事、但聞河繼等、各依私事、互闕神事、須准法式重其科責、此段別從在宥之義、以崇一切之恩、

〔類聚三代格 十二〕太政官符

應禁制外國百姓姧入京戶事

右齊衡二年三月十三日、格偁、延暦十九年十一月廿六日下民部省騰勅符偁、都鄙之民、賦役不同、附除之事、損益已異、今聞外民挾姧、競貫京畿、非唯增口貪田、實亦冒名假蔭、如不改轍、何絕詐僞、自今以後、一切禁斷者、如聞外土之民姧附京畿、多遁課役、無懷土之心、右大臣宣、奉勅宜依延暦符、嚴加禁止、但有隱首色不獲已可附者、氏中長者覆審加署申所司、所司申官、待報符而後附帳者、年來外國百姓或賄小吏而貫京畿、或賂戶頭而冒氏姓、即是格制雖存於前、有司尙緩於後之所致也、左大臣宣、奉勅宜重下符勤加檢錄、若戶主隱而爲人所告、有司忍而不勤督察、依法科處、不曾寬宥、

寬平三年九月十一日

〔日本紀略 十四 後一條〕長元四年三月十四日辛酉、源良國者、太宰大監大藏種材男也、先年射殺大隅守菅野重忠犯人也、忽改姓名謀計也、

冒姓

國山縣郡少領、益長元各務郡人也、

〔類聚名物考姓氏九〕冒姓　蒙氏

案に、冒姓とは、我本姓をすてゝ、人の異姓に改むるを冒姓といふなり、或は蒙氏ともいひて、蒙は冒也とも注したれば、相通ひてかうふる意より出たり、師古が注の意によれば、かりに人の帽子を借りてかうふりたるが如きをいふなり、

〔漢書列傳五十五〕衞青、字仲卿、其父鄭季、河東平陽人也、以縣吏給事侯家、平陽侯曹壽、尙武帝姉陽信長公主、〇中略季與主家僮衞媼通、〇中略生青、青有同母兄衞長君、及姉子夫、子夫自平陽公主家得幸武帝、故青冒姓爲衞氏、師古曰、冒謂假稱、若人首之有覆冒也、

〔新撰姓氏錄序〕皇極握鏡、國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞說、〇中略勝寶年中、時有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶氏、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本神胤、時移人易、罕知而言、

〔古史徵一夏〕古く蕃人等の投化ひ奉れる狀を見るに、己が國には住わびて、身を安くせむの心より、種々貢物など齎來りて、大御心を取り奉り、さて多くは其國の聞え高き酋長等の名をいひて、某帝の子ぞ、某王の孫ぞなど名稱り來りしを、投化の蕃人等が、漢國の帝王の子孫と稱て來れるが多かる事は、疑なきにあらず、〇中略世人の然しも敬ふともなく、其蕃人なる事を卑しめつと見えて、後には悉御國風の姓氏を賜はらむ事を請奏しけること、御紀に多く見えたるが如し、〇中略かくて後には、彌益々にその蕃種なる事を耻けると聞えて、本祖を僞りて、日本之神胤と稱ふ事さへぞ起りける、

〔續日本紀三十七桓武〕延暦元年六月乙丑、宍人建麻呂之男女、神野眞人淨主眞依女等十四人、弟宇智眞人豐公、改僞〇僞下一本有爲字眞人、從本姓、初建麻呂、冒稱中江王、事發露而自經、其男女亦僞爲眞人、至是改正之、

懷也云々、

〔尊卑分脈藤原八〕通憲（守高階經敏、爲子改姓、）達諸道才人也、（中略）長門

〔吾妻鏡二十二〕建保四年四月七日庚寅、廣元朝臣、改中原姓、可爲大江氏之由、可申請勅裁之趣、日來內々談合于都鄙、遂今日屬女房、伺許否云云、　十七日己亥、廣元朝臣申、大江姓等、有御左右云云、閏六月十四日、廣元朝臣、今月一日、遷大江姓訖、勅裁之趣、以行光申入之、卽彼綸旨等、被寫留御前云云、

正四位下行陸奧守中原朝臣廣元誠惶誠恐謹言上

請殊蒙天恩、因准先例改中原姓、爲大江氏狀

右廣元、謹檢案內、依有子細、令改姓者、漢家之彝範、本朝之恒規也、理氏改李、是則伯陽之先、姬姓遷蔣、又爲叔旦之後、田口齊名、改紀姓、弓削以言、爲大江、和唐之例、不可勝計、散位從四位上大江朝臣維光、依有父子之儀已（○已字下恐有脫字）繼嗣之理、從四位下行掃部頭中原朝臣廣秀、雖蒙養育之恩、欲改姓氏之籍、就中頃年以來、中原成林、梓材之學校惟、大江樂水、詞浪之知淵清少、（○中原成林以下、恐有誤字脫文、）早復本姓、可繼絕氏、望請天恩准先例、令改中原姓、可爲大江氏之旨、被下宣旨者彌、仰皇澤之廣被、須知儒流之再興、廣元誠惶誠恐謹言、

建保四年六月十一日　　正四位下行陸奧守中原朝臣廣元

正二位行中納言藤原朝臣隆衡宣、奉勅依請者、

同年七月一日　　大外記兼筑前守中原朝臣師重奉

還俗僧復姓

〔令義解僧尼二〕凡僧尼自還俗者、三綱錄其貫屬、

〔令集解僧尼七〕古記云、其貫屬謂前本貫幷本姓也、

〔三代實錄清和八〕貞觀六年五月九日甲午、勅法隆寺僧承忍還俗復本姓名中臣美乃連益長便任美濃

冒母氏姓、貫河內國、父族憐之、依實上請、乃蒙歸本、

〔三代實錄清和二〕貞觀元年四月三日戊子、安藝國采女凡直貞刀自、賜姓名笠朝臣宮子、隷左京職、宮子中務少丞正六位上笠朝臣豐主之女、母雄宗王之女淨材女王〇王字原無、據一本補、也、大同元年、雄宗王、以伊豫親王家人、配流安藝國、宮子少年從母、不知父族、貫安藝國賀茂郡凡直氏、預采女之貢、美濃守從五位上笠朝臣數道、越前守從五位下笠朝臣豐興等證之、仍復本貫姓名、

〔三代實錄清和七〕貞觀五年八月八日戊辰、山城國紀伊郡人大炊大屬從六位下秦忌寸比津麻呂、復本姓民伊美吉、父市守早死、比津麻呂幼少被貫母姓、散位從四位下坂上大宿禰正野等、上表請復比津麻呂本姓、從之、

〔三代實錄清和八〕貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒、文室麻呂者、左京人、本姓膳臣、又姓錦部、信濃國人也、五代祖膳臣金持、娶信濃國人錦部氏女、生男倭、〻是倭不尋本族、以母姓為己姓、便作信濃國人、倭男美造病死、五男備前掾正六位上彥公、以讀五經侍嵯峨院、天長五年、改錦部賜高橋朝臣、貫附左京、膳與高橋同祖、故隨彥公願賜之、彥公是文室麻呂之父也、〇之父也三字原無、據一本補、

冒後父姓而復姓

〔續日本後紀仁明五〕承和三年閏五月戊寅、右京人內藏大屬百濟連清繼、賜姓多朝臣、清繼誤負後父之姓、今有落葉歸根之請、

養子復姓

〔本朝世紀〕康治二年十二月卅日壬子、今日被下左兵衛少尉源則康改姓申文、歸本姓狛也、件則康、曩祖光高、則高、光季、及光時、皆一時名物也、殊巧大唐舞曲、而則康忽變其道、為主水正源則遠養子、是仁和寺法親王、被寵遇之間、於院北面加元服、即祗候北面之故也、今歸本姓、勤伶人之役、末代之善政、何事過之哉、故件申文被下外記、而依大外記師安申狀、被下官方了、

〔本朝世紀〕天養元年七月廿二日辛未、今日少納言藤通憲出家、三十九、件人拜任少納言之後、改高階復本姓藤原、依氏神祟云々、多年之素

〔三代實錄 三十九陽成〕元慶五年四月四日辛巳、阿波國那賀郡人從七位上椋部夏影、從八位上椋部吉麻呂、從八位下椋部安成、幷白丁十九人、復本姓曾禰連、

〔歷名土代〕從五位上

賀茂〇賀茂在綱 天正五三廿六、復本姓、改名爲安久備、

依戸籍復姓

〔續日本紀 五元明〕和銅四年八月丙午、酒部君大田、粳麻呂、石隅、三人、依庚寅年籍、賜鴨部姓、

〔續日本紀 三十五光仁〕寶龜十年六月辛亥、紀伊國名草郡人外少初位下神奴百繼等言、己等祖父忌部支波美、自庚午年(〇天智九年)至大寶二年、四比(〇四比二字原無、據一本補、)之籍、並注忌部、而和銅元年造籍之日、據居里名注姓神奴、望請從本改正者、許之、

〔續日本紀 三十七桓武〕延曆元年十二月庚戌、內掃部正外從五位下小塞宿禰弓張言、弓張等二世祖近之里、庚寅歲以降、因居地名從小塞姓、望請依庚午年籍、改換小塞、蒙賜尾張姓、許之、

冒母姓而復姓

〔續日本紀 二十七稱德〕天平神護二年三月戊午、伊豫國人從七位上秦毗登淨足等十一人、賜姓阿部小殿朝臣、淨足自言、難波長柄朝廷(〇孝德)遣大山上安倍小殿小鎌於伊豫國、令採朱砂、小鎌便娶秦首之女、生子伊豫麻呂、伊豫麻呂不尋父祖、偏依母姓、淨足即其後也、

〔續日本紀 三十九桓武〕延曆七年八月戊子、對馬島守正六位上穴咋呰麻呂、賜姓秦忌寸、以誤從母姓也、

〔續日本紀 四十桓武〕延曆十年十二月甲午、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言、廣川等七世祖、紀博世、小治田朝庭(〇推古)御世、被遣於伊豫國、博世之孫忍人、便娶越智直之女、生在手、在手庚午年(〇天智九年)之籍、不尋本源、誤從母姓、自爾以來、負越智直姓、今廣川等、幸屬皇朝開泰之運、適値群品樂生之秋、請依本姓、欲賜紀臣、許之、

〔續日本後紀 十五仁明〕承和十二年二月戊寅朔(〇朔原無、據一本補、)河內國讃良郡人相模權掾從六位下廣江連乙枚、賜姓大枝朝臣、貫右京一條四坊、乙枚者、從五位下大枝朝臣永山之子也、未編籍帳、其父死亡、由是

格云、寶龜六(乙卯)十二月、中納言宅嗣、賜此姓、本姓者石上、後改物部朝臣、賜石上朝臣、

〔續日本紀四十 桓武〕延暦十年九月戊寅、讃岐國阿野郡人正六位上綾公菅麻呂等言、己等祖、庚午年(○天智九年)之後、至于己亥年(○文武三年)始蒙賜朝臣姓、是以和銅七年以往、三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、遠校庚午年籍、削除朝臣、百姓之憂、無過此甚、請據三比籍及舊位記、蒙賜朝臣之姓、許之、

〔三代實錄四 清和〕貞觀二年五月廿三日壬申、尾張國人從六位上笛吹部高繼、復本姓物部屋形、

〔三代實錄六 清和〕貞觀四年六月十五日壬子、播磨國揖保郡人雅樂寮笛生無位伊福貞(○貞下一本有後字)復本姓五百木部連、

〔三代實錄六 清和〕貞觀四年七月十日丁丑、安藝國高宮郡大領外正八位下三使部直弟繼、少領外從八位上三使部直勝雄等十八人、復本姓仲縣國造、

〔三代實錄七 清和〕貞觀五年八月十九日己卯、伊勢國多氣郡百姓外少初位下麻續部愚麻呂(○麻以下六字原無、據一本補、)麻續部廣永等十六人、復本姓中麻續公、愚麻呂等自欵云、豐城入彦命之後也、

〔三代實錄十四 清和〕貞觀九年十月三日戊辰、石見國那賀郡權大領外從八位上村部峯雄、外(○外上一本有主帳二字)少初位上村部福雄、復本姓久米連、

〔三代實錄三十六 陽成〕元慶三年十月廿二日戊寅、河内國高安郡人常陸權少目從八位上常澄宿禰秋雄、權史生從八位上常澄宿禰秋常、河内國檢非違使從七位下八戸史野守、安藝(○安藝二字原無、據一本補、)醫師從八位上常澄宿禰宗(○宗字原無、據一本補、)吉、河内國高安郡少領從七位下常澄宿禰宗雄、式部位子(○式以下四字原無、據一本補、)從六位上常澄宿禰秋原等六人、賜姓高安宿禰、秋雄等自言、先祖後漢光武皇帝、孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豐日天皇(○孝德)御世、立高安郡、陽倍二字、意與八戸兩字語相涉、仍後賜八戸史姓、末孫正六位上八戸史貞川等、承和三年、改八戸史、賜常澄宿禰、望請改八戸常澄兩姓、復本姓高安也、

孫、中納言直大貳中臣朝臣大島等、被編御食子大連公長子、大織冠內大臣鎌足大連公之列、同賜藤原朝臣姓訖、而經二十九箇年、文武天皇戊戌年八月丙午、詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者、緣供神事、宜復舊姓者、以是案之、復舊良有以矣、何者案依去天平寶字五年撰氏族志所之宜、勘造所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中、執持伊賀志桙、不傾本末、中良布留人、稱之中臣者、復舊之由、惟其義也、

〔續日本紀 五 元明〕和銅四年十二月壬子、從五位下狛朝臣秋麻呂言、本姓是阿倍也、但當石村池邊宮御宇聖朝、(〇用明)秋麻呂二世祖比等古臣、使高麗國、因即號狛、實非眞姓、請復本姓、許之、

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十一月庚辰、左京人神麻績宿禰足麻呂、右京人神麻績宿禰廣目女等廿六人、復爲神麻績連、

〔續日本紀 三十 稱德〕寶龜元年九月辛未、基信親族、近江國人從八位下物部宿禰伊賀麻呂等三人、復本姓物部、

〔續日本紀 三十一 光仁〕寶龜二年九年辛丑、復丈部內麻呂姉女等、本姓縣犬養宿禰、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年四月癸丑、復從五位下清原眞人淸眞、(〇眞一本作眞)無位服部眞人眞福等、本姓大原眞人、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年七月辛巳、復惠美刷雄等廿一人、本姓藤原朝臣、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年八月甲子、復息部息道、本姓阿倍朝臣、乃呂志比良麻呂、本姓賀茂朝臣、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年十二月甲申、從三位石上朝臣宅嗣、賜姓物部朝臣、以其情願也、

〔續日本紀 三十五 光仁〕寶龜十年十一月甲申、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜改物部石上朝臣、(〇宜以下八字、一本作宜改物部朝臣賜石上大朝臣)

〔伊呂波字類抄 毛 姓氏〕物部(モノヽベ)

秦人を奉れるが始なりしと所思(オボ)ゆれば、此緣に本づき、かつ姓のいまだ知られざるは、若くは諸蕃の族ならむかと嫌疑(ウタガ)ひて、まづ秦と云て、皇別神別の貴族に混(マガ)はざらしめむと爲たると通えて、古意に叶ひて所思(オボ)ゆるを、此はなほ能考ふべし、

改尸

〔名目抄〕諸公事言說改尸(カイシ)

〔名目抄詳註〕諸公事言說改尸(カイシ)

假令改宿禰爲朝臣之類、曰改尸、

〔後深心院關白記〕應安七年六月廿七日辛酉、爲仲光奉行、有勅問事、卜部氏人等、改宿禰可賜朝臣之由申之、何樣可有沙汰乎者、追可申所存之由答之、兼繁已下八人連署申之、連署人數註裏

裏書曰

申改尸事、連署人數、

神祇權大副兼繁　左京權大夫兼熙　散位兼雄　散位兼遠　前備後守兼種　前安藝守兼有

丹波守兼內　散位兼敦

廿八日壬戌、昨日勅問改尸事、注申詞、注裏相副本解附奉行了、

裏書曰

余申詞如此、注折紙、每度如此、

兼繁宿禰以下申改尸事

凡改尸者、先蹤多賞其人之時、有此沙汰歟、於今儀者、勅許似無其詮、此上事、宜在時宜矣、

○按ズルニ、改尸ハ多クハ賜姓ナリ、賜氏及加婆禰條、賜加婆禰不賜氏條等ヲ參看スベシ、

復姓

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀○中略

同本系云、○中略國子大連公孫、中納言左大辨兼神祇伯正四位上中臣朝臣意美麻呂、糠手子大連公

而稟職其跡、或雖為異姓他人、身成猶子、而相傳所帶者、貴賤之通規、世上之常法也、今古之例、不皇〇皇恐遑誤言擧、況不可尋例於他家、當職之先祖行職者、避三善氏、而安元二年八月日、還本姓礒部畢、又任官之後、改姓之輩、遠則少内記藤原重眞、保安五年正月日改惟宗、右兵衞尉中原安賴、永萬二年三月日改平姓、少判事坂上明基、承安三年八月日改中原、近則少内記久廣、弘安十年十二月、左衞門拜任之時、為安部、正應四年十月日、任右少史之時、為三善等是也、自餘例不能繼、且信貞為行種猶子、改姓之例、令言上事由之處、改姓事被聞食畢、北面奉公、不可有子細之由、被下院宣畢、〇下略

〔薩戒記〕應永卅二年正月廿九日庚子、除目中夜也、〇中略申文曰、〇註略

従七位上藤井宿禰春英

望伊豫目

右者年給、以神國盛申任國目、而稱非本望不赴任、仍以件春英可被改任之狀、所請如件、

應永卅二年正月廿八日　　參議從三位行左近衞權中將兼出雲權守藤原定—

今度依有所存、以藤原申目、執筆如案改藤井宿禰給、此事有口傳、以藤原改藤井、以源改原、以橘改立花、以平改平群者例也、然而以四姓申目文非難書、仍改之任也者故實也、凡以賤身望高官者為難書、以貴望下官者非難書云々、仍予猶申之了、不知故實之人難之歟、又無故實執筆以藤原任目、是不可然也、為知執筆才、或如此文書之例也、

〔古老口實傳〕一神宮法、不知姓職掌、號秦氏例也、其儀相叶本記、〇又見永正記

〔古史徵一夏〕古老口實傳、永正記などに、神宮法不知姓職掌、號秦氏例也、其儀相叶本記と見えたり、此事餘の重き書にも有しと覺ゆるを、今頓に其書を思ひ出ず、然れど今も此例なりと聞ゆれば、いと正しき說なり、其儀相叶本記といへるは、大同本記なるべく所思ゆれど、今傳はらざれば、其本文は知べき由なし、されど異國より投化參れる人をば、神宮に奉らるゝ例にて、此は

請被殊蒙天恩、因准先例、令正六位上行備中大掾藤原朝臣章貞以私物造築當省南面墻伍段、依其成功、歸本姓惟宗、遷任少錄闕狀

右得章貞欵狀偁、謹檢案內、申請別功、遷任要官者、承前之例也、近則刑部錄中原章永、修築當省墻伍段、遷拜少錄、就中自四道學生、任諸國掾之輩、雖無所募、被擧任二省錄、聖代之恒規也、所謂左少史大江貞辰、從美作掾任民部錄是也、爰章貞者、昔徇柳市、歷期折桂之望、今疲螢幌、拜司馬之職、雖休空歸、已迷前途、仍試勵土木不日之功、欲致銓衡夙夜之節、望被擧奏、將遂宿望者、今加覆審、所申有實、望請天恩因准先例、被下宣旨、將竭勤節矣、仍勒事狀、謹請處分、

永久五年正月廿六日

正五位下行少輔藤原朝臣

從四位上行大輔菅原朝臣

〔類聚大補任〕治承三年八月卅日官符、應停止二所大神宮權禰宜氏人、住京不隨神役事、狀中云、或改本姓、以居諸司、或忘敬神、以趨權門、好昇進之者、勵住京之營、帶訴訟之徒、不仰神宮之裁、唯事越奏、猥捧陳狀、縱致參洛、久勿經廻、於宿訟者、以本宮次第解言上子細、宜待天裁、其番直闕怠之人、任法令行解謝、敢勿令乖違者、

〔磯部信貞訴狀 氏族考所引〕供御院預左衞門少尉磯部信貞謹言上

欲早依累代相傳道理、且任度々勅裁旨、被停止寮家師顯朝臣非據競望、當職間事〇中略

右供御院預職者、一條院御宇、去長保四年、磯部廣信、下賜永宣旨以降、至于信貞相傳、已十五代、星霜百餘廻也、其間雖爲一代、無寮家知行之例、爭可致新儀非據之希望哉、而今知所下賜之文書者、寮家奏聞狀數通在之、何年月之狀乎、不存知之、雖爲一通、未被尋下之間、始而所令披見也、所謂彼狀云、信貞者、信茂孫、信友子、重代藤原氏也、且弘安八年八月日、任左衞門尉之時、藤原之條、召名分明也、捨烈〇烈恐裂誤禪姓、稱磯部行種猶子、橫補之、令叶道理否、〇中略所詮此外存外也、或出重代累葉之家、入他氏

忝所許之職、望請殊蒙官裁、因准先例、被給三善朝臣姓、將仰奉公之貴者、左大臣宣、奉勅依請者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

左少辨　　左大史

貞元二年五月十日

〔古今著聞集 七術道〕宇佐大宮司なにがしとかや、癩病をうけたる由聞へ有て、一門の者共改補せらるべきよし訴へ申ければ、大宮司はせのぼりて、醫師にみせられて、實否をさだめらるべきよし奏し侍ければ、和氣丹波のむねとあるともがらに御尋有けり、中原貞說も、おなじく召に應じて御尋に預りけり、各白らいといふ病のよしを奏しけり、療治すべきよしの勘文奉るべきよし仰下されければ、めん／＼に罷出て去るして參らすべき由申けるに、貞說申けるは、非重代の身にて、一巻の文書のたくはへなし、知りて侍る程の事は、當座にて考申べしとて、則去るし申けり、もろもろの醫書共皆悉く引のせて、ゆゝしく注申たりければ、叡感有て、申うくるに隨て、和氣の姓を給はせける、後には諸陵正に成て、子孫いまにたえず、

〔朝野群載 九功勞〕正六位上行內膳典膳菅原朝臣有隣誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩因准先例改菅原氏賜本姓惟宗遷任左衞門志即蒙檢非違使宣旨狀

右有隣、謹檢案內、出法曹居諸司之者、遷金吾至廷尉、載在竹帛、不遑羅縷、又改氏姓仕道志者、明法博士貴清是也、有隣嬰孩之日、外祖父有眞、收養爲子、仍入彼戶、爲菅原氏、傳兩祖之風、苟繼箕裘、嗜二章之道、已及强仕、金科玉條、披文道之遺草而可探、勘問糺彈、以有眞之庭訓而可決、望請天恩因准先例、改菅原氏、賜本姓惟宗、遷任件官職、將知儒胤之異他矣、有隣誠惶誠恐謹言、

永久三年正月十三日　　正六位上行內膳典膳菅原朝臣

〔朝野群載 別八巻〕式部省

官職有定姓

巫部連吉繼等、賜姓當世宿禰、公成者、神饒速日命苗裔也、昔屬大長谷稚武天皇〇雄略時、公成始祖眞椋大連、奏迎筑紫之奇巫、奉救御病之膏肓、天皇寵之、賜姓巫部、後世疑謂巫覡之種、故今申改之、

〔延喜式 民部二十三〕凡諸社神主禰宜祝者、擇八位以上及六十以上堪祭事者補之、雖元來定氏之社幷神戶百姓、而先盡八位及六十以上、然後及壯年白丁、卽免課役、

〔延喜式 兵部二十八〕凡衞門府門部、先簡負名入色人補之、若不足者、三分之一通取他氏、

〔三代實錄 陽成三十五〕元慶三年五月廿三日壬子、伊勢國度會郡大神宮氏人神主、姓荒木田三字、大神宮氏人有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、自進大肆荒木田神主首麻呂以後、脫漏荒木田三字、今首麻呂裔孫、向官披訴、故因舊加之、

〔類聚符宣抄 七〕改姓

太政官符民部省　外

應改姓名左少史正六位上錦宿禰時佐事

男十三人 本貫左京三條三坊

女五人

今請三善朝臣姓

右得時佐去二月二日解偁、謹檢舊記、時佐之先、出自漢東海王之後波能志、譽田天皇〇應神御世、隨葛木襲津彥歸化、大鷦鷯天皇〇仁德御世、隨居地賜名錦織姓、三善朝臣、枝葉雖異、本源是同、謹檢先例、外記官史、主計主稅之助、改姓之者、古今尤多、近則右少史高安連佐忠、給內藏朝臣姓、右大史川瀨連保基、紀朝臣姓、大外記御船宿禰傳說、菅野朝臣姓、主計助山前連義忠、伴宿禰姓、主稅助錦宿禰茂明、三善朝臣姓等是也、自餘之例、不可勝計、加以去延喜五年十二月廿九日宣旨偁、改居姓濫有申請、自今以後、外記史、諸道博士、主計主稅助、左右近衞將監之外、所進申文、不得執申者、時佐適以愚昧之身、幸

椿戸、蝮椿、椿連、伴椿連、椿守、椿等、自餘以橘字爲姓之類、亦以椿換之、

〇按ズルニ、仁明天皇ノ母后橘氏ノ姓ヲ避ケシナリ、

〔續日本紀 二十孝謙〕天平寶字二年己巳、〇己巳上恐脫四月二字內藥司佐兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等一十一人言、奈良等遠祖德來、本高麗人、歸百濟國、昔泊瀨朝倉朝廷、〇雄略詔百濟國訪求才人、爰以德來貢進聖朝、德來五世孫惠日、小治田朝廷〇推古御世、被遣大唐學得醫術、因號藥師、遂以爲姓、今愚闇子孫不論男女、共蒙藥師之姓、竊恐名實錯亂、伏願改藥師字、蒙難波連、許之、

〔續日本紀 三十六光仁〕天應元年六月壬子、遠江介從五位下土師宿禰古人、散位外從五位下土師宿禰道長等一十五人言、土師之先、出自天穗日命、其十四世孫、名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬禮無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后〇日葉酢媛命薨、梓宮在庭、帝顧問群臣曰、後宮葬禮、爲之奈何、群臣對曰、一遵倭彥王子故事、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如臣愚意、殉埋之禮、殊乖仁政、非益國利人之道、仍率土師三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、帝覽甚悅、以代殉人、號曰埴輪、所謂立物是也、此卽往帝之仁德、先臣之遺愛、垂裕後昆、生民賴矣、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在茲、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之、

〔續日本紀 四十桓武〕延曆九年十一月壬申、外從五位下韓國連源等言、己等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏、是以源等先祖鹽兒、以父祖奉使國名、故改物部連爲韓國連、然則大連苗裔、是日本舊民、今號韓國、還似三韓之新來、至於唱導、每驚人聽、因地賜姓、古今通典、伏望改韓國二字、蒙賜高原、依請許之、

〔續日本後紀 十五仁明〕承和十二年七月己未、右京人中務少錄正五位下巫部宿禰公成、大和國山邊郡人散位從六位下巫部宿禰諸成、和泉國大鳥郡人正六位上巫部連繼麻呂、從七位下巫部連繼足、白丁

〔續日本紀 三十 稱德〕寶龜元年九月壬戌、令旨、(中略)以去天平寶字(○寶字二字、當作勝寶、即天平寶字元年、)九歲、改首史姓、並爲毗登、彼此難分、氏族混雜、於事不穩、宜從本字、

〔續日本紀考證 九〕案、首聖武天皇御諱、史藤原贈太政大臣名、故避之也、

〔續日本紀 三十八 桓武〕延曆四年五月丁酉、詔曰、(中略)臣子之禮、必避君諱、比者先帝(○光仁)御名(白壁)、及朕之諱(○桓武御名山部)公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山、(○爲山二字、日本紀略作爲山代之三字、)

〔類聚國史 二十八 帝王〕弘仁十四年四月壬子、改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱(○淳和御名大伴)也、

〔諸家系圖纂 五十八 伴〕大伴宿禰

國道

從四位上參議按察使、本是大伴、依淳和天皇諱、止大字爲伴朝臣、

〔類聚國史 二十八 帝王〕天長十年七月癸巳、天下諸國、人民姓名、及郡鄕山川等號、有觸諱(○仁明)者、皆令改易、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字二年六月乙丑、大和國葛上郡人從八位上桑原史年足等男女九十六人、近江國神埼郡人正八位下桑原史人勝等男女一千一百五十五人、同言曰、伏奉去天平勝寶九歲五月二十六日勅書、偁、內大臣(○藤原鎌足)太政大臣(○藤原史)之名、不得稱者、今年足人勝等先祖、後漢苗裔劉言興、并帝利等、於難波高津宮御宇天皇(○仁德)之世、轉自高麗歸化聖境、本是同祖、今分數姓、望請依勅一改史字、因蒙同姓、於是桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戶、史戶六氏、同賜桑原直姓、船史船直姓、

〔續日本紀 二十一 淳仁〕天平寶字二年八月丙寅、外從五位下津史秋主等卅四人言、船、葛井、津、本是一祖、別爲三氏、其二氏者、蒙連姓訖、唯秋主等、未霑改姓、請改史字、於是賜姓津連、

〔續日本後紀 九 仁明〕承和七年十一月辛巳、勅橘戶、蝮橘、橘連、伴橘連、橘守、橘等六姓、與橘朝臣相涉、宜賜

びの御政行はるべからず、か、れば、かく詔りありて、此古ぶりを破り賜へるは、大英斷の御事とまるべきものぞ、

〔氏族考上〕古しへの人は、その心すべて雄々しく健かりければ、其名を後の世に廣く遺し傳ふるを專とぞ志たりける、故高橋氏文にも、大倭國者、以行事負名國奈利と云る如く、名と云ものは、貴きも賤きも皆其人を美稱へたる方にて、名を呼ぶは其人を敬ひ賞る意なる故、國造の人さへも、吾名をば草木に著じと云て、國名に負せしかば、況て天皇皇子の御名をば、山川國土に負せて、萬世までも廣く遺し傳ふべき事なるを、人の名を呼ぶは無禮と諱憚る事となれるは、漢國の風俗にならへるにや、御世々々に御名代を定置れしも、其御名を物に因せて遺し賜はむとての御所爲なるを、此孝德天皇の御世に、其御名を輕々しく呼事を畏しとて、是を罷られしは、古への意とは反對なり、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名、及郡鄕山川等號、有觸諱者、皆令改易、

〔十駕齋養新餘錄下〕避諱改姓

賀氏本姓慶、避漢安帝父名、改賀氏、唐憲宗名淳、改淳于氏爲于氏、陶穀本姓唐、詩人彥謙之孫、避石晉諱改陶氏、湯悅本姓殷、名崇義、初仕南唐、入宋避諱、改今姓名、金履祥、先世姓劉、避吳越諱、爲金氏、

〔續日本紀六元明〕和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱、改因居地賜之國造人姓、除人字、寺人姓、本是物部族也、而庚午年籍、因居地名、始號寺人、疑涉賤隷、故除寺人、改從本姓矣、

〔續日本紀考證三〕若帶日子姓諸書無所見、案古事記云、若帶日子天皇、坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也、日本紀作稚足彥、卽成務天皇也、

〔享祿本類聚三代格十七〕勅、頃者百姓之間、曾不知禮、以御宇天皇及后等御名、有著姓名者、自今以後、不得更然、所司或不改正、依法科罪、主者施行、

天平勝寶九年五月廿六日〇又見政事要略

有所諱而改姓

〔文德實錄 八〕齊衡三年八月丁酉、大學博士兼越中權守從五位上春日臣雄繼賜姓大春日朝臣、

〔日本書紀 二十五孝德〕大化二年八月癸酉、詔曰、原夫天地陰陽、不使四時相亂、惟此天地、生乎萬物、萬物之內、人是最靈、最靈之間、聖爲人主、是以聖主天皇、則天御宇、思人獲所、暫不廢胸、而始王之名々、臣連伴造國造、分其品部、別彼名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟、盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粤以始於今之御宇天皇、及臣連等、所有品部、宜悉皆罷爲國家民、其假借王名爲伴造、其襲據祖名爲臣連、斯等深不悟情、忽聞若是所宣、當思祖名所借滅、由是預宣、使聽知朕所懷、王者之兒、相續御宇、信知時帝與祖皇名、不可見忘於世、而以王名輕掛川野、呼名百姓、誠可畏焉、凡王者之號、將隨日月遠流、祖子之名、可共天地長往、如是思故宣之、始於祖子、奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等、或本云、名名王民、咸可聽聞、

〔古事記傳 三十五〕大かた名と云物は、貴きも賤きも、皆其人を美稱へたる方にて、名を呼は其人を敬ひ賞る意なり、然るを後世になりては、人名を呼を無禮として、諱憚ること、なれるは、漢國の俗にならへるものなり、古の御世々々に、御名代を定置れしは、右に引る書紀の卷々にも見えたる如く、其御名を物に因せて、後世に廣くのこし賜はむとての御所爲なるを、此孝德天皇の御世に、其御名を輕々しく呼ことを可畏しとして是を罷られしは、漢意にして、古の御意とは反なり、

〔大勢三轉考 上〕抑昔天皇は、御名の絕なんことを悲しみ思ほして、御名代を置賜へるなれば、其御名の人民は更なり、山野に掛ても、萬代に傳はりゆかん事ぞ大御心なりけんを、今〇大化二年詔はそを畏しとして廢止賜へるは、あはれ移れる代の狀ならずや、〇中略玄かはあれど、こゝの革政は、全く御名の上によりし事にはあらず、畢竟は加婆禰の舊弊を碎きて、新令の制度を行はん爲の事なるを、此御名は畏くも天皇皇子の御上なれば、是を畏しとしてさし置れんには、こた

改姓善哉、亦其義也、雖無書可證、而可以類推、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年六月乙卯、詔曰、神語有言大中臣、而中臣朝臣清麻呂、兩度任神祇官、供奉無失、是以賜姓大中臣朝臣、

〔東大寺要錄 六〕大中臣事

姓氏錄第十一云、神護景雲三年、右大臣中臣朝臣清麿、加賜大字、厥後延暦十六年、定成等四十八人、同賜大字、同十七年、船長等卅七人、加賜大字、自餘猶留、爲中臣朝臣、

〔中臣氏系圖〕木工助從五位下大中臣朝臣伊度人(神祇伯兼祭主從四位上中臣朝臣逸志一男也)

右太政官以去元慶元年十二月廿五日下民部省符偁、得從五位下中臣朝臣伊度人解偁、檢本系、大中臣朝臣姓、元中臣朝臣也、故致仕右大臣正二位中臣朝臣清万呂、景雲三年六月丁酉、特有優詔、加給大字、此後經十九箇年、故雅樂助從五位下中臣朝臣宅成、故散位正五位下中臣朝臣應主等、申官解偁、准故致仕右大臣、被加給大字者、太政官延暦十六年十月十五日、同十七年六月廿六日、兩度下民部省符、依請給之者、于時伊度人之曾祖父正五位下中臣朝臣道成、偏依舊姓、不勞申加也、道成之男故伊賀守從五位下益繼、益繼之男故神祇伯從四位上逸志等、猶帶中臣姓、奉朝廷供神事、爰伊度人等、與大中臣氏、本源雖同、姓氏以異、至于末代、必須疎遠、仍擬請加大字之間、幸會昌運、今年十一月廿一日、被賜榮爵、披其位記、被加大字、須先申改位記而後請加大字、□□事意、非無物煩、望請遇此際會、不更改正、便與高祖父從五位下石根之玄孫十九人、共准宅成應主例、被加給大字、同姓一心、奉仕明時、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衞大將陸奧出羽按察使源朝臣多宣、奉勅依請者、宜承知依宣行之、符到奉行者、然則自今以後、不可有中臣朝臣姓、(以上延喜本系載之)

〔三代實錄 六 淸和〕貞觀四年二月廿三日壬戌、右京人正六位上行主水令史中臣朝臣坂田麻呂賜姓大中臣朝臣、與大中臣同祖也、

請省比字、雖除一字、稱謂不變、然則存先祖之感生、貽孫謀於不朽、不勝懇款之至、拜表以聞、詔許之、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年十月十五日丙戌、先是參議正四位下行右大辨兼播磨權守大枝朝臣音人、散位從五位下大枝朝臣氏雄等上表曰、去延暦九年十二月勅書云、春秋之義、祖以子貴、此則禮經之垂典、帝王之恒範、宜朕外祖母土師宿禰追贈正一位、其改土師氏爲大枝朝臣者、謹案春秋曰、國家之立也、本大而末小、漢書曰、枝大於幹、不折必擺、是知枝條已大、根幹由其擺殘、譬猶子孫曾榮、祖統從此窮盡、然則以大枝爲姓、誠非本枝長固、子孫無彊之義也、但此姓已生自先皇之恩給、不欲在遺民變革、望請不敢改稱謂、但將以枝字爲江、然則一門危樹、不鳴柯而永春、千里大江、不辭海而無盡、至是詔許之、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕大江右京人土師宿禰淨繼、賜大枝朝臣姓、貞觀八年三月廿二日爲大江、

〔伊呂波字類抄於姓氏〕大枝

格文云、音人改土師姓爲大枝、後改大枝爲大江、西三條院序者賞、

〔皇胤詔運錄〕平城天皇――阿保親王

―大江音人先祖本姓土師、延暦天子(桓武)以外祖改爲大枝、音人又改大枝爲大江、

〔權記〕長保六年寛弘元年九月廿五日丙午、申刻辨官奏官符、權左中辨爲親、十一枚之中、被返慶滋朝臣爲政、申改小野姓文、被仰不經本族申例、幷改賀茂爲慶滋官符等、可然之由、○下略

〔今昔物語十九〕內記慶滋保胤出家語第三

今昔□□天皇ノ御代ニ、內記慶滋ノ保胤ト云者有ケリ、實ニハ陰陽師賀茂ノ忠行ガ子也、而ルニ□□ト云博士ノ養子ト成テ、姓ヲ改テ慶滋トス、

〔大日本史二百十七〕按本書○今昔物語曰、爲博士某所養、因改今姓、而闕某姓名、此說恐非、考姓氏錄等書、無慶滋姓、今按賀茂與慶滋字義同、蓋至改業書生、換其文字而新其聞也、弟保章子爲政爲書生、

○按ズルニ、天平寶字元年ハ天平勝寶九歳ニテ、改元セシハ八月甲午ナレバ、此歳ノ六月十六日壬辰ヨリ、八月十八日甲午マデノ間ニ國號ヲ改メ、此人モソノ頃姓ノ文字ヲ大和ト作リシナルベシ、又按ズルニ、國號ヲ改ムルモ、姓ノ文字ヲ改メザルモノアリ、上毛野公下毛野公等ノ如キ是ナリ、

〔續日本紀 稱德二十八〕神護景雲元年三月乙丑、阿波國板野名方阿波等三郡百姓言曰、己等姓、庚午年籍、被記凡直、唯籍皆著費字、自此之後、評督凡直麻呂等、披陳朝庭、改爲粟凡直姓、已畢、天平寶字二年編籍之日、追注凡費、情所不安、於是改爲粟凡直、

〔文德實錄 十〕天安二年四月辛丑、是日宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒、○中略雄貞本姓卜部、齊衡三年、改姓占部宿禰、

〔續日本後紀 仁明一〕天長十年二月庚午、改多治比眞人氏、賜姓丹墀眞人、

〔三代實錄 清和十二〕貞觀八年二月廿一日丁卯、右中辨正五位下丹墀眞人貞峯等、賜姓多治眞人、先是貞峯等上表曰、因土命氏、百王之彝規、分姓成親、千古之茂典、姓乖其本、何記皇流、氏失其初、誰知天應、私檢古記、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇皇子加美惠波皇子、生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕、忽多治比花、飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後、固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名爲姓、存其舊意、飛鳥淨御原天皇○天武十三年十一月一日、定八姓十三氏、是時多治比古男、左大臣正二位志摩公、賜姓眞人、志摩眞人、是貞峯之高祖父也、天平六年、遣唐使正三位行中納言兼皇太子傅式部卿多治比眞人廣成、入唐之日、改作丹墀、復命之後、猶用舊姓、傳來百年、無心變改、天長九年四月二十五日、木工頭從五位上多治比眞人貞成等奏請、改多治比三字、爲丹墀兩字、當于斯時、貞峯等、身非氏長、不預私議、心懷不穩、無敢駁論之、夫物貴不失眞理、則言因實、豈偏賞入唐之新文、訛所生之舊字乎、加之竊案文辭、倩思義理、丹墀眞人、是涉忌諱、伏願以古多治字、換今丹墀姓、但緣煩文、

改姓之文字

〔賴言卿記〕寶暦十三年十二月十九日辛丑、非藏人藤野井一統、藤森社司鱸流春原之處、依レ有二思召一改二藤原姓一、可レ爲二齋藤一、近衛家諸大夫鱸流被二仰出一了、

〔地下補略〕弘化三年

神祇官

十一月十一日改姓 十二月一日復姓 鈴鹿 從四位上連胤 權少副 五十一

十一月十一日改姓 十二月一日復姓 鈴鹿中臣 正五位下長裕 權少副 三十

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字元年三月乙亥、勅自レ今以後、改二藤原部姓一爲二久須波良部一、君子部爲二吉美侯部一、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年十月辛丑、天下諸姓、著二君字一者、換以二公字一、伊美吉以二忌寸一、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕阿保朝臣

允恭天皇御代、以二居地名一賜二阿保君姓一、廢帝○淳仁天平寶字八年、改レ公賜二朝臣姓一、續日本紀合、

〔續日本紀聖武十二〕天平九年十一月壬辰、散位正六位上大。倭。忌。寸。小東人、大外記從六位下大倭忌寸水守二人、賜二姓宿禰一、自餘族人連姓、爲レ有二神宣一也、

〔續日本紀聖武十四〕天平十三年正月甲辰、逆人廣嗣與黨、○中略下二之所司一、據レ法處焉、徵從四位下中臣朝臣名代、外從五位下盬屋連吉麻呂、大。養。德。宿。禰。小東人等三十四人於配處一、

〔續日本紀聖武十二〕天平九年十二月丙寅、改二大倭國一爲二大養德國一、

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字元年六月壬辰、正五位上大。倭。宿。禰。小東人爲二紫微大忠一、

〔續日本紀聖武十七〕天平十九年三月辛卯、改二大養德國一、依レ舊爲二大倭國一、

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字元年十二月壬子、太政官奏曰、旌レ功錫レ命、聖典攸レ重、褒レ善行レ封、明王所レ務、○中略正五位上大。和。宿。禰。長岡、從五位下陽故史眞身、並養老二年修二律令一、功田各四町、

〔拾芥抄中末本朝國郡〕併分國國

大和 續日本紀云、(中略)天平十九年三月、依レ舊爲二大倭國一、天平勝寶年月日、改爲二大和國一、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年九月廿六日丁酉、左京人大內記從七位上味酒首文雄、山城少目從八位下味酒首文主、文章生無位味酒首文宗等三人、並賜巨勢朝臣、先是左京權亮從五位下巨勢朝臣河內等奏言、文雄歎偁、先祖出自武內宿禰大臣也、大臣第五男、巨勢男韓宿禰、是巨勢朝臣之祖、第三男平群木兎宿禰、卽是文雄之祖也、木兎宿禰之後、賜味酒臣姓、淪落被貫伊勢國、至于文雄祖宗、改臣賜首姓、入貫左京、事煥圖諜、不敢具載、文雄一祖之裔、八腹之支別、孤爲悴族、久隔榮途、加以酒之爲用、唯貴成禮、耽淫之失、鑒誡攸深、而今味酒爲姓、副以首字之味、旣非吉祥、況復當爲其首乎、是以改姓之望、朝夕刻思、式徽之歎、弟兄深歎、願照明時之景煦、入巨勢之華宗、濯鱗清流、斂翼高幹、但須順祖胤之流賜平群之姓、而平群之字、稱謂是凡、巨勢之文、義理堪愛、恒作昆弟、實可无親疎、旣云匪他、詎論其去就、河守等謹檢本系、已知同宗、見其所愬、理當聽許、特賜巨勢朝臣之姓、將慰沈淪族人之懷、從之、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年八月十七日癸丑、是日從五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直卒、○中略本姓讚岐公、讚岐○讚岐下一本有國字寒川郡人、○中略三年、○承和賜姓朝臣、○中略長子時人、專父業、改姓和氣朝臣、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年三月卅日壬午、散位從五位上菅原朝臣峯嗣卒、○中略十年、○貞觀改出雲姓爲菅原、以土師出雲同祖也、

〔三代實錄二十一〕貞觀十四年四月廿四日癸亥、宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒、○中略本姓卜部、改爲伊岐、始祖忍見足尼命、始自神代供龜卜事、

〔歷名土代〕從五位下
宗像氏男天文三十二、同日近江權守、改姓多々良朝臣、號黑川、

〔羅山文集四十四銘〕武州東叡山鐘銘幷序代土井大炊頭利勝○中略
寛永八年龍集辛未秋九月日　從四位佐倉侍從藤原朝臣利勝利勝晩年有故改爲源姓

釋智光者、河内國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、俗姓鋤田連、後改姓上村主也、（母氏、飛鳥部造也、）

〔續日本紀 三十八桓武〕延暦四年三月甲寅、正六位上春原連田使、從七位下眞木山等、改春原連爲高村忌寸、

〔續日本紀 四十桓武〕延暦八年六月庚辰、甲斐國山梨郡人外正八位下要部上麻呂等、改本姓爲田井、古爾等爲玉井、鞠部等爲大井、解禮等爲中井、並以其情願也、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年十一月己卯、從四位下治部大輔興世朝臣書主卒、書主右京人也、本姓吉田連、其先出自百濟、〇中略承和四年上請、改姓爲興世朝臣、

〔文德實錄 三〕仁壽元年六月庚午、攝津權介從五位下善友朝臣穎主卒、〇中略穎主元姓佐夜部首、後改爲善友朝臣、

〔文德實錄 四〕仁壽二年五月戊子、主計頭從五位下都宿禰貞繼卒、貞繼大和介外從五位下桑原公秋成子也、弘仁十三年、與兄正五位下文章博士腹赤共上請、改姓都宿禰、

〔文德實錄 六〕齊衡元年十二月庚辰、左衞門少尉從六位上雀部朝臣春枝、散位正六位上林朝臣並人等、改姓紀朝臣、

〔文德實錄 七〕齊衡二年八月辛卯、散位從五位下（〇本書此歲正月戊子條、從上有外字、）村主（〇村主上一本有上字、）一宮雄、右大史正六位上河原連貞雄等、改姓廣階宿禰、

〔文德實錄 七〕齊衡二年八月癸巳、式部卿仲野親王家令正七位下宇自可臣武雄、改姓笠朝臣、丁酉、中務卿時康親王家令從六位下忍海上連淨永、改姓朝野宿禰、

〔三代實錄 五淸和〕貞觀三年九月廿四日乙未、正五位上行刑部大輔豐階眞人安人卒、安人者、元河內國大縣郡人、後爲左京人也、本姓河俣公、延暦十九年、河俣公御影、改姓豐階公、〇中略仁壽二年、安人上疏言、安人貫河內國、未除公字、伏請移籍京華、亦爲眞人、於是詔賜姓眞人、貫於京地、

〔名目抄 諸公事言説〕改姓カイシヤウ

〔傳宣草 下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事

諸人改姓改名事 或仰辨官

一下辨官宣旨

臨時事

同諸人改姓改名事 或仰外記 同改名事

一下官事

諸人改姓改名事

〔日本書紀 十四 雄略〕十四年四月甲午朔、根使主、逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、〇中略 事平之後、小根使主、小根使主、根使主子也、夜臥謂人曰、天皇城不堅、我父城堅、天皇傳聞是語、使人見根使主宅、實如其言、故收殺之、根使主之後、爲坂本臣、自是始焉、

〔扶桑略記 五 文武〕五年 〇大寶元年 正月、役君小角、有勅召反、〇中略 役公傳云、役優婆塞者、大和國葛上郡茅原鄕人也、今改姓成高賀茂氏也、

〔續日本紀 三 文武〕慶雲四年三月庚申、從四位下下毛野朝臣古麻呂、請改下毛野朝臣石代姓、爲下毛野川內朝臣、許之、

〔續日本紀 七 元正〕養老元年九月癸卯、從五位上臺忌寸少麻呂言、因居命氏、從來恒例、是以河內忌寸、因邑被氏、其類不一、請少麻呂率諸子弟、改換臺氏、蒙賜岡本姓、許之、

〔日本靈異記 中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣第七

太平公主謀逆、竇懷貞懼罪投水死、追戮其屍、改姓毒氏、宗室李晉亦與太平之謀被誅、改姓厲氏、皆亂世不經之陋例也、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字元年七月庚戌、詔更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等、〈〇中略〉大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足〈〇改姓乃呂志〉等、並杖下死、

〔續日本紀 二十八 稱德〕神護景雲元年十一月丙寅、私鑄錢人王清麻呂等四十人、賜姓鑄錢部、流出羽國、

〔續日本後紀 十二 仁明〕承和九年七月庚申、罪人橘逸勢、除本姓賜非人姓、流於伊豆國、

歿後賜姓

〔日本書紀 三十 持統〕十年五月甲辰、詔大錦上秦造綱手、賜姓爲忌寸、

〔書紀集解 三十 持統〕按天武天皇九年紀曰、大錦下秦造綱手卒、由壬申年之功、贈大錦上位、由是觀之、此賜忌寸追贈也、蓋詔下脫贈字、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年閏十二月丁巳、右京人從五位上高村忌寸田使、故從五位下高村忌寸眞木山等、賜姓宿禰焉、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年六月辛丑、大和國人故正六位上忍海原連鷹取、追賜姓朝野宿禰、鷹取之子、從五位下朝野宿禰鹿取言、去延曆十一年、詐爲叔父正六位上朝野宿禰道長之子、既得出身幷改姓、今道長自有繼嗣、伏請還付本生、得承家門者、許之、又依鹿取請、追改鷹取姓、

〔三代實錄 九 清和〕貞觀六年八月八日壬戌、左京人〈〇中略〉故外從五位下水取連柄仁、故外從五位下水取連繼男等、賜姓朝臣、

歿後賜姓子孫

〔續日本紀 二十二 孝謙〕天平寶字二年庚申、〈〇庚申上恐脫四月二字〉初尾張連馬身、以壬申年〈〇天武〉功、先朝敍小錦下、未被賜姓、其身早亡、於是馬身子孫、並賜宿禰姓、

賜姓止一身

〔續日本紀 三十一 光仁〕寶龜二年五月戊子、外從五位下栗原勝乙妹女、勳十等栗原勝淨足、賜姓宿禰、並止其身、

○按ズルニ、公卿補任保安三年ノ條ニ、權大納言正二位源顯通、正月廿三日任トアリ、是ニ由リテ之ヲ觀レバ、明雲ハ原ト源氏ナリ、

〔法然上人行狀畫圖三十三〕安樂死刑におよびてのちも、逆鱗なほやまずして、かさねて弟子のとがを師匠(○法然)におよぼされ、度緣をめし、俗名をくだされて、遠流の科にさだめらる、藤井の元彥云々、

〔續日本紀(稱德)二十九〕神護景雲三年五月壬辰、詔曰、不破內親王者、先朝有勅削親王名、而積惡不止、重爲不敬、論其所犯、罪合八虐、但緣有所思、特宥其罪、仍賜厨眞人厨女姓名、莫令在京中、

〔廿二史劄記十九〕改惡人姓名、

惡其人而改其姓名、蓋本於左傳所云檮杌饕餮渾沌窮奇之類、然此但加以惡稱、非易其氏名、且非朝制也、其改爲惡姓惡名者、王莽以單于囊知牙斯不順命、改句奴單于爲降奴單于、此已開其端、後漢桓帝誅梁冀、惡梁姓、時鄧后猶冒梁姓、乃改后姓爲薄、此改姓也、吳孫皓殺何定、以其惡似張布、乃改定名爲布、此改名也、(孫峻孫綝專權肆惡、伏誅、吳主孫休削其宗室屬籍、但稱故峻故綝、此別是一法、)晉成帝時、南頓王司馬宗有罪誅、貶其族爲馬氏、宋竟陵王劉誕反伏誅、孝武帝改其姓爲留氏、(留與劉同音也)又改晉熙王母謝氏爲射氏、齊明帝殺魚腹侯子響、改其姓爲蛸氏、(蛸與蕭同音也)梁武帝弟子正德奔魏、尋又亡歸、帝改其姓爲背氏、豫章王綜奔魏、帝惡其悖逆、改其子直爲悖氏、武陵王紀起兵被誅、元帝改其姓爲饕餮氏、隋楊元感反伏誅、煬帝改其姓爲梟氏、唐高宗王皇后蕭良娣爲武后所殺、武后改王皇后姓爲蟒氏、蕭良娣姓爲梟氏、武后又殺其姪武惟良武懷運、皆改姓蝮氏、革命後、琅琊王冲越王貞起兵復唐、事敗被殺、皆改姓虺氏、連坐之韓王元嘉魯王靈夔范陽王藹黃公譔東莞公融常樂公主亦改爲虺氏、契丹首領李盡忠、及孫萬榮反、后遣兵討之、改李盡忠爲李盡滅、孫萬榮爲孫萬斬、突厥默啜入寇、改其名曰斬啜、又骨咄祿入寇、改其名曰不卒祿、中宗時、成王千里欲誅武三思黨宗楚客等、不克被誅、改姓蝮氏、元宗初、

既絶、沈淪之悲良深、夫爲子之道、緇素無別、出家之時、既列皇子、還俗之日、何爲非兒、然則准之人間、宜復本姓、但伏聞嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、望請賜姓名貞朝臣登、叙位階、貫京職、至是詔許之、

〔三代實錄光孝四十九〕仁和二年十月十三日戊午、勅尤姓者、其名淸實、賜姓滋水朝臣、貫右京一條、先是二品行式部卿本康親王、右大臣從二位兼行左近衞大將源朝臣多、參議正四位下右兵衞督兼伊豫權守源朝臣冷、參議正四位下左兵衞督源朝臣光等、詣闕上表曰、淸實依身有過、被削屬籍、經歷十年、天地不容、日月不照、率土之濱、獨無所庇、由是前日奏聞准貞朝臣登之例、可賜別姓之狀、堯心有宥、忠仁及辜、恩詔優容、抃躍難潤、伏望被賜此姓、許之、登是仁明天皇之子、母三國氏也、淸實今上皇子、母布勢氏、以過被削籍也、

〔續日本紀光仁三十二〕寶龜四年七月庚寅、詔免從四位下紀益人爲庶人、賜姓田後部、

〔續日本紀桓武三十九〕延曆六年九月丁丑、先是贈左大臣藤原朝臣種繼男湯守、有過除籍、至是賜姓井手宿禰、

〔三代實錄淸和四〕貞觀二年九月二日己酉、右京人從八位上中臣朝臣福成、賜姓惟岳宿禰、還附右京九條、先是福成被訴、去齊衡三年、中臣氏人、稱非同族、申官削籍、厥後福成、忽焉失姓、請賜件姓、被貫右京、許之、

〔源平盛衰記五〕座主流罪事

廿一日〇治承元年五月ニ、前座主明雲僧正ヲバ、大納言大夫藤原〇藤原平家物語作藤井松枝ト名ヲ改テ、伊豆國ヘ流罪ト定ル、

〔天台座主記〕第五十五法印明雲、圓融坊治山十年、
權大納言顯通卿二男

宜處遠流、早令追出畿外、

高倉宮配流事、被仰下之狀如此、但不被作官符者、配流人不作宮符何例哉、然者不可被仰上卿也、
始維光王、可配土左國之由宣下云々、而後被改仰歟、只今奉行史申旨如此云々、

〔明月記〕治承四年五月十六日丁卯、今日朝傳聞、三條宮（〇以仁王）配流事、日來云々、夜前檢非違使、相具軍兵圍彼第、（賜源氏之姓、其名以光云々、）先是主人逃去、不知其所、

〔源平盛衰記十五〕南都騷動始事

右大將宗盛子息侍從清宗ハ、三位シテ三位侍從ト云、（〇中略）宗盛卿ハ此年ノ程マデハ兵衞佐ニテコソ御坐シニ、是ハ上達部ニ至リ給ヘリ、世ヲトル人ノ子ト云ナガラ、一ハヤクゾ覺エシ、（〇中略）聞書ニハ、父（〇平宗盛）前右大將ノ源以光、幷賴政法師已下追討ノ賞トゾ有ケル、源以光トハ、高倉宮ノ御事也、法皇（〇後白河）ハ、王子ニテ御坐サズト云成シテ、源ノ姓ヲ奉リ、凡人ニサヘ奉成事、淺間シトモ云計ナシ、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年八月己丑、糺政臺尹三品池田親王上表曰、臣男女五人、其母出自凶族、臣惡其逆黨、不預王籍、然今日月稍邁、聖澤頻流、當此時也、不爲處置、恐聖化之內、有失所之民、伏乞賜姓御長眞人、永爲海內一族、詔許之、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年三月二日戊寅、是日勅沙彌深寂賜姓貞朝臣名登、叙正六位上、貫右京一條一坊、先是貞觀五年九月二十日、三品行中務卿諱（光孝天皇）親王、四品兵部卿兼行上總太守本康親王、參議正四位下行左兵衞督源朝臣多、從四位上行伊勢守源朝臣冷、散位從四位上源朝臣光等奏言、深寂是仁明天皇更衣三國氏所生也、承和之初、賜姓源朝臣、預時服月俸、厥後依母過失被削屬籍、仍出家入道、嘉祥之末、更垂優矜、同於法榮尋道之列、預時服月料、聖躬不豫之間、與諱等共侍醫藥、登遐之時、緣身出家、不預處分、今善緣不遂、再落俗塵、所生之子、隨亦有數、而名猶編僧、身未有貫附、出仕之理

獲黄金獻之、〈錬金一分、沙金一分、〉於是東人等、賜勤臣姓、

〔伊呂波字類抄〕〈志姓氏〉滋野

國史云、元楢原東人、天平勝寶元年爲駿河守、于時出黄金、採而獻之、帝美其功曰、勤乎臣、遂取勤臣之義、賜姓伊蘇志、男家譯、延暦年中、賜姓滋野宿禰、同十四年正月、家譯賜朝臣尸、

有功賜姓其族

〔續日本紀〕〈八元正〉養老五年六月戊寅、詔曰、沙門法蓮、心住禪枝、行居法梁、尤精醫術、濟治民苦、善哉若人、何不褒賞、其僧三等以上親、賜宇佐君姓、

〔續日本紀〕〈十聖武〉神龜四年十二月丁丑、勅曰、僧正義淵法師、〈俗姓市往氏也、〉禪枝早茂、法梁惟隆、扇玄風於四方、照慧炬於三界、加以自先帝御世、迄于朕代、供奉内裏、無一咎愆、念斯若人、年德共隆、宜改市往氏賜岡連姓、傳其兄弟、

除籍賜姓

〔類聚名物考〕〈姓氏九〉罪人變姓名

案に、古へより罪過有人は、或はその姓名を改めて、是を耻辱しむる事有、僧は俗姓名を付る事も律令の定めなり、是等の事、時により人にしたがふ事なり、一定の法にはあらず、

〔令義解〕〈二僧尼〉凡僧尼有犯、准格律、合徒年以上者還俗、許以告牒當徒一年、〈謂格者、臨時詔勅也、律云、事有時宜、故人主權斷詔勅、量情處分、是其格律者、元爲俗人設法、不爲僧尼立制、是以稱准也、徒年以上者、死罪以下也、告牒者、僧尼得度公驗也、依律雜犯死罪者、除名、即知僧尼犯死罪者、亦先還俗、然後處死、其流罪者、比徒四年、以告牒當徒一年、其餘三年、依下文役身也、若犯加役流者、亦還俗而配流、不得以告牒當、即至配所、不免居作也、〉

〔續日本紀〕〈二十三淳仁〉天平寶字五年三月己酉、茅原王坐以刀殺人、賜姓龍田眞人、流多褹島、

〔續日本紀〕〈三十二光仁〉寶龜三年二月癸酉、先是從五位上掃守王男小月王、賜姓勝間田、流信濃國、至是復屬籍、

〔玉海〕治承四年五月十六日丁卯、隆職宿禰注送三條宮配流事、其狀如此、

源以光〈本御名以仁、忽賜姓改名云々、〉

〔新撰姓氏錄左京諸蕃漢〕和藥使主

出自吳國主照淵孫智聰也、欽明天皇御世、隨使大伴佐氐比古、持內外典藥書明堂圖等百六十四卷、佛像一軀、伎樂調度一具等入朝、男善那使主、孝德天皇御世、依獻牛乳、賜姓和藥使主、奉度本方書一百卅卷、明堂圖一卷、藥臼一、及伎樂一具、今在大寺也、

〔日本書紀孝德二十五〕白雉五年七月丁酉、西海使吉士長丹等、共百濟新羅遣使泊于筑紫、是月褒美西海使等奉對唐國天子、多得文書寶物、授小山上大使吉士長丹、以小華下、賜封二百戶、賜姓爲吳氏、

〔日本書紀天智二十七〕八年十月乙卯、天皇幸藤原內大臣〇鎌足家、親問所患、　庚申、天皇遣東宮大皇弟〇大海人於藤原內大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、自此以後、通曰藤原大臣、　辛酉、藤原內大臣薨、

〔藤原家傳上〕卽位二年〇天智冬十月、稍纏沈痾、遂至大漸、帝臨私第、親問所患、〇中略卽時還宮、遣東宮皇太弟、就其家詔曰、遡思前代、執政之臣、時々世々、非一二耳、而計勞校能、不足比公、非但朕寵汝身而已、後嗣帝王、實惠汝子孫、不忘不遺、廣厚酬答、頃聞病重、朕意彌軫、作汝可得之任、仍授大織冠、以任內大臣、改姓爲藤原朝臣、

〔古事記傳十五〕此より前に、中臣連大島とありし人を、此後には藤原朝臣大島とあれば、朝臣姓を賜ひし時に、此等も藤原になれるにや、但し持統紀には、又中臣大島朝臣とあり、此人は、糠手子連の孫、許米の子なり、さて又臣麻呂を、持統紀三年の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらを以て思ふに、藤原と云は、始のほどは、たゞ稱號と云物の如くにて、正しく姓にも非りけむ、故になほ中臣朝臣とも云しなるべし、若し然らずは、天武天皇の御世、朝臣の加婆禰を賜ふ處に、かならず藤原ともあるべきことなるに、たゞ中臣連とのみありて、別に藤原は見えず、然るを其時より後は、藤原朝臣とも云るを以て見れば、なほ中臣朝臣にて、藤原は別號の如くなりしと聞ゆ、

〔續日本紀文武一〕三年正月癸未、詔授內藥官桑原加都直廣肆、賜姓連、賞勤公也、

〔續日本紀孝謙十八〕天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、於部內廬原郡多胡浦濱、

〔日本書紀垂仁六〕三十二年七月己卯、皇后日葉酢媛命〈一云日葉酢根命也〉薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則使者喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、〇中略天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、謂土部臣、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕島田臣

多朝臣同祖、神八井耳命之後也、五世孫武惠賀前命孫、仲臣子上、稚足彥天皇〈諡成務〉御代、尾張國島田上下二縣有惡神、遣子上平服之、復命之日、賜號島田臣也、

〔新撰姓氏錄左京神別天神〕中臣志斐連

天兒屋命十一世孫、雷大臣命男、弟子之後、六世孫意富乃古連、雄略御世、東夷有不臣之民、每人强力、押防朝軍、於是意富乃古連、甲冑五重、跨進敵庭、無勞官軍、一朝夷滅、天國悅其功績、更加名字、號暴代〈〇代恐伐誤〉連、

〔日本書紀顯宗十五〕元年四月丁未、詔曰、凡人主之所以勸民者、惟授官也、國之所以興者、惟賞功也、夫前播磨國司來目部小楯〈更名磐楯〉求迎舉朕、厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、

〔日本書紀欽明十九〕三十年正月辛卯朔、詔曰、量置田部、其來尙矣、年甫十餘、脫籍免課者衆、宜遣膽津〈膽津者王辰爾之甥也、〉檢定白猪田部丁籍、　四月、膽津檢閱白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戶、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史、尋拜田令、

〔新撰姓氏錄和泉國皇別〕佐代公

上毛野朝臣同祖、豐城入彥命之後也、敏達天皇、行幸吉野川瀨之時、依有勇事、賜佐代公、

放紀寺奴益人等七十六人從良、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年三月癸亥、放奴息麻呂、賜姓殖粟連、婢清賣、賜姓忍坂、

〔續日本紀三十光仁〕寶龜二年五月戊申、近衞勳六等藥師寺奴百足、賜姓三島部、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年七月庚寅、詔免從四位下紀益人爲庶人、賜姓田後部、又去寶字八年放免、紀寺賤七十五人、依舊爲寺奴婢、但益人一身者、特從良人、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年四月丁丑、故正五位下上毛野朝臣稻人賤宅敷女男二人、賜姓物部、

夷人賜姓

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年十二月癸卯朔、勅歸降夷俘、前後有數、仍量便宜安置、官司百姓、不稱彼姓名、而常號夷俘、既馴皇化、深以爲恥、宜早告知莫號夷俘、自今以後、隨官位稱之、若無官位、卽稱姓名、

〔續日本紀五元明〕和銅三年四月辛丑、陸奥蝦夷等、請賜君姓同於編戶、許之、

〔續日本紀四十桓武〕延暦九年五月庚午、陸奥國言、遠田郡大領外正八位上勳八等遠田公押人欵云、已既洗濁俗、更欽淸化、志同內民、風仰華土、然猶未免田夷之姓、永貽子孫之耻、伏望一同民例、欲改夷姓、於是賜姓遠田臣、

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿四年三月乙亥、播磨國夷第二等去返公島子、賜姓浦上臣、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年九月戊午、陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言、己等未脫田夷之姓、永貽子孫之耻、伏請改本姓爲公民、被停給祿、永奉課役者、勅可、〇中略仍賜勳七等竹城公金弓、勳八等黑田竹城公繼足、勳九等白石公眞山等男女一百廿二人、陸奥磐井臣、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年二月甲戌、播磨國飾磨郡人散位正七位下叫綿麻呂賜姓春永連、元夷種也、

神宣賜姓

〔續日本紀十二聖武〕天平九年十一月壬辰、宴群臣於中宮、散位正六位上大倭忌寸小東人、大外記從六位下大倭忌寸水守二人、賜姓宿禰、自餘族人連姓、爲有神宣也、

條所在附貫云耳、下條稱、經官司申牒除附耳、古記云、問並於所在附貫、若爲附姓、答舊主姓部附耳、問家人奴婢、或本母是良、或本父是良、未知欲從父母姓、聽不、答欲還本生父母家、亦爲本屬、任意合附注、聽之、

〔續日本紀九元正〕養老七年十二月丁酉、放官婢花從良、賜高市姓、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年二月戊寅、免中宮職奴廣庭、賜大養德忌寸姓、

〔續日本紀十五聖武〕天平十五年九月己酉、免官奴斐太從良、賜大友史姓、斐太始以大坂沙治玉石之人也、

〔續日本紀二十五淳仁〕天平寶字八年七月丁未、先是從二位文室眞人淨三等奏曰、伏奉去年十二月十日勅、紀寺奴益人等訴云、紀袁祁臣之女糠賣、嫁本國氷高評人內原直牟羅、生兒身賣狛賣二人、蒙急則臣處分、居住寺家、造工等食、後至庚寅〇持統四年編戸之歲、三綱校數、各爲奴婢、因斯久時告愬、分雪無由、空歷多年、于今屈滯、幸屬天朝照臨宇內、披陳欝結、伏望正名者、爲賤爲良有因有果、浮沈任理、其報必應宜、存此情、子細推勘浮沈所適、剖判申聞者、謹奉嚴勅、搜古記文、有僧綱所庚午〇天智九年籍、書寺賤名、中有奴太者、幷女糠賣、及糠賣兒身賣狛賣、就中異腹奴婢、皆顯入由、太者幷兒、入由不見、或曰、戸令曰、凡戸籍恒留五比、其遠年者依次除、但近江大津宮〇天智庚午年籍不除、蓋爲氏姓之根本、遏姦欺之亂眞歟、據此而言、猶爲寺賤、或曰、賞疑從重、刑疑從輕、典冊明文、何其不取、因斯覆審、或可從浮、雙疑聳立、各自爭長、淨三等庸愚、心迷孰是、輕陳管見、伏聽天裁、奉勅依後判、於是益麻呂等十二人、賜姓紀朝臣、眞玉女等五十九人、內原直、即以益麻呂爲戸頭、編附京戸、而紀朝臣伊保等、猶疑非勅、至是召御史大夫從二位文室眞人淨三、參議仁部卿從四位下藤原惠美朝臣朝獦、入於禁內、高野天皇〇孝謙口勅曰、前者卿等勘定而奏、依庚午籍勘者可從沈、是一理也、又檢紀寺遠年資財帳、異腹奴婢、皆顯入由、糠賣一腹、不見入由、據此而言、或可從浮、是亦一理也、罪疑就輕、先聖所傳、是以從輕之狀、報宣已訖、而紀朝臣等猶疑非勅、不肯信受、故今召御史大夫文室眞人、面告其旨、復召朝獦、副令相聽、　戊申、遣使宣詔、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年三月癸丑、左京人外從五位下楊胡毗登人麻呂等男女六十四人、賜姓楊胡忌寸、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃漢〕楊侯忌寸
出自隋煬帝之後達率楊侯阿了王也
楊胡史
同上

〔閑散餘錄上〕近頃ノ儒士ニ、餘姓ノ人アリ、是朝鮮ヨリ出タル姓ニテ餘璋王ノ苗裔ナリトイフ、其事ハ竹雨齋詩集ニ見ヘタリ、然ルニ日本紀ニハ、餘豐璋トアレバ、餘姓ト心得ルモコトワリナレドモ、唐書ニハ扶餘豐トアリテ、璋ハ其祖武王ノ名ニシテ、扶餘ハ百濟ノ氏ナリ、コレヲ以テ見レバ、餘姓トスルハ誤ナリ、古代ニハ朝鮮ヨリ吾國ニ來リ住シタル人多シ、或ハカノ國餓饉ノ時ハ、其民ヲ吾國ニ移サレタルコトアリ、又劉姓ノ人アリ、コレハ唐土ノ彭城ノ劉氏ナリ、故ニ或ハ彭(サカ)城(キ)ト稱ス、長崎ノ舌官ノ內ナドニコノ姓アリ、鉅(オホ)鹿(ガ)氏アリ、コレハ鉅鹿ノ魏氏ナリトゾ、

雜戶賜姓

〔續日本紀六元明〕和銅六年十一月丙子、詔正七位上按作磨心、能工異才、獨越衆侶、織成錦綾、實稱妙麗、宜磨心子孫免雜戶賜姓栢原村主、

〔續日本紀八元正〕養老三年十一月戊寅、少初位下河內手人大足、賜下譯姓、忍海手人廣道、賜久米直姓、並除雜戶號、

奴婢賜姓

〔令義解二戶〕凡浮逃絕貫、○註略及家人奴婢、被放爲良、若訴良得免者、並於所在附貫、○註略若欲還本屬者聽、○註略

〔令集解九戶〕釋云、家人奴婢、放爲良之類者、生緣本姓、及舊主姓部、隨宜命耳、問家人奴婢被放爲良、若訴良得免者、並於所在附貫、下條云、放家人奴婢爲良及家人者、仍經本屬申牒除附、未知其別如何、答上

〔續日本紀三十九桓武〕延暦七年五月丁巳、唐人淸朝、賜姓新長忌寸、

〔續日本紀四十桓武〕延暦十年五月乙亥、唐人正六位上王希逸、賜姓江田忌寸、情願也、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月甲戌、甲斐國人止彌若虫、久信耳、鷹長等一百九十人言、己等先祖、元是百濟人也、仰慕聖朝、航海投化、卽天朝降綸旨、安置攝津職、後依丙寅歲正月廿七日格、更遷甲斐國、自爾以來、年序既久、伏奉去天平勝寶九歲四月四日勅、係、其高麗百濟新羅人等、遠慕聖化、來附我俗、情願給○給字原無、今據續日本紀補、姓、悉聽許之、而己等先祖、未改蕃姓、伏請蒙改姓者、賜若虫姓石川、鷹長等姓廣石野、又信濃國人外從六位下卦婁眞老、後部黑足、前部黑麻呂、前部佐根人、下部奈氐麻呂、前部秋足、小縣郡人无位上部豐人、下部文代、高麗家繼、高麗繼楯、前部貞麻呂、上部色布知等言、己等先高麗人也、小治田○推古 飛鳥○舒明 二朝庭時節、歸化來朝、自爾以還、累世平民、未改本號、伏望依去天平勝寶九歲四月四日勅、改本姓者、賜眞老等姓須々岐、黑足等姓豐岡、黑麻呂姓村上、秋足等姓篠井、豐人等姓玉川、文代等姓淸岡、家繼等姓御井、貞麻呂姓朝治、色布知姓玉井、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年正月戊申、河內國人從八位上玉作鯛釣、賜姓高道連、

〔文德實錄四〕仁壽二年十二月庚午、外從五位下大學助敎西漢人宗人、賜姓滋善宿禰、

〔三代實錄二十一淸和〕貞觀十四年五月十五日甲申、右京人左官掌從八位上狛人氏守、賜姓直道宿禰、氏守爲人長大、容儀可觀、權爲玄蕃屬、向鴻臚館、供讌饗送迎之事、故隨氏守申請、聽改姓、其先高麗國人也、

歸化人用本姓

〔新撰姓氏錄右京諸蕃百濟〕買氏
出自百濟國人買義持之後也

〔續日本紀十一聖武〕天平五年六月丁酉、武藏國埼玉郡新羅人、德師等男女五十三人、依請爲金姓、

〔續日本紀二十三淳仁〕天平寶字五年十二月丙寅、唐人外從五位下李元環、賜姓李忌寸、

連、高牛養等八人、淨野連、卓果智等二人、御池造、延爾豐成等四人、長沼造、伊志麻呂、福地造、陽麻呂、高代造、烏那龍神、水雄造、科野友麻呂等二人、清田造、斯薩國足等二人、清海造、佐魯牛養等三人、小川造、王寶受等四人、楊津造、荅他伊奈麻呂等五人、中野造、調阿氣麻呂等二十人、豐田造、高麗人達沙仁德等二人、朝日連、上部王虫麻呂、豐原連、前部高文信、福當連、前部白公等六人、御坂連、後部王安成等二人、高里連、後部高吳野、大井連、上部王彌夜大理等十人、豐原造、前部選理等三人、柿井造、上部君足等二人、雄坂造、前部安人、御坂造、新羅人新良木舍姓縣麻呂等七人、清住造、須布呂比滿麻呂等十三人、狩高造、漢人伯德廣足等六人、雲梯連、伯德諸足等二人、雲梯造、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年八月甲午、新羅人中衞少初位下新良木舍姓前麻呂等六人、賜姓清住造、漢人伯德廣道、姓雲梯連、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年五月壬戌、在上野國新羅人子、午足等一百九十三人、賜姓吉井連、

〔續日本紀光仁三十五〕寶龜九年十二月庚寅、玄蕃頭從五位上袁晉卿、賜姓清村宿禰、晉卿唐人也、

〔續日本紀光仁三十六〕寶龜十一年十二月甲午、唐人從五位下沈惟岳、賜姓清海宿禰、編附左京、

〔續日本紀桓武三十七〕延曆二年七月癸巳、左京人散位從六位上金肆順、賜姓海原連、

〔新撰姓氏錄右京諸蕃新羅〕海原造〇造原無、據一本補、

新羅國人、進廣肆金加志毛禮之後也、

〔續日本紀桓武三十八〕延曆三年六月辛丑、唐人賜綠晏子欽、賜綠徐公卿等、賜姓榮山忌寸、

〔續日本紀桓武三十八〕延曆三年六月癸丑、唐人正六位上孟惠芝、正六位上張道光等、賜姓嵩山忌寸、正六位下吾稅兒、賜永國忌寸、

〔續日本紀桓武三十九〕延曆五年八月戊寅、唐人盧如津、賜姓清川忌寸、

〔續日本紀桓武三十九〕延曆六年四月乙卯朔、唐人王維倩、朱政等、賜姓榮山忌寸、

○按ズルニ、上代歸化人ニ姓ヲ賜ヒシコトハ、本篇中卷、以地名爲姓、及ビ以官職爲姓等ノ條ニアリ、參看スベシ、

〔續日本紀 九聖武〕神龜元年五月辛未、從五位上薩妙觀、賜姓河上忌寸、從七位下王吉勝、新城連、正八位上高正勝、三笠連、從八位上高益信、男捄連、從五位上吉宜、從五位下吉智首、並吉田連、從五位下、能兄麻呂、林連、正六位下賈受君、神前連、正六位下樂浪河內、高丘連、正七位上四比忠勇、椎野連、正七位上荆軌武、香山連、從六位上金宅良、金元吉、並國看連、正七位下高昌武、殖槻連、從七位上王多寶、蓋山連、勳十二等高祿德、清原連、无位狛祁〇祁恐部誤平理和久、古衆連、從五位下吳肅胡明、御立連、正六位上物部用善、物部射園連、正六位上久米奈保麻呂、久米連、正六位下賓難大足、長丘連、正六位下胛巨茂、城上連、從六位下谷那庚受、難波連、正八位上答本陽春、麻呂〇呂恐田誤連、

〔續日本紀考證 四〕薩妙觀云々 按此以下、皆外蕃投化人也、

〔續日本紀 十一聖武〕天平六年九月戊辰、唐人陳懷王、賜千代連姓、

〔續日本紀 十九孝謙〕天平勝寶八歲七月庚午、河內國石川郡人漢人廣橋、漢人刀自賣等十三人、賜山背忌寸姓、

〔續日本紀 二十孝謙〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、〇中略高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之、

〔新撰姓氏錄 序〕勝寶年中、時有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶民、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本之神胤、

〔續日本紀 二十三淳仁〕天平寶字五年三月庚子、百濟人余民善女等四人、賜姓百濟公、韓遠智等四人、中山連、王國嶋等五人、楊津連、甘良東人等三人、淸篠連、刀利甲斐麻呂等七人、丘上連、戶淸道等四人、松井連、憶賴子老等四十一人、石野連、竹志麻呂等四人、坂原連、圭阿內等二人、淸湍連、面得敬等四人、春野

養、得二八十三兒一、同名養子一、賜二葛木首一、

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年十一月丁巳、勅鴨河悲田預僧賢義、所レ養孤兒清繼、清人、清雄等十八人、並賜二新生連姓一、貫二左京九條三坊一、卽以二清繼一爲二戸主一、

僧侶賜姓

〔皇胤紹運錄〕仁明天皇―

貞登 正五下、備中守、本姓源、出家名深寂、還俗賜二貞朝臣姓一、母更衣三國氏、

〔續日本紀 一 文武〕四年八月乙丑、勅二僧通德惠俊一、並還俗、代度各一人、賜二通德姓陽侯史名久爾曾一、授二勤廣肆一、賜二惠俊姓吉名宜一、授二務廣肆一、爲レ用二其藝一也、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年三月壬辰、令二僧辨紀還俗一、代度一人、賜二姓春日倉首名老一、授二追大壹一、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年八月壬寅、勅二僧惠耀、信成、東樓一、並還俗復二本姓一、代度各一人、惠耀姓錄名兄麻呂、信成姓高名金藏、東樓姓王名中文、

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年十月壬寅、詔曰、〇中略基眞禪師爾法參議大律師止之冠波正四位上乎授氣、復物部淨乃之朝臣止云姓乎授末川流止、〇下略

〔扶桑略記 二十三 醍醐〕寛平十年〇昌泰元年十月廿一日、太上天皇〇宇多有二御鷹狩逍遙一、廿三日、早朝進發、柱道過二法華寺一、〇中略上皇馬上勅曰、素性法師應レ住二良因院一、馳二使令一參二會於路次一、卽差二右近番長山邊友雄一請レ之、法師單騎、參二會路頭一、上皇感歎、法師脫レ笠揚レ鞭前驅而行、勅曰、相隨者總是白衣、禪師稱須二假隨一レ俗法、仍號曰二良因朝臣一、取二住所之名一也、

〔袋草紙 四〕素性ハ、住二石上良因院一、仍寛平法皇〇宇多宮瀧遊覽間、號二之良因朝臣一、而付二此名一、稱二入道之人一尤僻事也、

歸化人賜姓

〔新撰姓氏錄 序〕垂仁撫運、惠澤彌新、擧二措得一レ中、姓氏稍分、況復任那欽風、新羅歸德、爾來諸蕃仰レ德、無レ思不レ來、懷レ遠賜レ姓、是時著明、

棄兒賜姓

之女也、天平勝寶九歲閏八月十八日、有勅賜姓廣岡朝臣、

〔續日本紀（二十七稱德）〕天平神護二年二月丁未、命婦外從五位下水海毗登清成等五人、賜姓水海連、

〔續日本紀（四十桓武）〕延曆十年正月甲戌、太秦公忌寸濱刀自女、賜姓賀美能宿禰、賀美能親王之乳母也、

〔續日本後紀（三仁明）〕承和元年十一月己未、女孺河內國若江郡浮穴直永子、賜姓春江宿禰、

〔續日本後紀（十八仁明）〕承和十五年（○嘉祥元年）七月辛酉、右京人蔭孫正六位下豐野眞人澤野兄弟姉妹十人、賜姓高階眞人、天渟中原瀛眞人天皇（○天武）之苗裔也、

〔三代實錄（六清和）〕貞觀四年三月廿二日庚寅、從五位下錦部淨刀自子、賜姓河上朝臣、

〔法曹至要抄（下服假）〕一違法養子爲養父母無服假事

戶婚律云、即養異姓男者、徒一年、與者笞五十、其遺棄小兒、年三歲以下、雖異姓聽收養、即從其姓、（異姓之男、）

（本非族類、違法收養、以故徒一年、養女者不坐也、○原本有錯簡、據唐律訂、）

〔唐律疏議（十二戶婚）〕疏議曰、異姓之男、本非族類、違法收養、故徒一年、違法與者、得笞五十、養女者不坐、其小兒年三歲以下、本生父母遺棄、若不聽收養、即性命將絕、故雖異姓、仍聽收養、即從其姓、如是父母遺失、於後來識認、合還本生、失兒之家、量酬乳哺之直、

〔文保記〕養子事、（○中略）小兒三歲以下、及養女子之外者、不聽收養、縱違而雖乳育、不得養子之號、仍不可有服假矣、弃野而不知實父之時、雖不合昭穆、聽收養之由、見元曆二年七月日明法博士中原基廣勘答、戶婚律云、遺弃小兒、三歲以下、雖異姓聽收養、即從其姓云々、

〔續日本紀（十九孝謙）〕天平勝寶八歲十二月乙未、先是有恩勅、收集京中孤兒、而給衣糧養之、至是男九人、女一人成人、因賜葛木連姓、編附紫微少忠從五位上葛木連戶主之戶、以成親子之道矣、

〔日本後紀（八桓武）〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、（○中略）姉廣虫、（○中略）寶字八年、大保惠美忍勝、叛逆伏誅、（○中略）亂止之後、民苦飢疫、棄子草間、遣人收

輔世王之子也、

〔日本紀略 宇多〕寛平元年五月十三日、賜平朝臣姓者五人、

〔皇胤紹運錄〕桓武天皇――葛原親王――
　――平高棟
　――高見王 无官无位――平高望 從五下、上總介、初賜平氏姓、

〔源平盛衰記 一〕平家繁昌幷德長壽院導師事
マヂカク入道太政大臣平清盛ト申ケル人ノ有樣、傳聞コソ心モ詞モ及バレネ、桓武天皇第五ノ王子、一品式部卿葛原親王九代ノ後胤、讃岐守正盛孫、刑部卿忠盛嫡男也、彼親王御子高見王ハ、無官無位ニシテ失給ニケリ、其御子高望王ノ時、寛平元年五月十二日ニ、始テ平姓ヲ賜テ、上總介ニ成給シヨリ以來、忽ニ王氏ヲ出テ人臣ニ連ル、

〔皇胤紹運錄〕光孝天皇――是忠親王――式膽王――
　――平季明 從五上民部大輔、天曆年中賜平姓、

〔諸家知譜拙記 五〕廣幡 正親町源氏
正親町院――誠仁親王――智仁親王――忠幸 廣幡祖、賜源姓、

女子賜姓

〔續日本紀 元明 五〕和銅五年九月己巳、詔曰、故左大臣正二位多治比眞人島之妻家原音那、○中略以夫存之日、相勸爲國之道、夫亡之後、固守同墳之意、朕思彼貞節、感歎之深、○中略家原音那、加賜連姓、

〔續日本紀 聖武 十七〕天平二十年七月丙戌、從五位下大倭御手代連麻呂女、賜宿禰姓、

〔續日本紀 孝謙 十九〕天平勝寶七歲正月甲子、從七位上山田史廣人、從五位下比賣島女等七人、賜山田御井宿禰姓、

〔續日本紀 淳仁 二十二〕天平寶字三年七月己巳、夫人正二位廣岡朝臣古那可智薨、正四位上橘宿禰佐爲

文二人、賜姓平朝臣、永停給祿、滴露於溟渤、新開根源、遺孫謀於不朽、但女是一身絕胤息、固以准舊、不預此例、詔許之、

〔三代實錄 三十四 陽成〕元慶二年十二月廿五日丙戌、無位潔行王、賜姓平朝臣、二品賀陽親王男、從四位上利基王之子也、

〔三代實錄 三十七 陽成〕元慶四年正月廿六日庚辰、左京人文章生無位有相王、賜姓平朝臣、有相、從五位下行越中介平朝臣定相之弟也、

〔三代實錄 三十七 陽成〕元慶四年六月廿一日癸卯、左京人、忠相王、敏相王、宜子女王、賜姓源朝臣、卽是從四位上行左馬頭源朝臣興基之男女也、興基賜姓之日、脫落不載、故今追賜焉、

〔三代實錄 三十八 陽成〕元慶四年八月十四日乙未、正六位上本野王、賜姓淡海眞人、其先出自天命開別天皇〇天智之後也、本野自言、親父淸直、延暦十一年七月三日、賜姓淡海眞人、而本野脫漏、不預爲臣之例、故追賜焉、

〔三代實錄 四十二 陽成〕元慶六年六月廿五日丙申、從四位下行攝津守實世王男、景行、秋雪、申如、廉往等、賜姓平朝臣、但女子者、前生帶王號、後產卽入平氏、實世、仲野親王之子也、

〔三代實錄 四十五 光孝〕元慶八年三月八日巳巳、無位遂良王、賜姓平朝臣、仲野親王孫、從四位上潔世王之子也、

〔三代實錄 四十七 光孝〕仁和元年二月十五日辛丑、左京人大舍人助正六位上氏宗王男峯兄、峯行、峯良、峯安、峯依、峯永、正六位上實世王男俊實、正六位上濱並王男有相、正六位上彌並王男善益、秋實、秀範、春淑、正六位上富貞王男恒並、恒世、今恒、淨恒、良並、恒身、恒秀等十九人、賜姓惟原朝臣、其先出自田原天皇〇施基親王之後春日親王也、

〔三代實錄 四十七 光孝〕仁和元年二月廿八日甲寅、無位安典王、賜姓平朝臣、故二品仲野親王後、從四位上

祿不ㇾ及ㇾ子、於二其隆退一、式當二悲吟一、竊見宗門賜ㇾ姓者多、臣意所ㇾ欣在二平朝臣一、請除二非ㇾ女子一所ㇾ有男兒、皆賜二平朝臣姓一、亦復諸姪希望者、同預二於此一矣、顧二骨肉於天然一、深愛難ㇾ存、添二塵涓於國用一、篤誠傾企、至ㇾ是許ㇾ之、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年五月廿二日己丑、左京人正六位上坂井王、賜二姓清春眞人一、礒城親王五代之孫也、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年六月十六日乙丑、左京人六世無位三坂王、賜二姓淡海眞人一、河島王子裔孫也、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年六月廿三日壬申、左京人正六位上坂井王、賜二姓清春眞人一、礒城皇子之裔孫也、

〔三代實錄二十清和〕貞觀十三年閏八月十六日己未、左京人散位從五位下有道王男二人、女二人、姪女一人、賜二姓清原眞人一、舍人親王之後也、

〔三代實錄二十清和〕貞觀十三年閏八月廿九日壬申、左京人有氏王、賜二姓清原眞人一、其先舍人親王之後也、

〔三代實錄二十四清和〕貞觀十五年七月廿八日庚寅、左京人成相王、後相王、賜二姓高階眞人一、其先高市皇子之後也、

〔三代實錄二十四清和〕貞觀十五年九月廿七日己丑、右京人正六位上藤山王、三原王、長栖王、長峯王、長良王、忠峯王、正峯王、豐峯王男女十九人、賜二姓文室眞人一、其先出レ自二淨御原天皇一〇天武第二皇子、左京人辛身王、賜二姓平朝臣一、賀陽親王之後也、

〔三代實錄二十四清和〕貞觀十五年十一月十一日壬申、左京人善常王、直道王、今道王、賜二姓清原眞人一、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年十一月廿一日丙午、從五位上守刑部卿兼行加賀守茂世王、上ㇾ疏請ㇾ賜二男從五位下好風等姓一、曰、茂世天潢餘流、若木片枝、頻此晡〇晡恐昢誤時、夙預二列位一、負乘之責、無ㇾ地ㇾ逃ㇾ身、叨濫之慚、何施二眉目一、閭門大小、徒費二府帑之資一、中心寤寐、未ㇾ得二酬答之由一、當今上則一世、或除二宗正之譜一、下則諸王、除二編京兆之籍一、是固救二國家之衰耗一、存二公平之至計一也、茂世誠雖二頑嚚一、久美二此義一、伏望件好風貞

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年八月丙戌、左京人六世善淵王、善水王、常名王、貞固王、有道王、永城王、有敏王、岑雄王、岑行王、弘岑王、忠臣王、正臣王、常影王、茂影王、有統王、有明王、有基王等、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年十一月壬子、左京人讃岐守從四位下長田王、彈正大弼從四位下岑成王、賜姓清原眞人、

〔文德實錄 三〕仁壽元年九月乙未、從五位下弘宗王奏、諸子男八人、改其王號、賜姓中原眞人、許之、

〔文德實錄 五〕仁壽三年八月辛未、五世王正六位上春常王、六世王正六位下田上王、春世王等、並賜姓文室朝臣、

〔文德實錄 七〕齊衡二年十二月辛丑、中務少輔從五位下興峯王、賜姓清原眞人、

〔文德實錄 八〕齊衡三年六月丁亥、攝津守從五位下益善王、賜姓清原眞人、

〔文德實錄 八〕齊衡三年十一月辛酉、攝津守從五位上清原眞人益吉、散位從五位下仲井王等、賜姓文室眞人、

〔文德實錄 十〕天安二年正月壬戌、前長門守從五位下眞貞王弟、正六位上清貞王等、賜清原眞人姓、

〔三代實錄 三 清和〕貞觀元年六月二日丙戌、正六位上秋岡王、秋雄王、良岡王、三常王、德繼王、德成王、無位廣貞王、廣益王、廣梁王、山村王、高隅王、清隅王十二人、並賜姓清原眞人、一品舍人親王六代之孫也、

〔三代實錄 六 清和〕貞觀四年四月廿日戊午、勅參議正四位下行彈正大弼正躬王男散位從五位下任世王、无位繼世王、基世王、家世王、益世王、助世王、是世王、經世王、並世王、尙世王、行世王、保世王、故從四位上正行王男高蹈王、高居王、故從四位下雄風王男定相王等十五人、賜姓平朝臣、先是正躬王抗表曰、正躬聲花無算、德聖罕稱、幸荷不時之崇恩、明參非據之重任、分暉銑樹、託派銀潢、猥負丘山之恩、慙無塵髮之功、況亦年鬢云暮、孫息稍衆、名編宗親之籍、身耗府帑之費、臣雖才質空虛、猶冀破家爲國、思夫公費、內疚私心、因欲除諸子之王名、與諸臣同齒列、削宗室之繁蕪、省歲時之祿賞、雖至女子除留一身、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年六月甲子、右京人六世長谷王、鳥島王、池子女王、七世小長谷王等四人、賜眞春眞人王、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年六月丙申、左京人從五位下春枝王之子六世岑正、是子女王、貞子女王、正六位上秋枝王之子、六世〇六世下、一本有原雄王等四人、賜姓高階眞人、淨貴壹高市皇子後也、右京人五世之二十六字、正六位上令根王之子安繼王、清淵王、易野女王、五世正六位上永根王之子良長王、良雄王、良氏王、瀧子女王等七人、賜姓清瀧眞人、三品忍壁親王之別也、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年二月己亥、從五位下益善王男、興岑、忠道、忠棟、忠主等王九人、正六位上藤坂王男、豐助、將兄、諸山等王五人、正六位上御薩王男、薩主、薩宗、有宗等王三人、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年六月甲午、左京四條四坊戶主正六位上廣田王、戶口長田、田吉、豐田、次田等王卅七人、並賜姓清原眞人、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年七月辛丑、正五位下岑成王男、永安、安良、安基、正五位下長田王男、基雄、内舍人正六位上惟岳常名、正六位上長統王男、玄膺、正文等王卅九人、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年十二月丁亥、左京人六世王豐紀、豐宗、豐方、豐道、潔河、清雄、貞永、清宗、氏吉、貞宗、吉宗、安宗等王十二人、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年閏三月〇閏三月原脫、今據一本補庚辰、左京人戶主御友王男无位廣野、大野、戶主武藏王男、福雄、春雄、眞野、安野等王六人、賜姓淡海眞人也、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年七月甲申、右京人六世賀我王、七世眞藥王等十三人、賜御高眞人姓、忍壁親王後也、

〔續日本後紀十八仁明〕承和十五年四月庚寅朔、五世无位春常王、六世正六位下田上王、正六位下春世王等三人、賜姓文室朝臣、並天渟中原瀛眞人天皇〇天武第二皇子、二品長親王之後也、

月廿四日、友上王賜姓故事、同蒙清原眞人姓、〇下略

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿四年二月乙卯、左京人、多王、登美王等十七人、賜姓三園眞人、吉並口王並王等十七人、近江眞人、駿河王、廣益王等十六人、清海眞人、池原王、島原王二人、志賀眞人、貞原王、眞貞王二人、淨額眞人、坂野王、石野王等十六人、清岳眞人、篠井王、坂合王等五人、淨原眞人、十二月王、小十二月王等三人、室原眞人、永世王、末成王、末繼王、春原眞人、田邊王、高槻王等、美海眞人、船木王、長井眞人、岡山女王、廣岡女王等四人、岡原眞人、廣永王、益永王等四人、豐岑眞人、田村王、小田村王、金江王、眞殿王、河原王等八人、長谷眞人、八上王、八島王、山科眞人、

〔日本後紀十三桓武〕延曆廿四年九月癸酉、左京人永嗣王等、賜姓河上眞人、

〔日本後紀十四桓武〕大同元年五月己卯、從四位上五百枝王上表曰、臣稟散樗之微質、忝天潢之末流、世依龍昇、位非才授、叨榮過分、〇中略臣誠檢舊章、諸王自願改爲臣姓、依請聽之、伏望改此皇親、就彼臣氏、被賜春原朝臣姓、伏冀長沐霈澤、保終吉於一門、遠貽孫謀、策宗枝於萬葉、無任懇情之至、謹詣闕庭、奉表以聞、勅許之、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年五月甲寅、六世長岡、岡於王等、男女廿七人、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年十二月己丑、左京人六世王豐宗豐方等七人、賜姓清原眞人、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年四月壬寅、右京人正六位上春男王、賜姓宗高眞人、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年七月己卯、右京人六世御津井王、是雄王、眞雄王、國雄王、本吉王、淨道王、稻雄王、多積王、安富王、伊賀雄王、三輪女王、坂子女王、七世新男王、春男王、三守王、並雄王等十六人、賜姓有澤眞人、一品長野親王五世孫、正六位上乙雄王之男孫也、

〔續日本後紀十一仁明〕承和九年六月丙辰、右京人正六位上保雄王男長宗廣宗、高枝等五十人、賜姓清瀧眞人、三品忍壁親王六世孫也、

備眞人、平群王、常陸王、志紀眞人、

〔續日本紀 孝謙十八〕天平勝寶三年十月丙辰、從五位上伊香王男高城王、无位池上王、賜甘南備眞人姓、

〔續日本紀 孝謙十八〕天平勝寶四年八月乙丑、從三位智努王等、賜文室眞人姓、

〔續日本紀 孝謙十九〕天平勝寶六年十二月乙卯、左大舍人无位多米王、賜高額眞人姓、

〔續日本紀 孝謙十九〕天平勝寶七歲六月壬子、和氣王、細川王、賜岡眞人姓、

〔續日本紀 孝謙二十〕天平寶字元年閏八月癸亥、從五位下出雲王、篠原王、尾張王无位奄智王、猪名部王、賜姓豐野眞人、

〔續日本紀 孝謙二十〕天平寶字二年二月辛亥、左大舍人廣野王、賜池上眞人姓、

〔續日本紀 光仁三十一〕寶龜二年九月丙申、和氣王男女大伴王、長岡王、名草王、山階王、采女王、並復屬籍、從四位上三島王之男林王、從四位下三使王之男女三直王、鷹取王、三宅王、畝火女王、石部女王、從四位上守部王之男笠王、何鹿王、猪名王、賜姓山邊眞人、

〔續日本紀 光仁三十二〕寶龜四年十月戊申、安宿王、賜姓高階眞人、

〔續日本紀 桓武四十〕延暦十年七月己卯、故少納言從五位下正月王男藤津王等言、己父存日、作請姓之表、未及上聞、奄赴泉途、其表偁、臣正月、源流已遠、屬籍將盡、臣男四人女四人、雖蒙王姓、以世言之、不殊匹庶、伏望蒙賜登美眞人姓、以從諸臣之例者、請從父志、欲蒙賜姓、有勅許焉、

〔公卿補任 淳和〕天長八年 辛亥

參議從四位下淸原長谷

一品舍人親王三世孫、從五位下石浦王二男、延暦十七年月、初賜長谷淸原眞人姓、

〔日本後紀 桓武八〕延暦十八年三月甲寅、正六位上野王、賜姓瀧淸朝臣、

〔日本後紀 桓武十二〕延暦廿三年六月甲子、散位正五位下小倉王上表曰、○中略 伏請依去延暦十七年十二

廷、是故召王等、令問其狀者、臣葛城等、本懷此情、無由上達、幸遇恩勅、昧死以聞、昔者輕堺原大宮御宇天皇(○孝元)曾孫、建內宿禰、盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、自此以來、賜姓命氏、或眞人、或朝臣、始姓王家、流終臣氏、飛鳥淨御原大宮御大八洲天皇、(○天武)德覆四海、威震八荒、欽明文思、經天緯地、太上天皇、內脩四德、外撫萬民、化及翼鱗、澤被草木、復(○復恐後誤)太上天皇無改先軌、守而不違、率土淸淨、民以寧一、于時也、葛城等親母贈從一位縣犬養橘宿禰、上歷淨御原朝廷、下逮藤原大宮、(○中略)天皇譽忠誠之至、(○中略)賜橘宿禰也、而今无繼嗣者、恐失明詔、伏惟皇帝陛下、光宅天下、充塞八埏、化被海路之所通、德蓋陸道之所極、方船之貢、府无空時、河圖之靈、史不絕記、四民安業、萬姓謳衢、臣葛城、幸蒙遭時之恩、濫接九卿之末、進以可否、志在盡忠、身隆降(○降恐絳誤)闕、妻子康家、夫王賜姓定氏、由來遠矣、是以臣葛城等、願賜橘宿禰之姓、戴先帝之厚命、流橘氏之殊名、萬歲無窮、千葉相傳、　壬辰、詔曰、省從三位葛城王等表、因知意趣、王等情深謙讓、志在顯親、辭皇族之高名、請外家之橘姓、尋思所執、誠得時宜、一依表令、賜橘宿禰千秋萬歲相繼無窮、

〔新撰姓氏錄(左京皇別)〕橘朝臣

甘南備眞人同祖、敏達天皇、難波皇子男、贈從二位栗隈王男、治部卿從四位下美努王、美努王娶從四位下縣犬養宿禰東人女、贈正一位縣犬養橘宿禰三千代大夫人、生左大臣諸兄、(○中略)和銅元年十一月己卯大嘗會、廿五日癸未曲宴、賜橘宿禰姓於大夫人、天平八年十二月丙午、詔參議從三位行大辨葛城王、賜橘宿禰諸兄、

〔續日本紀(十八孝謙)〕天平勝寶三年正月辛亥、賜正五位下大井王、奈良眞人姓、無位垂水王男三室王甥三影王、日根王、名邊王、无位廬原王男安曇王、三笠王、對馬王、物部王、牧野王孫奈羅王、小倉王、无位猪名部王男大湯坐王、堤王、苑原王、三上王、野原王、礪波王等、三島眞人、无位御船王、淡海眞人、无位等美王、內眞人、无位壬生王、岡屋王、美和眞人、无位淸水王男三狩王、海上眞人、田部王、春日眞人、文成王、甘南

〔先臺一覽〕二總別親王の御子は、現在皇孫と申者なれども、〇中略臣下の列に落給へば、今の淸華の格が上々也、源經基朝臣、平高望等の格見つべし、何れにても皇孫臣下に落給へば、源氏を給ふ通例也、今の淸華の內、久我廣幡其流也、古への事也、

〔明月記〕寛喜二年七月十一日庚子、未時許心寂房來、去八日嵯峨稱孫王之人世稱還俗、逝亡、數月赤痢、年六十以仁皇子之一男云々、治承宇治合戰之比、爲遁時之急難、剃頭下向東國、爲俗體而入俗、建久正治之比、雖望源氏不許、老後住嵯峨、以宗家卿女爲妻、於心操者、落居之人歟、養申土御門院皇女、讓一所領云々、

〔類聚國史〕七十九政理一延暦十一年七月乙卯、勅頃年京職、輒賜諸王姓、卽著籍帳、以成常、自今以後、六世以下之王、情願賜姓、註所願姓、先以申請、然後行之、〇又見享祿本類聚三代格

〔日本後紀〕十二桓武延暦廿三年正月己亥、制延暦十一年七月三日格、六世已下王、情願改姓者、注所願之姓、先申官、待報然後改之、不得輙行者、頃年之間、未有申請、既違格旨、自今以後、除承嫡之外、猶不口者、宜抑止計帳不得踈口

〔延喜式〕十八式部凡改姓爲臣之徒、五世已上、同敍正六位上、七世已上承嫡、敍正六位下、自餘同庶人、

〔傳宣草〕下諸宣旨事

一下辨官宣旨

臨時事

諸王賜姓爲臣事

一下官事

王氏賜姓爲臣事

〔續日本紀〕十二聖武天平八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等上表曰、臣葛城等言、去天平五年、故知太政官事一品舍人親王、大將軍一品新田部親王宣勅曰、聞道諸王等願賜臣連姓、供奉朝

輩一兩人雖レ有二其例一、圓融院御後、殊所レ不レ見也、就中後三條院御胤中、賜レ姓爲レ臣初出來、豈以可レ然哉、往昔雖レ有二其例一、近代未レ見二此事一、但天運令レ然、又何爲哉、

村上御孫中務卿具平親王子
土御門右府師房 寛仁四年正月、敍二從四位下一、二世王、其後賜二源朝臣姓一、十二月任二侍從一、

三條院孫小一條院御子
侍從宰相基平 長元二年十二月八日、從四位上、元二世源氏、

近代件二人外所レ不レ見也、彼人々敍二四位一、今度敍二三位一、依二父親王之哀憐一歟、

〔續世繼 八花のあるじ〕三宮〇後三條皇子輔仁親王御子は、中宮大夫師忠の大納言の御むすめのはらに、花園の左のおとゞ有仁とておはせしこそ、光源氏などもかゝる人をこそ申さまほしく覺給しか、〇中略元永二年にや侍りけん、中の秋の比、御年十七とや申けん、始て源氏の御姓給はりて、御名は有仁と聞えき、

〔尊卑分脈 二〕後三條院
—輔仁親王—有仁 賜二源朝臣姓一

〔五代帝王物語 後深草〕順德院の宮〇忠成王御元服ありしをば、人も何とやらん思たりき、さてつひに親王の宣旨だにもなくて、其御子三郎宮とておはしまし〻は、源姓給りて彥仁とて、正應永仁の比、中將に成て、上階などせられしかども、三位中將にてうせ給ぬ、その御子ぞ當時つかさなどなり給ぬる、

〔皇胤紹運錄〕順德院
—忠成王—彥仁王 正三位右中將賜二源姓一

〔尊卑分脈 二〕後深草院
—善統親王—尊雅王—善成 文和五正六、敍二從三位一、即賜二源姓一、
—久明親王—久良親王 賜二源姓一

〔尊卑分脈 一〕清和天皇――貞純親王

―經基王 天德五六十五、始而賜源朝臣姓、號六孫王、依爲第六親王子也、

○按ズルニ、扶桑略記天慶二年二月八日ノ條、及ビ本朝世紀同年六月七日ノ條ニ、源經基ト見エタルヲ以テ見レバ、是レヨリ先、既ニ源姓ヲ賜ハリシナルベシ、

〔左經記〕寬仁四年十二月廿六日壬寅、參關白殿、〇藤原賴通故中務卿宮〇具平親王二男〇資定王元服、關白殿養子也、今日改名字、幷給姓、〇源師房

〔續世繼 七うたゝね〕村上のみかどの御子に、中務のみ子と申しは、六條の宮とも、後中書王とも申す、〇中略其御子に、つちみかどの右のおとゞと申しは、始て源の姓得させ給て、師房の大臣と聞えさせ給き、

〔皇胤紹運錄〕花山院――清仁親王

―延信王 從四上、神祇伯侍從、依父親王奏、萬壽二三廿九、賜源姓云々、

〔諸家知譜拙記 五〕白川 花山源氏

延信王――康資王

―顯康 白川祖、賜源姓、

〔職原抄 上〕神祇官

伯一人、〇中略中古以來、花山院子、彈正尹清仁親王後胤相續、他人不任之、彼四五品之時給源姓、雖任中少將等、任伯之日復于王氏、是近例也、

〔中右記〕元永二年八月十四日戊子、今夕三宮之子宮有仁、賜姓爲臣、源朝臣、叙從三位、任右近衞權中將、(中略)賜姓之事、被仰下右中辨雅兼了、後作官符、

件御子、賜姓爲臣之條如何、圓融院御子孫、未爲臣下也、冷泉院花山院三條院御子孫之方、賜姓之

祿留其身、公損猶少、因願唯令男兒等改姓、以宗室朝臣將爲其姓、而今覆案世情、凡雖一宗之胤、而姓號分異、則人心自疎、既屬吾孰敢序之、時盡念同族和穆之義、臣雖不肖、苟爲弘仁朝廷之苗裔、因願同編源氏之末、以成親親之厚、伏望天從人欲、聖周物情、答深欵而降恩、弘至公而成德、然則帝道无偏、鑒前燭而流化、臣誠无二、添涓塵而慰憂、勅答曰、頻省章表、雅懷奇之、惟王才超北海、器浮東平、嗣情愛於周親、輸忠欵而報國、但枝分若樹、影接天光、移列凡裁、實乖素分、故雖非无舊章、然抑而未之許、今重知悾欵、更成懇懃、上天必從下人之欲、惟睽事失賢王之望、因改宿懷、用依後表、停加姓事、又順前表、王夫彌勉奉公之誠、克修爲善之樂、

〔三代實錄四十陽成二〕元慶六年七月辛丑朔、從四位下行丹波權守興範王、散位從四位下興扶王、並賜姓源朝臣、仁明天皇皇子、人康親王之子也、

〔尊卑分脈三〕宇多天皇

- 齊世親王
  - 英明（賜源姓）
  - 庶明（賜源姓、號廣幡）
- 敦慶親王
  - 後古
  - 方古
- 敦固親王
  - 宗室（賜源姓）
  - 宗成
- 敦實親王
  - 雅信
  - 重信
  - 寛信
- 行明親王
  - 重熙（賜源姓）

源彥良

〔職原抄下〕親王

皇孫親王、非常之儀也、然而近來及數輩畢、忠房親王、爲三世源氏、被蒙宣旨、世以爲未曾有、但一向爲後宇多院御猶子云々、如此事不足爲例、

〔皇胤紹運錄〕後嵯峨院――宗尊親王――惟康親王始賜源姓、從二位左近中將權中納言右大將征夷大將軍、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年八月甲戌、四品明日香親王皇子○桓武之男女王四人賜姓久賀朝臣、

〔公卿補任仁明〕承和十年癸亥

非參議從三位平高棟

天長二年閏七月父親王原○葛頻抗表、賜平朝臣姓、貫左京二條二坊、

〔皇胤紹運錄〕桓武天皇――葛原親王――平高棟大納言正三、天長二閏七、賜平姓、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年二月甲午、今夜三品明日香親王皇子○桓武薨焉、○中略先太上天皇峨○嵯在祚時、親王上表、自請除親王號、同之諸臣、不見許、更祈所生男女賜朝臣姓、感其懇誠乃聽之、孫王賜姓、從此競效之、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十四日丙申、散位從四位下元長王、侍從從四位下兼善王、无位名實王、篤行王、最善王、近善王、普恆王、是恆王、舊鑒王、貞恆王、成蔭王、清實王、是忠王、是貞王、十四人、賜姓源朝臣、先是二品中務卿兼太宰帥諱光孝天皇親王、抗表曰、臣先請愚息改姓爲臣、宸居悠邈、微願未信、竊獨沈吟、心魂罔厝、臣素性頑疎、無分可採、而先公後私、一介之節、深企古賢之風、卽今所申請、無比例、猶欲察其鄙誠、卽賜哀許、況中代以降、多有此事、至臣一身、何空素望、仍重上表、敢陳丹悃、但先日表曰、女子

日立第七皇子諱〇宇多爲皇太子、

〔皇胤紹運錄〕光孝天皇―宇多天皇諱定省

貞觀九五五、降誕、元慶八四十三、爲源氏、十八、先之元服、仁和三八廿五、爲親王、廿六、受禪、廿一同年十一十七、卽位、

〔古事談一王道后宮〕陽成院、御邪氣大事ニ御坐之時、依不御坐儲君、昭宣公、〇藤原基經親王達ノモトヘ行廻ツヽ見事體給、〇中略依此事陣定之時、融左大臣、〇嵯峨皇子有帝位之志云、被尋近皇胤者、融等モ侍ハトテ云々、昭宣公云、雖爲皇胤、給姓〇源只人ニテ被仕タル人、卽位之例如何云々、融卷舌止、

〔扶桑略記二十七圓融〕貞元二年四月廿四日、左大臣源兼明、被停大臣職、改爲親王、敍二品、任中務卿、年六十二、

〔榮花物語二花山〕大殿〇藤原兼通おぼすやう、世の中もはかなきに、いかでこの右大臣、〇藤原賴忠いますことなしあげて、わがかはりのそくをもゆづらんと覺したちて、たゞいまの左大臣兼明のおとゞときこゆる、延喜のみかど〇醍醐の御十六の宮におはします、それ御心ちなやましげなりときこしめして、もとのみこになしたてまつらせ給ひつ、さて左大臣には、小野宮の賴忠のおとゞをなしたてまつり給ひつ、

〔本朝世紀〕寬和二年四月廿八日丙寅、四品盛明親王出家入道、醍醐天皇第十五皇子也、春秋五十九云々、〇中略件入道親王、初賜朝臣姓、後更爲親王也、

〔皇胤紹運錄〕順德院―忠成王―彥仁王正三位右中將、賜源姓、―忠房親王任中納言中將、文保三二十八、无品親王宣下、彈正尹、母關白良實公女、

賜姓後復親王

御裝束同親王儀、但源氏座在孫庇、西面北上、前置圓座、其下置理髮具、入柳筥、

〔九條年中行事二月〕位祿事二月中旬行之

一上卿著陣座、左大辨執申位祿文可申之由、大臣諾、史筥入諸大夫命婦歷名各一卷、主稅寮別納租穀勘文一卷、官充文一卷、注位階不注名目錄一卷、去年書出二枚之中、一枚注某國若干具、四位若干人、五位若干人、右狀注一世源氏、女御、更衣、外衞督佐、左右馬寮頭助、二寮頭助、外記史等料、但件狀臨時可取捨、

〔空穗物語藤原の君〕むかし藤原の君ときこゆる一世の源氏おはしましけり、○中略みかどとなりたまひ、くにしり給はましかば、あめの下ゆたかなりぬべき君なりと、せかいこぞりて申時に、○下略

〔岷江入楚一桐壺〕一源氏ノ姓　是は嵯峨天皇弘仁五年に、男女の皇子卅餘人に、始て源氏の姓をくだされてよりはじまる、其前は源氏の姓はないぞ、其前は皇子も凡人にくだるとては、色々の姓があつたぞ、源の姓が出來てからは、皇子の前の姓になる事は又ないぞ、それによつて帝王の御子の臣下にくだるをば、一世の源氏と云、親王宣下あれば親王なり、臣下になる時の事なり、又親王の子の臣下になるを、二世の源氏といふ、天子御孫なり、嵯峨天皇より後は別の姓に成給はぬゆゑに、天子の子又孫をば、みな源氏と云ぞ、但近代は、天子のまごひこも、御猶子にて親王に成給ふ事あり、天子の彥其子までも、三世の源氏、四世の源氏とも云べきぞ、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月廿五日丙寅、詔曰、朕之諸兄、皆錫朝臣之姓、斯誠節國用、息民勞之計也、今鷲台列○列一本作鼎之昌言、仰思祧祏之重業、天潢豈可无一派、重華豈可无片枝、圖億兆之平安、尋磐石於漢典、占寰宇之固鎭、詠維城於周篇、匪劉匪姬、覓爲其選、第七皇子定省、○宇多年二十一、便侍朕躬、未曾出閤、寬仁孝悌、朕所鍾憐、前被混昆弟之鴈行、遂編一戶、今欲傳祖宗之駿命、何遑請任、苟不爲身、誰嫌反汗、其削臣姓、以列親王、心星宜宵帝子之名、岱岳爲辭天孫之號、　廿六日丁卯、天皇聖體乖豫、是

此中大臣にのぼる人、常の左大臣、兼大將信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給る人十三人、大臣にのぼる人、多の右大臣、光の右大臣、兼大將文德の御子に姓を給はる人十二人、大臣にのぼる人、能有の右大臣、兼大將清和の御子に姓を給る人十四人、大臣にのぼる人、十世の御末に實朝の右大臣、兼大將、是は貞純親王の苗裔なり、の陽成の御子に姓を給る人三人、光孝の御子に姓を給る人十五人、宇多の御孫に姓を給りて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、ともに敦實親王の男なり、醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣、兼大將兼明の左大臣、後に親王とす、中務卿に任ず、前の中書王これなり、此後は皇子の姓を給はる事はたえにけり、皇孫にはあまたあり、任大臣を本と記すによりて、ことごとく不載、

〔多々良問答一〕一王氏事

すへ〲の宮に成給候へば、臣下に准じて姓を給候事、是ヨリ臣下ニナラセ玉フ古來連綿のよしを被仰出候き、必源の姓を被授候由被仰聞候、但平姓を給られたる例も候しと被仰出候、是則平家義祖ナド此事候時代何のほど、今又誰人の御事にて候や、源の姓をたまはられ候方は、嵯峨源氏に准じて、清和、村上、宇多なども、嵯峨源氏ニ限ル一字名乘來候哉、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年三月二日戊寅、是日勅沙彌深寂賜姓貞朝臣名登、叙正六位上、貫右京一條一坊、先是貞觀五年九月二十日、三品行中務卿諱光孝天皇親王、○中略散位從四位上源朝臣光等奏言、深寂、是仁明天皇更衣三國氏所生也、承和之初、賜姓源朝臣、預時服月俸、厥後依母過失、被削屬籍、仍出家入道、○中略夫爲子之道、緇素無別、出家之時、既列皇子、還俗之日、何爲非兒、然則准之人間、宜復本姓、但伏聞嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、望請賜姓名貞朝臣登、叙位階貫京職、至是詔許之、

一世二世三世四世源氏

〔延喜式四十一彈正〕凡一世源氏有犯、遣疏就彈之、

〔江次第抄二正月〕今案、一世源氏者、帝之子賜姓者也、

〔西宮記臨時九〕一世源氏元服

太政官符民部省
源朝臣昭平、年七、
右左大臣宣、奉勅件皇子、宜依去年〇天德四年十二月二十五日勅書賜姓者、省宜承知、依宣行之、符到奉
行、
右少辨　　　　左大史
應和元年二月十九日
〔源氏物語一桐壺〕無品親王の外戚のよせなきにてはたゞよはさじ、わが御世も、いとさだめなきをたゞ人にて、おほやけの御うしろみをするなん、行さきもたのもしげなることゝおぼしさだめて、いよ〳〵みち〳〵のざえをならはさせ給ふ、きはことにかしこくて、たゞ人にはいとあたらしけれど、みこととなりたまひなば、世のうたがひおひ給ぬべくものし給へば、〇中略源氏になしたてまつるべくおぼしおきてたり、
〔神皇正統記村上〕源氏と云事は、嵯峨の御門、世のつひえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、すなはち御子あまた源氏の姓を給はる、桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓を給はり、平城の御子阿保親王の男行平業平等、有原の姓給る事も此後の事なれど、是はたまたまの義なり、弘仁以後、代々の御後は、みな源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立られて、世のつひえなりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器にしたがひ昇進すべき御おきてなるべし、姓を給る人は直に四位に叙す、皇子皇孫にとりての事也、當君の御子は三位なるべしと云、かゝれども其例まれなり、嵯峨の御子大納言定爲卿、三位に叙せしかど、是も當代にはあらず、かくて代々のあひだ、姓を給ひし人百十餘人もや有けん、然れど他流の源氏大臣以上にいたりて、二代と相續する人の今まできこえぬこそ、いかなる故ならんとおぼつかなけれ、嵯峨の御子、姓を賜ひし人二十一人、

奇子、從三位源朝臣忠子、從四位下源朝臣簡子、無位源朝臣崇子、源朝臣連子、源朝臣綏子、源朝臣禮子、源朝臣最子、源朝臣偕子、源朝臣默子、源朝臣是子、源朝臣並子、源朝臣爲子、源朝臣深子、源朝臣周子、源朝臣密子、並是天皇皇子男女二十九人、依去四月十三日勅書、賜姓隷左京一條、以近善爲戸頭、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年二月九日癸丑、勅賜皇女秩子姓源朝臣、

〔日本紀略 宇多〕寛平元年四月七日戊戌、賜先皇〇光孝皇子是茂源朝臣姓、始奉遣於河内國志紀郡當麻氏神祭幣帛使、

〔皇胤紹運錄〕宇多天皇

│源順子 配貞信公〇藤原忠平

│源臣子

〔扶桑略記 二十四醍醐〕延喜廿年十二月廿八日、皇子等賜源氏姓、

〔類聚符宣抄 四〕皇子賜姓

太政官符民部省 承知下中務式部大藏宮内等省

源朝臣高明、年八、　源朝臣兼明、年八、　源朝臣自明、年四、　源朝臣允明、年三、

源朝臣兼子、年七、　源朝臣雅子、年七、　源朝臣嚴子、年六、

右右大臣宣、奉勅件七人是皇子也、而依去年十二月廿八日勅書、賜姓貫左京一條一坊、宜以高明爲戸主者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

左大辨源悦　　左大史丈部有澤

延喜廿一年二月五日

〔日本紀略 四村上〕天德四年十二月廿五日庚寅、諸皇子未預封邑者、賜源朝臣姓、第九昭平也、

〔類聚符宣抄 四〕皇子賜姓

皇女包子母在原氏、參議左衛門督行平之女、皇女敦子與貞保同母、並爲親王、皇子長猷母賀茂氏、越中守峯雄之女、皇子長淵母大野氏、前石見守鷹取之女、皇子長鑒母佐伯氏、信濃權介子房之女、皇女識子、與長猷同母、並爲源氏、貫隷左京一條一坊、

〔尊卑分脈一〕淸和天皇

―貞純親王武門當代相續、源氏正統祖、
―源長淵賜源姓、
―源長猷
―源長鑒賜源姓、
―源長頼貞觀十八年、賜源姓、

〔尊卑分脈三〕陽成院

―淸遠延長三五廿、賜源姓、
―淸蔭延長三五廿、賜源姓、
―淸鑒延長三五、賜源姓、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年四月十三日癸卯、勅曰、朕以庸菲之質、謬膺大横之繇、仰璇璣而如冠夏日、按玉鏡而若履春氷、今所有男女、皆居藩時生者也、既殊周邦之懿親、何比漢典之封建、加之弘仁已降、茂躅長存、或材子八人、作元凱於朝端、或本枝百世、助烝嘗於祖廟、彼聖明之深圖、遠算猶尙如斯、況朕之褊慮短衿、豈曰克堪、漢明帝有言、我子不當與先帝子等、聖哉言也、宜同賜朝臣之姓、勿煩景風之吹、是朕一身閨閫之事耳、不欲爲後王之法、唯二女應供奉齋宮齋院者、上畏神明、下迫群議、不得遂朕之素懷、其餘皆罷鴻臚之冊、務從燕翼之謀、普告遐邇、令知朕意、　六月二日辛卯、從四位上源朝臣是忠、無位源朝臣是貞、源朝臣國紀、源朝臣香泉、源朝臣友貞、源朝臣遲子、源朝臣緩子、源朝臣麗子、源朝臣

―源覺 正四、宮內卿、母山口氏、
―貞登 正五下、備中守、本姓源、出家名深寂、還俗賜貞朝臣姓、母更衣三國氏、
―忠子 天長九三三、賜統朝臣姓、

〔文德實錄 五〕仁壽三年二月庚辰、制曰、利國通規、公謙爲本、安民茂躅、損挹厥初、朕薰腰未施、化跡仍疎、恐黎氓之不親、望刑辟以懲德、而今所生男女、皆當享封爵之重、疏湯沐之用、思其煩費、內以忸怩、竊見乃祖聖皇貽厥之謀、除親王之號、賜朝臣之姓、奕代相沿、已爲成式、誠宜陶聖風而長扇、共源氏而混流、但前號親王、不在此限、同母後產、亦復一例、慶雲之惠、既無愛憎、若樹之華、更有濃淡、蓋以域中大寶、在屈己以利人、天下至公、欲損上以益下、普告中外、咸俾聞知、　六月庚午、皇子能有、時有、本有、載有、皇女憑子、謙子、列子、濟子、奥子等、賜姓源朝臣、隷左京職、行前日詔也、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年六月廿日壬戌、從四位上行太宰大貳源朝臣行有卒、行有者、文德天皇之皇子也、母布勢氏、天皇賜行有姓源朝臣、

〔三代實錄 二十三 清和〕貞觀十五年四月廿一日乙卯、勅曰、朕以涼德辱此守文、往化未孚、於豚魚、用心徒形於拮据、唯深蒼生爲子之德、不慊蠢斯則百之福、而今心事罔養、男女繁昌、當分茅土之重、多致帑藏之費、寤寐預愁、心魂罔措、若涉洪水而无舟檝、但弘仁以降、載遺縱、或作親王、或爲朝臣、尤是損上益下之大義、屈躬利物之通規、朕之不德、仰慚前良、因顧頗變舊章、總爲源氏、然而事當師古、義貴宜今、故其不獲已者、擇之以爲親王、唯須其後一世早停王號、即賜朝臣、以節國家之經用、與加公謙之篤情、又其號親王者、同母後產、並同盡一、尸鳩之深惠、欲一恩施、司牧之至公、猶從義制、但蘽枝分若木、高下共春、派出天潢、淺深同潤、並告遐邇、令知朕意、是日賜親王八人源氏、皇子貞因、母橘氏、治部大輔休蔭之女、皇子貞元、母藤原氏、參議治部卿仲統之女、皇子貞保、母女御藤原氏、故中納言長良之女、皇子貞平、母藤原氏、右中辨良近之女、皇子貞純、母王氏、中務大輔棟貞之女、皇女孟子、母藤原氏、兵部大輔諸葛之女、

〔魏書四十一〕源賀

源賀自署、河西王禿髮傉檀之子也、傉檀爲乞伏熾磐所滅、賀自樂都來奔、賀偉容貌、善風儀、世祖素聞其名、及見器其機辨、賜爵西平侯、加龍驤將軍、謂賀曰、卿與朕源同、因事分姓、今可爲源氏、

〔享祿本類聚三代格十七〕勅、寵秩子弟、雖有相襲之規、抑損繁昌、固亦經通之典、矧太上天皇〇嵯峨無專一己、儉約惟深、遁以碩茂之皇枝、降同編戸之庶姓、源朝臣氏是也、遂令天孫之岳無峻、帝子星減、顧朕〇淳和祇膺寶圖、欽承景命、望彼昭晉、昧酌先猷、效以沖挹、率由前制、朕之男女、不過數人、猶不欲皆跪茅爵之封、共致湯沐之費、今思既號親王、依舊不悛、同母後產、號之亦同、自外並賜朝臣之姓、或可親王者、特將定焉、斯所以省弊之遠圖、爲國之長策者矣、

天長九年二月十五日

〔三代實錄七清和〕貞觀五年正月廿五日戊子、散事從四位上統朝臣忠子卒、忠子淳和太上天皇之女也、天長九年、賜姓統朝臣、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年四月丙子、勅曰、象著損上、禮存奪儉、王者則之、古今合契、朕雖菲昧、跂予思齊、去泰就約、夙闕情慮、如今所有、朕之兒息、除親王之號、賜朝臣之姓、先太上天皇〇淳和丕恩罔極、玄澤更加、不令別姓、被以源氏、使與曾禰〇禰、享祿本類聚三代格作枝而同蔭、共渭派而混流、其前號親王、仍舊不改、同母後產、猶復一例、等制、准弘仁五年天長九年兩度勅書、宜告中外咸俾聞知、〇又見享祿本類聚三代格

〔皇胤紹運錄〕仁明天皇

- 源多 右大臣、正二、
- 源冷 三木、從三、左衞門督、
- 源光 右大臣、左大將、正二、
- 源効 從四上

天皇延暦六年、特賜姓廣根朝臣、續日本紀合、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕良岑朝臣

從四位下良岑朝臣安世、是皇統彌照天皇諡桓武御子也、從七位下百濟宿禰之繼、爲女孺而供奉所生也、延暦廿一年十二月廿七日、特賜姓良岑朝臣、貫於左京、

〔享祿本類聚三代格十七〕詔、朕○嵯峨當揖讓纂践天位、德愧睦邇、化謝覃遠、徒歲序屢換、男女稍衆、未識子道、還爲人父、辱累封邑、空費府庫、朕傷于懷、思除親王之號、賜朝臣之姓、編爲同籍、從事於公、出身之初、一叙六位、唯前號親王、不可更改、同母後產、猶復一例、其餘如可開者、朕殊裁下、夫賢愚異智、顧育同恩、朕非忍絕廢體餘、分拆枝葉、固以天地惟長、皇王遞興、豈競康樂於一朝、忘彫弊於萬代、普告內外、令知此意、

弘仁五年五月八日○河海抄引日本後紀又載此文

〔新撰姓氏錄左京皇別〕源朝臣

源朝臣信、年六、腹廣井氏、弟源朝臣弘、年四、腹上毛野氏、弟源朝臣常、年四、弟源朝臣明、年二、已上二人腹飯高氏、妹源朝臣貞姬、年六、腹布勢氏、妹源朝臣潔姬、年六、妹源朝臣全姬、年四、已上二人腹當麻氏、妹源朝臣善姬、年二、腹百濟氏、信等八人、是今上嵯峨親王也、而依弘仁五年五月八日勅、賜姓、貫於左京一條一坊、卽以信爲戶主、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨、○中略定者嵯峨太上天皇之子也、○中略弘仁五年、特蒙明詔、諸皇子未爲親王者、皆賜姓源朝臣、定是源氏之第六郎也、其源之命氏、始於此矣、

〔秉燭譚二〕源賀ノコト

北魏ノ時、源賀ニ始テ源姓ヲ賜フ、源賀ハ本魏ノ皇族ニテ、源ヲ同フスルニ因テ、始テ源姓ヲ賜フコト、源賀ガ傳ニ在リ、本朝ニテ源氏ハ、皆皇族ヨリ出ツ、同一義ナリ、

賜姓名

〔日本書紀十四雄略〕十六年十月、詔聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直、

〔續日本紀三文武〕大寶三年四月乙未、從五位下高麗若光、賜王姓、

〔續日本紀十七聖武〕天平十九年六月辛癸、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山、從八位上背奈廣山等八人、賜背奈王姓、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年十二月壬辰、渤海國人高多佛、賜姓名高庭高雄、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十一月廿日乙卯、太政大臣家令從六位下日置造久米麻呂、賜姓名菅原朝臣業利、

皇子賜姓

〔新儀式五臨時〕皇子給源朝臣姓事

若有皇子中可賜源朝臣姓之時、一代更降勅命、上卿奉仰令作勅書、先奏其草、次奏淸書、又復奏所司皆如恒典、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆六年二月庚申、勅諸勝、賜姓廣根朝臣、岡成、長岡朝臣、

〔皇胤紹運錄〕光仁天皇
- 桓武天皇 ― 長岡岡成（天皇春宮時誕生、延曆六、賜長岡朝臣姓、貫右京、弘仁六、更貫左京、）
- 廣根朝臣諸勝

○按ズルニ、皇子賜姓、始テ此ニ見ユ、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕長岡朝臣

正六位上長岡朝臣岡成、是皇統彌照天皇諡桓武之御東宮也、多治比眞人豐繼、爲女孺而供奉所生也、延曆六年、特賜姓長岡朝臣、貫於左京、續日本紀合、

廣根朝臣

正六位上廣根朝臣諸勝、是光仁天皇龍潛之時、女孺從五位下縣犬養宿禰勇耳、侍御而所生也、桓武

〔三代實錄 清和十四〕貞觀九年八月廿二日戊子、太皇太后宮宮主外從五位下直千世麻呂、齋院寮大初位下直伊勢雄等五人、賜姓直宿禰。○等字以下八字、據一本補、

〔續日本紀 聖武十七〕天平二十年五月己丑、右大史正六位上秦老等一千二百餘烟、賜伊美吉姓。

〔三代實錄 清和九〕貞觀六年八月八日壬戌、讃岐國多度郡人美作掾從六位下秦子上成、弟無位秦子彌成等三人、賜姓忌寸。本系出自秦始皇帝也、

〔續日本紀 文武二〕大寶二年九月乙酉、從五位下出雲狛、賜臣姓。

〔續日本紀 聖武十七〕天平十九年六月辛亥、正五位下背奈福信、○中略賜背奈王姓、○中略外從五位下出雲屋麻呂、臣姓。

〔續日本紀 光仁三十四〕寶龜七年八月癸亥、山背國乙訓郡人外從五位下羽栗翼、賜姓臣。

〔續日本紀 文武一〕二年八月戊子朔、茨田足島、賜姓連。

〔續日本紀 聖武九〕神龜元年五月辛未、正六位上久米奈保麻呂、賜姓久米連。

〔續日本紀 聖武十七〕天平二十年八月辛丑、賜外從五位下高市大國連姓。

〔續日本紀 孝謙十八〕天平勝寶三年十月戊辰、布勢眞虫、賜君姓、佐伯諸魚連姓。

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲二年七月乙酉、大初位下忌部越麻呂等十四人、賜姓連。

〔日本後紀 嵯峨二十〕弘仁元年十月戊子、河內國人從七位下勇山國島、正七位下家繼、正八位上眞繼、從八位下文繼等、賜姓連。

〔續日本紀 文武三〕大寶三年四月辛亥、從七位下和氣坂本、賜君姓。

〔續日本紀 孝謙十八〕天平勝寶三年十月戊辰、布勢眞虫、賜君姓。

〔續日本紀 稱德二十六〕天平神護元年十一月戊午朔、上野國甘樂郡人中衞物部蜷淵等五人、賜姓物部公。

〔續日本紀 文武三〕慶雲元年十月戊辰、幡文通、賜造姓。

賜加姓稱不賜氏

〔日本後紀桓武五〕延暦十六年三月癸卯、信濃國人外從八位下前部綱麻呂、賜姓安坂。

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁四年二月甲辰、賜伊豫國人勳六等吉彌侯部勝麻呂、吉彌侯部佐奈布留二人、姓野原。

〔續日本後紀仁明十一〕承和九年六月乙酉、讃岐國香河郡人戸主從六位上秦人部永職、戸主秦人部春世第十人、賜姓酒部。

〔續日本後紀仁明十三〕承和十年正月丁酉、上野國新田郡人勳七等犬養子羊、弟眞虎等二人、賜姓丈部。

○按ズルニ、本文茲歳三月丁酉ノ下ニモ見ユ、孰レカ誤アラム、

〔新撰姓氏錄左京神別〕藤原朝臣

正一位贈太政大臣不比等、天渟中原瀛眞人天皇謚天武十三年、賜朝臣姓。

〔續日本紀孝謙十七〕天平勝寶元年十一月辛卯朔、八幡大神禰宜外從五位下大神社女、主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年九月乙巳、弓削宿禰淨人、賜姓弓削御淨朝臣、中臣伊勢連老人、中臣伊勢朝臣、大津連大浦、大津宿禰、牡鹿連島足、牡鹿宿禰、

〔續日本紀稱德二十六〕天平神護元年三月癸巳、近江國坂田郡人粟田臣乙瀬、眞瀬、斐太人、池守等四人、賜姓朝臣。左京人散位大初位下尾張須受岐、周防國佐波郡人尾張豐國等二人、姓尾張益城宿禰、

〔續日本紀淳仁二十三〕天平寶字五年十月壬戌、內舍人正八位上〇正八位上四字原無、據一本補、御方廣名等三人、賜姓御方宿禰。

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年八月戊辰、從五位下昆解沙彌麻呂、賜姓宿禰、

〔三代實錄清和七〕貞觀五年八月八日戊辰、左京人外從五位下雅樂少允和邇部大田麻呂、賜姓宿禰、大田麻呂自言、天帶彦國押人命之後也、

〔三代實錄 九 清和〕貞觀六年八月八日壬戌、左京人、〇中略主殿大屬正六位上阿刀宿禰石成、〇中略賜姓良階宿禰、神饒速日命之裔孫也

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年十二月庚戌、美作國人從八位下白猪臣大足、賜姓大庭臣、

〔日本後紀 十二 桓武〕延曆廿三年十一月甲申、左京人從七位下大俣連三田次、賜姓大貞連、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年閏十二月戊申、大和國人從八位下大俀連福貴麻呂、賜姓大眞連、

〔續日本後紀 六 仁明〕承和四年四月丁酉、大和國人內藏史生大保〇保一本作俁連福山、賜姓大貞連、

〔續日本後紀 十 仁明〕承和八年四月乙巳、右京人勘解由主典正六位上縣主前利連氏益、賜姓縣連、神〇神原無、據一本補倭磐余彥天皇〇神武第三皇子、神八井耳命之後也、

〔播磨風土記 揖保郡〕越部里、舊名皇子代里土中々、所以號皇子代者、勾宮天皇〇安閑之世、寵人但馬君小津、蒙寵賜姓、爲皇子代君、而造三宅於此村、令仕奉之、故曰皇子代村、後至上野大夫結卅戶之時、改號越部里、一云、自但馬國三宅越來、故號越部村、

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年九月己未、山背國人堅井公三立等十一人、賜姓諸井公、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年七月戊寅、近江國栗太郡人木工大工正七位下小槻山公家島、賜姓興統公、

〔三代實錄 十八 清和〕貞觀十二年七月十九日己巳、阿波國三好郡少領外從八位上仕直淨宗等五人、賜姓佐伯直、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜二年六月丁巳、和德史龍麻呂等三十八人、賜姓大縣史、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年七月丙辰、山背國紀伊郡人從八位上金城史山守等十四人、賜姓眞城史、

〔續日本後紀 五 仁明〕承和三年三月辛酉、能登史生馬史眞主、近衞同姓貞主等、賜姓春澤史、其先百濟國人也、

〔續日本後紀 仁明一〕天長十年二月庚午、左京人圖書頭從五位上秋篠朝臣雄繼、右京人散位從七位上秋篠朝臣吉雄、賜姓菅原朝臣、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年十一月戊戌、近江國人彈正大弼島朝臣眞行、賜姓高生朝臣、其先觀松彥香殖稻天皇 昭○孝 之後也、

〔三代實錄 清和六〕貞觀四年三月己巳朔、右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄、賜姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後也、

〔三代實錄 清和九〕貞觀六年八月十七日辛未、右京人散位從五位上讃岐朝臣高作、右大史正六位上讃岐朝臣時雄、右衞門少志正六位上讃岐朝臣時人等、賜姓和氣朝臣、其先出自景行天皇皇子神櫛命也、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲三年五月乙未、從五位下吉備藤野和氣眞人清麻呂等、賜姓輔治眞人、外從八位上吉備藤野宿禰子麻呂、從八位下吉備藤野宿禰牛養等十二人、輔治能宿禰、近衞無位吉備石成別宿禰國守等九人、石成宿禰、

〔續日本紀 桓武三十八〕延曆四年五月戊戌、右京人從五位下昆解宿禰沙彌麻呂等、改本姓賜鴈高宿禰、

〔伊呂波字類抄 不姓氏〕文屋

大同四年正月、右衞門督兼右京大夫播磨守綿麻呂、改本姓三諸朝臣、賜三山朝臣姓、同六月、改三山、賜文室朝臣姓、

〔續日本後紀 仁明一〕天長十年二月丙戌、右近衞將曹伴林宿禰御園等四人、賜姓伴宿禰、

〔續日本後紀 仁明十四〕承和十一年十月庚辰、左京人玄蕃助從六位上日置宿禰眞淨、造輪田使主典大初位上繼、大初位上國長、大初位上益繼、无位淨海等、賜姓三統宿禰、

〔續日本後紀 仁明十八〕承和十五年三月庚申朔、河內國河內郡人大初位下秦宿禰世智雄、賜姓朝原宿禰、

〔三代實錄 清和二十五〕貞觀十六年二月廿三日癸丑、左京人中原眞人正基賜姓清原眞人、其先舍人親王之後也、

〔續日本紀 文武三〕慶雲元年十一月丙申、改從四位下引田朝臣宿奈麻呂姓、賜阿倍朝臣、

〔續日本紀 聖武十六〕天平十八年十月丁卯、從四位下下道朝臣眞備、賜姓吉備朝臣、

〔續日本紀 聖武十七〕天平二十年十一月己丑、下道朝臣乙吉備、直事、廣三人、並賜吉備朝臣姓、

〔續日本紀 孝謙二十〕天平寶字元年閏八月癸亥、夫人正二位橘朝臣古那可智、无位橘朝臣宮子、橘朝臣麻都賀、又〇又一本作父正六位上橘朝臣綿裳、橘朝臣眞姪、改本姓、賜廣岡朝臣、

〔續日本紀 淳仁二十二〕天平寶字四年二月壬寅、從五位下石川朝臣廣成、賜姓高圓朝臣、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲二年十一月丙申、從五位上賀茂朝臣諸雄、從五位下賀茂朝臣田守、從五位下賀茂朝臣萱草、賜姓高賀茂朝臣、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲三年五月庚辰、大和國葛上郡人正六位上賀茂朝臣清濱、賜姓高賀茂朝臣、

〔續日本紀 光仁三十五〕寶龜十年三月戊午、從三位高麗朝臣福信、賜姓高倉朝臣、

〔日本後紀 桓武十三〕大同元年正月壬午、左京人正七位上阿倍小殿朝臣眞直、從五位下阿倍小殿朝臣眞出等、賜姓阿倍朝臣、

〔日本後紀 嵯峨二十二〕弘仁三年二月辛亥、左京人從五位下阿倍長田朝臣節麻呂、從七位上阿倍長田朝臣高繼等八人、賜姓阿倍朝臣、

〔日本後紀 嵯峨二十二〕弘仁三年四月壬寅、右京人從七位上阿倍小殿朝臣大家、賜姓阿倍朝臣、

〔日本後紀 嵯峨二十二〕弘仁三年六月壬子、左京人從五位下秋篠朝臣上子、秋篠朝臣清子、右京人從五位下秋篠朝臣室成、從七位上秋篠朝臣宅成等、賜姓御井朝臣、

位下吉彌侯根麻呂等四人、下毛野公、

〔續日本紀 桓武三十七〕延暦二年三月戊戌、外正八位上吉彌侯間人、同姓總麻呂、並賜下毛野公、

〔日本後紀 桓武五〕延暦十五年十二月丙戌、陸奥國人外少初位下吉彌侯部善麻呂等十二人、賜姓上毛野陸奥公、

〔續日本紀 光仁三十六〕寶龜十一年五月甲戌、左京人從六位下莫位〇位或作姓、下同百足等一十四人、右京人大初位下莫位眞士麻呂〇呂下恐脱等字一十六人、並賜姓清津造、左京人從六位下斯臈行麻呂、賜姓清海造、右京人從七位下燕乙麻呂等一十六人、並賜姓御山造、正八位上韓男成等二人、賜姓廣海造、武藏國新羅郡人沙良眞熊等二人、賜姓廣岡造、攝津國豐島郡人韓人稻村等一十八人、賜姓豐津造、

〔續日本紀 光仁三十六〕寶龜十一年七月癸未、從八位下韓眞成等四人、賜姓廣海造、

〔續日本紀 桓武四十〕延暦八年五月庚午、信濃國筑摩郡人外少初位下後部牛養、無位宗守豐人等、賜姓田河造、

賜氏不賜加婆稱

〔續日本紀 聖武十七〕天平十九年正月壬辰、國見眞人眞城、改賜大宅眞人姓、

〔續日本紀 孝謙十九〕天平勝寶七歲四月丁未、從五位下丘基眞人秋篠等二十一人、更賜豐國眞人姓、

〔續日本紀 淳仁二十五〕天平寶字八年十月辛未、中務少丞正六位上大原眞人都良麻呂、賜姓淨原眞人、

〔續日本紀 稱德二十六〕天平神護元年三月甲辰、備前國藤野郡人正六位下藤野別眞人廣虫女、右兵衞少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人、賜姓吉備藤野和氣眞人、

〔續日本紀 稱德二十六〕天平神護元年六月丙寅、左京人大原眞人魚福等二人、賜姓波登理眞人、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲三年五月乙未、從五位下吉備藤野和氣眞人清麻呂等、賜姓輔治能眞人、

〔續日本紀 光仁三十二〕寶龜三年正月丁未、從五位下長谷眞人於保、賜姓文室眞人、

〔三代實錄 清和二十二〕貞觀十四年八月十三日辛亥、右京人有澤眞人春則等男女九人、賜姓文室眞人、

〔續日本紀 十七聖武〕天平十九年十月辛亥、正六位上市往泉麻呂、賜岡連姓、
〔續日本紀 二十一淳仁〕天平寶字二年九月己卯、右京人正六位上辛男床等一十六人、賜姓廣田連、
〔續日本紀 二十七稱德〕天平神護二年三月壬申、右京人正七位上昆河守、賜姓椎野連、從七位上科野石弓、石橋連、大初位上友母未吉足等五人、城篠連、
〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲三年四月乙巳、大和國添上郡人正八位下橫度春山、賜姓櫻島連、
〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲三年六月癸卯、攝津國菟原郡人正八位下倉人水守等十八人、賜姓大和連、
〔續日本紀 三十四光仁〕寶龜八年四月乙未、右京人從六位上赤染國持等四人、河內國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、遠江國蓁原郡人外從八位下赤染長濱、因幡國八上郡人外從六位下赤染帶縄等十九人、賜姓常世連、
〔續日本紀 三十六光仁〕天應元年九月癸亥、右京人正七位下菩麻呂等三人、賜姓吉水連、
〔續日本紀 三十七桓武〕延曆元年四月癸亥、右京人少初位下壹禮比福麻呂等一十五人、賜姓豐原連、
〔續日本後紀 四仁明〕承和二年正月己巳、左近衞戶島守、右兵衞同姓眞衆〇衆一本作魚等、賜姓安岑連焉、島守之先百濟國人也、
〔古事記 下履中〕此御世、〇中略比賣陀君等賜姓、謂比賣陀之君也、
〔續日本紀 八元正〕養老四年十二月己亥、詔除春宮坊少屬少初位上朝妻金作大歲同族河麻呂二人并男女雜戶籍、賜大歲池上君姓、河麻呂河合君姓、
〔新撰姓氏錄 右京諸蕃百濟〕百濟公〇百濟公三字原無、今據一本補、因〇因上恐有脫文、鬼神感和之義、命氏謂鬼室、廢帝〇淳仁天平寶字五〇五一本作三年、改賜百濟公姓、
〔續日本紀 二十六稱德〕天平神護元年三月丁未、越前國足羽郡人從五位下益田縄手、賜姓益田連、外從五

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年五月己卯、河內國高安郡人大初位下寺淨麻呂、賜姓高尾忌寸、

〔續日本紀三十七桓武〕延曆二年四月戊申、右京人從八位上大石村主男足等、賜姓大山忌寸、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年六月癸丑、正六位下吾稅兒、賜永國忌寸、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆六年七月戊辰、右京人正六位上大友村主廣道、近江國野洲郡人正六位上大友民曰佐龍人、淺井郡人從六位上錦曰佐周興、蒲生郡人從八位上錦曰佐名吉、坂田郡人大初位下穴太村主眞廣等、並改本姓、賜志賀忌寸、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年四月癸未、攝津國人從七位上乙麻呂等、給姓豐山忌寸、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年二月乙酉、山城國葛野郡人從八位上物集廣永、同姓豐守等、賜姓秦忌寸、

〔續日本紀一文武〕二年四月壬辰、侏儒備前國人秦大兄、賜姓香登臣、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年三月辛巳、陸奧國白河郡人外正七位上丈部子老、賀美郡人丈部國益、標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿倍陸奧臣、安積郡人外從七位下丈部直繼足、阿倍安積臣、信夫郡人外正六位上丈部大庭等、阿倍信夫臣、柴田郡人外正六位上丈部島足、安倍柴田臣、會津郡人外正八位下丈部庭虫等二人、阿倍會津臣、磐城郡人外正六位上丈部山際、於保磐城臣、牡鹿郡人外正八位下春日部奧麻呂等三人、武射臣、○中略苅田郡人外正六位上大伴部人足、大伴苅田臣、柴田郡人外從八位下大伴部福麻呂、大伴柴田臣、○中略並是大國造道島宿禰島足之所請也、

〔先代舊事本紀五天孫〕尾綱根命○中略

品太天皇〈○應神〉御世、賜尾治連姓、爲大臣大連、

〔續日本紀四元明〕和銅二年六月癸丑、從七位下殖栗物部名代、賜姓殖栗連、

〔續日本紀五元明〕和銅四年閏六月甲子、宗形部加麻麻伎、賜姓穴太連、

〔續日本紀九元正〕養老七年三月戊子、常陸國信太郡人物部國依、改賜信太連姓、

賜姓百濟朝臣、其先百濟國人也、

〔三代實錄 六 清和〕貞觀四年五月十三日庚辰、美濃國厚見郡人外從五位下行助教六人部永貞、讃岐少目從七位上六人部愛成、散位從七位下六人部行直等三人、賜姓善淵朝臣、天孫火明命後少神積命之裔孫、與伊豫部連、吹田連等同祖也、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁四年正月戊寅、大和國人從六位下物部福麻呂、賜姓廣澄宿禰、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年二月丙子、常陸國筑波郡人散位正六位上丈部長道、一品式部卿親王家令外從五位下丈部氏道、下總少目從七位下丈部繼道、左近衞大初位下丈部福道四人、賜姓有道宿禰、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年五月癸酉、右京人丹波權大目昆解宮繼、内豎同姓河繼等、賜姓廣野宿禰、百濟國人夫子之後也、

〔續日本後紀 五 仁明〕承和三年二月戊寅、和泉國人遣唐使准錄事縣主益雄、文散位文貞等、賜姓和氣宿禰、

〔三代實錄 八 清和〕貞觀六年五月十一日丙申、右京人因幡權掾正六位上物部門起、賜姓春道宿禰、

〔三代實錄 十四 清和〕貞觀九年四月廿五日甲午、伊賀權目正六位下韓人眞貞、賜姓豐瀧宿禰、其先任那國人也、

〔三代實錄 十四 清和〕貞觀九年十一月廿日乙卯、外從五位下行侍醫藏人眞野、賜姓坂上宿禰、後漢孝靈帝之後也、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜元年五月辛未、從五位下薩妙觀、賜姓河上忌寸、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年五月己丑、攝津國豐島郡人正七位上井手小足〇井手上恐脫秦字等十五人、賜姓秦井手忌寸、

古事類苑

姓名部三

姓氏下

賜氏及加號補

〔拾芥抄中本姓尸録〕高階寶龜四年癸丑、正四位上治部卿安宿、已賜高階眞人姓、是淨見原天皇(天武)皇子、太政大臣高市皇子之後胤也、

〔續日本紀二十二孝謙〕天平寶字二年六月甲辰、太宰陰陽師從六位下余益人、造法華寺判官從六位下余東人等四人、賜百濟朝臣姓、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年三月庚午、左京人從七位上前部虫麻呂賜姓廣篠連、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜七年五月庚子、正六位上後部石島等六人、賜姓出水連、

〔續日本紀三十七桓武〕延暦二年三月戊戌、從五位下吉彌侯横刀、正八位下吉彌侯夜須麻呂並賜姓下毛野朝臣、

〔日本後紀十二桓武〕延暦二十四年二月庚戌、大和國人正六位上曰佐方麻呂、近江國人正六位上曰佐人上賜姓紀野朝臣、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年八月己丑、山城國人正六位上高麗人東部黒麻呂賜姓廣宗連、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年七月乙丑、右京人正七位上和邇子眞麻呂等十二人、賜姓大神朝臣、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年五月丁巳、河内國人散位鴨部船主、武散位同姓氏成等、賜姓賀茂朝臣、速須佐鳴命之苗裔也、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年六月丙寅、備中介外從五位下余河成、右京大属正六位下余福成等三人、

古事類苑

姓名部三

姓氏下

若湯氣

四字訓姓四氏

五百木部　高安漢人　小椅馬創　辛島秦勝

四字音姓三氏

阿倍志斐　巨勢飛驒　秦加々牟

五字訓姓三氏

大神眞神田　中臣高良比　佐々岐山公

柄

上訓下音姓八氏

公使（クラム）　圓寛　毛乃　多布　下耳（シモニ）　土師　大師

三字訓姓五十六氏

中臣部　栗田部　三枝部　額田部　飛鳥部　日下部　身人部　秦人部　長谷部　猪名部
春日部　日根部　凡人部　倉椅部　荒田部　田髮部　湯坐部　葛原部　大私部　八俣部
神磯部　大田部　坂合部　大荒部　中臣藍　大中臣　大春日　凡河内　若湯坐　沙治田
海犬養　秦大屋　秦忌寸　秦川邊　秦小宅　上毛野　下毛野　上村主　下村主　小長谷
若帶孫　中臣凡　若麻續　六人部　舍人部　大原部　若櫻部　若倭部　大伴部　大屋子
荒田井　狛倉下　御手代　曳田部　狹長面（美作國讃甘宮氏之祖也）

三字音姓七氏

甘南備　多治比　阿須波　牟偈都　宇自可　阿佐波　阿刀岐

上二字音下一字訓姓十二氏

伊香原　宗我部（ソガ）　蘇宜部　品治部　伊福部　許世部　爲奈部　依智秦　印南部　佐沙前
宇治部　吉備部

上下訓中一字音姓一氏

馬師部

上一字訓下二字音姓二氏

和惠師（ヤマトエシ）　秦各務（ハタカヽミ）

上二字訓下一字音姓一氏

春枝　春苑　春良　千谷　小宅　小千　小家　小槻　息長　小瓜　小山　味酒　味眞
箭口　箭集　鷹集　依羅　忠世　當世　永世　常世　垂水　水取(モヒトリ)　鳥取　山代　物代　高
米　春米　柿本　槻本　榎本　槐井　車持　板持　深根　島根　眞根　衣縫　楯縫　射水
葛澤　鏡作　楷作　玉作　帶作　神川　神山　葛城　川俣　川邊　江沼　宗岡　三村
鵜養　犬養　山邊　秦堤(ツヽミ)　土形　滋岳　穴太　上道　下道　針間　苫連　文室　金刺　從
者　足羽　吳川　飽浪　伴林　西林　豐原　淸江　長瀨　山高　山道　風早　風見　竹野
稻景　白狛　栗原　飛鳥　利波　穗積　內藏　甚目　名草　宮處　浮穴　桑名　尾張
出雲　桑內　山口　川口　片山　角山　鈴鹿　熊代　井鹿　鹿取　河上　河瀨　河內　角
鹿　朝倉　麻幹　錦織　岡手　立明　新羅　是善　善淵　香室　韓室　常澄　永背　馬踏
殖栗　氏使　今來　熊漆　船遲　廣幡　屋代　金見　赤漆　黃文　屋形　水渟　村主
櫻島　八木　火撫　葦占　神社

二字音姓八十三氏

當麻　丹墀　佐伯　賀茂　依智　志斐　支岐　讃岐　志紀　多紀　阿岐　賀陽　伊陽　多
米　久米　番長　安倍　伊香　伊勢　伊豫　武庫　阿刀　阿保　巨勢　布勢　越智　和氣
佐太　波多　難波　布瑠　平群　余林　美努　吉備　陽胡　武射　武曇　登美　能登
奈良　巨賀　阿波　塔本　薩摩　壹志　吉志　都努　匝瑳　安濃　百寸　阿那　丹波　久
賀　甲賀　志賀　蘇賀　雲梯　印岐　伊吉　高志　曾禰　久利　八多　牟氣　各務　武藏
前福　西牟　氣多　宇治　志都　怡土　君子　伊福　壹陸　志知　壹岐　爲奈　武王

上音下訓姓十四氏

南淵　番御(ハンモ)　伊部　丸部　佐井　珍別(チンワケ)　伯根　阿那　阿孫(アヒコ)　香山　紀堤　壬生(ジンオフ)　伊公　奈

礒部　瓊部　占部　漆部　夜部　園部　堅部　猴部　忌部　綾部　俵部　鳴部　服部　私
部　丈部　的部　財部　幡部　秦部　田部　昧部　踰部　縣部　山部　出部　壬生　良岑
大枝　大和　大秦　大貞　大屋　大宅　大沼　大石　大里　大史　大火　大友　大鳥
太胖　大藏　大市　大辛　大桑　大椋　大田　大山　大神　大伴　田使　大村　大邊　大
井　大口　大後　島田　池田　梁田　埋田　蜂田　栗田　稗田　他田　矢田　竹田　益田
沙田　曳田　額田　高田　茨田　神田　麻田　山田　吹田　長田　岡田　黑田　坂田
均田　善道　常道　春道　典道　眞道　清道　川道　下道　宮道　有道　大日　道祖　道
守　清峯　清瀧　清內　清澄　清科　清宗　清春　清瀨　清岡　清身　清海　清山　清淵
清江　間人　藏人　神人　漢人　舍人　客人　酒人　宗人　邑人　唐人　大戸　和戸
噉戸　酒戸　子戸　神戸　結戸　津守　播守　橘守　坂舍　坂上　坂本　坂井　長井　平
松　湯坐　幷栗　羽栗　羽林　羽於　井上　山於　爪工　穴椅　御長　御船　御使　御春
御館　御輔　御室　御宗　御井　御野　弓削　茅囷　我孫　惟良　三國　三善　三島
三統　三尾　三津　滋野　菅野　松野　安野　眞野　小野　北野　吉野　永野　與野　貞
野　水野　蕨野　河野　栢野　科野　大野　朝野　貫野　藤井　石井　石戈(チカラ)　石川　石作
石上　堂咋(トノムカシ)　白馬　高生　丹生　菅生　滋生　栗前　山前　檜前　高島　榮島　漆島
羽咋　酒井　遠市　高市　石栗　釆女　麻績　淺井　秦長　岡屋　葦屋　長岑　長岡　時
岡　忠岡　日本　荒木　船木　矢木　葛木　木津　豐津　豐階　良階　高階　廣階　稻城
日置　高橋　高岑　高村　高岡　高向　高根　高篠　飯高　百濟　有宗　廣宗　歌宗
近宗　忠宗　燒宗　山村　安遲　膳伴　倭土　村國　豐國　辛國　國中　國瀨　生江　螺
江　藤江　若江　横江　堀江　大江　夏身　凡海　淡海　忍海　春海　春瀧　春澄　春日

〔安齋隨筆前編十二〕一豐臣氏　橘嘉樹云、秀吉初〆平と稱し、又藤原と稱し、後豐臣と稱す、平と稱し、藤原と稱せしに據れば、豐臣は朝臣なるべし、然れども舊記に豐臣朝臣と書たるを未ﾚ見云如何、　貞丈云、秀吉は本匹夫の子也、故に姓尸なし、姓尸は天子より賜る者也、國史に賜二藤原朝臣姓一、賜二朝臣姓一とある是也、豐臣は賜たるに非ず、秀吉が自作なるゆへ尸なし、姓名錄抄に、無ﾚ尸姓と云部あり、豐臣も無ﾚ尸の姓とすべし、尸を書べからず、又云、秀吉無ﾚ姓が故に、僞て或は平と稱し、或は藤原と稱せし也、此僞作姓に據て、豐臣も尸は朝臣なるべしと云は誤也、(姓氏尸ノコト、別ニ辯アリ、今世俗ニ從テ姓尸ノ二字ヲ用テ云ナリ、古義ハ別冊ニアリ、)

〔塵添壒囊抄十三〕出家輩不ﾚ存二俗姓一事

〇〇〇〇〇〇〇〇无ﾚ氏、程ノ凡下モ、已ニ釋氏ト成テ、氏ヲ儲ル上ハ、強チニ不ﾚ可ﾚ卑、

〔姓名錄抄〕一字訓姓七十二氏

源　橘　平　笠　船　伴　常ツネ　和ヤマト　臺　都　秦　綾　藏　林　神　文　太　國　郡　縣

財　園　末　語　晧　民　山　海　河　膳　狩　贄　錦　別　金　館　狛　宮　於　仲

下　道　上　長　馬　宗　寺　楢　堤　吳　度　津　内　路　通　求　舟　裳　食　湊

凡　工　雲　貞　良　埶　私　勝

一字音姓七氏

紀　金　鄭　珍　戸　丁　王

二字訓姓五百六十八氏

藤原　菅原　清原　大原　朝原　家原　井原　中原　美原　桑原　時原　春原　廣原　廬原　葛原　水原　柏原　畑原　慧原　宮原　石原　蓼原　在原　刑部　齋部　守部　錦部

膳部　物部　西部　借部　鼉部　鳥部　茜部　門部　人部　廉部　雀部　椋部　家部

婢廿五人
婢飯虫咩年卅四
婢伊蘇賣年卅三已上二人、山背國綴喜郡田作里戸主粟國加豆頁部人麻呂戸口、
奴人足年廿八一人、山背國綴喜郡山本里戸口錦部田鬮戸口、○中略
以前買於東大寺賤等歷名如件、謹以解、
天平勝寶元年十一月三日

○按ズルニ、奴婢ハ姓無キモノナルコト、此文ニテモ明ナリ、

〔難太平記〕一神代には、唯二人の子なりけめども、其子孫さま〴〵生れもてきて其末々、或國王大臣、或民百姓となるぞかし、いやしく世の爲無益の人は、田を作人につかへなどせしより氏なき者に成來けり、今も我等事は、わづかに父の世ばかりこそ知侍れ、二三代の祖の事などは、つやつやしらねば、終に我子孫は、必定氏なき民とおなじ者になりぬべし、

〔戴恩記上〕ある時、秀吉公いつも御參内の時、御裝束めしかへらるゝ、御中やど、施藥院にて曰、我尾州の民間より出たれば、草かるすべは知たれども、筆とる事はえ知らず、もとより歌連歌の道にはなをとをしといへども、不慮に雲上の交をなす、但わが母わかき時、内裏のみづし所の下女たりしが、ゆくりかに玉體にちかづき奉りし事あり、その夜の夢に、いく千萬の御はらひ箱、伊勢より播磨をさして、すき間もなく天上をとび行、又ちはやぶる神のみてぐらてにとりてと云、御夢想を感じて、われを懷胎しぬ、〇中略いまかやうの冥加にや、おもはずに貴き身には成ぬれども、父なければ氏姓なし、草かりの成のぼりたる身なれば、いにしへのかまこの大臣の御なをよすがにて、藤原氏をやのぞみみんと申されしかば、いとやすき事なりとて、近衞殿より其御はからひ有ける時、〇下略

六七百年以降は、苗字といふものいで來つ、氏と苗氏と混雜して、姓を唱ることのなければ、姓氏はありてもなきが如し、去かはあれども昔姓氏の正しきときにも、稀には姓のなきもありそは無姓者某と書きたり、三代實錄九四十仁和二年冬十月の條下云、三日戊午、勅无姓者、其名清實、賜姓滋水朝臣、貫右京一條、これなり、清實元來姓なきにあらず、十ヶ年以前、罪ありて屬籍を削られ、その身庶人になりしかば、姓氏なし、この日賜りし滋水は氏なり、朝臣は姓なり、又聞見の隨記錄するに、姓氏のしれざるものは不知姓某と書ことあり、中右記大治五年十一月の條廿三日云々、常陸清原近宗、安房不知姓實信云々是なり、右に見えたる清原は氏なり、清原氏は異人の姓なれども、この時世は苗字を唱るものも多くなりしかば、氏のみ唱て姓を省くが恒になりぬ、○中略庶人は昔も姓(かばね)なし、

〔續日本紀十一聖武〕天平五年六月丁酉、多褹島熊毛郡大領、外從七位下安志託等十一人、賜多褹後國造姓、益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人、多褹直、能滿郡少領外從八位上粟麻呂等九百六十九人、因居賜直姓、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年五月己未、筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向七國、无姓人等、賜所願姓、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年十二月乙卯朔、出羽國河邊郡百姓外從五位下勳八等奈良己智豐繼等五人、賜姓大瀧宿禰、其先百濟國人也、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年八月十七日丁丑、无姓安岑、春岑等二人、賜姓有良朝臣、

〔東大寺奴婢籍帳〕東大寺大宅可是麻呂□、□籍帳案天平勝寶元年

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解申貢進賤事

合陸拾壹人

奴卅六人

無姓

茨田勝(ムハラタ)　奈具勝　國覓　阿多隼人　阿祇奈君　三宅人(ミヤケ)　葛原部　吉彌侯部　宍師神主(アナシノ)　香太部　榎本(エノモト)　足羽(アスハ)　西(ニシ)　上　財　長(チャウ)　言　良　貞　都(ミヤコ)　下　面　綺

〔玄同放言 三上〕姓名稱謂

按するに、拾芥抄(中卷之上)無尸姓と題したる、五十六氏の中に、天神地祇天孫といふ姓あるは、こゝろ得がたし、こは實熙公、ゆくりなく姓氏錄の神系を見損じ玉へる歟、何となれば、姓氏錄に、神別と題せしは、神世より別れたる姓氏なり、その神別にも、天神より別れたるあり、地祇より別れたるあり、天孫より別れたるあり、〇中略この外に天神地祇天孫といふ姓氏あることを聞す、かばねと姓は異なるものにしたまひしと、天神地祇天孫を姓なりと見玉ひしは、またく千慮の一失にもやおはすべからん、

〔新撰姓氏錄 山城國皇別〕今。木。

道守同祖、建豐羽頰別命之後、

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃 百濟〕賈氏

同〇百濟國人賈義將之後也、

半。毗。氏

同國沙半王之後也

〔新撰姓氏錄 未定雜姓 河內國〕伊。氣。

同命〇豐城入彥命四世孫、荒田別命之後者、不見、

〔續日本紀 十七 聖武〕天平十九年六月辛亥、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山、從八位上背奈廣山等八人、賜背奈王。姓。、外從五位下茨田弓束、從八位上茨田牧野、宿。禰。姓、外從五位下出雲屋麻呂、臣。姓。、

〔玄同放言 三上〕姓名稱謂

ればなにのめづらしくいみじきことかはあらむ、

〔技養錄一〕常姓

萬姓統譜、張、王、李、趙、曰常姓、此猶本朝源平藤原橘之類也、又按千百年眼、加劉謂之五大姓、

〔官職秘抄上〕太政官

六位史(○中略)　外記史不任四姓(源平藤橘)

〔薩戒記〕應永卅二年正月廿九日庚子、除目中夜也、(○中略)今度依有所存、以藤原申目、執筆如案改藤井宿禰給、此事有口傳、以藤原改藤井、以源改原、以橘改立花、以平改平群者例也、然而以四姓申目文非難書、仍改之任也者、故實也、

〔羅山集四〕賦日東曲十首

問海上僧、僧多不能答、時辛酉(○明洪武十四年、我弘和元年、)冬十月也、(○中略)

其二

藤橘源平族四家、連城甲第競豪華、治書省內多官使、黃牒紛々簇五花、(藤橘源平、國中四大姓、○下略)

無尸之姓

〔姓名錄抄〕無尸姓

品治　遠澤　漆島(○漆一本作淺)　尾塞(○塞一本作寒)　丸部　十市　各務　風早　早可　吉身　鷹取　帯玉(○玉一本作壬、下文拾芥抄同、)　都保　牟久　內原　浮穴　國覔　赤漆(○漆一本作染)　穴太　穴師　沙田　公子　城上　靭連　美努　御浦　不知山　五百井　上　財　長　咟　良　貞　都　下

〔拾芥抄中本姓尸雜〕無尸姓

品治　天神　地祇　遠澤(或朝臣)　漆島(或朝臣)　尾塞　丸部　十市　各務　風早　早可　吉身　鷹取　帯壬　牟久　內原　美努　赤染(或朝臣)　穴太　穴師　浮穴　吉志　沙田　天孫　公子　城上　靭連(或朝臣)　鴨君　御浦　多智　不知山(又朝臣)　五百井(或朝臣)　膳大伴

〔塵添壒囊抄七〕百數事

或人ノ說ニ、百姓トハ本朝ノ源平藤橘四姓、分レテ百姓ト成ル、其內廿氏ハ公家、八十氏ハ武家也、仍テ物ノ武ノ八十氏ナンド云ト、又此由注セル物モ侍ベリ、然共難信用說也、

〔南留別志四〕一四姓といふ事は、天竺にある事なり、源平藤橘を四姓といひたるは、佛法を信ずるあまりに、何事も天竺の事をよしと思ひて、それに擬していへるなり、はてはかた田舍の人は、此四つより外は姓はなしと思ひて、外の姓の人も、皆此四つの內にあらためたれば、今はまことに此四つより外はなきやうになりたり、安倍、伴、朝原、丸子、巨勢、高階、春日、滋野、滋岳、笠、苅田、葛城、葛井、御船、當麻、賀茂、家原、御輔、佐伯、都、布瑠、高丘、三原、三善、大原、粟田、田部、島田、田中、高橋、菅野、錦部、豐階、志紀、御室、布勢、秦、槻本、若安、早部、朝野、蕃良、六人部、都努、賀陽、五百木部、安濃、飛鳥戶、川上、石川、鵜養、吉野、猪甘、茨田、手島、坂合、丹羽、稻置、飯高、大坂、五百庵、波多、黑川、長谷部、川邊、蘇我、雀部、治田、櫻井、服部、岸田、平群、佐和良、坂本、日下部、阿毘古、春日部、三枝、稻木、土形、大石などの類は、姓なりといふ事は大かたはしらで、四姓の內になりたるおほかるべし、

〔玉勝間二〕姓氏の事

よに源平藤橘とならべて四姓といふ、源平藤原は、中昔より殊に廣き姓なれば、さもいひつべきを、橘はしも、かの三うぢにくらぶれば、こよなくせばきを、此かぞへのうちに入ぬるは、いかなるよしにかあらん、おもふに嵯峨天皇の御代に、皇后の御ゆかりに、尊みそめたりしならひにやあらむ、かくて此四姓のことは、もろこしぶみにさへいへる、そはむかし、こゝの人の物せしが語りつらむを聞て、しるしたなるを、かしこまでしられたることゝ、よにいみじきわざにぞ思ふめる、すべて何事にまれ、こゝの事のかしこの書に見えたるをば、いみじきことにおもふなるは、いとおろかなることなり、すべてかの國の書には、その國々の人の語れる事を、きけるまゝにしるせ

四姓

輔棟貞之女、

〔日本紀略宇多〕仁和三年十一年十七日丙戌、天皇卽二位於大極殿一、以二親母王氏女王〇班子一爲二皇大夫人一、

〔大鏡一〕つぎのみかど、亭子のみかど〇宇多と申しき、小松のみかど〇光孝の第三の王子なり、〇中略王〇。じ〇。じ〇。うなどきこえて、殿上人にておはしましける時、〇下略

〔榮花物語一月宴〕朱雀院は、御子たちおはしまさゞりけり、たゞ王〇。女〇。御ときこえける御はらに、えもいはず、うつくしきをんなみこ一所ぞおはしましける、

〔源平盛衰記一〕平家繁昌幷德長壽院導師事

高望王ノ時、寛平元年五月十二日ニ、始テ平姓ヲ賜テ、上總介ニ成給シヨリ以來、忽ニ〇。王〇。氏〇。ヲ〇。出〇。テ〇。人〇。臣〇。ニ〇。連〇。ル〇。、

〔日本紀略後一條十四〕長元四年正月十七日乙丑、今日以二外記一遣二式部卿敦平親王家一、去五日叙位、良國王〇大藏種材子叙二四位一、件人有二殺害犯一之上、已非二王〇。氏〇。一、令レ毀二彼位記一、被レ問二根元一、

〔下學集下數量〕四姓天竺四姓者、刹利、王種、婆羅門、有名(有名二字恐有レ誤)毘舍、商賈、首陀、農人、日本四姓者、源、平、藤、橘是也、今俗謂二之四家氏流一也、

〔釋氏要覽上姓氏〕天竺種姓有四、一者刹帝利、[illegible]二者婆羅門、[illegible]三者吠舍、[illegible]四者首陀、[illegible]

〔運歩色葉集志〕四姓、日本源、平、藤、橘、天竺刹利王種 波羅門淨志 毘舍商賈 首陀農人 唐土士、農、工、商、

〔增補下學集上人倫一〕源、平、藤、橘是曰二四姓一

〔多々良問答一〕一臣下姓事

文武ノ御宇、神職ニ預カル人ハ中臣トツク、又朝廷ニ預ル人ハ藤原トツク、又源平橘ハ王氏ノ流、又藤氏ハ神代以來臣職也、

源平藤橘、此四姓ヲ高貴ノ姓トシテ候也、

〔式目抄六〕日本四姓ハ、源平藤橘、分レテ百姓トナル、

姓、嵯峨天皇時、皇太子外、諸子賜姓、其後天子曾孫必賜姓、凡姓氏者、爲人臣例也、

〔職原抄上〕神祇官

伯一人 ○註略

昔者諸氏混任、或又大中臣氏任之、中古以來、花山院御子彈正尹淸仁親王後胤相續、他人不任之、彼流四五品之時給源姓、雖任中少將等、任伯之日復于王氏、是近例也、

〔百寮訓要抄〕神祇官

伯○中略中古以來は、王氏とて、姓も給らぬ今の伯が爲任る也、○中略大方王孫は四姓にて、五代に餘りぬれば王の數にもあらず、今は數代の王孫なれば、只姓を給らぬ計にて、淸花の家にはあらず、其御後と申計にて、王孫のよし也、

〔日本書紀天武二十九〕八年正月戊子、詔曰、凡當正月之節、○中略其諸王者、雖母非王姓者莫拜、

〔續日本紀桓武三十七〕延曆二年九月丙子、近江國言、除王姓從百姓戶五烟、口一百一人、戶主槻村、井上、大岡、大魚、勳神等五人、並山村王之孫也、其祖父山村王、以去養老五年編附此部、自爾以來、子孫蕃息、或七八世、分爲數烟、依格六世以下、除承嫡者之外、可科課役、望請承嫡之戶、遷附京戶、自餘與姓科課、於是下所司、檢皇親籍、無山村王之名、仍從百姓之例、但不與眞人之姓、

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符

不可輙改王之姓事

右被右大臣宣偁、奉勅、如聞頃年之間、京職恣改王姓、輙著籍帳、積習爲常、於事商量、深非道理、自今以後、不得更然、先注所願之姓申官、待報然後改之、

延曆十一年七月三日 ○又見類聚國史

〔三代實錄淸和二十三〕貞觀十五年四月廿一日乙卯、是日賜親王八人源氏、○中略皇子貞純、母王氏、中務大

王姓

阿刀連

同上

〔新撰姓氏錄 攝津國神別〕阿刀連

神饒速日命之後也

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年十二月戊午、攝津國豐島郡人左衞門府門部正八位上迹連繼麻呂、式部位子從八位下勳八等迹連成人、武散位正六位上迹連淨足、式部位子少初位下迹連淨水等七十人、除迹字賜阿刀連姓、高祖從七位上阿刀連生羽也、祖父從七位上乙淨、天平年中、誤以迹一字爲姓矣、檢庚午年籍復本姓焉、

〔日本靈異記 下〕智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第卅九

尺善珠禪師者、俗姓跡連也、負母之姓而爲跡氏也、○跡扶桑略記作安都

〔釋日本紀 十五 述義〕私記曰、案調連淡海、安斗宿禰知德等日記云、○下略

〔文德實錄 八〕齊衡三年九月庚戌、宮主外從五位下卜部雄貞、神祇少祐正六位上業基等、賜姓占部宿禰、

〔多々良問答 一〕一王氏事（王氏トテ、只某王ト稱スル事、當時伯ナド其分、又敍位之時、王氏ノ爵トテ、必敍爵スル事候、是等ハ只諸王ト稱之候、无別之姓候、）

〔多々良問答 四〕一和歌作者に、兼見王などのごとき王字を加られ候、是は王氏とて、姓をいまだ給はられ候はぬ人候哉、此たぐひ多候、如何、

四姓無位トテ、王孫四世ニ及候ヘバ、皆無位候、仍某ノ王ト稱テ、爵ヲ申請候ナリ、敍位ニ、必王氏ノ爵トテ申候モ、或寬和御後（御子孫也）、天曆ノ御後ナド、某帝ノ御子孫共ノ爵ヲ被申ニテ、當時伯モ源ノ姓ヲ賜候ヘドモ、伯ニ成候時ハ、王氏ニカヘリ候、

〔異稱日本傳 上 一〕本朝風、天子無姓、天子孫子稱王氏、按三代實錄曰、王號乃止於五世、至于六世別賜

ふべからずとおもへど、それはたゞかよはしかけるあり、今そのひとつをいはんに、

續日本紀卷二、文武大寶元年令僧辨紀還俗、代度一人、賜姓春日倉首名老、授追大壹、

同六、元明和銅七年授正六位上春日椋首老從五位下、

懷風藻、從五位下常陸介春日藏老、

倉椋藏、文字はかはれど、いづれもクラとよむなり、

〔古語拾遺〕至于淨御原朝、天武改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、中略其三曰宿禰、以賜齋部氏、

〔日本書紀二十九天武〕十三年十二月己卯、忌部連中略賜姓曰宿禰、

〔古事記上〕布刀玉命者忌部首等之祖

〔日本逸史十二桓武〕延暦二十二年三月乙丑、右京人正六位上忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部、古記引國史云

〔古事記傳十五〕此はたゞ字を改めたるなり、凡て古は姓名なども、文字は心に隨せていかにも書るを、此ころは既に其も定まれるなり、

〔日本書紀三十持統〕元年八月己未、天皇使直大肆藤原朝臣大島、直大肆黄書連大伴、請集三百龍象大德等於飛鳥寺、奉施袈裟人別一領、　七年三月庚子、賜直大貳葛原朝臣大島賻物、

〔釋日本紀二十二秘訓〕葛原朝臣私記曰、藤原、

〔懷風藻〕從五位下上總守伊支連古麻呂一首詩略

○按ズルニ、伊支本書ノ目錄ニハ雪ニ作レリ、

〔萬葉集十五〕到壹岐島、雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌一首、幷短歌、歌略

〔新撰姓氏錄山城國神別〕阿刀宿禰

石上朝臣同祖、饒速日命孫、味饒田命之後也、

同姓異氏

正六位上土師宿禰諸主等、賜姓大枝朝臣、其土師氏、總有四腹、中宮○桓武母后母家者、是毛受腹也、故毛受腹者、賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣矣、

〔續日本紀 四十 桓武〕延暦十年正月癸酉、春宮亮正五位下葛井連道依、主税大屬從六位下船連今道等言、葛井、船、津連等本出一祖、別爲三氏、而今津連等、幸遇昌運、先賜朝臣、而道依今道等、猶滯連姓、方今聖主照臨、在幽盡燭、至化潜運、稟氣歸仁、伏望同沐天恩、共蒙改姓、詔許之、道依等八人、賜姓宿禰、今道等八人、因居賜宮原宿禰、又對馬守正六位上津連吉道等十人、賜宿禰、少外記津連巨都雄等兄弟姉妹七人、因居賜中科宿禰、

〔續日本紀 四十 桓武〕延暦十年四月戊戌、左大史正六位上文忌寸最弟、播磨少目正八位上武生連眞象等言、文忌寸等、元有二家、東文稱直、西文號首、相比行事、其來遠焉、今東文擧家、既登宿禰、西文漏恩、猶沈忌寸、最弟等幸逢明時、不蒙曲察、歷代之後、申理無由、伏望同賜榮號、永貽孫謀、有勅責其本系、最弟等言、漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗、轉至百濟、久素王時、聖朝遣使、徵召文人、久素王、卽以狗孫王仁貢焉、是又武生等之祖也、於是最弟及眞象等八人、賜姓宿禰、

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年十二月乙未、諸陵少允正六位上中科宿禰直門、左少史從七位下同姓繼門等、賜姓菅野朝臣、津連之別姓也、

〔延喜式 二十二 民部〕凡勘籍之徒、或轉蝮部姓注丹比部、或變永吉名爲永善、如此之類莫爲不合、

〔難波江 六〕姓氏文字不書一

すべてこと葉かよへば、文字はいづれの文字をかきても、もとより假字なればよろし、されど古事記には此詞をば此假字、日本紀には彼詞には彼假字とやうに、その書毎に、おのづから分別もありげなれど、おのれいまだ一々にはおしきはめず、そも／＼姓氏などは、彼此自他混同すまじき爲に、その名目もあるものならむに、こと葉かよへばとて、いづれの文字書にてもよろしとい

〔職原抄上〕神祇官
大副○中略　大中臣、齋部、卜部、三姓之人任之也、○中略
祐○註略　以前三姓、及中臣氏等任之、中臣者、本大中臣一種也、中臣清麻呂任右大臣之時、初加大字、然其庶子有不給大之族、彼等苗裔、猶稱中臣也、

〔續日本紀五元明〕和銅五年十二○二誤一月乙酉、從三位阿倍朝臣宿奈麻呂言、從五位上引田朝臣邇閇、正七位上引田朝臣東人、從七位上引田朝臣船人、從七位下久努朝臣御田次、少初位下長田朝臣大麻呂、无位長田朝臣多祁留等六人、實是阿倍氏正宗、與宿奈麻呂無異、但緣居處、更成別氏、於理斟酌、良可哀矜、今宿奈麻呂、特蒙天恩、已歸本姓、然此人等、未霑聖澤、冀望各正別氏、俱蒙本姓、詔許之、

〔續日本紀七元正〕養老元年八月庚午、正三位安倍朝臣宿奈麻呂言、正七位上池田臣萬呂、本系同族、實非異姓、追尋親道、理須改正、請賜安倍池田朝臣姓、許之、

〔續日本紀十聖武〕神龜四年十二月丁丑、正三位縣犬養橘宿禰三千代言、縣犬養連五百依、安麻呂、小山守、大麻呂等、是一祖子孫、骨肉孔親、請共沐天恩、同給宿禰姓、詔許之、

〔續日本紀三十七桓武〕延曆元年五月癸卯、少內記正八位上土師宿禰安人等言、臣等遠祖野見宿禰、造作物象、以代殉人、垂裕後昆、生民賴之、而其後子孫、動預凶儀、尋念祖業、意不在茲、是以土師宿禰古人等、前年因居地名、改姓菅原、當時安人、任在遠國、不及預例、望請土師之字、改爲秋篠、詔許之、於是安人兄弟男女六人、賜姓秋篠、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆四年八月癸亥朔、右京人土師宿禰淡海、其姊諸主等、改本姓賜秋篠宿禰、

〔續日本紀四十桓武〕延曆九年十二月壬辰朔、詔曰、○中略宜朕外祖父高野朝臣、○中略乙祖母土師宿禰、○中略並追贈正一位、其改土師氏爲大枝朝臣、○中略亦宜菅原眞仲、土師菅麻呂等同爲大枝朝臣矣、

〔續日本紀四十桓武〕延曆九年十二月辛酉、勅外從五位下菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等、並賜姓朝臣、又

同宗異姓

〔中臣氏系圖〕中臣糠手、子大連公生二男〇中略

二男中臣朝臣許米被賜朝臣姓、阿朗神田臣之女腹、

右太政官、〇中略貞觀二年九月二日下省〇民部符偁、得散位從八位上中臣朝臣福成解偁、福成本自負中臣姓、供仕公途、既經年序、而去齊衡三年十月廿日、中臣氏人等、稱非同族、即申官除弃籍帳已了、厥後福成忽焉失姓、愁吟之至、莫甚於斯、望請殊沐恩澤、蒙賜惟岳宿禰姓、依舊被編右京九條二坊、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請者、省宜承知、依宣行之者、自此之外、曾無愁申之人、然則件許米子孫之外、不可有中臣朝臣姓、

〔日前國懸兩大神宮書立上〕紀氏國造元本之事

紀氏は、國造家元本ニ而、京家之紀氏は、國造家より後に出來候ものに御座候、景行天皇御時、屋主忍男、武雄心命を紀伊國に遣して、神祇を祭らしめ給ふ時、武雄心命、阿備柏原に留りて、國造第六代宇遲比古の娘影姬を娶て、武內宿禰を生候事、日本紀古事記等に相見候而、京家之紀氏は、武內宿禰を以元祖と致候事にて、國造家の紀氏とは別流に御座候、但し前條之通、奉世〇三十八代國造に男子無之故、習行義を養子として家督致し候て、國造職勅任有之候、行義は武內宿禰より廿一代之苗裔に付、此時初而京家之紀氏と血脈相交申候、紀氏大系圖に、行義は紀伊日前宮國造始也と有之候は、誤に而御座候、

〔類聚名物考姓氏三〕父子姓尸を異にす

父子なれども、姓とかばねと同じからざる有、但し後世の養子義子の姓を冒すが如くならず、かばねも姓も、時として天子の特命にて改め玉ふ事あればなり、

〔續日本紀一文武〕二年八月丙午、詔曰、藤原朝臣〇鎌足所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者、緣供神事、宜復舊姓焉、〇中略

削氏は、天日鷲翔矢命の裔に屬る本よりの氏なるを、後に物部氏の人の由を複れて、物部弓削連と稱れるなども、縁有しによりてなり、また服部部連は、天御桙命の神世より仕奉れる職に屬る本よりの氏なるを、允恭天皇の御世に、殊なる所以ありて、別なる系の人に服部連の姓を賜へるは末なり、また額田部連は、天津彦根命の御孫にて、此は允恭天皇の御世に、額に町形の廻毛ある馬を獻れるより賜へる氏にて、これ事の本なれば、明日名門命の御裔の額田部氏は、後に由有て賜へるにて、末なることと灼焉し、此類あまた有て、よく其本末を明め置では、解がたき事多ければ、等閑に思ふこと勿れ。

〔多々良問答　二〕一散位從四位下賀茂縣主雅久事

縣主の事、賀茂の戸のごとく、彼衆中に用之、但朝臣と書も有と云々如何、皆如此候、此社司等ニハ、朝臣ノ字有ベカラズ候、陰陽家ノ賀茂ハ、朝臣ニテ候也、

〔新撰姓氏錄　序〕勝寶年中、特有恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、

〔古史徵　一夏〕此は勝寶年中に、諸蕃人の裔等が、願ふまに〳〵姓氏を賜へりし故に、前より有し姓と、後に蕃種に賜へる姓と、文字の同じき有て、皇國人の末と、蕃人の裔との氏族に相紛れ、疑ふべき事の出來しと云るなり、其は山城國天孫部に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也とある、是前よりの氏なるに、御紀に天平勝寶八年七月、河內國石川郡漢人廣橋刀自賣等十二人、賜山背忌寸姓とあり、此餘蕃別に、日置、檜前、高野、大伴、爲奈部、六人部など云姓氏あるは、皆天神天孫の高く貴き氏々なるを、蕃人の裔等に許し賜へる事は、いはゆる蕃俗和俗相疑はしむるにて、甚も慨き事なりかし、但し此は、此御世に始て有し事にもあらず、是より前にも、蕃人に本より賜へる姓を、蕃種に賜へる事もこれかれ見えたれども、此御世には、殊に然る事の多かりけむ、故に此御世に係て序されたるにぞ有べき。

〔續日本紀　二十四淳仁〕天平寶字七年十月丙戌、參議禮部卿從三位藤原朝臣弟貞薨、弟貞者、平城朝左大臣正二位長屋王子也、○○○○中略勝寶八歲、安宿黃文謀反、山背王陰上其變、高野天皇孝謙○嘉之、賜姓藤原、名曰弟貞、

同姓異出

火明命十七世孫、呉足尼之後也、山猪子連等、仕奉上宮豐聰耳皇太子(〇聖德)御杖代、爾時太子巡行山城國、于時古麻呂家、在山城國久世郡水主村、其門有大榎樹、太子曰、是樹如室、大雨不漏、仍賜榎室連、

〔新撰姓氏錄 左京神別〕大貞(〇貞一本作眞)連

速日命(〇連上恐脫饒字)十五世孫、珍(〇珍一本作弥)加利々大連之後也、上宮太子攝政之年、任大椋官、于時家邊有大俣楊樹、太子巡行卷向宮之時、親指樹問之、即詔阿比大連、賜大俣連、四世孫正六位上千繼等、天平神護元年、改字賜大貞連、

〔續日本紀 十二聖武〕天平八年十一月丙戌、從三位葛城王、從四位上佐爲王等上表曰、(〇中略)葛城親母贈從一位縣犬養橘宿禰、上歷淨御原朝廷、(〇天武)下逮藤原大宮、(〇文武)事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、和銅元年十一月二十一日、供奉擧國大嘗、二十五日御宴、天皇譽忠誠之至、賜浮杯之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉共競光、交金銀以逾美、是以汝姓者、賜橘宿禰也、

〔諸神根元抄 上〕春日社

神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名張郡夏身鄉一瀨河ニテ御沐浴、以鞭爲驗立給、成樹生付了、自其渡御同國薦生中山、數月御、時風秀行等仁、燒栗各一賜而宣云、汝等子孫、無斷絕可我ニ仕ル者、其栗殖ヘンニ必可生付、即生付了、因之始號中臣殖栗連、

〔古史徵 一夏〕此處にいさゝか、姓氏錄を讀まむ人々の、別に心留めおかずは思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす、(〇中略)中臣氏と稱る氏は同して、祖は異なるを、其氏々に本末ある事は、中臣氏の中臣は、中執持て云言の約れるにて、(師説と異なり、古史傳に委く註せるを見るべし、)神と皇との御中執持つ、兒屋根命の子孫に屬る本よりの氏なるを、其外にも中臣某と云姓これかれ見えたるは末なり、(こは中臣氏に殊なる緣有しか、或は其家ならねども、別に由有て、中臣の職業を仕奉れる事など有て負るなるべし、其は紀氏は、天御食持命の裔に屬る氏なるを、武内宿禰命の孫の木國造に緣ありて稱り、また弓

以植物爲姓

妹女、其女娟牡馴睇之、牡睇之言何行、稚孃之答言、將覔能緣而行女也、牡心語言成妻耶、女答言聽、卽將於家交通相住、比頃懷姙、生一男子、時其家犬、十二月十五日生子、彼犬之子、每向家室而期尅睚眥嗥吠、家室脅惶、告家長言、此犬打殺、雖然患苦而猶不殺、於二月三月之頃、年米舂時、其家室於稻舂女等將充間食入於碓屋、卽彼犬子、將咋家室而追、犬卽驚𢥞、恐成野干、登籬上而居、家長見言、汝與我之中、子相生、故吾不忘汝、每來相寐、故隨夫語而來寐、故名爲岐都禰也、時彼妻著紅染裳、今之桃花裳也而窕裳襴引遊也、夫視去容戀歌曰、古非皮米奈、和我尸爾於知奴、多万可妓留、皮呂可爾美緣氏、伊邇師古由惡邇也、故其令相生子、名號岐都禰、亦其子姓負狐直也、其人强力多有、走疾如鳥飛矣、三野國狐直等根本是也、

〔日本靈異記攷證上〕狐直姓氏錄不載、於他書亦無見、

〔新撰姓氏錄左京神別〕湯母竹田連

火明命五世孫、建力米命之後也、男武田折命、景行天皇御世、擬殖賜田、夜宿之間、菌生其田、天皇聞食而、賜姓菌田連、後改爲湯母竹田連、

〔日本書紀履中十二〕三年十一月辛未、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒時、櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連、獨尋花獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、卽爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之緣也、是日改長眞膽連之本姓、曰稚櫻部造、又號膳臣余磯、曰稚櫻部臣、○又見新撰姓氏錄、

〔古事記下履中〕此御世於若櫻部臣等、賜若櫻部名、

〔新撰姓氏錄左京神別〕三枝部連

額田部湯坐同祖、顯宗天皇御世、喚集諸氏人等、賜饗醼、于時三莖之草、生於宮庭、採以奉獻、仍負姓三枝部連、

〔新撰姓氏錄左京神別〕榎室連

伕之子稱公子、公子之子稱公孫、公孫之子、不可復言公孫、則以王父字爲氏、如鄭穆公之子曰公子騑字子駟、其子曰公孫夏、其孫則曰駟帶駟乞、〇中略無字者以名、然亦有不以字而以名者、如樊皮字仲文、其後以皮爲氏、伍員字子胥、其後以員爲氏、皆由以名行故也、亦有不以王父字爲氏、而以父字爲氏者、如公子遂之子、曰公孫歸父字子家、其後爲子家氏是也、〇中略亦有不以王父名爲氏、而以父名爲氏者、如公子牙之子、曰公孫玆字戴伯、其後爲玆氏是也、

以物爲姓

〔新撰姓氏錄右京皇別〕笠朝臣

孝靈天皇皇子稚武彦命之後也、應神天皇、巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠、天皇怪之、鳴別命、言神祇欲奉天皇、故其狀爾、天皇欲知其眞僞、令獵其山、所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃任那〕多々良公

御間名國主爾利久牟王之後也、欽明天皇御世投化、獻金多々利、金乎居等、天皇譽之、賜多々良公姓也、

〔新撰姓氏錄河內國神別〕襷多治比宿禰

火明命十一世孫、殿諸足尼命之後也、男兄男庶、其心如女、故賜襷爲御膳部、

〔新撰姓氏錄和泉國皇別〕六家臣

建內宿禰男、紀角宿禰之後也、謚天智庚午年、依居大家負大宅臣姓、

以動物爲姓

〔新撰姓氏錄左京神別〕額田部湯坐連

天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國平隼人、復奏之日、獻御馬一匹、額有町形廻毛、天皇嘉之、賜姓額田部也、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二

昔欽明天皇是磯城島金刺宮食國天皇、天國押開廣庭命也、御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好孃、乘路而行、時曠野中遇於

今昔、周防國ノ一ノ宮ニ、玉祖ノ大明神ト申ス神在マス、其社ノ宮司ニテ玉祖ノ惟高ト云フ者有ケリ、神社司ノ子孫也ト云ヘドモ、少年ノ時ヨリ三寶ニ歸依セル志有ケリ、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕雀部朝臣
巨勢朝臣同祖、建內宿禰之後也、星川建彥宿禰、諡應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊(〇仁德)、繋木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣、日本紀合、

〔三代實錄 十二 清和〕貞觀八年二月廿一日丁卯、右中辨正五位下丹墀眞人貞峯等上表曰、(〇中略)私檢古記、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇皇子、加美惠波皇子、生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕、忽多治比花、飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後、固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名爲姓、存其舊意、(〇下略)

〔三代實錄 三十六 陽成〕元慶三年十月廿二日戊寅、河內國高安郡人、常陸權少目從八位上常澄宿禰秋雄、(〇中略)自言先祖後漢光武皇帝、孝章皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豐日天皇(〇孝德)御世、立高安郡、陽倍二字、意與八戶兩字語相涉、仍後賜八戶史姓、

〔三代實錄 九 清和〕貞觀六年八月八日壬戌、右京人故外從五位下岡屋公祖代、賜姓八多朝臣、其先出自八太屋代宿禰也、

〔三代實錄 十六 清和〕貞觀十一年十二月八日辛卯、右京人無位岡屋公貞介、岡屋公貞幹、賜姓八多朝臣、

〔三代實錄 三十二 陽成〕元慶元年十二月廿七日癸巳、右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、改石川箭口、並賜姓宗岳朝臣、木村言、始祖大臣武內宿禰男宗我石川、生於河內國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家爲居、因賜姓宗我宿禰、淨御原天皇(〇天武)十三年、賜姓朝臣、以。先。祖。之。名。爲。子。孫。之。姓。不。(〇姓不二字、據一本補)避。諱。詔許之、

〔通志略 氏族 一〕論得姓受氏者、有三十二類、(〇中略)七曰、以字爲氏、八曰、以名爲氏、九曰、以次爲氏、凡諸

以神名人名爲姓

姓、掌垂水神社也、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕巨勢楲田朝臣

雄柄宿禰四世孫、稻茂臣之後、男荒人、天豐財重日足姫天皇諡皇極御世、遣佃葛城長田、其地野上、漑水難至、荒人能解機術、始造長楲、川水灌田、天皇大悅、賜楲田臣姓也、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕阿部志斐連

大彥命八世孫、稚子臣之後也、自孫臣八世孫名代、諡天武御世、獻之楊花、勅曰何花哉、名代奏曰、辛夷花也、群臣奏曰、是楊花也、名代猶强奏辛夷花、因賜阿倍志斐連姓也、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕治田連

開化天皇皇子彥坐命之後也、四世孫彥口命、征北夷有功効、因割近江國淺井郡地賜之爲墾田地、大海眞持等、墾開彼地、以爲居地、大海六世孫之後、熊田宮平等、因行事賜治田連姓也、

〔通志略氏族一〕論得姓受氏者有三十二類、○中略十六曰、以事爲氏、此又不論行能、但因其事而命之耳、夏后氏遭有窮之難、后緡方娠、逃出自竇而生少康、支孫以竇爲氏、

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略天津彥彥火瓊瓊杵尊○中略且降之間、先驅者還白、有一神居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、當言七尋、且口尻明耀、眼如八咫鏡、而赩然似赤酸醬也、卽遣從神往問、時有八十萬神、皆不得目勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲之何故耶、對曰、天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞天照大神之子、今當降行、故奉迎相待、吾名是猿田彥大神、○中略時皇孫瓊瓊杵尊勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、故猿女君等、男女皆呼爲君、此其緣也、○又見古語拾遺

〔今昔物語十七〕依地藏助活人造六地藏語第廿三

賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、雄略天皇御世、稱普洞王時、秦氏總被劫略、今見在者、十不存一、請遣勅使檢括招集、天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、捜括鳩集、得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏養蠶織絹盛簁詣闕貢進、如丘如山、積畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都万佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈大藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平廿年、在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、

〔續日本紀 三十八 桓武〕延暦三年十一月戊午、武藏介從五位上建部朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子、〇中略 四世孫須珍都計王、由地錫阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫、足示後代、是以長谷旦倉朝廷、〇雄略 改賜健部君、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕上毛野朝臣

下毛野朝臣同祖、豐城入彦命五世孫、多奇波世君之後也、大泊瀨幼武天皇 〇雄略 御世、努賀君男百尊、爲阿女產、向聟家、犯夜而歸、於應神天皇御陵邊、逢騎馬人、相共語話、換馬而別、明日看所換馬、是土馬也、因負姓陵邊君、百尊男德尊、孫斯羅、謚皇極御世、賜河內山下田、以解文書、爲田邊史、寶字稱德孝謙皇帝天平勝寶二年、改賜上毛野公、今上 〇嵯峨 弘仁元年、改賜朝臣姓、續日本紀合、

〔新撰姓氏錄 左京諸蕃 百濟〕調連

百濟國努理使主之後也、應神天皇御世歸化、孫阿久太男彌和、次賀夜、次麻利彌和、顯宗天皇御世、蠶織獻絁絹之樣、仍賜調首姓、

〔新撰姓氏錄 右京皇別〕垂水公

豐城入彦命四世孫、賀表 〇表恐衰誤 乃眞稚命之後也、六世孫阿利眞公、謚孝元 〇元恐德誤 天皇御世、天下旱魃、河井涸絕、于時阿利眞公、造作高樋、以垂水岡基之水、令通宮內、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公

詔號糟垣臣、後改爲春日臣、桓武天皇延暦廿年、賜大春日朝臣姓、

〔新撰姓氏錄攝津國皇別〕坂合部〇部下恐脫連字

同大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連、

〔日本書紀十四雄略〕六年三月丁亥、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命蜾蠃、蜾蠃人名也、此云須我屢、聚國內蠶、於是蜾蠃誤聚嬰兒、奉獻天皇、天皇大笑、賜嬰兒於蜾蠃曰、汝宜自養、蜾蠃卽養嬰兒於宮墻下、仍賜姓爲少子部連、〇又見新撰姓氏錄

〔日本書紀十四雄略〕十五年、秦氏分散、臣連等、各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒、甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調御調也、絹縑充積朝庭、因賜姓曰禹豆麻佐、一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也、

〔古語拾遺〕至於長谷朝倉朝、〇雄略秦氏分散、寄隸他族、秦酒公、進仕蒙寵、詔聚秦氏、賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、言隨積埋益也、所貢絹綿、軟於肌膚、故訓秦字、謂之波陀、仍以秦氏所貢絹、纒祭神劒首、今俗猶然、所謂秦機織之緣也矣、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃漢〕太秦公宿禰

秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、仲哀八年來朝、男融通王、一云弓月王、應神天皇十四年來朝、率〇率下恐脫百字廿七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世、以百廿七縣秦氏、分置諸郡、卽使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟、溫煖如肌膚、賜姓波多公、秦公酒、雄略天皇御世、絲綿絹帛、悉積如岳、天皇嘉之、賜號曰禹都萬佐、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃漢〕秦忌寸

太秦公宿禰同祖、物智王、弓月王、應神天皇十四年來朝、上表更歸國、率百廿七縣佰姓歸化、幷獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之焉、男眞德王、次普洞王、古記云浦東君仁德天皇御世、

爲苫編首、仍居此處、故號仲川里、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕御使朝臣

出自諡景行皇子氣入彥命之後也、譽田天皇〇應神御世、御宝雜使大王生等、逋逃不仕、天皇遣使尋求、並不復命、於是氣入彥命奉詔括〇括恐指誤追於參河國捕獲參來、天皇嘉之、令使旨賜姓御使連也、續日本紀合、

〔新撰姓氏錄河內國皇別〕茨田宿禰

多朝臣同祖、彥八井耳命之後也、男野現宿禰〇男以下五字一本作當呂母能古仁德天皇御代、造茨田堤、日本紀合、

〔新撰姓氏錄左京神別〕竹田川邊連

同命〇火明五世之後也、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊、有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉、緣竹大美、供御箸竹、因茲賜竹田川邊連、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕酒部公

同皇子〇神櫛別命三世孫足彥大兄王之後也、大鷦鷯天皇〇仁德御代、從韓國參來人兄曾々保利、弟曾々保利二人、天皇勅有何才、皆有造酒之才、令造御酒、於是賜麿號酒看郎子、賜山鹿比咩號酒看郎女、因以酒看郎爲氏、

〔大日本史氏族三〕本書似有脫誤、蓋麻呂帥曾曾保利等、供造酒事、故號酒看郎子、後賜姓酒部公也、然文義難通、

〔日本書紀十一仁德〕十二年八月己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得通的、唯的臣祖盾人宿禰、射鐵的通焉、〇中略明日美盾人宿禰、而賜名曰的戶田宿禰、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕大春日朝臣

出自孝昭天皇皇子天帶彥國押人命也、仲臣令家、重千金、委糟爲堵、于時大鷦鷯天皇〇仁德臨幸其家、

素佐能雄命六世孫、大國主之後也、初大國主神、娶三島溝杭耳之女玉櫛姬、夜來曙去、未曾晝到、於是玉櫛姬、績苧係衣、至明隨苧尋覓、經於茅渟縣陶邑、直指大和國眞穗御諸山、還視苧遺、唯有三縈、因之號姓大三縈、

〔大三輪神三社鎭座次第〕大物主神、乘天羽車大鷲而覓妻、下行於茅渟縣陶色、彼處大陶祇女、活玉依媛、容姿端正、於是大物主神、化爲美麗壯夫、娶活玉依姬、即有懷姙、爾父母疑怪姙懷、(〇中略)敎媛績麻作綜、貫針刺其衣襴焉、媛如敎爲之、而明旦觀之、貫針之糸、控通戶鑰穴、而綜麻遺、只有三勾而已、即隨糸尋行、經茅渟山、入吉野山、至御室山、即知爲大物主神之子、然後活玉依姬生兒、名之櫛日方命、畝傍橿原宮御宇天皇(〇神武)殊爲申食國政大夫、是賀茂大三輪君等遠祖也、依其綜麻所遺三勾、號麻勾山、今謂大三輪山、或作大神山、

〔新撰姓氏錄(右京神別)〕鳥取部連

角凝魂命三世孫、天湯河桁命之後也、垂仁天皇皇子譽津別命、年向三十不言語、于時見飛鵠問曰、此何物、爰天皇悅之、遣天湯河桁尋求、詣出雲國宇夜江捕貢之、天皇大嘉、即賜姓鳥取連、

〔日本書紀(六垂仁)〕二十三年十一月乙未、湯河板擧獻鵠也、譽津別命弄是鵠、遂得言語、由是敎賞湯河板擧、則賜姓而曰鳥取造、

〔新撰姓氏錄(攝津國皇別)〕韓矢田部造

上毛野朝臣同祖、豐城入彥命之後也、三世孫彌母里別命孫、現古君、氣長足比賣(〇神功)筑紫糟氷宮御宇之時、海中有物、差現古君遣見、復奏之日、率韓蘇使王(〇王恐主誤)等參來、因茲賜韓矢田部造姓、日本紀漏、

〔播磨風土記(讃容郡)〕中川里(土上下)所以名仲川者、占編首等遠祖大仲子、息長帶日賣命(〇神功)度行於韓國之時、船宿淡路石屋之、爾時風雨大起、百姓悉濡、于時大中子、以苫作屋、天皇勅云、此爲國富、即賜姓

以事業爲姓

大和國添上郡曰佐等祖也、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕商長首

上毛野同氏、多奇波世君之後也、三世孫久比、泊瀨部天皇(諡崇峻)御世、被遣吳國、□雜寶物等獻於天皇、其中有吳權、天皇勅此物也、久比奏曰、吳國以懸定萬物、令爲交易、其名云波賀理、天皇勅之、勿令他人同、久比男宗麻呂、舒明天皇御代、負商長姓也、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄 左京諸蕃漢〕和藥使主

出自吳國主照淵孫智聰也、欽明天皇御世、隨使大伴佐氐比古、持內外典藥書明堂圖等百六十四卷、佛像一軀、伎樂調度一具等入朝、男善那使主、孝德天皇御世、依獻牛乳、賜姓和藥使主、奉度本方書一百卅卷、明堂圖、藥臼一、及伎樂一具、今在大寺也、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕吉田連

大春日朝臣同祖、觀松彥香殖稻天皇(諡孝昭)皇子、天帶彥國押人命四世孫、彥國葺命之後也、昔磯城瑞籬宮御宇御間城入彥天皇(〇崇神)御代、任那國奏曰、臣國東北、有三巴汶地、(上巴汶、中巴汶、下巴汶、)地方三百里、土地人民亦富饒、與新羅國相爭、彼此不能攝治、兵戈相尋、民不聊生、臣請將軍令治此地、卽爲貴國之部也、天皇大悅、勅群卿令奏應遣之人、卿等奏曰、彥國葺命孫、鹽乘(〇鹽乘一本作垣垂)津彥命、頭上有贅、三岐如松樹、(因號松樹君)其長五尺、力過衆人、性亦勇悍也、天皇令鹽乘津彥命遣、奉勅而鎭守、彼俗稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、男從五位下知須等、家居奈良京田村里間、仍天璽國押開豐櫻彥天皇(諡聖武)神龜元年、賜吉田連姓、(吉本姓、田取居地名也、)今上(〇嵯峨)弘仁二年、改賜宿禰姓也、續日本紀合、

〔續日本紀 九聖武〕神龜元年二月甲午、受禪卽位於大極殿、大赦天下、詔曰、(中略)〇又官々仕奉韓人部一二人爾、其負而可仕奉姓名賜、

〔新撰姓氏錄 大和國神別〕大神朝臣

人命之後也、雄略天皇御代、監掃除事、賜姓掃守連とあるは、異なる傳なり、

〔令集解喪葬四十〕古記云、遊部者、在大倭國高市郡、生目天皇〇垂仁之苗裔也、所以負遊部者、生目天皇之孽、圓目王、娶伊賀比自支和氣之女爲妻也、凡天皇崩時者、比自支和氣等、到殯所而供奉其事、仍取其氏二人、名稱禰義余比也、禰義者、負刀並持戈、余比者持酒食並刀、並入內供奉也、唯禰義等申辭者、輙不使知人也、後及於長谷天皇〇雄略崩時、而依謬比自支和氣、七日七夜不奉御食、依此阿良備多麻比岐、爾時諸國求其氏人、或人曰、圓目王、娶比自岐和氣爲妻、是王可問云、仍召問、答云然也、召其妻問、答云、我氏死絕、妾一人在耳、卽指負其事、女申云、女者不便負兵供奉、仍以其事移其夫圓目王、卽其夫代其妻而供奉其事、依此和平給也、爾時詔、自今日以後、手足毛成八束毛遊詔也、故名遊部君是也、

〔日本書紀顯宗十五〕元年四月丁未、詔曰、凡人主之所以勸民者、惟授官也、國之所以興者、惟賞功也、夫前播磨國司來目部小楯、更名磐楯求迎舉朕、厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民、

〔古語拾遺〕至於長谷朝倉朝、〇雄略中略、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏、〇齋藏、內藏、大藏秦氏出納其物、東西文氏勘錄其簿、是以漢氏賜姓爲內藏大藏、今秦漢二氏、爲內藏大藏主鑰藏部之緣也、

〔日本書紀欽明十九〕十四年七月甲子、蘇我大臣稻目宿禰、奉勅遣王辰爾、數錄船賦、卽以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史、今船連之先也、

〔日本書紀敏達二十〕三年十月戊戌、詔船史王辰爾弟牛、賜姓爲津史、

〔新撰姓氏錄山城國皇別〕曰佐
紀朝臣同祖、武內宿禰之後也、欽明天皇御世、率同族四人、國民卅五人歸化、天皇矜其遠來、勅稱珍勳臣、爲卅九人之譯、時人號曰譯氏、男諸石臣、次麻奈臣、是近江國野州郡曰佐、山城國相樂郡山村曰佐、

入大龍而獻天皇也、因改命宗賜多米連姓、爾時天皇御命膳（乃人平）四方國造等獻（支）、

〔新撰姓氏錄 右京神別〕丹比宿禰

火明命三世孫、天忍男命之後也、男武額赤命七世孫、御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇（○仁德）御世、皇子瑞齒別尊（○反正）誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花、飛入御湯釜中、色鳴宿禰稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別尊、乃定多治比部於諸國、爲皇子湯沐邑、卽以色鳴爲宰、令領丹比部戶、因號丹比連、遂爲氏姓、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕車持公

上毛野朝臣同祖、豐城入彥命八世孫、射狹君之後也、雄略天皇御世、供進乘輿、仍賜姓車持公、

〔新撰姓氏錄 和泉國神別〕巫部連

同上（○采女臣同祖）雄略天皇、御體不豫、因茲召上筑紫豐國奇巫、令眞椋率巫仕奉、仍賜姓巫部連、

〔新撰姓氏錄 和泉國神別〕爪工連

神魂命男、多久豆玉命之後也、雄略天皇御世、告紫蓋爪、幷奉飾御座、仍賜爪工連姓、

〔令集解 四職員〕造兵司

雜工戶（古記及釋云、別記云、爪工十八戶、楯縫卅六戶、幡作十六戶、右三色人等、臨時召役、爲品部、取調免徭役、）

〔新撰姓氏錄 和泉國神別〕掃部連（○連一作首）

振魂命四世孫、天忍人命之後也、雄略天皇御代、監掃除事、賜姓掃守連、

〔古語拾遺〕天祖彥火尊、娉海神之女豐玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立室、于時掃守連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守（カニモリ）、（今俗謂之掃守（カモン）者、彼詞之轉也、）

〔古事記傳 十七〕和名抄に、掃部寮加牟毛理乃豆加佐（カムモリノツカサ）とあり、加牟毛理てふ官名は、信に蟹守なるべし、和泉國和泉郡の郷名の掃守は、加爾毛利（カニモリ）とあり、さて姓氏錄に、掃守連、振魂命四世孫、天忍

尓阿禮子孫乃八十連屬尓、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天、剋若湯坐連等始祖、物部意富賣布連乃佩大刀乎令脱置天副賜支、又此行事者、大伴立雙天應仕奉物止在止勅天、日竪日横、陰面背面乃諸國人乎割移天、大伴部止號天、賜於磐鹿六獦命、又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子各一人令進天、平次比例給天依賜支、山野海河者、多邇久々乃佐和多流美岐波加弊良乃加用布美岐波、波多乃廣物、波多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供御雜物等、兼攝取持天仕奉止依賜、如是依賜事波、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙、朕我王子磐鹿六獦命、諸友諸人等乎催率天、愼勤仕奉止仰賜誓賜天依賜支、○中略五十四年甲子九月、自伊勢還坐於倭纒向宮、五十七年丁卯十一月、武藏國知知夫大伴部上祖三宅連意由、以木綿代蒲葉天、美頭良乎卷寸、從此以來、用木綿副日影等葛天爲用矣、自纒向朝廷歲次癸亥、始奉貴詔勅、所賜膳臣姓、口都御食乎伊波比由麻波理天仕奉來、迄于今朝廷、○桓武歲次壬戌、幷卅九代、積年六百六十九歲、延暦十九(九恐一誤)年

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年正月丙辰、左京人位子從八位下役連豐足等二人、賜姓弘村連、纒向日代宮(○景行)役民之長鳥之枝別也、故以役爲姓(○爲下恐脱若名字)焉。

〔新撰姓氏錄 左京神別〕多米連

多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後口成務天皇御世、仕奉炊職、賜多米連也、

〔政事要略 二十六〕多米宿禰本系帳云、天皇(○成務)御躬、爲國大歛(ケニノオホニヘ)然之時、供御大飯、已不聞食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅、小長田命、作備御飯、進御之日、平吉聞食、即垂詔俯、仕奉御飯、甚有香美、平服聞食、故召小長田命者、特賜嘉名、朕御多米負賜、被詔定多米連也、爾時賜大歛政、亦任御田之職、口天皇御贖之政掌以仕奉也、姓氏錄云、多米宿禰、出自神魂命五世孫天日鷲命也、四世孫小長田、稚足彥天皇(○成務)御世、仕奉大炊寮、御飯香美、特賜嘉名、負朕御多米、六世孫三枝連男倭古連之後、天停中原瀛眞人天皇(○天武)御世、改賜宿禰姓、同氏系圖云、志賀高穴太宮御宇若帶天皇(○成務)御世、小長田命、以米

覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲爲手繦、白蛤爲膾而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕高橋朝臣

阿部朝臣同祖、大稻輿命之後也、景行天皇巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇喜其奇美、賜姓膳臣、天渟中原瀛眞人天皇諡天武十二年、改膳臣賜高橋朝臣、

〔本朝月令六月〕朔日內膳司供忌火御飯事

高橋氏文云、掛畏卷向日代宮御宇、大足彥忍代別天皇景行五十三年癸亥八月、詔群卿曰、朕顧愛子、何日止乎、欲巡狩小碓王又名倭武王所平之國、是月行幸於伊勢、轉入東國、冬十月、到于上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六獦命、從駕仕奉矣、天皇行幸於葛飾野、令御獦矣、大后八坂媛波借宮爾御坐、磐鹿六獦命、亦留侍、此時大后、詔磐鹿六獦命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕我久久、欲見其形、卽磐鹿六獦命、乘船到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶雖追行、遂不得捕、於是磐鹿六獦命詛曰、汝鳥戀其音欲見貌、飛遷他浦不見其形、自今以後、不得登陸、若大地下居必死、以海中爲住處、還時顧舳、魚多追來、卽磐鹿六獦命、以角弭之弓、當遊魚之中、卽著弭而出、忽獲數隻、仍號曰頑魚、此今諺曰堅魚、今以角作釣柄釣堅魚、此之由也、船迴潮涸天渚上爾居奴、堀出止爲爾得八尺白蛤一具、磐鹿六獦命、捧件二種之物、獻於大后、卽大后譽給比悅給氏詔久、甚味淸、造欲供御食、爾時磐鹿六獦命申久、六獦命料理天將供奉止白天、遣喚無邪○邪下恐脫志字國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹、天下腹人等、爲膾及煮燒、雜造盛天、見河曲山梔葉天、高次八枚爾刺作利、見眞木葉天、枚次八枚爾刺作天、取日影天爲縵、以蒲葉天美頭良乎卷、採麻佐氣葛天多須岐爾加氣爲帶、足纏乎結天、供御雜物乎結飾天、乘輿從御獦還御入坐時爾爲供奉、此時勅久、誰造所進物問給、爾時大后奏、此者磐鹿六獦命所獻之物也、卽歎給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獦命、獨我心耳波非矣、斯天坐神乃行賜倍留物也、大倭國者、以行事負名國奈利、磐鹿六獦命波、朕我王子等

御中執持、伊賀志桙不傾本末、中良布留人、稱之中臣者、

〔新撰姓氏錄山城國神別〕神宮部造

葛木猪石岡天下神、天破命之後也、六世孫吉足日命、磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世、天下有災、因遣吉足日命、令齋祭大物主神、災異卽止、天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後、可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年籍、注神宮部造也、

〔大三輪神三社鎭座次第〕腋上池心宮御宇天皇昭○孝御世、神明憑吉足日命曰、吾國造大己貴命也、大初己命之和魂、取託八咫鏡、名曰倭大物主櫛瓶玉命、鎭座大三輪神奈備云々、令造瑞籬奉齋焉、隨神託立瑞籬於大三輪山、遣吉足日命、令崇齋大己貴命、大物主命、詔吉足日命、自今已後、可爲宮能賣、是神宮部造先祖也、

〔日本書紀垂仁六〕三十二年七月己卯、皇后日葉酢媛命酢根命也一云、日葉薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則使者喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心、則其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、卽任土部職、因改本姓謂土部臣、是土師連等、主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也、

〔新撰姓氏錄左京神別〕石作連

火明命六世孫、建眞利根命之後也、垂仁天皇御世、奉爲皇后日葉酢媛命、作石棺獻之、仍賜姓石作連公也、

〔日本書紀景行七〕五十三年八月、是月乘輿幸伊勢、轉入東海、　十月、至上總國、從海路渡淡水門、是時聞

〔新撰姓氏錄河內國皇別〕止美連

尋來津公同祖、豐城入彥命之後也、四世孫荒田別命男、田道公、被遣百濟國、娶止美邑呉女、生男持君、三世孫熊、次新羅等、欽明天皇御世參來、新羅男吉雄、依居賜姓止美連也、日本紀漏、

〔職官志一〕官族之世、克率舊服、纂厥祖考、無廢王命、賜姓命氏、自垂仁帝世姓因以官、臣連宿禰之類也、故謂之官姓、氏乃以職、大伴物部之類或以土邑、蘇我櫻井之類

〔通志略氏族一〕論得姓受氏者、有三十二類、○中略十一曰以官爲氏、十二曰以爵爲氏、有官者以官、無官者以爵、如周公之兄弟也、○中略以官爲氏者、太史、太師、司馬、司空之類是也、雲氏、瘦氏、籍氏、錢氏之類、亦是也、以爵爲氏者、皇王公侯是也、公乘、公士、不更、庶長、亦是也、

〔後漢書列傳二十三朱浮〕大漢之興、亦累功效、吏皆積久、養老於官、至名子孫因爲氏姓、前書武帝時、漢有天下已七十餘年、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號、人々自愛、而重犯法、音義曰、時無事、吏不數轉、至於子孫、而不轉職、今倉氏庫氏、因以爲姓、即倉庫吏之後也、

〔新撰姓氏錄大和國神別〕大和宿禰

出自神知津彥命也、神日本磐余彥天皇○神武從日向地向大倭洲、到速吸門時、有漁人、乘艇而至、天皇問曰、汝誰也、對曰臣是國神、名宇豆彥、聞天神子來、故以奉迎、即牽納皇船、以爲海導、仍號神知津彥、一名椎根津彥能宜軍機之策、天皇嘉之、任大和國造、是大倭直始祖也、

〔藤原家傳上〕內大臣、諱鎌足、字中郎、大倭國高市郡人也、其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏曰中臣、

〔中臣氏系圖〕延喜本系解狀○中略

同本系云、○中略中臣可多能祜大連公、生三男、○中略

次糠手子大連公、○中略

案依去天平寶字五年、撰氏族志所之宣、勘造所進本系帳、云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之

以外國名爲姓

〔更科日記〕たけしばのをのこに、いけらん世のかぎり、武藏の國をあづけとらせて、おほやけごともなさせじ、たゞ宮に、その國をあづけ奉らせ給ふよしの宣旨下りにければ、此家を內裏のごとくつくりて、すませ奉りける家を、宮などうせ給ひにければ寺になしたるを、たけしば寺といふなり、その宮のうみ給へるこどもは、やがてむさしといふ姓をえてなん有ける、

〔日本紀略十一一條〕寛弘四年十月廿九日壬戌、群議因幡守橘行平殺介因幡千里之由、

〔通志略氏族一〕論得姓受氏者有三十二類、○中略一曰以國爲氏、二曰以邑爲氏、天子諸侯建國、故以國爲氏、虞夏商周魯衞齊宋之類是也、卿大夫立邑、故以邑爲氏、崔盧鮑晏臧費柳楊之類是也、○中略五曰以地爲氏、有封土者、以封土命氏、無封土者、以地居命氏、蓋不得受氏之人、或有善惡顯著、族類繁盛、故因其所居之所而呼之、則爲命氏焉、居傅巖者爲傅氏、徙嵇山者爲嵇氏、主東蒙之祀爲蒙氏、守橋山之冢則爲橋氏、彭氏因彭、班食於彭門、潁氏因考叔爲潁谷封人、東門襄仲爲東門氏、桐門右師爲桐門氏、皆此道也、隱逸之人、高傲林藪、居於綠里者、呼之爲綠里氏、居於綺里者、呼之爲綺里氏、所以爲美也、優倡之人、取媚酒食、居於社南者、呼之爲社南氏、居於社北者、呼之爲社北氏、所以爲賤也、又如介之推、燭之武、未必亡氏、由國所取信也、故特標其地、以異於衆、凡以地命氏者不一而足、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕新良貴
彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是出於新良國、卽爲國主、稻飯命者新羅國王之祖也、日本紀不見、

〔新撰姓氏錄和泉國神別〕韓國連
采女臣同祖、武烈天皇御世、被遣韓國、復命之日、賜姓韓國連、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年七月廿八日乙未、左京人造兵司少令史正六位上飛鳥戸造福道、賜姓百濟宿禰、百濟國混伎之後也、

爲佐婆部首、今牛養、幸藉所〈〇所恐時誤〉來、獲免負擔、雲雨之施、更無所望、但在官命氏、因土賜姓、行諸往古、傳之來今、其牛養等居處、在寒川郡岡田村、臣望賜岡田臣之姓、於是牛養等戶二十烟、依請賜之、

〔新撰姓氏錄〈左京皇別〉〕坂田宿禰

息長眞人同祖、應神皇子稚渟毛二派王之後也、天渟中原瀛眞人天皇〈諡天武〉御世、出家入道、法名信正、娶近江國人槻本公轉戶女、生男石村、附母氏姓、曰槻本公、男外從五位下老、男從五位上奈氏麻呂、次從五位下豐成、次豐人等、皇統彌照天皇〈諡桓武〉延曆廿二年、賜宿禰姓、於是追陳父志、取祖父生長之地名、改槻本賜坂田宿禰、今上〈〇嵯峨〉弘仁四年、同奈氏麻呂等、改賜朝臣姓也、

〔續日本後紀〈仁明一〉〕天長十年四月丙戌、紀伊國名草郡人正七位上湯直國立、同姓眞針、國作等三人、賜姓紀直、

〔續日本後紀〈仁明九〉〕承和七年二月癸亥、同國〈〇陸奧〉人丈部繼成等卅六人、賜姓下毛野陸奧公、

〔續日本後紀〈仁明九〉〕承和七年三月庚辰、陸奧國耶磨郡大領外正八位上勳八等丈部人麻呂戶一烟、賜姓上毛野陸奧公、

〔三代實錄〈淸和六〉〕貞觀四年七月廿八日乙未、伊勢國安濃郡人右辨官史生正七位上爪工仲業、賜姓安濃宿禰、神魂命之後也、

〔三代實錄〈淸和六〉〕貞觀四年九月廿三日己丑、阿波國板野郡人從五位下行明法博士粟凡直鯖麻呂、中宮舍人少初位下粟凡直貞宗等、同族男女十二人、賜姓粟宿禰、

〔三代實錄〈淸和七〉〕貞觀五年九月七日丙申、壹伎島石田郡人宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等、賜姓伊伎宿禰、

〔三代實錄〈淸和七〉〕貞觀五年十二月十六日甲戌、陸奧國磐瀨郡人正六位上勳九等吉彌侯部豐野、賜姓陸奧磐瀨臣、其先天津彥根命之後也、

謀、於明石堺備兵待之、皇后監識、遣弟彥王於針間吉備堺、造關防之所、謂和氣關是也、大平之後錄從駕勳、酬以封地、仍被(恐下脫賜字)吉備磐梨縣、始家之焉、光仁天皇寶龜五年、改賜和氣朝臣姓也、續日本紀合、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年三月壬戌、紀伊國名草郡人直乙麻呂等二十八人、賜姓紀神直、直諸弟等二十三人、紀名草直、秋人等百九人、紀忌垣直、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年十一月丙辰、左京人正八位下多藝連國足等二人、賜姓物部多藝宿禰、美濃國多藝郡人物部坂麻呂等九人、物部多藝連、

〔續日本紀三十六光仁〕天應元年七月癸酉、右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女、生一男、名曰日本大臣、大臣遙尋本系、歸於聖朝、時賜美濃國不破郡栗原地、以居焉、厥後因居命氏、遂負栗原勝姓、伏乞蒙賜中臣栗原連、於是子公等男女十八人、依請改賜之、

〔今昔物語十四〕丹治比經師不信寫法花死語第廿六

今昔、河内ノ國丹比郡ニ、丹治比ノ經師ト云フ者有ケリ、姓丹治比ノ氏也、棲丹治比ノ郡ナリ、此故ニ名ヲ丹治比ノ經師ト云フ、

〔續日本紀三十九桓武〕延曆七年九月丁未、美濃國厚見郡人羿鹵濱倉、賜姓羹見造、

〔續日本紀四十桓武〕延曆十年四月乙未、近衛將監從五位下兼常陸大掾池原公綱主等言、池原上毛野二氏之先、出自豐城入彥命、其入彥命子孫、東國六腹朝臣、各因居地、賜姓命氏、斯乃古今所同、百王不易也、伏望因居地名、蒙賜住吉朝臣、勅綱主兄弟二人、依請賜之、

〔續日本紀四十桓武〕延曆十年十二月丙申、讃岐國寒川郡人外從五位下佐婆部首牛養等言、牛養等先祖、出自紀田鳥宿禰、田鳥宿禰之孫米多臣、難波高津宮御宇天皇(仁德)御世、從周芳國遷讃岐國、然後遂

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲二年四月辛丑、伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人、賜姓伊豫賀茂朝臣、

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲二年五月丙午、美作國大庭郡人外正八位下白猪臣證人等四人、賜姓大庭臣、

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲二年七月壬午、武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰、

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲二年十二月甲子、尾張國山田郡人從六位下小治田連藥等八人、賜姓尾張宿禰、

〔新撰姓氏錄〈左京諸蕃〉〕大崗忌寸

出自魏文帝之後安貴公也、雄略天皇御世、率四部衆歸化、男龍〈一名辰貴〉善繪工、小泊瀨稚鷦鷯天皇〈○武烈〉美其能、賜姓首、五世孫勤大壹惠尊、亦工繪才、天智天皇御世、賜姓倭畫師、高野天皇神護景雲三年、依居地改賜大崗忌寸姓、〈○又見續日本紀〉

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲三年三月辛巳、陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老、〈○中略〉賜姓阿倍陸奥臣、行方郡人外正六位下大伴部三田等四人、大伴行方連、苅田郡人外正六位上大伴部人足、大伴苅田臣、柴田郡人外從八位下大伴部福麻呂、大伴柴田臣、磐瀨郡人外正六位上吉彌侯部人上、磐瀨朝臣、宇多郡人外正六位下吉彌侯部文知、上毛野陸奥公、名取郡人外正七位下吉彌侯部老人、賀美郡人外正七位下吉彌侯部大成九人、上毛野名取朝臣、〈○中略〉並是大國造道島宿禰島足之所請也、

〔續日本紀〈稱德〉二十九〕神護景雲三年六月癸卯、攝津國菟原郡人正八位下倉人水守等十八人、賜姓大和連、播磨國明石郡人外從八位下海直溝長等十九人、大和赤石連、

〔新撰姓氏錄〈右京皇別〉〕和氣朝臣

垂仁天皇皇子、鐸石別命之後也、神功皇后、征伐新羅凱歸、明年車駕還都、于時忍熊別皇子等、竊構逆

姓、

〔續日本紀(淳仁二十五)〕天平寶字八年七月己酉、伊與國周敷郡人多治比連眞國等十人、賜姓周敷連、

〔續日本紀(稱德二十六)〕天平神護元年二月辛卯、安房國平群郡人壬生美與曾、廣主二人、賜姓平群壬生朝臣、

〔續日本紀(稱德二十六)〕天平神護元年三月甲辰、備前國藤野郡人正六位下藤野別眞人廣虫女、右兵衛少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人、賜姓吉備藤野和氣眞人、藤野郡大領藤野別公子麻呂等十二人、吉備藤野別宿禰、近衞從八位下別公薗守等九人、吉備石成別宿禰、

〔續日本紀(稱德二十六)〕天平神護元年五月庚戌、播磨守從四位上日下部宿禰子麻呂等言、部下賀古郡人外從七位下馬養造人上欵云、人上先祖吉備都彦之苗裔上道臣息長借鎌、於難波高津朝庭(仁德)家居播磨國賀古郡印南野焉、其六世之孫牟射志、以能養馬仕上宮太子、被任馬司、因斯庚午年、造籍之日、誤編馬養造、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓、國司覆審所申有實、許之、

〔續日本紀(稱德二十六)〕天平神護元年十二月乙巳、河內國錦部郡人從八位下錦部毗登石次、正八位下錦部毗登大島、大初位下錦部毗登眞公、錦部毗登高麻呂等二十六人、賜姓錦部連、

〔續日本紀(稱德二十八)〕神護景雲元年三月乙卯、左京人正六位上上毛野坂本公男島、上野國碓氷郡人外從八位下上毛野坂本公黑益、賜姓上毛野坂本朝臣、同國佐位郡人外從五位上檜前君老刀自、上(上〇字下恐脫毛字)野佐位朝臣、

〔續日本紀(稱德二十八)〕神護景雲元年九月己巳、河內國志紀郡人正六位上山口臣犬養等三人、賜姓山口朝臣、上總國海上郡人外從五位下檜前舍人直建麻呂、上總宿禰、

〔續日本紀(稱德二十八)〕神護景雲元年十二月壬午、武藏國足立郡人外從五位下丈部直不破麻呂等六人、賜姓武藏宿禰、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕眞野臣
天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也、男大口納命、男難波宿禰、男大矢田宿禰、從氣長足姬皇尊征伐新羅、凱旋之日、便留爲鎭守將軍、于時娶彼國王猶楊之女、生二女、二女（〇下二女二字恐誤）兄佐久命、次武義命、佐久命九世孫、和珥部臣鳥、務大肆忍勝等、居住近江國志賀郡眞野村、庚寅年、負眞野臣姓也、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕御立史
御使同氏、氣入彥命之後也、持統天皇御代、依居參河國青海郡御立地、賜御立史姓、日本紀漏、

〔今昔物語十二〕僧死後舌殘在山誦法花經語第三十一
今昔阿部ノ天皇（〇孝謙）ノ御代ニ、紀伊國牟婁郡熊野ノ村ニ、永興禪師ト云僧有ケリ、俗姓ハ葦屋ノ君ノ氏、攝津國ノ豐嶋ノ郡ノ人也、

〔續日本紀七元正〕養老元年九月癸卯、從五位上臺忌寸少麻呂言、因居命氏從來恒例、是以河內忌寸因邑被氏、其類不一、請少麻呂率諸子弟、改換臺氏、蒙賜岡本姓、許之、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年四月甲申、伊勢國飯高郡采女正八位下飯高君笠目之親族縣造等、皆賜飯高君姓、

〔續日本紀十六聖武〕天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、賜中臣鹿島連之姓、

〔日本靈異記中〕力女示強力緣第廿七
尾張宿禰久玖利者、尾張國中嶋郡大領也、聖武天皇食國之時人也、

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶五年六月丁丑、陸奧國牡鹿郡人外正六位下丸子牛麻呂、正七位上丸子豐島等二十四人、賜牡鹿連姓、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年三月壬午、伊豫國神野郡人少初位上加茂直馬主等、賜賀茂伊豫朝臣

爲奈眞人同祖、火焰親王之後也、天智天皇御世、依居賜川原公姓、日本紀漏、

〔藤原家傳上〕内大臣諱鎌足、字中郎、大倭國高市郡人也、其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏曰中臣、○中略大臣以豐御食姬天皇○推古廿二年歲次甲戌、生於藤原之第、○中略即位二年冬十月、稍纒沈痾、遂至大漸、帝○天智臨私第、親問所患、○中略仍授大織冠、以任内大臣、改姓爲藤原朝臣、

〔日本書紀天智二十七〕八年十月庚申、天皇遣東宮大皇弟○天武於藤原内大臣○鎌足家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、

〔多々良問答一〕一臣下姓事

源平藤橘、此四姓ヲ高貴ノ姓トシテ候也、藤氏モ姓ハ中臣ノ段、勿論候、藤氏を本と心得べき事にて候、其故は、入鹿大臣を可被誅之由を大織冠に御勅諚にて成就候、藤（異説也、藤原ハ所ノ名也、見國史、又藤原、允恭ノ御時、ソトホリ姫居處ヲ藤原ト云、然レバ今更ノ儀ニテナシ、見日本紀、）の陰にて被仰合によりて、藤原と姓を給らせ給ふ、多は中臣、大中臣、江家など（此分不明）わかれくだりて、其數多候、神家に中臣ト部など始とすと被仰聞候キ、（此分ニ候）如何、

〔古事記傳三十四〕藤原は地名なり、大和國高市郡大原村是なりと云り、さもあるべし、（大原村今もあり、其あたりに鎌足大臣の舊跡と云傳へたる處などもあり、）万葉一に、天皇賜藤原夫人御歌、吾里爾、大雪落有、大原乃、古爾之郷爾、卷者後、（天皇は天武天皇なり、藤原夫人は鎌足大臣の御女にて、万葉八に字曰大原大刀自とあり、大原其本郷なり、天皇初此夫人の家に通ひ住賜へりし故に、古にし郷とはよみ給へるなるべし、十一卷の歌にも、大原の古にし里とあり、鎌足大臣の本居、此大原なる故に藤原と云姓は賜へるなり、されば大原即藤原なること、彼此につきて著也、）

〔新撰姓氏錄大和國皇別〕布留宿禰

柿本朝臣同祖、天足彥國押人命七世孫、米餅搗大使主命之後也、男木事命男市川臣、大鷦鷯天皇○仁德御世、達倭賀布都努斯神社於石上郷布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、四世孫額田臣、武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣、號武藏臣物部首、幷神主首、因茲失臣姓、爲物部首、男正五位上日向、天武天皇御世、依社地名、改布留宿禰姓、日向三世孫邑智等也、

〔續日本紀 桓武三十八〕延曆三年十一月戊午、武藏介從五位上建部朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子、就伊賀國阿保村居焉、遠於遠明日香朝廷〈允恭〉詔皇子四世孫須珍都斗王、由地錫阿保君之姓、

〔新撰姓氏錄 和泉國皇別〕輕部
倭日向建日向八綱多命之後也、雄略天皇御世、獻加里乃鄉、仍賜姓輕部君、

〔新撰姓氏錄 河內國皇別〕大戶首
阿閉朝臣同祖、大彥命男、比毛由比命之後也、謚安閑御世、河內國日下大戶村、造立御宅、爲首仕奉、仍賜大戶首姓、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄 河內國皇別〕尋來津公
上毛野朝臣同祖、豐城入彥命之後也、三世孫赤麻呂、依家地名、負尋來津君者、

〔新撰姓氏錄 大和國皇別〕星川朝臣
石川朝臣同祖、武內宿禰之後也、敏達天皇御世、依居地賜姓、日本紀合、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕小野朝臣
大春日朝臣同祖、彥姥津命五世孫、米餅搗大使主命之後也、大德小野臣妹子、家于近江國滋賀郡小野村、因以爲氏、日本紀合、

〔新撰姓氏錄 攝津國皇別〕井代臣
大春日朝臣同祖、米餅搗大使主命之後也、居大和國添上郡井手村、因負姓井代臣、

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕田口朝臣
石川朝臣同祖、武內宿禰大臣之後也、蝙蝠臣、豐御食炊屋姬天皇〈謚推古〉御世、家於大和國高市郡田口村、仍號田口臣、日本紀漏、

〔新撰姓氏錄 攝津國皇別〕川原公

以地名爲姓

〔豐後國風土記〕豐後國者、與豐前國合爲一國、昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇、(景行)詔豐國直等之祖菟名手、遣治豐國、往到豐前國仲津郡中臣村、于時日晩僑宿、明日昧爽、忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勒僕者、遣看其鳥、鳥化爲餅、片時之間、更化芋草數千許株、花葉冬榮、菟名手見之爲異、歡喜云、化生之芋、未曾有見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝庭、擧狀奏聞、天皇於茲歡喜之有、即勅菟名手云、天之瑞物、地之豐草、汝之治國、可謂豐國、重賜姓曰豐國直、因曰豐國、

〔新撰姓氏錄(右京皇別)〕廬原公

笠朝臣同祖、稚武彥命之後也、孫吉備建彥命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼人、到于阿部廬原國、復命之日、以廬原國給之、

〔續日本紀(三十六光仁)〕天應元年七月癸酉、右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖、伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女生二男、名曰日本大臣、大臣遂尋本系、歸於聖朝、時賜美濃國不破郡栗原地以居焉、厥後因居命氏、遂負栗原勝姓、伏乞蒙賜中臣栗原連、於是子公等男女十八人、依請改賜之、

〔新撰姓氏錄(河內國諸蕃)〕茨田勝

呉國王孫皓之後、意富加牟枳君之後也、仁德天皇御世、賜居地於茨田邑、因爲茨田勝、

〔新撰姓氏錄(和泉國皇別)〕坂本朝臣

紀朝臣同祖、建內宿禰男、紀角宿禰之後也、男白城宿禰三世孫、建日臣、因居賜姓坂本臣、日本紀合、

〔新撰姓氏錄(右京皇別)〕阿保朝臣

垂仁天皇皇子、息速別命之後也、息速別命、幼弱之時、天皇爲皇子、築宮室於伊賀國阿保村、以爲封邑、子孫因家之焉、允恭天皇御代、以居地名賜阿保君姓、廢帝(淳仁)天平寶字八年、改公賜朝臣姓、續日本紀合、

凡注、凡直、是以星直之裔、或爲讃岐直、或爲凡直、方今聖朝、仁均雲雨、惠及昆蟲、當此明時、冀照覆盆、請因先祖之業、賜讃岐之姓、勅千繼等戶二十一烟、依請賜之、

〔三代實錄 五 清和〕貞觀三年八月十九日庚申、左京人散位外從五位下伴大田宿禰常雄、賜伴宿禰姓、先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等奏言、常雄款稱、謹稽家牒、伴大田宿禰同祖、金村大連公第三男狹手彥之後也、狹手彥、宣化天皇世、奉使任那、征新羅、復任那、兼助百濟、欽明天皇時、百濟以高麗之寇、遣使乞救、狹手彥復爲大將軍、伐高麗、其王踰墻而逝、乘勝入宮、盡得珍寶貨賂、以獻之、珠敷天皇 ○敏達 世還來、獻高麗之囚、今山城國狛人是也、狹手彥再使海外、征伐兩國、盡力絕域、復立二國、身尊當時、功流後代、但古人朴質、除兩國盡力非私、皆賜別姓、是以子孫不得大部、別賜大田宿禰、而狹手彥之弟阿被 ○被一本作彼 布古、承父爲大部連公、自斯而後、恐子孫之不廣、無復更賜別姓、今阿彼布古之後、歷代尊顯、而狹手彥之後、舉朱紱者、曠世無聞、一祖之枝、榮枯殊隔、沈淪之歎、告訴无止、常雄幸逢昌泰、新參花轂、門蔭中興、寔爲榮慶、刊大田兩字、同歸於一宗、然則外不辱功臣之序、內方敦孔懷之親、善男等伏檢家記、所陳不虛、請刊彼兩字、直賜宿禰、拴其末派、入此本源、從之、

〔古今萬姓統譜 百四十〕諸方複姓

朝臣 日本國使人

唐

朝臣眞人 長安中、拜司膳卿同正副使、

朝臣大父 拜率更令同正、

〔異稱日本傳 中三〕今按朝臣爲複姓、是也、本朝天武天皇以來賜八姓、朝臣其一也、詳見日本紀、古語拾遺、姓氏錄、謂朝臣日本國使人者非也、粟田朝臣眞人、使於唐、故率爾云然、宜參考引唐書下、大、父當作大夫、後漢書曰、使人自稱大夫是也、

連、中臣氏祖津速魂命之苗裔也、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年三月辛巳、陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老、賀美郡人丈部國益、標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿部陸奥臣、安積郡人外從七位下丈部直繼足、阿倍安積臣、信夫郡人外正六位上丈部大庭等、阿倍信夫臣、柴田郡人外正六位上丈部島足、安倍柴田臣、會津郡外正八位下丈部庭虫等二人、阿倍會津臣、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年七月丙申、陸奥國安積郡人丈部繼守等十三人、賜姓阿倍安積臣、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜四年二月癸丑、下總國猨島郡人從八位上日下部淨人、賜姓安倍猨島臣、

〔續日本後紀 九 仁明〕承和七年二月癸亥、陸奥國柴田郡權大領大部豐主、伊具郡擬大毅陸奥眞成等戸二烟、賜姓阿部陸奥臣、

〔續日本後紀 十四 仁明〕承和十一年正月辛卯、陸奥國磐城郡大領外從五位下勳八等磐城臣雄公戸口廿四人、男十四人、女十人、磐城臣貞道戸口十人、男七人、女三人、磐城臣弟成戸口四人、男三人、女一人、磐城臣秋生戸口三人、男二人、女一人、賜姓阿倍磐城臣、

〔續日本後紀 十八 仁明〕承和十五年五月辛未、陸奥國白河郡大領外正七位上那須直赤龍、權大領外從七位下勳九等丈部宗成、磐城團擬少毅陸奥丈部臣繼島、權主政外從七位下丈部本成、信夫郡擬主帳大田部月麻呂、標葉郡擬少領陸奥標葉臣高生、伊具郡麻績鄕戸主磐城團擬主帳陸奥臣善福、色麻郡少領外正七位上勳八等同姓千繼等八烟、賜姓阿部陸奥臣、

〔三代實錄 十八 淸和〕貞觀十二年十二月九日丙戌、陸奥國安積郡人矢田部今繼、丈部淸吉等十七人、賜姓阿倍陸奥臣、

〔續日本紀 四十 桓武〕延曆十年九月丙子、讃岐國寒川郡人正六位上凡直千繼等言、千繼等先星直、譯語田朝庭達〇敏御世、繼國造之業、管所部之堺、於是因官命氏、賜紗抜大押直之姓、而庚午年之籍、改大押字、

〔新撰姓氏錄 攝津國神別〕中臣東連
天兒屋根命九世孫、鯛身命之後也、
中臣藍連
同神十二世孫、大江臣之後也、
中臣大田連
同神十三世孫、御身宿禰之後也、
〔新撰姓氏錄 河內國神別〕中臣酒屋連
同神〇天兒屋根命十九世孫、眞人連公之後也、
中臣高良比連
津速魂命十三世孫、臣狹山命之後也、
〔新撰姓氏錄 和泉國神別〕中臣表連
大中臣朝臣同祖、天兒屋命之後也、
〔續日本紀 十三聖武〕天平十一年正月丙午、天皇御中宮、授正三位橘宿禰諸兄從二位、〇中略物部依羅朝臣人會、〇中略外從五位下、〇中略无位中臣殖栗連豐日、並從五位上、
〔續日本紀 十六聖武〕天平十七年正月乙丑、天皇御大安殿宴、五位已上、詔授從四位上大伴宿禰牛養從三位、〇中略无位中臣小殿連眞庭、外從五位下、
〔續日本紀 十六聖武〕天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、賜中臣鹿島連之姓、
〔續日本紀 十八孝謙〕天平勝寶四年五月庚申、无位中臣殿來連竹田賣、授外從五位下、
〔續日本紀 二十七稱德〕天平神護二年三月乙酉、左京人正五位下中臣丸連張弓等二十六人、賜姓朝臣、
〔續日本後紀 十三仁明〕承和十年正月丙辰、美濃國山縣郡少領外從八位上勝淨長等九人、賜姓中臣美濃

大伴宿禰同祖、日臣命之後也、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年三月辛巳、陸奥國白河郡人外正七位下靭大伴部繼人、黑川郡人外從六位下靭大伴部弟虫等八人、賜姓靭大伴連、行方郡人外正六位下大伴部三田等四人、大伴行方連、苅田郡人外正六位上大伴部人足、大伴苅田臣、柴田郡人外從八位下大伴部福麻呂、大伴柴田臣、

〔日本後紀桓武五〕延暦十六年正月庚子、陸奥國白川郡人外□八位□大伴部足猪等、賜大伴白河連、亘理郡人五百木部黑人、大伴亘理連、黑河郡人外少初位上大伴部眞守、行方郡人外少初位上大伴部兄人等、大伴行方連、安積郡人外少初位上丸子部古佐美、大田部山前、富田郡人丸子部佐美、小田郡人丸子部稻麻呂等、大伴安積連、遠田郡人外大初位上丸子部八千代、大伴山田連、磐瀨郡人□□□大伴宮城連、

〔日本後紀桓武八〕延暦十八年三月戊申、陸奥國柴田郡人外少初位下大伴部人根等、賜姓大伴柴田臣、

〔新撰姓氏錄左京神別〕中臣酒人宿禰

大中臣朝臣同祖、天兒屋根命十世孫、臣狹山命後也、

中臣宮處連

大中臣同祖

中臣方岳連

大中臣同祖

中臣志斐連

天兒屋命十一世孫雷大臣命男、弟子之後、

中臣大家連

大中臣同氏

ふも同じ事なり、小河の系圖の内に、小河垣谷とかさねてなのるあり、苗字をかさねたるためし、昔は有なり、

〔新撰姓氏錄左京神別〕物部肩野連
伊香我色乎命之後也

〔新撰姓氏錄河内國神別〕物部飛鳥
同神〇饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年五月辛未、從五位上薩妙觀、賜姓河上忌寸、〇中略正六位上物部用善、物部射園連、

〔續日本紀十一聖武〕天平四年五月壬寅朔、正六位下物部依羅連人會、賜朝臣姓、

〔續日本紀三十七桓武〕延暦二年二月壬申、外從五位下物部多藝宿禰國足、爲中宮大進、

〔續日本紀三十九桓武〕延暦五年十月丁丑、常陸國信太郡大領外正六位上物部志太連大成、以私物周百姓急、授外從五位下、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁四年正月己未、參河國人外從五位下物部敏久、賜姓物部中原宿禰、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年二月己卯、俘囚勳五等吉彌侯宇加奴、勳五等吉彌侯志波宇志、勳五等吉彌侯億可太等、賜姓物部斯波連、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年三月辛酉、下總國人陸奧鎭守將軍外從五位下勳六等物部匝瑳連熊猪、改連賜宿禰、

〔新撰姓氏錄右京神別〕大伴大田宿禰
高魂命五世孫、天押日命之後也、

〔新撰姓氏錄和泉國神別〕大伴山前連

殖栗韓國依羅日奉などは、謂有て後に賜へる複姓なれば、正しくは右の如く複ねて稱ふるを、後姓を偏に稱りて大家連、殖栗連、韓國連、依羅連、日奉連などのみ云るもいと多かり、よく心得ずては、思ひ紛ふこと有れば、此も等閑に思ふこと勿れ、さて複姓と謂といへども、漢土に謂とは趣き異なり、そは彼國にて複姓と云は、公孫、夏侯、王叔、諸葛などの類、二字姓を云て、此を諸とも葛とも偏に稱ことなし、皇朝のは、其と甚く異なれば、思ひ混ふべからず、序にいふ、後世に新田足利なども云を、苗字また稱號など云へども、古に據て云ときは、此は上に擧たる複姓にて、實には源新田朝臣、源足利朝臣と云ぞ正しかりける、然るを後には、新田左中將源義貞朝臣などのみ云ひ習へり、此は人の心著ざる事なれば驚かしおくなり、

〔通志略 氏族 一〕凡複姓者、所以明族也、一字足以明此、不足以明彼、故益一字、然後見分族之義、言王氏則濫矣、本其所系而言、則有王叔氏王孫氏、○下略

〔新撰姓氏錄 右京皇別〕佐伯直

景行天皇皇子稻背入彥命之後也、男御諸別命、稚足彥天皇諡成務御代、中分針間國給之、仍號針間別、男阿良都命、一名伊許自別譽田天皇○應神爲定國堺、車駕巡幸、到針間國神埼郡瓦村東崗上、于時青菜葉自崗邊川流下、天皇詔、應川上有人也、仍差伊許自別命往問、卽答曰、己等是日本武尊、平東夷時所俘蝦夷之後也、散遣於針間阿藝阿波讃岐伊豫等國、仍居地爲氏也、後改爲佐伯伊許自別命、以狀復奏、天皇詔曰、宜汝爲君治之、卽賜氏針。間。別。佐。伯。直。、佐伯直、佐伯者、前所賜氏姓也、直者謂君也、爾後至庚午年、脫落針間別三字、偏爲佐伯直、

〔新撰姓氏錄 右京神別〕丹比宿禰

庚午年、依作新家、加新屋二字、爲丹。比。新。家。連。也、

〔續日本紀 二十一淳仁〕天平寶字二年八月甲子、以紫微內相藤原朝臣仲麻呂任大保、勅曰、○中略自乃祖近江大津宮內大臣○鎌足已來、世有明德、翼輔皇室、君歷十帝、年殆一百、朝廷無事、海內淸平者哉、因此論之、准古無匹、汎惠之美、莫美於斯、自今以後、宜姓。中。加。惠。美。二。字。、禁暴勝强、止戈靜亂、故名曰押勝、

〔南留別志 二〕一藤原惠美押勝といへるは、姓を二つかさねたるなり、備前の王藤內、又安藤とい

妹布世君族。息刀自賣年拾陸歲小女鼻邊黑子
妹布世君族。虫名賣年拾參歲小女上唇黑子
別項
女布世君族久米賣年肆歲小女死天平四年六月二日

姓帶姓字

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年五月丙午、伊蘇志臣東人之親族三十四人、賜姓伊蘇志臣族。

〔姓名錄抄〕氏
加良姓　秦姓

〔拾芥抄中本姓尸錄〕氏
秦姓〈又無戸〉　加良姓

〔新撰姓氏錄河内國諸蕃〕秦姓
同帝〈○秦始皇〉十三世孫、然能解公之後也、

〔新撰姓氏錄未定雜姓河内國〕賀良姓
同王〈○新羅耶子王〉之後者、不見、

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十一月壬午、造東大寺工手從七位下秦姓。綱麻呂、賜姓秦忌寸、

〔續日本紀十七聖武〕天平二十年十月丁亥〈○丁亥恐丁卯誤〉正七位下廣幡牛養、賜秦姓、

複姓

〔古史徵一夏〕さて此處にいさゝか姓氏錄を讀まむ人々の、別に心留めおかずは、思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす、〈○中略〉また所謂複姓も多有を、其複姓の後、姓を偏に稱りたるも有が、異姓のごと聞ゆることも、〈姓氏に複姓といふ目を立て論ふこと、舊くも有しや、其は知られども、かく稱へずては思ひ紛ふることある故に、今西土に然る目のあるに傚ひて云を、異しみ思ふことなかれ、〉此等の事は、かねてよく心得おくべき事なりかし、〈○中略〉例を擧ば、中臣大家連、中臣殖栗連、物部韓國連、物部依羅連、佐伯日奉連など云類は、中臣物部佐伯は本よりの姓、大家

〔續修東大寺正倉院文書十一〕計帳斷簡年號及郡里不詳

戸主出雲臣族智緣戸○中略

戸主智緣年伍拾漆歳左足不便殘疾頸黒子

妻秦栗栖野島賣年陸拾參歳老妻頸黒子

女出雲臣族御衣賣年參拾參歳丁女右頸黒子

女出雲臣族比賣年拾捌歳小女左手黒子

女出雲臣族刀自賣年拾貳歳小女○中略

從父兄出雲臣族祖父年陸拾貳歳老丁右邊黒子

男出雲臣族大國年貳拾捌歳正丁

女出雲臣族孫賣年貳拾捌歳丁女和銅四年逃讃前國香我郡

〔續修東大寺正倉院文書十一〕計帳斷簡年號及郡里不詳

戸主布世君族市麻呂戸○中略

戸主市麻呂年參拾貳歳正丁右目本黒子

母粟田直族伊毛賣年肆拾玖歳丁女額黒子

女布世君族庭虫賣年捌歳小女左面黒子

弟布世君族大島年貳拾捌歳一支不便殘疾目相黒子

弟布世君族足人年貳拾漆歳正丁左右頬黒子

弟布世君族長人年拾捌歳少丁

妹布世君族廣目賣年貳拾伍歳丁女鼻於黒子

妹布世君族意等賣年貳拾貳歳丁女右頬黒子

八位上矢作部。毎世賜姓矢作部連。

〔三代實錄 二十六 清和〕貞觀十六年十二月廿五日己卯、山城國久世郡人造兵司史生從七位下子部。貞本、主殿寮史生從八位下子部氏雄等、賜姓子部宿禰、其先天御中主尊之後也、

〔類聚名物考 姓氏 七〕訓未詳部

史戸。 ふひとべ

姓氏錄 下末 百卅九左 攝津國諸蕃 漢 漢城人、韓氏劉德之後也、

案に、卷中に此例少し、次下に 下末 百五十二左 未定雜姓の中にも朝戸あり、それのみなり、戸は部と同訓にて通はし用るにや、令條延喜式等には、泉戸陵戸等の名見えたり、その類ひにや、又は部の略草アに作れば、戸に誤れる歟も亦知るべからず、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、○中略 高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之、其戸籍記无姓及族字、於理不穩、宜爲改正、

〔氏族考 上〕此族字は、今世に現存れる大寶の戸籍どもを考ふるに、物部連の戸籍には、其氏人を物部連族某、また出雲臣の氏人をば、出雲臣族某と記す例なれば、新に歸化て、未だ姓氏なき蕃人の戸籍には、某族と記さるゝは穩かならぬ故に、改めて姓を賜はむとの詔なり、上に除族字と云は、戸主になりたる上より云るものなるべし、

〔大日本史 氏族 一〕按、古書間有記某氏族某者、意其疏屬未賜姓、附其本籍、故注族字歟、附以備考、

〔續日本紀 六 元明〕和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱、○成務御名 改因居地賜之國造人姓、除人字、寺人姓、本是物部族也、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜二年十月庚申、天皇幸難波宮、 辛未、詔近宮三郡司授位賜祿、各有差、國人少初位下播守連族、廣山等、除於子、○恐於子二字族字誤

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年五月癸巳朔、伊勢國多氣郡人外正五位下敢礒部。忍國等五人、賜姓敢臣、

〔續日本紀光仁三十六〕寶龜十一年四月庚申、山背國愛宕郡人正六位上鴨禰宜眞髮部。津守等一十人、賜姓賀茂縣主、

〔續日本紀桓武三十七〕延暦二年六月乙丑、右京人外從五位下佐伯部。三國等、賜姓佐伯沼田連、

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁二年四月己丑、阿波國人百濟部。廣濱等一百人、賜姓百濟公、

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁二年九月壬辰朔、出羽國人少初位下无耶志直膳、大伴部。廣勝、賜大伴直、

〔續日本後紀仁明一〕天長十年八月戊戌、備前國人直講博士正六位上韓部。廣公、賜姓眞道宿禰也、廣公之先百濟國人也、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年十一月丁酉、賜讃岐國人從六位上秦部。福依、弟福益等三烟、秦公姓、

〔續日本後紀仁明十五〕承和十二年九月壬申、下野國芳賀郡人大麻績部。總持、男足利郡少領外從八位下大麻績部。嗣吉、改本姓、賜下毛野公姓、

〔續日本後紀仁明十七〕承和十四年八月丁未、越前國丹生郡人大學助教外從五位下春日部。雄繼等二人改部字為春日臣、兼除邊籍貫左京、

〔三代實錄淸和九〕貞觀六年八月八日壬戌、阿波國名東〇東一本作方郡人二品治部卿兼常陸太守賀陽親王家令正六位上安曇部。粟麻呂改部字、賜宿禰、粟麻呂自言、安曇百足宿禰之苗裔也、

〔三代實錄淸和九〕貞觀六年八月八日壬戌、播磨國飾磨郡人陰陽大屬正六位上日下部。利貞、文〇文一本作父武散位正六位下日下部。歲直等、賜姓日下部連、

〔三代實錄淸和十八〕貞觀十二年六月二日癸未、陸奧國菊多郡人丈部。繼麻呂、丈部。濱成等男女二十一人、賜姓湯坐菊多臣、

〔三代實錄淸和二十一〕貞觀十四年三月廿日庚寅、甲斐國都留郡大領外正六位上矢作部。宅雄、少領外從

天平十五年九月二日　少進刈田朝臣眞直

〔續日本紀孝謙十八〕天平勝寶四年十月辛巳、伊世國飯野郡人飯麻呂等十七人、賜秦部。姓、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年五月甲戌、上野國甘樂郡人外大初位下礒部。牛麻呂等四人、賜姓物部公、

〔續日本紀稱德二十八〕神護景雲元年七月丙寅、陸奥國宇多郡人外正六位上勳十等吉彌侯部。石麻呂、賜姓上毛野陸奥公、

〔續日本紀稱德二十八〕神護景雲元年十二月丁亥、伊勢國飯高郡人漢人部。乙理等三人、賜姓民忌寸、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年二月庚辰、河內國河內郡人日下部。意卑麻呂、賜姓日下部連、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年二月癸卯、讃岐國寒川郡人外正八位下韓鐵師〇師下一本有部字毗登毛人、韓鐵師部。牛養等一百廿七人、賜姓坂本臣、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年三月辛巳、陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老、〇中略賜姓阿部陸奥臣、〇中略亘理郡人外從七位上宗何部。池守等三人、湯坐亘理連、白河郡人外正七位下靭大伴部。繼人、黑川郡人外從六位下靭大伴部。弟虫等八人、靭大伴連、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年四月壬寅、伊豫國温泉郡人正八位上味酒部。稻依等三人、賜姓平群味酒臣、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年四月甲子、上野國邑樂郡人外大初位上小長谷部。宇麻呂、甘樂郡人竹田部。荒當、綠井部。表故〇表故二字一本作衰胡等十五人、賜姓大伴部、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年六月壬戌、備前國藤野郡人別部。大原、少初位上忍海部。與志、財部。黑士、邑久郡人別部。比治、御野郡人物部。麻呂等六十四人、賜姓石生別公、

〔續日本紀光仁三十一〕寶龜二年五月戊申、近衞勳六等藥師寺奴百足、賜姓三嶋部。

同上

西涅部。

鴨縣主同祖、鴨津玉依彥命之後也、

祝部。

同祖建角(ツノミ)身命之後也

税部。

神魂命子闕魂命之後也

〔日本書紀二十二推古〕十六年八月癸卯、唐客入京、○中略額田部。連比羅夫、以告禮辭焉、

〔續修東大寺正倉院文書十二〕計帳斷簡年號及國郡里不詳

戶主大初位下秦少週戶○中略

婦紀部。秋庭賣、年肆拾歲、○下略

〔續日本紀八元正〕養老三年五月癸卯、无位文部。此人等二人、賜文忌寸姓、

〔續日本紀八元正〕養老四年六月壬辰、文部。黑麻呂等十一人、賜文忌寸姓、

〔東大寺奴婢籍帳〕職符　嶋上郡司

合奴婢十一人

奴伊賀臣大麻呂、前除籍男輕部。弓張、弟古麻呂、死孫女輕部。廣賣、死同戶荒木臣稻賣、

右四人野身里戶主輕部。造弓張戶口所貫

婢枳氏咩、○中略男辛矢田部。法万呂、死○中略次姉賣、法万呂之女飯刀自賣、以上七人、同里辛矢田部戶主弓張戶口所貫、

以前奴婢等籍帳、已除付大宅朝臣加是万呂之戶口已訖、郡宜承知、今見有奴婢、召對賤主給之加是万呂、符到奉行、

古事類苑

姓名部二

姓氏中

姓帶部字

〔釋日本紀十六秘訓〕鏡作部

私記曰、問、部字可讀否如何、答、師說不讀部字、一部之內、諸姓部等並同之、但忌部、齋部、殊讀部字、

〔釋日本紀二十一秘訓〕矢田部造 藤原部造部字不讀 刑部造 福草部造部字不讀 物部首 殿服部造 門部直 石上部造部字不讀 埿部造 穴穗部造 白髮部造部字不讀

〔姓名錄抄〕部

上 秦人 葛原 小子 阿刀 網 石作 吉彌侯 新田 鴨 丹比 日置 坂戸物 三富 西埿 祝 狛染 園 鷹養 相槻物 眞髮 紀 二田物 納部物 音木 尾張 榎井

〔拾芥抄中本姓尸錄〕部

秦人尸又無 葛原 小子 阿刀 石作 新田 丹北 日置又 三富 王富 西泥 狛染 鷹養 眞髮 音太 尾張 榎井 吉彌侯尸或無 坂戸物尸又無 祖槻物 二田物尸又無 納部物

上 網 鴨 祝 園 紀

〔新撰姓氏錄山城國神別〕矢田部。

鴨縣主同祖鴨建津身命之後也、

矢部。

古事類苑

姓名部二

姓氏中

〔氏族考下〕古へより以降、國史諸書に見えたる氏姓の大略を考へ試むるに、凡そ皇別の氏姓は、眞人五十六、朝臣百四十八、宿禰五十一、忌寸三、臣百二十一、連四十、造十三、國造五十八、公百三十五、別三十九、直十七、稻置五、縣主四、首三十六、祝一、史四、我孫一、椋人一、人二、勝一、無尸四十五、總て七百八十氏、○中略神別の氏姓は、朝臣五十五、大朝臣一、宿禰百二十、大宿禰一、忌寸十一、臣十九、連二百五十三、造四十五、國造八十八、公卅一、直八十、稻置一、縣主十四、首五十三、祝四、我孫一、人四、勝三、神主六、使主一、村主一、無尸百二、凡八百九十五氏、○中略蕃別の氏姓は、朝臣二十、宿禰九十五、忌寸七十八、大忌寸一、道師四、臣二、連百四十七、造七十一、直三十七、縣主一、首三十三、史四十七、曰佐九、人八、勝二十五、使主六、村主三十、王四、伎一、漢人一、无尸六十六、總て七百十氏、○中略未定の氏姓は、眞人三十六、朝臣四十三、宿禰七十三、忌寸十九、道師一、臣三十八、連七十一、造廿八、國造二、公十九、直十八、稻置四、縣主九、首三十一、祝一、史九、我孫二、椋人三、勝三、村主二、无尸七十一、總て四百八十七氏、○中略などにて、上に擧たる總數凡二千八百九十八氏ばかりにもやなりぬらん、なほ諸書に散見せるものも數多あるべけれど、そは次に記しそふべし、

り、今本に林、大林連同祖、百濟國人木貴之後也とある次に、大石林同上とある氏を脱し、高安下村主、高麗國人大鉛之後也とある次に、後部王同國長王之後也と有を脱せるを、古本に依りて補ひて數へたり、今本に六十三氏と有り、二十五卷山城國の諸蕃に二十二氏、漢人の末九氏、百濟人の末六氏、高麗人の末五氏、新羅人の末一氏、任那人の末一氏あり、二十六卷大和國の諸蕃に二十六氏、漢人の末十一氏、百濟人の末六氏、高麗人の末六氏、新羅人の末一氏、任那人の末二氏なり、二十七卷攝津國の諸蕃に二十九氏、漢人の末十三氏、百濟人の末九氏、高麗人の末三氏、新羅人の末一氏、任那人の末三氏あり、二十八卷河內國の諸蕃に五十五氏、漢人の末三十六氏、百濟人の末十五氏、高麗人の末三氏、新羅人の末一氏あり、今本に山田連、山田宿禰同祖、忠意之後也とある次に、山田造同上とある氏を脱せり、今は古本に依りて補ひて數へたり、今本に五十六氏と有り、二十九卷和泉國の諸蕃に二十氏、漢人の末十一氏、百濟人の末八氏、新羅人の末一氏あり、三十卷未定雜姓に百十七氏、皇別二十二氏、神別四十七氏、蕃別四十七氏あり、今本に、古氏、百濟國人杆古都助之後也とある次に、加羅氏、百濟人都玖君之後也とある氏を脱せり、今は古本三に依て補ひて數へたり、今本に一百十九氏と有は誤なり、此を都合せて千百七十七氏あり、此處に錄されたる員數に五氏足ざるは、後に書寫す時に其諸氏を脫たる物か、また此文の八二は七七の誤なるか、今知べき由なし、されど此を奏進らるゝ時の表文にも、凡一千一百八十二氏とあれば、誤れるにも非ざるか、かにかくに今は知がたければ、古本と今本と數の合ざるを、悉く誤とも定がたし、

〔塵添壒囊抄 七〕百姓事

或人說、百姓トハ、本朝源平藤橘四姓分レテ百姓ト成ル、其內廿氏ハ公家、八十氏ハ武家也、仍テ物武八十氏ナンド云ト、又此由注セル物モ侍ベリ、然共難信用說也、物武八十氏ハ、サモコソ侍ラメ、百姓ト云事、日本ニ云始ムル詞ニ非ズ、漢朝ヨリ起テ、多ク文ニ載タリ、爭カ本朝四姓百ニ分ルヽニ依テ百姓ト云ハンヤ、〇中略順和名ニ所載スル既五百ニ餘リ、六百ニ及ベリ、其內朝臣百四十六姓、眞人三十八、宿禰二百六十六、公六十四、首六十八、臣四也、是只億兆黎首、皆以皇氏、都テ百姓ト云、百ニ可限ルニ非ズ、旁以テ難思、親房卿記ナンドモ、只充ル數ト註サレタリ、誠ニ爾ナルベキヲヤ、百王ノ義又以同之、神裔爭カ百代ニ窮マリ給ハンヤ、今已ニ餘レリ、敢テ十々ノ數不可執、然バ、百敷モ百人ノ座敷トハ不可思、

人面

加婆編概數

〔續修東大寺正倉院文書十〕計帳斷簡（年號及國郡里不詳）

女大猪甘人。面。字麻修賣年伍拾貳歲丁女頰疵

女大猪甘人。面。阿治賣年肆拾伍歲丁女右頸疣

〔新撰姓氏錄序〕臣等奉勅、謹加研精、捃摭群言、沙汰金礫、截舊記之煩蕪、採會新之機要、除新系之塗說、撮通古之折中、思所以令文約辭易、泠然示掌、煥乎指南、起自神武、迄乎弘仁、溫故知新、能事粗畢、凡一千一百八十二氏、總爲卅卷、勒成三部、名曰新撰姓氏錄、

〔古史徵一夏〕此に錄されたる諸氏の數を、委く本編を數へ試むるに、一卷は皇別眞人の諸氏四十四氏（本どもに三十三氏とあるは誤なり）二卷左京の皇別上に四十二氏（今本に三十二氏とあるは誤なり）三卷左京の皇別下に三十二氏、四卷右京の皇別上に三十三氏、五卷右京の皇別下に三十四氏、六卷山城國の皇別に二十四氏、七卷大和國の皇別に十八氏、八卷攝津國の皇別に二十九氏、九卷河內國の皇別に四十五氏（今本に四十六氏と有り）十卷和泉國の皇別に三十三氏、十一卷左京神別上に三十八氏（天神の末のみあり）十二卷左京の神別中に二十三氏（內十九氏は天神の末、四氏は天孫の末なり）十三卷左京の神別下に二十一氏（天神の末三氏、天孫の末十六氏、地祇の末二氏あり、今本に二十氏とあるは誤なり）十四卷右京の神別上に三十四氏（內三十二氏は天神の末、二氏は天孫の末也、）十五卷右京の神別下に二十九氏（天神の末二氏、天孫の末二十氏、地祇の末七氏あり、今本に二十八氏とあるは誤なり、）十六卷山城國の神別に四十五氏（天神の末三十二氏、天孫の末十一氏、地祇の末二氏あり、今本に三十五氏とあるは誤なり、）十七卷大和國の神別に四十四氏（天神の末二十三氏、天孫の末十四氏、地祇の末七氏あり、）十八卷攝津國の神別に四十五氏（天神の末二十四氏、天孫の末十三氏、地祇の末八氏あり、）十九卷河內國の神別に六十三氏（天神の末四十七氏、天孫の末十三氏、地祇の末三氏あり、）二十卷和泉國の神別に六十氏（天神の末四十三氏、天孫の末十六氏、地祇の末一氏あり、）二十一卷左京の諸蕃上に三十五氏（すべて漢人の末族なり）二十二卷左京の諸蕃下に三十七氏（漢人の末四氏、百濟人の末十四氏、高麗人の末十五氏、新羅人の末一氏、任那人の末三氏あり、）二十三卷右京の諸蕃上に三十八氏（皆漢人の末なり、今本に三十九氏と有り、）二十四卷右京の諸蕃下に六十二氏（漢人の末五氏、百濟人の末四十六氏、高麗人の末八氏、新羅人の末三氏あ

漢人

富乃須佐利乃命之後也

〔續修東大寺正倉院文書 九〕計帳斷簡 年號及國郡不ᴸ詳

寄口阿多隼人乙麿年廿三正丁

弟　阿多隼人東人年十六小子

弟　阿多隼人加都伎年七小子

妹　阿多隼人刀自賣年廿一丁女

〔新撰姓氏錄 大和國神別〕大角（オホスミ）隼人（ハヤヒト）

出ᴸ自二火闌降命一也

〔姓名錄抄〕人

葦屋漢　川内漢　高漢（タカ）

〔拾芥抄 中本 姓尸錄〕人

高漢（タカアヤ）　葦屋漢　閑 ○閑恐川内誤 漢

〔姓名錄抄〕四字訓姓四氏

高安漢人

〔新撰姓氏錄 攝津國諸蕃〕高安漢人

狛國人小須々之後也

〔新撰姓氏錄 攝津國諸蕃〕葦屋漢人

坂上大宿禰同祖、阿智王之後也、

〔新撰姓氏錄 未定雜姓 攝津國〕川内漢人

同命 ○火明命 九世孫、否井命之後者、不ᴸ見、

使主

曰佐

手人

隼人

〔姓名錄抄〕使主

末　和藥　小高　長田　穴師　後部藥　恩智

〔拾芥抄 中 姓尸錄 本〕使主

和藥　小高　長田　穴師　恩智 或神主　後部藥　末　雜

〔新撰姓氏錄 左京諸蕃〕小高使主

同 百濟國人、毛甲姓加須流氣之後也、

〔新撰姓氏錄 山城國諸蕃〕末使主

同 百濟國人、津留牙使主之後也、

〔新撰姓氏錄 未定雜姓 河內國〕長田使主

同 百濟國人、爲君王之後者、不見、

〔新撰姓氏錄 山城國諸蕃〕木曰佐

同 百濟國人、津留牙使主之後也、

〔新撰姓氏錄 河內國諸蕃〕下曰佐

漢高祖男、齊悼惠王肥之後也、

〔新撰姓氏錄 河內國諸蕃〕上曰佐

同 百濟國人、久爾能古使主之後也、

〔續日本紀 八 元正〕養老三年十一月戊寅、少初位下河內手人大足、賜不〇不字恐衍下譯姓、〇中略除雜戶號、

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃〕百濟伎

同 百濟國都慕王孫、德佐王之後也、

〔新撰姓氏錄 山城國神別〕阿多隼人

村主

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕輕我孫

治田連同氏、彦坐命之後四世孫白髮王、初彦坐命、未賜阿比古姓、成務天皇御代、賜輕地卅千代、是負輕我孫姓之由也、

〔姓名錄抄〕氏

長我孫

〔姓名錄抄〕村主

錦織　牟佐　穴太　下　高安下　葦屋　古市　志賀ノ穴太

〔拾芥抄 中本姓戸錄〕村主

錦織　牟佐　穴太　葦屋　古市　高安　下　志賀　穴太

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃〕下村主

後漢光武帝七世孫、愼近王之後也、

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃〕上村主

廣階連同祖、通剛王之後也、

〔新撰姓氏錄 和泉國諸蕃〕葦屋村主

同百濟國人、意寶荷羅支王之後也、

〔新撰姓氏錄 未定雜姓山城國〕穴太村主

曹氏寶德公之後者、不見、

〔續日本紀 十一聖武〕天平六年十二月丙申、外從五位下烏安麻呂、賜下村主姓、

〔續日本紀 八元正〕養老四年六月戊申、河內國若江郡人正八位上河內手人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、免雜戸號、

上木(カミキ)　奈癸(ナキ)　酒中(サカナカ)　宮(ミヤ)

〔拾芥抄 中本 姓尸錄〕勝

奈癸(ナキ)　酒中(サカナカ)　上木(カミキ)　宮(ミヤ)

〔新撰姓氏錄 右京諸蕃〕上勝

同〇百濟國人、多利須須之後也、

不破勝

同〇百濟國人、停武止等之後也、

〔新撰姓氏錄 和泉國諸蕃〕秦勝

太秦公同祖、融通王之後也、

〔新撰姓氏錄 山城國未定雜姓〕木勝

津留木之後者、不見、

〔續日本紀 三十六 光仁〕天應元年七月癸酉、右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣。〇中略神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女、生二一男、名曰本大臣、大臣遙尊本系、歸於聖朝、時賜美濃國不破郡栗原地、以居焉、厥後因居命氏、遂負栗原勝姓、

〔續日本後紀 六 仁明〕承和四年九月甲戌、攝津國人右衛門醫師秦直。身武、散位同姓仲主等三烟、改本姓賜秦勝、

王

〔續日本紀 十七 聖武〕天平十九年六月辛亥、正五位下背奈福信、外正七位下背奈大山、從八位上背奈廣山等八人、賜背奈王。姓、

我孫

〔姓名錄抄〕公(キミ)

輕我孫(カルアビコ)

吉士　勝

〔新撰姓氏錄 左京未定雜姓〕池上椋人
敏達天皇皇子、百濟王之後也、
〔續修東大寺正倉院文書十一〕計帳斷簡 年號及郡里不詳
戶主奈世麻呂年伍拾歲正丁右頰黑子
男秦倉人弟君年貳拾參歲正丁額黑子
男秦倉人小君年拾捌歲少丁右目下黑子
弟秦倉人眞人年肆拾伍歲正丁右頰黑子
男秦倉人古麻呂年貳拾參歲正丁右頰黑子
男秦倉人大君年拾壹歲小子下脣黑子
女秦倉人酒主賣年拾陸歲頸黑子小女
女秦倉人飯主賣年捌歲小女
姪女秦倉人廣田賣年肆拾陸歲丁女額黑子
姪女秦倉人意止賣年參拾玖歲丁女右眉黑子
姪女秦倉人淨刀自賣年拾貳歲小女右頰黑子
借馬乎治米賣年漆拾肆歲耆女右頰黑子
戶秦倉人黑麻呂年參拾貳歲正丁右頰黑子兵士
兄秦倉人麻呂年肆拾陸歲正丁越前國坂井郡水尾鄉
從父弟秦倉人嶋麻呂年貳拾陸歲正丁 近江國夜珠郡山本鄉
〔日本書紀 十五 仁賢〕六年九月壬子、遣日鷹吉士、使高麗召巧手者、
〔姓名錄抄〕勝カチ

〇中略平群木兎宿禰、卽是文雄之祖也、木兎宿禰之後、賜味酒臣姓、淪落被貫伊勢國、至于文雄祖宗、改臣賜首姓、入貫左京、〇下略

吡登

〔姓名錄抄〕人

神　大角集　伯太首神〇中略　國背宍〇宍下恐脫人字　狛　凡韓

〔拾芥抄〕中本姓尸錄人

大角集　國背宍〇宍下恐脫人字　神又直又無尸　狛　凡韓　伯太首神

〔新撰姓氏錄〕未定雜姓山城國國背宍人

秦始皇帝之後者、不見、

〔新撰姓氏錄〕未定雜姓河內國狛人

高麗國須牟祁王之後者、不見、

〔新撰姓氏錄〕未定雜姓和泉國神人

高麗國人許利都之後者、不見、

椋人

〔姓名錄抄〕人

河原藏　日置倉〇中略　池上椋

〔拾芥抄〕中本姓尸錄人

日置倉〇中略　池上椋〇中略　河原藏

〔新撰姓氏錄〕大和國諸蕃日置倉人

伊利須使主兄許呂使主之後也

〔新撰姓氏錄〕河內國諸蕃河原藏人

河原連同祖、陳思王植之後也、

首

〔姓名錄抄〕首

和田　高家　椋椅部　猪甘　鵜甘部　志紀　牟古　尋來津　原　蝮壬部　羽束志　靱編

度守　布師　部家　苑部　韓海部　大戸　和山寺〇寺拾芥抄作守　井　播守田　葦田　村擧　櫻野

辟田　民使　信太　御手代　大家　川上　園人　江人　生田　安墓　大市　清水　眞神田

長柄　縣使　河內民　近義　川枯　白堤　船子　布忍　菅田　佐夜部　蘇宜部　井代

津門　阿禮　錦部民　松津　小豆　青海　二見　住道　新木　郡　清海　番長　酒部　佐

野　鵜民　佐波部　內美　神門　川邊　川津　英保　牟義部

〔拾芥抄中本姓尸錄〕首　一

和田　葦田　辟田　生田　菅田　池田　播守田　眞神田　高家　部家　新家　新木　猪甘

志紀　牟古　羽束戸又無　靱編　度守　布師　布忍　布敷　苑部　酒部　刑部　椋椅部

韓海部　佐夜部　蘇宜部　佐波部　爲奈部　大戸　大家　大市　大麻　村擧　櫻野　佐野

民使　信太　川上　川枯　川合　川邊　河內民　錦部　民　安墓　清水　清海又宿禰、青

海　園人　江人　長柄　縣使　近義　白堤　船子　井代　御手代　津門　神門　高岳　阿

禮　松津　小豆　二見　尋來津　住道　番長　內美　英保　鵜甘部　蝮壬部　和山守　原

又直　江郡　川津

〔新撰姓氏錄河內國皇別〕阿禮首

守公同祖、大碓命之後也、

〔新撰姓氏錄河內國皇別〕村擧首

豐城入彥命之後也

〔三代實錄五清和〕貞觀三年九月廿六日丁酉、先是左京權亮從五位下巨勢朝臣河守等奏言、文雄欵佛、

賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、

〔新撰姓氏錄河内國皇別〕紀祝

建內宿禰男、紀角宿禰之後也、

〔新撰姓氏錄未定雜姓大和國〕波多祝

高彌牟須比命孫、治方之後者、不見、

〔新撰姓氏錄未定雜姓大和國〕三歲祝

大物主神五世孫、意富太多根子命之後者、不見、

〔丹生祝氏文〕丹生津比賣及高野大明神仕丹生祝氏

始祖天魂命、次高御魂命、大伴氏祖次血速〇速恐速誤魂命、中臣氏祖次安魂命、門部連等祖次神魂命、紀伊氏祖次最兒坐之宇遲比古命、別豐耳命、娶國主神女兒阿牟田刀自生兒、小牟久君我兒等、紀伊國伊都郡侍丹生眞人乃大丹生直、丹生祝、丹生相見神奴等三姓、始丹生都比賣乃大御神、高野大御神、及百餘大御神達乎令奉仕神奴、小牟久首我兒丹生麻呂首、次兒麻布良首、丹生祝姓賜、即子安麻呂、自豐耳至安麻呂十四世、

〔姓名錄抄〕史

嶋岐　朝明　沙田　楊胡　竹志　己汶　道祖　大里　武丘　高　眞城

〔拾芥抄中本姓尸錄〕史

嶋岐　朝明　沙田　楊胡　楊公　竹志　己汶　道祖　大里　武丘　眞城　高　御丘　豐津

八戸

〔續日本紀九聖武〕神龜二年七月丙戌、河內國丹比郡人正八位下川原椋人子虫等四十六人、賜河原史姓、

集侍神主祝部等、諸聞食登宣、(神主祝部等共稱唯、餘宣准此、○中略)辭別、忌部能弱肩爾太多須支取掛氏、持由麻波利仕奉留禮幣帛乎、神主祝部等受賜氏、事不過捧持奉登宣、

〔姓名錄抄〕神主

荒木田　度會　智

〔拾芥抄〕(中本姓尸錄)神主

荒木田(アラキタ)　度會(ワタライ)　恩智(オンチ)

〔新任辨官抄〕神宮事

正禰宜(內宮七人、荒木田神主、神主尸也、外宮七人、度會神主、五位以上以宜旨補之、)

〔新撰姓氏錄〕(河內國神別)恩智神主

高魂命兒伊久魂命之後也、

〔新撰姓氏錄〕(和泉國神別)穴師神主

天富貴命五世孫古佐麻豆智命之後也、

〔續日本紀〕(五元明)和銅四年三月辛亥、伊勢國人磯部祖父、高志二人、賜姓渡相神主、

〔三代實錄〕(三十五陽成)元慶三年五月廿三日壬子、伊勢國度會郡大神宮氏人有三神主姓、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、

〔姓名錄抄〕氏

波多祝　三歲(トシ)祝　鴨部祝　紀祝

〔拾芥抄〕(中本姓尸錄)氏

三歲祝(又無尸)　紀祝(或無尸)　波多祝(又無尸)　鴨部祝(又無尸)

〔新撰姓氏錄〕(攝津國神別)鴨部祝

紺口　添　志紀　鴨　賀茂　大志貴

〔拾芥抄 中本姓尸録〕縣主

紺口　志紀　志貴　添　賀茂　鴨　、大彌

〔古事記 中開化〕此天皇娶旦波之大縣主、名由碁理之女竹野比賣、生御子、比古由牟須美命、一柱此王名以音

〔古事記傳 二十二〕大縣主、〇中略大と云は、臣に大臣、連に大連と云類の例にて、加へ稱へたる號なり、朝倉宮、〇雄略段に、志幾之大縣主と云も見え、續紀には、坂上大忌寸、縣犬養大宿禰、陸奥大國造なども見えたり、是ら皆同例にて、大は殊に稱へたるものぞ

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕鴨縣主

治田連同祖、彦坐命之後也、

〔新撰姓氏錄 大和國神別〕添縣主

出自津速魂命男武乳遺命也

〔續日本紀 二十六稱德〕天平神護元年二月甲子、大和國添下郡人左大舍人大初位下縣主石前、賜姓添縣主。

〔日本書紀 二十五孝德〕大化元年八月庚子、拜東國等國司、仍詔國司等曰、〇中略若有求名之人、元非國造伴造、縣稻置、而輙詐訴言、〇下略

〔日本書紀 十三允恭〕二年二月己酉、闘鶏國造、〇中略赦死刑、貶其姓謂稻置、

〔北史 九十四倭國〕倭國在百濟新羅東南水陸三千里、於大海中依山島而居、〇中略有軍尼一百二十人、猶中國牧宰、八十戸置一伊尼翼、如今里長也、十伊尼翼屬一軍尼、

〇按ズルニ、軍尼ハ國ニシテ國造ヲ云ヒ、伊尼翼ノ翼ハ冀ノ誤ニテ稻置ヲ云フナルベシ、

〔延喜式 八祝詞〕新年祭

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁三年四月庚子、出羽國田夷置井出公。呰麻呂等十五人、賜姓上毛野緣野直、

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字二年六月乙丑、桑原史。大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戸、史戸六氏、同賜桑原直姓、船史船直姓、

〔續日本紀光仁三十四〕寶龜七年六月甲子、近衞大初位下粟人。道足等十人、賜姓粟直、

〔日本書紀雄略十四〕十六年十月、詔聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直、〇一本云、漢使主等賜姓曰直、

〔續日本紀元正八〕養老三年十一月戊寅、少初位下河内手。人。大足、賜不〇不字恐衍下譯姓、忍海手。人。廣道、賜久米直姓、並除雜戸號、

道師

〔姓名錄抄〕氏

蜂田(ハチタノ)藥師(ヤクシ)

〔新撰姓氏錄和泉國諸蕃〕蜂田(ハチタ)藥師(ヤクシ)

吳主孫權王之後也

〔政事要略九十五〕又云〇醫疾令醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部及世習、謂藥部者、姓稱藥師者、即蜂田藥師、奈良藥師類也、〇下略

〔新撰姓氏錄河內國諸蕃〕河內畫師

河原連同祖、陳思王植之後也、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年五月乙巳、從六位下畫師忍勝、姓改爲倭畫師、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃漢〕大崗忌寸

龍一名辰貴善繪工、小泊瀨稚鷦鷯天皇〇武烈美其能、賜性首、五世孫勤大壹惠尊、亦工繪才、天智天皇御世、賜姓倭畫師、

縣主

〔姓名錄抄〕縣主(アガタヌシ)

直

韓矢田部　幡文　忍海部　大丘　大炊刑部　八坂　奈癸私　櫛代　小橋　高野　波多門部
若櫻部　高井　工　奄智　神私　茨木　宮部　大庭　波多　日根　鷹口　宇努　御池
杁田　長倉　取石　矢作　豐津　鷹集　朝妻　豐村　杯作　海原　杖部　吳服　高安　神
宮部　伊部　積組　糸井　衣縫　輕部　猪名部

〔拾芥抄中本姓尸錄〕造

幡文　大丘　櫛代　小橋　高野(又無尸)　高安　高井　糸井　八坂　朝妻　大庭　和　奄智(又連)
神松(又連)　茨木　日根　波多　鷹口　宇努　御池　杉谷　長倉　取石　豐村　豐津　鷹集
矢作　梓作　海原(又連)　吳服　衣縫(又無尸)　積組　伊部　輕部(又無尸)　杖部　工　宮部　忍海
部(又無尸)　若櫻部　猪名部　神宮部　奈若私　韓矢田部(又連)　大炊刑部　波多門部

〔新撰姓氏錄右京神別〕若櫻部造
物部長眞膽連、初去來穗別天皇、〇謚履仲中略長眞膽連。賜姓稚櫻部造、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年十二月壬寅、山田史廣名。忌部首。融〇融一本作爲字麻呂、壹岐史山守等四
百三人、賜姓造、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年十月辛丑、河內國人大初位下吡登戸東人等九十四人、賜姓高安造、

〔姓名錄抄〕直
大村　等彌　尾津　池邊　火撫　大田稅山代　臺　倪〇拾芥抄作役　大坂　但馬海　浮穴　津島
荒田　壹岐　水主　吾川　朝倉

〔拾芥抄中本姓尸錄〕直
直部　大村　大坂　等禰　尾津　池邊　山代　史〇史恐火誤　撫　物忌　浮穴　津島　內原　荒
田　壹岐　水主　吾川　朝倉　但馬海　長谷山　役　臺　絕　太田稅

別　國造　造

〔續日本紀 稱德三十〕神護景雲三年十月甲辰、讃岐國香川郡人秦勝倉下等五十二人、賜姓秦原公、

〔續日本紀 稱德二十七〕天平神護二年二月乙卯、右京人外從五位下桑原村主足床、大和國人少初位上桑原村主岡麻呂等四十人、賜姓桑原公、

〔日本書紀 孝德二十五〕大化二年正月甲子朔、宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別、臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封大夫以上、各有差、降、

〔日本書紀 孝德二十五〕大化二年二月戊申、詔曰、明神御宇日本倭〇類聚國史無二倭字一根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓、〇下略

〔續日本紀 文武二〕大寶二年二月庚戌、是日爲班大幣、馳驛追諸國國造等入京、　四月庚戌、詔定諸國國造之氏、其名具國造記、

〔氏族考 上〕大寶二年二月庚戌に、爲班大幣、馳驛追諸國國造等入京とあるは、神祭の事のみの如思はるれど、四月庚戌、詔定諸國國造之氏、其名具國造記と云る、國造の氏を定むるをも兼たりと聞え、九月乙丑に詔して、忌寸以上のいまだ氏上を定めざる氏人を申さしむ、〇註略とあるどもを思ふに、此時國造の氏を定め、諸國の氏上を定めたりしなり、

〔續日本紀 光仁三十一〕寶龜二年二月丙申、因幡國高草采女從五位下國造淨成女等七人、賜姓因幡國造、

〔續修東大寺正倉院文書 四〕御野國味蜂間郡春部里大寶二年戸籍

上政戸國造族石足戸口十三〇中略　中政戸國造族豐嶋戸口廿九〇中略

伍保中政戸國造族與利戸口十九〇中略　上政戸國造族加良安戸口五十一〇中略

上政戸國造族稻麻呂戸口十九〇中略　上政戸國造族文得戸口廿六〇中略

上政戸務從七位上國造族𡉕戸口、卅一〇下略

〔姓名錄抄〕造(ミヤツコ)

〔拾芥抄 中本 姓尸錄〕公

安那　牟義(ムギ)　牟禮(ムレ)　牟佐　吳　岡屋(チカヤ)　羽咋　酒部(サカベ)　壬生部　三林　三間名　市往　鍛師　石邊　石生別　車持　堅井　佐代　佐自努　川俣(マタ)　川原　豐階　氐良(テラ)　多々良　垂水(又史)　廣幡(ヒロハタ)　廬原(イハラ)　榛原(ハンハラ)　壬生(ミフ)　丸子(マリコ)　角山　下養　氣多(キタ)　荒荒　大綱　稻城(イナキ)　輕我孫　廣來津　別　荒　吳　首　服(又連)　息長　竹原　稻城(イナギ)　壬生(ミフ)　佐佐　貴山　阿閉　門人〇門恐閒誤　山

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年二月乙卯、左京人從八位下桑原連眞島、〇中略 賜姓桑原公、

〇按ズルニ、公ニ連ヲ賜ヒシコトハ其例甚ダ多ケレドモ、連ニ公ヲ賜ヒシコトハ實ニ希ナリ、下文連ニ造ヲ賜ヒ、公ニ直ヲ賜ヒ、臣ニ首若クハ勝ヲ賜ヒ、直ニ勝ヲ賜ヒシガ如キモ、亦之ト同例ナリ、蓋シ特例ナルベシ、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年四月癸丑、遣唐大通事大津造〇廣人、賜垂水君姓、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲二年八月辛酉、近江國淺井郡人從七位下桑原直〇新麻呂、外大初位下桑原直訓志必登等、賜姓桑原公、

〔續日本紀 十八 孝謙〕天平勝寶二年三月戊戌、又賜中衛員外少將從五位下田邊史〇難波等、上毛野君姓、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜八年正月戊午、左京人從七位上田邊史廣本等五十四人、賜姓上毛野公、

〔續日本紀 八 元正〕養老三年七月庚子、從六位上賀茂役首〇石穗、正六位下千羽三千石等一百六十人、賜賀茂役君姓、

〔續日本紀 三十六 光仁〕寶龜十一年三月辛卯、伊勢國大目正六位上道祖首公麻呂、白丁枝足等、賜姓三林公、

〔三代實錄 十三 淸和〕貞觀八年十月廿七日戊戌、讃岐國那珂郡人因支首秋主、同姓道麻呂、宅主、多度郡人因支首純雄、同姓國益、巨足、男綱、文武、陶道等九人、賜姓和氣公、其先武國凝別皇子之苗裔也、

公

〔日本書紀天武二十九〕十二年十月己未、三宅吉士、草壁吉士、○中略賜姓曰連、

〔續日本紀光仁三十六〕天應元年七月癸酉、右京人正六位上栗原勝子公言、○中略伏乞蒙賜中臣栗原連、於是子公等男女十八人、依請改賜之、

〔日本書紀天武二十九〕朱鳥元年四月丁丑、侍醫桑原村主訶都、授直廣肆、因以賜姓曰連、

○按ズルニ、大日本史ノ氏族志ニ、續日本紀文武帝時、內藥官桑原加都賜連、重出可疑、兩書恐有一誤、トアリ、

〔續日本紀文武三〕慶雲元年二月乙亥、從五位上村主百濟、改賜阿刀連、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年四月癸酉、上村主通政、賜阿刀連、

〔日本書紀天武二十九〕朱鳥元年六月己巳朔、槻本村主勝麻呂、賜姓曰連、

〔續日本紀稱德三十〕神護景雲三年八月癸丑、河內國大縣郡人從五位下上村主五百公、賜姓上連、

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字二年六月甲辰、賜越後目正七位上高麗使。主。馬養、內侍典侍從五位下高麗使主淨日等五人、多可連、

〔續日本紀元正九〕神龜元年十月壬寅、忍海手人大海等兄弟六人、除手人名、從外祖父從五位上津守連通姓、

〔續日本紀元正八〕養老三年十一月辛酉、少初位上朝妻子○子恐衍手。人。龍麻呂、賜海語連姓、除雜戶號、

〔姓名錄抄〕公

安那　牟義　岡屋　羽咋　酒部　別　三林　荒々　牟佐呉　佐自努　市往　三間名　鋺師

壬生部　息長竹原　石邊　稻城　壬生　車持　輕我孫　呉　堅井　佐代　川俣　豐階

氐良　佐々貴山　垂水　阿閉門人○門恐間誤　山　廣幡　廬原　首　下養　多々良　廣來津

川原　榛原　壬生　丸子　角山　牟禮　肥　氣多　石生別　金

〔續日本後紀五仁明〕承和三年九月丁丑、右京人造兵司大令史朴弟春、賜姓眞宗連、其先百濟國人也、

〔日本書紀二十九天武〕九年正月甲申、是日忌部首首賜姓曰連、則與弟色弗共悅拜、

〔日本書紀二十九天武〕十二年九月丁未、粟隈首、〇中略物部首、〇中略文首、〇中略賜姓曰連、

〔日本書紀二十九天武〕十二年十月己未、吉野首、〇中略賜姓曰連、

〔續日本紀三十八桓武〕延暦三年八月戊午、左少史正六位上衣枳首廣浪等、賜姓高篠連、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年十二月廿六日癸卯、伊豫國宇和郡人從七位上苅田首倉繼、苅田首淨根等、賜姓物部連、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年九月丁未、河內國古市郡人正七位下馬毗登夷人、右京人正八位下馬毗登中成等、賜姓厚見連、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年十二月辛卯、右京人外從五位下馬毗登國人、河內國古市郡人正六位上馬毗登益人等四十四人、賜姓武生連、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年十二月乙酉、和泉國人外從五位下高志毗登若子麻呂等五十三人、賜姓高志連、

〔續日本紀三十稱德〕寶龜元年五月戊寅、三田毗登家麻呂等四人賜姓道田連、

〔日本書紀二十九天武〕十年四月庚戌、次田倉人椹足、椹此云武規、石勝、〇中略山背狛烏賊麻呂幷十四人、賜姓曰連、

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年九月丙戌、左京人從八位下河內毗登堅魚等十人、河內國人河原藏人人成等五人、並賜姓河原連、

〔日本書紀二十九天武〕十年正月丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王、引入內安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂、則大山上草香部吉志大形、授小錦下位、仍賜姓曰難波連、

呂、門部直大島、〇中略賜姓曰連、

〔日本書紀天武二十九〕十一年五月甲辰、倭漢直等賜姓曰連、　己未、倭漢直等男女悉參赴之、悅賜姓而拜朝、

〔日本書紀天武二十九〕十二年九月丁未、倭直、〇中略凡川內直、川內漢直、〇中略山背直、葛城直、〇中略門部直、〇中略賜姓曰連、

〔日本書紀天武二十九〕十二年十月己未、紀酒人直、〇中略賜姓曰連、

〔續日本紀文武三〕慶雲四年正二〇正恐誤月辛卯、主稅寮助從六位上椋垣直子人、賜連姓、

〔三代實錄淸和八〕貞觀六年四月廿二日戊寅、阿波國名東郡人從八位上海直豐宗、外少初位下海直千常等同族七人、賜姓大和連、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年十一月乙亥、造東大寺判官外從五位下河內畫師祖足等十七人、賜姓御杖連、

〔日本書紀天武二十九〕十二年十月己未、高市縣主、〇磯城縣主、〇中略賜姓曰連、

〔日本書紀天武二十九〕十三年正月庚子、三野縣主、內藏衣縫造二氏、賜姓曰連、

〔日本書紀天武二十九〕十二年十月己未、船史、〇壹伎史、〇中略阿直史、〇中略賜姓曰連、

〔續日本紀元正八〕養老三年五月癸卯、從五位下板持史內麻呂等十九人、賜連姓、

〔續日本紀元正八〕養老四年五月壬戌、改白猪史氏、賜葛井連姓、

〔續日本紀孝謙十九〕天平勝寶七年三月庚申朔、外從五位下山田史君足、賜廣野連姓、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年十二月壬寅、外從五位下山田史白金、外從五位下忌部首黑麻呂等七十四人、賜姓連、

〔續日本紀桓武三十八〕延曆四年二月丁卯、近衞將監外從五位下筑紫史廣島、賜姓野上連、

錦織造、緌造、鳥取造、來目舍人造、檜隈舍人造、大狛造、秦造、川瀨舍人造、倭馬飼造、川內馬飼造、黃文造、薦集造、勾筥作造、石上部造、財日奉造、埿部造、穴穗部造、白髮部造、忍海造、羽束造、〇中略小泊〇泊下恐脫瀨字造、百濟造、語造、凡三十八氏、賜姓曰連、

〔日本書紀二十九天武〕十二年十月己未、伯耆造、〇中略娑羅々馬飼造、菟野馬飼造、〇中略釆女造、〇中略鏡作造、幷十四氏、賜姓曰連、

〔續日本紀三文武〕大寶三年二月丙申、衣縫造孔子、賜連姓、

〔續日本紀六元明〕和銅七年六月甲申、從七位下大津造元休、從八位下船人等、並賜連姓、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年七月壬辰、授刀舍人狛造千金、改賜大狛連、

〔續日本紀十聖武〕神龜五年二月癸未、勅正五位下鍛冶造大隅、賜守部連姓、

〔續日本紀十七聖武〕天平十九年八月丙寅、賜正六位赤染造廣足、赤染高麻呂等九人、常世連姓、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年九月丙戌朔、正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人、賜常世連姓、

〇按ズルニ、廣足高麻呂等ニ姓ヲ賜ヒシ事、既ニ天平十九年八月ノ下ニ見エタリ、恐ラクハ一誤アラム、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年四月癸酉、左京人從七位下手人造石勝、賜姓雄儀連、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年七月辛未、河內國志紀郡人正六位上山川造魚足等九人、賜姓山川連、同國同郡人從六位上依羅造五百世麻呂、丹比郡人從六位下依羅造里上等十一人、依羅連、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年九月己巳、賜右京人正七位下山田造吉繼、山田連、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年三月乙亥、外從五位下志我閉造東人、賜姓連、

〔日本書紀二十九天武〕十年四月庚戌、田井直吉麻呂、〇中略川內直縣、〇中略荒田尾直能麻呂、〇中略倭直龍麻

〔先代舊事本紀 垂仁七〕八十一年二月壬辰朔、五大夫一十市根命、賜姓物部連公、即爲大連、

〔先代舊事本紀 仁德八〕八十二年二月乙巳朔、詔侍臣物部大別連公曰、皇后〇矢田皇女 久經數年、不生皇子、以爾大別、定皇子代、后號爲氏、以爲氏造、改賜矢田部連公姓、

〔新撰姓氏錄 左京神別〕大伴宿禰

高皇産靈命五世孫、天押日命之後也、初天孫彦火瓊瓊杵尊、神駕之降也、天押日命、大來目部、立於御前、降于日向高千穂峯、然後以大來目部、爲天靱負部、天靱負之號、起於此也、雄略天皇御世、以天靱負賜大連公、

〔三代實錄 清和九〕貞觀六年八月八日壬戌、尾張國海部郡人治部少錄從六位上其日〇其日一本作甚目、下同 連公、宗氏、尾張醫師從六位上其日連公冬雄等同族十六人、賜姓高尾張宿禰、天孫火明命之後也、

〔日本後紀 嵯峨二十二〕弘仁三年九月戊午、賜勳八等竹城公多知麻呂、勳八等荒山花麻呂等八十八人、陸奧高城連、勳九等小倉公眞爾麻呂等十七人、陸奧小倉連、勳八等石原公多氣志等十五人、陸奧石原連、勳八等柏原公廣足等十三人、椋崎連、遠田公五月等六十九人、遠田連、勳八等意薩公持麻呂等六人、意薩連、小田郡人意薩公繼麻呂、遠田公淨繼等六十六人、陸奧意薩連、

〔日本後紀 嵯峨二十四〕弘仁六年三月丁酉、陸奧國遠田郡人竹城公音勝等卅五人、賜姓高城連、眞野公營山等卅六人、眞野連、白石公千島等卅九人、白石連、遠田公廣楮〇楮恐椐誤 等廿九人、遠田連、意薩公廣足等十六人、意薩連、

〔日本書紀 天武二十九〕十年四月庚戌、錦織造小分、〇中略 忍海造鏡、〇中略 大狛造百枝、〇中略 宍人造老、〇中略 賜姓曰連、

〔日本書紀 天武二十九〕十年十二月癸巳、是日舍人造糠虫、〇中略 賜姓曰連、

〔日本書紀 天武二十九〕十二年九月丁未、水取造、矢田部造、筱原部造、刑部造、福草部造、〇中略 殿服部造、〇中略

他田（戸或無）　吹田　治田　廣田　櫻田　蜂田　山田　道田　麻田　吉田　大私　大鳥　大井
大貞　大狛　槻本　高槻　高篠　高市　高道　高室　榎室　志太　丹北（比○北恐誤）　志斐
志我閉　古志　散吉　伊吉　舍人　桃原　栢原　竹原　蓼原　河原　岡原　城原　風早（又朝）
臣　生江（又臣栖）　津保江　津大江　河瀬　河内　川跨　山河　山前　狹山　村山　小山　勇
山　若倭　若倭部　草部　忌部　錦部（又首）　門部　子部　孔王部　身人部　椋椅部　三枝部
伊與部　宇治部　爪工（又無戸）　馬工　凡海　廣海　廣井　廣階　廣津　長背　長野　中跡
中村　中臣　中臣藍　中臣表　中臣東　柴垣　葛野　石野　肩野　松野　熊野　吉野
野實　野上　曾禰　平岡　平松　畝尾　殖栗　栗栖（又眞人）　石津　石作　楊津　吉水　出水
八清水　水海　水取　弘世　御笠　福當　清道　忍坂　板茂　神前　神好　神麻績　筑
紫（又史）　宇努（又首）　宇遲　今木（戸或無）　巨椋　殿木　韓國　不破　鳥見　春日　春井　原井　和
太　物集　日奉　雄儀　新城　城篠　黄文　與等　安勅　止美　豐島　雲梯　天語　鹽屋
家內　小家　下家　矢集　男床　佐佐爲　佐佐良（○一本作佐々良似是）　細津守　贄土師　仲丸子
秦長藏　評　縵　調　岡（又眞人）　椋　屋　根　草　汗　物部　肩野　物部依網　物部依羅
物部韓國　中臣方岡　中臣志斐　中臣大家　中臣栗原　中臣宮處　中臣高良比　湯母竹
田　竹田河邊　檜前舍人　丹北須布　長谷置始　大椋置始　大伴山前　大村直田　阿曇犬
養　阿倍志斐　宇治山寺　高志壬生　佐伯日奉　眞神田曾根　額田部湯坐　額田部位田

〔日本書紀雄略十四〕二十三年八月丙子、臣連伴造、毎日朝參、國司郡司隨時朝集、

〔先代舊事本紀垂仁七〕二十三年八月丁巳、大臣大新河命、賜物部連公姓、卽改大臣號大連、

〔先代舊事本紀天孫五〕十市根命

此命纏向珠城宮御宇天皇（垂仁○）御世、賜物部連公姓、元爲五大夫一、次爲大連、奉齋神宮、

臣、

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年九月辛巳、河內國志紀郡人從七位下岡田毗登稻城等四人、賜姓吉備

臣、

〔姓名錄抄〕連

他田　大私　津保江　槻本　志太　散吉　舍人　桃原　中臣藍　風早　生江　大鳥　河瀨
山前　若倭　山河　爪工　弘世　孔王部　大井　長背　忌部　中跡　參原　中野　物部
肩野　柏原　柴垣　葛野　大貞　曾禰　中臣高良比　平岡　川跨　評　眞神田曾禰　敵
尾　中臣表　中臣方岳　中臣志斐　殖栗　中村　中臣大家　額田部湯坐　津大江　吉水
御笠　出水　禰當　志我閉　長野　吹田　身人部　湯母竹田　竹田川邊　廣津　清道　錦
部　廣井　檜前舍人　榎室　縵　丹比須布　長谷置始部〇始原作今改　肩野　忍坂　櫻田　野實
〇實一本作美　高槻　廣田　神前　築紫　宇努　今木　巨椋　竹原　伊吉　神麻續　佐良　廣階
平松　調　高篠　狹山　志斐　蜂田　殿來　韓國　宇遲　不破　廣海　春野　神努　中
臣大田　鳥見　高室　物部依網　中臣酒屋　村山　高道　春井　松野　八清水　物集　日
奉　岡　大椋置始　雄儀　小山　門部　馬工　熊野　吉田　阿曇犬養　栗栖　山田　勇山
中臣葛野　宇治山寺　網津守　椋　河原　野上　贄土師　新城　子部　高志壬生　中臣
栗原　屋　道田　黃文　與等　佐伯日奉　高市　家內　仲丸子　若倭部　楊津　安勅城
篠城　原　古志　豐嶋　雲梯　天語　大狛　板茂　椋椅部　小家　三枝部　額田部位甲
中臣宮處　鹽屋　原井　長背　石津　物部韓國　根　阿倍志悲　大伴山前　止美　秦長藏
中臣東　下家　矢集　男床　水海　伊與部

〔拾芥抄 中 姓尸錄〕連

出庭　早良　巨勢、楲田　音太部　眞野　宇自可　内　櫟井　和安(〇安恐冊誤)部　良　葉栗　阿
支奈　金　蝮椿　三尾　大前　武射　埋田
〔拾芥抄中本姓尸錄〕臣
池後　穗積(又朝臣)　葦占　内田　埋田　會加　出庭　早良　眞野　葛野　櫟井　葉栗(或宿禰又無尸)
蝮椿　三尾　大前　武射　伊賀　伊蘇志　紀辛梶　生部　音太部(或無尸)　和太部　宇自可
阿支奈　阿閉　生江　他田　和爾部　的　江沼　非代　布師　神門　金　膳　内　良
他田　廣瀨　巨勢斐太　巨勢城田

〔日本書紀七成務〕三年正月己卯、以武内宿禰爲大臣也、

〔日本書紀十七繼體〕元年正月丙寅、遣臣連等、持節以備法駕、奉迎三國、

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿四年三月乙亥、播磨國夷第二等去返公島子、賜姓浦上臣、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、〇中略賜勤臣姓、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年三月辛巳、陸奥國標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿倍陸奥臣、安積郡人外從七位下丈部直繼足、阿陪安積臣、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年四月乙亥、右京人正六位上高田首清足等七人、賜姓田村臣、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年九月十五日甲辰、大和國山邊郡人上野權少掾正六位上民首廣門、右京人太宰醫師正七位上民首方宗、木工醫師正六位上民首廣宅等、賜姓眞野臣、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年七月廿七日辛亥、右京人無位民首方永、賜姓眞野臣、天足彦國忍人命之後也、

〔續日本紀九元正〕養老七年二月癸亥、但馬國人寺人小君等五人、改賜道守臣姓、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年十月丁未、備前國人外少初位下三財部毗登方麻呂等九烟、賜姓笠

臣

呂、坂上大忌寸、

〔日本書紀 二十九 天武〕十四年六月甲午、大倭連、葛城連、凡川内連、山背連、難波連、紀酒人連、倭漢連、河内漢連、秦連、○中略書連、並十一氏、賜姓曰忌寸、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年十二月戊申、左京人從六位下秦忌寸長野等二十二人、賜姓奈良忌寸、山背國葛野郡人秦忌寸箕造等九十七人、朝原忌寸、

〔日本書紀 二十九 天武〕十四年六月甲午、大隅直、○中略賜姓曰忌寸、

〔續日本紀 十七 聖武〕天平二十年七月戊寅、正八位下山代直大山等三人、並賜忌寸姓、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年五月甲午、左京人正六位上倭畫師種麻呂等十八人、賜姓大岡忌寸、

〔日本後紀 十三 桓武〕大同元年三月戊寅、右京人從八位下物部首綏麻呂、賜姓高狩忌寸、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲三年五月己丑、攝津國豐島郡人正七位上井手小足○井手上恐脫秦字等十五人、賜姓秦井手忌寸、西成郡人、○中略正六位上秦人廣立等九人秦忌寸、

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年十二月丁酉、大和國人正八位下秦勝古麻呂等四人、賜姓秦忌寸、

〔日本後紀 八 桓武〕延暦十八年三月庚戌、近江國淺井郡人從七位下穴太村主眞杖、賜姓志賀忌寸、

〔續日本紀 二十六 稱德〕天平神護元年四月丁亥、左京人外衞將監從五位下石村村主石楯等三人、參河國碧海郡人從八位上石村村主押繩等九人、賜姓坂上忌寸、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜八年七月甲子、左京人從六位下檜曰佐河内等三人、賜姓長岡忌寸、正六位上山村許智大足等四人、山村忌寸、

〔續日本後紀 五 仁明〕承和三年六月壬子、山城國人右大衣阿多隼人逆足、賜姓阿多忌寸、

〔姓名錄抄〕臣(オン)

池後(イケシリ)　伊蘇志(イソシ)　膳(カシハデ)　穗積(ホツミ)　田々内(タタナ)　巨勢ノ斐太　葦占(アシウラ)　内田(ウチダ)　會加(ヒカ)　他田(ヲサタ)　廣瀨(ヒロセ)　紀辛梶(キノカラカチ)

忌寸

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年閏五月癸巳、河内國人美濃國少目下村主氏成、散位同姓三使〈本作使仲〉一等、賜姓春瀧宿禰、其先還祖出自後漢光武皇帝之後者也、

〔三代實錄 十二清和〕貞觀八年閏三月十七日壬戌、左京人左少史正六位上村主八釣、前出雲大目正七位下村主貞成等、賜姓廣階宿禰、自言魏陳思王曹植之後也、

〔日本後紀 十三桓武〕大同元年正月庚午、右京人外從五位下堅部使主廣人、賜姓豊宗宿禰、

〔三代實錄 九清和〕貞觀六年八月十七日辛未、左京人右近衞將曹正六位上和藥使主弟雄、式部位子從八位下和藥使主安主、兵部位子從八位下和藥使主黒麻呂等、改使主賜宿禰、其先呉國人智聰也、

〔姓名錄抄〕忌寸

淨山　嵩山　榮山　木津　大山　大岡　高尾　山村　倭川原　長國　淸川　新長　當宗

石占　貞根　眞上　財田

伊美吉

倉門部　國覔　文　池邊　狩

〔拾芥抄 中本姓尸錄〕忌寸

淨山　嵩山　榮山　大山　山村　大崗〈又作眞人〉　高尾　木津　倭川原　河內　淸川　長國　新長　當宗　石占　貞根　眞上　葛木　志賀

伊美吉

倉門部　國覔〈又臣朝〉　文　池邊　狩

〔續日本紀 二文武〕大寶二年九月己丑、詔甲子年、〈○天智三年〉定氏上時、不所載氏、今被賜姓者、自伊美吉以上、並悉令申、

〔續日本紀 二十五淳仁〕天平寶字八年九月乙巳、弓削宿禰淨人、賜姓弓削御淨朝臣、〈○中略〉坂上忌寸苅田麻

〔三代實錄七清和〕貞觀五年九月八日丁酉、右京人主計權少屬從八位上大原史弘原、內膳令史從七位上大原史廣永等、賜姓宿禰、其先出自後漢孝靈皇帝之後麗王也、

〔三代實錄十清和〕貞觀七年五月廿日庚子、左京人造酒令史正六位上道祖史永主、散位大初位下道祖史高直等二人、賜姓惟道宿禰、其先出自百濟國人王孫許里也、

〔三代實錄二十二清和〕貞觀十四年八月己亥朔、右京人但馬權掾從七位下大原史弘原、賜大原宿禰、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年十二月乙未、散位外從五位下大戶首淸上、樂○樂上一本有雅字笙師正六位上同姓朝生等十三人、賜姓良枝宿禰、安部氏之枝別也、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十月庚子、勅左京人從六位下民首氏主、賜姓長岑宿禰、爲氏主等與白鳥村主同祖、出自魯公伯禽云、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年三月己巳、伯耆國人陰陽師宍人首玉成、賜姓○姓原無、據一本補、春苑宿禰、國牽天皇○孝元第一皇子大彥命苗裔也、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年三月四日庚寅、丹波國何鹿郡人從七位下刑部首夏繼、賜姓豐階宿禰、刑部首弟宮子、賜豐階宿禰、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年三月丁未、越前國足羽郡人從五位下益田繩手、賜姓益田連、○中略外從五位下葛木毗登大床等七人、葛木宿禰、

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年五月戊子、外從五位下栗原勝乙妹女、勳十等柴原勝淨足、賜姓宿禰、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年八月辛未、攝津國住吉郡人、外從五位下依羅我孫忍麻呂等五人、賜依羅宿禰姓、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十月戊子、攝津國人從五位下長我孫葛城、及同族合三人、賜姓長宗宿禰、事代主命八世孫、忌寸宿禰苗裔也、

作之先、出レ自二天穗日命之後一也、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年七月乙酉、讚岐國人大膳少進從七位上佐伯直正雄、賜二姓佐伯宿禰一、

〔三代實錄 七清和〕貞觀五年九月十三日壬寅、紀伊國名草郡人內豎從八位下紀直貞吉、改二直字一賜二宿禰姓一、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年六月辛丑、和泉國人正六位上蜂田藥師文主、從八位下同姓安遊等、賜二姓深根宿禰一、其先百濟人也、

〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲三年二月辛酉、攝津國島上郡人正六位上三島縣主廣調等、並賜二姓宿禰一、

〔續日本紀 三十稱德〕寶龜元年七月乙酉、外從五位下三島縣主宗麻呂賜二姓宿禰一、

〔續日本紀 十九孝謙〕天平勝寶七年正月甲子、從七位上山田史廣人、從五位下比賣島女等七人、賜二山田御井宿禰姓一、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年九月庚申、勘解由主典阿直史福吉、散位同姓核公等三人、賜二姓清根宿禰一、核公之先、百濟國人也、

〔續日本後紀 四仁明〕承和二年九月乙卯、河內國人左近衞將監伊吉史豐宗、及其同族總十二人、賜二姓滋生宿禰一、唐人揚雍之孫貴仁之苗裔也、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年三月壬寅、木工寮算師八戶史礒益、同姓弘繼等廿人、賜二姓常澄宿禰一、其先高麗人也、

〔三代實錄 六清和〕貞觀四年七月廿八日乙未、右京人中宮少屬正八位上道祖史豐富、賜二姓惟道宿禰一、阿智使主之黨類、自二百濟國一來歸也、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年閏五月戊寅、右京人左衞門權少志大原史河麻呂、改レ史賜二宿禰一、河麻呂之先、百濟國人也、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年十一月丁酉、攝津國人散位矢田部造聽耳、弟從八位上貞成等、賜姓與野宿禰、

〔三代實錄 清和七〕貞觀五年十月十一日庚午、右京人陰陽少屬從六位上飛鳥戸造清貞、內豎正六位上飛鳥戸造清生、太政官史〇史下一本有生字正八位下飛鳥戸造河主、河內國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等、並賜姓百濟宿禰、其先百濟國人比有之後也、

〔三代實錄 清和九〕貞觀六年八月八日壬戌、左京人武藏權大掾正七位下大丘造塵繼、散位從七位上大丘連田刈等四人、賜姓宿禰、其先百濟人也、

〔日本後紀 嵯峨二十一〕弘仁二年三月庚子、安房國人正六位下大伴直。勝麻呂、賜姓大伴登美宿禰、

〔續日本後紀 仁明三〕承和元年五月壬子、伊豫國人正六位上浮穴直千繼、大初位下同姓眞能等、賜姓春江宿禰、千繼之先大久米命也、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年三月癸丑、紀伊國人外正八位上紀直繼成等十三人、賜姓紀宿禰、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年十月乙亥、丹波國人右近衞醫師外從五位下大村直福吉、及其同族並五人、賜姓紀宿禰、焉武內宿禰之枝別也、

〔續日本後紀 仁明四〕承和二年十一月甲寅、左京人正六位上越智直年足、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣成等七人、改直賜宿禰、

〔續日本後紀 仁明六〕承和四年十月癸丑、左京人從七位上佐伯直長人、正八位上同姓直持等、賜姓佐伯宿禰、

〔續日本後紀 仁明八〕承和六年九月辛丑、紀伊國人直講正六位上名草直豐成、少外記從六位上名草直安成等、賜姓宿禰、

〔續日本後紀 仁明八〕承和六年十一月癸未、左京人左大史正六位上山直池作等十人、改直字賜宿禰、池

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜九年二月癸巳、右衞士府生少初位上飯高公大人、左兵衞大初位下飯高公諸丸二人、賜姓宿禰、

〔類聚國史七十九政理〕延暦廿二年正月壬戌、外從五位下槻本公奈氐麻呂授從五位上、弟正七位上豐人豐成從五位下、並賜姓宿禰、奈氐麻呂父故右兵衞佐外從五位下老、天宗高紹天皇〇光仁之舊臣也、初庶人〇他戸王居東宮、暴虐尤甚、與帝〇桓武不穩、遇之無禮、老竭心奉帝、陰有輸翼之志、庶人及母廢后〇井上內親王聞老爲帝所昵、甚怒、喚之切責者數矣、及后有巫蠱之事、老按驗其獄、多發姧伏、以此母子共廢、社稷以寧、帝追思其情、故有此授、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年十月丙寅、攝津國人正七位上別君淸名、賜姓御林宿禰、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年二月壬寅、丹後國人從八位上久美公金〇金一本作全氏、賜姓時統宿禰、遁枳速日命之苗裔也、

〔續日本後紀十八仁明〕承和十五年八月壬辰、肥前國養父郡人太宰少典從八位上筑紫公文公貞直、兄豐後大目大初位下筑紫公文公貞雄等、賜姓忠世宿禰、貫附左京六條三坊、

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年七月壬午、左京人阿刀造〇子老等五人、賜姓阿刀宿禰、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年四月甲申、賜從五位上日置造〇續日本紀考證云、造下、當下脫ト本永正本金澤本堀本、增蓑麻呂等八人、姓榮井宿禰、從六位上日置造十九字、雄三成等四人、鳥井宿禰、正八位下日置造飯麻呂等二人、吉井宿禰、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年正月辛未、右京人正六位上飛鳥戸造善宗、河內國人正六位下飛鳥戸造名繼、賜姓百濟宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年十二月戊申、左京人少外記山田造古嗣、〇中略賜宿禰姓、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十月戊戌、遣唐錄事松川造貞嗣、散位同姓家繼等、賜姓高岑宿禰、其先高麗人也、

〔續日本後紀六仁明〕承和四年三月戊辰、右京人遣唐知乘船事槻本連良棟、民部少錄同姓豐額等、賜姓安墀宿禰、其先出自後漢獻帝後也、

〔文德實錄八〕齊衡三年十一月庚子朔、侍醫正六位上門部連名繼等、賜姓興道宿禰、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年八月九日己巳、河內國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連貞直、賜姓御船宿禰、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年十二月十一日己巳、右京人左史生正八位下六人部連吉雄、賜姓善淵宿禰、天孫火明命之後也、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年八月八日壬戌、左京人玄蕃大允正六位上阿刀連粟麻呂、〇中略下野權大目正七位上阿刀連禰守、右京人陰陽允阿刀物部貞範等、並賜姓良階宿禰、神饒速日命之裔孫也、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年八月廿五日己卯、左京人主水令史正七位下水取連繼人、散位正八位下水取連繼主、賜姓宿禰、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年正月廿六日癸卯、右京人正六位上安峯連小島、從六位下安峯連眞魚等五人、改連姓賜宿禰、其先百濟人也、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月廿五日甲午、主稅少允從六位上錦部連三宗麻呂、木工少允正六位上錦部連安宗、賜姓惟良宿禰、其先百濟國人也、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月廿五日辛卯、右京人外從五位下陰陽權助弓削連是雄、賜姓宿禰、神饒速日命之後也、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年二月辛酉、伊勢國飯高郡人正八位上飯高公家繼等三人、〇中略賜姓宿禰、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年四月戊辰、正七位上飯高公若舍人等十一人、賜姓宿禰、

不得不陳、望請除彼舊號、賜朝野宿禰、光前榮後、存亡俱欣、今所請朝野者、所處之本名也、依請賜之、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年九月乙未、右京人正六位上吉田連宮麻呂等、賜姓宿禰、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年閏十二月戊申、左京人從六位下多治比連年繼、賜姓宿禰、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年六月戊戌、左京人從五位下出雲連廣貞、賜姓宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年二月庚午、右京人上野權少掾從八位上尾張連年長、位子无位尾張連豐野、留省无位尾張連豐山等、賜姓忠宗宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年二月癸酉、右京人音博士從五位下六人部連門繼、弟六人部連大宗、六人部連秋主、妹六人部連鷹刀自、六人部連磐子等男女五人、賜姓高貞宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年二月甲戌、攝津國豐島郡人散位從七位下出雲連男山、河邊郡人正六位上出雲連雄公、出雲連伊都岐麿等男女廿二人、賜姓於出雲宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年三月庚子、左衞門醫師從七位上出雲連永嗣、改連賜宿禰、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年八月甲午、散位從六位上土師連豐道、從六位上同姓道吉等四人、賜姓菅原宿禰、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年二月戊子、河內國人右少史掃守連豐永、少典鎰同姓豐上等、賜姓善世宿禰、天忍人命之後也、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年四月庚寅、大和國人正七位上仲丸子連乙成、同姓從八位上眞當等、賜姓仲宿禰、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十月癸巳、河內國人散位正六位上林連馬主、賜姓伴宿禰、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十一月辛酉、遣唐使知乘船事從八位上香山連淸貞兄弟二人、改連賜宿禰、其先百濟國人也、

〔續日本紀八元正〕養老三年五月癸卯、大初位下若湯坐連家主、正八位下阿刀連人足等三人、並賜宿禰姓、
〔續日本紀十七聖武〕天平二十年正月甲戌、大倭連深田、魚名、並賜宿禰姓、
〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年十月丁巳、大倭國城下郡人大倭連田長、古人等八人、賜宿禰姓、
〔續日本紀二十淳仁〕天平寶字八年七月辛丑、授刀少志從八位上弓削連淨人、賜姓弓削宿禰、
〔續日本紀二十五淳仁〕天平寶字八年十月己丑、伊豫國人大初位下、周敷連眞國等二十一人、賜姓周敷伊佐世利宿禰、
〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年二月辛卯、左京人正六位上大伴大田連沙彌麻呂、賜姓宿禰、
〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年三月丙子、河內國古市郡人從四位下高丘連比良麻呂、賜姓宿禰、
〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年七月乙酉、阿波國麻殖郡人外從七位下忌部連方麻呂、從五位上忌部連須美等十一人、賜姓宿禰、
〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年二月乙丑、外從五位下林連佐比物、廣山、正六位上日下部連意卑麻呂、並賜姓宿禰、
〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十二月戊午、河內國志紀郡人外從五位下土師連智毛智、賜姓宿禰、
〔續日本紀三十一光仁〕寶龜元年十一月壬戌、外從五位下山田連公足等卅人、賜姓宿禰、
〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年十一月癸巳、陸奧國桃生郡人外從七位下牡鹿連猪手、賜姓道島宿禰、
〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年七月辛亥、左京人正六位上小塞連弓張等五人、賜姓宿禰、
〔續日本紀四十桓武〕延曆十年正月己巳、典藥頭外從五位下忍海原連魚養等言、謹檢古牒云、葛木襲津彥之第六子曰熊道足禰、是魚養等之祖也、熊道足禰六世孫首麻呂、飛鳥淨御原朝廷〇天武辛巳年、貶賜連姓、爾來再三披訴、一二陳聞、然覆盆之下難照、而向隅之志久矣、今屬聖朝啓運、品物交泰、愚民宿憤、

漏均養之仁、伏望與彼宿禰之族、同預改姓之例、於是賜姓宿禰、

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁四年正月庚午、左京人從八位下竹田臣門繼等六人、賜姓淸岑宿禰、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年三月癸丑、右京人近江少目從七位下伊蘇志臣廣成、大和國人正六位上同姓人麻呂、〇中略賜姓紀宿禰、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年九月乙巳、右京人散位宇自可臣良宗、賜姓春庭宿禰、彥狹島命之苗裔也、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、貞主者、右京人也、曾祖父大學頭兼博士正五位下楢原東人、〇中略賜姓伊蘇志臣、父尾張守從五位上家譯、延曆年中賜姓滋野宿禰、

〔三代實錄淸和七〕貞觀五年九月五日甲午、右京人散位外從五位下多臣自然麻呂、賜姓宿禰、

〔三代實錄淸和七〕貞觀五年九月十日己亥、播磨國飾磨郡播磨博士大初位上和邇部臣宅繼、賜姓邇宗宿禰、自言天帶彥國押人命之後也、

〔三代實錄淸和七〕貞觀五年九月十五日甲辰、右京人主計少允正六位上眞野臣永德、姪男眞野臣道緖等、賜姓宿禰、

〔三代實錄淸和九〕貞觀六年八月八日壬戌、播磨國飾磨郡人播磨權醫師正八位上和邇部臣宅貞、式部少錄從八位上和邇部臣宅守等、賜姓邇宗宿禰、

〔日本書紀天武二十九〕十三年十二月己卯、大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人連、土師連、掃部連、境部連、櫻井田部連、伊福部連、巫部連、忍壁連、草壁連、三宅連、兒部連、手繦連、丹比連、靫丹比連、漆部連、大湯人連、若湯人連、弓削連、神服部連、額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖連、新田部連、倭文連、倭文、此云之頭於利、氷連、凡海連、山部連、矢集連、狹井連、爪工連、阿刀連、茨田連、田目連、小子部連、菟道連、猪使連、海犬養連、間人連、舂米連、美濃連、諸會臣、布留連、五十氏、賜姓曰宿禰、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年閏五月壬午、右京少屬秦忌寸安麻呂、造檀林寺使主典同姓家繼等、賜姓朝原宿禰、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年十二月癸巳、近江國人左兵衛權少志賀(○賀上恐脫志字)史常繼、左衛門少志錦村主藥麻呂、越中少目錦部忌寸人勝、太政官史生大友村主弟繼等、賜姓蕃(○審一本作蕃)良宿禰、常繼之先、後漢獻帝苗裔也、

〔續日本後紀 七仁明〕承和五年十一月甲戌、右京人散位從七位上勳九等坂上忌寸豐雄、改忌寸賜宿禰、

〔續日本後紀 十九仁明〕嘉祥二年八月甲申、右京人右衛門少志從七位上臺忌寸善氏、賜姓淸江宿禰、

〔文德實錄 九〕天安元年九月辛酉、中宮少屬正七位上秦忌寸永岑、賜太秦公宿禰姓、

〔三代實錄 六淸和〕貞觀四年三月己巳朔、右京人中納言從三位藤原朝臣氏宗家令大初位上大藏伊美吉廣勝、賜姓宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫阿智使主後、與坂上大宿禰同祖也、

〔三代實錄 六淸和〕貞觀四年七月廿八日乙未、左京人前越後介外從五位下坂上伊美吉能文、大學少允從六位上坂上伊美吉斯文等九人、賜姓坂上宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫阿智使主之裔、與坂上大宿禰同祖也、

〔三代實錄 七淸和〕貞觀五年九月五日甲午、山城國葛野郡人圖書大允從六位上秦忌寸春風、但馬少目正八位上秦忌寸諸長等三人、賜姓時原宿禰、其先秦始皇之後也、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年六月辛丑、和泉國人正六位上蜂田藥師文、從八位下同姓安遊等、賜姓深根宿禰、百濟國人也、

〔續日本紀 二十六稱德〕天平神護元年七月甲辰、左京人甲斐員外目丸部臣宗人等二人、賜姓宿禰、

〔續日本紀 四十桓武〕延暦十年九月丁丑、近衛將監正六位下出雲臣祖人言、臣等本系、出自天穗日命、其天穗日命十四世孫曰野見宿禰、野見宿禰之後、土師氏人等、或爲宿禰、或爲朝臣、臣等同爲一祖之後、獨

奉表以聞、詔許之、坂上、内藏、平田、大藏、文、調、文部、谷、民、佐太、山口等忌寸、十姓一十六人、賜姓宿禰、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延暦六年六月辛丑、正六位上平田忌寸杖麻呂、路忌寸泉麻呂、從七位下蚊屋忌寸淨足、從八位上於忌寸弟〇弟一本作苐麻呂等四人、並改忌寸賜宿禰姓、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂、山城國人大初位下朝原忌寸三上等賜姓宿禰、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年六月戊戌、河内國人外從五位下林忌寸眞永、右京人正六位上山口忌寸諸足、内藏忌寸帶足等、賜姓宿禰、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁四年二月乙未、河内國人從八位上難波忌寸氏主、攝津國人正六位上難波忌寸船人、正六位上日下部忌寸阿良多加等、賜宿禰、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年二月甲戌、攝津國人散位從六位上凡河内忌寸紀主、兄留省從八位上凡河内忌寸紀麻呂、弟留省大初位下凡河内忌寸福長等三人、賜姓清内宿禰、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年二月己卯、左京人左大史正六位上秦忌寸貞〇貞一本作眞仲、賜姓宿禰、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年四月庚辰、山城國人山代忌寸淨足、同姓五百川等八人、改忌寸賜宿禰、淨足等天津彦根命之苗裔也、

〔續日本後紀 一 仁明〕天長十年十二月戊申、紀伊國介外從五位下大藏忌寸横佩、大外記從六位上内藏忌寸秀嗣等、並賜宿禰姓、

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年五月壬子、河内國人正六位上文忌寸繼立、改忌〇忌字原無、據一本補、寸賜宿禰焉、歳主、三雄、繼立等之先、並百濟國人也、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年十一月丁亥、春宮坊小屬佐太忌寸道成、兄散位道繼等、賜姓滋原宿禰、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年十一月戊戌、左京人正六位上秦忌寸賜姓朝原宿禰、

豐岡又連　清岡　清田　清內　清宗　淨村　伯耆　朝來　栗前　上野　御野　羽束志　石內
石野　御立又史　大友又連　大國　大仁　大石又無戸　太秦　大和又連　大春日　太秦公　能登
八戸又連　椿戸　神田　額田又首又村主　山田　平田　小治田又連又朝臣　小長谷又朝臣　十市　井上
池上　坂上　各務又朝臣　三宅又連又史　三野　三嶋又眞人又朝臣　三枝　春道　有道　高岳又朝臣
高村　高志又連　吉志　鴈高　良枝　吉身　商長又首　縣主　上村主又無戸　金刺　金集　箭集
畝火　穴太　安名　安曇又連　田邊又史　榎本又連又朝臣　巨智　越智又直　丹生　武生　椋橋
若狹又朝臣　若湯坐又連　深根　品治又朝臣　宇治　宇自可　宇禰備又朝臣　尾張又連　船木　八木
葛木又直　滋善　津守又連　阿刀又連　幡美　委文又連　藏垣　赤坂　春米　入間　佐井　中科
玉祖　布留　依羅又連又朝臣　依智　秦又無戸　猪使　眞神　美麻那　縣犬養　海犬養　若犬
養　太日子　多治比　長　栗　安　錦　神　太秦　善　寺　勝又連　津　私又連　直　珍
的　鬭　上　船又連　道　文　狩　服　民又直又首　海　猪　狛又首　國　縣　靫　守　氷又連　谷
語　日下　漆　五百木部又連　大伴　太田　襷田　治比　中臣酒人　矢俣田部

〔續日本紀 桓武 四十〕延曆十年四月戊戌、左大史正六位上文忌寸最弟、播磨少目正八位上武生連眞象等言、文忌寸等元有二家、東文稱直、西文號首、相比行事、其來遠焉、今東文擧家、既登宿禰、西文漏恩、猶沈忌寸、

〔續日本紀 淳仁 二十五〕天平寶字八年九月丁巳、從五位上稻蜂間連仲村女、從八位下醜麻呂等二人賜姓宿禰、內舍人正七位下縣犬養宿禰內麻呂等十五人、縣犬養大宿禰、

〔續日本紀 桓武 三十八〕延曆四年六月癸酉、右衞士督從三位兼下總守坂上大忌寸苅田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後也、○中略臣苅田麻呂等、失先祖之王族、蒙下人之卑姓、望請改忌寸、蒙賜宿禰姓、伏願天恩矜察、儻垂聖聽、所謂寒灰更煖、枯樹復榮也、臣苅田麻呂等、不勝至望之誠、輙

縣犬養　石作　灘波　生池　日置　長　宗岡　藏人　酒波　長尾　高田　税部　穴太　播
守　安名　服　有道　田邊　吉志　島井　凡部　五百木部　民　吉身　海　椿部　榎本
巨智　當世　上村主　安曇　丹生　椋橋　若狹　猪　越智　石野　狛　坂上　深根　漢部
大石　品治　清内　尾張　春日戸　國　縣　葛井　日下　滋善　津守　船木　靭　阿刀
金集　八木　守　橋美　委文　大田部　津　伊福部　守部　私　高市　大鹿　倉橋部
建部　直　間人　珍　中野　三津　甲可　的　忍海　吉川　調　磯上　武藝津　上　船
道　高安　綾部　出雲　渡津　土師　善世　丹波　桑名　文山　小槻　酒井　日下部　桑
原　語　滋生　播磨　丹比　川合　文　大縣　伊香　吉侯　六人部　安都　澁川　板持
依智　秦　美努　狩　伊水　石栗　神服　志貴　三野　藏垣　眞髪部　葛木　赤坂　新井
宇自可　池上　物部　宇治　矢田部　春米　氷　入間　佐爲　中科　雁高　高丘　山田
榮井　吉井　大和　額田部　大伴大田　太秦公　齋部　玉祖　谷　布留　海犬養　酒人
巫部　武生　畝火　檜原　平田　箭集　欅多治比　新田部　依羅　三嶋　和爾部　淨村
清宗　清宇　猪使　小子部　眞神　若犬養　高村　中臣酒人　田部　祝部

〔拾芥抄中本姓尸錄〕宿禰

日本　間人　漢人又無尸　漢部　呉漢　井原　宮原　檜原　東部　磯部　長部　田部　達部
丈部又無尸　委部　掃部　凡部又無尸　物部又連又首　齋部　巫部又連　阿部　下部　祝部又無尸
飛鳥部　伊福部又連　倉橋部又朝臣　武藝部　六人部又連　春日部又無尸　石材部　猪名部　長谷
部又連　曾我部又朝臣　太田部　眞髪部或無尸　矢田部又首又無尸　額田部又無尸　新田部　和爾部或無
尸　小子部又連　坂合部又無尸　長峯　長我　常澄又朝臣　常世又連　清世　常世又朝臣　凡河内
凡海又連　淺井　榎井　鳥井　葛井　新井　榮井　吉井　見池　新家　志賀　伊賀　伊岐

宿禰

〔三代實錄清和十二〕貞觀八年閏三月十七日壬戌、右京人散位外從五位下長田直利世、改直姓賜朝臣、

〔三代實錄清和二十四〕貞觀十五年十二月二日癸巳、左京人外從五位下行助教越知直廣峯、賜姓善淵朝臣、其先出自神饒速命之後也、

〔續日本紀桓武三十七〕延曆二年四月丙寅、左京人外從五位下和史。國守等三十五人、賜姓朝臣、

〔續日本後紀仁明八〕承和六年十月丁卯、攝津國人直講博士從六位下佐夜部首。穎主、賜姓善友朝臣、

〔文德實錄六〕齊衡元年十月丙寅、內藥正從五位上物部首廣泉、賜姓朝臣、

〔三代實錄清和十四〕貞觀九年十一月廿日乙卯、左京人從五位下行直講苅田首安雄、賜姓紀朝臣、安雄自言武內宿禰之裔也、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年三月乙亥、左京人從七位下春日藏。毗。登。常麻呂等二十七人、賜姓春日朝臣、

〔續日本紀孝謙十八〕天平勝寶二年正月丙辰、從四位上背奈王。福信等六人、賜高麗朝臣姓、

〔續日本紀光仁三十四〕寶龜七年十二月庚戌、豐前國京都郡人正六位上楉田勝。愛比、賜姓大神楉田朝臣、

〔姓名錄抄〕宿禰

漢人　呉漢　井原　東部　張定音　長峯　常世　凡海　羽束志　大日子　小治田　栗安

淺井　新家　磯部　伊賀　清岡　栗前　石內　長我　伯耆　朝來　御野　矢俣　田部　御

立　大友　羽栗　長部　伊岐　能登　八戸　田使　壬部　錦　神田　志賀　榎井　十市

宮原　井上　達部　若湯生　各務　三宅　小長谷　豐岡　清田　神　丈部　雀部　春道

太　大國　大仁　秦　高志　清世　額田　太秦　良枝　縣主　常澄　商長　金刺　櫻島

美　山城　服部　生夷　清井　漆　若江　寺　奈癸　我孫　麻績　守保　坂合部　上勾

三池　飛鳥部　村主　麻田　河內　美麻那　勝　卜部　佐太　刑部　御船　石城　竹田

姓上毛野朝臣、貫左京四條、

〔三代實錄 清和七〕貞觀五年十一月廿日己酉、左京人齋院判官正八位上上毛野公藤野、內教坊頭從七位下上毛野公赤子等、同族男女七人、賜姓朝臣、豐城入彥命之苗裔也、

〔三代實錄 清和十八〕貞觀十二年八月十五日乙未、上野國群馬郡外散位正八位上壬生公石道、賜姓壬生朝臣、

〔三代實錄 清和二十七〕貞觀十七年十二月廿七日丙子、左京人右大史正六位上兼行竿博士小槻山公今雄、主計竿師大初位下小槻山公有緒、近江國栗太郡人前伊豆權目正六位上小槻山公良眞等、並賜姓阿保朝臣、息速別命之後也、

〔三代實錄 陽成四十四〕元慶七年十二月廿五日丁巳、左京人〇中略從五位下守大判事兼行明法博士秦公直宗、〇中略左京人右衞門少志秦公直本等、〇中略賜姓惟宗朝臣、

〔三代實錄 清和七〕貞觀五年八月十七日丁丑、右京人外從五位下行主計助飛鳥戸造豐宗等男女八人、賜姓御春朝臣、其先出自百濟國人琨伎也、

〔三代實錄 清和二十四〕貞觀十五年十二月二日癸巳、越前國敦賀郡人右大史正六位上伊部造豐持、賜姓飯高朝臣、即改本居貫左京五條三坊、其先出自孝昭天皇皇子天足彥國押人命也、

〔三代實錄 清和二十七〕貞觀十七年十二月廿七日丙子、右京人右大史正六位上伊部造豐持、賜姓飯高朝臣、天足彥國押人命之後也、

〇按ズルニ、豐持ニ姓ヲ賜ヒシコトハ、已ニ本書二十四卷ニ見エタリ、恐ラクハ一誤アラン、

〔續日本後紀 仁明八〕承和六年十一月癸未、伊豫國人外從五位下風早直豐宗等一烟、賜姓善友朝臣、

〔文德實錄 六〕齊衡元年十月癸酉、侍醫外從五位下神直虎主、散位正七位下神直木並、大初位下神直已卉〇卉一本作井一等、賜姓大神朝臣、

神波多公石持等廿人、賜姓大神朝臣、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年八月癸卯、出雲國島根郡人外從六位上神掃石公文麻呂、意宇郡人外少初位上神人公人足、同郡神人公五百成等廿六人、賜姓大神掃石朝臣、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年四月甲辰、陸奧國行方郡人外正七位下下毛野公田主等四人、賜姓朝臣、

〔續日本後紀仁明一〕天長十年二月甲申、左京人上毛野公〇公字原無、據一本補、道信、賜姓上毛野朝臣、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年正月癸亥、左京人遣唐史生道公廣持、賜姓當道朝臣、和銅年中、肥後守正五位下道君首名、治迹有聲、永存遺愛、廣持是首名之孫也、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年十一月丁亥、賜右京人遣唐譯語廬原公有子、兄散位柏守等朝臣姓、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年十一月戊戌、賜左京人內豎從六位上上毛野公諸兄朝臣姓、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年十一月己亥、左京人道公安野、賜姓當道朝臣、

〔續日本後紀仁明五〕承和三年三月戊午、外從五位下大判事明法博士讚岐公永直、右少史兼明法博士同姓永成等合廿八烟、改公賜朝臣、永直是讚岐國寒川郡人、

〔續日本後紀仁明五〕承和三年十一月壬辰、河內國人故從七位下我孫公諸成、散位同姓阿比古道成等、賜姓秋原朝臣、

〔續日本後紀仁明十一〕承和九年六月丙寅、伊勢國人遠江介外從五位下飯高公常比麻呂、弟五百繼、〇中略、賜姓飯高朝臣、

〔續日本後紀仁明十七〕承和十四年三月丙申朔、肥後國飽田郡人從三位大藏卿平朝臣高棟家令正七位上建部公弟繼男女等五人、賜姓長統朝臣、

〔續日本後紀仁明十七〕承和十四年十月癸巳朔、上野國那波郡人左近衛府將監正六位上檜前公綱主、賜

西庠之職、眞道等、生逢昌運、預沐天恩、伏望、改換連姓、蒙賜朝臣、於是勅因居賜姓菅野朝臣、

(續日本後紀八仁明)承和六年四月庚申、右京人正六位上茨田連魚麻呂等七人、賜姓忠宗朝臣、

(續日本後紀十五仁明)承和十二年二月戊寅朔、〇朔原本無、據一本補、河内國讃良郡人相模權掾從六位下廣江連乙枚、賜姓大枝朝臣、

(三代實錄七清和)貞觀五年八月廿一日辛巳、右京人從五位下行隼人正難波連緩麻呂、伊豫權掾正六位下難波連實得、縫殿少允從六位上難波連法〇法一本作清宗等、並賜姓朝臣、其先高麗國人也、

(三代實錄九清和)貞觀六年八月八日壬戌、左京人散事從五位下水取連夏子、故外從五位下水取連柄仁、故外從五位下水取連繼男等、賜姓朝臣、神饒速日命之後也、

(三代實錄九清和)貞觀六年八月十七日辛未、右京人〇中略右大史從六位下葛井連宗之、兵部少錄正六位上葛井連居都成等、賜姓菅野朝臣、本系出自百濟國人貴須也、

(三代實錄三十二陽成)元慶元年十二月十六日壬午、右京人從五位下行山城權介船連副使麻呂〇中略主殿允大初位下葛井連直臣等三人、賜姓菅野朝臣、其先百濟國人也、

(日本書紀二十九天武)十三年十一月戊申朔、大三輪君〇中略鴨君〇中略大上君、上毛野君〇中略曾方君、車持君、綾君〇中略下毛野君、佐味君〇中略大野君〇中略池田君〇中略賜姓曰朝臣、

(續日本紀十二聖武)天平九年正月辛酉〇辛酉二字恐誤、正八位下車持君長谷、賜朝臣姓、

(續日本紀二十五淳仁)天平寶字八年十月辛卯、因幡掾外從五位下健部公人上等十五人、賜姓朝臣、

(續日本紀二十七稱德)天平神護二年七月己卯、近江國志賀團大毅少初位上建部公伊賀麻呂、賜姓朝臣、

(續日本紀二十八稱德)神護景雲元年三月乙卯、左京人正六位上上毛野坂本公男島、上野國碓氷郡人外從八位下上毛野坂本公黑益、賜姓上毛野坂本朝臣、

(續日本紀二十九稱德)神護景雲二年二月壬午、大和國人從七位下大神引田公足人、大神私部公猪養、大

〔續日本紀八元正〕養老三年五月癸卯、從八位上中臣習宜連笠麻呂等四人、從六位上中臣熊凝連古麻呂等七人、從八位下榎井連挊麻呂、並賜朝臣姓、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年三月乙酉、左京人正五位下中臣丸連張弓等二十六人、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年八月庚戌、左京人從五位上桑內連乙虫女等三人、賜姓桑內朝臣、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年十二月癸卯、外從五位下中臣伊勢連大津、賜姓伊勢朝臣、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年九月乙未、左京人正七位上御使連淸足、御使連淸成、御使連田公等十八人、賜姓朝臣、

〔續日本紀四十桓武〕延曆九年七月辛巳、左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞、治部少輔從五位下百濟王元信、中衞少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衞佐伊豫守津連眞道等上表言、眞道等本系、出自百濟國貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、天帝授籙、總諸韓而稱王、降及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別、使於百濟、搜聘有識者、國主貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王、(一名智宗王)隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文敎之興、誠在於此、難波高津朝御宇仁德天皇、以辰孫王長子太阿郞王爲近侍、太阿郞王子亥陽君、亥陽君子午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職以命氏焉、葛井、船、津連等卽是也、逮于他田朝御宇敏達天皇御世、高麗國遣使、上鳥羽之表、群臣諸史、莫之能讀、而辰爾進取其表、能讀功寫、詳奏表文、天皇嘉其篤學、深加賞歎、詔曰、懃乎懿哉、汝若不愛學、誰能解讀、宜從今始近侍殿中、既而又詔東西諸史曰、汝等雖衆、不及辰爾、斯並國史家牒、詳載其事矣、伏惟皇朝則天布化、稽古垂風、弘澤浹乎群方、叡政覃於品彙、故能修廢繼絕、萬姓仰而賴慶、正名辨物、四海歸得宜、凡有懷生、莫不抃躍、眞道等先祖、委質聖朝、年代深遠、家傳文雅之業、族掌

〔續日本後紀十四仁明〕承和十一年八月乙未、紀伊國名草郡人右兵衛從六位下紀堤臣淸繼、賜姓紀朝臣、

〔文德實錄九〕天安元年六月庚寅、正六位上竹田臣田繼、賜淸岑朝臣姓、

〔三代實錄九淸和〕貞觀六年八月八日壬戌、右京人二品秀良親王家令正六位上宇自加臣吉人、賜姓笠朝臣、彥狹島命之後也、

〔三代實錄十二淸和〕貞觀八年閏三月十七日壬戌、左京人木工少屬從七位上日置臣岡成、賜姓菅原朝臣、其先與土師宿禰等同祖也、

〔三代實錄二十四淸和〕貞觀十五年十二月廿七日戊午、伊勢國多氣郡人從五位下阿閉臣次子、從七位下阿閉臣雄繼等、賜姓朝臣、其先出火產命之後也、

○按ズルニ、大日本史ノ氏族志ニ、阿閉氏系出大彥、而本書作火產誤トアリ、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月廿五日辛卯、右京人從五位下行織部正紀朝〇朝字恐衍臣關雄、賜姓朝臣、其先紀角宿禰之苗裔也、○中略右京人外從五位下行主計權助宇自可臣秋田等男女十四人、賜姓笠朝臣、彥狹島命之後也、

〔三代實錄三十六陽成〕元慶三年十月廿二日戊寅、左京人左大史正六位上印南野臣宗雄、男三人、女一人、妹一人、賜笠朝臣、其先出自吉備武彥命也、宗雄自言、吉備武彥命第二男、御支別命十一世孫人上、天平神護元年、取居地之名、賜印南野臣姓、第三男、鴨別命、是笠朝臣之祖也、兄弟之後宜同姓也、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年五月十一日甲申、右京人外從五位下行備後介平群臣春雄、兄中務少錄正六位上平群臣秋雄、從父弟无位平群臣秋常春常等四人、賜姓朝臣、春雄自言、祖出自都久宿禰矣、

〔日本書紀二十九天武〕十三年十一月戊申朔、物部連、○中略中臣連、○中略賜姓曰朝臣、

〔先代舊事本紀五天孫〕物部連公麻侶公之子馬古連

此連公、淨御原朝○天武御世、天下萬姓改定八色之日、改連公賜物部朝臣姓、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年五月癸亥、主殿助從五位下下道臣色夫多、賜姓朝臣、
〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年五月丙子、大和國人從七位下寺間臣大虫等四人、賜姓大屋朝臣、
〔續日本紀稱德二十八〕神護景雲元年六月己亥、左京人散位從八位上粟田臣弟麻呂、少初位上粟田臣種麻呂、正七位上粟田臣乎奈美麻呂三人、賜姓朝臣、
〔續日本紀稱德二十八〕神護景雲元年九月己巳、河內國志紀郡人正六位上山口臣犬養等三人、賜姓山口朝臣、
〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年閏六月丁未、左京人從六位下和安〇安恐誤部臣男綱等三人、賜姓和安部朝臣、
〔續日本紀光仁三十六〕天應元年六月戊子朔、和泉國和泉郡人坂本臣糸麻呂等六十四人、賜姓朝臣、
〔續日本紀桓武三十九〕延曆六年六月壬寅、河內國志紀郡人林臣海主野守等、改臣賜朝臣、
〔續日本後紀仁明一〕天長十年二月戊子、是日賜典藏從四位下大宅水取臣繼主等三人朝臣姓、繼主臣、八腹木事命後也、
〔續日本後紀仁明三〕承和元年八月庚子、賜紀伊國人從七位下紀臣奈須等五人朝臣姓、
〔續日本後紀仁明五〕承和三年三月庚戌、是日左大史正六位坂本臣鷹野等十三人、改臣賜朝臣、建內宿禰男紀伊〇伊一本作角宿禰之後也、
〔續日本後紀仁明五〕承和三年三月己巳、飛驒國人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等、賜姓笠朝臣、
〔續日本後紀仁明五〕承和三年五月庚子、山城國人遣唐史生大宅臣福主、改臣賜朝臣、
〔續日本後紀仁明十一〕承和九年三月癸卯、右京人侍醫外從五位下紀臣國守、弟從八位上同姓兪〇兪一本作魚守等三人、改臣字賜朝臣、
〔續日本後紀仁明十三〕承和十年九月辛丑、賜紀伊國名草郡人紀臣廣人廣成等朝臣姓、

〔文德實錄八〕齊衡三年十一月庚子朔、內匠少屬正七位下民忌寸國成、賜姓內藏朝臣、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年八月八日壬戌、左京人山村忌寸安野夏野全子等、賜姓紀朝臣、紀角宿禰之後也、右京人內敎坊頭從七位下秦忌寸善子、賜姓伊統朝臣、弟秦忌寸安雄等、賜姓伊統宿禰、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年十二月廿五日丁巳、山城國葛野郡人外從五位下行音博士秦忌寸永宗、右京人主計大允正六位上秦忌寸越雄、〇中略男女十九人、賜姓惟宗朝臣、

〔日本書紀二十九天武〕十三年十一月戊申朔、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、〇中略平群臣、雀部臣、〇中略大宅臣、粟田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小墾田臣、穗積臣、山背臣、〇中略小野臣、川邊臣、櫟井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、宍戸臣、來目臣、〇中略角臣、星川臣、多臣、〇中略下道臣、伊賀臣、阿閉臣、林臣、波彌臣、〇彌書紀集解作禰〇中略道守臣、〇中略坂本臣、〇中略玉手臣、笠臣、凡五十二氏、賜姓曰朝臣、

〔續日本紀八元正〕養老三年五月癸卯、無位紀臣龍麻呂等十八人、從七位上巨勢斐太臣大男等二人、〇中略賜朝臣姓、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年七月辛亥、上道臣非太都、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年七月丁丑、內藥佐從七位下粟田臣道麻呂、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年二月辛未、攝津職島下郡人右大舍人采女臣家麻呂、采女司采部采女臣家足等四人、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年三月癸巳、近江國坂田郡人粟田臣乙瀨、眞瀨、斐太人、池守等四人、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年六月辛酉朔、備中國賀陽郡人外從五位下賀陽臣小玉女等十二人、賜姓朝臣、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年六月己巳、山背國宇治郡少領外從五位下笠臣氣多麻呂、賜姓朝臣、

權大屬從六位下土師宿禰諸澄、伊勢權少目正六位上土師宿禰豐雄等、賜姓菅原朝臣、並阿陀宿禰之後也、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、本姓猪名部造、爲伊勢國員辨郡人、達冠之後、移隸京兆、祖財麻呂、爲員辨郡少領、父豐雄、爲周防大目、〇中略五年〇天長賜姓春澄宿禰、兄弟姉妹五人、同以預之、後改宿禰爲朝臣、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月十六日壬午、右京人、〇中略內藏權少允正七位上津宿禰補主〇中略賜姓菅野朝臣、其先百濟國人也、

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月廿五日辛卯、左京人從五位下行讃岐介都宿禰御首、文章博士從五位下兼行大內記越前權介都宿禰良香、散位正六位上都宿禰因雄、正七位下都宿禰興道四人、賜姓朝臣、其先御間城入彥五十瓊殖天皇〇崇神之後、與上毛野、大野、池田、佐味、車持朝臣同祖也、

〔三代實錄四十四陽成〕元慶七年十二月二十五日丁巳、左京人從五位下行下野權介秦宿禰永原、〇中略賜姓惟宗朝臣、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年七月十七日戊子、左京人從五位下行采女正時原宿禰春風、賜朝臣姓、春風自言、先祖出自秦始皇十一世孫功德〇德一本作滿王也、

〔日本紀略二朱雀〕天慶五年七月一日癸未、賜參議正四位下伴宿禰保平姓爲朝臣、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年五月壬子、近江國人從五位下志賀忌寸田舍麻呂等四人、賜姓下毛野朝臣、五十瓊殖天皇〇崇神皇子豐城入彥命之苗裔也、

〔續日本後紀十七仁明〕承和十四年閏三月庚辰、右京人右少史從六位下山口忌寸豐道、薩摩目大初位下山口忌寸奥道、散位從八位上山口忌寸貞道、婦人山口忌寸周子恒子等五人、並改忌寸賜朝臣焉、豐道等、後漢靈帝曾孫阿知王苗裔也、

百濟王之種、飛鳥戸等之後也、
〔續日本後紀九仁明〕承和七年八月己未、大和國人戸主從八位上大和宿禰吉繼、戸口掌侍從四位下大和宿禰館子等、賜姓朝臣、
〔續日本後紀十一仁明〕承和九年六月丙寅、甲斐目大初位上飯高宿禰濱永等男女廿七人、賜姓飯高朝臣、
〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十二月癸酉、右京人參議從三位兼越中守勳六等朝野宿禰鹿取男女總十九人、改宿禰賜朝臣、
〔文德實錄四〕仁壽二年十二月庚午、大外記外從五位下名草宿禰安成、賜姓滋野朝臣、
〔文德實錄五〕仁壽三年十月戊辰、但馬守從四位上春澄宿禰善繩、賜姓朝臣、
〔三代實錄三清和〕貞觀元年十二月廿二日癸卯、從四位上行攝津守滋野朝臣貞雄卒、○中略父從五位上家譯、○中略弘仁十四年、改宿禰賜朝臣、
〔伊呂波字類抄志姓氏〕滋野
元楢原東人、○中略男家譯、延曆年中、賜姓滋野宿禰、同○同字恐弘仁誤十四年正月、家譯賜朝臣尸、
〔三代實錄六清和〕貞觀四年七月廿八日乙未、左京人從五位下行參河介壹志宿禰吉野、賜姓大春日朝臣、天足彥國押人命之後也、
〔三代實錄七清和〕貞觀五年八月九日己巳、右京人從五位下行皇太后宮大進御船宿禰彥主、從五位下行勘解由次官兼備後權介御船宿禰佐世、內藏少屬正七位上御船宿禰氏柄、散位從七位上船連助道等男女六人、賜姓菅野朝臣、
〔三代實錄九清和〕貞觀六年八月十七日辛未、左京人太皇太后宮少屬正七位上百濟宿禰有世、賜姓御春朝臣、有世其先、出自百濟國人比有也、
〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十一月廿日乙卯、二品式部卿忠氏親王家令正六位上土師宿禰益雄、掃部

守等、賜姓朝臣、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年五月壬子、賜右京人外從五位下菅原宿禰梶吉、大初位下梶成等二人朝臣姓、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年十月癸丑、右京人陰陽寮允正六位上葛井宿禰石雄、兵部省少錄正六位上同姓鮎川、賜姓蕃良朝臣、

〔續日本後紀 四仁明〕承和二年十一月戊申、賜主計頭從五位上宮道宿禰吉備麻呂、玄蕃少允同姓吉備繼等朝臣姓、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年三月丙午、左京人外從五位下飯高宿禰全雄、外從五位下同姓弟高等五烟、改宿禰賜朝臣、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年四月戊戌、遣唐錄事高岑宿禰貞繼、改宿禰賜朝臣、其先高麗人也、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年閏五月壬辰、左京人從五位下清岑宿禰門繼、改宿禰賜朝臣、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年十一月庚辰、右京人散位正五位下道善宿禰眞貞一烟、改宿禰賜朝臣、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年六月己未、右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主、越中介從五位下同姓高世等、賜姓興世朝臣、始祖鹽垂（〇鹽垂一本作鹽乘津）大倭人也、

〔續日本後紀 八仁明〕承和六年七月癸未、右京人散位從四位下內藏宿禰影子、右衞門大尉正六位上內藏宿禰高守、散位從六位上井門忌寸諸足、（〇足一本作兄）山口忌寸永嗣、大藏宿禰雄繼、大藏忌寸繼長、從八位下檜原宿禰總通等男女十二人、賜姓內藏朝臣、（〇朝臣原作宿禰、今據一本改）雄繼高守等（〇等原無、今據一本補）遠祖、後漢靈帝之苗裔、

〔續日本後紀 八仁明〕承和六年七月甲辰、左京人外從五位下安部宿禰眞男等、賜姓御輔朝臣、

〔續日本後紀 八仁明〕承和六年十一月癸未、左京人正六位上御春宿禰春長等十一人、改宿禰賜朝臣、是

大朝臣、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年六月丙辰、左京人美作眞人。豐庭等三人、賜姓淡海朝臣、

〔三代實錄二十三清和〕貞觀十五年五月廿九日壬辰、左京人河內大掾正六位上淡海眞人濱成、散位淡海眞人高主、內豎淡海眞人秋野、淡海眞人最弟、蔭子從八位上淡海眞人安江、正六位上永世眞人志我、永世眞人仲守、右京人文章生正八位上永世朝臣有守、蔭子正六位上永世朝臣宗守等九人、並賜姓淡海朝臣、其先大友皇子之苗裔也、

〔日本紀略九一條〕正暦三年九月十七日丁未、改從二位讃岐權守高階眞人成忠姓、爲朝臣、依中宮○藤原定子外祖也、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶二年正月乙巳、左大臣正一位橘宿。禰。諸兄、賜朝臣姓、

〔續日本紀二十五淳仁〕天平寶字八年九月乙巳、弓削宿禰淨人、賜姓弓削御淨朝臣、

〔續日本紀三十稱德〕寶龜元年四月癸卯、從五位上弓削宿禰牛養等九人、賜姓弓削朝臣、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜五年九月甲子、從五位下和氣宿禰淸麻呂、廣虫、賜姓朝臣、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜九年九月丁卯、詔賜橘宿禰綿裳、三笠、姓朝臣、

〔續日本紀四十桓武〕延暦九年十二月辛酉、勅外從五位下菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等、並賜姓朝臣、又正六位上土師宿禰諸主等、賜姓大枝朝臣、其土師氏總有四腹、中宮母家者是毛受腹也、故毛受者賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣矣、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕菅原延暦廿二年癸未、河內國人土師宿禰淸貞、賜菅原朝臣姓、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年三月丙申朔、河內國人從七位下土師宿禰常磐、賜姓秋篠朝臣、山城國人正六位上土師宿禰百枝菅原朝臣、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年閏十二月乙卯、大和國人正六位下賀茂宿禰河守、正七位上賀茂宿禰關

春日　石村部　中臣習宜　中臣熊凝　若櫻部　平群　平群文室　上毛野坂本　巨勢楲田

豐原　篁　丹波

〔拾芥抄　中本姓尸録〕朝臣

藤原　菅原　在原　池原　春原　三原　永原　時原　玆原　家原　葛原　朝原　中原（又連）

豐原（又連）　清原　良岑　大江　大枝（大或江同）　大藏　大宅（又眞人又首）　大野　大豆　大神　大中臣

大春日　高階　高道　高橋（又連）　高麗（又無尸）　高圓　高額（又眞人）　高向　中臣　南淵　善淵　賀陽　賀茂　三善　巨勢　伊勢　布勢　宮處　宮道　上道　上毛野　下道　下毛野　經道

道守　掃守（又連又首）　小野　菅野　滋野　朝野　立野　平原　平群　令宗　惟宗　朝京　忠宗

宗形（又無尸）　宗岳　滋岳　善滋（又無尸）　夏身　秋篠　和氣　佐伯（又宿禰）　佐味　雀部　安倍

阿閉（又臣）　阿倍　阿蘇　阿保　清科　足羽　內藏（又宿禰）　逕取　粟田　池田　嶋田　岸田　田口　田中　百濟（又無尸又王）　菅生　廣根　采女　柿本　坂本　坊本　犬上　石上　山上　山口（又宿禰）

箭口　星川　石川　川邊　櫻井（又宿禰）　八多（又眞人）　多米（又連）　久米　久賀　長岡　長流

長統　伊統　椋垣　荒城　葛城（又直）　淡海（又眞人）　完人　甲能　讃岐　浦嶋　水取（又連）　春澄

春日（又眞人）　御春　御室　御使　御炊　弓削（又宿禰）　都努　飯高　鳥取（又連又無尸）　吉備　若櫻部

住吉　玉手　源　平　橘　紀　貞　林（又連又宿禰又使主）　伴　山（又首又直）　和　笠　晤　角　綾

春　多　篁　良　都　唁　西　戸　中臣習宜　中臣熊凝　平群文屋　巨勢楲田　上毛野坂本

許曾部　和安部　石村部

〔續日本紀　三十五　光仁〕寶龜十年十一月甲申，勅中納言從三位物部朝臣宅嗣，宜改物部朝臣，賜石上大○朝○臣○。（○宜以下，原本脫，據一本補。）

〔三代實錄　七　清和〕貞觀五年九月五日甲午，信濃國諏方郡人右近衞將監正六位上金刺舍人貞長，賜姓

〔續日本後紀 仁明九〕承和七年六月乙巳朔、右京人正六位上磯原朝臣諸宗等廿八人、賜姓文室眞人、

〔續日本紀 稱德二十六〕天平神護元年七月戊戌、右京人內匠寮史生正八位上息長連清繼、賜姓眞人、

〔日本書紀 天武二十九〕十三年十月己卯朔、是日守山公、路公、高橋公、三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏、賜姓曰眞人、

〔日本後紀 桓武八〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、後改姓藤原〇原作野、據類聚國史改和氣眞人、

〔三代實錄 清和五〕貞觀三年九月廿四日乙未、正五位上行刑部大輔豐階眞人安人卒、安人者、元河內國大縣郡人、後爲左京人也、本姓河俣公、延暦十九年、阿〇阿一本作河俣公御影、改姓豐階公、〇中略仁壽二年、安人上疏言、安人貫河內國、未除公字、伏請移籍京華、亦爲眞人、於是詔賜姓眞人、貫於京兆、

〔姓名錄抄〕朝臣

藤原 源 平 橘 大中臣 菅原 良峯 大江 在原 紀 高階 中臣 南淵 賀陽 三善 貞 巨勢 大枝 高橋 宮道 小野 令宗 大藏 惟宗 菅野 秋篠 和氣 林 佐伯 賀茂 雀部 滋野 安倍 清科 伴 內藏 山 粟田 百濟 和 菅生 伊勢 笠 大神 高麗 廣根 采女 宗形 柿本 道守 山口 石上 高圓 池田 住吉 池原 阿閉 山上 星川 石川 田口 櫻井 角 阿保 多米 長岡 春原 三原 永原 椋垣 荒城 淡海 阿倍 布勢 朝野 宍人 甲能 葛城 掃守 滋岳 讃岐 坂本 大宅 朝宗 水取 滋原 嶋田 伊統 綾 長統 家原 善滋 春澄 坊本 春 葛原 御室 朝原 忠宗 御春 經通 安部 弓削 平野 中原 都努 善淵 飯高 上道 春日 宗岳 立野 久賀 鳥取 高額 犬上 吉備 下道 箭口 多 御使 玉手 八多 宮處 佐味 大野 高向 田中 川邊 岸田 久米 御炊 許曾倍 和安部 上毛野 下毛野 大

眞人

方右舞人たりといへ共、左舞を奏して勸賞をかうふる、左かならず賞を行はれずとも何事かあらんや、又狛光則、多忠方、いづれ上﨟たるぞやのよし議定ありければ、左衞門督雅定卿申されけるは、光則忠方、同日に勸賞かうぶりて叙爵す、多は朝臣なるによりて內位に叙す、狛は下姓(○宿禰)によりて外位に叙す、忠方上﨟たるべしとぞ申されける、よく舞によりて賞をかうぶる、光則よく舞はゞ行はるべし、幽ならずば行はるべからずと申けり、或は左右ともに行はるべきよしをも申けり、光則七旬に及べり、哀憐有けるにや、つひに散手を奏する時、一階を給てけり、

〔貞丈雜記　官位四〕貞丈云、內位、內階とも云、外位、外階トモ云、多モ狛モ樂人ノ氏也、多氏ハ朝臣ノ姓ニテ貴シ、狛氏ハ宿禰ノ姓ニテ賤シキ也、サレバ多ハ內位ニ叙シ、狛ハ外位ニ叙シタル也、

〔樂所補任〕仁平二年(壬申)
右近將曹元秋(○豐原氏)　忠節(八月十六日、初爲二一物一、於二法勝寺一院一御賀被レ行之日始之、年四十三、超二越元秋一、爲二多氏一故也、)

〔姓名錄抄〕眞人
清原　文室　息長　山道　三國　路　守山　飛鳥　飛鳴　英多　大原　豐國　香山　蜷淵
笠原　登美　四止(○四止二字恐岡誤)　當麻　吉野　氷上　坂田　爲名　豐野　酒人　成相　嶋根
大和　嶋　茨田　登見　爲奈　御原　槻田　多治　清篠　酒介　甘南備　坂田酒人　息
長丹生　宗形　高向　吉野　大坂上　坂上　朝原　多治比　井上　三嶋　滋岡　秋篠

〔拾芥抄　中本姓尸錄〕眞人
清原　笠原　御原　大原(又史)　大和　文屋(又朝臣)　息長(又朝臣又連)　山道　山於　守山　香山(又連)
三國　豐國　豐野　吉野　飛鳥(又直)　英多　飛多　多治(國史多治比眞成請除比字)(?)　蜷淵　登美(又朝臣又首)
登見　四止(○四止二字恐岡誤)　池上　氷上　海上　當麻　坂田(又宿禰)　桑田　茨田(又宿禰又連)　槻田　爲名
爲奈　酒人　成相　島根　清篠　甘南備　酒介川　路(又宿禰)　嶋　坂田酒人　息長丹生

〔伊勢物語上〕むかし男、むさしの國までまどひありきけり、さてその國にある女をよばひけり、父はこと人にあはせんといひけるを、母なんあてなる人に心付たりける、父はなほ人にて、母なん藤はらなりける、さてなんあてなる人にと思ひける、

〔今昔物語二十〕下毛野敦行從我門出死人語第四十四

今昔右近將監下毛野敦行ト云フ近衛舍人有リ、○中略其後此事世ニ聞テ、可然キ人モ下姓ノ人モ、入道ヲ讃メ貴ケリ、

〔今昔物語二十四〕嫁蛇女醫師治語第九

今昔河内ノ國讃良ノ郡馬甘ノ郷ニ住ム者有ケリ、下姓ノ人也ト云ヘドモ、大キニ富テ家豐カ也、

〔長秋記〕保延元年正月四日戊寅、行幸○崇德院、○鳥羽中略、前大相國○藤原忠實召左中將公教、右中將公隆、右中將忠基、仰可樂行事之由、忠基直自左方就樂幄、大鼓當殿前、樂幄在其東方也、左右亂聲、光則忠方振桙、○中略左春鶯囀、右新鳥蘇、左胡飲酒、多忠方、傳習此曲、度々備叡覽、然而今度靡婆最上之由、人々被褒譽、關白○忠實子忠通蒙勅傳左大臣○藤原家忠被加一階、大臣起座、於殿坤召忠方、被仰一階給之由、忠方於右仗南頭再拜、舞入樂幄、此間前大相國傳關白諸卿可定申之由被仰、忠方雖爲右者、依左舞蒙勸賞者、又左者必不可被行賞、有何事哉、又光則忠方、何爲上臈哉、左衞門督被申云、光則忠方同日依勸賞叙爵、然而多依爲朝臣叙內位、狛依下姓○宿禰叙外位、右忠方爲上臈也者、勸賞事、參議等申云、謂勸賞依藝善所被行也、忠方依善舞已浴勸賞、光則又善舞者、被行賞矣有何難乎、其體不優者不被行矣有何事乎、○下略

〔古今著聞集六管絃歌舞〕保延元年正月四日、朝覲行幸に、多忠方胡飲酒をつかうまつりけるに、此曲たび〳〵御覽せられつるに、今度ことにすぐれたるよし、おほやけわたくしさたありけり、左大臣○藤原家忠勅を承りて、一階をたぶよし仰下されければ、忠方再拜して舞て入けりか、る程に、忠

下には叙し侍らで、先外階に叙して、さて從五位下に叙する也、叙位の時、入内の勘文とて、外記内階に入べきものを記してまいらするを執筆叙する也、中家の外記は、外階勢中一年以後記し申候、淸家外記の外階に成たる翌年より勘文に載る也、〇中略内階外階の姓の差別は、執筆すヲ人の口傳ある事にや、

〔多々良問答〕一外叙位事姓體不知モノニ外ノ字ヲ付、姓體知タル人ハ内階ヘ入、是文武帝ノ時定也、地下ニ不限姓體知タルト知レヌト也外姓トテ姓ノイヤシキ者ハ、先外從五位下ト云位ニ叙シテ、後年ノ叙位ニ入内トテ從五位下ニ叙シ候也、朝臣、宿禰、眞人ナドノ尸ニテ候ハヌ姓ハ、皆外姓也、

〔參議要抄上〕一除目事
受領擧事
長房卿抄云、應德二〇二或作三年除目、伴親宗、史被任上總、伴國有由緒、下姓者、上官殊不被任云々、

〔新撰姓氏錄〕上新撰姓氏錄表
伏惟國家降天孫而創業、橫地軸以開邦、一統架宗、環八洲以御辨、五運無代、跨億載而期圖、高門接軫、甲姓聯衡、枝葉寔繁、派流彌衆、

〔日本書紀十三允恭〕四年九月己丑、詔曰、上古之治、人民得所、姓名勿錯、今朕踐祚、於玆四年矣、上下相爭、百姓不安、或誤失己姓、或故認高氏、其不至於治者、蓋由是也、

〔日本書紀通證十八〕高氏右姓也、白孔六帖曰、自魏氏詮總人物、以氏族相高、

〔萬葉集十六〕兒部女王嗤歌一首
美麗物何所不飽矣、坂門等之角乃布久禮爾、四具比相爾計六、
右時有娘子、姓尺度氏也、此娘子不聽高姓美人之所誂、應許下姓醜士之所誂也、於是兒部女王、裁作此歌、嗤咲彼愚也、

ひしに、拾芥抄に載たる次序を見れば、いつしか第一を朝臣とし、第二を眞人とせり、源藤を始め、皇族も貴族も多く朝臣なるからに、次序を換たるものなるべし、されば後世といへども、かくの如く姓にも尊卑の別をせぬにはあらねど、まづは姓はたゞ氏に屬るのみのものとなれるゆゑに、氏にひかれて藤源などの尸(カバネ)はおのづから尊とく、其外の尸はおのづから卑くなれるなるべし、

〔多々良問答 一〕一尸(カバネ)事

尸の次第の事、第一に朝臣、其次に宿禰、連、眞人、縣主たるべきよし被仰出候、(眞人其次宿禰ニテ候)其分候哉、縣主は賀茂人に可限候哉、(外も多々候姓氏錄ニ能見エ申候)是又致存知度候、

〔江家次第 二正月〕敍位

敍上官、外記史一﨟、以自解申(在硯筥)

姓尸某 外記

姓尸某 史

若有下。姓。者、經奏聞可敍外階、有愁時、後日改敍內位、他亦如此、

攝政時敍位事

入內並一加階、敍位之間敍從下了後、令殿上之辨召外記勘文、不人物進之、每事被問外記、諸宮給難下。姓。敍內階、自餘依姓敍內外階、若在疑姓者、先敍外階、後日依愁敍內階、朝外(ノウゲ)(是朝臣姓、敍外階也、車持類也、)異內(イナイ)(是非朝臣姓、敍內階也、如清原眞人、)眞人(マツト)、宿禰、連(ムラジ)、直(アタヒ)、公(キミ)、縣主(アガタヌシ)、忌寸(イムキ)、首(オブト)、王、平、源、藤原、橘、菅原、大中臣、高階、在原、宮道已上、不敍外階、必敍內階、敍畢入宮奉執政、

〔官職難儀〕敍位入內とは

外階より內階に入るを申也、外階とは五位に外從五位下と申て、姓のいやしき者は、直に從五位

〔日本書紀通證三十二〕氏族博考曰、雜編云、魏氏立九品置中正、尊世冑卑寒士、權歸右姓、晉宋因之、

〔古事記傳十五〕天武天皇十三年十月朔日に、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、かくの如く定められて、卽其日に、守山公など十三氏に眞人の姓を賜ひ、其後つぎ〳〵に、大三輪公など五十二氏に朝臣の姓、大伴連など五十氏に宿禰の姓、大倭連など十一氏に忌寸の姓を賜ひ、桑原村主訶都、榎本村主勝麻呂に連の姓を賜ひしことなど見えて、道師、臣、稻置などの姓を賜ひしことは見えず、又右の八色の餘の姓も、此後もなほ多し、然れば一たびかく定め給ひしかども、全くは其如くにもあらで止ぬることとなるべし、さて右の八色の中に、初の五は此より以前には無き加婆禰なり、但人を崇て阿曾と云しことは、仁德天皇の大御歌に、宇知能阿曾と見え、後にも万葉歌に、平群朝臣穗積朝臣などよめり、美を省けるなり、眞人と云稱もふるくより有しなるべし、天武天皇の大御名も瀛眞人とあり、宿禰も上代より名には多く見ゆ、道師は神代紀に道主貴、開化天皇の御孫に丹波道主命あり、欽明紀に道君をミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師字を塡られたるなり、かくの如く何れも其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰となれるは、此御世より始まれることなり、さて道師は、此時八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも物に見えたることなし、

〔大日本史氏族一〕按日本書紀、帝〈〇天武〉時諸氏皆賜新姓、而是後其族、猶有仍舊姓者、卽當時所賜者、蓋不過氏上若京貫之族也、然其詳今不可得而考也、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕朝臣　眞人　宿禰　連　王　公　首　臣　造　直　忌寸　縣主　村主　神主　使主　人　伊美吉　史　勝　部　氏　伊吉　阿祇奈君　倉人

〔標註職原抄別記下〕天武の御代の制、眞人第一、朝臣第二にて、皇族に眞人を賜ひ、貴族に朝臣を賜

手人

〔古事記傳四十四〕他田宮、（他ノ字、舊印本に池と書るは誤なり、）他は袁佐と訓、書紀に譯語と書れたる意なり、（推古紀に通事ともあり、又欽明紀、姓氏錄、和名抄ノ筑前ノ郷ノ名などに、曰佐とあるは假字なり、但此も韓國より書る字なるべし、さて此ノ曰ノ字を、日と作るは寫誤なり、さて袁佐と云は、或人韓語なりと云る、然もあるべし、又他と書は、此も韓國よりのことか、將皇國にての事にて、國を前、殿を倭と書ノ類にや、其意知りがたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ、）

〔續日本紀八元正〕養老三年十一月戊寅、少初位下河内手人大足、賜不○（不字恐衍）下譯姓、

〔古事記中應神〕百濟國、○中略　貢上手人韓鍛名卓素、亦呉服西素二人也、

〔古事記傳三十三〕手人は、諸本並人手と作れども、其は下上に寫誤れること決ければ、今改めつ、師（賀茂ノ眞淵）は人手と作るまゝにて、氐毘登と訓れしかど、てびとを、人手と書べき由もなく、又さる書ざまは、此ノ記の例に非ず、書紀雄略卷に、吉備臣弟君、還自百濟、獻漢手人部衣縫部宍人部、また百濟所獻手末才伎、また西漢才伎、また百濟所獻今來才伎、仁賢卷に、遣日鷹吉士、使高麗、召巧手者、また日鷹吉士、還自高麗、獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田村熟皮高麗是其後也、など見ゆ、職員令内藏寮下に、典履二人、掌縫作靴履鞍具、乃檢校百濟手部、百濟手部十人、掌雜縫作事、大藏省下にもかく見えたる、（共に事ノ字は、革の誤か、又手事ノ上に、革ノ字脫たるか、）手部も、氐毘登と訓べし、手人は、諸の物作る工を云稱なり、（今俗に職人と云物なり、）内藏寮式に、雜作手造御櫛手二人、夾纈手二人、﨟纈手二人、暈繝手二人、造油絁手二人、織席手一人、また染手五人などある手も、みな手人の意なり、さて此は、韓鍛冶と呉服とを指ていへり、

加婆禰等級　八色之姓

〔日本書紀二十九天武〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、

〔日本書紀二十九天武〕十三年十一月庚午、日沒時、星隕東方、大如瓮、逮于戊、天文悉亂、以星隕如雨、

〔日本書紀通證三十四〕混天下萬姓之應也

〔新撰姓氏錄序〕眞人、是皇別之上氏也、幷集京畿、以爲一卷、附皇別首、

曰佐

しが、則姓になれる也、姓氏錄に、村主姓なる氏々廿五氏ありつるに、諸蕃人廿四氏、神別には春日部たゞ一氏也、是は漢土人は、こゝろさかしかれば、この職に置れしことの多きなへに、諸蕃の氏々に多く殘れるなり、須久理は韓語にて、韓國の官名なりしが、こなたにうつりしを、やがて姓にせられしから、諸蕃にのみ多しと思ひしかど、猶しかにはあらじ、故其美物を撰得るをもて、佐都に得物字を當しならめ、今も物を撰り出ることを須具流と云は、このことのなごりなるをおもへ、久理は、つき〴〵に、ものをみるにいふことながら、撰定むるの意こもれり、ものを久理かへし〳〵いふは、ことをよくとゝのふべきことにて、彼丁寧反復の義也、又糸を久流、書籍を久流などいふも、ことのもとは同きをや、須久理は諸國の各邑に居て、其職をなせれば、意を得て村主字を當られし也、

〔氏族考上〕村主は、須久理と訓む、和名抄伊勢國安濃郡村主須久利とある、是其證なり、成務紀四年の詔に、國郡立長、縣邑置首、とみえし時置れし職號なるが姓になれる也、○中略さて村主は、諸國の邑里の長として、其地を治る職なりしが、後に姓となれるなるべし、○中略名義は俊秀の義なるを、文字は其村中の主首となる俊秀人を撰て、村の主とする由にて、村主とは書るなめり、一說に、須久理は漢語にて、韓國の官名なりしが、こなたにうつりしを、やがて姓にせられしから、此姓に、諸蕃にのみ多しと云るに因て、又按ふに、天智紀二年に、白村江あり、新羅の地名なるが、村をスキと訓み、又欽明紀二年、皇極紀元年、ともに主をニリムとも訓り、然らば村主は、スキニリムの合語なるを、キニをキに約め、キをクに轉じて、スクリとなれるにはあらじ歟、なほよく考ふべし、

〔新撰姓氏錄河内國諸蕃百濟〕調曰佐ツキノヲサ

出自百濟國人努理使主也、

〔倭名類聚抄五郡國〕筑前國那珂郡曰佐

〔日本書紀三十持統〕九年三月庚午、遣務廣貳文忌寸博勢、進廣參下譯語諸田等於多禰、求蠻所居、

〔日本書紀二十敏達〕四年、是歲、○中略營宮於譯語田、是謂幸玉宮、

〔古事記下敏達〕沼名倉太玉敷命、坐他田宮治天下壹拾肆歲也、

〔姓序考〕村主

村主は、成務朝廷四年春二月丙寅朔の詔に、是國郡無君長、縣邑無首渠者焉、自今以後、國郡立長、縣邑置首、卽取當國之幹了者、任國郡之首長、是爲中國之蕃屛也、五年秋九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表、とみえしとき置れし也、舊は職號なりしもの、姓になれる也、村主の號の正しくみえしは、孝德朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に、別臣、連、伴造、國造、村首、所有部曲之民、處々田莊云々、とあるぞ始なりける、（村主をこゝに村首とかけるにて、成務紀に、縣邑置首とあるは、縣主村主の二の首なるを思ふべし、）村主をしも孝德紀に村首とかゝれしは、主首相通へるもて然かゝれたる也、そは姓氏錄に、縣使主を縣使首とかけるにて知るべし、（民使首は、民使は氏にて、首は姓なり、此例にて縣使首をも縣使を氏とし、首を姓なりと思ふべけれど、縣使といふ氏、太古よりありしことなし、）村主は須久理と訓べし、和名抄に、伊勢國安濃郡村主（須久利）とみえたれば也、其義は佐都久理にて、得物撰の意なり、佐都を約れば須となれり、故須久理といへり、佐都のことのこゝろは、萬葉集第一舍人娘子の歌に、丈夫之、得物矢手揷、立向、射流圓方波、見爾淸潔之とある物得矢の佐都とひとつことばなりける、さるを得物矢は、幸矢なりとて、神代紀彥火火出見尊の山の幸おはしませし故事に引あてゝ、幸弓幸矢なりといへれど、そはいみじき強言也、幸は佐知佐伎とは訓れど、佐都と訓ることなし、得物矢の正しくみえしは、（假名がきにせしをいふ）萬葉集第二十下野國防人大田部荒耳の歌に、佐都夜奴伎（得物矢拔なり）又第五哀世間難住歌に、佐都由美乎、多爾伎利物知提（得物弓を手提持てなり）とみゆ、萬葉集第三志貴皇子の御歌に、足日木乃、山能佐都雄爾とみえし佐都雄は、第十に、山邊爾、射去薩雄者、又山邊庭、薩雄乃禰良比、恐跡、とみえしに同きを、薩雄は薩摩人にて、薩摩國人は雄々しきものなれば、如此云といへり、其もてる弓矢なれば、薩弓薩矢なりといふは、其末をのみ云て、本源をたづねいはざるもの也、すべて佐都と云は、よくものをみとゞめて、其美物を擇りとれるの古言也、村主は、諸國の邑里の長として、各地の美物を撰定て貢進れるものをさしての美稱なり

ゆ、王子にはセシムと附たり、又大夫人に、ハシカシ、夫人にハシカシとも、オリケとも、オリクとも附たり、その中に高麗のを云るもあり、北史百濟傳に、王妻號於陸、夏言妃也と云るに依らば、オリケとあるは、クをケに誤れるにや、さて又百濟國主を、ニリムと訓る往々あり、其外にも異なる訓ども見えたれども、寫誤などもありと見えて、さだかならず、又雄略卷に百濟の弟の名に、軍君と云あるを、コニキシ、又コムキシと訓、細註に崐支君也と志るし、百濟新撰と云書を引たるにも琨支君とあり、王號と同じきはまぎらはし、同卷に、昆支王と云名も見えたり、抑三國の中に、百濟のみ其國言の號どもの彼此傳はれるは、百濟は中にも殊に親しく奉仕れる故なるべし、

我孫

〔伊呂波字類抄安姓氏〕我孫アヒコ

〔古事記傳二十二〕阿毘古は、日代宮段に木國酒部阿毘古、景行紀に山部阿弭古など云姓も見え、姓氏錄にも、輕我孫などあれば、まづは尸なれども、姓氏錄に、たゞ我孫攝津國神別、又同國雜姓なり、我孫公和泉國雜姓なり、今和泉國和泉郡に、我孫子と云處あり、又續後紀五に、河内國人我孫公諸成、同姓阿比古道成と云人見えたり、など云もあれば、尋常の戸とはいさゝか異なるが如し、さて稱意は、吾彦と云ことにやあらむ、吾とは親みて云、彦は美て云なり、孫と書るは借字なるべし、比古に此字を書は、古は子の子をば比古と云り、麻碁と云は、後世の言なり、されば古書に孫とあるは、みな比古とよむことなり、和名抄に、孫和名無萬古、一云、比古、曾孫和名比々古とあり、されど無萬古と云は、やゝ後のことにて、比古ぞ古稱なる、さて今孫を麻碁と云は、無麻古の訛、曾孫を比古と云は、比々古の訛なり、

村主

〔拾芥抄中本姓尸錄〕村主スクリ

〔倭名類聚抄六國郡〕伊勢國安濃郡村主須久利

〔倭訓栞中編十一〕すぐり　日本紀に村主をよめり、韓語に村をすぎとよめり、ぐり反ぎなれば同語なり、

肆百濟王禪廣百戸、

〔古事記傳三十三〕義慈王の子、豐璋と禪廣と二人、皇國に參入居たりしを、豐璋をば、國に還されて、云々せられ、禪廣は皇國に留れるを、持統天皇の御世に、百濟王と云號を賜ひてより、其子孫これを相繼て、姓尸となりて、百濟は姓にして、王は尸なり、許爾伎志と訓べし、意富伎美と訓はいみじき非なり、さて右の二人を、書紀に、余豐璋、余禪廣ともある、余は、彼國王の姓なり、又善光とあるは、禪廣と同きか別なるか、詳ならず、さて禪廣が子昌成、其子良虞、南典、良虞が子敬福、此外も、百濟王某と云る人、世々の史に多く出たるは、皆此氏人にして、何も官位を賜はりて、全ら皇朝の諸臣の列なりき、此氏今京に至てもありて、姓氏錄右京諸蕃に載れり、河内國交野郡に此氏の居趾とて今もありとぞ、其處に百濟寺と云もあり、西宮記に、百濟王を、交野檢校と云になされしことも見えたり、

〔古事記傳三十〕からぶみ北史、又杜佑通典などに、百濟王號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支、夏言並王也と云り、今書紀を考るにも、コニキシ、コキシと訓を附たるは、百濟王のみにして、新羅高麗などの王には訓を附ず、然れば此は百濟王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記と云物に、新羅の世々の王を記したるを見るに、始のほどのは皆某尼師今とあるを、東國通鑑と云物には皆改めて某王と記せり、然れば新羅王の號は尼師今と云しなるべし、然れども此號は書紀の私記、又釋、又今本の訓などにも見えたることなければ、今たやすく用ふべきに非ず、故姑百濟王の號を取て訓るなり、垂仁卷に任那王、新羅王子など訓る列もなきには非ればなり、さて又書紀釋に、王后、太子、私記曰、古爾於留、又古爾世之、並に百濟の語也と云り、此私記の文は、世之の下に牟字脫たるなるべし、書紀今本の訓、太后に斤於流、コムヲル、コニヲル、王后にもコニヲル、太子にコニセシム、コムセシムなど附たり、コニともコムとも云は、王に就たる號と聞

王

十五に、名爾於布奈流門能宇頭之保爾と云るも、高き潮ときこゆ、母利と云るも、盛又森などの意と、同く通ひて聞ゆ、麻佐は、卽百八十種勝部とある勝なるべし、姓氏錄諸蕃に勝と云姓もあり、又上勝、不破勝、茨田勝など、尸にもありて、卽秦勝と云もあり、是らみな加知と訓は誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云訓を取たる借字なるべし、さて禹豆麻佐に、太秦の字を書は何時よりのことならむ、

〔拾芥抄 中本 姓尸錄〕王

〔大日本史 氏族一〕按王讀爲鞬吉支、如謂百濟王、高麗王、卽是也、與皇族稱王氏者自別、

〔日本書紀 六 垂仁〕二年、是歲、任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、○中略仍賚赤絹一百匹、賜任那王、

〔釋日本紀 十七 秘訓〕任那王

〔日本書紀通證 十一〕任那王（古伎之、神功紀、雄略紀等、云古爾伎之、杜氏通典曰、百濟王號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支、夏言並王也、）

〔通典 一百八十五 邊防一〕百濟

百濟卽後漢末夫餘王尉仇台之後、（後魏時、百濟王上表云、臣與高麗先出夫餘、）初以百家濟海、因號百濟、○中略王號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支、（鞬音乾）夏言並王也、王妻號於陸、夏言妃也、

〔日本書紀 九 神功〕九年冬○十月、○中略以皇后所杖矛、樹於新羅王門、爲後葉之印、

〔日本書紀 九 神功〕四十六年三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、（斯麻宿禰者、不知何姓人也、）於是卓淳王末錦旱岐、告斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久氐、彌州流、莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等令朝其貴國、故求道路以至于斯土、若能敎臣等令通道路、則我王必深德君、

〔三代實錄 七 清和〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衞大將源朝臣定薨、○中略定者嵯峨太上天皇之子也、母百濟王氏、其名曰慶命、

〔日本書紀 三十 持統〕五年正月己卯、賜八卿飮食衣裳、優賜正廣肆百濟王余禪廣、乙酉、增封、○中略正廣

勝

進、此和爾吉師者、文首等祖、

〔古事記傳三十三〕吉師は伎師(キシ)と讀べし、次の和邇吉師も同じ、然るを、延佳本に、吉をば上へ屬て、師をミ○フ○ミ○ロ○ミ○と訓るは非ず、凡て某師と云稱は例なきことなり、書紀に、吉士(キシ)某、また某吉士某、など云る名多し、そをまれに吉師とも書り、是なり、此はもと新羅國の官、十七等の中の第十四を、吉士と云よし、漢籍北史に見えたれば、皇國にても、其を取て蕃人の品に用ひられたりと見えて、繼體卷に、吉士老、敏達卷に、吉士金子、吉士木蓮子(イタヒ)、吉士譯語(ヲサ)彥(ヒコ)、また安康卷に、難波吉士日香蚊(ヒカヽ)、雄略卷に日鷹吉士堅磐固安錢、難波吉士赤目子など、なほ卷卷に多く見えたり、其居地を以て、某吉士と云るなり、さて後には、やがて姓尸となれり、と見ゆるもあり、さて此吉士と云者の事を記せるを考るに、或は韓國に遣す使、或は韓人の朝(マヰ)れるを接待(アヘシラ)ふ事など、凡て藩國の事に仕奉れり、是を以て思に、もと韓國より歸化(マヰリ)居る者を、此品になし賜ひて、子孫も其職を繼(ツケ)りと見ゆ、此阿知吉師、和邇吉師も、其類なり、但し、此人々、書紀には吉士とは見えざるを思ふに、此御世にはいまだ吉師と云稱は無かりけむを、後にかの吉士と云ものにならひて、此人々をもおして吉師と語り傳へたるにやあらむ、此時は、いまだ新羅の官名を取用ひらるゝことなどあるまじければなり、されど此はいかゞありけむ、今決めがたし、

〔職官志一〕王人奉使治韓曰宰、姓氏錄、彼俗稱宰爲吉、我取其稱乃名遣韓使官曰吉士、一作吉師、音同也、

〔拾芥抄中本姓尸部〕勝

〔日本書紀十四雄略〕十五年、秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒、甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也、

〔書紀集解十四雄略〕按勝部、勝蓋優勝之義、諸秦氏之中優勝織工者、

〔古事記傳三十三〕賜姓は賜號(ナ)とこそあるべけれ、禹豆麻佐は、姓には非ず、此後も姓はなほ秦なるをや、さて此號の意、禹豆は、今言にも物を多く積たる貌などを、宇豆高しと云に合へり、万葉

椋人

吉士

るべし、(忌部は宿禰姓なれど、上古は首姓なりしが、天武朝廷九年に、忌部首子首に連姓を給へることさみえたり、されどなほ忌部に首姓あることは、國史にみえたり、)この外首をもて稱言に云ひしは、允恭紀に、首也余不忘矣、こは對人をさし云り、又首を意毗登と云れず、毗登と云れしことあり、そは寶龜元年九月壬戌、以去天平寶字九歳改首史姓並爲毗登、彼此難分、氏族混雜、於事不穩、宜從本字とあるにて知るべし、

○按ズルニ、首ヲ毗登ト改メシハ、聖武天皇ノ御諱ヲ避ケタルナリ、

〔玄同放言 三上〕姓名稱謂

首は、大人(大人此云於保止)なり、人に君父あることを、猶身體に頭首あるがごとし、よりて大人に首字を借たり、是義訓なり、大人は人名に多かり、

〔拾芥抄 中本 姓尸録〕倉人

〔古事記 下 用明〕橘豐日命、○中略 娶當麻之倉首比呂之女飯女之子、生御子當麻王、

〔古事記傳 四十四〕當麻之倉首比呂、當麻は姓、(大和ノ國葛下ノ郡なる當麻より出たる姓なるべし、)倉首は尸なり、久良毗登と訓べし、(複姓には非ず、クラノオビトと訓は非なり、)此尸の例は、天武紀に次田倉人椹足、續紀二に春日倉首老、(万葉一にも見ゆ、)十一に河内藏人首麻呂、廿七に春日藏毗登常麻呂、廿九に白鳥椋人廣、卅に秦倉人呰主、万葉十九に高安倉人種麻呂など見え、姓氏錄にも池上椋人、河原藏人、日置倉人などあり、(字はいろいろに書たれども、皆同じ尸なり、)首を毗登と訓は、淤を省きたるにて、意は淤毗登の意なり、此尸、(凡て人と書たるも、皆首の意なり、さて首を毗登と云て、人とも書たる例は天武紀に忌部ノ首子首、又三輪ノ君子首などを、子人とも書たり、又續紀卅に、以去天平寶字九歳改首史、如并爲毗登、彼此難分、氏族混雜、於事不穩、宜從本字とある、是も首を毗登と云る例なり、さて右の文に九歳とあるは、五歳の誤なり、天平寶字五年より此ノ時までは首の尸も、史の尸も、毗登と記せり、)さて此倉首と云尸は、もと倉の事に仕奉れるより起れり、其起り古語拾遺に見えたり、

〔古事記 中 應神〕百濟國主照古王以牡馬壹匹、牝馬壹匹、付阿知吉師以貢上、(此阿知吉師者、阿直史等之祖、)○中略 又科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上、名和邇吉師、卽論語十卷、千字文一卷、幷十一卷、付是人卽貢

るは、書紀允恭卷に、首也余不忘矣、これ對人を指て云り、さて首長の意に云るは、景行卷に村之無長、邑之勿首、顯宗卷に縮見屯倉首、孝德卷に村首[首長也]などあり、さて此の首は、後世の宮々[三后春宮等]の長官の如くなるを云なり、

〔倭訓栞〕[前編四十五]おびと　私記に、忌部首讀於比止と見ゆ、おぶとは不正、允恭紀に首也不忘矣とあるは、對ふ人を尊みていへる也、景行紀に邑之勿首とあるは、首長の意也、三代實錄に大人てふよしの文あり、さればおほびとの假名也、おびと、いふは、おほひとのほひ約ひなればなり、そを後におふと、唱ふるは、其ひを夫に轉せる也、誤ならねど轉々の語もて神代紀を訓べからねば、此紀にてはおひと、訓べし、是も外の略ながら大を於と云は古例ある也、

〔古史傳〕[八]首は、○中略尊みて人を意毘登と云しことは、允恭天皇卷に、首也余不忘と言ることのある、此正しき證なり、さて此戸も、忌部首、物部首、海部首、刑部首、鵜甘部首などのたぐひ、某部と云姓に多く、はた部と云ぬも、多くは部の有るべき諸姓に負るを思ふに其部を統領る首と云義の戸なり、

〔姓序考〕首

首は、意毗登と訓べし、○中略太古のさまを思ふに、首は官名なりしもの、やがて姓になりしなるべし、正しく司にてみえしは、清寧紀に、播磨國赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目とみえたり、[屯倉は諸國處々にありて、其部曲の民を司れる人をさして屯倉首とはいへり、]故上古は其職の部曲を統領るを首とはいへりし、其職は廢れてやがて氏となりしもの、姓氏錄にみえしは、商長首、度守首、錦部首、御手代首、蝮玉部首、刑部首、佐伯首、物部首、津首、民首、民使首、韓海部首、任道首、靭編首、船子首、鵜甘部首、猪甘首、工首の類は、みな其職を仕奉りしもの也、後に其職を仕奉ることは失て、職號の氏となれる也、後には絕しことながら、すべて某部といへるには、みな首のありしことなるは忌部、刑部、海部のたぐひにても知

首

ときは、其道々の書籍をみて、ことども思ひあきらめ、其才々にまかせて、其業どもを任しめられしなれば、このなごりなほ後世までもありて、諸道に史生を置るゝことゝなれり、史とだにいへば、書籍のかたにのみ拘れることゝ、思ふは、漢風俗のこゝろうつしにて、こなたのさまにたがへり、本源は書讀むわざをしもいふことながら、各道に志るしたるふみどものありて、其をしも見明めぬるを、わざとせることなれば、布美毘登の號はありし、履中朝廷四年秋八月辛卯朔戊戌、始於諸國置國史、記言事達四方志、とみえしものは、各國に史を置れて、其國の言事を記されし也、各道によりて、わざごとのかはれることなれど、夫をしも志るしとゞむることは、文筆にかゝれることにあれば、漢土人のいとよく心得しわざにしあなればにや、姓氏錄諸蕃の氏々に此姓いと多し、神別の氏にはさらになく、皇別に垂水史、田邊史、御立史の三氏あるのみなり、(史は漢土の官名をそのまゝに姓にせられしにもあらん)

〔拾芥抄 中本 姓尸錄〕首

〔釋日本紀 二十一 秘訓〕忌部首首

私記曰、上讀於比止、下讀加宇倍、

〔古事記 上〕速須佐之男命、(中略)〇喚其足名椎神告言、汝者任我宮(〇須賀)之首。

〔古事記傳 九〕首は、(都加佐と訓るも誤にはあらざれなほ)意毘登と訓べし、姓尸に某首と云をも然訓べし、私記にも忌部首、讀於比止とあり、書紀に三輪君子首、忌部首子首など云名を子人とも書るは、子の韻に意を含める故に、おのづから古毘登と唱へらるゝなり、元明紀に大津連意毘登と云人名を、元正紀聖武紀には首と書れたり、(然るを意宇登と訓は、旅人をたびうど、商人をあきうど、藏人をくらうどと云、例の音便にて正しからず、古書を訓に、かゝる音便の言をまじふべきにあらず、又其宇を布と書も、ひがことなり、此は比の通音にて、布と云にはあらざればなり、かゝる音便の假字はみな宇なり、)さてこは本尊稱にて、大人の意なるべし、(書紀に宇志を大人と書れたるも、漢文の方に取ては叶はね字なれば、此大人と意の同じき故に、移して書れしものなるべし、)尊て云

〔古事記中開化〕日子坐王、○中略娶₂近淡海之御上祝₁以伊都玖（此三字以音）天之御影神之女、息長水依比賣、○下略

〔古事記傳二十二〕御上祝、御上は、和名抄に、近江國野洲郡三上（美加無）郷是なり、○中略祝は波布理と訓、山城國相樂郡の郷名祝園、此記に波布理曾能と書り、又和名抄（上野國新田郡の郷名）に、祝人波布利とあり、是波布理てふことの、正しく見えたるなり、神功紀に小竹祝天野祝など見ゆ、（神武紀に居勢祝とあるは、神社の祝部には非じ、景行紀なる蝦夷名大羽振邊などの類の名なるべし、）○中略さて此御上祝は、たゞ御上社の祝部と云とは、いさゝか異にして、上卷に、胸形君等之以伊都久三前大神者也、などある類なれば姓なり、姓氏錄に、鴨部祝、紀祝、波多祝、三歲祝など云姓もある、其類なるべし、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕史

〔古事記中〕此阿知吉師者、阿直史等之祖、

〔古事記傳三十三〕阿直史は、阿知伎能布美毘登と讀べし、（直字を書れば濁音にてもあらむか、今は阿知吉師の名に依て、知を淸音とはせるなり、又史は淡海公の名など不比等とも書れば、美を省て布比登とも訓べし、）阿直は姓なり、祖名に依れるなるべし、史は書人の意にて尸なり、此外にも、船史、壹伎史、楊候史など、なほ姓氏錄の諸蕃に、史の尸の氏々多し、さて書紀にも、阿直岐者、阿直岐史之始祖也と見え、天武卷に十二年冬十月、阿直史賜ν姓曰ν連、

〔倭訓栞前編二十六〕ふんびと　日本紀に書生、又史をよめり、文人の義也、ふびとともよめり、

〔姓序考〕史
史は書人の意也、布美毗登と訓べし、又淡海公の名、史なりしを不比等とも書りしかば、美を省きて布比登とも訓べしと師はいはれき、寶龜元年九月壬戌、以₂去天平寶字九歲₁、改₂首史姓₁、並爲₂毗登₁、彼此雜ν分、氏族混雜、於ν事不ν穩、宜ν從₂本字₁とみえたれば、ひとたびは毗登といはれしかども、まぎれぬるをもて、もとにかへされし也、故思ふに、史は舊職の號なりしが姓になれる也、史の職なりし

（に委云れば、並みるべし、）如此重きものにせられし稲米にしあれば、其を納置る、屯倉の司をやがて稲置と云しが、後に屯倉の制改替られて、此職の自然まれ〳〵になりゆきしならん、又は村主の氏々は漢土人にて、こゝろさかしければ、これらの人々の兼て稲置をも司どりしかば、舊よりありきし稲置の絶しにもあるべし、師の稲置は伊良君ならんといはれしはかなひがたし、思ふに稲君なりしを、其用を文字に當て、稲置とかゝれしならめ、さて各國に作出せる稲米どもを納置る、處をしも稲置と云由は、其地に稲君の在居りて、民人の作出せる稲穀どもを收めて守れるから、やがて其守人の名稱をよべるにて、伊那伎（イナキ）に稲置の文字を當しもこのゆゑなり、其稲置の趣の漢土の屯倉の制にかよひたれば、書紀に屯倉の文字をかゝれしならん、屯倉を美夜氣（ミヤケ）と訓るものは、官家の義にて、彼稲君の居處をいへる也、上古ことに多かりしことは、地號に遺りて、三宅とい ふ號の諸國にあるにても知るべし、是處より皇子達皇后等の費用を辨へられしにや、姓氏錄左京皇別に、稲木壬生公と云氏みえたり、稲木は、神名帳に、尾張國丹羽郡稲木神社、又和名抄に尾張國丹羽郡稲木（以奈木）とみえしにて、上古稲置の地號になれる也、（置、木、かよはしかけり、）壬生は、入部乳部などもかきて、皇后及皇子達の湯沐地をさしていへり、（壬生のことは後にいへり）稲置は朝廷の御料地ながら、其處より皇后及皇子達のことをも兼用せしを稲木壬生といひしが、やがて氏になれるに公姓を賜へる也、

神主

〔拾芥抄中本姓尸錄〕神主

〔古事記中崇神〕天皇、〇中略以意富多多泥古命爲神主、而於御諸山拜祭意富美和之大神前、

〔古事記傳二十三〕神主（カムヌシ）は、神に奉仕る主人（ウシ）たる人を云稱なり、（齋主（イハヒヌシ）、祭主など云も、名の意は同じ、）書紀に、卽以大田田根子、爲祭大物主大神之主（ウシ）とあり、又神功卷に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主云々、とあるを以て、（古へ神事を重みし賜ひしことを知べし、）凡て神主の職の重きことを知べし、

公望私記曰、案今稅長也、

〔倭訓栞前編三伊〕いなぎ　稻置は、古へ公田の御倉所なるにや、又邑長の號にして、後に姓にも、所の名にもよべり、允恭紀に闘鷄國造の姓を貶して、稻置になされし事見えたり、

〔古史傳八〕稻置は、〇中略註もとは職號なりしが姓になれりしなり、〇中略名義は、〇中略諸國にある屯倉の司として、其事にあづかる謂に依て、稻君と云意の稱なるを、其意を得て、稻とは書るならむ、

〔姓序考〕稻置

稻置姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給へるとき、八曰稻置とみえたれど、いと舊き姓也、成務朝廷五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、このとき正しく稻置は定め給へる也、此御世より以前に、蒲生稻置、伊賀稻置、那婆理稻置、三野稻置、葦井稻置など、古事記にみえたり、されど賜へることのみえざれば、成務朝廷にて、諸國に置れしとき賜ひしにもあるべし、如此れば當時には職にて、姓にあらざりしならん、うつりて姓になりしことの正しくみえしは、允恭朝廷二年春三月丙申朔己酉、立忍坂大中姫命爲皇后云々闘鷄國造云々、貶其姓謂稻置、とみえたれば、當時は姓になりし也、孝德朝廷大化元年八月丙申朔庚子の詔に、國造、伴造、縣主、稻置とみえたれば、決く職の姓になりしもの也、師の云れしは、稻置は伊良君の意ならん、良と那とは通へる例あり、古事記に比亘烏命といふを、他書には夷烏命とあるこれなり、伊良は郎女などの伊良なり、伊亘は伊呂兄、伊呂弟、などの伊呂、又入彦入姫などの入なども、みな同言にして、親み愛しみていふ稱なり、といはれき、故思ふに、稻置は稱言にはあらざるべし、太古國用のむねとせられしものは稻米なりしかば、ことに重きものにせられし也、然れば諸國に作出せる稻米どもは、各地に納置て國用を辨へられしなへに、安閑朝廷二年五月丙午朔甲寅に、廿六處の屯倉を諸國に置れ、又推古朝廷十五年、每國置屯倉とみえしにて思ふべし、屯田屯倉のことは、古事記傳第廿六廿七左

稻置

凡海部河瀬麻呂とあるは、凡海氏人なればなり、其次を河内と云へり、（河内氏は、欽明紀、天武紀、元正紀、孝謙紀、稱德紀等にみえし、）是等に云別べくて、河内國造の氏人をば、たゞ大縣主と云ることになりしならむ、（縣主をしも國造と云は、大號をいふにて、葛城縣主を、神武紀に、葛城國造といはれし例なり、）又思ふに大縣主としも云るは、上古各國に、大縣小縣の二種ありしなへに、河内氏の任されしは大縣なりしから、則大縣主といへるにて、稱言の大にはあらざるべし、このふたつのこと、思わきがたし、

〔續修東大寺正倉院文書三〕御野國加毛郡半布里大寶二年戸籍

上政戸縣。造。吉事〇中略

中政戸縣。造。荒島〇下略

〔古京遺文〕妙心寺鐘

戊戌年四月十三日壬寅、收糟屋評。造。舂米連廣國鑄鐘、

　戊戌文武天皇二年也

〔古事記上〕天津日子根命者、（中略）蒲生稻。寸。三枝部造等之祖也、

〔古事記傳七〕稻寸は、多くは稻置と書り、（置は於伎の於を書て取れり、日置玉置などの例なり、）何れも借字なるべし、名義いまだ思得ず、伎は君なるべし、書紀成務卷、五年國郡に立造長、縣邑置稻置、また孝德卷に、國造、伴造、縣稻置などもあり、さて然國々に在て其趣相似たる中にも、國造、縣主、君、直、稻寸など、色々に分れたることゝ、其所由も高下も、今ことごとく委曲には辨へがたし、

〔古事記傳二十六〕稻置は、伊良君の意ならむか、良と那とは、通へる例あり、（此記に比良鳥命と云名を、他書には夷鳥命とあるなど、是なり、）さて伊良は郎女などの伊良なり、（其言の意は、上に出。）

〔日本書紀七成務〕五年九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、

〔釋日本紀十述義〕稻置

主をのせたり、又縣主大縣主の二氏をのせしは、姓の氏になりしなれど、猶そのゆゑあるもの也、和泉國皇別縣主、和氣公同祖、日本武尊之後也とみえしは、和泉國大鳥郡の縣主なるべし、此郡に大鳥神社鎭坐こと神名帳にみえたり、大鳥神社は、倭建命を奉齋神社なれば、此神の御系もて縣主とせらるべき由あれば也、然ならんには大鳥縣主とゑるさるべきを、大鳥を省きて、たゞ縣主とせしものは、和泉國神別天神大鳥連、大中臣之同祖、天兒屋命之後也とみえし、氏人の威稜ありて、縣主のかたは大鳥を省きて云るならめ、上古には如此例いと多し、垂仁紀十一年春三月癸卯朔丙午、科諸國造等、爲衣通郎姫定藤原部、天武紀下十二年九月丁未、藤原部造、賜姓曰連、孝謙紀天平寶字元年三月乙亥、勅自今以後、改藤原部姓爲久須波良部君とあるは、當時藤原氏人、威稜あるなるもて、藤原部を葛原部に改められし也、もと藤と葛とは相通へり、持統紀には、藤原朝臣を葛原朝臣ともかけりし、大縣主は、舊凡河内氏とひとつ氏人なるを、云別べくて、如此云り、其由は古事記上卷に、天津日子根命者、凡川内國造云々等の祖也とみえしを、神代紀上卷に、天津彦根命、是凡川内直云々等祖也とみゆ、古事記に、凡川内國造とあるは其最を云り、神代紀に、凡川内直とあるは、當時のさまにて云し也、このすぢの氏人は、天武朝廷十二年九月丁未、凡川内直、賜姓曰連、自是以前、十年夏四月庚戌、川内直縣、賜姓曰連とみえしは、縣一人に連をたまへるにて、氏人のこと〳〵給へるにはあらず、十二年なるは、氏人悉給へるなり、十四年六月乙亥朔甲午、凡川内連、賜姓曰忌寸とみえて、つき〳〵になりのぼれり、河内氏はこれのみならず、姓氏錄攝津國神別天孫凡河内忌寸、天穗日命十三世孫、可美乾飯根命之後也とあるは、天津彦根命と兄弟の神にて、天照大御神の御子也、兄弟同氏を云ことは、是のみならず例あり、又諸蕃に、河内國漢河内忌寸、山代忌寸同祖、魯國白龍王之後也、又漢河内造、春井連同祖、愼近王之後也、愼近王は、後漢光武帝の末也、百濟河内連、出自百濟國都慕王男陰太貴首王也などみえて、別種の氏を多し、この外諸蕃に、河内畫師、河内漢人などいふもみえたり、是に云別べきとて、氏の本源なるを凡河内と云、凡河内の凡は、大の意に云り、大は多の義なるべし、さるから河内氏は於ほ保之と訓べくて、凡の字をかけるもの也、凡大の通へることは、凡河内氏を、安閑紀、推古紀、舒明紀等に大河内とかけり、萬葉集第二に、天數凡津子之とある凡津は、近江國志賀大津のこと也、凡津子を志我津子とも讀れば、かよへることを思へ、本源なる河内氏をしも於保之といふよしは、氏人の廣大なりとの稱言に冠せしにやあらん、舊は凡を阿布志とも訓りしにや、持統紀に、阿布志

城名黒速、(クロハヤ)爲磯城縣主など見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造、君、直、別などの類なる者にて、日代宮段に、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣、及稻置縣主とあり、(書紀安閑巻に、津國の三島縣主飯粒が、茸田四十町を天皇に奉獻しこと見ゆ、又天武巻に、高市郡大領高市縣主許梅と云人あり、孝德御世の御制よりして、縣主なども郡司に任しがありしこと聞えたり、)此も其職を子孫世々に傳ふることに、某縣主と云、卽姓なり、(縣主の姓は、此記にも書紀にも見えたるいと少し、姓氏錄に出たるも甚少し、御縣にのみありし物なればなるべし、姓氏錄に、たゞ縣主とのみの姓もあるは、然る由ありけん、)伊邪河宮、○開化段に旦波大縣主、朝倉宮、○雄略段に志幾之大縣主と云もあり、此は臣に大臣、連に大連と云如く大を加へて稱へたる物か、又思ふに、此に大縣小縣ともあれば、こは其縣の大なるを云るにもあらんか、(若然らば、大は其縣に附たるにて、縣主には係らず、)

〔職官志　一〕縣是官家所班田、讀爲安賀多、大祖○神武始置縣主、若磯城縣主黒速、猛田縣主弟猾是也、

〔姓序考〕縣主

縣主姓は、いとふるきものにて、官名なりしが姓になれりし也、○中略さて縣のむねとせしものは、高市、葛城、十市、志貴、山邊、添の六縣也、是はことに京畿に在て、朝廷の御料給ふ陸田物を作りて貢進る地なるから、祈年祭祝詞、又月次祭祝詞、この外の祝詞等にもみえ、孝德紀大化元年八月丙申朔庚子詔に、其於倭國六縣、被遣使者、宜造戸籍、とみえしも、高市以下の六縣を云るなり、姓氏錄にも、添縣主、志貴縣主、高市縣主の三氏はみえたり、外の三縣主は、縣主姓を失へるもあり、又亡失もあるべし、神武朝廷二年春二月甲辰朔乙巳、以劒根者、爲葛城國造、とみえしを、姓氏錄大和國神別天神葛木忌寸、高御魂命五世孫、劒根命之後也、又河內國神別天神葛木直、高魂命五世孫、劒根命之後也、とあれば、うつりて忌寸姓になり、又くだりて直姓にもなりし也、十市縣主は、孝安紀に、十市縣主五十坂彦、孝靈紀に、十市縣主等祖女眞若媛、古事記中巻黒田廬戸宮の段に、十市縣主之祖大目などみゆ、山邊縣主は、廢帝紀第廿一に、山邊縣主男笠とみえしのみ也、此六縣主さへ轉變れるもて、各國の縣主の散亡しことを思へ、されど姓氏錄に、鴨、志紀、紺口、珍努、賀茂、犬上等の六氏の縣

そのことゞもつくり出て貢進れるなれば、造をさして諸道の師匠なりとの意にて道師といはれしならめ、是は大號に道師とのみ云ひて、其氏々に賜へるには、舊のごとく某造と賜ひしなへに、直に道師といふ姓のなきにこそあらめ、さるから八色姓を改定め給へるとき、造姓を云れざれども、後世に造姓いと多し、決く造姓を如此云しならん、このふたつのこと思別がたければ、其大旨をえるしぬ、なほ能可考こと也、

〔氏族考上〕道師は美知乃之と訓て、道は諸道を云り、諸道の職工の類師は師匠など云ふ師にはあらで、爲の義なる事、刀研を研師と云ひ、壁塗の工を塗師と云に同じく、諸道の業に堪たるものを道師と云しなるべし、○中略所謂美知乃之とは、土師、日本書紀贄土師、日本書紀倭鍛師、推古紀黄書畫師、山背畫師、高麗畫師、日本書紀河内畫師、難波藥師、續日本紀蜂田藥師姓氏錄など職工技藝に係れる者を總稱るにて、道師と云、一つの姓ありしにはあるべからず、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕縣主

〔古事記上〕天津日子根命者、中略高市縣主、中略三枝部造等之祖也、

〔古事記傳七〕縣主は、卽其縣々の主なり、

〔倭訓栞前編二〕あがた　縣をよめり、分つと通せり、和名抄に縣々をがた〳〵とよみ、諸縣をむらがた、山縣をやまがたなどよめり、縣主は神武天皇の御代より見えたり、縣邑を治むる者をいふ、後かばねとなれり、

〔古事記傳二十九〕縣主は、倭國內なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、此縣は、上に云る如く、朝廷の御料の縣なり、此御世(成務)のほどなどは、たゞ何となくなべての地を縣と云ことはいまだあらざりき、されば縣主と云物も、凡ての地にあるにはあらず、其記中に見えたるは、高市縣主、師木縣主、十市縣主などあり、書紀神武卷に、給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、こは倭國十市郡なる猛田にて、其邑を賜ひて、其處にある御縣の司とし賜へるなり、同き猛田の內に、御縣の地と此人に賜へる地とあるより、此文に依て縣主と云は、たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまがへそ、弟磯

〔古事記傳十五〕道師は、神代紀に、道主貴(ミチヌシノムチ)、開化天皇の御孫に丹波道主命あり、欽明紀に、道君をミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師字を塡られたるなり、かくの如く何れも其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰(カバネ)となれるは、此御世より始まれることなり、さて道師は、此時〇天武八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも物に見えたることなし、

〔書紀集解二十九天武〕道師(ミチノシ)按傳諸技藝於諸道、各可爲師者、謂難波藥師、河內畫師之類、非稱道師、

〔日本書紀二十二推古〕十二年九月、是月始定黃書畫師、山背畫師、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年三月己巳、內藥司佑兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等一十一人言、奈良等遠祖德來、本高麗人歸百濟國、昔泊瀨朝倉朝廷、〇雄略詔百濟國訪求才人、爰以德來貢進聖朝、德來五世孫惠日、小治田朝廷〇推古御世、被遣大唐學得醫術、因號藥師、遂以爲姓、今愚闇子孫、不論男女、共蒙藥師之姓、竊恐名實錯亂、伏願改藥師字蒙難波連、許之、

〔政事要略九十五〕又云、〇醫疾令醫生、按摩生、呪禁生、藥園生、先取藥部及世習、謂藥部者、姓稱藥師者、即蜂田藥師、奈良藥師類也、

〇下略

〔姓序考〕道師

道師姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を定め賜へるとき、五曰道師とみえしのみにて、諸氏に賜ひしこと國史にみえず、此御世に改定め給へる眞人姓は、十三年冬十月己卯朔、十三氏に給へり、朝臣姓は、十一月戊申朔、五十二氏に給へり、宿禰姓は、十二月戊子朔己卯、五十氏に給へり、忌寸姓は、十四年六月乙亥朔甲午、十一氏に給へり、この後に道師姓を給へることあるべきに、さらにそのことみえず、故思ふに、忌寸姓さへ給へるとき、はつかに十一氏なりしかば、道師姓は、ことに少かりしにこそありけめ、さるから自然絕しにやあらん、又思ふに、道師姓は、文字のごとく、諸道の師といふ意にて置れし姓にや、さならんには、伴造を如此大號にいはれしにてあるべし、國造はひとつの姓なれど、大號のかたになれば、公、國造、縣主、村主の四等姓のことになれり、伴造は既云しごとく、種々の職をなせるものにしあれば、其部曲の人々の其業にたえたるものを集へて、

道師

直はもと職號なりしもの、姓なりしならん、其職なりしときのさまは、其業々をみづからなせしなへに、阿多比延の號つきし也、阿多比は授にて、授兄又は予兄の意なるべし、さるから其意を得て、直或費字を當し也、如此卑事に近き職なりしから、其人にたへたる事を任されしかば、姓氏錄に直姓の氏々は、職號と地號と相牟してみえたり、直職より夫々の業にたへしものを撰定て、事職又國事を授給へりし也、阿多比のことのこゝろをいはんに、物を得て其替りをまたせるを、今も阿多比といへり、ころはたゞに其物に相替れるの義なり、直の職なりしときも、其關たる職々に相替るの義にされる號なり、故氏號に、職及地號の相牟して殘れるにて思へ、姓となりても舊卑職なりしから、最下の姓とせられたり、されどこれより出身せるは太古ノ遺制なればにや、神護景雲二年夏四月乙酉、伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人、賜姓伊豫賀茂朝臣、又秋七月壬午、武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰、八月辛酉、近江國淺井郡從七位下桑原直新麻呂、外大初位下桑原直訓志必登等、賜姓桑原公、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午、大隅直賜姓曰忌寸、とみえしは、みな其等をこえてなりのぼれるにて思ふべし、こたび伴造の下に序次せしものは、舊職號の時のさまと、史姓よりは直姓に轉れど、外の姓よりうつりたることなきをもて、如此は定めつる、

〔日本書紀二十九天武〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、〇中略五曰道師、

〔釋日本紀十五述義〕道師

私記曰、師說未詳、

〔倭訓栞中編二十五美〕みちのし　道師とかけり、天武天皇の時八姓を立て、天下の氏姓を混同したまへり、その第五なり、或の說に、神道王道を敎ふるの師といふことなりといへり、されど國史及姓氏錄などに此かばねは見えず、

月丁未朔己酉、饗賜群臣伴造於朝堂、又孝徳紀大化元年秋七月己卯云々、大夫與百伴造等などみえしは、國造伴造を並云る也、孝徳紀には、二造を並て、伴造とのみいへる處々こゝに多し、伴造姓をしも、連姓下首姓の次に置るものは、天武朝廷十二年九月乙酉朔丁未、水取造、刑部造、物部首云々、賜姓曰連とみえしに依れり、

直

〔拾芥抄 中本姓尸録〕直

〔古事記 上〕建比良鳥命、此出雲國造、(中略)津島縣直、遠江國造等之祖也、次天津日子根命者、(中略)倭田中直、(中略)三枝部造等之祖也、

〔古事記傳 七〕直は書紀に阿多比延と訓る所ある皇極卷に長直とあり、と、和名抄和泉國和泉郡の郷名に、山直也末多倍とあるとを合せて、阿多閉と訓べし、かの阿多比延の比延を切めて閇と云なり、山直は、山の末に、阿の韵ある故に、阿を略きて多閇なり、名義未考得ず、延は兄なるべし、直字は借字なり、續紀廿八に、庚午年籍に、直ノ姓に、費ノ字を書れたりしこともありしよし見ゆ、姓氏錄に、直者謂君也とあるは、宣汝爲君治之とある詔に就て註せるなり、此尸も凡て國々の處々にある姓に附たれば、其處の君たる意にてはあるなり、

〔倭訓栞 前編二安〕あたひ　直字をよめり、物のねをいふ也、當易の義、てか反た也、字書に直は準當也と見えたり、延喜式に估もよめり、價も同じ、姓に直をあたひとよむも同義也、よて日本紀に費直とも見えたり、又あたひえとよめるも當得の義なるべし、續日本紀には費の一字をも用ゐたり、よて三代實錄に費字を用るを忌て訴へし事など見えたり、姓氏錄に直者謂君也とあるは、宣汝爲君治之との詔に就て註せるなりといへり、

〔古史傳 八〕直は、中略名義は師はいまだ考得ずと云れしかど、試に云ば、直兄にはあらざるか、大兄少兄などの例の稱號なり、延は兄なるべしさばかりは、師も既く言れたりき、其は常言に、物の替を出すことを阿多比をものすなど云を按に、天皇命の御手に代て、地を治むる由にて、直兄と稱たる號なりしが、尸とは爲れるならむか、

〔姓序考〕直

〔倭訓栞前編三十〕みやつこ　日本紀に國造をくにのみやつこ、伴造をとものみやつことよめり、造字は北史に、新羅官十七等を擧し中に、第十七を造位とあるによりたりしにや、みやづかへより轉じたる語なるべし、或は御臣の義にて、其國郡を治むると、其部屬を掌るとの分ち也ともいへり、

〔倭訓栞前編十八〕とものみやつこ　日本紀に伴造と見えたり、國造に對していへり、八十伴緒の職掌ある部類をすべをさむる任をいふ也、よて孝德紀に若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏せと見えたり、殿守のとものみやつことよめるは少異れり、

〔職官志一〕凡稱造、稱直、是諸部君長之號、總名爲伴造、

〔姓序考〕伴造

伴造は、其各部を司るをさしての謂なり、ことの意は伴附子也、伴とは其部曲の人をいへり、太古掌職人は、自其事をなせしから、各部にありて職をなせしものをば某部と云りし、部は止毛とも牟禮とも訓て、其職をなす人等をひとつらになしての謂なり、各々にことわけて云には某作といへり、伴も部もひとつらのことにて、こともものなるにはあらず、物部氏、大伴氏は、朝廷の御守護人等なれば、其部の多きから、萬葉集第三第四第六第十七第十八第十九などには、物乃八能八十伴男と云ひ、萬葉第七には稱懸流伴雄廣伎大伴などいへり、八十伴男は八十部男といへるなり、伴雄廣伎は伴男多きといへるにて、上古は多きことを廣きともいへり、八十部と云し、其部の多きを云稱言也、伴雄のことは、古事記傳第十五卷十八右にこのよしを委にいはれたれば、あはせみるべし、さるから姓氏錄に造姓いと多かれど、地號と地號の造は、上件國造の條にいへり、職號とのみ也、間人、酒人、楯代、衣縫、神社、宮部、佐伯門部、刑部、眞髮部伊部、神宮部、掃守、秦、幡文、工、大伴、呉服、坏作等、みな其職をもて氏に負るもの十九氏あり、此外衣縫部、佐伯部などのたぐひ、部字のそはりしは又其下に在るものにて、是をしも部曲といへり、部曲の事は後にいへり、故伴造とも云は、首、伴造、直、史の四等姓をいふことになれゝど、公、國造、縣主、村主、稻置の五等姓までを混同しても伴造といへり、皇極朝廷二年九月丙午云々、仍賜臣、連、伴造、帛布、各有差、冬十

造

を執行るから、やがて造字を當しもの也、なめて國造と云は、既云し如く、公、國造、縣主、村主、稻置までをいふこと也、國造も伴造も、たゞ造とのみいふべきを、さいひては二種の造のあるなへに、とのまがへれば、云別べく料に、國事に預れるには國字をそへ、職事に預りて伴雄を率るには伴字をそへいへるもの也、國附子伴附子の謂なるから、詞には久邇乃都古、止毛乃都古といふべきことなり、（すべて如此其國のことをなし、其伴男のことをなせれば、國にも伴にも、意あることなるには、乃字をそへ云こと例なり、）成務朝廷五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、とみえしもて、其國事に預れるものなるを思へ、既云しごとく、國造、縣主、村主、稻置は、みな職なりしかど、其職は失て姓になれるから、後よりみれば、職ながら加婆禰のごとくなれど、そは深く舊を考思はざるに依り、國造は諸國各地を司りし由を云は、姓氏錄に造姓を負る氏々いと多き中に、杖部、猪名部、奄智、韓矢田部、茨木、輕部、若櫻部、八木、長谷部、矢田部、積組、大庭、大丘、福當、日置、山田、若江、高野、飛鳥戶、御池、中野、眞野、枌谷、高井、狛、八坂、朝妻、波多、鳶豆、和、絲井、二野、豐津、高安、河內、宇奴、日根、取石、原、長倉、小橋、豐村等の四十二氏は、みな地號以て氏とせしにて、上古は各地の造なりしを知れ、太古には大國造國造の二種ありしことにて、大國造は國の宰也、國造は郡の宰なりし也、（國の宰は筑紫國造、出雲國造のたぐひをいへり、郡の宰は闘鷄國造、伊甚國造のたぐひ也、大國小國のけぢめもていふ大國造國造といふにはあらず、郡には縣主あるなへに、郡の宰をしも國造とはいふまじきごと思ふべけれど、然ならず、郡邑の宰なる造又村主等にても、勤功あるには國造又は公に姓を進め給へれば、郡邑の號を以て氏とせし公姓のいと多く姓氏錄にみえたり、）郡又邑の宰なる國造に對ては、國の宰なる國造は甚大なるなへに、夫には大字を冠せて大國造としもいへりしならむ、是ぞ國造のうちのけぢめなりける、成務朝廷の詔に、國郡立造長とみえしは、こをいはれたる也、こたび國造を公姓の下に序次せしものは、大寶元年夏四月癸丑、遣唐大通事大津國造廣入、賜垂水君姓とみえしに依りて也、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕造（ミヤツコ）

〔古事記上〕天津日子根命者、（中略）三枝部造等之祖也、

色の有て、尊き卑きけぢめも有つるを、そのけぢめは、さだかに記せる物なければ、いづれ尊く、何れ卑かりけむ、今ことごとくは、わきまへがたけれど、大かたは皆國造と同じさまなる物にて、此色々を一つにすべても、國造といへりき、書紀などに、伴造國造などあるは、かの色々をすべて、一つに國造といへる也、さてもろこしの國にも、いにしへ封建の制とかいひし代の諸侯といふ物、これによく似たり、其諸侯に五等の爵とて、公侯伯子男と、五きざみのしな有し、それはた國造君別などの色々ありしににたり、其しなの中の一つの名をとりて、すべて諸侯といひしも、又すべてをも國造といひしに似たり、もろこしの事は、かの國のまなびするともがらは、此諸侯の五しなの事など、たれもよく知れるを、皇國のいにしへのさまをば、かへりてよく知れる人なくて、國造の中に、かのくさぐさのしな有しをも知らず、又かの色々はいかなるさまの物なりしとも知らであるはいかにぞや、

〔職官志一〕上古有國作大己貴、國作國造也、蓋自有生民、所在人材傑出、堪君長者、衆推戴之、以來政令、號爲國造、因其造邦國也、始其號出於自然、所從來久矣、

〔姓序考〕國造

國造、〇中略師〇本居宣長のいはれしことは、いまだことの本源を云つくさゞりしゆゑにかなひがたし、そを云ば、臣は稱言には意美と云ひ、君に對ては夜都古といへり、夜は發語にて都古ともいへり、都古は附子の意にて、君に附る子の義なり、附を都とのみ云るは體言なり、吾友北村久備の云るは、都古は仕子なるべし、都加閉を約れば都氣となれるが轉れるかといへり、是を稱言には、御字をそへて美夜都古といへれど、たゞなるときは夜都古とも都古ともいへり、さるから國造を稱言には久邇乃美夜都古といふべければ、平生なるには久邇乃都古といふべし、即國附子の謂なり、造字を當しものは其事を爲の義にいへり、事を爲は、事を執行へるをいふ、事を作り出るの謂ならず、造字は、ものを作り出る意に云ことは漢籍の意也、こなたにては、ものをつくり出るには作字をかけり、國造は各國のことども

とあるをもて、夜都古ヤツコは臣の意なることを知べし、推古紀には國造をクニノヤッコとも訓り、夜都古といへば、甚賤き者の如く聞ゆれども、本然に非ず、君に對へて臣を云名なり、故君臣の意なる臣をば、書紀などにも皆ヤツコと訓り、又官奴を美夜都古と云は別なり、其はもと私家の奴婢より起て、公の奴婢を云なり、されどその私家の奴婢も、君臣の臣の意なれば、云もてゆけば本は一なり、又とのもりのともの御奴など云も此なり、此等名の本の意は一におつめれども、造は天皇に對へて臣の意なる故に、其部の上たる人を云、御奴とは下に付者を云なれば、用ふる所に至りては甚異なり、さて國造を國ノ宮ノ司ツカサと云意とする説は大誤なり、又師（賀茂眞淵）は國造を久留都許と訓て、其説に、國造は其國を草創し意にて、郎造と云言なり、又たゞの造は、宮を造れる功に因れる尸なりと云れつれど、わろし、今考るに、書紀などに多くは久留能美夜都許と訓、又久留都許と訓る所も稀にはあり、造字に就て思へば、此師説當れるに似たれども、造も宮を造れる功に因れること、未其證を見ず、孝德紀に進ニ調賦一時、其臣、連、伴造、國造等、先自斂賦、然後分進、修ニ治宮殿一云々など云ることあれど、此は別事なり、さて若造作る意ならば、國造の例にて、美夜都古も宮造と書べきことなるに、然書ることなし、造字のみにては、宮を造ることの意には取がたし、そのうへ右に引る書紀に、國造伴造と竝べ云、又これを二造ともあるを、一をばミヤツコ、一をばたゞヤッコと訓の變るべき由なきをや、されば天皇の御臣として、書紀推古卷に、國司國造云々、所任宮司、皆是王臣、其國々を治る人を國御臣クニノミヤツコと云、各其部々を掌る人を伴御臣トモノミヤツコとは云なり、

〔倭訓栞前編八久〕くにのみやつこ　日本紀に國造をよめり、後世の國司の如し、其國の宮社を祭れば、みやつこの名ありといひ、またもと其地を開き造りたる意成べければ、くにづことよみて事足ぬともいへるは、ともに非るべし、日本紀に諸の仕奉る人等を總擧るには、必ず臣連伴造國造と並べいへり、國造は諸國にて其國を治るをいふ、今音をもて呼り、其絶ざるは出雲にのみ遺れり、紀州日前、備中吉備津宮、因州宇都宮なども同じ、孝德の御宇に國造を郡司にせられしは、神事に預る事なかりけん、文武の時に神事をも兼行はせられたり、かくて後神事に言よせて公事をかくことありしかば、桓武の時より又國造は神事のみにて、別に郡司は置れし也といへり、

〔玉勝間六〕國造

いにしへに國造といひしは、今の世のごと、大きにこそあらざりけめ、大かた何事も大名の如くなる物にて、國々に多く有し也、それが中に國造、また君、また別、又直、又稻置、また縣主などいふ色

國造

として其地を治むる人を云、名義は別とかけるは借字にて、吾君兄の意なるべしといはれき、太古は重きものにせられし姓なるにや、古事記中に、皇子達に別姓を負給へるもの二十五氏ありて、みな各國の地號もて氏とせられたり、されど別姓ははやくうせにしにやあらん、後には別をもて氏とせられし也、そは天平神護元年三月甲辰、備前國藤野郡人正六位上藤野別眞人廣虫女、右兵衛少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人、賜姓吉備藤野和氣眞人、藤野郡大領藤野別公子麻呂等十二人、吉備藤野別宿禰とみえたり○中略是等みな和氣を以て氏とせられたれば、別姓は失にしことを思へ、別姓にしも太古公姓をそへ賜へるを思ふに、別と云は、公といへるより下なりしものにて、別ながら公のことをとり行へるをさして、みな別公と云しにやあらん、其號の轉りて、やがて氏姓の如なれるにぞあべき、さならざらんに、何そも姓を重云べきことかは、

〔古事記上〕天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津島縣直、遠江國造等之祖也、

〔古事記傳七〕國造は何れも久邇能美夜都古と訓べし、其由はまづ上代に、諸仕奉人等を總擧るには、臣、連、伴造、國造と並云り、書紀巻々に數しらずおほし又敏達巻に、臣、連、二造とも有て、二造者、國造伴造也と註せり、さてその國造は諸國にて其國の上として、各其國を治る人を云尸なり、造は卽かの伴造と云る者にして、伴とは部を云、三枝部などの部なり、倍は卽牟禮を約たる米に通はしたる言なり上達部と書て、カムダチメと訓類をも思ふべし、故造の尸は、多くは某部と云姓に多し天武紀十二年九月の所を見べし部と云ぬも其意なる姓なり、かゝれば造は、諸部にて上として各其部を掌る人を云尸なり、書紀垂仁巻に、某部々々と云をあげて、幷十箇品部とあり、又欽明巻に、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾為秦伴造とある、是秦人戸を掌る人を秦伴造と云るなり、又雄略巻に、詔聚秦部、定其伴造者云々、これも漢部を掌る人を、其伴造と云なり、又孝德巻に、詔曰、若憂訴之人有伴造者、其伴造先勘當而奏、これも其部々を掌人を其伴造といへり、されば二の造同義にて、部領をも許本乃美夜都許と訓り、此訓のこと、北山抄にも懸に記されたり、此も字は異なれども、同言同意なり、名義は御臣なり、稱德紀詔に、貞久淨伎心乎以天朝廷乃御奴止奉仕之米天云々、また丈部姉女乎波、內都奴止爲氏、冠位擧給比な

〔倭訓栞前編七幾〕きみ　神代紀に君主公侯王、皇代紀に元首等をよみ、古事記に夫子もよめり、諸冊二尊の名を合せたる義也といへり、〇中略君かばねあり、後に公をもてかへられたり、

〔倭訓栞前編四十二和〕わけ　上古の名に別といへるもの多し、わかれて始祖となれるをいふ成べし、釋に嫡子繼之、庶子封諸侯王、故曰別、と見えたり、

〔姓序考〕公

公姓は舊は君と云ひしを、天平寳字三年冬十月辛丑、天下諸姓、著君字者、換以公字とみえしより公字を用ることゝなれり、公は伎美と訓べし、舊は諸國處々にありて、其地に公として治めし人を云り、さるから皇子達に諸國を賜へるに此姓を負へるが多く、公姓なるは地號をもて氏とせしもの多し、古事記中に皇子達に君姓をいへるもの三十九氏なるに、みな地號を以て氏とせられし也、天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給ひしとき、近き皇族なる君姓の氏々には、眞人姓及朝臣姓等賜へりしかども、なほ姓氏錄皇別に、公姓の氏々三十六氏あり、君姓はことに出て國史ともに云れしことはみえねど、太古はいと重きものにせられしなへに、古事記中には、皇子達に多くこの姓見えたり、其國に在ては、ことにいきほひありしものにやありけん、筑紫君石井は、筑紫君大彦命の後なる、こゝには、孝元紀及國造本紀等に其こと委にみえたり、のをゝしかりしさまは繼體紀にみゆ、今現に其墓地ありて、上古のなごりの知らるゝは、其圖をみても強大さまのよくみゆるをや、故思ふに、諸國の君は、其地地を標て、心のまゝにことを行ひたりしものならむ、されば君はしも、姓ながら官にたぐひたるもの也、公姓より以下の姓は、みな姓ながら官にたぐひせしものどもなれば、太古の官名のやがて姓になりしとやいふべき、決たゝへなにはあらじ、〇中略公姓につきて、太古には別姓ありき、その正しくものにみえしは、孝德紀に、別、臣、連、伴造、國造、村首、又古事記中卷日代宮の段に、國々之國造、亦和氣及稻置縣主とみゆ、師のいはれしは、別は國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、上

〔拾芥抄中本姓尸錄〕公キミ

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年十月辛丑、天下諸姓、著君字者換公字、

〔古事記上〕多紀理毘賣命、〇中略市寸嶋比賣命、〇中略田寸津比賣命、〇中略此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略皇孫〇瓊瓊杵尊勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、故猿女君等、男女皆呼爲君、此其緣也、

〔古事記中景行〕大帶日子天皇〇景行之御子、所錄廿一王、不入記五十九王、幷八十王之中、〇中略七十七王者、悉別賜國國之國造、亦和氣、及稻置縣主也、

〔古事記傳二十六〕和氣(ワケ)は、國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、此より以前には境岡宮段に、血沼別、多遲麻竹別、伊邪河宮段に、葛野別、近淡海蚊野別、若狹耳別、三河穗別など、其次々にも、此より下にも、多く某別とある、皆是なり、此段の内に、三野之宇泥須和氣と假字にも書たり、上として其地を治むる人を云、名義は別と書るは借字にて吾君兄(ワギエ)の意なるべし此類に、君と云戸もあり、又直と云もある、其も阿多比兄(アタヒエ)なること傳七に云るが如し、同類を以て知べし、宿禰も少兄(スクナエ)なり、凡て諸の戸、みな崇めて呼稱なり、さて此因に、此に云べきことあり、御世御世の皇子等の御名、及さらぬ人の名にも、某別と云が多き、かの諸國の戸の別は、某の別と云を、人名はたゞに某別と云て、之(ノ)とは云はず、其も名意は、吾君兄(ワギエ)なり、天皇の、己命の御子たちを君と名け給はむことはいかゞと思ふ人もあるべけれど、そはひが心なり、應神天皇の御言に、大雀命を佐邪岐阿藝と詔へることなどもあるをや、然れども此に擧たる國々の戸の別と、人名の別とは、本より異なり、思ひ混ふべからず、言の意は同じけれども、一物には非ず、さて万葉に、又一種の和氣あり、其は己より下ざまの者を指て云稱にて、汝など云類なり、是も本は、吾君兄の意にて、尊崇めて云るが、世々に云なれて、後にはおのづから、返て賤むる稱になれるなり、かの汝も、名持にて、本は稱崇めて云るが、後には賤むる稱となれると同じことなり、漢國にても、人を稱と云は、是も本は崇めて云るが、賤むる稱となれるも同じ、此万葉の和氣はまぎらはしくて人の疑ふことなり、己委き考あり、事長ければ其は此には略きつ、

〔日本書紀七景行〕四年二月甲子、天皇之男女、前後幷八十子、然除日本武尊、稚足彥天皇、〇成務五百城入彥皇子之外、七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉、

連

〔書言字考節用集十姓氏〕連（ムラジ）位署所用式

〔古事記上〕綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也、

〔古事記傳六〕連は加婆禰（カバネ）にて、○註略牟良自（ムラジ）と訓、万葉八、中臣朝臣武良自（ムラジ）、續紀九、紀朝臣牟良自など人名にも見ゆ、群主（ムラジ）の意か、主を自と云は宮主（ミヤジ）の如し、戸主（トジ）、母主（アムジ）の自も此なるべし、其群の中の主と云意なり、凡て加婆禰は貴みて云稱なり、故師は崇名（アガメナ）の約りたるなりと云り、さて連字を書故はさだかならず、禮記王制に、十國以爲連、連有帥云々、註に合十國爲連、此有帥以統之也とあり、是を取れるなりと谷川氏は云き、さも有べきか、群主の意郎かの連帥に似たり、又万葉廿廿丁に多々美氣米（タヽミケメ）、牟良自加已蘇乃（ムラジガイソノ）と續たるは、疊薦を編と云かけたるなり阿を略くとある師説をもて思ふに、たゞ語の上のみの續けにも非で、牟良自（ムラジ）と云に、編連る意ある故にても有べし、

〔南留別志三〕連は村主といふ事なるべし

〔倭訓栞前編三十二〕むらじ　日本紀に連をよめり、もと官にて姓（カバネ）になれり、郡主の義なりといへり、臣連とならびて大連大臣なども見えたり、

〔職官志一〕連群也、群謂師衆、其文不用群而用連、取其可連率之義、且稱以連者、據大伴物部之諸姓、是爲武官可見矣、

〔姓序考〕連

連姓は、いと古き姓なることは既云り、連は牟良自（ムラジ）と訓、群主（ムレヌシ）の意にて、其群の中の主と云意也と師宣長○本居のいはれき、げに然なり、臣達のむねとせし氏々に太古は賜へる姓なりける、さるから皇別の氏々に賜へること多からねばにや、姓氏錄皇別に連姓を負へる氏十九氏ならではあることなし、臣姓を負へる皇別の氏々は四十八氏あり、こをもて臣姓は皇別に賜ひ、連姓は神別に賜ひし太古の制の遺れるを知るべし、神別に連姓の氏々多きことは、姓氏錄をみて思ひわきたむべし、こたび連姓を臣姓の下に序次せしものは、太古の制に夫たがへるもの也、

なるは使主とかけり、ここの意も則使主にて、大身にはあらず、逆を群主なりと師のいはれしにむかへて思ふに、使主は使人の中の主といふ義なるべし、如此れば意美の稱は、君に對へて云るものにて、傍より云ふに非ずとすべし、又直に臣字を以て稱號にかきしものは、仁德紀に小泊瀨造賢遺臣、的臣祖口持臣などみえたり、師の使主は、漢土または韓地の官名のこなたに移れるならむ、さるから姓氏錄の諸蕃の氏々に多くみえしといはれしもたがへり、姓氏錄に、使主を以て姓とせしものは、大和國神別に縣使首、首主かよへることは、村主條にいふべし、和泉國天孫に末使主、左京諸蕃に漢和藥使主、百濟比高使主、高麗後部藥使主、山城國百濟末使主、末定雜姓に百濟長田使主などみえしのみなり、使主姓を賜ふと云ことは國史にみゆることなければ、このみえし七氏の使主は、みな臣姓なることあかきことをや、漢土また韓地の官名のこなたにうつりたらんには、天孫また神別の氏の姓にはせらるべきにあらず、されどこの七氏にかぎりて、使主の文字なかいれしは、ゆゑよしありしこともあるべけれど、そは考がたきわざにしあれば、臣使主相通へる例もて、臣姓なりとはいへり、使主もて稱號にせしは、中臣烏賊津連を允恭紀に中臣烏賊津使主といひ、姓氏錄に後漢靈帝三世孫阿智王を阿智使主ともいへり、阿智王は、桓武紀延曆四年六月癸酉、右衞士督從三位兼下野守坂上大忌寸苅田麻呂等の上表にもみえしをもて、稱言なるを思へ、さるから姓氏錄諸蕃の氏々の祖先をいへるに使主といへるもの多し、是によりて師は韓地の官名にやといはれし也、されど王と云べきほどの人々ならではいはざれば、官名にはあらで稱言なるを思ふべし、こたび臣を忌寸の下に序次せしものは、忌寸より宿禰を給へることはみえたれど、臣に移れること國史にみえざれば、忌寸の下とは定めつ、桑宿禰、坂上大宿禰などは、みな忌寸姓よりうつれる也、されど臣姓は、太古はことに威稜ありし姓なることは、皇別の氏々に多かりしをもて思ふべし、君臣の義にな思まがへそ、

〔玄同放言 三上〕姓名稱謂

臣オミは字の如し、○中略使主オミも亦同訓なり、こは君臣佐使の意を借りて使主とす、郎臣なり、

別られたるなるべし、こはなほよく考ふべし、さて書紀仲哀卷に、中臣烏賊津連とある人を、神功卷には烏賊津使主と書れたる、是も使主は例の混れにて臣なり、中臣氏は臣の尸に非れば、此臣は下に附て云るにはあらで、伊加都意美と云名なり、此氏には先祖にも臣と云る名彼此系圖に見え、續紀卅六に、此人の父の名も意美佐夜麻と見え、此人も伊賀都臣と見えたり、又三代實錄姓氏錄などに、雷大臣命とあるも此人にて、此又臣を例の大臣に混へたるものなり、大かたかくの如く、古書ども大臣と臣と使主と混ひたること多し、心して看別べし、又此伊加都臣の臣は、姓の尸を名の下に附て云臣とも紛ひぬべし、

〔職官志 一〕臣之爲言御身也、凡仕者之身、已致於君而不自有、故云御身、其對連則是文官、

〔古史傳 八〕臣は意美と訓む、さて意美てふ言義は、○略註書紀其ほか古書に、いつも臣連と對へ云て、伴男を持分くと、連は群主の意にて、其の群の中の主と云意なるとを合て思ふに、大持てふ言の約れるにて、毛知は美と切まるもとは部を統持つ意の稱號なりしが、尸となれるならむ、

〔姓序考〕臣

臣姓はいと古き姓なることは既に云り、臣は意美にて大身の意にいへり、○略中意美はもと稱言の姓になりしもの也、稱言の意美は、臣姓の出來にける後に云るはみな使主とかけり、然れども臣の意に云ることと也、臣と使主の相通へるよしを云は、古事記下卷穴穗宮の段に坂本臣等之祖根臣とみえしを、安康紀には坂本臣祖根使主とみえ、此人を雄略紀には根臣とかけり、又履中紀には圓大使主とみえしを、雄略紀には圓大臣とみえしたり、古事記下卷穴穗宮の段には、都夫良意富美とかけり、故臣と使主のかよへることをしるべし、使主をしも意美と訓ることは、顯宗紀に、使主此云於瀰とみえたれば、勿論臣は大身の意なりと師はいはれたれど、そはもとを考られざりしから如此いはれしにて、うけがたし、もと臣姓は稱言よりなれるものにて、たゞへごと

執國事、

〔古事記安康下〕目弱王、○中略竊伺天皇之御寢、取其傍大刀、乃打斬其天皇之頸、逃入都夫良意富美之家也、

〔日本書紀雄略十四〕三年八月、穴穗天皇意將沐浴、幸于山宮、○中略眉輪王伺其熟睡、而刺弑之、○中略坂合黑彥皇子、深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出逃、入圓大臣宅、

〔倭訓栞前編於四十五〕おみ　日本紀に使主をよめり、古事記に意富美に作る、よて又おほみとも見えたれば、大身の義成べし、古事記日本紀に臣をよむも義同じ、音便におんともいへり、勝臣の類也、

〔古事記傳四十〕臣は意美にて、後世にオノコと訓は、音便に頽れたるにて正しからず、又オンノコとも訓るは、子と云ことを添たるなり、大身の意なり、朝倉宮段に、葛城神の顯れ坐るを宇都志意美とあるも、現大身にて、言は同じ、さて此は朝廷に仕奉る人を傍より尊みて云稱なり、朝廷に仕奉る人なるを以て臣字は書なれども、君に對へて云臣の意には非ず、君に對へて云臣は夜都古と云て、書紀などにも然訓り、此事傳七の八十葉にも云り、然るに夜都古と云は、たゞ賤き者の如くなりて、後には君臣をも拔美夜都古とは訓ずて、佉美意美と訓ことにはなれりけむ、

〔古事記傳四十〕使主と云號は、書紀應神卷に阿知使主、都加使主と云人あり、此記高津宮段に見えたる奴理能美も、姓氏錄に努理使主とあり、書紀雄略卷に、漢使主等賜姓曰直とあるは、かの阿知使主、都加使主の子孫にて、漢人なり、又姓氏錄に、使主の尸の姓これかれ見えたるも、皆諸蕃なり、されば此はもと韓國などより出たる號か、はた皇朝にて蕃人の料に制られたるか、何れにまれ蕃人の號なり、さて此を意美と云ことは、書紀顯宗卷に日下部連使主と云人名ありて、使主此云於瀰と訓註あり、そも〳〵於瀰は韓語とも聞えざれば、此は皇國にて、臣の稱を此使主の訓にも兼用ひられたるにやあらむ、さて臣と口語は同じけれども、戎人のは、使主と書る文字を以て分

臣使主

是も舊は稱言にて、異國より投化し人を神宮に獻らる、例にて、齋習の意なりと云說もあれど、齋君の義なるべく思はる、いかにとなれば、古語拾遺に至於輕島豐明朝、百濟王貢博士王仁、是河內文首始祖也、秦公祖弓月、率百廿縣民而歸化矣、漢直祖阿知使主、率十七縣民而來朝焉、秦漢百濟內附之民、各以萬計、足可褒賞、皆有其祠、未預幣例也、至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絕、齋藏之傍、更建內藏、分收官物、仍使阿知使主與百濟博士王仁記其出納、更定藏部、至長谷朝倉朝、秦氏分散、寄隷他族、秦酒公進仕蒙寵、詔聚秦氏、賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏、(齋藏、內藏、大藏、)秦氏出納其物、東西文氏勘錄其簿、是以漢氏賜姓爲內藏大藏、令秦漢二氏爲內藏大藏主鑰藏部之緣也、とあるによりて按ふに、秦漢より歸化る氏人の上たる者は、秦公東西文部などにて、其氏々に君たる族なるが、齋藏どもの出納帳簿を掌る藏部の君たる由に聞え、また同書に、其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓とある註に、蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、とあるにて著ければなり、

〔書言字考節用集十姓氏〕臣(ヲンノコ位署式所用)

〔日本書紀二十九天武〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、(○中略)六曰臣(オムノコ)、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕臣(オン)

〔日本書紀十五顯宗〕穴穗天皇三年十月、(○中略)帳內日下部連使主、(使主、日下部連之名也、使主、此云於瀰、○下略)

〔古事記下安康〕天皇爲伊呂弟大長谷王子、而坂本臣等之祖根臣、遣大日下王之許、

〔日本書紀十三安康〕元年二月戊辰朔、天皇爲大泊瀨皇子、欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子、

〔日本書紀十二履中〕二年十月、當是時、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊莒佛大連、圓(圓此云豆夫羅)大使主(オホオミ)、共

〔姓序考〕忌寸

忌寸姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、四曰忌寸とみえし也、忌寸姓は、皇別及神別の氏人にもあれど、（姓氏錄に、忌寸姓は皇別の氏にひとつ、神別の氏に四五ならではみえざるなり、）諸蕃の氏々には、ことに多き姓なり、（諸蕃の氏々に多きことは、姓氏錄をみて知るべし、）忌寸姓も舊は稱言なりしなるべし、そのよしは異國より投化の人をば神宮に奉るゝ例にて、齋置の意也、（すべて神宮に奉れるものには、齋字をそへ云ことは、齋服殿、齋斧、齋鉏、齋柱などいと多かり、齋忌相通へることは、延曆廿二年三月乙丑、右京人忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部、とみえ、姓氏錄にも、忌部氏を齋部とかけり、寸置かよへることは、稱置を稱寸と書るにて可知、）其稱言もて、やがて姓とせらるゝことは宿禰の例とすべし、忌寸は伊美伎（イミキ）と訓べし、舊は伊美吉とかけりしを、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸とみえたれば、こゝに改められしを思へ、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午に、忌寸姓を賜へる十一氏のうち、半は諸蕃の氏々なれば、諸蕃の氏人のむねとせし人々には忌寸を賜へるを知るべし、故天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、諸蕃のむねとせし人々を任るべくて此姓を置れしとやいふべき、さて眞人、朝臣、宿禰、忌寸の四姓は、天武朝廷の詔にて始て置れし姓なるから、つぎ〳〵に賜へることみえたり、其けぢめは眞人をうへなき姓とせられ、朝臣は臣達のうへにはうへなき姓とせられ、（臣達の姓のうへなきものは朝臣なり、皇子達には一等くだりて朝臣姓を給へれど、神別の氏々には眞人姓を給はすことなきをもて、朝臣姓は臣達の最上の姓なるを知れ、）宿禰は皇子達及臣達の次なるものゝ、姓とせられ、忌寸は諸蕃の氏々のうへなき姓とせられしなるべし、（是は天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしときのことをしも思ひはかりて云ること也、これより後に、諸蕃の氏々にも朝臣宿禰等の姓をば賜へり、されど諸蕃には忌寸姓いとおほし、）こたび考定て第四に忌寸姓を置るものは、既に云ひしごとく、弘仁二年秋七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂、山城國人大初位下朝原忌寸三上等、賜姓宿禰とみえしもて、如此は云る也、

〔氏族考上〕忌寸は伊美吉（イミキ）と訓べき事、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、伊美吉以忌寸、とあるにて知べし、此姓神別また皇別の氏人にもたま〳〵はあれど、諸蕃の氏々に殊に多き姓なり、

忌寸

臣、的臣、坂合部連、大倭直などは姓をいへるにて稱謂なるをしるべし、後世の卿又公といへるたぐひのことゝすべし、天武朝廷十三年十二月戊寅朔己卯、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々は、舊はみな連姓の氏々なれば、太古の四姓（臣連二造）にたぐひせば、朝臣姓は、太古の臣姓にたぐひし、宿禰姓は連姓にたぐひすべき也、こたび忌寸よりうへに考定めしものは、弘仁二年秋七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂、山城國人大初位下朝原忌寸三上等、賜姓宿禰とみえしもて、第三に序次せし也、又坂上氏人にかぎりて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を賜へることは、延暦四年六月癸酉、坂上、內藏、文、調、丈部、谷、民、佐太、山口、平田等忌寸姓一十六人、賜姓宿禰とみえて、大宿禰と云べきよしはみえねど、同年秋七月己亥、從三位坂上大宿禰苅田麻呂爲左京大夫といへれば、こゝの間に大宿禰になされし詔のありしを國史に脫せしならむ、自是以前忌寸姓なりしとき、大忌寸といふべきよしは、天平寶字八年九月乙巳、坂上忌寸苅田麻呂、賜姓坂上大忌寸とみえたれば、私に云べきにあらず、故思ふに類族ども、みな宿禰姓を賜へるから、殊恩ありて坂上氏にのみ大宿禰を賜へるにて、太古の大臣大連の例にならへることとなるべし、內藏、文、谷、佐太、山口、平田の六氏は、みな坂上氏と同族なれば、是等の忌寸なりしときも、宿禰となりても坂上氏の統領せしなへに、大忌寸また大宿禰を賜へるにこそあらめ、然ならざらむには、よしもなく大宿禰といふべきことかは、

〔書言字考節用集（十姓氏）〕忌寸（位署式所用）

〔續日本紀（二十二淳仁）〕天平寶字三年十月辛丑、天下諸姓著君字者、換公字、伊美吉以忌寸、

〔倭訓栞（中編二伊）〕いみき　天武紀に忌寸と見えたり、祠官のかばね成べし、八姓の第四也、綏靖紀に奉典神祇とあるを、古事記に僕者扶汝命、爲忌人而仕奉也と書せる意成にや、坂上苅田麻呂に大忌寸を賜はりし事見えたり、

〔書紀集解（二十九天武）〕按忌寸者今來也、諸番歸化所賜姓也、

〔古事記下允恭〕穴穗御子○安康興軍圍大前小前宿禰之家、爾到其門時、零大氷雨、故歌曰、意富麻幣袁麻幣須久泥賀、加那斗加宜、加久余理許泥、阿米多知夜米牟、

〔古事記傳二十二〕宿禰は、遠飛鳥宮段歌に、須久禰とある、是此號の正しく見えたるなり、正しく見ゆるは、假字書なるを云なり、書紀私記に、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義取於少兄也とある、此意の稱なり、但し允恭天皇の御名にも負給へるは、御兄の御名大兄云々に對へて、少兄と申せるなるべし、然れば臣のみにも限らざりけむ、須久那延を約て須久泥と云なり、さて私記の此文の次に、或説帝王相親云曾古爾禰與、蓋敬之あるは甚幼く云に足ぬことぞ、こは舊事紀の説なり、此外にも、舊事紀に宿禰の事を云る皆違へり、さて此は、古はたゞ臣等を尊み親みて云る稱にして、姓の加婆禰になれるは、淨御原御世より始れり、此御代に八色姓を定められたる、第一眞人、第二朝臣、第三宿禰なり、さて其時諸氏に賜へるを見るに、宿禰は、多くは舊連なりし氏々に賜へりき、

〔南留別志三〕一宿禰、宿尼、少名、同じ事なるべし、

〔倭訓栞前編十二須〕すくね　宿禰と書り、もとはそこねといひて足禰と書り、大宿禰といふ事も見えたり、舊事紀に近宿殿内と見えて、そこにねよとの義なりといへり、されど釋に稱王子云大兄、稱臣下云少兄と見えたるぞ本義なるべき、本武内宿禰ありて、始は官のごとくて、後は姓となれり、少兄はなえ反ねなり、

〔職官志一〕宿禰、呼言寢其所之謂也、知是爲内官近習、

〔姓序考〕宿禰

宿禰姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改定め賜へるとき、三曰宿禰とみえたり、もとは稱言なりしを、此御代に姓にせられし也、宿禰は古事記下卷遠飛鳥宮の段穴穗御子の御歌に、須久泥とみえたれば然訓べし、寶龜四年五月辛巳、足尼爲宿禰とみえたれば舊は足尼といへりし也、○中略太古宿禰は稱言なりしよしを云は、穗積臣大水口宿禰崇神紀的臣砥田宿禰仁德紀紀男麻呂宿禰崇峻紀坂合部連贄宿禰雄略紀大倭直長尾市宿禰垂仁紀武内宿禰、波多八代宿禰、野見宿禰等、みな稱言なり、穗積

宿禰

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

朝臣(アツミ)は、大臣なり、〈大臣此云阿曾美〉玉加都麻〈三巻〉に、かばねの朝臣は、吾兄臣(アヒオミ)といふ事なり云々といへり、こもよしあるべければども、證文を引ざればこゝろ得がたし、亡友蒲生秀實云、朝臣は、大臣なり、大の字に阿の訓あり、あには大兄、あねは大姉なりといへり、この說に從ふべし、

〔氏族考上〕朝臣は、阿曾美と訓て、吾兄男臣(アセヲミ)の意なり、〈中略〉或說に、朝臣の意にてはあるべし、朝政をあさまつりごとゝいふと、外記廳をあいたん所と云と、みな朝夕の義なり、抑朝廷朝政を朝と云は、百官あしたに先公務に從ひて、後に雜事にわたる故の義と思しければ、朝廷朝政朝臣朝所、もとより朝夕の朝の義を帶るにて和漢一義也、かりたるにもあらず、吾背臣にもあらずと云り、猶よく考べし、

〔書言字考節用集十姓氏〕宿禰〈位署式所用〉

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓、〈○中略〉阿曾美爲朝臣、足尼爲宿禰、諸如此類不必從古、

〔上宮聖德法王帝說〕聖王〈○聖德太子〉娶蘇我馬古叔尼(スクネ)大臣女子、名負古郎女、生兒山代大兄王、

〔釋日本紀十五述義十一〕宿禰

私記曰、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義、取於少兄也、或說、帝王相親、云曾古爾禰與(ソコニネヨ)、蓋敬、〈○敬一本作取〉

〔先代舊事本紀五天孫〕弟宇摩志麻治命〈○中略〉大神奉齋殿內、即藏天璽瑞寶、以爲天皇〈○神武〉鎭祭之時、天皇寵異特甚、詔曰、近宿殿內矣、因號足尼(ソコネ)、其足尼之號、自此而始矣、

〔書紀集解二十九天武〕按足側、尼寢也、側宿以音近充、側以宿、禰音與寢訓通、故用、言寢于君側也、

〔古事記中孝元〕比古布都押之信命、娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣〈那毘二字以音〉生子、味師內宿禰、〈此者山代內臣之祖也〉又娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣生子、建內宿禰、

かばねの朝臣は阿曾美にて、吾兄臣といふことなり、然るを天武天皇の御世に八色のかばねを定め給へる時より朝臣とは書始められたり、そは此字のあさおみの訓を借て約めたる物ながら、字義をも思ひての事なるべし、漢籍にも蔡邕が獨斷に、公卿侍中尚書衣帛而朝曰朝臣、諸營校尉將大夫以下、亦爲朝臣と云ることあれど、かの國の書には常にはをさ〳〵見えぬ稱なり、

〔姓序考〕朝臣

朝臣姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改められしとき、二曰朝臣とみえしにて、神別のむねとせし氏々に賜へる姓也、舊は阿曾美と云しを、寶龜四年五月辛巳、阿曾美爲朝臣と光仁紀にみえたれは、この御代にしも文字は改められし也、○中略阿曾美はもと阿勢袁臣の約れるもの也、阿勢袁は、古事記中卷日代宮の段倭建命の御歌、又下卷長谷朝倉宮の段袁杼比賣の獻歌などにみえて、吾兄男といへる義あり、又阿勢袁を約めて阿曾ともいへり、阿曾といへることは、古事記下卷高津宮の段天皇の御製歌、又萬葉集第十六廿一右等にみえたり、ともに上古の稱言なれば、太古よりありへたる臣姓のうへに、其稱言をそへて、臣姓よりうへなるものとせられたるは、臣姓に對ては甚貴しといふを含まれしなるべし、朝臣をしも第二に置るゝことは、眞人姓の氏々は、既に云るごとく、ちかき皇族達にて在ば、臣ながら臣の列にはかぞへがたし、朝臣姓賜へるは、もと臣姓なりしにて、是は神別の氏々の多けく神代より臣達なれば、臣の中には、ことにうへこすものなきとの意にて、吾兄男臣の稱言もて、朝臣の號を思ひよせられし也、師の朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべしといはれしも此義也、

○按ズルニ、寶龜四年五月ニ、阿曾美ヲ朝臣トシ、足尼ヲ宿禰トシタル類ハ、當時此等ノ文字ヲ混用セシヲ改メテ、一般ニ朝臣宿禰ノ字ヲ用ヰシメタルモノニテ、姓序考ノ説、恐ラクハ非ナラン、

〔空穗物語 俊蔭〕うへは、あやしくてうせぬるあ。そ。ん。たちかな、よき女の有所をき丶て、すきものどもはいぬるならんとて、かへらせ給にけり、

〔空穗物語 吹上上〕みかど左大將にのたまはす、こよひすゞしなかたゞにたまふべき物國のうちにおぼえぬを、あ。そ。ん。のみなんたまふべきとおほせらる、

〔源氏物語 常夏二〕そのあね君はあ。そ。む。のをとうとやもたる、さも侍らず、このふたとせ計ぞかくてものし侍れど、おやのをきてにたがへりと思ひなげきて、心ゆかぬやうになんき丶給ふる、

〔源氏物語 乙女二十一〕殿の舞姫は惟光朝臣のつのかみにて左京大夫かけたる、娘かたちなどいとおかしげなる聞えあるをめす、からいことに思ひたれど、大納言の外ばらのむすめを奉らるなるに、朝。臣。のいつき娘いだしたてたらん、なにのはぢかあるべきとさいなめば、わびておなじくは宮づかへやがてせさすべく思ひをきてたり、

〔南留別志三〕一朝臣といふ事、もと朝廷の臣といふ事にて、漢語より出たり、後に和訓をつくる時に、朝夕の意をかりて、あさおんの反にて、あそんとよみたるなり、

〔南留別志の辨〕古事記に阿曾美といふは、あそんの起なり、ことばに漢字をつけたるなり、漢字に言葉をつけたるにはあらず、

〔倭訓栞 前編阿 二〕あそみ　もと阿曾美とかけり、私記に我身に副の義、帝王相親むの詞也といへり、後に朝臣と塡しはあさおみの義、さお反そ也、朝は朝廷の義ながら、その本義をもて訓せり、あそんと唱ふるは音便なり、阿曾美も相副臣の義なるべし、侍從の意に近し、獨斷に、公卿侍中尙書衣帛而朝曰朝臣、諸營校尉將大夫以下亦爲朝臣と見えたり、○中略上野國多胡郡碑に、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊とかけるは、あそんのあを略書せしなり、

〔玉勝間 三〕朝臣といふ字の事

〔藻鹽草 十五 人倫 井 異名〕朝臣

あそ　へくりのあそ　ちくはのあそ　ほづみのあそ　いけだのあそ

〔古事記 中 仁德〕天皇、〇中略召建内宿禰命、以歌問鴈生卵之狀、其歌曰、多麻岐波流、宇知能阿曾、那許曾波、余能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登岐久夜、

〔古事記傳 三十七〕宇知能阿曾は、内之阿曾なり、〇中略阿曾は阿曾美の省、阿曾美は吾兄臣の切まりたるにて、親み崇めて云稱なり、天武天皇の御代より朝臣と書て、姓の尸と定め賜へり、(天武紀十二年に、阿曾美爲朝臣云々、書紀釋に、朝臣、帝王相親之謂と云り、朝臣の字を當られたるは、阿佐漱美と云訓を借れるのみにて、本より此字の意の稱には非れども、此字を用ひられたるに、朝廷の臣と云意をも取られたるなるべし、さて此を後世にあそんと唱るは、音便にくづれたるなり、さて天武天皇の御世に、初めて此尸を賜へる氏々は、多くは舊臣の尸なりし氏々なれば、もとさ吾兄臣の意なる故にやあらむ、)書紀神功卷の歌にも、此人を多摩枳波屢、于知能阿曾とよめり、又万葉十六には、水渟池田乃阿曾、八穗蓼乎、穗積乃阿曾、薦疊、平群乃阿曾などもよめり、

〔日本書紀 九 神功〕爰伐新羅之明年、〇中略三月丙申朔庚子、命武内宿禰和珥臣武振熊、卒數萬衆、令擊忍熊王、〇中略忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰而歌之曰、伊裝阿藝、伊佐智須區禰、多摩枳波屢、于知能阿曾餓、勾夫苑知能、伊多氐於破孺破、珥倍迺利能、介豆岐齊奈、

〔萬葉集 十六〕大神朝臣奥守報嗤歌一首

佛造、眞朱不足者、水渟、池田乃阿曾我、鼻上乎穿禮、

或云

平群朝臣嗤歌一首

小兒等、草者勿苅、八穗蓼乎、穗積乃阿曾我、腋草乎可禮、

穗積朝臣和歌一首

何所曾、眞朱穿岳、薦疊、平群乃阿曾我、鼻上乎穿禮、

き皇族なる君姓の氏々は、天武朝廷十三年十一月戊申朔に、朝臣姓を給へる五十二氏の中に十一氏みえたり、これよりも遠き皇族は、なほ公姓にて置れたるにや、姓氏錄の皇別に、公姓の氏人三十六氏みえたり、この餘未定雜姓條に、公姓の氏人三氏ばかりもあり、おなじ皇族ながら、當時にとほきちかきのけぢめより、このたがひめありしならん、こたびも舊例のまゝに、眞人姓をしも第一とは定めし也、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

眞人(マヒト)は、賓(賓此云末禮比登)なり、まれひとを、まひとといふは辭の省けるなり、こは取賓與天子之義以命之、この故に諸王皇親ならざるものには、この姓を賜ざりき、

〔氏族考上〕眞人は麻比登と訓て、貴人の意にやあらん、神功紀の歌に、宇摩比等破(ウマヒトハ)(貴人者なり)于摩譬苔奴知野(ウマヒトドチヤ)(貴人共やなり)伊徒姑幡茂(イトコハモ)(賤子者なり)伊徒姑奴池(イトコドチ)(賤子者なり)とある宇摩比等は搢紳君子良家などの字を書紀によめるにて、貴人なる事知るべし、皇族は臣屬とは異にして、いと高貴なる故、眞人と云り、(于摩比等の于を省きて云る也、一說に天皇を現神といへるに對へて、眞人と云りとあるは、さも聞ゆれど、猶貴人なるべく思はる、又賓の義にて、まれひとを、まひとと云は、辭の省けるなり、取賓與天子之義以命之と云るは、漢めきたる說にて、信がたし、)眞人姓は、是より以前に君と云ひて、殊に近き皇族なりし也、

朝臣

〔書言字考節用集十姓氏〕朝臣(アツン)(位署式所用)

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓、青衣爲采女、耳(○耳一本作身)中爲紀、阿。曾。美。爲朝。臣。足尼爲宿禰、諸如此類、不必從古、

〔釋日本紀十五述義〕朝臣

私記曰、師說帝王相親之詞也、言我身爾隨添之臣也、

〔八雲御抄三下異名〕朝臣　あそ(万に有、へくりのあそ、ほづみのあそなど云り、)

もまうけたりけるかな、〇中略さりともまうとたちのつき〴〵しくいまめきたらんにおろした
てんやは、〇下略

〔源氏物語五十浮舟〕殿の御隨身、かの少輔が家にて時々みるをのこなれば、まうとはなにしにこゝ
にはたび〳〵まいるぞといふ、

〔榮花物語八初花〕まうとたちは、かくては天のせめをかうふりなん、

〔宇治拾遺物語九〕むかしひやうとうたいふつねまさといふものありき、〇中略つねまさかのまう
とはなにほとけをくやうし奉らんずるぞといへば、いかでかしりたてまつらんぞといふ、

〔倭訓栞前編二十九〕まふと　眞人をよめり、まつとゝもいふ、天武天皇の時に始る、王孫のかばね
也、

〔東國通鑑一〕新羅設官有十七等、一曰伊伐飡、二曰伊尸飡、三曰匝飡、四曰波珍飡、五曰大阿飡皆授
眞骨、眞骨王族也、

〔姓序考〕眞人

眞人姓は、天武朝廷十三年冬十月己卯朔の詔に、八色姓を改作れしとき、一曰眞人とみえしにて、
ことにちかき皇族なりし也、此時賜へりしは、守山眞人、路眞人、高橋眞人、三國眞人、當麻眞人、茨城
眞人、丹比眞人、猪名眞人、坂田眞人、羽田眞人、息長眞人、酒人眞人、山道眞人の十三氏也、この姓はこ
のときに始りしものにて、自是以前は、みな君といへりし姓なりき、十三氏のうちにて、古事記に
みえしはみな君といへり、書紀にみえしもみな公とかけり、君姓を公字にかへらるゝことは、天平寶字三年の詔によりてなり、眞
人は麻比登と訓べし、天皇を現神といへるに對て、眞人といへるにて、漢土の眞人のことにな思
ひまがへそ、これより後眞人姓を給へる氏々、いと多けくなりゆきて、姓氏錄にみえしものは四
十八氏也、國史にみえて、姓氏錄にもれしものをかぞへなば六十氏にもあまりぬべし、當時に遡

人三四人、宰相中將隆綱、管絃者にはあらねども、すきものにて伴ふ、

〔秇苑日涉 一〕

平安村瀨嘉右衞門源之熙撰

姓氏

後人例以通稱係族、字○苗以名係氏、未詳其所始、蓋古者庶民有名無姓氏、今則無不有氏族者、而多不過源平藤原三氏、意南北騷亂之間、竊冒權門甲族之姓氏、以自術者蓋不尠矣、其弊陵夷以至今、非復一日之故、此亦時勢之所使然、而其如稱謂不得執古而不從今矣、如徠翁氏物部、族荻生、名茂卿、通稱總右衞門、其校晉書、書曰、荻生總右衞門物茂卿校、書法允當、

〔言繼卿記〕天文十三年

武家奉行　松田九郎平賴隆　治部又四郎藤原光榮

諏訪信濃守神長俊　治部河內守藤原貞兼 八月日出家

松田丹後守平晴秀　同豐前守平賴康

飯尾中務大輔三善貞廣　同大和守同堯連

松田對馬守平盛秀　飯尾彥左衞門尉三善盛就

飯尾三郎左衞門尉三善爲時　諏方神左衞門尉神晴長

松田八郎左衞門尉平秀之　中澤掃部助光俊

○按ズルニ、明治五年二月十五日、第四十九號ノ布告 憲法類編第二十一ニ在リ ヲ以テ宣旨書式ヲ改定セラレ、爾來苗氏實名ヲ書シテ姓尸ヲ書セズ、

加婆禰解說

眞人

〔書言字考節用集 十姓氏〕眞人 マツヒト 位署式所用

〔日本書紀 二十九天武〕十三年十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人 マヒト、

〔源氏物語 二帚木〕哀のことや、此あね君やまうとの後のおや、さなむ侍ると申すに、にげなきおやを

姓朝臣

源朝臣、藤原朝臣ト書載ルハ位署ヲ書ク時ノコト也、タトヘバ法樂ノ歌ニ、

冬日同侍大神宮社壇詠百首和歌

正四位下行右近衛權中將源朝臣具房

如此表向ノ時ハ姓尸ヲ書載ル也、內々ノ時ハ、一向以略儀位ト尸ト除之也、

〔多々良問答 一〕一尸事

姓氏錄に載候分、其數多候哉、或は斷絕し、或世話に稱しならはぬも候歟、姓によりて上古以來尸のなきも候哉、近年沙汰し來候、朝臣宿禰連眞人縣主などの外に、常に何と申尸等候哉、此中に宿禰を初と心得て、除目叙位などに、姓ばかりにて尸をえらぬをば、宿禰と書べしと申、執筆の習にて候よし、以前被仰聞候き、然者又遠國より昇進輩など、我家の尸をえらずば、何がしの宿禰と可稱候、但勅撰などには、四品以後も實名に加へて、宿禰と書候はぬよし、先度被仰下候畢、只書文などには、實名に宿禰を書加事、可然候由被仰聞候き、猶巨細被仰出度候、

〔多々良問答 五〕一就立身初而叙爵事

姓は何れにても候へ、尸を先祖以來無覺悟候はぬ仁、爵を初メテ仕候者、本式の位署に、朝臣宿禰連眞人の內にては、何れの尸を用候て可然候哉、田舍邊にては、中々爵をば望申候はで、位記などを計も候へども、前々尸定り候はぬ仁のみにて候、叙爵仕ながら、尸を用候はぬも、位署の樣道理に背候如何、

〔日本書紀 二十二推古〕十六年九月辛巳、唐客裴世淸罷歸、則復以小野妹子臣爲大使、○中略副于唐客而遣之、

〔十訓抄 十二〕十月ばかり、月あかゝりける夜、經信卿を宗として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、樂

仰使者、廣元召參州使大夫屬重能、仰含此旨、重能陳云、參州者、故左馬頭殿賢息也、被存御舍弟儀之條勿論也、隨而去、元曆元年秋之比、爲平氏征伐御使被上洛之時、以舍弟範賴、遣西海追討使之由、載御文、御奏聞之間、所被載其趣於官符也、全非自由之儀云云、其後無被仰出旨、重能退下、告事由於參州、參州周章云云、

〔三內口決〕一姓朝臣事

源朝臣藤原朝臣ト書載候事ハ、位署ヲ書時之事候、譬法樂歌ニ、

冬日同侍大神宮社壇詠百首和歌

正四位下行右近衞權中將源朝臣具房

此類候、面向之時ハ、姓尸ヲ書載候、內々之時ハ、一向以略儀位ト尸ト除之候、又名字朝臣ハ、四位雲客之時如此候、是ハ人ハ書之、自ラハ不書之候、

〔多々良問答三〕一尸(本字ハ氏骨、カバネ)事爵をせば朝臣に不限也、宿禰連(ムラジ)眞人(マウト)も實名の下に可稱之候哉、(四品ノ後ハ名字ノ下ニ、某ノ宿禰眞人縣主ナド、必稱之候、五位ノ程ハ、名字ノ下ニハ不稱之候、勅撰作者ノ書樣ハ、朝臣ノ外ハ、四品ノ後モ、某宿禰某眞人ナド、下ニハ不加之候也、)

〔多々良問答四〕一典侍藤原直子朝臣、典侍藤原よるかの朝臣などゝ候は女房の事候哉、(勿論候、四品シタル女房ナレバ如此書候)

〔多々良問答二〕一正六位上行左衞門少尉平朝臣々々事

六位ながら姓につけて朝臣と尸を書事の不審也、姓に付て尸を書事、昔は六位七位迄も許之(勿論也)、然處後鳥羽院の時代以來禁制也、其比は五位にも堅被制之、四位は書之、右之位署は、古體を摸歟云云、是又子細(サモヤト覺申候)可請尊意也、

〔故實拾要八〕尸(カバネ)書

是尸書トハ、朝臣眞人宿禰ナドヽ書コトヲ尸書ト云也、是ハ位署ヲ書時ノ事也、公卿ハ姓ト實名ヲ書載也、四品ノ輩ハ、朝臣眞人宿禰ナド書也、〇中略

としのうちに春はきにけり一年をこぞとやいはんことしとやいはん

春たちける日よめる　紀貫之

袖ひぢてむすびし水の氷れるを春たつけふのかぜやとくらん

題しらず　在原行平朝臣

春のきる霞の衣ぬきをうすみ山風にこそみだるべらなれ

〔二判問答〕不審申上條々事

一和歌懐紙、有貴人之時、同姓不書之、諸社法樂之時、可被同姓之條、不可有巨難哉、

貴所家會懐紙、主人同姓時者、雲客以下、略姓爲故實歟、至諸社法樂者、不可必然哉、

〔書札禮〕書姓事

恐々時、異姓人書之、等同人雖爲異姓不書之、故淨土寺禪閤〇藤原師教命云、先年故通具送狀之時、中納言源通具ト書之、四位已下、異姓者加姓者例也、而公卿書之頗不審之處、堀川左大臣、奉八條大相國〇藤原實行消息、後日見出之、其狀云、謹上按察大納言殿、左大臣源俊房ト書之、大臣猶如此、況於納言哉、彼卿存家禮、可貴而已、

〔吾妻鏡十三〕建久四年八月二日丙申、參河守範頼、書起請文被就將軍〇源頼朝是企叛逆之由、依聞食及、御尋之故也、其狀云、

敬立申

起請文事

右爲御代官度々向戰場畢、平朝敵盡忠以降、全無貳〇中略仍謹愼以起請文如件、

建久四年八月　參河守源範頼

此狀付因幡守廣元進覽之處、殊被咨仰曰、載源字、若存一族之儀歟、頗過分也、是先起請矢也、可召

〔八雲御抄作法二〕一歌書樣
同姓は藤原人許ならば不書姓、他姓は可書之、又源平已下人家同之、親王も有臣字、(具平々々如此)雖禁中内々事、又中役以前には、唯詠某題、詠何首和歌など書て、權大納言藤原某、左衞門督源某也、或書兼官、或書本官、多は本官也、參議左近中將なども書、普通には參議某也、或略姓、如法當座などに納言已上などは可從時、上字は通光卿常書、但應製臣上は一を不書といへり、兼行も不書之、藏人頭藏人なども不書、國司は前加賀守など書、他官は不然、又朝臣不可然事也、大臣は不書姓、左大臣某、内大臣某也、關白は雖中殿不書陪宴陪中役等字、只秋夜詠々々也、序者外書同字兩說歟、保安花見行幸、太政大臣雅實、不書同字、或說臨時宴には陪宴とは不書、是不用例也、諸社披講歌には、書官位兼行朝臣也、不可書臣上、無披講歌進時、奧に書官姓名、是一說也、歌合屛風障子等歌也、大嘗會作者は不可然歟、

〔八雲御抄作法二〕一公卿書樣
古今、在原行平朝臣など也、後撰、大略同、藤原兼輔朝臣など也、又大納言顯忠、權中納言時望ともあり、右兵衞督師尹朝臣とも有、拾遺、中納言朝忠卿、右衞門督公任卿など也、故人現存同、又源延光とも、小野好古朝臣、又國章をば藤の又藏人藤とも非一樣、總後集作法也、○中略

一四位
古今、在原業平朝臣、藤原敏行朝臣、已下代々一同如此、拾遺、少々加官非普通事、朝臣之四位は、唯姓名也、千載に稅部宿禰成仲と書也、姓次書某宿禰とは未書、

一五位
在原棟梁、紀貫之、以後代々同、拾遺少々加官例、別事歟、

〔古今和歌集一春〕ふるとしに春たちける日よめる
在原元方

云ふなるべし、此書き樣は職原抄の姓朝臣名朝臣の事とは違ひ、別の事なり、一に混すべからず、下名の書樣江次第にあり、略之、〇又見安齋隨筆

〔職原抄上〕參議八人

參議者、諸官之中、四位以上有其才之人、奉勅參議官中政之意也、故非正官、然而除目任之又例也、四位任之者、猶稱某朝臣、三位以上稱姓朝臣也、

〔故實拾要八〕名字朝臣

是名字朝臣ト云ハ、四位ノ參議ニ限ルコト也、譬バ定長朝臣親房朝臣ト書也、是ヲ名字朝臣ト云也、四品ノ參議ハ、如此名字朝臣ニ書ク也、此外ハ皆姓朝臣ニ書クコト也、

〔職官志二〕按五位以上、於此令〇公式分稱謂、故養老五年十月、太政官處分云、唱考之日、三位稱卿、四位惟稱姓、五位先名後姓、自又有此格、而遺制猶見職原抄、謂四位參議稱名朝臣、三位參議稱姓朝臣是也、所謂名朝臣、卽先名後姓者、姓朝臣、卽先姓後名者、假如有藤原氏而朝臣姓者任參議、以其官貴重、故三位稱卿、以次其名、四位未得輙稱卿、尙以其官貴重、故先其名而後姓者、姓是榮號、所以明門品也、故曰稱之、猶准名爵、

〔氏族考上〕授位任官の日、人を喚ぶに名を先にして姓を後にすると、姓を先にし名を後にするなどの制あり、〇中略これ四位の上下に仍て其稱を分ちたるにて、いまだ加婆禰の尊稱なる舊制を失はざりしなり、職原抄參議の條に四位任之者、猶稱某朝臣、三位已上稱姓朝臣とあるも、同じ趣なれど、後世朝臣の姓いと尊く、顯貴の人はみな朝臣なりし故に、かくは轉れるなり、

〔多々良問答四〕一世話に平相國淸盛朝臣と申候、此實名に付候尸(カバネ)不審に候、公卿にては有べく候哉如何、

是ハタヾ自然ニ、カヤウニゾ申付候ツラン、但總而ハ朝臣ノ字ヘ、宣命ナドニハ大臣ヲモ同ノ朝臣ト載之候間、カヤウニ付テ喚候ハンズルモ、子細ハナキ事候歟、雖然常ニハ不可然候、

姓名呼法書式

邊郡、大隅駁謨熊毛等郡者、不在制限、

〔令義解七公式〕凡授位任官之日喚辭、謂在御所而授任之辭、其在官省、亦准此例也、三位以上先名後姓、謂假令喚云秦萬呂宿禰之類、四位以下謂五位以上也先姓後名、以外三位以上直稱姓、謂直稱秦宿禰之類也、若右大臣以上稱官名、四位先名後姓、五位先姓後名、謂喚云秦宿禰萬呂之類也、六位以下去姓稱名、謂直言秦萬呂、不稱宿禰也、即授任之日、及以外並皆通稱也、唯於太政官、三位以上稱大夫、四位稱姓、五位先名後姓、其於寮以上、謂辨官以下也四位稱大夫、五位稱姓、六位以下稱姓名、司及中國以下、五位稱大夫、謂一位以下通用此稱、

〔令集解三十六公式〕三位以上先名後姓、釋云、假令喚辭云、大伴萬呂宿禰、古記云、問姓與氏、若爲其別、答、即下文云、六位以下去氏者、案姓與氏無別、○中略六位以下去姓稱名、釋云、去姓稱名、謂授位任官以外並同、跡云、去姓稱名、謂去姓稱氏與名也、稱氏與名、謂假令云、大伴人麻呂大夫之類、朱云、去姓稱名、謂假如言大伴馬麻呂也、不稱宿禰字耳、

〔續日本紀八元正〕養老五年十月癸未、太政官處分、唱考之日、三位稱卿、四位稱姓、五位先名後姓、自今以去、永爲恒例、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年七月丙子、正六位上阿部朝臣乙加志、授從五位下、正六位上額田部宿禰三富、○富一本作當戸憶志、根連靺鞨、生江臣智麻呂、調連牛養、山田史銀、並外從五位下、三富本姓額田部川田連也、是日以額田部宿禰姓、便書位記賜之、

〔江家次第二正月〕叙位入眼

上卿仰外記、令進硯續紙等、

此間令參議書、可給二省下名、近例請印了、上卿參上間書之、

書樣四位五位書姓尸名、六位不書尸、依書其本位、無漏一人、公卿不入下名、

〔安齋夜話四〕姓尸書法　貞丈按に、省は式部省兵部省なり、式部省は文官の事を掌り、兵部省は武官の事を掌どる故に、位に叙したる人の姓名を書て、式部兵部へ授け下し給はるを下名と

而別姓之後被任大臣、當今聖運不得改正、遂絶骨名之緒、永爲無源之氏、望請改巨勢大臣爲雀部大臣、陳名長代、示榮後胤、大納言從二位巨勢朝臣奈氐麻呂亦證明其事、於是下知治部、依請改正之、

〔令義解 二戸令〕凡戸籍恒留五比、謂六年爲一比、謂之比者、比校之義、言卅年籍、恒留不除、若有訟經者、所以相比校也、其遠年者依次除、近江大津宮庚午年籍不除、謂雄朝津間稚子宿禰尊(允恭)御世、諸氏爭姓、紛亂不定、卽盛煮湯、令以手探撻、詐僞者爛、眞誠者全、於是定姓造籍、是爲庚午年籍也、

○按ズルニ、是爲庚午年籍也ハ、恐ラクハ是爲庚午年籍所本也ナドノ誤ナラン、

〔古史徵 一夏〕戸令に、○中略 凡戸籍恒留五比、○中略 とある條の本註に、近江大津宮庚午年籍不除と見え、近江大津宮とは、天智天皇の宮所をいへり、此の義解に、雄朝津間稚子宿禰尊御世、此は允恭天皇の大御名なり 諸氏爭姓、紛亂不定、卽盛煮湯、令以手探、詐僞者爛、眞誠者全、於是定姓造籍、是爲庚午年籍也とあり、良文に眞誠者全と云るまでは允恭天皇の御世に有し事を云るにて、上文に注せるが如し、於是定姓と云より以下は、天智天皇の庚午年に戸籍を造しめ賜へる事を云て、其は允恭天皇の御世に、既に云々の事有し故に、また然る紛亂の起らむ事を所思し坐て、姓を定賜ひ戸籍をも造しめ賜へる、是を庚午年籍といふと云るなり、日本紀通證に、此義解の文を謬なりといひ、允恭御字無庚午年と云るは、此意を思ひ得ざるなり、殊に允恭天皇の御字に庚午年なしと云へれども、其十九年と云ける年は庚午なりしかども、事を紀さゞる故に思ひ誤せるなりけり、本註に庚午年籍不除と有は、戸々の戸口姓氏を定め記されたる元籍なれば、此を以て本を糺し給ふにぞ有ける、其は右京皇別下佐伯直の條に、譽田天皇の針間國に巡幸して、伊許自別命に針間別佐伯直姓を賜へる事を記して、爾後至庚午年、脱落針間別三字、偏爲佐伯直と見え、和泉國皇別大家臣の條に、天智天皇の庚午年、依居大家、賜大宅臣姓と見え、右京神別下丹比宿禰の條に、仁徳天皇の御世に、色鳴宿禰の丹比姓を賜る事を記して、其後庚午年、依作新家、加新家二字、爲丹比新家連也と見え、山城國神別神宮部造の條に、崇神天皇の御世に、吉足日命に宮能實公の姓を賜へる事を記して、然後庚午年籍註神宮部造也と見たるなどを、思ひ合せ、また續紀にも、多く庚午年をさて引出たるを考へ合せて熟ふべし、但し延曆十年十二月の下に、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言、廣川等七世祖紀博世、小治田朝廷御世、被遣於伊豫國、博世之孫忍人、恒娶越智直之女、生在手、在手、庚午年之籍、不尋本源、誤從母姓、自爾以來、負越智直姓、請依本姓欲賜紀臣許之、と有を思ふに、天下の人民の萬姓を總錄せる籍にて、悉數はた多ければ、かゝる誤も有けむは、まことに然も有べきことなり、さてまた姓氏錄の左京皇別下葛城朝臣の條に、官府改姓と云書名見ゆ、此は右の如く改姓ありし事を記せる書なりしにや、

〔延喜式 十八式部〕凡郡司者、一郡不得并用同姓、若他姓中无人可用者、雖同姓除同門外聽任、神郡陸奧緣

制度

〔日本書紀二神代〕一書曰、天照大神、乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劒三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉、

〔日本書紀二十九天武〕十年九月甲辰、詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上而申送于理官、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

和名抄に、治部省乎佐牟留都加佐と見ゆ、職員令に、治部省、掌本姓繼嗣云々とあれば、理官は卽治部省なり、

〔日本書紀二十九天武〕十一年八月癸未、詔曰、凡諸應考選者、能檢其族姓及景迹、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色、

〔令義解一職員〕治部省

卿一人、掌本姓謂猶言姓、其姓氏者、爲人根本、故連言也、繼嗣謂五位以上嫡子也、繼嗣令、定五位以上嫡子者、隷治部是也、婚姻謂五位以上嫡妻也、爲重繼嗣故、兼知其生服也、〇中略事、〇中略大解部四人、掌鞫問譜第爭訟謂窮問譜第之爭訟、竝其族姓之次序、其解部是爲別司、不在同員也、少解部六人、掌同大解部、

〔令集解四職員〕釋云、本姓者、天下諸氏之本姓也、唯無有本姓文、從人爭訟、掌解問耳、跡云、本姓、謂有給姓者、官注其狀、給民部治部耳、穴云、本姓、謂或云、譜第爭訟時、問定是、譬猶刑部、注云、良賤名籍也、博士依之說、或云、同先、私記古記云、本姓者、諸人姓氏也、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年二月己卯、典膳正六位下雀部朝臣眞人等言、磐余玉穗宮〇繼體勾金椅〇椅原作崎、據一本改宮〇安閑御宇天皇御世、雀部朝臣男人爲大臣供奉、而誤紀巨勢男人大臣、眞人等先祖巨勢男柄宿禰之男有三人、星川建日子者雀部朝臣等祖也、伊刀宿禰者輕部朝臣等祖也、乎群宿禰者巨勢朝臣等祖也、淨御原朝廷〇天武定八姓之時、被賜雀部朝臣姓、然則巨勢雀部雖元同祖、

〔春秋左氏傳隱公一〕八年八月、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、

〔神皇正統記神武〕神代より至て尊きを尊といひ、その次を命といふ、人の代となりては天皇とも號し奉る、臣下にも、朝臣宿禰臣などいふ號出來にけり、神武の御時よりはじまれる事なり、

〔古事記上〕伊邪那岐大神、〈○中略〉於水底滌時、所成神名、底津綿上津見神、〈○中略〉於中滌時、所成神名中津綿上津見神、〈○中略〉於水上滌時、所成神名、上津綿上津見神、〈訓上云宇閉、○中略〉此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也、〈伊以下三字以音、下效此、〉故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也、〈宇都志三字以音、〉

〔日本書紀神代一〕一書曰、底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、

〔古事記上〕多紀理毘賣命者、坐胷形之奥津宮、次市寸嶋比賣命者、坐胷形之中津宮、次田寸津比賣命者、坐胷形之邊津宮、此三柱神者、胷形君等之以伊都久三前大神者也、

〔日本書紀神代一〕天穗日命、〈是出雲臣、土師連等祖也、〉次天津彥根命、〈是凡川內直、山代直等祖也、〉

〔日本書紀神代一〕天照大神、〈○中略〉乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、〈○中略〉于時八十萬神、會合於天安河邊、計其可禱之方、〈○中略〉中臣連遠祖天兒屋命、忌部〈○恐部下脫首字、〉遠祖太玉命、〈○中略〉相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戶之前、巧作俳優、

〔日本書紀神代一〕一書曰、日神尊、〈○中略〉迺居于天石窟、閉其磐戶、于時諸神憂之、乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡、忌部遠祖太玉者造幣、玉作部遠祖豐玉者造玉、

〔古事記上〕爾天照大御神、高木神之命以、〈○中略〉科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國言依賜、故隨命以可天降、〈○中略〉爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命幷五伴緒矣、支加而天降也、〈○中略〉故其天兒屋命者、〈中臣連等之祖、〉布刀玉命者、〈忌部首等之祖、〉天宇受賣命者、〈猨女君等之祖、〉伊斯許理度賣命者〈作鏡連等之祖、〉玉祖命者、〈玉祖連等之祖、〉

姓氏初見

從ひ奉仕るぞ、道てふ道の大道なれば、下が下まで、此大道を受持て、臣は臣として其君に忠やかなるべきこと、千世萬世に動なきぞ浦安國の尊き御國柄なる、漢國の儒道にては君臣有義といふは、其國柄にしては相應べけれど、此方の大道より見れば、甚かたわにぞ見ゆめる、

〔釋日本紀 開題 一〕弘仁私記序曰、○中略清足姫天皇○元正負扆之時、○註略親王○舍人及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、幷帝王系圖一卷、○中略神。。胤、皇。。裔、指掌灼然、中臣朝臣忌部宿禰等爲神胤也、息長眞人三國眞人等爲皇裔也、慕。。化。。古。。風、東漢西漢史、及百濟氏等爲慕化、高麗新羅及東部後部氏等爲古風也、擧目明白、

〔古史徵 一 夏〕神胤皇裔慕化は、通えたれど、古風と言るは、いまだ考へ得ず、

〔氏族考 上〕この古風と云事は詳かならねど、類聚國史に、國栖隼人蝦夷などの類を風俗と云るが如き意にて、秦漢とはかはりて、自ら風俗の古樸なる由にて、古風とは云りしなるべし、

○按ズルニ、古風ハ占風ノ誤ナルベシ、三代實錄貞觀元年六月二十三日丁未、太政官、渤海國ノ中臺省ニ送ル牒ニ、扶桑崇浪、日域遐邦、欲占。。風。。○占風二字原作古風、今據類聚國史、而挂席、期限歲而寄音、泛々輕舟、罕遏凌雲之水、挙々方寸、彌增披霧之情云々トイヘル、以テ徵トスベシ、

〔新撰姓氏錄 序〕蓋聞天孫降襲、西化之時、神世伊開、書記靡傳、神武臨夏、東征之年、人物漸滋、梟帥間起、洎乎神劒下授、靈烏于飛、歸首星陣、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、奉階平齊、海內清謐、既而謹德考功、胙土命氏、國造縣主、始號於斯、

〔古史徵 一 夏〕文は春秋左氏傳に、天子因生以賜姓、胙之土而命之氏、と有に因て記されたるなり、さて皇國にて、宇遲といひ加婆泥と云は、漢國にいはゆる姓氏とは甚く異にして、實は漢土にいはゆる姓氏ともに、皇國のいはゆる宇遲なり、彼國には加婆泥は無れば、此語に塡べき文字なき故に、姑く姓字をも書來つれども正字には非ず、故古くは尸字骨字などを書るものなり、

〔古史徵 一 夏〕國造縣主、始號於斯と有れど、此兩號などは、決めて神世よりの稱なるべく所思ゆ、

〔古史徵一夏〕元生とは諸氏々の生たる元をいふ、○中略天神とは、天に生坐る神等をいひ、地祇とは、地に生坐る神等をいふ、其御胄を神別といふ由なり、(神より別たれば云るなり)さて此神別に、また天神天孫地祇の別を立られたり、天神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、津速魂命を始め、其餘の天神たちの御裔をいひ、天孫は天照大御神より鵜草葺不合命までの御子孫をいひ、地祇は國に成坐る神たち海神の御末までを云なり、(但し過々には此例を誤られたる事もあり、其は天押穗根命の御裔の弓削氏なる左京神別下に地祇に修れ、天道根命の裔たる滋野大村大家などを右京神別下に天孫に修れ、同命の裔伊蘇志臣を大和國神別に天孫に修れ、振魂命の裔たる掃部連を何所も天神に修られたる類し多かり、實は天押穗根命の御裔は天孫に入り、道根命の裔は天神に入り、振魂命は和多都美神の子なれば、其裔は地祇に入るべき物なるをや、なほ此類多ければ、心を著て辨ふべし、)天皇皇子之派、謂之皇別、は、神武天皇より以下、凡て皇子たちの御派を皇別と謂ふ由なり、(皇より別れたる意なり、釋紀に、私記曰、案王子枝別記云、文武天皇、少名阿琉皇子、天武天皇太子、草壁皇子尊之子也云々と引り、古くはかる記も有けり、)大漢三韓之族、謂之諸蕃は、大漢の大は尊め稱るに非ず、唯三韓に對へて、文字の列を合さむとてなり、○註略蕃は美夜津古具運と訓て、皇朝の御奴と爲給へる語なり、○註略さて其蕃國の人どもの族をば諸蕃と謂て、神別皇別諸蕃、これを三體と爲たる由なり、(弘仁私記序には、此を四種として、神胤皇裔、指掌灼然、蕃化古風、學目明白といひ、其自註に、中臣朝臣忌部宿禰等爲神胤也、息長眞人三國眞人等爲皇裔也、東漢西漢史、及百濟氏等爲蕃化、高麗及東部後部氏等爲古風也といへり、)

〔古史徵一夏〕氏は姓氏錄に、皇別神別諸蕃と別たる如く、元來は氏の貴賤を分別あるを朝廷にして撰び給ひ、さて其人の品に叶へて、時々の職々に定おきて、八十伴男を治めしめ給ひ、或は殊更に由緣ありて功しかりし限は、生子の八十連屬に其職を知らせ給ふ、神ながらなる御政の式なる、然るを後の御々世々に、氏の貴賤の差別なき、賤しき漢國人の賢だてるを貴べる俗の此方にも漸々に移ろひて、上古の正き御政の御式は沿革たるが如くなれど、然すがに其趣は廢果ずて遺り行はるゝは、天の下に類なかるべし、抑この人品に貴賤の差別ありて、下の下までも其差別の在がまに〱、天の下に上なく貴き天皇の御心のまに〱、各々等が爲には、善くも惡くも伏

氏姓、必受之天子、而所謂名字、皆出於私稱、不可與古氏相混、讀者宜辨別焉、

大小姓

〔倭訓栞前編四字〕うぢ　古へ大氏小氏の別あり、天智紀に見えたり、

〔姓序考〕氏上

氏とは源平藤原秦などのたぐひのものを云り、其氏に大氏小氏のけぢめあり、そを去ば阿倍氏(孝元天皇皇子大彦命之後)は大氏なり、是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫、阿倍柴田、阿倍會津、安倍猨島、阿倍久努、阿倍小殿、和安部等はみな小氏なり、又物部氏(神饒速日命之後)は大氏なり、自是別れたる物部肩野、物部韓國、物部飛鳥、物部門、物部多藝、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部匝瑳、物部中原、贄田物部、相槻物部、坂戸物部、二田物部等みな小氏なり、小氏は大氏にしたがへるもの也、

○按ズルニ、氏ノ大小ハ、其族ノ廣狹ヲ以テ別ツモノアリ、宜シク次下引ク所ノ天智紀、古語拾遺等ヲ參考スベシ、

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠位位階名、及氏上民部家部等事、○中略其大氏。之氏上賜大刀、小氏。之氏上賜小刀、

〔日本書紀持統三十〕四年四月庚申、詔曰、百官人、及畿內人、有位者限六年、無位者限七年、以其上日、選定九等、四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏。姓。大小、量授冠位、

姓有三別

〔古語拾遺〕至于淨御原朝(天武)、○改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓、(蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、今東西文氏、獻祓大刀、蓋亦此之緣也、)

〔新撰姓氏錄序〕今依見進、以類詮次、本其元生、則有三體、○中略天神地祇之胄、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異、序前後、是爲三體也、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

上古わが朝に、臣民を御たまへる制は、官位をば用ひ給はで、姓氏になむ因らせ給へりける、さるは姓は公家に仕るかたの職名、氏は族類を別つかたの稱號とこゝろえなば、おほやう違ふべからず、〇略註そはいかにといふに、姓を加婆禰〔續日本紀に骨名、また根可婆禰共あり、戸とかけるは古書に甚多し、〕と云は、頭根（カブネ）の義にて、〔夫（フ）と婆（ベ）と通音なり、頭を加夫と訓むは、頭椎劍の例にて知べし、〕氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、中臣忌部の職は、上件の如くなれば更にもいはず、たとへば膳臣は、景行天皇の御代に、膾を調て進りしに、其味美かりしかば、膳大伴部をたまへりき、それより以來膳部等を率ひて仕奉るを職とせり、また土師連は、垂仁天皇の御代に、埴輪に替て人命を助たりける功により て、土師連をたまへりき、それより以來土師等を率ひて仕奉るを職とせり、その外鳥取部の飛鵠を捕り、和藥の牛乳を獻て名を得たる類、皆その職名を同族にわかちて、これを氏といひ、〔氏を宇知といふは、或説に内の義なりといへり、さもあるべき歟、なほ考べし、〕其氏人を統掌て仕るこれを姓（カバチ）といふ、されば臣姓の人は、その臣にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、連戸の人は、その連にかゝれる職名を負たる氏を率て仕まつり、直も首も忌寸も別も、皆かくの如くにて、臣連二造、ことごとく大臣大連の二大臣に統攝られたるが、太古職を代々にする世の制なりき、

〔大日本史氏族一〕按氏讀爲宇遲（ウヂ）、姓讀爲加婆禰（カバネ）、上世所謂宇遲者、概其職名、家世相承爲號、加婆禰即所以別尊卑也、宇遲加婆禰、古史以氏姓二字當之、然當時多併宇遲加婆禰稱之氏、氏姓無太分別、且所謂加婆禰者、與姓字義差異、故古書或用戸骨等字、義亦不通、但日本書紀、諸氏賜眞人朝臣等、必書曰賜姓、古語拾遺、謂中臣齋部等爲氏、朝臣宿禰等爲姓、書法最易見、故今從之、其古史併氏骨書氏書姓者、亦皆仍原文、及後世、搢紳皆有家號、以別其族、而國郡武士亦倣之、各因其居地以爲稱號、俗謂之名字、而子孫相承、以爲名號、則與氏無異、世竟因稱曰氏族、故今亦適宜用其稱、然古者

字など當たれど當りがたく、職の如くにして職にもあらず、名の如くにして名にもあらぬ制度にはありけり、○中略さてその加婆禰てふ語意をいかにと考るに、姓氏錄に、氏骨とある骨の字の義なるべし、崇名などの說もあれど、いさ迂遠にして諧ひがたし、骨は凡人倫をはじめ、生としいけるもののみならず、器物の上にもいへる事にて、鳥骨鞍骨などのごとし、肉も皮もみなこの骨を本とし、成々て身となるがごとく、この加婆禰も同じ義にて、そは鳥取部と云一部ありて、其を主り率ゐて仕奉るを鳥取造といふ、その造なん一部の根本にして、支體にとりては骨のごとくなん有ける、かの草木の根を株といふも同じ語意なり、今の代にも、一組なる株といふ事ありて、そは同心株、問屋株の類なり、これすなはち骨の義にちかし、よりて考るに、氏てふ言は、生血の義にて、血脈の流を稱ふる言、加婆禰は骨にて、一部を統る言なるべし、氏は血脈に附たる唱なれば、同血脈の外に唱る事なく、骨は其部によれる唱なれば、諸氏にわたりて呼來れり、そは紀氏は紀氏、物部氏は物部氏にして其すぢに限りて唱へ、骨は紀氏も臣、出雲氏も臣となへ、物部も大伴も皆連と唱ふるがごとし、そも／＼この氏と骨の二くさは、人の身にとりて、本とも本たる極なれば、支體にならひて、血と骨とをもて稱たるは、さる事ならずや、續紀に根加婆禰改給比など、根てふ言を添ても云るは、殊に親しく聞ゆ、又姓の字を書ことは、古く紀記ともに出たれど、此字は當る處もあり、あたらぬ處もありて、そはもと漢國に、此かばねてふことはかつてなきことなれば、親しく當べき字なければなり、此辨は古事記傳に委しく說れたれば、更にいはず、されば假字とおもふ骨の字は正字にして、中々に姓の字なん假字には有ける、さるをふるく姓の字を書れたるは、大方はこの字にて當る處もあるうへ、骨の字はゆゝしきかたにも見え、物音忽なるを忌てさくさ訓るをもおもへ、はたよろづ漢様に物せらるゝ手ぶりなれば、つひに姓の字を當られたるにぞありけん、然れども、もとあたりがたき字なる故に、源平をも姓といひ、朝臣宿禰をも姓といふごとく、紛はしき事とはなりにたり、

時ノ姓ナレバ、極テ姓ニ氏ヲソヘテ賜ハルモノナリ、故ニ天子賜姓命氏ト云ヘリ、武王胡侯ニ姓ヲ嬀ト賜ヒ、氏ヲ陳ト賜ヒシ類、枚擧ニ暇アラズ、イヅレニモ姓ヲ玉ハル位ナレバ、極テ別ニ氏ヲソヘテ賜ハルコトナリ、氏ヲ賜ハラザレバ男子ノナノルモノモナシ、モシ其姓ヲナノレバ、姓トハイハレズ、ソレハヤハリ氏ト云モノナリ、愚盲ナル人此説ヲ聞テ、其理屈ハ皆唐土ノ法ナリ、日本ハ日本ニテ、唐土ノ禮法ト同ジカラザレバ、日本ノ源平藤橘ノ類ハ、ヤハリ姓ナリ、唐土ニテハ男子ハ姓ヲナノラヌ禮法ニテアルベケレドモ、日本ニテハ唐土ト違ヒテ、男子モ姓ヲナノル法ナルベシト思フベケレドモ、左ニハ非ズ、國史ニイヘル、賜姓源、賜姓平ノ類ハ、ヤハリ源ト云フ苗字ヲ賜ヒ、平ト云フ苗字ヲ賜フト云フコトニテ、漢高ノ婁敬ニ賜姓劉、武帝ノ日磾ニ賜姓金、隋ノ煬帝ノ章仇太翼ニ賜姓盧、魏ノ世祖ノ禿髪賀ニ賜姓源シ類ニテ、今ノ賜松平姓ト云フト同ジコトナリ、唯何ノコトモ無ク苗字ト云コトナリ、姓ト氏トヲ分ケテ云トキノ姓ノ字ノコヽロニテハサラ〳〵無シ、ソレ故昔ヨリ今ニ至ルマデ、源平藤橘ノ類ノ其族ニ長タル人ヲ氏ノ上ミ、氏ノ長者、源氏ノ長者、藤氏ノ長者ナドヽハ云ヘドモ、姓ノ長者トモ、姓ノ上ミトモ云ハズ、又其祖トスル所ノ神ヲ氏神トハイヘドモ、姓神トハイハズ、又タトヘバ藤原氏ナドモ、モト仲哀天皇ノ時、卜部ノ姓ヲ賜ハリ、其後常盤ノ大連ニ至テ、卜部ノ姓ヲ改メテ中臣ノ姓ヲ稱シ、其後鎌足ニ至テ中臣ヲ改メテ藤原ノ姓ヲ賜フ、姓ト氏トヲ二ツニ分ケル時ノ姓ト云モノ、左樣ニ毎度改ルモノニ非ズ、既ニ毎度改メシナレバ姓トハイハレズ、尤別ニ新ニ國ヲ建テ氏ヲ命ゼラルヽ時、今迄ノ姓ヲ改メテ、別ニ姓ヲ賜ハルコトハ有ルコトナレドモ、ソレハ格別ノコトニテ、藤原氏ナドノ例ニハ非ズ、

〔大勢三轉考上〕骨の代

上ッ代の加婆禰てふことは、自なる皇國の制度にして、外國の制度に無き事なれば、文字も姓の

部酒部是也、以功者治田垂水是也、以居者柿本田邊是也、〔通雅曰、柳芳曰、後世或氏於國、則齊魯秦吳、于諡則文武成宣、于官則司馬司徒、于爵則王孫公孫、于次則孟孫叔孫、于字則展氏臧氏駟氏國氏、于居則東門北郭、于志則三烏五鹿青牛白馬、于事則巫乙匠陶、〕世或以源平紀橘藤原清原之類爲姓者誤矣、故國史書曰、賜姓曰眞人、曰朝臣、曰宿禰、曰連、又有連姓氏書之者、曰賜姓源朝臣、曰賜姓橘宿禰、罕有特曰賜姓源賜姓橘者矣、可見朝臣宿禰是姓、因賚胄官閥得賜之、氏則不必受之天子、人々有之、後世子孫、傍支別屬、則或以地、或以事、各自命氏、俗謂之苗字、苗字卽族也、

乃有舍族而稱姓者、姓之所被甚廣云々ト云ヘリ、是亦大ナル杜撰妄說ナリ、シカシ是レハ太宰一人ニモ不限、世上ノ人加樣ニ謬リテ心得居ル者多キ故ニ、太宰バカリヲ笑フベキニハアラザレドモ、是レハヤハリ世俗無學ノモノヽ思ヘル通リニ、源平藤橘ノ類ヲ姓ナリト心得、源平藤橘ノ類ヨリ分レテ、唯今用ル所ノ苗字ヲ氏ト心得シナリ、是レ大ナル謬妄ナリ、凡ソ日本ノ姓氏、是レハ姓、是レハ氏ト、二ツニ分ツ時ニハ、源平藤橘ノ類モ、皆姓ニハ非ズ、國史ニ賜源姓ノ、賜平姓ノトアルモ、アレハヤハリ唯今ニテモ賜松平姓ノ、複姓ノ、單姓ノ、姓ハ何氏ノト云フ姓ノ字ト同ジ義ニテ、姓ト氏トヲ二ツニ分シコヽロノ姓ノ字ニハ非ズ、唯何ノ事モ無ク、苗字ト云コトナリ、然ルヲ世俗ニ、國史ニ云ヘル、賜源姓ノ、賜平姓ノト云類ノ姓ノ字ニ限リテ、姓ト氏トヲ二ツニ分ルトキノ姓ノ字ナリト心得ルハ、大ナル謬ナリ、ソレヲイカニト云ニ、右ニ云ヘル如ク、氏ト姓トヲ二ツニ分ツ時ニハ、姓ハ平生男子ノナノルモノニハ非ズ、然ルニ源平藤橘ノ類、頼朝時分マデハ、士庶人マデモ平生是レヲナノリ、今トテモ公家ニハ平生コレヲナノリ玉フ、是既ニ姓ニ非ズ氏ナリ、ソノウヘ國史ノ賜源姓ノ、賜平姓ノナドヽアル類、姓ト氏トヲ二ツニ分ケシ意ノ姓ノ字ナラバ、姓ハ男子ノナノル者ニアラザレバ、極テ姓ハ源、氏ハ何ト賜ル筈ナリ、シカルヲ別ニ氏ヲ何トモ賜ハラズシテ、唯源トナノレ、平トナノレト云フコトニテ賜ハリシモノナリ、姓ト氏トヲ分ツ

單へにいふとのわかち有、かね通じていへば、姓すなはち氏を兼たり、又姓某氏などいふが如き、源平藤橘を四姓といふが如きこれなり、又析ていふときは、源平藤橘の類ひは氏にて、朝臣宿禰の類は姓なり、さればこの四姓といふは、後世の俗に出たるものなり、よて忍海記には、朝臣宿禰臣連を四姓なりといへるは、その聞傳へし所古意に出たり、後人これらを思ひわかず、姓氏のまぎれやすきにしかねて、尸字を用ゐて、姓氏にわかちてんとするは謬なり、〇中略

按に姓氏二つにして一つ、また一つにして二つなり、たとへば姓字はかばねとも、うぢとも訓べけれども、氏字はうぢとのみ訓て、かばねと訓事あたはず、かばねと云字さだかならず、尸と書も借字、骨名と書も、みな借假の字に似たり、されば姓氏錄中ノ卷七十一左土師宿禰の條下に、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏、有勅改賜大江朝臣姓と云にてもしられたり、姓はかばねといふに相通はし用ゐたり、天武天皇紀に、十三年十月己卯朔に、詔して八色の姓を定めらる、朝臣眞人以下の八品なり、同日に守山公以下十三氏に姓を眞人と賜ふと有によれば、眞人等はかばねにて、卽ち姓なり、然るに萬多親王の姓氏錄の表に、一千一百八十氏を集むるよし有ば、うぢかばね、姓氏の字を共に相通はし用ゐたりとも云べし、姓字もうぢとよみ、氏字も尸とかよはしてかばねなれども、別ていへば姓はかばねにて朝臣眞人の類ひ、氏は源平藤橘の類なり、或人云、後にも源朝臣の姓を賜、橘朝臣の姓を賜ふといへども、源橘の氏ばかりを賜ふとはなし、〇中略すべて源氏といふはよろし、源姓とはいふべからず、源朝臣姓とは云べし、又源家平家と云は猶あたらず、

〔秇苑日涉　一〕姓氏

在本邦、眞人朝臣之類、受之天子者爲尸、尸卽姓也、如源平紀橘藤原清原之類、或受之君、或身自爲之者爲氏、此云部塞、其命氏有以國者、吉備飛多是也、以邑者、小野菅原是也、以官者刑部采女是也、以事者錦

右姓氏

〔古事記傳三十九〕氏姓は宇遲加婆禰(ウヂカバネ)と訓、宇遲と云物は、常に人の心得たるが如し、（源平藤原などの類是なり）加婆禰と云は、宇遲を尊みたる號にして、即宇遲をも云り、（源平藤原の類は氏なるを、其をも加婆禰とも云なり、）宇遲ももと賛て負たる物なればなり、（是はた言は賛たる言に非るも、負たる意はほめたるものなり、）又朝臣宿禰など、宇遲の下に著て呼ぶ物をも云り、此は固賛尊みたる號なり、又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り、（藤原朝臣、大伴宿禰などの如し、）されば宇遲と云は源平藤原の類に局(カギ)り、（朝臣宿禰の類を宇遲と云ることは無し、）加婆禰と云は、宇遲にも、朝臣宿禰の類にも、連て呼ぶにも亘る號なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如此し、さて宇遲加婆禰と連ねて云には、宇遲（源平藤原の類）加婆禰（朝臣宿禰の類）とを分て、並べて云るもあり、又たゞ何となく重ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、（さて宇遲に氏字を書くは、よく當れり、加婆禰に姓字は、當る處と當らぬ處とあり、然るを世人宇遲加婆禰の義を、ひたすら此氏姓字に因て分別むとする故に、いとまぎらはしきが如し、故今これを委曲に辨へ云む、まづ漢國にて、姓と氏との事まぎらはしきが如くなる故に、此間の宇遲加婆禰の事、此字につきていよ〳〵まぎらはしく思ふなり、かの國にて姓と氏とは別なるが如くなれども、常に通はして一にもいへり、姓某氏と云るにて知べし、然れども用ひざまは同じからず、姓某氏とは常にいへども、氏某姓とは云ること無きにて知べし、さて源藤原の類は姓と云ても、氏と云ても宜しく、凡て宇遲加婆禰と云に、氏姓と書くも當れることなれども、加婆禰と云中に、姓字の當らぬ處ある故は、いかにと云に、朝臣宿禰の類は、漢國には無き物なれば、是に當る字は無きなり、姓字は源藤原などを云時の加婆禰には當れども、朝臣宿禰の類を云時の加婆禰には當らざるを、強て漢文に書むとする時は、止事を得ず此字を用ひて、書紀などに賜姓曰朝臣など書れたるから、紛れて、朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり、若然云ときは、源も平も藤原も共に朝臣なれば、皆同姓と爲むか、されば朝臣宿禰の類を姓と心得ては、源藤原の類と混ひて分別なし、故後世の書どもには、朝臣宿禰の類には、尸と書て分つなり、此はたゞ借字なれば、姓字を書むよりは紛れなくて勝れり、然れども正しき漢文には、尸字などは書くべくもあらざれば、姑く姓と書むも難なし、讀人の心にわきまへて、字に惑ふまじきなり、凡て萬の言、漢字によりて意を誤ることは常なる中に、此加婆禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめ〳〵姓字には拘はるべからず、此字を忘れて思ふべきなり、）

〔類聚名物考姓氏九〕姓氏　うぢかばね

この姓を訓て訶波禰(カバネ)といふは、骨族の如し、骨を可波禰といふ事、顯宗紀にも、又續紀にも、根可婆禰の事有、されば姓氏錄の序にいへる、人民の氏骨の義にたとへたり、これに又對ていふと

時は、姓は朝臣、眞人、宿禰、連等也、氏は源平藤橘の類也、其後其子孫、別に名乘る號は、氏をかさねたる也、源氏の内に、新田氏、足利氏、畠山氏、細川氏、其外品々あり、平氏の内にも、伊勢氏、織田氏、相馬氏、有川氏等あり、姓は木の根本の如し、氏は枝葉のごとし、

頭註、源氏を源姓、平氏を平姓ともいふは、姓も氏もうじとよむゆゑ、姓氏の二字を通用して云也、誤也、姓はカバネ、氏はウジ也、

〔日本書紀通證　一〕桓武紀曰、在官命氏、因土賜姓、唐書劉祥道傳曰、兩漢用人亦久居其職、所以因官命氏、今按、此互文然未必也、春秋傳曰、天子建德因生以賜姓、胙之土而命之氏、本邦亦略同、姓氏錄序曰、神武纂東征之年、舊德考功、胙土命氏、國造縣主、始賜姓於斯、而彼國男子稱氏、婦人稱姓、鄭曉曰、姓字从女生、上古八大姓皆从女、氏所以別貴賤、姓所以別婚姻也、見五雜俎、特本邦天統定一種、故無稱其姓、唐書、或謂姓王、或謂姓阿每氏、皆傳聞之妄耳、皇子諸王賜姓、別諸臣列、莫復踐祚、昭宣公之議、詳見大鏡、所謂親王諸王諸臣之目是也、姓之所因起近於官爵、續事紀曰、官爵之官、是以或陟之、或貶之、事見允恭紀、天武紀、又有大氏小氏、見天智紀、又男女俱并稱氏姓、或稱姓于名下、守屋大連、馬子宿禰等是也、元正紀詔、太政官處分、嗚孝之曰、三位稱卿、四位稱姓、五位先名後姓、自今以來永爲恒例、此所以與彼邦異也、但後世混氏姓、不復分、則彼此惟同矣、大抵上古姓、有君臣造直史首縣主國造等、至天武天皇作八色之姓、以混天下萬姓、其事具見于本紀、陸山氏謂、八姓猶八書之意也、而今所稱纔二三耳、諸氏或以職品者、如中臣忌部是也、或以國郡者如山代葛城是也、姓氏錄立三體、曰神別、曰皇別、曰諸蕃、弘仁私記序爲之四種、神胤、皇裔、蕃化、古風是也、註曰、中臣、忌部、宿禰等爲神胤、息長眞人、三國眞人等爲皇裔、東漢、西漢史、及百濟氏等爲蕃化、高麗、新羅、及東部、後部氏等爲古風、姓訓之訶波禰(カバネ)、蓋骨族之謂、骨訓可波禰、見顯宗紀、釋日本紀、根可婆禰、姓氏錄序所謂人民氏骨此儀也、氏訓宇治、與伊都、音相通、蓋所謂出自之義也、唐書東夷傳曰、新羅其族名、第一骨、第二骨、以自別、東國通鑑曰、眞骨王族也、通言則姓兼氏、如謂姓某氏、源平藤橘稱爲四姓是也、宋景濂日東曲云、藤橘源平族、四家遷城、甲第競豪華、自註藤、橘、源、平、國中四大姓、析言則源平藤橘之類氏也、朝臣宿禰之類姓也、宋濂記、以朝臣宿禰、臣、連爲日本四姓、近古義、後人不察于此、妄用戸字、別之姓氏者謬矣、今士庶以家稱號爲氏、又謂之名字、以呼其鄉里本貫、名田字之故也、作苗字者不是、漢董仲舒傳、限民名田、以贍不足、註、名田占田也、

宿禰、野見宿禰等アリ、ミナ名ノ下ニカバネアリ、阿曇連濱子等ハ、カバネウヂノ下ニアリ、コノ時ソノ法イマダサダマラズ、ソノ法ノ定リタルハ、天武天皇ノ時ナルベシ、

〔刊謬正俗〕姓族類

韻會、姓者所以繫統百姓使不別、氏者所以別子孫所出、世本言姓卽在上、言氏卽在下、周語賜姓曰姒氏曰有夏、註堯賜禹姓曰姒、封之於夏、又氏曰有呂、註以國爲氏、釋例曰、別而稱之曰氏、合而言之曰族、左氏傳正義云、別合者、若宋之華元華喜、皆出戴公、向魚鱗蕩、共出桓公、獨擧其人、則云華氏向氏、並指其宗、則云戴族桓族、是其別合之異也、蓋姓經而氏緯、如源平藤橘等是姓、如足利織田等是氏、其曰清和源氏嵯峨源氏、及俗曰某一黨是族、中國姓廢而專用氏、吾邦古有姓而無氏、中葉始有姓氏之別、今也品官家專用姓、而其餘皆稱氏、其或同一氏也、或有出于源者、或有出于平者、如高階大神等、直以姓爲氏、碑銘行狀中、當云某姓某氏、不可必循華制、

〔廣益俗說辨十九人物井官職〕姓も氏も元一つなり、姓は體にて氏は用なり、しかれどもわかつていへば、源平藤橘は姓なり、(姓は萬世までかはらず)新田、足利、北條、菊池、楠は氏なり、(これは所によりて、代によりてかはることあり、)故に源氏、平氏、藤氏、橘氏とはいへども、新田姓、足利姓、北條姓、菊池姓、楠姓などとはいはざるなり、

〔貞丈雜記二人名〕一姓戸と云事あり、姓はカバネ也、氏は源平藤橘を始として、さまざまの氏あり、戸もカバネとよむ姓と同訓也、源朝臣、藤原朝臣、平朝臣、橘朝臣抔の朝臣は、かばね也、姓(カバネ)はさまざまの氏の貴きと賤とを分る爲に定たる物也、姓は朝臣、王、公、首、造、連、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部、伊吉、直人、宿禰、臣、直、忌寸、氏、阿祇奈君、是等をかばねと云なり、其氏によりて姓もそれぞれにかはるなり、清原眞人、小槻宿禰、中臣連、酒部公などと云類なり、姓氏錄、姓名錄鈔などを見て知べし、

〔貞丈雜記二人名〕一姓氏と云事、姓氏の二字ともに、何れもうじとよむ字なれども、わけて委くいふ

名ハ、日本紀ニ出テ、郡縣ノ令長ノ名ナリ、ソレヨリ後年代ヲヘテ、官職ノ外ニ又一種ノ稱トナリテ、氏族ノ貴賤ヲ序ヅルナルベシ、天武天皇ノ時、大三輪君大春日臣等、凡五十二氏、賜姓曰朝臣ト、コレニヨリテミレバ、イヤシキ尸、貴キ尸ニノボルナリ、ソノ族ニ賜フトキハ、一族ミナソノ尸ヲ稱スルナリ、

〔寶石類書姓氏十〕姓氏幷尸

定基卿答、日本ニテ姓氏差別ハ、分明ニミエ不申候、如被示候國史ニ賜姓ナド候ハ、姓ノ字カバチト訓多候得共、此假名付候モノ、未見及候得者、押テカバチトモ訓ガタク候、又朝臣宿禰ノ類ヲカバチト申スコトハ、イカナル義トモ未勘得候、如被示朝臣宿禰ノ類ニテ、姓氏高下ヲワカチ中候事ニ候、同朝臣ハ、朝ノ臣下ト申コヽロニテ候哉、答、朝臣はかばねと申ものにて、朝の臣と申處にきをつけ候へばあしく候、尸は人の尸骨と申て、人の種姓の根本にて候、かず廿四有之候うち、朝臣第一にてよく候、たとへば、丹後守越智宿禰とかき申候、越智は姓にて候、宿禰は尸にて候、越前守清原眞人、是も清原は姓、眞人は尸にて候、

〔斥非〕按人有姓有氏、姓者統祖宗之所自出者也、氏即族也、族者別子孫之所由分者也、天子諸侯言姓不言族、其下必有氏族、則稱其族、古之道也、雖我日本人、亦皆有姓族、既立之族、則當稱其族、稱族者、所以的知其人也、今人乃有舍族而稱姓者、姓之所被甚廣、且非常所行、則非徒難知其人、將恐有同姓名相犯者、故不可爲也、

〔姓氏解下〕日本姓尸

日本上古ニハ姓氏ナク、ソノ後ウヂアリ、カバチアリ、ミナ官ヨリ賜リテ、ウヂヲ氏ト譯シ、カバチヲ姓ト譯ス、又ウヂヲ本姓トイヒシコトアリ、又姓トイヒシコトアリ、ウヂカバチヲ合セテ姓トイヒシコトアリ、崇神天皇七年ニ、穗積臣遠祖大水口宿禰アリ、伊勢麻績君アリ、武內宿禰甘美內

賜吉田連姓、吉本姓、田取居地名也、

〔東大寺要錄 一〕十二月丁丑、〇神龜四年勅曰、僧正義淵法師、俗姓市往氏也、禪枝早茂、法梁惟隆、〇中略宜改市往氏賜岡連姓、

〔今昔物語 十二〕於山階寺行維摩會語第三

大織冠、本ノ姓ハ大中臣ノ氏、而ルニ天智天皇ノ御代ニ、藤原ノ姓ヲ給ハリテ、內大臣ニ成給フ、

〔五代帝王物語〕三郎宮とておはしましゝは、源姓給りて、彥仁とて、〇順德皇子忠成王子正應永仁の比、中將に成て、上階などせられしかども、三位中將にてうせ給ぬ、

〔氏族考 上〕源平藤原の類は氏なるを、其をも加婆禰と云り、神代卷の猿女君の事を云る條に、汝宜以所顯神名爲姓氏、とある姓氏二字を連ねて、加婆禰と訓るにても知るべきなり、又天智紀八年十月、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、〇中略續世繼に、源氏の御姓賜りて、御名は有仁ときこゆなどあるは、今の世に源平等の氏を、源姓平姓と云るに同じ、

〔制度通 十〕姓氏ノ事

本朝ニ、イニシヘヨリ尸ト云コトアリ、朝臣、眞人、宿禰、忌寸、縣主ナドアマタアリ、中國ニハコノ事見エズ、本朝ニテ、所ニヨリマギラハシキコトアリ、公式令ノ內ニ、中務大輔位臣姓名トアルハ、コノ姓ハ源平藤橘ノ類ナリ、又同令ニ、凡授位任官之日喚辭、三位以上先名後姓、註云、假令喚云秦萬呂宿禰之類也、又五位先姓後名、註云、喚云秦宿禰萬呂之類也ト、コノ姓ハ尸ノコトナリ、朝臣眞人ノ類ヲサシテ云、又處ニ因テ、尸ヲ氏ト云コト國史ニ見ハル、シカレバ尸ヲスグニ姓トモ氏トモ云ナリ、〇中略

又考フルニ、尸ハモト上世ノ官名トミエタリ、宇摩志麻治命、天瑞ヲ獻ズルヲ以テ近宿ニ侍ラシム、足尼ト稱ス、ソノ裔孫ヲ並ビニ足尼トス、ソノ後又宿禰ト稱ス、舊事記ニ詳ナリ、又首稻置等ノ

〔新撰姓氏錄〕左京皇別下起大春日朝臣盡雪縣主卅二氏、〇

〔氏族考上〕日本靈異記に、丹治氏、船氏、榎本氏、縣氏などあるは、正しきかき法なり、此例古本今昔物語、天台座主記、僧綱補任等の書に許多あり、〇中略されど天武紀に、倭直、栗隈首云々、三十八氏、また姓氏錄左京皇別に起自左京息長眞人盡攝津國爲奈眞人、四十四氏、また起源朝臣盡新田部宿禰、四十二氏、また日本靈異記に、役優婆塞者、加茂役公氏など大凡に云事はあり、

〔制度通十〕姓氏ノ事

今ノ人、通ジテイフハ、源、平、藤、橘ハ姓ナリ、足利、北條、齋藤、楠等ノゴトキハ、姓ヨリワカレテ氏ナリト云、ソレ故某姓某氏ト記ス、シカレドモ古ヘカクノゴトクニワカツコト見エズ、姓氏錄ニハ、皆姓ヲ載タレドモ、其書ヲ名ヅケテ姓氏錄ト云、源家平家ヲ又源氏平氏トモ云、シカレバ姓ヲ通ジテ氏トモ云ベシ、足利北條等ノ稱號ヲ氏ト云コトハ、古書ニハ見エズ、

〔鹽尻二十四〕一今武家某氏と呼ぶ氏の字、根本は誤りなり、氏は姓に同じ、源、平、藤、橘、清、中、菅、江、紀等の事なり、新田足利其他皆稱號なり、公家にて近衛九條などいふがごとし、近衛氏九條氏抔呼事はなきにて知るべし、然れども後世に及て稱號はもろこしの氏の如く、源平等は異邦の姓と等し、故に源平等をば姓といひ、新田足利などは氏と稱す、本式は勅許の姓を氏といふなれど、武家は稱號を以て某氏と呼來れり、萬づかゝる事あり、よく其根本を知りて、今の俗に隨ひて可なり、

〔古事記序〕時有舍人、姓稗田、名阿禮、

〔日本書紀顯宗十五〕元年四月丁未、詔曰、〇中略夫前播磨國司來目部小楯、更名磐楯、求〇求恐來誤迎擧朕、厥功茂焉、〇中略乃拜山官、改賜姓山部連氏、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕吉田連

天皇〇崇神令鹽垂津彥命遣、奉勅而鎭守、彼俗〇任那稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、〇中略神龜元年

姓氏之別

三腹遞任、卅八に臣八腹氏、四十に自餘三腹者、また其入彥命子孫、東國六腹朝臣云々、姓氏錄秦忌寸條に、秦氏等一祖、子孫別數腹とある皆同じ、これもと韓國より出たる稱なるべし、かの國には郡を評といへるなど、此たぐひこれかれ有り、

〔本朝月令 四月〕同日申○上松尾祭事

秦氏本系帳云、○中略大寶元年、川邊腹。男秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹。女秦忌寸知麻留女、始立御阿禮、

〔新撰姓氏錄 山城國諸蕃〕秦忌寸

太秦公宿禰同祖、○中略秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事別。爲。數。腹。、天平廿年、在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、

〔續日本紀 四十 桓武〕延暦九年十二月辛酉、勅、○中略土師氏總有四。腹。、中宮母家者、是毛受腹也、故毛受腹者、賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣矣、

〔書言字考節用集 四人倫〕氏種姓(ウジスジヤウ)

〔太平記 卅卷〕爲義ノ聟熊野ノ別當敎眞也、舅ノ方人ノ爲ニトテ上タル由云ケレバ、爲義モ是ヲ聞テ、氏。種。姓。ハ知ラネ共、甲斐々々敷者也ケリ、何ナル人ノ一門ゾト尋ヌレバ、○下略

〔藤原家傳 上〕內大臣、諱鎌足、○中略其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏。曰中臣

〔日本靈異記 上〕憶持法花經得現報示奇異表緣第十八

昔大和國葛木上郡、有一持經人、丹治比之氏。也、

〔日本書紀 二十九 天武〕十二年十月己未、三宅吉士、草壁吉士、伯耆造、船史、壹伎史、娑羅羅馬飼造、菟野馬飼造、吉野首、紀酒人直、采女造、阿直史、高市縣主、磯城縣主、鏡作造、幷十四氏。、賜姓曰連、

二氏ヲ載セ、神別皇別諸蕃ノ三體アリ、コノ氏ヲ拾芥抄ニハ、二十四戸ト無戸トニ分チ、カバチヲ戸トイフ、朝臣、眞人、宿禰、連、王、公、首、造、直、忌寸、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部、氏、伊吉、阿祇奈君、倉人ナリ、カバチハ、華ノ姓氏ノ類ニアラズ、官ノス丶ムニヨリテ改リ、罪アルトキ奪レバ、爵ノ類ニテ、日本ノミニテアルコトナリ、シカルニ古人、姓ノ字ニテ譯シタルアヤマリヨリ、姓ナリトオモフ人多ク、華人マデヘモソノアヤマリヲ傳ヘタリ、後世ニハカバチノ論ナク、今ノ衣冠ニハタダ朝臣ノミアリ、千百八十二ノウヂモ遺リタルハ、ハナハダ稀ナリ、古ノウヂヲ今ハ或ハ稱號トイフ、カバチヲ姓ト譯スルコト、モトヨリアタラズ、戸ト譯スルハイヨイヨ遺シ、華ニナキコトナレバ、一字ニテ譯シヲレズ、華語ニテイハヾ門品ナリ、

〔過庭紀談三〕國史ニ、カバチノコトヲ、戸ノ字モ書キ、姓ノ字ヲモ書キ來レリ、姓ノ字ヲカケバトテ、カバチノコトヲ姓氏ノ姓ト思フベカラズ、カバチハ爵ノ類ニテ、爵トモ同ジカラズ、段々ノ階級アリテ、首尾ガヨケレバ段々ニ改マリテ上ル、首尾ガ惡シケレバ奪ハレモスル下リモスル、何事ナケレバ代々モナノル、姓氏ノ姓トハ格別ノコトナルヲ、古人謬リテ姓ノ字ヲ用ヒ來リシ故ニ、凡ソノ國史ヲ看ル時、紛ラハシキコトアリ、混ズベカラズ、

〔日本書紀十五清寧〕二十三年〇雄略八月〇中略是月吉備上道臣等聞朝作亂、思救其腹〇吉備稚媛所生星川皇子、率船師四十艘來浮於海、

〔倭訓栞前編波二十四〕はらむ　系圖をいふに何腹といふ事、日本紀續日本紀などに見えたり、母家によりて氏族の別れをいふ辭也、

〔玉勝間十四〕氏族を腹といへる事

書紀淸寧天皇御卷に、其腹所生星川皇子とある腹は氏族のこと也、宇遲もしくは宇賀良など訓べし、又欽明天皇御卷に、韓腹、推古天皇御卷に、八腹臣等などあるも皆然り、續紀にも卅二に、

やく秋草〔巻之上姓名部〕に論はれたれば、さらにもいはず、今按ずるに、カバチに尸の字を書たるは、後人の所爲なれども、そのよしなきにあらず、姓の和訓かばねのはねはほねなり、〔はとほと相通〕續紀〔十八〕孝謙紀天平勝寶三年二月己卯、雀部朝臣眞人が上疏に、骨名と書たり、新撰姓氏錄の序には、氏骨と書たり、骨字氏字にかの訓なし、こは義訓ならん、正しく姓の字訓にやとおもふは、景行紀に、美濃國造名神骨(かばね)といふ者見えたり、〔四年春二月の條にあり〕神骨は人の名なれども、姓の訓義を釋く證据とすべし、姓を神骨(かばね)といふよしは、天朝の萬姓は、神の御名より起り、又神世の職名をも取て姓とし賜へば、これを子孫に傳へたり、譬ば人死すれば、その形體は土になれども、その骨はなほ遺れり、姓はその祖神の骨の如し、こゝをもて姓を神骨といふなるべし、又髮骨(かばね)の義ともすべき歟、髮も亦骨とともに朽ざるものなり、この故に姓に尸字を書ものは、みな後人の所爲にしあれども、そのよしなきにあらずといふなり、

〔日本書紀〔七景行〕〕四年二月、是月天皇聞美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有國色、則遣大碓命、使察其婦女之容姿、

〔標註職原抄別記〔下〕〕氏長者
姓を加婆禰〔續日本紀に骨名、また根可婆禰共あり、尸とかけるは古書に甚多し、〕と云は、頭根(カブネ)の義にて、〔夫(フ)と婆(バ)と通音なり、頭を加夫と訓むは、頭椎(カブツチ)劍の例にて知べし、〕氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、〇下略

〔南留別志〔三〕〕一尸といふ事は、異國にはなき事なり、族といふ心なり、氏族の貴賤を分てるなり、同じき姓にても、朝臣をなのる家もあり、眞人をなのる家もあり、宿禰をなのり、連をなのる家もあるなり、

〔姓氏解〔下〕〕日本姓尸
嵯峨天皇ノ時、中務卿萬多等親王、右大臣藤原國人等、新撰姓氏錄三十一卷ヲ著リ、一千一百八十

譜第といふが如き、その筋目によりて、それ〳〵の符牒をつけて、人にもしらせ、その家の矩模とも成樣の目印にせし事なり、それより立身すれば、宿禰より朝臣にも進み升るなり、御目見以下より以上に進み、地下より殿上人に成といふの類ひなり、さてその加波禰といふ詞の意、しるせしものいまだ見當らず、なにの故なる事を詳にせず、賀茂眞淵の說には、阿加馬奈の意にて、阿は發語にて米を婆に通はしいへるならん、馬は吳音め、漢音ばなれば、相通ふ事にて、崇名(あがめ)の事なるべしといへり、是又その由故有ともいふべし、しかれども古書にいまだ出さず、續日本紀第十八に、孝謙天皇の御世に、雀部朝臣眞人等が上表して、その先祖のかばねの事をいへる事有、そこに骨名と有、是徵とすべし、加波禰名の禰奈を約めて、禰とのみいふなり、姓氏はいへば相かねて借字に出たれども、實は骨名にて、あきらかにその故由はしるゝなり、さればこそ續日本紀廿九稱德天皇神護景雲三年五月丙申、宣命に云く、丈部姉女乎波、內都奴止爲氏、冠位擧給比、根可婆禰改給比治給佉云々、是根かばねと書しにて、その意いよ〳〵明らかにして、人に骨あるが如くなるにたとへたり、骨の訓は、大根の意なり、或人は人根成べしといへれど、骨は禽獸皆有、人に限らず、

〔燕石襍志五下〕苗字或問

或問、○中略姓と尸は別歟、答云、姓の和訓加婆禰なり、日本紀に見えたり、尸と書は假字なるべし、亦問、姓を加婆禰と和訓せし事、その義如何、答云、加婆禰は不易の義にて、加婆良禰歟、亦加婆保禰にて皮骨の義なり、姓氏はなほ父祖の皮骨のごとしと一友人いひけり、今按ずるに、新撰姓氏錄の序に、氏骨とあれば、この義ちかし、中葉分脈と唱るも同意歟、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

姓の和訓、かばねなるに、拾芥抄上末に姓尸と書玉へる、又無尸姓などいふ事も見えたり、尸をシカバチとよむによりて、こゝにはカバチと訓するにや、姓とかばねは異也と思ひ玉ひし訛舛は、は

年月日　某官爲姓某奉

〔日本書紀神代二〕天稚彦之妻下照姫、哭泣悲哀、聲達于天、是時國玉、聞其哭聲、則知夫天稚彦已死、乃遣疾風、擧尸致天、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年五月丙申、詔曰、○中略犬部○犬部原作丈部、一本作大部、今據寶龜二年九月紀改、姉女乎、內都奴止爲氏、冠位擧給比、根可婆禰改給比治給伎、然流物乎、反天逆心乎抱藏氏、○中略傾奉朝庭、○中略是以檢法爾、皆當死刑罪、○中略然止毛慈賜止爲氏、一等降氏、其等我根可婆禰替氏、遠流罪爾治賜止布宣布、天皇大命乎衆聞食止宣、

〔歷朝詔詞解五〕根可婆禰改給　凡て根とは、人を崇めていふ稱にて、可婆禰といふと同じきを重ねていへる也、

〔倭訓栞前編加六〕かばね　神代紀に尸をよめり、皮骨の義也、顯宗紀に骨字もよめり、柩をよめるは義訓也、骸も同じ、神代紀に姓、又姓氏をよむは、尸より出たる詞也、續日本紀に、根可婆禰といひ、姓氏錄に、人民の氏骨といへる是也、さるを姓氏の外に、日本にては別に尸といふ事ありとおもへるは誤也、太古は姓氏の沙汰なし、西土も同じ、又姓氏の別ありしも、姓と氏とを混せり、漢高祖を姓劉氏といふが如き是也、

〔類聚名物考姓氏九〕骨名　かばね

かばねは人の骨骸にて、一身の本とする所にして、天地の金石有が如く、家屋の柱礎あるに似たり、然るに此事、西土の書には准據べきものなし、姓氏の字を借りて書たれども、その事やゝ異なり、たとへば今世俗の符券といふが如く、目じるしにするやうの事なり、先祖の功勞、我身の勳功によりて賜る事あり、又一等すゝみて升る事も有なり、今公家にて淸花羽林名家などいふ樣の階級の有如く、江戸にても公家衆と云、兩番筋大番筋といひ、又は甲府衆櫻田衆などいひ、參河御

〔安齋隨筆前編 一〕姓ノ字訓 日本紀覺宴歌

此歌允恭天皇の御時、萬民の姓氏のみだれ、眞僞わかちがたかりしを、熱湯を探らせ、俗に云湯起請なり眞僞を正し給ひし事をよめるなり、かばねとよめるは姓の事なり、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年二月己卯、典膳正六位下雀部朝臣眞人等言、磐余玉穗宮○繼體勾金椅宮○安閑御宇天皇御世、雀部朝臣男人爲大臣供奉、而誤紀巨勢、○中略當今聖運、不得改正、遂絕骨名之緒、永爲無源之氏、○下略

〔續日本紀考證六〕元融按、東國通鑑新羅人薛罽頭曰、國家用人謂骨品、又新羅大舍詮知、謂郎幢大監金欽運曰、公王之寵壻、國之貴骨、又步騎寶用那聞欽運死曰、彼骨貴勢榮、猶不愛死云々、皇朝用骨字、蓋有所從來矣、

〔新撰姓氏錄序〕天智天皇儲宮也、○中略至庚午年、編造戶籍、人民氏骨、各得其宜、

〔日本書紀十五顯宗〕元年二月壬寅、詔曰、先王○市邊押磐皇子遭離多難、殞命荒郊、○中略有一老嫗進曰、置目知御骨埋處、請以奉示、於是天皇與皇太子億計、將老嫗婦、幸于近江國來田綿蚊屋野中、掘出而見、○中略仲子之尸交橫御骨、莫能別者、

〔日本書紀十九欽明〕五年十二月、越國言、○中略肅愼人、移就瀨河浦、浦神嚴忌、人不敢近、渴飲其水、死者且半、骨積於巖岫、

〔日本靈異記上〕贖龜命放生得現報緣第七

舟人起欲、行到備前骨嶋之邊時、取童子等擲入海中、○下略

〔日本靈異記攷證上〕骨嶋 宇治拾遺物語、載門部府生射海賊於加波禰嶋者、蓋此、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨 口宣

左大史姓尸、某仰云、大辨姓朝臣傳宣、某上宣、某言、宣宛行者、

〔書言字考節用集十姓氏〕姓ウジ

〔拾芥抄中本姓尸録〕人名録

字　敬ウヤマフ禮恭　氏ウチ姓、內。　浦ウラ上

〔氏族考上〕按ふに、拾芥抄に氏內也とありて、一家の內なる由と聞え、左傳疏に氏猶家也とあるにも稱ひ、續紀に桑內連乙蟲女、賜桑內朝臣とあるを、同書に桑氏連鷹養あり、東大寺文書に、但馬氣多郡主帳外少初位上桑氏連老と云ふ人あるにて、內と氏と相通ふ事著ければ、氏は內の義なるべし、

〔古史傳二十五〕氏を宇遲と訓むは、內ウチともと同語なり、語の清濁に拘はるべからず、故氏神と云は、內神といふ意にて、內に屬たる神のこゝろに、親みて云る稱なり、漢字の義を放れて、言の義を思ふべし、

〔玉手繦五〕氏ウヂと內ウチと、清濁のかはり有るに疑あるべけれど、伊勢の內宮の在る所を宇治といふも、五十鈴川の川內なる故の名なるを宇遲と云にて知るべし、然れば氏をうぢと云ふも、同じ族內なる義より出たる言なり、

〔倭訓栞前編四字〕うぢ　氏をいふ、うぢ、いづ通ず、出の義成べし、氏字、もと出字と同字にて、人の氏をいふに出自といへるも、此義也といへり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、時皇孫〇瓊々杵尊勅天鈿女命、汝宜以所顯神名、爲姓カバネ氏焉、因賜猨女君之號、

〔日本書紀推古二十二〕二十年二月庚午、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、是日誄於輕街、〇中略便以境部臣摩理勢、令誄氏姓カバネ之本矣、

〔日本紀竟宴和歌集〕得雄朝嬬稚子宿禰天皇〇允恭　式部卿是忠親王

甘檲乃、岳乃久可太知、支與介禮波、爾己禮留多見毛、可。波。禰。數末之幾、

乃名多都奈（ノナタツナ）、これら皆、先祖より承嗣來る、家の職業を名と云り、續紀廿五の詔に、先祖乃大臣止之天、仕奉之位名乎繼止念氏（位名は、位と職となり、）云々、先祖乃名乎、興繼比呂米武止不念阿流方不在、これらを以て、氏々の職をも姓をも名と云ることを知べし、續紀十七の詔に、進氏波、挂畏天皇大御名乎受賜利、退氏波、婆婆大御祖乃御名乎蒙氏之、食國天下乎婆、撫賜惠賜夫云々、男能未父名負氏、女波伊婆禮奴物爾阿禮夜、立雙仕奉、自理在止云々、こは天津日嗣所知看御職業を、天皇大御名（父は天皇々）、（母にて）後宮の御政を御母の御名と詔へり、（次に父名負氏とあるも、父の職業を承繼を云り、）

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年八月丁丑、詔授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜太秦公之名（名〇一本作姓）

〔新撰姓氏錄左京神別〕中臣志斐連

意富乃古連、雄略御世、東夷有不臣之民、（〇中略）甲冑五重、跨進敵庭、無勞官軍、一朝夷滅、天皇悅其功績、更加名字、號暴代（〇代一本作氏）連、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年九月廿二日甲寅、但馬國美含郡人從七位上若倭部氏世貞氏貞道等三人、賜姓楓朝臣、氏世等、楓朝臣廣永男、文林之兄弟也、廣永改姓之日漏脫名字、今追而賜之、

〔日本書紀十三允恭〕七年十二月壬戌朔、天皇卽問皇后曰、所奉娘子者誰也、欲知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姬焉、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年十月丁卯、美濃國席田郡大領外正七位上子人、中衞無位吾志等言、子人等六世祖父午（〇午或作乎）留和斯知、自賀羅國慕化來朝、當時未練風俗、不著姓字、望隨國號蒙賜姓字、賜姓賀羅造、

〔伊呂波字類抄字人倫〕氏（ウヂ）

〔節用集字〕氏（ウ）

〔新撰姓氏錄左京皇別〕雀部朝臣

星川建彦宿禰諡應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊諡仁德、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名。曰大雀臣、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕嶋田臣

武惠賀前命孫仲臣子上、稚足彦天皇諡成務御代、尾張國嶋田上下二縣有惡神、遣子上平服之、復命之日、賜號。嶋田臣也、

〔古事記下卷仁德九〕天皇、愍天下氏。氏。名。名。人等之氏姓忤過、而○中略定賜天下之八十友緒氏姓也、

〔古事記傳三十九〕氏々、高津宮○仁德段に、氏々之女等、書紀崇峻卷に、氏々臣連、皇極卷、又孝德卷に、氏々人等、續紀廿にも、氏々人等、廿五の詔に、諸氏々人等などあり、名々、まづ名は、名と云言の本の意は爲なり、爲とは爲りたるさま狀を云、○中略もと其人のある狀、行狀、容貌、由緣、其外くさぐさを、賛稱て負けたる物にて、名を呼は尊みなり、○註略さて古は氏々の職業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれば、其職即其家の名なる故に、氏々の職業は、もと其先祖の德功に因てうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり、即其職業を指ても名と云り、さて其は其家に世々に傳はる故に、其名即又姓の如し、されば名々と云は職々にて、即此も氏々と云にひとしきなり、書紀孝德卷に、詔曰云々、始王之名々、臣連伴造國造、分其品部、別彼名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名云々、また詔曰云々、天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色云々、各守名々、(中略)此に名々とあるは、天皇又皇子の御名どものことなるを、御名代なる部々家々に相傳へたるは、其名即姓なり、故夫婦殊名とあるは、姓を異にすと云むが如し、續紀九詔に、其負而可仕奉姓名賜、十八に、遂絕骨名之緒、永爲無源之氏、これらの名も、即姓を云り、万葉十八二十一丁に、大夫乃伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流云々、祖名不絕云々、又二十三丁毛能乃敷能、夜蘇等母能乎毛、於能我於敝流、於能我名々負、大王乃麻氣能麻久○久或介誤、々々云々、可久之許曾、都可倍麻都良米、この名々負を、今本に名負々と誤れり、廿五十一丁に、都加倍久流、於夜能都加佐等、許等太氐々、佐豆氣多麻敝流云々、安多良之伎吉用伎曾乃名曾云々、於夜

名稱

隆盛ノ頃ヨリハ、恣ニ修姓スルコト行ハレ、菅原ヲ略シテ菅ト稱シ、藤原ヲ略シテ藤、又ハ滕ニ作ルガ如キ、此類甚多シ、然レドモ是レ唯漢土ノ風ニ倣ヘルモノニテ、固ヨリ私事ニ屬ス、

〔類聚名義抄女二〕姓

〔段註說文解字十二女〕姓人所生也白虎通曰、姓者生也、人所稟天氣所以生者也、吹律定姓、故姓有百、按詩振振公姓、傳曰、公姓公生也、不如我同姓、傳曰、同姓同祖也、昭四年左傳問其姓、釋文云、女生曰姓、姓謂子也、定四年、蔡大夫公孫生、公殺、皆作公孫姓、古之神聖人、母感天而生子、故稱天子、○略 註 因生以爲姓、从女生、因生以爲姓、若下文神農母居姜水、因以爲姓、黃帝母居姬水、因以爲姓、舜母居姚虛、因以爲姓是也、感天而生者、母也、故姓从女生、會意、其子孫復析爲衆姓、如黃帝子二十五宗十二姓、則皆因生以爲姓也、生亦聲、○略 註 春秋傳曰、天子由生以賜姓、

〔史記一五帝本紀〕帝禹爲夏后、而別氏、姓姒氏、契爲商、姓子氏、弃爲周、姓姬氏、案、鄭玄駁許愼五經異義曰、春秋左傳無駭卒、羽父請謚與族、公問族於衆仲、衆仲對曰、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、諸侯以字爲氏、因以爲族、官有世功、則有官族、邑亦如之、公命以字爲展氏、以此言之、天子賜姓命氏、諸侯命族、族者氏之別名也、姓者所以統繫百世使不別也、氏者所以別子孫之所出、故世本之篇、言姓則在上、言氏則在下也、

〔通志略氏族一〕三代之前、姓氏分而爲二、男子稱氏、婦人稱姓、氏所以別貴賤、貴者有氏、賤者有名無氏、○中略 姓所以別婚姻、故有同姓異姓庶姓之別、○中略 三代之後、姓氏合而爲一、皆所以別婚姻、而以地望明貴賤、於文女生爲姓、故姓之字多從女、如姬、姜、嬴、姒、嬀、姞、妘、婤、姶、姺、嫪之類是也、

〔空穗物語藤原の君〕いやしき人のはらに生れ給へるみかどの御子、三春といふさう。。○姓を給はりて、わかきときよりくにをさため、位まさり、さくのたかくなるまで、めもまうけず、つかひ人もつかはぬ人あり、

〔大鏡序〕さてもぬしのみなは、いかにぞやといふめれば、故太政大臣殿○藤原忠平にて元服つかうまつりし時、きんぢがさう。。○さう板本作しやう姓、今從一本、はなにぞとおほせられしかば、なつやまとなん申と申しを、やがてしげきとなんつけさせ給へりしなどいふに、いとあさましくなりぬ、

〔古事記下中〕此御世、於若櫻部臣等賜若櫻部名。

廷ニハ左右大臣ヲ置カレ氏ト職トノ關係マタ古ノ如クナラズ、天武天皇十三年、八色ノ姓ヲ定メ、天下ノ萬姓ヲ混同シテ、偏ニ壬申ノ功ニヨリテ、更ニ等級ヲ序セラレ、而シテ當時皇別ノ上氏トシテ、眞人第一位ヲ占メシモ、後ニハ皇子ノ姓ヲ賜フモノ多ク朝臣ヲ以テセラレ、終ニ眞人ハ朝臣ノ次ニ位スルコト、ナレルヨリ、加婆禰ノ制漸ク濫ル、

按ズルニ、皇孫瓊瓊杵尊、天鈿女命ニ猿女君ノ姓ヲ賜ヒシハ、是レ賜姓ノ史ニ見エタル初ニシテ、爾後姓ヲ賜フニ、或ハ神宣ニ因リ、或ハ功業ニ因リ、或ハ又罪過ニヨリテ賜フ等ノ類、代代是レアリ、而シテ其氏ヲ命ズルハ、居地名、神名、人名、人ノ形狀、或ハ動植器物ノ名ニ因リテ其稱ヲ附スル等、其類一ナラズ、

皇子ニ姓ヲ賜ヒ、降シテ臣下ニ列スルコトハ、桓武天皇ニ始マリ、嵯峨天皇ノ時、特ニ皇室ノ費途ヲ節センガタメニ、皇子ニ姓ヲ賜ヒシヨリ、代々之ニ傚ヒシカバ、爾來源平ノ二氏、天下ニ瀰蔓シ、藤橘二氏ト共ニ四姓ト稱セラレテ、其盛大ヲ致セリ、然ルニ冷泉天皇ノ頃ヨリ、此事漸ク廢レ、花山天皇、其二皇子ヲ僧トシタマヒシヨリ、是レ亦後代ノ例トナリテ、後深草天皇ノ皇子、久明親王ニ源姓ヲ賜ヒシヨリ以後ハ、皇子ニ姓ヲ賜ヒシコト史ニ見エズ、

上古ニ於テハ、姓氏ハ政治ト密接ノ關係アリシガ故ニ、常ニ其紊亂ヲ防グ必要アリ、允恭天皇ノ時、其制大ニ濫レタリシニヨリ、探湯ヲ行ヒテ之ヲ正サレシコトアリ、氏ト職ト離レタル後ニ至リテモ、姓ヲ以テ氏ノ尊卑ヲ分ツコトハ仍ホ行ハレシカバ、輙ク之ヲ變改スルコトヲ許サズ、多クハ避クル所アルニヨリ、或ハ嫌ヲ防ガンガタメ、或ハ官職ニ應ゼンガタメニ、請ニヨリテ改姓ヲ許サレタリ、又戸籍ノ誤リヲ正シ、或ハ本宗ノ姓ニ復センガタメ、或ハ又母ノ姓ニ從ヒテ之ヲ冒シタルモノ、貴姓ヲ僞リテ冒シタル者ナド、復姓ヲ許サレシコトアリ、又罪アルモノハ、其狀ニヨリテ加婆禰ヲ貶シ、又ハ之ヲ奪ハレシコトモアリ、中古漢學

古事類苑

姓名部一

姓氏上

我邦氏族、古來三別アリ、天神地祇ノ冑、之ヲ神別ト云ヒ、天皇皇子ノ派、之ヲ皇別ト云ヒ、漢三韓ノ族之ヲ諸蕃トイフ、各〻加婆禰ヲ賜ヒテ尊卑ノ階級ヲ叙シ、之ニ由リテ貴賤ノ別ヲ定ム、即チ高姓ヲ賜ヘバ榮ヲ子孫ニ貽シ、罪アリテ之ヲ貶サルレバ辱ヲ後代ニ傳フ、其氏族ハ大小氏ニ別タレ、各氏ノ氏上、其氏人ヲ統領シ、其職ヲ世々ニシテ朝廷ニ奉仕シタリ、大化ノ改新ニ當リ、此古制ヲ破リシヨリ、後ニハ職ヲ以テ氏トスルコト廢レ、職號ヲ負フト雖モ、唯類族ヲ別ツニ過ギザルモノトナレリ、

姓ハ之ヲ通ジテイヘバ、氏ト加婆禰トヲ兼ネタルモノニテ、拆チテイヘバ、單ニ加婆禰ヲ稱スルナリ、加婆禰ハ、之ヲ以テ尊卑ヲ別ツモノナレバ、數種ノ等級アリ、其順序ハ詳ニスルヲ得可カラズト雖モ、天武天皇ノ時定メラレタル八色姓ニヨリ、又此等ノ姓ヲ授ケラレタル事實ニヨリテ考フレバ、此制ノ制定前後ニ於ケル姓ノ等級ハ、略〻之ヲ推知スルコト難カラザルナリ、

大化以前ノ制ヲ考フルニ、神別諸氏ニハ連姓ヲ賜ヒ、皇別諸氏ニハ臣姓ヲ賜フコト、通例タリシガ如シ、而シテ其臣連ハ、各〻其氏族及ビ部曲ノ民ヲ統領シ、其上ニ大臣大連アリテ、大臣ハ、臣姓諸氏ヲ率キ、大連ハ、連姓諸氏ヲ率キ、以テ大政ニ參與セシナリ、大化以來、此制廢レ、朝

古事類苑

姓名部一

姓氏上

古事類苑

姓名部目錄

神宮司廳藏版

古事類苑

姓名部

古事類苑刊行會

BINDING INSTRUCTIONS FROM

CATALOGUE DEPT.

Bind	front cover in	
	back cover in	
	both covers in	

Mend ✓